

中小企業庁委託調査

平成27年度
海外の中小企業・小規模事業者に
関する制度及び統計調査に係る
委託事業

報告書

<統計編>

平成28年3月

MRI 株式会社 三菱総合研究所

総目次

国別の中小企業統計

欧州連合	1
グレートブリテン及び北アイルランド連合王国	19
フランス共和国	79
ドイツ連邦共和国	131
スウェーデン王国	173
アメリカ合衆国	199
中華人民共和国	271
大韓民国	307
シンガポール共和国	369

欧州連合

目 次

【欧州連合】

1. 中小企業の企業数、その全企業数に占める割合.....	6
2. 中小企業の雇用者数、その全企業に占める割合.....	10
5. 中小企業の付加価値額、その全企業に占める割合.....	14

I 欧州連合

項目	EU
1. 中小企業の企業数、その全企業数に占める割合	16,394,548 社 99.8% 2015 年
2. 中小企業の雇用者数、その全企業に占める割合	73,077,243 人 71.1% 2015 年
3. 中小企業の生産額、その全企業に占める割合	データ無し
4. 中小企業の出荷額、その全企業に占める割合	データ無し
5. 中小企業の付加価値額、その全企業に占める割合	3,106,128 百万ユーロ 56.0% 2015 年
6. 中小企業の販売額、その全企業に占める割合	データ無し
7. 開廃業率	データ無し
< 中小企業の収益性 >	
8.1 売上高営業利益率	データ無し
< 中小企業の収益性 >	
8.2 売上高税引前利益率	データ無し
< 中小企業の安全性 >	
9. 自己資本比率	データ無し
< 中小企業の生産性 >	
10.1 従業者 1 人当たり付加価値額	データ無し
< 中小企業の生産性 >	
10.2 従業者 1 人当たり売上	データ無し
< 中小企業の生産性 >	
10.3 従業者 1 人当たり純利益	データ無し
< 中小企業の成長性 >	
11. 前年比増収率	データ無し
12. 中小企業の融資額、その全企業に占める割合	データ無し
13. 中小企業の社債発行額、その全企業に占める割合	データ無し
14. 有効求人倍率	データ無し
15. 失業率	データ無し
16. 規模別(大企業・中小企業・小規模事業者)の倒産件数	データ無し
17. 企業の生存率	データ無し
18. 輸出企業の割合	データ無し

1. 中小企業の企業数、その全企業数に占める割合

資料名（調査名）	中小企業 パフォーマンス レビュー
（原語）	SME Performance Review
公表主体	欧州委員会 域内市場・産業・起業・中小企業総局
（原語）	European Commission Directorate General for Internal Market, Industry, Entrepreneurship and SMEs
データの出所	欧州連合加盟各国が保有する企業等の税務情報等
（原語）	—
調査の目的	欧州連合の中小企業の現状および中小企業政策について情報収集し、事実証拠に基づく効果的な政策の策定に役立てる。
調査の対象	欧州連合加盟国 28 カ国が対象。調査対象は、①鉱業・採石業、②製造業、③電気・ガス・スチーム・エアコン、④水道・下水、⑤建設業、⑥卸・小売業、自動車・バイクの修理、⑦ホテル・飲食業、⑧運輸・倉庫、⑨情報・通信、⑩不動産業の企業。ただし、金融業は除外されている。
調査の根拠法令	欧州委員会規則（Commission Regulation）No2700/98 において構造的企業統計（Structural Business Statistics）が定められている。
抽出方法	全数調査
調査の方法	欧州委員会統計局（Eurostat）の構造的企業統計部（SBS：Structural Business Statistics）が、欧州各国が保有する企業の税務情報等を集計し、調整を加えている。欧州委員会 域内市場・産業・起業・中小企業総局によって、データが公表されている。
中小企業の定義	欧州委員会 域内市場・産業・起業・中小企業総局のウェブサイトでは、企業規模が以下の項目に基づいて分類されている。従業員数に加えて、年間売上高か総資産額のどちらかの項目が基準を満たしている場合に、それぞれ小規模事業者・小企業・中規模企業と規定される。 ¹ 小規模事業者：従業員 10 人未満かつ、年間売上高 200 万ユーロ以下もしくは総資産が 200 万ユーロ以下 小企業：従業員 10 人以上 50 人未満かつ、年間売上高 1,000 万ユーロ以下もしくは総資産が 1,000 万ユーロ以下 中規模企業：従業員 50 人以上 250 人未満かつ、年間売上高 5,000 万ユーロ以下もしくは総資産が 4,300 万ユーロ以下
調査時点	2015 年 11 月時点（公表は 2015 年）

¹ http://ec.europa.eu/growth/smes/business-friendly-environment/sme-definition/index_en.htm

調査時期	毎年実施
調査の概要の出所	欧州委員会 域内市場・産業・起業・中小企業総局 ウェブサイト (http://ec.europa.eu/growth/smes/business-friendly-environment/performance-review/index_en.htm)

図表 1 産業別規模別企業数

規模		中小企業				大企業		合計	
産業	年	企業数	構成比 (%)	うち零細企業		企業数	構成比 (%)	企業数	構成比 (%)
				企業数	構成比 (%)				
鉱業・採石業	2009	19,794	98.8	14,766	74.6	232	1.2	20,027	100.0
	2010	20,158	98.8	15,333	76.1	237	1.2	20,395	100.0
	2011	19,488	98.8	14,624	75.0	229	1.2	19,717	100.0
	2012	19,285	98.9	14,623	75.8	222	1.1	19,504	100.0
	2013	19,249	98.8	14,654	76.1	218	1.1	19,473	100.0
	2014	18,964	98.9	14,467	76.3	211	1.1	19,168	100.0
	2015	18,766	98.9	14,335	76.4	207	1.1	18,972	100.0
製造業	2009	2,055,687	99.2	1,677,809	81.6	16,298	0.8	2,071,983	100.0
	2010	2,132,067	99.3	1,760,260	82.6	15,835	0.7	2,147,904	100.0
	2011	2,111,175	99.2	1,741,247	82.5	16,006	0.8	2,127,176	100.0
	2012	2,104,814	99.3	1,739,017	82.6	15,807	0.7	2,120,624	100.0
	2013	2,080,967	99.3	1,721,827	82.7	15,596	0.7	2,096,562	100.0
	2014	2,041,441	99.3	1,689,847	82.8	15,164	0.7	2,056,606	100.0
	2015	2,012,288	99.3	1,665,993	82.8	14,844	0.7	2,027,131	100.0
電気・ガス・スチーム・エアコン	2009	38,598	98.4	34,802	90.2	634	1.6	39,232	100.0
	2010	50,976	98.8	47,060	92.3	623	1.2	51,599	100.0
	2011	62,425	98.9	58,202	93.2	716	1.1	63,142	100.0
	2012	65,968	98.9	61,503	93.2	755	1.1	66,722	100.0
	2013	65,182	98.9	60,795	93.3	740	1.1	65,922	100.0
	2014	65,483	98.9	61,148	93.4	730	1.1	66,216	100.0
	2015	66,348	98.9	62,038	93.5	725	1.1	67,073	100.0
水道・下水	2009	58,018	98.6	44,453	76.6	794	1.4	58,812	100.0
	2010	68,333	98.8	54,320	79.5	813	1.2	69,146	100.0
	2011	70,074	98.8	55,184	78.8	822	1.2	70,898	100.0
	2012	72,897	98.9	57,613	79.0	827	1.1	73,724	100.0
	2013	72,914	98.9	57,901	79.4	805	1.1	73,728	100.0
	2014	74,192	98.9	58,988	79.5	800	1.1	74,994	100.0
	2015	75,928	99.0	60,438	79.6	804	1.0	76,732	100.0
建設業	2009	3,212,348	99.9	2,986,578	93.0	2,257	0.1	3,214,723	100.0
	2010	3,308,232	99.9	3,093,932	93.5	2,239	0.1	3,310,469	100.0
	2011	3,264,932	99.9	3,051,881	93.5	2,265	0.1	3,267,096	100.0
	2012	3,235,868	99.9	2,557,111	79.0	2,362	0.1	3,238,040	100.0
	2013	3,084,760	99.9	3,019,907	97.9	2,421	0.1	3,086,853	100.0
	2014	2,996,472	99.9	2,787,583	93.0	2,491	0.1	2,998,489	100.0
	2015	2,938,408	99.9	2,729,263	92.9	2,517	0.1	2,940,392	100.0
卸・小売業、自動車・バイクの修理	2009	6,107,551	99.9	5,706,535	93.4	7,280	0.1	6,114,834	100.0
	2010	6,256,182	99.9	5,855,422	93.6	7,166	0.1	6,263,349	100.0
	2011	6,259,714	99.9	5,848,796	93.4	7,430	0.1	6,267,148	100.0
	2012	6,204,637	99.9	5,794,530	93.4	7,393	0.1	6,212,027	100.0
	2013	6,154,348	99.9	5,745,299	93.4	7,370	0.1	6,161,722	100.0
	2014	6,160,411	99.9	5,744,497	93.2	7,449	0.1	6,167,865	100.0
	2015	6,200,534	99.9	5,775,266	93.1	7,582	0.1	6,208,116	100.0
ホテル・飲食業	2009	1,774,834	99.9	1,613,719	90.9	1,547	0.1	1,776,383	100.0
	2010	1,801,523	99.9	1,638,255	90.9	1,537	0.1	1,803,057	100.0
	2011	1,821,163	99.9	1,652,556	90.7	1,672	0.1	1,822,835	100.0
	2012	1,802,952	99.9	1,631,088	90.5	1,714	0.1	1,804,665	100.0
	2013	1,788,577	99.9	1,617,124	90.4	1,708	0.1	1,790,290	100.0
	2014	1,794,369	99.9	1,621,352	90.4	1,722	0.1	1,796,093	100.0
	2015	1,811,628	99.9	1,636,375	90.3	1,745	0.1	1,813,375	100.0
運輸・倉庫	2009	1,123,006	99.7	1,022,522	91.1	3,211	0.3	1,126,219	100.0
	2010	1,128,617	99.7	1,028,961	91.2	3,232	0.3	1,131,844	100.0
	2011	1,138,103	99.7	1,036,088	91.0	3,330	0.3	1,141,431	100.0
	2012	1,119,949	99.7	1,017,662	90.9	3,319	0.3	1,123,268	100.0
	2013	1,110,796	99.7	1,008,781	90.8	3,306	0.3	1,114,104	100.0
	2014	1,107,173	99.7	1,004,852	90.8	3,303	0.3	1,110,470	100.0
	2015	1,109,028	99.7	1,005,784	90.7	3,316	0.3	1,112,345	100.0
情報と通信	2009	800,028	99.7	744,011	93.0	2,247	0.3	802,275	100.0
	2010	875,750	99.7	819,553	93.6	2,217	0.3	877,967	100.0
	2011	909,217	99.7	851,227	93.6	2,283	0.3	911,500	100.0
	2012	923,151	99.7	863,701	93.6	2,322	0.3	925,473	100.0
	2013	936,827	99.7	876,077	93.5	2,365	0.3	939,192	100.0
	2014	944,625	99.7	883,186	93.5	2,386	0.3	947,011	100.0
	2015	956,891	99.7	894,458	93.5	2,423	0.3	959,314	100.0

不動産業	2009	1,107,429	99.9	1,083,885	97.9	558	0.1	1,107,988	100.0
	2010	1,146,238	100.0	1,122,821	98.0	548	0.0	1,146,787	100.0
	2011	1,190,206	100.0	1,166,629	98.0	532	0.0	1,190,739	100.0
	2012	1,187,232	100.0	1,163,264	98.0	522	0.0	1,187,751	100.0
	2013	1,191,930	100.0	1,166,306	97.9	568	0.0	1,192,499	100.0
	2014	1,194,984	99.9	1,167,911	97.7	612	0.1	1,195,597	100.0
	2015	1,204,729	99.9	1,175,870	97.6	665	0.1	1,205,389	100.0
上記の合計(金融業を除く)	2009	16,297,293	99.8	14,929,080	91.6	35,058	0.2	16,332,476	100.0
	2010	16,788,076	99.8	15,435,917	91.9	34,447	0.2	16,822,517	100.0
	2011	16,846,497	99.8	15,476,434	91.9	35,285	0.2	16,881,682	100.0
	2012	16,736,753	99.8	14,900,112	89.0	35,243	0.2	16,771,798	100.0
	2013	16,505,550	99.8	15,288,671	92.6	35,097	0.2	16,540,345	100.0
	2014	16,398,114	99.8	15,033,831	91.7	34,868	0.2	16,432,509	100.0
	2015	16,394,548	99.8	15,019,820	91.6	34,828	0.2	16,428,839	100.0

資料：欧州委員会 域内市場・産業・起業・中小企業総局 「中小企業 パフォーマンスレビュー」

データの出所：欧州連合加盟各国が保有する企業等の税務情報等

注：

1. 中小企業とは従業員数 250 人未満かつ、年間売上高 5,000 万ユーロ以下もしくは総資産が 4,300 万ユーロ以下企業をいう。
2. ここで小規模事業者とは、従業員 10 人未満かつ、年間売上高 200 万ユーロ以下もしくは総資産が 200 万ユーロ以下の企業をいう。
3. 金融関係企業は除かれている。

2. 中小企業の雇用者数、その全企業に占める割合

資料名（調査名）	中小企業 パフォーマンス レビュー
（原語）	SME Performance Review
公表主体	欧州委員会 域内市場・産業・起業・中小企業総局
（原語）	European Commission Directorate General for Internal Market, Industry, Entrepreneurship and SMEs
データの出所	欧州連合加盟各国が保有する企業等の税務情報等
（原語）	—
調査の目的	欧州連合の中小企業の現状および中小企業政策について情報収集し、事実証拠に基づく効果的な政策の策定に役立てる。
調査の対象	欧州連合加盟国 28 カ国が対象。調査対象は、①鉱業・採石業、②製造業、③電気・ガス・スチーム・エアコン、④水道・下水、⑤建設業、⑥卸・小売業、自動車・バイクの修理、⑦ホテル・飲食業、⑧運輸・倉庫、⑨情報・通信、⑩不動産業の企業。ただし、金融業は除外されている。
調査の根拠法令	欧州委員会規則（Commission Regulation）No2700/98 において構造的企業統計（Structural Business Statistics）が定められている。
抽出方法	全数調査
調査の方法	欧州委員会統計局（Eurostat）の構造的企業統計部（SBS：Structural Business Statistics）が、欧州各国が保有する企業の税務情報等を集計し、調整を加えている。欧州委員会 域内市場・産業・起業・中小企業総局によって、データが公表されている。
中小企業の定義	<p>欧州委員会 域内市場・産業・起業・中小企業総局のウェブサイトでは、企業規模が以下の項目に基づいて分類されている。従業員数に加えて、年間売上高か総資産額のどちらかの項目が基準を満たしている場合に、それぞれ小規模事業者・小企業・中規模企業と規定される。</p> <p>小規模事業者：従業員 10 人未満かつ、年間売上高 200 万ユーロ以下もしくは総資産が 200 万ユーロ以下</p> <p>小企業：従業員 10 人以上 50 人未満かつ、年間売上高 1,000 万ユーロ以下もしくは総資産が 1,000 万ユーロ以下</p> <p>中規模企業：従業員 50 人以上 250 人未満かつ、年間売上高 5,000 万ユーロ以下もしくは総資産が 4,300 万ユーロ以下</p>
従業員の定義	中小企業の定義においては、User Guide to the SME definition ² と呼

² http://ec.europa.eu/growth/smes/business-friendly-environment/sme-definition/index_en.htm

	<p>ばれるガイドラインが 2005 年に決議されている。その定義においては、従業員は次のような雇用者が含まれるとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員(Employees) その企業に従事しており、国内法において従業員とみなされる人々(Persons working for the enterprise being subordinated to it and considered to be employees under national law) ・ 経営者 (Owner-managers) 企業の通常業務に関わっており、その企業から経済的な利益を得ている出資社員(Partners engaged in a regular activity in the enterprise and benefiting from financial advantages from the enterprise) <p>なお、研修生や職業訓練中の学生、育児休暇中の雇用者は含まれていない。</p>
<p>調査時点 調査時期</p>	<p>2015 年 11 月時点 (公表は 2015 年) 毎年実施</p>
<p>調査の概要の出所</p>	<p>欧州委員会 域内市場・産業・起業・中小企業総局ウェブサイト (http://ec.europa.eu/growth/smes/business-friendly-environment/performance-review/index_en.htm)</p>

図表 2 産業別規模別従業員数

規模		中小企業				大企業		合計	
産業	年			うち零細企業					
		従業員数 (人)	構成比 (%)	従業員数 (人)	構成比 (%)	従業員数 (人)	構成比 (%)	従業員数 (人)	構成比 (%)
鉱業・採石業	2009	213,032	32.3	41,365	6.3	446,067	67.7	659,099	100.0
	2010	207,171	32.8	43,215	6.8	424,624	67.2	631,795	100.0
	2011	205,424	33.3	39,757	6.4	411,929	66.7	617,353	100.0
	2012	203,978	33.1	40,109	6.5	412,146	66.9	616,124	100.0
	2013	204,784	32.7	41,191	6.6	421,904	67.3	626,688	100.0
	2014	204,796	32.9	41,421	6.7	417,265	67.1	622,061	100.0
	2015	205,978	33.3	41,801	6.8	413,278	66.7	619,256	100.0
製造業	2009	18,409,728	60.0	4,322,599	14.1	12,297,667	40.0	30,707,395	100.0
	2010	18,232,834	60.2	4,400,401	14.5	12,067,688	39.8	30,300,522	100.0
	2011	18,198,622	59.8	4,353,675	14.3	12,213,562	40.2	30,412,184	100.0
	2012	17,958,510	59.8	4,316,681	14.4	12,094,020	40.2	30,052,530	100.0
	2013	17,871,684	59.7	4,314,377	14.4	12,072,598	40.3	29,944,282	100.0
	2014	17,662,200	59.8	4,276,602	14.5	11,874,426	40.2	29,536,626	100.0
	2015	17,530,464	59.9	4,255,692	14.5	11,729,323	40.1	29,259,787	100.0
電気・ガス・ス チーム・エアコ ン	2009	245,732	20.5	44,460	3.7	950,513	79.5	1,196,245	100.0
	2010	256,264	21.2	48,587	4.0	955,350	78.8	1,211,614	100.0
	2011	263,145	21.8	52,739	4.4	944,982	78.2	1,208,127	100.0
	2012	260,412	21.8	52,350	4.4	934,720	78.2	1,195,132	100.0
	2013	261,436	21.7	53,216	4.4	943,422	78.3	1,204,858	100.0
	2014	263,549	21.8	55,304	4.6	944,325	78.2	1,207,874	100.0
	2015	266,715	21.9	57,732	4.7	950,204	78.1	1,216,919	100.0
水道・下水	2009	705,257	54.7	118,439	9.2	584,057	45.3	1,289,314	100.0
	2010	747,732	55.2	124,661	9.2	607,289	44.8	1,355,021	100.0
	2011	777,353	55.7	122,043	8.7	619,376	44.3	1,396,729	100.0
	2012	779,550	55.5	126,259	9.0	626,138	44.5	1,405,688	100.0
	2013	784,287	55.6	130,940	9.3	625,337	44.4	1,409,624	100.0
	2014	807,692	56.1	136,891	9.5	632,989	43.9	1,440,681	100.0
	2015	835,868	56.5	143,945	9.7	643,336	43.5	1,479,204	100.0
建設業	2009	12,329,316	78.4	6,330,249	78.4	1,740,364	21.6	8,070,613	100.0
	2010	11,868,850	78.9	6,180,558	78.9	1,649,017	21.1	7,829,575	100.0
	2011	11,515,626	78.5	5,921,399	78.5	1,619,615	21.5	7,541,014	100.0
	2012	11,061,009	78.4	5,656,497	78.4	1,561,263	21.6	7,217,760	100.0
	2013	10,658,687	78.1	5,384,343	78.1	1,507,863	21.9	6,892,206	100.0
	2014	10,422,465	78.2	5,236,934	78.2	1,461,372	21.8	6,698,306	100.0
	2015	10,270,893	78.2	5,124,079	78.2	1,430,176	21.8	6,554,255	100.0
卸・小売業、 自動車・バイク の修理	2009	23,815,240	71.7	12,327,447	37.1	9,407,234	28.3	33,222,474	100.0
	2010	23,679,074	71.7	12,144,968	36.8	9,359,817	28.3	33,038,891	100.0
	2011	23,715,804	71.2	12,022,497	36.1	9,579,515	28.8	33,295,319	100.0
	2012	23,505,240	71.0	11,885,128	35.9	9,613,602	29.0	33,118,842	100.0
	2013	23,379,188	70.9	11,785,301	35.7	9,589,221	29.1	32,968,409	100.0
	2014	23,576,278	70.9	11,780,558	35.4	9,665,968	29.1	33,242,246	100.0
	2015	23,895,376	70.9	11,825,891	35.1	9,792,820	29.1	33,688,196	100.0
ホテル・飲食業	2009	8,425,437	83.5	4,311,345	42.7	1,661,182	16.5	10,086,619	100.0
	2010	8,445,936	82.6	4,305,590	42.1	1,781,728	17.4	10,227,664	100.0
	2011	8,547,598	82.8	4,355,940	42.2	1,778,154	17.2	10,325,752	100.0
	2012	8,536,884	82.4	4,315,359	41.7	1,817,461	17.6	10,354,345	100.0
	2013	8,492,607	82.4	4,279,937	41.5	1,811,913	17.6	10,304,520	100.0
	2014	8,541,015	82.4	4,289,596	41.4	1,822,323	17.6	10,363,338	100.0
	2015	8,629,399	82.4	4,321,600	41.3	1,839,133	17.6	10,468,532	100.0
運輸・倉庫	2009	5,436,804	51.7	2,087,611	19.9	5,075,929	48.3	10,512,733	100.0
	2010	5,447,689	51.8	2,056,408	19.5	5,072,093	48.2	10,519,782	100.0
	2011	5,531,592	52.1	2,061,348	19.4	5,076,814	47.9	10,608,406	100.0
	2012	5,495,030	52.0	2,025,877	19.2	5,064,287	48.0	10,559,317	100.0
	2013	5,471,552	52.0	2,009,334	19.1	5,045,222	48.0	10,516,774	100.0
	2014	5,479,734	52.1	2,003,441	19.1	5,032,266	47.9	10,512,000	100.0
	2015	5,514,145	52.2	2,004,812	19.0	5,047,838	47.8	10,561,983	100.0
情報と通信	2009	3,255,147	56.1	1,300,065	22.4	2,547,037	43.9	5,802,184	100.0
	2010	3,308,080	57.0	1,325,051	22.8	2,498,974	43.0	5,807,054	100.0
	2011	3,367,665	57.1	1,340,519	22.7	2,530,025	42.9	5,897,690	100.0
	2012	3,398,857	57.1	1,336,647	22.4	2,556,073	42.9	5,954,930	100.0
	2013	3,447,236	57.1	1,348,320	22.3	2,591,666	42.9	6,038,902	100.0
	2014	3,480,174	57.2	1,357,596	22.3	2,606,371	42.8	6,086,545	100.0
	2015	3,527,657	57.2	1,371,456	22.3	2,635,943	42.8	6,163,600	100.0

不動産業	2009	2,302,267	86.1	1,553,333	58.1	370,809	13.9	2,673,076	100.0
	2010	2,288,634	86.3	1,540,169	58.1	363,577	13.7	2,652,211	100.0
	2011	2,279,685	87.3	1,530,141	58.6	331,606	12.7	2,611,291	100.0
	2012	2,303,059	87.3	1,521,734	57.7	334,887	12.7	2,637,946	100.0
	2013	2,329,787	86.8	1,509,116	56.2	354,292	13.2	2,684,079	100.0
	2014	2,359,004	86.5	1,503,314	55.1	369,138	13.5	2,728,142	100.0
	2015	2,400,748	86.2	1,503,715	54.0	385,648	13.8	2,786,396	100.0
上記の合計 (金融業を除く)	2009	75,137,960	72.1	32,436,913	31.1	35,080,859	33.7	104,219,752	100.0
	2010	74,482,264	71.9	32,169,608	31.1	34,780,157	33.6	103,574,129	100.0
	2011	74,402,514	71.6	31,800,058	30.6	35,105,578	33.8	103,913,865	100.0
	2012	73,502,529	71.3	31,276,641	30.3	35,014,597	34.0	103,112,614	100.0
	2013	72,901,248	71.1	30,856,075	30.1	34,963,438	34.1	102,590,342	100.0
	2014	72,796,907	71.1	30,681,657	30.0	34,826,443	34.0	102,437,819	100.0
	2015	73,077,243	71.1	30,650,723	29.8	34,867,699	33.9	102,798,128	100.0

資料：欧州委員会 域内市場・産業・起業・中小企業総局 「中小企業 パフォーマンスレビュー」

データの出所：欧州連合加盟各国が保有する企業等の税務情報等

注：

1. 中小企業とは従業員数 250 人未満かつ、年間売上高 5,000 万ユーロ以下もしくは総資産が 4,300 万ユーロ以下企業をいう。
2. ここで小規模事業者とは、従業員 10 人未満かつ、年間売上高 200 万ユーロ以下もしくは総資産が 200 万ユーロ以下の企業をいう。
3. 金融関係企業は除かれている。

5. 中小企業の付加価値額、その全企業に占める割合

資料名（調査名）	中小企業 パフォーマンス レビュー
（原語）	SME Performance Review
公表主体	欧州委員会 域内市場・産業・起業・中小企業総局
（原語）	European Commission Directorate General for Internal Market, Industry, Entrepreneurship and SMEs
データの出所	欧州連合加盟各国が保有する企業等の税務情報等
（原語）	—
調査の目的	欧州連合の中小企業の現状および中小企業政策について情報収集し、事実証拠に基づく効果的な政策の策定に役立てる。
調査の対象	欧州連合加盟国 28 カ国が対象。調査対象は、①鉱業・採石業、②製造業、③電気・ガス・スチーム・エアコン、④水道・下水、⑤建設業、⑥卸・小売業、自動車・バイクの修理、⑦ホテル・飲食業、⑧運輸・倉庫、⑨情報・通信、⑩不動産業の企業。ただし、金融業は除外されている。
調査の根拠法令	欧州委員会規則（Commission Regulation）No2700/98 において構造的企業統計（Structural Business Statistics）が定められている。
抽出方法	全数調査
調査の方法	欧州委員会統計局（Eurostat）の構造的企業統計部（SBS：Structural Business Statistics）が、欧州各国が保有する企業の税務情報等を集計し、調整を加えている。欧州委員会 域内市場・産業・起業・中小企業総局によって、データが公表されている。
中小企業の定義	<p>欧州委員会 域内市場・産業・起業・中小企業総局のウェブサイトでは、企業規模が以下の項目に基づいて分類されている。従業員数に加えて、年間売上高か総資産額のどちらかの項目が基準を満たしている場合に、それぞれ小規模事業者・小企業・中規模企業と規定される。</p> <p>小規模事業者：従業員 10 人未満かつ、年間売上高 200 万ユーロ以下もしくは総資産が 200 万ユーロ以下</p> <p>小企業：従業員 10 人以上 50 人未満かつ、年間売上高 1,000 万ユーロ以下もしくは総資産が 1,000 万ユーロ以下</p> <p>中規模企業：従業員 50 人以上 250 人未満かつ、年間売上高 5,000 万ユーロ以下もしくは総資産が 4,300 万ユーロ以下</p>
付加価値額の定義	付加価値額(Gross value added at factor cost) は、以下の項目の合算額である。

	<ul style="list-style-type: none"> ・売上高(turnover) (+); ・資本化された生産高(capitalized production) (+); ・その他の他営業利益(other operating income (+)); ・株価の増減(increases (+) or decreases (-) of stocks); ・物品の購入(purchases of goods and services) (-); ・売上高に連結しており、控除非対象の物品に課税される税金 (other taxes on products which are linked to turnover but not deductible) (-); ・生産高に連結している関税や税金(duties and taxes linked to production) (-).
調査時点 調査時期	2015年11月時点（公表は2015年） 毎年実施
調査の概要の出所	欧州委員会 域内市場・産業・起業・中小企業総局ウェブサイト (http://ec.europa.eu/growth/smes/business-friendly-environment/performance-review/index_en.htm)

図表3 産業別規模別付加価値額

規模		中小企業				大企業		合計	
産業	年	付加価値額 (百万ユーロ)	構成比 (%)	うち零細企業		付加価値額 (百万ユーロ)	構成比 (%)	付加価値額 (百万ユーロ)	構成比 (%)
				付加価値額 (百万ユーロ)	構成比 (%)				
鉱業・採石業	2009	26,854	30.6	8,479	9.7	60,978	69.4	87,832	100.0
	2010	29,263	34.8	9,380	11.2	54,809	65.2	84,072	100.0
	2011	32,163	33.8	11,158	11.7	62,884	66.2	95,046	100.0
	2012	32,100	38.1	10,236	12.1	52,242	61.9	84,343	100.0
	2013	31,825	36.4	9,495	10.9	55,642	63.6	87,467	100.0
	2014	33,742	34.5	9,952	10.2	64,203	65.5	97,945	100.0
	2015	35,870	29.9	10,415	8.7	84,068	70.1	119,938	100.0
製造業	2009	646,034	46.1	104,785	7.5	755,493	53.9	1,401,527	100.0
	2010	715,633	45.0	118,247	7.4	875,744	55.0	1,591,377	100.0
	2011	743,628	45.0	121,031	7.3	908,426	55.0	1,652,054	100.0
	2012	744,857	45.4	118,021	7.2	896,854	54.6	1,641,711	100.0
	2013	754,254	45.8	121,039	7.3	893,213	54.2	1,647,467	100.0
	2014	755,121	45.8	121,041	7.3	893,950	54.2	1,649,071	100.0
	2015	761,368	45.8	122,027	7.3	901,474	54.2	1,662,841	100.0
電気・ガス・ス チーム・エアコ ン	2009	46,690	22.2	11,682	5.6	163,432	77.8	210,122	100.0
	2010	45,273	21.3	13,717	6.5	166,877	78.7	212,150	100.0
	2011	52,025	24.4	19,161	9.0	160,905	75.6	212,930	100.0
	2012	57,855	25.9	22,650	10.2	165,104	74.1	222,959	100.0
	2013	66,026	28.9	30,307	13.3	162,339	71.1	228,366	100.0
	2014	68,086	29.0	31,664	13.5	166,887	71.0	234,974	100.0
	2015	70,980	29.1	33,447	13.7	172,580	70.9	243,560	100.0
水道・下水	2009	38,961	49.6	5,737	7.3	39,656	50.4	78,616	100.0
	2010	44,182	50.8	8,256	9.5	42,802	49.2	86,985	100.0
	2011	46,292	50.3	7,917	8.6	45,807	49.7	92,099	100.0
	2012	49,076	50.5	8,658	8.9	48,197	49.5	97,273	100.0
	2013	51,514	51.8	9,574	9.6	48,016	48.2	99,530	100.0
	2014	54,153	51.8	10,067	9.6	50,366	48.2	104,519	100.0
	2015	57,321	52.0	10,656	9.7	52,807	48.0	110,129	100.0
建設業	2009	423,208	82.3	188,279	36.6	90,894	17.7	514,102	100.0
	2010	410,767	82.1	189,437	37.9	89,320	17.9	500,087	100.0
	2011	410,767	81.9	193,790	38.7	90,595	18.1	501,362	100.0
	2012	408,837	81.4	192,413	38.3	93,721	18.6	502,559	100.0
	2013	399,242	81.3	186,354	38.0	91,689	18.7	490,931	100.0
	2014	403,378	81.4	187,220	37.8	92,132	18.6	495,510	100.0
	2015	410,348	81.5	188,790	37.5	93,295	18.5	503,643	100.0
卸・小売業、 自動車・バイク の修理	2009	758,802	68.1	276,282	24.8	355,159	31.9	1,113,961	100.0
	2010	778,405	67.7	297,100	25.8	371,952	32.3	1,150,357	100.0
	2011	816,275	68.3	307,188	25.7	379,301	31.7	1,195,576	100.0
	2012	812,064	67.7	307,188	25.6	387,730	32.3	1,199,793	100.0
	2013	821,956	67.7	312,473	25.7	391,821	32.3	1,213,778	100.0
	2014	853,305	67.7	320,713	25.5	406,854	32.3	1,260,159	100.0
	2015	892,699	67.8	331,105	25.1	424,035	32.2	1,316,735	100.0
ホテル・飲食業	2009	147,106	78.0	68,502	36.3	41,377	22.0	188,483	100.0
	2010	152,293	77.3	71,994	36.5	44,730	22.7	197,023	100.0
	2011	161,760	77.3	74,890	35.8	47,480	22.7	209,239	100.0
	2012	165,094	76.5	75,841	35.1	50,696	23.5	215,790	100.0
	2013	166,736	76.6	76,800	35.3	51,004	23.4	217,740	100.0
	2014	171,796	76.4	78,712	35.0	53,133	23.6	224,929	100.0
	2015	177,961	76.3	81,128	34.8	55,156	23.7	233,117	100.0
運輸・倉庫	2009	208,209	47.4	64,631	14.7	231,103	52.6	439,312	100.0
	2010	214,654	45.4	64,949	13.7	258,613	54.6	473,267	100.0
	2011	219,263	45.5	66,758	13.8	262,846	54.5	482,109	100.0
	2012	226,630	45.3	68,323	13.6	274,208	54.7	500,838	100.0
	2013	229,500	45.3	69,519	13.7	276,847	54.7	506,347	100.0
	2014	236,082	45.4	71,108	13.7	284,144	54.6	520,226	100.0
	2015	244,400	45.5	73,161	13.6	292,770	54.5	537,170	100.0
情報と通信	2009	178,610	37.4	53,315	11.2	299,490	62.6	478,100	100.0
	2010	187,938	38.4	55,070	11.3	301,304	61.6	489,242	100.0
	2011	201,438	39.6	58,874	11.6	306,994	60.4	508,432	100.0
	2012	204,791	39.5	60,145	11.6	313,339	60.5	518,130	100.0
	2013	200,216	39.6	58,229	11.5	305,174	60.4	505,391	100.0
	2014	208,294	39.7	60,390	11.5	315,729	60.3	524,023	100.0
	2015	217,189	39.8	62,592	11.5	327,911	60.2	545,100	100.0

不動産業	2009	189,639	87.6	122,514	56.6	26,761	12.4	216,400	100.0
	2010	196,137	86.7	129,732	57.3	30,148	13.3	226,285	100.0
	2011	209,900	87.5	142,880	59.6	29,978	12.5	239,878	100.0
	2012	214,974	86.9	147,202	59.5	32,445	13.1	247,419	100.0
	2013	220,028	87.1	151,341	59.9	32,684	12.9	252,712	100.0
	2014	227,920	86.6	155,469	59.1	35,189	13.4	263,109	100.0
	2015	237,992	86.3	160,718	58.3	37,877	13.7	275,869	100.0
上記の合計(金融業を除く)	2009	2,664,113	56.3	904,206	19.1	2,064,343	43.7	4,728,456	100.0
	2010	2,774,544	55.4	957,882	19.1	2,236,299	44.6	5,010,844	100.0
	2011	2,893,509	55.8	1,003,647	19.3	2,295,215	44.2	5,188,724	100.0
	2012	2,916,277	55.8	1,010,677	19.3	2,314,537	44.2	5,230,814	100.0
	2013	2,941,298	56.0	1,025,129	19.5	2,308,430	44.0	5,249,728	100.0
	2014	3,011,878	56.0	1,046,335	19.5	2,362,587	44.0	5,374,465	100.0
	2015	3,106,128	56.0	1,074,040	19.4	2,441,972	44.0	5,548,100	100.0

資料：欧州委員会 域内市場・産業・起業・中小企業総局 「中小企業 パフォーマンス レビュー」

データの出所：欧州連合加盟各国が保有する企業等の税務情報等

注：

1. 中小企業とは従業員数 250 人未満かつ、年間売上高 5,000 万ユーロ以下もしくは総資産が 4,300 万ユーロ以下企業をいう。
2. ここで小規模事業者とは、従業員 10 人未満かつ、年間売上高 200 万ユーロ以下もしくは総資産が 200 万ユーロ以下の企業をいう。
3. 金融関係企業は除かれている。

グレートブリテン及び北アイルランド連合王国

目 次

【イギリス】

1. 中小企業の企業数、その全企業数に占める割合.....	24
2. 中小企業の雇用者数、その全企業に占める割合.....	31
3. 中小企業の生産額、その全企業に占める割合.....	38
5. 中小企業の付加価値額、その全企業に占める割合.....	42
6. 中小企業の販売額、その全企業に占める割合.....	47
7. 開廃業率	54
8. 中小企業の収益性.....	57
8.1 売上高営業利益率.....	57
10. 中小企業の生産性.....	61
10.1 従業者1人当たり付加価値額.....	61
12. 中小企業の融資額、その全企業に占める割合.....	66
14. 有効求人倍率	68
15. 失業率	70
16. 規模別（大企業・中小企業・小規模事業者）の倒産件数.....	72
17. 企業の生存率	75
18. 中小企業のうち輸出企業が占める割合.....	77

II グレートブリテン及び北アイルランド連合王国

項目	グレートブリテン及び北アイルランド連合王国 (以降イギリスと表記)
1. 中小企業の企業数、その全企業数に占める割合	5,236,390 社 99.9% 2014年
2. 中小企業の雇用者数、その全企業に占める割合	15,159 千人 60.1% 2014年
3. 中小企業の生産額、その全企業に占める割合	828,234 百万ユーロ 43.4% 2012年
4. 中小企業の出荷額、その全企業に占める割合	データ無し
5. 中小企業の付加価値額、その全企業に占める割合	416,859 百万ユーロ 48.1% 2015年
6. 中小企業の販売額、その全企業に占める割合	1,647,202 百万ポンド 46.8% 2014年
7. 開廃業率	全企業の廃業率: 9.7% 全企業の開業率: 14.1% 2013年
< 中小企業の収益性 >	付加価値額営業利益率: 52.8 %
8.1 売上高営業利益率	2012年
< 中小企業の収益性 >	データ無し
8.2 売上高税引前利益率	データ無し
< 中小企業の安全性 >	データ無し
9. 自己資本比率	データ無し
< 中小企業の生産性 >	1人当たり付加価値額: 56.2 千ユーロ
10.1 従業者1人当たり付加価値額	2015年
< 中小企業の生産性 >	データ無し
10.2 従業者1人当たり売上	データ無し
< 中小企業の生産性 >	データ無し
10.3 従業者1人当たり純利益	データ無し
< 中小企業の成長性 >	データ無し
11. 前年比増収率	データ無し
12. 中小企業の融資額、その全企業に占める割合	月間平均新規融資額(小企業): 527.5 百万ポンド 月間平均新規融資額(中企業): 1,581 百万ポンド 2014年
13. 中小企業の社債発行額、その全企業に占める割合	データ無し
14. 有効求人倍率	2.2 (2015年10月-12月)
15. 失業率	5.1% (2015年10月-12月)
16. 規模別(大企業・中小企業・小規模事業者)の倒産件数	14,065 件(全企業) 2014年
17. 企業の生存率	1年生存数: 323,810 社、93.5% (2013年)
18. 輸出企業の割合	中企業に占める輸出企業の割合: 23.2 (製造業・2013年)

1. 中小企業の企業数、その全企業数に占める割合

資料名（調査名）	イギリスと地方のビジネス人口推計：統計リリース
（原語）	Business Population Estimates for the UK and regions, Statistical Release
公表主体	ビジネス・イノベーション・職業技能省
（原語）	Department for Business, Innovation and Skills
データの出所	国家統計局 および 省間合同事業体記録
（原語）	Office for National Statistic, Inter-Departmental Business Register
調査の目的	報告書出版の主な目的は、「イギリス全体および各地区における企業関連情報（企業数、従業員数、売上高）のデータを提供すること」であるとしている。
調査の対象	民間部門：公社（public corporation）および国有化団体（nationalized body）を含む会社（company）、個人事業主（sole proprietor）および組合・合名・合資会社（partnership）。ただし、行政機関（government）および非営利団体（non-profit organization）は含まれない。
抽出方法	標本調査
調査の方法	国家統計局（Office for National Statistics）の労働力調査（Labour Force Survey）、および省間合同事業体記録（Inter-Departmental Business Register）、イギリス歳入関税庁（HM Revenue and Customs）の個人所得調査（Survey of Personal Incomes）に基づいて集計されている。ただし、標本調査のため、最小規模区分（従業員数 0 人）には推計値が含まれ、企業総数や雇用企業総数が各部分の合計と一致しない場合がある。
中小企業の定義	イギリスでは統一された定義はなく、定義は産業毎に異なる。本統計では、以下のように従業員数に基づいて分類されている。 小企業：従業員 50 人未満 中規模企業：従業員 50 人以上 250 人未満 大企業：従業員 250 人未満 なお、統計上の中小企業の定義は、Companies Act 2006 に従い、従業員数が 250 人未満の企業と定義することが多い。また、本統計では小規模事業者の定義は示されていないが、欧州連合の定義と同様に、従業員 10 人未満の企業を小規模事業者と定義するのが一般的である。
調査時点	2014 年時点（公表は 2014 年）
調査時期	毎年実施

調査の概要の出所	UK Government ウェブサイト (2014 年分 https://www.gov.uk/government/statistics/business-population-estimates-2014 2013 年分 https://www.gov.uk/government/statistics/business-population-estimates-2013 2010～2012 年分 https://www.gov.uk/government/statistics/bis-business-population-estimates)
----------	--

図表 1 産業別規模別企業数

規模		中小企業				大企業		合計	
産業	年	うち零細企業							
		企業数	構成比 (%)	企業数	構成比 (%)	企業数	構成比 (%)	企業数	構成比 (%)
農業・林業・漁業	1994	209,674	100.0	206,744	98.6	19	0.0	209,693	100.0
	1995	199,323	100.0	195,213	97.9	5	0.0	199,328	100.0
	1996	213,339	100.0	209,701	98.3	5	0.0	213,344	100.0
	1997	220,850	100.0	217,005	98.3	20	0.0	220,870	100.0
	1998	192,825	100.0	189,245	98.1	15	0.0	192,840	100.0
	1999	185,285	100.0	182,115	98.3	20	0.0	185,305	100.0
	2000	249,040	100.0	246,115	98.8	15	0.0	249,055	100.0
	2001	237,555	100.0	234,575	98.7	25	0.0	237,580	100.0
	2002	231,065	100.0	228,035	98.7	20	0.0	231,085	100.0
	2003	232,980	100.0	230,045	98.7	20	0.0	233,000	100.0
	2004	222,265	100.0	219,330	98.7	20	0.0	222,285	100.0
	2005	222,265	100.0	219,330	98.7	20	0.0	222,285	100.0
	2006	234,145	100.0	231,210	98.7	20	0.0	234,165	100.0
	2007	233,425	100.0	230,220	98.6	20	0.0	233,445	100.0
	2008	174,295	100.0	170,920	98.1	20	0.0	174,315	100.0
	2009	195,455	100.0	191,860	98.1	25	0.0	195,480	100.0
2010	145,895	100.0	142,570	97.7	25	0.0	145,920	100.0	
2011	149,785	100.0	149,785	100.0	40	0.0	149,825	100.0	
2012	152,040	100.0	148,560	97.7	45	0.0	152,085	100.0	
2013	153,565	100.0	149,975	97.6	55	0.0	153,620	100.0	
2014	151,650	100.0	147,980	97.6	45	0.0	151,695	100.0	
鉱業・採石業	1994	7,643	99.1	7,156	92.8	66	0.9	7,709	100.0
	1995	4,429	98.7	3,954	88.1	57	1.3	4,486	100.0
	1996	6,262	99.0	5,794	91.6	64	1.0	6,326	100.0
	1997	5,210	98.9	4,790	90.9	60	1.1	5,270	100.0
	1998	5,415	99.0	5,000	91.4	55	1.0	5,470	100.0
	1999	3,795	98.4	3,425	88.8	60	1.6	3,855	100.0
電気・ガス・水道	1994	2,340	98.0	2,195	92.0	47	2.0	2,387	100.0
	1995	372	91.6	306	75.4	34	8.4	406	100.0
	1996	279	88.0	235	74.1	38	12.0	317	100.0
	1997	245	83.1	190	64.4	50	16.9	295	100.0
	1998	290	86.6	240	71.6	45	13.4	335	100.0
	1999	290	86.6	235	70.1	45	13.4	335	100.0
鉱業・採石業と電気・ガス・水道	2000	5,215	98.0	4,780	89.8	105	2.0	5,320	100.0
	2001	7,465	98.7	6,995	92.5	95	1.3	7,560	100.0
	2002	3340+	97.4	2925+	85.3	90+	2.6	3,430	100.0
	2003	2425+	96.8	2000+	79.8	80+	3.2	2,505	100.0
	2004	2265+	97.2	1860+	79.8	65+	2.8	2,330	100.0
	2005	2265+	97.2	1860+	79.8	65+	2.8	2,330	100.0
	2006	10,605	99.4	10,220	95.8	60	0.6	10,665	100.0
	2007	14,145	99.5	13,770	96.9	70	0.5	14,215	100.0
	2008	15,475	99.5	15,080	97.0	70	0.5	15,545	100.0
	2009	15,095	99.5	14,705	97.0	70	0.5	15,165	100.0
	2010	22,760	99.5	21,260	93.0	105	0.5	22,865	100.0
	2011	24,585	99.6	22,965	93.0	110	0.4	24,695	100.0
2012	25,545	99.6	23,875	93.1	110	0.4	25,655	100.0	
2013	28,050	99.6	26,240	93.2	110	0.4	28,160	100.0	
2014	33,585	99.7	31,650	93.9	110	0.3	33,695	100.0	
製造業	1994	414,485	99.4	369,521	88.6	2,562	0.6	417,047	100.0
	1995	340,341	99.3	296,343	86.5	2,416	0.7	342,757	100.0
	1996	334,560	99.2	291,444	86.4	2,656	0.8	337,216	100.0
	1997	319,610	99.2	277,980	86.3	2,600	0.8	322,210	100.0
	1998	329,550	99.2	288,970	87.0	2,580	0.8	332,130	100.0
	1999	329,535	99.2	290,665	87.5	2,530	0.8	332,065	100.0
	2000	455,140	99.5	417,795	91.3	2,400	0.5	457,540	100.0
	2001	415,845	99.4	376,195	90.0	2,325	0.6	418,170	100.0
	2002	419,235	99.5	381,210	90.5	2,100	0.5	421,335	100.0
	2003	438,540	99.5	402,320	91.3	2,000	0.5	440,540	100.0
	2004	446,855	99.6	412,060	91.8	1,855	0.4	448,710	100.0
	2005	446,855	99.6	412,060	91.8	1,855	0.4	448,710	100.0
	2006	435,300	99.6	401,865	92.0	1,670	0.4	436,970	100.0
	2007	453,950	99.7	421,525	92.5	1,570	0.3	455,520	100.0
	2008	322,800	99.5	290,745	89.6	1,530	0.5	324,330	100.0
	2009	301,890	99.6	271,615	89.6	1,355	0.4	303,245	100.0
	2010	228,675	99.4	199,850	86.9	1,275	0.6	229,950	100.0
	2011	236,420	99.5	208,545	87.8	1,225	0.5	237,645	100.0
	2012	229,750	99.5	202,095	87.5	1,220	0.5	230,970	100.0
	2013	273,085	99.6	245,105	89.4	1,210	0.4	274,295	100.0
2014	260,165	99.5	232,210	88.8	1,230	0.5	261,395	100.0	

建設業	1994	705,775	100.0	691,722	98.0	284	0.0	706,059	100.0
	1995	847,659	100.0	834,235	98.4	252	0.0	847,911	100.0
	1996	836,468	100.0	824,331	98.5	234	0.0	836,702	100.0
	1997	828,810	100.0	817,140	98.6	245	0.0	829,055	100.0
	1998	728,445	100.0	715,930	98.2	265	0.0	728,710	100.0
	1999	683,250	100.0	670,780	98.1	285	0.0	683,535	100.0
	2000	801,960	100.0	788,780	98.3	300	0.0	802,260	100.0
	2001	811,840	100.0	795,660	98.0	305	0.0	812,145	100.0
	2002	855,830	100.0	839,475	98.1	320	0.0	856,150	100.0
	2003	906,565	100.0	890,590	98.2	320	0.0	906,885	100.0
	2004	978,025	100.0	961,990	98.3	305	0.0	978,330	100.0
	2005	978,025	100.0	961,990	98.3	305	0.0	978,330	100.0
	2006	1,046,845	100.0	1,029,475	98.3	320	0.0	1,047,165	100.0
	2007	1,120,905	100.0	1,102,155	98.3	310	0.0	1,121,215	100.0
	2008	1,009,410	100.0	989,900	98.0	315	0.0	1,009,725	100.0
2009	1,016,915	100.0	998,240	98.1	295	0.0	1,017,210	100.0	
2010	898,880	100.0	879,580	97.8	300	0.0	899,180	100.0	
2011	875,860	100.0	858,005	97.9	290	0.0	876,150	100.0	
2012	907,200	100.0	890,460	98.1	280	0.0	907,480	100.0	
2013	890,555	100.0	783,300	87.9	295	0.0	890,850	100.0	
2014	949,935	100.0	932,780	98.2	285	0.0	950,220	100.0	
卸・小売業、修理業	1994	619,193	99.8	574,508	92.6	1,007	0.2	620,200	100.0
	1995	604,135	99.9	560,134	92.6	856	0.1	604,991	100.0
	1996	567,070	99.8	524,483	92.3	911	0.2	567,981	100.0
	1997	525,465	99.8	485,475	92.2	935	0.2	526,400	100.0
	1998	552,765	99.8	512,750	92.6	950	0.2	553,715	100.0
	1999	532,155	99.8	493,425	92.6	975	0.2	533,130	100.0
	2000	796,355	99.9	758,625	95.1	995	0.1	797,350	100.0
	2001	801,590	99.9	760,865	94.8	1,000	0.1	802,590	100.0
	2002	786,670	99.9	746,790	94.8	1,025	0.1	787,695	100.0
	2003	805,400	99.9	767,415	95.2	995	0.1	806,395	100.0
	2004	825,305	99.9	788,580	95.4	1,045	0.1	826,350	100.0
	2005	825,305	99.9	788,580	95.4	1,045	0.1	826,350	100.0
	2006	832,690	99.9	795,465	95.4	1,025	0.1	833,715	100.0
	2007	808,805	99.9	772,270	95.4	1,045	0.1	809,850	100.0
	2008	582,225	99.8	545,260	93.5	1,055	0.2	583,280	100.0
2009	561,800	99.8	525,395	93.4	1,015	0.2	562,815	100.0	
2010	496,740	99.8	460,275	92.5	1,015	0.2	497,755	100.0	
2011	482,830	99.8	445,835	92.1	1,025	0.2	483,855	100.0	
2012	513,780	99.8	476,135	92.5	1,025	0.2	514,805	100.0	
2013	495,355	99.8	455,960	91.9	1,015	0.2	496,370	100.0	
2014	537,500	99.8	496,945	92.3	1,030	0.2	538,530	100.0	
ホテル・飲食業	1994	160,671	99.8	143,800	89.4	248	0.2	160,919	100.0
	1995	138,530	99.8	119,992	86.5	226	0.2	138,756	100.0
	1996	148,611	99.8	130,396	87.6	255	0.2	148,866	100.0
	1997	148,610	99.8	131,690	88.5	250	0.2	148,860	100.0
	1998	153,065	99.8	135,715	88.5	250	0.2	153,315	100.0
	1999	154,125	99.8	137,490	89.0	275	0.2	154,400	100.0
	2000	260,420	99.9	243,925	93.6	305	0.1	260,725	100.0
	2001	229,635	99.9	214,120	93.1	305	0.1	229,940	100.0
	2002	242,470	99.9	226,605	93.3	310	0.1	242,780	100.0
	2003	245,375	99.9	229,365	93.4	320	0.1	245,695	100.0
	2004	249,695	99.9	233,080	93.2	310	0.1	250,005	100.0
	2005	249,695	99.9	233,080	93.2	310	0.1	250,005	100.0
	2006	256,015	99.9	237,660	92.7	325	0.1	256,340	100.0
	2007	265,685	99.9	246,890	92.8	340	0.1	266,025	100.0
	2008	163,735	99.8	144,360	88.0	370	0.2	164,105	100.0
2009	156,070	99.7	137,075	87.6	400	0.3	156,470	100.0	
2010	150,645	99.7	130,525	86.4	400	0.3	151,045	100.0	
2011	146,810	99.7	126,365	85.8	410	0.3	147,220	100.0	
2012	166,125	99.7	144,010	86.5	430	0.3	166,555	100.0	
2013	168,865	99.7	144,755	85.5	460	0.3	169,325	100.0	
2014	178,220	100.0	150,545	84.2	480	0.3	178,700	100.0	

運輸業・倉庫業・情報 通信業	1994	200,894	99.8	191,697	95.2	365	0.2	201,259	100.0
	1995	209,490	99.8	200,201	95.4	353	0.2	209,843	100.0
	1996	212,894	99.8	203,873	95.6	405	0.2	213,299	100.0
	1997	211,395	99.8	203,030	95.9	395	0.2	211,790	100.0
	1998	210,695	99.8	202,195	95.8	375	0.2	211,070	100.0
	1999	225,315	99.8	216,930	96.1	410	0.2	225,725	100.0
	2000	271,800	99.8	263,515	96.8	440	0.2	272,240	100.0
	2001	280,465	99.8	271,155	96.5	455	0.2	280,920	100.0
	2002	286,430	99.8	277,130	96.6	475	0.2	286,905	100.0
	2003	305,270	99.8	296,355	96.9	465	0.2	305,735	100.0
	2004	308,615	99.9	299,795	97.0	450	0.1	309,065	100.0
	2005	308,615	99.9	299,795	97.0	450	0.1	309,065	100.0
	2006	317,070	99.9	307,900	97.0	460	0.1	317,530	100.0
	2007	343,315	99.9	334,185	97.2	445	0.1	343,760	100.0
2008	294,375	99.9	285,025	96.7	425	0.1	294,800	100.0	
2009	314,605	99.9	305,480	97.0	415	0.1	315,020	100.0	
運輸業・倉庫業	2010	274,765	99.9	266,915	97.0	345	0.1	275,110	100.0
	2011	250,680	99.9	242,800	96.7	355	0.1	251,035	100.0
	2012	269,600	99.9	261,675	96.9	345	0.1	269,945	100.0
	2013	274,940	99.9	266,700	96.9	350	0.1	275,290	100.0
2014	284,620	100.0	276,200	96.9	355	0.1	284,975	100.0	
情報通信業	2010	240,510	99.9	232,415	96.5	310	0.1	240,820	100.0
	2011	268,205	99.9	259,925	96.8	315	0.1	268,520	100.0
	2012	288,750	99.9	279,995	96.9	325	0.1	289,075	100.0
	2013	305,280	99.9	295,955	96.8	330	0.1	305,610	100.0
	2014	320,480	99.9	310,865	96.9	335	0.0	320,895	100.0
金融仲介業	1994	60,493	99.4	56,790	93.3	357	0.6	60,850	100.0
	1995	70,812	99.5	67,038	94.2	364	0.5	71,176	100.0
	1996	60,283	99.4	56,554	93.2	389	0.6	60,672	100.0
	1997	51,160	99.3	47,710	92.6	375	0.7	51,535	100.0
	1998	65,580	99.5	62,135	94.2	355	0.5	65,935	100.0
	1999	59,115	99.4	55,760	93.8	345	0.6	59,460	100.0
	2000	76,010	99.5	72,735	95.3	350	0.5	76,360	100.0
	2001	81,990	99.6	78,425	95.2	350	0.4	82,340	100.0
	2002	80,815	99.6	77,290	95.2	345	0.4	81,160	100.0
	2003	75,445	99.6	72,085	95.1	315	0.4	75,760	100.0
	2004	86,880	99.7	83,480	95.8	300	0.3	87,180	100.0
	2005	86,880	99.7	83,480	95.8	300	0.3	87,180	100.0
	2006	83,030	99.6	79,465	95.3	320	0.4	83,350	100.0
	2007	87,155	99.6	83,445	95.4	340	0.4	87,495	100.0
	2008	73,810	99.5	69,915	94.3	350	0.5	74,160	100.0
	2009	83,575	99.6	79,750	95.1	315	0.4	83,890	100.0
	2010	75,265	99.6	71,355	94.4	320	0.4	75,585	100.0
2011	82,980	99.6	78,790	94.6	320	0.4	83,300	100.0	
2012	76,045	99.6	71,920	94.2	335	0.4	76,380	100.0	
2013	89,620	99.6	85,355	94.9	340	0.4	89,960	100.0	
2014	83,455	99.6	79,470	94.8	330	0.4	83,785	100.0	
不動産業	1994	606,208	99.8	577,672	95.1	924	0.2	607,132	100.0
	1995	681,364	99.9	651,049	95.4	945	0.1	682,309	100.0
	1996	686,464	99.9	658,304	95.8	893	0.1	687,357	100.0
	1997	707,785	99.9	680,595	96.0	875	0.1	708,660	100.0
	1998	735,995	99.9	707,675	96.0	925	0.1	736,920	100.0
	1999	799,555	99.9	771,345	96.4	960	0.1	800,515	100.0
	2000	1,076,505	99.9	1,047,490	97.2	965	0.1	1,077,470	100.0
	2001	1,132,660	99.9	1,098,690	96.9	1,015	0.1	1,133,675	100.0
	2002	1,156,225	99.9	1,121,420	96.9	1,040	0.1	1,157,265	100.0
	2003	1,212,510	99.9	1,178,570	97.1	1,075	0.1	1,213,585	100.0
	2004	1,303,135	99.9	1,268,515	97.3	1,100	0.1	1,304,235	100.0
	2005	1,303,135	99.9	1,268,515	97.3	1,100	0.1	1,304,235	100.0
	2006	1,428,525	99.9	1,391,490	97.3	1,175	0.1	1,429,700	100.0
	2007	1,440,875	99.9	1,403,365	97.3	1,210	0.1	1,442,085	100.0
	2008	1,205,220	99.9	1,165,800	96.6	1,285	0.1	1,206,505	100.0
	2009	1,194,530	99.9	1,155,950	96.7	1,295	0.1	1,195,825	100.0
	2010	78,150	99.8	74,335	94.9	155	0.2	78,305	100.0
	2011	87,140	99.8	82,465	94.5	145	0.2	87,285	100.0
2012	91,665	99.8	87,200	95.0	145	0.2	91,810	100.0	
2013	88,740	99.8	84,155	94.7	150	0.2	88,890	100.0	
2014	99,460	99.9	94,650	95.0	145	0.1	99,605	100.0	

教育	1994	101,706	99.9	99,027	97.3	92	0.1	101,798	100.0
	1995	101,059	99.9	99,043	97.9	62	0.1	101,121	100.0
	1996	95,514	99.9	93,281	97.6	65	0.1	95,579	100.0
	1997	108,610	99.9	106,505	98.0	55	0.1	108,665	100.0
	1998	100,875	99.9	98,720	97.8	60	0.1	100,935	100.0
	1999	107,785	99.9	105,505	97.8	65	0.1	107,850	100.0
	2000	122,175	99.9	119,710	97.9	70	0.1	122,245	100.0
	2001	129,865	99.9	127,080	97.8	75	0.1	129,940	100.0
	2002	27080+	99.7	24225+	89.2	80+	0.3	27,160	100.0
	2003	27705+	99.7	24980+	89.9	75+	0.3	27,780	100.0
	2004	30240+	99.7	27230+	89.7	100+	0.3	30,340	100.0
	2005	30240+	99.7	27230+	89.7	100+	0.3	30,340	100.0
	2006	144,580	0.0	141,280	97.6	105	0.1	144,685	100.0
	2007	176,660	100.0	173,790	98.3	85	0.0	176,745	100.0
	2008	168,220	99.9	165,240	98.2	85	0.1	168,305	100.0
2009	180,725	99.9	177,750	98.3	100	0.1	180,825	100.0	
2010	224,800	100.0	221,550	98.5	100	0.0	224,900	100.0	
2011	230,670	100.0	227,270	98.5	90	0.0	230,760	100.0	
2012	243,095	99.9	239,395	98.4	125	0.1	243,220	100.0	
2013	255,765	100.0	251,725	98.4	125	0.0	255,890	100.0	
2014	258,805	99.9	254,400	98.2	140	0.1	258,945	100.0	
医療、福祉	1994	191,576	99.8	173,407	90.4	321	0.2	191,897	100.0
	1995	189,577	99.8	171,252	90.1	405	0.2	189,982	100.0
	1996	203,695	99.7	185,216	90.7	518	0.3	204,213	100.0
	1997	217,295	99.7	199,215	91.4	550	0.3	217,845	100.0
	1998	202,690	99.7	184,100	90.6	560	0.3	203,250	100.0
	1999	202,910	99.7	184,365	90.6	555	0.3	203,465	100.0
	2000	258,100	99.8	239,535	92.6	560	0.2	258,660	100.0
	2001	284,785	99.8	264,795	92.8	565	0.2	285,350	100.0
	2002	276,070	99.8	256,020	92.6	510	0.2	276,580	100.0
	2003	274,530	99.9	255,540	93.0	155	0.1	274,685	100.0
	2004	290,000	99.9	270,990	93.4	165	0.1	290,165	100.0
	2005	290,000	99.9	270,990	93.4	165	0.1	290,165	100.0
	2006	296,815	99.9	276,735	93.2	195	0.1	297,010	100.0
	2007	327,385	99.9	306,840	93.7	230	0.1	327,615	100.0
	2008	265,340	99.9	244,025	91.9	245	0.1	265,585	100.0
2009	279,255	99.9	257,615	92.2	305	0.1	279,560	100.0	
2010	290,615	99.9	269,995	92.8	300	0.1	290,915	100.0	
2011	308,870	99.9	287,590	93.0	315	0.1	309,185	100.0	
2012	303,200	99.9	281,045	92.6	340	0.1	303,540	100.0	
2013	332,935	99.9	309,210	92.8	375	0.1	333,310	100.0	
2014	336,110	99.9	311,490	92.6	420	0.1	336,530	100.0	
その他	1994	294,344	99.9	285,686	97.0	175	0.1	294,519	100.0
	1995	312,816	99.9	303,544	97.0	167	0.1	312,983	100.0
	1996	352,338	99.9	343,312	97.4	187	0.1	352,525	100.0
	1997	356,015	99.9	347,225	97.5	215	0.1	356,230	100.0
	1998	373,025	99.9	363,860	97.5	225	0.1	373,250	100.0
	1999	387,090	99.9	377,750	97.5	220	0.1	387,310	100.0
	2000	473,980	99.9	464,380	97.9	240	0.1	474,220	100.0
	2001	475,815	99.9	465,760	97.8	260	0.1	476,075	100.0
	2002	505,780	99.9	495,610	97.9	265	0.1	506,045	100.0
	2003	532,315	100.0	523,285	98.3	260	0.0	532,575	100.0
	2004	566,100	100.0	557,080	98.4	265	0.0	566,365	100.0
	2005	566,100	100.0	557,080	98.4	265	0.0	566,365	100.0
	2006	579,130	100.0	569,485	98.3	270	0.0	579,400	100.0
	2007	619,590	100.0	609,940	98.4	280	0.0	619,870	100.0
	2008	502,355	99.9	492,220	97.9	275	0.1	502,630	100.0
2009	528,240	99.9	518,145	98.0	300	0.1	528,540	100.0	
2010	1,350,900	99.9	1,309,795	96.9	1,290	0.1	1,352,190	100.0	
2011	1,391,605	99.9	1,345,810	96.6	1,680	0.1	1,393,285	100.0	
2012	1,520,865	99.9	1,473,595	96.8	1,730	0.1	1,522,595	100.0	
2013	1,532,305	99.9	1,483,190	96.7	1,775	0.1	1,534,080	100.0	
2014	1,431,290	99.9	1,386,235	96.7	1,785	0.1	1,433,075	100.0	

	1994	3,575,002	99.8	3,379,925	94.4	6,467	0.2	3,581,469	100.0
	1995	3,699,916	99.8	3,502,304	94.5	6,162	0.2	3,706,078	100.0
	1996	3,717,783	99.8	3,526,924	94.7	6,640	0.2	3,724,423	100.0
	1997	3,701,070	99.8	3,518,565	94.9	6,625	0.2	3,707,695	100.0
	1998	3,651,230	99.8	3,466,520	94.8	6,660	0.2	3,657,890	100.0
	1999	3,670,210	99.8	3,489,790	94.9	6,735	0.2	3,676,945	100.0
	2000	4,846,700	99.9	4,667,385	96.2	6,745	0.1	4,853,445	100.0
	2001	4,889,510	99.9	4,694,315	95.9	6,775	0.1	4,896,285	100.0
	2002	4,958,665	99.9	4,764,385	96.0	6,590	0.1	4,965,255	100.0
	2003	5,170,520	99.9	4,984,000	96.3	6,075	0.1	5,176,595	100.0
	2004	5,440,195	99.9	5,254,805	96.5	5,980	0.1	5,446,175	100.0
	2005	5,440,195	99.9	5,254,805	96.5	5,980	0.1	5,446,175	100.0
	2006	5,664,740	99.9	5,472,230	96.5	5,940	0.1	5,670,680	100.0
	2007	5,891,885	99.9	5,698,375	96.6	5,920	0.1	5,897,805	100.0
	2008	4,777,260	99.9	4,578,490	95.7	6,025	0.1	4,783,285	100.0
	2009	4,828,155	99.9	4,633,580	95.9	5,890	0.1	4,834,045	100.0
	2010	4,478,595	99.9	4,280,415	95.4	5,940	0.1	4,484,535	100.0
	2011	4,536,445	99.9	4,332,565	95.4	6,320	0.1	4,542,765	100.0
	2012	4,787,650	99.9	4,579,950	95.5	6,455	0.1	4,794,105	100.0
	2013	4,889,065	100.0	4,671,360	95.4	6,590	0.1	4,895,655	100.0
	2014	5,236,390	99.9	5,010,160	95.6	6,745	0.1	5,243,135	100.0

資料：イギリスと地方のビジネス人口推計：統計リリース（Business Population Estimates for the UK and regions, Statistical Release）

データの出所：国家統計局 および 省間合同事業体記録

注：

1. 小企業とは従業員 50 人未満、中規模企業は従業員 50 人以上 250 人未満、大企業は従業員 250 人以上の企業を指す。
2. ここで小規模事業者とは、従業員が 10 人未満の企業を指す。
3. 行政機関 (government) および非営利団体 (non-profit organization) は含まれない。
4. 1994 年から 1999 年まで、鉱業・採石業と電気・ガス・水道は別々に記録されていたが、2000 年以降これらは合併された。2010 年以降、情報・通信は、運輸・倉庫とは別に分類されている。
5. 99.99% の場合、100% と表示されている。
6. + は「以上」の意味であるが、正確な数値は不明である。
7. 出所元のエクセルファイルのデータは企業規模を従業員数で分類しているため、上記統計表を作成するためには、中小企業の定義に基づいて、小規模事業者、中小企業、大企業の数値を、出所元の従業員数別の数値をもとに算出しなければならない。

2. 中小企業の雇用者数、その全企業に占める割合

資料名（調査名）	イギリスと地方のビジネス人口推計：統計リリース
（原語）	Business Population Estimates for the UK and regions, Statistical Release
公表主体	ビジネス・イノベーション・職業技能省
（原語）	Department for Business, Innovation and Skills
データの出所	国家統計局 および 省間合同事業体記録
（原語）	Office for National Statistic, Inter-Departmental Business Register
調査の目的	報告書出版の主な目的は、「イギリス全体および各地区における企業関連情報（企業数、従業員数、売上高）のデータを提供すること」であるとしている。
調査の対象	民間部門：公社（public corporation）および国有化団体（nationalized body）を含む会社（company）、個人事業主（sole proprietor）および組合・合名・合資会社（partnership）。ただし、行政機関（government）および非営利団体（non-profit organization）は含まれない。
抽出方法	標本調査
調査の方法	国家統計局（Office for National Statistics）の労働力調査（Labour Force Survey）、および省間合同事業体記録（Inter-Departmental Business Register）、イギリス歳入関税庁（HM Revenue and Customs）の個人所得調査（Survey of Personal Incomes）に基づいて集計されている。ただし、標本調査のため、最小規模区分（従業員数 0 人）には推計値が含まれ、企業総数や雇用企業総数が各部分の合計と一致しない場合がある。
中小企業の定義	イギリスでは統一された定義はなく、定義は産業毎に異なる。本統計では、以下のように従業員数に基づいて分類されている。 小企業：従業員 50 人未満 中規模企業：従業員 50 人以上 250 人未満 大企業：従業員 250 人未満 なお、統計上の中小企業の定義は、Companies Act 2006 に従い、従業員数が 250 人未満の企業と定義することが多い。また、本統計では小規模事業者の定義は示されていないが、欧州連合の定義と同様に、従業員 10 人未満の企業を小規模事業者と定義するのが一般的である。

従業員 の 定義	<p>中小企業統計の方法論をまとめた「Business Population Estimates for the UK and regions 2014, Methodology and Quality Note」¹に従業員数が定義されている。これは、2014年11月26日に発表されたものである。</p> <p>従業員数とは、企業と雇用契約を結んでおり、賃金もしくは給料を貰い受けているその企業で勤務する人々の数を指す。企業における事業がすべて経営者のみによって実施されている場合、その企業における従業員数は0と数えられる。</p> <p>すなわち、経営者は従業員ではない。</p>
調査時点 調査時期	<p>2014年時点（公表は2014年）</p> <p>毎年実施</p>
調査の概要の出所	<p>UK Government ウェブサイト</p> <p>（2014年分 https://www.gov.uk/government/statistics/business-population-estimates-2014 2013年分 https://www.gov.uk/government/statistics/business-population-estimates-2013 2010～2012年分 https://www.gov.uk/government/statistics/bis-business-population-estimates)</p>

¹ Business Population Estimates for the UK and regions 2014, Methodology and Quality Note
https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/377936/bpe_2014_methodology_note.pdf

図表 2 産業別規模別従業員数

規模		中小企業				大企業		合計	
産業	年	うち零細企業							
		従業者数 (千人)	構成比 (%)	従業者数 (千人)	構成比 (%)	従業者数 (千人)	構成比 (%)	従業者数 (千人)	構成比 (%)
農業・林業・漁業	1994	426.0	96.6	367.0	83.2	16.0	3.6	441.0	100.0
	1995	468+	97.2	392.0	81.5	8+	1.7	481.0	100.0
	1996	461+	97.6	393.0	83.3	6+	1.3	472.0	100.0
	1997	451+	84.7	451.0	84.8	0+	0.0	532.0	100.0
	1998	485+	97.2	424.0	85.0	0+	0.0	499.0	100.0
	1999	434+	96.0	379.0	83.8	0+	0.0	452.0	100.0
	2000	450+	96.4	397.2	85.1	0+	0.0	467.0	100.0
	2001	439+	97.1	379.9	84.0	0+	0.0	452.0	100.0
	2002	431+	97.5	371.7	84.1	0+	0.0	442.0	100.0
	2003	422+	96.6	363.6	83.2	0+	0.0	437.0	100.0
	2004	411+	97.6	350.0	83.1	0+	0.0	421.0	100.0
	2005	411+	97.6	350.0	83.1	0+	0.0	421.0	100.0
	2006	429+	97.7	368.0	83.8	0+	0.0	439.0	100.0
	2007	435+	97.1	372.0	83.0	6+	1.3	448.0	100.0
	2008	447+	97.4	381.0	83.0	5+	1.1	459.0	100.0
	2009	479+	96.6	405.0	81.7	8+	1.6	496.0	100.0
2010	399+	96.1	326.0	78.6	7+	1.7	415.0	100.0	
2011	416+	95.2	329.0	75.3	8+	1.8	437.0	100.0	
2012	417.0	95.4	331.0	75.7	20.0	4.6	437.0	100.0	
2013	425.0	94.2	333.0	73.8	25.0	5.5	451.0	100.0	
2014	430.0	94.9	336.0	74.2	22.0	4.9	453.0	100.0	
鉱業・採石業	1994	34.0	24.8	11.0	8.0	104.0	75.9	137.0	100.0
	1995	30.0	41.1	8.0	11.0	43.0	58.9	73.0	100.0
	1996	31.0	33.7	9.0	9.8	61.0	66.3	92.0	100.0
	1997	24+	27.6	7.0	8.0	47+	54.0	87.0	100.0
	1998	17+	19.5	8.0	9.2	48+	55.2	87.0	100.0
	1999	13+	15.7	6.0	7.2	47+	56.6	83.0	100.0
電気・ガス・水道	1994	10.0	4.1	4.0	1.7	232.0	95.9	242.0	100.0
	1995	3+	1.9	0+	0.0	153+	95.0	161.0	100.0
	1996	2+	1.1	0+	0.0	174+	96.1	181.0	100.0
	1997	0+	0.0	0+	0.0	154+	95.7	161.0	100.0
	1998	0+	0.0	0+	0.0	0+	0.0	153.0	100.0
	1999	0+	0.0	0.0	0.0	0+	0.0	139.0	100.0
鉱業・採石業と電気・ガス・水道	2000	19+	7.9	7.0	2.9	0+	0.0	239.0	100.0
	2001	29+	13.1	9.3	4.2	0+	0.0	221.0	100.0
	2002	22+	*	4.4	*	0+	*	*	100.0
	2003	21+	*	3.0	*	145+	*	*	100.0
	2004	19+	*	3.0	*	0+	*	*	100.0
	2005	19+	*	3.0	*	0+	*	*	100.0
	2006	28+	17.4	12.0	7.5	123+	76.4	161.0	100.0
	2007	34.0	18.6	16.0	8.7	149.0	81.4	183.0	100.0
	2008	34+	15.0	19+	8.4	188.0	83.2	226.0	100.0
	2009	40.0	17.0	20.0	8.5	196.0	83.4	235.0	100.0
	2010	85.0	25.7	34.0	10.3	246.0	74.3	331.0	100.0
	2011	96.0	28.0	37.0	10.8	247.0	72.0	343.0	100.0
2012	92+	27.1	40.0	11.8	229+	67.4	340.0	100.0	
2013	100+	28.3	42.0	11.9	223+	66.0	353.0	100.0	
2014	118.0	32.6	51.0	14.1	244.0	67.4	362.0	100.0	
製造業	1994	2,464.0	51.0	676.0	14.0	2,363.0	49.0	4,827.0	100.0
	1995	2,285.0	51.7	613.0	13.9	2,133.0	48.3	4,418.0	100.0
	1996	2,279.0	50.1	605.0	13.3	2,274.0	49.9	4,553.0	100.0
	1997	2,220.0	49.7	584.0	13.1	2,246.0	50.3	4,466.0	100.0
	1998	2,204.0	49.5	621.0	14.0	2,247.0	50.5	4,451.0	100.0
	1999	2,150.0	49.6	617.0	14.2	2,185.0	50.4	4,334.0	100.0
	2000	2,106.5	50.3	619.3	14.8	2,084.4	49.7	4,190.9	100.0
	2001	2,083.7	50.8	543.7	13.3	2,019.1	49.2	4,102.8	100.0
	2002	2,023.4	52.8	554.0	14.5	1,810.4	47.2	3,833.8	100.0
	2003	1,976.4	53.3	571.3	15.4	1,734.7	46.7	3,711.1	100.0
	2004	1,929.0	54.0	582.0	16.3	1,643.0	46.0	3,571.0	100.0
	2005	1,929.0	54.0	582.0	16.3	1,643.0	46.0	3,571.0	100.0
	2006	1,817.0	54.3	549.0	16.4	1,528.0	45.7	3,345.0	100.0
	2007	1,801.0	55.7	572.0	17.7	1,429.0	44.2	3,231.0	100.0
	2008	1,743.0	55.7	548.0	17.5	1,389.0	44.3	3,132.0	100.0
	2009	1,640.0	56.5	516.0	17.8	1,263.0	43.5	2,903.0	100.0
	2010	1,493.0	56.3	407.0	15.3	1,160.0	43.7	2,654.0	100.0
	2011	1,476.0	57.1	415.0	16.1	1,109.0	42.9	2,585.0	100.0
	2012	1,450.0	56.8	410.0	16.1	1,102.0	43.2	2,553.0	100.0
2013	1,502.0	58.0	447.0	17.3	1,085.0	41.9	2,588.0	100.0	
2014	1,490.0	57.6	435.0	16.8	1,096.0	42.4	2,586.0	100.0	

建設業	1994	1,334.0	85.9	952.0	61.3	217.0	14.0	1,553.0	100.0
	1995	1,427.0	88.8	1,072.0	66.7	180.0	11.2	1,607.0	100.0
	1996	1,400.0	88.2	1,078.0	67.9	187.0	11.8	1,588.0	100.0
	1997	1,383.0	87.1	1,072.0	67.5	204.0	12.9	1,587.0	100.0
	1998	1,322.0	86.1	998.0	65.0	213.0	13.9	1,536.0	100.0
	1999	1,275.0	83.7	948.0	62.2	250.0	16.4	1,524.0	100.0
	2000	1,332.3	84.5	984.7	62.5	244.2	15.5	1,576.5	100.0
	2001	1,408.3	84.5	975.9	58.6	258.0	15.5	1,666.3	100.0
	2002	1,469.3	82.6	1,030.5	58.0	308.8	17.4	1,778.1	100.0
	2003	1,505.7	83.5	1,066.3	59.1	298.1	16.5	1,803.9	100.0
	2004	1,583.0	82.9	1,137.0	59.5	327.0	17.1	1,910.0	100.0
	2005	1,583.0	82.9	1,137.0	59.5	327.0	17.1	1,910.0	100.0
	2006	1,673.0	83.2	1,196.0	59.5	336.0	16.7	2,010.0	100.0
	2007	1,803.0	83.8	1,291.0	60.0	350.0	16.3	2,151.0	100.0
	2008	1,875.0	84.2	1,346.0	60.4	350.0	15.7	2,227.0	100.0
2009	1,857.0	85.0	1,357.0	62.1	327.0	15.0	2,184.0	100.0	
2010	1,758.0	84.1	1,238.0	59.2	333.0	15.9	2,090.0	100.0	
2011	1,706.0	84.5	1,215.0	60.2	313.0	15.5	2,019.0	100.0	
2012	1,690.0	85.1	1,244.0	62.7	296.0	14.9	1,985.0	100.0	
2013	1,657.0	84.8	1,206.0	61.8	296.0	15.2	1,953.0	100.0	
2014	1,721.0	85.4	1,276.0	63.3	294.0	14.6	2,015.0	100.0	
卸・小売業、修理業	1994	2,494.0	58.7	1,262.0	29.7	1,752.0	41.3	4,246.0	100.0
	1995	2,510.0	60.7	1,371.0	33.2	1,624.0	39.3	4,135.0	100.0
	1996	2,431.0	56.7	1,302.0	30.4	1,858.0	43.3	4,288.0	100.0
	1997	2,289.0	53.6	1,223.0	28.6	1,980.0	46.4	4,269.0	100.0
	1998	2,357.0	53.3	1,294.0	29.3	2,067.0	46.7	4,423.0	100.0
	1999	2,302.0	52.1	1,261.0	28.6	2,115.0	47.9	4,416.0	100.0
	2000	2,289.2	50.8	1,263.1	28.0	2,219.4	49.2	4,508.6	100.0
	2001	2,329.0	50.1	1,220.8	26.2	2,323.4	49.9	4,652.4	100.0
	2002	2,296.7	48.9	1,208.1	25.7	2,404.7	51.1	4,701.3	100.0
	2003	2,285.8	48.1	1,216.1	25.6	2,467.2	51.9	4,753.0	100.0
	2004	2,290.0	47.2	1,244.0	25.6	2,567.0	52.9	4,856.0	100.0
	2005	2,290.0	47.2	1,244.0	25.6	2,567.0	52.9	4,856.0	100.0
	2006	2,289.0	47.3	1,230.0	25.4	2,545.0	52.6	4,836.0	100.0
	2007	2,239.0	45.9	1,189.0	24.4	2,642.0	54.1	4,881.0	100.0
	2008	2,279.0	45.9	1,226.0	24.7	2,683.0	54.1	4,963.0	100.0
2009	2,222.0	45.8	1,189.0	24.5	2,630.0	54.2	4,853.0	100.0	
2010	2,116.0	44.6	1,071.0	22.6	2,631.0	55.4	4,748.0	100.0	
2011	2,131.0	44.9	1,069.0	22.5	2,612.0	55.1	4,743.0	100.0	
2012	2,181.0	45.3	1,127.0	23.4	2,629.0	54.7	4,810.0	100.0	
2013	2,181.0	45.3	1,087.0	22.6	2,637.0	54.7	4,819.0	100.0	
2014	2,273.0	45.9	1,156.0	23.4	2,674.0	54.1	4,947.0	100.0	
ホテル・飲食業	1994	810.0	64.1	361.0	28.6	453.0	35.8	1,264.0	100.0
	1995	896.0	67.2	448.0	33.6	438.0	32.9	1,333.0	100.0
	1996	915.0	62.3	463.0	31.5	554.0	37.7	1,469.0	100.0
	1997	857.0	57.7	429.0	28.9	628.0	42.3	1,484.0	100.0
	1998	917.0	58.4	484.0	30.8	653.0	41.6	1,570.0	100.0
	1999	887.0	55.5	466.0	29.2	710.0	44.4	1,598.0	100.0
	2000	890.9	55.0	468.6	28.9	729.7	45.0	1,620.6	100.0
	2001	838.9	53.8	411.7	26.4	720.8	46.2	1,559.7	100.0
	2002	868.6	55.2	435.2	27.6	705.9	44.8	1,574.5	100.0
	2003	872.8	55.1	425.4	26.8	712.2	44.9	1,585.0	100.0
	2004	889.0	55.4	427.0	26.6	715.0	44.6	1,604.0	100.0
	2005	889.0	55.4	427.0	26.6	715.0	44.6	1,604.0	100.0
	2006	935.0	56.7	436.0	26.4	713.0	43.2	1,649.0	100.0
	2007	952.0	57.0	441.0	26.4	718.0	43.0	1,669.0	100.0
	2008	986.0	56.7	467.0	26.8	753.0	43.3	1,740.0	100.0
2009	966.0	56.8	454.0	26.7	737.0	43.3	1,702.0	100.0	
2010	995.0	57.3	443.0	25.5	740.0	42.7	1,735.0	100.0	
2011	1,006.0	57.5	436.0	24.9	745.0	42.5	1,751.0	100.0	
2012	1,083.0	58.8	488.0	26.5	760.0	41.3	1,841.0	100.0	
2013	1,124.0	59.0	481.0	25.2	780.0	40.9	1,905.0	100.0	
2014	1,229.0	60.2	514.0	25.2	813.0	39.8	2,042.0	100.0	

運輸業・倉庫業・ 情報通信業	1994	582.0	39.3	293.0	19.8	900.0	60.7	1,482.0	100.0
	1995	599.0	44.2	321.0	23.7	755.0	55.8	1,354.0	100.0
	1996	608.0	43.0	327.0	23.1	806.0	57.0	1,414.0	100.0
	1997	580.0	39.8	318.0	21.8	874.0	60.0	1,456.0	100.0
	1998	593.0	39.9	330.0	22.2	895.0	60.2	1,487.0	100.0
	1999	612.0	39.8	349.0	22.7	926.0	60.2	1,538.0	100.0
	2000	614.7	38.5	351.2	22.0	981.0	61.5	1,595.7	100.0
	2001	647.2	39.1	351.7	21.2	1,010.0	60.9	1,657.3	100.0
	2002	655.5	38.2	359.2	20.9	1,061.9	61.8	1,717.4	100.0
	2003	666.0	39.3	373.8	22.0	1,030.2	60.7	1,696.2	100.0
	2004	667.0	40.9	377.0	23.1	966.0	59.2	1,632.0	100.0
	2005	667.0	40.9	377.0	23.1	966.0	59.2	1,632.0	100.0
	2006	675.0	38.9	380.0	21.9	1,059.0	61.1	1,734.0	100.0
	2007	701.0	40.3	407.0	23.4	1,038.0	59.7	1,739.0	100.0
2008	709.0	41.1	408.0	23.7	1,016.0	58.9	1,724.0	100.0	
2009	715.0	41.8	423.0	24.7	995.0	58.2	1,711.0	100.0	
運輸業・倉庫業	2010	616.0	44.3	365.0	26.2	776.0	55.7	1,392.0	100.0
	2011	594.0	43.7	337.0	24.8	766.0	56.3	1,360.0	100.0
	2012	612.0	44.9	358.0	26.3	752.0	55.2	1,363.0	100.0
	2013	628.0	45.3	360.0	26.0	759.0	54.8	1,385.0	100.0
2014	642.0	46.1	370.0	26.6	751.0	53.9	1,393.0	100.0	
情報通信業	2010	611.0	55.5	353.0	32.1	492.0	44.7	1,101.0	100.0
	2011	649.0	57.1	379.0	33.4	487.0	42.9	1,136.0	100.0
	2012	683.0	57.6	408.0	34.4	503.0	42.4	1,186.0	100.0
	2013	719.0	58.9	425.0	34.8	502.0	41.1	1,221.0	100.0
2014	759.0	60.0	451.0	35.7	505.0	39.9	1,265.0	100.0	
金融仲介業	1994	219.0	21.9	95.0	9.5	782.0	78.1	1,001.0	100.0
	1995	240.0	24.8	113.0	11.7	727.0	75.1	968.0	100.0
	1996	240.0	24.6	106.0	10.9	734.0	75.3	975.0	100.0
	1997	221.0	22.5	93.0	9.5	760.0	77.5	981.0	100.0
	1998	235.0	22.9	109.0	10.6	791.0	77.1	1,026.0	100.0
	1999	221.0	21.2	100.0	9.6	822.0	78.8	1,043.0	100.0
	2000	216.8	20.1	100.1	9.3	862.8	79.9	1,079.6	100.0
	2001	190+	17.7	105.3	9.8	844.9	78.5	1,076.0	100.0
	2002	230.2	21.0	105.9	9.7	866.1	79.0	1,096.3	100.0
	2003	218.8	20.2	96.7	8.9	864.9	79.8	1,083.7	100.0
	2004	232.0	21.1	110.0	10.0	869.0	78.9	1,101.0	100.0
	2005	232.0	21.1	110.0	10.0	869.0	78.9	1,101.0	100.0
	2006	232.0	21.2	106.0	9.7	862.0	78.6	1,096.0	100.0
	2007	245.0	21.9	114.0	10.2	872.0	78.1	1,117.0	100.0
2008	263.0	22.9	126.0	11.0	884.0	77.1	1,146.0	100.0	
2009	276.0	25.4	137.0	12.6	811.0	74.7	1,086.0	100.0	
2010	275.0	24.7	132.0	11.9	839.0	75.4	1,113.0	100.0	
2011	292.0	26.4	134.0	12.1	815.0	73.6	1,107.0	100.0	
2012	281.0	25.4	132.0	11.9	827.0	74.7	1,107.0	100.0	
2013	307.0	27.5	149.0	13.3	810.0	72.5	1,117.0	100.0	
2014	293.0	26.7	137.0	12.5	804.0	73.2	1,098.0	100.0	
不動産業	1994	1,849.0	68.9	919.0	34.3	833.0	31.1	2,682.0	100.0
	1995	2,057.0	70.0	1,115.0	37.9	882.0	30.0	2,940.0	100.0
	1996	1,993.0	70.3	1,127.0	39.8	841.0	29.7	2,834.0	100.0
	1997	1,998.0	71.1	1,163.0	41.4	815.0	29.0	2,812.0	100.0
	1998	2,104.0	70.5	1,257.0	42.1	878.0	29.4	2,983.0	100.0
	1999	2,190.0	69.6	1,339.0	42.6	957.0	30.4	3,146.0	100.0
	2000	2,269.2	69.4	1,391.4	42.5	1,002.1	30.6	3,271.3	100.0
	2001	2,451.3	70.2	1,432.7	41.0	1,040.1	29.8	3,491.3	100.0
	2002	2,509.5	69.4	1,465.5	40.5	1,104.6	30.6	3,614.1	100.0
	2003	2,573.6	68.5	1,528.0	40.7	1,185.1	31.5	3,758.7	100.0
	2004	2,698.0	68.1	1,637.0	41.3	1,264.0	31.9	3,962.0	100.0
	2005	2,698.0	68.1	1,637.0	41.3	1,264.0	31.9	3,962.0	100.0
	2006	2,905.0	68.4	1,777.0	41.9	1,339.0	31.5	4,245.0	100.0
	2007	2,935.0	68.2	1,781.0	41.4	1,366.0	31.8	4,301.0	100.0
2008	3,072.0	68.2	1,885.0	41.9	1,428.0	31.7	4,502.0	100.0	
2009	3,037.0	67.8	1,863.0	41.6	1,444.0	32.2	4,482.0	100.0	
2010	274.0	71.4	167.0	43.5	109.0	28.4	384.0	100.0	
2011	318.0	74.5	184.0	43.1	108.0	25.3	427.0	100.0	
2012	314.0	74.4	200.0	47.4	108.0	25.6	422.0	100.0	
2013	312.0	73.8	194.0	45.9	111.0	26.2	423.0	100.0	
2014	339.0	76.0	217.0	48.7	108.0	24.2	446.0	100.0	

教育	1994	235.0	76.5	117.0	38.1	72.0	23.5	307.0	100.0
	1995	188.0	83.9	120.0	53.6	36.0	16.1	224.0	100.0
	1996	197.0	84.5	118.0	50.6	37.0	15.9	233.0	100.0
	1997	204+	84.6	130.0	53.9	10+	4.1	241.0	100.0
	1998	195+	81.3	128.0	53.3	12+	5.0	240.0	100.0
	1999	210+	82.4	138.0	54.1	28+	11.0	255.0	100.0
	2000	218+	81.6	143.3	53.7	15+	5.6	267.0	100.0
	2001	244.3	84.4	150.9	52.1	45.1	15.6	289.4	100.0
	2002	137+	*	45+	*	51.6	*	*	100.0
	2003	125+	*	47+	*	37+	*	*	100.0
	2004	142+	*	51+	*	73.0	*	*	100.0
	2005	142+	*	51+	*	73.0	*	*	100.0
	2006	264+	75.2	170.0	48.4	20+	5.7	351.0	100.0
	2007	281+	81.7	200.0	58.1	17+	4.9	344.0	100.0
	2008	296+	84.3	205+	58.4	17+	4.8	351.0	100.0
2009	307+	80.8	219.0	57.6	18+	4.7	380.0	100.0	
2010	371.0	84.9	269.0	61.6	66.0	15.1	437.0	100.0	
2011	376+	84.3	274.0	61.4	18+	4.0	446.0	100.0	
2012	413.0	84.6	291.0	59.6	76.0	15.6	488.0	100.0	
2013	432.0	84.5	303.0	59.3	78.0	15.3	511.0	100.0	
2014	449.0	83.3	308.0	57.1	90.0	16.7	539.0	100.0	
医療、福祉	1994	801.0	51.4	302.0	19.4	757.0	48.6	1,558.0	100.0
	1995	830.0	50.9	336.0	20.6	801.0	49.1	1,632.0	100.0
	1996	856.0	45.5	344.0	18.3	1,024.0	54.4	1,881.0	100.0
	1997	867.0	43.7	360.0	18.2	1,114.0	56.2	1,982.0	100.0
	1998	876.0	42.5	355.0	17.2	1,187.0	57.5	2,063.0	100.0
	1999	880.0	41.8	358.0	17.0	1,229.0	58.3	2,107.0	100.0
	2000	889.1	41.2	358.9	16.6	1,268.2	58.8	2,157.3	100.0
	2001	945.6	42.0	371.2	16.5	1,307.2	58.0	2,252.8	100.0
	2002	937.6	42.6	359.1	16.3	1,262.6	57.4	2,200.2	100.0
	2003	906.0	81.9	353.0	31.9	200.2	18.1	1,106.2	100.0
	2004	922.0	79.7	364.0	31.5	235.0	20.3	1,157.0	100.0
	2005	922.0	79.7	364.0	31.5	235.0	20.3	1,157.0	100.0
	2006	956.0	77.9	361.0	29.4	271.0	22.1	1,228.0	100.0
	2007	1,008.0	76.9	400.0	30.5	303.0	23.1	1,311.0	100.0
	2008	1,021.0	77.7	394.0	30.0	295.0	22.5	1,314.0	100.0
2009	1,058.0	75.5	408.0	29.1	343.0	24.5	1,401.0	100.0	
2010	1,023.0	74.9	396.0	29.0	340.0	24.9	1,365.0	100.0	
2011	1,083.0	74.1	421.0	28.8	377.0	25.8	1,461.0	100.0	
2012	1,115.0	73.3	422.0	27.7	406.0	26.7	1,522.0	100.0	
2013	1,199.0	73.1	446.0	27.2	442.0	26.9	1,641.0	100.0	
2014	1,233.0	72.0	454.0	26.5	478.0	27.9	1,712.0	100.0	
その他	1994	687.0	79.3	445.0	51.4	179.0	20.7	866.0	100.0
	1995	757.0	79.5	506.0	53.2	195.0	20.5	952.0	100.0
	1996	790.0	81.1	539.0	55.3	183.0	18.8	974.0	100.0
	1997	783.0	77.2	536.0	52.9	233.0	23.0	1,014.0	100.0
	1998	825.0	76.7	579.0	53.9	249.0	23.2	1,075.0	100.0
	1999	852.0	76.7	600.0	54.0	259.0	23.3	1,111.0	100.0
	2000	867.5	74.8	608.7	52.5	291.9	25.2	1,159.4	100.0
	2001	877.5	73.1	600.2	50.0	322.9	26.9	1,200.3	100.0
	2002	916.0	73.5	638.9	51.3	329.5	26.5	1,245.5	100.0
	2003	904.3	72.8	659.8	53.1	337.4	27.2	1,241.7	100.0
	2004	944.0	74.0	700.0	54.9	331.0	25.9	1,276.0	100.0
	2005	944.0	74.0	700.0	54.9	331.0	25.9	1,276.0	100.0
	2006	968.0	73.9	711.0	54.3	340.0	26.0	1,309.0	100.0
	2007	1,011.0	74.4	754.0	55.5	347.0	25.5	1,359.0	100.0
	2008	1,006.0	74.9	736.0	54.8	337.0	25.1	1,344.0	100.0
2009	1,033.0	74.5	763.0	55.1	354.0	25.5	1,386.0	100.0	
2010	3,293+	69.3	2,050.0	43.2	1,407+	29.6	4,749.0	100.0	
2011	3,607.0	64.7	2,109.0	37.8	1,970.0	35.3	5,577.0	100.0	
2012	3,794+	65.0	2,299.0	39.4	2,031+	34.8	5,839.0	100.0	
2013	3,832+	64.2	2,289.0	38.4	2,126+	35.6	5,965.0	100.0	
2014	4,183.0	65.6	2,570.0	40.3	2,190.0	34.4	6,372.0	100.0	

	1994	11,948.0	58.0	5,805.0	28.2	8,661.0	42.0	20,607.0	100.0
	1995	12,296.0	60.6	6,420.0	31.7	7,983.0	39.4	20,279.0	100.0
	1996	12,209.0	58.3	6,409.0	30.6	8,746.0	41.7	20,954.0	100.0
	1997	11,962.0	56.8	6,368.0	30.2	9,111.0	43.2	21,073.0	100.0
	1998	12,160.0	56.3	6,588.0	30.5	9,434.0	43.7	21,595.0	100.0
	1999	12,048.0	55.4	6,562.0	30.2	9,697.0	44.6	21,746.0	100.0
	2000	12,185.9	55.1	6,693.6	30.2	9,946.1	44.9	22,132.0	100.0
	2001	12,529.0	55.4	6,553.3	29.0	10,092.5	44.6	22,621.5	100.0
	2002	12,598.9	55.6	6,673.5	29.4	10,075.4	44.4	22,674.3	100.0
	2003	12,606.6	58.2	6,823.4	31.5	9,047.4	41.8	21,654.1	100.0
合計	2004	12,868.0	58.5	7,121.0	32.4	9,131.0	41.5	21,999.0	100.0
	2005	12,868.0	58.5	7,121.0	32.4	9,131.0	41.5	21,999.0	100.0
	2006	13,187.0	58.9	7,299.0	32.6	9,216.0	41.1	22,402.0	100.0
	2007	13,455.0	59.2	7,537.0	33.2	9,279.0	40.8	22,734.0	100.0
	2008	13,742.0	59.4	7,745.0	33.5	9,386.0	40.6	23,128.0	100.0
	2009	13,639.0	59.8	7,755.0	34.0	9,179.0	40.2	22,819.0	100.0
	2010	13,317.0	59.1	7,250.0	32.2	9,199.0	40.9	22,514.0	100.0
	2011	13,760.0	58.8	7,335.0	31.4	9,632.0	41.2	23,391.0	100.0
	2012	14,130.0	59.1	7,750.0	32.4	9,763.0	40.9	23,893.0	100.0
	2013	14,424.0	59.3	7,763.0	31.9	9,907.0	40.7	24,332.0	100.0
	2014	15,159.0	60.1	8,277.0	32.8	10,071.0	39.9	25,229.0	100.0

資料：イギリスと地方のビジネス人口推計：統計リリース（Business Population Estimates for the UK and regions, Statistical Release）

データの出所：国家統計局 および 省間合同事業体記録

注：

1. 小企業とは従業員 50 人未満、中規模企業は従業員 50 人以上 250 人未満、大企業は従業員 250 人以上の企業を指す。
2. ここで小規模事業者とは、従業員が 10 人未満の企業を指す。
3. 行政機関 (government) および非営利団体 (non-profit organization) は含まれない。
4. 1994 年から 1999 年まで、鉱業・採石業と電気・ガス・水道は別々に記録されていたが、2000 年以降これらは合併された。2010 年以降、情報・通信は、運輸・倉庫とは別に分類されている。
5. 99.99% の場合、100% と表示されている。
6. * 「正確な数値は不明」
7. + は「以上」の意味であるが、正確な数値は不明である。
8. 出所元のエクセルファイルのデータは企業規模を従業員数で分類しているため、上記統計表を作成するためには、中小企業の定義に基づいて、小規模事業者、中小企業、大企業の数値を、出所元の従業員数別の数値をもとに算出しなければならない。

3. 中小企業の生産額、その全企業に占める割合

イギリス政府は中小企業の生産額の統計データを収集していない。しかし、欧州委員会域内市場・産業・起業・中小企業総局から生産額(production value)データが入手可能である。

資料名 (調査名)	中小企業 パフォーマンス レビュー
(原語)	SME Performance Review
公表主体	欧州委員会 域内市場・産業・起業・中小企業総局
(原語)	European Commission Directorate for Internal Market, Industry, Entrepreneurship and SMEs
データの出所	欧州各国が保有する企業等の税務情報等
(原語)	—
調査の目的	欧州連合の中小企業の現状および中小企業政策について情報収集し、事実証拠に基づく効果的な政策の策定に役立てる。
調査の対象	欧州連合加盟国 28 カ国が対象。調査対象は、①鉱業・採石業、②製造業、③電気・ガス・スチーム・エアコン製造業、④水道・下水、⑤建設業、⑥卸・小売業、自動車・バイクの修理、⑦ホテル・飲食業、⑧運輸・倉庫、⑨情報・通信、⑩不動産業の企業。ただし、金融業は除外されている。
調査の根拠法令	欧州委員会規則 (Commission Regulation) No2700/98 において構造的企業統計 (Structural Business Statistics) が定められている。
抽出方法	全数調査
調査の方法	欧州委員会統計局 (Eurostat) の構造的企業統計部 (SBS: Structural Business Statistics) が、欧州各国が保有する企業の税務情報等を集計し、調整を加えている。欧州委員会 域内市場・産業・起業・中小企業総局によって、データが公表されている。
中小企業の定義	<p>欧州委員会 域内市場・産業・起業・中小企業総局のウェブサイトでは、企業規模が以下の項目に基づいて分類されている。従業員数に加えて、年間売上高か総資産額のどちらかの項目が基準を満たしている場合に、それぞれ小規模事業者・小企業・中規模企業と規定される。</p> <p>小規模事業者：従業員 10 人未満かつ、年間売上高 200 万ユーロ以下もしくは総資産が 200 万ユーロ以下</p> <p>小企業：従業員 10 人以上 50 人未満かつ、年間売上高 1,000 万ユーロ以下もしくは総資産が 1,000 万ユーロ以下</p> <p>中規模企業：従業員 50 人以上 250 人未満かつ、年間売上高 5,000 万ユーロ以下もしくは総資産が 4,300 万ユーロ以下</p>

生産額の定義	生産額 (Production value) とは、生産された財・サービスの総額のことであり、以下の項目の合算額である。 <ul style="list-style-type: none">・売上高 (turnover) (+) ;・物品の購入 (the purchase value of merchandise) (-) ;・株価の増減 (increases (+) or decreases (-) of stocks) ; マクロレベルでは、売上高と生産額は企業間取引も含んでいるため、二重にカウント (double counting) されている場合もある。
調査時点 調査時期	2012 年時点 (公表は 2015 年) 毎年実施
調査の概要の出所	欧州委員会 域内市場・産業・起業・中小企業総局 ウェブサイト (http://ec.europa.eu/growth/smes/business-friendly-environment/performance-review/index_en.htm)

図表3 産業別規模別生産額

規模		中小企業				大企業		合計	
産業	年	生産額 (百万ユーロ)	構成比 (%)	うち零細企業		生産額 (百万ユーロ)	構成比 (%)	生産額 (百万ユーロ)	構成比 (%)
				生産額 (百万ユーロ)	構成比 (%)				
鉱業・採石業	2002	16,001	31.1	2,390	4.6	35,514	68.9	51,515	100.0
	2003	11,920	28.5	1,555	3.7	29,891	71.5	41,810	100.0
	2004	13,086	27.6	1,469	3.1	34,256	72.4	47,342	100.0
	2005	17,374	27.6	3,116	5.0	45,543	72.4	62,917	100.0
	2006	14,669	22.2	4,051	6.1	51,455	77.8	66,125	100.0
	2007	15,484	22.2	4,276	6.1	54,314	77.8	69,798	100.0
	2008	13,808	22.2	3,813	6.1	48,433	77.8	62,241	100.0
	2009	13,466	29.3	2,574	5.6	32,459	70.7	45,925	100.0
	2010	15,671	28.9	3,031	5.6	38,559	71.1	54,230	100.0
	2011	13,883	22.9	3,321	5.5	46,785	77.1	60,668	100.0
	2012	15,200	25.9	3,128	5.3	43,393	74.1	58,593	100.0
製造業	2002	274,962	39.2	40,056	5.7	425,949	60.8	700,911	100.0
	2003	231,184	39.0	35,262	5.9	362,317	61.0	593,500	100.0
	2004	242,430	38.5	38,609	6.1	387,506	61.5	629,936	100.0
	2005	246,564	38.7	36,603	5.7	391,068	61.3	637,633	100.0
	2006	253,972	38.2	37,078	5.6	411,565	61.8	665,538	100.0
	2007	269,086	38.2	39,285	5.6	436,059	61.8	705,145	100.0
	2008	276,196	38.2	40,323	5.6	447,579	61.8	723,774	100.0
	2009	168,588	36.4	24,838	5.4	294,258	63.6	462,846	100.0
	2010	192,714	36.5	27,192	5.2	335,108	63.5	527,821	100.0
	2011	202,270	36.7	26,618	4.8	349,620	63.3	551,890	100.0
	2012	208,119	34.8	27,418	4.6	389,400	65.2	597,519	100.0
電気・ガス・水道	2002	14,401	18.9	1,521	2.0	61,795	81.1	76,197	100.0
	2003	7,277	10.2	1,641	2.3	64,380	89.8	71,657	100.0
	2004	7,603	9.8	1,760	2.3	69,795	90.2	77,398	100.0
	2005	11,488	12.3	2,353	2.5	82,131	87.7	93,619	100.0
	2006	14,580	13.1	3,184	2.9	96,810	86.9	111,390	100.0
	2007	15,448	13.1	3,374	2.9	102,571	86.9	118,019	100.0
	2008	15,856	13.1	3,463	2.9	105,281	86.9	121,136	100.0
	2009	8,517	16.3	1,603	3.1	43,630	83.7	52,146	100.0
電気・ガス・steam・エアコン	2010	5,488	11.3	1,650	3.4	43,028	88.7	48,516	100.0
	2011	5,858	11.5	1,866	3.7	45,078	88.5	50,936	100.0
	2012	8,738	14.6	2,462	4.1	51,119	85.4	59,857	100.0
	2009	9,836	30.5	2,485	7.7	22,452	69.5	32,289	100.0
水道・下水	2010	9,704	29.2	2,371	7.1	23,556	70.8	33,259	100.0
	2011	11,054	30.5	2,868	7.9	25,163	69.5	36,217	100.0
	2012	12,411	31.9	3,254	8.4	26,501	68.1	38,912	100.0
	2002	144,125	63.9	59,515	26.4	81,333	36.1	225,458	100.0
建設業	2003	142,526	64.6	57,148	25.9	78,250	35.4	220,776	100.0
	2004	156,238	66.7	57,735	24.6	78,112	33.3	234,350	100.0
	2005	161,117	65.6	60,976	24.8	84,401	34.4	245,518	100.0
	2006	167,017	65.1	60,933	23.8	89,492	34.9	256,509	100.0
	2007	176,957	65.1	64,559	23.8	94,818	34.9	271,775	100.0
	2008	181,632	65.1	66,265	23.8	97,323	34.9	278,955	100.0
	2009	140,082	67.3	59,065	28.4	68,049	32.7	208,131	100.0
	2010	144,647	69.3	63,290	30.3	64,160	30.7	208,807	100.0
	2011	148,854	69.9	66,245	31.1	64,105	30.1	212,959	100.0
	2012	157,996	68.7	71,608	31.1	71,941	31.3	229,937	100.0
	卸・小売業、自動車・バイクの修理	2002	195,642	52.8	70,336	19.0	174,728	47.2	370,370
2003		177,878	51.8	65,494	19.1	165,343	48.2	343,221	100.0
2004		198,014	52.2	71,487	18.9	181,056	47.8	379,070	100.0
2005		197,998	53.1	73,560	19.7	174,614	46.9	372,612	100.0
2006		207,880	52.2	74,089	18.6	190,526	47.8	398,405	100.0
2007		220,251	52.2	78,498	18.6	201,864	47.8	422,115	100.0
2008		226,070	52.2	80,572	18.6	207,197	47.8	433,267	100.0
2009		152,752	48.2	52,037	16.4	164,458	51.8	317,209	100.0
2010		166,318	48.4	56,314	16.4	177,309	51.6	343,628	100.0
2011		180,226	50.7	59,129	16.6	175,582	49.3	355,807	100.0
2012		186,236	50.4	58,701	15.9	183,196	49.6	369,432	100.0

ホテル・飲食業	2002	40,895	52.8	18,319	23.7	36,499	47.2	77,394	100.0
	2003	38,312	52.9	13,909	19.2	34,173	47.1	72,485	100.0
	2004	45,328	53.3	16,078	18.9	39,699	46.7	85,027	100.0
	2005	44,375	53.6	15,747	19.0	38,478	46.4	82,853	100.0
	2006	54,966	55.1	19,631	19.7	44,798	44.9	99,764	100.0
	2007	58,238	55.1	20,799	19.7	47,464	44.9	105,701	100.0
	2008	59,776	55.1	21,349	19.7	48,717	44.9	108,493	100.0
	2009	31,914	52.1	13,382	21.8	29,342	47.9	61,256	100.0
	2010	33,478	50.6	13,414	20.3	32,749	49.4	66,227	100.0
	2011	36,523	51.8	13,677	19.4	34,041	48.2	70,564	100.0
	2012	46,109	54.7	17,288	20.5	38,189	45.3	84,299	100.0
運輸・倉庫・ コミュニケーション	2002	66,391	29.9	23,288	10.5	155,498	70.1	221,889	100.0
	2003	66,025	30.6	23,574	10.9	149,934	69.4	215,959	100.0
	2004	63,392	27.1	19,081	8.2	170,430	72.9	233,822	100.0
	2005	77,681	29.1	22,758	8.5	188,880	70.9	266,562	100.0
	2006	69,974	27.2	23,251	9.0	187,319	72.8	257,293	100.0
	2007	74,138	27.2	24,635	9.0	198,466	72.8	272,604	100.0
	2008	76,097	27.2	25,286	9.0	203,710	72.8	279,806	100.0
運輸・倉庫	2009	49,264	34.3	15,229	10.6	94,204	65.7	143,468	100.0
	2010	56,949	36.7	16,885	10.9	98,169	63.3	155,118	100.0
	2011	58,606	35.9	15,693	9.6	104,762	64.1	163,369	100.0
	2012	68,293	36.5	18,151	9.7	118,946	63.5	187,239	100.0
情報と通信	2009	63,118	34.4	23,059	12.6	120,222	65.6	183,340	100.0
	2010	68,288	34.9	23,082	11.8	127,496	65.1	195,784	100.0
	2011	76,517	37.3	25,693	12.5	128,413	62.7	204,930	100.0
	2012	82,146	37.4	28,157	12.8	137,288	62.6	219,434	100.0
不動産業	2002	236,125	65.1	98,125	27.0	126,843	34.9	362,968	100.0
	2003	227,109	62.4	98,818	27.1	136,985	37.6	364,094	100.0
	2004	247,795	63.6	110,204	28.3	141,970	36.4	389,765	100.0
	2005	281,370	64.1	129,739	29.6	157,608	35.9	438,978	100.0
	2006	290,662	62.1	134,122	28.7	177,434	37.9	468,096	100.0
	2007	307,960	62.1	142,104	28.7	187,993	37.9	495,953	100.0
	2008	316,096	62.1	145,858	28.7	192,960	37.9	509,055	100.0
	2009	32,881	65.1	18,388	36.4	17,664	34.9	50,545	100.0
	2010	35,282	65.5	19,096	35.5	18,584	34.5	53,866	100.0
	2011	36,477	66.0	20,600	37.3	18,817	34.0	55,295	100.0
	2012	42,986	67.0	25,301	39.4	21,213	33.0	64,199	100.0
上記の合計(金融業を除く)	2002	988,542	47.4	313,550	15.0	1,098,158	52.6	2,086,700	100.0
	2003	902,231	46.9	297,402	15.5	1,021,272	53.1	1,923,503	100.0
	2004	973,886	46.9	316,423	15.2	1,102,823	53.1	2,076,709	100.0
	2005	1,037,967	47.2	344,852	15.7	1,162,723	52.8	2,200,690	100.0
	2006	1,073,720	46.2	356,341	15.3	1,249,398	53.8	2,323,118	100.0
	2007	1,137,561	46.2	377,531	15.3	1,323,548	53.8	2,461,109	100.0
	2008	1,165,529	46.3	386,929	15.4	1,351,199	53.7	2,516,728	100.0
	2009	670,418	43.1	212,660	13.7	886,737	56.9	1,557,155	100.0
	2010	728,539	43.2	226,324	13.4	958,717	56.8	1,687,256	100.0
	2011	770,268	43.7	235,710	13.4	992,366	56.3	1,762,634	100.0
	2012	828,234	43.4	255,468	13.4	1,081,186	56.6	1,909,420	100.0

資料：欧州委員会 域内市場・産業・起業・中小企業総局 「中小企業 パフォーマンスレビュー」

データの出所：欧州各国が保有する企業等の税務情報等

注：

1. 中小企業とは従業員 250 人未満かつ、年間売上高 5,000 万ユーロ以下もしくは総資産が 4,300 万ユーロ以下企業をいう。
2. ここで小規模事業者とは、従業員 10 人未満かつ、年間売上高 200 万ユーロ以下もしくは総資産が 200 万ユーロ以下の企業をいう。
3. 金融関係企業は除かれている。
4. 従業員数は、有給従業員および無給従業員を含む総数を意味する。有給従業員とは雇用契約を有し、企業から直接に報酬が支払われている人員を意味する。無給従業員には、個人営業者、共同営業者、無給家族従業員、報酬が支払われない見習い等が含まれる。

5. 中小企業の付加価値額、その全企業に占める割合

イギリス政府は中小企業の付加価値額の統計データを収集していない。しかし、欧州委員会域内市場・産業・起業・中小企業総局からデータが入手可能である。

資料名（調査名）	中小企業 パフォーマンス レビュー
（原語）	SME Performance Review
公表主体	欧州委員会 域内市場・産業・起業・中小企業総局
（原語）	European Commission Directorate General for Internal Market, Industry, Entrepreneurship and SMEs
データの出所	欧州各国が保有する企業等の税務情報等
（原語）	—
調査の目的	欧州連合の中小企業の現状および中小企業政策について情報収集し、事実証拠に基づく効果的な政策の策定に役立てる。
調査の対象	欧州連合加盟国 28 カ国が対象。調査対象は、①鉱業・採石業、②製造業、③電気・ガス・スチーム・エアコン製造業、④水道・下水、⑤建設業、⑥卸・小売業、自動車・バイクの修理、⑦ホテル・飲食業、⑧運輸・倉庫、⑨情報・通信、⑩不動産業の企業。ただし、金融業は除外されている
調査の根拠法令	欧州委員会規則（Commission Regulation）No2700/98 において構造的企業統計（Structural Business Statistics）が定められている。
抽出方法	全数調査
調査の方法	欧州委員会統計局（Eurostat）の構造的企業統計部（SBS：Structural Business Statistics）が、欧州各国が保有する企業の税務情報等を集計し、調整を加えている。欧州委員会 域内市場・産業・起業・中小企業総局によって、データが公表されている。
中小企業の定義	<p>欧州委員会 域内市場・産業・起業・中小企業総局のウェブサイトでは、企業規模が以下の項目に基づいて分類されている。従業員数に加えて、年間売上高か総資産額のどちらかの項目が基準を満たしている場合に、それぞれ小規模事業者・小企業・中規模企業と規定される。</p> <p>小規模事業者：従業員 10 人未満かつ、年間売上高 200 万ユーロ以下もしくは総資産が 200 万ユーロ以下</p> <p>小企業：従業員 10 人以上 50 人未満かつ、年間売上高 1,000 万ユーロ以下もしくは総資産が 1,000 万ユーロ以下</p> <p>中規模企業：従業員 50 人以上 250 人未満かつ、年間売上高 5,000 万ユーロ以下もしくは総資産が 4,300 万ユーロ以下</p>

付加価値額の定義	付加価値額 (Gross value added at basic price) = 生産額 (output at basic prices) - 原材料使用料 (intermediate consumption at purchaser prices)
調査時点 調査時期	2015 年時点 (公表は 2015 年) 毎年実施
調査の概要の出所	欧州委員会 域内市場・産業・起業・中小企業総局 ウェブサイト (http://ec.europa.eu/growth/smes/business-friendly-environment/performance-review/index_en.htm)

図表4 産業別規模別付加価値額

規模		中小企業				大企業		合計	
産業	年	うち零細企業		付加価値額		付加価値額		付加価値額	
		付加価値額 (百万ユーロ)	構成比 (%)	付加価値額 (百万ユーロ)	構成比 (%)	付加価値額 (百万ユーロ)	構成比 (%)	付加価値額 (百万ユーロ)	構成比 (%)
鉱業・採石業	2002	10,023	33.3	1,365	4.5	20,102	66.7	30,125	100.0
	2003	5,880	24.8	800	3.4	17,815	75.2	23,695	100.0
	2004	8,585	30.2	1,028	3.6	19,827	69.8	28,411	100.0
	2005	8,853	24.5	1,567	4.3	27,291	75.5	36,144	100.0
	2006	9,147	26.2	2,719	7.8	25,831	73.8	34,978	100.0
	2007	9,691	26.2	2,880	7.8	27,368	73.8	37,060	100.0
	2008	9,947	26.2	2,956	7.8	28,091	73.8	38,039	100.0
	2009	8,238	32.1	1,937	7.5	17,430	67.9	25,668	100.0
	2010	9,817	31.2	1,971	6.3	21,675	68.8	31,492	100.0
	2011	8,742	25.8	2,358	7.0	25,150	74.2	33,892	100.0
	2012	8,531	28.8	2,088	7.0	21,100	71.2	29,631	100.0
	2013	8,487	29.5	2,207	7.7	20,277	70.5	28,764	100.0
	2014	9,971	31.0	2,475	7.7	22,215	69.0	32,186	100.0
	2015	11,369	32.4	2,696	7.7	23,676	67.6	35,046	100.0
製造業	2002	102,324	45.5	17,267	7.7	122,671	54.5	224,995	100.0
	2003	90,832	44.6	16,221	8.0	112,879	55.4	203,711	100.0
	2004	96,798	44.9	18,189	8.4	119,007	55.1	215,805	100.0
	2005	98,861	46.9	18,025	8.6	111,859	53.1	210,719	100.0
	2006	98,984	45.4	16,911	7.8	118,907	54.6	217,891	100.0
	2007	104,875	45.4	17,917	7.8	125,983	54.6	230,858	100.0
	2008	107,646	45.4	18,390	7.8	129,312	54.6	236,957	100.0
	2009	63,221	44.1	10,860	7.6	80,273	55.9	143,494	100.0
	2010	72,022	43.0	11,955	7.1	95,524	57.0	167,546	100.0
	2011	77,155	44.4	12,490	7.2	96,557	55.6	173,712	100.0
	2012	82,316	45.7	11,968	6.6	97,694	54.3	180,010	100.0
	2013	80,615	46.6	12,517	7.2	92,498	53.4	173,112	100.0
	2014	83,965	47.4	13,415	7.6	93,149	52.6	177,114	100.0
	2015	85,864	48.2	14,146	7.9	92,346	51.8	178,210	100.0
電気・ガス・水道	2002	3,477	15.0	435	1.9	19,632	85.0	23,109	100.0
	2003	3,345	14.9	530	2.4	19,032	85.1	22,377	100.0
	2004	1,980	8.0	414	1.7	22,617	92.0	24,596	100.0
	2005	2,506	8.1	698	2.2	28,525	91.9	31,031	100.0
	2006	3,317	9.3	904	2.5	32,333	90.7	35,650	100.0
	2007	3,514	9.3	957	2.5	34,258	90.7	37,771	100.0
	2008	3,607	9.3	983	2.5	35,163	90.7	38,769	100.0
電気・ガス・steam・エアコン	2009	5,372	17.0	488	1.5	26,236	83.0	31,609	100.0
	2010	3,011	12.5	852	3.5	21,156	87.5	24,167	100.0
	2011	2,698	10.4	866	3.3	23,171	89.6	25,869	100.0
	2012	3,481	12.9	1,508	5.6	23,552	87.1	27,033	100.0
	2013	3,537	13.5	1,600	6.1	22,706	86.5	26,242	100.0
	2014	4,062	14.4	1,900	6.7	24,097	85.6	28,159	100.0
水道・下水	2009	4,207	25.8	920	5.6	12,082	74.2	16,289	100.0
	2010	3,750	23.1	989	6.1	12,500	76.9	16,251	100.0
	2011	4,498	25.6	1,158	6.6	13,084	74.4	17,582	100.0
	2012	4,873	25.1	1,459	7.5	14,556	74.9	19,429	100.0
	2013	4,912	26.0	1,538	8.2	13,949	74.0	18,861	100.0
	2014	5,713	27.4	1,812	8.7	15,114	72.6	20,827	100.0
	2015	6,459	28.9	2,086	9.3	15,919	71.1	22,377	100.0

建設業	2002	56,516	70.9	25,224	31.7	23,141	29.1	79,658	100.0
	2003	52,883	69.5	22,453	29.5	23,165	30.5	76,049	100.0
	2004	58,552	71.2	23,465	28.5	23,729	28.8	82,281	100.0
	2005	66,353	72.4	27,550	30.1	25,269	27.6	91,621	100.0
	2006	72,105	73.9	30,183	30.9	25,519	26.1	97,624	100.0
	2007	76,396	73.9	31,979	30.9	27,038	26.1	103,434	100.0
	2008	78,414	73.9	32,824	30.9	27,752	26.1	106,166	100.0
	2009	58,857	75.2	27,476	35.1	19,410	24.8	78,267	100.0
	2010	60,254	76.4	29,648	37.6	18,596	23.6	78,850	100.0
	2011	61,255	76.4	30,135	37.6	18,951	23.6	80,207	100.0
	2012	66,476	75.6	33,297	37.9	21,466	24.4	87,942	100.0
	2013	66,471	76.7	34,175	39.4	20,171	23.3	86,641	100.0
	2014	70,228	77.5	36,742	40.5	20,442	22.5	90,669	100.0
	2015	72,056	78.1	38,260	41.5	20,240	21.9	92,296	100.0
	卸・小売業、 自動車・バイク の修理	2002	102,604	52.8	36,888	19.0	91,635	47.2	194,239
2003		93,747	51.8	34,517	19.1	87,141	48.2	180,888	100.0
2004		104,897	52.2	37,870	18.9	95,914	47.8	200,811	100.0
2005		105,546	53.1	39,212	19.7	93,081	46.9	198,626	100.0
2006		110,813	52.2	39,494	18.6	101,562	47.8	212,376	100.0
2007		117,408	52.2	41,845	18.6	107,607	47.8	225,014	100.0
2008		120,510	52.2	42,950	18.6	110,449	47.8	230,959	100.0
2009		80,698	50.8	30,236	19.1	78,018	49.2	158,716	100.0
2010		88,793	52.1	32,661	19.2	81,683	47.9	170,476	100.0
2011		92,329	52.4	33,383	19.0	83,793	47.6	176,122	100.0
2012		85,688	49.0	32,427	18.6	89,037	51.0	174,726	100.0
2013		85,653	49.0	32,417	18.6	88,995	51.0	174,649	100.0
2014		91,665	49.0	34,322	18.4	95,253	51.0	186,918	100.0
2015		95,437	49.0	35,533	18.3	99,175	51.0	194,611	100.0
ホテル・飲食業		2002	19,311	52.8	8,650	23.7	17,236	47.2	36,547
	2003	18,092	52.9	6,568	19.2	16,137	47.1	34,229	100.0
	2004	21,405	53.3	7,592	18.9	18,747	46.7	40,152	100.0
	2005	20,955	53.6	7,436	19.0	18,170	46.4	39,125	100.0
	2006	22,981	55.1	8,207	19.7	18,729	44.9	41,710	100.0
	2007	24,348	55.1	8,696	19.7	19,844	44.9	44,192	100.0
	2008	24,992	55.1	8,926	19.7	20,368	44.9	45,360	100.0
	2009	15,862	50.9	6,314	20.2	15,323	49.1	31,185	100.0
	2010	16,831	49.5	6,506	19.1	17,153	50.5	33,984	100.0
	2011	19,646	52.1	7,167	19.0	18,087	47.9	37,734	100.0
	2012	21,824	51.0	7,679	17.9	21,000	49.0	42,824	100.0
	2013	21,815	51.0	7,677	17.9	20,990	49.0	42,805	100.0
	2014	23,315	51.0	8,125	17.8	22,418	49.0	45,733	100.0
	2015	24,236	51.0	8,410	17.7	23,296	49.0	47,532	100.0
	運輸・倉庫・ コミュニケーション	2002	31,164	29.9	10,931	10.5	72,991	70.1	104,155
2003		31,015	30.6	11,074	10.9	70,432	69.4	101,447	100.0
2004		29,756	27.1	8,957	8.2	80,000	72.9	109,755	100.0
2005		33,921	28.8	10,997	9.3	83,694	71.2	117,614	100.0
2006		33,142	27.2	11,013	9.0	88,719	72.8	121,861	100.0
2007		35,114	27.2	11,668	9.0	93,999	72.8	129,113	100.0
2008		36,041	27.2	11,976	9.0	96,483	72.8	132,524	100.0
2009		20,933	33.2	6,682	10.6	42,029	66.8	62,962	100.0
運輸・倉庫	2010	23,557	34.5	7,548	11.1	44,686	65.5	68,243	100.0
	2011	23,331	33.0	6,870	9.7	47,328	67.0	70,659	100.0
	2012	27,966	33.3	7,240	8.6	56,065	66.7	84,030	100.0
	2013	27,955	33.3	7,238	8.6	56,039	66.7	83,993	100.0
	2014	29,770	33.3	7,660	8.6	59,607	66.7	89,377	100.0
	2015	30,816	33.3	7,931	8.6	61,703	66.7	92,519	100.0
	情報と通信	2009	36,462	38.0	14,677	15.3	59,461	62.0	95,924
2010		38,393	39.5	12,445	12.8	58,890	60.5	97,283	100.0
2011		44,030	42.8	15,835	15.4	58,786	57.2	102,816	100.0
2012		47,927	42.1	18,230	16.0	65,956	57.9	113,883	100.0
2013		47,327	42.1	18,075	16.1	64,998	57.9	112,325	100.0
2014		50,815	42.2	19,130	15.9	69,742	57.8	120,557	100.0
2015	53,073	42.2	19,799	15.7	72,804	57.8	125,878	100.0	

不動産業	2002	157,940	65.1	65,635	27.0	84,843	34.9	242,784	100.0
	2003	152,871	62.4	66,516	27.1	92,207	37.6	245,078	100.0
	2004	167,383	63.6	74,441	28.3	95,899	36.4	263,282	100.0
	2005	190,062	64.1	87,638	29.6	106,463	35.9	296,525	100.0
	2006	192,781	62.1	88,956	28.7	117,682	37.9	310,463	100.0
	2007	204,253	62.1	94,250	28.7	124,686	37.9	328,939	100.0
	2008	209,650	62.1	96,740	28.7	127,980	37.9	337,629	100.0
	2009	19,944	68.4	12,258	42.0	9,217	31.6	29,162	100.0
	2010	21,616	67.2	12,534	39.0	10,550	32.8	32,166	100.0
	2011	23,306	70.3	13,810	41.7	9,830	29.7	33,136	100.0
	2012	26,483	68.8	16,110	41.9	11,992	31.2	38,475	100.0
	2013	26,066	68.9	15,909	42.1	11,752	31.1	37,818	100.0
	2014	29,707	68.3	17,115	39.4	13,760	31.7	43,467	100.0
	2015	33,011	67.9	17,926	36.9	15,606	32.1	48,618	100.0
	上記の合計(金融業を除く)	2002	483,359	51.7	166,393	17.8	452,251	48.3	935,610
2003		448,666	50.6	158,680	17.9	438,808	49.4	887,474	100.0
2004		489,355	50.7	171,955	17.8	475,739	49.3	965,094	100.0
2005		527,055	51.6	193,122	18.9	494,350	48.4	1,021,405	100.0
2006		543,268	50.7	198,386	18.5	529,284	49.3	1,072,552	100.0
2007		575,599	50.7	210,192	18.5	560,783	49.3	1,136,381	100.0
2008		590,806	50.7	215,745	18.5	575,597	49.3	1,166,404	100.0
2009		313,794	46.6	111,848	16.6	359,479	53.4	673,273	100.0
2010		338,044	46.9	117,109	16.3	382,412	53.1	720,456	100.0
2011		356,988	47.5	124,071	16.5	394,738	52.5	751,726	100.0
2012		375,566	47.1	132,006	16.5	422,418	52.9	797,984	100.0
2013		372,838	47.5	133,353	17.0	412,375	52.5	785,211	100.0
2014		399,210	47.8	142,697	17.1	435,796	52.2	835,006	100.0
2015		416,859	48.1	148,992	17.2	449,622	51.9	866,481	100.0

資料：欧州委員会 域内市場・産業・起業・中小企業総局 「中小企業 パフォーマンスレビュー」

データの出所：欧州各国が保有する企業等の税務情報等

注：

1. 中小企業とは従業員数 250 人未満かつ、年間売上高 5,000 万ユーロ以下もしくは総資産が 4,300 万ユーロ以下企業をいう。
2. ここで小規模事業者とは、従業員 10 人未満かつ、年間売上高 200 万ユーロ以下もしくは総資産が 200 万ユーロ以下の企業をいう。
3. 金融関係企業は除かれている。
4. 従業員数は、有給従業員および無給従業員を含む総数を意味する。有給従業員とは雇用契約を有し、企業から直接に報酬が支払われている人員を意味する。無給従業員には、個人営業者、共同営業者、無給家族従業員、報酬が支払われない見習い等が含まれる。

6. 中小企業の販売額、その全企業に占める割合

資料名（調査名）	イギリスと地方のビジネス人口推計：統計リリース
（原語）	Business Population Estimates for the UK and regions, Statistical Release
公表主体	ビジネス・イノベーション・職業技能省
（原語）	Department for Business, Innovation and Skills
データの出所	国家統計局 および 省間合同事業体記録
（原語）	Office for National Statistic, Inter-Departmental Business Register
調査の目的	報告書出版の主な目的は、「イギリス全体および各地区における企業関連情報（企業数、従業員数、売上高）のデータを提供すること」であるとしている。
調査の対象	民間部門：公社（public corporation）および国有化団体（nationalized body）を含む会社（company）、個人事業主（sole proprietor）および組合・合名・合資会社（partnership）。ただし、行政機関（government）および非営利団体（non-profit organization）は含まれない。
抽出方法	標本調査
調査の方法	国家統計局（Office for National Statistics）の労働力調査（Labour Force Survey）、および省間合同事業体記録（Inter-Departmental Business Register）、イギリス歳入関税庁（HM Revenue and Customs）の個人所得調査（Survey of Personal Incomes）に基づいて集計されている。ただし、これらの調査は標本調査のため、最小規模区分（従業員数0人）には、推計値が含まれている。その結果、企業総数や雇用企業総数が各部分の合計と厳密に一致しない場合もある。
中小企業の定義	イギリスでは単一の定義は無く、定義は産業毎に異なる。そのため、中小企業の定義は Companies Act 2006 に従い、統計上は中小企業を従業員数が 250 人未満の企業と定義する。 本統計においては、以下のように従業員数に基づいて分類されている。 小企業：従業員 50 人未満 中規模企業：従業員 50 人以上 250 人未満 大企業：従業員 250 人未満 本統計においては、小規模事業者の定義は示されていないが、本調査では、欧州連合の定義と同様に、従業員 10 人未満の企業を小規模事業者と定義する。

販売額の定義	<p>売上高 (Turnover) の定義においては、中小企業統計の方法論をまとめた「Business Population Estimates for the UK and regions 2014, Methodology and Quality Note」²に定義されている。これは、2014年11月26日に発表されたものである。</p> <p>同ガイドラインによると、売上高の定義は以下のとおりである。</p> <p>「売上とは、売上高、企業活動、提供されたサービスによって得た収益の価値を指す。なお、付加価値税は含まれない。登録企業の売上の統計は省庁間企業登録(IDBR)のデータを利用する。」(Turnover refers to the value of sales, work done and services rendered. It excludes VAT. Turnover data for registered enterprises comes from the IDBR)</p>
調査時点 調査時期	<p>2014年時点 (公表は2014年)</p> <p>毎年実施</p>
調査の概要の出所	<p>イギリス政府ウェブサイト</p> <p>(2014年分 https://www.gov.uk/government/statistics/business-population-estimates-2014 2013年分 https://www.gov.uk/government/statistics/business-population-estimates-2013 2010～2012年分 https://www.gov.uk/government/statistics/bis-business-population-estimates)</p>

² Business Population Estimates for the UK and regions 2014, Methodology and Quality Note (https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/377936/bpe_2014__methodology_note.pdf)

図表5 産業別規模別販売額

規模		中小企業				大企業		合計	
産業	年	販売額 (百万ポンド)	構成比 (%)	うち零細企業		販売額 (百万ポンド)	構成比 (%)	販売額 (百万ポンド)	構成比 (%)
				販売額 (百万ポンド)	構成比 (%)				
農業・林業・漁業	1994	18,520	93.3	14,927	75.2	1,320	6.7	19,841	100.0
	1995	20,255+	86.4	15,433	65.8	2,641+	11.3	23,437	100.0
	1996	23,261+	98.1	18,178	76.6	158+	0.7	23,719	100.0
	1997	25,030+	80.7	25,030	80.7	0+	0.0	31,005	100.0
	1998	26,349	94.0	22,251	79.4	0+	0.0	28,041	100.0
	1999	24,987+	95.1	21,266	80.9	0+	0.0	26,288	100.0
	2000	24,745+	94.8	21,109	80.9	0+	0.0	26,099	100.0
	2001	25,451+	97.0	20,801	79.2	0+	0.0	26,250	100.0
	2002	26,106+	97.4	21,170	79.0	0+	0.0	26,802	100.0
	2003	26,073+	95.7	21,078	77.3	0+	0.0	27,251	100.0
	2004	26,867+	96.4	21,261	76.3	0+	0.0	27,860	100.0
	2005	27,216+	96.1	21,228	75.0	0+	0.0	28,317	100.0
	2006	28,377+	96.5	22,292	75.8	0+	0.0	29,397	100.0
	2007	27,131+	95.8	20,897	73.8	690+	2.4	28,333	100.0
	2008	28,485+	90.0	22,590	71.4	0+	0.0	31,638	100.0
2009	33,917	92.7	25,636	70.0	0+	0.0	36,600	100.0	
2010	30,753	91.6	21,924	65.3	*	*	33,575	100.0	
2011	31,156+	89.7	22,358	64.4	907+	*	34,741	100.0	
2012	31,943	90.0	22,678	63.9	3,540	10.0	35,481	100.0	
2013	35,335	92.7	25,345	66.5	2,795	7.3	38,128	100.0	
2014	36,639	93.0	26,140	66.3	2,760	7.0	39,398	100.0	
鉱業・採石業	1994	8,242	24.0	4,880	14.2	26,067	76.0	34,309	100.0
	1995	6,706	50.4	2,241	16.8	6,610	49.6	13,316	100.0
	1996	6,596	28.4	1,526	6.6	16,664	71.6	23,260	100.0
	1997	6,029+	22.9	1,416	5.4	14,847+	56.5	26,295	100.0
	1998	4,248+	12.2	1,725	4.9	20,805+	59.7	34,876	100.0
1999	5,574+	18.5	1,606	5.3	18,116+	60.2	30,096	100.0	
電気・ガス・水道	1994	779	1.7	351	0.8	44,000	98.3	44,781	100.0
	1995	1,796	4.0	732	1.6	42,856	94.9	45,175	100.0
	1996	1,644+	3.5	448	1.0	44,488+	95.2	46,750	100.0
	1997	1,449+	3.0	1,449	3.0	45,681+	93.7	48,750	100.0
	1998	1,579+	3.0	699	1.3	0+	0.0	52,636	100.0
1999	903+	2.0	903	2.0	0+	0.0	44,416	100.0	
鉱業・採石業と 電気・ガス・水道	2000	13,062+	13.5	6,384	6.6	0+	0.0	96,560	100.0
	2001	17,945+	18.8	7,628	8.0	0+	0.0	95,418	100.0
	2002	11,440+	*	1,608	*	0+	*	*	100.0
	2003	9,038+	*	1,783	*	52,956+	*	*	100.0
	2004	15,402+	*	1,618	*	0+	*	*	100.0
	2005	10,888+	13.5	3,147	3.9	0+	0.0	80,376	100.0
	2006	15,144+	17.0	3,633	4.1	62,895+	70.8	88,875	100.0
	2007	23,757	15.9	5,903	4.0	125,646	84.1	149,402	100.0
	2008	22,658	13.3	5,155	3.0	147,159	86.7	169,816	100.0
	2009	28,959	16.2	5,387	3.0	149,533	83.8	178,493	100.0
	2010	36,848	18.8	7,540	3.8	159,621	81.2	196,468	100.0
	2011	31,301	15.7	6,605	3.3	168,247	84.3	199,548	100.0
	2012	25639+	*	7,871+	*	158,975+	*	203,916	100.0
	2013	36,869+	*	9,199+	*	181,022+	*	228,729	100.0
2014	36,276	15.5	9,376	4.0	197,276	84.5	233,551	100.0	

製造業	1994	147,119	35.8	28,480	6.9	263,699	64.2	410,818	100.0
	1995	164,994	36.5	31,355	6.9	287,228	63.5	452,221	100.0
	1996	164,286	36.1	37,119	8.2	290,510	63.9	454,794	100.0
	1997	167,314	36.8	37,883	8.3	287,073	63.2	454,388	100.0
	1998	85,842	79.3	51,117	47.2	22,350	20.7	108,193	100.0
	1999	167,643	35.6	37,863	8.0	302,786	64.4	470,427	100.0
	2000	162,867	33.7	38,124	7.9	320,060	66.3	482,927	100.0
	2001	166,485	36.4	32,727	7.2	290,754	63.6	457,239	100.0
	2002	170,454	38.5	32,930	7.4	272,322	61.5	442,776	100.0
	2003	161,959	35.7	34,133	7.5	292,138	64.3	454,098	100.0
	2004	165,077	35.5	35,932	7.7	299,656	64.5	464,733	100.0
	2005	169,490	35.5	36,198	7.6	307,903	64.5	477,393	100.0
	2006	173,040	34.5	35,446	7.1	328,447	65.5	501,486	100.0
	2007	175,568	36.6	37,673	7.8	304,702	63.4	480,271	100.0
	2008	181,353	35.9	40,005	7.9	324,391	64.1	505,744	100.0
2009	187,819	33.3	38,549	6.8	376,305	66.7	564,125	100.0	
2010	174,223	32.7	31,433	5.9	358,292	67.3	532,515	100.0	
2011	158,772	33.1	28,678	6.0	320,253	66.9	479,024	100.0	
2012	167,455	32.9	28,729	5.6	341,220	67.1	508,676	100.0	
2013	181,729	33.3	29,590	5.4	363,237	66.7	544,965	100.0	
2014	175,900	31.7	29,464	5.3	378,396	68.3	554,295	100.0	
建設業	1994	67,733	77.3	35,233	40.2	19,908	22.7	87,640	100.0
	1995	77,351	77.4	43,883	43.9	22,534	22.6	99,885	100.0
	1996	81,041	78.3	48,544	46.9	22,452	21.7	103,494	100.0
	1997	165,030	36.9	34,922	7.8	281,985	63.1	447,014	100.0
	1998	87,068	75.1	53,576	46.2	28,912	24.9	115,980	100.0
	1999	86,299	69.8	52,602	42.5	37,326	30.2	123,625	100.0
	2000	92,568	72.9	54,639	43.0	34,465	27.1	127,033	100.0
	2001	102,265	74.7	55,611	40.6	34,662	25.3	136,927	100.0
	2002	113,809	68.5	60,977	36.7	52,393	31.5	166,202	100.0
	2003	122,809	67.8	75,386	41.6	58,418	32.2	181,227	100.0
	2004	131,015	66.1	79,944	40.3	67,324	33.9	198,338	100.0
	2005	139,756	66.2	85,868	40.7	71,255	33.8	211,012	100.0
	2006	147,971	67.6	87,586	40.0	70,768	32.4	218,738	100.0
	2007	160,964	67.4	91,227	38.2	77,733	32.6	238,696	100.0
	2008	174,600	70.8	97,973	39.8	71,841	29.2	246,442	100.0
2009	174,479	70.3	100,304	40.4	73,791	29.7	248,271	100.0	
2010	193,331	72.1	111,893	41.8	74,651	27.9	267,980	100.0	
2011	171,596	72.4	99,723	42.1	65,301	27.6	236,897	100.0	
2012	165,866	72.9	101,595	44.6	61,804	27.1	227,669	100.0	
2013	164,581	72.4	97,008	42.7	62,600	27.6	227,181	100.0	
2014	174,465	72.9	105,922	44.3	64,865	27.1	239,331	100.0	
卸・小売業、修理業	1994	285,260	55.4	105,725	20.5	229,950	44.6	515,209	100.0
	1995	342,553	64.1	120,154	22.5	191,916	35.9	534,468	100.0
	1996	377,477	63.5	173,404	29.2	216,944	36.5	594,422	100.0
	1997	404,674	61.2	166,505	25.2	256,253	38.8	660,928	100.0
	1998	397,162	56.3	153,309	21.7	308,726	43.7	705,889	100.0
	1999	378,923	54.8	152,578	22.0	313,133	45.2	692,057	100.0
	2000	390,937	56.1	162,496	23.3	305,727	43.9	696,663	100.0
	2001	382,724	52.8	144,145	19.9	342,712	47.2	725,436	100.0
	2002	398,233	52.8	153,802	20.4	356,093	47.2	754,325	100.0
	2003	406,689	52.4	160,710	20.7	369,443	47.6	776,132	100.0
	2004	408,699	49.8	157,039	19.1	411,382	50.2	820,079	100.0
	2005	427,121	50.5	157,814	18.6	419,374	49.5	846,494	100.0
	2006	481,325	52.3	177,231	19.3	438,726	47.7	920,052	100.0
	2007	511,834	51.8	192,219	19.5	475,724	48.2	987,558	100.0
	2008	527,005	49.3	191,003	17.9	542,052	50.7	1,069,055	100.0
2009	577,352	48.3	217,098	18.2	618,217	51.7	1,195,570	100.0	
2010	566,226	47.7	203,500	17.2	619,617	52.3	1,185,843	100.0	
2011	536,757	50.0	189,590	17.7	536,015	50.0	1,072,773	100.0	
2012	547,638	49.3	193,135	17.4	562,282	50.7	1,109,921	100.0	
2013	551,542	49.2	157,134	14.0	570,350	50.8	1,121,892	100.0	
2014	580,982	45.9	184,179	14.5	685,192	54.1	1,266,175	100.0	

ホテル・飲食業	1994	22,114	58.0	12,364	32.4	16,021	42.0	38,135	100.0
	1995	25,505	61.3	11,727	28.2	16,107	38.7	41,611	100.0
	1996	24,691	53.9	12,766	27.9	21,097	46.1	45,788	100.0
	1997	23,468	54.8	12,414	29.0	19,325	45.2	42,794	100.0
	1998	26,790	53.6	14,420	28.8	23,215	46.4	50,004	100.0
	1999	26,824	52.9	14,610	28.8	23,863	47.1	50,687	100.0
	2000	28,099	56.1	15,420	30.8	22,032	43.9	50,131	100.0
	2001	28,861	58.5	15,547	31.5	20,498	41.5	49,359	100.0
	2002	31,264	56.1	17,070	30.7	24,428	43.9	55,692	100.0
	2003	35,247	58.3	19,748	32.7	25,216	41.7	60,463	100.0
	2004	37,102	59.6	20,605	33.1	25,131	40.4	62,234	100.0
	2005	37,642	57.5	20,222	30.9	27,812	42.5	65,453	100.0
	2006	39,053	57.7	20,564	30.4	28,626	42.3	67,678	100.0
	2007	41,106	57.4	21,104	29.5	30,512	42.6	71,617	100.0
	2008	42,901	56.8	22,343	29.6	32,625	43.2	75,526	100.0
2009	42,790	57.5	21,813	29.3	31,673	42.5	74,463	100.0	
2010	43,452	57.8	21,209	28.2	31,709	42.2	75,162	100.0	
2011	43,388	57.8	20,768	27.7	31,679	42.2	75,066	100.0	
2012	44,132	56.8	20,804	26.8	33,562	43.2	77,696	100.0	
2013	44,251	56.1	19,472	24.7	34,624	43.9	78,875	100.0	
2014	46,282	55.9	19,566	23.6	36,534	44.1	82,816	100.0	
運輸業・倉庫業・ 情報通信業	1994	43,176	41.6	14,448	13.9	60,550	58.4	103,725	100.0
	1995	48,140	42.4	18,341	16.1	65,468	57.6	113,609	100.0
	1996	51,608	41.7	20,539	16.6	72,165	58.3	123,773	100.0
	1997	51,472	40.0	20,220	15.7	77,324	60.0	128,795	100.0
	1998	55,475	42.1	22,555	17.1	76,248	57.9	131,723	100.0
	1999	54,483	39.9	23,666	17.4	81,914	60.1	136,397	100.0
	2000	56,628	37.5	24,768	16.4	94,315	62.5	150,944	100.0
	2001	64,229	38.1	24,892	14.8	104,221	61.9	168,449	100.0
	2002	68,354	36.4	27,855	14.8	119,366	63.6	187,721	100.0
	2003	74,357	38.7	31,807	16.6	117,676	61.3	192,033	100.0
	2004	73,800	40.1	29,181	15.9	110,207	59.9	184,008	100.0
2005	75,265	37.1	28,984	14.3	127,553	62.9	202,818	100.0	
2006	84,748	39.2	35,233	16.3	131,533	60.8	216,280	100.0	
2007	87,082	38.7	36,657	16.3	137,930	61.3	225,013	100.0	
2008	88,352	38.9	34,811	15.3	138,675	61.1	227,025	100.0	
2009	90,996	37.9	33,612	14.0	148,791	62.1	239,787	100.0	
運輸業・倉庫業	2010	67,046	43.8	25,233	16.5	86,193	56.2	153,239	100.0
	2011	59,985	41.0	20,932	14.3	86,430	59.0	146,416	100.0
	2012	64,845	43.3	22,412	15.0	84,880	56.7	149,726	100.0
	2013	68,959	41.6	22,826	13.8	96,755	58.4	165,713	100.0
	2014	68,941	40.6	23,197	13.7	100,880	59.4	169,820	100.0
情報通信業	2010	72,327	40.0	28,914	16.0	108,698	60.0	181,026	100.0
	2011	72,586	39.9	27,757	15.3	109,309	60.1	181,893	100.0
	2012	76,957	41.2	28,875	15.4	109,938	58.8	186,896	100.0
	2013	81,015	40.6	31,182	15.6	118,733	59.4	199,749	100.0
	2014	85,723	41.2	34,424	16.5	122,515	58.8	208,239	100.0
金融仲介業	1994	898,823	43.7	42,890	2.1	1,158,283	56.3	2,057,106	100.0
	1995	900,524	49.4	56,290	3.1	922,052	50.6	1,822,577	100.0
	1996	994,546	39.0	94,548	3.7	1,553,403	61.0	2,547,949	100.0
	1997	833,751	38.8	105,891	4.9	1,313,335	61.2	2,147,085	100.0
	1998	756,109	36.2	103,127	4.9	1,331,390	63.8	2,087,500	100.0
	1999	735,465	35.5	118,036	5.7	1,334,468	64.5	2,069,932	100.0
	2000	*	*	*	*	*	*	*	*
	2001	*	*	*	*	*	*	*	*
	2002	*	*	*	*	*	*	*	*
	2003	*	*	*	*	*	*	*	*
	2004	*	*	*	*	*	*	*	*
	2005	*	*	*	*	*	*	*	*
	2006	*	*	*	*	*	*	*	*
	2007	*	*	*	*	*	*	*	*
	2008	*	*	*	*	*	*	*	*
	2009	*	*	*	*	*	*	*	*
	2010	*	*	*	*	*	*	*	*
2011	*	*	*	*	*	*	*	*	
2012	*	*	*	*	*	*	*	*	
2013	*	*	*	*	*	*	*	*	
2014	*	*	*	*	*	*	*	*	

不動産業	1994	157,846	71.8	43,486	19.8	62,119	28.2	219,966	100.0
	1995	207,032	73.2	81,207	28.7	75,889	26.8	282,921	100.0
	1996	219,007	84.9	106,707	41.4	38,887	15.1	257,895	100.0
	1997	130,953	74.1	68,559	38.8	45,791	25.9	176,745	100.0
	1998	155,653	72.6	84,717	39.5	58,772	27.4	214,426	100.0
	1999	167,935	73.1	92,492	40.3	61,784	26.9	229,717	100.0
	2000	190,188	75.0	100,789	39.8	63,344	25.0	253,532	100.0
	2001	210,172	71.9	103,055	35.3	82,031	28.1	292,203	100.0
	2002	228,881	72.9	117,985	37.6	85,024	27.1	313,905	100.0
	2003	235,015	71.1	126,594	38.3	95,606	28.9	330,621	100.0
	2004	241,353	68.9	130,542	37.3	108,813	31.1	350,165	100.0
	2005	253,498	70.4	137,950	38.3	106,679	29.6	360,177	100.0
	2006	273,035	70.5	153,602	39.6	114,470	29.5	387,506	100.0
	2007	295,188	70.1	167,075	39.7	125,643	29.9	420,830	100.0
	2008	312,215	68.8	174,825	38.5	141,558	31.2	453,772	100.0
2009	325,325	68.1	176,955	37.1	152,284	31.9	477,608	100.0	
2010	34,606	76.2	23,478	51.7	10,812	23.8	45,418	100.0	
2011	35,271	77.3	21,894	48.0	10,339	22.7	45,611	100.0	
2012	34,571	77.7	22,740	51.1	9,903	22.3	44,474	100.0	
2013	35,071	74.1	22,720	48.0	12,242	25.9	47,312	100.0	
2014	35,833	75.5	23,496	49.5	11,604	24.5	47,437	100.0	
教育	1994	5,689	87.5	2,500	38.4	813	12.5	6,502	100.0
	1995	6,783	93.6	2,648	36.5	466	6.4	7,249	100.0
	1996	7,714	91.5	2,970	35.2	714	8.5	8,428	100.0
	1997	8418+	90.3	3,683	39.5	280+	3.0	9,320	100.0
	1998	6375+	85.9	3,650	49.2	294+	4.0	7,422	100.0
	1999	6745+	84.6	4,030	50.5	501+	6.3	7,976	100.0
	2000	7,024+	80.0	4,222	48.1	709+	8.1	8,786	100.0
	2001	8,528	86.0	4,688	47.3	1,383	14.0	9,912	100.0
	2002	5,617	*	2,198	*	1,616	*	*	100.0
	2003	5,981+	*	2,654+	*	1,209+	*	*	100.0
	2004	6,830+	*	2,897+	*	2,070	*	*	100.0
	2005	10,818	81.2	6,308	47.3	2,509	18.8	13,327	100.0
	2006	10,805+	76.8	6,456	45.9	714+	5.1	14,067	100.0
	2007	11,314+	81.6	7,042	50.8	489+	3.5	13,868	100.0
	2008	10,838+	73.9	7,464	50.9	0+	0.0	14,660	100.0
2009	12,438	81.3	7,607	49.7	0+	0.0	15,307	100.0	
2010	14,539	82.4	9,246	52.4	*	*	17,641	100.0	
2011	14,338+	*	8,857	49.5	648+	*	17,890	100.0	
2012	14,880+	*	8,963	46.3	3,167+	*	19,346	100.0	
2013	14,967+	*	8,708+	*	4,239	21.3	19,944	100.0	
2014	16,180	79.2	9,174	44.9	4,259	20.8	20,438	100.0	
医療、福祉	1994	11,836	66.1	5,439	30.4	6,077	33.9	17,913	100.0
	1995	17,651	50.4	5,601	16.0	17,397	49.6	35,049	100.0
	1996	19,066	33.6	5,987	10.6	37,639	66.4	56,706	100.0
	1997	21,045	34.0	8,051	13.0	40,834	66.0	61,878	100.0
	1998	22,377	33.6	7,862	11.8	44,228	66.4	66,606	100.0
	1999	23,045	33.7	8,504	12.4	45,286	66.3	68,331	100.0
	2000	25,614	35.6	9,195	12.8	46,374	64.4	71,987	100.0
	2001	27,582	36.8	9,385	12.5	47,329	63.2	74,911	100.0
	2002	28,115	37.2	9,543	12.6	47,406	62.8	75,521	100.0
	2003	36,889	88.3	12,172	29.1	4,909	11.7	41,798	100.0
	2004	38,589	86.8	13,064	29.4	5,874	13.2	44,462	100.0
	2005	41,983	86.7	13,682	28.3	6,418	13.3	48,401	100.0
	2006	44,076	84.9	14,530	28.0	7,851	15.1	51,930	100.0
	2007	45,810	84.9	16,261	30.1	8,131	15.1	53,941	100.0
	2008	48,212	83.9	16,862	29.3	9,282	16.1	57,494	100.0
2009	50,692	82.7	18,009	29.4	10,598	17.3	61,290	100.0	
2010	48,913	82.4	17,685	29.8	10,459	17.6	59,371	100.0	
2011	49,572	81.3	17,715	29.0	11,417	18.7	60,988	100.0	
2012	49,549	80.0	17,047	27.5	12,394	20.0	61,943	100.0	
2013	50,580	78.7	16,644	25.9	13,650	21.3	64,231	100.0	
2014	52,918	78.3	17,828	26.4	14,702	21.7	67,620	100.0	

その他	1994	25,599	68.8	15,292	41.1	11,589	31.2	37,187	100.0
	1995	28,092	73.0	15,554	40.4	10,409	27.0	38,501	100.0
	1996	32,441	61.8	19,405	37.0	20,075	38.2	52,514	100.0
	1997	34,109	61.5	20,852	37.6	21,337	38.5	55,448	100.0
	1998	38,945	59.9	23,263	35.8	26,052	40.1	64,997	100.0
	1999	40,936	64.1	25,360	39.7	22,927	35.9	63,863	100.0
	2000	43,499	63.0	27,630	40.0	25,567	37.0	69,067	100.0
	2001	48,184	63.5	29,291	38.6	27,725	36.5	75,909	100.0
	2002	53,442	65.5	32,765	40.1	28,186	34.5	81,628	100.0
	2003	54,025	55.0	35,818	36.5	44,141	45.0	98,166	100.0
	2004	55,385	52.2	36,513	34.4	50,653	47.8	106,038	100.0
	2005	53,272	46.8	34,044	29.9	60,604	53.2	113,876	100.0
	2006	55,989	47.5	35,547	30.2	61,910	52.5	117,899	100.0
	2007	60,123	48.0	39,535	31.6	65,032	52.0	125,154	100.0
	2008	61,898	43.0	38,945	27.1	81,905	57.0	143,803	100.0
2009	63,811	42.9	39,542	26.6	85,003	57.1	148,815	100.0	
2010	335,043	72.2	141,118	30.4	184,548	39.8	464,076	100.0	
2011	283,752	56.6	141,428	28.2	217,958	43.4	501,709	100.0	
2012	295,131+	*	147,967+	*	207,873+	*	505,804	100.0	
2013	512,506+	*	155,295+	*	231,517+	*	543,241	100.0	
2014	337,061	56.9	172,678	29.2	255,072	43.1	592,134	100.0	
合計	1994	793,911	51.7	283,123	18.4	742,114	48.3	1,536,026	100.0
	1995	947,049	56.1	348,875	20.7	740,394	43.9	1,687,442	100.0
	1996	1,009,071	56.3	447,593	25.0	782,470	43.7	1,791,543	100.0
	1997	965,623	53.7	414,219	23.0	831,540	46.3	1,797,164	100.0
	1998	998,686	51.8	425,909	22.1	928,302	48.2	1,926,987	100.0
	1999	990,565	51.0	435,478	22.4	953,314	49.0	1,943,880	100.0
	2000	1,039,560	51.1	464,777	22.9	994,169	48.9	2,033,728	100.0
	2001	1,084,565	51.4	447,770	21.2	1,027,448	48.6	2,112,013	100.0
	2002	1,143,907	52.0	482,984	22.0	1,056,016	48.0	2,199,923	100.0
	2003	1,173,287	52.4	525,882	23.5	1,067,058	47.6	2,240,345	100.0
	2004	1,206,152	51.3	533,372	22.7	1,144,590	48.7	2,350,740	100.0
	2005	1,249,789	51.1	545,445	22.3	1,197,856	48.9	2,447,644	100.0
	2006	1,357,761	51.9	592,119	22.7	1,256,146	48.1	2,613,907	100.0
	2007	1,440,291	51.5	635,593	22.7	1,354,395	48.5	2,794,684	100.0
	2008	1,500,825	50.1	651,980	21.8	1,494,152	49.9	2,994,978	100.0
2009	1,588,582	49.0	684,513	21.1	1,651,748	51.0	3,240,329	100.0	
2010	1,561,795	48.6	643,172	20.0	1,650,522	51.4	3,212,315	100.0	
2011	1,489,256	48.8	606,302	19.9	1,563,302	51.2	3,052,558	100.0	
2012	1,528,677	48.8	623,966	19.9	1,602,870	51.2	3,131,549	100.0	
2013	1,577,562	48.1	596,282	18.2	1,702,399	51.9	3,279,961	100.0	
2014	1,647,202	46.8	655,442	18.6	1,874,052	53.2	3,521,254	100.0	

資料：イギリスと地方のビジネス人口推計：統計リリリース（Business Population Estimates for the UK and regions, Statistical Release）

データの出所：国家統計局 および 省間合同事業体記録

注：

1. 小企業とは従業員 50 人未満、中規模企業は従業員 50 人以上 250 人未満、大企業は従業員 250 人以上の企業を指す。
2. ここで小規模事業者とは、従業員が 10 人未満の企業を指す。
3. 行政機関 (government) および非営利団体 (non-profit organization) は含まれない。
4. 1994 年から 1999 年まで、鉱業・採石業と電気・ガス・水道は別々に記録されていたが、2000 年以降これらは合併された。2010 年以降、情報・通信は、運輸・倉庫とは別に分類されている。
5. 99.99% の場合、100% と表示されている。
6. * 「正確な数値は不明」
7. + は「以上」の意味であるが、正確な数値は不明である。
8. 出所元のエクセルファイルのデータは企業規模を従業員数で分類しているため、上記統計表を作成するためには、中小企業の定義に基づいて、小規模事業者、中小企業、大企業の数値を、出所元の従業員数別の数値をもとに算出しなければならない。

7. 開廃業率

資料名（調査名）	2013年企業統計データ
（原語）	Business Demography 2013 Statistical Bulletin
公表主体	国家統計局
（原語）	Office for National Statistic
データの出所	国家統計局
（原語）	Office for National Statistic
調査の目的	2008年までビジネス・イノベーション・職業技能省が発行していた VAT registration and de-registration の置換。欧州でより統一された統計データの収集を実現するため。
調査の対象	VAT もしくは PAYE 登録されている企業。 農業、持株会社、行政機関、マネージドサービス会社（MSC）を除外する。（中小企業に限られた統計データは存在しない）。
調査の根拠法令	2008年2月に制定された欧州委員会の企業統計法（Structural Business Statistics Regulation）に従う。これは、加盟国の統計局に開業件数と廃業件数、生存率（Survival Rate）の統計データを収集するよう、求めるものである。これらの統計データは、統一された定義と方法論で収集され、欧州連合におけるデータのより正確な比較を目的とする。
抽出方法	推定値を含む。
調査の方法	Eurostat 及び OECD が発行した企業統計データの手引きに従う。
中小企業の定義	同データは、企業全体を対象としたものである。
開廃業率の定義	企業統計データにおける開業及び廃業件数の定義は以下のとおりである。 「開業（Birth）は、 t 年には存在した企業で、 $t-1$ 年もしくは $t-2$ 年には存在しなかった企業を指す。開業は、企業活動年次報告（Annual active population files）を比較することで特定する。すなわち、最新の報告に示されている企業で、過去2年の報告には示されていない企業の事である。」 「廃業（Death）は、 t 年には活動が報告されていた企業で、 $t+1$ 年、及び $t+2$ 年にはその活動が報告されていない企業とする。廃業件数の初期測定値を計算するため、2008年と2009年の廃業件数は再活性化が可能なよう、調整されている。これらの値は暫定値であり、改正の対象となる。」

	開廃業率は、t年の開業件数、もしくは廃業件数を、t年に活動している企業数（Active Business）で割ったものである。Active Businessとは、t年に生産額もしくは雇用を報告している企業である。
調査時点 調査時期	2013年（2014年公表） 毎年実施
調査の概要の出所	国家統計局ウェブサイト (http://www.ons.gov.uk/ons/index.html)

図表6 2001年から2013年の開廃業件数および開廃業率

	全産業				活動している企業 (1000件)
	開業		廃業		
年	開業件数 (1000件)	開業率 (%)	廃業件数 (1000件)	廃業率 (%)	
2001	243	11.7	212	10.2	2,084
2002	243	11.5	213	10.1	2,116
2003	267	12.5	232	10.9	2,136
2004	280	13.0	244	11.3	2,159
2005	275	12.6	228	10.5	2,183
2006	256	11.6	207	9.4	2,207
2007	281	12.3	224	9.8	2,280
2008	267	11.5	223	9.6	2,326
2009	236	10.1	277	11.8	2,342
2010	235	10.0	249	10.6	2,351
2011	261	11.2	230	9.8	2,343
2012	270	11.4	253	10.7	2,373
2013	346	14.1	238	9.7	2,449

資料：国家統計局「2013年企業統計データ」

データの出所：国家統計局

図表 7 2013 年における産業別開廃業件数および開廃業率

産業	開業		廃業		活動している企業
	開業件数 (1000件)	開業率 (%)	廃業件数 (1000件)	廃業率 (%)	全企業数 (1000件)
製造業	18	11.4	13	8.5	158
建設業	38	12.4	33	10.6	309
自動車販売業	7	9.0	6	8.4	77
卸売業	12	10.1	11	9.1	117
小売業	27	12.4	22	10.2	220
運輸・倉庫	12	15.1	8	10.3	82
ホテル・飲食業	25	15.3	21	12.7	166
情報通信業	34	16.8	20	9.8	200
金融・保健	6	16.9	5	13.1	35
不動産業	11	11.1	7	7	95
専門業(科学・技術)	77	17.0	42	9.3	453
業務管理・サポートサービス	45	20.7	23	10.6	216
教育	5	12.5	3	9.2	38
医療保険	12	11.4	7	6.9	104
アート・エンターテイメント・レクリ エーション及びその他	18	10.0	16	8.7	180
合計	346	14.1	238	9.7	2,449

資料：国家統計局「2013年企業統計データ」

データの出所：国家統計局

8. 中小企業の収益性

8.1 売上高営業利益率

イギリス政府は中小企業の売上営業利益率の統計データを収集していない。しかし、欧州委員会域内市場・産業・起業・中小企業総局から付加価値額営業利益率データの入手が可能である。

資料名（調査名）	中小企業 パフォーマンス レビュー
（原語）	SME Performance Review
公表主体	欧州委員会 域内市場・産業・起業・中小企業総局
（原語）	European Commission Directorate General for Internal Market, Industry, Entrepreneurship and SMEs
データの出所	欧州各国が保有する企業等の税務情報等
（原語）	—
調査の目的	欧州連合の中小企業の現状および中小企業政策について情報収集し、事実証拠に基づく効果的な政策の策定に役立てる。
調査の対象	欧州連合加盟国 28 カ国が対象。調査対象は、①鉱業・採石業、②製造業、③電気・ガス・スチーム・エアコン製造業、④水道・下水、⑤建設業、⑥卸・小売業、自動車・バイクの修理、⑦ホテル・飲食業、⑧運輸・倉庫、⑨情報・通信、⑩不動産業の企業。ただし、金融業は除外されている。
調査の根拠法令	欧州委員会規則（Commission Regulation）No2700/98 において構造的企業統計（Structural Business Statistics）が定められている。
抽出方法	全数調査
調査の方法	欧州委員会統計局（Eurostat）の構造的企業統計部（SBS：Structural Business Statistics）が、欧州各国が保有する企業の税務情報等を集計し、調整を加えている。欧州委員会 域内市場・産業・起業・中小企業総局によって、データが公表されている。
中小企業の定義	<p>欧州委員会 域内市場・産業・起業・中小企業総局のウェブサイトでは、企業規模が以下の項目に基づいて分類されている。従業員数に加えて、年間売上高か総資産額のどちらかの項目が基準を満たしている場合に、それぞれ小規模事業者・小企業・中規模企業と規定される。</p> <p>小規模事業者：従業員 10 人未満かつ、年間売上高 200 万ユーロ以下もしくは総資産が 200 万ユーロ以下</p> <p>小企業：従業員 10 人以上 50 人未満かつ、年間売上高 1,000 万ユーロ以下もしくは総資産が 1,000 万ユーロ以下</p> <p>中規模企業：従業員 50 人以上 250 人未満かつ、年間売上高 5,000 万ユーロ以下もしくは総資産が 4,300 万ユーロ以下</p>

売上営業利益率 (収益性) の定義	収益性 (profitability) とは、営業利益 (gross operating surplus adjusted for imputed wage self-employed) / 付加価値額 (Value added at factor cost) ×100 で計算される。
調査時点 調査時期	2012 年時点 (公表は 2015 年) 毎年実施
調査の概要の出所	欧州委員会 域内市場・産業・起業・中小企業総局ウェブサイト (http://ec.europa.eu/growth/smes/business-friendly-environment/performance-review/index_en.htm)

図表 8 付加価値額営業利益率

規模		中小企業		大企業	全企業
産業	年	利益率 (%)	うち零細企業	利益率 (%)	利益率 (%)
			利益率 (%)		
鉱業・採石業	2002	87.3	82.8	83.6	84.8
	2003	81.8	87.4	83.6	83.2
	2004	87.1	87.5	84.9	85.5
	2005	85.5	89.8	87.4	86.9
	2006	86.2	93.8	85.5	85.7
	2007	86.5	93.9	85.8	86.0
	2008	88.3	94.7	87.7	87.9
	2009	86.6	91.6	82.8	84.0
	2010	87.8	96.1	82.6	84.3
	2011	86.2	90.5	83.7	84.4
	2012	83.6	89.4	77.4	79.2
	製造業	2002	32.8	34.4	40.3
2003		33.2	38.3	41.6	37.9
2004		36.0	40.4	43.0	39.9
2005		38.2	41.8	40.3	39.3
2006		36.4	36.3	42.4	39.7
2007		37.7	37.6	43.6	40.9
2008		46.1	46.0	51.2	48.8
2009		38.8	44.4	41.6	40.3
2010		43.3	49.0	52.0	48.2
2011		46.0	51.6	53.3	50.1
2012		38.8	46.2	47.7	47.0
電気・ガス・水道		2002	83.6	93.9	71.0
	2003	89.6	85.4	72.3	74.9
	2004	83.5	87.6	72.6	73.5
	2005	88.1	94.7	77.5	78.3
	2006	87.7	89.8	79.1	79.9
	2007	87.9	90.1	79.6	80.3
	2008	89.6	91.4	82.3	83.0
	2009	91.0	56.8	80.7	82.5
電気・ガス・ス チーム・エアコン	2010	84.6	84.2	72.8	74.3
	2011	81.9	84.9	74.3	75.1
	2012	86.0	86.9	70.9	72.8
	2009	65.0	55.6	73.1	71.0
水道・下水	2010	59.6	62.1	73.1	70.0
	2011	60.6	65.4	74.9	71.3
	2012	60.4	70.2	73.9	70.5
	建設業	2002	42.1	44.1	32.9
2003		41.5	42.3	34.6	39.4
2004		42.1	42.1	36.2	40.4
2005		47.1	47.3	36.2	44.1
2006		47.9	50.0	34.4	44.4
2007		49.0	51.0	35.7	45.5
2008		55.8	57.6	44.4	52.9
2009		54.9	67.6	26.7	47.9
2010		53.7	66.0	26.1	47.2
2011		53.7	64.0	33.5	48.9
2012		57.6	71.0	35.0	52.1
卸・小売業、 自動車・バイクの 修理		2002	40.9	25.8	30.4
	2003	41.1	25.0	27.2	34.4
	2004	43.7	27.7	28.5	36.4
	2005	41.6	26.5	22.1	32.5
	2006	40.1	23.3	27.2	33.9
	2007	41.3	24.9	28.7	35.3
	2008	49.2	35.0	38.3	44.0
	2009	44.2	52.2	38.2	41.3
	2010	48.2	54.3	37.1	42.9
	2011	51.6	60.1	33.2	42.9
	2012	45.0	58.3	32.2	38.5

ホテル・飲食業	2002	2.2	0.5	15.4	8.4
	2003	-5.2	-13.8	22.0	7.6
	2004	-0.9	-6.7	28.7	12.9
	2005	-8.4	-15.3	23.0	6.2
	2006	-3.3	-9.9	22.2	8.1
	2007	-1.2	-7.7	23.8	10.0
	2008	12.4	6.8	34.0	22.1
	2009	26.7	23.0	37.5	32.0
	2010	33.5	39.3	35.6	34.6
	2011	39.0	46.3	39.1	39.0
	2012	39.9	53.1	38.1	39.0
運輸・倉庫・ コミュニケーション	2002	17.2	28.5	19.1	18.5
	2003	14.3	14.4	25.9	22.4
	2004	5.9	-8.6	30.1	23.5
	2005	13.3	6.6	30.0	25.2
	2006	6.4	0.6	31.2	24.5
	2007	8.3	2.6	32.6	26.0
	2008	20.6	15.7	41.7	36.0
運輸・倉庫	2009	48.3	60.3	30.9	36.7
	2010	53.6	60.5	34.8	41.2
	2011	55.4	65.3	35.6	42.2
	2012	57.3	62.4	36.5	43.4
情報と通信	2009	44.1	55.9	52.7	49.4
	2010	41.5	56.0	52.6	48.2
	2011	54.6	63.5	46.9	50.2
	2012	53.2	64.5	47.7	50.0
不動産業	2002	36.5	42.8	11.9	27.9
	2003	32.8	30.3	29.8	31.6
	2004	35.6	34.3	25.8	32.0
	2005	40.8	41.1	30.1	37.0
	2006	38.2	40.2	33.5	36.4
	2007	39.5	41.4	34.8	37.7
	2008	47.6	49.3	43.6	46.1
	2009	59.4	67.7	67.7	62.0
	2010	66.0	80.4	62.4	64.8
	2011	75.0	87.4	42.0	65.2
	2012	75.4	87.7	66.8	66.8
全企業(金融業 を除く)	2002	36.1	35.7	31.5	33.9
	2003	33.9	29.2	35.7	34.8
	2004	35.9	30.9	36.7	36.3
	2005	38.5	35.5	36.8	37.7
	2006	37.0	34.7	38.9	37.9
	2007	38.3	36.0	40.1	39.2
	2008	46.6	44.6	48.2	47.4
	2009	47.7	57.0	47.0	47.3
	2010	49.8	60.3	48.8	49.2
	2011	53.4	63.1	48.0	50.6
	2012	52.8	65.7	45.5	48.9

資料：欧州委員会 域内市場・産業・起業・中小企業総局 「中小企業 パフォーマンス レビュー」
データの出所：欧州各国が保有する企業等の税務情報等

注：

1. 中小企業とは有給従業員数 250 人未満かつ、年間売上高 5,000 万ユーロ以下もしくは総資産が 4,300 万ユーロ以下企業をいう。
2. ここで小規模事業者とは、従業員 10 人未満かつ、年間売上高 200 万ユーロ以下もしくは総資産が 200 万ユーロ以下の企業をいう。
3. 金融関係企業は除かれている。
4. 従業員数は、有給従業員および無給従業員を含む総数を意味する。有給従業員とは雇用契約を有し、企業から直接に報酬が支払われている人員を意味する。無給従業員には、個人営業者、共同営業者、無給家族従業員、報酬が支払われない見習い等が含まれる。

10. 中小企業の生産性

イギリス政府は中小企業の生産性（1人当たり生産高）の統計データを収集していないが、欧州委員会域内市場・産業・起業・中小企業総局から1人当たり付加価値額データが入手可能である。

10.1 従業者1人当たり付加価値額

資料名（調査名）	中小企業 パフォーマンス レビュー
（原語）	SME Performance Review
公表主体	欧州委員会 域内市場・産業・起業・中小企業総局
（原語）	European Commission Directorate General for Internal Market, Industry, Entrepreneurship and SMEs
データの出所	欧州各国が保有する企業等の税務情報等
（原語）	—
調査の目的	EU の中小企業の現状および中小企業政策について情報収集し、事実証拠に基づく効果的な政策の策定に役立てる。
調査の対象	欧州連合加盟国 28 カ国が対象。調査対象は①鉱業・採石業、②製造業、③電気・ガス・スチーム・エアコン製造業、④水道・下水、⑤建設業、⑥卸・小売業、自動車・バイクの修理、⑦ホテル・飲食業、⑧運輸・倉庫、⑨情報・通信、⑩不動産業の企業。ただし、金融業は除外されている。
調査の根拠法令	欧州委員会規則（Commission Regulation）No2700/98 において構造的企業統計（Structural Business Statistics）が定められている。
抽出方法	全数調査
調査の方法	欧州委員会統計局（Eurostat）の構造的企業統計部（SBS：Structural Business Statistics）が、欧州各国が保有する企業の税務情報等を集計し、調整を加えている。欧州委員会 域内市場・産業・起業・中小企業総局によって、データが公表されている。
中小企業の定義	<p>欧州委員会 域内市場・産業・起業・中小企業総局のウェブサイトでは、企業規模が以下の項目に基づいて分類されている。従業員数に加えて、年間売上高か総資産額のどちらかの項目が基準を満たしている場合に、それぞれ小規模事業者・小企業・中規模企業と規定される。</p> <p>小規模事業者：従業員 10 人未満かつ、年間売上高 200 万ユーロ以下もしくは総資産が 200 万ユーロ以下</p> <p>小企業：従業員 10 人以上 50 人未満かつ、年間売上高 1,000 万ユーロ以下もしくは総資産が 1,000 万ユーロ以下</p> <p>中規模企業：従業員 50 人以上 250 人未満かつ、年間売上高 5,000 万ユーロ以下もしくは総資産が 4,300 万ユーロ以下</p>

1 人当たり生産高の定義	1 人当たり生産高は、次の式で計算される。 1 人当たり生産高 (labour productivity) = 付加価値額 (Value added at factor cost) / 被雇用者数 (Number of employees)
調査時点 調査時期	2015 年時点 (公表は 2015 年) 毎年実施
調査の概要の出所	欧州委員会 域内市場・産業・起業・中小企業総局ウェブサイト (http://ec.europa.eu/growth/smes/business-friendly-environment/performance-review/index_en.htm)

図表 9 1人当たり付加価値額

規模		中小企業		大企業	全企業
産業	年	うち零細企業			
		1人当たり付加価値額(単位:1000ユーロ/人)			
鉱業・採石業	2002	460.1	461.0	425.6	436.5
	2003	294.6	277.5	357.9	339.8
	2004	439.9	367.0	432.9	435.0
	2005	450.6	612.5	569.8	535.1
	2006	513.0	1,022.0	540.4	532.9
	2007	539.9	1,075.1	568.7	560.9
	2008	557.9	1,111.4	587.6	579.6
	2009	497.1	883.9	461.3	472.2
	2010	624.0	967.3	475.6	513.7
	2011	534.4	1,159.3	543.2	540.9
	2012	405.5	1,041.8	390.0	394.4
	2013	393.9	1,111.3	379.5	383.7
	2014	414.8	1,178.5	402.5	406.2
	2015	427.3	1,222.2	417.4	420.6
製造業	2002	48.4	43.6	74.4	59.8
	2003	46.1	42.0	72.1	57.6
	2004	50.9	48.2	78.9	63.3
	2005	53.9	48.3	79.2	64.9
	2006	55.8	48.1	87.0	69.4
	2007	58.7	50.6	91.5	73.0
	2008	60.7	52.3	94.6	75.4
	2009	42.6	39.2	73.2	55.6
	2010	49.2	50.8	89.4	66.1
	2011	52.1	50.1	93.7	69.2
	2012	56.1	49.7	95.2	72.2
	2013	53.5	49.6	91.6	68.8
	2014	55.3	51.2	94.7	68.8
	2015	56.5	52.4	72.0	72.0
電気・ガス・水道	2002	480.6	720.6	152.4	169.8
	2003	564.7	553.6	163.9	183.4
	2004	362.0	493.3	175.8	183.4
	2005	462.0	823.5	226.3	236.0
	2006	623.2	1,061.7	246.2	260.8
	2007	655.7	1,117.0	259.1	274.5
	2008	677.7	1,154.6	267.7	283.7
電気・ガス・スチーム・エアコン	2009	807.5	279.3	244.7	277.6
	2010	301.4	1,085.7	185.6	194.9
	2011	311.0	501.3	201.8	209.5
	2012	381.9	744.5	211.4	224.3
	2013	367.0	692.0	205.2	218.2
	2014	391.5	728.6	252.5	231.0
	2015	409.1	749.7	239.2	239.2
水道・下水	2009	78.8	61.0	144.5	118.9
	2010	58.6	91.1	138.2	105.2
	2011	65.9	100.7	146.4	111.6
	2012	71.5	121.3	156.2	120.4
	2013	69.9	114.3	153.8	117.2
	2014	75.0	122.5	164.8	124.1
2015	7.9	128.4	172.7	128.5	

建設業	2002	58.0	51.9	69.4	60.9
	2003	55.3	49.9	63.3	57.5
	2004	57.2	48.5	73.1	61.1
	2005	62.8	54.1	75.4	65.8
	2006	66.2	58.6	83.7	70.1
	2007	69.7	61.7	88.1	73.7
	2008	72.0	63.8	91.0	76.2
	2009	49.2	47.9	60.5	51.6
	2010	55.6	61.7	62.2	57.1
	2011	56.1	59.8	63.8	57.7
	2012	65.9	71.1	75.3	68.0
	2013	64.0	69.7	71.9	65.7
	2014	67.8	73.8	76.2	69.6
	2015	70.3	76.4	78.8	72.0
卸・小売業、 自動車・バイクの修理	2002	42.8	34.1	36.4	39.5
	2003	40.8	32.0	33.0	36.6
	2004	45.4	35.4	35.8	40.3
	2005	46.4	36.9	34.8	40.1
	2006	49.3	38.5	40.5	44.7
	2007	51.8	40.5	42.7	47.0
	2008	53.6	41.9	44.1	48.6
	2009	36.3	32.9	29.4	32.5
	2010	42.6	46.1	31.2	36.3
	2011	44.0	43.7	31.7	37.2
	2012	41.5	44.3	33.3	36.9
	2013	41.4	44.3	33.2	36.8
	2014	43.9	46.9	35.2	39.0
	2015	45.4	48.6	36.5	40.4
ホテル・飲食業	2002	20.6	20.2	23.8	22.0
	2003	16.0	14.8	21.6	18.2
	2004	18.0	17.0	25.5	20.9
	2005	17.6	16.8	25.0	20.4
	2006	19.3	18.1	25.6	21.6
	2007	20.3	19.0	26.9	22.8
	2008	20.9	19.7	27.8	23.5
	2009	14.0	15.4	22.1	17.1
	2010	15.6	20.6	21.4	18.1
	2011	17.4	20.9	24.4	20.2
	2012	19.3	23.1	26.9	22.4
	2013	19.3	23.1	26.9	22.4
	2014	20.4	24.5	28.4	23.7
	2015	21.1	25.3	29.5	24.5
運輸・倉庫・ コミュニケーション	2002	67.7	78.4	69.2	68.7
	2003	57.4	57.5	66.4	63.4
	2004	55.7	48.3	74.9	68.5
	2005	63.0	57.8	76.3	72.0
	2006	63.0	59.3	85.8	78.1
	2007	66.3	62.4	90.2	82.2
	2008	68.5	64.5	93.3	84.9
運輸・倉庫	2009	45.4	47.7	55.0	51.4
	2010	55.0	72.5	57.1	56.3
	2011	50.5	59.8	62.1	57.7
	2012	62.3	67.6	73.3	69.2
	2013	62.1	67.6	73.1	69.0
	2014	65.8	71.6	77.4	73.1
2015	68.1	74.1	80.2	75.7	

情報と通信	2009	64.9	56.1	113.8	88.4
	2010	68.1	50.2	111.7	89.2
	2011	77.8	62.6	114.5	95.3
	2012	85.6	76.9	129.0	106.3
	2013	80.8	76.3	121.5	100.2
	2014	85.6	80.7	128.6	106.1
	2015	88.7	83.6	133.1	109.9
不動産業	2002	72.3	80.3	52.1	63.7
	2003	57.0	54.9	54.6	56.1
	2004	61.4	60.2	53.3	58.2
	2005	66.2	68.1	55.9	62.1
	2006	67.2	69.4	62.3	65.2
	2007	70.7	73.0	65.6	68.7
	2008	73.0	75.4	67.8	71.0
	2009	57.4	70.6	55.6	56.8
	2010	72.1	94.9	60.6	67.9
	2011	75.0	102.7	61.7	70.5
	2012	77.0	119.4	72.3	75.5
	2013	66.9	118.6	62.5	65.5
	2014	70.1	128.5	67.7	69.3
	2015	71.9	135.9	71.6	71.8
全企業(金融業を除く)	2002	53.1	49.7	55.9	54.5
	2003	46.7	42.1	53.3	49.7
	2004	50.4	45.2	57.4	53.6
	2005	53.9	49.9	59.4	56.4
	2006	55.9	52.0	66.1	60.5
	2007	58.8	54.7	69.5	63.6
	2008	60.7	56.5	71.8	65.8
	2009	41.9	40.3	55.8	48.3
	2010	47.7	52.3	58.7	52.9
	2011	49.4	52.2	61.7	55.2
	2012	52.7	58.2	65.3	58.7
	2013	51.3	57.9	63.5	57.0
	2014	54.2	61.5	66.8	60.1
	2015	56.2	63.9	69.0	62.2

資料：欧州委員会 域内市場・産業・起業・中小企業総局「中小企業 パフォーマンス レビュー」

データの出所：欧州各国が保有する企業等の税務情報等

注：

1. 中小企業とは従業員数 250 人未満かつ、年間売上高 5,000 万ユーロ以下もしくは総資産が 4,300 万ユーロ以下企業をいう。
2. ここで小規模事業者とは、従業員 10 人未満かつ、年間売上高 200 万ユーロ以下もしくは総資産が 200 万ユーロ以下の企業をいう。
3. 金融関係企業は除かれている。
4. 従業員数は、有給従業員および無給従業員を含む総数を意味する。有給従業員とは雇用契約を有し、企業から直接に報酬が支払われている人員を意味する。無給従業員には、個人営業者、共同営業者、無給家族従業員、報酬が支払われない見習い等が含まれる。

12. 中小企業の融資額、その全企業に占める割合

資料名（調査名）	中小企業統計データ
（原語）	SME Statistics
公表主体	イギリス銀行家協会
（原語）	British Banker's Association
データの出所	イギリス銀行家協会、サンタンデール、バークレイズ、クライズデール、HSBC、ロイド、バンキング・グループ、ロイヤルバンク・オブ・スコットランド、コーオペレーティブ銀行
（原語）	British Banker's Association, Santander UK, Barclays, Clydesdale (including Yorkshire Bank)、HSBC、LloydsBanking Group (including HBOS)、Royal Bank of Scotland (including Natwest)、The Co-operative Bank.
調査の目的	中小企業におけるクレジットの需要状況を把握するため。
調査の対象	主要市中銀行の個人客及び企業。
調査の根拠法令	該当データ無し。
抽出方法	全数調査
調査の方法	データの出所で示した主要市中銀行より毎月、住宅ローン、無担保信用、クレジットカードの使用、預金額に関する統計データを収集する。
中小企業の定義	イギリス銀行家協会のデータにおける中小企業とは、民間セクターの事業（自営、パートナーシップ、有限責任（株式）会社）を対象とし、以下は含まない。 <ul style="list-style-type: none"> • クラブやチャリティ（NGO/NPO）、学協会等（銀行と取引があってもその事業は商業と見なされないため） • 金融セクターの事業 <p>中小企業のうち「小企業」と「中企業」の違いは明確ではない。企業規模による概念的な分類は事業売上をもとにしているが（小企業は事業売上100万～200万ポンド、中企業は事業売上2,500万ポンドまで）、運営上、銀行としては他のさまざまな事業特性を考慮して「中小企業」を位置づけている。³</p>
融資額の定義	月間平均新規融資額（New Term Lending-Monthly Average）は、主要市中銀行が中小企業に対し、新たに提供した毎月の融資額を指す。
調査時点	2015年

³ BBA Statistics, Bank support for SMEs -2nd Quarter 2015, page 6.
<https://www.bba.org.uk/news/statistics/sme-statistics/bank-support-for-smes-2nd-quarter-2015/#.VlitGV0TPjA>

調査時期	毎月
調査の概要の出所	イギリス銀行家協会ウェブサイト (http://www.bba.org.uk/news/statistics)

図表 10 企業規模別月間平均新規融資額

(単位:百万ポンド)

年	小企業	中企業
2011 (2011年7月 - 2011年12月)	199.0	1,374.5
2012	546.0	1,234.5
2013	529.1	1,170.6
2014	527.5	1,581.0
2015 (2015年1月 - 2015年6月)	578.8	1,353.9

資料：イギリス銀行家協会「中小企業統計データ」

データの出所：主要市中銀行

* 上記数値は、各年度の月間平均新規融資額（年度融資額総計ではない）

14. 有効求人倍率

資料名（調査名）	2016年2月英国労働市場
（原語）	UK Labour Market, February 2016
公表主体	国家統計局
（原語）	Office for National Statistics
データの出所	<ul style="list-style-type: none"> 国家統計局の求人数調査 国家統計局の労働力調査
（原語）	<ul style="list-style-type: none"> Vacancy Survey by the Office of National Statistics Labour Force Survey by the Office of National Statistics
調査の目的	英国の労働市場に関する報告のため
調査の対象	<ul style="list-style-type: none"> 求人数調査は英国経済のあらゆるセクターの約 6,000 社の企業を対象とする。ただし、人材派遣業、農業、林業、漁業を除く。 労働力調査は英国内の自宅住所に居住する世帯の調査で、サンプル数は 4 万 1,000 世帯
調査の根拠法令	労働力調査は、最初はローマ条約に基づく規則により実施された。
抽出方法	<ul style="list-style-type: none"> 労働力調査は、選択した複数地域内で無作為に抽出した住所のサンプルにより行う。グレートブリテンの人口の 0.16%、北アイルランドの人口の 0.23%を対象とする。 求人数調査は、省庁間企業登録に登録された従業員を持つ企業から無作為に抽出したサンプルを用いる。
調査の方法	<ul style="list-style-type: none"> 労働力調査は対面式と電話で実施する。 求人数調査は質問票を送付して実施する。
有効求人倍率の定義	総失業者数を総求人数で割ることで、1 求人当たりの失業者数を算出する。
調査時点 調査時期	2016年2月 月に一回
調査の概要の出所	<p>ONS ウェブサイト</p> <p>http://www.ons.gov.uk/ons/guide-method/method-quality/specific/labour-market/labour-market-statistics/index.html</p> <p>http://www.ons.gov.uk/ons/about-ons/get-involved/taking-part-in-a-survey/information-for-businesses/a-to-z-of-business-surveys/vacancy-survey/index.html</p>

図表 11 有効求人倍率（月次）

2008年		2009年		2010年		2011年	
Nov-Jan 2008	2.3	Nov-Jan 2009	4.2	Nov-Jan 2010	5.3	Nov-Jan 2011	5.1
Dec-Feb 2008	2.3	Dec-Feb 2009	4.5	Dec-Feb 2010	5.4	Dec-Feb 2011	5.1
Jan-Mar 2008	2.3	Jan-Mar 2009	4.9	Jan-Mar 2010	5.5	Jan-Mar 2011	5.2
Feb-Apr 2008	2.4	Feb-Apr 2009	5.1	Feb-Apr 2010	5.4	Feb-Apr 2011	5.2
Mar-May 2008	2.4	Mar-May 2009	5.4	Mar-May 2010	5.2	Mar-May 2011	5.4
Apr-Jun 2008	2.6	Apr-Jun 2009	5.7	Apr-Jun 2010	5.1	Apr-Jun 2011	5.5
May-Jul 2008	2.7	May-Jul 2009	5.7	May-Jul 2010	5.2	May-Jul 2011	5.6
Jun-Aug 2008	2.9	Jun-Aug 2009	5.6	Jun-Aug 2010	5.4	Jun-Aug 2011	5.6
Jul-Sep 2008	3.0	Jul-Sep 2009	5.6	Jul-Sep 2010	5.4	Jul-Sep 2011	5.7
Aug-Oct 2008	3.2	Aug-Oct 2009	5.7	Aug-Oct 2010	5.5	Aug-Oct 2011	5.7
Sep-Nov 2008	3.5	Sep-Nov 2009	5.6	Sep-Nov 2010	5.3	Sep-Nov 2011	5.8
Oct-Dec 2008	3.8	Oct-Dec 2009	5.4	Oct-Dec 2010	5.2	Oct-Dec 2011	5.8

2012年		2013年		2014年		2015年	
Nov-Jan 2012	5.7	Nov-Jan 2013	5.1	Nov-Jan 2014	4.0	Nov-Jan 2015	2.5
Dec-Feb 2012	5.7	Dec-Feb 2013	5.1	Dec-Feb 2014	3.7	Dec-Feb 2015	2.5
Jan-Mar 2012	5.7	Jan-Mar 2013	5.0	Jan-Mar 2014	3.5	Jan-Mar 2015	2.4
Feb-Apr 2012	5.6	Feb-Apr 2013	4.9	Feb-Apr 2014	3.4	Feb-Apr 2015	2.4
Mar-May 2012	5.5	Mar-May 2013	4.8	Apr-Jun 2014	3.1	Mar-May 2015	2.5
Apr-Jun 2012	5.4	Apr-Jun 2013	4.7	May-Jul 2014	3.0	Apr-Jun 2015	2.5
May-Jul 2012	5.4	May-Jul 2013	4.6	Jun-Aug 2014	2.9	May-Jul 2015	2.4
Jun-Aug 2012	5.3	Jun-Aug 2013	4.6	Jul-Sep 2014	2.8	Jun-Aug 2015	2.4
Jul-Sep 2012	5.2	Jul-Sep 2013	4.5	Aug-Oct 2014	2.8	Jul-Sep 2015	2.3
Aug-Oct 2012	5.1	Aug-Oct 2013	4.3	Sep-Nov 2014	2.7	Aug-Oct 2015	2.3
Sep-Nov 2012	5.1	Sep-Nov 2013	4.0	Oct-Dec 2014	2.6	Sep-Nov 2015	2.2
Oct-Dec 2012	5.0	Oct-Dec 2013	4.0	Mar-May 2014	3.2	Oct-Dec 2015	2.2

資料：2016年2月英国労働市場

データの出所：国家統計局の求人数調査、国家統計局の労働力調査

15. 失業率

資料名（調査名）	2016年2月英国労働市場
（原語）	UK Labour Market, February 2016
公表主体	国家統計局
（原語）	Office for National Statistics
データの出所	国家統計局の労働力調査
（原語）	Labour Force Survey by the Office for National Statistics
調査の目的	英国の労働市場に関する報告のため。
調査の対象	労働力調査は英国内の自宅住所に居住する世帯の調査で、サンプル数は4万1,000世帯。
調査の根拠法令	労働力調査は、最初はローマ条約に基づく規則により実施された。
抽出方法	労働力調査は、グレートブリテンの人口の0.16%、北アイルランドの人口の0.23%を対象に無作為に抽出した住所のサンプルで行う。
調査の方法	労働力調査は対面式と電話で実施する。
失業率の定義	失業率は、16歳以上の失業者数を同じ年齢集団の経済活動人口で割って算出する。
調査時点	2016年2月
調査時期	月に一回
調査の概要の出所	ONS ウェブサイト http://www.ons.gov.uk/ons/guide-method/method-quality/specific/labour-market/labour-market-statistics/index.html

図表 12 失業率（月次）

2008年		2009年		2010年		2011年	
Nov-Jan 2008	5.2	Nov-Jan 2009	6.5	Nov-Jan 2010	7.7	Nov-Jan 2011	7.9
Dec-Feb 2008	5.2	Dec-Feb 2009	6.7	Dec-Feb 2010	7.9	Dec-Feb 2011	7.8
Jan-Mar 2008	5.2	Jan-Mar 2009	7.1	Jan-Mar 2010	8.0	Jan-Mar 2011	7.8
Feb-Apr 2008	5.3	Feb-Apr 2009	7.3	Feb-Apr 2010	8.0	Feb-Apr 2011	7.7
Mar-May 2008	5.2	Mar-May 2009	7.6	Mar-May 2010	7.9	Mar-May 2011	7.8
Apr-Jun 2008	5.4	Apr-Jun 2009	7.8	Apr-Jun 2010	7.9	Apr-Jun 2011	7.9
May-Jul 2008	5.5	May-Jul 2009	7.9	May-Jul 2010	7.8	May-Jul 2011	8.0
Jun-Aug 2008	5.7	Jun-Aug 2009	7.9	Jun-Aug 2010	7.8	Jun-Aug 2011	8.2
Jul-Sep 2008	5.9	Jul-Sep 2009	7.8	Jul-Sep 2010	7.8	Jul-Sep 2011	8.3
Aug-Oct 2008	6.0	Aug-Oct 2009	7.9	Aug-Oct 2010	7.9	Aug-Oct 2011	8.4
Sep-Nov 2008	6.2	Sep-Nov 2009	7.8	Sep-Nov 2010	7.9	Sep-Nov 2011	8.5
Oct-Dec 2008	6.4	Oct-Dec 2009	7.8	Oct-Dec 2010	7.9	Oct-Dec 2011	8.4

2012年		2013年		2014年		2015年	
Nov-Jan 2012	8.3	Nov-Jan 2013	7.8	Nov-Jan 2014	7.2	Nov-Jan 2015	5.7
Dec-Feb 2012	8.3	Dec-Feb 2013	8.0	Dec-Feb 2014	6.9	Dec-Feb 2015	5.6
Jan-Mar 2012	8.2	Jan-Mar 2013	7.8	Jan-Mar 2014	6.8	Jan-Mar 2015	5.5
Feb-Apr 2012	8.2	Feb-Apr 2013	7.8	Feb-Apr 2014	6.6	Feb-Apr 2015	5.5
Mar-May 2012	8.1	Mar-May 2013	7.8	Mar-May 2014	6.5	Mar-May 2015	5.6
Apr-Jun 2012	8.0	Apr-Jun 2013	7.8	Apr-Jun 2014	6.3	Apr-Jun 2015	5.6
May-Jul 2012	8.1	May-Jul 2013	7.7	May-Jul 2014	6.2	May-Jul 2015	5.5
Jun-Aug 2012	7.9	Jun-Aug 2013	7.7	Jun-Aug 2014	6.0	Jun-Aug 2015	5.4
Jul-Sep 2012	7.9	Jul-Sep 2013	7.6	Jul-Sep 2014	6.0	Jul-Sep 2015	5.3
Aug-Oct 2012	7.9	Aug-Oct 2013	7.4	Aug-Oct 2014	6.0	Aug-Oct 2015	5.2
Sep-Nov 2012	7.8	Sep-Nov 2013	7.1	Sep-Nov 2014	5.8	Sep-Nov 2015	5.1
Oct-Dec 2012	7.8	Oct-Dec 2013	7.2	Oct-Dec 2014	5.7	Oct-Dec 2015	5.1

資料：2016年2月英国労働市場

データの出所：国家統計局の労働力調査

16. 規模別（大企業・中小企業・小規模事業者）の倒産件数

イギリスでは、中小企業に限った倒産件数のデータは存在しない。以下に、企業全体の倒産件数を示す。

資料名（調査名）	破産統計
（原語）	Insolvency Statistics
公表主体	破産申請機関
（原語）	The Insolvency Service
データの出所	破産申請機関
（原語）	The Insolvency Service
調査の目的	ビジネス・イノベーション・職業技能省への報告及び破産に関するアドバイスの提供、公衆への情報提供等。
調査の対象	破産申請機関に申請された破産届。 従業員を雇用する民間の家庭（Private Households Employing Staff）及び家庭における未分化の生産活動（Undifferentiated production activities of households for own use）は対象外とする。
調査の根拠法令	破産申請機関が提供するサービスは Insolvency Act、Enterprise Act、Law of Property Act に準じる。しかし、統計データの収集において、これらの法律に関する情報は見当たらない。
抽出方法	全数調査
調査の方法	統計データは主に、イングランド及びウェールズ地域に在する38の破産申請機関の公認事務所より収集したデータを下に、整理・加工したものである。通常、破産件数は破産手続きが登録された日付によって整理される。
中小企業の定義	同データは、企業全体を対象としたものである。
倒産件数の定義	取引に関する産業別倒産件数（Trading-related bankruptcies by industry）
調査時点 調査時期	2015年 年4回、四半期ごと
調査の概要の出所	破産申請機関ウェブサイト (http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20140311023846/http://bis.gov.uk/insolvency/About-us/our-performance-statistics/insolvency-statistics https://www.gov.uk/government/statistics/insolvency-statistics-april-to-june-2015)

図表 13 産業別倒産件数

		倒産件数 (Compulsory)	倒産件数 (Voluntary)	倒産件数 (Total)
産業	年	(件)	(件)	(件)
農業・狩猟・林業・漁業	2011	12	29	41
	2012	14	29	43
	2013	16	27	43
	2014	11	30	41
鉱業・採石業	2011	5	6	11
	2012	6	5	11
	2013	6	21	27
	2014	12	5	17
製造業	2011	184	1151	1335
	2012	128	1105	1233
	2013	100	1111	1211
	2014	116	903	1019
電気・ガス・エアコン	2011	21	10	31
	2012	28	12	40
	2013	22	25	47
	2014	16	20	36
水道・下水	2011	18	53	71
	2012	22	87	109
	2013	13	111	124
	2014	23	83	106
建設業	2011	1012	2332	3344
	2012	912	2272	3184
	2013	672	1993	2665
	2014	675	1739	2414
卸・小売業、 自動車・バイクの 修理	2011	509	1766	2275
	2012	425	1800	2225
	2013	305	1869	2174
	2014	343	1616	1959
ホテル・飲食業	2011	271	940	1211
	2012	236	1044	1280
	2013	189	1152	1341
	2014	233	1182	1415
運輸・倉庫	2011	185	342	527
	2012	146	282	428
	2013	107	306	413
	2014	108	240	348
情報・コミュニケーション	2011	171	535	706
	2012	141	622	763
	2013	113	630	743
	2014	146	618	764
金融仲介業	2011	239	193	432
	2012	86	185	271
	2013	76	164	240
	2014	70	133	203
不動産業	2011	81	222	303
	2012	98	230	328
	2013	95	274	369
	2014	84	255	339
行政機関・国防・社会保障制度	2011	6	17	23
	2012	11	14	25
	2013	5	4	9
	2014	11	6	17

教育	2011	46	99	145
	2012	43	114	157
	2013	26	133	159
	2014	25	139	164
医療保険・福祉	2011	53	108	161
	2012	67	153	220
	2013	59	185	244
	2014	61	192	253
国外領土における組織	2011	4	0	4
	2012	1	1	2
	2013	3	2	5
	2014	3	1	4
その他	2011	2145	4080	6225
	2012	1901	3940	5841
	2013	1840	3351	5191
	2014	1826	3140	4966
全企業	2011	4962	11883	16845
	2012	4265	11895	16160
	2013	3647	11358	15005
	2014	3763	10302	14065

資料：破産申請機関「破産統計」

データの出所：国家統計局

注：

1. 同データは全企業を対象とする。

2. 上記統計はイングランドとウェールズを対象としたものである（スコットランドと北アイルランドは含まない）

17. 企業の生存率

資料名（調査名）	2014年企業統計データ
（原語）	Business Demography 2014 Statistical Bulletin
公表主体	国家統計局
（原語）	Office for National Statistic
データの出所	国家統計局
（原語）	Office for National Statistic
調査の目的	2008年までビジネス・イノベーション・職業技能省が発行していた VAT registration and de-registration を置換。欧州で、より統一された統計データの収集を実現するため。
調査の対象	VAT もしくは PAYE 登録されている企業。 農業、持株会社、行政機関、マネージドサービス会社（MSC）を除外する。なお、中小企業に限られた統計データは存在しない。
調査の根拠法令	2008年2月に制定された欧州委員会の企業統計法（Structural Business Statistics Regulation）に従う。欧州連合加盟国の統計局に開業件数と廃業件数、生存率（Survival Rate）の統計データを収集するよう、求めるものである。これらの統計データは、統一された定義と方法論で収集され、欧州連合におけるデータのより正確な比較を目的とする。
抽出方法	推定値を含む。
調査の方法	Eurostat 及び OECD が発行した企業統計データの手引きに従う。
中小企業の定義	同データは、企業全体を対象としたものである。
生存率の定義	企業がある年（t年）に開業するかその年（t年）まで生存し、翌年（t+1年）のどの時点においても雇用や売上高に関して活動している場合に、その企業は生存していると見なす。
調査時点 調査時期	2014年（2015年公表） 毎年実施
調査の概要の出所	国家統計局ウェブサイト (http://www.ons.gov.uk/ons/index.html)

図表 14 1年後～5年後生存率 (%)

年	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後
2009	90.8	73.8	59.6	48.9	41.7
2010	86.7	72.5	57.1	48.1	：
2011	93.1	75.6	60.5	：	：
2012	91.2	73.8	：	：	：
2013	93.5	：	：	：	：

資料：2014年企業統計データ

データの出所：国家統計局

18. 中小企業のうち輸出企業が占める割合

資料名（調査名）	2013年イギリスの輸出企業・輸入企業
（原語）	Exporters and Importers in Great Britain, 2013
公表主体	国家統計局
（原語）	Office for National Statistic
データの出所	経済統計調査
（原語）	Annual Business Survey statistics by the Office for National Statistic (ABS)
中小企業の定義	以下のように従業員数に基づいて分類されている。 小企業：従業員 50 人未満 中規模企業：従業員 50 人以上 250 人未満 大企業：従業員 250 人未満
調査時点 調査時期	2013 年 毎年実施
調査の概要の出所	国家統計局ウェブサイト Exporters and Importers in Great Britain, 2013 Figure 4 http://www.ons.gov.uk/ons/rel/abs/annual-business-survey/exporters-and-importers--gb--2013/sty-abs-i-e-2013.html

図表 15 中小企業に占める輸出企業・輸入企業の割合 (%)

	製品		サービス	
	輸出	輸入	輸出	輸入
小企業(1-49)	5.5	7.1	6.6	4.3
中規模企業 (50-249)	23.2	29.2	17	18.1
大企業(250+)	27.3	37.8	23	27.6

資料：2013年イギリスの輸出企業・輸入企業
データの出所：国家統計局

フランス共和国

目 次

【フランス】

1. 中小企業の企業数、その全企業数に占める割合.....	85
2. 中小企業の雇用者数、その全企業に占める割合.....	92
3. 中小企業の生産額、その全企業に占める割合.....	95
5. 中小企業の付加価値額、その全企業に占める割合.....	98
6. 中小企業の販売額、その全企業に占める割合.....	101
7. 開廃業率	104
8. 中小企業の収益性.....	107
8.1 売上高営業利益率.....	107
8.2 売上高税引前利益率.....	109
9. 中小企業の安全性（自己資本比率）.....	111
10. 中小企業の生産性.....	113
10.1 従業者1人当たり付加価値額.....	113
10.2 従業者1人当たり売上.....	115
11. 中小企業の成長性（前年比増収率）.....	117
12. 中小企業の融資額、その全企業に占める割合.....	119
13. 中小企業の社債発行額、その全企業に占める割合.....	121
14. 有効求人倍率	123
15. 失業率	124
16. 規模別（大企業・中小企業・小規模事業者）の倒産件数.....	126
17. 企業の生存率	128
18. 中小企業に占める輸出企業の割合.....	130

III フランス共和国

項目	フランス
1. 中小企業の企業数、その全企業数に占める割合	142,050 社 96.6% 2013 年
2. 中小企業の雇用者数、その全企業に占める割合	3,414 千人 33.7% 2013 年
3. 中小企業の生産額、その全企業に占める割合	906,170 百万ユーロ 49.0% 2012 年
4. 中小企業の出荷額、その全企業に占める割合	データ無し
5. 中小企業の付加価値額、その全企業に占める割合	2,330 億ユーロ 28.9% 2013 年
6. 中小企業の販売額、その全企業に占める割合	7,820 億ユーロ 26.1% 2013 年
7. 開廃業率	中小企業の開業件数: 550,794 中小企業の廃業率: なし 2014 年
< 中小企業の収益性 >	付加価値粗利益率: 19%
8.1 売上高営業利益率	2011 年
< 中小企業の収益性 >	経営資本粗収益率: 3.5%
8.2 売上高税引前利益率	2014 年
< 中小企業の安全性 >	67.6%
9. 自己資本比率	2012 年
< 中小企業の生産性 >	労働者 1 人当たりの付加価値額: 61 千ユーロ/人
10.1 従業者 1 人当たり付加価値額	2012 年
< 中小企業の生産性 >	従業員 1 人当たりの売上高: 208 千ユーロ/人
10.2 従業者 1 人当たり売上	2012 年
< 中小企業の生産性 >	データ無し
10.3 従業者 1 人当たり純利益	
< 中小企業の成長性 >	-5.7%
11. 前年比増収率	2013/14 年
12. 中小企業の融資額、その全企業に占める割合	2,439.75 億ユーロ 53.1% 2015 年 6 月
13. 中小企業の社債保有額、社債保有額の対前年度比増減率	中小企業の社債保有高: 38 億 8,140 万ユーロ 2013 年 社債保有高の対前年度比増減率: 2012/13 9.1% データ無し
14. 有効求人倍率	求職者数に対する求人件数の割合: 3.9% 2015 年
15. 失業率	失業率: 10.3% 2015 年
16. 規模別(大企業・中小企業・小規模事業者)の倒産件数	中小企業の倒産件数(小規模事業者を除く): 4,234 件 中小企業の倒産件数(小規模事業者を含む): 58,658 件

	2015年
17.企業の生存率	企業の生存率(2006年～2011年):51.5%
18.輸出企業の割合	10～249人の輸出企業:32.5%
	2013年

1. 中小企業の企業数、その全企業数に占める割合

資料 A

資料名 (調査名)	中小企業 2014—中小企業の発展に関する報告書
(原語)	PME 2014, Rapport sur l'Evolution des PME
公表主体	BPI フランス、中小企業観測チーム
(原語)	Observatoire des PME, BPI France
データの出所	INSEE (Institut national de la Statistique et des Études Économiques 国立統計経済研究所)。2009 年に年次企業統計 (ESANE, Élaboration des Statistiques Annuelles d'Entreprises) を導入し、2008 年度データから適用している。
(原語)	INSEE (Esane)
調査の目的	中小企業の進展と経済への寄与について最新の状況を提供する
調査の対象	<p>経済・財政・産業局 競争力・産業・サービス総局が扱う ICS (製造業、電気・ガス・水供給、商業、サービス業)、すなわち①農産品・食品製造業、②その他製造業、③建設業、④商業 (卸売業、小売業と自動車修理含む)、⑤輸送業、⑥サービス業、⑦教育、医療および社会事業の企業、となる。</p> <p>ただし、以下の諸分野に関連する企業は除外する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業、林業、漁業 ・金融業 (銀行および保険) ・不動産貸借 ・会計士事務所など公認の法的形態、市民団体
調査の根拠法令	<p>2003 年 5 月 6 日付 欧州委員会の零細、中小企業の定義に関する勧告 C(2003)1422 号 第 1 条～第 9 条 (2005 年 1 月 1 日付発効)、NAF (フランス活動分類法) 2003 年改正版 (2007/2008 に再改正) および NES (経済包括的分類法、2007 年に改正)</p> <p>分類に関する最新の変更は 2008 年 12 月 18 日付 LME2008-1353 デクレ¹に基づく。</p>
抽出方法	全数調査
調査の方法	<p>2009 年 (2008 年度分) より年次企業統計 (ESANE) が導入された。ESANE は企業が租税総局 (Direction Générale des Impôts : DGI) に報告した情報をもとに、ESA (年次業界調査 : Enquêtes Sectorielles Annuelles) や必要に応じてその他の情報で完成された税務データを使</p>

¹ デクレ (décret) とは、命令制定権を行使する大統領または首相による一般的または個別的効力を有する執行行為である (第五共和国憲法第 21 条)。 政令・統令。

	用している。(詳細は補足情報参照)
中小企業の定義	<p>中小企業は従業員数 250 人未満で、かつ売上 5,000 万ユーロ未満の企業を指す。</p> <p>中堅企業 (ETIs ,Entreprises de Taille Intermédiaire)は従業員数 250 人以上 5,000 人未満で、かつ売上 15 億ユーロ未満の企業を指す。</p> <p>小規模事業者は自営の個人事業者を指す。</p> <p>法人数は (フランス銀行の FIBEN : Fichier bancaire des entreprises データベースに登録がなくても)、LME 法の下、中小企業と分類された企業を指す。</p>
調査時点 調査時期	<p>毎年実施</p> <p>不明</p>
調査の概要の出所	<p>BPI フランス</p> <p>(http://www.bpifrance.fr/catalogue/2014/appli.html)</p> <p>http://www.bpifrance-lelab.fr/Ressources/Ressources-Bpifrance-Le-Lab/Rapport-sur-l-evolution-des-PME-2014)</p>

<補足情報>

年次企業統計 (ESANE, Élaboration des Statistiques Annuelles d'Entreprises) は、構造的なビジネス統計を整備するため企業サンプル (年次業界調査 - Enquêtes Sectorielles Annuelles : ESA) から収集された管理データと調査データを合わせたものである。管理データは、企業が毎年税務当局に提出する所得税申告、および従業員情報を含む年次社会データをもとにしている。ESANE は 2009 年に導入され、以前は年次ビジネス調査 (EAE : Enquêtes Annuelles d'Entreprises) と統合企業統計 (SUSE : Système Unifié de Statistiques d'Entreprises) の二つに分かれていた統計が 2008 年度分以降は ESANE により結合された。

2008 年度以降、ESANE が SUSE に取って代わり、SUSE 同様、ESANE は、企業が租税総局 (Direction Générale des Impôts / DGI) に報告し、ESA (新 EAE) や必要に応じて他の情報で補完した包括的な税務データを取り扱う。

企業・事業所目録(SIRENE)

企業・事業所目録(SIRENE)は、法的形態や活動分野 (業種) とは無関係に、民法上の人格を有する全ての企業と事業所がその登録を義務付けられている。国立統計経済研究所(INSEE)が商事裁判所、手工業者組合、税務当局、社会保障・家族手当負担金徴収組合 (URSSAF : Union de Recouvrement des cotisations de Sécurité Sociale et d'Allocations Familiales)との協力で SIRENE を管理している。

図表 1 産業規模別企業数

資料A BPI フランスによる調査

中小企業の企業数（企業規模別）

年	小規模事業者	中小企業	中堅企業	大企業	合計	小規模事業者を除く合計	全企業に対する中小企業の割合 (小規模事業者を除く)
2009	2,555,003	131,253	4,576	217	2,691,049	136,046	96.5%
2010	2,941,117	135,823	4,623	229	3,081,792	140,675	96.6%
2011	3,001,329	137,534	4,959	243	3,144,065	142,736	96.4%
2013	-	142,050	4,834	224	-	147,108	96.6%

出所：国立統計経済研究所（INSEE, ESANE）

注：中小企業とは従業員 250 小規模事業者とは自営の個人事業者を指す 5,000 万ユーロの企業を指す。

中堅企業とは従業員 250 人以上、5,000 人未満、売上 15 億ユーロ未満の企業を指す。

小規模事業者とは自営の個人事業者を指す。

中小企業の企業数（法人別、産業別）

年	2011		2012		2013		2014	
	企業数	企業数	法人数	企業数	法人数	企業数	法人数	
中小企業全体	129,199	134,866	226,779	142,050	245,444	132,592	233,898	
法人別内訳								
-単一法人	89,151	92,362	92,362	94,473	94,473	86,311	86,311	
-複数法人	35,420	37,724	121,152	41,879	135,389	40,871	132,544	
-海外中小企業	4,628	4,780	13,265	5,698	5,582	5,410	15,043	
産業別内訳								
-製造業	21,375	21,447	39,779	-	-	21,245	41,399	
-建設業	23,189	23,418	36,852	-	-	22,130	35,368	
-商業	48,997	50,614	78,886	-	-	52,127	83,692	
-交通	5,425	5,433	8,559	-	-	5,652	9,293	
-事業サービス	11,450	11,985	22,175	-	-	12,439	24,626	
-その他	18,763	21,969	40,528	-	-	18,999	39,520	

出所：フランス銀行（FIBEN, Banque de France）

注：法人数は、FIBEN に登録がなくても、LME 法下で中小企業（PMEs）と分類された企業を示す。

資料 B

資料名（調査名）	企業や事業所の特徴
（原語）	Caractéristiques des entreprises et établissements
公表主体	国立統計経済研究所
（原語）	INSEE : Institut national de la statistique et des études d' économiques
データの出所	企業・事業所目録（INSEE-SIRENE）によるフランス経済指標
（原語）	INSEE-SIRENE : Système informatisé du répertoire national des entreprises et des établissements
調査の目的	中小企業の範囲の固定およびその実態把握
調査の対象	<p>経済・財政・産業局 競争力・産業・サービス総局が扱う ICS（製造業、電気・ガス・水供給、商業、サービス業）、すなわち①農産品・食品製造業、②その他製造業、③建設業、④商業（卸売業、小売業と自動車修理含む）、⑤輸送業、⑥サービス業、⑦教育、医療および社会事業の企業、となる。</p> <p>ただし、以下の諸分野に関連する企業は除外する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業、林業、漁業 ・ 金融業（銀行および保険） ・ 不動産貸借 ・ 会計士事務所など公認の法的形態、市民団体
調査の根拠法令	<p>2008年8月4日付 経済現代化法（LME）第51条、および2008年12月18日付の企業の帰属カテゴリーに関するデクレ（2008年1354号）</p> <p>NAF（フランス活動分類法）2008年改正第2版 NACE（欧州共同体経済活動分類法）と同内容</p> <p>商法典規則123-330条から規則123-234条（SIRENE）</p>
抽出方法	全数調査
調査の方法	INSEE（国立統計経済研究所）が商法により保有・管理する SIRENE（企業・事業所目録）の企業情報を基に調査した。
中小企業の定義	<p>INSEEによると、統計・経済分析を目的として企業が帰属するカテゴリーの基準に関連する「2008年12月20日経済現代化法（LME）第51条」に従っている。企業規模が有給従業者（emplois salariés）数に基づき、</p> <p>有給従業者数249人以下</p> <p>とし、同時に</p> <p>年間売上高が5,000万ユーロ未満 または</p>

	貸借対照表が 4,300 万ユーロ未満 としている。
調査時点 調査時期	2010 年 1 月 1 日～2013 年 1 月 1 日 2010 年 11 月改訂（不定期）
調査の概要の出所	国立統計経済研究所ウェブサイト (http://www.insee.fr/fr/themes/tableau.asp?reg_id=0&ref_id=NATTEF09203)

図表2 産業別規模別企業数

資料B 国立統計経済研究所による調査 2010年～2013年

	従業員数							合計	うち10～249人	中小企業の割合
	0人	1～9人	10～49人	50～199人	200～499人	500～1999人	2000人～			
2013/1/1										
製造業・地下資源産業など	133,308	83,501	28,266	6,141	1,526	627	112	253,481	34,954	99.3%
上記のうち製造業	109,388	77,364	26,487	5,777	1,410	576	100	221,102	32,764	99.3%
建設業	314,726	164,907	26,178	2,097	290	132	22	508,352	28,367	99.9%
卸売業・小売業・輸送業・ホテル業・外食産業	657,632	376,606	60,773	8,415	1,450	552	144	1,105,572	69,715	99.9%
内訳:										
商業・自動車や自動二輪車の修理	472,044	238,461	36,174	5,176	948	347	90	753,240	41,695	99.9%
輸送業と倉庫保管	58,030	25,786	8,983	2,023	394	146	32	95,394	11,154	99.6%
ホテル業と外食産業	127,558	112,359	15,616	1,216	108	59	22	256,938	16,866	99.9%
情報と通信	102,680	23,776	5,538	1,134	241	131	30	133,530	6,748	99.8%
金融業・保険業	91,893	35,675	3,547	602	207	200	68	132,192	4,219	99.7%
不動産業	139,636	29,744	2,270	447	107	39	2	172,245	2,756	99.9%
専門的・科学的・技術的活動、または経営サービス、援助活動	479,834	135,302	25,260	3,923	778	328	82	645,507	29,430	99.9%
教育・医療・社会的事業	426,666	65,964	11,763	3,214	432	163	12	508,214	15,138	99.9%
その他の活動・事業	220,532	67,241	5,011	572	67	25	3	293,451	5,609	100.0%
合計	2,566,907	982,716	168,606	26,545	5,098	2,197	475	3,752,544	196,936	99.8%
2012/1/1										
製造業・地下資源産業など	127,062	84,053	28,847	6,280	1,530	626	118	248,516	35,637	99.3%
上記のうち製造業	103,144	78,915	27,105	5,911	1,424	577	106	217,182	33,489	99.2%
建設業	290,559	166,183	26,866	2,162	266	135	24	486,195	29,113	99.9%
卸売業・小売業・輸送業・ホテル業・外食産業	627,444	374,605	61,019	8,692	1,419	543	173	1,073,895	70,246	99.9%
内訳:										
商業・自動車や自動二輪車の修理	449,350	238,810	37,007	5,326	922	347	96	731,858	42,686	99.9%
輸送業と倉庫保管	55,922	25,433	8,911	2,049	392	142	56	92,905	11,107	99.5%
ホテル業と外食産業	122,172	110,362	15,101	1,317	105	54	21	249,132	16,453	99.9%
情報と通信	93,604	23,376	5,540	1,139	240	131	28	124,058	6,753	99.7%
金融業・保険業	86,955	35,294	3,577	600	223	182	70	126,901	4,246	99.7%
不動産業	135,122	30,085	2,381	442	108	39	2	168,179	2,863	99.9%
専門的・科学的・技術的活動、または経営サービス、援助活動	445,503	133,526	25,182	3,978	757	323	78	609,347	29,415	99.9%
教育・医療・社会的事業	402,728	65,008	11,834	3,247	443	155	10	483,425	15,249	99.9%
その他の活動・事業	203,220	67,264	4,929	562	61	25	3	276,064	5,512	100.0%
合計	2,412,197	979,394	170,175	27,102	5,047	2,159	506	3,596,580	199,034	99.8%
2011/1/1										
製造業・地下資源産業など	120,881	85,013	29,105	6,339	1,514	644	119	243,615	35,939	99.3%
上記のうち製造業	99,625	81,192	27,393	5,973	1,408	598	107	216,496	33,826	99.2%
建設業	277,924	168,074	27,333	2,193	261	144	24	475,953	29,614	99.9%
卸売業・小売業・輸送業・ホテル業・外食産業	612,273	375,402	60,909	8,642	1,429	520	176	1,059,351	70,075	99.8%
内訳:										
商業・自動車や自動二輪車の修理	440,745	240,500	37,435	5,361	937	330	96	725,404	43,131	99.9%
輸送業と倉庫保管	53,948	25,184	9,024	2,019	386	139	56	90,756	11,199	99.5%
ホテル業と外食産業	117,580	109,718	14,450	1,262	106	51	24	243,191	15,745	99.9%
情報と通信	87,495	22,001	5,557	1,102	252	126	30	116,563	6,755	99.7%
金融業・保険業	84,973	38,712	3,665	608	210	190	66	128,424	4,335	99.7%
不動産業	140,002	30,970	2,405	463	103	40	2	173,985	2,906	99.9%
専門的・科学的・技術的活動、または経営サービス、援助活動	424,434	138,967	24,286	3,711	761	310	73	592,542	28,257	99.9%
教育・医療・社会的事業	383,252	60,360	7,928	2,456	263	61	4	454,324	10,475	99.9%
その他の活動・事業	194,894	66,592	4,640	540	61	23	4	266,754	5,198	100.0%
合計	2,326,128	986,091	165,828	26,054	4,854	2,058	498	3,511,511	193,554	99.8%
2010/1/1										
製造業・地下資源産業など	109,636	87,491	29,591	6,358	1,527	659	123	235,385	36,476	99.2%
上記のうち製造業	95,290	83,697	27,926	5,984	1,426	609	111	215,043	34,399	99.2%
建設業	255,936	169,935	27,237	2,170	277	146	23	455,724	29,509	99.9%
卸売業・小売業・輸送業・ホテル業・外食産業	587,888	375,127	59,730	8,473	1,385	508	162	1,033,273	68,688	99.8%
内訳:										
商業・自動車や自動二輪車の修理	421,607	241,230	37,175	5,359	912	332	85	706,700	42,854	99.9%
輸送業と倉庫保管	53,102	24,744	8,879	1,953	379	130	54	89,241	10,964	99.5%
ホテル業と外食産業	113,179	109,153	13,676	1,161	94	46	23	237,332	14,870	99.9%
情報と通信	75,120	21,622	5,405	1,037	239	124	27	103,574	6,521	99.7%
金融業・保険業	80,788	37,444	3,611	612	208	190	66	122,919	4,278	99.7%
不動産業	136,676	30,748	2,348	438	101	38	2	170,351	2,823	99.9%
専門的・科学的・技術的活動、または経営サービス、援助活動	366,993	138,160	23,713	3,593	700	297	69	533,525	27,537	99.8%
教育・医療・社会的事業	353,539	60,299	7,895	2,271	242	52	4	424,302	10,246	99.9%
その他の活動・事業	168,865	66,083	4,369	526	55	21	4	239,923	4,914	100.0%
合計	2,135,441	986,909	163,899	25,478	4,734	2,035	480	3,318,976	190,992	99.8%

同 2006 年～2009 年

	従業員数							合計	うち10～249人	中小企業の割合
	0人	1～9人	10～49人	50～199人	200～499人	500～1999人	2000人～			
2009/1/1										
製造業・地下資源産業など	96,306	89,887	31,154	6,839	1,613	700	134	226,633	38,505	99.1%
上記のうち製造業	87,806	86,253	29,468	6,474	1,500	653	120	212,274	36,419	99.2%
建設業	224,381	175,247	28,318	2,249	276	141	26	430,638	30,669	99.9%
卸売業・小売業・輸送業・ホテル業・外食産業	539,528	374,570	59,972	8,611	1,372	490	172	984,715	69,037	99.8%
内訳:										
商業:自動車や自動二輪車の修理	379,456	242,749	37,694	5,525	874	325	91	666,714	43,507	99.8%
輸送業と倉庫保管	51,855	24,721	9,044	2,008	394	120	57	88,199	11,184	99.5%
ホテル業と外食産業	108,217	107,100	13,234	1,078	104	45	24	229,802	14,346	99.9%
情報と通信	63,112	21,834	5,423	1,073	245	125	28	91,840	6,569	99.6%
金融業・保険業	77,220	37,380	4,012	673	207	192	65	119,749	4,749	99.7%
不動産業	134,611	32,623	2,521	430	101	38	2	170,326	2,995	99.9%
専門的・科学的・技術的活動、または経営サービス、援助活動	311,313	137,643	24,004	3,571	698	295	71	477,595	27,816	99.8%
教育・医療・社会的事業	329,553	60,467	7,718	2,124	234	46	4	400,146	9,919	99.9%
その他の活動・事業	135,461	65,548	4,333	514	52	24	4	205,936	4,863	100.0%
合計	1,911,485	995,199	167,455	26,084	4,798	2,051	506	3,107,578	195,122	99.8%
2008/1/1										
製造業・地下資源産業など	94,491	93,415	32,305	7,051	1,656	739	137	229,794	39,902	99.1%
上記のうち製造業	87,380	89,912	30,624	6,715	1,554	686	124	216,995	37,853	99.1%
建設業	210,666	174,854	28,246	2,242	266	142	20	416,436	30,582	99.9%
卸売業・小売業・輸送業・ホテル業・外食産業	520,320	375,991	60,652	8,455	1,324	483	161	967,386	69,547	99.8%
内訳:										
商業:自動車や自動二輪車の修理	366,302	244,708	38,283	5,446	828	319	80	655,966	44,009	99.9%
輸送業と倉庫保管	50,341	24,474	9,137	1,963	379	118	55	86,467	11,221	99.5%
ホテル業と外食産業	103,677	106,809	13,232	1,046	117	46	26	224,953	14,317	99.9%
情報と通信	57,779	21,270	5,341	1,073	226	129	32	85,850	6,483	99.6%
金融業・保険業	74,020	36,013	3,986	691	201	201	65	115,177	4,739	99.6%
不動産業	132,612	33,383	2,898	441	108	38	2	169,482	3,384	99.9%
専門的・科学的・技術的活動、または経営サービス、援助活動	289,056	136,244	23,778	3,508	689	291	63	453,629	27,511	99.8%
教育・医療・社会的事業	315,751	60,613	7,652	2,051	234	38	4	386,343	9,782	99.9%
その他の活動・事業	128,480	64,698	4,295	513	66	24	3	198,079	4,829	100.0%
合計	1,823,175	996,481	169,153	26,025	4,770	2,085	487	3,022,176	196,759	99.8%
2007/1/1										
製造業・地下資源産業など	91,267	95,821	32,316	7,091	1,662	738	133	229,028	39,954	99.1%
上記のうち製造業	85,321	92,274	30,677	6,750	1,563	688	120	217,393	37,945	99.1%
建設業	195,406	172,496	27,318	2,124	266	124	15	397,749	29,542	99.9%
卸売業・小売業・輸送業・ホテル業・外食産業	502,499	377,921	59,126	8,007	1,308	448	153	949,462	67,609	99.8%
内訳:										
商業:自動車や自動二輪車の修理	350,373	247,831	37,671	5,277	843	293	76	642,364	43,259	99.9%
輸送業と倉庫保管	49,541	23,996	9,005	1,869	365	109	53	84,938	11,004	99.5%
ホテル業と外食産業	102,585	106,094	12,540	861	100	46	24	222,160	13,346	99.9%
情報と通信	53,199	20,700	5,047	1,002	228	125	25	80,326	6,121	99.6%
金融業・保険業	76,519	33,461	3,686	688	189	217	63	114,823	4,446	99.7%
不動産業	140,079	32,462	2,804	419	100	35	3	175,902	3,260	99.9%
専門的・科学的・技術的活動、または経営サービス、援助活動	286,789	126,283	21,869	3,101	663	262	54	439,021	25,198	99.8%
教育・医療・社会的事業	305,121	59,532	7,269	1,845	218	37	5	374,027	9,191	100.0%
その他の活動・事業	118,704	65,555	4,056	491	66	21	2	188,895	4,572	100.0%
合計	1,769,583	984,231	163,491	24,768	4,700	2,007	453	2,949,233	189,893	99.8%
2006/1/1										
製造業・地下資源産業など	89,796	95,494	31,130	6,890	1,586	696	124	225,716	38,524	99.2%
上記のうち製造業	84,450	92,014	29,579	6,590	1,490	650	112	214,885	36,644	99.2%
建設業	183,692	164,377	25,209	1,965	244	109	13	375,609	27,249	99.9%
卸売業・小売業・輸送業・ホテル業・外食産業	478,942	368,469	55,986	7,399	1,187	438	118	912,539	63,813	99.9%
内訳:										
商業:自動車や自動二輪車の修理	331,733	243,553	35,956	4,958	761	288	67	617,316	41,187	99.9%
輸送業と倉庫保管	49,259	23,238	8,611	1,724	337	105	29	83,303	10,461	99.6%
ホテル業と外食産業	97,950	101,678	11,419	717	89	45	22	211,920	12,165	99.9%
情報と通信	48,205	20,106	4,616	950	220	118	23	74,238	5,638	99.6%
金融業・保険業	61,416	31,129	3,408	627	184	202	66	97,032	4,104	99.6%
不動産業	56,432	33,920	2,654	395	107	33	3	93,544	3,091	99.9%
専門的・科学的・技術的活動、または経営サービス、援助活動	260,837	122,116	20,244	2,913	602	247	51	407,010	23,369	99.8%
教育・医療・社会的事業	295,561	59,227	6,850	1,699	205	30	2	363,574	8,615	100.0%
その他の活動・事業	111,233	63,410	3,783	482	62	22	2	178,994	4,287	100.0%
合計	1,586,114	958,248	153,880	23,320	4,397	1,895	402	2,728,256	178,690	99.8%

出所: INSEE (国立統計経済研究所)、REE (企業・事業所目録) - Sirene (財務情報、企業・事業所目録)

注: 改訂版フランス活動分類表に基づく。

範囲: 確定したデータは、フランスの農業を除く商業活動を扱う。

2. 中小企業の雇用者数、その全企業に占める割合

資料名（調査名）	中小企業 2014－中小企業の発展に関する報告書
（原語）	PME 2014, Rapport sur l'Evolution des PME
公表主体	BPI フランス、中小企業観測チーム
（原語）	Observatoire des PME, BPI France
データの出所	INSEE（Institut national de la Statistique et des Études Économiques 国立統計経済研究所）。2009年に年次企業統計（ESANE, Élaboration des Statistiques Annuelles d'Entreprises）を導入し、2008年度データから適用している。
（原語）	INSEE (Esane)
調査の目的	中小企業の進展と経済への寄与について最新の状況を提供する
調査の対象	<p>経済・財政・産業局 競争力・産業・サービス総局が扱う ICS（製造業、電気・ガス・水供給、商業、サービス業）、すなわち①農産品・食品製造業、②その他製造業、③建設業、④商業（卸売業、小売業と自動車修理含む）、⑤輸送業、⑥サービス業、⑦教育、医療および社会事業の企業、となる。</p> <p>ただし、以下の諸分野に関連する企業は除外する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業、林業、漁業 ・金融業（銀行および保険） ・不動産貸借 ・会計士事務所など公認の法的形態、市民団体
調査の根拠法令	<p>2003年5月6日付 欧州委員会の零細、中小企業の定義に関する勧告 C(2003)1422号 第1条～第9条（2005年1月1日付発効）、NAF（フランス活動分類法）2003年改正版（2007/2008に再改正）および NES（経済包括的分類法、2007年に改正）</p> <p>分類に関する最新の変更は2008年12月18日付 LME2008-1353 デクレに基づく。</p>
抽出方法	全数調査
調査の方法	2009年（2008年度分）より ESANE が導入された。ESANE は企業が租税総局（Direction Générale des Impôts : DGI）に報告した情報をもとに、ESA（年次業界調査 : Enquêtes Sectorielles Annuelles）や必要に応じてその他の情報で完成された税務データを使用している。

中小企業の定義	<p>中小企業は従業員数 250 人未満で、かつ売上 5,000 万ユーロ未満の企業を指す。</p> <p>中堅企業は従業員数 250 人以上 5,000 人未満で、かつ売上 15 億ユーロ未満の企業を指す。</p> <p>小規模事業者は自営の個人事業者を指す。</p> <p>法人数は（フランス銀行の FIBEN : Fichier bancaire des entreprises データベースに登録がなくても）、LME 法の下、中小企業と分類された企業を指す。</p>
調査時点 調査時期	<p>毎年実施</p> <p>不明</p>
調査の概要の出所	<p>BPI フランス</p> <p>(http://www.bpifrance.fr/catalogue/2014/appli.html http://www.bpifrance-lelab.fr/Ressources/Ressources-Bpifrance-Le-Lab/Rapport-sur-l-evolution-des-PME-2014)</p>

図表 3 産業別規模別従業者数

中小企業の従業者数（企業規模別）

（単位：1,000人）

年	小規模事業者	中小企業	中堅企業	大企業	合計	小規模事業者を除く合計	全企業に対する中小企業の割合 (小規模事業者を除く)
2009	2,378	3,530	2,878	3,986	12,771	10,393	34.0%
2010	2,960	4,088	3,208	4,430	14,685	11,725	34.9%
2011	2,925	4,153	3,363	4,493	14,934	12,009	34.6%
2013	-	3,414	3,019	3,691	-	10,125	33.7%

出所：国立統計経済研究所（INSEE, ESANE）

注：中小企業とは従業員 250 人未満、売上 5,000 万ユーロの企業を指す。

中堅企業とは従業員 250 人以上、5,000 人未満、売上 15 億ユーロ未満の企業を指す。

小規模事業者とは自営の個人事業者を指す。

中小企業の従業者数（法人別、産業別）

（単位：1,000人）

年	2011	2012	2014
従業者数	2,583	2,708	3,212
法人別			
-単一法人	1,176	1,223	1,600
-複数法人	1,236	1,305	1,405
-海外中小企業	171	180	208
産業別内訳			
-製造業	617	617	624
-建設業	449	447	831
-商業	754	765	792
-交通	161	163	174
-事業サービス	289	294	332
-その他	313	422	459

出所：フランス銀行（FIBEN, Banque de France）

注：上記の数値は金融セクターを含まない。

3. 中小企業の生産額、その全企業に占める割合

フランス政府は生産額について公表していないが、欧州委員会域内市場・産業・起業・中小企業総局から生産額データを入手可能である。

資料名（調査名）	中小企業 パフォーマンス レビュー
（原語）	SME Performance Review
公表主体	欧州委員会 域内市場・産業・起業・中小企業総局
（原語）	European Commission Directorate General for Internal Market, Industry, Entrepreneurship and SMEs
データの出所	欧州各国が保有する企業等の税務情報等
（原語）	—
調査の目的	欧州連合の中小企業の現状および中小企業政策について情報収集し、事実証拠に基づく効果的な政策の策定に役立てる。
調査の対象	欧州連合加盟国 28 カ国が対象。調査対象は、①鉱業・採石業、②製造業、③電気・ガス・スチーム・エアコン、④水道・下水、⑤建設業、⑥卸・小売業、自動車・バイクの修理、⑦ホテル・飲食業、⑧運輸・倉庫、⑨情報・通信、⑩不動産業の企業。ただし、金融業は除外されている。
調査の根拠法令	欧州委員会規則（Commission Regulation）No2700/98 において構造的企業統計（Structural Business Statistics）が定められている。
抽出方法	全数調査
調査の方法	欧州委員会統計局（Eurostat）の構造的企業統計部（SBS：Structural Business Statistics）が、欧州各国が保有する企業の税務情報等を集計し、調整を加えている。欧州委員会 域内市場・産業・起業・中小企業総局によって、データが公表されている。
中小企業の定義	<p>欧州委員会 域内市場・産業・起業・中小企業総局のウェブサイトでは、企業規模が以下の項目に基づいて分類されている。従業者数に加えて、年間売上高か総資産額のどちらかの項目が基準を満たしている場合に、それぞれ小規模事業者・小企業・中規模企業と規定される。</p> <p>²</p> <p>小規模事業者：従業者 10 人未満かつ、年間売上高 200 万ユーロ以下もしくは総資産が 200 万ユーロ以下</p> <p>小企業：従業者 10 人以上 50 人未満かつ、年間売上高 1,000 万ユーロ以下もしくは総資産が 1000 万ユーロ以下</p>

² http://ec.europa.eu/growth/smes/business-friendly-environment/sme-definition/index_en.htm

	中規模企業：従業員 50 人以上 250 人未満かつ、年間売上高 5,000 万ユーロ以下もしくは総資産が 4,300 万ユーロ以下
生産額の定義	<p>生産額 (Production value) とは、生産された財・サービスの総額のことであり、以下の項目の合算額である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売上高 (turnover) (+) ; ・物品の購入 (the purchase value of merchandise) (-) ; ・株価の増減 (increases (+) or decreases (-) of stocks) ; <p>マクロレベルでは、売上高と生産額は企業間取引も含んでいるため、二重にカウント (double counting) されている場合もある。</p>
調査時点	2012 年時点 (公表は 2014 年)
調査時期	毎年実施
調査の概要の出所	<p>欧州委員会 域内市場・産業・起業・中小企業総局 ウェブサイト (http://ec.europa.eu/growth/smes/business-friendly-environment/performance-review/index_en.htm)</p>

図表 4 産業別規模別生産額

産業	年	中小企業					大企業		全企業	
		マイクロ企業 (百万ユーロ)	小規模企業 (百万ユーロ)	中規模企業 (百万ユーロ)	構成比 (%)	構成比 (%)	(百万ユーロ)	構成比 (%)	(百万ユーロ)	構成比 (%)
鉱業・採石業	2009	1,058	2,343	1,995	5,396	77.6	1,559	22.4	6,955	100.0
	2010	1,158	2,606	2,003	5,767	80.1	1,430	19.9	7,197	100.0
	2011	1,198	3,324	2,068	6,590	86.0	1,075	14.0	7,665	100.0
	2012	1,187	3,480	1,907	6,574	88.4	860	11.6	7,434	100.0
	2013	-	-	-	-	-	-	-	7,691	100.0
製造業	2009	63,238	103,882	140,713	307,833	45.4	370,677	54.6	678,510	100.0
	2010	58,763	96,155	141,536	296,454	40.8	429,985	59.2	726,439	100.0
	2011	80,564	100,086	158,179	338,829	43.5	439,266	56.5	778,095	100.0
	2012	53,462	96,579	153,747	303,788	39.7	462,097	60.3	765,885	100.0
	2013	-	-	-	-	-	-	-	765,902	100.0
電気・ガス・ステ ムエアコン	2009	5,786	3,214	4,036	13,036	12.3	92,755	87.7	105,791	100.0
	2010	8,344	3,296	4,446	16,086	14.3	96,472	85.7	112,558	100.0
	2011	6,349	3,658	5,794	15,801	13.9	97,939	86.1	113,740	100.0
	2012	7,722	4,137	6,398	18,257	14.9	103,998	85.1	122,255	100.0
	2013	-	-	-	-	-	-	-	115,275	100.0
水道・下水	2009	2,980	4,819	7,101	14,900	48.7	15,711	51.3	30,611	100.0
	2010	5,388	6,765	7,683	19,836	54.6	16,518	45.4	36,354	100.0
	2011	5,584	6,991	8,352	20,927	54.9	17,162	45.1	38,089	100.0
	2012	5,199	7,578	8,529	21,306	54.9	17,497	45.1	38,803	100.0
	2013	-	-	-	-	-	-	-	29,938	100.0
建設業	2009	97,372	68,180	33,281	198,833	80.4	48,451	19.6	247,284	100.0
	2010	105,941	66,301	33,122	205,364	80.6	49,578	19.4	254,942	100.0
	2011	108,012	73,955	36,460	218,427	80.2	54,070	19.8	272,497	100.0
	2012	119,899	71,742	38,186	229,827	80.9	54,181	19.1	284,008	100.0
	2013	-	-	-	-	-	-	-	271,463	100.0
卸小売、自動車・ オートバイの修理	2009	22,695	15,246	11,639	49,580	68.6	22,671	31.4	72,251	100.0
	2010	22,960	15,376	11,559	49,895	67.4	24,168	32.6	74,063	100.0
	2011	24,852	15,806	11,945	52,603	67.3	25,567	32.7	78,170	100.0
	2012	24,763	16,099	11,843	52,705	67.6	25,308	32.4	78,013	100.0
	2013	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸・倉庫業	2009	19,567	19,792	21,633	60,992	34.2	117,272	65.8	178,264	100.0
	2010	19,780	21,065	23,229	64,074	33.4	128,006	66.6	192,080	100.0
	2011	20,686	20,594	24,955	66,235	33.2	133,073	66.8	199,308	100.0
	2012	20,540	21,791	25,734	68,065	33.0	138,110	67.0	206,175	100.0
	2013	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宿泊・飲食業	2009	35,306	17,555	4,562	57,423	80.4	14,011	19.6	71,434	100.0
	2010	39,441	19,912	4,877	64,230	81.2	14,881	18.8	79,111	100.0
	2011	40,830	21,222	4,849	66,901	80.3	16,436	19.7	83,337	100.0
	2012	38,426	23,218	5,271	66,915	79.7	17,091	20.3	84,006	100.0
	2013	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	2009	19,257	19,869	20,916	60,042	35.9	107,428	64.1	167,470	100.0
	2010	19,657	21,140	21,392	62,189	35.4	113,523	64.6	175,712	100.0
	2011	20,065	22,849	22,927	65,841	36.4	115,000	63.6	180,841	100.0
	2012	21,685	22,496	22,895	67,076	36.8	115,038	63.2	182,114	100.0
	2013	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業	2009	30,346	9,118	16,048	55,512	79.5	14,280	20.5	69,792	100.0
	2010	36,805	7,862	16,959	61,626	80.2	15,252	19.8	76,878	100.0
	2011	42,474	7,961	16,061	66,496	85.1	11,619	14.9	78,115	100.0
	2012	49,108	7,337	15,212	71,657	87.2	10,526	12.8	82,183	100.0
	2013	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	2009	297,605	264,018	261,924	823,547	50.6	804,815	49.4	1,628,362	100.0
	2010	318,237	260,478	266,806	845,521	48.7	889,813	51.3	1,735,334	100.0
	2011	350,614	276,446	291,590	918,650	50.2	911,207	49.8	1,829,857	100.0
	2012	341,991	274,457	289,722	906,170	49.0	944,706	51.0	1,850,876	100.0
	2013	-	-	-	-	-	-	-	-	-

資料：欧州委員会 域内市場・産業・起業・中小企業総局 「中小企業 パフォーマンスレビュー」

データの出所：欧州各国が保有する企業等の税務情報等

注：

1. 中小企業とは従業員 250 人未満かつ、年間売上高 5,000 万ユーロ以下もしくは総資産が 4,300 万ユーロ以下企業をいう。
2. ここで小規模事業者とは、従業員 10 人未満かつ、年間売上高 200 万ユーロ以下もしくは総資産が 200 万ユーロ以下の企業をいう。
3. 金融関係企業は除かれている。
4. 従業員数は、有給従業員および無給従業員を含む総数を意味する。有給従業員とは雇用契約を有し、企業から直接に報酬が支払われている人員を意味する。無給従業員には、個人営業者、共同営業者、無給家族従業員、報酬が支払われない見習い等が含まれる。

5. 中小企業の付加価値額、その全企業に占める割合

資料名（調査名）	中小企業 2014－中小企業の発展に関する報告書
（原語）	PME 2014, Rapport sur l'Evolution des PME
公表主体	BPI フランス、中小企業観測チーム
（原語）	Observatoire des PME, BPI France
データの出所	INSEE（Institut national de la Statistique et des Études Économiques 国立統計経済研究所）。2009年に年次企業統計（ESANE, Élaboration des Statistiques Annuelles d'Entreprises）を導入し、2008年度データから適用している。
（原語）	INSEE (Esane)
調査の目的	中小企業の進展と経済への寄与について最新の状況を提供する
調査の対象	<p>経済・財政・産業局 競争力・産業・サービス総局が扱う ICS（製造業、電気・ガス・水供給、商業、サービス業）、すなわち①農産品・食品製造業、②その他製造業、③建設業、④商業（卸売業、小売業と自動車修理含む）、⑤輸送業、⑥サービス業、⑦教育、医療および社会事業の企業、となる。</p> <p>ただし、以下の諸分野に関連する企業は除外する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業、林業、漁業 ・金融業（銀行および保険） ・不動産貸借 ・会計士事務所など公認の法的形態、市民団体
調査の根拠法令	<p>2003年5月6日付 欧州委員会の零細、中小企業の定義に関する勧告 C(2003)1422号 第1条～第9条（2005年1月1日付発効）、NAF（フランス活動分類法）2003年改正版（2007/2008に再改正）および NES（経済包括的分類法、2007年に改正）</p> <p>分類に関する最新の変更は2008年12月18日付 LME2008-1353 デクレに基づく。</p>
抽出方法	全数調査
調査の方法	2009年（2008年度分）より ESANE が導入された。ESANE は企業が租税総局（Direction Générale des Impôts : DGI）に報告した情報をもとに、ESA（年次業界調査 : Enquêtes Sectorielles Annuelles）や必要に応じてその他の情報で完成された税務データを使用している。

中小企業の定義	<p>中小企業は従業員数 250 人未満で、かつ売上 5,000 万ユーロ未満の企業を指す。</p> <p>中堅企業は従業員数 250 人以上 5,000 人未満で、かつ売上 15 億ユーロ未満の企業を指す。</p> <p>小規模事業者は自営の個人事業者を指す。</p> <p>法人数は（フランス銀行の FIBEN : Fichier bancaire des entreprises データベースに登録がなくても）、LME 法の下、中小企業と分類された企業を指す。</p>
調査時点 調査時期	<p>毎年実施</p> <p>不明</p>
調査の概要の出所	<p>BPI フランス</p> <p>(http://www.bpifrance.fr/catalogue/2014/appli.html)</p> <p>http://www.bpifrance-lelab.fr/Ressources/Ressources-Bpifrance-Le-Lab/Rapport-sur-l-evolution-des-PME-2014)</p>

図表 5 産業別規模別付加価値額

中小企業の付加価値額（企業規模別）

（単位：10 億ユーロ）

年	小規模事業者	中小企業	中堅企業	大企業	合計	小規模事業者を除く合計	全企業に対する中小企業の割合 (小規模事業者を除く)
2010	216	221	226	343	1,006	790	28.0%
2011	220	234	237	344	1,036	816	28.7%
2013	-	233	247	327	-	806	28.9%

出所：国立統計経済研究所（INSEE, ESANE）

注：中小企業とは従業員 250 人未満、売上 5,000 万ユーロの企業を指す。

中堅企業とは従業員 250 人以上、5,000 人未満、売上 15 億ユーロ未満の企業を指す。

小規模事業者とは自営の個人事業者を指す。

中小企業の付加価値額（法人別、産業別）

（単位：10 億ユーロ）

年	2011	2012	2014
中小企業の付加価値額	170	181	193
法人別内訳			
-単一法人	74	78	79
-複数法人	81	86	94
-海外中小企業	15	16	20
産業別内訳			
-製造業	40	40	42
-建設業	28	28	28
-商業	48	49	52
-交通	9	9	10
-事業サービス	19	21	24
-その他	26	34	37

出所：フランス銀行（FIBEN, Banque de France）

注：上記数値は金融セクターを含まない。

6. 中小企業の販売額、その全企業に占める割合

資料名（調査名）	中小企業 2014－中小企業の発展に関する報告書
（原語）	PME 2014, Rapport sur l'Evolution des PME
公表主体	BPI フランス、中小企業観測チーム
（原語）	Observatoire des PME, BPI France
データの出所	INSEE（Institut national de la Statistique et des Études Économiques 国立統計経済研究所）。2009年に年次企業統計（ESANE, Élaboration des Statistiques Annuelles d'Entreprises）を導入し、2008年度データから適用している。
（原語）	INSEE (Esane)
調査の目的	中小企業の進展と経済への寄与について最新の状況を提供する
調査の対象	<p>経済・財政・産業局 競争力・産業・サービス総局が扱う ICS（製造業、電気・ガス・水供給、商業、サービス業）、すなわち①農産品・食品製造業、②その他製造業、③建設業、④商業（卸売業、小売業と自動車修理含む）、⑤輸送業、⑥サービス業、⑦教育、医療および社会事業の企業、となる。</p> <p>ただし、以下の諸分野に関連する企業は除外する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業、林業、漁業 ・金融業（銀行および保険） ・不動産貸借 ・会計士事務所など公認の法的形態、市民団体
調査の根拠法令	<p>2003年5月6日付 欧州委員会の零細、中小企業の定義に関する勧告 C(2003)1422号 第1条～第9条（2005年1月1日付発効）、NAF（フランス活動分類法）2003年改正版（2007/2008に再改正）および NES（経済包括的分類法、2007年に改正）</p> <p>分類に関する最新の変更は2008年12月18日付 LME2008-1353 デクレに基づく。</p>
抽出方法	全数調査
調査の方法	2009年（2008年度分）より ESANE が導入された。ESANE は企業が租税総局（Direction Générale des Impôts : DGI）に報告した情報をもとに、ESA（年次業界調査 : Enquêtes Sectorielles Annuelles）や必要に応じてその他の情報で完成された税務データを使用している。

中小企業の定義	<p>中小企業は従業員数 250 人未満で、かつ売上 5,000 万ユーロ未満の企業を指す。</p> <p>中堅企業は従業員数 250 人以上 5,000 人未満で、かつ売上 15 億ユーロ未満の企業を指す。</p> <p>小規模事業者は自営の個人事業者を指す。</p> <p>法人数は（フランス銀行の FIBEN : Fichier bancaire des entreprises データベースに登録がなくても）、LME 法の下、中小企業と分類された企業を指す。</p>
調査時点 調査時期	<p>毎年実施</p> <p>不明</p>
調査の概要の出所	<p>BPI フランス</p> <p>(http://www.bpifrance.fr/catalogue/2014/appli.html)</p> <p>http://www.bpifrance-lelab.fr/Ressources/Ressources-Bpifrance-Le-Lab/Rapport-sur-l-evolution-des-PME-2014)</p>

図表 6 産業別規模別販売額

中小企業の販売額（企業規模別）

（単位：10 億ユーロ）

年	小規模事業者	中小企業	中堅企業	大企業	合計	小規模事業者を除く合計	全企業に対する中小企業の割合 (小規模事業者を除く)
2010	549	756	963	1,282	3,550	3,001	25.2%
2011	552	788	1,039	1,384	3,763	3,211	24.5%
2013	-	782	1,015	1,198	-	2,995	26.1%

出所：国立統計経済研究所（INSEE, ESANE）

注：中小企業とは従業員 250 人未満、売上 5,000 万ユーロの企業を指す。

中堅企業とは従業員 250 人以上、5,000 人未満、売上 15 億ユーロ未満の企業を指す。

小規模事業者とは自営の個人事業者を指す。

中小企業の販売額（法人別、産業別）

（単位：10 億ユーロ）

年	2011	2012	2013	2014
中小企業の販売額	592	616	684	645
法人別内訳				
-単一法人	250	258	279	257
-複数法人	281	295	328	314
-海外中小企業	62	64	76	74
産業別内訳				
-製造業	117	117	127	120
-建設業	73	75	79	73
-商業	287	293	326	307
-交通	24	24	27	26
-事業サービス	40	42	50	47
-その他	51	65	75	72

出所：フランス銀行（FIBEN, Banque de France）

注：上記数値は金融セクターを含まない。

7. 開廃業率

フランス起業庁では、開業数および開業率について公表しているが、廃業数および廃業率は見当たらない。

資料名（調査名）	2014年のフランスにおける企業の開業
（原語）	La Création d'Entreprises en France en 2014
公表主体	フランス起業庁
（原語）	APCE (Agence pour la Création d'Entreprises, Agency for Company Creation)
データの出所	比較的小規模の企業に適用される簡易税制による税務情報、企業・事業所目録(SIRENE)の企業情報
（原語）	SIRENE: Système informatique pour le répertoire des entreprises et de leurs établissements
調査の目的	中小企業の範囲の固定およびその実態把握
調査の対象	フランス本国（海外県を除く France métropolitaine, hors DOM）の中小企業の中でも、競争力・産業・サービス総局が扱う ICS（製造業、電気・ガス・水供給、商業、サービス業）、すなわち①農産品・食品製造業、②その他製造業、③建設業、④商業（卸売業、小売業と自動車修理含む）、⑤輸送業、⑥サービス業、⑦教育、医療および社会事業の企業、が対象となる。 ただし、以下の諸分野に関連する企業は除外する。 a. 農業、林業、漁業 b. 金融業（銀行および保険） c. 不動産貸借 d. 会計士事務所など公認の法的形態、市民団体
調査の根拠法令	2003年5月6日付 欧州委員会の零細、中小企業の定義に関する勧告 C(2003)1422号 第一条～第九条（2005年1月1日付発効）、NAF（フランス活動分類法）2003年改正版（2007/2008に再改正）および NES（経済包括的分類法、2007年に改正）
抽出方法	全数調査
調査の方法	APCEは、SIRENEのデータを用いた INSEE のデータを基に数値をまとめている。
中小企業の定義	競争力・産業・サービス総局によると、2003年6月3日の欧州連合による勧告に従い、企業規模が有給従業者(emplois salariés)数に基づいて、以下のように規定している。 有給従業者数0人以上9人以下 : ミクロ企業

	<p>有給従業者数 0 以上 19 人以下 : 小規模事業者 有給従業者数 0 以上 249 人以下 : 中小企業 有給従業者数 250 人以上 : 大企業</p> <p>なお、下記条件(a.~d.)に当てはまる場合は、有給従業者数 250 人未満であっても、中小企業の区分から除外されて独立事業者とみなされる。この場合、統計表でも「有給従業者数 250 人以上の大企業」の区分に含まれる。</p> <p>a. 国内または海外のグループ企業の親会社ではない企業は、独立事業者とみなされる。</p> <p>b. 国内または海外のグループ企業による株式取得が 50%を超えるようなグループの子会社ではない企業は、独立事業者とみなされる。</p> <p>c. ただし、マイクログループ企業（有給従業者数 250 人未満）である場合は、その親会社や子会社は独立事業者とみなされる。</p> <p>d. 共同企業体（Joint Venture）、経済利益団体（GIE）または主な活動のために法的支援を受けている建設の請負企業（NAF 分類法 70.1D に該当）は独立事業者ではないが中小企業の範囲から除外される。</p>
開業の定義	<p>開業は、企業創設の形で、企業・事業所目録（SIRENE）に基づいて把握されている。また、生産手段刷新の実現に相当する企業創設も含まれる。開業の際に SIRENE へ登記が必要だが、1 年以上の中断を経て事業を再開した場合も開業とみなす。また、全く新たに、あるいは部分的に事業を再開して、登記済みの企業と連続性が認められない場合も開業とみなす。さらに、以下の 3 つの要素のうち少なくとも 2 つが事業再開に際して修正された場合も、開業とみなす：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その企業の法人格 ・経済活動 ・場所
調査時点 調査時期	<p>2010～2014 年時点（公表は 2005 年） 毎年実施</p>
調査の概要の出所	<p>http://www.apce.com/ https://media.apce.com/file/55/5/note_d%27analyse_fce_2014_v2.80555.pdf</p>

図表 7 開業数および開業率

開業率の推移

年	開業件数					開業件数全体に占める各業種の割合(%)				
	2010	2011	2012	2013	2014	2010	2011	2012	2013	2014
工業・建設業	121,962	106,740	109,539	103,811	102,658	19.6	19.4	19.9	19.3	18.6
工業	29,673	25,045	25,331	24,952	26,150	4.8	4.6	4.6	4.6	4.7
建設業	92,289	81,695	84,208	78,859	76,508	14.8	14.9	15.3	14.7	13.9
商業	219,810	193,063	187,177	179,737	181,272	35.3	35.1	34.1	33.4	32.9
小売業	88,643	77,137	73,056	70,398	68,892	14.3	14.0	13.3	13.1	12.5
卸売業	12,493	11,452	11,045	10,746	10,708	2.0	2.1	2.0	2.0	1.9
食品業	2,207	2,089	2,083	2,208	2,340	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
不動産業	17,789	18,888	16,776	15,552	15,940	2.9	3.4	3.1	2.9	2.9
ホテル業・レストラン業	27,360	25,826	26,294	26,910	29,605	4.4	4.7	4.8	5.0	5.4
個人向けサービス	56,630	43,722	42,193	37,698	36,761	9.1	8.0	7.7	7.0	6.7
自動車の販売・修理	14,688	13,949	15,730	16,225	17,026	2.4	2.5	2.9	3.0	3.1
サービス業	280,267	250,002	253,260	254,637	266,864	45.1	45.5	46.0	47.3	48.5
証券・保険仲介業	14,827	13,150	12,662	12,321	11,151	2.4	2.4	2.3	2.3	2.0
運輸業	9,654	9,489	9,816	10,944	14,810	1.6	1.7	1.8	2.0	2.7
科学・技術のサービス	95,291	81,603	79,849	78,617	82,621	15.3	14.8	14.5	14.6	15.0
事業者向けサービス	41,634	35,448	34,837	33,720	34,786	6.7	6.4	6.3	6.3	6.3
情報・通信	30,114	26,212	28,054	26,941	26,572	4.8	4.8	5.1	5.0	4.8
教育	28,390	25,052	26,334	26,960	28,542	4.6	4.6	4.8	5.0	5.2
芸術	19,946	16,773	18,225	17,790	17,883	3.2	3.1	3.3	3.3	3.2
医療	27,513	29,343	31,404	34,299	36,373	4.4	5.3	5.7	6.4	6.6
金融業	12,880	12,928	12,079	13,045	14,126	2.1	2.4	2.2	2.4	2.6
総開業件数	622,039	549,805	549,976	538,185	550,794	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出所：フランス起業庁 APCE (Agence pour la Création d' Entreprises, Agency for Company Creation)
https://media.apce.com/file/55/5/note_d%27analyse_fce_2014_v2.80555.pdf

注：INSEE のデータを基にした APCE のデータによれば、開業数は 2008 年の 33 万 2,000 社が 2010 年には 62 万 2,000 社に跳ね上がっているが、これは新たに「自営業 (auto-entreprises)」の分類を設けたためである。自営業の開業数は 2010 年の開業数全体の 57.7% を占める。

8. 中小企業の収益性

8.1 売上高営業利益率

フランス銀行の資料では、利益率を表す際に、売上高ではなく付加価値額で除している。

資料名（調査名）	2014年フランスの中小企業の状況
（原語）	La situation des PME en France en 2014
公表主体	フランス銀行
（原語）	La Banque de la France
データの出所	FIBEN（銀行の企業ファイル）
（原語）	FIBEN : le Fichier bancaire d'entreprises de la Banque de France
調査の目的	企業についての情報の普及と収集を確かにする。
調査の対象	<p>農業、持ち株会社以外の金融業、財政管理を除く商業活動が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業：250人未満の賃金労働者で、年商5,000万ユーロ未満、或いは貸借対照表が4,300万ユーロを下回るもの。 ・ 中堅企業：中小企業に入らず、労働者は5,000人を下回り、年商は15億ユーロを超えない。貸借対照表は20億ユーロを超えない。 ・ 大企業：その他の企業
調査の根拠法令	2008年8月4日付 経済現代化法（LME）第51条、および2008年12月18日付の企業の帰属カテゴリーに関するデクレ（2008年1354号）
抽出方法	フランス銀行のFIBEN（個人企業は除く）の貸借対照表に記録されている企業のうち、法人税（l'impôt sur les sociétés）が課税され、会計報告書を提出した企業を母集団とした標本調査。実際の企業数の75%を網羅している。INSEE（国立統計経済研究所）が商工業利益に課税され、BIC-BRN（通常課税実績）を届け出た企業に関して算出し、分野により46%～85%まで変化する。
調査の方法	フランス銀行がFIBEN（企業ファイル）とリスクセンターを用いて標本調査を行う。
中小企業の定義	<p>中小企業：有給従業者数0人以上249人以下 売上高5,000万ユーロ未満 または総資産4,300万ユーロ未満の企業</p>
収益性の定義	<p>収益率 = 経営粗利益 / 付加価値 Taux de marge = Excédent brut d'exploitation / valeur ajoutée</p>
調査時点	2011年時点

調査時期	不明
調査の概要の出所	フランス銀行 資料 (https://www.banque-france.fr/fileadmin/user_upload/banque_de_france/publications/BDF201-2-SituationPME.pdf)

図表 8 中小企業の利益率

(単位：%)

	年	2011
中小企業全体		19
製造業・資源採取産業		19
建設業		15
小売業・卸売業、運輸業・ホテル業・レストラン業		20
情報・通信		19
科学・技術の業務とサービスおよび管理・支援サービス		20
行政、教育、医療		15
その他		20

出所：国立統計経済研究所（INSEE, ESANE）

注：数値は営業総余剰（EBE:xcédent Brut d'Exploitation=gross profit）/税引後付加価値額（VAHT:Valeur Ajoutée hors Taxe=Added Value excl. Tax）を示す。

8.2 売上高税引前利益率

フランス銀行の資料では、収益性の指標として、経営資本粗利益率が公表されている。

資料名（調査名）	2014年フランスの中小企業の状況
（原語）	La situation des PME en France en 2014
公表主体	フランス銀行
（原語）	La Banque de la France
データの出所	FIBEN（銀行の企業ファイル）
（原語）	FIBEN : le Fichier bancaire d'entreprises de la Banque de France
調査の目的	企業についての情報の普及と収集を確かにする。
調査の対象	<p>農業、持ち株会社以外の金融業、財政管理を除く商業活動が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業：250人未満の賃金労働者で、年商5,000万ユーロ未満、或いは貸借対照表が4,300万ユーロを下回るもの。 ・ 中堅企業：中小企業に入らず、労働者は5,000人を下回り、年商は15億ユーロを超えない。貸借対照表は20億ユーロを超えない。 ・ 大企業：その他の企業
調査の根拠法令	2008年8月4日付 経済現代化法（LME）第51条、および2008年12月18日付の企業の帰属カテゴリーに関するデクレ（2008年1354号）
抽出方法	フランス銀行のFIBEN（個人企業は除く）の貸借対照表に記録されている企業のうち、法人税（l'impôt sur les sociétés）が課税され、会計報告書を提出した企業を母集団とした標本調査。実際の企業数の75%を網羅している。INSEE（国立統計経済研究所）が商工業利益に課税され、BIC-BRN（通常課税実績）を届け出た企業に関して算出し、分野により46%～85%まで変化する。
調査の方法	フランス銀行がFIBEN（企業ファイル）とリスクセンターを用いて標本調査を行う。
中小企業の定義	<p>中小企業：有給従業者数0人以上249人以下 売上高5,000万ユーロ未満 または総資産4,300万ユーロ未満の企業</p>
収益性の定義	<p>収益率 = 経営粗利益 / 付加価値 Taux de marge = Excédent brut d'exploitation / valeur ajoutée</p>
調査時点	2011年時点
調査時期	不明

調査の概要の出所	フランス銀行 資料 (https://www.banque-france.fr/fileadmin/user_upload/banque_de_france/publications/BDF201-2-SituationPME.pdf)
----------	--

図表 9 中小企業の粗利益率 (EBE) の推移

(単位: %)

年	2009	2010	2011	2012	2013	2014
中小企業全体 対前年比増減率	-15.1	7.7	5.7	-4.7	0.2	3.5
製造業	-29.8	15.0	7.6	-5.9	0.0	6.2
建設業	-15.6	-11.0	0.0	-11.7	-3.9	-2.1
商業	-14.6	8.8	7.2	-6.4	-1.9	3.1
運輸業	-7.0	2.7	3.9	-3.5	5.3	10.9
事業サービス	-14.3	11.4	5.0	-3.2	-0.9	4.1

出所: フランス銀行 (Banque de France, FIBEN)

9. 中小企業の安全性（自己資本比率）

資料名（調査名）	フランス銀行 ウェブ統計データベース
（原語）	Banque de France WEBSTAT database
公表主体	フランス銀行
（原語）	La Banque de la France
データの出所	FIBEN（銀行の企業ファイル）
（原語）	FIBEN : le Fichier bancaire d'entreprises de la Banque de France
調査の目的	企業についての情報の普及と収集を確かにする。
調査の対象	<p>農業、持ち株会社以外の金融業、財政管理を除く商業活動が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業：250 人未満の賃金労働者で、年商 5,000 万ユーロ未満、或いは貸借対照表が 4,300 万ユーロを下回るもの。 ・ 中堅企業：中小企業に入らず、労働者は 5,000 人を下回り、年商は 15 億ユーロを超えない。貸借対照表は 20 億ユーロを超えない。 ・ 大企業：その他の企業
調査の根拠法令	2008 年 8 月 4 日付 経済現代化法（LME）第 51 条、 および 2008 年 12 月 18 日付の企業の帰属カテゴリーに関するデクレ （2008 年 1354 号）
抽出方法	フランス銀行の FIBEN（個人企業は除く）の貸借対照表に記録されている企業のうち、法人税（l'impôt sur les sociétés）が課税され、会計報告書を提出した企業を母集団とした標本調査。実際の企業数の 75%を網羅している。INSEE（国立統計経済研究所）が商工業利益に課税され、BIC-BRN（通常課税実績）を届け出た企業に関して算出し、分野により 46%～85%まで変化する。
調査の方法	フランス銀行は FIBEN（企業ファイル）とリスクセンターを用いて標本調査を行う。
中小企業の定義	<p>中小企業：有給従業者数 0 人以上 249 人以下 売上高 5,000 万ユーロ未満 または総資産 4,300 万ユーロ未満の企業</p>
自己資本比率の定義	自己資本比率の定義は、総固定資本形成に対する総貯蓄の割合。
調査時点	2009 年～2012 年
調査時期	毎年更新

調査の概要の出所	フランス銀行 資料 (http://webstat.banque-france.fr/fr/search.do?q=taux+d%60autofinancement)
----------	--

図表 10 規模別自己資本比率の推移

総固定資本形成に対する総貯蓄の割合

(単位:%)

年	中小企業	中堅企業	大企業	企業全体
2009	67.9	55.4	75.5	66.3
2010	78.2	72.1	109.8	89.0
2011	66.5	61.6	84.9	72.2
2012	67.6	60.1	68.9	66.0

出所：フランス銀行ウェブ統計 (Banque de France, WEBSTAT)

注：自己資本比率とは、総固定資本形成に対する総貯蓄の割合を指す。

中小企業とは、従業員数が250人未満かつ年間売上高が5,000万ユーロ未満の企業を指す。

中堅企業とは、従業員数が250人以上4,999人以下、かつ年間売上高が15億ユーロ未満の企業を指す。

10. 中小企業の生産性

フランス銀行では、生産性の指標として1人当たり付加価値額を公表している。

10.1 従業者1人当たり付加価値額

資料名（調査名）	2013年フランス中小企業の状況
（原語）	La situation des PME en France en 2013
公表主体	フランス銀行
（原語）	La Banque de la France
データの出所	国立統計経済研究所（INSEE）
（原語）	INSEE
調査の目的	企業についての情報の普及と収集を確かにする。
調査の対象	<p>農業、持ち株会社以外の金融業、財政管理を除く商業活動が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業：250人未満の賃金労働者で、年商5,000万ユーロ未満、或いは貸借対照表が4,300万ユーロを下回るもの。 ・ 中堅企業：中小企業に入らず、労働者は5,000人を下回り、年商は15億ユーロを超えない。貸借対照表は20億ユーロを超えない。 ・ 大企業：その他の企業
調査の根拠法令	2008年8月4日付 経済現代化法（LME）第51条、および2008年12月18日付の企業の帰属カテゴリーに関するデクレ（2008年1354号）
抽出方法	INSEEのデータはESANEを基にしている。
調査の方法	2009年（2008年度分）よりESANEが導入された。ESANEは企業が租税総局（Direction Générale des Impôts : DGI）に報告した情報をもとに、ESA（年次業界調査：Enquêtes Sectorielles Annuelles）や必要に応じてその他の情報で完成された税務データを使用している。
中小企業の定義	<p>中小企業は従業員数250人未満で、かつ売上5,000万ユーロ未満の企業を指す。</p> <p>中堅企業は従業員数250人以上5,000人未満で、かつ売上15億ユーロ未満の企業を指す。</p> <p>小規模事業者（マイクロ企業）は自営の個人事業者を指す。</p>
付加価値額の定義	付加価値／平均労働者数

調査時点 調査時期	1996年～2009年、2011年～2012年 2010年10月31日にFIBEN(銀行の企業ファイル)の調査開始。(公表は2011年)
調査の概要の出所	フランス銀行 資料 (http://www.bpifrance.fr/catalogue/2014/appli.html)

図表 11 規模別労働者1人当たり付加価値額

2012年

(単位:千ユーロ)

	小規模事業者	中小企業	中堅企業	大企業
全産業部門	88	61	77	91
工業	62	57	76	117
建設業	71	58	72	91
商業、運輸業、ホテル業、飲食業	67	57	68	65
情報・通信	102	86	101	148
不動産業	148	157	202	78
事業サービス	118	63	80	87
教育、医療	352	60	49	54
その他サービス業	57	51	60	57

2011年

(単位:千ユーロ)

	小規模事業者	中小企業	中堅企業	大企業
全産業部門	-	63	-	-
工業	-	61	-	-
建設業	-	60	-	-
商業、運輸業、ホテル業、飲食業	-	60	-	-
情報・通信	-	91	-	-
専門的な技術・科学のサービス、事業サービス	-	71	-	-
教育、医療	-	57	-	-
その他サービス業	-	50	-	-

出所: 国立統計経済研究所 (INSEE, ESANE)

注: 中小企業とは、従業員数が250人未満かつ年間売上高が5,000万ユーロ未満の企業を指す。

中堅企業とは、従業員数が250人以上4,999人以下、かつ年間売上高が15億ユーロ未満の企業を指す。

小規模事業者とは自営業者を指す。

10.2 従業者1人当たり売上

資料名（調査名）	2013年中小企業の発展に関する報告書
（原語）	Rapport sur L'Evolution des PME 2013
公表主体	フランス銀行 企業局
（原語）	La Banque de la France, direction des entreprises
データの出所	INSEE（Esane と Lifi を基にしている）
（原語）	INSEE
調査の目的	Part of analysis of development of SMEs.
調査の対象	<p>農業、金融、事務を除く全企業を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業：250人未満の賃金労働者で、年商5,000万ユーロ未満、或いは貸借対照表が4,300万ユーロを下回るもの。 ・ 中堅企業：中小企業に入らず、労働者は5,000人を下回り、年商は15億ユーロを超えない。貸借対照表は20億ユーロを超えない。 ・ 大企業：その他の企業
調査の根拠法令	2008年8月4日付 経済現代化法（LME）第51条、および2008年12月18日付の企業の帰属カテゴリーに関するデクレ（2008年1354号）
抽出方法	INSEEは、ESANE（Élaboration des Statistiques Annuelles d'Entreprises：年次企業統計作業）のデータを用いている。このデータはBIC（課税のため申告された商工業の利益）およびDADS（Déclarations Annuelles de Données Sociale：年次社会データ報告）という2つの年次報告のデータソースに基づく。
調査の方法	ESANEの方法は、統計的推定を用いて様々な情報の要素に基づく合成データを作成する。
中小企業の定義	<p>中小企業：有給従業者数0人以上249人以下 売上高5,000万ユーロ未満 または総資産4,300万ユーロ未満の企業</p>
売上高の定義	<p>売上高は、企業が通常の本業で達成した取引の総額を表す（税抜き）。従業員1人当たりの売上高は、総売上高を正社員の数で割った金額を表す。</p>
調査時点 調査時期	<p>2010年～2012年のデータのみ入手可能。 統計サンプルは各年の調査結果に基づく。</p>
調査の概要の出所	<p>フランス銀行 資料 p.23 (http://www.bpifrance.fr/catalogue/2014/appli.html)</p>

図表 12 従業員 1 人当たりの売上高

(単位:1,000 ユーロ)

	小規模事業者	中小企業	中堅企業	大企業	全企業
2010 年					
全産業部門	219.1	213.5	339.4	368.1	287.1
2011 年					
全産業部門	220	218	348	398	299
2012 年					
全産業部門	225	208	325	351	-
工業	154	185	321	532	-
建設業	172	168	256	254	-
商業、運輸業、ホテル業、飲食業	260	289	430	284	-
情報・通信	221	176	251	382	-
不動産業	345	299	339	275	-
事業者支援サービス	214	136	195	141	-
教育、医療	472	97	95	96	-

出所：国立統計経済研究所（INSEE, ESANE）

注：中小企業とは、従業員数が 250 人未満かつ年間売上高が 5,000 万ユーロ未満の企業を指す。

中堅企業とは、従業員数が 250 人以上 4,999 人以下、かつ年間売上高が 15 億ユーロ未満の企業を指す。

小規模事業者とは自営業者を指す。

11. 中小企業の成長性（前年比増収率）

資料名（調査名）	中小企業報告書 2014
（原語）	Le Rapport PME 2014
公表主体	フランス銀行
（原語）	La Banque de la France
データの出所	FIBEN（銀行の企業ファイル）
（原語）	FIBEN : le Fichier bancaire d'entreprises de la Banque de France
調査の目的	企業についての情報の普及と収集を確かにする。
調査の対象	農業、持ち株会社以外の金融業、財政管理を除く商業活動が含まれる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業：250 人未満の賃金労働者で、年商 5,000 万ユーロ未満、 或いは貸借対照表が 4,300 万ユーロを下回るもの。 ・ 中堅企業：中小企業に入らず、労働者は 5,000 人を下回り、年商は 15 億ユーロを超えない。貸借対照表は 20 億ユーロを超えない。 ・ 大企業：その他の企業
調査の根拠法令	2008 年 8 月 4 日付 経済現代化法（LME）第 51 条、 および 2008 年 12 月 18 日付の企業の帰属カテゴリーに関するデクレ （2008 年 1354 号）
抽出方法	フランス銀行の FIBEN（個人企業は除く）の貸借対照表に記録されて いる企業のうち、法人税（l'impôt sur les sociétés）が課税され、 会計報告書を提出した企業を母集団とした標本調査。実際の企業数の 75%を網羅している。INSEE（国立統計経済研究所）が商工業利益 に課税され、BIC-BRN（通常課税実績）を届け出た企業に関して算 出し、分野により 46%～85%まで変化する。
調査の方法	フランス銀行は FIBEN（企業ファイル）とリスクセンターを用いて 標本調査を行う。
中小企業の定義	中小企業：有給従業者数 0 人以上 249 人以下 売上高 5,000 万ユーロ未満 または総資産 4,300 万ユーロ未満の企業
成長性の定義	売上高の変化率 = 売上高（N 年） / 売上高（N-1 年） - 1
調査時点	1997 年～2014 年
調査時期	2010 年 10 月 31 日に FIBEN（銀行の企業ファイル）の調査開始。（公 表は 2011 年）

調査の概要の出所	FIBEN データ (6.中小企業の販売額—図表 6、中小企業の販売額 (法人別、産業別)) を基に計算。 (https://www.banque-france.fr/fileadmin/user_upload/banque_de_france/publications/BDF201-2-SituationPME.pdf)
----------	--

図表 13 中小企業の前年比増収率

(単位: %)

年	2011/12	2012/13	2013/14
増収率	4.1	11.0	-5.7
-単一法人	3.2	-	-
-複数法人	5.0	-	-
-海外中小企業	3.2	-	-
産業部門別			
-製造業	0.0	8.5	-5.5
-建設業	2.7	5.3	-7.6
-商業	2.1	11.3	-5.8
-運輸業	0.0	12.5	-3.7
-事業サービス	5.0	19.0	-6.0
-その他	27.5	15.4	-4.0

出所：フランス銀行 (Banque de France, FIBEN) のデータを基に計算

注：上記数値は金融セクターを含まない

12. 中小企業の融資額、その全企業に占める割合

資料名（調査名）	フランス銀行ウェブ統計データベース
（原語）	Banque de France WEBSTAT database
公表主体	フランス銀行
（原語）	La Banque de la France
データの出所	FIBEN（銀行の企業ファイル）
（原語）	FIBEN : le Fichier bancaire d'entreprises de la Banque de France
調査の目的	企業についての情報の普及と収集を確かにする。
調査の対象	<p>農業、持ち株会社以外の金融業、財政管理を除く商業活動が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業：250 人未満の賃金労働者で、年商 5,000 万ユーロ未満、或いは貸借対照表が 4,300 万ユーロを下回るもの。 ・ 中堅企業：中小企業に入らず、労働者は 5,000 人を下回り、年商は 15 億ユーロを超えない。貸借対照表は 20 億ユーロを超えない。 ・ 大企業：その他の企業
調査の根拠法令	2008 年 8 月 4 日付 経済現代化法（LME）第 51 条、および 2008 年 12 月 18 日付の企業の帰属カテゴリーに関するデクレ（2008 年 1354 号）
抽出方法	フランス銀行の FIBEN（個人企業は除く）の貸借対照表に記録されている企業のうち、法人税（l'impôt sur les sociétés）が課税され、会計報告書を提出した企業を母集団とした標本調査。実際の企業数の 75%を網羅している。INSEE（国立統計経済研究所）が商工業利益に課税され、BIC-BRN（通常課税実績）を届け出た企業に関して算出し、分野により 46%～85%まで変化する。
調査の方法	フランス銀行は FIBEN（企業ファイル）とリスクセンターを用いて標本調査を行う。
中小企業の定義	<p>中小企業：有給従業者数 0 人以上 249 人以下 売上高 5,000 万ユーロ未満 または総資産 4,300 万ユーロ未満の企業</p>
融資額の定義	融資は流通貸付（crédits mobilisés）と流通可能貸付（crédits mobilisables）に大別される。前者は短期貸付（主に一年以内または未満）、中・長期貸付、証券化、割賦やリースを含むと定義され、全体の融資残高の 8 割（大企業でも 7 割）を占めることから一般的な有利子負債と解釈される。また、後者は信用証書、荷為替信用状不使用の貸付やファクタリング（売掛債権買取）を含むとしており、現金化可能な融資と解釈される。

調査時点	最新の数値は 2015 年 6 月
調査時期	データは毎月更新
調査の概要の出所	フランス銀行ウェブ統計 (http://webstat.banque-france.fr/fr/quickview.do?SERIES_KEY=283.CRENT.M.FR.CR.LME.ME.01.N.ZZ.PM)

図表 14 中小企業の融資額

(単位:100 万ユーロ)

	小規模事業者	中小企業	中堅企業	大企業	全企業に対する 中小企業への 融資の割合 (%)
2012 年 6 月	350,982	230,093	94,987	676,062	51.9
2013 年 6 月	358,616	232,273	86,058	676,947	53.0
2014 年 6 月	366,143	238,896	82,215	687,254	53.3
2015 年 6 月	374,897	243,975	87,041	705,913	53.1

出所：フランス銀行ウェブ統計

http://webstat.banque-france.fr/fr/quickview.do?SERIES_KEY=283.CRENT.M.FR.CR.LME.ME.01.N.ZZ.PM

注：数値はフランス銀行中央リスクサービスに申告された中小企業への融資を示す。

13. 中小企業の社債発行額、その全企業に占める割合

資料名（調査名）	2014 年中小企業の発展に関する報告書
（原語）	Rapport sur L'Evolution des PME 2014
公表主体	フランス銀行
（原語）	La Banque de la France
データの出所	FIBEN（銀行の企業ファイル）
（原語）	FIBEN : le Fichier bancaire d'entreprises de la Banque de France
調査の目的	Part of analysis of development of SMEs.
調査の対象	金融セクターを除く全企業が対象 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業：250 人未満の賃金労働者で、年商 5,000 万ユーロ未満、 或いは貸借対照表が 4,300 万ユーロを下回るもの。 ・ 中堅企業：中小企業に入らず、労働者は 5,000 人を下回り、年商は 15 億ユーロを超えない。貸借対照表は 20 億ユーロを超えない。 ・ 大企業：その他の企業
調査の根拠法令	2008 年 8 月 4 日付 経済現代化法（LME）第 51 条、 および 2008 年 12 月 18 日付の企業の帰属カテゴリーに関するデクレ （2008 年 1354 号）
抽出方法	フランス銀行の FIBEN（個人企業は除く）の貸借対照表に記録されて いる企業のうち、法人税（l'impôt sur les sociétés）が課税され、 会計報告書を提出した企業を母集団とした標本調査。実際の企業数の 75%を網羅している。INSEE（国立統計経済研究所）が商工業利益 に課税され、BIC-BRN（通常課税実績）を届け出た企業に関して算 出し、分野により 46%～85%まで変化する。
調査の方法	フランス銀行は FIBEN（企業ファイル）とリスクセンターを用いて 標本調査を行う。
中小企業の定義	中小企業：有給従業者数 0 人以上 249 人以下 売上高 5,000 万ユーロ未満 または総資産 4,300 万ユーロ未満の企業
社債の定義	社債（bond）とは融資の形をとった交渉可能な負債証券である。
調査時点 調査時期	2000 年から 2013 年まで毎年
調査の概要の出所	フランス銀行 （ http://www.bpifrance.fr/Vivez-Bpifrance/Actualites/Rapport-sur-l-Evolution-des-PME-decouvrez-l-edition-2014-13228 ）

図表 15 社債保有高

2013 年の中小企業の社債保有高	38 億 8,140 万ユーロ
-------------------	-----------------

出所：フランス銀行 (Banque de France, Fiben)

図表 16 社債保有高の対前年度比増減率

(単位：%)

2007/08	8.2
2008/09	-4.3
2009/10	4.0
2010/11	5.6
2011/12	14.8
2012/13	9.1

出所：フランス銀行 (Banque de France, Fiben)

14. 有効求人倍率

資料名（調査名）	月間雇用統計
（原語）	La Statistique mensuelle du marché du travail (STMT)
公表主体	フランス労働・雇用・職業教育・労使対話省
（原語）	Ministère du travail, de l'emploi, de la formation professionnelle et du dialogue social
データの出所	フランス労働・雇用・職業教育・労使対話省 調査統計局
（原語）	Dares (Direction de l'animation de la recherche, des études et des statistiques = Directorate for the Coordination of Research, Studies and Statistics)
調査の目的	フランスの基本統計の提示
調査の対象	総労働力人口
調査の根拠法令	2008年2月のLoi de Modernisation (Modernisation Law) による
抽出方法	国内の雇用局の統計サンプルに基づく。
調査の方法	Dares（調査統計局）が上記統計を毎月計算する。
求人数と求人倍率の定義	求人件数とは、雇用主が政府雇用局に通知した件数を指す。このため実際の求人総件数とは一致しない。
調査時点 調査時期	2010年～2015年 月次
調査の概要の出所	国立統計経済研究所 http://www.insee.fr/fr/bases-de-donnees/bsweb/serie.asp?idbank=001572362

図表 17 求職者数と求人件数の推移

年	求職者数 (1,000人)	求人件数 (1,000件)	求職者数に対する 求人件数の割合(%)
2010	4,622.2	269.5	5.8
2011	4,846.1	264.9	5.5
2012	5,245.5	233.4	4.4
2013	5,566.3	223.9	4.0
2014	5,877.9	212.5	3.6
2015	6,111.3	235.3	3.9

出所：労働・雇用・職業教育・労使対話省

<http://travail-emploi.gouv.fr/dares-etudes-et-statistiques/statistiques-de-a-a-z/article/les-demandeurs-d-emploi-inscrits-et-les-offres-collectees-par-pole-emploi-les>

15. 失業率

資料名（調査名）	失業者数
（原語）	Nombre de Chômeurs (Number of Unemployed People)
公表主体	国立統計経済研究所
（原語）	INSEE : Institut national de la statistique et des études d' économiques
データの出所	国立統計経済研究所
（原語）	ASANE, INSEE
調査の目的	フランスの基本統計の提示
調査の対象	総労働力人口
調査の根拠法令	2007年9月よりフランスの失業データはILO（International Labour Organisation）ガイドラインに基づく
抽出方法	失業率は 75,000 人を対象とした 3 ヶ月毎の世帯調査 に基づく。 (l'enquête Emploi – The Employment Survey)
調査の方法	上記調査結果に基づきデータを推計する。
失業率の定義	失業中とみなされるのは、15歳以上で、調査時点でその週に少なくとも1時間以仕事をしておらず、仕事を活発に探しており、今後2週間仕事をする事ができる者。失業率は、失業者数/労働力人口。
調査時点	2005年～2015年
調査時期	月次
調査の概要の出所	国立統計経済研究所 http://www.insee.fr/en/themes/series-longues.asp?indicateur=nombre-chomeurs-b

図表 18 失業率

年	失業者数 (1,000 人)	失業率 (%)
2005	2,321	8.7
2006	2,321	8.0
2007	2,122	7.1
2008	1,971	7.4
2009	2,458	9.1
2010	2,505	8.8
2011	2,475	8.9
2012	2,671	9.7
2013	2,813	9.6
2014	2,877	10.4
2015	2,852	10.3

出所: 国立統計経済研究所 (INSEE, ESANE)

<http://www.insee.fr/en/themes/series-longues.asp?indicateur=nombre-chomeurs-bit>

注: 数値は 2015 年以外は毎年第 4 四半期のもの。2015 年の数値は第 2 四半期のもの。

16. 規模別（大企業・中小企業・小規模事業者）の倒産件数

資料名（調査名）	フランス銀行ウェブ統計データベース
（原語）	Banque de France WEBSTAT database
公表主体	フランス銀行
（原語）	La Banque de la France
データの出所	FIBEN（銀行の企業ファイル）
（原語）	FIBEN : le Fichier bancaire d'entreprises de la Banque de France
調査の目的	企業についての情報の普及と収集を確かにする。
調査の対象	<p>農業、持ち株会社以外の金融業、財政管理を除く商業活動が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業：250人未満の賃金労働者で、年商5,000万ユーロ未満、 或いは貸借対照表が4,300万ユーロを下回るもの。 ・ 中堅企業：中小企業に入らず、労働者は5,000人を下回り、年商は 15億ユーロを超えない。貸借対照表は20億ユーロを超えない。 ・ 大企業：その他の企業
調査の根拠法令	2008年8月4日付 経済現代化法（LME）第51条、 および2008年12月18日付の企業の帰属カテゴリーに関するデクレ （2008年1354号）
抽出方法	フランス銀行の FIBEN（個人企業は除く）の貸借対照表に記録されて いる企業のうち、法人税（l'impôt sur les sociétés）が課税され、 会計報告書を提出した企業を母集団とした標本調査。実際の企業数の 75%を網羅している。INSEE（国立統計経済研究所）が商工業利益 に課税され、BIC-BRN（通常課税実績）を届け出た企業に関して算 出し、分野により46%～85%まで変化する。
調査の方法	フランス銀行は FIBEN（企業ファイル）とリスクセンターを用いて 標本調査を行う。
中小企業の定義	<p>中小企業：有給従業者数0人以上249人以下 売上高5,000万ユーロ未満 または総資産4,300万ユーロ未満の企業</p>
破産の定義	破産とは破産の状態にあること、すなわち会社更生法に基づく法的手 続きに入ってから必要書類を提出することを指す。
調査時点	最新の数値は2015年9月
調査時期	データは毎月更新

調査の概要の出所	フランス銀行ウェブ統計 (http://webstat.banque-france.fr/fr/quickview.do?SERIES_KEY=232.DIREN.M.FR.DE.DF.03.N.ZZ.PM)
----------	--

図表 19 中小企業の倒産件数

年	総倒産件数	中堅企業および大手企業	小規模事業者を含む中小企業	小規模事業者	小規模事業者を除く中小企業	総倒産件数に占める中小企業の倒産件数の割合(%)
2010	60,330	52	56,647	53,140	3,507	5.8
2011	59,493	59	55,875	51,497	4,378	7.4
2012	59,963	66	57,069	52,632	4,437	7.4
2013	62,537	74	58,432	53,619	4,813	7.7
2014	62,482	57	58,186	53,796	4,390	7.0
2015	62,789	44	58,658	54,424	4,234	6.7

出所：フランス銀行ウェブ統計（Banque de France WEBSTAT）

https://www.banque-france.fr/fileadmin/user_upload/banque_de_france/stats_info_html/stat_info_ode_codes_series_defaillances_entrepr.htm

注：総倒産件数には、企業規模が不明の倒産件数を含む。2015年の倒産件数は、2015年9月末までの12カ月間の件数。

17. 企業の生存率

資料名（調査名）	2006年に設立された企業
（原語）	Les Entreprises Créées en 2006 (Companies Formed in 2006)
公表主体	国立統計経済研究所
（原語）	INSEE : Institut national de la statistique et des études d'économiques
データの出所	国立統計経済研究所
（原語）	ASANE, INSEE
調査の目的	フランスの基本統計の提示
調査の対象	2006年に設立した全企業（企業規模や業界を問わない、ただし農業を除く）
調査の根拠法令	2008年8月4日付 経済現代化法（LME）第51条、 および2008年12月18日付の企業の帰属カテゴリーに関するデクレ （2008年1354号）
抽出方法	4年毎に実施する新企業の定期調査—Le Système d'information sur les nouvelles entreprises (Sine) =Information system about new companies
調査の方法	2006年に設立された企業（業界横断的）を対象に2006年、2009年、 2011年に調査実施
生存率の定義	生存率とは、2006年に設立された企業で2011年に営業中の企業／ 2006年に設立された企業
調査時点 調査時期	基本的に4年毎の調査であるが、最近は2006年、2009年、2011年に 調査が実施された
調査の概要の出所	国立統計経済研究所 (http://www.insee.fr/fr/themes/document.asp?reg_id=0&ref_id=ip1441&page=sdb)

図表 20 2006年に存在し2011年まで生存した企業の割合

(単位: %)

製造業および鉱業	54.8
建設業	47.7
商業およびサービス業	50.8
社会事業	70
全企業	51.5

出所: 国立統計経済研究所 (INSEE, ESANE)

注: 上記の数値は、企業規模に関係なく全企業の数値。

図表 21 企業の開業年別の2012年までの生存率

(単位: %)

開業年	2006	2008	2010
生存率が上位の産業部門			
医薬品業	83.5	87.3	92.4
農漁業	77.4	83.3	90.6
持ち株会社	75.2	82.1	87.7
社会的サービス	81.5	84.1	83.0
建設業および公共土木事業	75.3	75.8	82.4
生存率が下位の産業部門			
家事サービス	49.2	57.1	67.4
情報・エレクトロニクス	50.0	57.7	65.7
流通業	43.6	49.7	61.4
通信	35.8	47.3	60.5
繊維・衣料品	41.8	46.4	59.8
企業全体	66.7	69.9	74.6

出所: COFACE (貿易保険会社)

http://www.informations-economiques.fr/wp-content/uploads/2013/06/CofaceServices_Observatoire_des_Entreprises_n5.pdf

注: 数値は全企業を対象としたもの

18. 中小企業に占める輸出企業の割合

資料名（調査名）	フランスの企業 2015
（原語）	Les Entreprises en France, 2015
公表主体	国立統計経済研究所
（原語）	INSEE : Institut national de la statistique et des études d' économiques
データの出所	国立統計経済研究所
（原語）	ASANE, INSEE
調査の目的	フランスの基本統計の提示
調査時点	2013 年
調査時期	毎年実施
調査の概要の出所	http://www.insee.fr/fr/ffc/docs_ffc/ENTFRA15.pdf

図表 22 中小企業に占める輸出企業の割合

2013 年の輸出企業			
	輸出企業数	輸出企業の割合	輸出額 (10 億ユーロ)
企業規模別			
従業者 1~9 人	164,160	7.3	57
従業者 10~249 人	46,855	32.5	163
従業者 250 人以上	2,768	66.1	373
業種別			
製造業	37,458	18.8	341
貿易業	77,529	14.6	132
運輸倉庫	9,739	10.7	44
サービス業	42,096	8.6	48
その他の業種	46,961	4.3	29
合計	213,783	8.9	593

出所：フランスの企業 2015（INSEE）

ドイツ連邦共和国

目 次

【ドイツ】

1. 中小企業の企業数、その全企業数に占める割合.....	136
2. 中小企業の雇用者数、その全企業に占める割合.....	139
3. 中小企業の生産額、その全企業に占める割合.....	142
5. 中小企業の付加価値額、その全企業に占める割合.....	145
6. 中小企業の販売額、その全企業に占める割合.....	148
7. 開廃業率	151
8. 中小企業の収益性.....	154
8.1 売上高営業利益率.....	154
8.2 売上高税引前利益率.....	156
9. 中小企業の安全性（自己資本比率）.....	158
10. 中小企業の生産性.....	160
10.1 従業者1人当たり付加価値額.....	160
10.2 従業者1人当たり売上.....	162
11. 中小企業の成長性（前年比増収率）.....	164
13. 中小企業の社債発行額、その全企業に占める割合.....	166
14. 有効求人倍率	168
15. 失業率	169
16. 規模別（大企業・中小企業・小規模事業者）の倒産件数.....	171

IV ドイツ連邦共和国

項目	ドイツ
1. 中小企業の企業数、その全企業数に占める割合	3,644,758 社 99.5% 2012 年
2. 中小企業の雇用者数、その全企業に占める割合	15,972,290 人 59.4% 2012 年
3. 中小企業の生産額、その全企業に占める割合	1,304,595 百万ユーロ 32.4% 2012 年
4. 中小企業の出荷額、その全企業に占める割合	データ無し
5. 中小企業の付加価値額、その全企業に占める割合	56.5% 2012 年
6. 中小企業の販売額、その全企業に占める割合	2,149,289 百万ユーロ 35.3% 2012 年
7. 開廃業率	開業数: 275,769 社 廃業数: 321,352 社 2014 年
< 中小企業の収益性 > 8.1 売上高営業利益率	SME の利益: 863.10 億ユーロ 2012 年
< 中小企業の収益性 > 8.2 売上高税引前利益率	中小企業: 5.5% 2012 年
< 中小企業の安全性 > 9. 自己資本比率	中小企業: 24.0% 2012 年
< 中小企業の生産性 > 10.1 従業者 1 人当たり付加価値額	零細企業: 34,181 ユーロ 小企業: 40,921 ユーロ 中企業: 51,282 ユーロ 2013 年
< 中小企業の生産性 > 10.2 従業者 1 人当たり売上	零細企業: 74,258 ユーロ 小企業: 108,399 ユーロ 中企業: 162,282 ユーロ 2013 年
< 中小企業の生産性 > 10.3 従業者 1 人当たり純利益	データ無し
< 中小企業の成長性 > 11. 前年比増収率	中小企業: 1.0 2011・2012 年
12. 中小企業の融資額、その全企業に占める割合	データ無し
13. 中小企業の社債発行額、その全企業に占める割合	社債発行額: 7.6 (単位: 10 億ユーロ) 全企業に対する中小企業社債額の割合 (%): 11.2% 2012 年
14. 有効求人倍率	23.1% 2015 年
15. 失業率	4.3% 2015 年
16. 規模別 (大企業・中小企業・小規模事業者) の倒産件数	24,085 件 2014 年
17. 企業の生存率	データ無し
18. 輸出企業の割合	データ無し

1. 中小企業の企業数、その全企業数に占める割合

資料名（調査名）	ビジネスレジスターによる産業の構造
（原語）	Branchenstruktur der Unternehmen (gemäß WZ 2012) laut Unternehmensregister
公表主体	ボン中小企業研究所
（原語）	Instituts für Mittelstandsforschung (IfM) Bonn
データの出所	連邦統計局ビジネスレジスターシステム 95
（原語）	Statistisches Bundesamt, Sonderauswertung des Unternehmensregister-Systems 95
調査の目的	ビジネスレジスターは、標本抽出を改善し、統計調査にともなう企業の負担を軽減することに寄与するものである。また、従業者規模区分および売上高規模区分に基づいて、企業数・従業者数・売上高データを獲得するためにも利用される。
調査の対象	2007 年度に課税対象の売上または社会保障への貢献がある事業体で、農林漁業及び公的機関を除くほぼ全ての業種。
調査の根拠法令	ビジネスレジスターは EU 規則 (EU Regulation No 2186/93) により EU 加盟国に整備が求められたものである。ドイツでは 1998 年統計登録法 (Statistikregistergesetz) に則っている。
抽出方法	ビジネスレジスター全数調査
調査の方法	連邦統計局が、ボン中小企業研究所の要請を受けて、ビジネスレジスターシステム 95 を用いて 2012 年時点（資料成立 2014 年 9 月 30 日）での評価を特別分析。
中小企業の定義	ボン中小企業研究所による定義 中小企業：従業員数 499 人以下かつ売上高 5,000 万ユーロ未満の企業 小企業：従業員 9 人以下かつ売上高 100 万ユーロ未満の企業 中企業：従業員 10 人以上 499 人以下かつ売上高 100 万以上 5,000 万ユーロ未満の企業
調査時点	2012 年時点データ
調査時期	毎年実施
調査の概要の出所	ボン中小企業研究所ウェブサイト (http://www.ifm-bonn.org/fileadmin/data/redaktion/statistik/mitte/stand_im_einzelnen/dokumente/Untreg_KMU_und_GU_ZR2008-2012_WZ.pdf)

図表 1 産業別規模別企業数

産業	年	全企業	KMU	大企業	KMUの割合
		企業数	企業数	企業数	
鉱業および採石業	2008	2,531	2,497	34	98.7%
	2009	2,524	2,492	32	98.7%
	2010	2,411	2,380	31	98.7%
	2011	2,379	2,346	33	98.6%
製造業	2008	269,174	264,654	4,520	98.3%
	2009	263,501	259,588	3,913	98.5%
	2010	258,222	253,905	4,317	98.3%
	2011	256,019	251,352	4,667	98.2%
エネルギー供給業	2008	23,450	22,939	511	97.8%
	2009	28,771	28,244	527	98.2%
	2010	38,825	38,286	539	98.6%
	2011	48,292	47,729	563	98.8%
水供給、下水・廃棄物処理	2008	13,596	13,446	150	98.9%
	2009	13,146	13,010	136	99.0%
	2010	12,931	12,790	141	98.9%
	2011	12,584	12,430	154	98.8%
建設業	2008	386,539	386,304	235	99.9%
	2009	384,299	384,056	243	99.9%
	2010	385,898	385,644	254	99.9%
	2011	391,273	390,992	281	99.9%
商業、自動車修理	2008	727,536	723,705	3,831	99.5%
	2009	699,211	695,637	3,574	99.5%
	2010	691,757	687,831	3,926	99.4%
	2011	682,508	678,305	4,203	99.4%
運輸・倉庫	2008	128,810	128,308	502	99.6%
	2009	124,746	124,287	459	99.6%
	2010	124,287	123,788	499	99.6%
	2011	123,531	123,015	516	99.6%
宿泊飲食業	2008	265,829	265,776	53	100.0%
	2009	260,392	260,324	68	100.0%
	2010	258,802	258,730	72	100.0%
	2011	252,283	252,209	74	100.0%
情報通信業	2008	135,063	134,643	420	99.7%
	2009	130,311	129,898	413	99.7%
	2010	129,303	128,861	442	99.7%
	2011	130,842	130,388	454	99.7%
金融・保険	2008	69,859	69,337	522	99.3%
	2009	69,830	69,324	506	99.3%
	2010	71,967	71,472	495	99.3%
	2011	72,737	72,235	502	99.3%
不動産業	2008	306,176	305,976	200	99.9%
	2009	308,599	308,412	187	99.9%
	2010	313,139	312,951	188	99.9%
	2011	321,601	321,401	200	99.9%
科学的な専門技術サービス業	2008	483,807	483,314	493	99.9%
	2009	483,954	483,488	466	99.9%
	2010	495,043	494,519	524	99.9%
	2011	505,754	505,245	509	99.9%
経済サービス業	2008	168,817	168,234	583	99.7%
	2009	177,504	176,922	582	99.7%
	2010	186,469	185,839	630	99.7%
	2011	196,888	196,223	665	99.7%

教育	2008	71,979	71,795	184	99.7%
	2009	71,553	71,372	181	99.7%
	2010	72,493	72,320	173	99.8%
	2011	74,108	73,942	166	99.8%
健康	2008	233,164	232,217	947	99.6%
	2009	234,700	233,731	969	99.6%
	2010	235,666	234,681	985	99.6%
	2011	236,387	235,354	1,033	99.6%
芸術、エンターテインメント、娯楽業	2008	104,664	104,596	68	99.9%
	2009	102,360	102,294	66	99.9%
	2010	102,222	102,164	58	99.9%
	2011	104,109	104,045	64	99.9%
その他のサービス業	2008	245,481	245,312	169	99.9%
	2009	241,847	241,681	166	99.9%
	2010	241,141	240,984	157	99.9%
	2011	238,102	237,939	163	99.9%
産業計	2008	3,636,495	3,623,053	13,442	99.6%
	2009	3,597,248	3,584,760	12,488	99.7%
	2010	3,620,576	3,607,145	13,431	99.6%
	2011	3,649,397	3,635,150	14,247	99.6%

出所：ボン中小企業研究所 (ifM)

資料：ビジネスレジスターによる産業の構造

データの出所：連邦統計局ビジネスレジスターシステム 95

注：

1. ボン中小企業研究所による定義

中小企業 (KMU)：従業員数 499 人以下かつ売上高 5,000 万ユーロ未満の企業

2. 経済活動による分類 2012 年版

産業	年	全企業		KMU		零細企業		小企業		中企業		KMUの割合
		企業数	構成比 (%)	企業数	構成比 (%)	企業数	構成比 (%)	企業数	構成比 (%)	企業数	構成比 (%)	
鉱業および採石業	2012	2,355	0.1	2,315	0.1	1,595	0.0	582	0.2	138	0.2	98.3%
製造業	2012	252,803	6.9	247,408	6.8	185,255	5.7	45,951	15.5	16,202	23.5	97.9%
エネルギー供給業	2012	60,473	1.7	59,885	1.6	57,619	1.8	1,554	0.5	712	1.0	99.0%
水供給、下水・廃棄物処理	2012	12,555	0.3	12,342	0.3	8,525	0.3	2,815	0.9	1,002	1.5	98.3%
建設業	2012	392,624	10.7	392,291	10.8	352,832	10.8	35,873	12.1	3,586	5.2	99.9%
商業、自動車修理	2012	670,272	18.3	665,898	18.3	583,788	17.8	66,633	22.4	15,477	22.4	99.3%
運輸・倉庫	2012	121,962	3.3	121,231	3.3	100,934	3.1	16,677	5.6	3,620	5.2	99.4%
宿泊飲食業	2012	248,900	6.8	248,709	6.8	233,051	7.1	13,902	4.7	1,756	2.5	99.9%
情報通信業	2012	130,758	3.6	130,167	3.6	118,512	3.6	9,201	3.1	2,454	3.6	99.5%
金融・保険	2012	70,151	1.9	69,301	1.9	65,735	2.0	2,220	0.7	1,346	1.9	98.8%
不動産業	2012	324,562	8.9	324,358	8.9	315,628	9.6	7,362	2.5	1,368	2.0	99.9%
科学的な専門技術サービス業	2012	515,188	14.1	514,366	14.1	483,566	14.8	26,816	9.0	3,984	5.8	99.8%
経済サービス業	2012	203,354	5.6	201,986	5.5	181,564	5.5	15,032	5.1	5,390	7.8	99.3%
教育	2012	76,566	2.1	76,191	2.1	63,093	1.9	11,302	3.8	1,796	2.6	99.5%
健康	2012	237,659	6.5	235,534	6.5	200,381	6.1	27,418	9.2	7,735	11.2	99.1%
芸術、エンターテインメント、娯楽業	2012	104,852	2.9	104,721	2.9	100,791	3.1	3,333	1.1	597	0.9	99.9%
その他のサービス業	2012	238,398	6.5	238,055	6.5	225,414	6.9	10,723	3.6	1,918	2.8	99.9%
産業計	2012	3,663,432	100.0	3,644,758	100.0	3,278,283	100.0	297,394	100.0	69,081	100.0	99.5%

出所：ボン中小企業研究所 (ifM)

資料：ビジネスレジスターによる産業の構造

データの出所：連邦統計局ビジネスレジスターシステム 95

注：

1. EU による定義

零細企業：従業員 0 人以上 10 人未満かつ年間売上高 200 万ユーロ以下もしくは総資産が 200 万ユーロ以下

小企業：従業員 10 人以上 50 人未満かつ年間売上高 1,000 万ユーロ以下もしくは総資産が 1,000 万ユーロ以下

中規模企業：従業員 50 人以上 250 人未満かつ年間売り上げ 5,000 万ユーロ以下もしくは総資産が 4,300 万ユーロ以下

2. 経済活動による分類 2012 年版

2. 中小企業の雇用者数、その全企業に占める割合

資料名（調査名）	ビジネスレジスターによる雇用供給に基づいた産業の構造
（原語）	Branchenstruktur der Unternehmen (gemäß WZ 2012) bezogen auf Beschäftigte laut Unternehmensregister
公表主体	ボン中小企業研究所
（原語）	Instituts für Mittelstandsforschung (IfM) Bonn
データの出所	連邦統計局ビジネスレジスターシステム 95
（原語）	Statistisches Bundesamt, Sonderauswertung des Unternehmensregister-Systems 95
調査の目的	ビジネスレジスターは、標本抽出を改善し、統計調査にともなう企業の負担を軽減することに寄与するものである。また、従業者規模区分および売上高規模区分に基づいて、企業数・従業者数・売上高データを獲得するためにも利用される。
調査の対象	2007 年度に課税対象の売上または社会保障への貢献がある事業体で、農林漁業及び公的機関を除くほぼ全ての業種。
調査の根拠法令	ビジネスレジスターは EU 規則（EU Regulation No 2186/93）により EU 加盟国に整備が求められたものである。ドイツでは 1998 年統計登録法（Statistikregistergesetz）に則っている。
抽出方法	ビジネスレジスター全数調査
調査の方法	連邦統計局が、ボン中小企業研究所の要請を受けて、ビジネスレジスターシステム 95 を用いて 2012 年時点（資料成立 2014 年 9 月 30 日）での評価を特別分析。
中小企業の定義	ボン中小企業研究所による定義 中小企業：従業員数 499 人以下かつ売上高 5,000 万ユーロ未満の企業 小企業：従業員 9 人以下かつ売上高 100 万ユーロ未満の企業 中企業：従業員 10 人以上 499 人以下かつ売上高 100 万以上 5,000 万ユーロ未満の企業
従業者の定義	従業者（Beschäftigte）とは、社会保険の加入義務を負っている被雇用者のことを言う。ここに含まれるのは、疾病保険・年金保険・介護保険の加入義務者、および／または労働促進法に基づいて支払わなければならない分担金の義務者、または同法に基づいて雇用主が支払わなければならない分担金の対象者となる全ての被雇用者（職業訓練生を含む）である。
調査時点 調査時期	2012 年時点データ 毎年実施

調査の概要の出所	ボン中小同族企業研究所ウェブサイト (http://www.ifm-bonn.org/fileadmin/data/redaktion/statistik/mitte/stand_im_einzelnem/dokumente/Untreg_Beschaeftigte_ZR2008-2012_WZ.pdf)
----------	--

図表 2 産業別規模別従業者数

	年	全企業 従業者数(人)	KMU 従業者数(人)	大企業 従業者数(人)	KMUの 割合(%)
鉱業および採石業	2008	70,541	23,656	46,885	33.5
	2009	69,710	23,153	46,557	33.2
	2010	63,913	-	-	-
	2011	62,090	22,569	39,521	36.3
	2012	59,333	-	-	-
製造業	2008	6,738,712	3,076,121	3,662,591	45.6
	2009	6,440,590	3,063,857	3,376,733	47.6
	2010	6,455,207	2,964,673	3,490,534	45.9
	2011	6,638,580	2,961,855	3,676,725	44.6
	2012	6,730,383	2,983,304	3,747,079	44.3
エネルギー供給業	2008	243,708	40,800	202,908	16.7
	2009	242,833	39,083	203,750	16.1
	2010	245,363	-	-	-
	2011	247,291	40,174	207,117	16.2
	2012	249,412	-	-	-
水供給、下水・廃棄物処理	2008	234,557	155,698	78,859	66.4
	2009	224,971	155,512	69,459	69.1
	2010	226,235	155,399	70,836	68.7
	2011	224,865	153,069	71,796	68.1
	2012	231,466	155,708	75,758	67.3
建設業	2008	1,473,405	1,358,724	114,681	92.2
	2009	1,489,310	1,370,261	119,049	92.0
	2010	1,510,998	1,386,898	124,100	91.8
	2011	1,550,429	1,413,634	136,795	91.2
	2012	1,565,010	1,426,470	138,540	91.1
商業、自動車修理	2008	4,078,978	2,383,724	1,695,254	58.4
	2009	4,021,731	2,369,181	1,652,550	58.9
	2010	4,102,405	2,395,139	1,707,266	58.4
	2011	4,193,945	2,403,624	1,790,321	57.3
	2012	4,226,899	2,426,978	1,799,921	57.4
運輸・倉庫	2008	1,381,487	773,060	608,427	56.0
	2009	1,366,915	768,490	598,425	56.2
	2010	1,399,709	785,357	614,352	56.1
	2011	1,457,437	809,748	647,689	55.6
	2012	1,484,455	819,830	664,625	55.2
宿泊飲食業	2008	780,728	675,987	104,741	86.6
	2009	790,960	693,335	97,625	87.7
	2010	810,075	709,820	100,255	87.6
	2011	833,150	733,736	99,414	88.1
	2012	868,061	763,324	104,737	87.9
情報通信業	2008	857,183	472,281	384,902	55.1
	2009	848,791	477,573	371,218	56.3
	2010	855,230	476,126	379,104	55.7
	2011	856,223	490,420	365,803	57.3
	2012	897,672	513,764	383,908	57.2

	年	全企業 従業者数(人)	KMU 従業者数(人)	大企業 従業者数(人)	KMUの 割合(%)
金融・保険	2008	1,019,051	401,465	617,586	39.4
	2009	1,019,515	405,479	614,036	39.8
	2010	1,022,402	408,341	614,061	39.9
	2011	1,009,766	403,329	606,437	39.9
	2012	1,001,004	391,723	609,281	39.1
不動産業	2008	229,453	188,263	41,190	82.0
	2009	233,488	190,551	42,937	81.6
	2010	235,695	192,381	43,314	81.6
	2011	240,788	194,738	46,050	80.9
	2012	242,693	198,972	43,721	82.0
科学的な専門技術サービス業	2008	1,459,547	1,149,757	309,790	78.8
	2009	1,466,349	-	-	-
	2010	1,512,592	1,175,588	337,004	77.7
	2011	1,534,792	1,202,111	332,681	78.3
	2012	1,642,364	1,262,354	380,010	76.9
経済サービス業	2008	1,639,353	1,051,011	588,342	64.1
	2009	1,626,709	-	-	-
	2010	1,852,859	1,165,134	687,725	62.9
	2011	2,012,841	-	-	-
	2012	2,011,526	1,245,604	765,922	61.9
教育	2008	840,673	508,977	331,696	60.5
	2009	867,463	524,190	343,273	60.4
	2010	874,556	525,275	349,281	60.1
	2011	880,209	534,729	345,480	60.8
	2012	913,881	561,823	352,058	61.5
健康	2008	3,222,861	2,077,922	1,144,939	64.5
	2009	3,346,886	2,147,643	1,199,243	64.2
	2010	3,452,573	2,210,578	1,241,995	64.0
	2011	3,581,246	2,241,020	1,340,226	62.6
	2012	3,683,154	2,272,203	1,410,951	61.7
芸術、エンターテインメント、娯楽業	2008	203,597	171,803	31,794	84.4
	2009	208,743	177,314	31,429	84.9
	2010	213,236	184,341	28,895	86.4
	2011	222,224	-	-	-
	2012	234,125	195,345	38,780	83.4
その他のサービス業	2008	876,724	665,558	211,166	75.9
	2009	901,042	671,476	229,566	74.5
	2010	901,304	681,179	220,125	75.6
	2011	905,195	683,417	221,778	75.5
	2012	865,374	693,913	171,461	80.2
産業計	2008	25,350,558	15,174,828	10,175,730	59.9
	2009	25,165,286	15,290,841	9,874,445	60.8
	2010	25,734,352	15,479,356	10,254,996	60.2
	2011	26,451,081	15,709,232	10,741,849	59.4
	2012	26,906,812	15,972,290	10,934,522	59.4

資料：ビジネスレジスターによる雇用供給に基づいた産業の構造

データの出所：連邦統計局ビジネスレジスターシステム 95

注：

1. ボン中小同族企業研究所による定義

中小企業(KMU)：従業員数 499 人以下かつ売上高 5,000 万ユーロ未満の企業

2. 経済活動による分類 2012 年版

3. 中小企業の生産額、その全企業に占める割合

資料名（調査名）	中小企業 パフォーマンス レビュー
（原語）	SME Performance Review
公表主体	欧州委員会 域内市場・産業・起業・中小企業総局
（原語）	European Commission Directorate General for Internal Market,, Industry, Entrepreneurship and SMEs
データの出所	欧州各国が保有する企業等の税務情報等
（原語）	—
調査の目的	欧州連合の中小企業の現状および中小企業政策について情報収集し、事実証拠に基づく効果的な政策の策定に役立てる。
調査の対象	欧州連合加盟国 28 カ国が対象。調査対象は、①鉱業・採石業、②製造業、③電気・ガス・スチーム・エアコン、④水道・下水、⑤建設業、⑥卸・小売業、自動車・バイクの修理、⑦ホテル・飲食業、⑧運輸・倉庫、⑨情報・通信、⑩不動産業の企業。ただし、金融業は除外されている。
調査の根拠法令	欧州委員会規則（Commission Regulation）No2700/98 において構造的企業統計（Structural Business Statistics）が定められている。
抽出方法	全数調査
調査の方法	欧州委員会統計局（Eurostat）の構造的企業統計部（SBS：Structural Business Statistics）が、欧州各国が保有する企業の税務情報等を集計し、調整を加えている。欧州委員会 域内市場・産業・起業・中小企業総局によって、データが公表されている。
中小企業の定義	<p>欧州委員会 域内市場・産業・起業・中小企業総局のウェブサイトでは、企業規模が以下の項目に基づいて分類されている。従業員数に加えて、年間売上高か総資産額のどちらかの項目が基準を満たしている場合に、それぞれ零細企業・小企業・中規模企業と規定される。</p> <p>零細企業：従業員 10 人未満かつ、年間売上高 200 万ユーロ以下もしくは総資産が 200 万ユーロ以下</p> <p>小企業：従業員 10 人以上 50 人未満かつ、年間売上高 1,000 万ユーロ以下もしくは総資産が 1,000 万ユーロ以下</p> <p>中規模企業：従業員 50 人以上 250 人未満かつ、年間売上高 5,000 万ユーロ以下もしくは総資産が 4,300 万ユーロ以下</p>
生産額の定義	<p>生産額（Production value）とは、生産された財・サービスの総額のことであり、以下の項目の合算額である。</p> <p>・売上高（turnover）（+）；</p>

	<ul style="list-style-type: none">・ 物品の購入 (the purchase value of merchandise) (-) ;・ 株価の増減 (increases (+) or decreases (-) of stocks) ; マクロレベルでは、売上高と生産額は企業間取引も含んでいるため、二重にカウント (double counting) されている場合もある。
調査時点 調査時期	2012 年時点 (公表は 2014 年) 毎年実施
調査の概要の出所	欧州委員会 域内市場・産業・起業・中小企業総局 ウェブサイト (http://ec.europa.eu/growth/smes/business-friendly-environment/performance-review/index_en.htm)

図表 3 産業別規模別生産額

	年	中小企業					大企業		合計	
		中小企業		零細企業	小企業	中企業	大企業		合計	
		生産額 (百万ユーロ)	割合 (%)	生産額 (百万ユーロ)	生産額 (百万ユーロ)	生産額 (百万ユーロ)	生産額 (百万ユーロ)	割合 (%)	生産額 (百万ユーロ)	割合 (%)
鉱業・採石業	2008	4,799	26.2	791	1,891	2,117	13,487	73.8	18,286	100.0
	2009	4,355	27.7	510	1,921	1,924	11,377	72.3	15,732	100.0
	2010	4,552	26.8	645	1,943	1,964	12,407	73.2	16,959	100.0
	2011	5,287	29.3	838	2,165	2,284	12,775	70.7	18,062	100.0
	2012	5,171	29.3	818	2,256	2,096	12,456	70.7	17,627	100.0
製造業	2008	496,702	29.4	35,891	126,366	334,445	1,191,294	70.6	1,687,996	100.0
	2009	423,845	23.5	32,528	113,987	277,331	1,378,217	76.5	1,802,062	100.0
	2010	474,196	23.2	42,177	124,323	307,696	1,570,397	76.8	2,044,593	100.0
	2011	525,312	23.0	43,021	138,950	343,341	1,759,678	77.0	2,284,990	100.0
	2012	508,936	22.5	41,856	130,677	336,402	1,755,199	77.5	2,264,135	100.0
電気・ガス・スチーム・エアコン	2008	-	-	-	-	-	-	-	357,896	100.0
	2009	-	-	-	-	-	-	-	380,564	100.0
	2010	-	-	-	-	-	-	-	426,882	100.0
	2011	-	-	-	-	-	-	-	503,821	100.0
	2012	-	-	-	-	-	-	-	571,624	100.0
水道・下水	2008	-	-	-	-	-	-	-	42,460	100.0
	2009	-	-	-	-	-	-	-	39,511	100.0
	2010	-	-	-	-	-	-	-	44,083	100.0
	2011	-	-	-	-	-	-	-	49,069	100.0
	2012	-	-	-	-	-	-	-	51,833	100.0
建設業	2008	148,161	85.1	46,603	62,831	38,727	26,021	14.9	174,182	100.0
	2009	142,451	85.0	42,378	62,267	37,807	25,189	15.0	167,640	100.0
	2010	147,917	85.3	44,257	65,825	37,835	25,555	14.7	173,472	100.0
	2011	168,891	85.4	48,748	78,691	41,452	28,818	14.6	197,709	100.0
	2012	184,820	86.5	59,023	83,434	42,362	28,901	13.5	213,721	100.0
卸・小売業、自動車・バイクの修理	2008	232,614	62.1	59,079	95,208	78,327	141,935	37.9	374,549	100.0
	2009	285,017	66.4	73,331	115,671	96,015	144,481	33.6	429,498	100.0
	2010	275,893	64.2	69,552	110,945	95,395	154,149	35.8	430,042	100.0
	2011	297,370	63.6	68,660	124,163	104,547	170,227	36.4	467,597	100.0
	2012	281,873	63.2	68,640	114,517	98,716	164,298	36.8	446,171	100.0
運輸・倉庫	2008	103,755	52.8	25,907	39,447	38,401	92,789	47.2	196,544	100.0
	2009	91,865	51.4	24,283	33,823	33,759	86,977	48.6	178,842	100.0
	2010	98,361	51.8	21,209	36,433	40,719	91,405	48.2	189,766	100.0
	2011	100,025	50.5	21,209	37,681	41,135	98,103	49.5	198,128	100.0
	2012	99,405	49.8	20,493	37,292	41,620	100,253	50.2	199,658	100.0
ホテル・飲食業	2008	42,069	83.2	15,188	17,585	9,296	8,479	16.8	50,548	100.0
	2009	53,900	86.5	17,211	23,479	13,210	8,445	13.5	62,345	100.0
	2010	54,210	84.2	16,984	24,351	12,875	10,166	15.8	64,376	100.0
	2011	57,577	81.9	17,647	26,746	13,184	12,713	18.1	70,290	100.0
	2012	60,354	84.1	18,070	27,251	15,033	11,413	15.9	71,767	100.0
情報通信業	2008	65,213	88.5	16,082	17,585	9,296	8,479	11.5	73,692	100.0
	2009	67,728	88.9	15,302	23,479	13,210	8,445	11.1	76,173	100.0
	2010	69,649	87.2	16,630	24,351	12,875	10,186	12.8	79,835	100.0
	2011	72,729	85.1	18,020	26,746	13,184	12,713	14.9	85,442	100.0
	2012	76,182	87.0	18,328	27,251	15,033	11,413	13.0	87,595	100.0
不動産業	2008	86,332	90.3	58,792	15,395	12,146	9,300	9.7	95,632	100.0
	2009	81,115	93.6	55,913	13,696	11,506	5,581	6.4	86,696	100.0
	2010	79,837	91.0	56,331	13,066	10,439	7,914	9.0	87,751	100.0
	2011	83,757	91.8	59,905	12,082	11,769	7,436	8.2	91,193	100.0
	2012	87,854	92.1	62,325	13,202	12,327	7,531	7.9	95,385	100.0
上記の合計（金融業を除く）	2008	1,179,645	38.4	258,333	376,308	522,755	1,491,784	48.5	3,071,785	100.0
	2009	1,150,276	35.5	261,456	388,323	484,762	1,668,712	51.5	3,239,063	100.0
	2010	1,204,615	33.8	267,785	401,237	519,798	1,882,179	52.9	3,557,759	100.0
	2011	1,310,948	33.0	278,048	447,224	570,896	2,102,463	53.0	3,966,301	100.0
	2012	1,304,595	32.4	289,553	435,880	563,589	2,091,464	52.0	4,019,516	100.0

資料：欧州委員会 域内市場・産業・起業・中小企業総局「中小企業 パフォーマンスレビュー」

データの出所：欧州各国が保有する企業等の税務情報等

注：

1. 中小企業とは従業員 250 人未満かつ、年間売上高 5,000 万ユーロ以下もしくは総資産が 4,300 万ユーロ以下企業をいう。
2. ここで零細企業とは、従業員 10 人未満かつ、年間売上高 200 万ユーロ以下もしくは総資産が 200 万ユーロ以下の企業をいう。
3. 金融関係企業は除かれている。
4. 従業員数は、有給従業員および無給従業員を含む総数を意味する。有給従業員とは雇用契約を有し、企業から直接に報酬が支払われている人員を意味する。無給従業員には、個人営業者、共同経営者、無給家族従業員、報酬が支払われない見習い等が含まれる。

5. 中小企業の付加価値額、その全企業に占める割合

資料 A

資料名（調査名）	ドイツにおける中小企業の主要な数値
（原語）	Kennzahlen zum Mittelstand 2012 in Deutschland
公表主体	ボン中小企業研究所
（原語）	Instituts für Mittelstandsforschung (IfM) Bonn
データの出所	売上税統計
（原語）	Umsatzsteuerstatistik
調査の目的	IfM の定義に基づいた中小企業のデータを提供する統計調査の一環として、当調査も実施されている。
調査の対象	<p>商工業・専門職に属する全業種が対象である。</p> <p>売上税統計は、企業を売上規模で分類する（従業員規模による分類はない）。また、現在のところ、VAT 登録企業で、年間 17,500 ユーロの課税対象売上高のある企業のみが対象である。</p> <p>年間売上高が 17,500 ユーロ未満の小企業は対象に含まれない。また、課税免除企業や課税対象ではない事業者は対象に含まれない。</p>
調査の根拠法令	当調査の根拠法が存在しているわけではないが、IfM は連邦経済技術省とノルトライン・ヴェストファーレン州の共同出資で設立された研究機関であるため、一定の権威が与えられていると考えられる。
抽出方法	VAT 登録をしている全企業
調査の方法	売上税統計からのボン中小企業の推計
中小企業の定義	売上高 5,000 万ユーロ未満の企業
付加価値の定義	当調査で提示された付加価値は、売上税統計に基づいて IfM が算出したもので、その定義や算出方法は記載されていない。ただし、売上税統計は連邦統計局が作成したものであり、当調査の付加価値計算も売上高統計の項目や連邦統計局の方法に基づいていると推測される。
調査時点	2012 年（公表は 2014 年）
調査時期	毎年実施
調査の概要の出所	<p>ボン中小企業研究所ウェブサイト</p> <p>(http://www.ifm-bonn.org/statistiken/mittelstand-im-ueberblick/#accordion=0&tab=1)</p>

図表 4 付加価値額の割合

純付加価値額

年	中小企業の割合
2007	47.3%
2008	48.6%
2009	-
2010	-
2011	-
2012	56.5%

資料：ドイツにおける中小企業の主要な数値

データの出所：売上税統計

注：

1. ボン中小企業研究所による定義
中小企業：売上高 5,000 万ユーロ未満の企業
2. 経済活動による分類 2003 年版。
3. ボン中小企業研究所による推計値。
4. 2009 年～2011 年の数値は入手できなかった。

資料 B

資料名 (調査名)	ドイツの企業、従業員、売上、投資と総付加価値：年次、企業規模別
(原語)	Unternehmen, Tätige Personen, Umsatz, Investitionen, Bruttowertschöpfung: Deutschland, Jahre, Unternehmensgröße
公表主体	GENESIS オンラインデータバンク
(原語)	GENESIS online Datenbank
データの出所	ドイツ連邦統計局
(原語)	Statistisches Bundesamt
調査の目的	ドイツの中小企業の基本統計の提示
調査の対象	金融セクターを除く全企業
調査の根拠法令	連邦統計法 (Federal Statistics Act: Bundesstatistikgesetz: BStatG) § 1 and § 3 para 1 No. 7
抽出方法	基本的に全中小企業のデータを使用
調査の方法	年次企業情報 (提出書類) を含むさまざまな二次データに基づく
中小企業の定義	零細企業：従業員 9 人以下、かつ売上 200 万ユーロ未満 小企業：従業員 10 人以上～49 人以下、かつ売上 1,000 万ユーロ未満 中企業：従業員 50 人以上～249 人以下、かつ売上 5,000 万ユーロ未満 大企業：従業員 250 人以上、売上 5,000 万ユーロ以上
付加価値の定義	数値は要素費用の原付加価値を示す (Bruttowertschöpfung zu Faktorkosten)。これは原付加価値から間接税と補助金を引いたものである。
調査時点	2014 年 (公表は 2015 年)
調査時期	毎年実施
調査の概要の出所	https://www-genesis.destatis.de/genesis/online;jsessionid=6941C8BEDF215021B19949B0D1A67B6A.tomcat_GO_2_1?operation=previous&levelindex=2&levelid=1448638371282&step=2

図表 5 要素費用の総付加価値額の割合

(単位: 100万ユーロ)

年	零細企業	小企業	中企業	大企業	全企業	SME合計	SMEの総額 に対する割合 (%)
2008	140,055	215,365	240,014	692,172	1,287,605	595,434	46.2
2009	142,247	220,939	248,795	630,658	1,242,639	611,981	49.2
2010	147,649	214,603	244,080	692,759	1,299,092	606,332	46.7
2011	155,665	236,807	263,858	726,833	1,383,162	656,330	47.5
2012	160,653	231,338	257,907	735,114	1,385,011	649,898	46.9
2013	165,179	242,789	262,641	754,430	1,425,039	670,609	47.1

出所：ドイツ連邦統計局 GENESIS オンラインデータバンク

6. 中小企業の販売額、その全企業に占める割合

資料名（調査名）	ビジネスレジスターによる売上高に基づいた産業の構造
（原語）	Branchenstruktur der Unternehmen (gemäß WZ 2012) bezogen auf Umsätze laut Unternehmensregister
公表主体	ボン中小企業研究所
（原語）	Instituts für Mittelstandsforschung (IfM) Bonn
データの出所	連邦統計局ビジネスレジスターシステム 95
（原語）	Statistisches Bundesamt, Sonderauswertung des Unternehmensregister-Systems 95
調査の目的	ビジネスレジスターは、標本抽出を改善し、統計調査にともなう企業の負担を軽減することに寄与するものである。また、従業者規模区分および売上高規模区分に基づいて、企業数・従業者数・売上高データを獲得するためにも利用される。
調査の対象	2007 年度に課税対象の売上または社会保障への貢献がある事業体で、農林漁業及び公的機関を除くほぼ全ての業種。
調査の根拠法令	ビジネスレジスターは EU 規則（EU Regulation No 2186/93）により EU 加盟国に整備が求められたものである。ドイツでは 1998 年統計登録法（Statistikregistergesetz）に則っている。
抽出方法	ビジネスレジスター全数調査
調査の方法	連邦統計局が、ボン中小企業研究所の要請を受けて、ビジネスレジスターシステム 95 を用いて 2012 年時点での評価を特別分析。
中小企業の定義	ボン中小企業研究所による定義 中小企業：従業員数 499 人以下かつ売上高 5,000 万ユーロ未満の企業 小企業：従業員 9 人以下かつ売上高 100 万ユーロ未満の企業 中企業：従業員 10 人以上 499 人以下かつ売上高 100 万以上 5,000 万ユーロ未満の企業
売上高の定義	売上高（Umsatz）とは、課税対象となる売上高で、企業の納入・サービス実績が含まれる。
調査時点	2012 年時点データ
調査時期	毎年実施
調査の概要の出所	ボン中小企業研究所ウェブサイト (http://www.ifm-bonn.org/fileadmin/data/redaktion/statistik/mittels_tand_im_einzeln/dokumente/Untreg_Umsaetze_ZR2008-2012_WZ.pdf)

図表 6 産業別規模別売上高

	年	全企業			KMUの割合 (%)
		売上高 (100万ユーロ)	KMU 売上高 (100万ユーロ)	大企業 売上高 (100万ユーロ)	
鉱業および採石業	2008	19,741	5,176	14,565	26.2
	2009	15,740	4,971	10,769	31.6
	2010	14,925	-	-	-
	2011	16,352	5,486	10,866	33.5
	2012	16,201	-	-	-
製造業	2008	1,824,415	456,642	1,367,773	25.0
	2009	1,555,352	414,322	1,141,030	26.6
	2010	1,751,498	429,372	1,322,126	24.5
	2011	1,963,356	454,958	1,508,398	23.2
	2012	1,983,494	455,964	1,527,530	23.0
エネルギー供給業	2008	287,415	23,805	263,610	8.3
	2009	286,045	26,244	259,801	9.2
	2010	434,241	-	-	-
	2011	494,067	31,481	462,586	6.4
	2012	581,878	-	-	-
水供給、下水・廃棄物 処理	2008	41,256	24,363	16,893	59.1
	2009	38,729	23,589	15,140	60.9
	2010	42,517	25,659	16,858	60.3
	2011	46,223	26,890	19,333	58.2
	2012	47,919	27,357	20,562	57.1
建設業	2008	219,095	188,268	30,827	85.9
	2009	219,178	186,618	32,560	85.1
	2010	225,915	192,882	33,033	85.4
	2011	243,613	207,901	35,712	85.3
	2012	243,478	208,810	34,668	85.8
商業、自動車修理	2008	1,689,933	676,243	1,013,690	40.0
	2009	1,599,792	650,071	949,721	40.6
	2010	1,676,514	674,335	1,002,179	40.2
	2011	1,792,812	698,536	1,094,276	39.0
	2012	1,817,216	698,278	1,118,938	38.4
運輸・倉庫	2008	253,699	105,655	148,044	41.6
	2009	226,141	97,380	128,761	43.1
	2010	246,485	101,350	145,135	41.1
	2011	260,240	105,834	154,406	40.7
	2012	262,471	105,580	156,891	40.2
宿泊飲食業	2008	65,057	56,620	8,437	87.0
	2009	63,916	56,513	7,403	88.4
	2010	66,793	59,217	7,576	88.7
	2011	70,401	62,358	8,043	88.6
	2012	73,167	64,834	8,333	88.6
情報通信業	2008	211,581	70,908	140,673	33.5
	2009	206,368	70,508	135,860	34.2
	2010	223,357	72,198	151,159	32.3
	2011	217,821	75,060	142,761	34.5
	2012	218,157	77,083	141,074	35.3
金融・保険	2008	117,861	21,223	96,638	18.0
	2009	118,904	18,058	100,846	15.2
	2010	127,842	19,375	108,467	15.2
	2011	135,185	21,447	113,738	15.9
	2012	134,033	15,504	118,529	11.6

	年	全企業			KMUの割合 (%)
		売上高 (100万ユーロ)	KMU 売上高 (100万ユーロ)	大企業 売上高 (100万ユーロ)	
不動産業	2008	120,706	92,529	28,177	76.7
	2009	116,848	91,068	25,780	77.9
	2010	107,580	85,688	21,892	79.7
	2011	117,417	94,210	23,207	80.2
	2012	116,178	95,009	21,169	81.8
科学的な専門技術 サービス業	2008	249,101	161,678	87,423	64.9
	2009	272,107	-	-	-
	2010	253,584	160,988	92,596	63.5
	2011	262,664	170,503	92,161	64.9
	2012	291,648	182,581	109,067	62.6
経済サービス業	2008	141,875	7,910	133,965	5.6
	2009	131,333	-	-	-
	2010	144,254	78,131	66,123	54.2
	2011	161,919	-	-	-
	2012	169,376	89,741	79,635	53.0
教育	2008	11,103	8,584	2,519	77.3
	2009	10,793	8,580	2,213	79.5
	2010	11,033	8,990	2,043	81.5
	2011	11,783	9,206	2,577	78.1
	2012	12,694	9,543	3,151	75.2
健康	2008	49,213	20,976	28,237	42.6
	2009	49,734	21,968	27,766	44.2
	2010	48,888	23,118	25,770	47.3
	2011	53,472	24,579	28,893	46.0
	2012	59,015	26,184	32,831	44.4
芸術、エンターテイン メント、娯楽業	2008	29,143	19,123	10,020	65.6
	2009	29,089	18,783	10,306	64.6
	2010	28,957	19,952	9,005	68.9
	2011	30,566	-	-	-
	2012	31,534	21,682	9,852	68.8
その他のサービス業	2008	41,342	33,665	7,677	81.4
	2009	38,869	32,016	6,853	82.4
	2010	39,191	33,037	6,154	84.3
	2011	43,041	33,436	9,605	77.7
	2012	37,973	32,929	5,044	86.7
産業計	2008	5,362,637	2,039,267	3,323,370	38.0
	2009	4,978,938	1,947,971	3,030,967	39.1
	2010	5,443,574	2,017,367	3,426,207	37.1
	2011	5,920,933	2,128,197	3,792,736	35.9
	2012	6,096,394	2,149,289	3,947,105	35.3

資料：ビジネスレジスターによる売上高に基づいた産業の構造

データの出所：連邦統計局ビジネスレジスターシステム 95

注：

1. ボン中小企業研究所による定義

中小企業：従業員数 499 人以下かつ売上高 5,000 万ユーロ未満の企業

小企業：従業員 9 人以下かつ売上高 100 万ユーロ未満の企業

中企業：従業員 10 人以上 499 人以下かつ売上高 100 万以上 5,000 万ユーロ未満の企業

2. 経済活動による分類 2012 年版

7. 開廃業率

国全体の開業数と廃業数がボン中小企業研究所の推計により公表されている。開業率・廃業率は公表されていない。

資料名（調査名）	基盤確立および基盤清算統計
（原語）	Gründungs- und Liquidationsstatistik
公表主体	ボン中小企業研究所
（原語）	Instituts für Mittelstandsforschung (IfM) Bonn
データの出所	連邦統計局による営業届統計
（原語）	Gewerbeanzeigenstatistik des Statistischen Bundesamtes
調査の目的	公式な開業・廃業数が存在しなかったため、ボン中小企業研究所で1973年以来推計されている。
調査の対象	全業種を対象とする。
調査の根拠法令	常設商工業あるいは支部拠点・非独立的支所の独立的経営を開始・変更・廃止する商工業経営者は、営業法(GewO:Gewerbeordnung)第14条に基づいて、その旨を所管官庁で届出を行うと同時に、統計情報提供義務も履行される。
抽出方法	全数調査。業務に付随したデータを活用。
調査の方法	営業届統計を基にしたボン中小企業研究所の推計。
開業の定義	ここでの開業数とは企業者の独立（Existenzgründung）数を意味する。独立数は、企業設立数と買収・賃借・相続による譲受数を合算して求められる。企業設立（Unternehmensgründung）数は、営業申請数の全体から支部拠点・非独立的支所数、移転数、「外見上の」設立数（推計）、兼業の設立数（推計）および譲受数を差し引くことによって求められる。
廃業の定義	ここでの廃業数とは企業者の清算（Liquidation）数を意味する。清算数は、企業清算数と売却・賃貸・遺贈による廃止数を合算して求められる。企業清算（Unternehmensliquidation）数は廃業申請数の全体から支部拠点・非独立的支所数、移転数、「外見上の」閉鎖数（推計）、兼業の廃止数（推計）および譲渡数を差し引くことによって求められる。
調査時点 調査時期	半年毎に推計・公表されている。

調査の概要の出所	ボン中小企業研究所ウェブサイト (http://www.ifm-bonn.org/fileadmin/_processed_/csm_St01-01a15_55c04e5d1b.jpg) http://www.ifm-bonn.org/fileadmin/data/redaktion/statistik/gruendungen-und-unternehmensschliessungen/dokumente/UntGr_UntLi_WZ_2011-2014.pdf)
----------	---

図表 7 開廃業数の推移

産業	開業							
	2011		2012		2013		2014	
	企業数	構成比 (%)						
農林漁業	2,272	0.6	1,747	0.6	1,725	0.6	1,469	0.5
鉱業および採石業	126	0.0	101	0.0	113	0.0	94	0.0
製造業	12,010	3.3	9,669	3.1	9,347	3.1	8,537	3.1
エネルギー供給業	4,958	1.4	3,976	1.3	2,697	0.9	1,978	0.7
水供給、下水・廃棄物処理	835	0.2	772	0.2	670	0.2	540	0.2
建設業	75,545	20.8	72,546	23.3	76,289	25.2	67,138	24.3
商業、自動車修理	65,611	18.0	53,312	17.1	50,816	16.8	48,750	17.7
運輸・倉庫	15,345	4.2	13,209	4.2	12,787	4.2	10,075	3.7
宿泊飲食業	25,746	7.1	23,885	7.7	23,428	7.7	23,194	8.4
情報通信業	11,934	3.3	9,239	3.0	8,635	2.9	8,474	3.1
金融・保険	13,609	3.7	10,672	3.4	10,003	3.3	9,488	3.4
不動産業	9,921	2.7	9,004	2.9	8,746	2.9	8,541	3.1
科学的な専門技術サービス業	32,025	8.8	24,833	8.0	23,286	7.7	22,704	8.2
経済サービス業	48,690	13.4	40,738	13.1	38,081	12.6	30,599	11.1
行政、保安防衛、社会保障	48	0.0	26	0.0	24	0.0	4	0.0
教育	4,260	1.2	3,442	1.1	3,411	1.1	3,300	1.2
健康と社会福祉	4,303	1.2	3,511	1.1	3,551	1.2	3,860	1.4
芸術、エンターテインメント、娯楽業	5,549	1.5	4,744	1.5	3,950	1.3	3,622	1.3
その他のサービス業	31,154	8.6	25,609	8.2	24,971	8.3	23,402	8.5
産業計	363,941	100.0	311,035	100.0	302,530	100.0	275,769	100.0

資料：基盤確立および基盤清算統計

データの出所：連邦統計局営業届統計

注：

1. 開業数とは企業者の独立(Existenzgründung)数を意味する。独立数は、企業設立数と買収・賃借・相続による譲受数を合算して求められる。企業設立(Unternehmensgründung)数は、営業申請数の全体から支部拠点・非独立的支所数、移転数、「外見上の」設立数(推計)、兼業の設立数(推計)および譲受数を差し引くことによって求められる。
2. 経済活動の2008年版分類に基づく
3. 合計と内訳に多少の誤差が生じる場合がある

産業	廃業							
	2011		2012		2013		2014	
	企業数	構成比 (%)						
農林漁業	2,371	0.7	2,056	0.6	1,869	0.6	1,756	0.5
鉱業および採石業	129	0.0	150	0.0	105	0.0	90	0.0
製造業	12,650	3.6	12,689	3.7	12,232	3.7	11,631	3.6
エネルギー供給業	1,371	0.4	971	0.3	924	0.3	958	0.3
水供給、下水・廃棄物処理	1,009	0.3	909	0.3	775	0.2	656	0.2
建設業	58,986	16.7	62,006	18.1	64,074	19.6	69,200	21.5
卸小売、自動車修理	80,691	22.9	76,393	22.3	70,357	21.5	66,815	20.8
運輸・倉庫	16,102	4.6	16,157	4.7	15,088	4.6	14,638	4.6
宿泊飲食業	34,509	9.8	32,441	9.5	31,729	9.7	30,068	9.4
情報通信業	10,907	3.1	9,823	2.9	9,102	2.8	8,709	2.7
金融・保険	16,595	4.7	15,829	4.6	14,306	4.4	13,083	4.1
不動産業	7,206	2.0	7,262	2.1	6,968	2.1	6,919	2.2
科学的な専門技術サービス業	26,302	7.5	24,745	7.2	23,068	7.1	21,963	6.8
経済サービス業	43,288	12.3	41,742	12.2	39,194	12.0	39,273	12.2
行政、保安防衛、社会保障	16	0.0	8	0.0	9	0.0	2	0.0
教育	3,508	1.0	3,232	0.9	3,136	1.0	3,184	1.0
健康と社会福祉	3,690	1.0	3,440	1.0	3,404	1.0	3,283	1.0
芸術、エンターテインメント、娯楽業	5,034	1.4	4,895	1.4	4,366	1.3	4,156	1.3
その他のサービス業	28,102	8.0	27,481	8.0	25,825	7.9	24,968	7.8
産業計	352,466	100.0	342,229	100.0	326,531	100.0	321,352	100.0

資料：基盤確立および基盤清算統計

データの出所：連邦統計局営業届統計

注：

1. 廃業数とは企業者の清算 (Liquidation) 数を意味する。清算数は、企業清算数と売却・賃貸・遺贈による廃止数を合算して求められる。企業清算 (Unternehmensliquidation) 数は廃業申請数の全体から支部拠点・非独立的支所数、移転数、「外見上の」閉鎖数 (推計)、兼業の廃止数 (推計) および譲渡数を差し引くことによって求められる。
2. 経済活動の 2008 年版分類に基づく
3. 合計と内訳に多少の誤差が生じる場合がある

8. 中小企業の収益性

8.1 売上高営業利益率

資料名（調査名）	1997年～2013年のドイツ企業の財務諸表からの推定結果（2015年5月発行）
（原語）	Hochgerechnete Angaben aus Jahresabschlüssen deutscher Unternehmen von 1997 bis 2013 (published May 2015)
公表主体	ドイツ連邦銀行
（原語）	Deutsche Bundesbank
データの出所	財務諸表データプール
（原語）	Jahresabschlussdatenpool
調査の目的	さまざまな企業グループのために、ドイツの企業が抱えている資金と収益の相関関係を提示することを目的とする。
調査の対象	ドイツ連邦銀行、他の銀行および金融機関が、統計を目的として連邦銀行に設置している「決算書データプール」にデータのある企業。農林水産業、金融・保険業、行政機関は含まれない。また、産業計には不動産業は含まれない。
調査の根拠法令	当調査自体の根拠となる法律が定められているわけではない。ただし、ドイツ連邦銀行の統計特別刊行物はドイツ連邦銀行法（Gesetz über die Deutsche Bundesbank）第18条に基づいて発行されるもので、希望者には無料で配布される。
抽出方法	業務に付随したデータ（財務諸表データプール）から標本を抽出する標本調査。
調査の方法	「決算書データプール」に保管されているデータ群を匿名の状態で統合することで作成される。同一のサンプルによる比較が可能なように、1年間の報告につき2ヵ年分のデータが掲載される。
中小企業の定義	中小企業は年間売上5,000ユーロ未満の企業と定義されている。
営業利益の定義	営業利益＝売上高－営業費用
調査時点	2008～2013年
調査時期	毎年実施
調査の概要の出所	ドイツ連邦銀行ウェブサイト (https://www.bundesbank.de/Redaktion/DE/Downloads/Veroeffentlichungen/Statistische_Sonderveroeffentlichungen/Statso_5/statso_5_1997_2013.pdf?__blob=publicationFile)

図表 8 中小企業の売上高営業利益

(単位:10億ユーロ)

	2008	2009	2010	2011	2012	2013
SMEの利益	85.1	60.4	76.7	87.9	86.3	-
大企業の利益	82.2	57.8	98.3	94.3	101.6	-
全企業の利益	167.3	118.2	175	182.2	187.9	181.5
全企業に対するSMEの利益の割合(%)	50.9	51.1	43.8	48.2	45.9	-

出所：ドイツ連邦銀行

8.2 売上高税引前利益率

資料名（調査名）	1997年～2013年のドイツ企業の財務諸表からの推定結果（2015年5月発行）
（原語）	Hochgerechnete Angaben aus Jahresabschlüssen deutscher Unternehmen von 1997 bis 2013 (published May 2015)
公表主体	ドイツ連邦銀行
（原語）	Deutsche Bundesbank
データの出所	財務諸表データプール
（原語）	Jahresabschlussdatenpool
調査の目的	さまざまな企業グループのために、ドイツの会社が抱えている資金と収益の相関関係を提示することを目的とする。
調査の対象	ドイツ連邦銀行、他の銀行および金融機関が、統計を目的として連邦銀行に設置している「決算書データプール」にデータのある企業。農林水産業、金融・保険業、行政機関は含まれない。また、産業計には不動産業は含まれない。
調査の根拠法令	当調査自体の根拠となる法律が定められているわけではない。ただし、ドイツ連邦銀行の統計特別刊行物はドイツ連邦銀行法（Gesetz über die Deutsche Bundesbank）第18条に基づいて発行されるもので、希望者には無料で配布される。
抽出方法	業務に付随したデータ（財務諸表データプール）から標本を抽出する標本調査。
調査の方法	「決算書データプール」に保管されているデータ群を匿名の状態で統合することで作成される。同一のサンプルによる比較が可能ないように、1年間の報告につき2ヵ年分のデータが掲載される。
中小企業の定義	中小企業は年間売上5,000ユーロ未満の企業と定義されている。
売上高税引前当期総利益率の定義	税引前当期総利益／売上高

調査時点 調査時期	2008年～2012年は大企業、中小企業の内訳データあり。2013年は全企業のデータのみ。毎年実施
調査の概要の出所	ドイツ連邦銀行ウェブサイト (https://www.bundesbank.de/Redaktion/DE/Downloads/Veroeffentlichungen/Statistische_Sonderveroeffentlichungen/Statso_5/statso_5_1997_2013.pdf?__blob=publicationFile)

図表 9 中小企業の売上高税引前総利益率

	2008	2009	2010	2011	2012	2013
中小企業	5.7	4.4	5.2	5.6	5.5	-
大企業	3.5	2.7	3.9	3.4	3.5	-
全企業	4.3	3.3	4.3	4.2	4.1	4.0

出所：ドイツ企業の1997-2013年度財務諸表から算定された比率

9. 中小企業の安全性（自己資本比率）

資料名（調査名）	1997年～2013年のドイツ企業の財務諸表からの推定結果（2015年5月発行）
（原語）	Hochgerechnete Angaben aus Jahresabschlüssen deutscher Unternehmen von 1997 bis 2013 (published May 2015)
公表主体	ドイツ連邦銀行
（原語）	Deutsche Bundesbank
データの出所	財務諸表データプール
（原語）	Jahresabschlussdatenpool
調査の目的	さまざまな企業グループのために、ドイツの会社が抱えている資金と収益の相関関係を提示することを目的とする。
調査の対象	ドイツ連邦銀行、他の銀行および金融機関が、統計を目的として連邦銀行に設置している「決算書データプール」にデータのある企業。農林水産業、金融・保険業、行政機関は含まれない。また、産業計には不動産業は含まれない。
調査の根拠法令	当調査自体の根拠となる法律が定められているわけではない。ただし、ドイツ連邦銀行の統計特別刊行物はドイツ連邦銀行法（Gesetz über die Deutsche Bundesbank）第18条に基づいて発行されるもので、希望者には無料で配布される。
抽出方法	業務に付随したデータ（財務諸表データプール）から標本を抽出する標本調査。
調査の方法	「決算書データプール」に保管されているデータ群を匿名の状態に統合することで作成される。同一のサンプルによる比較が可能なように、1年間の報告につき2ヵ年分のデータが掲載される。
中小企業の定義	中小企業は年間売上5,000ユーロ未満の企業と定義されている。
自己資本比率の定義	自己資本(Eigenmittel)／総資産
調査時点 調査時期	2008年～2012年は大企業、中小企業の内訳データあり。2013年は全企業のデータのみ。毎年実施
調査の概要の出所	ドイツ連邦銀行ウェブサイト (https://www.bundesbank.de/Redaktion/DE/Downloads/Veroeffentlichungen/Statistische_Sonderveroeffentlichungen/Statso_5/statso_5_1997_2013.pdf?__blob=publicationFile)

図表 10 中小企業における自己資本比率

(単位:10億ユーロ)

	2008	2009	2010	2011	2012	2013
SME 総資本額	1,070.5	1,081.1	1,111.1	1,141.3	1,174.6	-
SME 自己資本額	203.3	225.3	244.4	260.7	281.7	-
総資本に対する自己資本率(%)	19.0	20.8	22.0	22.8	24.0	-
大企業 総資本額	2,173.6	2,142.3	2,325.4	2,425.1	2,493.9	-
大企業自己資本額	610.4	606.9	691.0	718.1	743.9	-
総資本に対する自己資本率(%)	28.1	28.3	29.7	29.6	29.8	-
全企業 総資本額	3,244.1	3,223.5	3,436.5	3,566.4	3,668.5	3,773.5
全企業自己資本額	813.6	832.2	935.4	978.8	1,025.5	1,065.0
総資本に対する自己資本率(%)	25.1	25.8	27.2	27.4	28.0	28.2

出所：ドイツ企業の1997-2013年度財務諸表から算定された比率

10. 中小企業の生産性

10.1 従業者1人当たり付加価値額

資料名（調査名）	ドイツの企業、従業員、売上、投資と総付加価値：年次、企業規模別
（原語）	Unternehmen, Tätige Personen, Umsatz, Investitionen, Bruttowertschöpfung: Deutschland, Jahre, Unternehmensgröße
公表主体	GENESIS オンラインデータバンク
（原語）	GENESIS online Datenbank
データの出所	ドイツ連邦統計局
（原語）	Statistisches Bundesamt
調査の目的	ドイツの中小企業の基本統計の提示
調査の対象	金融セクターを除く全企業
調査の根拠法令	連邦統計法（Federal Statistics Act- Bundesstatistikgesetz: BStatG） § 1 and § 3 para 1 No. 7
抽出方法	基本的に全中小企業のデータを使用
調査の方法	年次企業情報（提出書類）を含むさまざまな二次データに基づく
中小企業の定義	零細企業：従業員9人以下、かつ売上200万ユーロ未満 小企業：従業員10人以上～49人以下、かつ売上1,000万ユーロ未満 中企業：従業員50人以上～249人以下、かつ売上5,000万ユーロ未満 大企業：従業員250人以上、売上5,000万ユーロ以上
従業員1人当たり付加価値額の定義	要素費用の総付加価値／従業員数
調査時点	2014年（公表は2015年）
調査時期	毎年実施
調査の概要の出所	GENESIS オンラインデータバンク https://www-genesis.destatis.de/genesis/online/data;jsessionid=EE31DB70161DEA137A9780FF6A576B8C.tomcat_GO_2_1?operation=abruftabelleBearbeiten&levelindex=2&levelid=1448616154105&auswahloperation=abruftabelleAuspraegungAuswaehlen&auswahlverzeichnis=ordnungsstruktur&auswahlziel=werteabruf&selectionname=48121-0001&auswahltext=%23Z-01.01.2013%2C01.01.2012%2C01.01.2011%2C01.01.2010%2C01.01.2009%2C01.01.2008%23SUNNTGR2-UNT-1000%2CUNT-0010%2CUNT-0100%2CUNT-0001&werteabruf=Value+retrieval

図表 11 従業員 1 人当たり要素費用の総付加価値額

(単位: ユーロ)

	零細企業	小企業	中企業	大企業	全企業
2008	33,075	44,190	54,747	71,254	55,485
2009	31,356	41,460	50,918	66,046	51,137
2010	31,644	38,617	49,178	71,086	52,106
2011	32,984	40,247	50,939	69,516	52,714
2012	33,045	39,599	49,557	70,055	52,460
2013	34,181	40,921	51,282	71,301	53,840

出所：ドイツ連邦統計局 GENESIS オンラインデータベース

10.2 従業者1人当たり売上

資料名（調査名）	ドイツの企業、従業員、売上、投資と総付加価値：年次、企業規模別
（原語）	Unternehmen, Tätige Personen, Umsatz, Investitionen, Bruttowertschöpfung: Deutschland, Jahre, Unternehmensgröße
公表主体	GENESIS オンラインデータバンク
（原語）	GENESIS online Datenbank
データの出所	ドイツ連邦統計局
（原語）	Statistisches Bundesamt
調査の目的	ドイツの中小企業の基本統計の提示
調査の対象	金融セクターを除く全企業
調査の根拠法令	連邦統計法（Federal Statistics Act- Bundesstatistikgesetz: BStatG） § 1 and § 3 para 1 No. 7
抽出方法	基本的に全中小企業のデータを使用
調査の方法	年次企業情報（提出書類）を含むさまざまな二次データに基づく
中小企業の定義	零細企業：従業員9人以下、かつ売上200万ユーロ未満 小企業：従業員10人以上～49人以下、かつ売上1,000万ユーロ未満 中企業：従業員50人以上～249人以下、かつ売上5,000万ユーロ未満 大企業：従業員250人以上、売上5,000万ユーロ以上
従業員1人当たり 売上の定義	売上／従業員数
調査時点 調査時期	2014年（公表は2015年） 毎年実施
調査の概要の出所	GENESIS オンラインデータバンク https://www-genesis.destatis.de/genesis/online/data;jsessionid=EE31DB70161DEA137A9780FF6A576B8C.tomcat_GO_2_1?operation=abruftabelleBearbeiten&levelindex=2&levelid=1448616154105&auswahloperation=abruftabelleAuspraegungAuswaehlen&auswahlverzeichnis=ordnungsstruktur&auswahlziel=werteabruf&selectionname=48121-0001&auswahltext=%23Z-01.01.2013%2C01.01.2012%2C01.01.2011%2C01.01.2010%2C01.01.2009%2C01.01.2008%23SUNTGR2-UNT-1000%2CUNT-0010%2CUNT-0100%2CUNT-0001&werteabruf=Value+retrieval

図表 12 従業員 1 人当たり売上

(単位: ユーロ)

	零細企業	小企業	中企業	大企業	全企業
2008	74,304	114,501	167,536	342,316	212,548
2009	70,765	105,609	161,689	317,295	193,562
2010	72,425	104,203	163,294	339,091	201,833
2011	73,640	109,671	168,610	354,217	212,272
2012	74,052	107,604	166,295	372,246	218,179
2013	74,258	108,399	162,282	372,271	218,078

出所: ドイツ連邦統計局 GENESIS オンラインデータベース

11. 中小企業の成長性（前年比増収率）

資料名（調査名）	ビジネスレジスターによる産業の構造
（原語）	Branchenstruktur der Unternehmen (gemäß WZ 2012) laut Unternehmensregister
公表主体	ボン中小企業研究所
（原語）	Instituts für Mittelstandsforschung (IfM) Bonn
データの出所	連邦統計局ビジネスレジスターシステム 95
（原語）	Statistisches Bundesamt, Sonderauswertung des Unternehmensregister-Systems 95
調査の目的	ビジネスレジスターは、標本抽出を改善し、統計調査にともなう企業の負担を軽減することに寄与するものである。また、従業者規模区分および売上高規模区分に基づいて、企業数・従業者数・売上高データを獲得するためにも利用される。
調査の対象	2007 年度に課税対象の売上または社会保障への貢献がある事業体で、農林漁業及び公的機関を除くほぼ全ての業種。
調査の根拠法令	ビジネスレジスターは EU 規則（EU Regulation No 2186/93）により EU 加盟国に整備が求められたものである。ドイツでは 1998 年統計登録法（Statistikregistergesetz）に則っている。
抽出方法	ビジネスレジスター全数調査
調査の方法	連邦統計局が、ボン中小企業研究所の要請を受けて、ビジネスレジスターシステム 95 を用いて 2012 年時点（資料成立 2014 年 9 月 30 日）での評価を特別分析。
中小企業の定義	ボン中小企業研究所による定義 中小企業：従業員数 499 人以下かつ売上高 5,000 万ユーロ未満の企業 小企業：従業員 9 人以下かつ売上高 100 万ユーロ未満の企業 中企業：従業員 10 人以上 499 人以下かつ売上高 100 万以上 5,000 万ユーロ未満の企業
成長性の定義	当年度売上高／前年度売上高
調査時点	2008～2012 年。
調査時期	毎年実施
調査の概要の出所	ボン中小企業研究所 (http://www.ifm-bonn.org/fileadmin/data/redaktion/statistik/mitte/stand_im_einzelnen/dokumente/Untreg_Umsaetze_ZR2008-2012_WZ.pdf)

	http://www.ifm-bonn.org/fileadmin/data/redaktion/statistik/mittelstand_im_einzelnen/dokumente/Untreg_Umsaetze_ZR2008-2012_WZ.pdf
--	---

図表 13 中小企業における成長性

SMEの売上年次変化	(単位: %)			
	2009/08	2010/09	2011/10	2012/11
鉱業・採石業	-4.0	-	-	-
製造業	-9.3	3.6	6.0	0.2
エネルギー供給業	10.2	-	-	-
水供給、下水・廃棄物処理	-3.2	8.8	4.8	1.7
建設業	-0.9	3.4	7.8	0.4
商業、自動車修理	-3.9	3.7	3.6	0.0
運輸・倉庫	-7.8	4.1	4.4	-0.2
宿泊飲食業	-0.2	4.8	5.3	4.0
情報通信業	-0.6	2.4	4.0	2.7
金融・保険	-14.9	7.3	10.7	-27.7
不動産業	-1.6	-5.9	9.9	0.8
科学的な専門技術サービス業	-	-	5.9	7.1
経済サービス業	-	-	-	-
教育	0.0	4.8	2.4	3.7
健康	4.7	5.2	6.3	6.5
芸術、エンターテインメント、娯楽業	-1.8	6.2	-	-
その他のサービス業	-4.9	3.2	1.2	-1.5
産業計	-4.5	3.6	5.5	1.0

出所：ボン中小企業研究所 (ifM)

13. 中小企業の社債発行額、その全企業に占める割合

資料名（調査名）	1997年～2013年のドイツ企業の財務諸表からの推定結果（2015年5月発行）
（原語）	Hochgerechnete Angaben aus Jahresabschlüssen deutscher Unternehmen von 1997 bis 2013 (published May 2015)
公表主体	ドイツ連邦銀行
（原語）	Deutsche Bundesbank
データの出所	財務諸表データプール
（原語）	Jahresabschlussdatenpool
調査の目的	さまざまな企業グループのために、ドイツの会社が抱えている資金と収益の相関関係を提示することを目的とする。
調査の対象	ドイツ連邦銀行、他の銀行および金融機関が、統計を目的として連邦銀行に設置している「決算書データプール」にデータのある企業。農林水産業、金融・保険業、行政機関は含まれない。また、産業計には不動産業は含まれない。
調査の根拠法令	当調査自体の根拠となる法律が定められているわけではない。ただし、ドイツ連邦銀行の統計特別刊行物はドイツ連邦銀行法（Gesetz über die Deutsche Bundesbank）第18条に基づいて発行されるもので、希望者には無料で配布される。
抽出方法	業務に付随したデータ（財務諸表データプール）から標本を抽出する標本調査。
調査の方法	「決算書データプール」に保管されているデータ群を匿名の状態に統合することで作成される。同一のサンプルによる比較が可能のように、1年間の報告につき2ヵ年分のデータが掲載される。
中小企業の定義	中小企業は年間売上5,000ユーロ未満の企業と定義されている。
売上高税引前当期総利益率の定義	税引前当期総利益／売上高
調査時点 調査時期	2008年～2012年は大企業、中小企業の内訳データあり。2013年は全企業のデータのみ。毎年実施
調査の概要の出所	ドイツ連邦銀行ウェブサイト (https://www.bundesbank.de/Redaktion/DE/Downloads/Veroeffentlichungen/Statistische_Sonderveroeffentlichungen/Statso_5/statso_5_1997_2013.pdf?__blob=publicationFile)

図表 14 中小企業の社債発行額、その全企業に占める割合

(単位:10億ユーロ)

	2008	2009	2010	2011	2012	2013
全企業	84.8	93.3	80.0	79.4	75.3	79.5
中小企業	9.0	9.1	8.8	7.7	7.6	-
大企業	75.7	84.2	71.2	71.8	67.7	-
全企業に対する中小企業社債 額の割合(%)	11.9	10.8	12.4	10.7	11.2	-

出所：ドイツ連邦銀行

14. 有効求人倍率

資料名（調査名）	DeStasis 連邦統計局オンラインデータベース
（原語）	DeStasis, online database of Statistisches Bundesamt
公表主体	DeStasis 連邦統計局オンラインデータベース
（原語）	DeStasis, online database of Statistisches Bundesamt
データの出所	ドイツ連邦統計局
（原語）	Statistisches Bundesamt
調査の目的	ドイツの基本統計の提示
調査の対象	総労働力人口
調査の根拠法令	連邦統計法（Federal Statistics Act- Bundesstatistikgesetz: BStatG） § 1 and § 3 para 1 No. 7
抽出方法	国民経済の一部として平均雇用実績を、主な雇用統計をもとに月次、 四半期、年次毎に取得している。
調査の方法	1995年のESA（European System of Accounts）のルールに従って 計算する。
求人数と求人倍率 の定義	通知された求人数は社会保険料の対象とな求人のほかミニジョブ（ア ルバイト等）やその他の求人（インターンシップ等）を含む。一般的 に求人通知（届出）の義務はないため、通知された求人は国民経済全 体の求人の一部である。
調査時点 調査時期	毎月、新データが翌月初めにリリースされる。現在 2007年から 2015 年 10月までのデータが入手可能である。（2015年 11月現在）
調査の概要の出所	ドイツ連邦統計局 (https://www.destatis.de/EN/FactsFigures/Indicators/ShortTermIndicators/LabourMarket/karb830.html)

図表 15 求人数と求人倍率（全企業）

年	通知された求人数 (1,000人)	求人倍率(%) (失業者に対する求人の割合)
2008	327.6	10.6
2009	281.3	8.6
2010	380.1	12.6
2011	467.1	16.8
2012	420.5	14.8
2013	414.3	14.4
2014	497.8	18.0
2015	612.2	23.1

注) 2015年の数値は 2015年 10月時点

出所：ドイツ連邦雇用庁（German Federal Employment Agency）

15. 失業率

資料名（調査名）	DeStasis 連邦統計局オンラインデータベース
（原語）	DeStasis, online database of Statistisches Bundesamt
公表主体	DeStasis 連邦統計局オンラインデータベース
（原語）	DeStasis, online database of Statistisches Bundesamt
データの出所	ドイツ連邦統計局
（原語）	Statistisches Bundesamt
調査の目的	ドイツの基本統計の提示
調査の対象	総労働力人口
調査の根拠法令	連邦統計法（Federal Statistics Act- Bundesstatistikgesetz: BStatG） § 1 and § 3 para 1 No. 7
抽出方法	国民経済の一部として平均雇用実績を、主な雇用統計をもとに月次、 四半期、年次毎に取得している。
調査の方法	1995年のESA（European System of Accounts）のルールに従って 計算する。
失業率の定義	登録された失業者は以下を含む。 <ul style="list-style-type: none"> ● 一時的な失業者、または週 15 時間未満の就業者 ● 週 15 時間以上の就業を含む社会保険料対象の職を求職中の者 ● 就業可能であり、ジョブセンターや人材紹介業者の紹介に対応可能な者 ● ドイツ連邦共和国在住者 ● 16 歳以上、または退職年齢に達していない者 ● 失業者として個人的に人材紹介業者やジョブセンターに登録している者
調査時点 調査時期	毎月、新データが翌月初めにリリースされる。現在 2007 年から 2015 年 10 月までのデータが入手可能である。（2015 年 11 月現在）
調査の概要の出所	ドイツ連邦統計局 (https://www.destatis.de/EN/FactsFigures/Indicators/ShortTermIndicators/LabourMarket/arb110.html)

図表 16 失業率

	失業者数 (1,000人)	失業率(%) (労働人口に対する失業者数)
2008	3,094	7.4
2009	3,268	7.3
2010	3,012	6.5
2011	2,781	5.4
2012	2,841	5.2
2013	2,874	4.9
2014	2,764	4.5
2015	2,649	4.3

注) 2015年の数値は2015年10月時点

出所: ドイツ連邦雇用庁 (German Federal Employment Agency)

16. 規模別（大企業・中小企業・小規模事業者）の倒産件数

資料名（調査名）	業種別倒産の件数
（原語）	Insolvenzen von Unternehmen nach Wirtschaftszweigen
公表主体	ボン中小企業研究所
（原語）	Instituts für Mittelstandsforschung (IfM) Bonn
データの出所	ドイツ連邦統計局「破産統計」
（原語）	Statistisches Bundesamt: Insolvenzstatistik, Wiesbaden, verschiedene Jahrgänge
調査の目的	破産手続きは、債務者と債権者の間で公正な調整ができるように整備された。この目的のため、裁判所は破産法の下、紛争を統制するが、その際、破産統計の情報に基づいて判断されるため、本統計が整備される。
調査の対象	行政、保安防衛、社会保障を除く全ての業種。
調査の根拠法令	破産統計は、破産法等が関係している。
抽出方法	破産令に基づいて、裁判所は債務超過の負債者や支払不能の債務者と彼らの債権者に対して、公平な清算を遂行する。破産統計はこのような裁判所の報告に基づいて作成される。
調査の方法	業務に付随したデータ（財務諸表データプール）を加工。
中小企業の定義	売上高 5,000 万ユーロ未満の企業
倒産の定義	倒産（Insolvenz）と見なされるのは、開始された倒産手続、破産財団（財産）の不足で拒絶された倒産手続、債務整理計画が受け入れられた事例である。
調査時点	2008～2009年（公表は2010年4～5月）
調査時期	毎年実施
調査の概要の出所	ボン中小企業研究所ウェブサイト http://www.ifm-bonn.org/fileadmin/data/redaktion/statistik/gruendungen-und-unternehmensschliessungen/dokumente/ExGr_Li_WZ_2011-2014.pdf http://www.ifm-bonn.org/fileadmin/data/redaktion/statistik/gruendungen-und-unternehmensschliessungen/dokumente/Ins_GrKl_2004-2014.pdf

図表 17 産業別倒産件数（全企業対象）

(単位:社)

産業	年						
	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
農林漁業	178	156	183	163	141	135	143
鉱業および砕石業	14	10	14	13	5	13	7
製造業	2,201	3,092	2,602	2,254	2,246	2,266	1,790
エネルギー供給業	39	39	51	82	103	116	146
水供給、下水・廃棄物処理	2201	3092	119	120	90	99	94
建設業	5,306	5,387	5,103	4,776	4,512	4,131	3,982
商業	6,126	6,730	6,304	5,751	5,224	4,804	4,545
自動車の販売、修理、ガソリンスタンド	1,100	1,272	1,134	938	848	771	759
卸売業(自動車を除く)	1,710	1,953	1,906	1,740	1,666	1,596	1,507
家庭用品の販売(自動車販売・修理、ガソリンスタンドを除く)	3,316	3,505	3,264	3,073	2,710	2,437	2,279
運輸・倉庫	1,986	2,430	2,244	2,162	2,099	1,988	1,736
宿泊飲食業	3,191	3,181	3,454	3,382	3,011	2,538	2,350
情報通信業	837	982	1,011	896	866	739	765
金融・保険	770	906	965	902	862	831	653
不動産業	1,042	1,233	1,203	1,152	980	849	781
科学的な専門技術サービス業	2,846	3,266	3,412	3,128	3,127	2,892	2,763
経済サービス業	2,219	2,611	2,630	2,558	2,396	2,225	2,176
教育	258	271	317	311	330	280	240
健康と社会福祉	558	563	586	634	656	574	518
芸術、エンターテインメント、娯楽業	571	625	679	649	581	562	512
その他のサービス業	1,067	1,077	1,121	1,168	1,068	953	884
産業計	29,291	32,687	31,998	30,099	28,297	25,995	24,085

出所：ボン中小企業研究所（ifM）

図表 18 企業規模（従業員数）別破産件数

年	全破産企業数	従業員ゼロ	従業員1人	従業員数2-5人	従業員数6-10人	従業員数11-100	従業員数100人以上	不明	全企業に対する100人以下の企業の割合(%)
2008	29,291	13,314	3,223	4,149	1,531	2,113	152	4,809	83.1
2009	32,687	14,221	3,519	4,608	1,966	2,926	292	5,155	83.3
2010	31,998	13,533	3,835	4,749	1,919	2,381	155	5,426	82.6
2011	30,099	12,879	4,179	4,455	1,734	2,223	167	4,462	84.6
2012	28,297	11,578	4,169	4,280	1,697	2,384	217	3,972	85.2
2013	25,995	12,050	3,866	4,323	1,739	2,428	259	1,330	93.9
2014	24,085	11,592	3,618	3,773	1,569	2,119	164	1,250	94.1

出所：ボン中小企業研究所（ifM）

スウェーデン王国

目 次

【スウェーデン】

1. 中小企業の企業数、その全企業数に占める割合.....	178
2. 中小企業の雇用者数、その全企業に占める割合.....	180
3. 中小企業の生産額、その全企業に占める割合.....	182
5. 中小企業の付加価値額、その全企業に占める割合.....	183
6. 中小企業の販売額、その全企業に占める割合.....	184
7. 開廃業率	185
8. 中小企業の収益性.....	186
8.1 売上高営業利益率.....	186
8.2 売上高税引前利益率.....	187
10. 中小企業の生産性.....	188
10.1 従業者1人当たり付加価値額.....	188
10.2 従業者1人当たり売上.....	189
10.3 従業者1人当たり純利益.....	190
11. 中小企業の成長性（前年比増収率）.....	191
14. 有効求人倍率	192
15. 失業率	194
16. 規模別（大企業・中小企業・小規模事業者）の倒産件数.....	196
17. 企業の生存率	197

V スウェーデン王国

項目	スウェーデン
1. 中小企業の企業数、その全企業数に占める割合	99.8% (中小企業 200 人以下; 2014 年)
2. 中小企業の雇用者数、その全企業に占める割合	43.5% (中小企業 200 人以下; 2013 年)
3. 中小企業の生産額、その全企業に占める割合	58% (中小企業 250 人以下; 2013 年)
4. 中小企業の出荷額、その全企業に占める割合	データ無し
5. 中小企業の付加価値額、その全企業に占める割合	61% (中小企業 250 人以下; 2013 年)
6. 中小企業の販売額、その全企業に占める割合	60% (中小企業 250 人以下; 2013 年)
7. 開廃業率	7% (廃業統計は無し; 2013 年)
< 中小企業の収益性 >	
8.1 売上高営業利益率	6.6% (中小企業 250 人以下; 2013 年)
< 中小企業の収益性 >	
8.2 売上高税引前利益率	9.5% (中小企業 250 人以下; 2013 年)
< 中小企業の安全性 >	
9. 自己資本比率	データ無し
< 中小企業の生産性 >	
10.1 従業者 1 人当たり付加価値額	734,663kr (中小企業 250 人以下; 2013 年)
< 中小企業の生産性 >	
10.2 従業者 1 人当たり売上	25,345kr (中小企業 250 人以下; 2013 年)
< 中小企業の生産性 >	
10.3 従業者 1 人当たり純利益	2,405,121kr (中小企業 250 人以下; 2013 年)
< 中小企業の成長性 >	
11. 前年比増収率	-0.18% (中小企業 250 人以下; 2013 年)
12. 中小企業の融資額、その全企業に占める割合	データ無し
13. 中小企業の社債発行額、その全企業に占める割合	データ無し
14. 有効求人倍率	1.5 (2 年第 4 四半期)
15. 失業率	7.3% (2014 年第 4 四半期)
16. 規模別(大企業・中小企業・小規模事業者)の倒産件数	大企業 0 件、中小企業 3,355 件、自営業 3,803 件 (2014 年)
17. 企業の生存率	68% (2005 年設立 3 年後の生存率)
18. 輸出企業の割合	データ無し

1. 中小企業の企業数、その全企業数に占める割合

資料名（調査名）	産業別 SNI12007 による企業サイズ別による企業と雇用（FDB）
（原語）	Företag och anställda (FDB) efter näringsstorlekklass År2008-2014
公表主体	スウェーデン中央統計局
（原語）	Statistiska Centralbyrån
データの出所	統計データベース
（原語）	Statistiskdatabasen
調査の目的	統計情報収集
調査の対象	スウェーデン法人企業
調査の根拠法令	企業統計に規制に関する法律(2001:100)
抽出方法	登録全ての企業
調査の方法	スウェーデン法人企業に監督官庁が問い合わせる。
中小企業の定義	従業者数 250 名以下の企業、年間売上 5,000 万ユーロ以下
調査時点	2013 年の数字を 2014 年に編纂。
調査時期	
調査の概要の出所	スウェーデン中央統計局

図表 1 産業別規模別企業数

産業別	2008年					2009年					2010年							
	合計	商工人人	小企業(1~49人)	中企業(50~199人)	中小企業の割合	合計	商工人人	小企業(1~49人)	中企業(50~199人)	中小企業の割合	合計	商工人人	小企業(1~49人)	中企業(50~199人)	中小企業の割合			
農業、林業、漁業	207332	196797	10496	27	100 %	12	202377	191653	10684	28	100 %	12	206938	195856	11044	27	100 %	11
鉱山業	676	355	311	6	99 %	4	683	357	323	7	100 %	4	683	374	296	10	99 %	3
製造業	51835	29632	20422	1347	98 %	434	51513	29625	20145	1319	98 %	424	49206	27634	20028	1147	98 %	397
電力、ガス、発熱	1470	1040	361	49	95 %	20	1599	1142	380	58	96 %	19	1732	1261	368	67	96 %	18
上下水道、廃棄物	1105	524	531	41	98 %	9	1135	555	527	43	98 %	9	1143	528	561	44	98 %	10
建設業	77161	46441	30334	325	99 %	61	80133	48456	31270	346	99 %	61	83221	49380	33454	330	99 %	57
商業、車両サービス	121199	71265	48841	887	100 %	206	121003	71684	48227	875	100 %	217	117524	67581	48837	890	100 %	216
輸送倉庫業	28770	13033	15220	325	99 %	92	28552	13109	15025	321	99 %	36	28255	12848	14998	313	99 %	28
ホテル・レストラン業	28729	11845	14678	182	100 %	24	27301	11942	15133	199	100 %	27	27374	11480	15710	176	100 %	28
情報・コミュニケーション	46847	34616	11617	310	99 %	104	46111	35656	12042	310	99 %	63	45167	32265	12501	303	99 %	98
金融業、保険業	10431	7059	3182	133	98 %	57	10700	7359	3154	129	98 %	58	11974	8396	3394	137	98 %	57
不動産と不動産管理	57909	46683	11062	140	100 %	24	59667	48395	11012	137	100 %	23	67506	55768	11570	145	100 %	23
法律、経済、科学、技術系サービス	145399	103764	36387	401	88 %	97	140127	107853	37246	402	100 %	98	163261	101143	38477	411	63 %	96
リサーチ、不動産賃貸、その他支援サービス	29022	19389	9204	316	96 %	113	29664	19780	9459	310	96 %	115	29361	19028	8987	309	96 %	127
民生活動、防衛	568	228	210	66	81 %	65	593	229	225	71	81 %	68	547	165	238	70	81 %	68
教育活動	19488	13065	5356	199	88 %	120	19488	13740	5414	209	98 %	125	19054	13200	5551	215	98 %	128
介護、福祉、社会サービス	27756	19537	7646	234	96 %	359	28957	19928	8082	249	96 %	338	27195	17995	8558	277	96 %	355
文化、レジャー、自由余暇	48934	40012	8773	126	100 %	23	50989	41666	8880	121	100 %	22	47419	38302	8970	123	100 %	24
その他のサービス活動	57093	45465	11433	171	100 %	24	59066	47265	11603	175	100 %	23	57586	45344	12032	185	100 %	25
家庭内職業：自家用の材、サービス	0	0	0	0	0 %	0	2	1	1	0	0 %	0	6	2	4	0	0 %	0
国際機関、在外大使館等	3	2	1	0	100 %	0	5	2	3	0	100 %	0	6	4	2	0	100 %	0
上記以外のサービス	11559	11378	181	0	100 %	0	10305	10236	69	0	100 %	0	19295	19175	120	0	100 %	0
産業別		2011年					2012年					2013年						
		合計	商工人人	小企業(1~49人)	中企業(50~199人)	中小企業の割合	合計	商工人人	小企業(1~49人)	中企業(50~199人)	中小企業の割合	合計	商工人人	小企業(1~49人)	中企業(50~199人)	中小企業の割合		
農業、林業、漁業	239813	228342	11437	23	100 %	11	248363	236617	11710	27	100 %	8	237823	226165	11620	29	100 %	9
鉱山業	737	425	305	8	100 %	3	747	435	301	8	99 %	3	738	435	290	10	99 %	3
製造業	52920	31094	20294	1146	98 %	396	52609	30745	20327	1149	98 %	388	51988	29902	20292	1131	98 %	373
電力、ガス、発熱	2008	1518	405	28	88 %	21	2169	1652	436	62	96 %	19	2262	1739	441	62	96 %	20
上下水道、廃棄物	1353	703	594	44	98 %	12	1407	734	606	54	98 %	13	1451	757	619	61	98 %	14
建設業	91620	54593	36618	351	99 %	58	93675	54816	38418	377	99 %	64	94435	54531	39748	385	100 %	61
商業、車両サービス	128389	76958	50276	926	100 %	228	128212	76223	50826	935	100 %	228	126322	74476	50644	978	100 %	226
輸送倉庫業	28710	13868	15367	360	99 %	30	28650	13629	15865	366	99 %	32	28235	13491	15266	358	99 %	30
ホテル・レストラン業	29078	12507	16348	193	100 %	39	29724	12223	17267	202	100 %	32	30224	12008	17964	216	100 %	38
情報・コミュニケーション	54203	39787	14015	308	99 %	93	54930	39349	15162	330	99 %	92	54903	38726	15745	341	99 %	91
金融業、保険業	14530	10790	3539	143	98 %	58	15692	11648	3850	138	99 %	56	17501	13335	3975	135	99 %	56
不動産と不動産管理	76507	64457	11885	140	100 %	25	79438	66415	12850	150	100 %	23	81123	67581	13369	149	100 %	24
法律、経済、科学、技術系サービス	163261	120471	42249	436	100 %	105	166816	120484	45571	460	100 %	101	167313	118859	47890	456	100 %	108
リサーチ、不動産賃貸、その他支援サービス	33821	22415	10844	317	99 %	145	34059	23030	10531	357	95 %	141	34687	23053	11627	371	96 %	138
民生活動、防衛	668	298	227	75	82 %	74	670	312	210	79	81 %	67	633	279	205	77	79 %	69
教育活動	22786	16517	5907	224	98 %	138	24087	17634	6074	241	98 %	138	25211	18609	6204	258	98 %	140
介護、福祉、社会サービス	31973	22938	9025	295	96 %	355	33235	22761	9795	318	97 %	361	34145	23104	10336	325	97 %	389
文化、レジャー、自由余暇	59103	49701	9253	121	100 %	28	61607	51608	9851	122	100 %	26	62705	52472	10082	126	100 %	25
その他のサービス活動	65794	52759	12821	188	100 %	26	66519	52660	13645	187	100 %	27	66554	52083	14252	194	100 %	25
家庭内職業：自家用の材、サービス	0	0	0	0	0 %	0	2	2	0	0 %	0	4	2	2	0	0 %	0	
国際機関、在外大使館等	3	2	3	0	100 %	0	5	2	3	0	100 %	0	5	2	3	0	100 %	0
上記以外のサービス	22423	22037	386	0	100 %	0	12526	12037	489	0	100 %	0	7743	7177	566	0	100 %	0
産業別		2014年																
		合計	商工人人	小企業(1~49人)	中企業(50~199人)	中小企業の割合												
農業、林業、漁業	248439	236784	11616	8	100 %	3												
鉱山業	732	442	277	9	99 %	4												
製造業	51858	30258	20132	1103	98 %	365												
電力、ガス、発熱	2448	1913	449	65	96 %	21												
上下水道、廃棄物	1495	801	619	59	98 %	16												
建設業	98721	55739	40511	408	99 %	63												
商業、車両サービス	126971	75051	50722	981	100 %	237												
輸送倉庫業	27714	13588	13580	360	99 %	39												
ホテル・レストラン業	30928	12249	18407	233	100 %	39												
情報・コミュニケーション	55838	39709	15696	341	99 %	92												
金融業、保険業	18353	14019	4141	138	99 %	55												
不動産と不動産管理	83917	69844	13641	149	98 %	25												
法律、経済、科学、技術系サービス	172001	121485	49940	464	100 %	112												
リサーチ、不動産賃貸、その他支援サービス	35690	23880	11502	376	96 %	132												
民生活動、防衛	628	279	194	83	79 %	73												
教育活動	26153	19149	6323	263	94 %	148												
介護、福祉、社会サービス	34928	23374	10816	346	97 %	392												
文化、レジャー、自由余暇	64488	53999	10334	127	100 %	29												
その他のサービス活動	67453	52881	14539	207	100 %	26												
家庭内職業：自家用の材、サービス	0	0	0	0	0 %	0												
国際機関、在外大使館等	190	4	5	0	-3 %	0												
上記以外のサービス	7841	7171	670	0	100 %	0												

資料：スウェーデン中央統計局(Statistiska Centralbyrån) 「スウェーデン語(現地語)」2014年
データの出所：スウェーデン中央統計局(Statistiska Centralbyrån) 「スウェーデン語(現地語)」2014年

注：www.scb.se より取得

2. 中小企業の雇用者数、その全企業に占める割合

資料名（調査名）	産業別 SNI12007 による企業サイズ別による企業と雇用（FDB）
（原語）	Företag och anställda (FDB) efter näringsstorlekklass År2008-2014
公表主体	スウェーデン中央統計局
（原語）	Statistiska Centralbyrån
データの出所	統計データベース
（原語）	Statistiskadatabasen
調査の目的	統計情報収集
調査の対象	スウェーデン法人企業
調査の根拠法令	企業統計に規制に関する法律(2001:100)
抽出方法	登録全ての企業
調査の方法	スウェーデン法人企業に監督官庁が問い合わせる。
中小企業の定義	従業者数 250 名以下の企業、年間売上 5,000 万ユーロ以下
調査時点 調査時期	2013 年の数字を 2014 年に編纂。
調査の概要の出所	スウェーデン中央統計局

図表 2 産業別規模別従業員数

産業別	2008年					2009年					2010年					2011年					2012年					2013年				
	合計	高工人0人	小企業(1~49人)	中企業(50~199人)	中小企業(200~499人)	大企業	合計	高工人0人	小企業(1~49人)	中企業(50~199人)	中小企業(200~499人)	大企業	合計	高工人0人	小企業(1~49人)	中企業(50~199人)	中小企業(200~499人)	大企業	合計	高工人0人	小企業(1~49人)	中企業(50~199人)	中小企業(200~499人)	大企業	合計	高工人0人	小企業(1~49人)	中企業(50~199人)	中小企業(200~499人)	大企業
農業、林業、漁業	32150	0	25419	2204	27823	87%	32150	0	25419	2204	27823	87%	32150	0	25419	2204	27823	87%	32150	0	25419	2204	27823	87%	32150	0	25419	2204	27823	87%
製造業	625343	0	161172	125521	286893	46%	625343	0	161172	125521	286893	46%	625343	0	161172	125521	286893	46%	625343	0	161172	125521	286893	46%	625343	0	161172	125521	286893	46%
電力、ガス、発熱	20545	0	4564	4620	9184	45%	20545	0	4564	4620	9184	45%	20545	0	4564	4620	9184	45%	20545	0	4564	4620	9184	45%	20545	0	4564	4620	9184	45%
上下水道、廃棄物	13659	0	4567	3482	8049	59%	13659	0	4567	3482	8049	59%	13659	0	4567	3482	8049	59%	13659	0	4567	3482	8049	59%	13659	0	4567	3482	8049	59%
建設業	245231	0	149580	27058	176638	72%	245231	0	149580	27058	176638	72%	245231	0	149580	27058	176638	72%	245231	0	149580	27058	176638	72%	245231	0	149580	27058	176638	72%
商業、宿泊サービス	493280	0	257827	77351	335278	68%	493280	0	257827	77351	335278	68%	493280	0	257827	77351	335278	68%	493280	0	257827	77351	335278	68%	493280	0	257827	77351	335278	68%
輸送業	215056	0	77688	27845	109453	49%	215056	0	77688	27845	109453	49%	215056	0	77688	27845	109453	49%	215056	0	77688	27845	109453	49%	215056	0	77688	27845	109453	49%
ヘルスケア	111828	0	79344	15207	94551	85%	111828	0	79344	15207	94551	85%	111828	0	79344	15207	94551	85%	111828	0	79344	15207	94551	85%	111828	0	79344	15207	94551	85%
情報、コミュニケーション	129250	0	23899	28794	52693	41%	129250	0	23899	28794	52693	41%	129250	0	23899	28794	52693	41%	129250	0	23899	28794	52693	41%	129250	0	23899	28794	52693	41%
金融業、保険業	68608	0	13564	13420	26994	31%	68608	0	13564	13420	26994	31%	68608	0	13564	13420	26994	31%	68608	0	13564	13420	26994	31%	68608	0	13564	13420	26994	31%
不動産業と不動産管理	50595	0	33353	15471	48824	95%	50595	0	33353	15471	48824	95%	50595	0	33353	15471	48824	95%	50595	0	33353	15471	48824	95%	50595	0	33353	15471	48824	95%
法律、経済、科学、技術系サービス	23278	0	124684	34901	158595	71%	23278	0	124684	34901	158595	71%	23278	0	124684	34901	158595	71%	23278	0	124684	34901	158595	71%	23278	0	124684	34901	158595	71%
賃貸、不動産サービス、旅行、その他支援サービス	217373	0	53227	29137	82364	38%	217373	0	53227	29137	82364	38%	217373	0	53227	29137	82364	38%	217373	0	53227	29137	82364	38%	217373	0	53227	29137	82364	38%
健康活動、防衛	143028	0	2529	7147	9976	7%	143028	0	2529	7147	9976	7%	143028	0	2529	7147	9976	7%	143028	0	2529	7147	9976	7%	143028	0	2529	7147	9976	7%
教育活動	392925	0	39740	16118	55858	16%	392925	0	39740	16118	55858	16%	392925	0	39740	16118	55858	16%	392925	0	39740	16118	55858	16%	392925	0	39740	16118	55858	16%
介護、福祉、社会サービス	905592	0	38739	21341	60080	7%	905592	0	38739	21341	60080	7%	905592	0	38739	21341	60080	7%	905592	0	38739	21341	60080	7%	905592	0	38739	21341	60080	7%
文化、レジャー、自由業	54487	0	33133	10546	43679	80%	54487	0	33133	10546	43679	80%	54487	0	33133	10546	43679	80%	54487	0	33133	10546	43679	80%	54487	0	33133	10546	43679	80%
その他のサービス活動	49972	0	23949	15477	39426	79%	49972	0	23949	15477	39426	79%	49972	0	23949	15477	39426	79%	49972	0	23949	15477	39426	79%	49972	0	23949	15477	39426	79%
国内向け業、自家用の材、サービス	0	0	0	0	0	0%	0	0	0	0	0	0%	0	0	0	0	0%	0	0	0	0	0	0%	0	0	0	0	0	0%	
国際機関、在瑞大使館等	8	0	8	0	8	0%	8	0	8	0	8	0%	8	0	8	0	8	0%	8	0	8	0	8	0%	8	0	8	0	8	0%
上記以外のサービス	274	0	274	0	274	100%	274	0	274	0	274	100%	274	0	274	0	274	100%	274	0	274	0	274	100%	274	0	274	0	274	100%
Total	3893042	0	1148887	473053	1823174	47%	3893042	0	1148887	473053	1823174	47%	3893042	0	1148887	473053	1823174	47%	3893042	0	1148887	473053	1823174	47%	3893042	0	1148887	473053	1823174	47%

資料：スウェーデン中央統計局 (Statistiska Centralbyrån) 2014年
データの出所：統計データベース (Statistiskadatabasen)

3. 中小企業の生産額、その全企業に占める割合

資料名 (調査名)	産業分類 SNI2007 及び企業規模による基本企業情報、2007～2013 年
(原語)	Basfakta företag enligt Företagens ekonomi efter näringsgren SNI2007 och storleksklasse år 2007～2013.
公表主体	スウェーデン中央統計局
(原語)	Statistiska Centralbyrån
データの出所	統計データベース
(原語)	Statistiskadatabasen
調査の目的	統計情報収集
調査の対象	スウェーデン法人企業
調査の根拠法令	企業統計に規制に関する法律(2001:100)
抽出方法	登録全ての企業
調査の方法	スウェーデン法人企業に監督官庁が問い合わせる。
中小企業の定義	従業者数 250 名以下の企業、年間売上 5,000 万ユーロ以下
調査時点	2013 年の数字を 2014 年に編纂。
調査時期	
調査の概要の出所	スウェーデン中央統計局

図表 3 従業員規模別生産額

(単位: 100 万 kr)

年度	小企業 (0～19人)	小企業 (20～49人)	中企業 (50～99人)	中企業 (100～249人)	中小企業 (合計)	大企業	企業合計	中小企業の 割合
2007	1,341,536	485,567	365,384	464,696	2,657,183	2,124,637	4,781,820	56%
2008	1,386,443	500,091	410,396	478,378	2,775,308	2,209,364	4,984,672	56%
2009	1,338,008	484,844	376,242	456,648	2,655,742	1,954,577	4,610,319	58%
2010	1,436,693	513,590	406,178	474,587	2,831,048	2,215,921	5,046,969	56%
2011	1,534,261	555,822	439,421	529,360	3,058,864	2,278,701	5,337,565	57%
2012	1,548,431	557,688	439,477	511,130	3,056,726	2,281,118	5,337,844	57%
2013	1,570,182	560,909	436,469	537,895	3,105,455	2,203,741	5,309,196	58%

資料：スウェーデン中央統計局 (Statistiska Centralbyrån) 2014 年
 データの出所：統計データベース (Statistiskadatabasen)

5. 中小企業の付加価値額、その全企業に占める割合

資料名 (調査名)	産業分類 SNI2007 及び企業規模による基本企業情報、2007～2013 年
(原語)	Basfakta företag enligt Företagens ekonomi efter näringsgren SNI2007 och storleksklasse år 2007～2013.
公表主体	スウェーデン中央統計局
(原語)	Statistiska Centralbyrån
データの出所	統計データベース
(原語)	Statistikdatabasen
調査の目的	統計情報収集
調査の対象	スウェーデン法人企業
調査の根拠法令	企業統計に規制に関する法律(2001:100)
抽出方法	登録全ての企業
調査の方法	スウェーデン法人企業に監督官庁が問い合わせる。
中小企業の定義	従業者数 250 名以下の企業、年間売上 5,000 万ユーロ以下
調査時点	2013 年の数字を 2014 年に編纂。
調査時期	
調査の概要の出所	スウェーデン中央統計局

図表 4 従業員規模別付加価値額

(単位: 100 万 kr)

年度	小企業 (0～19人)	小企業 (20～49人)	中企業 (50～99人)	中企業 (100～249人)	中小企業 (合計)	大企業	企業合計	中小企業の 割合
2007	565,407	191,589	136,623	170,187	1,063,806	760,938	1,824,744	58%
2008	578,691	197,013	143,128	173,820	1,092,652	748,197	1,840,849	59%
2009	560,340	190,275	134,951	175,536	1,061,102	698,154	1,759,256	60%
2010	602,792	201,525	145,800	177,166	1,127,283	817,524	1,944,807	58%
2011	649,272	217,269	158,801	193,278	1,218,620	817,343	2,035,963	60%
2012	649,733	221,903	158,298	183,120	1,213,054	817,128	2,030,182	60%
2013	661,609	226,431	161,154	197,410	1,246,604	802,720	2,049,324	61%

資料：スウェーデン中央統計局 (Statistiska Centralbyrån) 2014 年
 データの出所：統計データベース (Statistikdatabasen)

6. 中小企業の販売額、その全企業に占める割合

資料名 (調査名)	産業分類 SNI2007 及び企業規模による基本企業情報、2007～2013 年
(原語)	Basfakta företag enligt Företagens ekonomi efter näringsgren SNI2007 och storleksklasse år 2007～2013.
公表主体	スウェーデン中央統計局
(原語)	Statistiska Centralbyrån
データの出所	統計データベース
(原語)	Statistiskdatabasen
調査の目的	統計情報収集
調査の対象	スウェーデン法人企業
調査の根拠法令	企業統計に規制に関する法律(2001:100)
抽出方法	登録全ての企業
調査の方法	スウェーデン法人企業に監督官庁が問い合わせる。
中小企業の定義	従業者数 250 名以下の企業、年間売上 5,000 万ユーロ以下
販売額の定義	付加価値税を除外した売上額
調査時点	2013 年の数字を 2014 年に編纂。
調査時期	
調査の概要の出所	スウェーデン中央統計局

図表 5 従業員規模別販売額

(単位:100 万 kr)

年度	小企業 (0～19人)	小企業 (20～49人)	小企業 (合計)	中企業 (50～99人)	中企業 (100～249人)	中企業 (合計)	大企業 (250人～)
2007	1,837,474	702,264	2,539,738	509,647	666,365	1,176,012	2,710,313
2008	1,914,212	718,158	2,632,370	564,613	690,572	1,255,185	2,849,397
2009	1,802,086	704,022	2,506,108	534,801	665,385	1,200,186	2,517,979
2010	1,938,929	746,667	2,685,596	585,833	718,555	1,304,388	2,734,204
2011	2,068,592	802,561	2,871,153	622,919	806,324	1,429,243	2,870,783
2012	2,065,476	800,900	2,866,376	621,182	764,149	1,385,331	2,912,189
2013	2,078,228	797,402	2,875,630	600,577	774,384	1,374,961	2,850,546

資料：スウェーデン中央統計局 (Statistiska Centralbyrån) 2014 年
 データの出所：統計データベース (Statistiskdatabasen)

7. 開廃業率

資料名 (調査名)	業界別 (SNI2007)、組織形態別の 2009～2013 年での新規企業数
(原語)	Antal nystartade företag 2009-2013 efter branchgrupp (SNI200) och juridisk form
公表主体	成長庁
(原語)	Tillväxtverket
データの出所	統計入口
(原語)	Statistiskportalen
調査の目的	企業状況の調査
調査の対象	新規登録企業
調査の根拠法令	情報に関する法(2001:100)
抽出方法	新規企業を企業登録庁の登録から抽出
調査の方法	スウェーデン法人企業に監督官庁が問い合わせる。
中小企業の定義	従業員 250 名以下。
調査時点	2013 年の数字を 2014 年に編纂。
調査時期	
調査の概要の出所	成長庁

* 廃業統計は存在しない。編纂が計画されている。

図表 6 組織形態別開廃業率

	総事業者数					法人事業者数			個人事業者数			合資、合名会社		
	総計	新規	開業率	廃業	廃業率	総計	新規	廃業	総計	新規	廃業	総計	新規	廃業
2009年	908,806	59,598	7%	-	-	289,224	12,709	-	552,504	41,731	-	67,078	5,158	-
2010年	912,600	69,855	8%	-	-	295,158	20,067	-	557,347	44,770	-	60,095	5,017	-
2011年	1,035,600	73,709	7%	-	-	335,708	25,930	-	635,084	43,383	-	64,808	4,396	-
2012年	1,050,130	69,216	7%	-	-	356,177	25,654	-	631,898	39,901	-	62,055	3,662	-
2013年	1,039,757	69,242	7%	-	-	393,357	24,211	-	606,701	41,030	-	59,034	4,001	-

資料：成長庁(Tillväxtverket) 2014 年

データの出所：統計ポータル(statistiskportalen)

8. 中小企業の収益性

8.1 売上高営業利益率

資料名（調査名）	中央統計局に有料でデータベース情報処理を依頼し、作成したので資料名がない。特注情報。
（原語）	Statistik om antal företag, antal aställda och omsättning
公表主体	スウェーデン中央統計局
（原語）	Statistiska Centralbyrån
データの出所	統計局データベース
（原語）	Statistikdatabasen
調査の目的	統計情報収集
調査の対象	スウェーデン法人企業
調査の根拠法令	企業統計に規制に関する法律(2001:100)
抽出方法	企業登録庁の情報から抽出
調査の方法	スウェーデン法人企業に監督官庁が問い合わせる。
中小企業の定義	従業者数 250 名以下の企業、年間売上 5,000 万ユーロ以下
売上高営業（経常） 利益率の定義	売上高営業利益：請求書の販売数字（付加価値税は除外）を集計して から法人税を除外したもの。 売上高営業利益率＝営業利益／売上高
調査時点 調査時期	2013 年の数字を 2014 年に編纂。なお、企業規模別の統計はなかった ため、再編成依頼をして入手した値である。
調査の概要の出所	スウェーデン中央統計局

図表 7 従業員規模別売上高営業利益率

年度	0～19人	20～49人	小企業	50～99人	100～249人	中企業	250人～
2007	11%	5%	9%	7%	5%	5%	8%
2008	10%	5%	8%	6%	5%	4%	6%
2009	9%	4%	8%	5%	5%	4%	5%
2010	10%	4%	9%	5%	4%	4%	8%
2011	11%	4%	9%	5%	4%	4%	6%
2012	10%	5%	9%	6%	4%	3%	6%
2013	10%	4%	8%	5%	4%	4%	5%

資料：スウェーデン中央統計局 (Statistisk Centralbyrån) 2014 年

データの出所：特別発注、企業統計部 Richard Persson

注：売上税引後営業率は営業利益／売上高

8.2 売上高税引前利益率

資料名（調査名）	産業規模別売上営業利益率（税引前）
（原語）	Statistik om antal företag, antal anställda och omsättning efter skatt
公表主体	スウェーデン中央統計局
（原語）	Statistiska Centralbyrån
データの出所	統計データベース
（原語）	Statistikdatabasen
調査の目的	統計情報収集
調査の対象	スウェーデン法人企業
調査の根拠法令	企業統計に規制に関する法律(2001:100)
抽出方法	企業登録庁の情報から抽出
調査の方法	スウェーデン法人企業に監督官庁が問い合わせる。
中小企業の定義	従業者数 250 名以下の企業、年間売上 5,000 万ユーロ以下
売上高税引前利益率の定義	請求書の販売数字（付加価値税は除外）を集計し、従業員別の企業数で割ったもの。
調査時点 調査時期	2013 年の数字を 2014 年に編纂。なお、企業規模別の統計はなかったため、再編成依頼をして入手した値である。
調査の概要の出所	スウェーデン中央統計局

図表 8 従業員規模別売上高税引前利益率

年度	0～19人	20～49人	小企業	50～99人	100～249人	中企業	250人～
2007	19%	10%	17%	14%	5%	8%	8%
2008	13%	5%	11%	7%	8%	6%	6%
2009	7%	4%	6%	5%	9%	8%	7%
2010	16%	5%	13%	6%	6%	5%	9%
2011	16%	5%	13%	6%	5%	4%	7%
2012	11%	4%	9%	5%	4%	4%	5%
2013	15%	4%	12%	5%	6%	4%	5%

資料：スウェーデン中央統計局 (Statistiska Centralbyrån) 2014 年

データの出所：統計データベース (Statistikdatabasen)。

注：売上税引前営業率は営業利益／売上高

10. 中小企業の生産性

10.1 従業者1人当たり付加価値額

資料名 (調査名)	産業別規模別 (SNI2007) による企業と企業経済の指標、2007～2013
(原語)	Basfakt företag enligt Företagens ekonomi efter näringsgren SNI 2007 och storlekklass. År 2007-2013
公表主体	スウェーデン中央統計局
(原語)	Statistiska Centralbyrån
データの出所	統計データベース
(原語)	Statistiskadatabasen
調査の目的	統計情報収集
調査の対象	スウェーデン法人企業
調査の根拠法令	企業統計に規制に関する法律(2001:100)
抽出方法	企業登録庁の情報から抽出
調査の方法	スウェーデン法人企業に監督官庁が問い合わせる。
中小企業の定義	従業者数 250 名以下の企業、年間売上 5,000 万ユーロ以下
生産性指標の定義	それぞれの付加価値合計額を従業員数で割ったもの
調査時点	2013 年の数字を 2014 年に編纂。
調査時期	
調査の概要の出所	スウェーデン中央統計局

図表 9 従業員規模別従業者1人当たり付加価値額

(単位: kr)

年度	小企業 (0-19人)	小企業 (20-49人)	小企業 1人当たり	中企業 (50-99人)	中企業 (100-249人)	中企業 1人当たり
2007	730,464	636,322	704,100	683,337	706,716	3,153,842
2008	722,041	636,896	698,330	665,127	702,272	2,955,260
2009	698,908	625,917	678,841	661,013	730,870	3,132,529
2010	731,663	653,988	710,519	694,292	736,884	3,177,397
2011	757,421	668,876	733,089	727,427	757,632	3,136,921
2012	743,210	669,276	722,880	704,784	724,485	2,994,085
2013	749,300	679,508	730,177	716,078	772,373	3,096,810

資料: スウェーデン中央統計局 (Statistiska Centralbyrån) 2014 年
 データの出所: 情報データベース (Statistiskdatabasen)

10.2 従業者1人当たり売上

資料名（調査名）	産業別規模別（SNI2007）による企業と企業経済の指標、2007～2013
（原語）	asfakt företag enligt Företagens ekonomi efter näringsgren SNI 2007 och storlekklass. År 2007-2013
公表主体	スウェーデン中央統計局
（原語）	Statistiska Centralbyrån
データの出所	統計データベース
（原語）	Statistiskadatabasen
調査の目的	情報収集
調査の対象	登録法人
調査の根拠法令	情報に関する法（2001:100）
抽出方法	企業登録庁の登録情報から抽出
調査の方法	スウェーデン法人企業に監督官庁が問い合わせる。
中小企業の定義	年間売り上げ 5,000 万ユーロ、従業員 250 名以下の企業
生産性指標の定義	産業規模別販売額を従業員数で割ったもの
調査時点	2013 年度統計を 2014 年に編纂。
調査時期	
調査の概要の出所	スウェーデン中央統計局

図表 10 産業別規模別従業者1人当たり売上

（単位：kr）

年度	小企業 (0-19人)	小企業 (20-49人)	小企業 1人当たり	中企業 (50-99人)	中企業 (100-249人)	中企業 1人当たり
2007	2,373,881	2,332,421	2,362,270	2,549,063	2,767,136	2,668,213
2008	2,388,388	2,321,634	2,369,799	2,623,800	2,790,066	2,712,740
2009	2,247,730	2,315,908	2,266,474	2,619,545	2,770,429	2,701,102
2010	2,353,452	2,423,079	2,372,405	2,789,708	2,988,674	2,895,911
2011	2,413,157	2,470,734	2,428,979	2,853,434	3,160,716	3,019,019
2012	2,362,637	2,415,573	2,377,193	2,765,664	3,023,232	2,902,043
2013	2,353,679	2,392,962	2,364,442	2,668,626	3,029,802	2,860,688

資料：スウェーデン中央統計局 (Statistiska Centralbyrån) 2014 年

データの出所：統計データベース (Statistiskdatabasen)。

10.3 従業者1人当たり純利益

資料名（調査名）	スウェーデン統計局の調査（有料依頼）
（原語）	
公表主体	スウェーデン中央統計局
（原語）	Statistiska Centralbyrån
データの出所	統計データベース
（原語）	Statistiskdatabasen
調査の目的	情報収集
調査の対象	登録法人
調査の根拠法令	情報に関する法（2001:100）
抽出方法	企業登録庁の登録情報から抽出
調査の方法	スウェーデン法人企業に監督官庁が問い合わせる。
中小企業の定義	年間売り上げ 5,000 万ユーロ、従業員 250 名以下の企業
生産性指標の定義	企業別の企業業績合計（税引き前）を従業員数で割った値
調査時点	2013 年統計を 2014 年に編纂。
調査時期	
調査の概要の出所	スウェーデン中央統計局

図表 11 産業別規模別従業者1人当たり純利益

（単位：kr）

年度	小企業 (0-19人)	小企業 (20-49人)	中企業 (50-99人)	中企業 (100-249人)	大企業 (250人～)
2007	461,970	232,497	296,051	136,446	249,750
2008	306,970	123,327	107,431	225,384	202,133
2009	158,964	90,133	185,058	243,278	206,220
2010	371,306	113,543	121,806	183,707	291,408
2011	390,537	120,378	104,207	165,385	231,317
2012	264,899	99,533	131,903	130,713	174,907
2013	357,991	90,314	76,192	175,176	154,970

資料：スウェーデン中央統計局 (Statistiska Centralbyrån) 2014 年
 データの出所：統計データベース (Statistiskdatabasen)

11. 中小企業の成長性（前年比増収率）

資料名（調査名）	中小企業の成長率
（原語）	Omsättning och redovisade resultat
公表主体	スウェーデン中央統計局
（原語）	Statistiska Centralbyrån
データの出所	スウェーデン中央統計局
（原語）	Statistiskdatabasen
調査の目的	情報収集
調査の対象	登録法人
調査の根拠法令	情報に関する法（2001:100）
抽出方法	企業登録庁の登録情報から抽出
調査の方法	スウェーデン法人企業に監督官庁が問い合わせる。
中小企業の定義	年間売り上げ 5,000 万ユーロ、従業員 250 名以下の企業
成長性の定義	売り上げ、税引き前利益の伸びを前年度比で表示
調査時点	2013 年統計を 2014 年に編纂。
調査時期	
調査の概要の出所	スウェーデン中央統計局

図表 12 前年比増収率

年度	売り上げ増加率 (%)					税引き前純利益増加 (%)				
	0～19人	20～49人	50～99人	100～249人	250人～	0～19人	20～49人	50～99人	100～249人	250人～
2008	3.5%	-0.2%	12.9%	2.6%	4.9%	-7.1%	-3.9%	-5.5%	-9.4%	-19.8%
2009	-6.2%	-1.8%	-5.7%	-4.0%	-12.0%	-9.5%	-26.0%	-24.7%	0.2%	-22.0%
2010	7.9%	6.1%	9.6%	8.8%	8.3%	20.4%	30.2%	34.5%	-1.6%	75.7%
2011	6.8%	7.6%	7.0%	10.8%	5.4%	10.4%	7.9%	13.4%	5.5%	-19.0%
2012	-0.1%	-0.3%	0.8%	-5.1%	1.7%	-8.2%	14.2%	-25.8%	-18.7%	-6.3%
2013	0.5%	-0.5%	-3.9%	1.5%	-1.1%	-0.9%	-26.5%	2.0%	4.8%	-12.7%

資料：スウェーデン中央統計局 (Statistiska Centralbyrån) 2014 年

データの出所：中央統計局企業課 (Företagsgruppen)

注：有料で中央統計局から取得 担当者 Richard Persson

14. 有効求人倍率

資料名（調査名）	時間系列の空席、リクルート率と失業率
（原語）	Tidsserie över vakans och rekryteringsgrad samt arbetslöshet
公表主体	スウェーデン中央統計局
（原語）	Statistiska Centralbryrån
データの出所	統計データベース
（原語）	Statistiskdatabasen
調査の目的	情報収集
調査の対象	登録法人
調査の根拠法令	情報に関する法（2001:100）
抽出方法	企業登録庁の登録情報から抽出
調査の方法	スウェーデン法人企業に監督官庁が問い合わせる。
中小企業の定義	年間売り上げ 5,000 万ユーロ、従業員 250 名以下の企業
成長性の定義	なし
調査時点 調査時期	労働斡旋所統計 2015 年第 2 四半期レポートを 2015 年に編纂。
調査の概要の出所	スウェーデン中央統計局

図表 13 有効求人倍率

	求人率	職場空席率	職場空席数		求人率	職場空席率	職場空席数
2002	1.6	0.6	38,362	2009	1	0.3	27,570
	1.5	0.6	39,066		1	0.3	28,044
	1.4	0.6	35,175		0.8	0.3	22,658
	1.3	0.5	31,912		1	0.3	27,112
2003	1.5	0.7	36,020	2010	1.2	0.4	33,248
	1.2	0.4	30,616		1.7	0.6	47,548
	1	0.4	26,390		1.4	0.6	41,067
	0.9	0.4	23,710		1.4	0.7	41,400
2004	1	0.4	25,675	2011	1.8	0.7	50,248
	1.1	0.4	27,799		2.2	0.8	63,530
	1.1	0.4	26,777		1.6	0.7	48,781
	1	0.4	26,243		1.5	0.7	44,640
2005	1.2	0.5	28,517	2012	1.9	0.8	55,474
	1.2	0.5	30,270		2.2	0.8	63,966
	1.1	0.5	27,219		1.5	0.7	45,477
	1.2	0.5	30,952		1.4	0.5	40,959
2006	1.4	0.4	35,671	2013	1.8	0.6	51,211
	1.5	0.5	39,126		1.8	0.6	54,787
	1.4	0.5	38,051		1.4	0.5	41,463
	1.4	0.5	38,674		1.4	0.5	43,367
2007	1.7	0.7	43,809	2014	1.8	0.6	55,480
	1.9	0.7	50,985		2	0.7	62,076
	1.6	0.6	44,875		1.5	0.6	46,541
	1.6	0.7	44,438		1.5	0.7	47,028
2008	1.8	0.8	47,490	2015	2.1	0.8	62,308
	1.6	0.7	45,773		2.1	0.8	64,873
	1.4	0.6	40,785				
	1	0.4	28,821				

資料：スウェーデン中央統計局 (Statiska Centralbyrån) 2014 年
 データの出所：統計データベース (Statistiskdatabasen)

15. 失業率

資料名（調査名）	求人率と失業率
（原語）	Tidsserie över vakans och rekryteringsgrad samt.
公表主体	スウェーデン中央統計局
（原語）	Statistiska Centralbyrån
データの出所	統計データベース
（原語）	Statistiskadatabasen
調査の目的	情報収集
調査の対象	登録法人
調査の根拠法令	情報に関する法（2001:100）
抽出方法	労働斡旋庁の登録情報から抽出
調査の方法	スウェーデン法人企業に監督官庁が問い合わせる。
中小企業の定義	年間売り上げ 5,000 万ユーロ、従業員 250 名以下の企業
成長性の定義	なし
調査時点 調査時期	労働斡旋所統計 2015 年第 2 四半期レポートを 2015 年に編纂。
調査の概要の出所	スウェーデン中央統計局

図表 14 産業規模別失業率

	求人率	職場空席率	失業率	求人職場数		求人率	職場空席率	失業率	求人職場数
2002	1.6	0.6		38,362	2009	1.0	0.3	7.8	27,570
	1.5	0.6		39,066		1.0	0.3	9.1	28,044
	1.4	0.6		35,175		0.8	0.3	8.1	22,658
	1.3	0.5		31,912		1.0	0.3	8.3	27,112
2003	1.5	0.7		36,020	2010	1.2	0.4	9.4	33,248
	1.2	0.4		30,616		1.7	0.6	9.5	47,548
	1.0	0.4		26,390		1.4	0.6	7.9	41,067
	0.9	0.4		23,710		1.4	0.7	7.6	41,400
2004	1.0	0.4		25,675	2011	1.8	0.7	8.3	50,248
	1.1	0.4		27,799		2.2	0.8	8.5	63,530
	1.1	0.4		26,777		1.6	0.7	7.1	48,781
	1.0	0.4		26,243		1.5	0.7	7.2	44,640
2005	1.2	0.5		28,517	2012	1.9	0.8	8.2	55,474
	1.2	0.5	8.6	30,270		2.2	0.8	8.6	63,966
	1.1	0.5	7.2	27,219		1.5	0.7	7.5	45,477
	1.2	0.5	7.1	30,952		1.4	0.5	7.6	40,959
2006	1.4	0.4	7.9	35,671	2013	1.8	0.6	8.6	51,211
	1.5	0.5	8.0	39,126		1.8	0.6	8.7	54,787
	1.4	0.5	6.3	38,051		1.4	0.5	7.4	41,463
	1.4	0.5	6.0	38,674		1.4	0.5	7.4	43,367
2007	1.7	0.7	6.8	43,809	2014	1.8	0.6	8.6	55,480
	1.9	0.7	6.9	50,985		2.0	0.7	8.7	62,076
	1.6	0.6	5.5	44,875		1.5	0.6	7.2	46,541
	1.6	0.7	5.5	44,438		1.5	0.7	7.3	47,028
2008	1.8	0.8	6.3	47,490	2015	2.1	0.8	8.2	62,308
	1.6	0.7	6.8	45,773		2.1	0.8	8.3	64,873
	1.4	0.6	5.7	40,785					
	1.0	0.4	6.1	28,821					

資料：スウェーデン中央統計局 (Statistiska Centralbyrån) 2014 年
データの出所：統計データベース (Statistiskdatabasen)

16. 規模別（大企業・中小企業・小規模事業者）の倒産件数

資料名（調査名）	企業別倒産件数
（原語）	Konkurser
公表主体	成長分析庁
（原語）	Tillväxtanalys
データの出所	成長分析庁
（原語）	Tillväxtanalys
調査の目的	企業環境の分析
調査の対象	成長分析庁の登録法人
調査の根拠法令	情報に関する法（2001:100）
抽出方法	企業登録庁の登録情報から抽出
調査の方法	スウェーデン法人企業に監督官庁が問い合わせる。
中小企業の定義	年間売り上げ 5,000 万ユーロ、従業員 250 名以下の企業
成長性の定義	なし
調査時点 調査時期	2009～2014 年までの統計を利用して 2015 年に調査した。
調査の概要の出所	成長分析庁の統計ポータル。

図表 15 産業別規模別倒産件数

	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
全国	7,638	7,274	6,958	7,471	7,701	7,158
法人	3,919	3,343	3,452	3,815	3,782	3,355
中小企業	3,913	3,342	3,449	3,808	377	3,355
中小企業の割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%
大企業	6	1	3	7	5	0
個人	4	3,931	3,506	3,656	3,919	3,803

資料：成長分析庁(Tillväxanalys)

データの出所：成長分析庁(Tillväxanalys)

注：産業別の数字を合計したもの。

17. 企業の生存率

資料名（調査名）	2005 年度新規企業の事後調査－3 年後
（原語）	Uppföljning av 2005 års nystartade företag tre år efter start
公表主体	成長分析庁
（原語）	Tillväxtanalys
データの出所	2005 年創業 3 年後の事後調査（成長分析庁）
（原語）	Uppföljning av 2005 års nystartade företag tre år efter start
調査の目的	情報収集、創業企業の分析のため
調査の対象	2005 年に成立された企業
調査の根拠法令	情報に関する法（2001:100）
抽出方法	企業登録庁からの情報を活用
調査の方法	企業のアンケート
中小企業の定義	年間売り上げ 5,000 万ユーロ、従業員 250 名以下の企業
調査時点 調査時期	2005 年に設立されて 2008 年の時点で生き残っていた企業を調査した 報告書。
調査の概要の出所	成長分析庁の統計ポータル [入り口] から引用した。

図表 16 産業別規模別生存率

(単位: %)

業種	1997	1998	1999	2001	2003	2005
産業(SNI C-F)	65	61	67	69	72	73
製造業(SNI C-E)	59	57	62	66	70	69
建築業(SNIF)	72	66	70	71	73	75
サービス業(SNI G-O)	55	54	57	60	66	67
小売り、ホテル、旅行業(SNI G-H)	50	47	53	57	65	63
輸送、コミュニケーション(SNI I)	64	64	72	66	77	77
財政、金融業(SNI J-K)	54	54	58	59	66	67
教育、保健、介護、その他の人的サービス(SNI M-O)	60	60	50	64	67	68
合計	56	55	59	62	67	68

資料：2005 年度新規企業の事後調査－3 年後 (Uppföljning av 2005 års nystartade företag tre år efter start) 2008 年

データの出所：成長分析庁 (Tillväxtanalys)

アメリカ合衆国

目 次

【アメリカ】

1. 中小企業の企業数、その全企業数に占める割合.....	204
2. 中小企業の雇用者数、その全企業に占める割合.....	212
3. 中小企業の生産額、その全企業に占める割合.....	217
4. 中小企業の出荷額、その全企業に占める割合.....	219
5. 中小企業の付加価値額、その全企業に占める割合.....	222
6. 中小企業の販売額、その全企業に占める割合.....	232
7. 開廃業率	234
8. 中小企業の収益性.....	239
8.1 売上高営業利益率.....	239
8.2 売上高税引前利益率.....	241
9. 中小企業の安全性（自己資本比率）.....	243
10. 中小企業の生産性.....	245
10.1 従業者1人当たり付加価値額.....	245
10.2 従業者1人当たり売上.....	248
10.3 従業者1人当たり純利益.....	251
11. 中小企業の成長性（前年比増収率）.....	254
12. 中小企業の融資額、その全企業に占める割合.....	256
13. 中小企業の社債発行額、その全企業に占める割合.....	258
14. 有効求人倍率	260
15. 失業率	262
16. 規模別（大企業・中小企業）の倒産件数.....	264
17. 企業の生存率	266
18. 中小企業に占める輸出企業の割合.....	268

VI アメリカ合衆国

項目	アメリカ
1. 中小企業の企業数、その全企業数に占める割合	非雇用者所有企業: 22,735,915 社 雇用者所有企業: 5,707,941 社 99.7% (雇用者所有企業での割合) 2012 年
2. 中小企業の雇用者数、その全企業に占める割合	56,062,893 人 48.4% 2012 年
3. 中小企業の生産額、その全企業に占める割合	5,210,469 百万ドル 44.6% 2010 年
4. 中小企業の出荷額、その全企業に占める割合	471,069 百万ドル 33.6% 2013 年
5. 中小企業の付加価値額、その全企業に占める割合	5,210,469 百万ドル 44.6% 2010 年
6. 中小企業の販売額、その全企業に占める割合	36.2% 2012 年
7. 開廃業率	中小企業の開業率: 9.4% 中小企業の廃業率: 10.1% 2011 年
< 中小企業の収益性 >	8.9% (製造業)
8.1 売上高営業利益率	2015 年第 2 四半期
< 中小企業の収益性 >	8.3% (製造業)
8.2 売上高税引前利益率	2015 年第 2 四半期
< 中小企業の安全性 >	51.1% (製造業)
9. 自己資本比率	2015 年第 2 四半期
< 中小企業の生産性 >	94,742 ドル
10.1 従業者 1 人当たり付加価値額	2010 年
< 中小企業の生産性 >	119,624 ドル (製造業)
10.2 従業者 1 人当たり売上	2012 年
< 中小企業の生産性 >	6,830 ドル (製造業)
10.3 従業者 1 人当たり純利益	2012 年
< 中小企業の成長性 >	2.4%
11. 前年比増収率	2014 年
12. 中小企業の融資額、その全企業に占める割合	22.1% 2013 年
13. 中小企業の社債発行額、その全企業に占める割合	データ無し
14. 有効求人倍率	データ無し
15. 失業率	データ無し
16. 規模別 (大企業・中小企業) の倒産件数	47,806 件 2011 年
17. 企業の生存率	データ無し
18. 輸出企業の割合	100~499 人の製造業: 68.8% 2011 年

1. 中小企業の企業数、その全企業数に占める割合

資料名（調査名）	中小企業経済活動 2012 （上記報告書は 2010 年までのデータに限定されているため、2011・2012 年のデータのみ、合衆国事業体統計および非雇用事業体統計から最新データを抽出した。）
（原語）	The Small Business Economy 2012
公表主体	中小企業庁助成政策審議局
（原語）	Small Business Administration, Office of Advocacy
データの出所	A. 合衆国事業体統計 B. 非雇用事業体統計 なお、いずれもビジネスレジスターに基づいている。
（原語）	A. Statistics of U.S. Businesses (SUSB) B. Nonemployer Statistics
調査の目的	行政機関や連邦政府が中小企業の経済研究や規制分析を調査研究する際の基礎資料とするため。
調査の対象	A. 農作物生産・畜産養殖 (NAICS 111,112)、鉄道輸送 (NAICS 482)、国営郵便サービス (NAICS 491)、年金基金・保健基金・厚生基金・休暇基金 (NAICS 525110, 525120, 525190)、信託・財産・代理勘定 (NAICS 525920)、個人宅家事 (NAICS 814)、行政 (NAICS 92) を除く業種が対象。また、酒類卸業事業所 (NAICS 4228)、酒類小売店舗 (NAICS 44531)、連邦公認金融組合 (NAICS 522130)、病院 (NAICS 622) 以外の政府系事業所は含まれない。 B. 有給の被用者を有さず、年間営業収入が 1,000 ドル以上（建設業では 1 ドル以上）で、個人事業体、共同事業体または法人用の税金申告書を提出する事業体を対象とする。収入 1,000 ドル未満の事業体は潜在的な非雇用事業体であるが、これは建設業以外の部門では除外されている。
調査の根拠法令	明示されていない
抽出方法	業務に付随したデータの活用による全数調査
調査の方法	A. ビジネスレジスターのうち、基礎データとして、既知の単一および複数事業所雇用企業 (single and multi-establishment employer companies) 全てを収めたファイルを利用。複数事業所雇用の個別事業所については、データの出所は企業組織調査 (Company Organization Survey)、単一事業所雇用企業については、年間製造業調査 (Annual Survey of Manufactures) や最新事業体調査

	<p>(Current Business Survey) など国勢調査局のさまざまなプログラムや、内国歳入庁 (Internal Revenue Service)、社会保障局 (Social Security Administration)、労働統計局 (Bureau of Labor Statistics) の行政記録を活用。</p> <p>B. ビジネスレジスターのうち、非雇用事業体の基礎データとして使用されたのは、様々な行政記録、特に内国歳入庁 (Internal Revenue Service) の事業体所得税申告書 (business income tax return) である。</p>
中小企業の定義	<p>従業者規模による分類は、企業の全産業にわたる全国規模の従業者規模に基づく。そのため、企業が特定の産業または特定の地域で 20 人の被用者を有していても、全被用者を合わせると 10,000 人になる場合、被用者 500 人以上の大企業として取り扱われる。</p> <p>被用者数 500 名未満の事業体</p> <p>※「事業体」の定義については<参考>を参照。</p>
調査時点 調査時期	<p>2012 年調査では 2010 年の数値が発表される。</p> <p>毎年実施</p>
調査の概要の出所	<p>中小企業庁ウェブサイト</p> <p>(https://www.sba.gov/advocacy/small-business-economy)</p> <p>A. 合衆国事業体統計に関する調査対象および調査方法の定義 (https://www.census.gov/econ/susb/introduction.html)</p> <p>B. 非雇用事業体統計に関する調査対象および調査方法の定義 (https://www.census.gov/econ/nonemployer/index.html)</p>

<参考>

事業体について

事業体 (business) の概念は、ビジネスレジスターで以下のように定義される。

「事業体 (business) とは内国歳入庁 (IRS : Internal Revenue Service) によって雇用主識別番号 (EIN : Employer Identification Number) を割り当てられた法的主体あるいは管理主体である。」

1 人以上の被用者を有する場合、通常、雇用主は賃金から連邦所得税を源泉徴収しなければならない。また、雇用主は社会保障税、高齢者医療保障税、失業税の義務を負っている。これらを総称して雇用税 (Employment Tax) と言う。雇用税を含む様々な税金の申告書を提出するために、雇用主は納税者識別番号 (TIN : Taxpayer Identification Number) を必要とする。各種 TIN のうち、雇用主に割り当てられるのは、雇用主識別

番号（EIN）である。EIN を割り当てられた法的主体あるいは管理主体は事業体と呼ばれる。

国勢調査局の合衆国事業体統計（Statistics of U.S. Businesses） および非雇用事業体統計（Nonemployer Statistics）では、事業体が事業所（establishment）あるいは企業（firm）という単位で取り扱われているため、これに依拠した「中小企業経済活動 2012」は企業という単位で中小企業の統計を提示している。

- * EIN は雇用主（employers）、個人事業主（sole proprietors）、法人（corporations）、共同事業体（partnerships）、非営利団体（non-profit associations）、信託財産（trusts）、遺産（estates of decedents）、政府機関（government agencies）、特定の個人（certain individuals）、他の事業主体（other business entities）によって使用される¹。
- * 個人事業主は、被用者を有さず、かつ消費税、雇用税、酒税、煙草税、銃器税申告書を提出する必要がない場合、事業主自身の社会保障番号をTINとして使用してもよい。個人事業主は、社会保障番号をTINとして使用することが許される唯一の事業体分類である。また、ある個人が単独で所有する有限責任企業（LLC: Limited Liability Company）を通じて自らの事業体を運営する場合、LLCを課税対象法人としないことを選択できる。そのような事例では、LLCは連邦税の対象と見なされないため、EINを所有していない²。

¹ 内国歳入庁の報告書「Employer Identification Number」

<https://www.irs.gov/pub/irs-pdf/p1635.pdf>

² 内国歳入庁の報告書「Employer Identification Number」

<https://www.irs.gov/pub/irs-pdf/p1635.pdf>

国勢調査局の合衆国事業体統計および非雇用事業体統計では、統計の単位となる事業所 (establishment)、会社 (firm/enterprise)、非雇用事業体 (nonemployer business) を以下のように定義している³。

事業所 (establishment)	事業が行われる、すなわちサービスや操業が実施される単一の物理的拠点をいう。
企業 (firm/enterprise)	単一国内事業所、または共通の所有権と管理権に基づいて特定された同一州および同一業種の複数国内事業所からなる事業組織をいう。
非雇用事業体 (nonemployer business)	有給の被用者を有さず、年間営業収入が 1,000 ドル以上 (建設業では 1 ドル以上) で、連邦所得税の義務を負う事業体である。大部分の非雇用者は非常に小規模の非法人事業体を経営する自営業者である。このような事業体は所有者の主な所得源であっても、なくてもよい。

*資料によっては、非雇用事業体に「企業」と「事業所」の双方の単位が用いられている。これは非雇用事業体が基本的に単一事業所企業であるからである。

SBA の「中小企業経済活動」は、「合衆国事業体統計」と「非雇用事業体統計」を組み合わせて、企業単位で事業体総数および中小企業数を提示する。SBA のウェブサイト内「企業規模別データ Firm Size Data」では、国勢調査局による上記の定義に基づいて、企業 (firm)、非雇用企業 (nonemployer firm) を次のように説明している。

企業 (firm)	親企業 (parent company) に所有され (同一地域および/または同一業種に属し)、年間給与支払い実績のあるすべての事業所の総体と定義される ⁴ 。
非雇用企業 (nonemployer firm)	有給の被用者を有さず、年間営業収入が 1,000 ドル以上 (建設業では 1 ドル以上) で、連邦所得税の義務を負う企業と定義される ⁵ 。

³ 国勢調査局ウェブサイト内「Statistics of U.S. Businesses Definitions」
<https://www.census.gov/econ/susb/definitions.html>

国勢調査局ウェブサイト内「非雇用事業体の定義 Nonemployer Definitions」
<https://www.census.gov/epcd/nonemployer/view/define.html>

⁴ 中小企業庁助成政策審議局ウェブサイト内「企業規模別データ Firm Size Data」
<https://www.sba.gov/advocacy/firm-size-data>

⁵ 中小企業庁助成政策審議局ウェブサイト内「企業規模別データ Firm Size Data」
<https://www.sba.gov/advocacy/firm-size-data>

図表 1 産業別規模別企業数

年	2005年								
	非雇用者所有企業	全企業			中小企業			大企業	
		企業数(社)	企業数(社)	構成比(%)	雇用者数20人未満企業数(社)	構成比(%)	雇用者数500人未満企業数(社)	構成比(%)	企業数(社)
産業合計	20,768,555	5,983,546	100.0	5,357,887	89.5	5,966,069	99.7	17,477	0.3
農林漁業、狩猟業	10,228,775	23,447	100.0	21,957	93.6	23,352	99.6	95	0.4
鉱業	101,891	19,406	100.0	16,308	84.0	19,091	98.4	315	1.6
公益事業	17,070	6,660	100.0	5,301	79.6	6,459	97.0	201	3.0
建設業	2,549,239	777,664	100.0	714,441	91.9	776,663	99.9	1,001	0.1
製造業	311,111	288,568	100.0	213,652	74.0	284,536	98.6	4,032	1.4
卸売業	387,022	336,736	100.0	288,828	85.8	333,706	99.1	3,030	0.9
小売業	1,857,611	736,940	100.0	667,955	90.6	734,636	99.7	2,304	0.3
運輸、倉庫業務	1,001,977	169,086	100.0	148,386	87.8	166,946	98.7	2,140	1.3
情報サービス	317,695	75,261	100.0	63,970	85.0	74,147	98.5	1,114	1.5
金融、保険業	758,167	259,983	100.0	238,433	91.7	258,310	99.4	1,673	0.6
不動産、賃貸、リース業	2,420,926	300,525	100.0	285,853	95.1	299,302	99.6	1,223	0.4
専門、科学技術サービス業	2,904,083	757,174	100.0	708,772	93.6	754,274	99.6	2,900	0.4
企業・事業の経営管理サービス業	-	26,513	100.0	5,860	22.1	19,540	73.7	6,973	26.3
管理支援、廃棄物管理、汚染除去サービス業	1,482,344	320,252	100.0	280,721	87.7	316,766	98.9	3,486	1.1
教育サービス業	482,222	72,410	100.0	55,723	77.0	71,293	98.5	1,117	1.5
医療、社会援助	1,728,485	599,392	100.0	523,312	87.3	595,641	99.4	3,751	0.6
芸術、興行、レクリエーション	1,001,780	114,145	100.0	98,465	86.3	113,495	99.4	650	0.6
宿泊、飲食サービス	287,342	462,983	100.0	371,557	80.3	461,168	99.6	1,815	0.4
その他サービス(行政は除く)	2,930,815	676,400	100.0	630,210	93.2	675,026	99.8	1,374	0.2
未分類	-	23,986	100.0	23,890	99.6	23,986	100.0	0	0.0

年	2006年								
	非雇用者所有企業	全企業			中小企業			大企業	
		企業数(社)	企業数(社)	構成比(%)	雇用者数20人未満企業数(社)	構成比(%)	雇用者数500人未満企業数(社)	構成比(%)	企業数(社)
産業合計	20,768,555	6,022,127	100.0	5,377,631	89.3	6,004,056	99.7	18,071	0.3
農林漁業、狩猟業	228,775	22,888	100.0	21,394	93.5	22,797	99.6	91	0.4
鉱業	101,891	20,583	100.0	17,233	83.7	20,249	98.4	334	1.6
公益事業	17,070	6,554	100.0	5,188	79.2	6,357	97.0	197	3.0
建設業	2,549,239	791,558	100.0	723,346	91.4	790,464	99.9	1,094	0.1
製造業	311,111	286,039	100.0	210,873	73.7	281,970	98.6	4,069	1.4
卸売業	387,022	334,597	100.0	286,182	85.5	331,538	99.1	3,059	0.9
小売業	1,857,611	725,577	100.0	656,368	90.5	723,267	99.7	2,310	0.3
運輸、倉庫業務	1,001,977	171,947	100.0	150,814	87.7	169,807	98.8	2,140	1.2
情報サービス	317,695	74,952	100.0	63,806	85.1	73,876	98.6	1,076	1.4
金融、保険業	758,167	263,028	100.0	241,197	91.7	261,345	99.4	1,683	0.6
不動産、賃貸、リース業	2,420,926	305,981	100.0	290,900	95.1	304,771	99.6	1,210	0.4
専門、科学技術サービス業	2,904,083	772,025	100.0	721,303	93.4	769,050	99.6	2,975	0.4
企業・事業の経営管理サービス業	-	26,760	100.0	5,747	21.5	19,708	73.6	7,052	26.4
管理支援、廃棄物管理、汚染除去サービス業	1,482,344	323,282	100.0	282,413	87.4	319,603	98.9	3,679	1.1
教育サービス業	482,222	73,793	100.0	56,619	76.7	72,657	98.5	1,136	1.5
医療、社会援助	1,728,485	605,845	100.0	527,049	87.0	602,022	99.4	3,823	0.6
芸術、興行、レクリエーション	1,001,780	115,049	100.0	98,991	86.0	114,377	99.4	672	0.6
宿泊、飲食サービス	287,342	467,120	100.0	372,202	79.7	465,271	99.6	1,849	0.4
その他サービス(行政は除く)	2,930,815	672,056	100.0	624,819	93.0	670,657	99.8	1,399	0.2
未分類	-	27,027	100.0	26,932	99.6	27,026	100.0	1	0.0

年	2007年									
	非雇用者所有企業	全企業			中小企業				大企業	
		企業数 (社)	企業数 (社)	構成比 (%)	雇用者数20人未満 企業数(社)	構成比 (%)	雇用者数500人未満 企業数(社)	構成比 (%)	企業数 (社)	構成比 (%)
産業合計	21,708,021	6,049,655	100.0	5,410,367	89.4	6,031,344	99.7	18,311	0.3	
農林漁業、狩猟業	236,060	22,949	100.0	21,503	93.7	22,854	99.6	95	0.4	
鉱業	101,607	20,682	100.0	16,860	81.5	20,325	98.3	357	1.7	
公益事業	17,573	6,123	100.0	4,745	77.5	5,924	96.7	199	3.3	
建設業	2,657,360	799,811	100.0	733,143	91.7	798,708	99.9	1,103	0.1	
製造業	328,060	286,701	100.0	213,074	74.3	282,622	98.6	4,079	1.4	
卸売業	401,863	334,676	100.0	286,873	85.7	331,563	99.1	3,113	0.9	
小売業	1,979,576	712,947	100.0	646,102	90.6	710,597	99.7	2,350	0.3	
運輸、倉庫業務	1,083,139	174,265	100.0	153,087	87.8	172,056	98.7	2,209	1.3	
情報サービス	307,143	75,686	100.0	64,824	85.6	74,597	98.6	1,089	1.4	
金融、保険業	763,527	264,193	100.0	242,951	92.0	262,485	99.4	1,708	0.6	
不動産、賃貸、リース業	2,327,057	301,068	100.0	286,220	95.1	299,829	99.6	1,239	0.4	
専門、科学技術サービス業	3,028,528	787,157	100.0	736,269	93.5	784,075	99.6	3,082	0.4	
企業・事業の経営管理サービス業	-	28,139	100.0	5,719	20.3	20,794	73.9	7,345	26.1	
管理支援、廃棄物管理、汚染除去サービス業	1,792,523	328,742	100.0	287,679	87.5	325,035	98.9	3,707	1.1	
教育サービス業	528,217	77,102	100.0	59,580	77.3	75,937	98.5	1,165	1.5	
医療、社会援助	1,768,093	615,067	100.0	535,893	87.1	611,157	99.4	3,910	0.6	
芸術、興行、レクリエーション	1,119,586	116,658	100.0	100,636	86.3	115,967	99.4	691	0.6	
宿泊、飲食サービス	303,482	476,957	100.0	380,425	79.8	475,061	99.6	1,896	0.4	
その他サービス(行政は除く)	2,964,627	677,457	100.0	630,182	93.0	676,062	99.8	1,395	0.2	
未分類	-	9,993	100.0	9,946	99.5	9,993	100.0	0	0.0	

年	2008年									
	非雇用者所有企業	全企業			中小企業				大企業	
		企業数 (社)	企業数 (社)	構成比 (%)	雇用者数20人未満 企業数(社)	構成比 (%)	雇用者数500人未満 企業数(社)	構成比 (%)	企業数 (社)	構成比 (%)
産業合計	21,351,320	5,930,132	100.0	5,294,970	89.3	5,911,663	99.7	18,469	0.3	
農林漁業、狩猟業	230,859	21,911	100.0	20,491	93.5	21,815	99.6	96	0.4	
鉱業	108,731	21,288	100.0	17,765	83.5	20,940	98.4	348	1.6	
公益事業	18,280	5,756	100.0	4,377	76.0	5,559	96.6	197	3.4	
建設業	2,528,014	761,474	100.0	697,644	91.6	760,348	99.9	1,126	0.1	
製造業	314,493	281,644	100.0	208,675	74.1	277,572	98.6	4,072	1.4	
卸売業	388,298	328,784	100.0	280,185	85.2	325,601	99.0	3,183	1.0	
小売業	1,875,425	693,137	100.0	628,726	90.7	690,871	99.7	2,266	0.3	
運輸、倉庫業務	1,039,466	169,937	100.0	148,967	87.7	167,665	98.7	2,272	1.3	
情報サービス	306,389	72,749	100.0	61,292	84.3	71,650	98.5	1,099	1.5	
金融、保険業	733,504	253,388	100.0	232,604	91.8	251,727	99.3	1,661	0.7	
不動産、賃貸、リース業	2,130,379	283,642	100.0	269,090	94.9	282,396	99.6	1,246	0.4	
専門、科学技術サービス業	3,028,695	771,725	100.0	721,841	93.5	768,744	99.6	2,981	0.4	
企業・事業の経営管理サービス業	-	27,609	100.0	5,295	19.2	20,161	73.0	7,448	27.0	
管理支援、廃棄物管理、汚染除去サービス業	1,826,457	332,190	100.0	290,893	87.6	328,546	98.9	3,644	1.1	
教育サービス業	551,667	78,620	100.0	60,734	77.3	77,388	98.4	1,232	1.6	
医療、社会援助	1,811,644	620,965	100.0	539,491	86.9	616,974	99.4	3,991	0.6	
芸術、興行、レクリエーション	1,121,394	115,376	100.0	99,357	86.1	114,628	99.4	748	0.6	
宿泊、飲食サービス	308,274	476,854	100.0	379,301	79.5	474,852	99.6	2,002	0.4	
その他サービス(行政は除く)	3,029,351	667,019	100.0	620,724	93.1	665,596	99.8	1,423	0.2	
未分類	-	12,924	100.0	12,896	99.8	12,924	100.0	0	0.0	

年	2009年									
	非雇用者所有企業	全企業			中小企業				大企業	
		企業数 (社)	企業数 (社)	構成比 (%)	雇用者数20人未満 企業数(社)	構成比 (%)	雇用者数500人未満 企業数(社)	構成比 (%)	企業数 (社)	構成比 (%)
産業合計	21,695,828	5,767,306	100.0	5,170,798	89.7	5,749,797	99.7	17,509	0.3	
農林漁業、狩猟業	228,788	20,963	100.0	19,667	93.8	20,868	99.5	95	0.5	
鉱業	101,584	20,758	100.0	17,409	83.9	20,420	98.4	338	1.6	
公益事業	16,894	5,749	100.0	4,381	76.2	5,556	96.6	193	3.4	
建設業	2,455,453	700,831	100.0	647,353	92.4	699,837	99.9	994	0.1	
製造業	313,195	266,175	100.0	201,396	75.7	262,524	98.6	3,651	1.4	
卸売業	390,126	318,954	100.0	273,238	85.7	315,982	99.1	2,972	0.9	
小売業	1,826,224	670,557	100.0	611,749	91.2	668,438	99.7	2,119	0.3	
運輸、倉庫業務	1,002,056	163,197	100.0	143,538	88.0	161,035	98.7	2,162	1.3	
情報サービス	306,143	70,637	100.0	59,807	84.7	69,569	98.5	1,068	1.5	
金融、保険業	733,669	242,446	100.0	222,288	91.7	240,843	99.3	1,603	0.7	
不動産、賃貸、リース業	2,372,879	269,784	100.0	256,101	94.9	268,616	99.6	1,168	0.4	
専門、科学技術サービス業	3,066,934	761,598	100.0	713,203	93.6	758,681	99.6	2,917	0.4	
企業・事業の経営管理サービス業	-	27,517	100.0	5,282	19.2	20,219	73.5	7,298	26.5	
管理支援、廃棄物管理、汚染除去サービス業	1,864,703	323,669	100.0	284,846	88.0	320,305	99.0	3,364	1.0	
教育サービス業	560,607	78,814	100.0	60,892	77.3	77,586	98.4	1,228	1.6	
医療、社会援助	1,869,681	625,864	100.0	543,782	86.9	621,852	99.4	4,012	0.6	
芸術、興行、レクリエーション	1,123,989	113,732	100.0	98,193	86.3	112,985	99.3	747	0.7	
宿泊、飲食サービス	313,971	474,730	100.0	381,160	80.3	472,765	99.6	1,965	0.4	
その他サービス(行政は除く)	3,148,932	660,426	100.0	615,604	93.2	659,025	99.8	1,401	0.2	
未分類	-	16,885	100.0	16,853	99.8	16,885	100.0	-	0.0	

年	2010年									
	非雇用者所有企業	全企業			中小企業				大企業	
		企業数 (社)	企業数 (社)	構成比 (%)	雇用者数20人未満 企業数(社)	構成比 (%)	雇用者数500人未満 企業数(社)	構成比 (%)	企業数 (社)	構成比 (%)
産業合計	22,110,628	5,734,538	100.0	5,160,404	90.0	5,717,302	99.7	17,236	0.3	
農林漁業、狩猟業	236,705	20,985	100.0	19,660	93.7	20,896	99.6	89	0.4	
鉱業	105,922	20,788	100.0	17,608	84.7	20,459	98.4	329	1.6	
公益事業	16,444	5,806	100.0	4,435	76.4	5,616	96.7	190	3.3	
建設業	2,424,231	670,230	100.0	623,757	93.1	669,329	99.9	901	0.1	
製造業	318,409	258,662	100.0	197,701	76.4	255,213	98.7	3,449	1.3	
卸売業	393,408	314,000	100.0	270,707	86.2	311,163	99.1	2,837	0.9	
小売業	1,821,620	664,058	100.0	607,887	91.5	661,986	99.7	2,072	0.3	
運輸、倉庫業務	1,021,217	162,308	100.0	143,160	88.2	160,180	98.7	2,128	1.3	
情報サービス	311,127	70,106	100.0	59,749	85.2	69,064	98.5	1,042	1.5	
金融、保険業	716,815	237,915	100.0	218,619	91.9	236,361	99.3	1,554	0.7	
不動産、賃貸、リース業	2,343,136	267,129	100.0	253,932	95.1	266,026	99.6	1,103	0.4	
専門、科学技術サービス業	3,121,404	766,244	100.0	719,727	93.9	763,354	99.6	2,890	0.4	
企業・事業の経営管理サービス業	-	27,487	100.0	5,194	18.9	20,245	73.7	7,242	26.3	
管理支援、廃棄物管理、汚染除去サービス業	1,937,326	322,846	100.0	285,603	88.5	319,504	99.0	3,342	1.0	
教育サービス業	567,274	79,687	100.0	61,736	77.5	78,444	98.4	1,243	1.6	
医療、社会援助	1,934,831	631,426	100.0	549,037	87.0	627,356	99.4	4,070	0.6	
芸術、興行、レクリエーション	1,154,020	113,861	100.0	98,713	86.7	113,133	99.4	728	0.6	
宿泊、飲食サービス	328,796	482,284	100.0	388,771	80.6	480,324	99.6	1,960	0.4	
その他サービス(行政は除く)	3,357,743	663,605	100.0	620,117	93.4	662,284	99.8	1,321	0.2	
未分類	-	20,537	100.0	20,516	99.9	20,537	100.0	0	0.0	

年	2011年									
	非雇用者所有企業	全企業			中小企業				大企業	
		企業数 (社)	企業数 (社)	構成比 (%)	雇用者数20人未満 企業数(社)	構成比 (%)	雇用者数500人未満 企業数(社)	構成比 (%)	企業数 (社)	構成比 (%)
産業合計	22,491,080	5,684,424	100.0	5,104,014	89.8	5,666,753	99.7	17,671	0.3	
農林漁業、狩猟業	237,942	20,642	100.0	19,321	93.6	20,548	99.5	94	0.5	
鉱業	109,736	21,408	100.0	17,957	83.9	21,060	98.4	348	1.6	
公益事業	17,430	5,824	100.0	4,457	76.5	5,636	96.8	188	3.2	
建設業	2,387,969	645,240	100.0	599,510	92.9	644,333	99.9	907	0.1	
製造業	329,785	254,941	100.0	193,158	75.8	251,417	98.6	3,524	1.4	
卸売業	403,292	309,146	100.0	265,735	86.0	306,332	99.1	2,814	0.9	
小売業	1,847,993	654,293	100.0	598,212	91.4	652,209	99.7	2,084	0.3	
運輸・倉庫業務	1,038,293	164,921	100.0	145,355	88.1	162,773	98.7	2,148	1.3	
情報サービス	317,803	69,439	100.0	59,253	85.3	68,437	98.6	1,002	1.4	
金融、保険業	713,727	233,563	100.0	214,711	91.9	232,011	99.3	1,552	0.7	
不動産、賃貸、リース業	2,345,766	262,986	100.0	249,850	95.0	261,884	99.6	1,102	0.4	
専門・科学技術サービス業	3,163,966	765,751	100.0	718,555	93.8	762,825	99.6	2,926	0.4	
企業・事業の経営管理サービス業	-	27,017	100.0	4,839	17.9	19,644	72.7	7,373	27.3	
管理支援、廃棄物管理、汚染除去サービス業	1,985,237	321,090	100.0	283,544	88.3	317,658	98.9	3,432	1.1	
教育サービス業	578,148	80,725	100.0	62,568	77.5	79,442	98.4	1,283	1.6	
医療、社会援助	1,968,099	633,578	100.0	550,718	86.9	629,467	99.4	4,111	0.6	
芸術、興行、レクリエーション	1,188,143	113,885	100.0	98,657	86.6	113,147	99.4	738	0.6	
宿泊、飲食サービス	340,845	486,356	100.0	389,475	80.1	484,365	99.6	1,991	0.4	
その他サービス(行政は除く)	3,516,906	660,879	100.0	616,942	93.4	659,557	99.8	1,322	0.2	
未分類	-	17,243	100.0	17,223	99.9	17,243	100.0	0	0.0	

年	2012年									
	非雇用者所有企業	全企業			中小企業				大企業	
		企業数 (社)	企業数 (社)	構成比 (%)	雇用者数20人未満 企業数(社)	構成比 (%)	雇用者数500人未満 企業数(社)	構成比 (%)	企業数 (社)	構成比 (%)
産業合計	22,735,915	5,726,160	100.0	3,160,348	55.2	5,707,941	99.7	18,219	0.3	
農林漁業、狩猟業	240,054	21,351	100.0	19,953	93.5	21,260	99.6	91	0.4	
鉱業	109,931	22,149	100.0	18,368	82.9	21,780	98.3	369	1.7	
公益事業	18,452	5,973	100.0	4,556	76.3	5,774	96.7	199	3.3	
建設業	2,346,798	640,951	100.0	594,783	92.8	640,055	99.9	896	0.1	
製造業	344,658	256,363	100.0	193,108	75.3	252,737	98.6	3,626	1.4	
卸売業	408,487	315,031	100.0	269,801	85.6	312,074	99.1	2,957	0.9	
小売業	1,905,147	650,749	100.0	594,510	91.4	648,584	99.7	2,165	0.3	
運輸・倉庫業務	1,059,040	168,057	100.0	147,818	88.0	165,890	98.7	2,167	1.3	
情報サービス	327,795	71,108	100.0	60,349	84.9	70,003	98.4	1,105	1.6	
金融、保険業	720,598	234,841	100.0	215,929	91.9	233,187	99.3	1,654	0.7	
不動産、賃貸、リース業	2,389,906	270,034	100.0	256,371	94.9	268,798	99.5	1,236	0.5	
専門・科学技術サービス業	3,212,202	772,685	100.0	723,917	93.7	769,499	99.6	3,186	0.4	
企業・事業の経営管理サービス業	-	26,819	100.0	4,324	16.1	19,261	71.8	7,558	28.2	
管理支援、廃棄物管理、汚染除去サービス業	2,006,177	327,214	100.0	288,258	88.1	323,549	98.9	3,665	1.1	
教育サービス業	603,455	84,503	100.0	65,646	77.7	83,182	98.4	1,321	1.6	
医療、社会援助	1,943,028	640,724	100.0	556,238	86.8	636,520	99.3	4,204	0.7	
芸術、興行、レクリエーション	1,236,539	114,969	100.0	99,038	86.1	114,194	99.3	775	0.7	
宿泊、飲食サービス	340,770	495,347	100.0	383,126	77.3	493,247	99.6	2,100	0.4	
その他サービス(行政は除く)	3,522,878	667,176	100.0	622,498	93.3	665,793	99.8	1,383	0.2	
未分類	-	7,104	100.0	7,094	99.9	7,103	100.0	1	0.0	

出所：中小企業庁助成政策審議局（SBA: Small Business Administration, Office of Advocacy）「中小企業経済活動—Advocacy：政府内中小企業からの声（The Small Business Economy 2012 Advocacy: the voice of small business in government）2012年発行」

注：

- 表で使用している「企業」はFirmを訳したものである。Firmとは、親企業（parent company）によって所有され（同一地域および／または同一業種に属し）、年間給与と支払い実績のある全事業所（establishment）の総体と定義される。
- 「NA」は入手不能 Not Available の意味であり、「-」（説明なし。）とは区別される。

2. 中小企業の雇用者数、その全企業に占める割合

資料名（調査名）	中小企業経済活動 2012 （上記報告書は 2010 年までのデータに限定されているため、2011・2012 年のデータのみ、合衆国事業体統計から最新データを抽出した。）
（原語）	The Small Business Economy 2012
公表主体	中小企業庁助成政策審議局
（原語）	Small Business Administration, Office of Advocacy
データの出所	合衆国事業体統計ビジネスレジスターに基づいている。
（原語）	Statistics of U.S. Businesses (SUSB)
調査の目的	行政機関や連邦政府が中小企業の経済研究や規制分析を調査研究する際の基礎資料とするため。
調査の対象	農作物生産・畜産養殖 (NAICS 111,112)、鉄道輸送 (NAICS 482)、国営郵便サービス (NAICS 491)、年金基金・保健基金・厚生基金・休暇基金 (NAICS 525110, 525120, 525190)、信託・財産・代理勘定 (NAICS 525920)、個人宅家事 (NAICS 814)、行政 (NAICS 92) を除く業種が対象。また、酒類卸業事業所 (NAICS 4228)、酒類小売店舗 (NAICS 44531)、連邦公認金融組合 (NAICS 522130)、病院 (NAICS 622) 以外の政府系事業所は含まれない。
調査の根拠法令	明示されていない
抽出方法	業務に付随したデータの活用による全数調査
調査の方法	ビジネスレジスターのうち、基礎データとして、既知の単一および複数事業所雇用企業 (single and multi-establishment employer companies) 全てを収めたファイルを利用。複数事業所雇用企業の個別事業所については、データの出所は企業組織調査 (Company Organization Survey)、単一事業所雇用企業については、年間製造業調査 (Annual Survey of Manufactures) や最新事業体調査 (Current Business Survey) など国勢調査局の様々なプログラムや、内国歳入庁 (Internal Revenue Service)、社会保障局 (Social Security Administration)、労働統計局 (Bureau of Labor Statistics) の行政記録を活用。
中小企業の定義	中小企業は被用者数 500 名未満の事業体 ※「事業体」の定義については<参考>を参照。
被用者数の定義	企業の被用者 (employee) 数とは、直近 12 ヶ月の各給与支払期間に雇用された者の平均人数をいう。給与支払台帳に記載されている者は、

	<p>実働時間あるいは一時雇用にかかわらず、被用者として算入されなければならない。事業が12ヶ月に満たない企業の被用者数は、その企業が事業を行った各給与支払期間の平均に基づく⁶。</p> <p>従業者数（Employment）とは、有給従業者数は、3月12日までの給与支払期間に給与支払台帳で記録された常勤および非常勤被用者（full and part-time employees）からなり、これら被用者には法人の給与制役員及び経営者（salaried officers and executives of corporations）が含まれる。また、病欠、休日、休暇中の被用者は含まれるが、法人化されていない事業体の事業主と出資社員（proprietors and partners of unincorporated businesses）は含まれない⁷。</p>
調査時点	不明。
調査時期	毎年実施。2012年調査では2010年の数値が発表される。
調査の概要の出所	<p>中小企業庁ウェブサイト （https://www.sba.gov/advocacy/small-business-economy） 合衆国事業体統計に関する調査対象および調査方法の定義 （https://www.census.gov/econ/susb/introduction.html）</p>

⁶ 中小企業庁ウェブサイト内「被用者数の決定方法 How to Determine Number of Employees?」
<http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/CFR-2015-title13-vol1/pdf/CFR-2015-title13-vol1-sec121-106.pdf>

⁷ 国勢調査局ウェブサイト内「アメリカ合衆国事業体統計 定義」
<http://www.census.gov/econ/susb/definitions.html>

図表 2 産業別規模別従業者数

年	2008年					
	全企業		中小企業		大企業	
	被用者数 (人)	構成比 (%)	被用者数 (人)	構成比 (%)	被用者数 (人)	構成比 (%)
産業合計	120,903,551	100.0	59,693,991	49.4	61,209,560	50.6
農林漁業、狩猟業	167,039	100.0	140,750	84.3	26,289	15.7
鉱業	629,271	100.0	267,815	42.6	361,456	57.4
公益事業	639,403	100.0	108,530	17.0	530,873	83.0
建設業	7,043,631	100.0	5,921,319	84.1	1,122,312	15.9
製造業	13,096,159	100.0	5,850,464	44.7	7,245,695	55.3
卸売業	6,165,204	100.0	3,694,703	59.9	2,470,501	40.1
小売業	15,614,757	100.0	6,005,140	38.5	9,609,617	61.5
運輸、倉庫業務	4,438,903	100.0	1,620,618	36.5	2,818,285	63.5
情報サービス	3,434,234	100.0	916,524	26.7	2,517,710	73.3
金融、保険業	6,511,616	100.0	2,094,147	32.2	4,417,469	67.8
不動産、賃貸、リース業	2,196,314	100.0	1,445,067	65.8	751,247	34.2
専門、科学技術サービス業	8,032,847	100.0	4,910,491	61.1	3,122,356	38.9
企業・事業の経営管理サービス業	2,887,407	100.0	368,894	12.8	2,518,513	87.2
管理支援、廃棄物管理、汚染除去サービス業	10,224,557	100.0	3,764,529	36.8	6,460,028	63.2
教育サービス業	3,141,297	100.0	1,408,015	44.8	1,733,282	55.2
医療、社会援助	17,217,256	100.0	8,210,575	47.7	9,006,681	52.3
芸術、興行、レクリエーション	2,069,346	100.0	1,330,453	64.3	738,893	35.7
宿泊、飲食サービス	11,926,329	100.0	7,005,403	58.7	4,920,926	41.3
その他サービス(行政は除く)	5,452,603	100.0	4,615,176	84.6	837,427	15.4
未分類	15,378	100.0	15,378	100.0	-	-

年	2009年					
	全企業		中小企業		大企業	
	被用者数 (人)	構成比 (%)	被用者数 (人)	構成比 (%)	被用者数 (人)	構成比 (%)
産業合計	114,509,626	100.0	56,281,503	49.2	58,228,123	50.8
農林漁業、狩猟業	153,829	100.0	129,449	84.2	24,380	15.8
鉱業	604,653	100.0	251,092	41.5	353,561	58.5
公益事業	641,552	100.0	108,215	16.9	533,337	83.1
建設業	5,967,128	100.0	5,018,271	84.1	948,857	15.9
製造業	11,632,956	100.0	5,207,733	44.8	6,425,223	55.2
卸売業	5,827,769	100.0	3,482,771	59.8	2,344,998	40.2
小売業	14,802,767	100.0	5,518,450	37.3	9,284,317	62.7
運輸、倉庫業務	4,159,604	100.0	1,520,546	36.6	2,639,058	63.4
情報サービス	3,288,109	100.0	866,839	26.4	2,421,270	73.6
金融、保険業	6,171,240	100.0	2,025,375	32.8	4,145,865	67.2
不動産、賃貸、リース業	2,036,590	100.0	1,362,111	66.9	674,479	33.1
専門、科学技術サービス業	7,839,965	100.0	4,758,063	60.7	3,081,902	39.3
企業・事業の経営管理サービス業	2,853,450	100.0	362,184	12.7	2,491,266	87.3
管理支援、廃棄物管理、汚染除去サービス業	9,060,987	100.0	3,473,557	38.3	5,587,430	61.7
教育サービス業	3,200,553	100.0	1,411,089	44.1	1,789,464	55.9
医療、社会援助	17,531,142	100.0	8,258,500	47.1	9,272,642	52.9
芸術、興行、レクリエーション	2,010,339	100.0	1,270,604	63.2	739,735	36.8
宿泊、飲食サービス	11,443,293	100.0	6,751,685	59.0	4,691,608	41.0
その他サービス(行政は除く)	5,264,429	100.0	4,485,698	85.2	778,731	14.8
未分類	-	-	-	-	-	-

年	2010年					
	全企業		中小企業		大企業	
	被用者数 (人)	構成比 (%)	被用者数 (人)	構成比 (%)	被用者数 (人)	構成比 (%)
産業合計	111,970,095	100.0	54,996,680	49.1	56,973,415	50.9
農林漁業、狩猟業	156,055	100.0	131,348	84.2	24,707	15.8
鉱業	581,582	100.0	244,034	42.0	337,548	58.0
公益事業	638,058	100.0	109,790	17.2	528,268	82.8
建設業	5,389,271	100.0	4,545,829	84.3	843,442	15.7
製造業	10,862,838	100.0	4,919,414	45.3	5,943,424	54.7
卸売業	5,598,507	100.0	3,335,327	59.6	2,263,180	40.4
小売業	14,496,625	100.0	5,400,380	37.3	9,096,245	62.7
運輸、倉庫業務	4,011,989	100.0	1,482,090	36.9	2,529,899	63.1
情報サービス	3,124,036	100.0	826,826	26.5	2,297,210	73.5
金融、保険業	5,928,696	100.0	1,959,438	33.1	3,969,258	66.9
不動産、賃貸、リース業	1,946,424	100.0	1,337,565	68.7	608,859	31.3
専門、科学技術サービス業	7,822,417	100.0	4,664,200	59.6	3,158,217	40.4
企業・事業の経営管理サービス業	2,832,953	100.0	370,086	13.1	2,462,867	86.9
管理支援、廃棄物管理、汚染除去サービス業	8,977,265	100.0	3,388,669	37.7	5,588,596	62.3
教育サービス業	3,273,527	100.0	1,415,531	43.2	1,857,996	56.8
医療、社会援助	17,787,859	100.0	8,350,382	46.9	9,437,477	53.1
芸術、興行、レクリエーション	2,003,595	100.0	1,259,057	62.8	744,538	37.2
宿泊、飲食サービス	11,312,122	100.0	6,776,018	59.9	4,536,104	40.1
その他サービス(行政は除く)	5,204,445	100.0	4,458,865	85.7	745,580	14.3
未分類	-	-	4,916	-	-	-

年	2011年					
	全企業		中小企業		大企業	
	被用者数 (人)	構成比 (%)	被用者数 (人)	構成比 (%)	被用者数 (人)	構成比 (%)
産業合計	113,425,965	100.0	54,998,312	48.5	58,427,653	51.5
農林漁業、狩猟業	156,520	100.0	131,591	84.1	24,929	15.9
鉱業	651,204	100.0	263,191	40.4	388,013	59.6
公益事業	639,795	100.0	109,263	17.1	530,532	82.9
建設業	5,190,921	100.0	4,343,304	83.7	847,617	16.3
製造業	10,984,361	100.0	4,973,355	45.3	6,011,006	54.7
卸売業	5,626,328	100.0	3,333,197	59.2	2,293,131	40.8
小売業	14,698,563	100.0	5,343,657	36.4	9,354,906	63.6
運輸、倉庫業務	4,106,359	100.0	1,512,429	36.8	2,593,930	63.2
情報サービス	3,121,317	100.0	822,219	26.3	2,299,098	73.7
金融、保険業	5,886,602	100.0	1,916,250	32.6	3,970,352	67.4
不動産、賃貸、リース業	1,917,640	100.0	1,313,211	68.5	604,429	31.5
専門、科学技術サービス業	7,929,910	100.0	4,682,516	59.0	3,247,394	41.0
企業・事業の経営管理サービス業	2,921,669	100.0	374,010	12.8	2,547,659	87.2
管理支援、廃棄物管理、汚染除去サービス業	9,389,950	100.0	3,420,542	36.4	5,969,408	63.6
教育サービス業	3,386,047	100.0	1,435,565	42.4	1,950,482	57.6
医療、社会援助	18,059,112	100.0	8,401,826	46.5	9,657,286	53.5
芸術、興行、レクリエーション	2,003,129	100.0	1,260,447	62.9	742,682	37.1
宿泊、飲食サービス	11,556,285	100.0	6,909,561	59.8	4,646,724	40.2
その他サービス(行政は除く)	5,181,801	100.0	4,433,726	85.6	748,075	14.4
未分類	-	-	-	-	-	-

年 産業別規模別	2012年					
	全企業		中小企業		大企業	
	被用者数 (人)	構成比 (%)	被用者数 (人)	構成比 (%)	被用者数 (人)	構成比 (%)
産業合計	115,938,468	100.0	56,062,893	48.4	59,875,575	51.6
農林漁業、狩猟業	161,077	100.0	137,155	85.1	23,922	14.9
鉱業	727,626	100.0	294,351	40.5	433,275	59.5
公益事業	641,063	100.0	111,625	17.4	529,438	82.6
建設業	5,260,942	100.0	4,380,020	83.3	880,922	16.7
製造業	11,192,043	100.0	5,086,905	45.5	6,105,138	54.5
卸売業	5,776,243	100.0	3,440,516	59.6	2,335,727	40.4
小売業	14,807,958	100.0	5,321,969	35.9	9,485,989	64.1
運輸、倉庫業務	4,233,381	100.0	1,568,049	37.0	2,665,332	63.0
情報サービス	3,136,025	100.0	861,800	27.5	2,274,225	72.5
金融、保険業	5,979,661	100.0	1,907,236	31.9	4,072,425	68.1
不動産、賃貸、リース業	1,940,681	100.0	1,344,302	69.3	596,379	30.7
専門、科学技術サービス業	8,016,181	100.0	4,767,254	59.5	3,248,927	40.5
企業・事業の経営管理サービス業	3,037,299	100.0	386,346	12.7	2,650,953	87.3
管理支援、廃棄物管理、汚染除去サービス業	9,866,296	100.0	3,515,855	35.6	6,350,441	64.4
教育サービス業	3,477,047	100.0	1,493,361	42.9	1,983,686	57.1
医療、社会援助	18,378,342	100.0	8,451,138	46.0	9,927,204	54.0
芸術、興行、レクリエーション	2,057,290	100.0	1,301,406	63.3	755,884	36.7
宿泊、飲食サービス	11,985,274	100.0	7,178,324	59.9	4,806,950	40.1
その他サービス(行政は除く)	5,256,250	100.0	4,508,134	85.8	748,116	14.2
未分類	-	-	-	-	-	-

出所：：中小企業庁助成政策審議局（SBA：Small Business Administration, Office of Advocacy）「中小企業経済活動－Advocacy：政府内中小企業からの声（The Small Business Economy 2012 Advocacy: the voice of small business in government）2012年発行」

注：

1. 表で使用している「企業」はFirmを訳したものである。firmとは、親企業（parent company）によって所有され（、同一地域および／または同一業種に属し）、年間給与支払い実績のある全事業所（establishment）の総体と定義される。
2. 被用者数は3月に集計される。したがって、ある企業の被用者数が（3月後開業、3月前廃業、季節企業などの場合）0となることもある。
3. 「-」は入手不能NAの意。NAを含む産業の合計は、被用者0人の企業が除かれている。

3. 中小企業の生産額、その全企業に占める割合

資料名（調査名）	中小企業の GDP：更新版 2002 年～2010 年 付録：NAICS 産業分類による産業別・企業規模別の国内総生産（名目 100 万ドル・企業規模による構成比率）
（原語）	Small Business GDP: Update 2002-2010 Appendix A: Gross Domestic Product by Industry and Business Size on a NAICS Industry basis, 1998-2001 (Old methodology), 2002-2010 (New methodology) (Millions of Nominal Dollars and Business Size Percent of Total)
公表主体	中小企業庁助成政策審議局 委託番号 SBAHQ- 10-M-0258 により、ワシントン DC のエコノミック・コンサルティング・サービス LLC が業務受託。
（原語）	Small Business Administration, Office of Advocacy Katherine Kobe, Economic Consulting Services, LLC Washington, D.C. 20036. Under contract SBAHQ- 10-M-0258
データの出所	商務省経済分析局が公表する主要産業の GDP 値から、統計局の合衆国事業体統計の年間データを使い企業規模別の GDP 値を分析。
（原語）	The Bureau of Economic Analysis (BEA) publishes GDP by major industry and by major value-added component. The data used to analyze the firm-size shares are produced primarily using annual data from the Census Bureau's Statistics of U.S. Businesses (SUSB).
調査の目的	アメリカ国内で生産された製品・サービスの市場価値である GDP について、非農業部門の産業別に大企業と中小企業による生産割合を調査するとともに、SBA 助成政策審議局による中小企業の GDP への寄与に関する調査に資す。
調査の対象	農業を除く全産業を対象とする。
調査の根拠法令	明示されていない
抽出方法	標本抽出
調査の方法	商務省経済分析局のデータ、統計局の合衆国事業体統計の年間データ等からの推計
中小企業の定義	雇用者 500 人未満の企業
生産額の定義	産業における GDP は収入サイドから推計を行う。収入サイドの主要な構成要素は支払い給与（または労働者収入）、事業税、輸入関税から補助金額を差し引いた額、純利益である。

調査時点 調査時期	2002年～2010年までについて、2012年に実施。 中小企業庁の委託を受けて実施された調査であり、定期的な更新は行われていない模様。
調査の概要の出所	中小企業庁ウェブサイト Small Business Research Summary (https://www.sba.gov/content/small-business-gdp-update-2002-2010)

図表 3 規模別生産額

(単位:100 万ドル)

(年)	全企業	中小企業	
	生産額	生産額	割合(%)
1999	7,593,310	3,836,070	50.5%
2000	8,085,644	4,068,879	50.3%
2001	8,333,569	4,190,264	50.3%
2002	8,579,375	4,139,771	48.3%
2003	8,946,822	4,299,941	48.1%
2004	9,520,445	4,522,139	47.5%
2005	10,141,786	4,698,197	46.3%
2006	10,729,163	4,948,040	46.1%
2007	11,208,118	5,182,230	46.2%
2008	11,382,284	5,217,082	45.8%
2009	11,051,410	5,080,329	46.0%
2010	11,675,627	5,210,469	44.6%

出所：(GDP 値) 中小企業庁助成政策審議局「中小企業の GDP：更新版 2002 年～2010 年」

注：中小企業とは従業員 500 人未満を言う。

生産額=GDP 値（全企業は大企業と中小企業の各 GDP を合計）

割合=中小企業の GDP/全企業の GDP (%)

4. 中小企業の出荷額、その全企業に占める割合

資料名（調査名）	合衆国輸出企業の統計データ
（原語）	Profile of U.S. Exporting Companies
公表主体	国勢調査局外国貿易課
（原語）	Foreign Trade Division, U.S. Census Bureau
データの出所	国勢調査局。財務省の支援あり。
（原語）	U.S. Census Bureau, The Treasury Department assists in the conduct of this program
調査の目的	連邦政府や行政機関が中小企業の経済研究や規制分析を調査研究する際の基礎資料とする。また、民間企業や業界団体がアメリカ国内外の市場調査分析に利用したり、報道関係機関が報道に利用することが想定されている。
調査の対象	個人または団体（輸出業者、運送取扱業者、運送業者など）がアメリカから他国に発送する物品毎に 2,500 ドルを超える物品が対象。
調査の根拠法令	合衆国法典第 13 編（The United States Code, Title 13）
抽出方法	全数調査
調査の方法	調査対象の全輸出産品に、統計局による低価値輸出品（low-valued exports）の推定額、経済分析局によるサービス貿易の推定額を加えた合計額。
中小企業の定義	従業員数 500 名未満の事業体
出荷額の定義	輸出産品の統計は、税関に提出される発送者輸出申告書（Shipper's Export Declaration）、輸出者またはその代理人から電子的に提出される同様のデータ、2 国間条約に基づいてカナダからアメリカに提出されるデータの 3 種類から集計される。
調査時点	データは常時収集。
調査時期	統計処理は毎月行われ、各月末の約 40 日～45 日後に報告。
調査の概要の出所	国勢調査局外国貿易課のウェブサイト (http://www.census.gov/foreign-trade/about/index.html)

図表 4 企業規模別に見た輸出額と企業数 (単位: 100 万ドル)

	2013年			2012年			2011年		
	金額(100万ドル)	企業数	企業数の割合(%)	金額(100万ドル)	企業数	企業数の割合(%)	金額(100万ドル)	企業数	企業数の割合(%)
全産業	1,400,955	304,223	100.0	1,379,683	304,867	100.0	1,319,942	302,260	100.0
従業員数不明	122,562	119,668	39.3	121,488	118,875	39.0	127,424	117,646	38.9
従業員数別									
1人～19人	95,626	112,882	37.1	91,526	114,302	37.5	95,301	114,468	37.9
20人～49人	49,895	31,727	10.4	49,324	31,994	10.5	47,225	31,655	10.5
50人～99人	45,678	16,089	5.3	47,006	16,145	5.3	49,554	15,727	5.2
100人～249人	84,870	12,260	4.0	83,327	12,070	4.0	70,901	11,688	3.9
250人～499人	72,438	4,717	1.6	56,729	4,609	1.5	49,694	4,410	1.5
500人以上	929,886	6,880	2.3	930,283	6,872	2.3	879,843	6,666	2.2
製造業	839,180	74,398	24.5	836,684	74,520	24.4	787,785	73,861	24.4
従業員数不明	40,619	17,139	5.6	38,342	16,938	5.6	43,889	17,086	5.7
従業員数別									
1人～19人	8,236	24,254	8.0	8,415	24,599	8.1	8,168	24,578	8.1
20人～49人	11,595	13,877	4.6	12,623	13,960	4.6	13,157	13,906	4.6
50人～99人	16,164	8,007	2.6	16,288	8,010	2.6	21,780	7,806	2.6
100人～249人	37,290	6,260	2.1	40,969	6,230	2.0	31,759	5,905	2.0
250人～499人	46,395	2,277	0.7	34,452	2,231	0.7	29,810	2,127	0.7
500人以上	678,882	2,584	0.8	685,595	2,552	0.8	639,222	2,453	0.8
卸売業	303,477	101,493	33.4	307,135	102,005	33.5	302,763	101,084	33.4
従業員数不明	38,795	34,821	11.4	39,301	34,702	11.4	40,188	34,383	11.4
従業員数別									
1人～19人	60,447	48,643	16.0	59,531	49,502	16.2	64,084	49,188	16.3
20人～49人	29,729	9,847	3.2	28,294	9,774	3.2	24,528	9,634	3.2
50人～99人	15,591	3,980	1.3	16,285	3,947	1.3	16,295	3,894	1.3
100人～249人	35,563	2,525	0.8	33,333	2,429	0.8	30,393	2,429	0.8
250人～499人	16,404	882	0.3	14,399	852	0.3	12,590	804	0.3
500人以上	106,948	795	0.3	115,993	799	0.3	114,686	752	0.2
その他産業	258,298	128,332	42.2	235,865	128,342	42.1	223,558	118,548	39.2
従業員数不明	43,148	67,708	22.3	43,845	67,235	22.1	38,781	57,680	19.1
従業員数別									
1人～19人	26,943	39,985	13.1	25,580	40,201	13.2	22,930	40,568	13.4
20人～49人	8,570	8,003	2.6	8,407	8,260	2.7	9,482	8,090	2.7
50人～99人	13,923	4,102	1.3	14,433	4,188	1.4	D	4,003	1.3
100人～249人	12,017	3,475	1.1	9,025	3,411	1.1	D	3,316	1.1
250人～499人	9,640	1,558	0.5	7,878	1,526	0.5	7,081	1,462	0.5
500人以上	144,057	3,501	1.2	128,696	3,521	1.2	125,673	3,429	1.1
2010年									
	金額(100万ドル)	企業数	企業数の割合(%)	金額(100万ドル)	企業数	企業数の割合(%)	金額(100万ドル)	企業数	企業数の割合(%)
全産業	1,137,635	293,131	100.0	938,794	275,843	100.0	1,147,669	288,747	100.0
従業員数不明	106,751	112,166	38.3	83,161	99,305	36.0	93,146	101,765	35.2
従業員数別									
1人～19人	82,662	112,479	38.4	68,360	107,482	39.0	81,787	112,220	38.9
20人～49人	44,974	30,963	10.6	37,633	30,582	11.1	46,555	32,784	11.4
50人～99人	43,650	15,165	5.2	32,572	15,603	5.7	35,163	16,955	5.9
100人～249人	59,217	11,568	3.9	51,186	11,910	4.3	62,201	13,023	4.5
250人～499人	46,159	4,320	1.5	35,111	4,387	1.6	40,798	4,921	1.7
500人以上	754,222	6,470	2.2	630,770	6,574	2.4	788,019	7,079	2.5
製造業	682,911	72,171	24.6	562,464	70,331	25.5	710,027	73,130	25.3
従業員数不明	32,580	16,210	5.5	24,462	15,127	5.5	31,793	15,444	5.3
従業員数別									
1人～19人	7,358	24,464	8.3	5,782	23,127	8.4	6,404	23,241	8.0
20人～49人	11,413	13,626	4.6	8,716	13,397	4.9	10,652	14,153	4.9
50人～99人	18,621	7,517	2.6	14,247	7,788	2.8	13,518	8,418	2.9
100人～249人	28,063	5,890	2.0	23,368	6,202	2.2	27,852	6,721	2.3
250人～499人	28,846	2,088	0.7	20,117	2,133	0.8	24,263	2,352	0.8
500人以上	556,030	2,376	0.8	465,772	2,557	0.9	595,546	2,801	1.0
卸売業	268,334	97,873	33.4	217,921	93,619	33.9	248,195	95,046	32.9
従業員数不明	39,609	32,530	11.1	30,204	29,258	10.6	29,179	28,422	9.8
従業員数別									
1人～19人	53,689	48,333	16.5	43,681	46,833	17.0	53,379	48,221	16.7
20人～49人	21,473	9,403	3.2	18,206	9,486	3.4	22,383	9,924	3.4
50人～99人	18,242	3,713	1.3	11,135	3,958	1.4	15,783	4,165	1.4
100人～249人	23,454	2,379	0.8	21,142	2,473	0.9	24,303	2,580	0.9
250人～499人	9,963	805	0.3	8,751	837	0.3	8,690	909	0.3
500人以上	101,903	710	0.2	84,800	774	0.3	94,478	825	0.3
その他産業	180,270	114,318	39.0	153,142	103,851	37.6	183,659	111,296	38.5
従業員数不明	(D)	54,950	18.7	23,956	47,170	17.1	27,153	48,920	16.9
従業員数別									
1人～19人	(D) 12,027	39,537	13.5	18,819	37,383	13.6	21,894	40,608	14.1
20人～49人	(D) 7,607	7,907	2.7	10,626	7,668	2.8	13,462	8,674	3.0
50人～99人	7,180	3,911	1.3	7,167 (D)	3,832	1.4	5,818	4,349	1.5
100人～249人	96,121	3,253	1.1	(D) 80,058	3,204	1.2	9,765	3,689	1.3
250人～499人	6,119	1,405	0.5	5,267	1,396	0.5	7,819	1,648	0.6
500人以上	849,073	3,355	1.1	703,457	3,198	1.2	97,748	3,408	1.2

	2007年			2006年			2005年			2004年		
	金額(100万ドル)	企業数	企業数の割合(%)									
全産業	1,031,007	266,467	100.0	910,465	245,845	100.0	784,536	239,034	100.0	713,157	232,829	100.0
従業員数不明	74,891	35,229	32.0	63,022	76,115	30.9	44,922	69,988	29.3	39,932	65,777	28.0
従1人～19人	71,248	107,550	40.4	61,850	101,254	41.2	55,582	99,677	41.7	50,502	98,143	42.2
業20人～49人	37,259	32,039	12.0	30,714	30,178	12.3	25,990	30,371	12.7	25,015	30,338	13.0
員50人～99人	32,897	16,815	6.3	27,335	15,524	6.3	24,883	15,955	6.7	22,382	15,864	6.8
数100人～249人	53,882	12,806	4.8	44,170	11,775	4.8	42,920	12,077	5.1	38,556	11,986	5.1
別250人～499人	41,507	4,942	1.9	35,908	4,441	1.8	34,196	4,544	1.9	30,845	4,592	2.0
500人以上	719,322	7,076	2.7	647,466	6,658	2.7	556,042	6,492	2.7	509,124	6,628	2.8
製造業	674,603	71,563	26.9	578,475	67,757	27.5	505,660	67,413	28.2	482,931	67,051	28.8
従業員数不明	27,189	14,003	5.3	22,192	12,689	5.2	15,970	11,649	4.9	13,200	11,003	4.7
従1人～19人	6,320	22,832	8.6	5,817	21,696	8.8	5,009	21,505	9.0	4,875	21,819	9.4
業20人～49人	9,369	14,063	5.3	8,300	13,661	5.6	7,512	13,961	5.8	6,909	13,963	6.0
員50人～99人	12,349	8,472	3.2	10,519	8,073	3.3	9,589	8,391	3.5	9,206	8,375	3.6
数100人～249人	26,141	6,790	2.5	23,010	6,349	2.6	21,890	6,734	2.8	20,429	6,586	2.8
別250人～499人	24,692	2,516	0.9	20,744	2,244	1.0	18,997	2,495	1.0	19,115	2,431	1.0
500人以上	568,545	2,887	1.1	487,893	2,765	1.1	427,292	2,738	1.1	410,197	2,974	1.2
卸売業	204,114	87,669	32.9	203,094	82,323	33.5	170,612	79,903	33.4	133,667	77,336	33.2
従業員数不明	21,454	24,112	9.0	19,984	21,995	8.9	12,259	20,465	8.6	9,588	18,885	8.1
従1人～19人	46,485	45,978	17.3	38,967	43,948	17.9	34,134	43,030	18.0	29,850	42,355	18.2
業20人～49人	16,850	9,528	3.6	13,506	8,951	3.6	11,781	9,939	3.7	11,717	8,862	3.8
員50人～99人	14,677	3,973	1.5	12,285	3,656	1.5	10,200	3,693	1.5	9,010	3,671	1.6
数100人～249人	18,907	2,470	0.9	14,603	2,248	0.9	14,398	2,256	0.9	11,670	2,208	0.9
別250人～499人	9,900	827	0.3	9,249	752	0.3	9,942	761	0.3	7,256	718	0.3
500人以上	75,842	781	0.3	94,299	773	0.3	77,900	759	0.3	54,575	637	0.3
その他産業	147,073	100,087	37.6	122,897	88,669	36.1	105,137	84,655	35.4	90,328	80,499	34.6
従業員数不明	21,664	40,301	15.1	17,252	34,408	14.0	14,056	31,087	13.0	10,852	27,919	12.0
従1人～19人	18,375	38,581	14.5	16,533	35,434	14.4	16,364	34,896	14.6	15,701	33,733	14.5
業20人～49人	10,989	8,416	3.2	8,781	7,534	3.1	6,930	7,446	3.1	6,365	7,571	3.2
員50人～99人	5,826	4,342	1.6	4,247	3,768	1.5	5,012	3,851	1.6	4,027	3,771	1.6
数100人～249人	8,611	3,506	1.3	5,909	3,138	1.3	6,616	3,072	1.3	6,354	3,130	1.3
別250人～499人	6,802	1,579	0.6	5,736	1,322	0.5	5,829	1,341	0.6	5,082	1,413	0.6
500人以上	74,806	3,362	1.3	64,440	3,065	1.2	50,729	2,962	1.2	41,947	3,062	1.3

出所：国勢調査局外国貿易課の「合衆国輸出企業の統計データ (Profile of U. S. Exporting Companies)」

注：従業員数不明は、雇用者数データがない企業や、年間人件費についての報告はあったが、従業員についての報告がなかった企業も含む。表中のDは数値非公表を意味する。

5. 中小企業の付加価値額、その全企業に占める割合

資料名（調査名）	中小企業の GDP：更新版 2002 年～2010 年 付録：NAICS 産業分類による産業別・企業規模別の国内総生産（名目 100 万ドル・企業規模による構成比率）
（原語）	Small Business GDP: Update 2002-2010 Appendix A: Gross Domestic Product by Industry and Business Size on a NAICS Industry basis, 1998-2001 (Old methodology), 2002-2010 (New methodology) (Millions of Nominal Dollars and Business Size Percent of Total)
公表主体	中小企業庁助成政策審議局 委託番号 SBAHQ- 10-M-0258 により、ワシントン DC のエコノミック・コンサルティング・サービス LLC が業務受託。
（原語）	Small Business Administration, Office of Advocacy Katherine Kobe, Economic Consulting Services, LLC Washington, D.C. 20036. Under contract SBAHQ- 10-M-0258
データの出所	商務省経済分析局が公表する主要産業の GDP 値から、統計局の合衆国事業体統計の年間データを使い企業規模別の GDP 値を分析。
（原語）	The Bureau of Economic Analysis (BEA) publishes GDP by major industry and by major value-added component. The data used to analyze the firm-size shares are produced primarily using annual data from the Census Bureau's Statistics of U.S. Businesses (SUSB).
調査の目的	アメリカ国内で生産された製品・サービスの市場価値である GDP について、非農業部門の産業別に大企業と中小企業による生産割合を調査すると共に、中小企業庁助成政策審議局による中小企業の GDP への寄与に関する調査の一環。
調査の対象	農業を除く全産業を対象とする。
調査の根拠法令	明示されていない
抽出方法	標本抽出
調査の方法	商務省経済分析局のデータ、統計局の合衆国事業体統計の年間データ等からの推計。
中小企業の定義	雇用者 500 人未満の企業

付加価値の定義	産業別の GDP の構成要素は、雇用者報酬、事業税、輸入関税から補助金額を差し引いた額、純利益である ⁸ 。
調査時点 調査時期	2002 年～2010 年までについて、2012 年に実施。 中小企業庁の委託を受けて実施された調査であり、定期的な更新は行われていない。
調査の概要の出所	中小企業庁ウェブサイト (https://www.sba.gov/content/small-business-gdp-update-2002-2010)

⁸ http://www.bea.gov/faq/index.cfm?faq_id=184

図表 5 産業別規模別付加価値額

	1998		1999		2000		2001		2002		2003		2004	
	(百万ドル)	(%)	(百万ドル)	(%)	(百万ドル)	(%)	(百万ドル)	(%)	(百万ドル)	(%)	(百万ドル)	(%)	(百万ドル)	(%)
鉱業・製造業														
中小企業GDP	430,855	30.8	446,885	31.0	481,085	31.8	474,602	32.4	424,204	29.0	442,979	29.4	487,247	29.7
支払い給与(compensation)	293,563	34.7	302,951	34.5	321,840	34.7	321,104	35.2	317,033	35.5	325,414	35.5	335,470	36.3
非労働的要素(nonlabor components)	137,292	24.9	143,934	25.6	159,245	27.2	153,498	27.9	107,171	18.8	117,565	19.9	151,777	21.2
大企業GDP	965,984	69.2	993,430	69.0	1,032,942	68.2	988,624	67.6	1,040,792	71.0	1,065,795	70.6	1,154,752	70.3
支払い給与(compensation)	552,350	65.3	576,153	65.5	606,314	65.3	591,159	64.8	576,408	64.5	591,747	64.5	589,051	63.7
非労働的要素(nonlabor components)	413,634	75.1	417,277	74.4	426,628	72.8	397,465	72.1	464,384	81.2	474,048	80.1	565,701	78.8
公益事業														
中小企業GDP	18,011	10.9	19,487	11.3	22,439	12.9	24,269	13.7	21,969	12.1	24,393	12.7	26,986	13.0
支払い給与(compensation)	4,404	10.9	4,830	10.7	5,169	10.9	5,739	11.1	6,477	11.9	6,146	11.5	6,530	11.6
非労働的要素(nonlabor components)	13,607	10.9	14,657	11.5	17,270	13.7	18,530	14.7	15,492	12.2	18,247	13.2	20,456	13.5
大企業GDP	147,136	89.1	153,256	88.7	151,469	87.1	153,309	86.3	159,005	87.9	167,459	87.3	181,015	87.0
支払い給与(compensation)	36,107	89.1	40,108	89.3	42,371	89.1	45,868	88.9	47,832	88.1	47,474	88.5	49,883	88.4
非労働的要素(nonlabor components)	111,029	89.1	113,148	88.5	109,098	86.3	107,441	85.3	111,173	87.8	119,985	86.8	131,132	86.5
建設業														
中小企業GDP	336,982	88.6	375,093	88.1	402,203	86.6	421,999	86.0	418,037	84.6	436,076	84.5	464,317	83.7
支払い給与(compensation)	212,555	85.4	234,181	84.9	252,060	82.8	267,433	82.2	268,838	82.0	281,608	82.9	296,476	83.0
非労働的要素(nonlabor components)	124,427	94.5	140,912	93.9	150,143	93.8	154,566	93.7	149,199	89.6	154,468	87.7	167,841	85.2
大企業GDP	43,444	11.4	50,858	11.9	62,285	13.4	68,527	14.0	76,290	15.4	79,953	15.5	90,117	16.3
支払い給与(compensation)	36,195	14.6	41,696	15.1	52,402	17.2	58,069	17.8	58,996	18.0	58,255	17.1	60,895	17.0
非労働的要素(nonlabor components)	7,249	5.5	9,162	6.1	9,883	6.2	10,458	6.3	17,294	10.4	21,598	12.3	29,222	14.8
卸売業														
中小企業														
支払い給与(compensation)	172,859	59.2	173,979	57.5	186,515	56.9	182,951	55.4	187,032	56.7	185,338	54.7	193,835	54.0
大企業														
支払い給与(compensation)	118,954	40.8	128,423	42.5	141,321	43.1	147,155	44.6	143,019	43.3	153,423	45.3	164,934	46.0
小売業														
中小企業														
支払い給与(compensation)	185,575	51.3	191,495	50.4	200,724	49.7	204,011	49.1	207,022	48.4	213,358	47.9	217,239	47.3
大企業														
支払い給与(compensation)	176,206	48.7	188,502	49.6	203,524	50.3	211,876	50.9	221,052	51.6	231,790	52.1	242,068	52.7
卸売・小売業														
中小企業GDP	629,746	53.2	645,705	52.4	674,000	51.7	674,026	51.2	649,379	48.2	666,127	47.3	689,383	46.6
支払い給与(compensation)	271,312	51.1	280,231	50.9	286,761	50.2	287,064	50.3	255,325	43.4	267,431	42.9	278,309	42.1
大企業GDP	554,434	46.8	586,779	47.6	629,879	48.3	643,173	48.8	696,670	51.8	740,861	52.7	789,811	53.4
支払い給与(compensation)	259,274	48.9	269,854	49.1	285,034	49.8	284,142	49.7	332,599	56.6	355,648	57.1	382,809	57.9

	2005		2006		2007		2008		2009		2010	
	(百万ドル)	(%)										
鉱業・製造業												
中小企業GDP	497,570	28.3	551,379	29.3	562,445	28.8	608,321	30.7	514,088	28.6	534,845	28.00
支払い給与(compensation)	346,412	36.5	361,425	36.8	367,771	36.7	378,550	37.3	336,718	36.7	340,979	36.40
非労働的要素(nonlabor comp)	151,158	18.6	189,954	21.2	194,674	20.5	229,771	23.8	177,370	20.1	193,866	20.00
大企業GDP	1,262,513	71.7	1,329,106	70.7	1,390,630	71.2	1,371,166	69.3	1,283,588	71.4	1,371,949	72.00
支払い給与(compensation)	601,708	63.5	621,578	63.2	633,403	63.3	636,083	62.7	580,685	63.3	595,404	63.60
非労働的要素(nonlabor comp)	660,805	81.4	707,528	78.8	757,227	79.5	735,083	76.2	702,903	79.9	776,545	80.00
公益事業												
中小企業GDP	27,338	13.3	29,963	12.7	33,713	13.6	33,661	12.9	29,693	11.4	29,000	10.50
支払い給与(compensation)	6,632	11.7	7,075	11.7	7,749	12.6	7,744	11.6	7,864	11.6	7,408	10.80
非労働的要素(nonlabor comp)	20,706	13.9	22,888	13.0	25,964	13.9	25,917	13.4	21,829	11.3	21,592	10.40
大企業GDP	178,332	86.7	206,204	87.3	215,084	86.4	226,987	87.1	231,594	88.6	247,113	89.50
支払い給与(compensation)	49,890	88.3	53,349	88.3	53,744	87.4	59,181	88.4	60,175	88.4	60,899	89.20
非労働的要素(nonlabor comp)	128,442	86.1	152,855	87.0	161,340	86.1	167,806	86.6	171,419	88.7	186,214	89.60
建設業												
中小企業GDP	505,424	82.6	537,380	82.5	555,091	84.5	528,164	84.5	439,288	83.9	424,850	83.50
支払い給与(compensation)	322,269	82.5	347,002	81.5	359,303	81.3	351,419	79.8	299,120	79.3	279,321	78.80
非労働的要素(nonlabor comp)	183,155	82.9	190,378	84.5	195,788	90.9	176,745	95.8	140,168	95.7	145,529	94.10
大企業GDP	106,227	17.4	113,716	17.5	102,135	15.5	96,690	15.5	84,513	16.1	84,241	16.50
支払い給与(compensation)	68,461	17.5	78,825	18.5	82,449	18.7	88,892	20.2	78,235	20.7	75,081	21.20
非労働的要素(nonlabor comp)	37,766	17.1	34,891	15.5	19,686	9.1	7,798	4.2	6,278	4.3	9,160	5.90
卸売業												
中小企業												
支払い給与(compensation)	204,399	53.5	219,368	53.9	234,743	54.4	230,602	52.6	210,493	51.2	213,542	51.20
大企業												
支払い給与(compensation)	177,316	46.5	187,773	46.1	196,382	45.6	207,897	47.4	200,242	48.8	203,178	48.80
小売業												
中小企業												
支払い給与(compensation)	222,128	46.5	222,131	45.1	223,421	44.1	215,400	43.0	197,041	41.3	200,983	41.50
大企業												
支払い給与(compensation)	255,512	53.5	270,869	54.9	283,053	55.9	285,608	57.0	280,307	58.7	283,516	58.50
卸売・小売業												
中小企業GDP	721,219	46.1	749,144	45.6	769,047	45.3	733,707	44.3	686,340	43.3	703,034	43.40
支払い給与(compensation)	294,692	41.8	307,645	41.3	310,883	40.8	287,705	40.1	278,806	40.0	288,509	40.10
大企業GDP	842,843	53.9	895,463	54.4	930,359	54.7	923,691	55.7	898,311	56.7	917,752	56.60
支払い給与(compensation)	410,015	58.2	436,821	58.7	450,924	59.2	430,186	59.9	417,762	60.0	431,058	59.90

	1998		1999		2000		2001		2002		2003		2004	
	(百万ドル)	(%)												
輸送・倉庫業務														
中小企業GDP	111,978	40.6	114,180	39.8	119,632	39.7	127,289	42.1	122,452	40.5	120,220	37.6	131,102	37.8
支払い給与(compensation)	63,503	35.6	66,980	35.0	69,288	34.3	70,166	34.0	70,626	34.6	65,316	31.1	70,430	31.6
非労働の要素(nonlabor comp)	48,475	49.8	47,600	49.1	50,344	50.8	57,123	59.5	51,826	52.7	54,904	49.9	60,672	48.8
大企業GDP	163,594	59.4	172,919	60.2	181,758	60.3	175,302	57.9	179,953	59.5	199,534	62.4	215,931	62.2
支払い給与(compensation)	114,663	64.4	123,617	65.0	132,988	65.7	136,412	66.0	133,398	65.4	144,386	68.9	152,299	68.4
非労働の要素(nonlabor comp)	48,931	50.2	49,302	50.9	48,790	49.2	38,890	40.5	46,555	47.3	55,148	50.1	63,632	51.2
情報サービス														
中小企業GDP	93,638	24.3	101,595	23.2	87,638	21.0	79,839	17.7	54,717	11.0	74,524	14.7	76,449	13.6
支払い給与(compensation)	47,037	25.0	52,650	24.3	59,514	24.6	53,682	22.3	49,809	22.2	49,133	21.5	52,147	22.1
非労働の要素(nonlabor comp)	46,601	23.5	48,945	22.0	28,124	16.0	26,157	12.4	4,908	1.8	25,391	9.1	24,302	7.4
大企業GDP	292,498	75.7	336,954	76.8	330,190	79.0	371,240	82.3	444,977	89.0	434,082	85.3	487,676	86.4
支払い給与(compensation)	141,088	75.0	163,805	75.7	182,676	75.4	187,109	77.7	174,527	77.8	179,343	78.5	183,395	77.9
非労働の要素(nonlabor comp)	151,410	76.5	173,149	78.0	147,514	84.0	184,131	87.6	270,450	98.2	254,739	90.9	304,281	92.6
金融・保険業														
中小企業GDP	202,636	31.9	228,860	33.6	256,740	33.7	278,207	33.2	331,878	38.4	331,067	36.7	339,161	36.5
支払い給与(compensation)	96,192	27.9	101,629	27.3	110,060	27.0	116,661	26.4	121,089	27.1	129,550	27.7	136,266	27.4
非労働の要素(nonlabor comp)	106,444	36.7	127,231	41.1	146,680	41.3	161,546	40.8	210,789	50.6	201,517	46.2	202,895	47.0
大企業GDP	432,062	68.1	452,888	66.4	505,272	66.3	560,471	66.8	531,659	61.6	572,082	63.3	590,086	63.5
支払い給与(compensation)	248,093	72.1	270,567	72.7	296,994	73.0	325,640	73.6	326,227	72.9	337,783	72.3	361,110	72.6
非労働の要素(nonlabor comp)	183,969	63.3	182,321	58.9	208,278	58.7	234,831	59.2	205,432	49.4	234,299	53.8	228,976	53.0
不動産、賃貸、リース業														
中小企業GDP	442,893	76.5	485,878	75.9	520,679	76.3	559,701	77.1	539,877	73.9	550,479	72.9	558,262	72.6
支払い給与(compensation)	44,466	69.7	49,805	68.2	53,114	67.3	53,560	66.0	57,358	66.6	58,230	66.5	62,917	66.0
非労働の要素(nonlabor comp)	398,427	77.4	436,073	76.9	467,565	77.5	506,141	78.5	482,519	74.9	492,249	73.7	495,345	73.5
大企業GDP	135,783	23.5	153,981	24.1	161,880	23.7	165,960	22.9	190,831	26.1	204,710	27.1	210,699	27.4
支払い給与(compensation)	19,328	30.3	23,229	31.8	25,803	32.7	27,579	34.0	28,816	33.4	29,325	33.5	32,380	34.0
非労働の要素(nonlabor comp)	116,455	22.6	130,752	23.1	136,077	22.5	138,381	21.5	162,015	25.1	175,385	26.3	178,319	26.5
専門、科学技術サービス業														
中小企業GDP	410,606	72.6	443,614	71.8	464,413	68.9	492,595	69.1	470,734	64.4	477,892	63.0	516,801	62.6
支払い給与(compensation)	236,228	64.7	254,171	63.0	286,313	61.9	293,003	61.5	288,897	61.5	277,445	57.8	291,837	57.4
非労働の要素(nonlabor comp)	174,378	87.0	189,443	88.1	178,100	84.1	199,592	84.4	181,837	69.4	200,447	71.8	224,964	71.0
大企業GDP	154,671	27.4	174,545	28.2	209,590	31.1	220,335	30.9	260,673	35.6	280,939	37.0	308,256	37.4
支払い給与(compensation)	128,670	35.3	148,979	37.0	175,985	38.1	183,384	38.5	180,497	38.5	202,360	42.2	216,481	42.6
非労働の要素(nonlabor comp)	26,001	13.0	25,566	11.9	33,605	15.9	36,951	15.6	80,176	30.6	78,579	28.2	91,775	29.0

	2005		2006		2007		2008		2009		2010	
	(百万ドル)	(%)	(百万ドル)	(%)								
輸送・倉庫業務												
中小企業GDP	139,790	37.8	147,783	37.4	147,127	36.3	150,352	36.2	137,365	35.4	140,836	34.90
支払い給与(compensation)	75,079	32.1	77,949	32.0	78,946	30.9	80,953	31.4	74,708	30.6	75,140	30.10
非労働的要素(nonlabor components)	64,711	47.6	69,834	45.9	68,181	45.4	69,399	44.0	62,657	43.7	66,001	42.70
大企業GDP	229,878	62.2	247,698	62.6	258,287	63.7	265,444	63.8	250,505	64.6	262,234	65.10
支払い給与(compensation)	158,682	67.9	165,464	68.0	176,159	69.1	176,994	68.6	169,779	69.4	174,216	69.90
非労働的要素(nonlabor components)	71,196	52.4	82,234	54.1	82,128	54.6	88,450	56.0	80,726	56.3	87,713	57.30
情報サービス												
中小企業GDP	91,340	15.4	88,657	14.9	86,691	13.7	89,999	13.8	78,248	12.5	74,738	11.70
支払い給与(compensation)	52,660	22.2	53,458	21.8	55,445	21.5	57,222	22.0	52,652	21.3	51,213	20.70
非労働的要素(nonlabor components)	38,680	10.9	35,199	10.1	31,246	8.3	32,777	8.4	25,596	6.7	24,477	6.30
大企業GDP	501,223	84.6	504,618	85.1	546,647	86.3	561,593	86.2	548,700	87.5	564,026	88.30
支払い給与(compensation)	184,828	77.8	192,295	78.2	202,926	78.5	202,697	78.0	194,022	78.7	196,651	79.30
非労働的要素(nonlabor components)	316,395	89.1	312,323	89.9	343,721	91.7	358,896	91.6	354,678	93.3	366,423	93.70
金融・保険業												
中小企業GDP	359,434	34.9	362,441	32.8	373,802	33.7	288,594	27.0	452,186	38.4	513,139	33.70
支払い給与(compensation)	148,970	27.5	160,425	27.5	165,065	27.0	161,756	26.5	161,413	28.4	168,026	28.70
非労働的要素(nonlabor components)	210,464	43.2	202,016	38.8	208,737	41.7	126,838	27.7	290,773	47.7	345,837	36.90
大企業GDP	669,082	65.1	743,109	67.2	736,630	66.3	780,213	73.0	725,086	61.6	1,007,540	66.30
支払い給与(compensation)	392,830	72.5	423,996	72.5	445,210	73.0	448,679	73.5	406,543	71.6	416,648	71.30
非労働的要素(nonlabor components)	276,252	56.8	319,113	61.2	291,420	58.3	331,534	72.3	318,543	52.3	590,168	63.10
不動産、賃貸、リース業												
中小企業GDP	533,580	68.5	550,545	70.9	615,880	75.7	675,754	76.2	696,211	75.2	651,873	75.40
支払い給与(compensation)	66,624	65.5	70,377	64.9	72,395	64.3	68,762	62.1	65,092	63.1	66,117	63.30
非労働的要素(nonlabor components)	466,956	69.0	480,168	71.9	543,485	77.5	606,992	78.3	631,119	76.7	585,840	77.10
大企業GDP	245,369	31.5	225,823	29.1	197,674	24.3	210,533	23.8	229,896	24.8	212,209	24.60
支払い給与(compensation)	35,116	34.5	38,065	35.1	40,135	35.7	41,986	37.9	37,992	36.9	38,276	36.70
非労働的要素(nonlabor components)	210,253	31.0	187,458	28.1	157,539	22.5	168,547	21.7	191,904	23.3	173,849	22.90
専門、科学技術サービス業												
中小企業GDP	549,454	61.7	589,845	60.9	633,167	60.5	675,296	59.7	618,740	58.0	644,253	57.70
支払い給与(compensation)	318,183	57.2	343,680	56.6	364,891	55.8	382,137	55.0	359,938	53.6	368,066	53.20
非労働的要素(nonlabor components)	231,271	69.0	246,165	68.2	268,276	68.3	293,159	67.1	258,802	65.4	276,187	64.90
大企業GDP	341,539	38.0	378,856	39.1	413,788	39.5	455,935	40.3	448,511	42.0	472,905	42.30
支払い給与(compensation)	237,662	42.8	263,826	43.4	289,080	44.2	312,029	45.0	311,292	46.4	323,636	46.80
非労働的要素(nonlabor components)	103,877	31.0	115,030	31.8	124,708	31.7	143,906	32.9	137,219	34.6	149,269	35.10

	1998		1999		2000		2001		2002		2003		2004	
	(百万ドル)	(%)												
管理支援、廃棄物管理、汚染除去サービス業														
中小企業GDP	118,816	50.8	125,105	49.0	135,527	47.8	142,440	48.3	142,405	47.3	154,157	47.9	159,953	48.0
支払い給与(compensation)	79,037	44.5	81,833	42.6	88,957	40.6	89,586	40.0	90,786	39.9	96,109	40.1	100,779	40.6
非労働の要素(nonlabor components)	39,779	70.4	43,272	68.9	46,570	72.3	52,854	74.5	51,619	70.2	58,048	70.8	59,174	69.6
大企業GDP	115,215	49.2	129,993	51.0	147,741	52.2	152,554	51.7	158,638	52.7	167,519	52.1	173,275	52.0
支払い給与(compensation)	98,491	55.5	110,468	57.4	129,902	59.4	134,459	60.0	136,696	60.1	143,629	59.9	147,473	59.4
非労働の要素(nonlabor components)	16,724	29.6	19,525	31.1	17,839	27.7	18,095	25.5	21,942	29.8	23,890	29.2	25,802	30.4
教育サービス業														
中小企業GDP	31,539	43.2	34,698	43.7	37,375	43.5	38,185	43.1	42,016	42.5	45,649	43.0	48,930	42.2
支払い給与(compensation)	26,781	41.9	29,194	42.1	31,325	42.2	33,600	42.1	36,869	41.5	39,719	42.0	41,642	40.6
非労働の要素(nonlabor components)	4,758	52.4	5,504	54.0	6,050	52.2	4,585	51.1	5,147	51.4	5,930	51.7	7,288	54.1
大企業GDP	41,427	56.8	44,757	56.3	48,478	56.5	50,507	56.9	56,839	57.5	60,415	57.0	67,064	57.8
支払い給与(compensation)	37,100	58.1	40,076	57.9	42,948	57.8	46,116	57.9	51,972	58.5	54,877	58.0	60,891	59.4
非労働の要素(nonlabor components)	4,327	47.6	4,681	46.0	5,530	47.8	4,391	48.9	4,867	48.6	5,538	48.3	6,173	45.9
医療、社会福祉														
中小企業GDP	284,737	56.3	313,414	56.1	329,888	55.7	358,423	56.0	376,560	54.5	405,865	54.8	427,265	54.1
支払い給与(compensation)	210,877	51.5	235,273	51.5	251,084	51.7	269,278	51.7	288,776	51.2	308,673	50.7	323,593	49.8
非労働の要素(nonlabor components)	73,860	76.5	78,141	76.8	78,804	73.7	89,145	74.8	87,784	69.2	97,192	73.2	103,672	73.4
大企業GDP	221,395	43.7	245,605	43.9	262,256	44.3	282,078	44.0	314,382	45.5	335,335	45.2	363,112	45.9
支払い給与(compensation)	198,717	48.5	221,936	48.5	234,152	48.3	251,977	48.3	275,382	48.8	299,805	49.3	325,554	50.2
非労働の要素(nonlabor components)	22,678	23.5	23,669	23.2	28,104	26.3	30,101	25.2	39,000	30.8	35,530	26.8	37,558	26.6
芸術、興行、レクリエーション														
中小企業GDP	64,307	79.2	71,492	78.6	76,242	77.4	71,845	75.8	75,473	73.9	78,843	74.6	83,972	74.1
支払い給与(compensation)	33,730	73.8	36,227	72.8	38,629	70.1	40,663	70.3	42,476	69.2	44,919	70.0	47,549	70.4
非労働の要素(nonlabor components)	30,577	86.1	35,265	85.6	37,613	86.6	31,182	84.3	32,997	81.0	33,924	81.5	36,423	79.6
大企業GDP	16,935	20.8	19,473	21.4	22,322	22.6	22,971	24.2	26,667	26.1	26,910	25.4	29,319	25.9
支払い給与(compensation)	11,991	26.2	13,517	27.2	16,492	29.9	17,161	29.7	18,903	30.8	19,226	30.0	19,977	29.6
非労働の要素(nonlabor components)	4,944	13.9	5,956	14.4	5,830	13.4	5,810	15.7	7,764	19.0	7,684	18.5	9,342	20.4
宿泊、飲食サービス														
中小企業GDP	145,715	60.8	157,361	59.5	171,404	60.6	173,396	58.5	172,893	56.0	173,194	53.9	184,346	53.7
支払い給与(compensation)	84,041	56.3	90,859	55.3	95,023	54.3	99,790	54.5	104,426	55.5	107,293	54.2	115,466	54.5
非労働の要素(nonlabor components)	61,674	68.1	66,502	66.4	76,381	70.7	73,606	64.9	68,467	56.7	65,901	53.4	68,880	52.3
大企業GDP	94,122	39.2	107,072	40.5	111,639	39.4	122,961	41.5	136,117	44.0	147,971	46.1	159,079	46.3
支払い給与(compensation)	65,290	43.7	73,478	44.7	79,953	45.7	83,202	45.5	83,768	44.5	90,547	45.8	96,335	45.5
非労働の要素(nonlabor components)	28,832	31.9	33,594	33.6	31,686	29.3	39,759	35.1	52,349	43.3	57,424	46.6	62,744	47.7

	2005		2006		2007		2008		2009		2010	
	(百万ドル)	(%)										
管理支援、廃棄物管理、汚染除去サービス業												
中小企業GDP	164,933	44.8	177,030	46.0	183,886	44.4	180,106	43.2	174,692	43.9	186,604	44.40
支払い給与(compensation)	107,443	39.1	110,604	37.8	115,886	37.4	114,338	36.3	105,858	36.3	112,423	36.60
非労働的要素(nonlabor components)	57,490	61.3	66,426	71.7	68,000	65.2	65,768	64.1	68,834	64.8	74,269	65.50
大企業GDP	203,562	55.2	207,989	54.0	230,602	55.6	237,154	56.8	222,853	56.1	233,637	55.60
支払い給与(compensation)	167,221	60.9	181,812	62.2	194,304	62.6	200,283	63.7	185,400	63.7	194,492	63.40
非労働的要素(nonlabor components)	36,341	38.7	26,177	28.3	36,298	34.8	36,871	35.9	37,453	35.2	39,057	34.50
教育サービス業												
中小企業GDP	49,488	41.2	52,950	41.2	56,416	41.1	59,231	40.4	60,989	39.3	67,266	39.70
支払い給与(compensation)	42,177	39.7	44,584	39.3	47,788	39.4	50,304	39.0	51,644	38.1	53,290	37.90
非労働的要素(nonlabor components)	7,311	52.4	8,366	54.8	8,628	53.5	8,927	50.5	9,345	48.2	13,976	49.00
大企業GDP	70,582	58.8	75,711	58.8	80,888	58.9	87,368	59.6	94,084	60.7	101,959	60.30
支払い給与(compensation)	63,943	60.3	68,821	60.7	73,391	60.6	78,604	61.0	84,024	61.9	87,405	62.10
非労働的要素(nonlabor components)	6,639	47.6	6,890	45.2	7,497	46.5	8,764	49.5	10,060	51.8	14,554	51.00
医療、社会援助												
中小企業GDP	445,617	53.5	465,597	52.5	488,420	51.9	524,350	52.1	536,596	51.1	551,558	51.00
支払い給与(compensation)	341,765	49.7	358,029	48.8	371,795	48.0	394,754	47.8	404,134	46.9	412,070	46.60
非労働的要素(nonlabor components)	103,852	71.2	107,568	70.1	116,625	69.8	129,596	71.2	132,462	70.3	139,488	71.00
大企業GDP	387,721	46.5	420,918	47.5	452,571	48.1	482,788	47.9	514,041	48.9	529,801	49.00
支払い給与(compensation)	345,667	50.3	375,146	51.2	402,024	52.0	430,257	52.2	458,096	53.1	472,748	53.40
非労働的要素(nonlabor components)	42,054	28.8	45,772	29.9	50,547	30.2	52,531	28.8	55,945	29.7	57,053	29.00
芸術、興行、レクリエーション												
中小企業GDP	84,040	71.7	90,065	71.2	94,807	70.5	91,563	69.3	89,233	68.7	93,034	68.80
支払い給与(compensation)	47,471	68.6	51,577	68.0	53,897	66.9	53,613	66.3	52,536	65.3	53,580	65.30
非労働的要素(nonlabor components)	36,569	76.0	38,488	75.9	40,910	76.0	37,950	73.9	36,697	74.2	39,454	74.10
大企業GDP	33,234	28.3	36,505	28.8	39,622	29.5	40,642	30.7	40,820	31.3	42,234	31.20
支払い給与(compensation)	21,707	31.4	24,312	32.0	26,690	33.1	27,261	33.7	27,889	34.7	28,429	34.70
非労働的要素(nonlabor components)	11,527	24.0	12,193	24.1	12,932	24.0	13,381	26.1	12,731	25.8	13,805	25.90
宿泊、飲食サービス												
中小企業GDP	189,509	52.0	203,485	52.9	216,028	52.6	208,681	51.8	203,061	52.6	216,980	52.70
支払い給与(compensation)	119,315	53.7	124,261	53.7	134,374	53.0	132,637	52.8	128,501	53.4	135,912	53.60
非労働的要素(nonlabor components)	70,194	49.3	79,224	51.7	81,654	52.0	76,044	50.2	74,560	51.3	81,068	51.30
大企業GDP	174,799	48.0	181,219	47.1	194,746	47.4	193,967	48.2	183,018	47.4	194,591	47.30
支払い給与(compensation)	102,680	46.3	107,150	46.3	119,310	47.0	118,395	47.2	112,141	46.6	117,479	46.40
非労働的要素(nonlabor components)	72,119	50.7	74,069	48.3	75,436	48.0	75,572	49.8	70,877	48.7	77,112	48.70

	1998		1999		2000		2001		2002		2003		2004	
	(百万ドル)	(%)												
その他のサービス														
中小企業GDP	214,711	87.4	227,651	87.8	241,269	86.9	226,446	85.7	246,449	86.5	249,026	86.0	259,753	85.7
支払い給与(compensation)	125,275	83.1	131,190	83.2	139,677	82.1	143,689	81.8	154,320	82.5	160,294	82.5	168,399	82.1
非労働的要素(nonlabor components)	89,436	94.4	96,461	94.8	101,592	94.5	82,757	93.6	92,129	94.0	88,732	92.9	91,354	93.3
大企業GDP	30,839	12.6	31,690	12.2	36,319	13.1	37,747	14.3	38,517	13.5	40,645	14.0	43,227	14.3
支払い給与(compensation)	25,548	16.9	26,450	16.8	30,462	17.9	32,043	18.2	32,650	17.5	33,913	17.5	36,636	17.9
非労働的要素(nonlabor components)	5,291	5.6	5,240	5.2	5,857	5.5	5,704	6.4	5,867	6.0	6,732	7.1	6,591	6.7
持株会社														
中小企業GDP	40,856	29.6	45,052	30.4	48,345	28.3	47,002	26.9	50,728	28.4	69,450	36.1	68,212	33.6
支払い給与(compensation)	35,585	30.5	39,172	31.4	41,794	28.6	42,212	28.2	42,974	28.3	62,131	37.9	59,891	34.6
非労働的要素(nonlabor components)	5,271	24.8	5,880	25.3	6,551	26.3	4,790	19.2	7,754	29.6	7,319	25.9	8,321	27.7
大企業GDP	97,123	70.4	103,040	69.6	122,745	71.7	127,546	73.1	127,594	71.6	122,771	63.9	134,887	66.4
支払い給与(compensation)	81,123	69.5	85,707	68.6	104,413	71.4	107,334	71.8	109,122	71.7	101,878	62.1	113,148	65.4
非労働的要素(nonlabor components)	16,000	75.2	17,333	74.7	18,332	73.7	20,212	80.8	18,472	70.4	20,893	74.1	21,739	72.3
合計(民間)														
中小企業GDP	3,578,026	50.5	3,836,070	50.5	4,068,879	50.3	4,190,264	50.3	4,139,771	48.3	4,299,941	48.1	4,522,139	47.5
支払い給与(compensation)	1,951,708	48.3	2,076,019	47.7	2,231,086	47.2	2,287,128	46.9	2,334,808	47.3	2,410,676	47.0	2,520,466	46.9
非労働的要素(nonlabor components)	1,626,318	53.4	1,760,051	54.3	1,837,793	54.8	1,903,136	55.0	1,804,963	49.5	1,889,265	49.5	2,001,673	48.3
大企業GDP	3,506,662	49.5	3,757,240	49.5	4,016,765	49.7	4,143,305	49.7	4,439,604	51.7	4,646,881	51.9	4,998,306	52.5
支払い給与(compensation)	2,089,914	51.7	2,276,711	52.3	2,498,680	52.8	2,586,543	53.1	2,999,265	52.7	2,719,761	53.0	2,852,510	53.1
非労働的要素(nonlabor components)	1,416,748	46.6	1,480,529	45.7	1,518,085	45.2	1,556,762	45.0	1,840,339	50.5	1,927,120	50.5	2,145,796	51.7

	2005		2006		2007		2008		2009		2010	
	(百万ドル)	(%)										
その他のサービス												
中小企業GDP	271,672	85.3	282,145	85.0	291,005	84.4	284,371	83.6	282,600	84.1	290,734	84.30
支払い給与(compensation)	170,731	81.5	177,225	81.4	185,977	80.7	192,179	80.4	189,285	80.9	191,959	81.20
非労働的要素(nonlabor components)	100,941	92.6	104,920	91.9	105,028	92.0	92,192	91.1	93,315	91.3	98,775	91.20
大企業GDP	46,781	14.7	49,864	15.0	53,616	15.6	55,786	16.4	53,623	15.9	53,973	15.70
支払い給与(compensation)	38,765	18.5	40,582	18.6	44,427	19.3	46,818	19.6	44,746	19.1	44,472	18.80
非労働的要素(nonlabor components)	8,016	7.4	9,282	8.1	9,189	8.0	8,968	8.9	8,877	8.7	9,501	8.80
持株会社												
中小企業GDP	67,789	31.1	69,631	29.7	74,706	29.0	84,932	32.6	80,999	33.3	85,675	33.40
支払い給与(compensation)	58,583	31.5	59,589	29.7	63,412	28.9	78,940	35.5	75,214	35.9	79,950	35.90
非労働的要素(nonlabor components)	9,206	28.8	10,042	29.9	11,294	29.8	5,992	15.9	5,785	17.2	5,725	16.90
大企業GDP	149,904	68.9	164,624	70.3	182,610	71.0	175,245	67.4	162,138	66.7	171,147	66.60
支払い給与(compensation)	127,182	68.5	141,031	70.3	156,036	71.1	143,567	64.5	134,338	64.1	142,998	64.10
非労働的要素(nonlabor components)	22,722	71.2	23,593	70.1	26,574	70.2	31,678	84.1	27,800	82.8	28,149	83.10
合社(民間)												
中小企業GDP	4,698,197	46.3	4,948,040	46.1	5,182,230	46.2	5,217,082	45.8	5,080,329	46.0	5,210,469	44.60
支払い給与(compensation)	2,650,841	46.7	2,788,759	46.3	2,902,857	45.9	2,951,310	45.7	2,772,211	45.2	2,809,979	44.80
非労働的要素(nonlabor components)	2,047,356	45.9	2,159,281	45.9	2,279,373	46.6	2,265,772	46.0	2,308,118	47.0	2,400,490	44.40
大企業GDP	5,443,589	53.7	5,781,123	53.9	6,025,888	53.8	6,165,202	54.2	5,971,081	54.0	6,465,158	55.40
支払い給与(compensation)	3,029,170	53.3	3,234,894	53.7	3,418,722	54.1	3,505,231	54.3	3,365,906	54.8	3,455,528	55.20
非労働的要素(nonlabor components)	2,414,419	54.1	2,546,229	54.1	2,607,166	53.4	2,659,971	54.0	2,605,175	53.0	3,009,630	55.60

出所：中小企業庁助成政策審議局「中小企業のGDP：更新版2002年～2010年」

6. 中小企業の販売額、その全企業に占める割合

資料名（調査名）	中小企業経済活動 2012 （上記報告書は 2010 年までのデータに限定されているため、2012 年のデータのみ、合衆国事業体統計および非雇用事業体統計から最新データを抽出した。）
（原語）	The Small Business Economy 2012
公表主体	中小企業庁助成政策審議局
（原語）	Small Business Administration, Office of Advocacy
データの出所	A. 合衆国事業体統計 B. 非雇用事業体統計 上記のいずれもビジネスレジスターに基づいている。 全国企業パターン
（原語）	A. Statistics of U.S. Businesses (SUSB) B. Nonemployer Statistics
調査の目的	行政機関や連邦政府が中小企業の経済研究や規制分析を調査研究する際の基礎資料とする。
調査の対象	A. 農作物生産・畜産養殖 (NAICS 111,112)、鉄道輸送 (NAICS 482)、国営郵便サービス (NAICS 491)、年金基金・保健基金・厚生基金・休暇基金 (NAICS 525110, 525120, 525190)、信託・財産・代理勘定 (NAICS 525920)、個人宅家事 (NAICS 814)、行政 (NAICS 92) を除く業種が対象。また、酒類卸業事業所 (NAICS 4228)、酒類小売店舗 (NAICS 44531)、連邦公認金融組合 (NAICS 522130)、病院 (NAICS 622) 以外の政府系事業所は含まれない。 B. 有給の被用者を有さず、年間営業収入が 1,000 ドル以上（建設業では 1 ドル以上）で、個人事業体、共同事業体または法人用の税金申告書を提出する事業体を対象とする。収入 1,000 ドル未満の事業体は潜在的な非雇用事業体であるが、これは建設業以外の部門では除外されている。
調査の根拠法令	明示されていない
抽出方法	全数調査
調査の方法	合衆国事業体統計、非雇用事業体統計のほか全国企業パターン、経済センサスを用いたデータ加工と推察される。
中小企業の定義	従業者規模による分類は、企業の全産業に渡る全国規模の従業者規模に基づく。そのため、企業が特定の産業または特定の地域で 20 人の被用者を有していても、全被用者を合わせると 10,000 人になる場合、被

	<p>用者 500 人以上の大企業として取り扱われる。</p> <p>被用者数 500 名未満の事業体</p> <p>※「事業体」の定義については<参考>を参照。</p>
調査時点 調査時期	<p>2012 年調査では 2010 年の数値が発表される。</p> <p>5 年ごとに実施。</p>
調査の概要の出所	<p>中小企業庁ウェブサイト</p> <p>(https://www.sba.gov/advocacy/small-business-economy)</p> <p>A. 合衆国事業体統計に関する調査対象および調査方法の定義</p> <p>(https://www.census.gov/econ/susb/introduction.html)</p> <p>B. 非雇用事業体統計に関する調査対象および調査方法の定義</p> <p>(https://www.census.gov/econ/nonemployer/index.html)</p>

図表 6 規模別販売額（千ドル）

年	非雇用者所有企業	雇用者所有企業	従業者規模		雇用者所有企業 のうち中小企業 の割合
			20人未満	500人未満	
2012	1,030,932,886	32,637,809,977	3,994,925,968	11,816,839,673	36.2%
2007	991,791,563	29,746,741,904	3,975,109,486	11,380,080,684	38.3%
2002	770,032,328	22,062,528,196	3,126,610,830	8,558,731,333	38.8%
1997	586,315,756	18,242,632,687	2,786,839,570	7,468,211,700	40.9%

出所：中小企業庁助成政策審議局（SBA: U. S. Small Business Administration, Office of Advocacy）「中小企業経済活動—Advocacy：政府内中小企業からの声（The Small Business Economy 2012 Advocacy: the voice of small business in government）2012 年発行」

注：表で使用している「企業」は Firm を訳したものである。firm とは、親企業（parent company）によって所有され（同一地域および／または同一業種に属し）、年間給与支払い実績のある全事業所（establishment）の総体と定義される。

7. 開廃業率

資料名（調査名）	（事業所数・開廃業数）開廃業による企業規模別・主要業種別企業数および雇用数の変化 （企業数）規模別の民間企業、事業所、雇用、年間賃金および収入 1988年～2011年
（原語）	Establishment and Employment Changes from Births and Deaths by Firm Size and Major Industry, Private Firms, Establishments, Employment, Annual Payroll and Receipts by Firm Size, 1988-2011
公表主体	中小企業庁助成政策審議局
（原語）	Small Business Administration, Office of Advocacy
データの出所	国勢調査局「合衆国事業体統計」
（原語）	Census Bureau, Statistics of U.S. Businesses(SUSB)
調査の目的	行政機関や連邦政府が中小企業の経済研究や規制分析を調査研究する際の基礎資料とするため。
調査の対象	調査対象は雇用企業の全産業。ただし、事業所数ベースの前年度事業所数及び開業数・廃業数には非雇用事業所を含まず、企業数ベースの前年度企業数及び開業数・廃業数には非雇用企業を含まない。
調査の根拠法令	明示されていない
抽出方法	全数調査
調査の方法	合衆国事業体統計のデータを元に加工している。
中小企業の定義	従業員数 500 名未満の事業体
開業、廃業の定義	合衆国事業体統計では、事業所の開業（Establishment Births）とは、初年度の第 1 四半期には雇用事実がなかったが、次年度の第 1 四半期には雇用事実のあった事業所を言い、事業所の廃業（Establishment Deaths）とは、初年度の第 1 四半期には雇用事実があったが、次年度の第 1 四半期には雇用事実がなかった事業所を言う。 開業／廃業は企業設立場所（original location）での数値と、他の事業所の場所（secondary location）の数値に分けられており、以下の図表の開廃業率では企業設立場所と他の事業所の数値を合わせて事業所の開業数・廃業数を概算している。 なお、2010～2011 年の統計から Single Unit と Multi Unit という呼称に変更されている。
調査時点	各年の第 1 四半期を対象期間とする。

調査時期	毎年実施。
調査の概要の出所	中小企業庁ウェブサイト (https://www.sba.gov/advocacy/firm-size-data) 第1四半期の雇用事実を基準にしている点について (http://www.census.gov/econ/susb/definitions.html)

図表 7 開廃業率の推移

①事業所数ベース(全体)

(%)

(年)	前年度 事業所数	当年度 事業所開業数	開業率	当年度 事業所廃業数	廃業率
1989-1990	5,438,198	680,903	12.5%	613,105	11.3%
1990-1991	5,506,865	676,427	12.3%	639,891	11.6%
1991-1992	5,544,034	742,229	13.4%	641,285	11.6%
1992-1993	5,645,428	644,222	11.4%	592,549	10.5%
1993-1994	5,697,588	671,516	11.8%	599,014	10.5%
1994-1995	5,770,090	695,657	12.1%	587,337	10.2%
1995-1996	5,878,957	697,457	11.9%	606,426	10.3%
1996-1997	5,970,420	822,582	13.8%	672,753	11.3%
1997-1998	6,120,714	719,616	11.8%	653,253	10.7%
1998-1999	6,187,599	713,002	11.5%	652,840	10.6%
1999-2000	6,248,411	709,079	11.3%	660,457	10.6%
2000-2001	6,297,423	727,320	11.5%	679,167	10.8%
2001-2002	6,345,890	787,309	12.4%	746,868	11.8%
2002-2003	6,386,609	734,225	11.5%	666,059	10.4%
2003-2004	6,455,018	748,656	11.6%	658,238	10.2%
2004-2005	6,545,662	768,420	11.7%	675,218	10.3%
2005-2006	6,639,118	824,921	12.4%	702,201	10.6%
2006-2007	6,762,064	905,761	13.4%	753,330	11.1%
2007-2008	6,914,693	728,180	10.5%	765,160	11.1%
2008-2009	6,877,890	641,759	9.3%	813,353	11.8%
2009-2010	6,706,468	646,740	9.6%	719,225	10.7%
2010-2011	6,634,115	650,029	9.8%	688,184	10.4%

①事業所数ベース(中小企業:従業員数500人未満)

(年)	前年度 事業所数	当年度 事業所開業数	開業率	当年度 事業所廃業数	廃業率
1989-1990	4,750,694	616,503	13.0%	564,320	11.9%
1990-1991	4,796,428	608,010	12.7%	583,411	12.2%
1991-1992	4,816,638	678,801	14.1%	576,351	12.0%
1992-1993	4,912,877	588,410	12.0%	526,960	10.7%
1993-1994	4,968,230	600,044	12.1%	541,069	10.9%
1994-1995	5,012,399	621,295	12.4%	530,510	10.6%
1995-1996	5,089,841	621,992	12.2%	545,057	10.7%
1996-1997	5,153,780	725,390	14.1%	590,341	11.5%
1997-1998	5,277,021	618,663	11.7%	576,744	10.9%
1998-1999	5,300,155	609,467	11.5%	577,224	10.9%
1999-2000	5,318,918	604,041	11.4%	575,429	10.8%
2000-2001	5,334,454	619,231	11.6%	585,281	11.0%
2001-2002	5,361,552	678,564	12.7%	646,690	12.1%
2002-2003	5,386,580	638,733	11.9%	574,225	10.7%
2003-2004	5,443,094	647,914	11.9%	565,351	10.4%
2004-2005	5,519,770	665,421	12.1%	589,955	10.7%
2005-2006	5,586,662	712,630	12.8%	622,733	11.1%
2006-2007	5,666,692	781,549	13.8%	652,203	11.5%
2007-2008	5,775,217	625,873	10.8%	672,975	11.7%
2008-2009	5,721,254	543,849	9.5%	711,095	12.4%
2009-2010	5,557,014	563,865	10.1%	624,741	11.2%
2010-2011	5,492,126	561,200	10.2%	606,443	11.0%

②会社数ベース(全体)

(%)

(年)	前年度 会社数	当年度 会社開業数	開業率	当年度 会社廃業数	廃業率
1989-1990	5,021,315	584,892	11.6%	531,400	10.6%
1990-1991	5,073,795	541,141	10.7%	546,518	10.8%
1991-1992	5,051,025	544,596	10.8%	521,606	10.3%
1992-1993	5,095,356	564,504	11.1%	492,651	9.7%
1993-1994	5,193,642	570,587	11.0%	503,563	9.7%
1994-1995	5,276,964	594,369	11.3%	497,246	9.4%
1995-1996	5,369,068	597,792	11.1%	512,402	9.5%
1996-1997	5,478,047	590,644	10.8%	530,003	9.7%
1997-1998	5,541,918	589,982	10.6%	540,601	9.8%
1998-1999	5,579,177	579,609	10.4%	544,487	9.8%
1999-2000	5,607,743	574,300	10.2%	542,831	9.7%
2000-2001	5,652,544	585,140	10.4%	553,291	9.8%
2001-2002	5,657,774	569,750	10.1%	586,890	10.4%
2002-2003	5,697,759	612,296	10.7%	540,658	9.5%
2003-2004	5,767,127	628,917	10.9%	541,047	9.4%
2004-2005	5,885,784	644,122	10.9%	565,745	9.6%
2005-2006	5,983,546	670,058	11.2%	599,333	10.0%
2006-2007	6,022,127	668,395	11.1%	592,410	9.8%
2007-2008	6,049,655	597,074	9.9%	641,400	10.6%
2008-2009	5,930,132	518,500	8.7%	680,716	11.5%
2009-2010	5,767,306	533,945	9.3%	593,347	10.3%
2010-2011	5,734,538	534,907	9.3%	575,691	10.0%

②会社数ベース(中小企業:従業員数500人未満)

(%)

(年)	前年度 会社数	当年度 会社開業数	開業率	当年度 会社廃業数	廃業率
1989-1990	5,007,442	584,660	11.7%	530,991	10.6%
1990-1991	5,059,772	540,889	10.7%	546,149	10.8%
1991-1992	5,037,048	544,278	10.8%	521,176	10.3%
1992-1993	5,081,234	564,093	11.1%	492,266	9.7%
1993-1994	5,179,013	570,337	11.0%	503,125	9.7%
1994-1995	5,261,967	594,119	11.3%	496,874	9.4%
1995-1996	5,353,624	597,503	11.2%	512,024	9.6%
1996-1997	5,462,431	590,335	10.8%	529,481	9.7%
1997-1998	5,525,839	589,706	10.7%	540,112	9.8%
1998-1999	5,562,799	579,287	10.4%	544,040	9.8%
1999-2000	5,591,003	574,023	10.3%	542,374	9.7%
2000-2001	5,635,391	584,837	10.4%	552,839	9.8%
2001-2002	5,640,407	568,280	10.1%	586,535	10.4%
2002-2003	5,680,914	611,976	10.8%	540,328	9.5%
2003-2004	5,750,201	628,655	10.9%	540,746	9.4%
2004-2005	5,868,737	643,850	11.0%	565,482	9.6%
2005-2006	5,966,069	669,841	11.2%	599,078	10.0%
2006-2007	6,004,056	668,177	11.1%	592,148	9.9%
2007-2008	6,031,344	596,843	9.9%	641,158	10.6%
2008-2009	5,911,663	518,382	8.8%	680,516	11.5%
2009-2010	5,749,797	533,839	9.3%	593,197	10.3%
2010-2011	5,717,302	534,796	9.4%	575,598	10.1%

出所：中小企業庁助成政策審議局「開廃業による企業規模別・主要業種別企業数および雇用数の変化
注：

1. 表で使用している「企業」はFirmを訳したものである。firmとは、親企業（parent company）によって所有され（同一地域および／または同一業種に属し）、年間給与支払い実績のある全事業所（establishment）の総体と定義される。企業は一カ所に所在する場合も、複数カ所に所在する場合もある。ここでの企業数に非雇用企業は含まれない。
2. 事業所（establishment）とは、単一拠点事業単位（single-location business unit）をいう。独立採算制で、単一事業所企業（single-establishment enterprise）と呼ばれる場合と親企業（parent enterprise）に所有されている場合がある。ここでの事業所には非雇用事業所は含まれない。
3. 開業率とは、前年度事業所（企業）数に対する当該年度事業所（企業）開業数の割合を、廃業率とは、前年度事業所（企業）数に対する当該年度事業所（企業）廃業数の割合をいう。
4. データの対象期間は二暦年にまたがっている。当年度企業開業数は先行年第1四半期時点と後続年第1四半期時点の活動状況を反映している。
5. 中小企業の事業所開業数は、従業員数500人未満の企業の本社事業所の開業数と同規模企業の支社・支店事業所の開業数の和。中小企業の事業所廃業数も同様。

8. 中小企業の収益性

8.1 売上高営業利益率

資料名（調査名）	四半期財務報告
（原語）	Quarterly Financial Report
公表主体	商務省
（原語）	Department of commerce
データの出所	国勢調査局
（原語）	Census Bureau
調査の目的	アメリカの企業の収益性と財務状況について、包括的で時宜を得た情報を提供することにある。
調査の対象	法人（corporation）が対象であり、業種別には製造業では、国内資産25万ドル以上を有する企業、および鉱業、小売業、卸売業で国内資産5,000万ドル以上を有する企業である。
調査の根拠法令	合衆国法典第13編第91条（Title 13 of the United States Code, Section 91）で定められた制度。
抽出方法	製造業、鉱業、小売・卸売業に属する大企業と、製造業に属する中小企業をサンプル抽出する。サンプル企業は、年間連邦所得税記録簿のデータを利用して、産業と総資産による層化無作為で抽出されている。企業の選出は、年間連邦所得税記録簿から更新される。製造業に属する総資産25万ドルから2億5,000万ドルの企業のデータについては、標本のパネル調査により推計している。四半期ごとに8分の1のサンプルが入れ替わる。
調査の方法	サンプル抽出された企業に対し、記入書類を郵送で発送し、郵送で収集する。
中小企業の定義	製造業における総資産2,500万ドル未満を中小企業とする。
売上高営業利益率の定義	営業による利益（損失）（Income (or loss) from operations）／売上高（純利益、収入および営業収益（Net sales, Receipts and Operating revenues））
調査時点 調査時期	各四半期後、25日以内に調査対象企業が調査結果を提出する。 四半期ごとに実施
調査の概要の出所	四半期財務報告書の解説ウェブサイト （ http://www.census.gov/econ/qfr/about.html ）

図表 8 規模別売上高営業利益率（製造業）

期間	大企業製造業	中小製造業
1997 3Q	8.3%	7.3%
1998 3Q	8.0%	7.3%
1999 3Q	8.1%	7.3%
2000 3Q	8.1%	7.1%
2001 3Q	4.5%	5.5%
2002 3Q	6.1%	5.8%
2003 3Q	5.7%	5.7%
2004 4Q	6.7%	3.0%
2005 1Q	6.5%	6.1%
2005 2Q	6.9%	7.3%
2005 3Q	6.7%	6.8%
2005 4Q	6.0%	3.5%
2006 1Q	6.7%	7.5%
2006 2Q	7.3%	8.7%
2006 3Q	7.9%	7.8%
2006 4Q	6.0%	4.0%
2007 1Q	6.8%	7.9%
2007 2Q	8.1%	8.6%
2007 3Q	7.0%	7.8%
2007 4Q	5.8%	3.7%
2008 1Q	5.9%	6.7%
2008 2Q	6.1%	8.1%
2008 3Q	6.7%	7.3%
2008 4Q	3.5%	0.4%
2009 1Q	4.2%	4.6%
2009 2Q	6.0%	6.0%
2009 3Q	6.9%	6.4%
2009 4Q	5.6%	1.1%
2010 1Q	6.4%	7.1%
2010 2Q	8.1%	7.8%
2010 3Q	8.2%	7.3%
2010 4Q	6.7%	2.2%
2011 1Q	7.2%	7.3%
2011 2Q	7.9%	7.8%
2011 3Q	8.1%	7.6%
2011 4Q	6.8%	2.7%
2012 1Q	7.4%	8.2%
2012 2Q	8.2%	8.7%
2012 3Q	7.9%	7.9%
2012 4Q	7.0%	3.8%
2013 1Q	7.4%	8.2%
2013 2Q	7.5%	9.0%
2013 3Q	7.7%	8.2%
2013 4Q	7.3%	3.2%
2014 1Q	7.1%	7.8%
2014 2Q	8.4%	9.3%
2014 3Q	8.3%	9.4%
2014 4Q	7.5%	3.7%
2015 1Q	8.0%	8.7%
2015 2Q	8.7%	8.9%

出所：商務省「四半期財務報告（Quarterly Financial Report）」

注：

1. 大企業製造業とは総資産 2,500 万ドル以上の製造業をいう。また、中小製造業とは総資産 2,500 万ドル未満の製造業をいう。
2. 売上高営業利益率＝営業による利益（損失）（Income(or loss)from operations）／売上高（純利益、収入および営業収益（Net sales, Receipts and Operating revenues））

8.2 売上高税引前利益率

資料名（調査名）	四半期財務報告
（原語）	Quarterly Financial Report
公表主体	商務省
（原語）	Department of commerce
データの出所	国勢調査局
（原語）	Census Bureau
調査の目的	アメリカの企業の収益性と財務状況について、包括的で時宜を得た情報を提供することにある。
調査の対象	法人（corporation）が対象であり、業種別には製造業では、国内資産25万ドル以上を有する企業、及び鉱業、小売業、卸売業で国内資産5,000万ドル以上を有する企業である。
調査の根拠法令	合衆国法典第13編第91条（Title 13 of the United States Code, Section 91,）で定められた制度。
抽出方法	製造業、鉱業、小売・卸売業に属する大企業と、製造業に属する中小企業をサンプル抽出する。サンプル企業は、年間連邦所得税記録簿のデータを利用して、産業と総資産による層化無作為で抽出されている。企業の選出は、年間連邦所得税記録簿から更新される。製造業に属する総資産25万ドルから2億5,000万ドルの企業のデータについては、標本のパネル調査により推計している。四半期ごとに8分の1のサンプルが入れ替わる。
調査の方法	サンプル抽出された企業に対し、記入書類を郵送で発送し、郵送で収集する。
中小企業の定義	製造業における総資産2,500万ドル未満を中小企業とする。
売上高税引前利益率の定義	税引前利益（Income (loss) before taxes）／売上高（純利益、収入および営業収益（Net sales, Receipts and Operating revenues）） 営業による利益（損失）（Income (loss) from operations）から利息費用やその他の営業外収入（支出）を差し引いたもの。
調査時点 調査時期	各四半期後、25日以内に調査対象企業が調査結果を提出する。 四半期ごとに実施。
調査の概要の出所	四半期財務報告書の解説ウェブサイト （ http://www.census.gov/econ/qfr/about.html ）

図表 9 規模別売上高税引前利益率（製造業）

期間	大企業製造業	中小製造業
2005 1Q	9.6%	5.4%
2005 2Q	10.3%	6.4%
2005 3Q	10.8%	5.7%
2005 4Q	9.6%	2.0%
2006 1Q	11.0%	6.5%
2006 2Q	11.1%	7.4%
2006 3Q	11.7%	6.8%
2006 4Q	10.1%	3.0%
2007 1Q	10.8%	7.0%
2007 2Q	11.7%	7.4%
2007 3Q	9.8%	6.6%
2007 4Q	8.8%	2.5%
2008 1Q	9.9%	5.8%
2008 2Q	8.4%	7.2%
2008 3Q	10.2%	6.6%
2008 4Q	-5.5%	-1.0%
2009 1Q	4.1%	3.6%
2009 2Q	6.6%	5.2%
2009 3Q	9.7%	5.4%
2009 4Q	9.0%	0.3%
2010 1Q	10.7%	6.3%
2010 2Q	10.0%	7.0%
2010 3Q	11.0%	6.5%
2010 4Q	10.8%	1.5%
2011 1Q	12.1%	6.8%
2011 2Q	12.7%	7.1%
2011 3Q	11.6%	7.0%
2011 4Q	10.2%	2.1%
2012 1Q	11.4%	7.4%
2012 2Q	12.0%	8.0%
2012 3Q	10.7%	7.2%
2012 4Q	8.1%	3.3%
2013 1Q	11.4%	7.7%
2013 2Q	11.3%	8.3%
2013 3Q	11.0%	7.5%
2013 4Q	10.8%	2.6%
2014 1Q	10.5%	7.2%
2014 2Q	11.7%	8.7%
2014 3Q	11.9%	8.9%
2014 4Q	10.5%	3.2%
2015 1Q	9.9%	8.0%
2015 2Q	10.2%	8.3%

出所：商務省「四半期財務報告（Quarterly Financial Report）」

注：

1. 大企業製造業とは総資産 2,500 万ドル以上の製造業をいう。また、中小製造業とは総資産 2,500 万ドル未満の製造業をいう。

2. 売上高税引前利益率＝税引前利益（損失）（Income (or loss) before income taxes）／売上高（純利益、収入および営業収益（Net sales, Receipts and Operating revenues））

9. 中小企業の安全性（自己資本比率）

資料名（調査名）	四半期財務報告
（原語）	Quarterly Financial Report
公表主体	商務省
（原語）	Department of commerce
データの出所	国勢調査局
（原語）	Census Bureau
調査の目的	アメリカの企業の収益性と財務状況について、包括的で時宜を得た情報を提供することにある。
調査の対象	法人（corporation）が対象であり、業種別には製造業では、国内資産25万ドル以上を有する企業、および鉱業、小売業、卸売業で国内資産5,000万ドル以上を有する企業である。
調査の根拠法令	合衆国法典第13編第91条（Title 13 of the United States Code, Section 91,）で定められた制度。
抽出方法	製造業、鉱業、小売・卸売業に属する大企業と、製造業に属する中小企業をサンプル抽出する。サンプル企業は、年間連邦所得税記録簿のデータを利用して、産業と総資産による層化無作為で抽出されている。企業の選出は、年間連邦所得税記録簿から更新される。製造業に属する総資産25万ドルから2億5,000万ドルの企業のデータについては、標本のパネル調査により推計している。四半期ごとに8分の1のサンプルが入れ替わる。
調査の方法	サンプル抽出された企業に対し、記入書類を郵送で発送し、郵送で収集する。
中小企業の定義	製造業における総資産2,500万ドル未満を中小企業とする。
自己資本比率の定義	自己資本比率＝株主資本（stockholders' equity）／総資産（total assets）
調査時点 調査時期	各四半期後、25日以内に調査対象企業が調査結果を提出する。 四半期ごとに実施。
調査の概要の出所	四半期財務報告書の解説ウェブサイト (http://www.census.gov/econ/qfr/about.html)

図表 10 規模別自己資本比率（製造業）

(単位: %)

期間	大企業製造業	中小製造業
2009 1Q	39.5	45.5
2009 2Q	38.8	44.4
2009 3Q	41.8	44.9
2009 4Q	43.2	44.8
2010 1Q	42.9	45.4
2010 2Q	43.3	45.5
2010 3Q	43.7	46.1
2010 4Q	44.5	45.6
2011 1Q	45.0	45.6
2011 2Q	45.8	46.1
2011 3Q	45.4	46.4
2011 4Q	44.0	46.3
2012 1Q	44.2	46.8
2012 2Q	43.9	47.9
2012 3Q	44.0	48.9
2012 4Q	43.6	47.9
2013 1Q	44.0	47.8
2013 2Q	43.7	47.7
2013 3Q	43.9	49.1
2013 4Q	45.3	48.5
2014 1Q	45.0	48.5
2014 2Q	44.8	48.6
2014 3Q	44.6	49.5
2014 4Q	43.2	49.6
2015 1Q	42.7	50.2
2015 2Q	42.5	51.1

出所：商務省「四半期財務報告 (Quarterly Financial Report)」

注：

1. 大企業製造業とは総資産 2,500 万ドル以上の製造業の企業をいう。また、中小製造業とは総資産 2,500 万ドル未満の製造業の企業をいう。
2. 自己資本比率＝株主資本 (stockholders' equity) / 総資産 (total assets)

10. 中小企業の生産性

10.1 従業者1人当たり付加価値額

資料 A

資料名（調査名）	中小企業の GDP：更新版 2002 年～2010 年 付録：NAICS 産業分類による産業別・企業規模別の国内総生産（名目 100 万ドル・企業規模による構成比率）
（原語）	Small Business GDP: Update 2002-2010 Appendix A: Gross Domestic Product by Industry and Business Size on a NAICS Industry basis, 1998-2001 (Old methodology), 2002-2010 (New methodology) (Millions of Nominal Dollars and Business Size Percent of Total)
公表主体	中小企業庁助成政策審議局 委託番号 SBAHQ- 10-M-0258 により、ワシントン DC のエコノミック・コンサルティング・サービス LLC が業務受託。
（原語）	Small Business Administration, Office of Advocacy Katherine Kobe, Economic Consulting Services, LLC Washington, D.C. 20036. Under contract SBAHQ- 10-M-0258
データの出所	商務省経済分析局が公表する主要産業の GDP 値から、統計局の合衆国事業体統計の年間データを使い企業規模別の GDP 値を分析。
（原語）	The Bureau of Economic Analysis (BEA) publishes GDP by major industry and by major value-added component. The data used to analyze the firm-size shares are produced primarily using annual data from the Census Bureau's Statistics of U.S. Businesses (SUSB).
調査の目的	アメリカ国内で生産された製品・サービスの市場価値である GDP について、非農業部門の産業別に大企業と中小企業による生産割合を調査すると共に、中小企業庁助成政策審議局による中小企業の GDP への寄与に関する調査の一環。
調査の対象	農業を除く全産業を対象とする。
調査の根拠法令	明示されていない
抽出方法	標本抽出
調査の方法	商務省経済分析局のデータ、統計局の合衆国事業体統計の年間データ等からの推計
中小企業の定義	雇用者 500 人未満の企業

付加価値の定義	産業における GDP は収入サイドから推計を行う。収入サイドの主要な構成要素は支払い給与（または労働者収入）、事業税、輸入関税から補助金額を差し引いた額、純利益である。
調査時点 調査時期	2002 年～2010 年までについて、2012 年に実施。 中小企業庁の委託を受けて実施された調査であり、定期的な更新は行われていない。
調査の概要の出所	中小企業庁ウェブサイト Small Business Research Summary (https://www.sba.gov/content/small-business-gdp-update-2002-2010)

資料 B

資料名（調査名）	開廃業による企業規模別・主要業種別企業数および雇用数の変化
（原語）	Establishment and Employment Changes from Births and Deaths by Firm Size and Major Industry
公表主体	中小企業庁助成政策審議局
（原語）	Small Business Administration, Office of Advocacy
データの出所	国勢調査局「合衆国事業体統計」
（原語）	Census Bureau, Statistics of U.S. Businesses(SUSB)
調査の目的	行政機関や連邦政府が中小企業の経済研究や規制分析を調査研究する際の基礎資料とするため。
調査の対象	調査対象は雇用企業の全産業。ただし、事業所数ベースの前年度事業所数及び開業数・廃業数には非雇用事業所を含まず、企業数ベースの前年度企業数及び開業数・廃業数には非雇用企業を含まない。
調査の根拠法令	明示されていない
抽出方法	全数調査
調査の方法	合衆国事業体統計のデータを元に加工している。
中小企業の定義	従業員数 500 名未満の事業体
開業、廃業の定義	引用資料では、開業／廃業は企業設立場所（original location）での数値と、他の事業所の場所（secondary location）の数値に分けられており、図表 5 の開廃業率では企業設立場所と他の事業所の数値の合計が従来から使用されていることから、Establishment の開廃業と定義される。（2010 年～2011 年の統計から Single Unit と Multi Unit という呼称に変更されている） 合衆国事業体統計では、事業所の開業（Establishment Births）とは、初年度の第 1 四半期には雇用事実がなかったが、次年度の第 1

	四半期には雇用事実のあった事業所を言い、事業所の廃業（Establishment Deaths）とは、初年度の第1四半期には雇用事実があったが、次年度の第1四半期には雇用事実がなかった事業所を言う。
調査時点 調査時期	各年の第1四半期を対象期間としている。 毎年実施。
調査の概要の出所	中小企業庁ウェブサイト (https://www.sba.gov/advocacy/firm-size-data) 第1四半期の雇用事実を基準にしている点について (http://www.census.gov/econ/susb/definitions.html)

算出方法：

従業者1人当たり付加価値額＝GDP値／雇用者数

GDP値：「中小企業のGDP：更新版2002年～2010年」のGDP値

雇用者数：「開廃業による企業規模別・主要業種別企業数および雇用数の変化」（大企業は、全雇用者数から中小企業の雇用者数を引いて算出）

図表 11 従業者1人当たり付加価値額

（単位：ドル）

（年）	大企業	中小企業
1999	68,343	68,834
2000	68,343	71,229
2001	70,543	73,022
2002	71,835	73,444
2003	79,230	74,850
2004	83,053	77,173
2005	88,501	80,113
2006	94,388	82,161
2007	96,847	86,562
2008	99,212	87,397
2009	100,723	90,266
2010	102,546	94,742

出所：（GDP値）中小企業庁助成政策審議局「中小企業のGDP：更新版2002年～2010年」

（雇用者数）中小企業庁助成政策審議局「開廃業による企業規模別・主要業種別企業数および雇用数の変化（ファイル名（U.S. static data））」

注：中小企業とは従業員500人未満を言う。

従業者1人当たり付加価値額＝年間GDP／年間平均従業員数（employment）

10.2 従業者 1 人当たり売上

資料 A

資料名 (調査名)	四半期財務報告
(原語)	Quarterly Financial Report
公表主体	商務省
(原語)	Department of commerce
データの出所	国勢調査局
(原語)	Census Bureau
調査の目的	アメリカの企業の収益性と財務状況について、包括的で時宜を得た情報を提供する。
調査の対象	法人 (corporation) が対象であり、業種別には製造業では、国内資産 25 万ドル以上を有する企業、および鉱業、小売業、卸売業で国内資産 5,000 万ドル以上を有する企業である。
調査の根拠法令	合衆国法典第 13 編第 91 条 (Title 13 of the United States Code, Section 91) で定められた制度。
抽出方法	製造業、鉱業、小売・卸売業に属する大企業と、製造業に属する中小企業をサンプル抽出する。サンプル企業は、年間連邦所得税記録簿のデータを利用して、産業と総資産による層化無作為で抽出されている。企業の選出は、年間連邦所得税記録簿から更新される。製造業に属する総資産 25 万ドルから 2 億 5,000 万ドルの企業のデータについては、標本のパネル調査により推計している。四半期ごとに 8 分の 1 のサンプルが入れ替わる。
調査の方法	サンプル抽出された企業に対し、記入書類を郵送で発送し、郵送で収集する。
中小企業の定義	製造業における総資産 2,500 万ドル未満を中小企業とする。
売上高の定義	全製造業の売上高 (純利益、収入および営業収益 (Net sales, Receipts and Operating revenues))
調査時点 調査時期	各四半期後、25 日以内に調査対象企業が調査結果を提出する。 四半期ごとに実施。
調査の概要の出所	四半期財務報告書の解説ウェブサイト (http://www.census.gov/econ/qfr/about.html)

資料 B

資料名（調査名）	中小企業経済活動 2012 （上記報告書は 2010 年までのデータに限定されているため、2011・2012 年のデータのみ、合衆国事業体統計から最新データを抽出した。）
（原語）	The Small Business Economy 2012
公表主体	中小企業庁助成政策審議局
（原語）	Small Business Administration, Office of Advocacy
データの出所	合衆国事業体統計ビジネスレジスターに基づいている。
（原語）	Statistics of U.S. Businesses (SUSB)
調査の目的	行政機関や連邦政府が中小企業の経済研究や規制分析を調査研究する際の基礎資料とするため。
調査の対象	農作物生産・畜産養殖（NAICS 111,112）、鉄道輸送（NAICS 482）、国営郵便サービス（NAICS 491）、年金基金・保健基金・厚生基金・休暇基金（NAICS 525110, 525120, 525190）、信託・財産・代理勘定（NAICS 525920）、個人宅家事（NAICS 814）、行政（NAICS 92）を除く業種が対象。また、酒類卸業事業所（NAICS 4228）、酒類小売店舗（NAICS 44531）、連邦公認金融組合（NAICS 522130）、病院（NAICS 622）以外の政府系事業所は含まれない。
調査の根拠法令	明示されていない
抽出方法	業務に付随したデータの活用による全数調査
調査の方法	ビジネスレジスターのうち、基礎データとして、既知の単一および複数事業所雇用企業（single and multi-establishment employer companies）全てを収めたファイルを利用。複数事業所雇用企業の個別事業所については、データの出所は企業組織調査（Company Organization Survey）、単一事業所雇用企業については、年間製造業調査（Annual Survey of Manufactures）や最新事業体調査（Current Business Survey）など国勢調査局の様々なプログラムや、内国歳入庁（Internal Revenue Service）、社会保障局（Social Security Administration）、労働統計局（Bureau of Labor Statistics）の行政記録を活用。
中小企業の定義	中小企業は被用者数 500 名未満の事業体 ※「事業体」の定義については<参考>を参照。
被用者数の定義	企業の被用者（employee）数とは、直近 12 ヶ月の各給与支払期間に雇用された者の平均人数をいう。給与支払台帳に記載されている者は、実働時間あるいは一時雇用にかかわらず、被用者として算入されな

	<p>ればならない。事業が12ヶ月に満たない企業の被用者数は、その企業が事業を行った各給与支払期間の平均に基づく⁹。</p> <p>従業者数 (Employment) とは、有給従業者数は、3月12日までの給与支払期間に給与支払台帳で記録された常勤および非常勤被用者 (full and part-time employees) からなり、これら被用者には法人の給与制役員及び経営者 (salaried officers and executives of corporations) が含まれる。また、病欠、休日、休暇中の被用者は含まれるが、法人化されていない事業体の事業主と出資社員 (proprietors and partners of unincorporated businesses) は含まれない¹⁰。</p>
調査時点	不明。
調査時期	毎年実施。2012年調査では2010年の数値が発表される。
調査の概要の出所	<p>中小企業庁ウェブサイト (https://www.sba.gov/advocacy/small-business-economy)</p> <p>合衆国事業体統計に関する調査対象および調査方法の定義 (https://www.census.gov/econ/susb/introduction.html)</p>

算出方法：

従業者1人当たり売上＝売上高／雇用者数

売上：Net sales, receipts, and operating revenues

雇用者数：「中小企業経済活動2012」の大企業・中小企業（製造業）の雇用者数

図表 12 従業者1人当たり売上（製造業）

(単位:ドル)

(年)	大企業	中小企業
2005	639,783	91,764
2006	686,290	97,549
2007	737,675	103,649
2008	795,405	105,544
2009	717,006	98,702
2010	877,555	111,850
2011	981,307	119,458
2012	992,471	119,624

出所：(売上) 商務省四半期財務報告書 (Quarterly Financial Report)

(雇用者数) 中小企業庁助成政策審議局中小企業経済活動2012

注：従業者1人当たり売上＝製造業売上／製造業雇用者数

⁹ 中小企業庁ウェブサイト内「被用者数の決定方法 How to Determine Number of Employees?」

<http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/CFR-2015-title13-vol1/pdf/CFR-2015-title13-vol1-sec121-106.pdf>

¹⁰ 国勢調査局ウェブサイト内「アメリカ合衆国事業体統計 定義」

<http://www.census.gov/econ/susb/definitions.html>

10.3 従業者 1 人当たり純利益

資料 A

資料名 (調査名)	四半期財務報告
(原語)	Quarterly Financial Report
公表主体	商務省
(原語)	Department of commerce
データの出所	国勢調査局
(原語)	Census Bureau
調査の目的	アメリカの企業の収益性と財務状況について、包括的で時宜を得た情報を提供する。
調査の対象	法人 (corporation) が対象であり、業種別には製造業では、国内資産 25 万ドル以上を有する企業、および鉱業、小売業、卸売業で国内資産 5,000 万ドル以上を有する企業である。
調査の根拠法令	合衆国法典第 13 編第 91 条 (Title 13 of the United States Code, Section 91) で定められた制度。
抽出方法	製造業、鉱業、小売・卸売業に属する大企業と、製造業に属する中小企業をサンプル抽出する。サンプル企業は、年間連邦所得税記録簿のデータから、産業と総資産による層化無作為に抽出される。製造業に属する総資産 25 万ドルから 2 億 5,000 万ドルの企業のデータについては、標本のパネル調査により推計している。四半期ごとに 8 分の 1 のサンプルが入れ替わる。
調査の方法	サンプル抽出された企業に対し、記入書類を郵送で発送し、郵送で収集する。
中小企業の定義	製造業における総資産 2,500 万ドル未満を中小企業とする。
純利益の定義	全製造業の税引後利益 (損失) (Income(or loss)from operations after taxes)
調査時点	各四半期後、25 日以内に調査対象企業が調査結果を提出する。
調査時期	四半期ごとに実施
調査の概要の出所	四半期財務報告書の解説ウェブサイト (http://www.census.gov/econ/qfr/about.html)

資料 B

資料名 (調査名)	中小企業経済活動 2012 (上記報告書は 2010 年までのデータに限定されているため、2011・2012 年のデータのみ、合衆国事業体統計から最新データを抽出した。)
(原語)	The Small Business Economy 2012

公表主体	中小企業庁助成政策審議局
(原語)	Small Business Administration, Office of Advocacy
データの出所	合衆国事業体統計ビジネスレジスターに基づいている。
(原語)	Statistics of U.S. Businesses (SUSB)
調査の目的	行政機関や連邦政府が中小企業の経済研究や規制分析を調査研究する際の基礎資料とするため。
調査の対象	農作物生産・畜産養殖 (NAICS 111,112)、鉄道輸送 (NAICS 482)、国営郵便サービス (NAICS 491)、年金基金・保健基金・厚生基金・休暇基金 (NAICS 525110, 525120, 525190)、信託・財産・代理勘定 (NAICS 525920)、個人宅家事 (NAICS 814)、行政 (NAICS 92) を除く業種が対象。また、酒類卸業事業所 (NAICS 4228)、酒類小売店舗 (NAICS 44531)、連邦公認金融組合 (NAICS 522130)、病院 (NAICS 622) 以外の政府系事業所は含まれない。
調査の根拠法令	明示されていない
抽出方法	業務に付随したデータの活用による全数調査
調査の方法	ビジネスレジスターのうち、基礎データとして、既知の単一および複数事業所雇用企業 (single and multi-establishment employer companies) 全てを収めたファイルを利用。複数事業所雇用企業の個別事業所については、データの出所は企業組織調査 (Company Organization Survey)、単一事業所雇用企業については、年間製造業調査 (Annual Survey of Manufactures) や最新事業体調査 (Current Business Survey) など国勢調査局の様々なプログラムや、内国歳入庁 (Internal Revenue Service)、社会保障局 (Social Security Administration)、労働統計局 (Bureau of Labor Statistics) の行政記録を活用。
中小企業の定義	中小企業は被用者数 500 名未満の事業体 ※「事業体」の定義については<参考>を参照。
被用者数の定義	企業の被用者 (employee) 数とは、直近 12 ヶ月の各給与支払期間に雇用された者の平均人数をいう。給与支払台帳に記載されている者は、実働時間あるいは一時雇用にかかわらず、被用者として算入されなければならない。事業が 12 ヶ月に満たない企業の被用者数は、その企業が事業を行った各給与支払期間の平均に基づく ¹¹ 。 従業者数 (Employment) とは、有給従業者数は、3 月 12 日までの給

¹¹ 中小企業庁ウェブサイト内「被用者数の決定方法 How to Determine Number of Employees?」
<http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/CFR-2015-title13-vol1/pdf/CFR-2015-title13-vol1-sec121-106.pdf>

	与支払期間に給与支払台帳で記録された常勤および非常勤被用者 (full and part-time employees) からなり、これら被用者には法人の給与制役員及び経営者 (salaried officers and executives of corporations) が含まれる。また、病欠、休日、休暇中の被用者は含まれるが、法人化されていない事業体の事業主と出資社員 (proprietors and partners of unincorporated businesses) は含まれない ¹² 。
調査時点 調査時期	不明。 毎年実施。2012年調査では2010年の数値が発表される。
調査の概要の出所	中小企業庁ウェブサイト (https://www.sba.gov/advocacy/small-business-economy) 合衆国事業体統計に関する調査対象および調査方法の定義 (https://www.census.gov/econ/susb/introduction.html)

算出方法：

従業者 1 人当たり純利益＝純利益／雇用者数

純利益：全製造業の税引後利益（損失）(Income(or loss)from operations after taxes)

雇用者数：「中小企業経済活動 2012」の中小企業（製造業）の雇用者数

図表 13 従業者数 1 人当たり純利益（製造業）

(単位:ドル)

	全企業	中小企業
2006	34,596	5,107
2007	32,916	5,374
2008	20,175	4,333
2009	24,623	2,954
2010	44,047	5,217
2011	54,043	5,990
2012	50,386	6,830

出所：(純利益) 商務省四半期財務報告書 (Quarterly Financial Report)

(雇用者数) 中小企業庁助成政策審議局中小企業経済活動 2012

注：従業者 1 人当たり純利益＝製造業税引き後利益/製造業雇用者数
売上での「中小企業」と雇用者数の「中小企業」の定義は異なる。税引き後利益では、総資産 2,500 万ドル未満の製造業の企業を「中小企業」として概算している。一方で、雇用者数の「中小企業」は 500 人未満の企業を指す。

¹² 国勢調査局ウェブサイト内「アメリカ合衆国事業体統計 定義」

<http://www.census.gov/econ/susb/definitions.html>

11. 中小企業の成長性（前年比増収率）

資料名（調査名）	四半期財務報告
（原語）	Quarterly Financial Report
公表主体	商務省
（原語）	Department of commerce
データの出所	国勢調査局
（原語）	Census Bureau
調査の目的	アメリカの企業の収益性と財務状況について、包括的で時宜を得た情報を提供する。
調査の対象	法人（corporation）が対象であり、業種別には製造業では、国内資産25万ドル以上を有する企業、および鉱業、小売業、卸売業で国内資産5,000万ドル以上を有する企業である。
調査の根拠法令	合衆国法典第13編第91条（Title 13 of the United States Code, Section 91）で定められた制度。
抽出方法	製造業、鉱業、小売・卸売業に属する大企業と、製造業に属する中小企業をサンプル抽出する。サンプル企業は、年間連邦所得税記録簿のデータから、産業と総資産による層化無作為に抽出されている。製造業に属する総資産25万ドルから2億5,000万ドルの企業のデータについては、標本のパネル調査により推計している。四半期ごとに8分の1のサンプルが入れ替わる。
調査の方法	サンプル抽出された企業に対し、記入書類を郵送で発送し、郵送で収集する。
中小企業の定義	製造業における総資産2,500万ドル未満を中小企業とする。
売上の定義	全製造業の売上高（純利益、収入および営業収益（Net sales, Receipts and Operating revenues））
調査時点	各四半期後、25日以内に調査対象企業が調査結果を提出する。
調査時期	四半期ごとに実施
調査の概要の出所	四半期財務報告書の解説ウェブサイト (http://www.census.gov/econ/qfr/about.html)

算出方法：

成長性 = (当年売上高 - 前年売上高) / 前年売上高 × 100%

図表 14 前年比増収率

期間	大企業製造業	中小製造業
2005-2006	6.1%	6.2%
2006-2007	4.8%	3.7%
2007-2008	5.3%	0.7%
2008-2009	-25.1%	-20.1%
2009-2010	11.7%	6.6%
2010-2011	11.6%	7.4%
2011-2012	2.6%	2.4%
2012-2013	1.1%	0.6%
2013-2014	2.4%	2.4%

出所：商務省「四半期財務報告 (Quarterly Financial Report)」

注：

1. 大企業製造業とは総資産 2,500 万ドル以上の製造業をいう。また、中小製造業とは総資産 2,500 万ドル未満の製造業をいう。
2. 前年比増収率 = (当年売上高 - 前年売上高) / 前年売上高

12. 中小企業の融資額、その全企業に占める割合

資料名（調査名）	アメリカにおける中小企業融資 2013 年
（原語）	Small Business Lending in the United States 2013
公表主体	中小企業庁助成政策審議局
（原語）	Small Business Administration, Office of Advocacy
データの出所	信用組合と外国銀行を除く全ての連邦預金保険加入預金貸出機関（貯蓄銀行、協同銀行、貯蓄貸付組合、商業銀行）から入手した 2008 年から 2013 年に亘るコールレポート（財政状態及び損益の連結報告書）、および 2012 年地域再投資法（CRA）報告書による特別集計。
（原語）	The report is based on data that banks provide to their regulating agencies through Consolidated Reports of Condition and Income (Call Reports) and Community Reinvestment Act (CRA) reports. Please note that this report examines all small business lenders filing Call Reports,
調査の目的	銀行から中小企業への融資の実体を調査し、中小企業事業主と中小企業向け融資市場に携わる銀行に情報を提供する。銀行の中小企業向け融資の変化や割合を分析し各銀行を評価する。
調査の対象	明示されていない
調査の根拠法令	明示されていない
抽出方法	明示されていない
調査の方法	報告者である金融機関の報告書提出による。銀行から規制当局に報告される「コールレポート」（財政状態および損益の連結報告書）と「地域再投資法に基づいて義務付けられる報告書」のデータを利用している。
中小企業の定義	従業者規模や資産規模については触れられず、融資規模別のデータで判断されている。中小企業融資は融資規模 100 万ドル未満の企業融資、零細企業融資は融資規模 10 万ドル未満の企業融資と定義されている。
融資の定義	融資は、商業不動産（Commercial Real Estate）と商業及び工業融資（Commercial and Industrial）に分類される。
調査時点	毎年 6 月のコールレポートを利用。
調査時期	毎年実施。
調査の概要の出所	中小企業庁ウェブサイト 中小企業調査概要 (https://www.sba.gov/sites/default/files/2013-Small-Business-Lending-Study.pdf)

図表 15 中小企業の融資額

融資規模	単位	2008	2009	2010	2011	2012	2013
10万ドル未満	金額(10億ドル)	170.2	160.9	159.3	139.6	138.2	140.9
	件数(百万件)	25.0	21.0	20.3	20.4	21.7	21.1
10万～100万ドル未満	金額(10億ドル)	541.2	534.2	492.9	467.5	449.6	444.4
	件数(百万件)	2.2	2.2	2.1	1.9	1.9	1.9
100万ドル未満	金額(10億ドル)	711.5	695.2	652.2	606.9	585.7	585.3
	件数(百万件)	27.2	23.2	22.4	21.3	23.5	22.9
100万ドル以上	金額(10億ドル)	1,797.8	1,755.3	1,599.1	1,691.2	1,893.6	2,061.3
企業向け融資総額	金額(10億ドル)	2,509.3	2,450.6	2,251.3	2,298.2	2,481.5	2,646.6
中小・零細企業向け融資の割合	(%)	28.4	28.4	29.0	26.4	23.7	22.1

出所：中小企業庁「アメリカにおける中小企業融資 2013年」

注：

1. 零細企業融資は融資規模 10 万ドル未満の企業融資と定義している。
2. 中小企業融資は融資規模 100 万ドル未満の企業融資と定義している。

13. 中小企業の社債発行額、その全企業に占める割合

アメリカにおいては、社債発行全額とその全企業に占める中小企業の割合が把握できるような政府資料や銀行資料は存在しない。ただし、社債に関連する指標として、アメリカ証券業金融市場協会（SIFMA）がアメリカ企業の総資本と社債発行額を公表している。

資料名（調査名）	統計資料（アメリカ資本統計、アメリカ社債発行）
（原語）	Statistics (US Equity Stats, US Corporate Bond Issuance)
公表主体	アメリカ証券業金融市場協会（SIFMA）
（原語）	Securities Industry and Financial Markets Association (SIFMA)
データの出所	発行時点において信頼できると判断された以下のような複数データを参照している。 社債発行額：トムソン・ロイター 総資本額：トムソン・ロイター、ニューヨーク証券取引所（NYSE）、ナスダック取引所（NASDAQ）、NYSE、ARCA、BATS 取引所
（原語）	SIFMA obtained this information from multiple sources believed to be reliable as of the date of publication Corporate Bond Issuance: Thomson Reuters Total Equity: Thomson Reuters, NYSE, NASDAQ, ARCA, BATS
調査の目的	情報提供によって、金融市場、投資家の機会、資本形成、雇用創出を強固にする。
調査の対象	明示されていない
調査の根拠法令	明示されていない
抽出方法	明示されていない
調査の方法	複数の情報源からデータを収集
中小企業の定義	明示されていない
自己資本比率の定義	自己資本比率＝株主資本（stockholders' equity）／総資産（total assets）
調査時点	毎月。
調査時期	明示されていない。
調査の概要の出所	SIFMA ウェブサイト (http://www.sifma.org/research/statistics.aspx)

図表 16 社債発行額と総資本に占める割合

(単位:10億ドル)

年	総資本	社債発行額	社債発行額／総資本
1990	23.90	-	-
1991	75.90	-	-
1992	101.80	-	-
1993	130.80	-	-
1994	76.90	-	-
1995	97.10	-	-
1996	151.90	343.70	2.26
1997	153.40	466.00	3.04
1998	152.70	610.70	4.00
1999	191.70	629.20	3.28
2000	204.50	637.05	3.12
2001	169.70	854.42	5.03
2002	154.00	667.27	4.33
2003	156.30	848.76	5.43
2004	202.70	813.13	4.01
2005	190.40	782.54	4.11
2006	190.50	1122.18	5.89
2007	247.50	1204.99	4.87
2008	242.61	751.61	3.10
2009	264.17	934.85	3.54
2010	261.65	1089.27	4.16
2011	198.38	1042.39	5.25
2012	281.77	1387.60	4.92
2013	300.65	1413.83	4.70
2014	311.41	1478.37	4.75

出所：アメリカ証券業金融市場協会統計データ

注：社債の数値について、2000年以降は転換社債（CB）を含む。

14. 有効求人倍率

アメリカでは、有効求人倍率（求人数／求職者数）に関して政府関連機関からデータが公開されていない。このため、労働統計局が取りまとめている失業者数／求人数のデータを利用し、その逆数を「求人倍率」として示した。

資料名（調査名）	月次労働力レビュー（求人労働異動調査）
（原語）	Monthly Labor Review (Job Openings and Labor Turnover Survey (JOLTS))
公表主体	労働省労働統計局
（原語）	Department of Labor, Bureau of Labor Statistics
データの出所	労働省労働統計局
（原語）	Department of Labor, Bureau of Labor Statistics
調査の目的	求人、雇用、離職について多面的な情報を集めることで、失業に関する労働市場の状況を適切に把握し分析する。
調査の対象	50州およびコロンビア特別区の NAICS の分類に基づく農業以外の産業の約 1 万 6,000 企業について、全雇用者数、欠員数、雇用と離職などに関するデータを収集する。
調査の根拠法令	明示されていない
抽出方法	全数調査
調査の方法	アトランタ JOLTS データ収集センターが情報を収集する。
データの用途	経済政策策定、景気循環分析、企業募集人残存率算出、経済調査・計画、産業調査実施、教育および就業訓練などに利用される。
調査時点・時期	各データによって異なる調査時点・時期で集計している。 全雇用者数：毎月の 12 日を含む給与期間の雇用者数 欠員：当該月の最終営業日 雇用と離職：毎月実施
調査の概要の出所	労働統計局ウェブサイト (http://www.bls.gov/jlt/jltover.htm)

図表 17 求人倍率

求人倍率							
2000年12月	91%						
2001年1月	91%	2005年1月	45%	2009年1月	23%	2013年1月	30%
2001年2月	77%	2005年2月	48%	2009年2月	22%	2013年2月	33%
2001年3月	77%	2005年3月	50%	2009年3月	19%	2013年3月	33%
2001年4月	77%	2005年4月	53%	2009年4月	16%	2013年4月	32%
2001年5月	71%	2005年5月	50%	2009年5月	17%	2013年5月	33%
2001年6月	67%	2005年6月	53%	2009年6月	16%	2013年6月	33%
2001年7月	67%	2005年7月	56%	2009年7月	15%	2013年7月	33%
2001年8月	59%	2005年8月	56%	2009年8月	15%	2013年8月	34%
2001年9月	56%	2005年9月	56%	2009年9月	16%	2013年9月	36%
2001年10月	48%	2005年10月	56%	2009年10月	15%	2013年10月	37%
2001年11月	43%	2005年11月	59%	2009年11月	16%	2013年11月	37%
2001年12月	43%	2005年12月	59%	2009年12月	16%	2013年12月	38%
2002年1月	43%	2006年1月	59%	2010年1月	18%	2014年1月	38%
2002年2月	42%	2006年2月	59%	2010年2月	17%	2014年2月	40%
2002年3月	43%	2006年3月	63%	2010年3月	18%	2014年3月	40%
2002年4月	38%	2006年4月	63%	2010年4月	20%	2014年4月	45%
2002年5月	42%	2006年5月	63%	2010年5月	20%	2014年5月	48%
2002年6月	40%	2006年6月	63%	2010年6月	19%	2014年6月	50%
2002年7月	40%	2006年7月	56%	2010年7月	20%	2014年7月	50%
2002年8月	42%	2006年8月	63%	2010年8月	20%	2014年8月	53%
2002年9月	40%	2006年9月	67%	2010年9月	19%	2014年9月	50%
2002年10月	42%	2006年10月	67%	2010年10月	21%	2014年10月	53%
2002年11月	42%	2006年11月	67%	2010年11月	20%	2014年11月	53%
2002年12月	36%	2006年12月	67%	2010年12月	20%	2014年12月	56%
2003年1月	43%	2007年1月	63%	2011年1月	21%		
2003年2月	40%	2007年2月	67%	2011年2月	22%		
2003年3月	36%	2007年3月	71%	2011年3月	23%		
2003年4月	36%	2007年4月	67%	2011年4月	22%		
2003年5月	36%	2007年5月	67%	2011年5月	22%		
2003年6月	36%	2007年6月	67%	2011年6月	23%		
2003年7月	36%	2007年7月	63%	2011年7月	25%		
2003年8月	37%	2007年8月	63%	2011年8月	23%		
2003年9月	34%	2007年9月	63%	2011年9月	26%		
2003年10月	37%	2007年10月	59%	2011年10月	25%		
2003年11月	38%	2007年11月	59%	2011年11月	24%		
2003年12月	40%	2007年12月	56%	2011年12月	27%		
2004年1月	40%	2008年1月	56%	2012年1月	29%		
2004年2月	42%	2008年2月	53%	2012年2月	28%		
2004年3月	40%	2008年3月	53%	2012年3月	30%		
2004年4月	42%	2008年4月	50%	2012年4月	29%		
2004年5月	45%	2008年5月	48%	2012年5月	29%		
2004年6月	42%	2008年6月	43%	2012年6月	29%		
2004年7月	48%	2008年7月	42%	2012年7月	29%		
2004年8月	45%	2008年8月	38%	2012年8月	29%		
2004年9月	48%	2008年9月	33%	2012年9月	30%		
2004年10月	48%	2008年10月	32%	2012年10月	30%		
2004年11月	43%	2008年11月	29%	2012年11月	31%		
2004年12月	48%	2008年12月	27%	2012年12月	29%		

出所：労働統計局「月次労働力レビュー」

15. 失業率

アメリカでは、失業率に関し中小企業に限られたデータは存在しない。労働省労働統計局により、全企業の失業率に関するデータが公開されている。

資料名（調査名）	人口動態調査（CPS）
（原語）	Current Population Survey (CPS; household survey)
公表主体	労働省労働統計局
（原語）	Department of Labor, Bureau of Labor Statistics
データの出所	労働省労働統計局
（原語）	Department of Labor, Bureau of Labor Statistics
調査の目的	労働力統計の主要指標にすると共に、アメリカ経済や社会福祉の健全度を判断するための基礎データとしてアメリカ国民に提供する。
調査の対象	一般の6万世帯
調査の根拠法令	明示されていない
抽出方法	総人口から15歳以下、軍人、施設収容されている人などを差し引いた人口を無作為に抽出する。
調査の方法	調査対象者に対面式または電話で仕事と求職の活動状況を質問し、雇 用者、失業者、非労働力のいずれかに分類する。
データの用途	経営者、消費者、求職者、研究者、政策立案者などの利用に供する。
調査時点	毎月の12日を含む週に調査を行う。
調査時期	不明。
調査の概要の出所	労働統計局の「人口動態調査」 (http://data.bls.gov/cgi-bin/surveymost) 労働統計局の「雇用状況テクニカルノート」 (http://www.bls.gov/news.release/empsit.tn.htm)

図表 18 失業率 (%)

年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
2000	4.0	4.1	4.0	3.8	4.0	4.0	4.0	4.1	3.9	3.9	3.9	3.9
2001	4.2	4.2	4.3	4.4	4.3	4.5	4.6	4.9	5.0	5.3	5.5	5.7
2002	5.7	5.7	5.7	5.9	5.8	5.8	5.8	5.7	5.7	5.7	5.9	6.0
2003	5.8	5.9	5.9	6.0	6.1	6.3	6.2	6.1	6.1	6.0	5.8	5.7
2004	5.7	5.6	5.8	5.6	5.6	5.6	5.5	5.4	5.4	5.5	5.4	5.4
2005	5.3	5.4	5.2	5.2	5.1	5.0	5.0	4.9	5.0	5.0	5.0	4.9
2006	4.7	4.8	4.7	4.7	4.6	4.6	4.7	4.7	4.5	4.4	4.5	4.4
2007	4.6	4.5	4.4	4.5	4.4	4.6	4.7	4.6	4.7	4.7	4.7	5.0
2008	5.0	4.9	5.1	5.0	5.4	5.6	5.8	6.1	6.1	6.5	6.8	7.3
2009	7.8	8.3	8.7	9.0	9.4	9.5	9.5	9.6	9.8	10.0	9.9	9.9
2010	9.8	9.8	9.9	9.9	9.6	9.4	9.4	9.5	9.5	9.4	9.8	9.3
2011	9.2	9.0	9.0	9.1	9.0	9.1	9.0	9.0	9.0	8.8	8.6	8.5
2012	8.3	8.3	8.2	8.2	8.2	8.2	8.2	8.0	7.8	7.8	7.7	7.9
2013	8.0	7.7	7.5	7.6	7.5	7.5	7.3	7.2	7.2	7.2	7.0	6.7
2014	6.6	6.7	6.6	6.2	6.3	6.1	6.2	6.1	5.9	5.7	5.8	5.6
2015	5.7	5.5	5.5	5.4	5.5	5.3	5.3	5.1	5.1	5.0		

出所：労働統計局「人口動態調査」

16. 規模別（大企業・中小企業）の倒産件数

資料名（調査名）	中小企業の経済活動 2012
（原語）	The Small Business Economy 2012
公表主体	中小企業庁助成政策審議局
（原語）	Small Business Administration (SBA), Office of Advocacy
データの出所	合衆国裁判所管理局「企業破産申告」
（原語）	Administrative Office of the U.S. Courts (business bankruptcy filings)
調査の目的	明示されていない。
調査の対象	事業体（business）を対象とする。
調査の根拠法令	破産法（Bankruptcy laws）
抽出方法	業務から得られた情報
調査の方法	業務から得られた情報の加工
中小企業の定義	明示されていない。
倒産の定義	債権者への支払い不能に陥り、合衆国裁判所管理局へ企業破産申告を行うこと。
調査時点 調査時期	合衆国裁判所管理局での破産統計は四半期ごとに実施されている。
調査の概要の出所	中小企業庁ウェブサイト (https://www.sba.gov/advocacy/small-business-economy) 合衆国裁判所管理局ウェブサイト (http://www.uscourts.gov/Statistics/BankruptcyStatistics.aspx)

図表 19 倒産件数

年次	倒産件数
1985	70,644
1986	79,926
1987	81,463
1988	62,845
1989	62,449
1990	64,853
1991	71,549
1992	70,643
1993	62,304
1994	52,374
1995	51,959
1996	53,549
1997	54,027
1998	44,367
1999	37,884
2000	35,472
2001	40,099
2002	38,540
2003	35,037
2004	34,317
2005	39,201
2006	19,695
2007	28,322
2008	43,546
2009	60,837
2010	56,282
2011	47,806

出所：合衆国裁判所管理局「企業破産申告」

注：破産の合計数は準州におけるものも含む。

17. 企業の生存率

アメリカでは、企業の生存率に関して中小企業に限定したデータは存在しない。労働省労働統計局により、全企業の生存率に関するデータが公開されている。

資料名（調査名）	企業雇用動態（雇用及び給与に関する四半期センサス）
（原語）	Business Employment Dynamics（Quarterly Census of Employment and Wages）
公表主体	労働省労働統計局
（原語）	Department of Labor, Bureau of Labor Statistics
データの出所	労働省労働統計局
（原語）	Department of Labor, Bureau of Labor Statistics
調査の目的	アメリカ全土における雇用の増減を四半期ごとに集計することで、企業の雇用レベルの変化を示し、労働市場の動態を明らかにする。
調査の対象	州失業保険加入事業所、及び、連邦職員（公務員）失業補償プログラムに加入する連邦機関。
調査の根拠法令	明示されていない
抽出方法	調査対象全て（アメリカにおける全雇用の約98%をカバー）
調査の方法	州の機関から労働統計局にデータが送付される。
データの用途	経済学者、政策立案者、義業経営者などがビジネスサイクルと雇用動態の関連を理解するために用いることができる。
調査時点	四半期の最終月。
調査時期	四半期ごと。
調査の概要の出所	労働統計局ウェブサイト (http://www.bls.gov/bdm/bdmover.htm)

図表 20 企業の生存率

(単位:%)

操業後年数	年																
	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
1	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
2	79.8	79.2	79.0	78.8	80.6	79.6	78.9	75.5	78.4	79.2	79.1	80.0	78.3	77.2	74.4	76.3	-
3	68.5	68.5	67.6	68.7	69.1	67.6	66.3	64.5	67.5	68.4	69.1	68.7	66.2	63.4	62.4	-	-
4	61.2	60.5	60.4	60.6	60.2	59.0	58.5	57.5	60.2	61.4	61.3	60.1	56.1	54.9	-	-	-
5	54.9	54.7	54.1	53.5	53.6	53.2	53.1	52.4	55.0	55.3	54.7	52.2	49.3	-	-	-	-
6	50.2	49.5	48.8	48.1	48.7	48.7	48.6	48.2	50.4	50.1	48.2	46.5	-	-	-	-	-
7	45.8	45.0	44.5	44.2	45.0	45.0	45.1	44.5	46.3	44.7	43.7	-	-	-	-	-	-
8	42.1	41.4	41.2	41.0	41.9	42.1	42.1	41.2	42.0	40.9	-	-	-	-	-	-	-
9	38.9	38.6	38.5	38.2	39.4	39.3	39.1	37.6	38.7	-	-	-	-	-	-	-	-
10	36.4	36.3	36.0	36.2	37.0	36.8	36.0	34.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11	34.2	34.1	34.0	34.0	34.8	33.9	33.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
12	32.4	32.2	32.1	32.1	32.2	31.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13	31.0	30.5	30.4	29.8	30.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14	29.3	29.0	28.6	28.1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15	27.8	27.1	26.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16	26.0	25.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
17	24.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

出所：労働統計局「雇用及び給与に関する四半期センサス」

18. 中小企業に占める輸出企業の割合

資料名（調査名）	(輸出企業数) 合衆国輸出企業の統計データ (規模別企業数) 企業規模別データ
(原語)	Profile of U.S. Exporting Companies Firm Size Data
公表主体	国勢調査局外国貿易課 中小企業庁助成政策審議局
(原語)	Foreign Trade Division, U.S. Census Bureau Small Business Administration, Office of Advocacy
データの出所	国勢調査局・財務省の支援あり、 国勢調査局・合衆国事業体統計
(原語)	U.S. Census Bureau, The Treasury Department assists in the conduct of this program Census Bureau, Statistics of U.S. Businesses(SUSB)
中小企業の定義	従業員数 500 名未満の事業体
出荷企業の定義	輸出製品の統計は、税関に提出される発送者輸出申告書 (Shipper's Export Declaration)、輸出者またはその代理人から電子的に提出され る同様のデータ、2 国間条約に基づいてカナダからアメリカに提出され るデータの 3 種類から集計される。
調査時点 調査時期	常時収集。統計処理は毎月行われ、各月末の約 40 日～45 日後に報告。 各年の第 1 四半期を対象期間として毎年実施。
調査の概要の出所	国勢調査局外国貿易課のウェブサイト (http://www.census.gov/foreign-trade/about/index.html) 中小企業庁ウェブサイト (https://www.sba.gov/advocacy/firm-size-data)

図表 21 中小企業に占める輸出企業の割合

		2011 年					
		金額(100 万ドル)	輸出企業	企業数		割合	
全産業		1,319,942	302,260	全産業	5,684,424	5.3%	
	従業員数別	従業員数不明	127,424	117,646			
		1 人～19 人	95,301	114,468	1 人～19 人	5,104,014	2.2%
		20 人～49 人	47,225	31,655	20 人～99 人	481,496	9.8%
		50 人～99 人	49,554	15,727			
		100 人～249 人	70,901	11,688			
		250 人～499 人	49,694	4,410	100～499 人	81,243	19.8%
		500 人以上	879,843	6,666	500 人以上	17,671	37.7%
製造業		787,785	73,861	製造業	254,941	29.0%	
	従業員数別	従業員数不明	43,889	17,086			
		1 人～19 人	8,168	24,578	1 人～19 人	193,158	12.7%
		20 人～49 人	13,157	13,906	20 人～99 人	46,589	46.6%
		50 人～99 人	21,780	7,806			
		100 人～249 人	31,759	5,905			
		250 人～499 人	29,810	2,127	100～499 人	11,670	68.8%
		500 人以上	639,222	2,453	500 人以上	3,524	69.6%
卸売業		302,763	101,084	製造業	309,146	32.7%	
	従業員数別	従業員数不明	40,188	34,383			
		1 人～19 人	64,084	49,188	1 人～19 人	265,735	18.5%
		20 人～49 人	24,528	9,634	20 人～99 人	33,221	40.7%
		50 人～99 人	16,295	3,894			
		100 人～249 人	30,393	2,429			
		250 人～499 人	12,590	804	100～499 人	7,376	43.8%
		500 人以上	114,686	752	500 人以上	2,814	26.7%

出所（左）：統計局・企業規模・産業種別企業数および輸出実績

出所（右）：規模別別データ

※従業員数不明は、雇用者数データがない企業や、年間人件費についての報告はあったが、従業員についての報告がなかった企業も含む。

中華人民共和國

目 次

【中 国】

1. 中小企業の企業数、その全企業数に占める割合.....	276
2. 中小企業の雇用者数、その全企業に占める割合.....	279
3. 中小企業の生産額、その全企業に占める割合.....	282
4. 中小企業の出荷額、その全企業に占める割合.....	285
6. 中小企業の販売額、その全企業に占める割合.....	287
8. 中小企業の収益性.....	289
8.1 売上高営業利益率.....	289
8.2 売上高税引前利益率.....	292
9. 中小企業の安全性（自己資本比率）.....	295
10. 中小企業の生産性.....	298
10.2 従業者1人当たり売上.....	298
10.3 従業者1人当たり純利益.....	300
11. 中小企業の成長性（前年比増収率）.....	302
15. 失業率.....	304

VII 中華人民共和国

項目	中国
1. 中小企業の企業数、その全企業数に占める割合	343,135 社 97.33% 企業規模別企業数(工業・規模以上企業のみ) 2013 年
2. 中小企業の雇用者数、その全企業に占める割合	5,935.73 万人 64.75% 企業規模別従業員数(工業・規模以上企業のみ) 2011 年
3. 中小企業の生産額、その全企業に占める割合	442,658 億元 52.04% 企業規模別工業生産額(工業・規模以上企業のみ) 2013 年
4. 中小企業の出荷額、その全企業に占める割合	442,229.70 億元 41.49% 企業規模別工業出荷額(工業・規模以上企業のみ) 2012 年
5. 中小企業の付加価値額、その全企業に占める割合	データ無し
6. 中小企業の販売額、その全企業に占める割合	542,298.83 億元 59.61% 企業規模別工業販売額(工業・規模以上企業のみ) 2012 年
7. 開廃業率	データ無し
< 中小企業の収益性 > 8.1 売上高営業利益率	6.84% 企業規模別売上営業利益率(工業・規模以上企業のみ) 2012 年
< 中小企業の収益性 > 8.2 売上高税引前利益率	6.16% 企業規模別売上高税引前利益率(工業・規模以上企業のみ) 2013 年
< 中小企業の安全性 > 9. 自己資本比率	43.17% 企業規模別自己資本率(工業のみ) 2012 年
< 中小企業の生産性 > 10.1 従業者 1 人当たり付加価値額	データ無し
< 中小企業の生産性 > 10.2 従業者 1 人当たり売上	91.36(億元/人) 企業規模別1人当たり売上(工業・規模以上企業のみ) 2011 年
< 中小企業の生産性 > 10.3 従業者 1 人当たり純利益	5.13(億元/人) 1人当たり純利益 2011 年
< 中小企業の成長性 > 11. 前年比増収率	1.14 企業規模別前年増収率(工業・規模以上企業のみ) 2013 年
12. 中小企業の融資額、その全企業に占める割合	データ無し
13. 中小企業の社債発行額、その全企業に占める割合	データ無し
14. 有効求人倍率	データ無し
15. 失業率	データ無し
16. 規模別(大企業・中小企業・小規模事業者)の倒産件数	データ無し
17. 企業の生存率	データ無し
18. 輸出企業の割合	データ無し

1. 中小企業の企業数、その全企業数に占める割合

資料 A は、ウェブサイトから統計データが得られないため、調査の概要のみ示している。

資料 A

資料名（調査名）	全国経済センサス（第3次） 全工業企業主要経済指標 企業数
（原語）	全国经济普查（第3回） 全部工业企业主要经济指标 企业单位数
公表主体	国务院全国経済センサスグループ事務室
（原語）	国务院全国经济普查领导小组办公室
データの出所	中国経済センサス年鑑 2013
（原語）	中国经济普查年鉴 2013
調査の目的	<ul style="list-style-type: none"> 中国の第2次産業と第3次産業の発展規模と産業構造を全面的に調査・把握する。 中国の産業組織、産業構造、産業技術の現状および各生産要素の構成を把握する。サービス業、戦略性新興産業と小型・微型企業の発展状況を更に検証する。 中国の各種企業・部門の基本的状況を調査し、明らかにする。 国民経済各業界をカバーする基本的な企業データベース、基本情報データベース、統計電子地理情報システムを構築する。
調査の対象	中国で第2次産業と第3次産業に従事する全ての法人、産業活動単位と個人経営者
調査の根拠法令	中華人民共和国統計法
抽出方法	31地区のデータによって抜き取り検査
調査の方法	調査員による訪問調査、オンライン調査を合わせて実施
中小企業の定義	中小企業規定で定める業種別中小企業の定義
調査時点 調査時期	全国経済センサス（第3次） <ul style="list-style-type: none"> 調査基準時点：2013年12月31日 調査対象期間：2004年1月1日～12月31日（1年間）
調査の概要の出所	センサス説明および指標解説（普查填表说明及指标解释） (http://www.stats.gov.cn/tjsj/zxfb/201412/t20141216_653709.html)

資料 B

資料名（調査名）	中国工業統計 2007年～2010年までは年間主営業上高 500 万元以上の工業企業主要指標 2011年以降は年間主営業上高 2,000 万元以上の工業企業主要指標
（原語）	中国工业统计 中国工業統計 全部规模以上工业企业主要指标
公表主体	中華人民共和国国家統計局
（原語）	中华人民共和国国家统计局
データの出所	中国統計年鑑
（原語）	中国统计年鉴
調査の目的	全国の工業における生産活動や経営状況を把握するため、工業総生産額、出荷額、在庫、主要製品の生産能力、就業人員、給与総額等について調査する。
調査の対象	中国の工業部門における企業
調査の根拠法令	中華人民共和国統計法（中华人民共和国统计法）
抽出方法	全数調査 （2007年～2010年までは年間主営業上高 500 万元以上の工業企業（規模以上企業）） （2011年以降は年間主営業上高 2,000 万元以上の工業企業（規模以下企業））
調査の方法	規模以上企業に対しては、活動報告として定期報告制度を義務付けており、郵送による配布と回収を行う。 規模以下企業については各地方統計局直属の「企業調査チーム」によって実施される。
中小企業の定義	中小企業規定で定める業種別中小企業の定義
調査時点 調査時期	・ 調査基準時点：毎年 1 月 1 日現在 ・ 調査対象期間： 1 月 1 日～12 月 31 日（1 年間）
調査の概要の出所	国家統計局「工業統計報告制度（工业统计报表制度）」 (http://www.stats.gov.cn/tjsj/ndsj/2014/indexch.htm)

図表1 企業規模別企業数（工業・規模以上企業のみ）

企業数	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
全国工業企業	434,364	452,872	325,609	343,769	352,546
大型企業	3,254	3,742	9,111	9,448	9,411
中型企業	38,036	42,906	52,236	53,866	53,817
小企業	39,3074	406,224	256,319	280,455	289,318
微型企業			*7,943		
中小企業	431,110	449,130	*316,498	334,321	343,135
割合(%)	99.25	99.17	*97.20	97.25	97.33

出所：中国統計年鑑に基づき作成。

国家統計局ホームページ 年度データ (<http://www.stats.gov.cn/tjsj/ndsjs/>)

注：

1. 規模以上企業とは、2007年～2010年までは年間主売上高500万元以上の工業企業である。2011年以降は年間主売上高2,000万元以上の工業企業である。
2. *2011年だけ微型企業数が掲載されている。なお、2011年の中小企業割合(%)には、微型企業数を含んでいる。

2. 中小企業の雇用者数、その全企業に占める割合

資料 A は、ウェブサイトから統計データが得られないため、調査の概要のみ示している。

資料 A

資料名（調査名）	全国経済センサス（第3次） 全工業企業主要経済指標 企業数
（原語）	全国经济普查（第3回） 全部工业企业主要经济指标 企业单位数
公表主体	国务院全国経済センサスグループ事務室
（原語）	国务院全国经济普查领导小组办公室
データの出所	中国経済センサス年鑑 2013
（原語）	中国经济普查年鉴 2013
調査の目的	<ul style="list-style-type: none"> 中国の第2次産業と第3次産業の発展規模と産業構造を全面的に調査・把握する。 中国の産業組織、産業構造、産業技術の現状および各生産要素の構成を把握する。サービス業、戦略性新興産業と小型・微型企業の発展状況を更に検証する。 中国の各種企業・部門の基本的状況を調査し、明らかにする。 国民経済各業界をカバーする基本的な企業データベース、基本情報データベース、統計電子地理情報システムを構築する。
調査の対象	中国で第2次産業と第3次産業に従事する全部の法人、産業活動単位と個人経営者
調査の根拠法令	中華人民共和国統計法
抽出方法	31地区のデータによって抜き取り検査
調査の方法	調査員による訪問調査、オンライン調査を合わせて実施
中小企業の定義	中小企業規定で定める業種別中小企業の定義
調査時点 調査時期	全国経済センサス（第3次） <ul style="list-style-type: none"> 調査基準時点：2013年12月31日 調査対象期間：2004年1月1日～12月31日（1年間）
調査の概要の出所	センサス説明および指標解説（普查填表说明及指标解释） (http://www.stats.gov.cn/tjsj/zxfb/201412/t20141216_653709.html)

資料 B

資料名（調査名）	中国工業統計 2007年～2010年までは年間主営業上高 500 万元以上の工業企業主要指標 2011年以降は年間主営業上高 2,000 万元以上の工業企業主要指標
（原語）	中国工业统计 全部规模以上工业企业主要指标
公表主体	中華人民共和国国家統計局
（原語）	中华人民共和国国家统计局
データの出所	中国統計年鑑
（原語）	中国统计年鉴
調査の目的	全国の工業における生産活動や経営状況を把握するため、工業総生産額、出荷額、在庫、主要製品の生産能力、就業人員、給与総額等について調査する。
調査の対象	中国の工業部門における企業
調査の根拠法令	中華人民共和国統計法（中华人民共和国统计法）
抽出方法	全数調査 （2007年～2010年までは年間主営業上高 500 万元以上の工業企業（規模以上企業）） （2011年以降は年間主営業上高 2,000 万元以上の工業企業（規模以下企業））
調査の方法	規模以上企業に対しては、活動報告として定期報告制度を義務付けており、郵送による配布と回収を行う。 規模以下企業については各地方統計局直属の「企業調査チーム」によって実施される。
中小企業の定義	中小企業規定で定める業種別中小企業の定義
調査時点 調査時期	・ 調査基準時点：毎年 1 月 1 日現在 ・ 調査対象期間： 1 月 1 日～12 月 31 日（1 年間）
調査の概要の出所	国家統計局「工業統計報告制度（工业统计报表制度）」 （ http://www.stats.gov.cn/tjsj/ndsj/2014/indexch.htm ）

図表 2 企業規模別従業員数（工業・規模以上企業のみ）

従業員年平均人数 (万人)	2009 年	2010 年	2011 年
全国工業企業	8.831.22	9.544.71	9.167.29
大型企業	2.043.56	2.307.78	3,231.56
中型企業	2.787.73	3.082.44	2,946.21
小型企業	3.999.92	4.154.49	2,957.30
微型企業			*32.22
中小企業	6.787.65	7.236.93	*5.935.73
中小企業割合	76.86%	75.82%	*64.75%

出所：中国統計年鑑に基づき作成。

国家統計局ホームページ 年度データ (<http://www.stats.gov.cn/tjsj/nds/>)

注：

1. 規模以上企業とは、2007 年～2010 年までは年間主営業上高 500 万元以上の工業企業である。2011 年以降は年間主営業上高 2,000 万元以上の工業企業である。
2. *2011 年だけ微型企業数が掲載されている。なお、2011 年の中小企業割合 (%)には、微型企業数を含んでいる。

3. 中小企業の生産額、その全企業に占める割合

資料 A は、ウェブサイトから統計データが得られないため、調査の概要のみ示している。

資料 A

資料名（調査名）	全国経済センサス（第3次） 全工業企業主要経済指標 企業数
（原語）	全国经济普查（第3回） 全部工业企业主要经济指标 企业单位数
公表主体	国务院全国経済センサスグループ事務室
（原語）	国务院全国经济普查领导小组办公室
データの出所	中国経済センサス年鑑 2013
（原語）	中国经济普查年鉴 2013
調査の目的	<ul style="list-style-type: none"> 中国の第2次産業と第3次産業の発展規模と産業構造を全面的に調査・把握する。 中国の産業組織、産業構造、産業技術の現状および各生産要素の構成を把握する。サービス業、戦略性新興産業と小型・微型企業の発展状況を更に検証する。 中国の各種企業・部門の基本的状況を調査し、明らかにする。 国民経済各業界をカバーする基本的な企業データベース、基本情報データベース、統計電子地理情報システムを構築する。
調査の対象	中国で第2次産業と第3次産業に従事する全部の法人、産業活動単位と個人経営者
調査の根拠法令	中華人民共和国統計法
抽出方法	31地区のデータによって抜き取り検査
調査の方法	調査員による訪問調査、オンライン調査を合わせて実施
中小企業の定義	中小企業規定で定める業種別中小企業の定義
調査時点 調査時期	全国経済センサス（第3次） <ul style="list-style-type: none"> 調査基準時点：2013年12月31日 調査対象期間：2004年1月1日～12月31日（1年間）
調査の概要の出所	センサス説明および指標解説（普查填表说明及指标解释） (http://www.stats.gov.cn/tjsj/zxfb/201412/t20141216_653709.html)

資料 B

資料名（調査名）	中国工業統計 2007年～2010年までは年間主営業上高 500 万元以上の工業企業主要指標 2011年以降は年間主営業上高 2,000 万元以上の工業企業主要指標
（原語）	中国工业统计 全部规模以上工业企业主要指标
公表主体	中華人民共和国国家統計局
（原語）	中华人民共和国国家统计局
データの出所	中国統計年鑑
（原語）	中国统计年鉴
調査の目的	全国の工業における生産活動や経営状況を把握するため、工業総生産額、出荷額、在庫、主要製品の生産能力、就業人員、給与総額等について調査する。
調査の対象	中国の工業部門における企業
調査の根拠法令	中華人民共和国統計法（中华人民共和国统计法）
抽出方法	全数調査 （2007年～2010年までは年間主営業上高 500 万元以上の工業企業（規模以上企業）） （2011年以降は年間主営業上高 2,000 万元以上の工業企業（規模以下企業））
調査の方法	規模以上企業に対しては、活動報告として定期報告制度を義務付けており、郵送による配布と回収を行う。 規模以下企業については各地方統計局直属の「企業調査チーム」によって実施される。
中小企業の定義	中小企業規定で定める業種別中小企業の定義
調査時点 調査時期	・ 調査基準時点：毎年 1 月 1 日現在 ・ 調査対象期間： 1 月 1 日～12 月 31 日（1 年間）
調査の概要の出所	国家統計局「工業統計報告制度（工业统计报表制度）」 (http://www.stats.gov.cn/tjsj/ndsj/2014/indexch.htm)

図表3 企業規模別工業生産額（工業・規模以上企業のみ）

総生産額 (億元)	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
全国工業企業	548.311	698.591	844.269	768.421	850.626
大型企業	175.812	229.947	351.507	379.618	407.968
中型企業	159.374	203.925	199.366	184.742	201.141
小型企業	213.125	264.719	288.178	204.061	241.517
微型企業			*4,066		
中小企業	372.499	468.644	*491,610	388.803	442,658
割合(%)	67.94%	67.08%	*58.23%	50.60%	52.04%

出所：中国統計年鑑に基づき作成。

国家統計局ホームページ 年度データ (<http://www.stats.gov.cn/tjsj/ndsjs/>)

注：

1. 規模以上企業とは、2007年～2010年までは年間主営業上高500万元以上の工業企業である。2011年以降は年間主営業上高2,000万元以上の工業企業である。
2. *2011年だけ微型企業数が掲載されている。なお、2011年の中小企業割合(%)には、微型企業数を含んでいる。

4. 中小企業の出荷額、その全企業に占める割合

資料名（調査名）	中国工業統計 2007年～2010年までは年間主営業上高 500 万元以上の工業企業主要指標 2011年以降は年間主営業上高 2,000 万元以上の工業企業主要指標
（原語）	中国工业统计 全部规模以上工业企业主要指标
公表主体	中華人民共和国国家統計局
（原語）	中华人民共和国国家统计局
データの出所	中国統計年鑑
（原語）	中国统计年鉴
調査の目的	全国の工業における生産活動や経営状況を把握するため、工業総生産額、出荷額、在庫、主要製品の生産能力、就業人員、給与総額等について調査を実施する。
調査の対象	中国の工業部門における企業
調査の根拠法令	「中華人民共和国統計法（中华人民共和国统计法）」
抽出方法	全数調査 （2007年～2010年までは年間主営業上高 500 万元以上の工業企業（規模以上企業）） （2011年以降は年間主営業上高 2,000 万元以上の工業企業（規模以下企業））
調査の方法	規模以上企業に対しては、活動報告として定期報告制度を義務付けており、郵送による配布と回収を行う。 規模以下企業については各地方統計局直属の「企業調チーム」によって実施される。
中小企業の定義	中小企業規定で定める業種別中小企業の定義
調査時点 調査時期	・ 調査基準時点：毎年 1 月 1 日現在 ・ 調査対象期間： 1 月 1 日～12 月 31 日（1 年間）
調査の概要の出所	国家統計局「工業統計報告制度（工业统计报表制度）」 （ http://www.stats.gov.cn/tjsj/ndsj/2014/indexch.htm ）

図表4 企業規模別工業出荷額（工業・規模以上企業のみ）

総出荷額 (億元)	2009年	2010年	2011年	2012年
全国工業企業	72,051.75	89,910.12	99,612.37	106,610.16
中型企業	24,249.31	29,693.15	23,314.45	25,211.40
小型企業	17,269.69	19,501.70	18,103.47	19,018.30
中小企業	41,519.00	49,194.15	41,417.92	44,229.70
割合(%)	57.62	54.72	41.58	41.49

出所：中国統計年鑑に基づき作成。

国家統計局ホームページ 年度データ (<http://data.stats.gov.cn/easyquery.htm?cn=C014>)

注：規模以上企業とは、2007年～2010年までは年間主営業上高500万元以上の工業企業である。2011年以降は年間主営業上高2,000万元以上の工業企業である。

6. 中小企業の販売額、その全企業に占める割合

資料名（調査名）	中国工業統計 2007年～2010年までは年間主営業上高 500 万元以上の工業企業主要指標 2011年以降は年間主営業上高 2,000 万元以上の工業企業主要指標
（原語）	中国工业统计 全部规模以上工业企业主要指标
公表主体	中華人民共和国国家統計局
（原語）	中华人民共和国国家统计局
データの出所	中国統計年鑑
（原語）	中国统计年鉴
調査の目的	全国の工業における生産活動や経営状況を把握するため、工業総生産額、出荷額、在庫、主要製品の生産能力、就業人員、給与総額等について調査を実施する。
調査の対象	中国の工業部門における企業
調査の根拠法令	「中華人民共和国統計法（中华人民共和国统计法）」
抽出方法	全数調査 （2007年～2010年までは年間主営業上高 500 万元以上の工業企業（規模以上企業）） （2011年以降は年間主営業上高 2,000 万元以上の工業企業（規模以下企業））
調査の方法	規模以上企業に対しては、活動報告として定期報告制度を義務付けており、郵送による配布と回収を行う。 規模以下企業については各地方統計局直属の「企業調チーム」によって実施される。
中小企業の定義	中小企業規定で定める業種別中小企業の定義
調査時点 調査時期	・ 調査基準時点：毎年 1 月 1 日現在 ・ 調査対象期間： 1 月 1 日～12 月 31 日（1 年間）
調査の概要の出所	国家統計局「工業統計報告制度（工业统计报表制度）」 （ http://www.stats.gov.cn/tjsj/ndsj/2014/indexch.htm ）

図表5 企業規模別工業販売額（工業・規模以上企業のみ）

総販売額 (億元)	2009年	2010年	2011年	2012年
全国工業企業	536,134.06	684,735.20	827,796.99	909,797.17
中型企業	155,069.24	199,057.02	194,543.61	218,053.90
小型企業	207,940.20	258,832.78	286,944.58	324,244.93
中小企業	363,009.44	457,889.80	481,488.19	542,298.83
割合(%)	67.71	66.87	58.17	59.61

出所：中国統計年鑑に基づき作成。

国家統計局ホームページ 年度データ (<http://data.stats.gov.cn/easyquery.htm?cn=C01>)

注：規模以上企業とは、2007年～2010年までは年間主営業上高500万元以上の工業企業である。2011年以降は年間主営業上高2,000万元以上の工業企業である。

8. 中小企業の収益性

8.1 売上高営業利益率

資料 A は、ウェブサイトから統計データが得られないため、調査の概要のみ示している。

資料 A

資料名（調査名）	全国経済センサス（第3次） 全工業企業主要経済指標 企業数
（原語）	全国经济普查（第3回） 全部工业企业主要经济指标 企业单位数
公表主体	国務院全国経済センサスグループ事務室
（原語）	国务院全国经济普查领导小组办公室
データの出所	中国経済センサス年鑑 2013
（原語）	中国经济普查年鉴 2013
調査の目的	<ul style="list-style-type: none"> 中国の第2次産業と第3次産業の発展規模と産業構造を全面的に調査・把握する。 中国の産業組織、産業構造、産業技術の現状および各生産要素の構成を把握する。サービス業、戦略性新興産業と小型・微型企業の発展状況を更に検証する。 中国の各種企業・部門の基本的状況を調査し、明らかにする。 国民経済各業界をカバーする基本的な企業データベース、基本情報データベース、統計電子地理情報システムを構築する。
調査の対象	中国で第2次産業と第3次産業に従事する全ての法人、産業活動単位と個人経営者
調査の根拠法令	中華人民共和国統計法
抽出方法	31地区のデータによって抜き取り検査
調査の方法	調査員による訪問調査、オンライン調査を合わせて実施
中小企業の定義	中小企業規定で定める業種別中小企業の定義
調査時点 調査時期	全国経済センサス（第3次） <ul style="list-style-type: none"> 調査基準時点：2013年12月31日 調査対象期間：2004年1月1日～12月31日（1年間）
調査の概要の出所	センサス説明および指標解説（普查填表说明及指标解释） (http://www.stats.gov.cn/tjsj/zxfb/201412/t20141216_653709.html)

資料 B

資料名（調査名）	中国工業統計 2007年～2010年までは年間主営業上高 500 万元以上の工業企業主要指標 2011年以降は年間主営業上高 2,000 万元以上の工業企業主要指標
（原語）	中国工业统计 全部规模以上工业企业主要指标
公表主体	中華人民共和国国家統計局
（原語）	中华人民共和国国家统计局
データの出所	中国統計年鑑
（原語）	中国统计年鉴
調査の目的	全国の工業における生産活動や経営状況を把握するため、工業総生産額、出荷額、在庫、主要製品の生産能力、就業人員、給与総額等について調査する。
調査の対象	中国の工業部門における企業
調査の根拠法令	中華人民共和国統計法（中华人民共和国统计法）
抽出方法	全数調査 （2007年～2010年までは年間主営業上高 500 万元以上の工業企業（規模以上企業）） （2011年以降は年間主営業上高 2,000 万元以上の工業企業（規模以下企業））
調査の方法	規模以上企業に対しては、活動報告として定期報告制度を義務付けており、郵送による配布と回収を行う。 規模以下企業については各地方統計局直属の「企業調査チーム」によって実施される。
中小企業の定義	中小企業規定で定める業種別中小企業の定義
調査時点 調査時期	・ 調査基準時点：毎年 1 月 1 日現在 ・ 調査対象期間： 1 月 1 日～12 月 31 日（1 年間）
調査の概要の出所	国家統計局「工業統計報告制度（工业统计报表制度）」 （ http://www.stats.gov.cn/tjsj/ndsj/2014/indexch.htm ）

図表 6 企業規模別売上営業利益率（工業・規模以上企業のみ）

売上高営業利益率	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
合計	6.58%	6.78%	7.95%	7.57%	6.68%
中型企業	6.85%	7.67%	8.94%	8.16%	7.08%
小型企業	6.62%	6.51%	7.40%	7.24%	6.68%
中小企業	6.72%	7.01%	8.07%	7.61%	6.84%

出所：中国統計年鑑に基づき作成。

国家統計局ホームページ 年度データ (<http://data.stats.gov.cn/easyquery.htm?cn=C01>)

注：規模以上企業とは、2007年～2010年までは年間主営業売上高500万元以上の工業企業である。2011年以降は年間主営業売上高2,000万元以上の工業企業である。

8.2 売上高税引前利益率

資料 A は、ウェブサイトから統計データが得られないため、調査の概要のみ示している。

資料 A

資料名（調査名）	全国経済センサス（第3次） 全工業企業主要経済指標 企業数
（原語）	全国经济普查（第3回） 全部工业企业主要经济指标 企业单位数
公表主体	国务院全国経済センサスグループ事務局
（原語）	国务院全国经济普查领导小组办公室
データの出所	中国経済センサス年鑑 2013
（原語）	中国经济普查年鉴 2013
調査の目的	<ul style="list-style-type: none"> 中国の第2次産業と第3次産業の発展規模と産業構造を全面的に調査・把握する。 中国の産業組織、産業構造、産業技術の現状および各生産要素の構成を把握する。サービス業、戦略性新興産業と小型・微型企業の発展状況を更に検証する。 中国の各種企業・部門の基本的状況を調査し、明らかにする。 国民経済各業界をカバーする基本的な企業データベース、基本情報データベース、統計電子地理情報システムを構築する。
調査の対象	中国で第2次産業と第3次産業に従事する全ての法人、産業活動単位と個人経営者
調査の根拠法令	中華人民共和国統計法
抽出方法	31地区のデータによって抜き取り検査
調査の方法	調査員による訪問調査、オンライン調査を合わせて実施
中小企業の定義	中小企業規定で定める業種別中小企業の定義
調査時点 調査時期	全国経済センサス（第3次） <ul style="list-style-type: none"> 調査基準時点：2013年12月31日 調査対象期間：2004年1月1日～12月31日（1年間）
調査の概要の出所	センサス説明および指標解説（普查填表说明及指标解释） (http://www.stats.gov.cn/tjsj/zxfb/201412/t20141216_653709.html)

資料 B

資料名（調査名）	中国工業統計 2007年～2010年までは年間主営業上高 500 万元以上の工業企業主要指標 2011年以降は年間主営業上高 2,000 万元以上の工業企業主要指標
（原語）	中国工业统计 全部规模以上工业企业主要指标
公表主体	中華人民共和国国家統計局
（原語）	中华人民共和国国家统计局
データの出所	中国統計年鑑
（原語）	中国统计年鉴
調査の目的	全国の工業における生産活動や経営状況を把握するため、工業総生産額、出荷額、在庫、主要製品の生産能力、就業人員、給与総額等について調査する。
調査の対象	中国の工業部門における企業
調査の根拠法令	中華人民共和国統計法（中华人民共和国统计法）
抽出方法	全数調査 （2007年～2010年までは年間主営業上高 500 万元以上の工業企業（規模以上企業）） （2011年以降は年間主営業上高 2,000 万元以上の工業企業（規模以下企業））
調査の方法	規模以上企業に対しては、活動報告として定期報告制度を義務付けており、郵送による配布と回収を行う。 規模以下企業については各地方統計局直属の「企業調査チーム」によって実施される。
中小企業の定義	中小企業分割型標準規定で定める業種別中小企業の定義
調査時点	・ 調査基準時点：毎年 1 月 1 日現在
調査時期	・ 調査対象期間： 1 月 1 日～12 月 31 日（1 年間）
調査の概要の出所	国家統計局「工業統計報告制度（工业统计报表制度）」 （ http://www.stats.gov.cn/tjsj/ndsj/2014/indexch.htm ）

図表 7 企業規模別売上高税引前利益率（工業・規模以上企業のみ）

売上高税引前 利益率	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年	2013 年
合計	6.37%	7.60%	7.29%	6.66%	6.58%
中型企業	7.33%	8.63%	7.84%	7.05%	6.35%
小型企業	5.94%	6.98%	6.83%	6.54%	6.04%
中小企業	6.53%	7.70%	7.24%	6.75%	6.16%

出所：中国統計年鑑に基づき作成。

国家統計局ホームページ 年度データ (<http://data.stats.gov.cn/easyquery.htm?cn=C01>)

注：規模以上企業とは、2007 年～2010 年までは年間主営業売上高 500 万元以上の工業企業である。2011 年以降は年間主営業売上高 2,000 万元以上の工業企業である。

9. 中小企業の安全性（自己資本比率）

資料名（調査名）	中国工業統計 2007年～2010年までは年間主営業上高 500 万元以上の工業企業主要指標 2011年以降は年間主営業上高 2,000 万元以上の工業企業主要指標
（原語）	中国工业统计 全部规模以上工业企业主要指标
公表主体	中華人民共和国国家統計局
（原語）	中华人民共和国国家统计局
データの出所	中国統計年鑑
（原語）	中国统计年鉴
調査の目的	全国の工業における生産活動や経営状況を把握するため、工業総生産額、出荷額、在庫、主要製品の生産能力、就業人員、給与総額等について調査を実施する。
調査の対象	中国の工業部門における企業
調査の根拠法令	「中華人民共和国統計法（中华人民共和国统计法）」
抽出方法	全数調査 (2007年～2010年までは年間主営業上高 500 万元以上の工業企業(規模以上企業)) (2011年以降は年間主営業上高 2,000 万元以上の工業企業(規模以下企業))
調査の方法	規模以上企業に対しては、活動報告として定期報告制度を義務付けており、郵送による配布と回収を行う。 規模以下企業については各地方統計局直属の「企業調チーム」によって実施される。
中小企業の定義	中小企業規定で定める業種別中小企業の定義
調査時点 調査時期	・ 調査基準時点：毎年 1 月 1 日現在 ・ 調査対象期間： 1 月 1 日～12 月 31 日（1 年間）
調査の概要の出所	国家統計局「工業統計報告制度（工业统计报表制度）」 (http://www.stats.gov.cn/tjsj/ndsj/2014/indexch.htm)

図表8 企業規模別自己資本率（工業のみ）

総資産 (億元)	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
全国工業企業	215,358.00	244,784.25	291,214.51	353,037.37	431,305.55
中型企業	75,407.38	83,738.56	98,633.78	118,284.42	141,042.71
小型企業	61,179.99	65,967.36	78,804.07	96,021.81	125,976.71
中小企業	136,587.37	149,705.92	177,437.85	214,306.23	267,019.42

総資産 (億元)	2009年	2010年	2011年	2012年
全国工業企業	493,692.86	592,882.00	675,796.86	768,421.00
中型企業	157,956.50	191,194.55	162,942.05	184,741.97
小型企業	142,612.35	165,430.34	169,855.90	204,060.83
中小企業	300,568.35	356,624.95	332,797.95	388,802.80

自己資本 (億元)	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
全国工業企業	90,286.70	102,882.02	123,402.54	149,876.15	182,353.38
中型企業	31,696.98	35,630.69	41,974.50	50,267.85	58,801.82
小型企業	24,023.23	26,953.42	32,498.15	40,268.79	54,491.93
中小企業	55,720.21	62,584.11	74,472.65	90,536.64	113,293.75

自己資本 (億元)	2009年	2010年	2011年	2012年
全国工業企業	206,688.83	251,160.35	282,003.81	320,614.07
中型企業	64,298.18	79,401.38	67,445.47	76,659.52
小型企業	62,798.63	74,343.74	75,953.70	91,192.13
中小企業	127,096.81	153,745.12	143,399.17	167,851.65

自己資本比率 (%)	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
全国工業企業	41.92	42.03	42.38	42.45	42.28
中型企業	42.03	42.55	42.56	42.50	41.69
小型企業	39.27	40.86	41.24	41.94	43.26
中小企業	40.79	41.80	41.97	42.25	42.43

自己資本比率 (%)	2009年	2010年	2011年	2012年
全国工業企業	41.87	42.36	41.73	41.72
中型企業	40.71	41.53	41.39	41.50
小型企業	44.03	44.94	44.72	44.69
中小企業	42.29	43.11	43.09	43.17

出所：中国統計年鑑に基づき作成。

国家統計局ホームページ 年度データ (<http://data.stats.gov.cn/easyquery.htm?cn=C01>)

10. 中小企業の生産性

10.2 従業者1人当たり売上

資料名（調査名）	中国工業統計 2007年～2010年までは年間主営業上高500万元以上の工業企業主要指標 2011年以降は年間主営業上高2,000万元以上の工業企業主要指標
（原語）	中国工业统计 全部规模以上工业企业主要指标
公表主体	中華人民共和国国家統計局
（原語）	中华人民共和国国家统计局
データの出所	中国統計年鑑
（原語）	中国统计年鉴
調査の目的	全国の工業における生産活動や経営状況を把握するため、工業総生産額、出荷額、在庫、主要製品の生産能力、就業人員、給与総額等について調査を実施する。
調査の対象	中国の工業部門における企業
調査の根拠法令	「中華人民共和国統計法（中华人民共和国统计法）」
抽出方法	全数調査 （2007年～2010年までは年間主営業上高500万元以上の工業企業（規模以上企業）） （2011年以降は年間主営業上高2,000万元以上の工業企業（規模以下企業））
調査の方法	規模以上企業に対しては、活動報告として定期報告制度を義務付けており、郵送による配布と回収を行う。 規模以下企業については各地方統計局直属の「企業調チーム」によって実施される。
中小企業の定義	中小企業規定で定める業種別中小企業の定義
調査時点	・ 調査基準時点：毎年1月1日現在
調査時期	・ 調査対象期間：1月1日～12月31日（1年間）
調査の概要の出所	国家統計局「工業統計報告制度（工业统计报表制度）」 （ http://www.stats.gov.cn/tjsj/ndsj/2014/indexch.htm ）

図表9 従業者1人当たり売上（工業・規模以上企業のみ）

売上 (億元)	2010年	2011年	2012年
全国工業企業	684,735.20	827,796.99	909,797.17
中型企業	199,057.02	194,543.61	218,053.90
小型企業	258,832.78	286,944.58	324,244.93
中小企業	457,889.80	481,488.19	542,298.83

従業員年平均人数 (万人)	2009年	2010年	2011年
全国工業企業	8,831.22	9,544.71	9,167.29
中型企業	2,787.73	3,082.44	2,946.21
小型企業	3,999.92	4,154.49	2,957.30
微型企業			*32.22
中小企業	6,787.65	7,236.93	*5,935.73

1人当たり売上 (億元/人)	2009年	2010年	2011年
全国工業企業	77.54	86.73	99.24
中型企業	71.40	63.11	74.01
小型企業	64.71	69.07	109.64
中小企業	67.46	66.53	91.36

出所：中国統計年鑑に基づき作成。(http://www.stats.gov.cn/tjsj/nds/))

注：

1. 規模以上企業とは、2007年～2010年までは年間主営業売上高500万元以上の工業企業である。2011年以降は年間主営業売上高2,000万元以上の工業企業である。
2. *2011年だけ微型企業数が掲載されている。なお、2011年の中小企業割合(%)には、微型企業数を含んでいる。

10.3 従業者1人当たり純利益

資料名（調査名）	中国工業統計 2007年～2010年までは年間主営業上高500万元以上の工業企業主要指標 2011年以降は年間主営業上高2,000万元以上の工業企業主要指標
（原語）	中国工业统计 全部规模以上工业企业主要指标
公表主体	中華人民共和国国家統計局
（原語）	中华人民共和国国家统计局
データの出所	中国統計年鑑
（原語）	中国统计年鉴
調査の目的	全国の工業における生産活動や経営状況を把握するため、工業総生産額、出荷額、在庫、主要製品の生産能力、就業人員、給与総額等について調査を実施する。
調査の対象	中国の工業部門における企業
調査の根拠法令	「中華人民共和国統計法（中华人民共和国统计法）」
抽出方法	全数調査 （2007年～2010年までは年間主営業上高500万元以上の工業企業（規模以上企業）） （2011年以降は年間主営業上高2,000万元以上の工業企業（規模以下企業））
調査の方法	規模以上企業に対しては、活動報告として定期報告制度を義務付けており、郵送による配布と回収を行う。 規模以下企業については各地方統計局直属の「企業調チーム」によって実施される。
中小企業の定義	中小企業規定で定める業種別中小企業の定義
調査時点	・ 調査基準時点：毎年1月1日現在
調査時期	・ 調査対象期間：1月1日～12月31日（1年間）
調査の概要の出所	国家統計局「工業統計報告制度（工业统计报表制度）」 （ http://www.stats.gov.cn/tjsj/ndsj/2014/indexch.htm ）

図表 10 従業者 1 人当たり純利益（工業・規模以上企業のみ）

純利益 (億元)	2009 年	2010 年	2011 年
全国工業企業	29,680.19	46,057.58	52,947.86
中型企業	9,829.09	15,061.10	13,185.99
小型企業	10,708.96	15,934.65	17,236.86
中小企業	20,538.05	30,995.43	30,422.85

業員年平均人数 (万人)	2009 年	2010 年	2011 年
全国工業企業	8,831.22	9,544.71	9,167.29
中型企業	2,787.73	3,082.44	2,946.21
小型企業	3,999.92	4,154.49	2,957.30
微型企業			*32.22
中小企業	6,787.65	7,236.93	*5,935.73

1 人当たり純利益 (億元/人)	2009 年	2010 年	2011 年
全国工業企業	3.36	4.83	5.78
中型企業	3.53	4.89	4.48
小型企業	2.68	3.84	5.83
中小企業	3.03	4.28	5.13

出所：中国統計年鑑に基づき作成。

国家統計局ホームページ 年度データ (<http://data.stats.gov.cn/easyquery.htm?cn=C01>)

注：

1. 規模以上企業とは、2007 年～2010 年までは年間主営業上高 500 万元以上の工業企業である。2011 年以降は年間主営業上高 2,000 万元以上の工業企業である。
2. *2011 年だけ微型企業数が掲載されている。なお、2011 年の中小企業割合 (%) には、微型企業数を含んでいる。

11. 中小企業の成長性（前年比増収率）

資料名（調査名）	中国工業統計 2007年～2010年までは年間主営業上高 500 万元以上の工業企業主要指標 2011年以降は年間主営業上高 2,000 万元以上の工業企業主要指標
（原語）	中国工业统计 全部规模以上工业企业主要指标
公表主体	中華人民共和国国家統計局
（原語）	中华人民共和国国家统计局
データの出所	中国統計年鑑
（原語）	中国统计年鉴
調査の目的	全国の工業における生産活動や経営状況を把握するため、工業総生産額、出荷額、在庫、主要製品の生産能力、就業人員、給与総額等について調査を実施する。
調査の対象	中国の工業部門における企業
調査の根拠法令	「中華人民共和国統計法（中华人民共和国统计法）」
抽出方法	全数調査 （2007年～2010年までは年間主営業上高 500 万元以上の工業企業（規模以上企業）） （2011年以降は年間主営業上高 2,000 万元以上の工業企業（規模以下企業））
調査の方法	規模以上企業に対しては、活動報告として定期報告制度を義務付けており、郵送による配布と回収を行う。 規模以下企業については各地方統計局直属の「企業調チーム」によって実施される。
中小企業の定義	中小企業規定で定める業種別中小企業の定義
調査時点 調査時期	・ 調査基準時点：毎年 1 月 1 日現在 ・ 調査対象期間： 1 月 1 日～12 月 31 日（1 年間）
調査の概要の出所	国家統計局「工業統計報告制度（工业统计报表制度）」 （ http://www.stats.gov.cn/tjsj/ndsj/2014/indexch.htm ）

図表 11 企業規模別前年増収率（工業・規模以上企業のみ）

売上高 (億元)	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
全国工業企業	500,020	542.522	697.744	841.830	929.292	1,029.150
中型企業	146,075	155.051	200.997	195.163	218.357	239.304
小型企業	181,208	206.771	258.730	283.400	326.270	379.973
微型企業				*4.374		
中小企業	327,283	361.822	459.727	*482.937	544.627	619.277

前年比増収率 (倍)	2009年 /2008年	2010年 /2009年	2011年 /2010年	2012年 /2011年	2013年 /2012年
全国工業企業	1.09	1.29	1.21	1.10	1.11
中型企業	1.06	1.30	0.97	1.12	1.10
小型企業	1.14	1.25	1.10	1.15	1.16
中小企業	1.11	1.27	1.05	1.13	1.14

出所：中国統計年鑑に基づき作成。

注：

1. 規模以上企業とは、2007年～2010年までは年間主営売上高 500 万元以上の工業企業である。2011年以降は年間主営売上高 2,000 万元以上の工業企業である。
2. *2011年だけ微型企業数が掲載されている。なお、2011年の中小企業割合(%)には、微型企業数を含んでいる。

15. 失業率

資料名（調査名）	中国工業統計 2007年～2010年までは年間主営業上高 500 万元以上の工業企業主要指標 2011年以降は年間主営業上高 2,000 万元以上の工業企業主要指標
（原語）	中国工业统计 全部规模以上工业企业主要指标
公表主体	中華人民共和国国家統計局
（原語）	中华人民共和国国家统计局
データの出所	中国統計年鑑
（原語）	中国统计年鉴
調査の目的	全国の工業における生産活動や経営状況を把握するため、工業総生産額、出荷額、在庫、主要製品の生産能力、就業人員、給与総額等について調査を実施する。
調査の対象	中国の工業部門における企業
調査の根拠法令	「中華人民共和国統計法（中华人民共和国统计法）」
抽出方法	全数調査 （2007年～2010年までは年間主営業上高 500 万元以上の工業企業（規模以上企業）） （2011年以降は年間主営業上高 2,000 万元以上の工業企業（規模以下企業））
調査の方法	規模以上企業に対しては、活動報告として定期報告制度を義務付けており、郵送による配布と回収を行う。 規模以下企業については各地方統計局直属の「企業調チーム」によって実施される。
中小企業の定義	中小企業規定で定める業種別中小企業の定義
調査時点 調査時期	・ 調査基準時点：毎年 1 月 1 日現在 ・ 調査対象期間： 1 月 1 日～12 月 31 日（1 年間）
調査の概要の出所	国家統計局「工業統計報告制度（工业统计报表制度）」 （ http://www.stats.gov.cn/tjsj/ndsj/2014/indexch.htm ）

図表 12 失業率の推移

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
城鎮登録失業人数 (万人)	839	847	830	886	921	908	922	917	926	952
城鎮登録失業率 (%)	4.2	4.1	4.0	4.2	4.3	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1

出所：中国統計年鑑に基づき作成 (<http://data.stats.gov.cn/easyquery.htm?cn=C01>)

なお、城鎮登録とは、都市(都市戸籍を有する人口)であり、城鎮登録失業率とは都市((農民戸籍を有する人口を除外した)都市戸籍を有する人口)における失業率という意味である。

大韓民国

目 次

【韓 国】

1. 中小企業の企業数、その全企業数に占める割合.....	312
2. 中小企業の雇用者数、その全企業に占める割合.....	318
3. 中小企業の生産額、その全企業に占める割合.....	325
4. 中小企業の出荷額、その全企業に占める割合.....	327
5. 中小企業の付加価値額、その全企業に占める割合.....	329
6. 中小企業の販売額、その全企業に占める割合.....	333
7. 開廃業率	335
8. 中小企業の収益性.....	341
8.1 売上高営業利益率.....	341
8.2 売上高税引前利益率.....	343
9. 中小企業の安全性（自己資本比率）.....	345
10. 中小企業の生産性.....	347
10.1 従業者1人当たり付加価値額.....	347
10.2 従業者1人当たり売上.....	349
10.3 従業者1人当たり純利益.....	351
11. 中小企業の成長性（前年比増収率）.....	353
12. 中小企業の融資額、その全企業に占める割合.....	355
13. 中小企業の社債発行額、その全企業に占める割合.....	357
14. 有効求人倍率	359
15. 失業率	361
16. 規模別（大企業・中小企業・小規模事業者）の倒産件数.....	365
17. 企業の生存率	366

VIII 大韓民国

項目	韓国
1. 中小企業の企業数、その全企業数に占める割合	3,415,863 所 99.9% 2013 年
2. 中小企業の雇用者数、その全企業に占める割合	13,421,594 名 87.5% 2013 年
3. 中小企業の生産額、その全企業に占める割合	7,398,595 億ウォン 47.6%(製造業) 2013 年
4. 中小企業の出荷額、その全企業に占める割合	7,373,340 億ウォン 47.6%(製造業) 2013 年
5. 中小企業の付加価値額、その全企業に占める割合	2,481,834 億ウォン 49.5%(製造業) 2013 年 527,290 億ウォン 59.9%(建設業) 287,220 億ウォン 52.4%(運輸業) 2014 年
6. 中小企業の販売額、その全企業に占める割合	5,799,079 億ウォン(製造業) 2012 年
7. 開廃業率	事業者の開業率: 19% (1,082,367/5,763,671) 事業者の廃業率: 16% (896,229/5,763,671) 2011 年
< 中小企業の収益性 > 8.1 売上高営業利益率	売上高営業利益率 小企業: 5.77% 中企業: 4.44% 2013 年
< 中小企業の収益性 > 8.2 売上高税引前利益率	税引前利益率 小企業: 4.93% 中企業: 3.91% 2013 年
< 中小企業の安全性 > 9. 自己資本比率	小企業: 39.96% 中企業: 43.57% 2013 年
< 中小企業の生産性 > 10.1 従業者 1 人当たり付加価値額	従業員 1 人当たり付加価値額 小企業: 63,274.48 千ウォン 中企業: 66,248.47 千ウォン 2013 年(製造業)
< 中小企業の生産性 > 10.2 従業者 1 人当たり売上	従業員 1 人当たり売上額 小企業: 250,915.15 千ウォン 中企業: 298,168.63 千ウォン 2013 年(製造業)
< 中小企業の生産性 > 10.3 従業者 1 人当たり純利益	従業員 1 人当たり純利益 小企業: 11,111.66 千ウォン 中企業: 9,181.66 千ウォン 2013 年(製造業)
< 中小企業の成長性 > 11. 前年比増収率	売上額増加率: 4.44% 税引前純利益増加率: 27.70% 2014 年 2009 年
12. 中小企業の融資額、その全企業に占める割合	576 兆ウォン 76.3% 2015 年 10 月
13. 中小企業の社債発行額、その全企業に占める割合	180 億ウォン 0.04% 2014 年
14. 有効求人倍率	有効求人倍率 0.63 2015 年 10 月
15. 失業率	失業率 3.5% 2014 年
16. 規模別(大企業・中小企業・小規模事業者)の倒産件数	不渡り法人(最終不渡り処理された法人)数: 702 件 2013 年
17. 企業の生存率	生存率 1 年生存率: 60.1% 2 年生存率: 47.3% 3 年生存率: 38.2% 4 年生存率: 32.2% 5 年生存率: 29% 2013 年基準
18. 輸出企業の割合	データ無し

1. 中小企業の企業数、その全企業数に占める割合

資料名（調査名）	企業規模別・地域別・産業中分類別事業体数
（原語）	기업규모별, 지역별, 사업중분류별 사업체수
公表主体	中小企業庁
（原語）	중소기업청
データの出所	統計庁“全国事業体調査”
（原語）	통계청 “전국 사업체 조사”
調査の目的	事業体別の地域別の特性、構造等を把握し、国及び自治体の各種政策作成及び民間企業の企業経営計画の作成、学系、研究所の学術研究のための基礎資料を提供、事業体を対象にする各種統計調査の母集団資料を提供することにある。
調査の対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査対象：調査基準日（12月31日）現在あるいは調査日現在、韓国行政権にある全地域に所在する全ての事業体を調査対象とする。 ・ 調査範囲：全ての事業体を対象とするが、以下の事業体は除外する。 <ul style="list-style-type: none"> －個人が経営する農林・漁業事業体 －国防及び家事サービス業 －国際機構及び外国機関 －固定設備がない場合、営業場所が一定ではない簡易販売所 ・ 調査単位：一定の場所で財の生産、販売、サービス提供等、有形の生産活動・無形の産業活動（サービス業等）を営む全ての事業体 ・ 調査範囲：全国
調査の根拠法令	統計法第15条、第17条、第18条による指定統計
抽出方法	全数調査
調査の方法	臨時調査員による面接調査を原則とする
中小企業の定義	中小企業基本法で定めた業種別の中小企業の定義
調査時点	・ 調査基準時点：毎年12月31日現在
調査時期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査対象期間：毎年1月1日～12月31日（1年間） ・ 調査実施期間：毎年2月15日～3月10日
調査の概要の出所	統計庁“統計説明資料” (http://meta.narastat.kr/metasvc/index.do)

図表1 規模別産業中分類別事業体数

産業別	1994							1995						
	合計	小商工人	小企業	中企業	中小企業	中小企業 の割合	大企業	合計	小商工人	小企業	中企業	中小企業	中小企業 の割合	大企業
全産業	2,382,571	2,152,052	2,239,999	125,319	2,365,318	99.3%	17,253	2,622,259	2,365,267	2,559,442	42,311	2,601,753	99.2%	20,506
農業・林業・漁協	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0		0
鉱業	2,694	1,876	2,304	379	2,683	99.6%	11	2,715	1,971	2,638	66	2,704	99.6%	11
製造業	297,543	240,235	269,599	26,872	296,471	99.6%	1,072	312,028	255,182	302,428	8,561	310,989	99.7%	1,039
下水・廃棄物・蒸気・水道事業														
電気・ガス・水道業	254	68	101	106	207	81.5%	47	270	56	160	43	203	75.2%	67
建設業	58,997	48,331	54,601	3,742	58,343	98.9%	654	66,881	54,639	63,649	2,556	66,205	99.0%	676
卸売・小売業	888,621	819,638	839,288	42,502	881,790	99.2%	6,831	939,665	860,609	916,498	14,764	931,262	99.1%	8,403
運輸業	147,908	141,100	144,045	3,741	147,786	99.9%	122	205,157	197,457	202,933	2,090	205,023	99.9%	134
宿泊・飲食店業	460,344	427,850	442,108	16,971	459,079	99.7%	1,265	521,984	485,349	517,555	2,953	520,508	99.7%	1,476
通信業	1,452	873	1,360	86	1,446	99.6%	6	1,527	905	1,487	37	1,524	99.8%	3
金融・保険業	6,402	4,077	4,329	1,210	5,539	86.5%	863	7,337	4,380	5,572	732	6,304	85.9%	1,033
不動産・賃貸業	83,906	79,360	80,215	2,723	82,938	98.8%	968	88,399	81,836	85,456	1,542	86,998	98.4%	1,401
専門・科学・技術サービス業														
事業施設管理および事業支援サービス	44,583	28,573	32,150	10,223	42,373	95.0%	2,210	50,070	31,231	44,006	3,360	47,366	94.6%	2,704
教育サービス	75,556	65,679	69,183	5,898	75,081	99.4%	475	82,786	70,772	80,533	1,623	82,156	99.2%	630
保健・社会福祉業	33,439	26,664	29,179	3,718	32,897	98.4%	542	37,768	30,110	36,065	1,111	37,176	98.4%	592
芸術・スポーツ・余暇関連サービス業	77,429	73,827	74,695	2,133	76,828	99.2%	601	85,683	81,589	84,038	989	85,027	99.2%	656
その他公共・修理・個人サービス業	203,443	193,901	196,842	5,015	201,857	99.2%	1,586	219,989	209,181	216,424	1,884	218,308	99.2%	1,681

産業別	1996							1997						
	合計	小商工人	小企業	中企業	中小企業	中小企業 の割合	大企業	合計	小商工人	小企業	中企業	中小企業	中小企業 の割合	大企業
全産業	2,648,261	2,384,896	2,586,671	42,378	2,629,049	99.3%	19,212	2,689,557	2,442,880	2,630,372	40,253	2,670,625	99.3%	18,932
農業・林業・漁協	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0		0
鉱業	2,584	1,893	2,514	62	2,576	99.7%	8	2,341	1,721	2,282	55	2,337	99.8%	4
製造業	311,702	256,074	302,296	8,308	310,604	99.6%	1,098	303,060	253,901	294,688	7,411	302,099	99.7%	961
下水・廃棄物・蒸気・水道事業														
電気・ガス・水道業	250	46	127	53	180	72.0%	70	272	45	143	57	200	73.5%	72
建設業	69,191	55,919	65,523	3,008	68,531	99.0%	660	68,748	57,757	65,087	3,287	68,374	99.5%	374
卸売・小売業	923,248	844,973	901,569	14,216	915,785	99.2%	7,463	919,772	845,177	899,148	13,159	912,307	99.2%	7,465
運輸業	205,134	197,566	202,894	2,096	204,990	99.9%	144	207,829	200,934	205,780	1,928	207,708	99.9%	121
宿泊・飲食店業	555,032	513,421	550,211	3,317	553,528	99.7%	1,504	585,049	548,527	580,647	2,986	583,633	99.8%	1,416
通信業	1,686	1,051	1,644	35	1,679	99.6%	7	1,922	1,224	1,869	45	1,914	99.6%	8
金融・保険業	6,814	4,934	5,668	466	6,134	90.0%	680	7,314	4,875	5,925	630	6,555	89.6%	759
不動産・賃貸業	84,889	78,822	82,199	1,487	83,686	98.6%	1,203	86,101	79,273	83,091	1,615	84,706	98.4%	1,395
専門・科学・技術サービス業														
事業施設管理および事業支援サービス	51,225	31,049	44,851	3,380	48,231	94.2%	2,994	54,159	33,406	47,663	3,285	50,948	94.1%	3,211
教育サービス	82,663	69,073	80,188	1,857	82,045	99.3%	618	81,855	68,895	79,641	1,636	81,277	99.3%	578
保健・社会福祉業	40,362	31,754	38,619	1,147	39,766	98.5%	596	44,572	35,337	42,645	1,292	43,937	98.6%	635
芸術・スポーツ・余暇関連サービス業	88,564	84,520	87,058	873	87,931	99.3%	633	94,179	90,267	92,871	693	93,564	99.3%	615
その他公共・修理・個人サービス業	224,917	213,801	221,310	2,073	223,383	99.3%	1,534	232,384	221,541	228,892	2,174	231,066	99.4%	1,318

出所：企業規模別・地域別・産業中分類別事業体数

注：1. 各年度の中小企業の範囲は、中小企業基本法及び施行令の基準に従う。

2. 経営組織形態が個人事業体及び会社法人以外の事業体は除外する。

産業別	1998							1999						
	合計	小商工人	小企業	中企業	中小企業	中小企業の割合	大企業	合計	小商工人	小企業	中企業	中小企業	中小企業の割合	大企業
全産業	2,622,356	2,404,633	2,569,116	36,108	2,605,224	99.3%	17,132	2,758,627	2,508,050	2,699,576	40,207	2,739,783	99.3%	18,844
農業・林業・漁協	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0		0
鉱業	2,100	1,605	2,060	36	2,096	99.8%	4	2,099	1,627	2,062	32	2,094	99.8%	5
製造業	278,364	233,722	270,702	6,829	277,531	99.7%	833	296,207	245,449	287,934	7,441	295,375	99.7%	832
下水・廃棄物・蒸気・水道事業														
電気・ガス・水道業	292	53	139	70	209	71.6%	83	355	67	179	80	259	73.0%	96
建設業	62,806	53,816	60,351	2,214	62,565	99.6%	241	64,346	54,970	61,840	2,330	64,170	99.7%	176
卸売・小売業	881,203	818,749	863,519	11,352	874,871	99.3%	6,332	903,641	834,319	885,373	11,940	897,313	99.3%	6,328
運輸業	209,188	202,838	207,191	1,881	209,072	99.9%	116	236,158	229,578	234,183	1,856	236,039	99.9%	119
宿泊・飲食店業	577,845	546,715	573,700	2,823	576,523	99.8%	1,322	600,536	561,720	595,133	3,675	598,808	99.7%	1,728
通信業	2,727	1,899	2,626	87	2,713	99.5%	14	3,273	1,981	3,185	73	3,258	99.5%	15
金融・保険業	9,375	6,050	7,395	895	8,290	88.4%	1,085	9,265	6,029	7,389	859	8,248	89.0%	1,017
不動産・賃貸業	84,606	78,263	81,813	1,495	83,308	98.5%	1,298	88,436	81,607	85,847	1,545	87,392	98.8%	1,044
専門・科学・技術サービス業														
事業施設管理および事業支援サービス	55,260	36,680	49,384	2,970	52,354	94.7%	2,906	59,640	38,792	53,049	3,388	56,437	94.6%	3,203
教育サービス	77,402	65,445	75,340	1,486	76,826	99.3%	576	85,068	68,587	80,834	2,530	83,364	98.0%	1,704
保健・社会福祉業	45,628	36,512	43,662	1,290	44,952	98.5%	676	47,291	37,350	45,082	1,449	46,531	98.4%	760
芸術・スポーツ・余暇関連サービス業	97,265	93,743	96,075	629	96,704	99.4%	561	113,631	109,142	112,383	651	113,034	99.5%	597
その他公共・修理・個人サービス業	238,295	228,543	235,159	2,051	237,210	99.5%	1,085	248,681	236,832	245,103	2,358	247,461	99.5%	1,220

産業別	2000							2001						
	合計	小商工人	小企業	中企業	中小企業	中小企業の割合	大企業	合計	小商工人	小企業	中企業	中小企業	中小企業の割合	大企業
全産業	2,729,957	2,442,787	2,660,862	46,943	2,707,805	99.2%	22,152	2,658,860	2,362,694	2,578,713	70,978	2,649,691	99.7%	9,169
農業・林業・漁協	0	0	0	0	0		0	692	234	496	188	684	98.8%	8
鉱業	2,045	1,565	2,013	27	2,040	99.8%	5	1,956	1,506	1,920	32	1,952	99.8%	4
製造業	305,770	251,047	297,095	7,883	304,978	99.7%	792	318,138	259,968	308,587	8,733	317,320	99.7%	818
下水・廃棄物・蒸気・水道事業														
電気・ガス・水道業	334	60	157	85	242	72.5%	92	272	24	82	179	261	96.0%	11
建設業	63,860	48,983	61,360	2,408	63,768	99.9%	92	68,211	53,774	66,918	1,198	68,116	99.9%	95
卸売・小売業	880,076	802,282	858,643	13,882	872,525	99.1%	7,551	830,050	753,917	805,558	22,576	828,134	99.8%	1,916
運輸業	261,629	254,516	259,584	1,931	261,515	100.0%	114	283,578	276,240	281,424	1,920	283,344	99.9%	234
宿泊・飲食店業	568,869	523,195	561,766	5,128	566,894	99.7%	1,975	538,634	487,315	528,612	8,898	537,510	99.8%	1,124
通信業	3,902	2,156	3,784	105	3,889	99.7%	13	3,596	1,879	2,766	807	3,573	99.4%	23
金融・保険業	8,640	5,727	6,948	706	7,654	88.6%	986	7,033	4,934	5,720	732	6,452	91.7%	581
不動産・賃貸業	80,618	73,335	77,755	1,760	79,515	98.6%	1,103	74,140	67,081	70,817	2,654	73,471	99.1%	669
専門・科学・技術サービス業														
事業施設管理および事業支援サービス	64,733	39,263	55,664	4,780	60,444	93.4%	4,289	63,895	37,939	53,159	9,475	62,634	98.0%	1,261
教育サービス	81,989	64,301	76,984	2,916	79,900	97.5%	2,089	78,820	60,390	72,733	4,649	77,382	98.2%	1,438
保健・社会福祉業	50,899	37,902	48,078	1,915	49,993	98.2%	906	50,387	35,989	46,896	3,297	50,193	99.6%	194
芸術・スポーツ・余暇関連サービス業	111,225	106,387	109,737	744	110,481	99.3%	744	100,089	95,509	98,497	1,334	99,831	99.7%	258
その他公共・修理・個人サービス業	245,368	232,068	241,294	2,673	243,967	99.4%	1,401	239,369	225,995	234,528	4,306	238,834	99.8%	535

出所：企業規模別・地域別・産業中分類別事業体数

注：1. 各年度の中小企業の範囲は、中小企業基本法及び施行令の基準に従う。

2. 経営組織形態が個人事業体及び会社法人以外の事業体は除外する。

産業別	2002							2003						
	合計	小商工人	小企業	中企業	中小企業	中小企業の割合	大企業	合計	小商工人	小企業	中企業	中小企業	中小企業の割合	大企業
全産業	2,861,830	2,532,452	2,772,506	84,407	2,856,913	99.8%	4,917	2,939,661	2,612,050	2,850,638	84,259	2,934,897	99.8%	4,764
農業・林業・漁協	643	228	448	184	632	98.3%	11	714	233	450	253	703	98.5%	11
鉱業	1,922	1,471	1,894	25	1,919	99.8%	3	1,881	1,414	1,845	33	1,878	99.8%	3
製造業	327,737	268,210	318,517	8,433	326,950	99.8%	787	322,797	263,462	313,464	8,560	322,024	99.8%	773
下水・廃棄物・蒸気・水道事業														
電気・ガス・水道業	283	21	90	188	278	98.2%	5	325	31	93	225	318	97.8%	7
建設業	76,555	60,104	75,012	1,439	76,451	99.9%	104	80,626	63,870	79,042	1,485	80,527	99.9%	99
卸売・小売業	870,864	787,056	844,015	25,826	869,841	99.9%	1,023	872,674	790,535	846,418	25,473	871,891	99.9%	783
運輸業	305,242	297,162	303,041	2,069	305,110	100.0%	132	322,872	315,024	320,723	2,019	322,742	100.0%	130
宿泊・飲食店業	601,620	541,766	589,560	11,730	601,290	99.9%	330	625,125	567,231	613,936	10,808	624,744	99.9%	381
通信業	4,423	2,296	3,443	946	4,389	99.2%	34	5,287	2,915	4,307	944	5,251	99.3%	36
金融・保険業	9,725	6,537	7,732	1,543	9,275	95.4%	450	9,039	6,205	7,274	1,386	8,660	95.8%	379
不動産・賃貸業	85,603	77,127	81,858	3,462	85,320	99.7%	283	94,601	85,718	90,851	3,469	94,320	99.7%	281
専門・科学・技術サービス業														
事業施設管理および事業支援サービス	74,970	44,236	62,251	11,840	74,091	98.8%	879	79,813	48,182	66,540	12,291	78,831	98.8%	982
教育サービス	88,038	67,873	81,409	6,200	87,609	99.5%	429	94,081	74,454	87,554	6,104	93,658	99.6%	423
保健・社会福祉業	52,736	37,878	48,996	3,688	52,684	99.9%	52	55,555	40,290	51,550	3,954	55,504	99.9%	51
芸術・スポーツ・余暇関連サービス業	108,872	103,550	107,179	1,495	108,674	99.8%	198	115,169	109,644	113,405	1,570	114,975	99.8%	194
その他公共・修理・個人サービス業	252,597	236,937	247,061	5,339	252,400	99.9%	197	259,102	242,842	253,186	5,685	258,871	99.9%	231

産業別	2004							2005						
	合計	小商工人	小企業	中企業	中小企業	中小企業の割合	大企業	合計	小商工人	小企業	中企業	中小企業	中小企業の割合	大企業
全産業	2,927,436	2,609,041	2,839,214	83,319	2,922,533	99.8%	4,903	2,867,749	2,526,888	2,772,865	90,718	2,863,583	99.9%	4,166
農業・林業・漁協	659	211	411	234	645	97.9%	14	580	169	328	230	558	96.2%	22
鉱業	1,829	1,384	1,799	29	1,828	99.9%	1	1,835	1,410	1,802	32	1,834	99.9%	1
製造業	322,814	264,335	313,574	8,456	322,030	99.8%	784	332,315	271,408	322,839	8,793	331,632	99.8%	683
下水・廃棄物・蒸気・水道事業														
電気・ガス・水道業	312	21	78	228	306	98.1%	6	329	34	97	221	318	96.7%	11
建設業	81,343	65,248	79,462	1,774	81,236	99.9%	107	86,122	67,982	84,341	1,683	86,024	99.9%	98
卸売・小売業	852,706	775,555	827,452	24,457	851,909	99.9%	797	823,571	742,318	796,754	26,184	822,938	99.9%	633
運輸業	328,204	320,397	326,024	2,064	328,088	100.0%	116	334,033	325,675	331,815	2,113	333,928	100.0%	105
宿泊・飲食店業	617,911	563,843	607,820	9,745	617,565	99.9%	346	574,021	515,741	562,921	10,688	573,609	99.9%	412
通信業	5,312	2,976	4,290	997	5,287	99.5%	25	5,585	3,243	4,525	1,053	5,578	99.9%	7
金融・保険業	8,271	5,778	6,690	1,252	7,942	96.0%	329	8,259	5,664	6,566	1,356	7,922	95.9%	337
不動産・賃貸業	96,641	87,084	92,530	3,784	96,314	99.7%	327	90,402	81,678	86,781	3,330	90,111	99.7%	291
専門・科学・技術サービス業														
事業施設管理および事業支援サービス	79,796	48,807	66,258	12,419	78,677	98.6%	1,119	80,887	47,563	65,658	14,638	80,296	99.3%	591
教育サービス	95,241	75,552	88,611	6,206	94,817	99.6%	424	97,737	75,171	89,924	7,420	97,344	99.6%	393
保健・社会福祉業	57,948	41,571	53,498	4,380	57,878	99.9%	70	59,207	40,219	54,166	4,962	59,128	99.9%	79
芸術・スポーツ・余暇関連サービス業	118,093	112,066	116,286	1,608	117,894	99.8%	199	114,298	106,992	112,162	1,928	114,090	99.8%	208
その他公共・修理・個人サービス業	260,356	244,213	254,431	5,686	260,117	99.9%	239	258,568	241,621	252,186	6,087	258,273	99.9%	295

出所：企業規模別・地域別・産業中分類別事業体数

注：1. 各年度の中小企業の範囲は、中小企業基本法及び施行令の基準に従う。 2. 経営組織形態が個人事業体及び会社法人以外の事業体は除外する。

産業別	2006							2007						
	合計	小商工人	小企業	中企業	中小企業	中小企業の割合	大企業	合計	小商工人	小企業	中企業	中小企業	中小企業の割合	大企業
全産業	2,940,345	2,596,901	2,843,368	92,746	2,936,114	99.9%	4,231	3,049,345	2,681,885	2,945,465	101,374	3,046,839	99.9%	2,506
農業・林業・漁協	620	189	350	258	608	98.1%	12	587	178	340	246	586	99.8%	1
鉱業	1,824	1,404	1,799	24	1,823	99.9%	1	1,770	1,387	1,745	24	1,769	99.9%	1
製造業	335,384	273,817	326,287	8,444	334,731	99.8%	653	331,050	269,330	322,369	8,079	330,448	99.8%	602
下水・廃棄物・蒸気・水道事業								389	70	143	233	376	96.7%	13
電気・ガス・水道業	363	48	107	242	349	96.1%	14	4,478	1,688	2,886	1,565	4,451	99.4%	27
建設業	88,218	69,486	86,134	1,935	88,069	99.8%	149	93,527	73,722	91,505	1,866	93,371	99.8%	156
卸売・小売業	839,636	758,362	812,905	26,129	839,034	99.9%	602	862,376	776,407	834,276	27,824	862,100	100.0%	276
運輸業	340,022	331,329	337,764	2,171	339,935	100.0%	87	336,131	327,346	333,855	2,196	336,051	100.0%	80
宿泊・飲食店業	589,519	534,231	578,803	10,366	589,169	99.9%	350	622,221	561,590	610,606	11,548	622,154	100.0%	67
通信業	5,820	3,304	4,653	1,157	5,810	99.8%	10	20,558	9,644	14,200	6,280	20,480	99.6%	78
金融・保険業	8,808	5,704	6,727	1,687	8,414	95.5%	394	9,541	5,911	7,145	2,302	9,447	99.0%	94
不動産・賃貸業	97,707	88,788	94,111	3,317	97,428	99.7%	279	104,983	96,985	101,933	2,776	104,709	99.7%	274
専門・科学・技術サービス業								59,929	37,958	52,171	7,523	59,694	99.6%	235
事業施設管理および事業支援サービス	84,518	49,616	68,467	15,364	83,831	99.2%	687	28,821	17,937	21,939	6,495	28,434	98.7%	387
教育サービス	104,769	81,757	96,635	7,764	104,399	99.6%	370	133,640	110,305	125,273	8,295	133,568	99.9%	72
保健・社会福祉業	62,750	41,798	57,124	5,532	62,656	99.9%	94	68,163	41,829	61,149	6,998	68,147	100.0%	16
芸術・スポーツ・余暇関連サービス業	113,906	108,041	111,811	1,877	113,688	99.8%	218	97,407	92,355	96,111	1,252	97,363	100.0%	44
その他公共・修理・個人サービス業	266,481	249,027	259,691	6,479	266,170	99.9%	311	273,774	257,243	267,819	5,872	273,691	100.0%	83

産業別	2008							2009						
	合計	小商工人	小企業	中企業	中小企業	中小企業の割合	大企業	合計	小商工人	小企業	中企業	中小企業	中小企業の割合	大企業
全産業	3,046,958	2,675,270	2,939,696	104,473	3,044,169	99.9%	2,789	3,069,400	2,685,856	2,955,709	110,775	3,066,484	99.9%	2,916
農業・林業・漁協	573	164	319	252	571	99.7%	2	698	232	423	274	697	99.9%	1
鉱業	1,745	1,363	1,712	32	1,744	99.9%	1	1,830	1,454	1,802	27	1,829	99.9%	1
製造業	318,364	260,015	309,488	8,252	317,740	99.8%	624	318,638	261,162	309,811	8,243	318,054	99.8%	584
下水・廃棄物・蒸気・水道事業	239	45	95	129	224	93.7%	15	319	117	169	132	301	94.4%	18
電気・ガス・水道業	4,357	1,623	2,819	1,514	4,333	99.4%	24	4,516	1,666	2,933	1,553	4,486	99.3%	30
建設業	94,368	73,753	92,199	2,046	94,245	99.9%	123	94,546	74,371	92,259	2,126	94,385	99.8%	161
卸売・小売業	853,958	767,211	825,798	27,801	853,599	100.0%	359	855,805	764,831	826,076	29,355	855,431	100.0%	374
運輸業	337,636	328,631	335,067	2,463	337,530	100.0%	106	341,187	331,400	338,335	2,724	341,059	100.0%	128
宿泊・飲食店業	622,973	561,929	611,162	11,747	622,909	100.0%	64	627,052	564,158	614,727	12,260	626,987	100.0%	65
通信業	19,810	9,224	13,742	5,981	19,723	99.6%	87	20,260	9,468	13,981	6,171	20,152	99.5%	108
金融・保険業	9,440	5,511	6,754	2,579	9,333	98.9%	107	9,232	5,634	6,777	2,342	9,119	98.8%	113
不動産・賃貸業	106,622	97,911	103,183	3,139	106,322	99.7%	300	106,531	97,704	102,971	3,218	106,189	99.7%	342
専門・科学・技術サービス業	62,466	38,978	53,985	8,166	62,151	99.5%	315	63,342	39,860	54,289	8,723	63,012	99.5%	330
事業施設管理および事業支援サービス	29,798	18,813	22,790	6,592	29,382	98.6%	416	31,059	18,987	23,164	7,486	30,650	98.7%	409
教育サービス	137,979	114,052	129,312	8,592	137,904	99.9%	75	140,026	115,610	131,188	8,749	139,937	99.9%	89
保健・社会福祉業	72,741	43,590	64,854	7,870	72,724	100.0%	17	75,697	43,471	66,626	9,051	75,677	100.0%	20
芸術・スポーツ・余暇関連サービス業	97,194	92,542	95,889	1,251	97,140	99.9%	54	98,679	93,676	97,252	1,379	98,631	100.0%	48
その他公共・修理・個人サービス業	276,695	259,915	270,528	6,067	276,595	100.0%	100	279,983	262,055	272,926	6,962	279,888	100.0%	95

出所：企業規模別・地域別・産業中分類別事業体数

注：1. 各年度の中小企業の範囲は、中小企業基本法及び施行令の基準に従う。

2. 経営組織形態が個人事業体及び会社法人以外の事業体は除外する。

産業別	2010							2011						
	合計	小商工人	小企業	中企業	中小企業	中小企業の割合	大企業	合計	小商工人	小企業	中企業	中小企業	中小企業の割合	大企業
全産業	3,125,457	2,748,808	3,002,333	119,999	3,122,332	99.9%	3,125	3,234,687	2,834,954	3,106,256	125,378	3,231,634	99.9%	3,053
農業・林業・漁協	787	240	473	312	785	99.7%	2	740	218	422	317	739	99.9%	1
鉱業	1,759	1,389	1,737	21	1,758	99.9%	1	1,785	1,436	1,760	24	1,784	99.9%	1
製造業	325,082	263,194	315,570	8,915	324,485	99.8%	597	339,407	276,967	329,492	9,268	338,760	99.8%	647
下水・廃棄物・蒸気・水道事業	389	203	249	124	373	95.9%	16	423	214	272	132	404	95.5%	19
電気・ガス・水道業	4,846	1,907	3,099	1,722	4,821	99.5%	25	5,351	2,219	3,567	1,761	5,328	99.6%	23
建設業	96,716	72,916	93,127	3,245	96,372	99.6%	344	103,894	82,042	100,969	2,594	103,563	99.7%	331
卸売・小売業	870,599	785,886	840,305	30,004	870,309	100.0%	290	898,244	807,613	866,950	31,023	897,973	100.0%	271
運輸業	344,290	334,035	341,565	2,599	344,164	100.0%	126	351,139	340,924	348,433	2,584	351,017	100.0%	122
宿泊・飲食店業	633,381	580,537	620,119	13,194	633,313	100.0%	68	654,124	594,165	639,796	14,265	654,061	100.0%	63
通信業	22,410	11,077	15,535	6,749	22,284	99.4%	126	25,988	13,104	18,707	7,166	25,873	99.6%	115
金融・保険業	9,933	5,965	7,131	2,674	9,805	98.7%	128	10,540	6,241	7,554	2,862	10,416	98.8%	124
不動産・賃貸業	106,935	97,859	103,106	3,477	106,583	99.7%	352	109,292	99,800	105,329	3,679	109,008	99.7%	284
専門・科学・技術サービス業	65,832	42,765	56,244	9,267	65,511	99.5%	321	71,134	46,325	60,966	9,837	70,803	99.5%	331
事業施設管理および事業支援サービス業	34,038	21,202	25,155	8,447	33,602	98.7%	436	38,349	23,347	28,353	9,546	37,899	98.8%	450
教育サービス	142,456	118,953	132,980	9,377	142,357	99.9%	99	145,853	122,555	136,890	8,873	145,763	99.9%	90
保健・社会福祉業	82,256	47,355	71,068	11,167	82,235	100.0%	21	88,781	51,383	76,760	12,000	88,760	100.0%	21
芸術・スポーツ・余暇関連サービス業	98,579	94,519	97,147	1,383	98,530	100.0%	49	98,725	93,522	97,137	1,547	98,684	100.0%	41
その他公共・修理・個人サービス業	285,169	268,806	277,723	7,322	285,045	100.0%	124	290,918	272,879	282,899	7,900	290,799	100.0%	119

産業別	2012							2013						
	合計	小商工人	小企業	中企業	中小企業	中小企業の割合	大企業	合計	小商工人	小企業	中企業	中小企業	中小企業の割合	大企業
全産業	3,354,320	2,918,595	3,258,617	92,787	3,351,404	99.9%	2,916	3,418,993	2,962,367	3,317,303	98,560	3,415,863	99.9%	3,130
農業・林業・漁協	805	277	491	314	805	100.0%	-	984	295	612	372	984	100.0%	-
鉱業	1,832	1,465	1,806	25	1,831	99.9%	1	1,872	1,523	1,849	22	1,871	99.9%	1
製造業	358,221	294,984	348,192	9,347	357,539	99.8%	682	367,868	303,202	357,435	9,737	367,172	99.8%	696
下水・廃棄物・蒸気・水道事業	501	274	343	143	486	97.0%	15	435	226	284	137	421	96.8%	14
電気・ガス・水道業	5,955	2,735	4,187	1,740	5,927	99.5%	28	6,370	2,855	4,400	1,942	6,342	99.6%	28
建設業	109,114	89,357	106,261	2,589	108,850	99.8%	264	117,021	96,664	114,523	2,257	116,780	99.8%	241
卸売・小売業	935,199	836,539	904,151	30,791	934,942	100.0%	257	952,418	847,374	918,561	33,554	952,115	100.0%	303
運輸業	361,268	351,019	358,429	2,716	361,145	100.0%	123	368,448	357,864	365,616	2,718	368,334	100.0%	114
宿泊・飲食店業	672,282	598,143	657,727	14,491	672,218	100.0%	64	684,478	605,129	668,426	15,982	684,408	100.0%	70
通信業	29,904	16,880	28,507	1,276	29,783	99.6%	121	31,426	17,860	29,911	1,381	31,292	99.6%	134
金融・保険業	10,897	6,685	8,060	2,717	10,777	98.9%	120	10,700	6,796	8,103	2,464	10,567	98.8%	133
不動産・賃貸業	110,546	100,526	106,614	3,639	110,253	99.7%	293	111,209	100,368	106,852	4,010	110,862	99.7%	347
専門・科学・技術サービス業	77,716	52,201	76,135	1,360	77,495	99.7%	221	80,318	53,635	78,665	1,436	80,101	99.7%	217
事業施設管理および事業支援サービス業	41,882	26,341	38,783	2,633	41,416	98.9%	466	43,672	27,236	40,389	2,738	43,127	98.8%	545
教育サービス	146,834	123,008	138,297	8,446	146,743	99.9%	91	147,845	123,523	139,271	8,487	147,758	99.9%	87
保健・社会福祉業	95,640	48,874	94,478	1,139	95,617	100.0%	23	98,075	49,756	96,808	1,244	98,052	100.0%	23
芸術・スポーツ・余暇関連サービス業	98,607	92,144	96,989	1,574	98,563	100.0%	44	97,456	90,267	95,541	1,868	97,409	100.0%	47
その他公共・修理・個人サービス業	297,117	277,143	289,167	7,847	297,014	100.0%	103	298,398	277,794	290,057	8,211	298,268	100.0%	130

出所：企業規模別・地域別・産業中分類別事業体数

注：1. 各年度の中小企業の範囲は、中小企業基本法及び施行令の基準に従う。

2. 経営組織形態が個人事業体及び会社法人以外の事業体は除外する。

2. 中小企業の雇用者数、その全企業に占める割合

資料名（調査名）	中小企業全産業の現況-従業員数
（原語）	중업원수
公表主体	中小企業庁
（原語）	중소기업청
データの出所	統計庁“全国事業体調査”
（原語）	통계청“전국 사업체 조사”
調査の目的	事業体別の地域別の特性、構造等を把握し、国及び自治体の各種政策作成及び民間企業の企業経営計画の作成、学系、研究所の学術研究のための基礎資料を提供、事業体を対象にする各種統計調査の母集団資料を提供することにある。
調査の対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査対象：調査基準日（12月31日）現在あるいは調査日現在、韓国行政権にある全地域に所在する全ての事業体を調査対象とする。 ・ 調査範囲：全ての事業体を対象とするが、以下の事業体は除外する。 <ul style="list-style-type: none"> －個人が経営する農林・漁業事業体 －国防及び家事サービス業 －国際機構及び外国機関 －固定設備がない場合、営業場所が一定ではない簡易販売所 ・ 調査単位：一定の場所で財の生産、販売、サービス提供等、有形の生産活動・無形の産業活動（サービス業等）を営む全ての事業体 ・ 調査範囲：全国
調査の根拠法令	統計法第15条、第17条、第18条、による指定統計
抽出方法	全数調査
調査の方法	臨時調査員による面接調査を原則とする
中小企業の定義	中小企業基本法で定めた業種別の中小企業の定義
従業者の定義	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常勤勤労者：雇用契約期間が1年以上の賃金労働者 <ul style="list-style-type: none"> －雇用契約は明示的（explicit）、及び暗黙的（implicit）契約を含む －1年以上勤務することを暗黙的雇用契約とし1年以上長期勤務した者 －雇用契約期間の定めがなく正規職員として採用され、人事管理規定を適用され、賞与金・退職金等各種手当を支給される者 －事業体の有給役員（社長、代表取締役、専務、常務、常勤監査等） ・ 臨時勤労者：雇用契約期間が1ヶ月以上1年未満の賃金労働者 <ul style="list-style-type: none"> －雇用契約は明示的（explicit）、及び暗黙的（implicit）契約を含む

	<ul style="list-style-type: none"> -同じ事業体に1年以上勤務したが、契約期間が1ヶ月以上1年未満、または最初から臨時職として雇用契約を結んだ者 ・ 日用勤労者：雇用契約期間が1ヶ月未満の賃金勤労者 -雇用契約は明示的（explicit）、及び暗黙的（implicit）契約を含む -毎日雇用され勤労の対価として日当制の給料を貰って働く者
調査時点 調査時期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査基準時点：毎年12月31日現在 ・ 調査対象期間：毎年1月1日～12月31日（1年間） ・ 調査実施期間：毎年2月15日～3月10日
調査の概要の出所	<p>統計庁“統計説明資料” (http://meta.narastat.kr/metasvc/index.do)</p>

図表 2 規模別産業中分類別従業者数

産業別	1994							1995						
	全体	小商工人	小企業	中企業	中小企業	中小企業の割合	大企業	全体	小商工人	小企業	中企業	中小企業	中小企業の割合	大企業
全産業	10,217,910	4,080,360	4,862,287	2,814,802	7,677,089	75.1%	2,540,821	11,098,018	4,442,447	6,515,448	1,748,236	8,263,684	74.5%	2,834,334
農業・林業・漁協	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0		0
鉱業	37,624	6,888	12,910	16,953	29,863	79.4%	7,761	35,598	6,729	20,151	6,232	26,383	74.1%	9,215
製造業	3,663,484	723,274	1,127,708	1,488,440	2,616,148	71.4%	1,047,336	3,683,364	760,145	1,728,313	900,248	2,628,561	71.4%	1,054,803
下水・廃棄物・蒸気・水道事業	5,915	193	358	1,054	1,412	23.9%	4,503	8,713	168	917	620	1,537	17.6%	7,176
電気・ガス・水道業														
建設業	859,378	161,181	245,753	192,310	438,063	51.0%	421,315	966,144	180,513	322,471	175,985	498,456	51.6%	467,688
卸売・小売業	2,221,373	1,346,110	1,444,360	396,552	1,840,912	82.9%	380,461	2,509,770	1,418,493	1,777,993	211,001	1,988,994	79.3%	520,776
運輸業	576,798	183,709	224,277	290,301	514,578	89.2%	62,220	676,365	247,595	359,593	250,231	609,824	90.2%	66,541
宿泊・飲食店業	1,148,878	856,046	927,336	135,776	1,063,112	92.5%	85,766	1,284,681	959,467	1,154,197	40,140	1,194,337	93.0%	90,344
通信業	18,397	2,084	6,150	5,891	12,041	65.5%	6,356	14,065	2,174	7,828	4,337	12,165	86.5%	1,900
金融・保険業	132,489	7,640	8,900	13,424	22,324	16.8%	110,165	141,717	8,294	16,601	10,994	27,595	19.5%	114,122
不動産・賃貸業	206,446	107,850	112,125	27,007	139,132	67.4%	67,314	248,149	114,301	138,501	22,150	160,651	64.7%	87,498
専門・科学・技術サービス業														
事業施設管理および事業支援サービス	347,722	61,437	79,322	93,792	173,114	49.8%	174,608	426,428	67,624	152,181	47,188	199,369	46.8%	227,059
教育サービス	216,915	131,187	148,707	50,861	199,568	92.0%	17,347	248,359	141,654	203,333	22,223	225,556	90.8%	22,803
保健・社会福祉業	158,407	71,400	83,975	33,516	117,491	74.2%	40,916	179,336	80,886	117,682	15,348	133,030	74.2%	46,306
芸術・スポーツ・余暇関連サービス業	191,455	120,047	124,387	21,615	146,002	76.3%	45,453	210,783	132,220	148,173	14,048	162,221	77.0%	48,562
その他公共・修理・個人サービス業	432,629	301,314	316,019	47,310	363,329	84.0%	69,300	464,546	322,184	367,514	27,491	395,005	85.0%	69,541

産業別	1996							1997						
	全体	小商工人	小企業	中企業	中小企業	中小企業の割合	大企業	全体	小商工人	小企業	中企業	中小企業	中小企業の割合	大企業
全産業	11,270,466	4,543,486	6,649,601	1,762,953	8,412,554	74.6%	2,857,912	10,796,804	4,653,170	6,577,276	1,695,372	8,272,648	76.6%	2,524,156
農業・林業・漁協	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0		0
鉱業	30,640	6,506	18,839	5,749	24,588	80.2%	6,052	25,597	5,673	17,238	5,234	22,472	87.8%	3,125
製造業	3,719,621	765,422	1,713,792	876,880	2,590,672	69.6%	1,128,949	3,286,816	743,914	1,579,102	778,277	2,357,379	71.7%	929,437
下水・廃棄物・蒸気・水道事業	9,096	144	735	773	1,508	16.6%	7,588	11,037	142	844	807	1,651	15.0%	9,386
電気・ガス・水道業														
建設業	1,034,122	187,703	337,798	218,815	556,613	53.8%	477,509	949,144	189,866	320,081	282,825	602,906	63.5%	346,238
卸売・小売業	2,420,525	1,430,761	1,793,149	202,853	1,996,002	82.5%	424,523	2,425,764	1,461,117	1,806,419	186,761	1,993,180	82.2%	432,584
運輸業	687,388	250,074	359,302	248,078	607,380	88.4%	80,008	652,010	254,226	352,219	233,895	586,114	89.9%	65,896
宿泊・飲食店業	1,377,770	1,022,558	1,244,789	45,362	1,290,151	93.6%	87,619	1,402,121	1,080,419	1,273,920	41,373	1,315,293	93.8%	86,828
通信業	17,161	2,605	8,543	4,182	12,725	74.2%	4,436	19,085	3,110	9,614	5,214	14,828	77.7%	4,257
金融・保険業	145,585	8,615	13,665	6,935	20,600	14.1%	124,985	131,163	9,047	16,368	9,199	25,567	19.5%	105,596
不動産・賃貸業	223,382	112,185	134,671	21,398	156,069	69.9%	67,313	246,593	116,403	141,914	23,260	165,174	67.0%	81,419
専門・科学・技術サービス業														
事業施設管理および事業支援サービス	479,882	67,938	158,901	47,657	206,558	43.0%	273,324	503,628	73,646	166,329	46,981	213,310	42.4%	290,318
教育サービス	256,750	139,309	209,423	25,544	234,967	91.5%	21,783	249,602	137,339	205,155	22,540	227,695	91.2%	21,907
保健・社会福祉業	187,046	86,887	129,408	15,956	145,364	77.7%	41,682	205,227	96,299	141,873	17,905	159,778	77.9%	45,449
芸術・スポーツ・余暇関連サービス業	217,006	137,316	153,935	12,333	166,268	76.6%	50,738	222,276	147,187	164,214	9,674	173,888	78.2%	48,388
その他公共・修理・個人サービス業	464,492	325,463	372,651	30,438	403,089	86.8%	61,403	466,741	334,782	381,986	31,427	413,413	88.6%	53,328

出所：中小企業全産業の現況-従業員数

注：1. 各年度の中小企業の範囲は、中小企業基本法及び施行令の基準に従う。

2. 経営組織形態が個人事業体及び会社法人以外の事業体は除外する。

産業別	1998							1999						
	全体	小商工人	小企業	中企業	中小企業	中小企業の割合	大企業	全体	小商工人	小企業	中企業	中小企業	中小企業の割合	大企業
全産業	9,878,045	4,465,914	6,161,717	1,510,675	7,672,392	77.7%	2,205,653	10,425,398	4,744,420	6,689,768	1,593,501	8,283,269	79.5%	2,142,129
農業・林業・漁協	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0		0
鉱業	20,767	5,465	14,525	3,350	17,875	86.1%	2,892	20,349	5,472	14,096	2,789	16,885	83.0%	3,464
製造業	2,958,079	661,018	1,422,354	715,158	2,137,512	72.3%	820,567	3,139,440	711,323	1,576,021	766,630	2,342,651	74.6%	796,789
下水・廃棄物・蒸気・水道事業	13,820	169	795	1,010	1,805	13.1%	12,015	13,885	197	994	1,186	2,180	15.7%	11,705
電気・ガス・水道業														
建設業	697,450	164,074	264,219	191,076	455,295	65.3%	242,155	637,527	173,620	280,454	181,282	461,736	72.4%	175,791
卸売・小売業	2,231,050	1,401,585	1,688,279	161,425	1,849,704	82.9%	381,346	2,312,827	1,448,746	1,775,812	168,462	1,944,274	84.1%	368,553
運輸業	644,739	254,910	342,657	234,501	577,158	89.5%	67,581	683,348	287,392	379,043	231,410	610,453	89.3%	72,895
宿泊・飲食店業	1,331,612	1,055,297	1,218,364	39,505	1,257,869	94.5%	73,743	1,447,699	1,104,514	1,307,649	50,965	1,358,614	93.8%	89,085
通信業	34,471	4,363	12,206	10,634	22,840	66.3%	11,631	37,293	4,748	19,057	8,579	27,636	74.1%	9,657
金融・保険業	137,702	10,257	19,819	13,139	32,958	23.9%	104,744	117,352	10,821	20,222	12,803	33,025	28.1%	84,327
不動産・賃貸業	229,151	115,988	139,964	21,585	161,549	70.5%	67,602	223,205	125,716	154,033	22,152	176,185	78.9%	47,020
専門・科学・技術サービス業														
事業施設管理および事業支援サービス	464,196	79,487	160,713	42,490	203,203	43.8%	260,993	487,855	85,490	176,610	48,801	225,411	46.2%	262,444
教育サービス	231,169	127,514	189,750	20,386	210,136	90.9%	21,033	321,211	138,121	216,175	35,290	251,465	78.3%	69,746
保健・社会福祉業	212,503	98,612	143,205	17,897	161,102	75.8%	51,401	233,731	103,180	151,054	20,097	171,151	73.2%	62,580
芸術・スポーツ・余暇関連サービス業	218,562	149,970	165,019	8,933	173,952	79.6%	44,610	257,836	189,115	209,425	9,178	218,603	84.8%	39,233
その他公共・修理・個人サービス業	452,774	337,205	379,848	29,586	409,434	90.4%	43,340	491,840	355,965	409,123	33,877	443,000	90.1%	48,840

産業別	2000							2001						
	全体	小商工人	小企業	中企業	中小企業	中小企業の割合	大企業	全体	小商工人	小企業	中企業	中小企業	中小企業の割合	大企業
全産業	10,768,597	4,726,727	6,963,210	1,717,484	8,680,694	80.6%	2,087,903	10,876,418	4,574,750	6,807,571	2,368,666	9,176,237	84.4%	1,700,181
農業・林業・漁協	0	0	0	0	0		0	9,133	597	2,223	5,283	7,506	82.2%	1,627
鉱業	19,711	5,153	13,958	2,436	16,394	83.2%	3,317	19,196	4,764	12,626	2,786	15,412	80.3%	3,784
製造業	3,276,452	744,850	1,679,062	818,887	2,497,949	76.2%	778,503	3,330,272	782,159	1,744,559	887,126	2,631,685	79.0%	698,587
下水・廃棄物・蒸気・水道事業	11,234	172	858	1,237	2,095	18.6%	9,139	10,978	75	477	6,829	7,306	66.6%	3,672
電気・ガス・水道業														
建設業	607,937	176,727	378,977	157,743	536,720	88.3%	71,217	601,795	186,157	431,563	113,532	545,095	90.6%	56,700
卸売・小売業	2,384,742	1,429,413	1,792,437	195,802	1,988,239	83.4%	396,503	2,310,593	1,337,865	1,658,076	434,235	2,092,311	90.6%	218,282
運輸業	708,976	315,303	415,619	237,558	653,177	92.1%	55,799	757,933	335,724	438,401	229,943	668,344	88.2%	89,589
宿泊・飲食店業	1,458,461	1,053,289	1,290,464	70,757	1,361,221	93.3%	97,240	1,461,211	982,713	1,231,934	144,556	1,376,490	94.2%	84,721
通信業	41,817	5,416	24,369	12,124	36,493	87.3%	5,324	44,340	4,634	10,395	22,918	33,313	75.1%	11,027
金融・保険業	118,964	10,256	18,773	10,397	29,170	24.5%	89,794	124,302	9,166	14,246	12,294	26,540	21.4%	97,762
不動産・賃貸業	222,886	116,746	146,448	25,211	171,659	77.0%	51,227	221,881	106,991	131,020	42,392	173,412	78.2%	48,469
専門・科学・技術サービス業														
事業施設管理および事業支援サービス	548,466	88,475	195,565	68,847	264,412	48.2%	284,054	646,424	84,811	180,005	228,687	408,692	63.2%	237,732
教育サービス	336,566	129,801	211,430	41,234	252,664	75.1%	83,902	341,622	123,217	199,938	70,872	270,810	79.3%	70,812
保健・社会福祉業	253,030	107,958	171,472	26,659	198,131	78.3%	54,899	243,973	104,970	170,381	62,551	232,932	95.5%	11,041
芸術・スポーツ・余暇関連サービス業	272,072	188,263	209,324	10,453	219,777	80.8%	52,295	255,536	170,743	188,698	33,212	221,910	86.8%	33,626
その他公共・修理・個人サービス業	507,283	354,905	414,454	38,139	452,593	89.2%	54,690	497,229	340,164	393,029	71,450	464,479	93.4%	32,750

出所：中小企業全産業の現況-従業員数

注：1. 各年度の中小企業の範囲は、中小企業基本法及び施行令の基準に従う。

2. 経営組織形態が個人事業体及び会社法人以外の事業体は除外する。

産業別	2002							2003						
	全体	小商工人	小企業	中企業	中小企業	中小企業の割合	大企業	全体	小商工人	小企業	中企業	中小企業	中小企業の割合	大企業
全産業	11,737,640	4,977,454	7,411,316	2,742,779	10,154,095	86.5%	1,583,545	11,870,358	5,119,425	7,551,893	2,756,681	10,308,574	86.8%	1,561,784
農業・林業・漁協	9,243	580	1,916	5,369	7,285	78.8%	1,958	10,144	592	1,967	7,359	9,326	91.9%	818
鉱業	17,393	4,599	12,825	2,195	15,020	86.4%	2,373	18,892	4,645	13,434	3,172	16,606	87.9%	2,286
製造業	3,347,234	811,915	1,807,969	845,055	2,653,024	79.3%	694,210	3,374,754	818,093	1,814,137	857,145	2,671,282	79.2%	703,472
下水・廃棄物・蒸気・水道事業	7,202	71	540	5,398	5,938	82.4%	1,264	9,085	97	532	6,865	7,397	81.4%	1,688
電気・ガス・水道業														
建設業	682,510	209,008	482,859	139,616	622,475	91.2%	60,035	696,773	218,619	499,162	142,647	641,809	92.1%	54,964
卸売・小売業	2,530,118	1,436,296	1,789,090	532,300	2,321,390	91.8%	208,728	2,470,693	1,438,300	1,784,932	525,326	2,310,258	93.5%	160,435
運輸業	793,983	363,888	480,807	242,149	722,956	91.1%	71,027	790,590	381,346	496,972	229,974	726,946	91.9%	63,644
宿泊・飲食店業	1,643,756	1,103,530	1,392,982	207,286	1,600,268	97.4%	43,488	1,676,122	1,153,444	1,435,732	193,271	1,629,003	97.2%	47,119
通信業	55,350	5,737	13,231	25,125	38,356	69.3%	16,994	57,633	7,312	16,297	24,664	40,961	71.1%	16,672
金融・保険業	157,306	12,801	20,537	33,326	53,863	34.2%	103,443	130,003	11,548	18,427	30,418	48,845	37.6%	81,158
不動産・賃貸業	252,876	129,450	159,697	65,007	224,704	88.9%	28,172	270,126	142,721	175,490	63,377	238,867	88.4%	31,259
専門・科学・技術サービス業														
事業施設管理および事業支援サービス	781,763	100,814	213,761	305,802	519,563	66.5%	262,200	843,613	109,349	224,573	322,809	547,382	64.9%	296,231
教育サービス	378,351	137,427	221,763	122,052	343,815	90.9%	34,536	381,170	147,389	228,781	121,383	350,164	91.9%	31,006
保健・社会福祉業	261,452	111,563	178,348	76,922	255,270	97.6%	6,182	277,449	118,195	186,289	83,422	269,711	97.2%	7,738
芸術・スポーツ・余暇関連サービス業	277,951	187,622	209,576	37,910	247,486	89.0%	30,465	300,753	199,298	221,943	39,862	261,805	87.0%	38,948
その他公共・修理・個人サービス業	541,152	362,153	425,415	97,267	522,682	96.6%	18,470	562,558	368,477	433,225	104,987	538,212	95.7%	24,346

産業別	2004							2005						
	全体	小商工人	小企業	中企業	中小企業	中小企業の割合	大企業	全体	小商工人	小企業	中企業	中小企業	中小企業の割合	大企業
全産業	11,824,074	5,076,763	7,427,794	2,782,835	10,210,629	86.4%	1,613,445	11,902,400	4,882,670	7,400,578	3,048,604	10,449,182	87.8%	1,453,218
農業・林業・漁協	9,689	560	1,853	6,576	8,429	87.0%	1,260	9,827	435	1,503	6,289	7,792	79.3%	2,035
鉱業	16,579	4,441	12,830	2,465	15,295	92.3%	1,284	16,407	4,626	12,379	2,767	15,146	92.3%	1,261
製造業	3,374,554	805,857	1,783,919	855,463	2,639,382	78.2%	735,172	3,394,988	811,982	1,831,171	876,285	2,707,456	79.7%	687,532
下水・廃棄物・蒸気・水道事業	9,205	63	466	7,221	7,687	83.5%	1,518	11,787	106	539	7,453	7,992	67.8%	3,795
電気・ガス・水道業														
建設業	707,461	218,248	477,634	166,070	643,704	91.0%	63,757	758,573	228,963	532,056	154,900	686,956	90.6%	71,617
卸売・小売業	2,400,135	1,404,902	1,727,613	516,818	2,244,431	93.5%	155,704	2,336,459	1,317,586	1,657,085	565,318	2,222,403	95.1%	114,056
運輸業	790,131	385,027	499,191	230,640	729,831	92.4%	60,300	806,314	391,416	516,537	231,057	747,594	92.7%	58,720
宿泊・飲食店業	1,629,353	1,145,905	1,410,504	174,979	1,585,483	97.3%	43,870	1,578,656	1,057,040	1,341,831	191,151	1,532,982	97.1%	45,674
通信業	51,367	7,451	15,896	25,567	41,463	80.7%	9,904	52,812	7,817	16,064	32,074	48,138	91.1%	4,674
金融・保険業	111,959	10,369	16,194	27,949	44,143	39.4%	67,816	114,376	9,911	15,826	30,804	46,630	40.8%	67,746
不動産・賃貸業	287,167	143,819	178,837	69,505	248,342	86.5%	38,825	250,567	128,690	161,437	61,098	222,535	88.8%	28,032
専門・科学・技術サービス業														
事業施設管理および事業支援サービス	885,254	110,122	219,546	335,850	555,396	62.7%	329,858	963,206	107,100	221,229	475,355	696,584	72.3%	266,622
教育サービス	382,538	147,178	228,743	122,233	350,976	91.7%	31,562	410,628	146,234	239,125	141,481	380,606	92.7%	30,022
保健・社会福祉業	297,203	121,885	194,037	92,962	286,999	96.6%	10,204	321,804	119,946	204,827	109,455	314,282	97.7%	7,522
芸術・スポーツ・余暇関連サービス業	309,673	204,207	229,681	41,548	271,229	87.6%	38,444	312,462	194,984	226,633	49,658	276,291	88.4%	36,171
その他公共・修理・個人サービス業	561,806	366,729	430,850	106,989	537,839	95.7%	23,967	563,534	355,834	422,336	113,459	535,795	95.1%	27,739

出所：中小企業全産業の現況-従業員数

注：1. 各年度の中小企業の範囲は、中小企業基本法及び施行令の基準に従う。

2. 経営組織形態が個人事業体及び会社法人以外の事業体は除外する。

産業別	2006							2007						
	全体	小商工人	小企業	中企業	中小企業	中小企業の割合	大企業	全体	小商工人	小企業	中企業	中小企業	中小企業の割合	大企業
全産業	12,234,160	5,018,884	7,560,049	3,117,740	10,677,789	87.3%	1,556,371	12,818,280	5,227,575	7,880,684	3,463,023	11,343,707	88.5%	1,474,573
農業・林業・漁協	9,289	484	1,563	6,757	8,320	89.6%	969	8,971	477	1,560	7,182	8,742	97.4%	229
鉱業	15,558	4,446	12,192	2,137	14,329	92.1%	1,229	14,756	4,382	11,493	2,033	13,526	91.7%	1,230
製造業	3,391,899	825,149	1,861,475	846,218	2,707,693	79.8%	684,206	3,311,074	819,016	1,857,115	809,716	2,666,831	80.5%	644,243
下水・廃棄物・蒸気・水道事業	12,382	136	538	7,793	8,331	67.3%	4,051	13,938	195	664	7,672	8,336	59.8%	5,602
電気・ガス・水道業								52,738	4,411	12,246	36,259	48,505	92.0%	4,233
建設業	829,500	232,807	541,727	190,075	731,802	88.2%	97,698	847,510	247,561	570,258	180,572	750,830	88.6%	96,680
卸売・小売業	2,391,005	1,365,018	1,705,254	570,104	2,275,358	95.2%	115,647	2,481,124	1,406,304	1,766,986	621,249	2,388,235	96.3%	92,889
運輸業	816,032	399,040	531,091	236,466	767,557	94.1%	48,475	822,076	393,502	527,377	244,239	771,616	93.9%	50,460
宿泊・飲食店業	1,581,817	1,084,164	1,353,124	186,103	1,539,227	97.3%	42,590	1,707,513	1,162,490	1,458,343	220,239	1,678,582	98.3%	28,931
通信業	57,027	8,007	16,848	31,078	47,926	84.0%	9,101	319,789	22,932	52,636	211,928	264,564	82.7%	55,225
金融・保険業	137,075	10,234	16,931	37,752	54,683	39.9%	82,392	150,227	10,703	18,746	72,748	91,494	60.9%	58,733
不動産・賃貸業	266,691	140,943	174,763	60,846	235,609	88.3%	31,082	264,705	153,613	184,812	52,220	237,032	89.5%	27,673
専門・科学・技術サービス業								500,976	87,499	175,673	205,755	381,428	76.1%	119,548
事業施設管理および事業支援サービス	1,060,163	111,615	229,759	501,153	730,912	68.9%	329,251	608,293	37,777	63,355	307,881	371,236	61.0%	237,057
教育サービス	425,812	154,537	248,647	147,777	396,424	93.1%	29,388	478,194	199,371	293,659	172,586	466,245	97.5%	11,949
保健・社会福祉業	351,451	125,796	219,461	122,294	341,755	97.2%	9,696	411,559	130,487	249,454	156,145	405,599	98.6%	5,960
芸術・スポーツ・余暇関連サービス業	304,494	191,484	214,410	49,504	263,914	86.7%	40,580	251,242	167,974	190,829	39,888	230,717	91.8%	20,525
その他公共・修理・個人サービス業	583,965	365,024	432,266	121,683	553,949	94.9%	30,016	573,595	378,881	445,478	114,711	560,189	97.7%	13,406

産業別	2008							2009						
	全体	小商工人	小企業	中企業	中小企業	中小企業の割合	大企業	全体	小商工人	小企業	中企業	中小企業	中小企業の割合	大企業
全産業	13,070,424	5,194,991	7,835,068	3,632,645	11,467,713	87.7%	1,602,711	13,398,497	5,217,922	7,891,426	3,859,596	11,751,022	87.7%	1,647,475
農業・林業・漁協	8,795	434	1,516	6,700	8,216	93.4%	579	9,059	582	1,935	6,902	8,837	97.5%	222
鉱業	15,326	4,290	11,499	2,659	14,158	92.4%	1,168	14,802	4,519	11,491	2,139	13,630	92.1%	1,172
製造業	3,252,573	792,827	1,764,479	832,160	2,596,639	79.8%	655,934	3,246,338	806,686	1,774,274	832,330	2,606,604	80.3%	639,734
下水・廃棄物・蒸気・水道事業	12,605	120	449	5,871	6,320	50.1%	6,285	11,731	243	575	5,907	6,482	55.3%	5,249
電気・ガス・水道業	53,160	4,316	12,256	36,644	48,900	92.0%	4,260	55,354	4,339	12,764	38,085	50,849	91.9%	4,505
建設業	864,124	247,974	596,364	190,800	787,164	91.1%	76,960	886,089	243,780	580,517	213,788	794,305	89.6%	91,784
卸売・小売業	2,505,629	1,382,106	1,746,899	637,054	2,383,953	95.1%	121,676	2,583,339	1,386,259	1,767,271	680,262	2,447,533	94.7%	135,806
運輸業	868,150	395,167	531,245	272,899	804,144	92.6%	64,006	917,276	396,945	542,077	300,942	843,019	91.9%	74,257
宿泊・飲食店業	1,718,009	1,170,062	1,467,205	224,503	1,691,708	98.5%	26,301	1,746,425	1,172,538	1,479,048	236,611	1,715,659	98.2%	30,766
通信業	324,283	21,901	51,483	213,202	264,685	81.6%	59,598	338,697	22,178	51,778	217,908	269,686	79.6%	69,011
金融・保険業	162,184	10,041	18,330	78,939	97,269	60.0%	64,915	168,161	10,112	17,632	79,345	96,977	57.7%	71,184
不動産・賃貸業	282,242	151,990	185,290	57,917	243,207	86.2%	39,035	284,824	151,467	184,754	60,371	245,125	86.1%	39,699
専門・科学・技術サービス業	588,032	90,475	183,997	230,536	414,533	70.5%	173,499	620,569	92,688	182,774	251,044	433,818	69.9%	186,751
事業施設管理および事業支援サービス	634,221	39,178	64,721	319,786	384,507	60.6%	249,714	662,827	39,668	66,643	354,769	421,412	63.6%	241,415
教育サービス	491,646	203,962	300,346	178,204	478,550	97.3%	13,096	497,038	204,764	303,108	179,874	482,982	97.2%	14,056
保健・社会福祉業	455,314	136,655	268,055	180,067	448,122	98.4%	7,192	494,914	136,617	279,822	207,388	487,210	98.4%	7,704
芸術・スポーツ・余暇関連サービス業	251,323	164,318	184,624	44,036	228,660	91.0%	22,663	255,786	164,173	185,824	50,448	236,272	92.4%	19,514
その他公共・修理・個人サービス業	582,808	379,175	446,310	120,668	566,978	97.3%	15,830	605,268	380,364	449,139	141,483	590,622	97.6%	14,646

出所：中小企業全産業の現況-従業員数

注：1. 各年度の中小企業の範囲は、中小企業基本法及び施行令の基準に従う。

2. 経営組織形態が個人事業体及び会社法人以外の事業体は除外する。

産業別	2010							2011						
	全体	小商人	小企業	中企業	中小企業	中小企業の割合	大企業	全体	小商人	小企業	中企業	中小企業	中小企業の割合	大企業
全産業	14,135,234	5,333,561	8,056,436	4,206,099	12,262,535	86.8%	1,872,699	14,534,230	5,548,741	8,349,850	4,276,896	12,626,746	86.9%	1,907,484
農業・林業・漁協	10,425	588	2,202	7,747	9,949	95.4%	476	10,463	527	2,032	8,159	10,191	97.4%	272
鉱業	14,009	4,244	11,380	1,686	13,066	93.3%	943	13,658	4,466	10,770	1,972	12,742	93.3%	916
製造業	3,392,737	799,366	1,848,615	886,768	2,735,383	80.6%	657,354	3,562,182	852,383	1,907,867	932,294	2,840,161	79.7%	722,021
下水・廃棄物・蒸気・水道事業	14,645	438	725	7,160	7,885	53.8%	6,760	15,469	555	919	6,923	7,842	50.7%	7,627
電気・ガス・水道業	58,345	4,903	12,879	41,502	54,381	93.2%	3,964	60,465	5,592	14,575	42,265	56,840	94.0%	3,625
建設業	1,176,098	229,043	634,154	320,142	954,296	81.1%	221,802	1,111,602	269,375	619,719	263,559	883,278	79.5%	228,324
卸売・小売業	2,577,813	1,432,932	1,778,600	689,458	2,468,058	95.7%	109,755	2,641,683	1,472,310	1,851,261	693,912	2,545,173	96.3%	96,510
運輸業	930,743	395,394	556,456	287,505	843,961	90.7%	86,782	934,294	406,323	564,260	284,409	848,669	90.8%	85,625
宿泊・飲食店業	1,754,779	1,217,939	1,466,391	257,295	1,723,686	98.2%	31,093	1,828,523	1,244,213	1,533,528	267,105	1,800,633	98.5%	27,890
通信業	379,296	25,072	54,555	235,084	289,639	76.4%	89,657	389,069	28,831	65,876	243,296	309,172	79.5%	79,897
金融・保険業	195,347	10,700	18,437	88,928	107,365	55.0%	87,982	189,474	11,125	19,824	95,174	114,998	60.7%	74,476
不動産・賃貸業	291,832	152,614	186,602	64,616	251,218	86.1%	40,614	299,190	157,070	192,846	68,548	261,394	87.4%	37,796
専門・科学・技術サービス業	635,580	98,408	183,828	267,573	451,401	71.0%	184,179	690,794	105,548	199,272	278,386	477,658	69.1%	213,136
事業施設管理および事業支援サービス業	762,573	43,274	69,115	406,939	476,054	62.4%	286,519	778,635	47,908	80,689	428,886	509,575	65.4%	269,060
教育サービス	507,437	210,854	300,541	189,908	490,449	96.7%	16,988	501,283	217,103	309,943	175,607	485,550	96.9%	15,733
保健・社会福祉業	560,559	152,401	302,356	250,177	552,533	98.6%	8,026	605,319	165,944	328,775	268,270	597,045	98.6%	8,274
芸術・スポーツ・余暇関連サービス業	252,760	165,916	182,400	49,833	232,233	91.9%	20,527	259,572	164,492	187,181	54,871	242,052	93.3%	17,520
その他公共・修理・個人サービス業	620,256	389,475	447,200	153,778	600,978	96.9%	19,278	642,555	394,976	460,513	163,260	623,773	97.1%	18,782

産業別	2012							2013						
	全体	小商人	小企業	中企業	中小企業	中小企業の割合	大企業	全体	小商人	小企業	中企業	中小企業	中小企業の割合	大企業
全産業	14,891,162	5,677,013	9,295,775	3,763,597	13,059,372	87.7%	1,831,790	15,344,860	5,777,665	9,524,311	3,897,283	13,421,594	87.5%	1,923,266
農業・林業・漁協	9,855	606	2,101	7,754	9,855	100.0%	-	11,424	676	2,914	8,510	11,424	100.0%	-
鉱業	13,802	4,522	10,927	1,977	12,904	93.5%	898	13,624	4,677	11,197	1,680	12,877	94.5%	747
製造業	3,686,468	914,432	2,010,269	953,374	2,963,643	80.4%	722,825	3,770,535	937,387	2,045,159	987,690	3,032,849	80.4%	737,686
下水・廃棄物・蒸気・水道事業	14,756	653	1,076	7,366	8,442	57.2%	6,314	11,260	415	802	6,252	7,054	62.6%	4,206
電気・ガス・水道業	62,400	6,461	16,022	42,304	58,326	93.5%	4,074	67,008	6,750	16,918	45,922	62,840	93.8%	4,168
建設業	1,045,737	280,886	597,808	255,676	853,484	81.6%	192,253	1,035,984	310,269	632,396	229,865	862,261	83.2%	173,723
卸売・小売業	2,729,401	1,510,487	1,932,787	702,950	2,635,737	96.6%	93,664	2,826,320	1,525,222	1,967,777	753,438	2,721,215	96.3%	105,105
運輸業	953,036	420,329	578,413	295,149	873,562	91.7%	79,474	955,525	429,365	592,943	289,409	882,352	92.3%	73,173
宿泊・飲食店業	1,901,745	1,232,914	1,597,861	274,104	1,871,965	98.4%	29,780	1,976,362	1,257,647	1,645,413	300,775	1,946,188	98.5%	30,174
通信業	404,190	35,079	191,322	128,303	319,625	79.1%	84,565	425,223	36,496	199,261	137,592	336,853	79.2%	88,370
金融・保険業	183,149	11,592	20,629	89,500	110,129	60.1%	73,020	178,655	11,749	20,255	83,132	103,387	57.9%	75,268
不動産・賃貸業	302,468	159,088	197,905	67,892	265,797	87.9%	36,671	314,447	158,698	199,925	73,711	273,636	87.0%	40,811
専門・科学・技術サービス業	668,859	114,524	366,355	141,599	507,954	75.9%	160,905	715,208	115,633	382,365	146,707	529,072	74.0%	186,136
事業施設管理および事業支援サービス業	826,147	53,117	240,127	299,179	539,306	65.3%	286,841	901,774	54,117	254,582	312,041	566,623	62.8%	335,151
教育サービス	498,464	216,206	313,026	169,095	482,121	96.7%	16,343	498,936	215,820	315,387	168,389	483,776	97.0%	15,160
保健・社会福祉業	666,467	156,321	552,986	104,709	657,695	98.7%	8,772	697,614	158,770	572,929	115,890	688,819	98.7%	8,795
芸術・スポーツ・余暇関連サービス業	266,078	161,235	190,683	56,747	247,430	93.0%	18,648	272,834	157,301	189,649	62,474	252,123	92.4%	20,711
その他公共・修理・個人サービス業	658,140	398,561	475,478	165,919	641,397	97.5%	16,743	672,127	396,773	474,439	173,806	648,245	96.4%	23,882

出所：中小企業全産業の現況—従業員数

注：1. 各年度の中小企業の範囲は、中小企業基本法及び施行令の基準に従う。

2. 経営組織形態が個人事業体及び会社法人以外の事業体は除外する。

3. 中小企業の生産額、その全企業に占める割合

資料名（調査名）	従事者規模別の生産額
（原語）	중사자 규모별 생산액
公表主体	中小企業庁
（原語）	중소기업청
データの出所	統計庁“鉱業・製造業調査”
（原語）	통계청 “광업·제조업조사”
調査の目的	鉱業及び製造業部門の構造と分布を把握し、政府の経済政策樹立、企業の経営計画樹立、大学と研究所等の研究活動及び国際比較に必要な資料と、鉱業と製造業を対象とする各種標本調査の母集団資料を提供することを目的とする。
調査の対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査対象：鉱業・製造業をする事業体で、2013年12月31日現在従業員数が10人以上の事業体 ・ 調査範囲：全国全ての事業体を対象とするが、以下の事業体は除外する。 <ul style="list-style-type: none"> －2013年12月31日現在設立中、または施設工事中の事業体 －国軍、国連軍が直営する事業体 －公共職業輔導所及び刑務所の作業場 －公共団体や学校に属する実習場、試験場、研究所等 ・ 調査単位：原則として、個々の工場、作業場、事業所、鉱山等、一定の場所で単一所有権及び単一統制下で経済活動をする経済単位
調査の根拠法令	鉱業製造業調査規則（企画財政部令第57号）
抽出方法	10人以上全数調査
調査の方法	調査員が訪問して直接作成する調査を原則とする
中小企業の定義	中小企業基本法で定めた業種別の中小企業の定義
生産額の定義	製品出荷額、副産物、廃品、加工及び修理収入額の合計額から在庫額の完成品と半製品及び在庫品の年始・年末在庫額の増減額を加減したもの
調査時点 調査時期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査基準時点：毎年12月31日現在 ・ 調査対象期間：毎年1月1日～12月31日（1年間） ・ 調査実施期間：毎年6月10日～7月9日
調査の概要の出所	統計庁“統計説明資料” (http://meta.narastat.kr/metascv/index.do)

図表 3 従事者規模別生産額

(単位：百万ウォン)

	合計	中小企業 (5～49人)	中小企業 (50～299人)	中小企業 (合計)	中小企業の 割合	大企業 (300人以上)
1991	205,699,000	14,355,500	77,399,900	91,755,400	44.6%	113,943,600
1992	226,816,600	16,842,200	87,036,500	103,878,700	45.8%	122,937,900
1993	255,926,066	52,667,390	69,693,636	122,361,026	47.8%	133,565,040
1994	299,246,191	61,939,128	81,481,420	143,420,548	47.9%	155,825,643
1995	364,821,270	74,772,159	95,013,886	169,786,045	46.5%	195,035,225
1996	401,952,973	84,516,178	103,409,834	187,926,012	46.8%	214,026,961
1997	434,894,981	89,210,540	112,253,818	201,464,358	46.3%	233,430,623
1998	425,007,060	84,332,755	112,463,025	196,795,780	46.3%	228,211,280
1999	479,732,889	100,383,510	127,507,725	227,891,235	47.5%	251,841,654
2000	564,834,119	120,017,420	147,544,503	267,561,923	47.4%	297,272,196
2001	575,092,339	129,907,373	152,378,009	282,285,382	49.1%	292,806,957
2002	628,285,267	149,077,923	169,883,932	318,961,855	50.8%	309,323,412
2003	672,060,491	159,776,136	180,455,185	340,231,321	50.6%	331,829,170
2004	789,010,890	177,426,474	206,069,920	383,496,394	48.6%	405,514,496
2005	845,685,803	194,001,788	224,750,609	418,752,397	49.5%	426,933,406
2006	906,381,326	213,481,666	233,968,220	447,449,886	49.4%	458,931,440
2007	989,062,237	233,676,589	247,928,770	481,605,359	48.7%	507,456,878
2008	1,167,596,671	255,857,349	286,162,310	542,019,659	46.4%	625,577,012
2009	1,167,840,200	267,362,000	288,492,700	555,854,700	47.6%	611,985,500
2010	1,386,629,600	300,359,000	351,051,600	651,410,600	47.0%	735,219,000
2011	1,560,091,500	337,799,500	388,643,700	726,443,200	46.6%	833,648,300
2012	1,568,154,600	329,409,300	387,741,200	717,150,500	45.7%	851,004,100
2013	1,553,834,500	344,039,400	395,820,000	739,859,500	47.6%	813,975,000

出所：従事者規模別生産額

注：

1. 2007年以降、9次改正された標準産業分類基準による資料である
2. 2007年の“5～9人”は経営組織全体に対する総計であり、“10人以上”は個人及び会社法人が対象である。
3. 2008年の“5～9人”は調査未実施で、2007年数値に、“10～299人”の2008年対前年増加率を適用して推計したものである。
4. 1991年～1992年の中小企業は5～19人、20～299人に区分する。
5. 1991年～1992年の生産額の単位は億ウォンである。

4. 中小企業の出荷額、その全企業に占める割合

資料名（調査名）	従事者規模別の出荷額
（原語）	중사자규모별 출하액
公表主体	中小企業庁
（原語）	중소기업청
データの出所	統計庁“鉱業・製造業調査”
（原語）	통계청 “광업·제조업조사”
調査の目的	鉱業及び製造業部門の構造と分布を把握し、政府の経済政策樹立、企業の経営計画樹立、大学と研究所等の研究活動及び国際比較に必要な資料と、鉱業と製造業を対象とする各種標本調査の母集団資料を提供することに目的がある。
調査の対象	鉱業・製造業をする事業体として、2013年12月31日現在従業者数が10人以上の事業体
調査の根拠法令	統計法第17条、第18条
抽出方法	10人以上全数調査
調査の方法	訪問面接、インターネット調査
中小企業の定義	中小企業基本法で定めた業種別の中小企業の定義
出荷額の定義	1年間の製品出荷額、副産物、廃品、加工及び修理収入額の合計額を指す。また、この期間中、発生した出荷額、受託製造及び修理収入額に関する未収金を含む。
調査時点 調査時期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査基準時点：毎年12月31日現在 ・ 調査対象期間：毎年1月1日～12月31日（1年間） ・ 調査実施期間：毎年6月10日～7月9日
調査の概要の出所	統計庁“統計説明資料” (http://meta.narastat.kr/metasvc/index.do)

図表 4 従事者規模別出荷額

(単位：百万ウォン)

	合計	中小企業 (5~49人)	中小企業 (50~299人)	中小企業 (合計)	中小企業の 割合	大企業 (300人以上)
1991	202,528,400	13,958,900	76,072,400	90,031,300	44.5%	112,497,300
1992	224,599,300	16,668,000	85,864,300	102,532,300	45.7%	122,066,900
1993	254,399,000	52,107,800	69,009,300	121,117,100	47.6%	133,281,900
1994	296,166,543	61,361,386	80,514,554	141,875,940	47.9%	154,290,603
1995	358,887,677	73,914,146	93,319,259	167,233,405	46.6%	191,654,272
1996	397,847,369	83,623,114	102,249,817	185,872,931	46.7%	211,974,438
1997	431,024,698	88,351,276	111,280,163	199,631,439	46.3%	231,393,259
1998	425,188,261	83,955,615	111,550,385	195,506,000	46.0%	229,682,261
1999	477,986,940	99,481,367	126,931,647	226,413,014	47.4%	251,573,926
2000	559,408,098	118,789,689	146,080,946	264,870,635	47.3%	294,537,463
2001	574,714,012	128,864,728	151,798,916	280,663,644	48.8%	294,050,368
2002	625,464,328	147,911,039	169,093,662	317,004,701	50.7%	308,459,627
2003	667,299,317	158,468,008	179,541,068	338,009,076	50.7%	329,290,241
2004	749,176,279	159,159,476	194,778,788	353,938,264	47.2%	395,238,015
2005	808,086,155	173,430,842	213,120,914	386,551,756	47.8%	421,534,399
2006	867,793,283	192,255,504	222,880,176	415,135,680	47.8%	452,657,603
2007	945,685,215	209,787,932	235,834,467	445,622,399	47.1%	500,062,816
2008	1,116,178,370	230,921,207	271,309,653	502,230,860	45.0%	613,947,510
2009	1,169,171,800	266,815,200	288,590,300	555,405,500	47.5%	613,766,300
2010	1,378,062,500	299,101,500	348,576,100	647,677,600	47.0%	730,385,000
2011	1,549,116,000	335,368,700	384,427,300	719,796,000	46.5%	829,320,000
2012	1,564,835,500	328,471,700	385,881,400	714,353,100	45.7%	850,482,300
2013	1,550,281,100	342,998,800	394,335,200	737,334,000	47.6%	812,947,000

出所：従事者規模別の出荷額

注：

1. 2007年以降、9次改正された標準産業分類基準による資料である
2. 2007年の“5~9人”は経営組織全体に対する総計であり、“10人以上”は個人及び会社法人が対象である。
3. 2008年の“5~9人”は調査未実施で、2007年数値に、“10~299人”の2008年対前年増加率を適用して推計したものである。
4. 1991年~1992年の中小企業は5~19人、20~299人に区分する。
5. 出荷額は製品出荷額である
6. 1991年~1993年出荷額の単位は億ウォンである。

5. 中小企業の付加価値額、その全企業に占める割合

資料名（調査名）	従業者規模別の付加価値
（原語）	중사자 규모별 부가가치
公表主体	中小企業庁
（原語）	중소기업청
データの出所	統計庁“鉱業・製造業調査”，“運輸業調査”，“建設業調査”を基に中小企業庁が再編・加工
（原語）	통계청 “광업·제조업조사”, “운수업조사”, “건설업조사”
調査の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉱業・製造業調査：鉱業及び製造業部門の構造と分布を把握し、政府の経済政策樹立、企業の経営計画樹立、大学と研究所等の研究活動及び国際比較に必要な資料と、鉱業と製造業を対象とする各種標本調査の母集団資料を提供することに目的がある。 ・ 運輸業調査：運輸業部門の構造、分布及び経営実態を総合的に把握し各種政策立案と研究分析等のための基礎資料を提供する。 ・ 建設業調査：建設業の従事者数・給料額・売上額・付加価値・工事実績等に関する事項を調査し、建設業部門の構造及び産業活動実態を把握し政策樹立に必要な基礎資料を提供する。
調査の対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉱業・製造業調査：鉱業・製造業をする事業体で、2013年12月31日現在従業員数が10人以上の事業体 ・ 運輸業調査：韓国標準産業分類の大分類「H. 運輸業」の陸上運送及びパイプライン運送、水上運送業、航空運送業、倉庫及び運送関係サービス業をする企業 ・ 建設業調査：韓国標準産業分類の大分類「F. 建設業」であり、建設関連業種を登録した企業
調査の根拠法令	統計法第17条、第18条
抽出方法	業種において全数調査・標本調査
調査の方法	訪問面接、インターネット調査
中小企業の定義	中小企業基本法で定めた業種別の中小企業の定義
付加価値額の定義	出荷額と修理加工料及び受託収入額を合算した総出荷額から原材料費、燃料費、購入電力費及び委託生産費等の直接生産費だけを控除したもの。よってこの付加価値額は年始年末の在庫変動が加減されなく減価償却費と国内消費税が含まれたものである。
調査時点	・ 調査基準時点：毎年12月31日現在
調査時期	・ 調査対象期間：毎年1月1日～12月31日（1年間）

	・ 調査実施期間：2010年6月10日～7月9日
調査の概要の出所	統計庁“統計説明資料” (http://meta.narastat.kr/metasvc/index.do)

図表 5 製造業の従事者規模別の付加価値額

(単位：億ウォンまたは百万ウォン)

	合計	中小企業 (5～49人)	中小企業 (50～299人)	中小企業 (合計)	中小企業の 割合	大企業 (300人以上)
1991	863,665	69,321	326,314	395,635	45.8%	468,030
1992	960,180	80,287	376,332	456,619	47.6%	503,561
1993	1,085,217	243,436	302,059	545,495	50.3%	539,722
1994	129,610,868	28,418,704	35,349,488	63,768,192	49.2%	65,842,676
1995	159,448,345	33,681,222	40,126,947	73,808,169	46.3%	85,640,176
1996	174,215,220	38,204,982	44,075,746	82,280,728	47.2%	91,934,492
1997	181,085,369	38,087,981	46,059,958	84,147,939	46.5%	96,937,430
1998	176,729,615	36,649,309	48,240,999	84,890,308	48.0%	91,839,307
1999	200,935,037	42,587,527	54,520,868	97,108,395	48.3%	103,826,642
2000	219,424,617	50,185,799	59,964,966	110,150,765	50.2%	109,273,852
2001	218,301,085	52,091,488	60,634,826	112,726,314	51.6%	105,574,771
2002	240,831,000	58,285,215	66,291,015	124,576,230	51.7%	116,254,770
2003	254,408,960	63,673,620	70,582,671	134,256,291	52.8%	120,152,669
2004	300,073,199	69,668,944	78,620,984	148,289,928	49.4%	151,783,271
2005	310,957,149	75,303,524	84,688,875	159,992,399	51.5%	150,964,750
2006	324,910,364	81,170,283	84,771,458	165,941,741	51.1%	158,968,623
2007	344,963,829	86,736,992	87,939,979	174,676,971	50.6%	170,286,858
2008	384,873,061	91,734,651	97,781,723	189,516,374	49.2%	195,356,687
2009	392,660,000	96,461,400	101,734,800	198,196,200	50.5%	194,463,800
2010	454,775,800	103,509,500	112,226,500	215,735,900	47.4%	239,039,900
2011	501,550,700	115,197,800	122,184,600	237,382,400	47.3%	264,168,300
2012	502,158,900	115,954,300	123,306,500	239,260,700	47.6%	262,898,200
2013	501,349,100	120,495,700	127,687,700	248,183,400	49.5%	253,165,700

出所：鉱業・製造業調査

注：

1. 2007年以降、9次改正された標準産業分類基準による資料である
2. 2007年の“5～9人”は経営組織全体に対する総計であり、“10人以上”は個人及び会社法人が対象である。
3. 2008年の“5～9人”は調査未実施で、2007年数値に、“10～299人”の2008年対前年増加率を適用して推計したものである。
4. 1991年～1992年の中小企業は5～19人、20～299人に区分する。
5. 付加価値は生産額から主要生産費を控除した数値である。
6. 1991年～1993年付加価値額の単位は億ウォンである。

図表 6 建設業の従事者規模別の付加価値額

(単位：百万ウォン)

	全体	5人未満	5-9人	10-19人	20-49人	50-99人	100-199人	200-299人	大企業			中小企業 (合計)	中小企業の 割合
									300-499人	500-999人	1000人以上		
1994	33,850,262	518,281	483,000	1,078,598	3,306,873	4,019,690	4,707,675	2,948,571	3,922,068	4,540,764	8,324,737	17,062,688	50.4%
1995	39,898,517	631,781	837,961	1,726,142	4,595,770	5,070,844	5,480,866	3,557,587	4,147,750	4,543,906	9,305,905	21,900,951	54.9%
1996	47,338,892	939,666	972,081	2,371,203	6,238,715	6,654,225	7,644,432	4,304,228	4,552,931	4,004,938	9,656,469	29,124,550	61.5%
1997	51,966,544	972,245	1,274,496	2,729,471	6,533,345	6,855,468	7,745,635	4,467,192	5,354,192	6,436,603	9,597,891	30,577,852	58.8%
1998	45,180,825	789,619	1,144,337	2,366,871	5,667,938	6,137,685	7,276,539	4,476,483	4,231,799	3,334,974	9,754,577	27,859,472	61.7%
1999	41,697,750	1,156,147	1,509,243	3,017,690	5,984,155	6,230,259	5,484,188	2,596,645	2,831,226	3,590,766	9,297,426	25,978,327	62.3%
2000	41,914,593	650,023	1,562,882	3,413,256	6,309,231	6,580,039	5,778,815	2,646,232	3,226,085	2,933,685	8,814,340	26,940,478	64.3%
2001	45,951,266	635,565	1,963,459	4,644,809	8,366,944	8,310,653	6,421,601	2,675,041	2,829,955	3,033,160	7,070,074	33,018,072	71.9%
2002	49,683,118	762,274	1,902,857	5,203,476	10,006,445	9,683,863	6,215,213	3,066,946	2,977,145	2,970,310	6,894,583	36,841,074	74.2%
2003	57,040,194	554,901	1,958,327	5,856,654	12,048,987	11,534,091	8,575,597	3,770,280	3,627,923	4,179,509	4,933,920	44,298,837	77.7%
2004	61,700,391	705,891	2,245,034	6,167,348	12,278,721	10,502,599	8,447,280	3,410,047	4,271,498	4,373,691	9,298,278	43,756,920	70.9%
2005	61,740,405	742,340	2,382,803	5,782,027	11,373,955	9,568,063	7,657,220	3,575,106	4,173,355	5,173,161	11,312,371	41,081,514	66.5%
2006	67,683,533	670,919	2,865,860	6,621,325	11,941,336	8,461,207	6,362,896	3,549,865	3,961,135	5,890,042	17,358,943	40,473,408	59.8%
2007	68,019,559	714,012	2,928,563	6,848,681	12,487,711	9,147,123	6,854,888	3,577,457	4,215,903	5,052,732	16,192,484	42,558,435	62.6%
2008	72,694,843	812,690	3,455,981	7,402,809	12,831,236	8,253,446	6,648,883	3,723,800	4,652,215	5,007,763	19,906,017	43,128,845	59.3%
2009	75,908,289	917,649	3,786,770	8,759,526	14,555,682	9,121,781	7,194,538	3,760,759	3,902,722	5,702,385	18,206,472	48,096,705	63.4%
2010	75,298,393	932,034	3,725,975	7,934,370	13,378,764	8,654,769	6,565,682	3,819,001	4,004,344	5,132,530	21,150,919	45,010,595	59.8%
2011	77,225,189	1,035,094	3,885,829	8,177,782	13,882,769	8,914,168	6,997,473	3,951,349	4,301,083	5,670,916	20,408,721	46,844,464	60.7%
2012	79,605,649	1,321,286	4,739,921	8,282,554	14,564,694	8,760,287	6,849,745	3,661,270	4,568,643	6,192,345	20,664,898	48,179,757	60.5%
2013	82,635,102	1,527,397	5,422,216	8,524,280	14,160,526	9,409,859	7,226,840	4,160,514	4,956,746	6,495,622	20,751,097	50,431,632	61.0%
2014	88,051,234	1,399,301	5,730,875	9,095,852	14,479,472	9,458,519	8,320,074	4,244,949	4,910,584	6,663,800	23,747,803	52,729,042	59.9%

出所：建設業調査

注：

1. 1994~2007年の統計は第8次産業分類に従うものである
2. 2008年以降の統計は第9次産業分類に従うものである。

図表 7 運輸業の従事者規模別の付加価値額

(単位：百万ウォン)

	全体	9人以下	10-19人	20-49人	50-99人	100-299人	大企業		中小企業 (合計)	中小企業の 割合
							300-499人	500人以上		
1994	16,176,768	3,064,846	256,973	863,310	1,543,378	3,042,617	1,004,625	6,401,020	8,771,124	54.2%
1995	18,793,725	3,660,109	284,786	999,214	1,748,034	3,380,615	1,318,168	7,402,800	10,072,758	53.6%
1996	20,139,693	3,908,993	315,887	1,100,711	1,949,542	3,772,043	1,258,440	7,834,081	11,047,176	54.9%
1997	21,814,038	4,257,687	367,199	1,261,915	2,025,556	3,870,449	1,253,853	8,777,379	11,782,806	54.0%
1998	21,614,726	3,730,268	355,045	1,319,341	1,889,179	4,084,419	1,593,213	8,643,261	11,378,252	52.6%
1999	23,586,632	4,330,931	526,450	1,529,352	2,041,920	4,409,655	1,663,496	9,084,828	12,838,308	54.4%
2000	25,383,987	4,980,022	514,191	1,579,605	2,196,229	4,134,380	1,579,265	10,400,296	13,404,427	52.8%
2001	28,629,328	6,117,634	698,907	2,310,008	2,483,000	4,599,920	1,812,470	10,607,390	16,209,469	56.6%
2002	30,513,158	6,210,807	822,755	3,080,542	2,793,977	4,873,120	2,663,503	10,068,453	17,781,201	58.3%
2003	32,326,981	6,216,550	922,791	3,122,739	3,265,252	5,286,218	1,314,161	12,199,269	18,813,550	58.2%
2004	35,554,337	6,560,269	1,023,311	3,468,998	3,232,164	5,271,741	1,544,328	14,453,525	19,556,483	55.0%
2005	36,471,140	6,913,006	1,092,859	3,248,695	3,394,656	5,302,801	2,159,325	14,359,800	19,952,017	54.7%
2006	37,538,513	7,646,567	1,193,747	3,607,730	3,557,073	5,609,455	2,153,365	13,770,576	21,614,572	57.6%
2007	41,471,956	7,768,315	1,379,833	4,006,951	4,296,198	6,553,963	2,086,290	15,380,407	24,005,260	57.9%
2008	46,293,667	7,900,676	1,243,635	4,390,788	5,068,720	8,505,854	2,560,465	16,623,528	27,109,673	58.6%
2009	40,631,105	8,212,041	1,599,400	3,879,926	3,938,743	7,088,473	1,786,795	14,125,726	24,718,583	60.8%
2011	48,286,186	8,051,351	1,756,139	5,514,670	4,872,652	7,779,476	2,543,652	17,768,247	27,974,288	57.9%
2012	49,054,130	7,546,081	2,011,815	5,750,273	5,012,175	7,756,863	2,932,997	18,043,927	28,077,207	57.2%
2013	51,303,991	8,182,411	2,177,579	5,443,924	4,677,790	8,540,835	2,535,011	19,746,440	29,022,539	56.6%
2014	54,766,229	8,639,327	2,322,575	5,480,934	4,442,568	7,836,650	3,486,622	22,557,553	28,722,054	52.4%

出所：運輸業調査

注：

1. 1994～1996年の統計は第7次産業分類に従うものである
2. 1997～1999年の統計は第8次産業分類に従うものである
3. 2000年以降の統計は第9次産業分類に従うのである。

6. 中小企業の販売額、その全企業に占める割合

資料名（調査名）	販売形態別の販売額
（原語）	판매형태별 판매
公表主体	中小企業庁
（原語）	중소기업청
データの出所	中小企業庁 “中小企業実態調査”
（原語）	중소기업청 “중소기업실태조사”
調査の目的	中小製造業及び知識基盤サービス業の実態全般を把握し、中小企業支援及び構造改善に必要な基礎資料を提供する。
調査の対象	<ul style="list-style-type: none"> 韓国標準産業分類（KSIC）上、製造業をする従業員数 5～299 人の中小製造業体 118,366 社中、標本として選定された 8,000 社（但し、煙草製造業は除く） 韓国標準産業分類（KSIC）上、知識基盤サービス業 1,000 社、建設業 1,500 社、サービス業 9,500 社
調査の根拠法令	中小企業基本法第 21 条第 1 項、統計法第 15 条と第 17 条
抽出方法	標本調査
調査の方法	調査員を活用した面接調査
中小企業の定義	中小企業基本法で定めた業種別の中小企業の定義
販売額の定義	※公式定義なし
調査時点 調査時期	<ul style="list-style-type: none"> 調査基準時点：毎年 12 月 31 日現在 調査対象期間：毎年 1 月 1 日～12 月 31 日（1 年間） 調査実施期間：毎年 5 月 1 日～7 月 31 日
調査の概要の出所	統計庁 “統計説明資料” (http://meta.narastat.kr/metasvc/index.do)

図表 8 従事者規模別販売額

(単位:百万ウォン)

	合計	5-9人	10-19人	20-49人	小企業	50-99人	100-199人	200-299人	中企業
1992	95,798,607	5,923,983	10,798,153	24,768,329	41,490,465	20,995,523	21,395,596	11,917,023	54,308,142
1993	105,049,159	8,342,953	13,093,636	28,367,098	49,803,687	21,789,031	19,746,424	13,710,016	55,245,471
1994	121,588,231	12,067,146	19,422,293	36,707,845	68,197,285	25,649,510	18,891,118	8,850,318	53,390,946
1995	140,342,059	13,803,723	23,374,386	41,329,641	78,507,751	28,003,830	21,698,912	12,131,566	61,834,308
1996	148,851,791	14,726,271	25,262,192	41,117,874	81,106,337	26,558,150	25,633,523	15,553,781	67,745,454
1997	156,709,372	19,262,991	28,344,004	40,950,240	88,557,234	23,782,993	26,082,560	18,286,584	68,152,137
1998	151,170,683	19,400,446	27,153,526	41,406,960	87,960,932	28,663,181	21,649,909	12,896,661	63,209,751
1999	178,423,776	20,181,979	27,215,494	44,158,787	91,556,260	33,288,597	31,819,802	21,759,117	86,867,517
2000	220,055,326	25,821,158	34,506,566	53,543,497	113,871,220	39,263,768	37,890,140	29,030,198	106,184,106
2001	225,583,888	30,537,635	42,850,693	64,070,379	137,458,707	40,696,383	32,617,691	14,811,108	88,125,181
2002	247,235,375	33,001,292	46,419,029	66,581,574	146,001,895	43,825,649	35,535,083	21,872,748	101,233,480
2003	268,568,639	36,304,605	48,162,703	71,172,041	155,639,349	48,340,604	43,910,177	20,678,509	112,929,290
2004	292,238,611	39,836,492	50,769,459	76,956,926	167,562,878	53,378,025	47,169,265	24,128,443	124,675,733
2005	312,212,154	40,396,195	52,466,417	80,172,545	173,035,157	56,519,030	52,980,026	29,677,940	139,176,997
2006	341,619,705	41,638,432	52,251,568	73,374,827	167,264,827	59,580,683	67,659,827	47,114,368	174,354,878
2007	372,392,123	43,803,235	60,028,302	90,292,767	194,124,304	68,269,440	38,333,397	194,124,305	178,267,818
2008	457,262,868	68,923,550	77,132,086	118,760,384	264,816,020	72,358,833	42,366,068	264,816,021	192,446,847
2009	479,135,771	71,721,111	79,845,462	119,788,773	271,355,346	76,084,745	47,557,532	271,355,346	207,780,425
2010	513,275,442	74,077,825	82,540,764	125,340,928	281,959,516	82,497,676	62,597,440	281,959,516	231,315,926
2011	562,572,575	81,667,189	97,244,650	136,804,756	315,716,595	90,613,435	63,267,768	315,716,595	246,855,980
2012	579,907,926	85,991,142	109,320,467	159,201,572	354,513,181	83,026,644	46,388,829	354,513,181	225,394,745

出所：販売形態別の販売額

注：

1. 小企業は従業員数 5 人以上 50 人未満
2. 中企業は従業員数 50 人以上 300 人未

7. 開廃業率

資料 A

資料名（調査名）	業種別・地域別新設法人数
（原語）	업종별·지역별 신설법인수
公表主体	中小企業庁
（原語）	중소기업청
データの出所	中小企業庁“新設法人動向”
（原語）	중소기업청“신설법인동향”
調査の目的	月別新設法人の推移と業種別・地域別・年齢別・性別・資本規模別創業動向把握で中小企業の現場景気を診断し、創業支援施策の効率的樹立を図る。
調査の対象	新設法人
調査の根拠法令	承認番号：第 14209 号（2006.1.18）
抽出方法	全数調査
調査の方法	全国新設法人資料（法院行政庁）を業種別・地域別・年齢別・性別・資本規模別に分類し集計及び作成（報告統計）
中小企業の定義	中小企業基本法で定めた業種別の中小企業の定義
開業の定義	新設法人：商法上の営利法人（株式会社、有限会社、合資会社、合名会社）で法院（商業登記所）に設立登記を終えた法人（個人企業は除く）
調査時点 調査時期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準時点：毎月 1 日～30 日 ・ 調査期間：毎月 6 日～15 日 ・ 継続統計
調査の概要の出所	統計庁“統計説明資料” (http://meta.narastat.kr/metasvc/index.do)

図表 9 業種別新設法人数

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
合計	61,456	62,168	61,852	52,739	48,585	52,587	50,512	53,483
農業、林業、漁業、鉱業	-	-	-	365	528	356	465	435
製造業	-	-	-	12,445	11,078	9,435	8,548	10,396
電気、ガス、水道事業	-	-	-	548	582	1,029	916	869
建設業	-	-	-	7,979	6,541	7,718	6,664	7,330
卸売・小売業	-	-	-	12,082	11,014	13,202	13,149	12,997
宿泊・飲食店業	-	-	-	419	341	320	407	508
運輸業	-	-	-	2,609	2,341	3,011	3,054	2,809
通信業	-	-	-	460	424	525	464	404
不動産・賃貸業	-	-	-	3,317	3,167	3,932	4,055	4,187
事業施設管理および事業支援サービス業	-	-	-	8,483	8,558	8,517	8,761	9,752
教育サービス	-	-	-	343	437	515	590	639
芸術・スポーツ、余暇関連サービス業	-	-	-	1,188	1,048	1,146	1,248	1,258
その他修理・個人サービス業	-	-	-	2,382	2,400	2,857	2,182	1,870
その他	-	-	-	118	125	24	9	29

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
合計	50,855	56,830	60,312	65,110	74,162	75,574	84,697
農業・林業・漁業・鉱業	749	1,087	1,077	1,768	2,067	1,637	2,593
製造業	10,128	14,047	14,818	15,557	17,733	18,721	19,509
建設・電気・ガス・水道業	6,739	7,351	7,024	6,892	7,387	7,780	9,508
サービス業	33,232	34,345	37,393	40,893	46,975	47,436	53,087
その他	7	-	-	-	-	-	-

出所：業種別・地域別新設法人数

注：2008年からは年齢別・性別・資金規模別の統計は始まり、産業分類は5つの産業分類になったため、産業分類が一致しない。

資料 B

資料名（調査名）	付加価値税の地域別・業態別の事業者数（新規及び廃業） ※中小企業のみではなく、全ての事業者を対象とする統計
（原語）	부가가치세 지역별 업태별 사업자수(신규 및 폐업)
公表主体	中小企業庁
（原語）	중소기업청
データの出所	国税庁 “国税統計年報”
（原語）	국세청 “국세통계연보”
調査の目的	政府の財政政策を企画・実行するために過去と現在の財政収入に関する状況を正確且つ精密に把握・分析するため国税統計が必要
調査の対象	付加価値税を納付する全事業者
調査の根拠法令	承認番号第 13301 号
抽出方法	全数調査
調査の方法	税務署で収集した国税に関する申告、決定、調査等全数資料を集計
中小企業の定義	中小企業基本法で定めた業種別の中小企業の定義
廃業の定義	※公式の定義なし
調査時点 調査時期	・ 調査対象期間：2010年10月1日～2011年9月30日（1年間） ・ 継続統計
調査の概要の出所	統計庁 “統計説明資料” (http://meta.narastat.kr/metasvc/index.do)

図表 10 付加価値税の地域別・業態別の事業者数（新規及び廃業）

業態別	2007																			
	総事業者					法人事業者			個人事業者			一般事業者			簡易事業者			免除事業者		
	総計	新規	開業率	廃業	廃業率	総計	新規	廃業	総計	新規	廃業	総計	新規	廃業	総計	新規	廃業	総計	新規	廃業
全体	5,005,870	1,135,831	23%	894,776	18%	479,140	75,767	46,714	4,526,730	1,060,064	848,062	2,376,390	516,381	410,851	1,653,569	440,978	349,770	496,771	102,705	87,441
農業・林業・漁業	60,624	7,059	12%	6,296	10%	4,203	1,332	391	56,421	5,727	5,905	651	152	112	189	73	53	55,581	5,502	5,740
鉱業	2,217	229	10%	249	11%	1,184	162	133	1,033	67	116	365	48	63	-	-	-	668	19	53
製造業	425,749	58,070	14%	52,670	12%	103,815	13,970	9,384	321,934	44,100	43,286	284,837	38,821	38,780	24,181	2,958	2,517	12,916	2,321	1,989
電気・ガス・水道業	1,507	644	43%	154	10%	1,079	379	81	428	265	73	415	264	72	12	1	1	1	-	-
卸売業	470,216	94,862	20%	81,771	17%	90,581	15,787	10,889	379,635	79,075	70,882	315,167	66,698	59,046	275	218	133	64,193	12,159	11,703
小売業	702,519	192,217	27%	174,540	25%	18,151	4,003	2,362	684,368	188,214	172,178	303,669	66,289	57,507	298,255	103,183	98,026	82,444	18,742	16,645
不動産売買業	14,094	5,194	37%	2,948	21%	6,158	1,906	913	7,936	3,288	2,035	6,743	2,803	1,673	4	3	4	1,189	482	358
建設業	307,267	59,738	19%	47,926	16%	75,109	8,997	5,450	232,158	50,741	42,476	221,215	46,264	38,640	2,927	771	891	8,016	3,706	2,945
飲食業	581,817	194,371	33%	185,076	32%	9,594	2,264	1,254	572,223	192,107	183,822	243,727	79,080	63,639	328,385	113,011	120,142	111	16	41
宿泊業	32,128	6,323	20%	5,458	17%	1,074	191	85	31,054	6,132	5,373	11,262	2,098	1,738	19,592	4,024	3,605	200	10	30
運輸・倉庫・通信業	486,841	77,672	16%	61,711	13%	27,952	3,578	2,121	458,889	74,094	59,590	206,738	49,879	37,160	250,299	24,079	22,296	1,852	136	134
不動産賃貸業	992,619	196,220	20%	70,368	7%	22,502	2,791	1,724	970,117	193,429	68,644	486,846	73,982	39,513	444,548	111,138	26,576	38,723	8,309	2,555
代理・仲介業	25,657	13,393	52%	7,294	28%	1,524	281	131	24,133	13,112	7,163	21,604	12,172	6,358	1,527	412	449	1,002	528	356
サービス業	902,615	229,839	25%	198,315	22%	116,214	20,126	11,796	786,401	209,713	186,519	273,151	77,831	66,550	283,375	81,107	75,077	229,875	50,775	44,892

業態別	2008																			
	総事業者					法人事業者			個人事業者			一般事業者			簡易事業者			免除事業者		
	総計	新規	開業率	廃業	廃業率	総計	新規	廃業	総計	新規	廃業	総計	新規	廃業	総計	新規	廃業	総計	新規	廃業
全体	5,234,702	1,087,533	21%	844,171	16%	504,588	75,797	50,040	4,730,114	1,011,736	794,131	2,532,644	503,789	398,824	1,676,995	402,528	316,624	520,475	105,419	78,683
農業・林業・漁業	62,050	8,010	13%	5,993	10%	5,637	1,843	402	56,413	6,167	5,591	709	166	114	191	56	45	55,513	5,945	5,432
鉱業	2,357	322	14%	198	8%	1,228	145	114	1,129	177	84	354	44	54	-	-	-	775	133	30
製造業	448,188	61,572	14%	50,942	11%	109,702	14,645	9,474	338,486	46,927	41,468	300,864	41,889	37,477	24,233	2,879	2,303	13,389	2,159	1,688
電気・ガス・水道業	2,217	893	40%	193	9%	1,402	389	73	815	504	120	783	481	117	31	23	3	1	-	-
卸売業	490,100	94,877	19%	74,500	15%	95,202	16,112	10,859	394,898	78,765	63,641	327,942	65,758	53,436	209	271	141	66,747	12,736	10,064
小売業	725,888	190,793	26%	161,541	22%	18,885	4,125	3,313	707,003	186,668	158,228	318,660	64,256	56,044	302,387	103,113	87,155	85,956	19,299	15,029
不動産売買業	15,653	4,890	31%	3,243	21%	6,854	1,725	1,058	8,799	3,165	2,185	7,498	2,654	1,817	3	1	-	1,298	510	368
建設業	318,828	58,415	18%	46,714	15%	76,654	7,224	5,670	242,174	51,191	41,044	229,278	44,851	37,036	2,775	791	702	10,121	5,549	3,306
飲食業	591,615	183,665	31%	172,722	29%	9,924	2,390	2,015	581,691	181,275	170,707	272,549	79,730	66,391	309,054	101,530	104,279	88	15	37
宿泊業	33,100	6,139	19%	5,017	15%	1,128	159	112	31,972	5,980	4,905	12,253	2,154	1,676	19,528	3,812	3,213	191	14	16
運輸・倉庫・通信業	498,833	72,864	15%	60,394	12%	28,846	3,526	2,580	469,987	69,338	57,814	221,739	47,494	38,096	246,423	21,686	19,540	1,825	158	178
不動産賃貸業	1,075,854	160,803	15%	74,488	7%	23,679	2,563	1,651	1,052,175	158,240	72,837	531,592	67,524	39,567	480,045	86,177	30,693	40,538	4,539	2,577
代理・仲介業	29,913	12,946	43%	8,773	29%	1,740	346	138	28,173	12,600	8,635	25,558	11,729	7,986	1,389	309	332	1,226	562	317
サービス業	940,106	231,344	25%	179,453	19%	123,707	20,605	12,581	816,399	210,739	166,872	282,865	75,059	59,013	290,727	81,880	68,218	242,807	53,800	39,641

出所：国税庁「国税統計年報」

注：

1. 新規、廃業は課税期間中に新規登録あるいは廃業した事業者数である。
2. 法人数は支店法人を含めた法人数である。

業態別	2009																			
	総事業者					法人事業者			個人事業者			一般事業者			簡易事業者			免除事業者		
	総計	新規	開業率	廃業	廃業率	総計	新規	廃業	総計	新規	廃業	総計	新規	廃業	総計	新規	廃業	総計	新規	廃業
全体	5,419,526	1,043,533	19%	840,941	16%	529,284	80,288	55,155	4,890,242	963,245	785,786	2,663,813	495,751	398,027	1,687,648	361,605	307,040	538,781	105,889	80,719
農業・林業・漁業	62,286	7,849	13%	6,256	10%	7,397	2,204	389	54,889	5,645	5,867	731	165	136	191	45	44	53,967	5,435	5,687
鉱業	2,514	409	16%	252	10%	1,227	139	157	1,287	270	95	353	49	50	-	-	-	934	221	45
製造業	459,087	61,810	13%	50,315	11%	114,250	15,375	10,201	344,837	46,435	40,114	304,742	40,864	36,241	25,833	3,017	2,157	14,262	2,554	1,716
電気・ガス・水道業	2,814	1,237	44%	641	23%	1,402	381	382	1,412	856	259	1,378	838	233	34	17	24	-	1	2
卸売業	512,573	98,315	19%	74,513	15%	99,928	17,244	11,520	412,645	81,071	62,993	342,713	67,012	52,245	195	242	126	69,737	13,817	10,622
小売業	759,519	202,422	27%	162,771	21%	20,410	4,597	3,324	739,109	197,825	159,447	334,221	67,301	56,867	315,958	111,473	87,590	88,930	19,051	14,990
不動産売買業	16,044	3,754	23%	3,068	19%	7,292	1,647	1,223	8,752	2,107	1,845	7,466	1,775	1,532	7	3	1	1,279	329	312
建設業	331,349	56,952	17%	44,787	14%	79,589	8,114	5,630	251,760	48,838	39,157	239,009	44,862	35,323	2,926	752	624	9,825	3,224	3,210
飲食業	605,929	188,008	31%	172,879	29%	8,732	2,624	3,944	597,197	185,384	168,935	298,182	84,603	70,887	298,947	100,764	98,010	68	17	38
宿泊業	33,820	5,752	17%	4,988	15%	1,156	140	121	32,664	5,612	4,867	12,938	2,154	1,800	19,539	3,434	3,051	187	24	16
運輸・倉庫・通信業	510,006	70,312	14%	59,218	12%	29,956	3,344	2,409	480,050	66,968	56,809	234,318	46,445	37,701	243,883	20,374	18,983	1,849	149	125
不動産賃貸業	1,104,147	99,349	9%	70,892	6%	24,547	2,641	2,366	1,079,600	96,708	68,526	555,719	51,837	37,219	482,707	41,812	29,026	41,174	3,059	2,281
代理・仲介業	34,034	13,556	40%	9,335	27%	1,842	411	243	32,192	13,145	9,092	29,462	12,256	8,460	1,382	338	301	1,348	551	331
サービス業	985,404	233,808	24%	181,026	18%	131,556	21,427	13,246	853,848	212,381	167,780	302,581	75,590	59,333	296,046	79,334	67,103	255,221	57,457	41,344

業態別	2010																			
	総事業者					法人事業者			個人事業者			一般事業者			簡易事業者			免除事業者		
	総計	新規	開業率	廃業	廃業率	総計	新規	廃業	総計	新規	廃業	総計	新規	廃業	総計	新規	廃業	総計	新規	廃業
全体	5,593,306	1,070,379	19%	859,398	15%	553,164	82,972	54,282	5,040,142	987,407	805,116	2,829,573	533,813	411,518	1,659,475	352,236	311,040	551,094	101,358	82,558
農業・林業・漁業	63,795	7,770	12%	5,440	9%	9,225	2,437	567	54,570	5,333	4,873	783	181	137	184	38	35	53,603	5,114	4,701
鉱業	2,467	196	8%	217	9%	1,195	113	128	1,272	83	89	356	55	54	-	-	-	916	28	35
製造業	475,258	63,791	13%	47,601	10%	119,491	15,807	10,325	355,767	47,984	37,276	314,936	42,370	33,111	25,943	3,275	2,526	14,888	2,339	1,639
電気・ガス・水道業	2,970	496	17%	311	10%	1,468	192	101	1,502	304	210	1,470	298	204	31	5	6	1	1	-
卸売業	530,506	97,013	18%	74,534	14%	103,303	17,120	11,413	427,203	79,893	63,121	356,409	67,739	52,212	215	191	122	70,579	11,963	10,787
小売業	783,464	207,386	26%	174,036	22%	21,003	4,843	4,017	762,461	202,543	170,019	350,031	72,464	61,320	323,021	112,705	93,023	89,409	17,374	15,676
不動産売買業	17,204	4,397	26%	2,980	17%	7,874	1,702	1,087	9,330	2,695	1,893	7,929	2,244	1,598	5	2	2	1,396	449	293
建設業	345,902	60,249	17%	44,613	13%	81,351	7,721	5,781	264,551	52,528	38,832	250,695	46,808	34,752	2,876	794	657	10,980	4,926	3,423
飲食業	620,696	196,487	32%	178,527	29%	8,930	2,764	2,474	611,766	193,723	176,053	325,893	95,669	79,422	285,808	98,029	96,598	65	25	33
宿泊業	35,191	7,151	20%	5,502	16%	1,146	127	113	34,045	7,024	5,389	14,229	2,846	2,118	19,643	4,158	3,251	173	20	20
運輸・倉庫・通信業	520,253	71,095	14%	59,678	11%	31,108	3,451	2,127	489,145	67,644	57,551	251,529	50,858	39,129	235,803	16,663	18,272	1,813	123	150
不動産賃貸業	1,127,571	100,936	9%	71,386	6%	26,173	2,922	1,869	1,101,398	98,014	69,517	594,614	58,232	38,331	464,522	36,032	28,872	42,262	3,750	2,314
代理・仲介業	39,037	14,796	38%	9,688	25%	2,170	604	247	36,867	14,192	9,441	33,791	12,804	8,686	1,203	411	332	1,873	977	423
サービス業	1,028,992	238,616	23%	184,885	18%	138,727	23,169	14,033	890,265	215,447	170,852	326,908	81,245	60,444	300,221	79,933	67,344	263,136	54,269	43,064

出所：国税庁「国税統計年報」

注：

1. 新規、廃業は課税期間中に新規登録あるいは廃業した事業者数である。
2. 法人数は支店法人を含めた法人数である。

業態別	2011																			
	総事業者					法人事業者			個人事業者			一般事業者			簡易事業者			免除事業者		
	総計	新規	開業率	廃業	廃業率	総計	新規	廃業	総計	新規	廃業	総計	新規	廃業	総計	新規	廃業	総計	新規	廃業
全体	5,763,691	1,082,367	19%	896,229	16%	590,108	88,491	51,459	5,173,583	993,876	844,770	2,974,253	560,239	440,633	1,636,245	330,180	316,674	563,085	103,457	87,463
農業・林業・漁業	65,649	7,518	11%	5,192	8%	10,853	2,330	671	54,796	5,188	4,521	846	175	119	205	63	40	53,745	4,950	4,362
鉱業	2,454	191	8%	206	8%	1,188	108	117	1,266	83	89	358	49	46	—	—	—	908	34	43
製造業	492,733	66,208	13%	49,316	10%	127,081	17,284	9,970	365,652	48,924	39,346	324,183	43,605	34,964	25,854	2,862	2,680	15,615	2,457	1,702
電気・ガス・水道業	3,389	791	23%	368	11%	1,549	198	109	1,840	593	259	1,811	585	253	28	8	6	1	—	—
卸売業	545,819	91,858	17%	75,689	14%	109,492	17,448	10,790	436,327	74,410	64,899	364,327	62,042	53,969	286	351	208	71,714	12,017	10,722
小売業	802,413	209,083	26%	184,469	23%	23,772	5,926	3,117	778,641	203,157	181,352	365,947	77,937	65,958	323,179	109,193	100,126	89,515	16,027	15,268
不動産売買業	19,091	4,981	26%	3,024	16%	9,119	2,273	1,074	9,972	2,708	1,950	8,396	2,210	1,659	4	1	2	1,572	497	289
建設業	358,900	60,849	17%	47,261	13%	82,890	7,537	5,859	276,010	53,312	41,402	259,584	45,593	36,347	3,169	879	732	13,257	6,840	4,323
飲食業	630,953	192,332	30%	180,452	29%	10,046	3,245	2,116	620,907	189,087	178,336	352,485	99,108	84,271	268,373	89,967	94,036	49	12	29
宿泊業	36,494	7,285	20%	5,851	16%	1,240	181	107	35,254	7,104	5,744	15,341	3,274	2,409	19,742	3,811	3,312	171	19	23
運輸・倉庫・通信業	530,393	71,384	13%	60,727	11%	32,578	3,553	2,066	497,815	67,831	58,661	265,904	52,412	40,903	230,124	15,251	17,579	1,787	168	179
不動産賃貸業	1,169,035	119,423	10%	76,718	7%	27,513	3,020	1,920	1,141,522	116,403	74,798	626,272	71,729	43,154	466,975	35,846	29,000	48,275	8,828	2,644
代理・仲介業	44,784	16,490	37%	11,025	25%	2,723	784	263	42,061	15,706	10,762	38,648	14,372	9,859	1,191	426	361	2,222	908	542
サービス業	1,061,584	233,974	22%	195,931	18%	150,064	24,604	13,280	911,520	209,370	182,651	350,151	87,148	66,722	297,115	71,522	68,592	264,254	50,700	47,337

出所：国税庁「国税統計年報」

注：

1. 新規、廃業は課税期間中に新規登録あるいは廃業した事業者数である。
2. 法人数は支店法人を含めた法人数である。

8. 中小企業の収益性

8.1 売上高営業利益率

資料名（調査名）	収益性指標
（原語）	수익성지표
公表主体	中小企業庁
（原語）	중소기업청
データの出所	中小企業庁 “中小企業実態調査”
（原語）	중소기업청 “중소기업실태조사”
調査の目的	中小製造業及び知識基盤サービス業の実態全般を把握し、中小企業支援及び構造改善に必要な基礎資料を提供する。
調査の対象	<ul style="list-style-type: none"> 韓国標準産業分類（KSIC）上、製造業をする従業員数 5～299 人の中小製造業体 118,366 社中、標本として選定された 8,000 社（但し、煙草製造業は除く） 韓国標準産業分類（KSIC）上、知識基盤サービス業 1,000 社、建設業 1,500 社、サービス業 9,500 社
調査の根拠法令	中小企業基本法第 21 条第 1 項、統計法第 15 条と第 17 条
抽出方法	標本調査
調査の方法	調査員を活用した面接調査
中小企業の定義	中小企業基本法で定めた業種別の中小企業の定義
売上高営業（経常）利益率の定義	企業の主な営業活動による成果を判断するための指標で、製造及び販売活動と直接関係がない営業外損益を除いた純粋な営業利益のみを売上高と比較したもので営業効率性を示す指標である。
調査時点 調査時期	<ul style="list-style-type: none"> 調査基準時点：毎年 12 月 31 日現在 調査対象期間：毎年 1 月 1 日～12 月 31 日（1 年間） 調査実施期間：毎年 5 月 1 日～7 月 31 日
調査の概要の出所	統計庁 “統計説明資料” (http://meta.narastat.kr/metasvc/index.do)

図表 11 売上高営業利益率

(単位:%)

	合計	5-9人	10-19人	20-49人	小企業	50-99人	100-199人	200-299人	中企業
1992	5.67	6.18	5.31	4.91	5.62	6.31	6.10	5.45	5.68
1993	5.81	5.46	5.62	5.57	5.56	5.26	6.69	6.30	5.87
1994	6.11	5.92	6.09	6.31	6.18	5.96	6.09	6.11	6.03
1995	5.20	4.10	5.30	5.80	5.30	5.20	4.90	5.20	5.10
1996	5.50	3.10	5.50	6.20	5.40	5.40	5.40	6.10	5.50
1997	5.60	5.50	5.90	5.70	5.70	5.20	5.30	6.30	5.50
1998	6.01	5.31	6.09	6.01	5.88	5.61	5.80	8.12	6.19
1999	5.66	5.11	5.53	5.92	5.62	5.34	5.76	6.14	5.70
2000	5.44	6.01	6.29	5.30	5.76	5.54	4.91	4.74	5.10
2001	4.86	3.49	4.54	5.37	4.69	4.51	5.47	6.00	5.12
2002	5.01	4.41	4.44	4.87	4.63	4.94	5.60	6.74	5.56
2003	4.56	4.51	4.44	4.06	4.28	4.18	5.40	5.80	4.95
2004	4.47	4.22	3.97	4.08	4.08	4.59	4.64	6.53	4.98
2005	4.25	5.17	4.44	4.12	4.46	3.59	4.01	4.75	4.00
2006	4.31	5.39	4.69	4.27	4.68	3.53	4.19	4.18	3.96
2007	4.43	4.88	4.68	4.23	4.52	4.44	3.89	4.89	4.33
2008	5.10	5.77	5.49	4.66	5.19	4.65	4.87	5.76	4.98
2009	5.61	7.05	5.96	5.19	5.91	4.98	5.38	5.42	5.23
2010	5.55	5.56	5.76	5.35	5.53	5.27	5.45	6.15	5.57
2011	5.10	6.40	5.46	5.03	5.52	4.72	4.49	4.48	4.57
2012	4.95	6.31	5.60	4.80	5.41	4.27	4.05	4.43	4.22
2013	5.24	6.10	6.60	4.96	5.77	4.33	4.12	5.09	4.44

出所：収益性指標

8.2 売上高税引前利益率

資料名（調査名）	収益性指標
（原語）	수익성지표
公表主体	中小企業庁
（原語）	중소기업청
データの出所	中小企業庁 “中小企業実態調査”
（原語）	중소기업청 “중소기업실태조사”
調査の目的	中小製造業及び知識基盤サービス業の実態全般を把握し、中小企業支援及び構造改善に必要な基礎資料を提供する。
調査の対象	<ul style="list-style-type: none"> 韓国標準産業分類（KSIC）上、製造業をする従業員数 5～299 人の中小製造業体 118,366 社中、標本として選定された 8,000 社（但し、煙草製造業は除く） 韓国標準産業分類（KSIC）上、知識基盤サービス業 1,000 社、建設業 1,500 社、サービス業 9,500 社
調査の根拠法令	中小企業基本法第 21 条第 1 項、統計法第 15 条と第 17 条
抽出方法	標本調査
調査の方法	調査員を活用した面接調査
中小企業の定義	中小企業基本法で定めた業種別の中小企業の定義
売上高税引前利益率の定義	<ul style="list-style-type: none"> 売上高税引前利益率＝税引前利益／売上高 税引前利益：経常利益に特別利益と特別損失を加えたもの
調査時点 調査時期	<ul style="list-style-type: none"> 調査基準時点：毎年 12 月 31 日現在 調査対象期間：毎年 1 月 1 日～12 月 31 日（1 年間） 調査実施期間：毎年 5 月 1 日～7 月 31 日
調査の概要の出所	統計庁 “統計説明資料” (http://meta.narastat.kr/metasvc/index.do)

図表 12 売上高税引前利益率

(単位:%)

	合計	5-9人	10-19人	20-49人	小企業	50-99人	100-199人	200-299人	中企業
1992	2.07	3.73	2.82	1.59	3.14	2.16	2.20	1.22	1.85
1993	2.42	3.83	2.99	2.41	3.32	1.33	2.55	2.56	2.19
1994	3.10	3.96	3.22	3.29	3.39	2.59	2.81	3.04	2.74
1995	2.28	2.19	2.59	2.60	2.52	2.28	1.66	1.84	1.98
1996	2.33	0.98	2.77	3.15	2.64	1.92	1.71	2.41	1.95
1997	1.91	2.34	2.73	1.98	2.30	1.57	1.20	1.47	1.40
1998	0.90	2.35	1.84	0.52	1.33	-1.80	0.96	3.94	0.32
1999	3.27	3.96	3.28	2.71	3.16	2.42	3.36	4.91	3.39
2000	2.92	4.13	3.80	2.29	3.17	3.54	2.40	1.81	2.66
2001	2.72	1.89	1.90	3.15	2.48	2.54	3.21	4.34	3.09
2002	3.38	2.95	3.04	3.30	3.14	2.90	3.54	5.71	3.73
2003	3.17	3.24	2.96	2.55	2.84	2.48	4.41	4.59	3.62
2004	3.42	3.09	2.93	2.92	2.96	3.44	3.65	6.12	4.04
2005	3.60	4.50	3.59	3.14	3.59	2.84	3.80	4.71	3.60
2006	3.57	4.74	4.47	3.56	4.14	2.43	3.35	3.28	3.01
2007	3.58	4.26	3.56	3.00	3.46	3.62	3.82	3.71	3.72
2008	3.26	4.40	4.01	3.05	3.68	2.28	2.44	3.80	2.67
2009	3.97	5.73	4.35	3.21	4.21	3.34	3.80	3.96	3.65
2010	4.43	4.11	4.63	4.00	4.21	4.45	4.81	4.90	4.70
2011	3.90	4.77	4.47	3.74	4.24	3.60	3.61	3.04	3.46
2012	3.96	4.91	4.37	3.63	4.17	3.53	2.82	5.31	3.63
2013	4.52	4.87	5.92	4.25	4.93	3.77	3.54	4.67	3.91

出所：収益性指標

9. 中小企業の安全性（自己資本比率）

資料名（調査名）	安定性指標
（原語）	안정성지표
公表主体	中小企業庁
（原語）	중소기업청
データの出所	中小企業庁 “中小企業実態調査”
（原語）	중소기업청 “중소기업실태조사”
調査の目的	中小製造業及び知識基盤サービス業の実態全般を把握し、中小企業支援及び構造改善に必要な基礎資料を提供する。
調査の対象	<ul style="list-style-type: none"> 韓国標準産業分類（KSIC）上、製造業をする従業員数 5～299 人の中小製造業体 118,366 社中、標本として選定された 8,000 社（但し、煙草製造業は除く） 韓国標準産業分類（KSIC）上、知識基盤サービス業 1,000 社、建設業 1,500 社、サービス業 9,500 社
調査の根拠法令	中小企業基本法第 21 条第 1 項、統計法第 15 条と第 17 条
抽出方法	標本調査
調査の方法	調査員を活用した面接調査
中小企業の定義	中小企業基本法で定めた業種別の中小企業の定義
自己資本比率の定義	自己資本比率は総資本中、自己資本が占める割合を表す代表的な財務構造指標である。自己資本は金融費用を負担せずに企業が運用できる資本であるため、この比率が高ければ高いほど企業の安定性が高いと言える。
調査時点 調査時期	<ul style="list-style-type: none"> 調査基準時点：毎年 12 月 31 日現在 調査対象期間：毎年 1 月 1 日～12 月 31 日（1 年間） 調査実施期間：毎年 5 月 1 日～7 月 31 日
調査の概要の出所	統計庁 “統計説明資料” (http://meta.narastat.kr/metasvc/index.do)

図表 13 自己資本比率

(単位: %)

	合計	5-9人	10-19人	20-49人	小企業	50-99人	100-199人	200-299人	中企業
1992	25.73	52.21	37.76	25.15	42.57	20.66	21.64	23.06	22.66
1993	28.15	55.72	39.03	25.80	45.21	21.93	21.73	28.00	24.16
1994	27.42	43.78	36.56	24.25	30.96	22.30	22.48	25.61	22.92
1995	25.98	43.25	30.39	25.14	29.83	21.98	20.10	20.29	20.96
1996	25.25	31.23	31.60	27.41	29.44	18.35	19.71	23.38	20.03
1997	24.66	31.13	29.35	25.08	27.96	20.74	19.42	19.60	19.93
1998	27.47	37.35	30.52	24.81	29.36	21.00	26.99	29.38	24.75
1999	32.58	38.60	33.99	27.53	32.05	29.99	31.97	39.36	33.13
2000	34.18	43.21	32.59	28.38	33.06	33.41	33.90	39.76	35.38
2001	36.54	43.18	36.31	32.16	35.94	35.53	37.66	42.11	37.43
2002	36.54	38.82	33.22	33.03	34.54	36.60	40.25	43.76	39.45
2003	37.57	38.39	33.78	32.67	34.33	38.03	43.20	48.02	41.94
2004	37.73	37.07	34.06	34.09	34.83	39.94	41.84	45.51	41.76
2005	39.60	41.03	36.55	35.05	36.96	38.08	44.84	48.60	42.99
2006	40.76	43.12	37.65	37.26	38.71	40.82	44.11	43.55	42.83
2007	39.86	43.74	35.11	35.07	37.18	40.93	44.51	43.36	42.87
2008	39.13	34.90	36.04	35.89	35.67	40.82	46.16	43.86	43.59
2009	40.30	36.44	35.64	36.45	36.20	42.73	47.01	46.01	45.27
2010	40.8	36.02	38.67	37.89	37.54	40.03	47.58	47.62	45.03
2011	39.47	36.11	37.12	38.66	37.44	39.92	44.45	42.01	42.23
2012	38.06	35.86	35.21	36.43	35.91	37.27	40.71	49.89	41.46
2013	41.38	40.14	40.22	39.62	39.96	39.67	43.91	48.51	43.57

出所:安定性指標

10. 中小企業の生産性

10.1 従業者1人当たり付加価値額

資料名（調査名）	生産性指標
（原語）	생산성지표
公表主体	中小企業庁
（原語）	중소기업청
データの出所	中小企業庁 “中小企業実態調査”
（原語）	중소기업청 “중소기업실태조사”
調査の目的	中小製造業及び知識基盤サービス業の実態全般を把握し、中小企業支援及び構造改善に必要な基礎資料を提供する。
調査の対象	<ul style="list-style-type: none"> 韓国標準産業分類（KSIC）上、製造業をする従業員数 5～299 人の中小製造業体 118,366 社中、標本として選定された 8,000 社（但し、煙草製造業は除く） 韓国標準産業分類（KSIC）上、知識基盤サービス業 1,000 社、建設業 1,500 社、サービス業 9,500 社
調査の根拠法令	中小企業基本法第 21 条第 1 項、統計法第 15 条と第 17 条
抽出方法	標本調査
調査の方法	調査員を活用した面接調査
中小企業の定義	中小企業基本法で定めた業種別の中小企業の定義
生産性指標の定義	企業活動の成果及び効率を測定し個別生産要素の寄与度及び成果配分の合理性を糾明するための指標である。よって生産性に関する指標は経営合理性の尺度であり、生産性向上で得た成果の分配基準となる。近年は企業経営の成果を付加価値生産性という概念で測定することが一般的である。
調査時点 調査時期	<ul style="list-style-type: none"> 調査基準時点：毎年 12 月 31 日現在 調査対象期間：毎年 1 月 1 日～12 月 31 日（1 年間） 調査実施期間：毎年 5 月 1 日～7 月 31 日
調査の概要の出所	統計庁 “統計説明資料” (http://meta.narastat.kr/metascv/index.do)

図表 14 従業者1人当たり付加価値額

(単位:千ウォン)

	合計	5-9人	10-19人	20-49人	小企業	50-99人	100-199人	200-299人	中企業
1992	14,726.23	14,726.23	14,726.23	14,726.23	14,726.23	14,726.23	14,726.23	14,726.23	14,726.23
1993	16,433.89	13,293.31	13,030.15	15,130.72	13,132.40	17,306.72	19,425.98	24,519.21	17,657.91
1994	18,740.08	15,805.28	15,876.12	18,203.96	16,991.77	21,129.17	21,547.13	24,995.12	21,842.51
1995	20,439.37	15,916.69	17,418.34	20,454.86	18,531.95	22,834.08	23,915.08	27,541.60	23,993.76
1996	23,057.66	17,410.99	19,321.33	23,563.71	20,728.90	24,811.62	28,564.93	30,371.26	27,234.93
1997	24,764.25	20,558.72	23,058.34	24,339.42	22,909.98	25,919.08	28,175.45	33,238.56	28,353.02
1998	25,076.08	20,573.66	22,620.20	23,949.79	22,662.59	26,576.66	30,349.47	41,347.89	30,045.27
1999	28,418.63	22,739.80	24,153.77	26,244.38	24,682.61	31,042.72	35,234.32	44,625.20	35,012.46
2000	32,184.64	27,927.83	31,827.12	29,679.01	29,856.45	33,135.17	35,974.99	42,276.35	35,942.04
2001	32,048.19	27,239.10	30,302.38	31,406.02	29,906.20	32,705.89	38,533.55	47,466.21	36,675.21
2002	33,800.95	25,086.75	31,048.30	33,864.74	30,355.62	37,311.11	40,653.87	55,916.24	41,306.18
2003	35,609.92	28,091.03	33,060.64	33,814.29	31,850.09	38,595.53	46,266.54	54,726.14	43,719.00
2004	37,647.59	27,676.64	34,617.78	37,682.55	33,514.95	41,207.96	48,119.22	62,563.41	46,827.09
2005	40,799.64	30,441.41	36,230.40	39,455.16	35,681.87	43,370.17	56,554.50	63,179.44	51,319.09
2006	41,432.72	30,041.63	36,092.97	38,845.77	35,311.15	43,762.11	58,997.57	66,987.22	53,573.26
2007	46,248.64	33,222.41	38,758.21	43,732.73	39,069.31	55,397.36	62,286.15	74,203.09	60,963.58
2008	51,584.92	44,937.85	46,679.27	50,540.62	47,673.86	55,166.48	57,153.87	79,626.07	59,694.64
2009	53,579.14	59,134.63	48,204.26	49,036.94	51,725.39	53,280.18	56,356.92	67,693.78	57,058.20
2010	55,022.35	48,867.29	48,566.01	51,728.52	49,872.55	58,091.96	63,920.25	78,054.14	64,555.40
2011	57,695.20	55,422.52	52,231.19	53,878.43	53,814.36	60,147.30	65,976.73	72,710.89	64,928.76
2012	61,973.07	58,099.88	60,400.41	61,863.17	60,357.30	61,698.82	63,796.46	76,214.32	65,024.44
2013	64,341.65	61,491.02	68,898.41	60,681.48	63,274.48	63,910.12	63,600.75	76,447.95	66,248.47

出所：生産性指標

10.2 従業者1人当たり売上

資料名（調査名）	生産性指標
（原語）	생산성지표
公表主体	中小企業庁
（原語）	중소기업청
データの出所	中小企業庁 “中小企業実態調査”
（原語）	중소기업청 “중소기업실태조사”
調査の目的	中小製造業及び知識基盤サービス業の実態全般を把握し、中小企業支援及び構造改善に必要な基礎資料を提供する。
調査の対象	<ul style="list-style-type: none"> 韓国標準産業分類（KSIC）上、製造業をする従業員数 5～299 人の中小製造業体 118,366 社中、標本として選定された 8,000 社（但し、煙草製造業は除く） 韓国標準産業分類（KSIC）上、知識基盤サービス業 1,000 社、建設業 1,500 社、サービス業 9,500 社
調査の根拠法令	中小企業基本法第 21 条第 1 項、統計法第 15 条と第 17 条
抽出方法	標本調査
調査の方法	調査員を活用した面接調査
中小企業の定義	中小企業基本法で定めた業種別の中小企業の定義
生産性指標の定義	企業活動の成果及び効率を測定し個別生産要素の寄与度及び成果配分の合理性を糾明するための指標である。よって生産性に関する指標は経営合理性の尺度であり、生産性向上で得た成果の分配基準となる。近年は企業経営の成果を付加価値生産性という概念で測定することが一般的である。
調査時点 調査時期	<ul style="list-style-type: none"> 調査基準時点：毎年 12 月 31 日現在 調査対象期間：毎年 1 月 1 日～12 月 31 日（1 年間） 調査実施期間：毎年 5 月 1 日～7 月 31 日
調査の概要の出所	統計庁 “統計説明資料” (http://meta.narastat.kr/metasvc/index.do)

図表 15 従業者 1 人当たり売上

(単位:千ウォン)

	合計	5-9人	10-19人	20-49人	小企業	50-99人	100-199人	200-299人	中企業
1992	52,708.51	36,961.60	39,493.50	46,750.16	38,557.81	56,632.16	68,378.38	69,939.68	57,143.32
1993	56,701.59	42,848.54	42,736.03	50,997.85	42,779.75	61,400.21	67,416.95	92,908.32	61,863.06
1994	64,550.85	50,648.88	50,865.54	62,788.27	56,608.60	75,863.01	78,178.44	89,267.31	78,644.70
1995	73,835.83	52,749.39	59,596.61	70,885.73	63,469.28	87,627.80	92,512.56	110,626.89	93,153.42
1996	77,213.74	52,025.63	60,643.77	76,407.96	65,526.65	85,021.99	108,310.51	110,315.98	98,177.83
1997	85,562.61	59,610.24	71,984.41	83,456.78	73,334.65	93,833.69	110,685.82	135,620.93	109,228.67
1998	94,943.70	69,012.25	83,880.19	88,691.32	82,076.08	107,766.85	121,834.73	167,835.67	121,437.18
1999	105,201.77	70,648.87	82,501.44	94,544.46	84,569.62	119,462.12	141,508.13	198,017.17	141,616.20
2000	123,424.88	89,207.35	105,558.24	110,520.65	103,442.84	130,735.85	151,569.65	220,289.55	155,673.26
2001	123,753.81	87,600.79	113,621.33	123,144.77	110,318.13	137,554.70	156,852.02	202,850.21	152,776.82
2002	133,083.95	85,647.12	120,420.02	132,513.04	114,669.04	155,101.00	165,230.27	251,792.92	173,198.49
2003	139,151.49	90,518.92	123,191.19	135,150.05	118,029.67	163,534.95	189,369.22	246,392.72	184,706.37
2004	149,424.81	90,196.17	129,534.41	149,429.18	124,248.67	176,476.70	220,136.30	266,878.03	205,346.53
2005	158,270.10	97,216.07	134,085.07	154,113.07	130,391.72	183,543.27	225,387.46	289,207.94	215,573.41
2006	169,097.07	101,615.15	126,223.41	141,288.02	124,540.56	191,312.63	292,053.86	351,329.71	257,463.24
2007	181,254.87	107,517.14	138,413.25	167,292.78	140,585.74	229,747.00	266,449.56	363,184.49	264,611.27
2008	219,043.75	165,155.82	175,278.00	215,551.10	188,033.92	251,271.47	272,294.20	406,790.27	283,343.61
2009	231,497.47	182,009.63	190,559.95	222,984.71	200,964.98	266,286.18	278,457.49	365,107.10	288,799.82
2010	245,833.55	176,283.45	198,717.36	241,035.72	207,996.50	285,660.53	302,078.57	397,769.31	315,875.52
2011	265,011.72	203,984.86	226,665.38	247,740.94	228,516.69	297,009.50	332,447.48	406,528.03	333,035.35
2012	277,984.49	221,539.12	269,604.22	279,173.37	259,926.29	299,078.58	301,179.00	369,253.78	312,087.18
2013	267,871.27	231,641.89	265,618.81	254,778.93	250,915.15	269,051.79	294,872.91	369,660.55	298,168.63

出所:生産性指標

10.3 従業者1人当たり純利益

資料名（調査名）	生産性指標
（原語）	생산성지표
公表主体	中小企業庁
（原語）	중소기업청
データの出所	中小企業庁 “中小企業実態調査”
（原語）	중소기업청 “중소기업실태조사”
調査の目的	中小製造業及び知識基盤サービス業の実態全般を把握し、中小企業支援及び構造改善に必要な基礎資料を提供する。
調査の対象	<ul style="list-style-type: none"> 韓国標準産業分類（KSIC）上、製造業をする従業員数 5～299 人の中小製造業体 118,366 社中、標本として選定された 8,000 社（但し、煙草製造業は除く） 韓国標準産業分類（KSIC）上、知識基盤サービス業 1,000 社、建設業 1,500 社、サービス業 9,500 社
調査の根拠法令	中小企業基本法第 21 条第 1 項、統計法第 15 条と第 17 条
抽出方法	標本調査
調査の方法	調査員を活用した面接調査
中小企業の定義	中小企業基本法で定めた業種別の中小企業の定義
生産性指標の定義	企業活動の成果及び効率を測定し個別生産要素の寄与度及び成果配分の合理性を糾明するための指標である。よって生産性に関する指標は経営合理性の尺度であり、生産性向上で得た成果の分配基準となる。近年は企業経営の成果を付加価値生産性という概念で測定することが一般的である。
調査時点 調査時期	<ul style="list-style-type: none"> 調査基準時点：毎年 12 月 31 日現在 調査対象期間：毎年 1 月 1 日～12 月 31 日（1 年間） 調査実施期間：毎年 5 月 1 日～7 月 31 日
調査の概要の出所	統計庁 “統計説明資料” (http://meta.narastat.kr/metasvc/index.do)

図表 16 従業員 1 人当たり純利益

(単位：千ウォン)

	合計	5-9人	10-19人	20-49人	小企業	50-99人	100-199人	200-299人	中企業
1992	512.09	1,051.60	752.54	335.30	863.06	518.59	513.70	151.39	402.10
1993	973.32	1,344.63	953.37	882.11	1,105.40	567.09	965.45	1,861.17	924.36
1994	1,433.52	1,508.27	1,209.72	1,527.55	1,423.00	1,408.18	1,330.96	1,897.69	1,452.18
1995	1,247.14	813.80	1,066.53	1,435.07	1,186.78	1,530.35	1,039.96	1,545.73	1,359.61
1996	1,288.90	144.47	1,222.90	1,928.56	1,283.07	1,161.99	1,108.28	1,924.38	1,299.35
1997	1,055.44	1,057.39	1,460.96	1,187.61	1,241.89	769.59	385.54	1,093.63	694.57
1998	-60.52	1,116.50	1,088.51	-293.28	493.90	-3,540.56	-368.14	4,964.11	-1,202.02
1999	2,951.18	2,367.01	2,181.28	2,090.44	2,191.10	2,829.15	4,397.72	7,789.12	4,292.69
2000	2,772.07	3,248.71	3,248.88	1,923.06	2,665.35	3,455.94	2,217.24	3,157.55	2,944.32
2001	2,729.93	1,469.03	1,689.80	3,350.77	2,321.59	2,875.76	3,650.77	6,484.90	3,612.01
2002	3,582.38	2,156.10	3,113.39	3,535.25	2,990.16	3,342.46	4,016.98	11,967.05	4,872.44
2003	3,473.17	2,700.89	3,243.92	2,718.70	2,869.01	3,033.04	5,911.42	7,779.55	4,776.22
2004	4,170.69	2,529.82	3,159.40	3,653.98	3,142.08	4,822.58	5,931.08	13,160.99	6,455.46
2005	4,731.74	4,196.57	4,436.32	4,037.09	4,204.75	3,660.28	7,131.90	9,264.00	5,814.96
2006	5,110.19	4,689.64	5,266.67	4,418.92	4,762.81	3,458.06	7,658.46	8,023.83	5,799.14
2007	5,144.71	4,314.56	4,314.99	4,057.33	4,214.15	6,583.45	6,775.56	9,107.80	7,052.00
2008	5,813.98	6,787.80	6,312.03	5,383.32	6,089.69	4,005.09	4,231.72	11,495.26	5,242.29
2009	7,817.68	10,141.95	7,643.71	6,016.88	7,725.54	6,913.55	7,959.32	10,668.90	7,990.60
2010	9,385.11	6,788.55	8,496.08	8,439.96	7,945.24	10,612.79	11,885.87	15,093.83	12,050.54
2011	8,509.43	8,996.97	9,072.35	7,946.14	8,600.37	8,642.09	9,303.55	6,044.45	8,339.92
2012	9,457.51	10,033.77	10,645.44	8,710.12	9,662.19	8,819.45	6,585.04	15,168.50	9,070.98
2013	10,419.11	10,378.21	14,263.15	9,464.89	11,111.66	8,291.96	8,097.57	13,205.82	9,181.66

出所：生産性指標

11. 中小企業の成長性（前年比増収率）

資料名（調査名）	成長性の推移
（原語）	성장성 추이
公表主体	中小企業庁
（原語）	중소기업청
データの出所	中小企業庁 “中小企業実態調査”
（原語）	중소기업청 “중소기업실태조사”
調査の目的	中小製造業及び知識基盤サービス業の実態全般を把握し、中小企業支援及び構造改善に必要な基礎資料を提供する。
調査の対象	<ul style="list-style-type: none"> 韓国標準産業分類（KSIC）上、製造業をする従業員数 5～299 人の中小製造業体 118,366 社中、標本として選定された 8,000 社（但し、煙草製造業は除く） 韓国標準産業分類（KSIC）上、知識基盤サービス業 1,000 社、建設業 1,500 社、サービス業 9,500 社
調査の根拠法令	中小企業基本法第 21 条第 1 項、統計法第 15 条と第 17 条
抽出方法	標本調査
調査の方法	調査員を活用した面接調査
中小企業の定義	中小企業基本法で定めた業種別の中小企業の定義
成長性の定義	企業の資産、資本等経営規模と企業活動の成果が当該年度中前年と比較しどの程度増加したかを表す指標であり、企業の競争力や未来の収益創出能力を間接的に表す。
調査時点 調査時期	<ul style="list-style-type: none"> 調査基準時点：毎年 12 月 31 日現在 調査対象期間：毎年 1 月 1 日～12 月 31 日（1 年間） 調査実施期間：毎年 5 月 1 日～7 月 31 日
調査の概要の出所	統計庁 “統計説明資料” (http://meta.narastat.kr/metasvc/index.do)

図表 17 前年比増収率

(単位：%)

	売上額増加率	税引前純利益増加率
1991	15.98	-12.80
1992	9.01	-23.96
1993	9.66	27.78
1994	15.74	48.65
1995	15.42	-15.12
1996	6.06	8.08
1997	5.28	-13.66
1998	-3.53	-54.24
1999	18.02	326.51
2000	23.33	10.25
2001	2.51	-4.67
2002	9.60	36.43
2003	8.63	1.61
2004	8.81	17.63
2005	6.83	12.26
2006	9.42	8.49
2007	9.01	9.54
2008	22.79	11.69
2009	4.78	27.70
2010	13.39	—
2011	10.59	—
2012	5.31	—
2013	5.6	—
2014	4.44	—

出所：成長性の推移

※当該統計は中小企業実態調査からなくなったので売上額増加率（2010年から）の統計は韓国銀行の「成長性に関する指標」を掲載する。

<https://ecos.bok.or.kr/>

12. 中小企業の融資額、その全企業に占める割合

資料名（調査名）	預金銀行の貸出金
（原語）	예금은행의 대출금
公表主体	韓国銀行
（原語）	한국은행
データの出所	韓国銀行 “預金銀行の貸出金”
（原語）	한국은행”예금은행의 대출금”
調査の目的	調査概要が公開されていない
調査の対象	
調査の根拠法令	
抽出方法	
調査の方法	
中小企業の定義	中小企業基本法で定めた業種別の中小企業の定義
融資額の定義	※公式の定義なし
調査時点	調査概要が公開されていない
調査時期	
調査の概要の出所	調査概要が公開されていない

※当データは、中小企業調査統計システムから削除されたので、韓国銀行経済統計システムの「預金銀行の貸出金」の統計について掲載する。

※韓国銀行に直接問い合わせ（電話）した結果、調査概要は一般に公開しないということであったため、データのみ掲載する。

図表 18 貸出残高額

(単位：兆ウォン)

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
合計	2007	343.6	348.5	356.4	366.2	373.6	384.7	389.9	395.3	406.3	415.8	428.8	425.4
	2008	436.6	441	449.3	461	467.4	475.8	486.1	491.9	498.8	509.3	514.4	509.1
	2009	514.8	516.5	522.7	525.1	526.1	524.7	526.1	529.6	532.7	531.2	534.3	524
	2010	527.6	530	531.2	534.6	536.6	534.5	537.4	537.3	540.8	546.4	547.4	535.2
	2011	542.2	546.4	549.9	558.5	562.8	560.6	566.6	570	575.3	583.1	588.2	578.7
	2012	586.7	589.7	592	597.8	600.9	602.1	605.2	608.9	617	619.3	622	610.4
	2013	614.6	618.1	621	626.6	629.8	633	637.1	641.5	647	651.8	657.9	646.4
	2014	660.8	662.7	672.1	678.4	679.2	682.2	686.4	689.6	697.9	701.7	700.1	708
	2015	708	712.9	715.5	721.3	725.2	727	731.9	737.9	744.1	754.6	—	—
中小企業	2007	305.3	310.3	317.6	324.6	331.5	340.4	343.1	347.7	355.6	364.1	373.9	370.4
	2008	378.4	381.6	386.2	393.5	399.3	405.4	411.4	414.1	417	420.4	424.4	421.8
	2009	424.4	427.4	434.3	436.4	439.4	440	439.7	443	445.7	445.3	448.7	441.6
	2010	442.4	443.5	444.1	444.7	446.1	443.8	445.1	444.9	446.1	449.9	448.4	438.8
	2011	442.9	444.8	447.5	450.9	452.1	450.6	453.5	453.7	455.7	460.6	462.9	452.6
	2012	454.8	454.8	456.9	456.7	456.4	456.1	456.4	456.9	462.3	464.3	466.2	458.5
	2013	461.6	465.4	468	468.2	470.9	474.2	475.2	479.1	482.9	486.6	491	485.9
	2014	490	493	496.6	499.9	503.6	505.3	508.2	511.7	514.5	520.4	525.4	521.3
	2015	525.7	530.3	536.4	542.4	548.2	552.6	557.6	563.1	568.8	576	—	—
中小企業の割合	2007	88.9%	89.0%	89.1%	88.6%	88.7%	88.5%	88.0%	88.0%	87.5%	87.6%	87.2%	87.1%
	2008	86.7%	86.5%	86.0%	85.4%	85.4%	85.2%	84.6%	84.2%	83.6%	82.5%	82.5%	82.9%
	2009	82.4%	82.7%	83.1%	83.1%	83.5%	83.9%	83.6%	83.6%	83.7%	83.8%	84.0%	84.3%
	2010	83.9%	83.7%	83.6%	83.2%	83.1%	83.0%	82.8%	82.8%	82.5%	82.3%	81.9%	82.0%
	2011	81.7%	81.4%	81.4%	80.7%	80.3%	80.4%	80.0%	79.6%	79.2%	79.0%	78.7%	78.2%
	2012	77.5%	77.1%	77.2%	76.4%	76.0%	75.8%	75.4%	75.0%	74.9%	75.0%	75.0%	75.1%
	2013	75.1%	75.3%	75.4%	74.7%	74.8%	74.9%	74.6%	74.7%	74.6%	74.7%	74.6%	75.2%
	2014	74.2%	74.4%	73.9%	73.7%	74.1%	74.1%	74.0%	74.2%	73.7%	74.2%	75.0%	73.6%
	2015	74.3%	74.4%	75.0%	75.2%	75.6%	76.0%	76.2%	76.3%	76.4%	76.3%	—	—
大企業	2007	38.3	38.2	38.8	41.6	42.1	44.3	46.8	47.6	50.7	51.7	54.9	55
	2008	58.2	59.4	63.1	67.5	68.1	70.4	74.7	77.8	81.8	88.9	90	87.3
	2009	90.4	89.1	88.4	88.7	86.7	84.7	86.4	86.6	87	85.9	85.6	82.4
	2010	85.2	86.5	87.1	89.9	90.5	90.7	92.3	92.4	94.7	96.5	99	96.4
	2011	99.3	101.6	102.4	107.6	110.7	110	113.1	116.3	119.6	122.5	125.3	126.1
	2012	131.9	134.9	135.1	141.1	144.5	146	148.8	152	154.7	155	155.8	151.9
	2013	153	152.7	153	158.4	158.9	158.8	161.9	162.4	164.1	165.2	166.9	160.5
	2014	170.8	169.7	175.5	178.5	175.6	176.9	178.2	177.9	183.4	181.3	174.7	186.7
	2015	182.3	182.6	179.1	178.9	177	174.4	174.3	174.8	175.3	178.6	—	—

出所：預金銀行の貸出金

13. 中小企業の社債発行額、その全企業に占める割合

資料名（調査名）	企業の直接金融の調達実績
（原語）	기업의 직접금융 조달실적
公表主体	金融監督院
（原語）	금융감독원
データの出所	金融監督院 “企業の直接金融の調達実績”
（原語）	금융감독원”기업의 직접금융 조달실적”
調査の目的	※調査概要が公開されていない
調査の対象	
調査の根拠法令	
抽出方法	
調査の方法	
中小企業の定義	中小企業基本法で定めた業種別の中小企業の定義
会社債の定義	株式会社が確定債務を表示した証券を発行し、契約に基づいて一定の利子額を支給し満期に原金を償還することを約定し借り入れた債務をさす。ここでは、社債の額面価額から社債発行差金、または社債割増差金未償却分を差し引き、または付加した純額で記載する。
調査時点	調査概要が公開されていない
調査時期	
調査の概要の出所	調査概要が公開されていない

※当データは、金融監督院が四半期毎に調査する「企業の直接金融の調達実績」のデータを、中小企業庁が「中小企業に関する年次報告書」に引用しているものである。

※金融監督院と中小企業庁に、直接問い合わせ（電話）した結果、調査概要は一般に公開しないということであったため、全企業のデータのみ掲載する。

図表 19 企業の直接金融の調達実績

(単位：億ウォン)

区分		2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	
株式	企業公開	中小企業	6,676	8,939	5,027	12,966	15,112	9,750	2,483	4,080	9,591
		大企業	10,382	14,083	2,141	3,775	27,927	14,635	2,181	6,884	7,942
	有償増資	中小企業	21,178	37,170	23,618	32,408	16,054	8,197	3,640	3,890	6,037
		大企業	26,757	112,384	20,015	67,008	44,300	96,436	15,333	37,166	34,092
一般会社債	合計	171,595	222,873	278,087	476,814	457,658	617,973	571,690	415,551	423,253	
	中小企業	1,965	7,643	2,490	8,192	6,234	6,950	779	242	180	
	中小企業の割合	1.1%	3.4%	0.9%	1.7%	1.4%	1.1%	0.1%	0.1%	0.04%	
	大企業	169,630	215,230	275,597	468,622	451,424	611,023	570,911	415,309	423,073	
総計	中小企業	29,819	53,752	31,135	53,566	37,400	24,897	6,902	8,212	15,808	
	大企業	206,769	341,697	298,356	539,405	523,651	722,094	588,425	459,359	465,107	

資料：企業の直接金融の調達実績

データの出所：金融監督院“企業の直接金融の調達実績”

注：一般会社債は金融債とABS（資産担保証券）を除外

14. 有効求人倍率

資料名（調査名）	求人・求職統計
（原語）	구인구직통계
公表主体	韓国雇用情報院
（原語）	한국고용정보원
データの出所	韓国雇用情報院“雇用行政統計”
（原語）	한국고용정보원”고용행정통계”
調査の目的	調査概要が公開されていない
調査の対象	
調査の根拠法令	
抽出方法	
調査の方法	
有効求人倍率の定義	有効求人倍率の統計がなかったため、求人と求職データを別々に取り、求人人口を求職人口に割って算出。
調査時点 調査時期	毎月求人・求職データが更新される。ただし、直近 5 年分のみ公開されている。
調査の概要の出所	調査概要が公開されていない

図表 20 有効求人倍率

期間	求人(人)	求職(人)	有効求人倍率	期間	求人(人)	求職(人)	有効求人倍率
2011年1月	166,075	279,387	0.59	2014年1月	196,881	391,004	0.50
2011年2月	167,589	228,205	0.73	2014年2月	211,741	335,051	0.63
2011年3月	228,375	331,596	0.69	2014年3月	226,510	383,324	0.59
2011年4月	188,499	270,989	0.70	2014年4月	241,296	348,267	0.69
2011年5月	186,994	246,831	0.76	2014年5月	198,084	320,651	0.62
2011年6月	201,269	291,690	0.69	2014年6月	197,054	335,532	0.59
2011年7月	164,775	270,098	0.61	2014年7月	203,410	384,287	0.53
2011年8月	181,880	271,336	0.67	2014年8月	202,303	306,885	0.66
2011年9月	171,759	273,153	0.63	2014年9月	211,677	326,251	0.65
2011年10月	164,276	273,446	0.60	2014年10月	220,046	357,670	0.62
2011年11月	167,028	275,246	0.61	2014年11月	189,816	327,223	0.58
2011年12月	165,644	272,687	0.61	2014年12月	210,922	328,226	0.64
2012年1月	157,874	289,038	0.55	2015年1月	208,959	429,964	0.49
2012年2月	198,198	276,611	0.72	2015年2月	173,968	313,121	0.56
2012年3月	207,868	316,287	0.66	2015年3月	270,651	411,154	0.66
2012年4月	190,639	272,543	0.70	2015年4月	216,865	375,832	0.58
2012年5月	206,178	277,893	0.74	2015年5月	193,230	319,248	0.61
2012年6月	191,220	280,507	0.68	2015年6月	229,419	363,496	0.63
2012年7月	187,470	278,278	0.67	2015年7月	199,068	407,397	0.49
2012年8月	200,347	269,742	0.74	2015年8月	222,807	321,330	0.69
2012年9月	183,203	271,264	0.68	2015年9月	216,703	348,251	0.62
2012年10月	236,424	307,670	0.77	2015年10月	246,031	389,424	0.63
2012年11月	197,471	281,360	0.70				
2012年12月	150,818	260,132	0.58				
2013年1月	208,270	362,746	0.57				
2013年2月	170,078	268,312	0.63				
2013年3月	221,216	337,195	0.66				
2013年4月	208,033	320,436	0.65				
2013年5月	211,102	302,073	0.70				
2013年6月	292,608	336,531	0.87				
2013年7月	206,006	366,773	0.56				
2013年8月	212,687	307,418	0.69				
2013年9月	206,292	308,631	0.67				
2013年10月	229,596	362,427	0.63				
2013年11月	195,406	300,836	0.65				
2013年12月	190,028	338,732	0.56				

出所：雇用行政統計“求人・求職統計”

15. 失業率

資料名（調査名）	経済活動人口調査
（原語）	경제활동인구조사
公表主体	統計庁
（原語）	통계청
データの出所	統計庁“経済活動人口調査”
（原語）	통계청”경제활동인구조사”
調査の目的	国民の経済活動(就業、失業、労働力など)の特性を調査することで、マクロ経済の分析と人材開発政策づくりに必要な基礎材料を提供
調査の対象	2010年人口住宅総調査での27,011戸の一般調査区域から標本世帯を設定し、その世帯の全員を調査する(全国33,000世帯)
調査の根拠法令	統計法第4条第1項及び第10条により承認された統計(第10104号)
抽出方法	標本調査
調査の方法	調査員を活用した面接調査
失業率の定義	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済活動人口：15歳以上の就業者と失業者の合計 ・ 失業者：調査対象期間に収入のある仕事をせず、直近4週間の間仕事を探して積極的に求職活動をした人であり、仕事があればすぐ就業が可能である人 ・ 失業者が経済活動人口で占める割合
調査時点 調査時期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査時点：毎月15日が含まれた週の1週間 ・ 調査時期：毎月 ・ 継続調査
調査の概要の出所	統計庁“統計説明資料” (http://meta.narastat.kr/metasvc/index.do)

図表 21 年齢別失業率

(単位:千人、%)

年齢別	2000									2001								
	15歳以上人口	経済活動人口	就業者	失業者	非経済活動人口	経済活動参加率	失業率	雇用率	15歳以上人口	経済活動人口	就業者	失業者	非経済活動人口	経済活動参加率	失業率	雇用率		
総計	36,186	22,134	21,156	979	14,052	61.2	4.4	58.5	36,579	22,471	21,572	899	14,108	61.4	4.0	59.0		
15～19歳	3,769	454	389	66	3,314	12.0	14.5	10.3	3,552	417	358	60	3,134	11.7	14.4	10.1		
20～29歳	7,474	4,854	4,490	364	2,620	64.9	7.5	60.1	7,401	4,810	4,457	353	2,591	65.0	7.3	60.2		
30～39歳	8,467	6,369	6,137	232	2,098	75.2	3.6	72.5	8,488	6,371	6,167	205	2,117	75.1	3.2	72.7		
40～49歳	6,903	5,468	5,277	190	1,436	79.2	3.5	76.4	7,261	5,732	5,561	171	1,529	78.9	3.0	76.6		
50～59歳	4,360	2,996	2,899	97	1,364	68.7	3.2	66.5	4,432	3,045	2,959	86	1,387	68.7	2.8	66.8		
60歳以上	5,213	1,993	1,963	30	3,220	38.2	1.5	37.7	5,445	2,096	2,071	25	3,349	38.5	1.2	38.0		
15～64歳	32,790	21,128	20,155	972	11,663	64.4	4.6	61.5	32,995	21,396	20,502	894	11,599	64.8	4.2	62.1		
15～24歳	6,960	2,298	2,049	249	4,662	33.0	10.8	29.4	6,802	2,280	2,047	233	4,522	33.5	10.2	30.1		
15～29歳	11,243	5,308	4,879	430	5,934	47.2	8.1	43.4	10,952	5,227	4,815	413	5,725	47.7	7.9	44.0		

年齢別	2002									2003								
	15歳以上人口	経済活動人口	就業者	失業者	非経済活動人口	経済活動参加率	失業率	雇用率	15歳以上人口	経済活動人口	就業者	失業者	非経済活動人口	経済活動参加率	失業率	雇用率		
総計	36,963	22,921	22,169	752	14,042	62.0	3.3	60.0	37,340	22,957	22,139	818	14,383	61.5	3.6	59.3		
15～19歳	3,336	356	313	43	2,981	10.7	12.1	9.4	3,165	312	272	41	2,853	9.9	13.0	8.6		
20～29歳	7,315	4,805	4,486	319	2,511	65.7	6.6	61.3	7,203	4,695	4,334	360	2,508	65.2	7.7	60.2		
30～39歳	8,511	6,398	6,212	186	2,113	75.2	2.9	73.0	8,517	6,376	6,186	190	2,141	74.9	3.0	72.6		
40～49歳	7,566	5,975	5,856	119	1,591	79.0	2.0	77.4	7,843	6,166	6,031	135	1,677	78.6	2.2	76.9		
50～59歳	4,544	3,159	3,098	61	1,385	69.5	1.9	68.2	4,694	3,244	3,174	70	1,450	69.1	2.2	67.6		
60歳以上	5,690	2,228	2,204	24	3,462	39.2	1.1	38.7	5,918	2,164	2,142	22	3,754	36.6	1.0	36.2		
15～64歳	33,181	21,759	21,014	745	11,421	65.6	3.4	63.3	33,352	21,810	20,998	813	11,542	65.4	3.7	63.0		
15～24歳	6,663	2,293	2,097	196	4,370	34.4	8.5	31.5	6,514	2,231	2,006	225	4,283	34.3	10.1	30.8		
15～29歳	10,651	5,160	4,799	361	5,491	48.4	7.0	45.1	10,368	5,007	4,606	401	5,361	48.3	8.0	44.4		

年齢別	2004									2005								
	15歳以上人口	経済活動人口	就業者	失業者	非経済活動人口	経済活動参加率	失業率	雇用率	15歳以上人口	経済活動人口	就業者	失業者	非経済活動人口	経済活動参加率	失業率	雇用率		
総計	37,717	23,417	22,557	860	14,300	62.1	3.7	59.8	38,300	23,743	22,856	887	14,557	62.0	3.7	59.7		
15～19歳	3,070	301	258	42	2,770	9.8	14.1	8.4	3,046	278	243	35	2,768	9.1	12.5	8.0		
20～29歳	7,070	4,689	4,320	369	2,381	66.3	7.9	61.1	6,874	4,559	4,207	352	2,316	66.3	7.7	61.2		
30～39歳	8,514	6,377	6,181	196	2,136	74.9	3.1	72.6	8,462	6,332	6,122	210	2,130	74.8	3.3	72.3		
40～49歳	8,029	6,353	6,206	147	1,675	79.1	2.3	77.3	8,176	6,470	6,305	165	1,706	79.1	2.5	77.1		
50～59歳	4,916	3,412	3,334	78	1,504	69.4	2.3	67.8	5,282	3,692	3,599	93	1,590	69.9	2.5	68.1		
60歳以上	6,118	2,284	2,257	27	3,834	37.3	1.2	36.9	6,460	2,413	2,381	32	4,047	37.4	1.3	36.9		
15～64歳	33,523	22,165	21,314	851	11,357	66.1	3.8	63.6	33,768	22,382	21,505	877	11,386	66.3	3.9	63.7		
15～24歳	6,348	2,212	1,981	231	4,136	34.8	10.5	31.2	6,113	2,034	1,826	208	4,079	33.3	10.2	29.9		
15～29歳	10,141	4,990	4,578	412	5,151	49.2	8.3	45.1	9,920	4,836	4,450	387	5,084	48.8	8.0	44.9		

出所：経済活動人口調査

年齢別	2006									2007								
	15歳以上人口	経済活動人口	就業者	失業者	非経済活動人口	経済活動参加率	失業率	雇用率		15歳以上人口	経済活動人口	就業者	失業者	非経済活動人口	経済活動参加率	失業率	雇用率	
総計	38,762	23,978	23,151	827	14,784	61.9	3.5	59.7		39,170	24,216	23,433	783	14,954	61.8	3.2	59.8	
15～19歳	3,102	234	209	24	2,868	7.5	10.4	6.7		3,202	232	211	22	2,970	7.3	9.3	6.6	
20～29歳	6,741	4,401	4,061	340	2,341	65.3	7.7	60.2		6,653	4,298	3,992	306	2,355	64.6	7.1	60.0	
30～39歳	8,382	6,326	6,136	191	2,056	75.5	3.0	73.2		8,282	6,233	6,035	198	2,049	75.3	3.2	72.9	
40～49歳	8,246	6,559	6,407	152	1,687	79.5	2.3	77.7		8,282	6,619	6,484	135	1,663	79.9	2.0	78.3	
50～59歳	5,595	3,921	3,835	85	1,675	70.1	2.2	68.5		5,873	4,180	4,093	87	1,693	71.2	2.1	69.7	
60歳以上	6,696	2,538	2,503	36	4,158	37.9	1.4	37.4		6,878	2,654	2,618	36	4,224	38.6	1.4	38.1	
15～64歳	34,026	22,533	21,716	817	11,493	66.2	3.6	63.8		34,299	22,692	21,919	773	11,607	66.2	3.4	63.9	
15～24歳	5,983	1,807	1,627	180	4,176	30.2	10.0	27.2		5,937	1,671	1,524	147	4,266	28.1	8.8	25.7	
15～29歳	9,843	4,634	4,270	364	5,209	47.1	7.9	43.4		9,855	4,530	4,202	328	5,325	46.0	7.2	42.6	

年齢別	2008									2009								
	15歳以上人口	経済活動人口	就業者	失業者	非経済活動人口	経済活動参加率	失業率	雇用率		15歳以上人口	経済活動人口	就業者	失業者	非経済活動人口	経済活動参加率	失業率	雇用率	
総計	39,598	24,347	23,577	769	15,251	61.5	3.2	59.5		40,092	24,394	23,506	889	15,698	60.8	3.6	58.6	
15～19歳	3,238	212	190	22	3,026	6.5	10.2	5.9		3,284	203	178	25	3,082	6.2	12.2	5.4	
20～29歳	6,584	4,187	3,894	293	2,397	63.6	7.0	59.1		6,496	4,101	3,779	323	2,395	63.1	7.9	58.2	
30～39歳	8,248	6,203	6,010	194	2,045	75.2	3.1	72.9		8,186	6,057	5,837	220	2,130	74.0	3.6	71.3	
40～49歳	8,353	6,690	6,548	142	1,663	80.1	2.1	78.4		8,402	6,687	6,524	163	1,715	79.6	2.4	77.7	
50～59歳	6,091	4,388	4,300	87	1,703	72.0	2.0	70.6		6,394	4,612	4,498	114	1,782	72.1	2.5	70.3	
60歳以上	7,084	2,667	2,636	32	4,417	37.7	1.2	37.2		7,330	2,734	2,690	45	4,595	37.3	1.6	36.7	
15～64歳	34,560	22,806	22,049	757	11,754	66.0	3.3	63.8		34,888	22,830	21,960	870	12,058	65.4	3.8	62.9	
15～24歳	5,919	1,554	1,410	145	4,365	26.3	9.3	23.8		5,934	1,507	1,359	149	4,427	25.4	9.9	22.9	
15～29歳	9,822	4,398	4,084	315	5,423	44.8	7.2	41.6		9,780	4,304	3,957	347	5,477	44.0	8.1	40.5	

年齢別	2010									2011								
	15歳以上人口	経済活動人口	就業者	失業者	非経済活動人口	経済活動参加率	失業率	雇用率		15歳以上人口	経済活動人口	就業者	失業者	非経済活動人口	経済活動参加率	失業率	雇用率	
総計	40,590	24,748	23,829	920	15,841	61.0	3.7	58.7		41,052	25,099	24,244	855	15,953	61.1	3.4	59.1	
15～19歳	3,337	232	204	28	3,105	6.9	11.9	6.1		3,348	254	227	27	3,094	7.6	10.8	6.8	
20～29歳	6,369	4,022	3,710	312	2,347	63.2	7.8	58.2		6,241	3,945	3,652	293	2,296	63.2	7.4	58.5	
30～39歳	8,102	6,047	5,833	214	2,055	74.6	3.5	72.0		8,018	5,988	5,786	202	2,030	74.7	3.4	72.2	
40～49歳	8,418	6,719	6,553	165	1,699	79.8	2.5	77.8		8,432	6,756	6,611	145	1,676	80.1	2.1	78.4	
50～59歳	6,754	4,912	4,792	120	1,842	72.7	2.5	70.9		7,100	5,193	5,083	110	1,907	73.1	2.1	71.6	
60歳以上	7,610	2,816	2,737	80	4,794	37.0	2.8	36.0		7,913	2,963	2,886	77	4,950	37.4	2.6	36.5	
15～64歳	35,191	23,160	22,279	881	12,031	65.8	3.8	63.3		35,428	23,438	22,621	817	11,990	66.2	3.5	63.8	
15～24歳	5,981	1,525	1,375	150	4,456	25.5	9.8	23.0		6,016	1,535	1,387	148	4,481	25.5	9.6	23.1	
15～29歳	9,705	4,254	3,914	340	5,452	43.8	8.0	40.3		9,589	4,199	3,879	320	5,390	43.8	7.6	40.5	

出所：経済活動人口調査

年齢別	2012									2013								
	15歳以上人口	経済活動人口	就業者	失業者	非経済活動人口	経済活動参加率	失業率	雇用率	15歳以上人口	経済活動人口	就業者	失業者	非経済活動人口	経済活動参加率	失業率	雇用率		
総計	41,582	25,501	24,681	820	16,081	61.3	3.2	59.4	42,096	25,873	25,066	807	16,223	61.5	3.1	59.5		
15～19歳	3,298	253	231	22	3,046	7.7	8.8	7.0	3,263	250	224	26	3,013	7.7	10.3	6.9		
20～29歳	6,219	3,903	3,612	291	2,315	62.8	7.5	58.1	6,285	3,874	3,569	305	2,411	61.6	7.9	56.8		
30～39歳	7,912	5,932	5,756	177	1,980	75.0	3.0	72.7	7,838	5,910	5,735	175	1,929	75.4	3.0	73.2		
40～49歳	8,452	6,760	6,622	138	1,693	80.0	2.0	78.3	8,469	6,777	6,644	134	1,692	80.0	2.0	78.4		
50～59歳	7,411	5,468	5,353	115	1,943	73.8	2.1	72.2	7,666	5,713	5,606	107	1,953	74.5	1.9	73.1		
60歳以上	8,290	3,185	3,108	77	5,105	38.4	2.4	37.5	8,575	3,350	3,289	61	5,225	39.1	1.8	38.4		
15～64歳	35,652	23,679	22,897	782	11,973	66.4	3.3	64.2	35,951	23,946	23,168	778	12,005	66.6	3.2	64.4		
15～24歳	6,104	1,626	1,480	146	4,478	26.6	9.0	24.2	6,219	1,657	1,502	155	4,562	26.6	9.3	24.2		
15～29歳	9,517	4,156	3,843	313	5,361	43.7	7.5	40.4	9,548	4,124	3,793	331	5,424	43.2	8.0	39.7		

年齢別	2014								
	15歳以上人口	経済活動人口	就業者	失業者	非経済活動人口	経済活動参加率	失業率	雇用率	
総計	42,513	26,536	25,599	937	15,977	62.4	3.5	60.2	
15～19歳	3,187	269	244	25	2,918	8.4	9.2	7.7	
20～29歳	6,315	3,985	3,625	360	2,330	63.1	9.0	57.4	
30～39歳	7,729	5,897	5,714	183	1,832	76.3	3.1	73.9	
40～49歳	8,453	6,835	6,682	153	1,617	80.9	2.2	79.1	
50～59歳	7,874	5,979	5,845	134	1,896	75.9	2.2	74.2	
60歳以上	8,954	3,570	3,489	81	5,384	39.9	2.3	39.0	
15～64歳	36,107	24,491	23,596	895	11,617	67.8	3.7	65.3	
15～24歳	6,223	1,783	1,604	179	4,440	28.6	10.0	25.8	
15～29歳	9,503	4,255	3,870	385	5,248	44.8	9.0	40.7	

出所：経済活動人口調査

16. 規模別（大企業・中小企業・小規模事業者）の倒産件数

資料名（調査名）	不渡り事業者数
（原語）	부도업체수
公表主体	中小企業庁
（原語）	중소기업청
データの出所	中小企業庁“2014年中小企業に関する年次報告書”
（原語）	중소기업청“2014 중소기업에 관한 연차보고서”
調査の目的	調査概要が公開されていない
調査の対象	
調査の根拠法令	
抽出方法	
調査の方法	
中小企業の定義	中小企業基本法で定めた業種別の中小企業の定義
不渡りの定義	小切手や手形を持っている人が期限になっても小切手や手形の記載された金額を支払ってもらえないこと。
調査時点	調査概要が公開されていない
調査時期	
調査の概要の出所	調査概要が公開されていない

※当データは、金融決済院が毎月調査する「不渡り業者数」のデータを、中小企業庁が「中小企業に関する年次報告書」に引用しているものである。

※金融決済院と中小企業庁に、直接問い合わせ（電話）した結果、調査概要及び、中小企業と大企業を分けたデータは一般に公開しないということであったため、「中小企業に関する年次報告書」の3年分を掲載する。

図表 22 不渡り業者数

（単位：件、%）

区分		2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
全国		3,416	2,531	2,296	2,735	1,998	1,570	1,359	1,228	1,001	841
形態別	法人	2,200	1,630	1,509	1,886	1,364	1,143	967	890	704	613
	中小企業	2,200	1,628	1,507	1,884	1,361	1,139	965	884	702	—
	中小企業の割合	100.0%	99.9%	99.9%	99.9%	99.8%	99.7%	99.8%	99.3%	99.7%	—
	大企業	0	2	2	2	3	4	2	6	2	—
	個人	1,216	901	787	849	634	427	392	338	297	228

資料：不渡り事業者数

データの出所：金融決済院の資料を、中小企業庁が「中小企業に関する年次報告書」で引用

17. 企業の生存率

資料名（調査名）	企業生滅行政統計
（原語）	기업생멸행정통계
公表主体	統計庁
（原語）	통계청
データの出所	統計庁“企業生滅行政統計”
（原語）	통계청”기업생멸행정통계”
調査の目的	企業の誕生・消滅に関連する変化状態及び雇用創出効果を把握するために作成する統計
調査の対象	活動営利企業
調査の根拠法令	統計法第 18 条により承認された統計(第 101178 号)
抽出方法	当該年度に売上あるいは常駐従業員のある営利企業を対象とする
調査の方法	調査員を活用した面接調査
生存率の定義	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新生企業：当該年度中に新たな経済活動を始めて売上あるいは常駐従業員が存在する企業 ・ 消滅企業：当該年度中に経済活動を中止した企業 ・ 新生企業の生存率：新生企業が年を重ねることで生存した比率
調査時点 調査時期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査期間：毎年 1 月 1 日～12 月 31 日
調査の概要の出所	統計庁“統計説明資料” (http://meta.narastat.kr/metasvc/index.do)

※該当統計は 2012 年から始まった統計であるため、公開された統計 3 年分である。

図表 23 企業生存率

(単位: %)

	2011年基準				
	1年生存率	2年生存率	3年生存率	4年生存率	5年生存率
全体	62.5	49.1	41.2	35.9	30.2
鉱工業	69.9	57.9	50.2	45.3	41.9
建設業	60.8	47.8	40	37.4	36.6
卸売・小売業	58	44.5	36.5	31.3	27.5
運輸業	76.2	64.7	55.7	49.6	41.6
宿泊業・飲食店業	56.1	38.7	29.1	22.7	17.9
情報通信・金融保険業	52.9	38.6	30.7	26.4	25
不動産・賃貸業	72.7	63.4	57.3	53.5	48.1
専門科学技術サービス業	63.6	50.8	43.4	39.2	36.8
事業施設管理および事業支援サービス業	55	40.3	31.8	26.1	21.3
教育サービス	61.5	48.3	39.5	33.5	29.8
保健・社会福祉業・芸術・スポーツ業	57.1	40.5	30.7	24.5	19.7
その他公共・修理・個人サービス業	64.1	50.8	42.7	37.7	34.3

	2012年基準					2013年基準				
	1年生存率	2年生存率	3年生存率	4年生存率	5年生存率	1年生存率	2年生存率	3年生存率	4年生存率	5年生存率
全体	59.8	46.3	38	33.4	30.9	60.1	47.3	38.2	32.2	29
製造業	68.8	57.4	47.7	42.6	39.6	68.9	57.5	49.2	41.7	37.9
建設業	59.7	44.9	37.1	28.7	27.9	62.5	47.8	37	31.5	25.2
卸売・小売業	55.3	41.7	34.3	29.3	25.6	55.6	42.5	33.7	28.4	25
運輸業	73	61.3	55.3	47.8	43.2	72.6	61.7	53.2	48.9	42.3
宿泊・飲食店業	55	37.5	27.2	21.9	17.7	55.6	39.5	28.5	21.5	17.7
出版・映像・情報	61.8	46	35.1	29	27.1	59.9	49.7	37.3	29.4	25
不動産・賃貸業	67.4	59.7	52.7	48	46.3	66.9	58.4	52.9	47.3	43.3
専門、科学、技術サービス業	61.6	51.7	41.8	36.5	33.5	63.9	49.6	43.9	36.5	32.2
事業施設管理および事業支援サービス業	53.6	39.5	32.2	26.4	22.3	56.2	41.2	31.3	26.5	22.4
教育サービス	57.7	42.3	34.7	29.4	25.4	58.3	45.4	34.4	28.5	24.7
保健・社会福祉業	67.9	49.9	43.6	43.3	42.9	67.8	56.9	42.2	36.8	38
芸術・スポーツ、余暇関連サービス業	55.3	37.1	24.5	18.2	14.7	54	40.5	27.6	18.9	14.3
その他公共・修理・個人サービス業	59.4	48.4	39.4	33.8	30.5	58.3	47	40	33.2	29

出所：企業生滅行政統計

注：2011年度と2012年度、2013年度分の産業分類が異なるため、分けて掲載する。

シンガポール共和国

目 次

【シンガポール】

1. 中小企業の企業数、その全企業数に占める割合.....	374
2. 中小企業の雇用者数、その全企業に占める割合.....	375
5. 中小企業の付加価値額、その全企業に占める割合.....	376
7. 開廃業率	377
15. 失業率	379
16. 規模別（大企業・中小企業・小規模事業者）の倒産件数.....	380

IX シンガポール共和国

項目	シンガポール
1. 中小企業の企業数、その全企業数に占める割合	187.7 千社 99.3%
2. 中小企業の雇用者数、その全企業に占める割合	2.2 百万人 64.7%
3. 中小企業の生産額、その全企業に占める割合	データ無し
4. 中小企業の出荷額、その全企業に占める割合	データ無し
5. 中小企業の付加価値額、その全企業に占める割合	168.8 百万シンガポールドル 48.0%
6. 中小企業の販売額、その全企業に占める割合	データ無し
7. 開廃業率	事業開業数:64,897(2014 年) 事業廃業数:49,042(2014 年)
< 中小企業の収益性 >	
8.1 売上高営業利益率	データ無し
< 中小企業の収益性 >	
8.2 売上高税引前利益率	データ無し
< 中小企業の安全性 >	
9. 自己資本比率	データ無し
< 中小企業の生産性 >	
10.1 従業者 1 人当たり付加価値額	データ無し
< 中小企業の生産性 >	
10.2 従業者 1 人当たり売上	データ無し
< 中小企業の生産性 >	
10.3 従業者 1 人当たり純利益	データ無し
< 中小企業の成長性 >	
11. 前年比増収率	データ無し
12. 中小企業の融資額、その全企業に占める割合	データ無し
13. 中小企業の社債発行額、その全企業に占める割合	データ無し
14. 有効求人倍率	データ無し
15. 失業率	中小企業に限定した数字はない 全人口の失業率 2015 年第 4 四半期末 1.6% 居住者の失業率 2015 年第 4 四半期末 2.4%
16. 規模別(大企業・中小企業・小規模事業者)の倒産件数	データ無し
17. 企業の生存率	データ無し
18. 輸出企業の割合	データ無し

1. 中小企業の企業数、その全企業数に占める割合

資料名（調査名）	調査名はなし。 統計局のインタラクティブサイトからデータが抽出できる。
（原語）	SingStat Table Builder
公表主体	シンガポール統計局
（原語）	Department of Statistics Singapore
データの出所	シンガポール統計局
（原語）	Department of Statistics Singapore
調査の目的	なし
調査の対象	営業収益（OPERATING RECEIPT）が1億Sドル以下あるいは従業員数が200人以下の法人（企業、ビジネス、団体、協会を含む）
調査の根拠法令	なし
抽出方法	アンケート調査および業務資料より作成
調査の方法	同上
中小企業の定義	営業収益が1億Sドル以下あるいは従業員数が200人以下の法人（企業、ビジネス、団体、協会を含む）
調査時点 調査時期	明示されていない。
調査の概要の出所	www.singstat.gov.sg

図表 1 中小企業の企業数

（単位：千社）

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
企業数	163.6	172.7	180.8	183.7	189
中小企業数	162.5	171.6	179.6	182.4	187.7
非中小企業数	1.1	1.1	1.2	1.2	1.2

出所：シンガポール統計局 (Department of Statistics Singapore)

2. 中小企業の雇用者数、その全企業に占める割合

資料名（調査名）	調査名はなし。 統計局のインタラクティブサイトからデータが抽出できる。
（原語）	SingStat Table Builder
公表主体	シンガポール統計局
（原語）	Department of Statistics Singapore
データの出所	シンガポール統計局
（原語）	Department of Statistics Singapore
調査の目的	なし
調査の対象	営業収益（OPERATING RECEIPT）が1億Sドル以下あるいは従業員数が200人以下の法人（企業、ビジネス、団体、協会を含む）
調査の根拠法令	なし
抽出方法	アンケート調査および業務資料より作成
調査の方法	同上
中小企業の定義	営業収益が1億Sドル以下あるいは従業員数が200人以下の法人（企業、ビジネス、団体、協会を含む）
従業者の定義	明示されていない。
調査時点 調査時期	明示されていない。
調査の概要の出所	www.singstat.gov.sg

図表 2 中小企業の従業者数

（単位：百万人）

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
従業者数	2.9	3	3.1	3.3	3.4
中小企業数	2	2	2.1	2.2	2.2
非中小企業数	0.9	1	1.1	1.1	1.2

出所：シンガポール統計局 (Department of Statistics Singapore)

5. 中小企業の付加価値額、その全企業に占める割合

資料名（調査名）	調査名はなし。 統計局のインタラクティブサイトからデータが抽出できる。
（原語）	SingStat Table Builder
公表主体	シンガポール統計局
（原語）	Department of Statistics Singapore
データの出所	シンガポール統計局
（原語）	Department of Statistics Singapore
調査の目的	なし
調査の対象	営業収益（OPERATING RECEIPT）が1億Sドル以下あるいは従業員数が200人以下の法人（企業、ビジネス、団体、協会を含む）
調査の根拠法令	なし
抽出方法	アンケート調査および業務資料より作成
調査の方法	同上
中小企業の定義	営業収益が1億Sドル以下あるいは従業員数が200人以下の法人（企業、ビジネス、団体、協会を含む）
調査時点 調査時期	明示されていない。
調査の概要の出所	www.singstat.gov.sg

図表 3 産業規模別付加価値額

（単位：百万シンガポールドル）

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
名目付加価値額	292.9	312.6	326.3	339.8	351.5
中小企業数	149.7	156.3	157.5	163.5	168.8
非中小企業数	143.2	156.4	168.8	176.3	182.7

出所：シンガポール統計局 (Department of Statistics Singapore)

7. 開廃業率

開廃業率データはない。開廃業数のみ。中小企業に限定したデータはない。

資料名（調査名）	調査名はなし。 統計局のインタラクティブサイトから開廃業数が抽出できる。率データはない。
（原語）	SingStat Table Builder Topic : Formation & Cessation of Business Entities Title : M085391 - Cessation Of Business Entities By Type, Monthly、 M085381 - Formation Of Business Entities By Type, Monthly
公表主体	シンガポール統計局
（原語）	Department of Statistics Singapore
データの出所	シンガポール統計局
（原語）	Department of Statistics Singapore
調査の目的	なし
調査の対象	株式会社、個人事業主、パートナーシップ
調査の根拠法令	なし
抽出方法	シンガポール統計局がとりまとめ
調査の方法	明記されていない
中小企業の定義	中小企業に限定したデータはない。
開業・廃業の定義	なし
調査時点	明記されていない
調査時期	
調査の概要の出所	明記されていない

図表 4 事業所タイプ別規模別開廃業数

事業開業数

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
廃業数総数	55,776	56,749	60,203	77,379	64,897
株式会社	29,987	31,741	34,976	38,484	34,236
個人事業主あるいはパートナーシップ Soleproprietorship and Partnership	23,409	22,727	22,835	35,675	28,477
有限責任パートナーシップ Limited Liability Partnership	2,321	2,211	2,312	3,104	2,101
有限パートナーシップ Limited Partnership	38	53	58	98	66
会計事務所	21	17	22	18	17

データの出所：シンガポール統計局 (Department of Statistics) インタラクティブサイト
<http://www.tablebuilder.singstat.gov.sg/publicfacing/mainMenu.action>
 (2016年2月16日ダウンロード)

SingStat Table Builder

Topic: Formation & Cessation of Business Entities

Title: M085381 - Formation Of Business Entities By Type, Monthly

事業廃業数

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
廃業数総数	42,009	40,805	40,014	40,923	49,042
株式会社	18,052	17,325	16,372	17,621	21,379
個人事業主あるいはパートナーシップ Soleproprietorship and Partnership	22,946	22,413	22,578	22,094	26,350
有限責任パートナーシップ Limited Liability Partnership	957	1,014	1,011	1,150	1,239
有限パートナーシップ Limited Partnership	29	33	33	40	55
会計事務所	25	20	20	18	19

データの出所：シンガポール統計局 (Department of Statistics) インタラクティブサイト
<http://www.tablebuilder.singstat.gov.sg/publicfacing/mainMenu.action>
 (2016年2月16日ダウンロード)

SingStat Table Builder

Topic: Formation & Cessation of Business Entities

Title: M085391 - Cessation Of Business Entities By Type, Monthly

15. 失業率

資料名（調査名）	調査名はなし。 統計局のインタラクティブサイトからデータが抽出できる。
（原語）	SingStat Table Builder
公表主体	シンガポール統計局
（原語）	Department of Statistics Singapore
データの出所	シンガポール統計局
（原語）	Department of Statistics Singapore
調査の目的	なし
調査の対象	外国籍の人を含む全人口の失業率データと、シンガポール居住者（＝シンガポール国籍者とシンガポール永住権保持者）の失業率データの2つがある。
調査の根拠法令	なし
抽出方法	明示されていない。
調査の方法	シンガポール統計局がとりまとめ
中小企業の定義	なし
調査時点 調査時期	明示されていない。
調査の概要の出所	www.singstat.gov.sg

図表 5 失業率

(単位: %)

	2011 4Q	2012 4Q	2013 4Q	2014 4Q	2015 4Q
全人口の失業率	1.8	1.6	1.6	1.6	1.6
シンガポール居住者の失業率	2.5	2.4	2.3	2.2	2.4

出所：シンガポール統計局 (Department of Statistics Singapore)

16. 規模別（大企業・中小企業・小規模事業者）の倒産件数

規模別、産業別はない。

資料名（調査名）	調査名はなし。 全企業の倒産件数は、統計局のインタラクティブサイトからデータの Extract ができる。規模別データはない。
（原語）	SingStat Table Builder
公表主体	シンガポール統計局
（原語）	Department of Statistics Singapore
データの出所	シンガポール統計局
（原語）	Department of Statistics Singapore
調査の目的	なし
調査の対象	全企業
調査の根拠法令	なし
抽出方法	明記されていない
調査の方法	同上
中小企業の定義	明記されていない
成長性の定義	明示されていない。
調査時点	明示されていない。
調査時期	
調査の概要の出所	www.singstat.gov.sg

図表 6 倒産件数

Variables	2015 Jan	2015 Feb	2015 Mar	2015 Apr	2015 May	2015 Jun	2015 Jul	2015 Aug	2015 Sep
Total	3,333	3,586	3,533	3,315	3,675	4,109	2,175	5,453	4,037
Companies	1,340	1,445	1,478	1,453	1,772	2,144	1,434	1,704	1,645
Sole-Proprietorships & Partnerships	1,891	2,049	1,961	1,785	1,780	1,871	673	3,610	2,229
Limited Liability Partnerships	94	82	88	73	122	88	65	133	151
Limited Partnerships	4	7	6	2	1	3	2	5	11
Public Accounting Firms	4	3	0	2	0	3	1	1	1

出所：シンガポール統計局 (Department of Statistics Singapore)

平成27年度
海外の中小企業・小規模事業者に関する制度及び統計調査に係る委託事業報告書

(発行) 中小企業庁事業環境部企画課調査室
〒100-8141 東京都千代田区霞が関1-3-1
電話 03-3501-1511 (代表)
担当 住田、大室

(受託) 株式会社三菱総合研究所 社会公共マネジメント研究本部
〒100-8141 東京都千代田区永田町2-10-3
電話 03-5157-2111 (代表)
担当 山田、酒井、古市、富田

中小企業庁委託調査

平成27年度
海外の中小企業・小規模事業者に
関する制度及び統計調査に係る
委託事業

報告書

<施策編>

平成28年3月

MRI 株式会社 三菱総合研究所

総目次

国別の中小企業政策

<概要>

各国の基礎情報、中小企業の定義比較表	1
--------------------	---

<本編>

欧州連合	15
グレートブリテン及び北アイルランド連合王国	93
フランス共和国	171
ドイツ連邦共和国	237
スウェーデン王国	305
アメリカ合衆国	355
中華人民共和国	427
大韓民国	469
シンガポール共和国	551

概要

1. 各国の基本情報

1.1 欧州連合

中小企業 の定義 ¹	分類	従業員数	年間売上 高 (A)	年次総資 産 (B)	その他 ・ 資本関係が、大企業の出資比率が 25%以下 ・ (A) (B) のいずれかでよい。
	中企業	250 人未満	5,000 万ユ ーロ以下	4,300 万 ユーロ以 下	
	小企業	50 人未満	1,000 万ユ ーロ以下	1,000 万 ユーロ以 下	
	小規模 事業者	10 人未満	200 万ユー ロ以下	200 万ユ ーロ以下	
基本データ ※1	1. 中小企業の企業数 その全企業数に占める割合			約 1,639 万社 99.8%	2015 年
	2. 中小企業の従業者数 その全企業に占める割合			約 7,308 万人 71.1%	2015 年
	3. 中小企業の生産額 その全企業に占める割合			—	—
	4. 中小企業の出荷額 その全企業に占める割合			—	—
	5. 中小企業の付加価値額 その全企業に占める割合			約 31 兆ユーロ 56.0%	2015 年
	6. 中小企業の販売額 その全企業に占める割合			—	—
	7. 開廃業率			—	—
	8.1 売上高営業利益率			—	—
	8.2 売上高税引き前利益率			—	—
	9. 自己資本比率			—	—
	10.1 従業者 1 人当たり付加価値額			—	—
	10.2 従業者 1 人当たり売上			—	—
	10.3 従業者 1 人当たり純利益			—	—
	11. 前年比増収率			—	—
	12. 中小企業の融資額 その全企業に占める割合			—	—
	13. 中小企業の社債発行額 その全企業に占める割合			—	—
	14. 有効求人倍率			—	—
15. 失業率			—	—	
16. 規模別の倒産件数			—	—	
17. 生存率			—	—	

出所：中小企業パフォーマンスレビュー（欧州委員会 域内市場・産業・起業・中小企業総局）

※1 表中の中小企業の定義にもとづく中企業・小企業・小規模事業者の合計値である。

¹ 2005 年に、公共支援を必要とする中小企業が定義されることを目的として新定義を導入。新定義では、中小企業を自立型企业、パートナー型企业、連結型企业の 3 種類に分類。どう分類されるかによって年間売上高、年次総資産、資本関係の計算方法が異なる。欧州領域で増えつつある小規模事業者の発展も目的とする。これにはフリーランスベース及び自営業ベースで働く個人も含まれる。

1.2 イギリス

中小企業の定義 ²	分類	従業員数	年間売上高 (A)	年次総資産 (B)	その他
	中規模企業	250 人以下	2,590 万ポンド以下	1,290 万ポンド以下	場合により EU 定義と併用。
	小企業	50 人以下	650 万ポンド以下	326 万ポンド以下	
基本データ ※1	1. 中小企業の企業数 その全企業数に占める割合			524 万社 99.9%	2014 年
	2. 中小企業の従業者数 その全企業に占める割合			1,500 万人 60.1%	2014 年
	3. 中小企業の生産額 その全企業に占める割合			8,280 億ユーロ 43.4%	2012 年
	4. 中小企業の出荷額 その全企業に占める割合			— —	—
	5. 中小企業の付加価値額 その全企業に占める割合			4,170 億ユーロ 48.1%	2015 年
	6. 中小企業の販売額 その全企業に占める割合			16,470 億ポンド 46.8%	2014 年
	7. 開廃業率※2			全企業の廃業率：9.7% 全企業の開業率：14.1%	2013 年
	8.1 売上高営業利益率			付加価値額営業利益率：52.8%	2012 年
	8.2 売上高税引き前利益率			—	—
	9. 自己資本比率			—	—
	10.1 従業者 1 人当たり付加価値額			1 人当たりの生産高：6 万ユーロ	2015 年
	10.2 従業者 1 人当たり売上			—	—
	10.3 従業者 1 人当たり純利益			—	—
	11. 前年比増収率			—	—
	12. 中小企業の融資額、 その全企業に占める割合			小企業：5 億ポンド 中企業：16 億ポンド —	2014 年
	13. 中小企業の社債発行額 その全企業に占める割合			— —	—
	14. 有効求人倍率※2			2.2	2015 年第 4 四半期
15. 失業率※2			5.1%	2015 年第 4 四半期	
16. 規模別の倒産件数※2			14,000 件	2014 年	
17. 生存率※2			1 年生存率：93.5%	2013 年	

出所：イギリスと地方のビジネス人口推計：統計リリース（ビジネス・イノベーション・職業技能省）、中小企業パフォーマンスレビュー（欧州委員会 域内市場・産業・起業・中小企業総局）、企業統計データ（国家統計局）、中小企業統計データ（イギリス銀行家協会）、英国労働市場（国家統計局）、破産統計（破産申請機関）

※1 1, 2, 6, は、従業員規模 250 人未満の企業の統計値、3, 5, 8, 10 は、表中の中小企業の定義にもとづく中規模企業・小企業の合計値である。12 は、イギリス銀行家協会のデータにおける中小企業の定義を³用いた月間平均新規融資額の値である。

※2 全企業を対象とした値。中小企業の値ではない。

² 根拠法令：1985 年会社法、2006 年会社法

³ イギリス銀行家協会のデータにおける中小企業の定義：

民間セクターの事業（自営、パートナーシップ、有限責任（株式）会社）を対象とし、以下は含まない。

・クラブやチャリティ(NGO/NPO)、学協会等（銀行と取引があってもその事業は商業と見なされないため）

・金融セクターの事業

小企業と中企業の違いは、基本的には事業売上（小企業：100 万～200 万ポンド、中企業：2,500 万ポンドまで）で分類しているが、他の様々な事業特性を考慮して定義している。

1.3 フランス

中小企業の定義 ⁴	分類	従業員数	年間売上高 (A)	年次総資産 (B)	その他 ・ (A) (B) のいずれかでよい。 ・ 中小零細は EU 定義準拠。
	中規模企業	5000 人未満	15 億ユーロ以下	20 億ユーロ以下	
	中小企業	250 人未満	5,000 万ユーロ以下	4,300 万ユーロ以下	
	小規模事業者	10 人未満	200 万ユーロ以下	200 万ユーロ以下	
基本データ ※1	1. 中小企業の企業数 その全企業数に占める割合			14 万社 96.6%	2013 年
	2. 中小企業の従業者数 その全企業に占める割合			340 万人 33.7%	2013 年
	3. 中小企業の生産額 その全企業に占める割合			9,060 億ユーロ 49.0%	2012 年
	4. 中小企業の出荷額 その全企業に占める割合			— —	—
	5. 中小企業の付加価値額 その全企業に占める割合			2,300 億ユーロ 28.9%	2013 年
	6. 中小企業の販売額 その全企業に占める割合			7,800 億ユーロ 26.1%	2013 年
	7. 開廃業率 ⁵			—	—
	8.1 売上高営業利益率			付加価値粗利益率：19%	2011 年
	8.2 売上高税引き前利益率			経営資本粗収益率：3.5%	2014 年
	9. 自己資本比率			67.6%	2012 年
	10.1 従業者 1 人当たり付加価値額			6 万ユーロ/人	2012 年
	10.2 従業者 1 人当たり売上			21 万ユーロ/人	2012 年
	10.3 従業者 1 人当たり純利益			—	—
	11. 前年比増収率			-5.7%	2013~2014 年
	12. 中小企業の融資額 その全企業に占める割合			2,440 億ユーロ 53.1%	2015 年 6 月
	13. 中小企業の社債発行額 その全企業に占める割合			39 億ユーロ 対前年度比増減率：9.1%	2013 年 2012~2013 年
	14. 有効求人倍率※2			3.9%	2015 年
15. 失業率※2			10.3%	2015 年	
16. 規模別の倒産件数※3			4,000 件	2015 年	
17. 生存率※2			96.6%	2013 年	

出所：中小企業 2014 (BPI フランス)、企業や事業所の特徴 (INSEE)、中小企業パフォーマンスレビュー (欧州委員会)、2014 年のフランスにおける企業の開業 (フランス企業庁)、2013 年・2014 年フランスの中小企業の状況 (フランス銀行)、ウェブ統計データベース (フランス銀行)、2013 年中小企業の発展に関する報告書 (フランス銀行)、中小企業報告書 2014 (フランス銀行)、月間雇用統計 (フランス労働・雇用・職業教育・労使対話省)、失業者数 (INSEE)、2006 年に設立された企業 (INSEE)

※1 1, 2, 3, 5, 6, 8, 9, 10, 11, 12, 13 は、表中の中小企業の定義にもとづく中規模企業・小企業・小規模事業者の合計値。

※2 全企業を対象とした値。中小企業の値ではない。

※3 小規模事業者を除く中小企業の倒産件数

⁴ 根拠法令：法第 2008-776 号第 51 条、政令第 2008-1354 号第 3 条

⁵ 中小企業の定義による値である。

企業規模について、有給従業者 (emplois salariés) 数に基づいて、次のように規定している。

有給従業者数 0 人以上 9 人以下：マイクロ企業、0 以上 19 人以下：小規模事業者、0 以上 249 人以下：中小企業、250 人以上：大企業。

なお、下記条件 (a.~d.) に当てはまる場合は、中小企業の区分から除外される。

a. 国内または海外のグループ企業の親会社ではない。

b. 国内または海外のグループ企業による株式取得が 50% を超えるようなグループの子会社ではない。

c. ミクログループ企業 (有給従業者数 250 人未満) である場合、その親会社や子会社。

d. 共同企業体、経済利益団体または主な活動のために法的支援を受けている建設の請負企業。

1.4 ドイツ

中小企業 の定義 ⁶	分類	従業員数	年間売上高 (A)	年次総資 産 (B)	その他
	中規模 企業	10～499 人	100万以上 5,000万ユー ロ以下	—	・ボン中小企業研究所 (IfM) の定義と EU 定 義を併用。統計・EU 提供の助成金条件等で は EU 定義。左記は IfM の定義。 ・同族企業：家族構成員による自己資本占 有率 50%以上、かつ家族構成員が業務執行 組織への参与している。
	小規模 企業	10人未満	100万ユー ロ未満	—	
	同族企 業	—	—	—	
基本データ ※1	1. 中小企業の企業数 その全企業数に占める割合		365万社 99.5%		2012年
	2. 中小企業の従業者数 その全企業に占める割合		1,600万人 59.4%		2012年
	3. 中小企業の生産額 その全企業に占める割合		13,050億ユーロ 32.4%		2012年
	4. 中小企業の出荷額 その全企業に占める割合		— —		—
	5. 中小企業の付加価値額 その全企業に占める割合		— 56.5%		2012年
	6. 中小企業の販売額 その全企業に占める割合		21,490億ユーロ 35.3%		2012年
	7. 開廃業率		—		—
	8.1 売上高営業利益率		—		—
	8.2 売上高税引き前利益率		中小企業：5.5%		2012年
	9. 自己資本比率		中小企業：24.0%		2012年
	10.1 従業者1人当たり付加価値額		小規模事業者：34,000ユーロ 小企業：41,000ユーロ 中企業：51,000ユーロ		2013年
	10.2 従業者1人当たり売上		小規模事業者：74,000ユーロ 小企業：108,000ユーロ 中企業：162,000ユーロ		2013年
	10.3 従業者1人当たり純利益		—		—
	11. 前年比増収率		1.0		2011～2012年
	12. 中小企業の融資額 その全企業に占める割合		— —		—
	13. 中小企業の社債発行額 その全企業に占める割合		76億ユーロ 11.2%		2012年
	14. 有効求人倍率※2		23.1%		2015年
15. 失業率※2		4.3%		2015年	
16. 規模別の倒産件数		24,000件		2014年	
17. 生存率		—		—	

出所：ビジネスレジスターによる産業の構造（ボン中小企業研究所）、中小企業パフォーマンスレビュー（欧州委員会）、ドイツにおける中小企業の主要な数値（ボン中小企業研究所）、GENESIS オンラインデータバンク（ドイツ連邦統計局）、DeStasis（ドイツ連邦統計局）、1997年～2013年のドイツ企業の財務諸表からの推定結果（ドイツ連邦銀行）、破産統計（ドイツ連邦統計局）

※1 1, 2, 3, 6, 7, 10, 11 は、表中の中小企業の定義にもとづく中規模企業・小規模企業の合計値、5, 8, 9, 13, 16 は、売上高 5,000 万ユーロ未満の企業の値である。

※2 全企業を対象とした値。中小企業の値ではない。

⁶ ドイツ連邦として定める「中小企業」に関する基本法はなく、各連邦州で「中小企業振興法」等の定められている場合が多い。

1.5 スウェーデン

中小企業の定義 ⁷	分類	従業員数	年間売上高 (A)	年次総資産 (B)	その他
	中企業	250 人未満	5,000 万ユーロ以下	4,300 万ユーロ以下	<ul style="list-style-type: none"> ・資本関係が、大企業の出資比率が 25%以下 ・(A) (B) のいずれかでよい。 ・国内で企業活動を行う。 ・IT 企業に関しては小企業を 50 名まで。基本的に EU 定義準拠。ただし、IT 企業について例外あり。
	小企業	50 人未満	1,000 万ユーロ以下	1,000 万ユーロ以下	
	小規模事業者	10 人未満	200 万ユーロ以下	200 万ユーロ以下	
基本データ ※1	1. 中小企業の企業数 その全企業数に占める割合		115 万社 99.8%		2014 年
	2. 中小企業の従業者数 その全企業に占める割合		185 万人 43.5%		2013 年
	3. 中小企業の生産額 その全企業に占める割合		31,050 億クローネ 58.0%		2013 年
	4. 中小企業の出荷額 その全企業に占める割合		— —		—
	5. 中小企業の付加価値額 その全企業に占める割合		12,470 億クローネ 61.0%		2013 年
	6. 中小企業の販売額 その全企業に占める割合		13,750 億クローネ 60.0%		2013 年
	7. 開廃業率		開業率：7% 廃業率：		2013 年
	8.1 売上高営業利益率		6.6%		2013 年
	8.2 売上高税引き前利益率		9.5%		2013 年
	9. 自己資本比率		—		—
	10.1 従業者 1 人当たり付加価値額		735,000 クローネ		2013 年
	10.2 従業者 1 人当たり売上		25,000 クローネ		2013 年
	10.3 従業者 1 人当たり純利益		2,405,000 クローネ		2013 年
	11. 前年比増収率		-0.18%		2013 年
	12. 中小企業の融資額 その全企業に占める割合		— —		—
	13. 中小企業の社債発行額 その全企業に占める割合		— —		—
	14. 有効求人倍率※2		1.5		2014 年第 4 四半期
15. 失業率※2		7.3%		2014 年第 4 四半期	
16. 規模別の倒産件数		大企業 0 件 中小企業 3,400 件		2014 年	
17. 生存率※2		3 年後の生存率 68%		2005 年	

出所：統計データベース（スウェーデン中央統計局）、業界別・組織形態別の 2009～2013 年での新規企業数（成長庁）、企業別倒産件数（成長分析庁）、2005 年度新規企業の事後調査－3 年後（成長分析庁）

※1 1, 2, 3, 5, 6, 8, 10, 11, 16 は、表中の中小企業の定義にもとづく中規模企業・小規模企業の合計値、7 は、従業員 250 人以下の企業における値である。

※2 全企業を対象とした値。中小企業の値ではない。

⁷ 根拠法令：スウェーデン法令集 2008:1272 号

1.6 アメリカ

中小企業 の定義 ⁸	分類	従業員数	年間売上 高 (A)	年次総資 産 (B)	その他
	中小規模事 業者 (製造 業・鉱業)	過 去 12 か 月 間 500 人 以 下	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営利事業であること。 ・ 国内に事業所があること。 ・ 主に国内で事業を行うか、国内の製品・材料・人材を活用するか、納税額でアメリカ経済に貢献していること。 ・ 独立所有・運営であること。 ・ 国内を独占していないこと。 ・ 「製造業及び鉱業」「非製造業」の規定外の産業も多く、個別に数値的基準の設定がある。
	中小規模事 業者 (非製 造業)	—	平均 750 万ドル以 下	—	
基本データ ※1	1. 中小企業の企業数 その全企業数に占める割合			従業員所有企業：571 万社 99.7%	2012 年
	2. 中小企業の従業者数 その全企業に占める割合			5,606 万人 48.4%	2012 年
	3. 中小企業の生産額 その全企業に占める割合			52,100 億ドル 44.6%	2010 年
	4. 中小企業の出荷額 その全企業に占める割合			4,710 億ドル 33.6%	2013 年
	5. 中小企業の付加価値額 その全企業に占める割合			52,100 億ドル 4.6%	2010 年
	6. 中小企業の販売額 その全企業に占める割合			— 36.2%	2012 年
	7. 開廃業率			開業率：9.4% 廃業率：10.1%	2011 年
	8.1 売上高営業利益率			8.9%	2015 年第 2 四半期
	8.2 売上高税引き前利益率			8.3%	2015 年第 2 四半期
	9. 自己資本比率			51.1%	2015 年第 2 四半期
	10.1 従業者 1 人当たり付加価値額			95,000 ドル	2010 年
	10.2 従業者 1 人当たり売上			120,000 ドル	2012 年
	10.3 従業者 1 人当たり純利益			6,800 ドル	2012 年
	11. 前年比増収率			2.4%	2014 年
	12. 中小企業の融資額、その全企業に占める割合			— 22.1%	2013 年
	13. 中小企業の社債発行額、その全企業に占める割合※2			14,780 億ドル —	2014 年
	14. 有効求人倍率※2			56.0%	2014 年 12 月
15. 失業率※2			5.0%	2015 年 10 月	
16. 規模別の倒産件数※2			47,800 件	2011 年	
17. 生存率※2			1 年間生存率：76.3%	2009 年	

出所：中小企業経済活動 2012（中小企業庁）、中小企業の GDP 付録：NAICS 産業分類による産業別・企業規模別の国内総生産（中小企業庁）、合衆国輸出企業の統計データ（国勢調査局外国貿易課）、開廃業による企業規模別・主要業種別企業数および雇用数の変化（中小企業庁）、規模別の民間企業・事業所・雇用・年間賃金および収入（中小企業庁）、四半期財務報告（商務省）、アメリカにおける中小企業融資 2013 年（中小企業庁）、アメリカ資本統計（アメリカ証券業金融市場協会）、月次労働力レビュー（労働省労働統計局）、人口動態調査（労働省労働統計局）、企業雇用動態（労働省労働統計局）

※1 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 10.1 は、従業者 500 人未満の事業体の統計値である。8, 9, 10.2, 10.3, 11, は、製造業における総資産 2500 万ドル未満を中小企業とした値である。12 は、融資規模 100 万ドル未満の企業融資を中小企業融資として定義した値である。

※2 全企業を対象とした値。中小企業の値ではない。

⁸ 根拠法令：中小企業法

1.7 中国

中小企業 の定義 ⁹	分類	従業員数	年間売上 高 (A)	年次総資 産 (B)	その他
	中型	農、林、畜 産、漁業を 除く全業 種で設定	全業種で 設定	不動産関 連業のみ 設定	業種別に中小企業の定義が定められてい る。
	小型				
微型					
基本データ ※1	1. 中小企業の企業数 その全企業数に占める割合			34 万社 97.3%	2013 年
	2. 中小企業の従業者数 その全企業に占める割合			5,936 万人 64.8%	2011 年
	3. 中小企業の生産額 その全企業に占める割合			443,000 億元 52.0%	2013 年
	4. 中小企業の出荷額 その全企業に占める割合			442,000 億元 41.5%	2012 年
	5. 中小企業の付加価値額 その全企業に占める割合			— —	—
	6. 中小企業の販売額 その全企業に占める割合			542,000 億元 59.6%	2012 年
	7. 開廃業率			—	—
	8.1 売上高営業利益率			6.8%	2012 年
	8.2 売上高税引き前利益率			6.2%	2013 年
	9. 自己資本比率			43.2%	2012 年
	10.1 従業者 1 人当たり付加価値額			—	—
	10.2 従業者 1 人当たり売上			91 (億元/人)	2011 年
	10.3 従業者 1 人当たり純利益			5 (億元/人)	2011 年
	11. 前年比増収率			1.14	2013 年
	12. 中小企業の融資額 その全企業に占める割合			— —	—
	13. 中小企業の社債発行額 その全企業に占める割合			— —	—
	14. 有効求人倍率			—	—
15. 失業率※2			4.1%	2014 年	
16. 規模別の倒産件数			—	—	
17. 生存率			—	—	

出所：中国経済センサス年鑑 2013（國務院全国経済センサスグループ事務局）、中国工業統計（中華人民共和国国家統計局）

※1 基本データは、中小企業規定に定める業種別中小企業の定義に基づいた工業・規模以上企業¹⁰の統計値である。

※2 全企業を対象とした値。中小企業の値ではない。

⁹ 中小企業分割型標準規定

¹⁰ 規模以上企業とは、2007 年～2010 年までは年間売上高 500 万元以上の工業企業である。2011 年以降は年間売上高 2,000 万元以上の工業企業である。

1.8 韓国

中小企業 の定義 ¹¹	分類	従業員数	年間売上 高 (A)	年次総資 産 (B)	その他
	中小企業	製造業、卸売・小売業、サービス業で設定	全業種別で3年平均売上額の基準を設定	—	<ul style="list-style-type: none"> ・独立性基準を満たす ・相互出資制限企業集団に属しないこと ・資産5,000億ウォン以上の法人が30%以上の株を所有しながら、最大株主ではない ・関係会社制度に属する場合、平均売上額を合算して業種別の規模基準未満である ・業種別に中小企業の定義が定められている。
基本データ ※1	1.	中小企業の企業数 その全企業数に占める割合		342万社 99.9%	2013年
	2.	中小企業の従業者数 その全企業に占める割合		1,342万人 87.5%	2013年
	3.	中小企業の生産額 その全企業に占める割合		7,399,000億ウォン 47.6%	2013年
	4.	中小企業の出荷額 その全企業に占める割合		7,373,000億ウォン 47.6%	2013年
	5.	中小企業の付加価値額 その全企業に占める割合		2,482,000億ウォン 49.5%	2013年 2014年
	6.	中小企業の販売額 その全企業に占める割合		5,799,000億ウォン —	2012年
	7.	開廃業率※2		開業率：19.0% 廃業率：16.0%	2011年
	8.1	売上高営業利益率		小企業：5.8% 中企業：4.4%	2013年
	8.2	売上高税引き前利益率		小企業：4.9% 中企業：3.9%	2013年
	9.	自己資本比率		小企業：40.0% 中企業：43.6%	2013年
	10.1	従業者1人当たり付加価値額		小企業：6,327万ウォン 中企業：6,625万ウォン	2013年
	10.2	従業者1人当たり売上		小企業：25,092万ウォン 中企業：29,817万ウォン	2013年
	10.3	従業者1人当たり純利益		小企業：1,111万ウォン 中企業：918万ウォン	2013年
	11.	前年比増収率		売上額増加率：4.4% 税引前純利益増加率：27.7%	2014年 2009年
	12.	中小企業の融資額 その全企業に占める割合		576兆ウォン 76.3%	2015年10月
	13.	中小企業の社債発行額 その全企業に占める割合		180億ウォン 0.04%	2014年
	14.	有効求人倍率※2		0.63	2015年10月
15.	失業率※2		3.5	2014年	
16.	倒産件数		不渡り法人数：700件	2013年	
17.	生存率※2		1年生存率：60.1%	2013年基準	

出所：全国事業体調査（統計庁）、鉱業・製造業調査（統計庁）、従業者規模別の付加価値（韓国中小企業庁）、中小企業実態調査（韓国中小企業庁）、新設法人動向（韓国中小企業庁）、国税統計年報（国税庁）、預金銀行の貸出金（韓国銀行）、企業の直接金融の調達実績（金融監督院）、雇用行政統計（韓国雇用情報院）、経済活動人口調査（統計庁）、2014年中小企業に関する年次報告書（韓国中小企業庁）、企業生滅行政統計（統計庁）

※1 1, 2, 11, 12, 13, 16 は、中小企業法で定めた業種別の中小企業の統計値である。3, 4, 5, 6, 10 は、製造業の従業者規模 299 人未満を中小企業とした統計値である。8, 9 は、従業者規模 299 人未満を中小企業とした統計値である。

※2 全企業を対象とした値。中小企業の値ではない。

¹¹ 根拠法令：中小企業基本法、中小企業基本法施行令

1.9 シンガポール

中小企業の定義 ¹²	分類	従業員数	年間売上高 (A)	年次総資産 (B)	その他
	中小企業	200名以下	1億Sドル以下	—	・従業員数と (A) のいずれかでよい。 ・シンガポール資本が30%以上であること
基本データ ※1	1.	中小企業の企業数 その全企業数に占める割合		19万社 99.3%	2014年
	2.	中小企業の従業者数 その全企業に占める割合		220万人 64.7%	2014年
	3.	中小企業の生産額 その全企業に占める割合		— —	—
	4.	中小企業の出荷額 その全企業に占める割合		— —	—
	5.	中小企業の付加価値額 その全企業に占める割合		16,900万シンガポールドル 48.0%	2014年
	6.	中小企業の販売額 その全企業に占める割合		— —	—
	7.	開廃業率		—	—
	8.1	売上高営業利益率		—	—
	8.2	売上高税引き前利益率		—	—
	9.	自己資本比率		—	—
	10.1	従業者1人当たり付加価値額		—	—
	10.2	従業者1人当たり売上		—	—
	10.3	従業者1人当たり純利益		—	—
	11.	前年比増収率		—	—
	12.	中小企業の融資額 その全企業に占める割合		— —	—
	13.	中小企業の社債発行額 その全企業に占める割合		— —	—
	14.	有効求人倍率		—	—
15.	失業率※2		全人口 ¹³ の失業率 1.6% 居住者の失業率 2.4%	2015年第4四半期	
16.	規模別の倒産件数※2		4,000	2015年9月	
17.	生存率		—	—	

出所：オンラインデータベース（シンガポール統計局）

※1 基本データは、表中の中小企業の定義に基づく統計値である。

※2 全企業を対象とした値。中小企業の値ではない。

¹² 会社法

¹³ 居住者：シンガポール国籍者とシンガポール永住権保持者、全人口：居住者および外国籍でシンガポールに在住する人

2. 中小企業の定義（各国比較表）

ユーロ圏では、2003年5月6日付「小規模事業者および中小企業の定義に関する欧州委員会勧告」に定める定義との統一化のため、国内で2つの定義を併用する国、EU定義を自国の定義と融合する国がある。アメリカ、中国、韓国は、業種により細かく定義を設定している。

国	根拠法令	定義	
		分類	従業員数
EU	・新中小企業定義	中企業	250人未満
		小企業	50人未満
		小規模事業者	10人未満
イギリス (併用)	・1985年会社法 ・2006年会社法	中規模企業	250人以下
		小企業	50人以下
フランス (融合)	・法第2008-776号第51条 ・政令第2008-1354号第3条	中規模企業	5000人未満
		中小企業	250人未満
		小規模事業者	10人未満
ドイツ (併用)	・連邦では「中小企業」に関する基本法が定められていない。 ・各連邦州で「中小企業振興法」等の定められている場合が多い。	中規模企業	10～499人
		小規模企業	10人未満
		同族企業	—
スウェーデン (融合)	・スウェーデン法令集2008:1272号	中企業	250人未満
		小企業	50人未満
		小規模事業者	10人未満
アメリカ	・中小企業法	中小規模事業者 (製造業及び鉱業)	過去12か月間 500人以下
		中小規模事業者 (非製造業)	—
中国	・中小企業分割型標準規定	中型	農、林、畜産、漁業を除く 全業種で設定
		小型	
		微型	
韓国	・中小企業基本法 第2条1項 ・中小企業基本法施行令第3条	中小企業	製造業、卸売・小売業、 サービス業で設定
シンガポール	・会社法	中小企業	200名以下

定義（続き）			国
年間売上高 (A)	年次総資産 (B)	その他	
5,000 万ユーロ以下	4,300 万ユーロ以下	<ul style="list-style-type: none"> 資本関係が、大企業の出資比率が 25%以下 (A) (B) のいずれかでよい。 	EU
1,000 万ユーロ以下	1,000 万ユーロ以下		
200 万ユーロ以下	200 万ユーロ以下		
2,590 万ポンド以下	1,290 万ポンド以下	場合により EU 定義併用。	イギリス
650 万ポンド以下	326 万ポンド以下		
15 億ユーロ以下	20 億ユーロ以下	<ul style="list-style-type: none"> (A) (B) のいずれかでよい。 中小零細は EU 定義準拠。 	フランス
5,000 万ユーロ以下	4,300 万ユーロ以下		
200 万ユーロ以下	200 万ユーロ以下		
100 万以上	—	<ul style="list-style-type: none"> ボン中小企業研究所(IfM)の定義と EU 定義を併用。 統計・EU 提供の助成金条件等では EU 定義。 左記は IfM の定義。 	ドイツ
5,000 万ユーロ以下	—		
100 万ユーロ未満	—		
—	—	<ul style="list-style-type: none"> 家族構成員による自己資本占有率 50%以上、かつ家族構成員が業務執行組織への参与している。 	
5,000 万ユーロ以下	4,300 万ユーロ以下	<ul style="list-style-type: none"> 資本関係が、大企業の出資比率が 25%以下 (A) (B) のいずれかでよい。 国内で企業活動を行う。 IT 企業に関しては小企業を 50 名まで。 基本的に EU 定義準拠。ただし、IT 企業について例外あり。	スウェーデン
1,000 万ユーロ以下	1,000 万ユーロ以下		
200 万ユーロ以下	200 万ユーロ以下		
—	—	<ul style="list-style-type: none"> 営利事業 国内に事業所あり 主に国内で事業を行うか、国内の製品・材料・人材を活用するか、納税額でアメリカ経済に貢献 独立所有・運営 国内を独占しない 「製造業及び鉱業」「非製造業」の規定外の産業も多く、個別に数値的基準が設定されている。 	アメリカ
750 万ドル以下 (年間平均収入額)	—		
全業種で設定	不動産関連業のみ設定	<ul style="list-style-type: none"> 業種別に中小企業の定義が定められている。 	中国
全業種別で 3 年平均売上額の基準を設定	—	<ul style="list-style-type: none"> 独立性基準を満たす 相互出資制限企業集団に属しないこと 資産 5,000 億ウォン以上の法人が 30%以上の株を所有しながら、最大株主ではない 関係会社制度に属する場合、平均売上額を合算して業種別の規模基準未満である 業種別に中小企業の定義が定められている。 	韓国
1 億 S ドル以下	—	<ul style="list-style-type: none"> 従業員数と (A) のいずれかでよい。 シンガポール資本が 30%以上であること 	シンガポール

出所：各国政府のウェブサイト

欧州連合

目 次

【欧州連合】

1. 制度の概要	19
1.1 中小企業の定義とその根拠法令等.....	19
1.2 中小企業をとりまく環境と中小企業の実態.....	20
1.3 中小企業関連法（代表的なものとその特徴）.....	26
1.4 中小企業政策の立案と実施.....	29
1.5 中小企業政策における財政支出状況（予算規模等）.....	34
1.6 中央政府と地方政府の役割分担.....	35
1.7 各国における中小企業政策の方向性.....	36
1.8 政策評価	37
2. 個別の中小企業施策.....	39
2.1 金融（融資、投資・出資、信用保証、その他）.....	39
2.2 税制（設備投資、事業承継、技術開発、その他）.....	44
2.3 支援体制（情報提供、経営相談・アドバイス、その他）.....	45
2.4 既存の中小企業に対する経営資源の確保の支援（研究開発技術、IT 対応、販路開拓、 新分野進出、その他）.....	54
2.5 創業支援（創業支援、VC、税制、教育、KPI、その他）.....	59
2.6 中小企業に関わる公正な取引の推進、市場の整備（下請代金支払遅延等防止法、官 公需、その他）.....	60
2.7 地域中小企業政策（伝統・地場産業に対する振興、産業集積、街づくり、商店街振 興、地域興し、NPO 支援、事業承継・廃業、その他）.....	63
2.8 中小企業の国際化支援（海外投資支援、貿易の振興、情報提供、その他）.....	65
2.9 中小企業に関する雇用・労働対策（雇用上の特例、その他）.....	70
2.10 中小企業の組織化およびネットワーク化への支援（商工会議所、協同組合、ネット ワーク支援、その他）.....	71
2.11 小規模事業者対策.....	72
2.12 マイノリティ／移民・女性に関する支援.....	72
2.13 セーフティネット.....	76
2.14 中小企業の特徴と課題（資金調達、人材育成、その他）.....	79
2.15 国と地域間の中小企業施策立案および中小企業支援に関する連携.....	81
2.16 国の政策情報の提供・手続きの簡素化.....	82
3. 重点的に調査した事業.....	83

3.1 販路開拓支援（市場参入チームおよび EU Gateway Programme）	83
3.2 ホライズン 2020 の概要.....	88

I 欧州連合

1. 制度の概要

1.1 中小企業の定義とその根拠法令等

2005年に欧州連合は、1996年の定義を更新する新たな中小企業の定義を導入した。これは、1996年以降の経済発展を反映した結果であり、欧州委員会（European Commission）、加盟国、企業団体および専門家によって決議された。新定義については、新中小企業定義（User Guide to the SME Definition）¹と呼ばれるガイドラインが発行されている。

同ガイドラインによると、新定義は、企業間の様々な関係を考慮し、本当に公共支援を必要とする中小企業が定義されることを目的としている。このため、近年の企業価値や生産性における発展から、中小企業の財務的な閾値を調整する必要がある。新定義では、中小企業を自立型企业（Autonomous Enterprise）、パートナー型企业（Partner Enterprise）、連結型企业（Linked Enterprise）の3種類に分別しており、どう分類されるかによって年間売上高、年次総資産、資本関係の計算方法が異なる。また、新定義は欧州領域で増えつつある小規模事業者の発展をも目的とする。これにはフリーランスベースおよび自営業ベースで働く個人も含まれる。

定義の更新は、最も支援を必要とする企業のみが支援を受けることができるように、という欧州連合の意図を表している。定義を更新することで、欧州連合は地域ファンドやベンチャー・キャピタル会社、エンジェル投資家等に対し、支援を本当に必要としている企業へのエクイティ投資を促進し、資金調達を支援することを目的とする。また、地方自治体に対しても支援を必要とする中小企業を対象とした補助金の交付を促進する。以下に欧州連合の中小企業の定義をまとめる。

図表 1 欧州連合の中小企業の定義

カテゴリー	従業員数	年間売上高 (A)	年次総資産 (B)	資本関係
中企業	250 人未満	5,000 万ユーロ以下	4,300 万ユーロ以下	大企業の出資比率が 25%以下
小企業	50 人未満	1,000 万ユーロ以下	1,000 万ユーロ以下	
小規模事業者	10 人未満	200 万ユーロ以下	200 万ユーロ以下	

注) (A) ないしは (B) のいずれかでよい。

出所: EU “User Guide to the SME Definition”

欧州連合は加盟国に、中小企業の定義を欧州連合のそれと一本化することは義務付

¹ http://ec.europa.eu/growth/smes/business-friendly-environment/sme-definition/index_en.htm

けていないが、欧州委員会、欧州投資銀行（European Investment Bank:EIB）は加盟国に欧州連合の定義を使用することを推奨している。

1.2 中小企業をとりまく環境と中小企業の実態

1.2.1 中小企業白書

欧州連合は、中小企業白書に相当するものを発行していない。しかし、欧州の経済における中小企業の重要性から、2000年6月に加盟国の提案で欧州小企業憲章（European Charter for Small Enterprise）の設置が欧州理事会（European Council）にて決議された²。この際、加盟国首脳と欧州委員会は以下の政策分野で中小企業を支援することを宣言した。これが欧州連合における中小企業政策の始まりである³。

- 起業精神の育成
- 創業にかかる費用の軽減および手続きの短縮
- 法律および規制の見直し
- スキル獲得機会
- オンラインアクセスの向上
- 単一市場からの改善
- 税制および金融
- 小規模企業の技術力強化
- E-ビジネス・モデル（E-business model）の活用およびトップクラス人材サポートの実施
- 欧州全体および各加盟国における中小企業に対する関心の強化

欧州小企業憲章の設置後、欧州委員会は政策枠組みを整備するため複数の関連書を発行している。以下、年代順にこれらを示す。

1.2.1.1 成長と雇用のためのリスボン戦略（Lisbon Strategy for Growth and Jobs）

2000年に、リスボンで開催されたサミットで決議された、成長と雇用のためのリスボン戦略は、国際化を背景に欧州の経済活性化を図り、持続的で環境に優しい将来を実現するための欧州レベルの戦略である。特に、高齢化と労働人口の減少を課題と掲げている。2005年に改定され、簡易化された成長と雇用のためのリスボン戦略では、「規制の改善（Better Regulation）」をその目標として掲げており、欧州経済の成長と雇用の創造には、市場における規制を整備し、競争を促進する環境を整備することが必要だとしている。しかし、法律やその他の規制が障

² <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=URISERV:n26002>

³ <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=URISERV:n26002>

害となっており、規制を頻繁に見直す必要性が強調されている。加盟国へ提供されたガイドラインは、特に中小企業や創業を促進する規制の見直しを推奨している。以下に、ガイドライン項目該当部分についてまとめる⁴。

加盟国は、規制の改善により競争的なビジネス環境を整え、民間イニシアティブを促進するため下記について推奨されている。

- ① 企業、特に中小企業や創業したばかりの企業に負担を与える行政手続を削減するべきである。
- ② 既存若しくは新たに制定される規制の経済的、社会的および環境的影響力の厳密な評価を実施し、規制の目的を損なうことなく、その質を改善する。なお、評価を実施する際には関連する行政手続の改善、競争力に対する影響等も考慮に入れることとする。
- ③ 企業の社会的責任の推進を促進する。0

なお、2005年の成長と雇用のためのリスボン戦略は、2010年にレビューが実施されている。

1.2.1.2 現代中小企業成長雇用政策 (Modern SME policy for Growth and Employment⁵)

2005年11月、成長と雇用のためのリスボン戦略が改定され、成長と雇用のための近代的な中小企業政策 (Modern SME policy for Growth and Employment) が発行された。これが、2008年の小企業議定書 (Small Business Act) 以前の中小企業政策の枠組みとなる。特に、既存の欧州小企業憲章 (European Charter for Small Enterprise) と、起業家精神行動計画 (Entrepreneurship Action Plan) における中小企業施策をより強化する位置付けである。成長と雇用のための近代的な中小企業政策は以下の事項を含む。

- 起業精神とスキルの促進：スキルギャップの解消、女性起業家や若手起業家、マイノリティ起業家への支援強化
- 市場へのアクセスの向上：国内市場でのビジネスチャンスを促進、公共調達への参入、標準化への支援提供、知的財産権に関する支援
- 規制の整備、負担の軽減：管理運営事務の負担軽減、付加価値税の簡易化
- 潜在成長力の向上のための支援：財源確保のための支援、研究開発、ICT利用のための支援
- 主要関係者との関係の強化：情報の提供等

⁴ http://ec.europa.eu/archives/growthandjobs_2009/objectives/index_en.htm (archived link)

⁵ <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=URISERV:n26106>

成長と雇用のための近代的な中小企業政策は 2007 年 9 月に、中小企業関係者ハイレベル会合において「中小企業－成長と雇用増加の要因の中間レビュー報告書 (Modern SME Policy) (Small and medium-sized enterprises - Key for delivering more growth and jobs. A mid-term review of Modern SME policy)」として、政策レビューが実施されている⁶。

同報告書では、欧州における主要政策分野において中小企業の重要性が確立され、ビジネス環境を改善するための取組が各加盟国において実施されていると述べている。これらの取組の結果、創業が促進され、教育施設にて起業家精神を養う科目が取り入れられ、中小企業に関する認識が高まっていると述べている。また、欧州領域では「まず小企業のことを考えよう (Think Small First)」という欧州連合の方針が浸透し始めたとのことである。

しかし、同報告書では 2008 年から 2010 年の間に、より中小企業への支援を強化する必要があるとも述べている。これらの見解から、中小企業の見解を取り入れた「小企業議定書 (Small Business Act)」の形成が検討されている。なお、次の段階では、特に中小企業コミュニティの多様性を重視した取組を提案するとも言及している。

1.2.1.3 小企業議定書 (Small Business Act : SBA⁷)

2008 年 6 月 25 日に中小企業施策分野における枠組みの役割を果たす小企業議定書 (以下、SBA) が欧州委員会から発行されている。なお、SBA は法的効力を持たない。SBA は、以下に示す 10 の方針からなる。

- ① 起業家や家業が繁栄し、起業精神を称賛する環境を整備する
- ② 倒産から再起するために支援する
- ③ 「まず小企業のことを考えよう (Think Small First)」の方針に従った規制を形成する
- ④ 中小企業のニーズにあった行政管理の実施する
- ⑤ 中小企業のニーズにあった公共政策ツールの適応：公共調達における中小企業の参入を可能にし、中小企業への国庫補助を効果的に利用する
- ⑥ 中小企業の財源確保を可能にし、支払遅延を防止するためのビジネス環境と規制を整備する
- ⑦ 中小企業が単一市場⁸の提供する機会の恩恵を受けられるよう支援する

⁶ <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2007:0592:FIN:EN:PDF>

⁷ <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2008:0394:FIN:en:PDF>

⁸ つまり、欧州を一つの市場とみなした国境を越えた商売ができるように中小企業を支援する

- ⑧ 中小企業におけるスキル向上および技術革新を促進する
- ⑨ 中小企業が環境問題をビジネスチャンスとできるよう支援する
- ⑩ 中小企業が市場の成長の恩恵を受けられるよう促進し支援する

第 2 章に述べる施策は、これらの方針のいずれかの一環として提供されているものである。

また、2010 年の中小企業パフォーマンス・レビュー (SME Performance Review) によると、8 つの加盟国でこれらすべての方針が自国の政策に盛り込まれているとのことである。

最新の中小企業パフォーマンス・レビュー (SME Performance Review , Annual Report on European SMEs, 2013/2014⁹) は 2014 年 10 月に発行された。長期にわたる景気後退の中で、欧州全体で中小企業を支援し中小企業部門の持続的な回復を支えるため、加盟各国で多方面の取組が必要であることを確認したものである¹⁰。

1.2.1.4 欧州 2020 戦略 (Europe 2020 Strategy¹¹)

2010 年 6 月に決議された欧州 2020 戦略 (Europe 2020 Strategy) は、2020 年までの欧州成長戦略である。特に、被雇用者数の増加、研究開発およびイノベーションへの投資促進、気候変動およびエネルギー問題の解決、教育制度の普及、社会的排除および貧困層の減少を目的としている。中小企業政策もこれらの目標を達成するためのツールとして示されている。

ただし 2011 年 SBA レビュー (2011 SBA Review) は、SBA を欧州 2020 戦略に融合させることを目指す一方、欧州 2020 フラッグシップ・イニシアティブ (Europe 2020 Flagship Initiatives) の 7 つのうち 6 つは中小企業の持続的な成長の達成を支援している¹²。

1.2.2 統計データ

欧州連合における統計データの管理は欧州委員会統計局 (EUROSTAT) の担当である。統計データ上、中小企業として取り扱われるのは、従業員数が 250 人未満の

⁹ http://ec.europa.eu/growth/smes/business-friendly-environment/performance-review/index_en.htm

¹⁰ http://ec.europa.eu/growth/smes/business-friendly-environment/performance-review/files/supporting-documents/2014/annual-report-smes-2014_en.pdf

¹¹ http://ec.europa.eu/europe2020/index_en.htm

¹² http://ec.europa.eu/growth/smes/business-friendly-environment/small-business-act/index_en.htm
http://ec.europa.eu/europe2020/europe-2020-in-a-nutshell/flagship-initiatives/index_en.htm

企業である。小規模事業者、小企業、中企業、中小企業、大企業の定義はそれぞれ以下のとおりである。

図表 2 統計データの収集における企業の定義

概要	従業員数
小規模事業者	10 人未満
小企業	10～49 人
中企業	50～249 人
中小企業	1～249 人
大企業	250 人以上

出所：EUROSTAT、

<http://ec.europa.eu/eurostat/web/structural-business-statistics/structural-business-statistics/sme>

欧州連合統計局がまとめた中小企業のデータは、欧州委員会の域内市場・産業・起業・中小企業総局（DG for Internal Market, Industry, Entrepreneurship and SMEs）からエクセルデータ、若しくは報告書として入手可能である。エクセルデータより EU28、EU27 ごとに計算された 2008 年から 2015 年の企業数、従業員数、付加価値額が入手可能である。これらのデータ（EU28）は統計編報告書に示す。

その他、欧州委員会は SME 年次報告書（Annual Report on European SMEs）を作成し、SBA を実施するために政策活動に関する総合的な情報や欧州連合 28 か国およびその他のパートナー9 か国における中小企業の経済的業績をまとめている¹³。2012 年、2013 年、2014 年の各報告書が入手可能である。2014 年の報告書からの抜粋を以下に示す¹⁴。

¹³ http://ec.europa.eu/growth/smes/business-friendly-environment/performance-review/index_en.htm

¹⁴ Annual Report on European SMEs 2013/2014

http://ec.europa.eu/growth/smes/business-friendly-environment/performance-review/files/supporting-documents/2014/annual-report-smes-2014_en.pdf

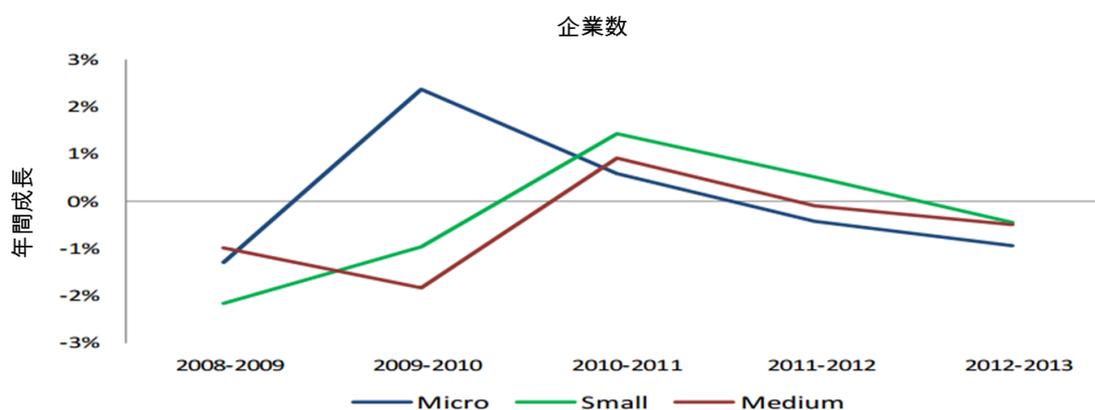
図表 3 欧州連合における企業数および従業員数（2013年）

	零細企業	小企業	中企業	中小企業	大企業	全企業
企業数						
(社)	19,969,338	1,378,374	223,648	21,571,360	43,517	21,614,908
(%)	92.4	6.4	1.0	99.8	0.2	100
従業員数						
(人)	38,629,012	27,353,660	22,860,792	88,843,464	44,053,576	132,897,040
(%)	29.1	20.6	17.2	66.9	33.1	100
従業員数 /企業数	1.9	19.8	102.2	4.1	1012.3	6.1

出所：SME Performance Review、2014年報告書、表2を基に作成。

http://ec.europa.eu/growth/smes/business-friendly-environment/performance-review/files/supporting-documents/2014/annual-report-smes-2014_en.pdf より入手可能

図表 4 EU28における2008年以降の規模別企業数の推移

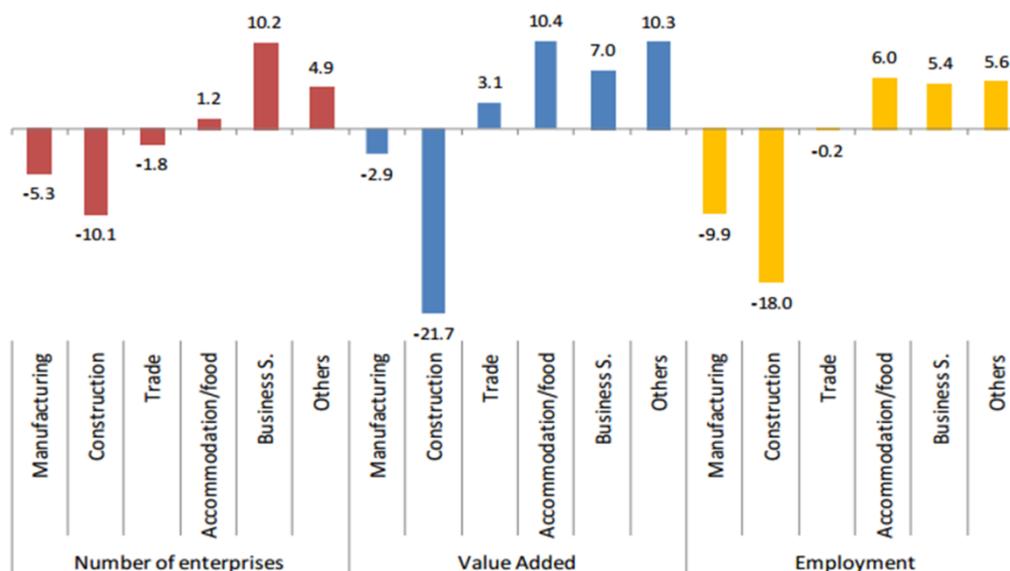


注) Micro- 小規模事業者 (従業員9人未満); Small-小企業 (従業員10-49人); Medium-中企業 (50-249人)

出所：SME Performance Review、2014年報告書、図5

http://ec.europa.eu/growth/smes/business-friendly-environment/performance-review/files/supporting-documents/2014/annual-report-smes-2014_en.pdf より入手可能

図表 5 EU28 における 2008 年-2013 年の産業別企業数の変化率



Note: Slovakia is not included in this EU aggregate due to a break in the series. The name "Business S." is used as abbreviation of the NACE category M "Professional/scientific/technical activities", and "Trade" refers to G "Wholesale/retail trade/repair of motor vehicles/motorcycles". Categories in "Others" refer to sections of NACE Rev.2 classifications: B, D, E, H, J, L, and N.
 Source: Eurostat, National Statistical Offices and DIW Econ

注) 左から製造業; 建設業; 卸売業; ホテルおよび飲食店; ビジネス; その他。

出所: SME Performance Review、2014 年報告書、図 8

http://ec.europa.eu/growth/smes/business-friendly-environment/performance-review/files/supporting-documents/2014/annual-report-smes-2014_en.pdf より入手可能

1.3 中小企業関連法（代表的なものとその特徴）

1.3.1 基本法

中小企業に関する基本法は、EU 法には存在しない。そのため、欧州連合における中小企業政策は方針的な枠組みとして機能する。

1.3.2 関連法

基本法は存在しないが、以下の関連法が一部の中小企業政策に適用される。

1.3.2.1 国庫補助一括適用免除規制（General Block Exemption Regulation on State Aid :GBER¹⁵）

加盟国政府が産業に国庫補助を交付するためには、欧州委員会より事前に許可を得ることが、国庫補助規則（State Aid Rule）と呼ばれる EC 条例によって規制されている。しかし、2008 年 8 月 29 日より、国庫補助一括適用免除規制（以下、

¹⁵ 「EU State Aid Policy ; General Block Exemption Regulation」参照。

http://ec.europa.eu/competition/state_aid/legislation/gber_citizen_summary_sheet_en.pdf

GBER) の制定により、加盟国は企業、特に中小企業と女性企業家に対し、設定された制限枠内の国庫補助を、欧州委員会の許可無しに交付することが可能になった。

中小企業に特化した国庫補助：

- ① 中小企業助成 (Small and medium-sized enterprise aid)
投資、雇用、コンサルティング、見本市等への参加を支援するための補助金。
- ② リスクキャピタル助成 (Aid in the form of risk capital)
リスク・キャピタルの交付 (2.1.2.1 参照)。
- ③ 女性起業家促進助成 (Aid for promoting female entrepreneurship)
女性起業家支援のための補助金 (2.12.2.1 参照)。

全企業を対象とした国庫補助：

- 研究・開発・イノベーション助成 (Aid for Research & Development & Innovation (R&D&I))
研究開発およびイノベーションを対象とした支援 (2.4.1 参照)。
- 環境助成 (Environmental Aid)
環境保護や気候変動対策への支援。エネルギー節約の取組や、再生可能エネルギーの普及を促進するための支援。
- 地域助成 (Regional Aid)
経済的若しくは社会的に劣っている地域に対する雇用促進のための支援。その地域への投資、創業を支援する。
- 教育訓練助成 (Training Aid)
- 身体障害者助成 (Aid for disadvantaged and disabled workers)
身体障害者の雇用を促進するための支援 (2.9.1 参照)。

GBER は 2014 年 6 月に改正され、同年 7 月 1 日から適用されている¹⁶。以下の新たな助成分野が含まれている。

- 革新的クラスターに対する助成およびプロセスや組織上のイノベーションに対する助成
- 自然災害でもたらされる損害を修復する助成スキーム
- へき地の住民の輸送に対する社会的助成
- ブロードバンドのインフラに対する助成

¹⁶ http://ec.europa.eu/competition/state_aid/legislation/block.html#gber
http://europa.eu/rapid/press-release_IP-14-587_en.htm

- 文化や遺産の保護に対する助成で、視聴覚作品に対する助成スキームを含むもの
- スポーツ・インフラおよび多機能レクリエーション・インフラに対する助成
- 生活基盤に対する投資助成

さらに、以前の GBER で既に対象となっていた分野が拡大され、通知の下限と助成割合の引き上げが定められた¹⁷。

1.3.2.2 支払遅延に関する指令¹⁸

Directive 2000/35/EC on late payments (2.6.1 参照)。

1.3.2.3 付加価値税緩和に関する指令¹⁹

Council Directive 2009/47/EC (2.2.1.1 参照)。

1.3.2.4 競争法 (Competition Law)

小売商調整対策 (2.6.2 参照)。

1.3.2.5 公共調達法²⁰

Directives 2004/17/EC および Directive 2004/18/EC (2.6.3 参照)。

¹⁷ http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-14-369_en.htm

¹⁸ <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2000:200:0035:0038:en:PDF>

¹⁹ <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2009:116:0018:0020:EN:PDF>

²⁰ <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2004:134:0001:0113:en:PDF>
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2004:134:0114:0240:EN:PDF>

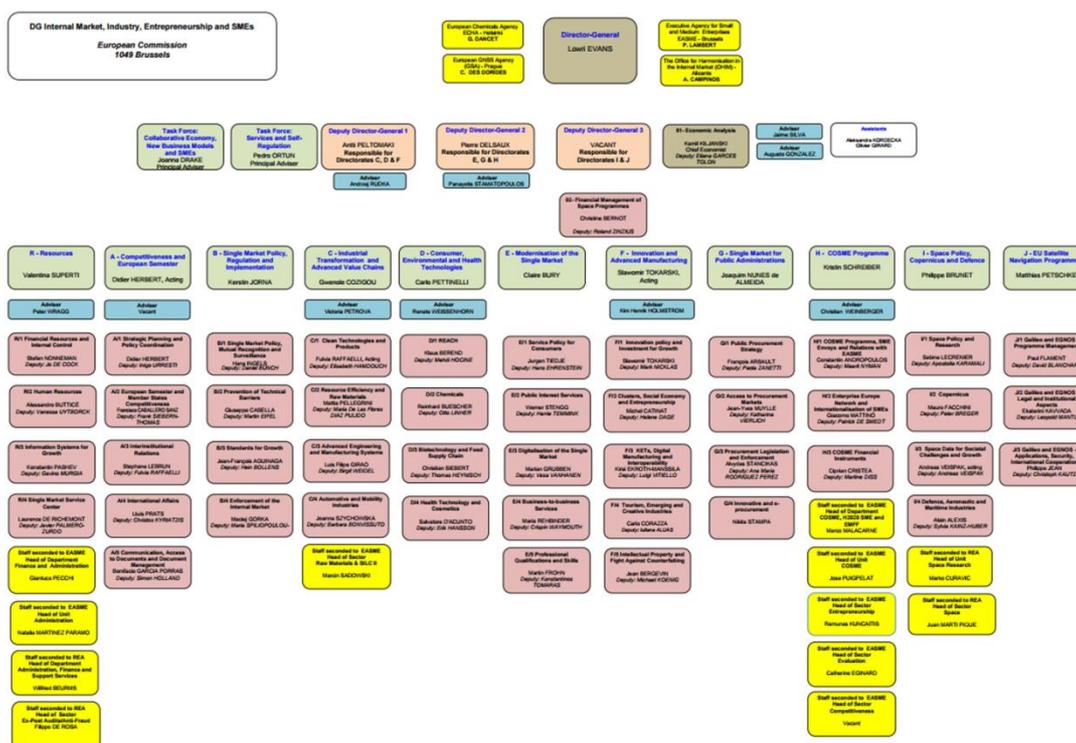
1.4 中小企業政策の立案と実施

1.4.1 政策立案機関

1.4.1.1 域内市場・産業・起業・中小企業総局 (Directorate-General for Internal Market, Industry, Entrepreneurship and SMEs²¹)

欧州連合で企業および産業に関する政策は欧州委員会の域内市場・産業・起業・中小企業総局 (Directorate-General for Internal Market, Industry, Entrepreneurship and SMEs) が担当しており、中小企業政策も主に同総局の管轄となる²²。域内市場・産業・起業・中小企業総局若しくはその他の欧州委員会総局によって提案された政策は、欧州連合 (EU) 理事会および欧州議会によって決議される必要がある。また、欧州委員会の政策が法的拘束力を持つためには、EC 規則または EC 指令によって制定される必要がある。

図表 6 域内市場・産業・起業・中小企業総局の組織図



出所：域内市場・産業・起業・中小企業総局の組織図

(<http://ec.europa.eu/DocsRoom/documents/12168/attachments/1/translations/en/renditions/native> より入手可能。)

域内市場・産業・起業・中小企業総局における中小企業担当課は、企業競争力と中小企業のための EU プログラム (the EU Programme for the Competitiveness

²¹ http://ec.europa.eu/growth/about-us/index_en.htm

²² http://ec.europa.eu/growth/about-us/index_en.htm

of Enterprises and Small and Medium-sized Enterprises : COSME) を担当するユニット H (Unit H – COSME Programme) である。

1.4.1.1.1 企業・中小企業政策グループ (Enterprise and SME Policies Group²³)

域内市場・産業・起業・中小企業総局では、2012年より企業・中小企業政策グループ (Enterprise and SME Policies Group) と呼ばれる諮問委員会の設置が欧州委員会決議 (Commission Decision) C 2012 4386²⁴によって制定されている。企業・中小企業政策グループの役割は、欧州委員会に政策形成のアドバイスを提供することである。企業・中小企業政策グループは企業政策グループ (Enterprise Policy Group: EPG) と、中小企業使節のネットワーク (Network of SME Envoys – 1.4.1.1.2 を参照) の2つから成る。

EPG は、各加盟国の産業長官と中小企業長官 (若しくは中小企業を担当する最高責任者) より編成されており、通常年に3回ミーティングを開いている。毎年1回、中小企業使節のネットワークとの合同ミーティングが開かれる。EEA 諸国²⁵、トルコ、マケドニア、アルバニア、アイスランド、セルビア、モンテネグロの代表がオブザーバーとして招かれている。

1.4.1.1.2 中小企業使節のネットワーク (Network of SME Envoys²⁶)

域内市場・産業・起業・中小企業総局では、中小企業政策を担当する EU 中小企業使節 (EU SME Envoy) を任命し設置している。EU 中小企業使節は加盟各国の中小企業使節のネットワークの支援を受けている。中小企業使節は、政策形成プロセスの早い段階で中小企業の意見が取り入れられるよう、委員会と中小企業若しくは代表団体との間のコミュニケーション・チャンネルを開拓することを目的とする。また、中小企業使節のネットワークは、欧州委員会に中小企業の関心を伝達する代表的な役割を持つ。中小企業使節のネットワークは、欧州 2020 戦略に中小企業政策が含まれるよう、保障する役割も兼ねている。欧州委員会は、加盟国でも中小企業の関心を代表する団体の設置を促進している。中小企業使節のネットワークは、欧州ビジネス機関 (European Business Organizations: EBO) のオブザーバーと年4回の会合を持つ。

²³ http://ec.europa.eu/growth/about-us/index_en.htm

²⁴

http://ec.europa.eu/growth/smes/business-friendly-environment/small-business-act/sme-envoys/index_en.htm

²⁵ EEA: European Economic Area – 欧州経済領域

²⁶

http://ec.europa.eu/growth/smes/business-friendly-environment/small-business-act/sme-envoys/index_en.htm、中小企業使節の役割について詳細情報を入手可能。

1.4.2 政策実施機関

欧州連合における中小企業政策の実施体制は、非常に複雑である。欧州委員会の政策は、加盟国における実施を促進するものと、欧州連合が直接実施するものに分類することが可能である。

1.4.2.1 欧州連合における政策の実施機関

欧州連合が直接実施する政策は、主に補助金の交付や、欧州領域内の国家間の取組である。以下に、欧州連合における政策の実施機関を示す。

1.4.2.1.1 中小企業執行機関 (Executive Agency for Small and Medium-sized Enterprises: EASME²⁷)

中小企業執行機関 (Executive Agency for Small and Medium-sized Enterprises : EASME) は欧州委員会が設立したもので、COSME (1.4.2.1.4 参照) を含む複数のプログラムを欧州委員会に代わって管理する。

1.4.2.1.2 域内市場・産業・起業・中小企業総局

中小企業政策の立案において、中心的な役割を持つ域内市場・産業・起業・中小企業総局が直接提供しているサービスは以下のとおりである。

- グッドプラクティス・データベース (Good Practice Database) (2.3.1.3 参照)
- 市場参入チーム (Market Access Team) (2.8.1.2 参照)
- EU ゲートウェイ・プログラム (EU Gateway Programme) (2.8.1.4 参照)
- 欧州中小企業ポータルサイト (European Small Business Portal) (2.3.1.1 参照)
- ユア・ヨーロッパ・ビジネス (Your Europe Business) (2.3.1.2 参照)
- 税制に関する報告書の作成 (2.5.4 参照)
- 支払遅延防止法の整備 (2.6.1 参照)
- 企業欧州ネットワーク (Enterprise Europe Network) (2.10.1.1 参照)
- マイノリティ・女性に関する支援 (2.12 参照)
- 就業支援政策 (Second Chance Policy) (2.13 参照)
- EU 中小企業センター (EU SME Centre) (2.8.1.4 参照)
- EU ビジネス・アベニュー (EU Business Avenues) (2.8.1.4 参照)
- 中小企業国際化ポータル (The SME Internationalization Portal) (2.4.4

²⁷ <https://ec.europa.eu/easme/en/about-easme>

参照)

その他、域内市場・産業・起業・中小企業総局の以下の関連機関が各自政策を実施している。

- 欧州クラスター連合 (European Cluster Alliance) および欧州クラスター政策グループ (European Cluster Policy Group) (2.7.2 参照)
- 欧州連合商工会議所中国支部 (EU Chamber of Commerce in China) (2.8.2.1.4 参照)
- 欧州イノベーション・技術機構 (European Institute of Innovation and Technology) (2.4.3.1 参照)
- 欧州ネットワークおよび情報技術に関するセキュリティ外局 (European Network and Information Security Agency) (2.13.3.1 参照)
- 欧州標準化機構 (European Committee for Standardization) (CEN) (2.4.5 参照)

1.4.2.1.3 欧州投資銀行／欧州投資基金

欧州投資銀行 (European Investment Bank : EIB) は、加盟国に融資を提供する機関である。しかし、EIB の活動は欧州領域外にも及ぶ。また、EIB のファンドは欧州連合予算 (EU Budget) ではなく、市場から調達される。なお、EIB における中小企業を対象とした取組は、EIB が運営する欧州投資基金 (European Investment Fund : EIF) の管轄となる。以下に EIF が中小企業を対象に実施する取組を示す。

- 欧州中小企業共同資金 (Joint European Resource for Micro and Medium Enterprises : JEREMIE) (0 参照)
- EaSI 保証金融インスツルメント²⁸ (EaSI Guarantee Financial Instrument) (2.1.1.2 参照)
- COSME 融資保証ファシリティ (COSME Loan Guarantee Facility: COSME LGF) (2.1.3.1 参照) および COSME 成長エクイティー・ファシリティ (COSME Equity Facility for Growth: COSME EFG) (2.1.1.3 参照)
- InnovFin 中小企業保証ファシリティ (InnovFin SME Guarantee Facility²⁹) (2.1.3.2 参照)

²⁸ 欧州マイクロファイナンス推進機構 (European Progress Microfinance Facility: EPMF)ha2007-2013 に適用され EaSI 保証金融インスツルメントに引き継がれた。

http://www.eif.org/what_we_do/microfinance/easi/index.htm

²⁹ http://www.eif.org/what_we_do/guarantees/single_eu_debt_instrument/innovfin-guarantee-facility/index.htm

- InnovFin 中小企業ベンチャーキャピタル (InnovFin SME Venture Capital) (2.5.3.1 参照)

この他に EIB と EIF は共同金融インスツルメントとして中小企業イニシアティブ (SME Initiative) を運営している³⁰ (2.1.3.3 参照)。

1.4.2.1.4 企業・中小企業の競争力強化に向けた欧州連合のプログラム (COSME³¹)

COSME は企業・中小企業の競争力強化に向けた欧州連合のプログラムである。融資保証ファシリティおよび成長エクイティ・ファシリティによる資金調達の利用強化の提供、市場アクセスを促進するエンタープライズ・ヨーロッパ・ネットワーク (Enterprise Europe Network: EEN) への資金提供、起業家精神 2020 行動計画 (Entrepreneurship 2020 Action Plan) により中小企業への支援を行う。COSME は SBA の実施プログラムであり、主に EASME が管理している³²。

1.4.2.1.5 欧州委員会 研究総局

2.4.1.2 に記述されたホライズン 2020 (Horizon 2020³³) は、成長と雇用のための欧州 2020 戦略 (1.2.1.4 参照) を実現するため、欧州連合が実施する研究関連の支援事業を統括するプログラムである。ホライズン 2020 は欧州委員会研究総局 (Research & Innovation DG) の運営する「コミュニティ研究開発情報提供サービスサイト (Community Research and Development Information Service : CORDIS)」の管轄下となる。

1.4.2.2 加盟国における政策の実施機関

加盟国における実施は、EC 指令によって法的効力を持つものと、そうでないものがある。いずれも、加盟国政府における担当機関が実施する。

加盟国が実施するプログラムで、代表的なものは欧州中小企業共同資金 (JEREMIE) (0 参照) とエラスムス・プラス (Erasmus +) (2.3.2.1 参照) である。

1.4.3 人員

1.4.3.1 域内市場・産業・起業・中小企業総局

2015 年 12 月現在、域内市場・産業・起業・中小企業総局の被雇用者数は約 1,400

³⁰ http://www.eif.org/what_we_do/guarantees/sme_initiative/index.htm

³¹ <http://ec.europa.eu/DocsRoom/documents/9783>、COSME に関するリーフレットを入手可能。

³² <http://ec.europa.eu/DocsRoom/documents/9783>

³³ <http://ec.europa.eu/programmes/horizon2020/en>

人であり、長官は Lowri EVANS³⁴、副長官は Antti PELTOMAKI と Pierre DELSAUX である³⁵。

1.4.3.1.1 COSME プログラム (COSME Programme) 課

域内市場・産業・起業・中小企業総局には、中小企業使節を含む COSME プログラム (COSME Programme) 課が設置されており、3つのユニットから構成されている。2015年12月現在、COSME プログラム課は Kristin SCHREIBER³⁶ ディレクターの責任下にある。

なお、COSME プログラム課の構成は、2015年12月現在以下のとおりとなっている。

① COSME プログラム、中小企業使節、FASME との関係

担当：Costas ANDROPOULOS

② エンタープライズ・ヨーロッパ・ネットワークと中小企業の国際化

担当：Giacomo MATTINÒ

③ COSME 金融インスツルメント

担当：Claudiu Ciprian CRISTEA

1.5 中小企業政策における財政支出状況（予算規模等）

欧州連合の財政支出のうち、入手可能な情報として欧州予算 (EU Budget) がある。欧州予算は、プログラム別ではなく「アクティビティー・エリア」ごとに割り当てられている。以下に中小企業に関するアクティビティー・エリアの予算を示す。しかし、これは第2章に示された全施策をカバーするものではない。

³⁴ 2015年9月着任、任期不明 http://ec.europa.eu/growth/about-us/director-general/index_en.htm

³⁵ http://ec.europa.eu/growth/about-us/index_en.htm より組織図を入手可能。

³⁶ 2014年着任、任期不明 <http://www.wileurope.org/members/details/Kristin-Schreiber>

図表 7 欧州連合の予算

(単位：100 万ユーロ)

アクティビティー・エリア	2015	2014	2013
中小企業を対象としたプログラムの完成	100.3	104.8	148.1
COSME	214.8	118.6	123.1
ホライズン 2020 – 中小企業のイノベーション強化	17.7	3.0	-
合計	332.8	226.4	271.2

出所：欧州議会、2013/14/15 年度の予算、Definitive adoption (EU, Euratom) 2015/339 of the European Union' s general budget for the financial year 2015.

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=OJ:L:2015:069:FULL> より入手可能

1.6 中央政府と地方政府の役割分担

欧州連合は超国家機関であり、その役割は加盟国の社会的、環境的および経済的な差異をなくし、欧州領域の持続的な発展を促進する役割がある。

現在では、ベルギー、ブルガリア、チェコ、デンマーク、ドイツ、エストニア、ギリシャ、スペイン、フランス、アイルランド、イタリア、クロアチア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、ハンガリー、オランダ、オーストリア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、フィンランド、スウェーデン、英国の 28 か国が欧州連合加盟国となっている。

欧州連合加盟国は、農業や漁業等の分野で、法律制定の権限を一部欧州連合に移行している。その他の分野における政策形成の権限は、欧州連合と加盟国で分配されている。中小企業政策においては、欧州連合が欧州 2020 戦略 (1.2.1.4 参照) 等の包括的な戦略を打ち出し、それに沿った中小企業政策の枠組みを形成し、欧州投資基金 (EIF) による補助金の交付等、加盟国における政策実施の支援および促進の役割がある。

これに対して加盟国は、欧州共同体 (EC) 指令によって制定された欧州連合の政策を国の法律に反映させる義務がある。しかし、中小企業政策の基本法は制定されていないため、1.3.2 に示された関連法の分野のみでこの義務が生じる。その他の政策に関しては、加盟国の自由裁量によって実施される。

1.7 各国における中小企業政策の方向性

近年の厳しい経済状況および中小企業の回復ペースが遅いことが、EU が欧州の中小企業に提供する支援の内容に影響している。こうした支援の提供で最も総合的な政策は引き続き SBA であり、これは欧州 2020 戦略やその主要なイニシアティブに組み込まれている。その実施は継続的な監視を受けており、起業を促進する施策および迅速な管理が加盟各国全体で引き続き重要となる。

中小企業使節は、現行の SBA を改定する必要性を明確にしており、特に以下のような新たな SBA を提案している³⁷。

- 行政手続きの一層の簡素化と関連する規制コストの一層の低下
- ベンチャーキャピタル市場の強化と新たな資金調達源の開発に向けた取組の強化
- 中小企業の市場アクセスを促進するため、エンタープライズ・ヨーロッパ・ネットワークの更新および中小企業の国際化に対する欧州委員会のバランスの取れた政策の促進
- EU 起業家精神 2020 行動計画内での新たなイニシアティブの策定
- 5 番目の優先事項として「訓練と技能」の追加

一方、最新の中小企業パフォーマンス・レビュー³⁸ は、今後の対応について以下のように提案している。

- 景気後退からの回復において、それぞれの規模とセクターの中小企業に対する支援を強化するため、中小企業の規模とセクターの差別化に基づいて新たな政策と規制を策定し実施する必要がある。
- 加盟国全体で資金調達ソリューションに対する認識を向上させ、中小企業による資金調達ソリューションの利用を高めるため、欧州連合レベルと各国レベルのソリューションの間で結束を強化する。
- 各国レベルにおいても中小企業の管理や生産性、イノベーションに関連するすべての面で効率的なデジタル化を達成するため、省庁や公共機関は取組を強化すべきである。
- 中小企業の大半は依然として自国以外では事業を展開していないため、中小企業の国際化の支援方法では、例えば専門の統括団体を設けるなど結束を強化する必要がある。

³⁷ 2014 Report of the SME Envoy Network to the Competitiveness Council
(<http://europolitics.info/sites/default/files/201420annualreportenvoy-final.pdf>)

³⁸

http://ec.europa.eu/growth/smes/business-friendly-environment/performance-review/files/supporting-documents/2014/annual-report-smes-2014_en.pdf

1.8 政策評価

中小企業施策を含む企業関連の施策評価は欧州委員会 域内市場・産業・起業・中小企業総局が実施しており、同組織の施策評価スケジュールは域内市場・産業・起業・中小企業総局評価プラン (DG Internal Market, Industry, Entrepreneurship and SMEs Evaluation Plan) に示されている。同評価プランによれば、2015年1月現在、進行中の評価は15件（うちCOSME関連は2件）、2015年以降に着手する評価は25件（うちCOSME関連は5件）である³⁹。COSME関連の評価案件は以下のとおりである⁴⁰。

2015年1月時点進行中

- エンタープライズ・ヨーロッパ・ネットワークの評価 (Evaluation of the Enterprise Europe Network)
- EACI EASME の評価 (Evaluation of EACI EASME)

2015年以降に着手

- 観光分野における施策の評価 (Evaluation of measures in the field of tourism)
- ワース・パイロット・プロジェクトの評価 (Evaluation of the Worth Pilot Project)
- 外部の知的財産権ヘルプデスクの評価 (Evaluation of the external IPR Help desks)
- COSME パイロット・アクションー欧州のクリエイティブ産業連合 (ECIA) と欧州モバイル&モビリティ産業連合 (EMMIA) ーの評価 (Evaluation of COSME pilot actions European Creative Industries and European Mobile and Mobility Industries Alliances)
- COSME の中間評価 (Interim evaluation of COSME)

その他、全企業を対象とした政策の評価報告書、女性・マイノリティに関する施策の評価等、施策分野別に評価が過去に実施されている。これらの評価報告書は、今後の施策の向上、資源配当における優先事項の選択、効果・効率化・影響力の向上、実績の報告を目的としている。

また、域内市場・産業・起業・中小企業総局では、2008年以降、毎年、加盟国における政策の実施状況をまとめた中小企業パフォーマンス・レビュー (SME Performance Review) を発行している。中小企業パフォーマンス・レビューは以下のウェブサイトより入手可能である。

³⁹ http://ec.europa.eu/growth/about-us/evaluation/index_en.htm

⁴⁰ http://ec.europa.eu/growth/about-us/evaluation/index_en.htm より、数年の評価計画を入手可能。

(http://ec.europa.eu/growth/smes/business-friendly-environment/performance-review/index_en.htm)

2. 個別の中小企業施策

欧州委員会は、欧州連合の施策を管理運営し、欧州法の施行を担当する機関である。しかし、欧州委員会が提案する施策は、欧州共同体（EC）指令により制定されない限り法的効力を持たないため、加盟国における施策の実施は任意的なものである。したがって、以下に示す施策は欧州領域における方針的な枠組みとして機能する。

中小企業施策に関しても同様で、基本法の制定はなく、欧州連合の施策の多くは方針的な枠組みとして機能する。その他、欧州連合は様々な資金補助制度や、加盟国における政策施行を支援するプログラムを実施している。

2.1 金融⁴¹（融資、投資・出資、信用保証、その他）

2008年に採用されたSBA（1.2.1.3 参照）では、中小企業の財政確保を支援する欧州委員会の方針を示した。特に、中小企業が新たな製品やサービスを展開するためには、マイクロ・クレジットや、メザニン融資へのアクセスを容易にし、欧州のリスク・キャピタル市場を強化することが必要だと述べている。

2007年から2013年の欧州委員会の競争力・イノベーション・プログラム（Competitiveness and Innovation Framework Programme : CIP）では10億ユーロ以上を中小企業の財源確保の支援にあてていた。また、欧州委員会の結束政策（Cohesion Policy）⁴²の下、2014年から2020年に57億ユーロが中小企業支援にあてられる予定である。2014年8月以来、COSMEは2つの金融インスツルメントを提供し、これにより中小企業に対して最大で210億ユーロの融資が提供される見込みである⁴³。また、欧州委員会は中小企業の財源確保を支援する欧州投資銀行（EIB）の取組を推奨しており、欧州投資基金（EIF）がホライズン2020（Horizon2020）の枠内で金融インスツルメントを提供する。EIBとEIFは共同で中小企業イニシアティブ（SME Initiative）も運営している。

2.1.1 融資

すでに述べられたように、欧州委員会は加盟国に中小企業を対象としたマイクロ・クレジットやメザニン融資へのアクセスを向上するよう、欧州投資銀行および欧州投資基金が実施する以下のプログラムを推進している。また、信用保証に関する支援（2.1.3 参照）を強化することによって、間接的に中小企業に利用可能な融資の増加が促進されている。

⁴¹ http://ec.europa.eu/small-business/funding-partners-public/finance/index_en.htm#4

⁴² http://ec.europa.eu/regional_policy/index.cfm/en/policy/themes/sme-competitiveness/

⁴³ http://ec.europa.eu/growth/access-to-finance/cosme-financial-instruments/index_en.htm

2.1.1.1 欧州中小企業共同資金 (Joint European Resource for Micro and Medium Enterprises : JEREMIE⁴⁴)

欧州中小企業共同資金 (Joint European Resource for Micro and Medium Enterprises : JEREMIE) は、欧州投資銀行と欧州委員会が共同で開発したプログラムで、欧州連合加盟国の中央政府および地方政府の管理機関により実施される。同プログラムは、各管理機関が JEREMIE ホールディング・ファンド (JEREMIE Holding Fund) をそれぞれ設置することで、各加盟国に交付される欧州連合構造基金 (EU Structural Funds) の一部を、中小企業に対するエクイティ、融資、信用保証として使用することを可能にする。なお、JEREMIE ホールディング・ファンドには、欧州連合構造基金のみでなく、政府および第三者からも資金が投入される。JEREMIE ホールディング・ファンドは、欧州投資基金 (EIF) 、若しくはその他の金融機関より管理運営される。

JEREMIE ホールディング・ファンドを設置することで、加盟国の管理機関は、金融仲介機関に中小企業を対象とした信用保証、共同保証、カウンター・ギャランティー、エクイティ・ギャランティー、マイクロ・ローン、輸出信用保証 (Export-credit insurance) 、ベンチャーキャピタル、証券化、エンジェル投資家紹介ファンド (Business Angel Matching Funds) 、そして技術移転ファンド (Technology Transfer Fund) を提供することが可能である。

なお、金融仲介機関より JEREMIE ホールディング・ファンドへの返済金は、もう一度中小企業に上述の方法で供給することが可能である。返済金を再利用できるため、従来の投資プログラムと異なり、JEREMIE による欧州連合構造基金は持続的に利用可能である。

JEREMIE は 2007 年から 2013 年の期間中に実施された。EIF は 2014 年以降の期間も既存の取り決めに延長するよう提案しているが、欧州連合全体での市場ニーズの評価が進行中で、現時点では今後の JEREMIE に関する決定は行われていない⁴⁵。

2.1.1.2 EaSI 保証金融インスツルメント (EaSI Guarantee Finance Instrument) ⁴⁶

EaSI (雇用と社会的イノベーション : Employment and Social Innovation) 保証金融インスツルメントは、総予算 9 億ユーロを超える欧州連合レベルの資金提供インスツルメントとして、欧州委員会と欧州投資基金 (EIF) が 2014 年 1 月に

⁴⁴

http://www.eif.org/attachments/jeremie/Call_for_expression_of_interest_Greece_JER001_2010_2/frsp_blueprint.pdf

⁴⁵ http://www.eif.org/what_we_do/resources/jeremie/index.htm?lang=-en

⁴⁶ http://www.eif.org/what_we_do/microfinance/easi/index.htm

設立した⁴⁷。EaSI 保証金融インスツルメントは「決定 No.283/2010/EU (Decision No. 283/2010/EU)」⁴⁸の改正により設立され、欧州プログレス・マイクロファイナンス・ファシリティを引き継いだ。以下の目的のため、特にマイクロファイナンスと社会的起業家のファイナンスを手掛けている。

- 社会的弱者やマイクロ企業に対するマイクロファイナンスの入手可能性と利用可能性を高める。
- 社会的企業に対するファイナンスの利用を高める。

欧州投資基金 (EIF) はマイクロ起業家または社会的企業に対して直接的にはいかなる種類のファイナンスも提供していないが、EaSI 保証金融インスツルメントを通じて金融仲介機関に対して保証およびカウンター・ギャランティーを提供する。金融仲介機関と欧州委員会のリスク分担メカニズムのおかげで、マイクロクレジットの提供者および社会的企業に対する投資家は EaSI 保証により資金を提供できる企業の幅を広げることができ、従来の与信市場へのアクセスが困難となる可能性がある対象企業のファイナンスの利用を促進する⁴⁹。

2.1.1.3 COSME 成長エクイティ・ファシリティ (The COSME Equity Facility for Growth: EFG)⁵⁰

COSME 成長エクイティ・ファシリティ (EFG) は、2007年から2013年に実施された競争力イノベーション・フレームワーク・プログラム (Competitiveness and Innovation Framework Programme: CIP) の下でのエクイティ・ファイナンスの経験を生かすもので、欧州投資基金 (EIF) が管理する。その予算は、拡大・成長段階の中小企業で特に国境を越えて展開する企業に対するベンチャーキャピタルおよびメザニン融資を提供するリスクキャピタルへの投資に振り向けられる。商業ベースで取り組む資金運用管理者は、成長の可能性が最も高い中小企業に投資の重点を置くよう努める。約 500 社がエクイティ・ファイナンスを受領し、投資総額は最大 40 億ユーロ相当になる見込みである⁵¹。

2.1.2 投資・出資

欧州連合における資金援助は、主に信用保証と融資であり、中小企業に特化した投資プログラムはない。間接的な取組としては、欧州投資基金 (EIF) よりプライベートエクイティおよびベンチャーキャピタルに投資案を申請することが可能である他、欧州委員会はエンジェル投資家を支援している。

⁴⁷ <http://ec.europa.eu/social/main.jsp?catId=1081>

⁴⁸ <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:347:0238:0252:EN:PDF>

⁴⁹ http://www.eif.org/what_we_do/microfinance/easi/index.htm

⁵⁰ http://www.eif.org/what_we_do/equity/single_eu_equity_instrument/cosme_efg/index.htm

⁵¹ http://ec.europa.eu/growth/access-to-finance/cosme-financial-instruments/index_en.htm

2.1.2.1 中小企業を対象としたリスクキャピタル投資としての国庫補助の利用

加盟国政府が産業に国庫補助を交付するためには、EC 法に定められるとおり、欧州委員会より事前に許可を得なければならない。これは、国庫補助規則 (State Aid Rule) と呼ばれる。しかし、国庫補助一括適用免除規制 (GBER) (1.3.2.1 参照) を利用することにより、欧州委員会は加盟国の中小企業に設定された制限枠内の国庫補助を欧州委員会の許可無しに提供することを可能にしている。2006年8月、欧州委員会は加盟国が中小企業へ提供することができる国庫補助のガイドラインを公開している。これはエクイティー市場での資金調達が困難な中小企業に対し、大企業との競争を可能にするための支援提供といった目的から設置された。GBER のガイドラインは2014年6月に改定された。その内容は以下のとおりである。

中小企業を対象とした以下の国庫補助が許可されている。

- ① 一企業に対し、500万ユーロを上限とする⁵²
- ② 国庫補助は、中小企業の創業時、若しくは拡張期にのみ交付される
- ③ 提供される国庫補助の70%はエクイティー投資とする
- ④ 中小企業が必要とする資金の50%が民間部門より調達されるものとする (特例は30%)
- ⑤ 国庫補助は政府に投資利益があることを目的とする

2.1.2.2 ベンチャーキャピタル投資

2.5.3 参照。

2.1.3 信用保証

2.1.3.1 COSME 融資保証ファシリティ (COSME Loan Guarantee Facility) ⁵³

COSME 融資保証ファシリティ (COSME Loan Guarantee Facility: LGF) は、2007年から2013年に実施された競争力イノベーション・フレームワーク・プログラム (Competitiveness and Innovation Framework Programme: CIP) の下での中小企業保証ファシリティ (SME Guarantee Facility) を引き継ぐもので、欧州投資基金 (EIF) が管理する。欧州企業の成長および研究・イノベーションを支援する単一 EU デッドファイナンス (借入金融)・インスツルメントの手段である。

金融仲介機関を支援して中小企業への融資およびリースを提供拡大するために、

⁵² http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-14-369_en.htm

⁵³

http://www.eif.org/what_we_do/guarantees/single_eu_debt_instrument/cosme-loan-facility-growth/index.htm

EIFはCOSME LFGを通じて中小企業のデッドファイナンスのポートフォリオの証券化などの保証およびカウンター・ギャランティーを選ばれた金融仲介機関（例えば保証機関、銀行、リース会社など）に提供する。

金融仲介機関はCOSME保証によりリスクを分担することで、資金を提供できる企業の幅を広げることができ、従来の銀行融資が困難となりうる数多くの中小企業によるデッドファイナンスの利用を促進する⁵⁴。

2.1.3.2 InnovFin 中小企業保証ファシリティ (InnovFin SME Guarantee Facility)

55

InnovFin 中小企業保証ファシリティ (InnovFin SME Guarantee Facility) は、ホライズン 2020 の枠内で欧州委員会と欧州投資銀行 (EIB) グループが始めたイニシアティブで、欧州投資基金 (EIF) が管理する。InnovFin 中小企業保証ファシリティは、適正審査 (デューデリジェンス) の手続きにより選ばれた適格な地方銀行やリース会社、保証機関などが金融仲介機関となって資金を提供する。EIF は EIB および欧州連合の両方のために実施機関としての役割を果たし、InnovFin 中小企業保証ファシリティの下で金融仲介機関が提供する 2 万 5,000 ユーロから 750 万ユーロまでの融資やリース、保証で金融仲介機関によって生じる損失の一部をカバーする。InnovFin 中小企業保証ファシリティの恩恵を受けることができるのは、研究指向型の革新的な中小企業および欧州連合加盟国とホライズン 2020 の関連国の 1 か国または複数国で創業し事業を展開する中小企業となる。

2.1.3.3 中小企業イニシアティブ (The SME Initiative) ⁵⁶

中小企業イニシアティブ (The SME Initiative) は、欧州委員会と欧州投資銀行 (EIB) グループ (欧州投資銀行と欧州投資基金) の共同金融インスツルメントで、中小企業の資金調達を促進を目指す。COSME およびホライズン 2020 による欧州連合の資金と欧州投資銀行グループの資金の共同出資となっている。このイニシアティブには、無制限のポートフォリオ保証インスツルメントと証券化インスツルメントの 2 つの商品の実施がある。2015 年 12 月現在、スペインとマルタだけで運営されているが、将来的には他の欧州連合加盟国にも広がる可能性がある⁵⁷。

54

http://www.eif.org/what_we_do/guarantees/single_eu_debt_instrument/cosme-loan-facility-growth/index.htm

55

http://www.eif.org/what_we_do/guarantees/single_eu_debt_instrument/innovfin-guarantee-facility/index.htm

⁵⁶ http://www.eif.org/what_we_do/guarantees/sme_initiative/index.htm

⁵⁷ スペインとのイニシアティブは 2014 年 12 月可決、2015 年 1 月発効 (署名)、マルタとのイニシアティブは 2015 年 7 月に立ち上げられた。

<https://ec.europa.eu/commission/2014-2019/cretu/announcements/first-sme-initiative-programme-spai>

2.1.4 その他

中小企業に特化した取組ではないが欧州発展基金（European Development Fund : ERDF）、欧州社会基金（European Social Fund : ESF）、地方発展基金（Rural Development Fund : RDF）、コネクティング・ヨーロッパ・ファシリティ（Connecting Europe Facility : CEF）プログラムの補助金が利用可能である⁵⁸。その他、以下の取組が実施されている。

2.1.4.1 Gate2Growth⁵⁹

ブリュッセルとコペンハーゲンに設置されている Gate2Growth は、起業家と投資家に資金調達やビジネス・デベロップメント等に関する専門的なアドバイスを提供している。同プログラムは、欧州委員会がトレードマークを所有する InvestorNet-Gate2Growth より運営管理されている。

2.1.4.2 エンジェル投資家ベンチマーク（Benchmarking Business Angels (2002) ⁶⁰）

エンジェル投資家ベンチマーク（Benchmarking Business Angels）は、専門家がとりまとめたエンジェル投資家の中小企業への資金支援に関する報告書である。

2.1.4.3 投資準備（Investment readiness）

Investment readiness は、中小企業における投資事業を推奨するワークショッププログラムである。2006年11月28日に開催されたワークショップでは、中小企業や投資家のニーズや、誰が投資を促進するどのようなプログラムを提供すべきか、どのように評価されるべきか、という内容が検討された。同ワークショップの成果について、「Investment Readiness - summary report of the workshop」が発表されている⁶¹。

2.2 税制（設備投資、事業承継、技術開発、その他）

2008年、欧州委員会は、加盟国の税制とその中小企業への影響を、ビジネスオーナーと税制の専門家にインタビュー調査した報告書をまとめている⁶²。同報告書の作成には、オーストリア、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フラン

n-pledges-eu800-million-eu-regional-funds-help-finance-smes_en

http://europa.eu/rapid/press-release_IP-15-3682_en.htm

http://www.eif.org/what_we_do/guarantees/sme_initiative/smei_malta/index.htm

⁵⁸ http://ec.europa.eu/budget/funding/small-companies/main-funding-sources_en

⁵⁹ <http://www.gate2growth.com/>

⁶⁰ http://ec.europa.eu/enterprise/newsroom/cf/itemlongdetail.cfm?item_id=2053

⁶¹ http://ec.europa.eu/enterprise/newsroom/cf/_getdocument.cfm?doc_id=1171

⁶² http://ec.europa.eu/growth/tools-databases/newsroom/cf/itemdetail.cfm?item_id=8378

ス、アイルランド、イタリア、リトアニア、ルクセンブルグ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデンの 19 か国が参加している。同報告書は、結論として各加盟国の税制が中小企業に与える障害と、その解決法を提案している。なお、加盟国の専門家で編成されたグループが、調査の結果を基準に、エクイティー増加における税制の影響評価を行い、模範事例を挙げている。

2015年に発行された報告書は、中小企業に適用される法人所得税を大企業と比較した実証的研究であった⁶³。報告書では、欧州連合加盟の 20 か国と非欧州連合の 5 か国を対象に、2009年から2013年の間の中小企業に対する税制優遇措置を分析している。主な目的の一つは、中小企業に対する法人所得税（CIT）のゆがみや不利な状況を克服する解決策を提案することにある。

こういった調査活動以外では、中小企業を対象とした取組は、付加価値税（VAT）の緩和と付加価値税請求の簡易化のみである。

2.2.1 その他

SBAの方針に、主に中小企業より提供される地方産業を対象とした付加価値税緩和の選択肢を加盟国に与えることと、付加価値税請求に関する既存の規則を簡易化および調和し、中小企業の負担を軽減する取組が宣言されている。

2.2.1.1 付加価値税緩和に対する宣言

SBAで付加価値税緩和が宣言されたが、その後2009年5月5日に理事会指令（Council Directive）2009/47/EC⁶⁴が制定されている。同指令は主に中小企業によって運営されている地域の重労働業（レストラン等）に対し、半永久的に付加価値税緩和を許可している。

2.3 支援体制（情報提供、経営相談・アドバイス、その他）

2.3.1 情報提供

欧州委員会では、中小企業政策に関する情報をまとめた欧州中小企業ポータル（European Small Business Portal）とユア・ヨーロッパ・ビジネス・ポータル（Your Europe Business portal）や、産業企業総局のウェブサイトでグッドプラクティス・データベース（Good Practice Database）を公開している。その他、欧州委員会は欧州中小企業週間（European SME Week）などのキャンペーン活動を通して、情報の普及に努めている。こういった活動から、情報提供が中小企業政策の効果的な実施において重要な役割を果たしていることが伺える。以下にこれらの取組をまとめ

⁶³ http://ec.europa.eu/growth/tools-databases/newsroom/cf/itemdetail.cfm?item_id=8377

⁶⁴ <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2009:116:0018:0020:EN:PDF>

る。

2.3.1.1 欧州中小企業ポータル (European Small Business Portal)

欧州中小企業ポータル (European Small Business Portal) は、財源確保や市場における規制に関する情報、欧州連合の中小企業政策および統計、そして利用できる支援プログラムに関する情報を公開するウェブサイトである。

以下のウェブサイトからアクセス可能である。

http://ec.europa.eu/small-business/index_en.htm

2.3.1.2 ユア・ヨーロッパ・ビジネス (Your Europe Business⁶⁵)

ユア・ヨーロッパ・ビジネス (Your Europe Business) は、事業活動を他の欧州連合加盟国や EEA (欧州経済地域) 諸国に拡大する事を望む企業や起業家に支援を提供するポータルである。欧州連合の規則に関する実用的な情報のほか、各国の規則や当局、ヘルプデスク、支援サービスのリンクを提供している。

以下のウェブサイトからアクセス可能である。

<http://europa.eu/youreurope/business/>

2.3.1.3 グッドプラクティス・データベース (Good Practice Database)

グッドプラクティス・データベース (Good Practice Database) では、欧州連合の全 27 加盟国で中小企業のビジネス環境を整えるために実施されている推奨すべき取組を保管している。欧州委員会は加盟国に対し、経験を共有することによって、ある加盟国で効果的な成果を得た取組をその他の加盟国で導入することを推奨している。

以下のウェブサイトからアクセス可能である。

<http://ec.europa.eu/enterprise/policies/sme/best-practices/database/SBA/index.cfm?fuseaction=practice.list>

2.3.1.4 欧州中小企業週間 (European SME Week⁶⁶)

競争力・イノベーション・プログラム (Competitiveness and Innovation Framework Programme: CIP) より資金提供を受けて 2009 年に開始した欧州中小企業週間 (European SME Week) は、産業企業総局が管理する SBA の方針の一つである中小企業のビジネス環境の整備を実施するための取組である。

欧州中小企業週間は、欧州連合、加盟国の国家政府、地域政府、地方自治体が零細事業および中小企業にどのような支援を提供しているかという情報を共有し、

⁶⁵ http://ec.europa.eu/growth/smes/support/networks/index_en.htm

⁶⁶ http://ec.europa.eu/enterprise/policies/entrepreneurship/sme-week/index_en.htm 参照。

起業家精神を促進し、欧州の繁栄、雇用状況、競争、およびイノベーションにおける起業家の貢献を奨励することを目的とする。

CIP プログラムは終了したものの、欧州中小企業週間は引き続き毎年開催されている。2015 年は、11 月 16 日から 22 日の間に 37 か国で実施された。これに加えて、1 年を通じて小規模なイベントが開かれている⁶⁷。

2.3.2 人材育成・研修

SBA には、中小企業のスキルアップと革新性を強化する方針が盛り込まれている。同方針に基づき、被雇用者、起業家および企業の適応力を支援するため、2007 年から 2013 年の間で 135 億ユーロの予算を用意し、このうちの多くは中小企業を対象とした取組にあてられる。

2009 年 11 月 9 日、欧州委員会の雇用・社会問題・機会均等総局 (Directorate General Employment, Social Affairs and Inclusion) は、中小企業における人材育成のガイドライン「Guide for Training in SMEs」を発行した。同報告書の後方には、50 の模範事例が掲載されている。また、同報告書 71 ページより、欧州連合が実施する人材育成プログラムの一覧表が入手可能である。同報告書は以下のウェブサイトから入手可能である。

<http://ec.europa.eu/social/main.jsp?catId=782&langId=en&pubId=416&type=2&furtherPubs=yes>

2014 年から 2020 年の期間では、欧州委員会は欧州における成長と生産性の支援手段として、主に「起業家精神」に重点を置いている。欧州委員会は、「起業家精神 2020 行動計画 (Entrepreneurship 2020 Action Plan)⁶⁸」を立ち上げたが、この行動計画の 3 つの主要分野の一つが起業家教育である。2013 年に当時の産業企業総局 (DG for Enterprise and Industry) (現在の名称は域内市場総局 (DG Internal Market)) は、教育者向けガイド (Guide for Educators)⁶⁹ を発行した。起業家精神 2020 行動計画の実施の多くは、COSME プログラムによる支援を受けている (1.4.2.1.4 参照)。

以下、SBA に記載されているレオナルド・ダ・ビンチ・プログラム、青年起業家のためのエラスムスプログラム (Erasmus for Young Entrepreneurs)、キャリアポータル (Career Portal)、E-Skills についてまとめる。また、欧州連合では、育成プログラムの形成を目的とした機関、Cedefop が設置されている。Cedefop についても以下にまとめる。

⁶⁷ <http://ec.europa.eu/growth/smes/support/sme-week/>

⁶⁸ http://ec.europa.eu/growth/smes/promoting-entrepreneurship/action-plan/index_en.htm

⁶⁹ file:///C:/Users/Minden_Adm/Downloads/Guide_Entrepreneurship%20Education_2014_EN.pdf

2.3.2.1 エラスムス・プラス(Erasmus+⁷⁰)

欧州連合の生涯学習プログラム (Lifelong Learning Programme : LLP) の一環として、中小企業、無職の青年、若しくは職業訓練を受けている若者および専門家を対象としたレオナルド・ダ・ビンチ・プログラムが、2007年から2013年まで実施されていた。レオナルド・ダ・ビンチ・プログラムは、企業(特に中小企業)、公共機関(国家、地方、自治体レベル)、株式会社、民間企業、雇用者連盟、専門団体(商工会議所を含む)、ソーシャルパートナー(労働組合等)が提供するトレーニング活動を支援していた。

2014年から2020年の期間では、レオナルド・ダ・ビンチ・プログラムに代わって新しくエラスムス・プラス(Erasmus+)プログラムが始まった。エラスムス・プラス・プログラムは、技能および雇用可能性を強化するとともに、教育・訓練・若年労働(Education, Training, and Youth work)の現代化を目指している。この7年間のプログラムの予算は147億ユーロの予定である。教育・訓練・若者・スポーツの4分野に重点を置き、こうした分野の現代化のため国境を越えた提携および各国の取組を支援する。エラスムス・プラスは、2014年以前の7つのプログラムを選び、それらを3種類の主要行動(Key Actions)に統合している。この主要行動には、以下のような中小企業に関係したものと2つの具体的な行動がある⁷¹。

- 各個人のラーニング・モビリティ (Learning Mobility of individuals) (KA1) (2.3.2.1.1 参照)
- イノベーションとグッドプラクティスの交換の協力 (Cooperation for Innovation and exchange of good practices) (KA2) (2.3.2.1.2 参照)
- 政策改革への支援 (Support for policy reform) (KA3) (2.3.2.1.3 参照)
- ジャン・モネ (Jean Monnet)
- スポーツ (Sport) ⁷²

欧州委員会は、プログラムに対する全般的な責任を持ち、予算を管理するとともに優先事項や目標、基準を定める。欧州委員会は、各国レベルのプログラム実施を担う仕組みに対する監督と調整でも全般的な責任がある。

各国レベルでは、各国の機関(National Agencies)がプログラムの促進と実施を行う。こうした機関は、各地方・各地域・各国レベルで参加する団体と欧州委員会をつなぐ役割を果たす。

欧州連合の全加盟国がエラスムス・プラスのすべての行動に全面的に参加でき

⁷⁰ http://ec.europa.eu/programmes/erasmus-plus/index_en.htm

⁷¹ http://ec.europa.eu/programmes/erasmus-plus/discover/index_en.htm

⁷² http://ec.europa.eu/programmes/erasmus-plus/documents/erasmus-plus-in-detail_en.pdf

るとともに、非欧州連合のマケドニア、旧ユーゴスラビア、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、トルコからも参加可能である。

2.3.2.1.1 各個人のラーニング・モビリティ (Learning Mobility of individuals) (KA1)

KA1 が支援するのは、教育、訓練、若者の分野におけるモビリティ・プロジェクト、欧州ボランティア・サービス (European Voluntary Service) の大規模イベント、エラスムス・ムンドゥス共同修士号 (Erasmus Mundus Joint Master Degrees)、エラスムス・プラス修士号融資 (Erasmus+ Master Loans) である。長期的には、この主要行動 (Key Action) で支援を受ける数千件のプロジェクトの複合効果が、参加各国の教育・訓練・若者のシステムに影響を与えると見込まれ、これにより政策改革を促進するとともに欧州および欧州外でのモビリティの機会に対する新たな資源を呼び込むことが期待されている⁷³。

2.3.2.1.2 イノベーションとグッドプラクティスの交換の協力 (Cooperation for Innovation and exchange of good practices) (KA2)

KA2 が支援するのは、教育・訓練・若者の分野における戦略的提携、知識連合、セクターの技能連合、高等教育分野でのキャパシティ・ビルディング (能力育成)、若者の分野でのキャパシティ・ビルディングである。この主要行動 (Key Action) は、組織や地方・地域・各国レベルあるいは欧州レベルにおける革新的な事例の開発、移転および実施をもたらすことが見込まれる⁷⁴。

2.3.2.1.3 政策改革への支援 (Support for policy reform) (KA3)

KA3 の活動は、欧州 2020 戦略の目標達成、教育・訓練 (ET 2020) での欧州協力の戦略的枠組みの達成、欧州若者戦略 (European Youth Strategy) の達成を目指している。また、教育・訓練・若者の分野での知識収集、政策イノベーションに向けたイニシアティブ、国際機関との協力も支援する⁷⁵。

2.3.2.2 青年起業家のためのエラスムスプログラム (Erasmus for Young Entrepreneurs⁷⁶)

欧州委員会は、青年起業家のためのエラスムスプログラム (Erasmus for Young Entrepreneur) を運営している。同プログラムは、有望な起業家に対し、中小企業を運営するのに必要なスキルを提供している。また、欧州委員会より運営資金

⁷³ http://ec.europa.eu/programmes/erasmus-plus/documents/erasmus-plus-programme-guide_en.pdf

⁷⁴ http://ec.europa.eu/programmes/erasmus-plus/documents/erasmus-plus-programme-guide_en.pdf

⁷⁵ http://ec.europa.eu/programmes/erasmus-plus/documents/erasmus-plus-programme-guide_en.pdf

⁷⁶ <http://www.erasmus-entrepreneurs.eu/page.php?cid=02>

が提供されており、2015年の統計では欧州連合加盟 28 各国と非欧州連合の参加 10 各国において、2009 年以来 3,000 件を超える交換が実施されたことが示されている⁷⁷。加盟国における同プログラムの活動は、欧州商工会議所連盟 (EUROCHAMBRES) および欧州商工会議所協会 (Association of European Chambers of Commerce and Industry) が統括している。

同プログラムに参加することができるのは、創業計画を持つ起業家志望者と、最近事業を立ち上げた起業家である。参加する起業家は、他国の企業で訓練を受けることによって中小企業の管理運営に必要なスキルを得ることが可能である。若い起業家のスキルを向上するとともに、ネットワーキングを通して市場へのアクセスをより可能にする目的がある。また、自国とホスト企業の所在国間の交通費と滞在費が支給される。

2.3.2.3 E-skills⁷⁸

産業企業総局では、欧州の企業が成長するためには ICT 関連のスキル向上が必須であり、この見解を示した方針、「21 世紀のための E-スキル：競争力、成長、雇用の促進 (E-skills for the 21st Century: Fostering Competitiveness, Growth and Jobs)」を 2007 年 9 月 7 日に採用している。中小企業に特化した取組ではないが、SBA は ICT スキルの向上が中小企業の競争力と成長につながるという見解を示している。

この取組のもと、欧州委員会はキャリアポータル (Career Portal) を含むウェブサイトを設置している。

以下のウェブサイトからアクセス可能である。

<http://eskills.eun.org/web/guest/home>

2.3.2.4 Cedefop⁷⁹

1975 年に設置された欧州職業訓練開発センター (European Centre for the Development of Vocational Training: Cedefop) は、欧州連合における育成プログラムを形成し、促進することを目的とした機関である。同機関の設置は、欧州連合規則、EEC No 337/75, Official Journal of the European Communities L39, 13.2.1975 より制定されている。同規則は、EC No. 2051/2004 により改正されている。同機関の育成プログラムに関する役割は、既存する育成プログラム、施策、研究調査の分析と情報提供である。

⁷⁷ http://www.erasmus-entrepreneurs.eu/press/150831_Statistics_August_5604f390e5889.pdf

⁷⁸ http://ec.europa.eu/growth/sectors/digital-economy/e-skills/index_en.htm

⁷⁹ <http://www.cedefop.europa.eu/EN/about-cedefop/projects.aspx>

2.3.2.5 職業教育訓練 (Vocational Education and Training⁸⁰)

欧州連合の教育訓練委員会 (Education and Training Commission) では、職業教育訓練 (Vocational Education and Training : VET) が実施されている。中小企業に特化した取組ではないが、国際化、高齢化、低スキル労働者の増加といった状況下、職業訓練は欧州の競争力を将来的に維持するためには重要な役割を持つ。

2010年6月9日、欧州委員会は職業訓練の将来について、先10年間のビジョン「欧州2020戦略推進のための職業訓練分野における欧州協力推進 (A New Impetus for European cooperation in Vocational Education and Training to support the Europe 2020 strategy)」⁸¹を発表した。職業訓練は、中小企業の成長促進することを目標に掲げる欧州2020戦略の実施を支援するためのものである。

2.3.3 環境対策

SBAでは、中小企業が環境問題をビジネスチャンスとして捉えられるよう、欧州連合と加盟国の支援提供を促進する方針が示されている。2010年10月、欧州連合産業企業総局は、2007年から2013年競争力・イノベーション・プログラム (CIP2007-2013) の一環として中小企業の環境公害に関する報告書「欧州共同体の中小企業とその環境 (SMEs and the environment in the European Union)」⁸²を発行した。同報告書は、欧州における中小企業の環境公害の程度を推測している。以下に同報告書の概要をまとめる。

中小企業の環境公害について

- 小企業が排出する公害は、欧州における産業公害の約64%を占める
- 中小企業の24%は環境公害軽減のための取組を積極的に実施している(主にエネルギー消費量の削減による); 中小企業の0.4%が環境管理システム (Environmental management System (EMAS-ISO14001 およびその他のシステム)) を利用している。
- 中小企業を対象とした取組は、企業が活動する産業分野の特徴を考慮に入れるべきである。

中小企業に対する欧州連合の環境法の影響について

- 中小企業では、大企業に比べ、環境法に従うことが困難である。
- 中小企業が環境法に従うためには、環境コンプライアンス支援計画

⁸⁰ http://ec.europa.eu/education/policy/vocational-policy/index_en.htm

⁸¹ <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2010:0296:FIN:EN:PDF>

⁸² http://ec.europa.eu/enterprise/newsroom/cf/itemdetail.cfm?item_id=4711

(Environmental Compliance Assistance Programme:ECAP) のようなアドバイス提供サービスや、作業の重複を防ぎ、時間を節約するワンストップショップ、環境報告書の簡易化、環境関連の許可手続きの簡易化が必要である。

- 環境法に従う際に発生するコストに対し資金支援が提供されるべきである。

環境問題をビジネスチャンスに変えることについて

- ① エネルギー効率の向上とコストおよび環境公害の削減
 - 環境負荷の高い中小企業（中小企業の約 40-45%）は、環境ソリューションに投資することが優先事項である。中小企業は安価なソリューションを好む。
 - 認定環境管理システム（Certified Environmental Management Systems : EMS)は、中規模および大規模の企業、若しくは環境負荷の高い企業に好まれる。小規模事業者および小規模の企業を対象とした、より簡易な、新たなシステムが開発されるべきである
 - グリーンスキルに関する育成プログラムは必須である。
- ② エコ市場およびエコ産業におけるビジネスチャンスの到来
 - 専門知識の不足、長期に亘る新製品の許可手続き、消費者の需要の不足が中小企業のエコ産業参入を妨害している。
 - 中小企業は、エコ製品の営業に対する支援、エコ製品販売の許可手続きの簡易化、エコ産業におけるビジネスチャンスを強調するイベントの開催を必要としている。

調査の結果は、加盟国別および産業別の環境影響を比較することが可能なデータベースに保管されている。

「欧州共同体の中小企業とその環境（SMEs and the environment in the European Union）」報告書に続いて、欧州委員会は 2014 年 7 月、中小企業のためのグリーン行動計画（Green Action Plan for SMEs: GAP）⁸³ を採択した。これはグリーン経済への移行でもたらされる機会を、中小企業が活用できるよう支援することを目指している。グリーン行動計画は、欧州委員会のコミュニケーション COM/2014/0440（EC communication COM/2014/0440）⁸⁴により正式に導入された。同コミュニケーションは以下の狙いを明示している。

- (1) 以下により欧州の中小企業の資源効率を高める。

⁸³ http://ec.europa.eu/growth/smes/business-friendly-environment/green-action-plan/index_en.htm

⁸⁴ <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52014DC0440>

- a. コスト効果の高い方法により資源効率を高める方法について中小企業に実用的な情報やアドバイス、支援を提供する。
 - b. グリーン技術の効率的な技術移転メカニズムを支援する。
 - c. 中小企業における資源関連の改善とエネルギー効率に対する資金提供の利用を促進する。
- (2) 以下によりグリーン起業家を支援する。
- a. 非技術的なエコイノベーションを含めたあらゆる形式のエコイノベーションを促進する。
 - b. グリーン起業家の事業提携、技能、知識を促進する。
 - c. クラスタ・エクセレンス・プログラム (Cluster Excellence Programme) (COSME 2014–2020 年、準備中) の下で、エコイノベーション型の中小企業を支援し、クラスタの役割を活用する⁸⁵。
- (3) 以下によりグリーンなバリューチェーンの機会を活用する。
- a. 分野横断的および国際間のバリューチェーンの協力や事業の創出・協力に対する全体的な障壁に取り組む。
 - b. 循環型経済の促進に考慮して分野横断的な協力を促進する。
- (4) 以下によりグリーン中小企業の市場アクセスを促進する。
- a. よりグリーンな欧州域内市場を促進する。
 - b. グリーン起業家の国際市場へのアクセスを促進する。
 - c. 欧州の中小企業との協力を通じてパートナー国での資源効率技術の利用を促進する⁸⁶。

2.3.3.1 LIFE プログラム⁸⁷

中小企業に特化した取組ではないが、LIFE プログラムは環境政策の実施を支援する資金提供プログラムである。欧州領域内に設立された法人であれば、誰でも申請することが可能である。環境総局 (DG Environment) および気候行動総局 (DG Climate Action) が LIFE プログラムを運営するが、欧州委員会は 欧州中小企業執行機関 (EASME) にも数多くの政策の実施を委任している⁸⁸。

2.3.3.2 その他

企業欧州ネットワーク (Enterprise Europe Network) では、環境・エネルギー部門の専門家を雇用し欧州委員会が給与を負担することで、中小企業に、環境に優しい運営方法や市場の潜在需要等に関するアドバイスを無料で提供している。

⁸⁵ <http://ec.europa.eu/easme/en/cos-cluster-2014-3-04-2-cluster-excellence-programme>

⁸⁶ <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52014DC0440>

⁸⁷ <http://ec.europa.eu/environment/life/>

⁸⁸ <http://ec.europa.eu/environment/life/about/index.htm>

その他、エコイノベーション分野での中小企業や革新的な創業に対し、市場へのアクセスや技術移転、財源確保などの支援を提供している。また、欧州連合は加盟国にエコ・ビジネスおよびエコ製品へのインセンティブを提供するよう要請している。

2.4 既存の中小企業に対する経営資源の確保の支援（研究開発技術、IT 対応、販路開拓、新分野進出、その他）

2.4.1 研究開発技術支援

SBA には、中小企業が実施する研究開発への投資、中小企業の研究開発サポートプログラムへの参入、国境を越えた研究活動への参入を促進する方針が示されている。

具体策としては、欧州委員会は障害適用免除規制を利用することで、加盟国が中小企業の実施する研究開発および技術革新へ支援を提供しやすいよう国庫補助規則（State Aid rule）を簡易化することを宣告している。また、国家プログラムを通して中小企業の研究開発技術支援を行うことを約束している。その他、欧州委員会は知識の共有を促進するため、欧州イノベーション・技術機構（EIT）⁸⁹が実施するプログラムへの中小企業の参加を勧めている。

2.4.1.1 国庫補助一括適用免除規制（General Block Exemption Regulation on State Aid : GBER）

2.1.2.1 にあるように、加盟国政府が産業に国庫補助を交付するためには、欧州委員会より事前に許可を得ることが EC 法によって規制されている。これは、国庫補助規則（State Aid rule）と呼ばれる。国庫補助一括適用免除規制（GBER）の Aid for Research & Development & Innovation（R&D&I）は、加盟国の研究開発および技術分野に対する国庫補助を可能にしている。中小企業に特化した規則としては、産業財産権の費用に対する国庫補助が存在する。その他、R&D&I ではテクニカル・フィーザビリティ調査、革新的な若手起業家、イノベーションに関するアドバイス提供サービス、高度なスキルをもつ人材への融資、農業および漁業分野での研究開発に対する国庫補助を許可している。

2.4.1.2 ホライズン 2020（Horizon 2020⁹⁰）

欧州連合における研究開発に対する支援は、主にホライズン 2020（Horizon 2020）を通して提供されている。欧州委員会は、同プログラムが実施される 2014 年から 2020 年の間、総額 800 億ユーロの予算を中小企業に対する研究支援にあて

⁸⁹ <http://eit.europa.eu/>

⁹⁰ <http://ec.europa.eu/programmes/horizon2020/>

ている。同プログラムより提供される補助金は、すべて公開入札を通じて交付される。ホライズン 2020 に関する情報は CORDIS⁹¹が提供しているが、現在実施されている公開入札事業は以下のウェブサイトからアクセス可能である。

<http://ec.europa.eu/research/participants/portal/desktop/en/home.html>

ホライズン 2020 の中小企業に関連する主要プログラムは、有望なイノベーションに資金を提供する中小企業インスツルメントである⁹²。このプログラムは、約 30 億ユーロの予算で有望な中小企業を支援し、世界市場の競争の直面に対応する製品やサービス、またはプロセスで画期的で革新的なアイデアを開発する。このプログラムで提供される支援には、実行可能性評価、革新的プロジェクトへの資金提供、商業化と指導などがある⁹³。

2.4.2 IT 対応への支援

欧州連合情報社会メディア総局のウェブページで、欧州連合の IT 政策、欧州のためのデジタル・アジェンダ (Digital Agenda for Europe) に関する情報が入手可能である⁹⁴。これらは、中小企業に特化した政策ではないが、その主な目的は、欧州において高度な持続的で包括的な成長を生み出すために単一のデジタル市場を開発することである⁹⁵。これは以下に示す 7 つの柱からなる。

2.4.2.1 デジタル・アジェンダ (Digital Agenda) の 7 つの柱

- 単一デジタル市場の実現⁹⁶

第 1 の柱は、欧州連合の単一市場ルールをデジタル時代に向けて更新することによりサイバースペースにおける欧州連合の消費者の保護を目指すとともに、企業が欧州連合全体で独自のアイデアを市場に出して共有できることを目指す。

- 相互運用性と標準の強化⁹⁷

第 2 の柱は、新たな IT のデバイスやアプリケーション、データリポジトリ、サービスが、どこでも途切れなく確実に相互に作用することを目指す。デジタル・アジェンダは、成功の鍵として基準設定手続きの改善や相互運用性の向上

⁹¹ http://cordis.europa.eu/home_en.html

⁹² <http://ec.europa.eu/programmes/horizon2020/en/h2020-section/sme-instrument>

⁹³ <http://ec.europa.eu/programmes/horizon2020/en/h2020-section/sme-instrument>

⁹⁴ <https://ec.europa.eu/digital-agenda/en>

⁹⁵ <https://ec.europa.eu/digital-agenda/en/digital-agenda-europe-2020-strategy>

⁹⁶ <https://ec.europa.eu/digital-agenda/en/our-goals/pillar-i-digital-single-market#Article>

⁹⁷ <https://ec.europa.eu/digital-agenda/en/our-goals/pillar-ii-interoperability-standards>

を明示している。

- オンラインの信頼性とセキュリティの強化⁹⁸
第3の柱は、サイバー攻撃に対する欧州の対応の調整や個人データ保護の規則強化など、サイバー犯罪に対処するための数々の実際的な解決策を提案している。
- 全市民の高速および超高速インターネットへのアクセス促進⁹⁹
第4の柱は、投資の促進および包括的な電波スペクトル計画の提案により、こうした野心を実現することを目指す。韓国や日本のような世界的なリーダーに対抗するため、欧州は全市民に対して 30 Mbps のダウンロード速度が必要な上、2020年には欧州のインターネット接続契約世帯の50%以上を100 Mbps超とする必要がある。
- 研究・イノベーションへの投資¹⁰⁰
第5の柱は、最良の研究アイデアを市場性のある製品やサービスに転換するために、欧州の細分化された取組を廃して調整を高めることにより、欧州の競争上の優位性を維持することを追求する。
- デジタル・リテラシー、デジタルの機能・包摂の促進¹⁰¹
第6の柱は、デジタルの技能の強化が社会への全面的参画に重要であることを認識し、一部の人がデジタル環境の中で依然としてメディア・リテラシーから排除されていることに取り組むことを目指す。これに加えて、ICT分野やデジタルの技能が必要な仕事での雇用を促進するため、欧州委員会は2013年にデジタルの職と技能の大連合（Grand Coalition for Digital Jobs and Skills）を創設した¹⁰²。
- ICTで可能となる欧州連合の社会への利益¹⁰³
第7の柱は、エネルギー消費の削減や高齢者の生活支援、医療サービスの変革、より良い公共サービスの提供に向けてICTの能力に重点を置く。

⁹⁸ <https://ec.europa.eu/digital-agenda/en/our-goals/pillar-iii-trust-security>

⁹⁹ <https://ec.europa.eu/digital-agenda/en/our-goals/pillar-iv-fast-and-ultra-fast-internet-access>

¹⁰⁰ <https://ec.europa.eu/digital-agenda/en/our-goals/pillar-v-research-and-innovation>

¹⁰¹

<https://ec.europa.eu/digital-agenda/en/our-goals/pillar-vi-enhancing-digital-literacy-skills-and-inclusion>

¹⁰² <http://ec.europa.eu/digital-agenda/en/grand-coalition-digital-jobs>

¹⁰³ <https://ec.europa.eu/digital-agenda/en/our-goals/pillar-vii-ict-enabled-benefits-eu-society>

2.4.2.2 デジタル経済 (Digital Economy¹⁰⁴)

欧州デジタル・アジェンダに加えて、EU2020 フラッグシップ・イニシアティブ (EU 2020 Flagship Initiatives) や起業家精神 2020 行動計画 (Entrepreneurship 2020 Action Plan)、SBA のすべてが、より効率的なデジタル技術の利用を求めている。例えば欧州委員会は電子請求書 (E-invoicing) および電子政府取引 (E-government transaction)、つまりウェブを利用した請求書の作成と政府との商取引を可能にするため、企業の電子アイデンティティの開発を加盟国に支援するよう促進している。また、E-skills (2.3.2.3 参照) を通して、欧州における人材の IT 対応能力を高める取組が行われている。その他、E-business では企業を対象とした IT 対応に関するガイドブック「E-Business Guide for SMEs」¹⁰⁵を出版している。

2.4.3 産学官連携支援

SBA では中小企業の産学官連携を強化する方針が示されている。

2.4.3.1 欧州イノベーション・技術機構 (European Institute of Innovation and Technology : EIT¹⁰⁶)

欧州委員会は欧州イノベーション・技術機構 (European Institute of Innovation and Technology : EIT) が実施する活動に、中小企業の参入を促進することを SBA に宣告している。EIT の活動に参加することで、中小企業はより専門的な知識を得ることが可能になる。

2.4.3.2 共同技術イニシアティブ (Joint Technology Initiative¹⁰⁷)

2007 年から 2013 年までの第 7 回枠組みプログラム (7th Framework Programme : FP7) より予算があてがわれている共同技術イニシアティブ (Joint Technology Initiative) は、欧州の競争を高めることを目的とし、主要な研究開発分野へ投資する官民協力である。

現時点では以下の 5 つの分野で共同技術イニシアティブが設置されている。

- 革新医薬品イニシアティブ (Innovative Medicines Initiative: IMI)
- 航空学・航空輸送クリーンスカイ (Clean sky)

¹⁰⁴ <http://ec.europa.eu/growth/sectors/digital-economy/>

¹⁰⁵

http://ec.europa.eu/enterprise/e-bsn/ebusiness-solutions-guide/docs/eBusiness_Guide_for_SMEs.pdf

¹⁰⁶ <http://eit.europa.eu/>

¹⁰⁷ http://ec.europa.eu/research/jti/index_en.cfm?pg=home

- ナノエレクトロニクス (Nano-electronics Technologies : ENIAC)
- コンピュータ組込システム (Embedded Computing Systems : ARTEMIS)
- 水素燃料電池イニシアティブ (Hydrogen and Fuel Cells Initiative : FCH)
- 全地球的な環境・セキュリティ監視 (Global Monitoring for Environment and Security : GMES)

第7次フレームワーク・プログラム (FP7) はホライズン 2020 (2.4.1.2 参照) に代わったものの、共同技術イニシアティブ (JTI) は引き続き活動している。

2.4.4 販路開拓支援

SBAによると、欧州における中小企業のうち、輸出業の取引高を報告している企業は全体の8%のみである。また、EU領域の拡大によって、加盟国間でのビジネス機会が増えている。こういった背景から、EU内外で新販路を開拓することが重視されている。中小企業のリスク吸収能力には制限があり、大企業に比べ貿易障害による影響を受けやすいため、新販路開拓のリスクを分け合えるパートナーを探す必要性、文化的な障害および規制による障害を最小化する必要性がある。このため、EUでは主な輸出市場に市場参入チーム (Market Access Teams) を設置し、EU内外の貿易障害に関する情報の伝達が向上している。また、WTOを通じて、先進国や急速に発展をしている第3国での販路開拓を促進している。EUゲートウェイ・プログラム (EU Gateway Programme) ¹⁰⁸ は、従来から中国、韓国、日本において欧州の中小企業を支援していた。現在ではEU中小企業センター (EU SME Centre) ¹⁰⁹ が中国で活動し、一方で東南アジアでチャンスを求める中小企業のためのパイロット・プログラムとして、EUビジネス・アベニュー (EU Business Avenues) ¹¹⁰がある。最後に中小企業国際化ポータル (SME Internationalization Portal) ¹¹¹ は、欧州連合および国際市場における公的支援と半公的支援のサービス提供者に関する情報を提供している。

2.4.5 ISO認定取得支援

欧州連合における標準化に関する取組は、欧州標準化機構 (European Committee for Standardization : CEN) が担当する。アルバニアで開催された欧州中小企業週間 2010 (European SME Week 2010) では、製造業者を対象としたISO22000に関する講義が開かれている。また、欧州連合は中小企業の規格認定取得状況を調査し

¹⁰⁸ <http://www.eu-gateway.eu/home>

¹⁰⁹ <http://www.eusmecentre.org.cn/>

¹¹⁰ <https://www.businessavenues.eu/>

¹¹¹ <https://webgate.ec.europa.eu/smeip/>

ており、報告書を発行している¹¹²。

その他、SBA には規格認定の取得にかかる費用の軽減を欧州における標準化団体に推奨している。さらに CEN と欧州電気標準化委員会（European Committee for Electrotechnical Standardization : CENELEC）は共同で、CEN-CENELEC 中小企業ヘルプデスクを運営している。

以下のウェブサイトからアクセス可能である。

<http://www.cencenelec.eu/sme/Helpdesk/Pages/default.aspx>

2.5 創業支援（創業支援、VC、税制、教育、KPI、その他）

2.5.1 創業支援

2006 年、欧州委員会は加盟国に創業支援の具体化を求めている。この試みは 2008 年、SBA の方針に受け継がれ、創業にかかる費用の軽減、創業に必要なライセンスや許可を取得するのにかかる期間の短縮化を促進している。創業時の中小企業を対象とした国庫補助は 2.1.2.1 参照。

2.5.2 ベンチャー育成

起業家を対象とした人材育成・研修プログラムは 2.3.2 参照。

2.5.3 ベンチャーキャピタル支援¹¹³

2.5.3.1 InnovFin 中小企業ベンチャーキャピタル（InnovFin SME Venture Capital¹¹⁴）

InnovFin 中小企業ベンチャーキャピタル（InnovFin SME Venture Capital）は、InnovFin 中小企業保証ファシリティ（InnovFin SME Guarantee Facility）（2.1.3.2 参照）とともに、「InnovFin – イノベーターに対する EU ファイナンス（EU Finance for Innovators）」の一部である。ホライズン 2020 の枠内で欧州委員会と欧州投資銀行（EIB）グループが始めたイニシアティブで、欧州投資基金（EIF）が管理している。

これは、ベンチャーキャピタルやビジネス・エンジェルファンドなど適格な仲介機関を通じて、初期段階の企業に対する投資に重点を置いている。

InnovFin 中小企業ベンチャーキャピタルの下で EIF は約 30 件のファンドへの投資を目指し、合わせて最大 16 億ユーロを欧州連合加盟 28 개국およびホライズン 2020 関連国（参加国）の企業に投資する。InnovFin 中小企業ベンチャーキャピタルは、2007 年から 2013 年に実施された競争力・イノベーション・プログラム

¹¹² CEN が出版する報告書は、以下のウェブサイトから入手可能である。

<http://www.cen.eu/Pages/default.aspx>

¹¹³ <http://ec.europa.eu/growth/access-to-finance/>

¹¹⁴

http://www.eif.europa.eu/what_we_do/equity/single_eu_equity_instrument/innovfin-sme-vc/index.htm

(Competitiveness and Innovation Framework Programme : CIP) での高成長・革新的中小企業ファシリティ (High Growth and Innovative SME facility) (GIF1) の初期段階を引き継いでいる¹¹⁵。

2.5.4 税制¹¹⁶

国境を越えたベンチャーキャピタル投資に対する税制について、2010年4月30日に報告書「国境を越えたベンチャーキャピタル投資における税金問題の除去について (Report of Expert Group on removing tax obstacles to cross-border Venture Capital Investments)」¹¹⁷が公開されている。同報告書は、2007年5月に欧州委員会が設置したベンチャーキャピタル税務専門家 (Venture Capital Tax Expert) によって作成されたものである。ベンチャーキャピタル税務専門家は、中小企業の資金調達により容易になることを目的としている。現在の研究では、中小企業が直面する租税順守費用を調べており、2017年に発行される予定である。

2.6 中小企業に関わる公正な取引の推進、市場の整備 (下請代金支払遅延等防止法、官公需、その他)

2.6.1 下請代金支払遅延等防止法¹¹⁸

SBAによると、中小企業の株式は弱い立場にあることが多い上に、欧州で頻繁にある支払遅延の影響をうけている。国によるが、中小企業は請求額が支払われるまで20日間から100日間待つことが通常である。破産件数の4分の1は支払遅延が原因となっている。これは、年間250億ユーロの喪失若しくは雇用喪失45万件に相当する。

中小企業に特化した法律ではないが、欧州経済共同体 (EEC) の公共機関を対象とした支払遅延防止法、EC指令2000/35/ECが存在する。(これは、2011年にEC指令2011/7/EU (EC Directive 2011/7/EU) により改正された。) 2013年に改正された同指令は、公共機関に対し下請業者に30日間 (特例で60日間) 以内の支払いを済ませることを義務付けている。30日間以内に支払われなかった場合、下請業者は利息を請求することが許可されている。利率は中央銀行の利率の最低8%増しで、政府機関が設定することはできない。さらに、企業はリカバリーコストとして、40ユーロ請求することが可能である。欧州連合の加盟国は、指令の規定よりも債権者

¹¹⁵

http://www.eif.europa.eu/what_we_do/equity/single_eu_equity_instrument/innovfin-sme-vc/index.htm

¹¹⁶ http://ec.europa.eu/growth/smes/business-friendly-environment/taxation/index_en.htm

¹¹⁷

http://ec.europa.eu/taxation_customs/resources/documents/taxation/company_tax/initiatives_small_business/venture_capital/tax_obstacles_venture_capital_en.pdf

¹¹⁸ <http://ec.europa.eu/growth/smes/support/late-payment/>

に有利な法規や規制を引き続き維持するか施行することができる¹¹⁹。

2.6.2 小売商調整対策¹²⁰

中小企業に特化した小売調整対策は存在しない。しかし、全企業を対象とした EU 独占禁止法（**Competition Law**）が適用される。EU 独占禁止法は、企業に対し、競争を制限する協定を結ぶことを禁じている。すなわち、買取価格や販売価格といった取引条件を固定すること、生産量、販売量、技術開発、投資額の制限、競争者間で供給源および市場を分け合うこと、協定に参加していない企業を差別しその企業の競争力を損なうことを禁じている。こういった協定が発見された場合、協定は自動的に無効とされ、関係企業には罰金が課される可能性が発生する。

2.6.3 官公需¹²¹

SBA は、多くの場合、中小企業が公共調達事業に参入することは困難であると述べている。これらの多くは中小企業に公共調達事業の情報が伝わっていないこと、伝わっていたとしても入札手続きが複雑であることが中小企業の公共調達事業参入を妨害している。これに対し欧州委員会は、調達事業に関する情報を欧州連合のウェブサイトによって公開し、共同調達のためのパートナー検索を可能にし、公共調達をより透明な手続きにする方針を示している。その他、欧州連合は加盟国に対し、公共調達事業の情報を公開する電子ポータルを設置を促進している。

なお、欧州連合は 2008 年 6 月に、中小企業の公共調達事業への参入を可能にした効果的な取組の「中小企業の公的調達契約におけるベストプラクティス（**European Code of Best Practices Facilitating Access by SMEs to Public Procurement Contracts**）」を発行しており、以下のウェブサイトから入手可能である。

http://ec.europa.eu/internal_market/publicprocurement/docs/sme_code_of_best_practices_en.pdf

2009 年に発行された SBA の実施度に関する報告書では、フランス、ハンガリーで公共調達法が見直され、ポーランドでは中小企業の公共調達事業参入に関する SME Code を普及促進していることが報告されている。

2011 年、欧州委員会は既存する欧州連合の公共調達法（**Directives 2004/17/EC** および **Directive 2004/18/EC**）を近代化することを検討するグリーンペーパーを発行した。同グリーンペーパーには、公共調達事業における革新的な中小企業のビジネス

¹¹⁹ <http://ec.europa.eu/growth/smes/support/late-payment/>

¹²⁰ 欧州連合の出版物、「EU competition policy and the consumer」参照。

<http://bookshop.europa.eu/en/eu-competition-policy-and-the-consumer-pbKD5603433/>

¹²¹ http://ec.europa.eu/growth/single-market/public-procurement/index_en.htm

環境を向上する方針が示されている。特に、入札事業における手続きの負担を軽減することによって、中小企業の公共調達事業参入を図っている。現在はこの改正に関して、ウェブ上で公聴を実施している。同グリーンペーパーは、以下のウェブサイトより入手可能である。

http://ec.europa.eu/internal_market/consultations/docs/2011/public_procurement/20110127_COM_en.pdf

欧州委員会は、欧州 2020 戦略の一環として公共調達ルールを現代化しており、中小企業の公共調達へのアクセスがさらに促進されることが期待されている¹²²。

2.6.4 その他

欧州委員会は市場の整備を促進するため、以下の取組を実施している。

2.6.4.1 21 世紀にふさわしい単一市場 (Single Market for the 21st Century)¹²³

欧州の単一市場は、2012 年で設置から 20 年がたった。現在、欧州委員会および欧州議会では 21 世紀にふさわしい単一市場の整備に向けて取り組んでいる。特に、単一市場における中小企業の立場を向上させることを目的としている。2007 年に、委員会の意思をまとめた「21 世紀にふさわしい欧州単一市場 (A single market for 21st century Europe)」が出版されているが、単一市場の機能に関する議論が進められている¹²⁴。

2.6.4.2 欧州市場進出 (Europe Market Access)¹²⁵

欧州連合は、中小企業の海外進出を促進するため、30 の輸出市場に市場参入チーム (Market Access Team (2.8.1.2 参照)) を設置している。その他、近年著しい成長を見せているインドおよび中国に複数のビジネス・センターを設置している。これらのチームが、海外との貿易の促進を求める中小企業を支援している。知的財産権の保護などに関するサポートが利用できる。詳細は項目 2.8 でまとめる。

¹²² http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-14-20_en.htm

¹²³ 「A single market for 21st century Europe」は、<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv:l70004> より入手可能。

¹²⁴ http://ec.europa.eu/growth/news/index_en.htm?tpa=1038

¹²⁵ SBA 参照、<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2008:0394:FIN:en:PDF>

2.7 地域中小企業政策（伝統・地場産業に対する振興、産業集積、街づくり、商店街振興、地域興し、NPO 支援、事業承継・廃業、その他）

2.7.1 伝統・地場産業に対する振興¹²⁶

SBA に、伝統・地場産業に特化した方針は記載されていないが、地域の産業を支援する取組としては、クラフト企業に関する取組が挙げられる（2.11 参照）。また、中小企業に特化した取り組みではないが、欧州連合の欧州地域開発基金（European Regional Development Fund）では、欧州の各地域の社会経済的差異を軽減する取組に対し、資金を提供している。特に、中小企業における雇用創出を促進するため、企業に投資という形で助成金が提供される。

2.7.2 産業集積・クラスターに関する形成と基盤強化に対する支援¹²⁷

クラスター政策の形成は、加盟国の国家政府若しくは地方政府の管轄である。SBA は、クラスター形成を推奨する方針を示しており、欧州委員会と加盟国が協力し、クラスター戦略を形成すると宣告している。クラスター戦略では、国境を越えたクラスター間の協力、新たな市場の開拓、革新的なクラスターへの SME の参入等に関する取組が実施される見込みである。

欧州連合は、加盟国でのクラスター政策の形成を促進するため、2006年9月に欧州クラスター協定（European Cluster Alliance : ECA）¹²⁸を設置した。ECA は、加盟国のクラスター政策担当機関がそれぞれの経験を共有できる場を提供している。2008年からは、クラスターに関する民間団体も ECA に参加することが可能になっている。

また、新興産業の企業を支援するクラスター・イニシアティブに重点が置かれている。例えば 2015 年には、ホライズン 2020 の下で中小企業のイノベーション（Innovation in SMEs）の作業プログラムなどから 2,490 万ユーロの予算を得て新規プロジェクトが始まっている。基本的な考え方は、新興産業は高い成長率と将来的な市場の潜在力という特徴を持つことが多いため、新興産業が将来的な競争力と成功という点で鍵を握るといえるものである¹²⁹。

2.7.2.1 欧州クラスター・イノベーションプラットフォーム（European Innovation Platform for Clusters: Cluster-IP and the European Cluster Observatory）¹³⁰

2008年に、産業企業総局と Europe INNOVA よりその取組が開始された Cluster IP は、産業クラスターの国境を越えた協力を促進し、中小企業のクラスターへの

¹²⁶ http://ec.europa.eu/regional_policy/en/funding/

¹²⁷ http://ec.europa.eu/growth/smes/cluster/index_en.htm

¹²⁸ <http://www.eca-tactics.eu/eca/about>

¹²⁹ http://ec.europa.eu/growth/smes/cluster/emerging-industries/index_en.htm

¹³⁰ http://ec.europa.eu/growth/smes/cluster/observatory/index_en.htm

参入を目的としている。特に、エネルギー効率化、エコ・イノベーション、バイオテクノロジー産業を対象とした取組である。Cluster IP では、育成プログラムやオンラインフォーラムを利用した中小企業の国際化支援、自己評価モジュール等のクラスター支援、ビジネスマッチメイキングや短期の研修プログラム等の国境を越えたクラスター間の協力が実施される。その他、オプションとしては知的財産権に関するサポートや、長期研修プログラム、共同研究などが実施される。

Cluster IP は、2006 年から欧州クラスター・オブザバトリー (European Cluster Observatory) に転換し、現在は第 2 段階 (2014~2016 年) にある。これは、統計情報やクラスターの分析とマッピング、欧州のクラスター政策のための単一アクセスポイントで、欧州や各国、各地域、各地方の政策立案者および中小企業の仲介者のクラスター管理者や代表者を対象とする。主なサービスは、以下のとおりである。

- 半年ごとの欧州クラスター・パノラマ (European Cluster Panorama) ¹³¹ (クラスター・マッピング) : 欧州のクラスターの統計的なマッピングの更新と充実化を提供。
- 欧州クラスター・トレンド報告書 (European Cluster Trends report) ¹³² : 分野横断的なクラスターのトレンドやクラスターの国際化、産業転換の世界的なメガトレンドを分析。
- 欧州のクラスター政策のストレステスト (European Stress Test for Cluster Policy) ¹³³ : 自己評価ツールと併せて新興産業を支援するクラスター政策策定のための政策ガイダンス

2.7.2.2 欧州クラスター・エクセレンス・イニシアティブ (European Cluster Excellence Initiative : ECEI) ¹³⁴

2009 年 9 月に開始された欧州クラスター・エクセレンス・イニシアティブ (European Cluster Excellence Initiative: ECEI) は、クラスター・マネージメントにおける評価方法や、品質指標を研究する専門家を集めた取り組みである。なお、ECEI は欧州クラスター・マネジャー・クラブ (European Cluster Manager's Club) および欧州クラスター・コラボレーション・プラットフォーム (European Cluster Collaboration Platform) も管理運営する。欧州クラスター・マネジャー・クラブ¹³⁵は、クラスター管理者を対象とした研修スキームや、グループワーク、

¹³¹

http://ec.europa.eu/growth/smes/cluster/observatory/cluster-mapping-services/cluster-mapping/cluster-panorama/index_en.htm

¹³² http://ec.europa.eu/growth/smes/cluster/observatory/european-cluster-trend-report/index_en.htm

¹³³ http://ec.europa.eu/growth/smes/cluster/observatory/cluster-policy/index_en.htm

¹³⁴ http://ec.europa.eu/growth/smes/cluster/excellence/index_en.htm

¹³⁵ http://www.btklastr.cz/files/2013/07/Cluster_Excellence_GOLD_Assessment.pdf

情報の共有等を実施するサービスである。なお、欧州クラスター・コラボレーション・プラットフォーム¹³⁶は、クラスター協力を促進するウェブ上のサービスである。

2.7.3 街づくり・地域おこしに対する支援

街づくり・地域おこしに対する支援は、SBAには示されていない。しかし、2.7.1同様、欧州地域開発基金（European Regional Development Fund）では、欧州の各地域の社会経済的差異を軽減する取組が実施されている。

2.8 中小企業の国際化支援（海外投資支援、貿易の振興、情報提供、その他）

SBAに、海外市場への中小企業進出を支援する方針が示されている。具体策としては、特定の市場への支援提供と、ビジネス・トレーニングが実施されるとの記載がある。2010年には、EUにおけるSMEの国際化の状況を把握するため、33か国、9,480の企業を対象とした調査報告書「欧州中小企業の国際化（Internationalization of European SMEs）」¹³⁷が発行された。本調査では政治的支援の必要性が明らかになっている。2011年に、欧州委員会はコミュニケーション「小企業、広大な世界（Small business, big world）」¹³⁸の中で、中小企業による欧州連合域外での事業拡大に対して支援を目指す新戦略を提案した。

こういった背景から、欧州委員会は欧州市場参入チームを設置し、まずは貿易から国際化に取り組む姿勢である。その他に、WTOを通じ、欧州領域外の先進国および発展が著しい国の市場へのアクセスを可能にしようと積極的に取り組んでいる。その他に、企業欧州ネットワーク（Enterprise Europe Network）および中小企業国際化ポータル（SME Internationalisation Portal）を通じた近隣国への中小企業進出と、インドや中国に焦点を置いた取組が始まっている。

2.8.1 貿易の振興

欧州連合では、1996年より貿易の振興を目的としたEU Market Access Strategyを形成している。同戦略は、中小企業に特化したものではない。

¹³⁶ <http://www.clustercollaboration.eu/>

¹³⁷ <http://ec.europa.eu/DocsRoom/documents/10008/attachments/1/translations/en/renditions/native>

¹³⁸ <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52011DC0702>

2.8.1.1 市場進出戦略 (Market Access Strategy¹³⁹)

2007年、欧州連合は1996年に開始されたEU市場進出戦略(EU Market Access Strategy)の見直しを行った。新たな戦略は、欧州委員会のグローバルRU戦略(Global Europe strategy)の貿易に関する政策枠組みの一環として、貿易障害を取り除き、新たな輸出機会を作り出すというものである。この戦略の中核は、欧州委員会、加盟国、および海外の企業の分散型のパートナーシップを確立し、地域の専門家を採用することによって貿易障害を特定し解決することである。新たな戦略は、中小企業のみを対象としたものではないが、中小企業の輸出市場進出を促進する方針が盛り込まれている。この戦略の結果、海外にEU市場参入チームを設置することが決議された。

2.8.1.2 市場参入チーム (Market Access Team¹⁴⁰)

2.6.4.2 に示されたように、中小企業の海外進出を促進するため、欧州連合は30の輸出市場に市場参入チームを設置している。(これらの国がどの国であるかは不明、エジプトーカイロでの設置に関する記載がある。)その他、近年著しい成長を見せているインドおよび中国に複数のビジネス・センターを設置している。これらのチームが海外との貿易の促進を求める中小企業を支援している。知的財産権の保護などに関するサポートが利用できる。

2.8.1.3 市場進出データベース (Market Access Database)

2007年に見直された市場進出戦略 (Market Access Strategy) では、貿易に関する統計データや、貿易障害に関するデータ、問い合わせ先等の情報を掲載する市場進出データベース (Market Access Database) を中小企業にも使いやすいよう、改善する方針が示されている。現在、市場進出データベースには、中小企業を対象とした便利なリンクが掲載されている。

市場進出データベースは、以下のウェブサイトよりアクセス可能である。

<http://madb.europa.eu/madb/indexPubli.htm>

2.8.1.4 欧州ゲートウェイ・プログラム、EU ビジネス・アベニュー、EU 中小企業センター (European Gateway Programme, EU Business Avenues and EU SME Centre)

SBAには、2010年までに中国進出窓口計画 (Gateway to China scheme) を開始し、中国における欧州の中小企業の競争力向上を目的とした幹部研修プログラ

¹³⁹ 欧州委員会の報告書、Global Europe – A Stronger Partnership to Deliver Market Access For European Exporter」参照。

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2007:0183:FIN:en:PDF>

¹⁴⁰ SBA 参照。 <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2008:0394:FIN:en:PDF>

ム (Executive Training Programme) を開始するとの記載がある。2010 年から 2014 年のゲートウェイ・サイクルでは、プログラムの重点は日本と韓国での事業機会に置かれていた¹⁴¹。現在のところ派遣団は組織されていないが、EU ビジネス・アベニュー (EU Business Avenues) と呼ばれるパイロット・プログラムにより東南アジアで欧州の中小企業に対する支援提供を目指している¹⁴²。さらに 2010 年 11 月 5 日、北京で欧州中小企業センター (EU SME Centre)¹⁴³ がオープンした。欧州中小企業センターは中国市場に投資、もしくは輸出を図る中小企業に対し、情報、アドバイス、トレーニング、マッチングなどのサービスを提供する。

2.8.2 情報提供

中小企業は、2.8.1 の市場参入チーム、市場進出データベース、欧州中小企業センターより海外市場の情報を得ることが可能な他、SBA には主要各国 (特に中国およびインド) に中小企業ヘルプデスク (SME Helpdesk) を設置する予定とある。欧州連合は COSME の予算を使って 5 か所の知的財産権ヘルプデスク (IPR Helpdesks) (欧州および中国、インド、東南アジア、南米が対象) の資金も提供しており、ヘルプデスクでは知的財産に関する無料アドバイスや研修会を提供できる専門家を配備している。大西洋知的財産権ポータル (TransAtlantic IPR Portal)¹⁴⁴ もあり、米国と欧州連合の中小企業が知的財産権に関する幅広い資源を利用できるよう支援することを目指している。

2.8.2.1 中小企業知的財産権ヘルプデスク (IPR SME Helpdesks)

2.8.2.1.1 欧州ビジネス・技術センター知的財産権ヘルプデスク・インド (EBTC IPR Helpdesk India¹⁴⁵)

欧州ビジネス・技術センター (European Business and Technology Centre: EBTC) が運営する知的財産権ヘルプデスク (IPR Helpdesk) は、インドでの知的財産の保護や管理、執行、商業化で欧州の機関を支援する。ヘルプデスクは、情報サービスや知的財産の登録支援、ウェビナーなどを無料で提供している。

¹⁴¹ <http://www.eu-gateway.eu/home>

¹⁴² <https://www.businessavenues.eu/>

¹⁴³ <http://www.eusmecentre.org.cn/>

¹⁴⁴ http://ec.europa.eu/growth/tools-databases/ipr/index_en.htm

¹⁴⁵ <http://ebtc.eu/index.php/sector/ipr>

2.8.2.1.2 東南アジア中小企業知的財産権ヘルプデスク (South-East Asia IPR SME Helpdesk¹⁴⁶)

東南アジア中小企業知的財産権ヘルプデスク (South-East Asia IPR SME Helpdesk) は、ASEAN 各国の知的財産ファクトシートのほか、ガイドや e ラーニング・モジュール、事例研究、ビデオ、ウェビナーなどビジネスツールの無料サービスを提供する。これは共同出資を受けて欧州委員会が管理する。パートナー機関の一覧は以下のウェブサイトより入手可能である。

<http://www.southeastasia-iprhelpdesk.eu/?q=en/content/our-partners-0>

2.8.2.1.3 南米中小企業知的財産権ヘルプデスク (Latin America IPR SME Helpdesk¹⁴⁷)

南米中小企業知的財産権ヘルプデスク (Latin America IPR SME Helpdesk) は、2015年1月に設立された最も新しい知的財産権ヘルプデスクである。このヘルプデスクは、南米各国の知的財産ファクトシートのほかビデオやウェビナー、中小企業向け診断とワークショップなどビジネスツールの無料サービスを提供する。欧州連合の COSME プログラムが資金を提供し、以下のようなパートナー機関のコンソーシアムによって実施されている。

- スペインのアリカンテ大学 (University of Alicante) (統括責任者)
- ベルギーの欧州商工会議所連盟 (Eurochambres)
- ポルトガル国立工業所有権院 (Instituto Nacional da Propriedade Industria)
- ブラジルの Instituto Dannemann Siemsen, (知財分野の法律事務所)
- チリ国立工業所有権院 (チリ特許庁) (Instituto Nacional de Propiedad Intelectual)
- メキシコのモンテレイ工科大学 (Instituto Tecnológico de Monterrey,)
- チリのユーロチリ (Eurochile) (チリと欧州連合の経済・貿易・技術協力団体)
- 南米諸国の上級専門家

2.8.2.1.4 中国中小企業知的財産権ヘルプデスク (China IPR SME Helpdesk¹⁴⁸)

中国中小企業知的財産権ヘルプデスク (China IPR SME Helpdesk : China IPR) は、欧州の中小企業に、中国における知的財産権に関する情報を無料で提供している。

¹⁴⁶ <http://www.southeastasia-iprhelpdesk.eu/?q=en>

¹⁴⁷ <http://www.latinamerica-ipr-helpdesk.eu/>

¹⁴⁸ <http://www.china-iprhelpdesk.eu/>

China IPR のウェブサイトにはソリューションセンターの設置がある他、商標、展示会、特許、著作権に関する 30 分間の電子教材 (E-learning Module) が提供されている。また、産業別のガイドラインや、弁護士を探すためのガイドラインなどの出版物およびケーススタディカタログが入手可能である。

また、ウェブサイトと平行して、欧州と中国でワークショップが開催されている。China IPR の取組は、DEVELOPMENT Solution と欧州連合商工議会中国支部 (EU Chamber of Commerce in China) が実施している。中国中小企業知的財産権ヘルプデスクのパートナー機関の一覧表は、以下のウェブサイトより入手可能である。

<http://www.china-iprhelpdesk.eu/content/our-partners>

2.8.3 その他

先に述べられた「欧州中小企業の国際化 (Internationalization of European SMEs)」には、欧州の中小企業の国際化における現状調査の結果をまとめている。同報告書によると、EU27 の中小企業のうち、25%が過去 3 年間に 1 度は輸出している。しかし、これらの多くは欧州領域内における輸出業であり、欧州領域外の市場で活動している中小企業は約 13%である。なお、同調査報告書には以下の調査結果が示されている。

- 国際的に活動している中小企業はより多くの雇用を創出している：国際的な中小企業の雇用成長率¹⁴⁹は 7%であったのに対し、国内のみで活動している中小企業の雇用成長率は 1%であった。
- 国際的な中小企業はより革新的である：国内のみで活動している中小企業の 8%に比べ、国際的な中小企業の 26%が活動分野若しくはその国で新たなサービス・製品を導入している。
- 中小企業の多くが公共支援の存在を知らない：中小企業のうち、国際化に対する公共支援プログラムの存在を把握しているのは、16%のみである。
- アメリカや日本の中小企業に比べ、欧州の中小企業は国際化が進んでいる：全体的にみて、欧州の企業は日本やアメリカのそれより積極的である。
- 中小企業の多くは輸入より国際化を始める：輸出入に携わる中小企業のうち、18%が輸出業から始めるのに比べ、輸入業から始める中小企業は 39%である。

また、前述のように欧州連合は 2011 年に、世界的な機会をとらえる欧州の中小企業を支援することを目指す新戦略「小企業、広大な世界 (Small Business, Big World)」

¹⁴⁹ 定義詳細は不明。

を開始した。この戦略の目的は以下のとおりである。

- 欧州連合域外で事業を拡大する方法について、容易に入手できる適切な情報を中小企業に提供すること。
- 支援活動の結束を向上させること。
- 支援活動のコスト効果を向上させること。
- 支援サービスにおける既存の不足を補うこと。
- 欧州連合の全加盟国の中小企業に対して公平な条件を確立し、平等なアクセスを提供すること。

上記の目的を達成するため提案されている措置には、エンタープライズ・ヨーロッパ・ネットワークの強化および中小企業の国際化に向けたクラスターとネットワークの促進がある¹⁵⁰。

その他、過去には以下の報告書が発行されている。

- Supporting the internationalization of SMEs- Good practice selection (2008) ¹⁵¹
- Supporting the internationalization of SMEs- Final report of the Expert Group (2007) ¹⁵²

2.9 中小企業に関する雇用・労働対策（雇用上の特例、その他）

2.9.1 雇用上の特例¹⁵³

2009年2月25日に発行された「中小企業のためのコミュニティ国庫補助ルールブック（Handbook on Community State Aid Rule for SMEs）」では、国庫補助一括適用免除規制（GBER）を適用することによって国庫補助規則（State Aid rule）を簡易化し、様々な支援を提供している。この一つに、投資雇用助成（Investment and Employment Aid）がある。同制度では、投資プロジェクトの被雇用者の給与予測額の最高20%が加盟国政府によって支払われるというものである。（小企業は20%、中企業は10%）

また、GBERは、身体障害者およびその他の社会的弱者が一般的な勤め先を確保するため、加盟国機関が資金支援を提供することを許可している。2014年にGBERの不利な条件にある労働者の定義が改定されて拡大され、不利な条件にある労働者

¹⁵⁰ http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-11-765_en.htm?locale=en

¹⁵¹ <http://ec.europa.eu/DocsRoom/documents/2275/attachments/1/translations/en/renditions/native>

¹⁵² <http://ec.europa.eu/DocsRoom/documents/2276/attachments/1/translations/en/renditions/pdf>

¹⁵³ 「Handbook on Community State Aid Rule for SMEs」参照。

http://ec.europa.eu/competition/state_aid/studies_reports/sme_handbook.pdf

に提供する支援費用を補てんするための補助が加えられた。

2.10 中小企業の組織化およびネットワーク化への支援（商工会議所、協同組合、ネットワーク支援、その他）

2.10.1 ネットワーク支援

SBA には中小企業のネットワーク化を支援する方針が記載されている。

2.10.1.1 欧州企業ネットワーク（Enterprise Europe Network¹⁵⁴）

欧州連合は自ら欧州企業ネットワーク（Enterprise Europe Network）を設置し、中小企業および起業家を対象とした様々なサービスを提供している。現在は、44 か国における約 600 のパートナーから構成されている。欧州企業ネットワークでは、国際化、技術の共有、財源確保、研究開発資金、EU 法およびスタンダード化、知的財産に関するサービスを提供している。また、17 の主要分野で専門チームが支援している。

2.10.2 その他

2.10.2.1 ポリシーポータル

産業企業総局では、欧州小企業ポータル（European Small Business Portal）が設置されている。このポータルから、資金調達に関する情報、欧州連合の市場に関する規則、中小企業政策、統計データ、問い合わせ先やサポートサービスが入手可能である。また、同サイトでは毎月、起業家の成功談を掲載している。ポリシーポータルは、以下のウェブサイトからアクセス可能である。

http://ec.europa.eu/small-business/index_en.htm

2.10.2.2 グッドプラクティス・データベース（Good Practice Database）

2.3.1.3 参照。

2.10.2.3 欧州小企業憲章（European Charter for Small Enterprise）

SBA の前のものとして、2000 年 6 月に欧州理事会にて設置が決議された欧州小企業憲章は、加盟国における中小企業政策における経験や模範事例を共有しあうものである。欧州小企業憲章では、毎年 40 か国以上から 350 人以上の政策立案者およびビジネス団体が参加する憲章会議が開催されており、経験が共有されている。また、2005 年までは各国の取組をまとめた年間報告書「憲章報告書（Charter Report）」が発行されていた。2006 年以降、これは「リスボン報告書（Lisbon

¹⁵⁴ <http://een.ec.europa.eu/>

reporting)」に組み込まれ、中小企業政策の模範事例の共有が継続されている。憲章には、欧州領域外の国も参加が可能である。

2.11 小規模事業者対策¹⁵⁵

新中小企業定義 (the User Guide to the SME Definition) の9頁には個人事業主 (self-employed) は企業として捉えられる (捉えてもよい) との記述がある。

2015年10月に、雇用と社会的イノベーションの欧州プログラム (European Programme for Employment and Social Innovation (EaSI)) の下で、欧州の2万社のマイクロ企業を支援するため、欧州委員会と欧州投資基金 (EIF) が、2億3,700万ユーロの融資を使って、マイクロ企業が資金調達できるようにすることが発表された。

2.12 マイノリティ／移民・女性に関する支援

2.12.1 マイノリティに関する支援¹⁵⁶

2008年、欧州委員会はマイノリティに関する報告書、「少数民族企業 (Ethnic Minority Business)」¹⁵⁷と「少数民族起業推進におけるグッドプラクティス (Good Practices in the Promotion of Ethnic Minority Entrepreneurs)」¹⁵⁸を発行した。これらの報告書では、財源確保、サポートサービス、言語障壁、ビジネス・マネジメント・マーケティングスキルの不足、限られた活動範囲等がマイノリティに関する主な問題点として挙げられている。こういった背景から、欧州連合は加盟国にマイノリティによる起業を促進するための普及啓発活動を実施するよう推奨している。

2008年3月5日には、マイノリティによる創業の好事例を取り扱ったコンファレンスを開催している。移民／マイノリティの起業家を対象とした具体的なプログラムはないが、欧州委員会は、起業家精神行動計画 (Entrepreneurship Action Plan) において政策イニシアティブの提案および移民／マイノリティに関連した法規の検討を約束している¹⁵⁹。

過去の取組では、1998年9月1日、欧州連合におけるマイノリティ事業の開発と拡大を目的として、ベスト・プラクティスの情報共有のための EMBNeT が設置されている。

2.12.2 女性に関する支援¹⁶⁰

欧州連合では、2002年頃から女性起業家に対する支援を提供してきた。SBA には、

¹⁵⁵ http://ec.europa.eu/growth/smes/promoting-entrepreneurship/index_en.htm

¹⁵⁶ http://ec.europa.eu/growth/smes/promoting-entrepreneurship/we-work-for/migrants/index_en.htm

¹⁵⁷ http://ec.europa.eu/enterprise/newsroom/cf/itemshortdetail.cfm?item_id=3298

¹⁵⁸ http://ec.europa.eu/enterprise/newsroom/cf/itemshortdetail.cfm?item_id=3296

¹⁵⁹ http://ec.europa.eu/growth/smes/promoting-entrepreneurship/we-work-for/migrants/index_en.htm

¹⁶⁰ http://ec.europa.eu/growth/smes/promoting-entrepreneurship/we-work-for/women/index_en.htm

成長と雇用のためのリスボン戦略に次いで、女性起業家を対象とした支援を強化する方針が示されている。これに対し、欧州連合は調査報告書の発行、GBER の改正、女性起業家大使 (Female Entrepreneurship Ambassadors) および女性起業家ポータル (Women Entrepreneurship Portal) の設置を実施している。その他 SBA では、2010 年以降、メンターリング・スキーム等の導入を宣告している¹⁶¹。以下にこれらの取組をまとめる。

2.12.2.1 女性のイノベーターおよび起業家に関するプロモーション (Promotion of Women Innovators and Entrepreneurship) 調査報告書¹⁶²

2008 年 7 月 25 日、欧州委員会産業企業総局は女性のイノベーターおよび起業家に関するプロモーションに関する調査報告書「Promotion of Women Innovators and Entrepreneurship」を発行している。同報告書は、成長と雇用のためのリスボン戦略に示された女性企業家に対する支援強化をさらに促進し、現状を把握するために加盟国で実施されている取組の効果、効率、実利、そして課題を評価したものである。

同報告書では、欧州連合における女性起業家への支援提供状況をまとめている他、フィンランド、スウェーデン、イギリス、アイルランド、ドイツ、オーストラリア、フランス、ポーランド、ラトビア、チェコ共和国、ハンガリー、イタリア、ギリシャ、およびスペインにおける取組を評価した上で、各国に共通する 3 種類の課題をまとめている。

課題は以下のとおりである。

- ① 女性と革新的な科学分野における伝統的な見解、固定観念や学歴といった周辺事情から生じる障害
- ② 男性と比較して、女性は財政的な信頼性が欠けているといった経済的な課題
- ③ ビジネスネットワークや技術ネットワーク、科学分野のネットワークへのアクセスの不足、職業訓練、ロールモデル、起業スキルの不足といったソフト面の障害

上述の課題に対し、報告書は以下の対策を実施することを促進している。

- ① 入手可能な情報の質向上
 - 科学・技術分野の研究調査を促進することで、同分野で活動する女性起業家に入手可能なデータや情報を豊富にする。また、特定の調査を

¹⁶¹

http://ec.europa.eu/growth/smes/promoting-entrepreneurship/we-work-for/women/support-networks/index_en.htm

¹⁶² http://ec.europa.eu/enterprise/newsroom/cf/itemshortdetail.cfm?item_id=3387

実施し、フォーカスグループを設置する。

- 実施されているイノベーションポリシーのジェンダー評価を実施し、ジェンダーギャップの幅を計るとともに、特に差異が激しい産業分野を特定する。

② 課題①に対する対策

- 女性起業家の増加を促進する目的の催しや育成プログラムを開催する。
- 女性の起業精神を養うため、リーダーシップ、自己主張、交渉スキル等の育成プログラムを実施する。
- 女性と市場主要関係者のネットワーキングを可能にするための活動を計画および実施する。
- 児童保育など、私生活とのバランスを保つための支援を提供する。

③ 課題②に対する対策

- 科学・技術分野で活動する女性起業家を対象とした、とくに創業段階での補助金および融資の提供。
- ベンチャーキャピタルなど、利用可能な資金調達方法に関する女性起業家の認識を深める。
- 金融従事者と女性起業家のネットワーキングを可能にすると同時に、女性起業家の潜在能力に関する金融関係者の認識を深める。
- 女性のエンジェル投資家を対象としたネットワークの形成を促進し、女性が女性起業家の経済潜在能力やビジネスバリューを理解しやすいことを実証する。
- ベンチャーキャピタルや、その他の金融関連産業における女性の参入を支援する。

④ 課題③に対する政策

- 同じ分野で成功を収めている女性起業家等が、個人的なメンターリング（メンター）を提供する。
- 模範人物として、成功した女性起業家の注目度をあげる。
- 女性のビジネスアイデアの形成を支援する。

⑤ その他一般的なガイドライン

- イノベーション、ビジネスサポート、金融機関、婦人会、学術研究者、リサーチセンター等、すべての関係者が協力し、上述の取組を実施する。
- 関係者の女性特有のニーズに関する認識を深める。
- イノベーションポリシーにおけるジェンダー意識の向上、ジェンダーメインストーリーミングの導入、そして差異がある分野に女性起業家を

惹きつけるための取組を実施する。

同報告書は、以下のウェブサイトより入手可能である。

http://ec.europa.eu/enterprise/newsroom/cf/itemshortdetail.cfm?item_id=338

7

2.12.2.2 国庫補助障害適用免除規制(General Block Exemption Rule)

2008年以降、GBERの導入によって加盟国は女性によって経営される中小企業に支援を提供することが可能になった。加盟国は最高100万ユーロの助成金を提供することが可能だが、創業から5年間以内に必要とされた費用の15%を上限とする。また、同助成金は保育費も費用として取り扱われる初めての取組である。

2.12.2.3 女性起業家大使 (Female Entrepreneurship Ambassadors)

2009年10月5日、欧州における女性起業家のネットワーク支援を目的とした女性起業家大使の欧州ネットワーク (European Network of Female Entrepreneurship Ambassadors) が開始された。デンマーク、フランス、ドイツ、アイスランド、アイルランド、イタリア、ノルウェー、ポーランド、スロバキア、スウェーデン等の国から約270人の女性起業家が大使として選ばれた。また、このスキームは発足以来、250社を超える女性の新規企業の創設を支援し、女性のための22件のネットワーキングと企業支援クラブを創設した。女性起業家大使の一覧は、次のウェブサイトより入手可能である。

http://ec.europa.eu/growth/smes/promoting-entrepreneurship/we-work-for/women/support-networks/index_en.htm

2.12.2.4 女性起業家を促進する欧州ネットワーク (The European Network to promote Women's Entrepreneurship: WES)

WESは、欧州31か国(欧州連合加盟28か国とアイスランド、ノルウェー、トルコ)のメンバーからなる政策ネットワークである。各代表者は各国の政府や機関を代表し、各国レベルでの女性起業家の促進と支援に責任を持つ。WESのメンバーは、アドバイスや支援、情報、女性起業家に対する既存の支援措置に関する連絡先を提供する。また、グッドプラクティスの明確化も支援している。メンバーの一覧は、以下のウェブサイトより入手可能である。

http://ec.europa.eu/growth/smes/promoting-entrepreneurship/we-work-for/women/support-networks/index_en.htm

2.12.2.5 女性起業家のための欧州指導者ネットワーク (European Network of mentors for Women Entrepreneurs)

女性起業家のための欧州指導者ネットワーク (European Network of Mentors for Women Entrepreneurs) は、2011年に始まった。アルバニア、ベルギー、キプロス、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、モンテネグロ、オランダ、ルーマニア、セルビア、スロバキア、スロベニア、スペイン、トルコ、英国の17か国が指導者ネットワークに属している。指導者ネットワークは、女性起業家の企業の初期段階の立ち上げや管理、成長について、女性起業家に対するアドバイスや支援を提供する。連絡先と指導者の一覧は、以下のウェブサイトより入手可能である。

http://ec.europa.eu/growth/smes/promoting-entrepreneurship/we-work-for/women/support-networks/index_en.htm

2.13 セーフティネット

2.13.1 倒産防止¹⁶³

欧州連合では、2001年より起業家精神行動計画 (Entrepreneurship Action Plan) の一環として、倒産したビジネスを対象とする就業支援政策 (Second Chance Policy) と呼ばれる施策を形成してきた。この取組は、成長と雇用のためのリスボン戦略も示されており、2005年の成長と雇用のための近代的な中小企業政策および2008年のSBAに引き継がれている。

2002年に実施された欧州委員会の調査「破産と再起に関する研究 (Study on bankruptcy and a fresh start)」によると、加盟国で破産手続きに必要とされる平均期間は4か月 (アイルランド) から9.2年 (チェコ共和国)、また費用は財産の1% (オランダ) から22% (ポーランド) と大きく異なる。ビジネスに一度失敗した人物は再度起業することを嫌う上、企業の多くは財政が困難な状況にある企業と関わることを懸念している。欧州委員会はこのような悲観的なイメージを軽減し、再度起業しやすい環境を整える必要があると考えている。欧州委員会は、ビジネスに失敗した経験を持つ起業家にサポートを提供し、セカンドチャンスを与えることで欧州における起業家精神が増すと考えている。このような背景の下、2005年の成長と雇用のためのリスボン戦略は、破産手続きの期間短縮と制限の軽減を求める「就業支援政策」を促進している。また、欧州連合は、GBERを利用したリスクキャピタル投資を加盟国に促進している (2.1.2.1 参照)。

しかし、破産法は欧州連合の管轄外のため、欧州委員会の役割は、ビジネス倒産

163

http://ec.europa.eu/growth/smes/promoting-entrepreneurship/advice-opportunities/bankruptcy-second-chance/index_en.htm

の社会的および法的影響に関するデータの収集と、模範事例の情報共有、破産法改正の啓発活動、そして近年では自己評価ツールの導入に限られている。欧州連合のこのような取組を手本に、加盟国では破産法の見直しなどが実施されており、加盟国の半数が破産手続開始から終了までの期間を短縮し、制限をなくし、破産手続きの合理化を実施している。

以下に、欧州委員会の出版物を示す。

- 会社更生、倒産、再起に関するガイドライン「Helping business overcome financial difficulties – a guide on good practices and principles on restructuring, bankruptcy and a fresh start」(2002)¹⁶⁴
- 専門家グループが作成した、模範事例を含む調査報告書、「Best Project on Restructuring, Bankruptcy and a Fresh Start」(2003)¹⁶⁵
- 欧州委員会から欧州議会、欧州経済社会評議会、地域委員会へ提出された「Overcoming the stigma of business failure – implementing the EU's growth and jobs strategy」。これが2007年以降の欧州委員会の方針を示すグリーンペーパーである。(2007)¹⁶⁶
- 専門家グループの報告書「起業家にとって第二のチャンス：倒産の防止、倒産手続きの簡素化および再起に対する支援」(2011年)¹⁶⁷
- 欧州委員会の研究「事業のダイナミクス：立ち上げ、事業譲渡および倒産」(2011年)¹⁶⁸

2.13.2 会社更生¹⁶⁹

欧州委員会は、中小企業の多くがビジネスの失敗と関連付けられる不名誉を理由に、財務関係の問題をぎりぎりまで隠していることを課題として認識している。中小企業の倒産を防止し清算を避けるためには、会社更生を含めタイムリーなアクションを取ることが必要である。また、倒産の危機にある中小企業の多くは会社更生

¹⁶⁴ 「企業の財政難の克服を支援—グッドプラクティスに関するガイドと会社更生、倒産、再起に関する原則 (Helping business overcome financial difficulties – a guide on good practices and principles on restructuring, bankruptcy and a fresh start)」は <http://bookshop.europa.eu/en/helping-businesses-overcome-financial-difficulties-pbNB3901926/>より入手可能。

¹⁶⁵ 「会社更生、倒産、再起に関する優良プロジェクト (Best Project on Restructuring, Bankruptcy and a Fresh Start)」は <http://edz.bib.uni-mannheim.de/daten/edz-h/gdb/03/best-report-en.pdf>より入手可能。

¹⁶⁶ 「企業倒産の汚名の克服—EUの成長・雇用戦略の実施 (Overcoming the stigma of business failure – implementing the EU's growth and jobs strategy)」は <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2007:0584:FIN:en:PDF>より入手可能。

¹⁶⁷ <http://ec.europa.eu/DocsRoom/documents/10451/attachments/1/translations/en/renditions/native>

¹⁶⁸ <http://ec.europa.eu/DocsRoom/documents/10448/attachments/1/translations/en/renditions/native>

¹⁶⁹ <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex:52007DC0584>

の経験がないため、サポートも必要である。しかし、倒産法は欧州連合の管轄外であるため、欧州委員会の役割は状況調査と倒産法の改正を加盟国に促進する啓発活動に限られる。

こういった背景から、欧州委員会は中小企業が自己評価を実施できるよう、就業支援政策の一環としてオンライン上のセルフ・アセスメント・ツール「早期警告ツール (Early Warning Tool)」を提供している。また、欧州委員会は加盟国に倒産法を見直し、清算だけでなく会社更生の選択肢を与えるよう、呼びかけている。

「早期警告ツール (Early Warning Tool)」は、以下のウェブサイトからアクセス可能である。

<http://ec.europa.eu/growth/tools-databases/ewt/>

2.13.3 災害対策¹⁷⁰

欧州連合のネットワークおよび情報技術に関するセキュリティ外局 (European Network and Information Security Agency : ENISA) は、災害対策として以下の取組を実施している。

2.13.3.1 中小企業のビジネス継続性 (Business Continuity for SMEs)

ネットワークおよび情報技術に関するセキュリティ外局 (European Network and Information Security Agency : ENISA) が実施する、「中小企業のビジネス継続性 (Business Continuity for SMEs)」は、中小企業におけるビジネス継続性管理 (Business Continuity Management : BCM) の重要性を強調しており、調査報告書を発行している。

中小企業は、人材や資金、ロケーション等の資源が制限されているため、災害時の影響を吸収しにくい傾向がある。そのため、中小企業にとって自然災害は致命的な影響を与えかねないため、自然災害に備えたビジネス継続性計画 (Business Continuity Plan) を立てることが重要である。これに対し、ENISA は中小企業がビジネス継続性計画を立てやすいよう、簡易化されたマニュアルや事例テンプレート、評価計画、資産確認カードを提供している。

ENISA が作成した中小企業のビジネス継続性に関する報告書「Business Continuity for SMEs」は、以下のウェブサイトより入手可能である。

<http://www.enisa.europa.eu/act/rm/risk-management-for-smes-and-micro-enterprises/business-continuity-for-smes>

¹⁷⁰ <http://www.enisa.europa.eu/act/rm/risk-management-for-smes-and-micro-enterprises>

2.14 中小企業の特徴と課題（資金調達、人材育成、その他）

2.14.1 特徴

欧州では、約 2,300 万の中小企業が、民間分野における 67%の雇用を占めている。これは、約 9,000 万人が中小企業によって雇用されていることを示す。欧州連合では、欧州の雇用環境に多大な影響を持つ中小企業を支援するため、加盟国へ適切な施策を導入するよう促進している。これは、欧州連合の働きが欧州におけるすべての中小企業に影響を及ぼすことを意味しており、この影響力の範囲が最大の特徴といえる。その他、欧州連合の取組には以下の特徴が挙げられる。

2.14.1.1 国庫補助への影響

1.3.2.1 に示したように、欧州連合加盟国が産業に国庫補助を交付するためには、欧州委員会より事前に許可を得ることが国庫補助規則（State Aid rule）と呼ばれる EC 条例によって規定されている。しかし、欧州委員会は、加盟国政府が中小企業に対し、より自由な支援を提供できるよう、国庫補助障害適用免除規制を制定した。これにより、加盟国は設定された制限内で、より包括的な中小企業支援を提供することが可能になった。同取組は、欧州連合の加盟国に対する影響力を示す。

2.14.1.2 構造基金の再利用

欧州連合は、加盟国に対し、以下の 4 種類の構造基金を提供している。

- 欧州地域開発基金（European Regional Development Fund : ERDF）
- 欧州社会基金（European Social Fund : ESF）
- 欧州農業指導保証基金（European Agricultural Guidance and Guarantee Fund : EAGGF）
- 漁業指導基金（Financial Instrument for Fisheries Guidance : FIFG）

0 で説明した欧州中小企業共同資金では、これらの構造基金の一部について中小企業を対象とする金融仲介機関にエクイティー、融資、信用保証として提供することを可能にしている。2015 年まで実施されるこの取組では、金融仲介機関より回収された返済金を、再度同様に金融仲介機関に供給することが可能で、より多くの中小企業へ資金調達への支援を提供することができる。

2.14.1.3 金融仲介機関の役割

欧州連合が提供する中小企業を対象とした金融施策では、加盟国の金融仲介機関が重要な役割を果たす。地域の金融仲介機関が中小企業の資金調達を支援することによって、欧州連合はその地域のニーズに合った支援を提供することが可能である。

2.14.1.4 国境を越えた取組

欧州連合の取組の多くは、欧州領域における国境を越えた取組である。例としては、すでに 2.14.1.2 で言及された欧州中小企業共同資金の他に、エラスムス・プラス (Erasmus+ (2.3.2.1 参照))、欧州企業ネットワーク (Enterprise Europe Network (2.10.1.1 参照))、女性起業家大使 (Female Entrepreneurship Ambassador (2.12.2.3 参照)) 等が挙げられる。その他、欧州連合では国境を越えた産学官連携等も支援しており、中小企業の国境を越えた知識の共有や他国の市場へのアクセスを支援している。

2.14.2 課題

2011年2月、欧州委員会産業企業総局では、SBAの実施状況を評価した報告書を発行した。SBAの主な目的は、中小企業の財源確保をより容易にし、新たな市場へのアクセスを支援し、運営管理の負担を軽減することである。同報告書は、SBAに示された多くの施策はすでに実施されているが、中小企業に対する支援の更なる強化が必要であると言及している。欧州2020戦略に沿って、以下の優先事項が提案されている。

2.14.2.1 財源確保への支援強化

すでに複数の取組が実施されているが、評価報告書では、中小企業を対象とした信用保証のさらなる提供、ベンチャーキャピタル市場へのアクセスの強化、投資家の意識向上、様々な規模の銀行による欧州投資銀行ローンおよびその他欧州連合が提供する施策の導入を求めている。

2.14.2.2 中小企業が中核事業に集中するための規制の見直し

欧州委員会は、委員会の法案が小規模事業者、小企業、中企業に与える影響を踏まえ、より効果的な欧州法の制定を目指している。加えて、加盟国における行政手続の実施を受け持つ窓口を設置することを提案している。また、欧州連合は加盟国がEU指令を自国の法律に反映する際、その中小企業に対する効果を計ることができるような定量的評価を設定することを提案している。

2.14.2.3 単一市場の有効利用

欧州委員会では、加盟国における法人税の統一基準を提案している。その他、国境を越えた債券の回収、より中小企業が利用しやすい標準化制度、中小企業に対する商品の出所の表示制度に関するガイドラインの提供を検討している。

2.14.2.4 中小企業のためのグローバリゼーションおよび気候変動問題対策

中小企業のためのグローバリゼーションおよび気候変動問題対策として、中小企業の欧州領域外における市場への参入を支援するための取組を提案している。その他、国際的な競争を可能にするクラスター形成戦略、企業欧州ネットワークを利用した環境およびエネルギー専門家の知識の国際的な共有を目的とした取組の実施を検討している。

2.14.2.5 小企業議定書の効力

2008年に採用された小企業法 (Small Business Act) は、法的根拠を持たない。欧州委員会では SBA に法的効力を持たせようと考えてきたが、2011年2月に発表された評価報告書では、フロントラインにおける企業に対する SBA 実施のためのガバナンス強化を提案している。

2.15 国と地域間の中小企業施策立案および中小企業支援に関する連携

欧州連合の中小企業の施策立案プロセスおよび政策、イニシアティブ、支援システム自体は、国境を越えた協力を奨励する方向で進められている。

2.15.1 中小企業使節のネットワーク (The Network of SME Envoys)

1.4.1.1.2 で前述したように中小企業使節のネットワークは、欧州連合の全加盟国で中小企業に優しい規制や政策策定を促進する SBA 諮問グループを構成している。ネットワークのメンバーは、各国の中小企業との協議プロセスや欧州連合の各国間の協力を向上させるため、年に3回の会合を持つ。

2.15.2 欧州企業プロモーション賞 (European Enterprise Promotion Awards) ¹⁷¹

欧州企業プロモーション賞 (European Enterprise Promotion Awards) は、各国・地域・地方レベルで起業家や小企業を促進する人に贈られる。欧州連合の全加盟国およびアイスランド、ノルウェー、セルビア、トルコがこの賞に参加できる。賞のカテゴリーの一つは、企業の国際化支援に関するものである。

2.15.3 エラスムス・プラスと青年起業家のためのエラスムスプログラム (Erasmus+ and Erasmus for Young Entrepreneurs)

エラスムス・プラス (Erasmus+) (2.3.2.1 参照) は、教育の世界の協力や橋渡しを育むため教育・訓練・若者の機関・団体間の国境を越えた提携を支援し、欧州で現在生じている技能不足に対処するために取り組む。一方、青年起業家のための

¹⁷¹ http://ec.europa.eu/growth/smes/support/enterprise-promotion-awards/index_en.htm

エラスムプログラム (Erasmus for Young Entrepreneurs) (2.3.2.2 参照) は国境を越えた交流プログラムで、新しい起業家あるいは起業家志望者に対して、他の参加国で小企業を経営する経験ある起業家から学ぶ機会を与えるものである。

2.16 国の政策情報の提供・手続きの簡素化

SBA には中小企業に対する規制の負担を軽減し、「企業に優しい」環境を創出する規定が盛り込まれるとともに、欧州全体の情報を提供する専用のポータルやウェブサイトがある (2.3 など参照)。

3. 重点的に調査した事業

3.1 販路開拓支援（市場参入チームおよび EU Gateway Programme）

3.1.1 背景

EU 圏外の市場の成長がもたらす利益を享受するため、中小企業を支援し、彼らに働きかけることは、Small Business Act for Europe（2008）¹⁷²の10の指針のうちの一つである。具体的には、他地域市場への参入を容易にし、ビジネストレーニングの機会を提供する。Market Access Strategy（1996）および EU Gateway Programme（1990）¹⁷³、ともに、他地域の市場に参入する際の様々な規模の企業のニーズに対応するために組まれたもので、中小企業向けの SMA の一環として推進されてきた。

EU Market Access Strategy は、商品、サービス、知的財産権の取引や投資の際に生じる貿易障壁に対応するため、市場参入条件やフレームワーク情報を輸出業者に提供することを目的としている。市場参入チームは、この戦略¹⁷⁴の2007年改訂版の一環として編成され、また、SBA の指針の10番目に取り上げられている。

当初、EU Gateway Programme は、ヨーロッパと日本の経済交流を深め、経済協力を高めるために作成された。その後、ヨーロッパとアジアの企業が良好なパートナーシップを築くための優れたビジネスプラットフォームとなった¹⁷⁵。

3.1.2 販路開拓支援（市場参入チームおよび EU Gateway Programme）の概要

3.1.2.1 担当総局

当初、Market Access Strategy は、統括官 Jean-Luc Demarty のリーダーシップのもと、取引総局（DG Trade）が責務を担っていた。貿易戦略および分析、市場参入を担当する総局は、ポリシー¹⁷⁶の詳細に携わっていた。

戦略内容とその実施は、EC 内外の様々な関係者の関心の的である。市場参入チームは、第三国の市場に設立され、委員会代表、関係国大使館、民間企業（例：EU 商工会議所）やその他 EU のステークホルダーがチームに参加する。プログラムの成果は、委員会内や EU 圏外の国でのビジネスを行いたいと考えるヨーロッパ企業によって利用される。

EU Gateway Programme は、EC の一つの総局によって直接監督されているものではない。EC により資金が提供され、取引総局（DG Trade）、EU 代表者、EU 大使館員、多くのパートナー企業が参加する。以下にてパートナー一覧の閲覧が

¹⁷² SBA: <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2008:0394:FIN:en:PDF> (p. 17)

¹⁷³ <http://www.eu-gateway.eu/home>

¹⁷⁴ http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2007/april/tradoc_134591.pdf

¹⁷⁵ <http://www.eu-gateway.eu/about-eu-gateway>

¹⁷⁶ <http://ec.europa.eu/trade/trade-policy-and-you/contacts/people/>

可能である。

<http://www.eu-gateway.eu/links-partners>

EU Gateway Programme は、アジア市場で長期的な業務提携を築きたいと考えるヨーロッパの中小企業のためのものである。

3.1.2.2 動機と目的

EC の審議会の幾つかにおいて、ヨーロッパのビジネスが EU 圏外の国において成長させることができなかつたり、市場そのものに参入できなかつたりする大きな理由は、現地市場情報の取得面で困難に直面しているからであると特定された。ここでいう「情報」は多岐にわたるが、税関手続き、税規制、安全衛生規則などである。また、不公平な価格設定といった貿易障壁も問題である。

市場参入チームは、既存ではあるが偶発的に認識される現地の知見を収集し、まとめる目的で設立された。これにより、採決される前に関連法制の立案を特定し、対処することが可能となる。また、現地の知見や勢力を用いて、市場参入障壁を迅速にかつ効果的に取り除けるよう外交圧力を加えることも可能となる¹⁷⁷。

EU Gateway Programme は、商習慣の違いや規制上の要件の相違により、市場への参入が困難になっている EU の企業に重要な機会を提供する「エントリーチケット」となった¹⁷⁸。

3.1.2.3 実施期間と展望

市場参入チームの創設は、最初に Market Access Strategy (2007) の一環として、提案された。そのポリシーは、2008 年に草案された SBA の 10 番目の指針として推進されている。直近では、2011 年に発表された EU の「Small Business, Big World」戦略の一部に市場参入チームの成果が言及されている。この戦略は、ヨーロッパの中小企業の国際化を促進することを目的としており、市場参入チームの重要性を改めて説いている。それ以降の最新情報は得られていないが、市場参入チームは現在も組織されていると推測される。

Market Access Strategy の策定と、これに伴う市場参入チームの創設は、世界的に実施されている。直近の一覧は 2010 年に発行されており、33 か国における市場参入チームの詳細が書かれている。これには、米国、ブラジル、ロシア、中国も含まれる¹⁷⁹。

EU Gateway Programme は、1990 年に最初に作成され、2011 年に規模が拡大された。現在、EU Gateway のもとでビジネスミッションは実施されていない。

¹⁷⁷ http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2007/april/tradoc_134507.pdf, p. 7

¹⁷⁸ <http://www.eu-gateway.eu/about-eu-gateway>

¹⁷⁹ http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2010/june/tradoc_146233.pdf

しかし、EU Business Avenues in Southeast Asia という、シンガポール、マレーシア、ベトナムでのビジネスに興味のある企業が参加することができる、Gateway Programme をモデルにしたパイロット・プログラムがある。

最初の EU Gateway Programme は、EU と日本の間で開催された。その後、韓国を加え規模が拡大された。直近の Gateway サイクル (2008 年～2014 年) では、合計 46 のビジネスミッションが開催された。

3.1.2.4 実施方法

市場参入チームの役割は、担当地域の市場に無理なく適応できるよう、柔軟性のあるものとなっているが、EU 圏外の国へのヨーロッパ企業の参入と現地で企業の繁栄を阻害する障壁に関して、知識を集めるというのが主な役割である。市場参入チームによって集められた情報は、EC に送られ、EC は障壁を取り除く取り組みをし、現地に関する知見を企業に提供する。市場参入チームは、現地と直接、またはすでに現地に参入している EU 企業と直接やりとりをする場合もある。

EU Gateway Programme は、現地でビジネスミッションを開催し、資金を提供することで EU 企業を支援する。追加のアドバイスや、ミッションを通して、EU 企業は、日本や韓国の市場をよりよく理解することができ、日本企業や韓国企業と長期的に業務提携をすることができるようになる。

3.1.2.5 施策の内容

前述のとおり、市場参入チームには柔軟性があり、情報収集と集めた情報を中央 EC に送る役割を担っている。具体的には、知的財産権や貿易の技術障壁 (TBT)、衛生・植物保護 (SPS) に関して、ブリュッセルの専門家による調整と対応が必要なケースはどれかを特定し、現地で対応する。

市場参入チームは、担当する国での貿易障壁について定期的に報告書を作成しなければならない。報告書をもとに、EC の Market Access Strategy¹⁸⁰ 実施用のウェブツールである Market Access Database 上に、各地域の情報を更新し、データベースを強化する。

必要に応じて、市場参入チームは、ある特定の障壁や業種に特化したワーキンググループを立ち上げ、関係する貿易のアドバイザーとともに調整に関する定例ミーティングを開催するといった活動も行う。

市場参入チームの活動の概要は、前述のとおり、直近では 2010 年に公表されているが、その後の情報はオンラインでは取得できない。

EU Gateway Programme は、ヨーロッパとアジアの企業が良好なパートナーシ

¹⁸⁰ <http://madb.europa.eu/>

ップを築くための優れたビジネスプラットフォームである。参加企業は、下記のような特色のあるサービスを受けることができる。

- 見込みのある市場でのビジネス機会の探索
- 可能性のあるビジネスパートナーの特定
- EUの公式ミッションに沿った企業ブランドの可視化の支援
- 現在と将来のトレンドを学ぶ
- 商品や技術への迅速なフィードバック
- 典型的な新規市場参入に必要なコストの最小化
- 新しいコネクションを増やし、ネットワークを強化
- 他業種のプレイヤーとの課題や機会について議論の機会
- 専門家によるコーチングと各段階でのフォローアップ
- 後方支援と財政支援¹⁸¹

日本と韓国で行われる典型的なゲートウェイミッションは、一週間かけて、分野ごとに行われる。分野は、環境・エネルギー関連技術、医療ヘルスケア製品・技術、建築資材・建設技術、情報通信技術、インテリア・デザイン、ファッション・デザインである。ミッションの期間中に行われるヨーロッパ企業と現地のビジネスコミュニティとの会合は、重要な要素の一つである¹⁸²。

現在、このプログラムでミッションの開催は計画されていないが、日本と韓国の特定分野の市場調査は現在も以下のウェブサイトからアクセス可能である。

<http://www.eu-gateway.eu/market-studies-0>

3.1.2.6 統計

施策実施前と実施後と比較することが可能な関連統計データまたは実績を示す。

図表 8 Gateway ミッションの概要 (2009～2014 年)

分野	国	ミッション数	参加者数	直近のミッションの開催実施日
環境・エネルギー関連技術	日本	6	178	2014年2月3日～7日
	韓国	6	179	2014年6月9日～13日
医療ヘルスケア製品・技術	日本	6	205	2014年5月26日～30日
	韓国	6	188	2014年3月10日～14日
建築資材・建設技術	日本	6	193	2014年7月7日～11日
	韓国	3	76	2011年4月4日～8日
情報通信技術	日本	3	113	2011年12月5日～9日
インテリア・デザイン	日本	6	228	2014年3月24日～28日
ファッション・デザイン	日本	5	140	2013年3月26日～29日

出所： <http://www.eu-gateway.eu/business-missions>

¹⁸¹ <http://www.eu-gateway.eu/about-eu-gateway>

¹⁸² <http://www.eu-gateway.eu/business-missions>

参加した 1,500 企業のうち、83%が市場理解を高めることに、64%が業務提携をする上でビジネスミッションが有効であったと回答し、30%がミッション後に利益が上昇したと回答した。

2008 年から 2014 年の全体の結果を分析したものは以下のウェブサイトからアクセス可能である。

http://ec.europa.eu/dgs/fpi/documents/showcases/2013/gateway_companies_infographics_en.pdf

韓国市場のプログラムの結果を分析したものは以下のウェブサイトからアクセス可能である。

http://ec.europa.eu/dgs/fpi/documents/showcases/2013/gateway_korea_infographics_en.pdf

3.1.2.7 評価

市場参入チームが実施した案件で、実績が掲載されているものは以下の 2 点である。

「Evaluation of the EC Market Access Partnership: In-Depth Assessment of the functioning of the local Market Access Team in China」(2012)¹⁸³

「Evaluation of the EC Market Access Partnership: In-Depth Assessment of the functioning of the local Market Access Team in South Korea」(2012)¹⁸⁴

また市場参入チームの取り組みに言及した Market Access Partnership の最終報告書も入手可能である。

http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2013/april/tradoc_150847.pdf

2008 年 5 月 29 日のプレスリリースでは、最初の EU Gateway サイクル (1994 年～2007 年) の評価に言及しており、2008 年から 2014 年のサイクルで改善が見られるだろうと述べている¹⁸⁵。この評価や 2 番目のサイクルの評価については、オンラインで取得することができないが、プログラムの結果が掲載された 2 つの分析情報は取得可能である。

¹⁸³ http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2013/april/tradoc_150848.pdf

¹⁸⁴ http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2013/april/tradoc_150848.pdf

¹⁸⁵ http://europa.eu/rapid/press-release_IP-08-813_en.htm?locale=en

3.2 ホライズン 2020 の概要

3.2.1 背景

ホライズン 2020 は、研究・技術開発フレームワーク・プログラムの第 8 フェーズであり、EU 内の研究をサポートおよび推進する資金提供プログラムである¹⁸⁶。これは EU Heads of State and Government が欧州委員会に過去の EU の研究と資金投資の管理を一括化することを持掛けたことにより設立されたフレームワークである。協議は 2011 年から 2012 年まで続き、2013 年 12 月 3 日にホライズン 2020 は正式にプログラムとして認められた¹⁸⁷。

以下にプログラムの詳細を示す。短い紹介動画は以下のウェブサイトからアクセス可能である。

<https://ec.europa.eu/programmes/horizon2020/en/news/horizon-2020-video-general-overview>

3.2.2 ホライズン 2020 の概要

3.2.2.1 DG の管理下

ホライズン 2020 は、DG Research & Innovation in the European Commission (以下、DG) により管理されている。DG は Commissioner for Research, Science and Innovation であるカルロス・モエダス¹⁸⁸を中心に、18 人のスタッフメンバーで運営されている¹⁸⁹。

ホライズン 2020 プログラムの一部は、EU 内での様々な部門により運営されているプロジェクトや取り組みを支援している。例えば、“Innovation in SMEs” のプログラム下では、DG Internal Market, Industry, Entrepreneurship and SMEs が運営しているエンタープライズ・ヨーロッパ・ネットワークの支援も行っている¹⁹⁰。

当プログラムは、ターゲットユーザーベースの規模も大きい。当プログラムの中心となる分野（Excellent Science, Industrial Leadership and Societal Challenges、詳細は以下を参照）に携わる組織、企業、ビジネスまたは個人研究者に影響する。

そのため、当プログラムは「誰にでもオープン」であり、これは大学、個人研究者や企業等にも及んでいる。

ホライズン 2020 が設立した背景としては、Innovation Union¹⁹¹—経済成長や

¹⁸⁶ <https://ec.europa.eu/programmes/horizon2020/>

¹⁸⁷ http://ec.europa.eu/research/participants/data/ref/h2020/legal_basis/sp/h2020-sp_en.pdf

¹⁸⁸ https://ec.europa.eu/commission/2014-2019/moedas_en

¹⁸⁹ http://ec.europa.eu/commission/2014-2019/moedas/team_en

¹⁹⁰ <http://ec.europa.eu/growth/>

¹⁹¹ http://ec.europa.eu/research/innovation-union/index_en.cfm

雇用創出につながる革新的な環境を支持する EU の戦略一を実施するためであり、そのためには研究や革新的な活動への資金提供が必要となる。

詳しく言えば、当プログラムはヨーロッパが先進的な化学技術を創出し続けることを保証するために、開発への障害となるバリアーを取り除き、公私機関が共同で開発できるようにすることが目的である。

3.2.2.2 実施期間と展望

2013 年 12 月に正式に認められたホライズン 2020 プログラムは、2014 年 1 月より本格的に実施され、2020 年まで実施される。全体的なプログラムの一部として、多年次の企画が含まれており、プログラムが資金を提供する機会の大半を占める。現在行われている企画の概要と予算（2016～2017 年内）が最近発行された¹⁹²。

ホライズン 2020 は世界的に行われている。つまり、出身や住まいに関係なく世界中の参加者がホライズン 2020 の企画に加わることが可能である。当プログラムの企画の多くには、EU 外の企業と連絡を取り合い、企業同士の共同研究やヨーロッパで研究を試みる個人研究者への資金融資等を行っている例もある。（企業同士の共同研究の場合の資金融資には、EU 内外で最低 3 か国の出身者および法人団体による財団形成が必要となる。）

適任性に関しては、EU 内の 28 か国および 13 の連合国（アイスランド、ノルウェー、アルバニア、ボスニア、ヘルツェゴヴィナ、マセドニア、モンテネグロ、セルビア、トルコ、イスラエル、モルドバ、ファロエ島、ウクライナ、（特に）スイス）の研究者は自動的にホライズン 2020 により融資を受ける資格を持つこととなる。その上、130 の発展途上国における研究機関も同じく融資を受けることが可能である¹⁹³。

3.2.2.3 実施の方法

ホライズン 2020 は基本的には金融サポートプログラムであるため、研究や開発に携わる活動を実施する機関や組織、ビジネスに資金提供を行っている。これらは様々な企画書や公共調達、その他の活動により行われている。

ホライズン 2020 のウェブサイト (<https://ec.europa.eu/programmes/horizon2020/en>) はプログラムを実施していく上で重要となり、プログラムの概要に関して

¹⁹²

<https://ec.europa.eu/programmes/horizon2020/en/news/horizon-2020-work-programme-2016-2017-published>

¹⁹³ Full list of eligible developing countries:

http://ec.europa.eu/research/participants/data/ref/h2020/other/wp/2016-2017/annexes/h2020-wp1617-a-nnex-a-countries-rules_en.pdf

すべての情報の公開や DG Research & Innovation's Participant Portal (DG Research & Innovation の参加者ポータル)¹⁹⁴へのリンクにつながる。ここで実際の融資プロセスが行われる。

Participant Portal (参加者ポータル) のオンライン要素の他にも、EC は独立した専門家による企画書の見直しやプロジェクトのモニターおよび評価を含む研究や開発課題のアシストを依頼している¹⁹⁵。

ホライズン 2020 下における各プログラムを準備するため、EC は Advisory Groups (諮問委員会) を設立した¹⁹⁶。全リストに関しては EC のウェブサイトを参照 (<http://ec.europa.eu/transparency/regexpert/>)。

3.2.2.4 対策の内容

約 800 億ユーロの全体予算を掲げているホライズン 2020 プログラムは大規模であり複雑である。しかし、基本的なレベルでは、3 本の柱を中心に運営されている。それらは、Excellent Science (優れた科学技術)、Industrial Leadership (産業リーダーシップ) と Societal Challenges (社会的課題) の 3 つであり、それぞれはまたサブセクションへと分別されていく (下記のリスト参照)。

図表 9 ホライズン 2020 セクション

Excellent Science 優れた科学技術	
	・ヨーロッパの研究委員会
	・未開発と開発段階の技術
	・マリエ・スロドウスカ・キュリエ活動
	・ICTを含む研究基盤
Industrial Leadership 産業リーダーシップ	
	・産業技術を発達させるリーダーシップ
	・ナノテクノロジー、最新の材料、生産技術とバイオテクノロジー
	・情報とコミュニケーション技術
	・空間
	・リスクファイナンスへのアクセス
	・SME における開発

¹⁹⁴ <http://ec.europa.eu/research/participants/portal/desktop/en/home.html>

¹⁹⁵ <http://ec.europa.eu/research/participants/portal/desktop/en/experts/index.html>

¹⁹⁶ <https://ec.europa.eu/programmes/horizon2020/en/experts>

Societal Challenges 社会的課題
・健康、人口統計学上の変化、福祉
・食品安全、自立的な農業と林業、海運業（若しくは海洋学）、海水および陸水の研究、バイオエコノミー
・安全かつクリーンで効率の良いエネルギー
・スマートおよび環境的に良い交通機関
・気候変化、環境、資源の効率、天然材料
・安全な社会—ヨーロッパおよび市民における自由とセキュリティを保護

出所: <https://ec.europa.eu/programmes/horizon2020/h2020-sections>

3本の中心柱とそれぞれの項目は上記に占めており、Horizon 2020は以下のような分野において活動資金を融資している。

- ・活動の成果を広め、他の参加者の参加を促す
- ・社会のために、そしてともに開発していく科学技術
- ・分野を横断する活動（フォーカスエリア）
- ・開発につながる近道
- ・European Institute of Innovation and Technology (EIT)
- ・ユーラトム（ヨーロッパ原子力共同体）

出所: <https://ec.europa.eu/programmes/horizon2020/h2020-sections>

3.2.3 統計

プログラムの実行前後の成果を図るための統計的データである。

ホライズン 2020 が実施されてから 1 年目の終わりに、EU は「初年度の結果」を照会した。7 年プログラムによる小さなサンプルの結果報告であるが、報告書から 10 の重要項目が挙げられた。中には過去のプログラム（FP7）との比較が含まれている。

ホライズン 2020 の 100 人に対する声掛けにより、合計で 36,732 の企画書（FP7 : 135,514）が提出された。以下に詳細を示す。

- ・ 29,794 の完全な企画書が 1 段階の声掛けにより提出された。
- ・ 5,617 のアウトラインのみの企画書が 2 段階の声掛け（第 1 回）で提出された。
- ・ 1,321 の完全な企画書が 2 段階（第 2 回）の声掛けで提出された。
- ・ 合計 31,115 の完全な企画書が提出された。
- ・ 融資の受け取りが可能となった企画は合計で 123,334（FP7 : 598,080）であ

る。

- 全企画書は 803 億ユーロ（FP7：2,171 億ユーロ）の資金を受け取り、これらは 9,325 もの専門家により査定された。
- 4,315 の企画書は資金提供を保持された。最初の 100 人に対する声掛けの段階のみで企画書が通ったものは全体の 14%であった。一方で、FP7 は全体で成功率 20%を成し遂げている。
- 38%の融資の受け取りに成功した参加者は新人であり（FP7 の最後の年であった 2013 年では 13%）、1,100 人は SME 関係者であった。
- SME における 20%の予算目標は達成された。
- 3,236 の助成金に関する契約が 2015 年 4 月末までに結ばれた（FP7 の 7 年間では 25,164 もの契約書と比較）。
- これらの契約の合計は、EU が提供する 65 億円中 55 億円分の資金を占めている。
- 95%の契約は目標であった 8 か月以内に結ばれた。

完全な報告書「Horizon 2020 -First Results -」は以下のウェブサイトからアクセス可能である。

https://ec.europa.eu/programmes/horizon2020/sites/horizon2020/files/horizon_2020_first_results.pdf

3.2.4 評価

EC は未だに、ホライズン 2020 に対する正式な評価やレビューを行っていない。

3.2.3 にも示されているように、初年度のパフォーマンスに関する統計は参照可能である。精密な日程や方向性はまだ発表されてはいないが、中間レビューは 2017 年に予定されている。

グレートブリテン及び北アイルランド連合王国

目 次

【イギリス】

1. 制度の概要	97
1.1 中小企業の定義とその根拠法令等.....	97
1.2 中小企業をとりまく環境と中小企業の実態.....	99
1.3 中小企業関連法（代表的なものとその特徴）.....	106
1.4 中小企業政策の立案と実施.....	106
1.5 中小企業政策における財政支出状況（予算規模等）.....	110
1.6 中央政府と地方政府の役割分担.....	110
1.7 各国における中小企業政策の方向性.....	113
1.8 政策評価	113
2. 個別の中小企業施策.....	117
2.1 金融（融資、投資・出資、信用保証、その他）.....	117
2.2 税制（設備投資、事業承継、技術開発、その他）.....	127
2.3 支援体制（情報提供、経営相談・アドバイス、その他）.....	129
2.4 既存の中小企業に対する経営資源の確保の支援（研究開発技術、IT 対応、販路開拓、 新分野進出、その他）.....	132
2.5 創業支援（創業支援、VC、税制、教育、KPI、その他）.....	136
2.6 中小企業に関わる公正な取引の推進、市場の整備（下請代金支払遅延等防止法、官 公需、その他）.....	140
2.7 地域中小企業政策（伝統・地場産業に対する振興、産業集積、街づくり、商店街振 興、地域興し、NPO 支援、事業承継・廃業、その他）.....	143
2.8 中小企業の国際化支援（海外投資支援、貿易の振興、情報提供、その他）.....	147
2.9 中小企業に関する雇用・労働対策（雇用上の特例、その他）.....	151
2.10 中小企業の組織化およびネットワーク化への支援（商工会議所、協同組合、ネット ワーク支援、その他）.....	151
2.11 小規模事業者対策.....	152
2.12 マイノリティ・女性に関する支援.....	152
2.13 セーフティネット.....	153
2.14 中小企業の特徴と課題（資金調達、人材育成、その他）.....	153
2.15 国と地域間の中小企業施策立案および中小企業支援に関する連携.....	153
2.16 国の政策情報の提供・手続きの簡素化.....	155
3. 重点的に調査した事業.....	156

3.1 Transformational ICT.....	156
3.2 小売付加価値税スキーム (VAT Retail Scheme)	162

II グレートブリテン及び北アイルランド連合王国

1. 制度の概要

1.1 中小企業の定義とその根拠法令等

イギリス政府のビジネス・イノベーション・職業技能省（Department for Business, Innovation and Skills : BIS）によると、中小企業に統一された定義を用いていない。

BIS の編成以前に中小企業に関する政策を担当していた中小企業復興機関（Small Business Service : SBS）によると、1971年のボルトン委員会の定義が企業の特徴を最も良く記述したものであるとしているが、現在中小企業政策を担当する BIS では、統計データ上の中小企業の定義以外は明確に定めていない¹。

1.1.1 ビジネス・イノベーション・職業技能省の定義

イギリス政府のビジネス・イノベーション・職業技能省（BIS）では、統計データ上における中小企業の定義のみ記載があり、ここでは従業員数が 250 人未満の企業としている。

1.1.2 2006 年会社法

中小企業は、1985年に制定された1985年会社法（Companies Act 1985）の247～249条の中で定義されている。1985年会社法は過去に何度も改正され、最近の改正は2006年11月に制定されたCompanies Act 2006 (Small Companies' Accounts and Audit) Regulations 2006（以降「2006年会社法」とする）である。この改正により、1985年会社法247～249条は廃止され、特定のカテゴリーに属する小規模金融機関および有限責任事業組合は、1985年会社法に示される小企業を対象にした特例を利用することが可能になった。2006年会社法によると、小企業は以下の項目から少なくとも2つを満たさなければならない²。

- 事業年度の総売上高が 650 万ポンド以下であること
- 事業年度の貸借対照表合計（資産の合計）が 326 万ポンド以下であること
- 従業員数が 50 人以下であること³

中規模企業と定義されるのは、以下の要件のうち少なくとも 2 つを満たす場合で

¹ ボルトン委員会の定義は「海外における中小企業政策に関する調査研究」中小企業総合研究機構（平成18年度）に示されている。

² 2006年会社法 <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2006/46/section/382>

³ Companies Act 2006 <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2006/46/section/382>

ある。

- 事業年度の売上高が 2,590 万ポンド以下であること
- 事業年度の貸借対照表合計（資産の合計）が 1,290 万ポンド以下であること
- 従業員数が 250 人未満であること⁴

また、イギリス政府機関で会社登記などを所轄するカンパニーハウス（Companies House）による定義も 2006 年会社法と一致している⁵。

BIS の中小企業に関する統計によると、自営業者のパートナーシップ（self-employed partnership）と個人事業者（sole proprietorship⁶）は企業に含まれる⁷。2000 年以降、企業数増加の牽引となっているのは個人事業者の増加である。2013 年初頭より 33 万の企業が増加したが、そのうち 19 万 7 千が個人事業者で 1 万 7 千が自営業者のパートナーシップである。

1.1.3 欧州連合の定義

イギリス政府にて、欧州連合の定義を率先して利用しているといった状況ではないが、欧州連合より資金提供を受けている取組では、欧州連合の定義が利用されることがある。以下に、欧州連合の定義をまとめる。

図表 1 欧州連合の中小企業の定義

カテゴリー	従業員数	年間売上高 (A)	年次総資産 (B)	資本関係
中企業	250 人未満	5,000 万ユーロ以下	4,300 万ユーロ以下	大企業の出 資比率が 25%以下
小企業	50 人未満	1,000 万ユーロ以下	1,000 万ユーロ以下	
小規模事業者	10 人未満	200 万ユーロ以下	200 万ユーロ以下	

注) (A) ないしは (B) のいずれかでよい。

出所: EU "User Guide to the SME definition"

⁴ Companies Act 2006 <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2006/46/section/465>

⁵ Companies House, "Life of a company – part 1 annual requirements"
https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/447157/GP2_Life_of_a_Company_Part_1_v4_5.pdf

⁶ 英国の自営業者は個人事業者もしくは共同事業でのパートナーとして働くことが可能である。個人事業者（sole proprietorship）とは、個人によって運営されている事業のことであり、事業と事業主との法律上の違いはない。<https://www.e-conomic.co.uk/accountingsystem/glossary/sole-trader>

⁷ BIS 統計データ公開 "Business Population Estimates for the UK and Regions 2014"
https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/377934/bpe_2014_statistical_release.pdf 同資料によれば企業は「会社」「個人事業主のパートナーシップ」「個人経営者」の 3 種類に分けられ、それぞれ全企業の 29%、9%、62%を占める。

1.2 中小企業をとりまく環境と中小企業の実態

1.2.1 中小企業白書

イギリス政府で、中小企業白書に相当するものは発行されていない。しかし、2010年11月、イギリス政府は以下の宣告をしている他、2011年1月5日に中小企業に対する支援の近代化を図る報告書（1.2.1.3 参照）が出版されている。また関連白書についても以下に記述する。

1.2.1.1 中小企業への支援提供の発表

中小企業は民間部門における雇用の60%を供給しており、その売上は民間部門の半分を占める。しかし、中小企業の67%が2～3年間に成長を遂げる目標を掲げているにもかかわらず、実際に従業員数の増加を達成するのは毎年約20%の中小企業のみである。こういった状況を問題視したイギリス政府は、イギリス全域に480万社ある中小企業に対し、支援を提供することを2010年11月に発表した。

2010年11月の発表で、政府は以下に示す3つの政策を発表した。

- 資金調達をより容易にする
- 公共分野における事業発展をやすくする
- ソーシャルテナント⁸が自宅からもビジネスを始めやすい環境を作る

1.2.1.2 企業のための解決策 (Solutions for Business)

イギリス政府がイングランド地域にて提供する3千以上の補助金、助成金、およびアドバイスは、企業に対する支援プログラムの簡易化を図るプログラム

(Business Support Simplification Programme : BSSP) によって、30のサポートプログラムにまとめられた。これらのサポートプログラムは「企業のための解決策 (Solutions for Business)」と呼ばれ、中小企業のみでなくイギリスの全事業を対象とし、公的資金の活用により事業を設立し、成長させ、成功させることを目的としている。「企業のための解決策」は2009年3月に実施され、2010年3月より事業に提供された。政府の支援プログラムは金銭的援助も含め全て「企業のための解決策」の管轄になる。地域開発公社 (Regional Development Agency : RDA) や、地方自治体による資金支援も「企業のための解決策」の管轄である⁹。

「企業のための解決策」は、その後2012年に廃止され、プログラムとしては存

⁸ ソーシャルテナントとは、イギリス政府の社会保障制度が提供する公共住宅 (Social Housing) の住人を指す。主に低所得家庭に与えられる社会保障制度である。

⁹

<http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20100407215947/bis.gov.uk/policies/enterprise-and-business-support/solutions-for-business-simplified-business-support>

在していないが、個別の支援プログラムは継続して実施されている¹⁰。

2012年7月にはサポートプログラムの「カスタマー・モニタリング・サーベイ」が、ダーラム大学により実施された¹¹。

1.2.1.3 より大きい、いっそう優れたビジネス (Bigger, Better business: helping small firms start, grow and prosper¹²)

2011年1月5日、政府は中小企業支援を近代化しその方法や内容を大きく変更することを“Bigger, Better business: helping small firms start, grow and prosper”（「より大きい、いっそう優れたビジネス：小企業の成長、繁栄および創業のための支援」）という報告書にまとめて発表した。特に中小企業支援のため早急にとるとした対応は以下のとおりである。

- 2011年4月1日より、中小企業を対象に法人税率を21%から20%に引き上げる。
- 新規事業のための5万ポンドを上限とする地域の国民保険優遇措置 (National Insurance Holiday) を導入した。これは創業から1年以内に雇用した従業員10人に対し、国民保険の支払いを一部軽減するものである。
- 資本利得税の起業家優遇制度を、200万ポンドから500万ポンドに拡大した。
- 雇用主が国民保険の支払いを開始するポイントを2011会計年度から年間30億ポンドまで上昇させた。

1.2.1.4 貿易白書 (Trade White Paper¹³)

2011年1月に発行された貿易白書は、長期的な経済繁栄と経済成長における貿易・投資の重要性を認識し、いかに国際ビジネスチャンスを活かせる戦略を政府が打ち立てるかを検討したものである。この中で政府は電子商取引の成長が中小企業の輸出産業発展の足掛かりとして利用できる可能性を指摘している。

¹⁰ 中小企業の支援プログラムを運営する組織の1つ、InfoLab21とのインタビュー。

<http://www.infolab21.lancs.ac.uk/>

¹¹

https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/32265/12-894-solutions-for-business-customer-monitoring-survey.pdf

¹²

https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/32225/11-515-bigger-better-business-helping-small-firms.pdf

¹³

https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/31562/10-1262-trade-white-paper-call-for-evidence.pdf

1.2.1.5 地域成長白書 (Local Growth White Paper¹⁴)

2010年10月に発行された地域成長白書 (Local Growth White Paper) は、地域経済の成長、事業投資と発展、地域社会の雇用の充実を機軸に、政府の新たな政策支援方針を綴っている。中小企業を促進する取組としては、情報共有とアドバイスの提供を可能にするウェブサイトと、インターネットが導入されていない企業への情報提供を目的としたコールセンターの設置を掲げている。

1.2.1.6 イノベーション国家白書 (Innovation Nation White Paper¹⁵)

2008年3月に発行された同白書は、イノベーション (新たなアイデア) がイギリス経済の長期的な繁栄と、気候変動などの深刻な課題の解決にあたって、重要な役割を果たすことを論じ、新たなイノベーション形成への需要促進のため政府の資金援助が欠かせない旨を報告している。この中で政府は、企業と大学等の研究開発機関 (Knowledge based institution) の協力を促進するため、企業に対し、イノベーション・バウチャー (2.4.2.2 参照) を提供している。

1.2.1.7 2011年から2015年の主な政策変更

1.2.1.7.1 成長プラン (The Plan for Growth)

政府は2011年3月、2011年度の予算案発表に合わせて成長計画 (The Plan for Growth) を発表した。これは企業の成長を促し、イギリスの国際競争力を高める一連の構造改革で、以下のような意欲的な目標が設定された。

- G20 諸国で最も競争力の高い税制を構築する
- よりバランスの取れた経済の実現に向け、投資と輸出を促進する
- 企業を設立し、成長させ、資金を調達する上で、イギリスを欧州で最も優れた国にする

成長計画は中小企業向けの具体的な措置として、小規模企業に適用される統一事業税の免税期間を1年間延長、公的調達を中小企業に開放、R&D 税額控除の引き上げ、税率が低く規制や計画制限の緩い21か所の経済特区 (Enterprise Zone) の新設、エンジェル投資共同投資ファンドを通じた中小企業向けの新たな資金調達ラウンドのほか、中小企業の海外進出を支援する一連の方策を盛り込んだ。

¹⁴

https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/32076/cm7961-local-growth-white-paper.pdf

¹⁵

<http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20100503135839/dius.gov.uk/policies/innovation/white-paper>

1.2.1.7.2 2014年1月の新たな措置

政府は2014年1月、小企業を支援する新たな一連の措置を発表した。これらの施策により国内490万の小企業は、年間一企業あたり最大10,000ポンドの優遇が可能であると政府は試算している¹⁶。主な措置は次のとおりである。

- 統一事業税の免税
- 雇用、財務管理、マーケティングへの支援として最大2,000ポンドを受け取れる小企業2万社向けの成長バウチャー
- 中小企業の高速度ブロードバンドへのアクセス支援にブロードバンド・バウチャー

1.2.1.8 中小企業の統計データ

現在、イギリス政府における中小企業の統計データは、BISが管理しているもののみである。BISより企業数、従業員数、売上高等のデータが入手可能である。以下のデータは、BISがまとめた「2014年イギリスおよび各地域の法人統計 (Business Population Estimates for the UK and Regions 2014)」から抜粋したものである¹⁷。

- 中小企業数：推定523万社（2013年は490万7,000社）
- 全企業に占める中小企業の割合：99.9%（小企業の割合は99.3%）
- 被雇用者数：1,515万人

¹⁶ <https://www.gov.uk/government/news/small-business-big-support-confirmed-by-prime-minister>

¹⁷ Gov.UK, BIS Statistical Release 2014

https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/377934/bpe_2014_statistical_release.pdf

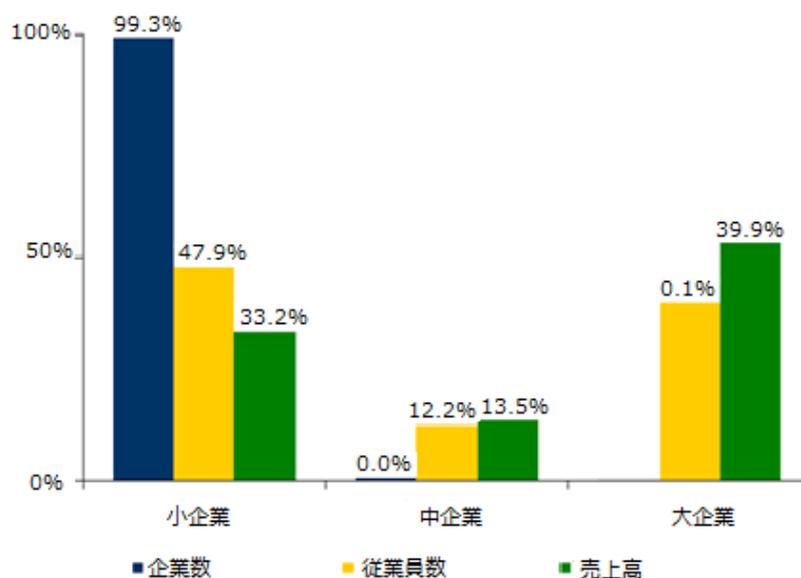
図表 2 中小企業数、従業員数、売上高（2014年）

	企業数	従業員数 (千)	売上高 (100万ユーロ)
全企業数	5,243,135	25,229	3,521,254
中小企業(従業員数0-249人)	5,236,390	15,159	1,647,201
小企業 (従業員数0-49人)	5,204,915	12,084	1,170,337
全従業員数	1,277,360	20,876	3,290,110
従業員数0	3,965,775	4,353	231,143
1-9人	1,044,385	3,923	424,299
10-49人	194,755	3,807	514,895
50-249人	31,475	3,075	476,864
250人以上	6,745	10,070	1,874,053

注) 従業員0人とは、個人事業、もしくは自営業者がパートナーシップを組んで運営する企業のことを指す。

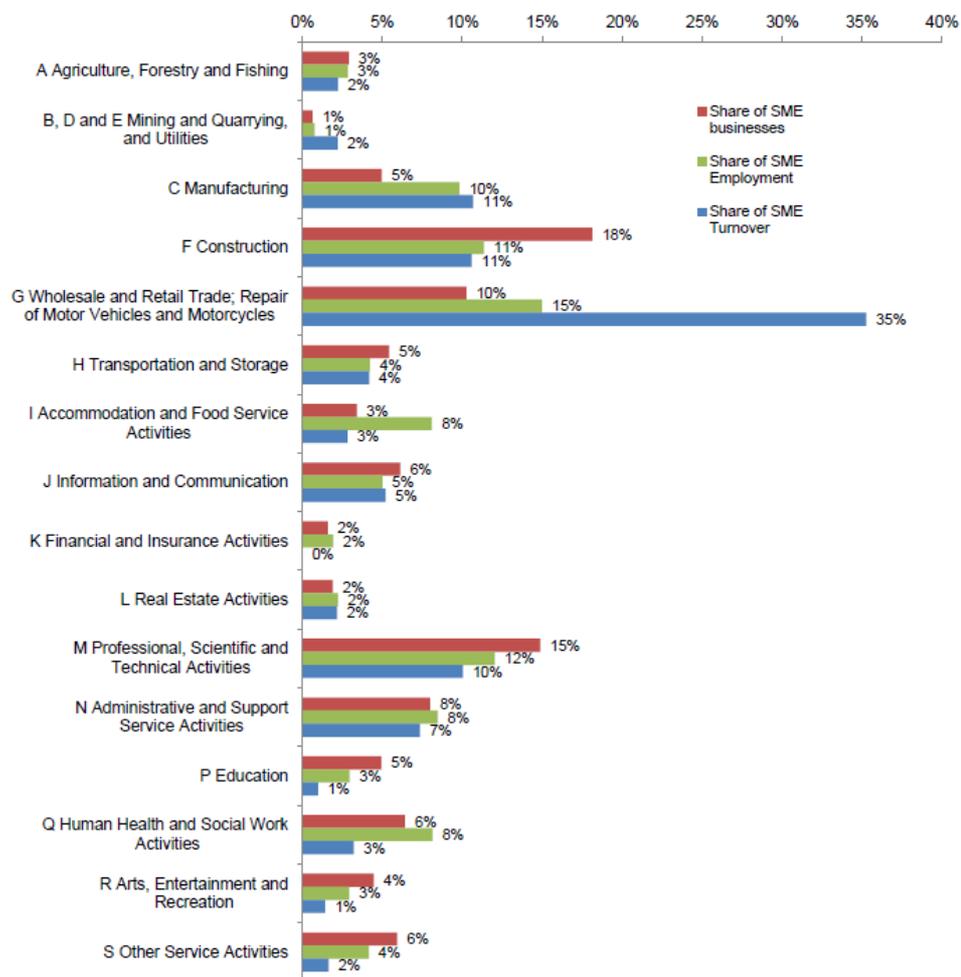
出所: BISの2014年イギリスおよび各地域の法人統計 (Business Population Estimates for the UK and the regions 2014)

図表 3 企業数、従業員数、売上高の配分（2014年）



出所: BISの2014年イギリスおよび各地域の法人統計 (Business Population Estimates for the UK and the regions 2014)

図表 4 産業別に小企業が占める雇用率の割合（2014年）



注) 金融・保険セクターの売上高は入手不可能なため示していない。

出所: BIS 統計プレスリリース、2010年10月13日、2014年イギリスおよび各地域の法人統計

図表 5 過去に利用された財源

(単位：%)

	SBS 2012	SBS 2010	ASBS 07/08	ASBS 06/07
n=	1409	1193	2247	2625
銀行ローン	48	40	44	46
当座貸越	35	35	26	22
リース又は分割払い	8	9	10	11
助成金	7	9	7	6
債権買取/インボイスディスカ ウンティング	6	3	1	2
担保	3	6	7	8
家業によるローン	3	3	*	1
クレジットカード財政	3	1	n/a	n/a
株式発行を伴う資金調達	2	2	2	2
クラウドファンディング	*	n/a	n/a	n/a
CDFI によるローン	*	1	n/a	n/a
メザニンファイナンス	*	n/a	n/a	n/a

注) *は0から0.5%を示す。

出所：2012年小規模企業調査：中小企業雇用主¹⁸

図表 6 過去12か月に利用された産業別財源 (2007年時点)

(単位：%)

	全中小企業	第1次産業	建設業	運輸業、 小売業、 販売/流通	サービス業
回答企業数	1250	220	179	396	455
当座預金口座	95	97	90	97	97
クレジットカード	58	55	55	56	61
商業信用	43	47	63	49	29
当座貸し越し	41	46	40	40	42
預金口座	36	38	34	29	40
貸借	16	23	15	23	11
融資及び担保	11	12	11	14	10
補助金	3	14	1	1	2
株式	2	2	3	*	2
アセットファイナンス	2	3	*	3	1

注) *は0から0.5%を示す。

出所：Results from the 2009 Finance Survey of SMEs

18

https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/193555/bis-13-p74-small-business-survey-2012-sme-employers.pdf

図表 7 過去 12 か月に利用された財源 (2007 年時点)

(単位 : %)

	全中小企業	個人事業者	零細企業	小企業	中企業
回答企業数	1250	198	442	379	230
当座預金口座	95	95	97	98	99
クレジットカード	58	55	63	73	79
商業信用	43	39	53	61	70
当座貸し越し	41	38	49	54	56
預金口座	36	32	45	61	66
貸借	16	11	26	43	60
融資及び担保	11	8	19	28	46
補助金	3	1	6	14	15
株式	2	1	4	4	5
アセットファイナンス	2	*	4	13	18

注 1) 小規模事業者 (従業員数 1-9 人); 小企業 (従業員数 10-49 人); 中企業 (従業員数 40-249 人)

注 2) *は 0 から 0.5%を示す。

出所 : Results from the 2009 Finance Survey of SMEs

1.3 中小企業関連法 (代表的なものとその特徴)

中小企業のみを対象とした基本法は存在せず、会社法の中で定められている。ただし、中小企業について定める条項 (1985 年の 246~249 条) は、2004 年の改訂以降、2006 年会社法によって 2008 年 4 月 6 日以降廃止されている (1.1 参照)。イギリス政府は、中小企業が事業をより経済的に行えるよう、雇用法の改正を検討している (2.9 参照)。

1.4 中小企業政策の立案と実施

1.4.1 政策立案機関

2006 年より、貿易産業省 (Department of Trade and Industry : DTI) の産業・地域大臣であったマーガレット・ホッジ (Margaret Hodge)¹⁹が、中小企業問題を責務の 1 つとするビジネスと企業の問題に対する取組を開始したが、2007 年以降 DTI の役割はビジネスエンタープライズ規制改革省 (Department for Business, Enterprise and Regulatory Reform : BERR) の管轄となり、この BERR も 2009 年に BIS へと再編成されている。従って、現在イギリスで中小企業に関する政策を立案する省は BIS である。BIS は 2015 年 3 月時点で 7 つのグループに分かれており²⁰、各グループは中小企業の成長・発展を支援している。これらグループは以下のとおりである。

¹⁹ マーガレット・ホッジ (Margaret Hodge) 産業・地域大臣としての任期 2006 年 5 月~2007 年 6 月。
<http://www.parliament.uk/biographies/commons/dame--margaret-hodge/140>

²⁰ BIS Annual Report and Accounts 2014-2015

https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/444896/BIS-15-421-BIS-Annual-Report-15-web.pdf

- 知識・イノベーショングループ
研究・イノベーションの推進に責任を負い、R&Dの公共調達を通じて製品・サービスのイノベーションを後押しする「小規模企業研究イニシアティブ (Small Business Research Initiative : SBRI)」を牽引している。
- 企業・技能グループ
小規模企業セクターを含む、競争力の高い技能ベースの構築に関わる分野を監督し、企業の成長環境を醸成している。
- ビジネス・地域成長グループ
地域企業パートナーシップ (Local Enterprise Partnership : LEP) などの支援を通じ、地域の成長を後押ししている。
- 政府保有株式管理グループ
国有企業を管理し、政府全体の企業融資を提供している。管理資産の1つが、中小企業を支援する目的で創設された「ブリティッシュ・ビジネス・バンク」で、同行は2014年9月末時点で3万8,000社以上の中小企業に総額27億ポンドを融資・投資してきた。もう1つの融資イニシアティブである「起業融資会社 (Start Up Loans Company)」は、スタートアップ企業に最大2万5,000ポンドの融資やメンタリング、支援を提供しており、これまでに2万5,000社に総額1億3,500万ポンドを提供してきた実績を持つ²¹。
- 経済・市場グループ
開かれた競争力の高い市場の創設を促し、企業を支援し、政策と法律の改善を通じてイギリスの生活水準を向上させることを使命としている。
- 人々・戦略・高等教育グループ
高等教育を通じて人々に機会と繁栄をもたらすための成長戦略に取り組んでいる。
- 金融・商業グループ
BIS全体の政策実現を支援するグループで、IT、デジタル、不動産、施設管理、シェアードサービス、情報セキュリティ、ビジネス変革、プロジェクト管理、金融など幅広い分野に携わっている。

1.4.2 政策実施機関

1.4.2.1 GOV.uk and ビジネス・リンク

ビジネス・リンクは中小企業に限らず、全企業を対象に支援を提供している政府

²¹ BIS Annual Report and Accounts 2014-2015
https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/444896/BIS-15-421-BIS-Annual-Report-15-web.pdf

公認機関であった。同組織は 2005 年より地域開発公社のもと、イングランド各地 45 か所にて運営されていた。各地域では、中小企業の新規設立、企業の維持・成長に関する情報の提供、アドバイスとサポートを提供していた。また、地域ベンチャー・キャピタル・ファンドや成長の初期段階にある中小企業に対する資金調達の促進等、様々な方法で中小企業を支援していた。しかし、2011 年 11 月、地域別に実施されていたサポートセンターは閉鎖された。

ビジネス・リンクのサイトへのアクセスは、基本的に無料で誰でもアクセスすることが可能であった。一般的な中小企業関連情報（税金、法的手続き、法制度、最新の規制情報、政府からのガイダンス、助成金制度、トレーニング・セミナー情報など）から、企業診断ツール、ビジネス・プランニングツールなどを通じ、各々の企業に合わせた情報が取得できるものまでであった（その場合、個々の企業情報を入力する必要がある）。入力された情報は極秘情報としてサイトに保管される。その後も、もし登録者がその企業の盛衰状況に合わせ企業情報をチェック・変更処理を行った場合には、サイト上での自動処理後、即時にその状況に合わせたサポート情報を入手できた。また、税金の支払いなど、諸々の公的手続きは当サイトよりアクセスすることが可能であった。登録すれば、支払いのリマインドを自動受信することが可能であった。

政府は 2012 年、サービス運営コストの削減や情報へのアクセス簡素化に向け、ビジネス・リンクを廃止した。業務は内閣府に新設された政府デジタルサービス（Government Digital Service : GDS）が運営するポータルサイトの GOV.uk に引き継がれている。

1.4.2.2 地域開発公社（Regional Development Agency : RDA）と地域企業パートナーシップ（Local Enterprise Partnership : LEP）

地域開発公社（Regional Development Agency : RDA）は、1998 年 12 月、ブレア政権時に可決された地域開発公社法（Regional Development Agencies Act）に基づき、1994 年 4 月にイングランド地域に 8 か所と、2000 年 7 月にロンドン、合計 9 か所に設立された。RDA は、地域経済戦略の形成と、政府および欧州連合から供給される補助金の交付、企業や大学、地方自治体の協力を促進する役割があった。また、RDA は、BIS、コミュニティ・地方政府省（Department for Communities and Local Government : DCLG）、エネルギー・気候変動省

（Department of Energy and Climate Change : DECC）、文化・メディア・スポーツ省（Department for Culture, Media and Sport : DCMS）、環境食料農村地域省（Department for Environment, Food and Rural Affairs : Defra）、貿易投資庁（UK Trade and Investment : UKTI）より集められた資金（Single Budget）で運営されており、これらの政府省庁が提供するサービスを実施する役割を担った。

プライスウォーターハウスクーパースの評価によると、過去に RDA が投資した 1 ポンドは、4.5 ポンドの投資利益を出していた。

しかし、2010 年 10 月発表の地域成長白書 (Local Growth White Paper) (1.2.1.5 参照) において、政府は今後の政策方針として地域開発公社を 24 の地域企業パートナーシップ (Local Enterprise Partnership : LEP) に置換することとした。LEP の設置は、地域経済の活性化における地方自治体の役割を支援し、首都が国家経済を再調整する手助けを行い、欧州の主要な経済発展のための資金援助政策を見直すことで、地域事業の要望により応えるものとしている。

LEP は自治体と地元企業によるパートナーシップで、現時点ではイギリス全体 (イングランドのみ) で 39 の LEP が存在する²²。

LEP は地域企業の成長支援、国土計画政策の立案への参画、戦略的な住宅供給に責任を負う。また、統一地域成長基金 (Single Local Growth Fund) や EU 構造投資基金からの資金調達を申請することもできる。

1.4.2.3 ビジネスの入口 (Business Gateway²³) / Scottish Enterprise (スコットランド中部・東部低地²⁴)

スコットランドの中部・東部低地 (スコットランドの人口 93%) を管轄する Scottish Enterprise は、1991 年にスコットランド法に基づいて設立された組織である。政府の省庁には属さない独立した組織で、スコットランド政府である Scottish Executive より予算を得ながらスコットランドの経済成長のための企業サポートを行っている。ただし、具体的な企業へのサービスは、パートナーシップを結ぶ Business Gateway が請け負う。

1.4.2.4 ハイランド開発公社 (Highlands and Islands Enterprise²⁵) (スコットランド北部)

スコットランドの北部を管轄するハイランド開発公社 (Highlands and Islands Enterprise) は、ビジネスサポートサービス、知識の習得やトレーニングのプログラム作成など、企業へサポートを提供する機関である。また、ハイランド開発公社は、中小企業への e-ビジネスの認知度を高めるキャンペーンに取り組み、e-ビジネスについての特別相談所を設けた。また、e-ビジネスを通じて中小企業商品の調達やサービスなどを行う仕組みづくりを行っている。

²² UK Parliament <http://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/SN05651/SN05651.pdf>

²³ Business Gateway <http://www.bgateway.com/>

²⁴ Scottish Enterprise <http://www.scottish-enterprise.com/>

²⁵ Highlands and Islands Enterprise <http://www.hie.co.uk/>

1.4.2.5 ビジネス・ウェールズ (Business Wales²⁶)

ビジネス・ウェールズ (Business Wales) は、ウェールズ自治政府が地元企業を支援するために立ち上げたウェブサイトで、資金の調達方法、起業情報、事業拡大のヒントを提供するほか、面談コンサルティングやワークショップの運営を手掛ける。

1.4.2.6 北アイルランドへの投資 (Invest Northern Ireland²⁷) (北アイルランド)

北アイルランドでは、インベスト北アイルランド (Invest Northern Ireland) が存在する。この機関は、DETI (Department of Enterprise, Trade and Investment) のもと、北アイルランドの新規、もしくは既存の企業が国際競争に進出できるようサポートを提供し、北アイルランドへの新たな投資家を引き付けることで、経済発展を促進する目的を持つ。主に、製造業と貿易関係の企業へのサポートを提供している。インベスト北アイルランドは北アイルランドにおける企業への唯一のサポート機関である。ベルファストの本部の他に、北アイルランドに事務所が 8 か所、その他世界各地に 13 か所設けられている。

1.5 中小企業政策における財政支出状況 (予算規模等)

BIS のウェブサイトによると、BIS 全体における 2014～2015 年度の支出総額は 260 億 2,500 万ポンドである²⁸。

イギリス政府の 2010 年度予算 (Budget 2010²⁹) によると、中小企業を対象とした信用保証プログラム (Enterprise Finance Guarantee) (2.1.3.1 参照) に対する 2010 年度の予算は 7 億ポンドで、企業資本ファンド (Enterprise Capital Fund) (2.1.2.1 参照) の予算は総額 2 億 3,700 万ポンド、このうち 3,750 万ポンドは中小企業に特化した成長資本ファンド (Growth Capital Fund) に与えられている。この 3,750 万ポンドのうち、2,500 万ポンドは政府が供給し、残る 1,250 万ポンドは民間分野による投資より工面された。

1.6 中央政府と地方政府の役割分担

1.6.1 中央政府の役割

2006 年まで発行されていた Mapping of Government Services for Small

²⁶ Business Wales <https://business.wales.gov.uk/>

²⁷ Invest Northern Ireland <http://www.investni.com/>

²⁸ BIS Annual Report and Accounts 2014-2015

https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/444896/BIS-15-421-BIS-Annual-Report-15-web.pdf

²⁹ HM Treasury の、

http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20130129110402/http://www.hm-treasury.gov.uk/2010_june_budget.htm 参照。

Business によれば、中央政府内において中小企業支援を行っている部署は 50 以上と報告されている。これらのうち、主要機関は歳入税関庁 (DTI、SBS、UKTI、HM Customs and Excise)、財務署 (Defra、Inland Revenue)、教育技能省 (Department for Education and Skills)、教育技能委員会 (Learning and Skills Council) であった。しかし、2006 年以降これらの組織は再編成された。

現在、中央政府における中小企業政策の主要機関は、BIS である。BIS は、企業全体を対象とした政策を形成する他、その政策の影響評価や、中小企業の現状調査を実施している。また、補助金の多くは中央政府が地域開発公社を通じて提供している。

1.6.2 地域開発公社 (RDA) と地域企業パートナーシップ (LEP) の役割³⁰

1.4.2.3 で触れたように、地域開発公社 (RDA) は地域経済戦略の形成と、政府および欧州連合から供給される補助金の交付、企業や大学、地方自治体の協力を促進する役割があった。また、RDA は、省庁の政策を実施する役割があった。RDA は 2012 年までに廃止され、代わりに地域企業パートナーシップ (LEP) が設置された。LEP は、地方自治体とその地域の企業や団体が協力する組織であり、その設立は地域の経済成長を促進し、ビジネス環境を整備する新しい協力体制を生み出すと考えられている。以前、RDA を通じて交付されてきた補助金は、2012 年以降は LEP を通じて交付されている。2015 年 10 月時点では 39 の LEP がその設立を政府より認められている。LEP は、RDA に比べ、より地域独特のニーズを埋めることができると考えられている。LEP の規模は、1 つの市から成るものもあれば、州規模のものもあり、地域によって異なる。以下に、LEP のリストを示す³¹。

- Black Country
- Buckinghamshire Thames Valley
- Cheshire and Warrington
- Coast to Capital
- Cornwall and the Isles of Scilly
- Coventry & Warwickshire
- Cumbria
- Derby, Derbyshire, Nottingham & Nottinghamshire
- Dorset
- Enterprise M3 (covers Woking, Guildford, Farnborough and Basingstoke, the city of Winchester, and five Step-up Towns: Camberley,

³⁰ Local Enterprises Partnership Network <http://www.lepnetwork.net/>

³¹ <http://www.lepnetwork.net/the-network-of-leps/>

Staines-upon-Thames, Whitehill & Bordon, Andover and Aldershot)

- Gloucestershire
- Greater Birmingham & Solihull
- Great Cambridge and Great Peterborough
- Greater Lincolnshire
- Greater Manchester
- The Heart of the South West
- Hertfordshire
- Humber
- Lancashire
- Leiciester & Leicestershire
- Leeds City Region
- Liverpool City Region
- London
- The Marches
- New Anglia
- North East
- Northamptonshire
- Oxfordshire
- Sheffield City Region
- Solent
- South East
- South East Midlands
- Stoke-on-Trend and Staffordshire
- Swindon & Wiltshire
- Tees Valley
- Thames Valley Berkshire
- West of England
- Worcestershire
- York, North Yorkshire and East Riding

1.6.3 地方政府の役割

地方政府の役割は、その地域に適した戦略を形成し、都市開発、産業再生・活性化政策と結びついている。具体的な政策の内容は、中央政府が提供するものに沿って形成される。

1.7 各国における中小企業政策の方向性

政府は2015年7月に発表した2015年度の新予算案で、2016年度以降も中小企業の支援を継続することを約束した³²。予算案に盛り込まれた措置は以下のとおりである。

- 2016年4月から雇用手当 (Employment Allowance) を1,000ポンド引き上げ、3,000ポンドとする。
- 税申告手続きを簡素化する。
- 実体経済への貸し出しを促進するための銀行・住宅金融会社向け資金供給制度「融資のための資金調達スキーム (Funding for Lending Scheme : FLS)」をはじめとする政府のスキームと、ブリティッシュ・ビジネス・バンクが主導する各種プログラム。ブリティッシュ・ビジネス・バンクは中小企業向けの融資枠を2019年までに最大100億ポンドに引き上げる予定である。
- 6都市 (ロンドン、スウォンジ、ニューカッスル、ノッティンガム、ヨーク、バーンス) の次世代デジタル経済センター (Next Generation Digital Economy Centre) に総額2,300万ポンドを投資し、地元の中小企業とのパートナーシップを通じてクリエイティブ業界や金融、ヘルスケア、教育を振興する。
- 金融機関に中小企業の信用情報の共有を義務付ける規制を完成させる意向を表明する。融資申請を拒否された中小企業の詳細データをオンライン・プラットフォームで共有し、別の融資プロバイダとマッチングさせるようにする。

1.8 政策評価

1.8.1 機関

1.8.1.1 規制政策委員会 (Regulatory Policy Committee : RPC³³)

BISより資金援助を受けている独立機関、規制政策委員会 (Regulatory Policy Committee : RPC) が BIS を含む各省庁の実施するインパクト・アセスメント (1.8.2.2.1 参照) の実施を監視している。なお、RPCに提出されたインパクト・アセスメントは、その後、規制削減委員会 (Reducing Regulation Committee : RRC) に提出される³⁴。RRCは、イギリスにおける規制の増加を防ぐために設置された委員会である。

1.8.1.2 中小企業諮問委員会 (Small Business Council : SBC)

2000年に設立された中小企業諮問委員会 (Small Business Council : SBC) は、

³² Summer Budget 2015

https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/443232/50325_Summer_Budget_15_Web_Accessible.pdf

³³ <https://www.gov.uk/government/organisations/regulatory-policy-committee>

³⁴

<https://www.gov.uk/government/publications/2010-to-2015-government-policy-business-regulation/2010-to-2015-government-policy-business-regulation>

特定の象徴に属さない公的機関で、中小企業の成長や成功の機会を増やすために既存企業と潜在企業の要件を貿易産業省（DTI）、中小企業復興機関（SBS）、その他省庁に対して提言する機関である。しかし、現在では SBC は廃止されている。

1.8.2 制度

1.8.2.1 イギリス政府における制度

1.8.2.1.1 支出レビュー（Spending Review）

イギリス政府では、財務省（HM Treasury）が毎年、各省庁の支出を批評する支出報告書（Spending Review）を発行している。2015年に実施された支出報告書では、中小企業政策に関する言及はない³⁵。

1.8.2.1.2 包括的支出レビュー（Comprehensive Spending Review: CSR）

毎年作成される支出報告書のほか、財務省では数年に一度、包括的支出レビュー（Comprehensive Spending Review : CSR）が実施される。最近では、2007年に CSR が行われ、各省庁の支出が見直されたが、この際に複数の省庁で協力し、より効果的に焦点を合わせた政策形成プロセスを行う必要があることが強調された。各省庁の協力をサポートするために、公共サービス協定（Public Service Agreement : PSA）が各省庁の公共事業の目標を組織的に立てた。2007年の CSR 後、ブラウン政権では政府の目標を示す 30 の PSA が設置され、その 1 つひとつの実行を先導する省庁と協力する省庁が定められた。BIS では、2007年の CSR に基づき、イギリス経済の生産性を向上し、世界水準の科学力と技術革新を促進し、事業が成功しやすい条件を設定し、地域間の産出力ギャップを無くすことを目指している。

各省庁では、定められた PSA から省庁別の戦略目的（Departmental Strategic Objective : DSO）を立て、これに沿って政策形成を行う。2009年に設置された BIS は、ビジネスエンタープライズ規制改革省（BERR）から引き継いだ公約として、事業の新設と成長および企業経済の促進、公的機関の民間、公的、第 3 セクターにおける規制の向上、自由で公平な市場競争の提供、政府内の企業金融に関する専門知識の提供、創造性および知識の向上、仕事場の環境改善、雇用主の需要に合った研究・知識の追及、などを挙げている。

1.8.2.1.3 バリュー・フォー・マネー（Value for Money : VfM）

VfM は利用可能な資源を元に利益の最大化を図るプログラムである。これは、

³⁵ Spending Review は

https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/447101/a_country_that_lives_within_its_means.pdf

コスト削減（人員コスト、公共調達事業の効率化等）、資源の削減（人員、資材、エネルギー等）、サービスの質の向上、また、資源の増加に対しアウトプットの増加もしくは質の向上を図るものである。

また BIS は、BERR とイノベーション・大学・技能省（Department for Innovation, Universities and Skills : DIUS）の公約を引き継いでおり、これは 2007 年に合意された CSR に盛り込まれている。これらの公約とは 2008～2011 年度を対象に導入されたもので、PSA、DSO、VfM の 3 つである。BIS では毎年発行する報告書の一環として、これらの評価を取り入れている。

1.8.2.2 BISにおける制度

1.8.2.2.1 インパクト・アセスメント

BIS では、新たな規制や政策の影響を評価するためのインパクト・アセスメントが実施されている。これは、省庁が導入を検討している新政策に対する費用対効果分析を内閣府に報告するものである。通常インパクト・アセスメントでは、検討されている規制もしくは政策の導入の背景、これらを施行することによって関係者に及ぶ影響、そして施策のコストと予測される利益が報告書にまとめられ、その後、公衆を含む関係者の意見を聞くための審議会が開かれる。2008 年 4 月 1 日以降に実施されたインパクト・アセスメントの報告書は、BERR のインパクト・アセスメント図書館より入手可能である³⁶。なお、BIS のウェブサイトでインパクト・アセスメントのガイダンスと、ツールキットが入手可能である³⁷。

1.8.2.2.2 分析ユニット（Enterprise Directorate Analytical Unit）

上述のとおり BIS、Enterprise Directorate の分析ユニット（Enterprise Directorate Analytical Unit）では、研究調査を実施することによって政策評価を実施している。その主な内容として、リサーチを通じた政策プログラムの（1）必要性の確認、（2）目標の位置付け、（3）有効性とコストパフォーマンスの審査、（4）進捗具合の観察、（5）目標達成のための選択肢の判定、（6）過去の研究をもとにした政策プログラムの更なる改善と発展、がある。

これらの一環として、Analytical Unit では 2003 年より毎年、小企業を対象とした調査「Annual Small Business Survey」を実施している。これは、イギ

³⁶ インパクト・アセスメント図書館のウェブサイト（<http://www.ialibrary.berr.gov.uk/>）より入手可能。同ウェブサイトは既に廃止された BERR が運営していたものであるが、現在でもその運営は BIS が引き継いでいる。

³⁷

<http://www.bis.gov.uk/policies/better-regulation/policy/scrutinising-new-regulations/preparing-impact-assessments>

リスにおける数千の中小企業に対し、電話調査を実施するものである。調査の主な目的は、中小企業のニーズと課題を推定し、中小企業がその潜在能力を発揮するため、障害を特定することである。「Annual Small Business Survey」は、以前 Small Business Service Omnibus と呼ばれていたものである。調査報告書は Governmental (GOV.UK) ウェブサイトより入手可能で、最新の調査報告書は 2014 年に実施されたものである³⁸。

独立機構である BMG Research が実施した 2014 年の調査をまとめた「Small Business Survey 2014」の内容は、(1) 調査方法論、(2) 中小企業の規模や構成、(3) 過去 12 か月における中小企業の成長、(4) 事業の成功における障害、(5) 成長要因、(6) ビジネスに関するアドバイス及び政府の問い合わせ先、(7) 地域別および空間的解析、である。特に、資金調達における苦難、インターネットの重要性、スキルの向上、政府との接し方等について報告されている。

その他、Analytical Unit ではデータ収集のため、中小企業の財務状況に関する報告書を作成している。これらの報告書もその時の必要性に応じて作成されるため、決まった数の報告書が決まった時期に発表されるわけではなく、調査の対象に関する予定なども立てられていない。2010 年には、早期成長ファンド (Early Growth Funds) (2.1.2.5 参照) を受けた中小企業の調査報告書を発行している³⁹。

³⁸ Small Business Survey 2014: SME employers
https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/414963/bis-15-151-small-business-survey-2014-sme-employers_v1.pdf

³⁹

<http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20110207171809/https://bis.gov.uk/policies/enterprise-and-business-support/analytical-unit/research-and-evaluation/environment-reports-2003-2009>

2. 個別の中小企業施策

2.1 金融（融資、投資・出資、信用保証、その他）

イギリス政府が提供する 3 千以上の補助金、助成金、およびアドバイスはビジネス支援簡略化プログラム（Business Support Simplification Programme : BSSP）によって 30 のサポートプログラムにまとめられた。これらのサポートプログラムは「企業のための解決策（Solutions for Business）」（2009 年 3 月設置）と呼ばれ、中小企業のみでなくイギリスの全事業を対象としていた。2015 年現在、イギリス政府のウェブサイトですべて検索可能な中小企業向けの金融関連のサポートプログラムは 300 種類以上あり⁴⁰、この項ではその例をいくつか挙げる。

2.1.1 融資

中小企業を対象とした Small Loans for Business が存在する。

2.1.1.1 企業のための小額ローン（Small Loans for Business⁴¹）

企業のための小額ローン（Small Loans for Business）は、中小企業の事業成長を支援するための施策である。同施策では、中小企業経営者、起業家、福祉団体、ソーシャル・エンタープライズ（2.7.4 参照）の創業および事業改善や事業拡大に対し、最高 2 万ポンドの小額融資を提供する。この種の融資はイーストミッドランズを拠点とする企業にしか提供されない。

2.1.1.2 非営利ファンドマネージャー（Finance South East : FSE）グループ⁴²

Finance South East（FSE）グループは、地域企業パートナーシップ（LEP）および民間投資家より支援を受けて運営されている非営利ファンドマネージャー組織である。FSE の収益は、全て新たな融資に回されている。以下、FSE グループの管理する中小企業を対象にしたファンドを示す。

SEEDA より資金援助を受けられる中小企業は、Oxfordshire、Buckinghamshire、Milton Keynes、Berkshire、Sussex、Surrey、Kent、Hamshire、Essex、Suffolk、Norfolk、Cambridgeshire、Bedfordshire、Hertfordshire および Isle of Wight に本拠地を持つ企業とする。なお、資金援助を受けられる中小企業は、従業員数が 250 人未満、年間売上高が 4,000 万ユーロ、年次総資産が 2,700 万ユーロ、そして他社による中小企業の所有権が 25%未満の企業とする。

⁴⁰ Finance and support you're your business
https://www.gov.uk/business-finance-support-finder/search?support_types%5B%5D=finance&support_types%5B%5D=equity&support_types%5B%5D=grant&support_types%5B%5D=loan&postcode=&business_sizes=up-to-249§ors=&stages=

⁴¹ <http://www.first-enterprise.co.uk/small-loans-for-business/>

⁴² <http://www.thefsegroupp.com/about-us>

以下、FSE が運営する基金の例をいくつか挙げる。

2.1.1.2.1 南部持続可能性ローンファンド (South East Sustainability Loan Fund : SESLF⁴³)

南部持続可能性ローンファンド (South East Sustainability Loan Fund : SESLF) は、総額 200 万ポンドのファンドで、中小企業は、2 万 5,000 ポンド～20 万ポンドの融資を受けることができる。同ファンドは、イングランド南東部で CO2 排出削減に寄与する製品・サービスを開発または販売している企業向けである。

2.1.1.2.2 南部シード (元手資本) ファンド (South East Seed Fund⁴⁴)

南部シード (元手資本) ファンド (South East Seed Fund) は、総額 700 万ポンドのエクイティ・ファンドで、中小企業 (定義は 2.1.1.2 を参照) に対し 10 万ポンド～25 万ポンドまで投資する。2008 年 1 月に開始したファンドである。Greater London を除くイングランド南東部で事業展開する企業の事業開始資金を提供する。

2.1.1.2.3 AdImpetus EIS 基金 2011⁴⁵

AdImpetus EIS 基金は、企業投資スキーム (Enterprise Investment Scheme : EIS) を通じた税制優遇の対象となる小規模で初期段階の企業に資金を提供するスペシャリスト国家基金である。

2.1.1.2.4 イングランド東部地域成長融資スキーム⁴⁶

イングランド東部地域成長融資スキームはイングランド東部の年商 10 万ポンド以上の既存企業に資金を提供するもので、5 万ポンド～20 万ポンドの調達が可能である。

2.1.1.3 0%ローン (0% business loan⁴⁷)

0%ローン (0% business loan) は、2006 年頃に提供されていたエネルギー効率ローン (Energy Efficiency Loan) 同様、政府の資金援助を受けて設立された独立

⁴³ <http://www.thefsegroupp.com/business-growth-funding/south-east-sustainability-loan-fund>

⁴⁴ <http://www.thefsegroupp.com/business-growth-funding/south-east-seed-fund>

⁴⁵ <http://www.thefsegroupp.com/business-growth-funding/adimpetus-eis-fund>

⁴⁶ <http://www.thefsegroupp.com/finance-east/regional-growth-loan-scheme>

⁴⁷

<https://www.carbontrust.com/client-services/technology/implementation-and-finance/interest-free-loans-ni/>

<http://www.carbontrust.com/client-services/technology/implementation-and-finance/interest-free-loans-wales/>

企業の炭素基金（Carbon Trust）が提供するローンである。エネルギー効率ローン同様、エネルギー効率の向上のために中小企業が有している既存の設備の取り換え、もしくは近代化に充てられる。0%ローンは、無担保、無利子、手数料無料で借り入れることができ、融資額は3,000ポンド～40万ポンド、返済期間は最高4年となっている。また、事業が年に1.5トンの二酸化炭素排出量を削減した場合、1,000ポンドの融資を提供することができる。借入資格を有する企業は、民間の中小企業で、株式会社の場合は事業歴12か月以上、その他の企業（福祉団体等を含む）は事業歴が36か月以上とするなお、同ローンでは欧州連合の中小企業の定義が適用される（従業員250人未満、年間売上高5,000万ユーロ以下もしくは年次総資産が4,300万ユーロ以下）。

2.1.1.4 商業化ポケットファンド（CommercialiSE PoCKeT Fund）

「海外における中小企業政策に関する調査研究」中小企業総合研究機構（平成18年度）に記述がある。

2.1.1.5 ビジネス融資パートナーシップ（Business Finance Partnership：BFP⁴⁸）

ビジネス融資パートナーシップ（BFP）は、中小企業を対象とする財務省の支援による制度で、ノンバンクの融資チャネルを通じて企業に資本を提供する。総額12億ポンドを投資し、少なくとも同額の民間資本を呼び込むことを目標とする。

2.1.1.6 スタートアップ融資（Start Up Loans⁴⁹）

スタートアップ融資（Start Up Loans）は、2012年5月にBISにより立ち上げられた。スタートアップ融資は、スタートアップ企業の起業家に資金とメンタリングを提供する政府出資のスキームで、最大2万5,000ポンドの融資を5年以内に返済する。2015年12月までに3万4,000社以上が支援を受けており、平均融資額は5,324ポンドである⁵⁰。

ビジネス・イノベーション・職業技能省（BIS）の2013年1月付調査・評価仕様「Research/Evaluation Specification: Scoping research for monitoring and evaluation of StartUp Loans」⁵¹によれば、BISはスタートアップ融資の評価を実施すべく、モニタリング評価者の入札を実施した。計画によれば、モニタリング評価は2013年3月末完了している。

⁴⁸

<https://www.gov.uk/government/publications/2010-to-2015-government-policy-business-enterprise/2010-to-2015-government-policy-business-enterprise#appendix-2-encouraging-private-sector-investment>

⁴⁹ <https://www.startuploans.co.uk/>

⁵⁰ <https://www.startuploans.co.uk/about-us/>

⁵¹ BIS Research Evaluation Specification: Scoping research for monitoring and evaluation of StartUp Loans, January 2013

BIS の上記仕様によると、プログラムを評価する際には以下の指標が考慮される。

- 初期の成果（アウトプット）
 - ✓ 問い合わせへの対応件数
 - ✓ L2 または L1 で開始された資格審査
 - ✓ 開発された事業計画の数
 - ✓ メンタリング関係の数（応募件数）
 - ✓ 提供された融資の件数・金額
 - ✓ スキームの各段階を出入りする参加者の数
- 中間の成果
 - ✓ 自信や起業家精神に対する姿勢の向上
 - ✓ L2 または L1 で完了した資格審査
 - ✓ 満足できるレベルで完成した事業計画の数
 - ✓ メンタリング助言を積極的に活用している参加者の数
 - ✓ 起業の際に引き出され利用された融資の件数・金額
 - ✓ 参加者による起業件数
 - ✓ 参加者の雇用形態の変化（就業者／失業者／個人事業主）
- 最終的な成果
 - ✓ スキームを導入しない場合に想定される水準を上回るペースの起業（企業数、売り上げ、雇用）
 - ✓ 新規企業による生産性（賃金）向上への追加的な貢献
 - ✓ 持続可能な事業の構築—長期存続に向けた方策
 - ✓ 参加者が失業する可能性の低下
 - ✓ 収入の増加（就業者または個人事業主の場合）

2.1.2 投資・出資

2.1.2.1 企業資本ファンド（Enterprise Capital Funds : ECFs⁵²）

企業資本ファンド（Enterprise Capital Funds : ECF）は、中小企業を支援する目的で創設された国有の経済開発銀行ブリティッシュ・ビジネス・バンクによって運営されている基金である（かつては BIS が運営）⁵³。ECF は、新株発行で自己資本調達する際の市場における中小企業の不利を解消する目的がある。政府資金を活用することで中小企業が民間部門からの投資を獲得しやすくするもので、

⁵²

<http://british-business-bank.co.uk/wp-content/uploads/2014/11/BBB-011114-45-ECF-Guidance-for-Prospective-Managers.pdf>

⁵³ 過去の内容については「海外における中小企業政策に関する調査研究」中小企業総合研究機構（平成 18 年度）を参照。

2006年に設立されて以来、以下に示す9つのファンドが用意されている（2013年現在）⁵⁴。

- IQ Capital Fund（ファンド管理：IQ Capital Partners）
- 21st Century Sustainable Technology Growth Fund（ファンド管理：e-Synergy）
- The Seraphim Capital Fund（ファンド管理：Seraphim）
- The Amadeus Enterprise Fund（ファンド管理：Amadeus Capital Partners Limited）
- The Catapult Growth Fund（ファンド管理：Catapult）
- Dawn Capital ECF（ファンド管理：Dawn Capital）
- Oxford Technology Management ECF（ファンド管理：Oxford Technology）
- MMC Venture Managers（ファンド管理：MMC）
- Panoramic ECF（ファンド管理：Panoramic Growth Equity）

2.1.2.2 限定企業向け資本（Capital for Enterprise Limited：CfRL）

限定企業向け資本（Capital for Enterprise Limited：CfRL）は、2008年4月に、政府全額出資によりBISが設置した資産管理専門企業である。フルタイムで業務に従事する18人の投資専門家が、効果的な企業への投資を行っている。イギリス内で単独投資家としては最大のベンチャー・キャピタル・ファンドである。CfRLの管理する中小企業投資スキームは、現在総額30億ポンドを越えている。CfRLは、ビジネスエンジェルと協力し、公共予算の削減によって最も影響を受けた分野の中から、特に成長潜在力の高い中小企業を対象とした早期の投資を提供している。

CfRLは、前項に示した新株発行（equity fund）を管理する他、企業貸付保証（Enterprise Finance Guarantee）も管理している。

2013年10月、CfRLの機能（業務と人員）はBISに移管された。

2.1.2.3 地域成長ファンド（Regional Growth Fund：RGF⁵⁵）

地域成長ファンド（Regional Growth Fund：RGF）は、管理一任ファンド（discretionary fund）で、総額32億ポンドの資金に対して、2011年から2016

⁵⁴

<http://british-business-bank.co.uk/wp-content/uploads/2013/10/Simultaneous-Release-January-2013-Funds.pdf>

⁵⁵

https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/321133/bis-14-886-regional-growth-fund-information-leaflet.pdf

年の5年間に数回の応募機会を設けている⁵⁶。最低の応募額は、参加しやすいように100万ポンドとなっている。このファンドはこれまで6ラウンドにわたり資金を提供してきた。第1～4ラウンドは民間および公共セクターの企業向けだったが、第5～6ラウンドは民間企業のみが対象となった。

RGFの主な目的は以下に示す2点である。

- 民間企業の経済成長を促し、雇用を創出するよう支援する
- 現在公共部門の資金に依存している特定の地域やコミュニティを支援し、活力のある民間企業を創出し、公的資金に依存せず持続的な地域およびコミュニティの成長が図れるよう公的資金からの移行を促進する

イングランド全土にわたる民間企業および官民パートナーシップ事業が対象であるが、上記目的にあるように、高い経済成長を既に示している地域の事業等は対象となることが比較的難しい。応募は、大企業から中小企業および公的部門とパートナーシップを取るソーシャル・エンタープライズ等多様な形態の参加者から来ることを想定している。特に地域企業パートナーシップ（LEP）が応募に際し、地域やコミュニティにおける適切なコーディネーター役を果たすことが期待されている。

投資の決定は、首相を議長とし、大蔵大臣、ビジネス・イノベーション・職業技能省大臣、運輸省大臣、環境・フード・地方省大臣により構成される政府組織が、独立委員会による専門的なアドバイスを受けながら行う。

ファンドの第6ラウンドは2014年6月に発表され、申請は2014年9月に締め切られた⁵⁷。

2.1.2.4 企業成長ファンド（Business Growth Fund⁵⁸）

2010年6月、財務省（HM Treasury）が発行した報告書「Business Finance Taskforce」に基づき、6つの銀行により中小企業を支援するファンド、企業成長ファンド（Business Growth Fund）が設定された。

年商500万ポンド～1億ポンドの企業は、イギリスの経済回復において重要な役割を担っており、これらの小企業の自己資本不足を支援するためのファンドである。同ファンドは、潜在的な成長力を持つ企業活動に必要な資金を提供する。1企業に対し、新株発行（equity）により200万ポンド～1,000万ポンドの資金が提供

⁵⁶ UK Parliament <http://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/SN05874/SN05874.pdf>

⁵⁷

https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/321133/bis-14-886-_regional_growth_fund_information_leaflet.pdf

⁵⁸ http://www.bba.org.uk/downloads/bba/Taskforce_-_the_fund.pdf

され、総額 25 億ポンドの資金が用意されている。このファンドは、イギリスの主な 5 つの金融機関（バークレイズ、HSBC、ロイズ、RBS、スタンダード・チャータード）が支援している⁵⁹。

2.1.2.5 早期成長ファンド (Early Growth Funds) – イーストミッドランズ⁶⁰

早期成長ファンド (Early Growth Funds) は、創業および成長企業へのリスク・キャピタル投資を促進する事を目的として開発されたプログラムである。同プログラムは、革新的で知識集約型の企業やその他の成長企業に対し、平均 5 万ポンドのリスク・キャピタルを投資する。同プログラムは、地域毎に異なる機関から提供されているが、現在実際に資金を提供していると確認できるのはイーストミッドランズのみである。

同ファンドは、イーストミッドランズにあり、20 万ポンド～100 万ポンドの企業が対象である⁶¹。

2.1.2.6 企業投資制度 (Enterprise Investment Scheme : EIS⁶²)

企業投資制度 (Enterprise Investment Scheme : EIS) は、リスクの高い小規模の商事会社の資金調達を支援するのが目的で、新規株式を購入する投資家には減税措置が適用される。例えば、出資金額の 30% に相当する所得税控除が受けられるほか、キャピタルゲインが免税となる。

2.1.2.7 シード企業投資制度 (Seed Enterprise Investment Scheme : SEIS⁶³)

シード企業投資制度 (Seed Enterprise Investment Scheme : SEIS) は、スタートアップ企業や小規模企業にエクイティファイナンスを通じた資金調達を行えるようにするスキームで、新規株式を購入する個人投資家には様々な減税措置が適用される。2013/2014 年度にキャピタルゲインを得た投資家は、SEIS を利用して 2013/2014 年度か 2014/2015 年度にこれを再投資に回すと、50% のキャピタルゲイン税減免が認められる。

2.1.2.8 エンジェル投資共同投資ファンド (Angel CoFund⁶⁴)

エンジェル投資共同投資ファンド (Angel CoFund) は、2011 年 11 月に始動した

⁵⁹ <http://www.businessgrowthfund.co.uk/what-we-are-looking-for/>

⁶⁰ <http://www.earlygrowthfund-em.co.uk/>

⁶¹ <http://www.earlygrowthfund-em.co.uk/FAQs.asp>

⁶² Gov.UK

<https://www.gov.uk/government/publications/the-enterprise-investment-scheme-introduction/enterprise-investment-scheme>

⁶³ <http://www.seiswindow.org.uk/>

⁶⁴ <http://www.angelcofund.co.uk/>

5,000万ポンドの投資基金（地域成長基金が資金を拠出）で、エンジェル投資市場の開発を支援することが目的である。イギリスを拠点とする中小企業への投資に興味があるエンジェル投資家のシンジケートから資金を調達する。イギリスを拠点とする中小企業であれば、業界やビジネスの開発段階によらず、投資対象として検討される。投資を確保する重要な基準は、よい商業投資を探している強力なエンジェル投資家やシンジケートの存在である。同基金は2011年の立ち上げから2,400万ポンド超を投資し、さらにビジネスエンジェルと他の投資家から9,500万ポンドを調達し、54企業に支援を提供した⁶⁵。

2.1.3 信用保証

2.1.3.1 企業貸付保証（Enterprise Finance Guarantee : EFG⁶⁶）

企業貸付保証（Enterprise Finance Guarantee : EFG）は、中小企業が追加的に受ける融資を容易にする政府貸付保証である。融資または他の形の借入金融を拒否された企業への融資を容易にする。同保証は、貸主（銀行）に対する保証で、1,000ポンド～120万ポンドまでを保証するが、実際の融資決定額は貸主に依存する。

2009年1月から2010年3月31日には、13億ポンドまでの新規銀行融資が政府により保証された。また、2010年4月1日から2011年3月31日までは、7億ポンドまでの新規銀行融資が保証された。

保証を受けることができるのは、自力では十分な保証を得ることができず、かつ、従業員250人未満、年商4,100万ポンド未満のイギリス内に存在する中小企業である。

同保証は、以下の状況に対応する。

- 3年から10年未満の新規融資
- 既存融資の信用保証が劣化したことにより、融資延長が危ぶまれる融資
- 融資が適格目的に沿ったものでなければならない（ほとんどのビジネス目的は適格だが、最大の例外が特定の輸出受注向けの資金調達）
- 以下を除くビジネスセクターで事業を行っている⁶⁷。
 - 輸出助成
 - 企業貸付保証（EFG）の融資を海外で使用している
 - 輸入品よりも国産品を優先的に使う

⁶⁵ <http://www.angelcofund.co.uk/>

⁶⁶ British Business Bank

<http://british-business-bank.co.uk/become-a-partner/enterprise-finance-guarantee/understanding-enterprise-finance-guarantee/>

⁶⁷ British Business Bank

<http://british-business-bank.co.uk/wp-content/uploads/2015/02/BBB-011114-44-EFG-business-sectors-and-purposes.pdf>

- 農業（園芸含む）
- 石炭
- 漁業
- 運輸

同保証は、以下の資金を融資する。

- 運転資金不足を補う資金
- 事業の改善あるいは拡大のための投資資金

同保証を利用する主な融資金融機関は以下のとおり。

- ABN AMRO Commercial Finance
- Bank of Ireland (Northern Ireland)
- Bank of Scotland
- Barclays
- Black Country Reinvestment Society
- Bolton Business Ventures
- Braveheart Investment Group
- Business Enterprise Fund
- Business Finance Solutions
- Capitalise Business Support
- Centric Commercial Finance
- Clydesdale Bank
- The Co-operative Bank
- County Asset Finance
- County Business Finance
- Coventry & Warwickshire Reinvestment Trust
- DSL Business Finance
- Danske Bank
- Donbac Finance
- East London Small Business Centre
- Enterprise Answers
- Enterprise Loans East Midlands
- Finance Wales
- First Trust Bank (Northern Ireland only)
- Foundation East
- GLE oneLondon

- HSBC
- Hull Business Development Fund – The Acorn Fund
- Lloyds
- Lloyds TSB Commercial Finance
- Metro Bank
- MSIF
- NatWest
- NEL Fund Managers
- Regency Factors
- The Royal Bank of Scotland
- Santander Skipton Business Finance
- South West Investment Group
- TSB Bank
- Triodos Bank
- UK Steel Enterprises
- Ulster Bank (Northern Ireland)
- Ultimate Finance Group
- Yorkshire Bank⁶⁸

なお、「Bigger, Better business: helping small firms start, grow and prosper」の中で、来年の EFG に対し 20 億ポンドの追加資金を投入し、さらに 2 万余りの企業を支援する用意を整えると発表があった。

2.1.3.2 輸出信用保険 (Export Credit Insurance)

2.8.2.2 参照。

2.1.3.3 小企業ローン保証 (Small Firms Loan Guarantee)

小企業ローン保証 (Small Firms Loan Guarantee) は、現在では廃止されている。

68

<http://british-business-bank.co.uk/wp-content/uploads/2014/11/BBB-011114-42-Application-process-and-list-of-lenders.pdf>

2.2 税制（設備投資、事業承継、技術開発、その他）

2.2.1 設備投資

1997年に開始された Capital Allowances Investment Schemes の下、地域や業種により異なる税控除が適用される。同スキームでは、中小企業の設備投資に対しても税控除（tax allowance）を申請することができる。

2.2.1.1 資本控除（キャピタル・アローワンス）

イギリス銀行は2001年3月、「中小企業のための金融政策第8報告書（Finance for Small Firms – an Eighth Report）」にて、中小企業の工場設備や機械類に対する初年度の資本控除率を40%で恒久化すると発表した⁶⁹。

現行制度では⁷⁰、企業は以下のカテゴリーの資産について、税金を支払う前に価値の一部または全額の控除を申請することが認められている。

- 機器
- 機械
- 車両

費用は、年次投資控除（annual investment allowance : AIA）または減価償却控除（writing down allowance）の形を取ることができる。AIAは、自動車などの項目を除くプラントや機械に適用され、最大50万ポンドまで控除される。減価償却控除は、AIAが既に利用されている場合や、AIAが適用されない自動車などの項目について申請できる。

2.2.2 事業継承

事業継承に対する税制は、「BIM33700 - Business successions: contents」に示されているが、これは中小企業に特化した税制ではない。

2.2.3 技術開発

2.2.3.1 技術研究開発を実施する企業に対する法人税軽減措置（Tax relief）における中小企業スキーム⁷¹

イギリスは、技術研究開発を実施する企業に対する法人税の軽減措置がある。この中で中小企業を対象にしているのが、中小企業スキーム（Small and Medium-sized Enterprise Scheme）である。2012年より技術研究開発費の230%

⁶⁹ 「海外における中小企業政策に関する調査研究」中小企業総合研究機構（平成18年度）

⁷⁰ Gov.UK <https://www.gov.uk/capital-allowances/annual-investment-allowance>

⁷¹ HMRC <http://www.hmrc.gov.uk/manuals/cirdmanual/cird90050.htm>

(これ以前は 225%)⁷²に相当する金額を法人税支払額から減額することができる比較的軽減率の高い税措置である。

同軽減措置は、法人税軽減措置であるため、法人税支払義務のある中小企業が対象である。措置の対象となるには、同スキームにおいて中小企業と認定される必要がある。同措置のもとでは、ある中小企業が常に中小企業と認定されるとは限らず、技術研究開発事業毎に中小企業スキーム、あるいは大企業スキーム (130%) を使い分け、法人税軽減措置を受けることができる。

2.2.3.2 中小企業の研究開発税額控除 (R&D Tax Credit⁷³)

技術研究開発事業を実施している中小企業が、納税の減額を受ける場合、基本は前項にある税額軽減措置 (Tax relief) であるが、上記スキームの法人税の軽減措置に該当しない場合、代わりに税額控除 (tax credit) を受けることができる。ただし、事業が補助金等を受けている場合には申請できない。同税額控除は、企業が「going concern」(つまり当該年度において税金支払実績があるということ) の状態にある場合のみ申請することができる。

2.2.4 その他

2.2.4.1 小売付加価値税スキーム (VAT Retail Scheme)

2.6.2.1 参照。

2.2.4.2 固定レートスキーム (Flat Rate Scheme for VAT⁷⁴)

固定レートスキーム (Flat Rate Scheme for VAT) は、複雑な VAT 会計処理を簡素化することができる 1 つの選択肢を提供するものである。VAT 課税可能な売上高が年間 15 万ポンドを超えない場合に利用することができる。同スキームのもとでは、VAT 支払額は、VAT を含む売上高に対し常に一定の割合となる。なお、大企業は、仮に条件を満たしたとしても、同スキームを利用することはできない。

同スキームのメリットは、依然として請求書上 VAT を表示する必要はあるが、売買にかかる VAT を記録管理する必要がなくなり、VAT 会計事務負担を軽減することができる。この他、同スキームに適用されるルールは簡素で理解しやすく間違いにくい。加えて、売上高の何割を VAT として歳入税関庁 (HMRC) に支払う必要があるのか常に把握できる。また、当該事業が VAT 登録初年度の場合にフラットレートを選択した場合、その VAT 適用率が 1% 減額される特典がある。

スキーム利用に適さないのは、同スキームでは VAT 払い戻し申請ができないた

⁷² Gov.UK <https://www.gov.uk/guidance/corporation-tax-research-and-development-rd-relief>

⁷³ <https://www.gov.uk/guidance/corporation-tax-research-and-development-rd-relief>

⁷⁴ 「海外における中小企業政策に関する調査研究」中小企業総合研究機構 (平成 18 年度) より変更無し。

め、多くの購入品が標準 VAT 製品で、VAT の払い戻しをしている企業や、多くの非課税品を扱っている企業である。

2.2.4.3 ベンチャー・キャピタル・トラスト (Venture Capital Trust : VCT⁷⁵)

ベンチャー・キャピタル・トラスト (Venture Capital Trust : VCT) として、VCT の投資家が利用できる税額軽減措置 (Tax relief) がある。以下に示す 3 種類の税額控除がある。

- **Income Tax relief**
1 会計年度内、20 万ポンドを上限に、VCT への株式投資から生まれる所得に対する税額を軽減することができる (控除率 30%)。同軽減措置の適用は新規発行株を入手した際にのみ適用できる。
- **Capital Gain Tax relief (or disposal relief)**
同軽減措置の適用は新規発行株および既存株購入のいずれの場合でも適用できる。
- **配当**
VCT の普通株の配当には所得税が適用されない。

2.3 支援体制 (情報提供、経営相談・アドバイス、その他)

2.3.1 情報提供・相談・アドバイス

2.3.1.1 包括的なビジネス情報提供サイト⁷⁶

イギリス政府のポータルサイト Gov.UK に加え、ハイランド開発公社 (Highlands and Islands Enterprise) やウェールズ自治政府が運営するビジネス・ウェールズ (Business Wales) など数多くの地域ウェブサイトが存在し、イギリス企業に助言や指針を提供している。

- Gov.UK
- スコットランド：ビジネス・ゲートウェイ (Business Gateway)
ハイランド開発公社 (Highlands and Islands Enterprise)
- 北アイルランド：インベスト北アイルランド (Invest Northern Ireland)
- ビジネス・ウェールズ (Business Wales)

⁷⁵

https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/358265/140825_NS_VCT_Intro_Note_FINAL.pdf

⁷⁶ 「海外における中小企業政策に関する調査研究」中小企業総合研究機構 (平成 18 年度) 参照。

2.3.1.2 需要の形成 (Designing Demand⁷⁷)

需要の形成 (Designing Demand) は、従業員 250 人未満の中小企業を対象に、事業戦略や効果的な事業計画をたてることにより、事業パフォーマンスを改善し、企業競争力を高め利益を増大させることのできる企業に成長することを支援する。

2.3.1.3 企業財務の理解促進 (Understanding Finance for Business⁷⁸)

企業財務の理解促進 (Understanding Finance for Business) は、専門家による財務関連のアドバイスを提供する。同サービスでは、経営者が事業の創業および成長に必要な資金調達方法を理解し、投資家へ働きかけができるよう支援する。企業の財務要求の分析や、利用できる資金調達方法を紹介することを含む。

従業員 250 人未満の中小企業を対象で、創業および事業成長に必要な資金調達に関する知識が不足している経営者に対して提供するサービスである。

2.3.1.4 イギリス成長サービス (British Growth Service⁷⁹)

イギリス成長サービス (British Growth Service) は BIS によって運営されているビジネス支援サービスで、2014 年に始動した。企業が助言や支援を容易に得られるようにする数々のイニシアティブを統括している。

- 外部金融へのアクセス
- 新規アイデアの開発
- リーダーシップおよび管理スキル
- 製造・輸出

イギリス成長サービスの対象となるには、イングランドを拠点とし、イギリスに登録し、従業員数が 250 人未満で、年商が 4,000 万ポンド未満でなければならない。

同サービス傘下のイニシアティブには、製造業アドバイスサービス (Manufacturing Advisory Service) や成長促進 (Growth Accelerator) などがある。

製造業アドバイスサービス (Manufacturing Advisory Service) は、製造業にアドバイスを提供するサービスである。詳細は 2.6.3.2 参照。

成長促進 (Growth Accelerator)⁸⁰ は次の段階の成長を目指し、その潜在能力を持つ高成長企業を対象とするサービスである。

⁷⁷ <http://www.designcouncil.org.uk/resources/report/evaluation-our-designing-demand-programme>

⁷⁸ <http://www.enterpriseinfield.org/cms/index.php?action=detail&pageid=9,92>

⁷⁹ <http://www.mas.businessgrowthservice.greatbusiness.gov.uk/>

⁸⁰ <http://www.ga.businessgrowthservice.greatbusiness.gov.uk/what-is-growthaccelerator/>

2.3.1.5 国際的取引可能性の発展 (Developing Your International Trade Potential)

事業の国際化、主に輸出事業を対象とした取組である。詳細は 2.8.2.1 参照。

2.3.1.6 メンター (Mentorsme⁸¹)

メンター (Mentorsme) は、企業のメンター探しを支援する初の全国ポータルサイトで、イギリス銀行協会 (British Bankers' Association : BBA) によって 2011 年に開設された。

2.3.2 人材育成・研修

2.3.2.1 獲得するための訓練 (Train to Gain)

獲得するための訓練 (Train to Gain) は、企業のための解決策 (Solution for Business) の一環として、人材育成および研修機会を提供することによって、イングランドの企業の持続的な成長を支援することを目的とした事業である。従業員が必要とするスキルを特定し、適切な研修機会へのアクセスを提供した⁸²。政府は 2010 年にスキームを廃止する計画を明らかにした⁸³。

2.3.2.2 高成長に向けたコーチング (Coaching for High Growth⁸⁴)

高成長に向けたコーチング (Coaching for High Growth) は、大きな成長が期待できる企業に対し、その可能性を十分活かして実際に高い企業成長を達成できるよう、要望に応じた一対一の集中的なコーチングを提供する。

従業員 250 人未満の中小企業は、同サービスを無料で受けることができる。コーンウォールとシリー諸島を拠点とする企業に適用される。

2.3.2.3 イングランド事業支援のための農村開発プログラム (Rural Development Programme for England⁸⁵)

中小企業に限らず、農業、林業、食品業を対象とした取組。2.4.5.1 参照。

2.3.3 環境対策

イギリス政府によって設立された非営利団体の炭素基金 (Carbon Trust) では、中小企業が二酸化炭素排出量削減対策を実施しやすいように、オンライン上で二酸化炭素排出量の算定ができるサービスや、企業活動の二酸化炭素排出量を認定し証

⁸¹ Mentorsme <http://www.mentorsme.co.uk/>

⁸² 「海外における中小企業政策に関する調査研究」中小企業総合研究機構 (平成 18 年度) 参照。

⁸³

<http://www.theinformationdaily.com/2010/11/17/train-to-gain-scrapped-but-apprenticeships-vocational-training-expanded-in-governments-new-skills-strategy>

⁸⁴ <https://www.gov.uk/starting-a-high-growth-business>

⁸⁵ <https://www.gov.uk/rural-development-programme-for-england>

明書を発行するサービスを提供している。

2.4 既存の中小企業に対する経営資源の確保の支援（研究開発技術、IT 対応、販路開拓、新分野進出、その他）

2.4.1 研究開発技術支援

2.4.1.1 協同研究開発（Collaborative Research and Development⁸⁶）

協同研究開発（Collaborative Research and Development）プログラムでは、企業間の協力と企業と研究者の協力を促進するため、複数の企業が共同で実施している研究開発プロジェクトに補助金を提供している。同補助金は、企業と高等教育機関および研究機関間における研究開発協力も促進している。同補助金は、研究開発した技術の実用化費用を抑える目的で導入されている。補助金額は、総研究開発費の 25% から 75% の間の金額が支給される。

ただし、企業規模、業種に関らずイングランドの企業が対象の補助金であり、中小企業に特化したプログラムではない。

2.4.1.2 研究開発補助金（Smart Grants, かつては Grant for Research and Development と呼ばれていた⁸⁷）

研究開発補助金（Grant for Research and Development）プログラムは、研究開発を促進し、技術的バリアーや科学的リスク等を乗り越え、新しいアイデアを取り入れるための資金として補助金を提供する⁸⁸。

防衛関係を除く全ての分野を対象に、従業員 250 人未満の中小企業もしくは創業を望む個人に提供される補助金である。なお、従業員 250 人を超える企業は、低炭素排出技術の場合のみ同補助金の対象となる。

地域により多少補助金支給内容が異なる。イングランドの研究開発補助金プログラムは、以下に示す 5 つの補助金枠が提供される。なお、これらの補助金は、9 つの地域開発公社（Regional Development Agencies: RDA）を通じて支給される。

- **Proof of Market** : 革新的なアイデアを持つ新規技術の商業的な可能性を試験するための補助金。従業員 250 人未満の中小企業が対象。補助金額は、2 万ポンドを上限とする。
- **Micro projects** : 簡素で開発期間が 1 年までの低額の開発事業が対象の補助

⁸⁶ [https://interact.innovateuk.org/-/collaborative-r-d e](https://interact.innovateuk.org/-/collaborative-r-d-e)

⁸⁷ TBAT Innovation and Innovate UK <http://www.tbat.co.uk/tsb-smart-grants.aspx> and https://interact.innovateuk.org/competition-display-page/-/asset_publisher/RqEt2AKmEBhi/content/smart-2015-16

⁸⁸ 過去の取組は「海外における中小企業政策に関する調査研究」中小企業総合研究機構（平成 18 年度）を参照。

金。従業員 10 人未満の企業が対象。補助金額は、2 万ポンドを上限とする。

- **Research projects**: 研究機関が 6 か月から 1 年半までの革新的な技術の商業的に実現する可能性を調査するための補助金。従業員が 50 人未満の中小企業が対象。補助金額は、10 万ポンドを上限とする。
- **Development projects**: 開発期間が、6 か月から 3 年までの新製品あるいは重要な技術躍進を含む試作品開発が対象の補助金。従業員 250 人未満の中小企業が対象。補助金額は、25 万ポンドを上限とする。
- **Exceptional development projects**: 開発期間が、6 か月から 3 年までの特定の技術、あるいはある産業分野において戦略的に重要な意味を持つ重要な技術革新を含む開発が対象の補助金。認定された開発事業が対象。補助金額は、50 万ポンドを上限とするが、交渉の余地がある。

「研究開発補助金」は「スマート補助金（スマート）」と名称を変え⁸⁹、現在はイノベーションを推進する政府機関「イノベート UK (Innovate UK、旧 Technology Strategy Board)」⁹⁰によって運営されている。企業は R&D プロジェクトを運営する際に、イノベート UK から 2 万 5,000 ポンド～25 万ポンドを得られる。

スマートは、以下の 3 種類のプロジェクトに資金を提供する。

- 市場の実証（市場調査、市場試験、強豪分析などのプロジェクト）
- コンセプトの実証（初期のフェージビリティスタディ、基本プロトタイプ、専門家による試験などのプロジェクト）
- プロトタイプの開発（試行や試験など）

2.4.1.3 カタリスト (Catalysts⁹¹)

カタリストは (Catalysts) は、R&D プロジェクトを実施する企業に 15 万ポンド～1,000 万ポンドの資金を提供する助成スキームである。イノベート UK によって運営され、イギリスを拠点とし農業技術やバイオ医学、エネルギー、工業バイオ技術といった産業に従事する企業を対象とする。

2.4.1.4 小規模企業研究イニシアティブ (Small Business Research Initiative : SBRI)

小規模企業研究イニシアティブ (Small Business Research Initiative : SBRI)

⁸⁹ Innovate UK <https://interact.innovateuk.org/-/smart-2014-15-round-4>

⁹⁰ <https://www.gov.uk/government/organisations/innovate-uk>
<https://www.gov.uk/government/organisations/technology-strategy-board>

⁹¹ Innovate UK <https://interact.innovateuk.org/-/catalysts>

は、公共セクター向けのサービスや製品を開発する契約を獲得する機会を提供するスキームで、製品テスト向けに 5 万ポンド～10 万ポンドの資金を得られる。アイデアの開発段階に進むと、さらに助成を受けられる。

2.4.1.5 連携研究開発 (Collaborative research and development⁹²)

連携研究開発 (Collaborative research and development) は、イノベート UK が運営する企業と研究者の連携を促すイニシアティブで、科学や工学、技術の分野に携わるイギリスの企業または研究機関は 2 万 5,000 ポンド～500 万ポンドの助成を受けられる。

2.4.2 産学官連携支援

2.4.2.1 知識共有パートナーシップ (Knowledge Transfer Partnership⁹³)

知識共有パートナーシップ (Knowledge Transfer Partnership) は、イノベーションに付随するリスクと費用をシェアし、高等教育機関等の知識集約型組織と企業のパートナーシップを支援する。

高等教育機関、研究機関と企業の協同事業が対象で、中小企業に特化した支援策ではない。同施策は、あらゆる規模、業界に所属する企業が対象で、中小企業を排除するものではない。

政府は、事業コストの一部を負担するが、企業側の負担も期待されている。実際の企業側負担は総事業コストに依存するが、少なくとも年間 18,000 ポンドの貢献が期待されている。また、事業は 1 年から 3 年で結果を出すことが期待されている。

2.4.2.2 イノベーション・バウチャー (Innovation Vouchers)

イノベーション・バウチャー (Innovation Vouchers) は、研究開発分野におけるサポートを望む中小企業に対して提供される融資である。中小企業は、イノベーション・バウチャーにより受けた資金援助を大学等の研究機関からサポートを得るために利用することが可能である。イノベーション・バウチャーを通して、総額 300 万ポンドが中小企業の産学官連携を促進するために割当てられている。政府は、少なくとも 500 の中小企業にイノベーション・バウチャーを提供している。

イノベーション・バウチャー (Innovation Vouchers) は、イノベート UK の助成スキームで、中小企業が事業の成長のため外部専門家の助言、コンサルティング、専門機器へのサポートを必要としている時に、5,000 ポンドまでその費用支払

⁹² Innovate UK <https://interact.innovateuk.org/-/collaborative-r-d>

⁹³ <https://connect.innovateuk.org/web/ktp>

いに充てることができる。申請の条件は以下のとおりである⁹⁴。

- イギリスで零細・中小企業を起業しようとしているか運営している
- その企業がわずかな改善または変化ではなく、真の課題を克服するための手助けが必要な場合
- 援助を必要とする外部専門家と仕事をしたことがない
- イノベート UK または技術戦略委員会 (Technology Strategy Board) からイノベーション・バウチャーを受け取ったことがない

このスキームでは以下に対する助成は認められない。

- スタッフの訓練
- 機器購入
- 市販のソフトウェア
- マーケティングまたはブランディング向けの物品
- 標準的なビジネス上の助言

イノベート UK のスキームのほか、地域や地方政府が助成するイノベーション・バウチャーもある⁹⁵。

2.4.3 中小商業振興政策

イギリス政府は、小売商分野における競争を促進しているが、具体策は小売付加価値税スキーム (VAT Retail Scheme) のみである。

同スキームは、中小の小売業の VAT 会計事務を簡素化するためのスキームである。年間売上高が 1 億 3,000 万ポンド以下の企業に限って利用が可能である⁹⁶。詳細は 2.6.2.1 参照。

2.4.4 下請企業振興政策

2010 年 5 月に発足した新政権は、中小企業の公共調達参入を拡大しようとし、公共調達総額の 25% を中小企業から調達する目標を設定した。このため、2011 年春以降、GOV.UK ウェブサイトにサーチエンジン「Contacts Finder」を設置し、中小企業でも容易に公共調達事業に関する情報を入手できるサービスの提供を開始した。

イギリス政府は、これまでも主に小額公共調達を中心に中小企業に対する公共調達情報を提供するサイト、「Supply2.gov.uk」サービスを提供していたが、2011 年春

⁹⁴ <https://vouchers.innovateuk.org/home>

⁹⁵

<https://interact.innovateuk.org/documents/1524978/1866952/Innovation%20Vouchers%20-%20Other%20Voucher%20Schemes>

⁹⁶ <https://www.gov.uk/vat-retail-schemes>

に修了し、「Contacts Finder」が後を受け継いだ。「Contacts Finder」では、1件10,000ポンドを超える規模の政府や公的機関の公共調達を探すことが可能である。スコットランド、ウェールズ、北アイルランドは、それぞれ独自の公共調達サイトが存在する。

- Public Contracts Scotland⁹⁷
- Sell2Wales⁹⁸
- eSourcing NI⁹⁹

2.4.5 その他：事業改善や拡大に対する補助金

2.4.5.1 イングランドにおける事業支援に向けた農村開発プログラム（Rural Development Programme for England¹⁰⁰）

イングランドにおける事業支援に向けた農村開発プログラム（Rural Development Programme for England）は、中小企業に限らず、農業、林業、食品業を対象に、事業の発展や拡大に対し補助金を提供する他、特別な職業訓練へのアクセスを支援する。支援は、農業、林業および食品業あるいは地方にある事業が対象である。

2.5 創業支援（創業支援、VC、税制、教育、KPI、その他）

2.5.1 創業支援

2.5.1.1 創業支援（Starting a Business¹⁰¹）

創業支援（Setting up）は、創業を考える個人又はグループを対象にイギリス政府がGOV.UKウェブサイトを通じて提供する無料アドバイスである。創業および事業運営に必要な情報やアドバイスを提供する。事業計画、資金計画の評価に加え、創業後のガイダンスも含む。

中小企業や個人事業主に特化した情報も掲載されている。

2.5.1.2 創業のための集中的な支援（Intensive Start Up Support）

創業のための集中的な支援（Intensive Start Up Support）は、地域や個別の創業ニーズに応じた創業支援を無料で提供するものである。例えば、女性の創業、障害者の創業、黒人およびエスニックマイノリティコミュニティの創業を想定しているが、これ以外の創業支援を排除するものではない。

ただし、中小企業に特化したプログラムではない。

⁹⁷ http://www.publiccontractsscotland.gov.uk/search/search_mainpage.aspx

⁹⁸ <http://www.sell2wales.gov.uk/>

⁹⁹ <http://www.sell2wales.gov.uk/>

¹⁰⁰ <https://www.gov.uk/rural-development-programme-for-england>

¹⁰¹ <https://www.gov.uk/browse/business/setting-up>

2.5.1.3 高成長事業の創業 (Starting a High Growth Business)

高成長事業の創業 (Starting a High Growth Business) は、特に成長が期待されると認定される事業の創業を無料で支援するサービスである。集中的な個人コーチやワークショップ、ネットワークやオンラインリソースを活用し、迅速な創業を支援する。創業者に対し、一対一のメンターを配するサービスも想定している。

ただし、中小企業に特化したプログラムではない。

2.5.1.4 北アイルランドスピナウトイニシアティブ (Northern Ireland Spin Out (NISPO) initiative¹⁰²)

北アイルランドスピナウトイニシアティブ (Northern Ireland Spin Out (NISPO) initiative) は、北アイルランドにおける、創業を計画あるいは創業間もない企業への支援である。支援策は以下に示すとおり。

支援策には、700万ポンドのベンチャー・キャピタル・ファンドである投資成長ファンド (Invest Growth Fund) や非高等教育機関係事業への500万ポンドのコンセプトブルーフファンドである Invest Proof of Concept Fund が含まれている。

2.5.1.4.1 投資準備プログラム (Investment Readiness Programme¹⁰³)

投資準備プログラム (Investment Readiness Programme) は、北アイルランドにある企業が対象の事業。高い潜在成長力を持つ企業の経営者 (チーム) に対し、投資される企業として必要な準備を、ワークショップ等を通じて提供するサービスである。

2.5.1.4.2 投資成長ファンド (Invest Growth Fund: IGF¹⁰⁴)

投資成長ファンド (Invest Growth Fund : IGF) は、北アイルランドに設立された企業が対象の総額700万ポンドのベンチャー・キャピタル・ファンドである。創業計画をしている企業、あるいは創業間もない企業への投資で、ファンドマネージャーは「E-Synergy」である。2014年3月までを期限に5年の間、企業に事業の元手となる資金を提供した。

¹⁰² <http://www.nisporfunds.com>

¹⁰³ <http://www.nisporfunds.com/investmentreadinessprogramme.html>

¹⁰⁴ <http://www.nisporfunds.com/investgrowthfund.html>

2.5.1.4.3 コンセプトの証明による投資成長ファンド (Invest Growth Proof of Concept Fund : IGPCF¹⁰⁵)

コンセプトの証明による投資成長ファンド (Invest Growth Proof of Concept Fund : IGPCF) は、インベスト北アイルランド (Invest Northern Ireland) の資金によるファンドで、商業活動以前の事業活動を支援する。「E-Synergy」がファンドマネージャーで、個人、創業者、マイクロ起業家や、中小企業を対象に、企業内のビジネスアイデアから商業的可能性を示すことができるアイデアにするまでの過程を支援する。

2.5.1.4.4 知的財産開発部 (Intellectual Property Exploitation Unit : IPEU¹⁰⁶)

知的財産開発部 (Intellectual Property Exploitation Unit : IPEU) は、インベスト北アイルランド (Invest Northern Ireland) の資金による支援サービスである。個人、創業者、マイクロ起業家や、中小企業を対象に、特許等のライセンス取得ガイダンスを行う。加えて、IPEU は、実際のライセンス契約を結ぶ機会を提供する製品展示会を企画する。

2.5.1.4.5 ベルファスト大学革新ファンド (Queen' s University Belfast Innovation Fund : QUBIF¹⁰⁷)

ベルファスト大学革新ファンド (Queen' s University Belfast Innovation Fund : QUBIF) は、100 万ポンドのベンチャー・キャピタル・ファンドで、IGPCF の後を支援する。同ファンドは、2014 年 3 月までを期間とし、事業着手金など 4 年を目処に創業間もない企業を支援した。

2.5.1.4.6 アルスター革新ファンド (Ulster Innovation Fund : UIF¹⁰⁸)

アルスター革新ファンド (Ulster Innovation Fund : UIF) は、100 万ポンドのベンチャー・キャピタル・ファンドで、IGPCF の前段階を支援する。同ファンドは、2014 年 3 月までを期間とし、事業着手金など 4 年を目処に創業間もない企業を支援した。

2.5.1.5 新設企業成長基金 (East Midlands Early Growth Fund¹⁰⁹)

新設企業成長基金 (East Midlands Early Growth Fund) は、総額 500 万ポンドのベンチャーキャピタルで、イーストミッドランドにある創業を計画している

¹⁰⁵ <http://www.nisporfunds.com/investgrowthfundpoc.html>

¹⁰⁶ <http://www.nisporfunds.com/news-ipexploit.html>

¹⁰⁷ <http://www.nisporfunds.com/queensfund.html>

¹⁰⁸ <http://www.nisporfunds.com/ulsterfund.html>

¹⁰⁹ <http://www.earlygrowthfund-em.co.uk>

企業や創業間もない企業の成長を支援するための、資金を提供するプログラムである。革新的および成長潜在力のあるビジネスを対象とし、10万ポンドまでの資金を供給することができる。また、フォローアップの資金提供として最大40万ポンドまで支援資金を拡大することができる。同ファンドの管理は、E-Synergy Ltdが実施している。

2.5.2 ベンチャー育成

2.5.2.1 企業による起業スキーム (Corporate Venturing Scheme:CVS¹¹⁰)

企業による起業スキーム (Corporate Venturing Scheme : CVS) は、複数企業がパートナーシップを結び、多くの場合は規模の大きい会社が小さい会社に投資をし、株を取得するというシステムである。金銭的な支援だけではなく技術の共有やライセンスの取得ができるなどの利点がある。

2.5.2.2 企業管理インセンティブ (Enterprise Management Incentives : EMI¹¹¹)

企業管理インセンティブ (Enterprise Management Incentives : EMI) は、対象となる企業が適切なスキルを持った人材の雇用をより可能にするための税優遇制度である¹¹²。小規模で高リスクの企業を対象としている。

2.5.3 ベンチャーキャピタル支援

2010年8月、BISは国や地域が支えるベンチャー・キャピタル・ファンドについて調査し「Improving the coherence, co-ordination and consistency of publicly-backed national and regional venture capital provision」¹¹³という報告書を発表している（公表は2011年1月）。同報告書の中で、RDAとBISが協力しベンチャー・キャピタル・ファンドを整備する必要があるとしている。現在イギリス政府が資金を提供しているエクイティ・ファンド・プログラム等、ベンチャーキャピタルの現状を知ることができる（例：9つのライブ・ファンドと6つのレガシー・ファンド）。これらの金額や対象は様々である。

2.5.4 税制

税制の項 (0) 参照。

¹¹⁰ https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/255904/intro.pdf

¹¹¹ Gov.UK <https://www.gov.uk/tax-employee-share-schemes/enterprise-management-incentives-emis>

¹¹²詳細は「海外における中小企業政策に関する調査研究」中小企業総合研究機構（平成18年度）を参照。

¹¹³

https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/32240/10-1300-improvin-g-venture-capital-provision.pdf

2.5.5 ベンチャー向け等の代替投資市場 (AIM)

代替投資市場 (AIM) の現状について調査し「Economic impact of AIM and the role of fiscal incentives」¹¹⁴という報告書が 2010 年 9 月に公表されている。同報告書では、ベンチャー・キャピタル・トラスト (Venture Capital Trust) 等、キャピタルファンドに対する多くの示唆がまとめられている。

2.6 中小企業に関わる公正な取引の推進、市場の整備 (下請代金支払遅延等防止法、官公需、その他)

2.6.1 下請代金支払遅延等防止法¹¹⁵

商業債務遅滞金 (利子) 法 (Late Payment of Commercial Debts (Interests) Act 1998) は、従業員数が 50 人に満たない小企業に対し、支払いの遅延があった際には利息を請求する権利を与えている。2002 年 8 月 7 日以降、この権利は小企業のみでなく全ての企業および公共団体に与えられている¹¹⁶。

2.6.2 小売商調整対策

イギリス政府は、小売商分野における競争を促進しているが、具体策は小売付加価値税スキーム (VAT Retail Scheme) のみである。以下に小売付加価値税スキームに関してまとめる。

2.6.2.1 小売付加価値税スキーム (VAT Retail Scheme¹¹⁷)

小売付加価値税スキーム (VAT Retail Scheme) は、中小小売業に対するスキームで、煩雑な VAT 事務処理の軽減を目的に設定されたスキームである。同スキームにより、中小小売業は、VAT 会計事務にかかる時間と費用軽減を図ることができる。

同スキームは、“VAT exclusive” の年間取引高が 1 億 3,000 万ポンド未満の中小小売業が対象である。

同スキームは、以下に示す 5 つのスキームが用意されている。小売業者は、要件を満たし、歳入税関庁 (HMRC) に同スキームの適用が認められれば、以下のルールに従い VAT 会計事務を処理することができる。

- the Point of Sale scheme (made at a till)
販売の際 VAT 額を領収書に記載する方法。

¹¹⁴ AIM については「海外における中小企業政策に関する調査研究」中小企業総合研究機構 (平成 18 年度) を参照。

¹¹⁵ UK Government <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1998/20/contents>

¹¹⁶ 「海外における中小企業政策に関する調査研究」中小企業総合研究機構 (平成 18 年度) 参照。

¹¹⁷ <https://www.gov.uk/vat-retail-schemes> 2

- **Apportionment scheme 1**

VAT exclusive の年間取引高が、100 万ポンドを超えない企業が対象のスキーム。企業は、実際の小売商品購入時の支払総額とその小売販売価格の差を計算することで収益を割り出し、VAT を計算することができる。例えば、VAT Standard-rate の製品を小売価格の半額で購入した場合、50%の収益は VAT Standard-rate として処理する。つまり、正確な VAT 支払額は、適切な VAT 税率を適用することにより計算される。
- **Apportionment scheme 2**

VAT exclusive の取引高が、1 億 3,000 万ポンドを超えない企業が対象のスキーム。Apportionment scheme 1 より取引高の大きい中小企業が対象となる。企業は、予想販売価格を計算し、これに基づき支払うべき VAT 額を計算する。適切な予想販売価格が、適切な VAT 支払額を導きだすための重要な要素となる。
- **Direct Calculation 1 scheme**

VAT exclusive の取引高が、100 万ポンドを超えない企業が対象のスキーム。企業は、予想販売価格に基づき、1 つあるいはそれ以上の VAT 税率を使い VAT 支払額を計算する。収益高の比率に従いそれぞれの VAT 税率は適用される。一般的なルールとして、企業の販売において最も少ない取引である商品、“minority goods”の販売価格が計算されている。

Direct Calculation 1 scheme は、“minority goods”の全体に占める割合が少ない場合、比較的シンプルなスキームである。しかし、予想販売価格の計算が不正確な場合、VAT 額も不正確となる。“minority goods”が非課税商品 (VAT 0-rated) あるいは標準課税品である場合、本スキームは適用できない。
- **Direct Calculation 2 scheme**

VAT exclusive の取引高が、1 億 3,000 万ポンドを超えない企業が対象のスキーム。Direct Calculation 1 と同様であるが、年間在庫調整 (annual stock adjustment) が必要となる。

2.6.3 分野調整

中小企業に特化する政策ではないが、分野別に以下の取組が実施されている。

2.6.3.1 イングランドにおける事業支援に向けた農村開発プログラム（Rural Development Programme for England）

中小企業に限らず、農業、林業、食品業を対象とした取組。2.4.5.1 参照。

2.6.3.2 製造業アドバイスサービス（Manufacturing Advisory Service¹¹⁸）

製造業アドバイスサービス（Manufacturing Advisory Service）は、製造業を対象にした、企業成長（Business Growth）サービスの一環である。事業費用の削減や事業効率の向上について専門家による具体的なアドバイスを無償で受けることができる。

従業員 250 人未満の中小企業が対象である。なお、従業員 250 人以上の企業も、同サービスを受けることができるが、その場合は有料となる。

2.6.3.3 国家産業再生プログラム（National Industrial Symbiosis Programme : NISP¹¹⁹）

イギリス政府は低炭素化技術開発を支援するために情報共有政策を発展させたその主な手段が NISP である。政府の支援により 2005 年 4 月に発足した NISP は、参加が自由であり、異なる分野に従事する企業を低炭素化技術セクターに移行することを支援する。この制度の下、一社が使用した資源（エネルギー、水、もしくはその他）を他社が回収、加工、再利用することが可能であり、NISP はあらゆる職種の企業間において相互的に有益なビジネスチャンスを育てるプログラムである。その成果の一例として、北アイルランドの家具メーカー Montracon と West End Strategy は廃材を加工しエネルギーに還元するパートナーシップを築き上げた。NISP メンバーの 80% 以上は中小企業で成り立っている。

2.6.4 官公需

第 2 章の初めに記載されているように、2010 年 11 月、イギリス政府は「公共分野における事業発展をしやすいとする」という政策を発表した。具体策としては以下の目標が設定されている¹²⁰。

- ① 公共調達 の 25% を中小企業の対象としたものとする。
- ② 政府の複雑な契約体制を簡易化し、中小企業がアクセスしやすくする。
- ③ 元請業者への支払いのうち、80% を 5 日間以内に支払う。全ての支払いを 30 日間以内に支払う。

¹¹⁸ <http://www.mas.businessgrowthservice.greatbusiness.gov.uk>

¹¹⁹ <http://www.nispnetwork.com>

¹²⁰ <https://www.gov.uk/government/news/backing-small-business>

内閣府は、2015年5月に「2010～15年政府政策：政府の買入」¹²¹と称する政策文書を発表し、政府が中小企業の価値をより活用するためにさらに何をすべきかを示した。この文書では以下が謳われている。

- 新たにクラウン商業サービス (Crown Commercial Service)¹²²を設立し、中小企業を含む企業向けに政策と助言、直接購入を統合したサービスを提供する
- 政府は、2015年までに中小企業が直接またはサプライチェーンに含まれる形で、公共調達に占める割合を25%に引き上げる
- 将来のプロジェクトと契約について、各省庁は入札者が応札への準備期間と資源を十分確保できるよう、「Contracts Finder」のウェブサイトですべての情報を半年ごとに公開するようにする

2.6.5 裁判外紛争処理

裁判外紛争処理 (Alternative Dispute Resolution : ADR) として Money Claim Online が設置されている。中小企業に特化したサービスではない。

2.7 地域中小企業政策 (伝統・地場産業に対する振興、産業集積、街づくり、商店街振興、地域興し、NPO支援、事業承継・廃業、その他)

地域企業パートナーシップ (Local Enterprise Partnership : LEP)¹²³ は、地方自治体と企業によるパートナーシップである。地元経済に何が必要かを見極め、経済成長や雇用創出の促進に向けた活動に取り組む上で主要な役割を果たすほか、地域内の道路や建物、施設に投資する際の優先事項を決定する。イギリスには、現在39のパートナーシップが存在する。

各 LEP は、民間セクターや地方自治体、高等・継続教育機関を代表する10～15人のメンバーから成る理事会によって運営される。助成プロジェクトへの投資配分など、特定の任務に携わる作業部会または諮問グループを抱える場合もある。LEP は通常、以下のいずれかの形態を取る。

- 選挙区自治体が所有する民間企業
- 法人化されていない任意のパートナーシップ組織
- 市・地域ガバナンスの取り決めの一環

¹²¹

<https://www.gov.uk/government/publications/2010-to-2015-government-policy-government-buying/2010-to-2015-government-policy-government-buying>

¹²² <https://www.gov.uk/government/organisations/crown-commercial-service>

¹²³ <http://www.lepnetwork.net/about-leps/>

LEPは、直接あるいはBISの地元チームを通じ、政府および企業と連携している¹²⁴。またLEP同士も、LEPの代表組織である「LEPネットワーク」を通じて互いに連絡を取り合い協力している。LEPネットワーク運営委員会は、39のLEPによって任命された「LEPチェア」から成る。

LEPは、以下のような幅広い役割を担う。

- 政府と協力して、交通インフラや住宅など主要な投資優先事項は何かを見極め、プロジェクトの実現を支援する
- 地域成長基金 (Regional Growth Fund) や EU 構造基金 (Structural Fund)、欧州投資基金 (European Investment Fund) といった助成制度への適用申請
- 新たな成長ハブを運営する企業連合を集めて支援するなど、高成長企業を援助する
- 全国計画政策 (national planning policy) の開発に貢献し、企業に全面的に関与させる
- 現地でどのように企業を規制すべきかについて、意思決定に関わる
- 失業者の就業支援に向け、地場企業やジョブセンター・プラス、学習プロバイダと連携する
- 民間セクターからの資金をレバレッジする手法を取りまとめる
- デジタルインフラなど、他の国家優先事項の実現に関与する

2.7.1 伝統・地場産業に対する振興

中小企業に特化したものではないが、イギリス政府では農林業を振興する取組として、イングランド向け農村開発プログラム (Rural Development Programme for England) を実施している¹²⁵。

2.7.1.1 イングランド向け農村開発プログラム (Rural Development Programme for England : RDPE¹²⁶)

イングランド地域開発プログラム (England Rural Development Programme : ERDP) ¹²⁷は 2006 年に廃止され、代わりにイングランドのための農村開発プログラム (Rural Development Programme for England : RDPE) が設置された。RDPE は、2007 年から 2013 年まで、ERDP の 2 倍の 37 億ポンドの予算がイギリス政

¹²⁴ Local Enterprise Partnerships; An LGiU essential guide
<http://www.lgiu.org.uk/wp-content/uploads/2013/04/Local-Enterprise-Partnerships-an-LGiU-essential-guide.pdf>

¹²⁵ <https://www.gov.uk/rural-development-programme-for-england>

¹²⁶ <https://www.gov.uk/government/organisations/rural-development-programme-for-england-network/>

¹²⁷ 「海外における中小企業政策に関する調査研究」中小企業総合研究機構（平成 18 年度）参照。

府（担当省庁は環境食料農村地域省）と EU の European Agricultural Fund for Rural Development より提供されていた。プログラムの新規ラウンドは、2015 年に開始され、2020 年まで継続する予定である。

RDPE は、欧州連合の Common Agricultural Policy (CAP) の支柱である EU Rural Development Regulation (RDR) を施行するものである。従って、RDPE の実施は EU 法 (Regulation 1974/2006) によって制定されている。

RDPE は、以下 4 つの目的を持つ。

- ① 農林業における競争を促進する
- ② 環境と田舎の改善
- ③ 地方経済の多様化と生活の質の改善
- ④ リーダーアプローチ

2.7.2 産業集積&クラスターに関する形成と基盤強化に対する支援

2001 年 2 月の「UK Business Clusters: A First Assessment」以降、新政権におけるクラスター形成の政策は不透明である。

2010 年、クラスターの好事例に Cluster Mark を賞与する取組が実施された。Cluster Mark は、クラスター活動に参加しているイギリスの製造業の知名度を上げ、地域の長所を国際的に促進することを目的とする。第 1 回目は、Humber Seafood Processing、North West Biomedical、East of England Health and Life Sciences、North West Aerospace に Cluster Mark が賞与された。地域別の Cluster Mark は RDA が実施する。

政府は 2011 年度予算案で、起業と雇用創出を通じた地方の成長を促すため、イングランドの LEP 地域内に新たに 21 か所のエンタープライズ・ゾーン (Enterprise Zone) を設立する考えを示した¹²⁸。

エンタープライズ・ゾーンは、地理的な定義としては、政府と LEP の合意に基づき決められた 50~150 ヘクタールの土地で、地域活性化に向けた入札に LEP が参加し、政府が優遇措置を施すものである。LEP は立地を指定するだけでなく、どのセクターに注力すべきか、様々なインセンティブを決定する。

2015 年 5 月時点で、24 か所にエンタープライズ・ゾーンが設立されている¹²⁹。

2.7.3 まちづくり&地域おこしに対する支援

イギリスにおけるまちづくりおよび地域おこしに関する取組は、主に地方自治体 (Local Authority) の管轄である。中央政府の取組としては、LEP の設置が例とし

¹²⁸ https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/6274/1872724.pdf

¹²⁹ <http://enterprisezones.communities.gov.uk>

て挙げられる。また、地域事業成長イニシアティブ（Local Enterprise Growth Initiative: LEGI）、コミュニティ開発金融機関（Community Development Finance Institution: CDFI）が現在でも継続されている。

2.7.3.1 地域成長ファンド（Regional Growth Fund）

2.1.2.3 参照。

2.7.3.2 支援促進地域への地域援助（Regional Aid and UK Assisted Areas）

2007年2月13日に制定された支援促進地域（UK Assisted Area）に対し、国庫補助が地域援助（Regional Aid）として提供されている。これは、欧州法に従い、特定地域の経済を支援するため、国庫補助を地域援助として利用することが許可されている。2007年に選ばれた支援促進地域は、2013年12月31日まで地域援助を受けることが可能であった。イギリス政府は、2013年7月31日、地域補助に関する欧州委員会のガイドラインに沿う形で、支援地域マップ（Assisted Areas Map）の2014～2020年向け更新をめぐる協議を開始した。諮問書によると、支援促進地域は以下のとおりである。

- コーンウォールとシリー諸島（Cornwall & Isles of Scilly）
- 西ウェールズと谷（West Wales and the Valleys）
- ケイスネス・アンド・サザーランド（Ross & Cromarty）、ロス・アンド・クロマーティ（Ross & Cromarty）、ロッホアーバー（Lochaber）、スカイ島とロハルシュ（Skye & Lochalsh）、アラン島とカンブレイ島（Arran & Cumbrae）、アーガイル・アンド・ビュート（Argyll & Bute）
- アウター・ヘブリディーズ（Outer Hebrides；ゲール語：Eilean Siar）
- 北アイルランド¹³⁰

2.7.4 NPO 支援

イギリスでは、ソーシャル・エンタープライズ（Social Enterprise）が日本で言うNPOに該当する¹³¹。イギリス政府は、ソーシャル・エンタープライズに関する情報を収集する取組として報告書を作成している他、ソーシャル・エンタープライズイギリス（Social Enterprise UK）¹³²より支援が提供されている¹³³。

¹³⁰

https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/267159/bis-13-962-2014-to-2020-assisted-areas-map-consultation-stage-2-draft-assisted-areas-map-and-government-response-to-stage-1.pdf

¹³¹ 「海外における中小企業政策に関する調査研究」中小企業総合研究機構（平成18年度）参照。

¹³² <http://www.socialenterprise.org.uk/>

¹³³ 「海外における中小企業政策に関する調査研究」中小企業総合研究機構（平成18年度）参照。

2.7.4.1 社会的企業指標 (Social Enterprise Barometer)

BIS では、2008 年 12 月よりソーシャル・エンタープライズに関する報告書「Social Enterprise Barometer」を発行している。これは、500 の中小企業を対象とした、財源確保、成長と利益創出の達成度、ビジネスサポートの利用状況、および信用保証の利用状況に関する調査報告書である。

2.8 中小企業の国際化支援 (海外投資支援、貿易の振興、情報提供、その他)

2.8.1 海外投資支援

海外投資については、不安定な為替の変動が問題視されている中、British Airways などが、イギリス貿易投資総省 (UK Trade & Investment : UKTI) ¹³⁴を通して海外投資支援に力を入れている。UKTI は、イギリスに拠点をおく企業に海外でのビジネスに関するアドバイスや支援をしており、その下でパスポート・ツー・エクスポート (Passport to Export) (2.8.2.1.1 参照) や市場訪問支援 (Market Visit Support) のサービスを提供している。また、UKTI は海外企業によるイギリスへの投資をも促進している。

2.8.1.1 市場訪問支援 (Market Visit Support : MVS¹³⁵)

市場訪問支援 (Market Visit Support : MVS) は、UKTI のサービスの 1 つで、新たな海外市場をターゲットにした新興または既存の輸出企業に対し、サポートを提供している。このサービスは、企業の市場訪問を支援するものである。これらは、イングランド、スコットランド、北アイルランドで地域別に管理されており、その地域の国際トレードチーム (International Trade Team) がサービスを提供する。通常、同支援では、中小企業に対し、訪問の準備、旅費および滞在費を提供する。

2.8.2 貿易の振興

貿易に関する政策は、主にイギリス貿易投資総省 (UKTI) が担当する。中小企業の貿易を促進することを目的とした商用見本市アクセスプログラム (TAP: Tradeshow Access Programme) ¹³⁶およびパスポート・ツー・エクスポート (Passport to Export) ¹³⁷が現在も実施されている他、様々な取組が実施されている¹³⁸。その他、イギリス政府の Export Credits Guarantee Department (ECGD) ¹³⁹よ

¹³⁴ <https://www.gov.uk/government/organisations/uk-trade-investment>

¹³⁵ <https://www.gov.uk/guidance/market-visit-support>

¹³⁶ <https://www.gov.uk/guidance/tradeshow-access-programme>

¹³⁷ <https://www.gov.uk/guidance/passport-to-export-service>

¹³⁸ 「海外における中小企業政策に関する調査研究」中小企業総合研究機構 (平成 18 年度) 参照。

¹³⁹ UK Export Finance is the operating name of the Export Credits Guarantee Department (ECGD) <https://www.gov.uk/government/organisations/uk-export-finance/about>

り輸出信用保証（Export Credit Insurance）が提供されている。これらの取組を以下にまとめる。

2.8.2.1 国際取引可能性の発展（Developing Your International Trade Potential）

国際取引可能性の発展（Developing Your International Trade Potential）は、海外市場に参入、あるいは製品の輸出を考えている事業者を対象に、アドバイスや事業融資を提供する UKTI の取組である。この事業者のニーズに応じた研修機会、ワークショップや国際的な貿易事業を準備するための人脈作りなども提供している。同プログラムで提供されるサポートサービスは、以下のとおりである。

2.8.2.1.1 パスポート・ツー・エクスポート（Passport to Export¹⁴⁰）

パスポート・ツー・エクスポート（Passport to Export）は、企業の国際化に対する即応力を無償審査し、国際貿易に必要な能力を育てるための支援をする総合的なプログラムである¹⁴¹。同プログラムは、地域別に設置された国際トレードチーム（International Trade Team）より提供される。

2.8.2.1.2 国際トレードアドバイザー（International Trade Advisors¹⁴²）

UKTI では、国内 40 か所に国際貿易分野のエキスパートチーム（International Trade Team）を設置しており、専門家が各地域のビジネスニーズにあったサポートを提供している。

2.8.2.1.3 輸出コミュニケーションレビュー（Export Communications Review : ECR¹⁴³）

輸出コミュニケーションレビュー（Export Communications Review : ECR）は特定の海外市場や、輸出業を対象とした企業のコミュニケーション能力や社会観を評価し、アドバイスを提供する。ECR の目的は、現在もしくは将来進出する輸出市場における企業の競争力を高めることである。

ECR は、商工会議所（British Chambers of Commerce）より認定されたエキスポート・コミュニケーション・コンサルタントによって実施される。ECR は本来有料だが、従業員数が 250 人未満で、2 年以上の貿易経験がある企業に対しては、UKTI より費用が一部援助される。各レビューの費用は、500 ポンド+ VAT である。UKTI の援助の対象となる企業は、最初の 3 件の見直しについて 250

¹⁴⁰ <https://www.gov.uk/guidance/passport-to-export-service>

¹⁴¹ 「海外における中小企業政策に関する調査研究」中小企業総合研究機構（平成 18 年度）参照。

¹⁴²

http://www.greatbusiness.gov.uk/ukti/?utm_source=servicepage&utm_medium=GOVUK&utm_campaign=EIG

¹⁴³ <https://www.gov.uk/guidance/export-communications-review>

ポンドの助成を受けられる。

2.8.2.1.4 輸出に係るマーケティング調査スキーム (Export Marketing Research Scheme : EMRS¹⁴⁴)

輸出に係るマーケティング調査スキーム (Export Marketing Research Scheme : EMRS) は、輸出市場に関する調査の実施を支援する取組である。市場規模、規制、消費者需要と行動、販路、流行、競争者の活動や戦略等について、輸出市場に関する調査の実施を支援している。同取組の運営は、UKTI が資金を提供し、イギリス商工会議所が管理する。全ての輸出業者は、輸出マーケティング調査スキーム (Export Marketing Research Scheme) を利用する資格を有する。

2.8.2.1.5 海外市場紹介サービス (Overseas Market Introduction Service : OMIS¹⁴⁵)

海外市場紹介サービス (Overseas Market Introduction Service : OMIS) は世界各国の大使館、高等弁務団、および領事館に常駐する貿易チームを介し、企業が地域言語や市場知識、政治または商売における有識者の紹介をサポートするサービスである。

2.8.2.1.6 商用見本市アクセスプログラム (Tradeshaw Access Programme : TAP¹⁴⁶)

商用見本市アクセスプログラム (Tradeshaw Access Programme : TAP)では、海外進出もしくは輸出業への参入を考えている中小企業に対し、海外の展示会へ参加するための資金援助を提供している。

2.8.2.1.7 事業機会 (Business Opportunities¹⁴⁷)

事業機会 (Business Opportunities) は企業のビジネスチャンス獲得を支援する無償のサービスである。UKTI の広範な国際ネットワークを介し、毎月 400 以上のビジネスチャンスが 100 を超える市場のあらゆる職種において提供されている。

2.8.2.1.8 国別最新状況 (外務・英連邦省 (FCO) 政治経済アップデート¹⁴⁸)

外務・英連邦省 (FCO) 政治経済アップデートは、主要な発展国市場のビジネスに関連する政治経済の評価を、FCO 海外ネットワークが審査するものであ

¹⁴⁴ <https://www.gov.uk/guidance/export-marketing-research-scheme>

¹⁴⁵ <https://www.gov.uk/guidance/overseas-market-introduction-service>

¹⁴⁶ <https://www.gov.uk/guidance/tradeshaw-access-programme>

¹⁴⁷ <http://www.businessopportunities.ukti.gov.uk/home.html?guid=None>

¹⁴⁸ <https://www.gov.uk/government/collections/fco-political-and-economic-updates>

る。

2.8.2.1.9 ビジネス向け海外安全情報（海外ビジネスリスク¹⁴⁹）

海外ビジネスリスクは、UKTI と FCO が共同提供するサービスで、海外事業を行う企業に対しての政治、経済、およびビジネスに関するリスク情報を提供し、リスクの最小化を支援するものである。

2.8.2.1.10 援助支援事業（Aid Funded Business¹⁵⁰）

援助支援事業（Aid Funded Business）は、企業が発展途上国でネットワークを築き、信頼を集め、事業を獲得すると同時に、援助団体が事業を資金援助し、発展途上国が長期的な資産を獲得できるという、相互利益を目的としたサービスである。UKTI の援助支援事業チーム（Aid Funded Business team）は、企業が発展途上国における事業進出を支援するためのサポートを提供しているほか、イギリス企業を対象としたイベントを開催している。同取組は欧州委員会、世界銀行や国際連合等の多国間機関と協力して提供されており、国際連合への訪問、国境を越えた調達事業に関する課題についての講義等が主である。

2.8.2.1.11 財政的刺激に関するイニシアティブ（Fiscal Stimulus Initiative : FSI¹⁵¹）

財政的刺激に関するイニシアティブ（Fiscal Stimulus Initiative : FSI）は、各国に駐在するビジネス専門家による、それぞれの国が行っている財政政策を紹介し企業のビジネスチャンスを広げるサービスである。

2.8.2.2 輸出信用保証（Export Credit Insurance¹⁵²）

イギリス政府では、資本財の輸出に関する保険、銀行融資の保証、政治的リスクに対する輸出保証保険を取り扱う **Export Credits Guarantee Department (ECGD)** が設置されている。イギリス内で事業活動を行い、資本財やサービスを輸出、あるいは海外投資を実施する企業が対象である。保証付与は、信用リスク評価を前提とする。ECGD の設置は、**Export and Investment Guarantee Act 1991** によって制定されており、ECGD の活動は BIS の **Secretary of State** の管理下におかれる。

また、中小企業に特化した取組ではないが、中小企業は ECGD が提供する信用保証等に申請することが可能である。

¹⁴⁹ <https://www.gov.uk/government/collections/overseas-business-risk>

¹⁵⁰ <https://www.gov.uk/guidance/aid-funded-business>

¹⁵¹ <http://londonomics.co.uk/blog/publication/evaluation-fiscal-stimulus-initiative/>

¹⁵² <https://www.gov.uk/guidance/export-insurance-policy/>

2.8.3 情報提供

イギリス商業会議所（British Chamber of Commerce : BCC）が運営する輸出コミュニケーションレビュー（Export Communication Review—2.8.2.1.3 参照）は、海外でのビジネスを行う際に難関とされる文化や言語の壁をなくすための対策案を提供している。

その他、情報提供に関しては 2.3.1 参照。

2.9 中小企業に関する雇用・労働対策¹⁵³（雇用上の特例、その他）

雇用法は、Employment Act 2008 に準じる。2011 年 1 月、イギリス政府は、職場上の訴訟の解決を向上するための雇用法改正を検討していることを発表した。これは、訴訟に伴う労働裁判が費用・期間ともに多くかかってしまい、特に中小企業に余計な負担がかかってしまうことを懸念したものである。

2.10 中小企業の組織化およびネットワーク化への支援（商工会議所、協同組合、ネットワーク支援、その他）

2.10.1 商工会議所¹⁵⁴

イギリス商工会議所（British Chambers of Commerce : BCC）は企業のコミュニティを広めるためにさまざまな活動を行っている。1860 年に設立された BCC では、ビジネス・ポリシー・ユニット（Business Policy Unit）が設置されており、中小企業に関連した取組が実施されている。その主な取組の 1 つとしてインフラ・キャンペーン（Infrastructure Campaign）がある。これは重要なビジネス組織に投資するよう政党に働きかけることを重視することで、限られた資金をいかに効果的に活用するかを強調し、民間資産の役割を拡げる取組である。商工会議所が実施する輸出コミュニケーションレビュー（Export Communications Review）については 2.8.2.1.3 参照。

2.10.2 協同組合¹⁵⁵

中小企業連盟（Federation of Small Businesses : FSB）は、1974 年に設立され 21 万人の会員に対し、商業契約、消費者問題、不動産賃貸関連の法律問題に関する支援を 24 時間体制で支援している¹⁵⁶。

¹⁵³ <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2008/24/contents>

¹⁵⁴ <http://www.britishchambers.org.uk/>

¹⁵⁵ <http://www.fsb.org.uk/default.aspx>

¹⁵⁶ 「海外における中小企業政策に関する調査研究」中小企業総合研究機構（平成 18 年度）参照。

2.11 小規模事業者対策

当該項目に関する情報は得られなかった。

2.12 マイノリティ・女性に関する支援

イギリスの人口のうち 51%が女性であり、そのうちの 47%が就業者であるにもかかわらず、企業における女性の立場は過小評価されており、今後、その経済的能力に期待がされている。イギリスでは、100 万人程度が自営業を営んでおり、これは 2000 年に比べ、17%の増加を示す。しかし、現在でも男性起業家と女性起業家の差異は大きく、女性に比べ、男性による起業は 2 倍である。

また、イギリスにおけるマイノリティグループのうち、個人事業主は約 7%で、その他の人種と殆ど同じである（白人は 8%）。特に、黒人人口における個人事業主は 4.5%で、最も低い数値である。

このような背景から、現連立政権は以下の分野での政策形成を宣告している。

- ① 願望と能力への挑戦
 - 高校や大学等の教育制度にビジネス・マネジメント・スキルや、起業精神の向上を盛り込む。
- ② 個人およびコミュニティにおけるビジネスチャンスの改善
 - 無職の国民に対し、Work for Yourself を通じて支援を提供する。
 - 社会的弱者に小規模の融資プログラムや、メンターによる支援の提供。
- ③ 資金調達およびキャッシュフローに関する支援
 - 資金調達に必要なスキル、ツール、およびネットワークに関する支援
 - 市場の失敗を早い段階で発見し、解決法を提供
- ④ ビジネスサポートの近代化
 - 21 世紀に相応しいサポート、アドバイス、および情報の提供を保証する
- ⑤ 負担の軽減
 - 規制を緩和し、税制の安定や、長期的な確実性を担保することによって、企業の創業および成長をより容易にする

これらの政策は、マイノリティおよび女性の両方に適用される。

2.13 セーフティネット

2.13.1 倒産防止

ポータルサイトの Gov.UK では、個人負債、破産、企業の清算、調査、執行¹⁵⁷ および関連手続きに関する包括的なガイダンスを提供している。

2.14 中小企業の特徴と課題（資金調達、人材育成、その他）

グローバル起業家精神開発研究所（Global Entrepreneurship and Development Institute）によるランキングで、イギリスは欧州トップ、世界では4位と評価された¹⁵⁸。

キャメロン首相の産業顧問であるヤング卿は、2015年2月に公表した報告書¹⁵⁹を通じ、このところの政府の政策がイギリスの中小企業とビジネス環境に好影響をもたらしていると述べた。中でも、小規模企業の数が過去最高（約520万社、2010年から76万社増加）となり、就業者数が過去最高の3,080万人に達し、中小企業が民間セクターの雇用の48%を占め、中小企業による資金その他のリソースへのアクセスが向上した点に言及している。

一方で、報告書では将来の課題や改善可能な点もいくつか指摘している。

- 貸付金の集金や債務不履行者の追跡に関する官僚的手続きの度合い、返済遅延への対応策
- 中小企業向けの資金調達の選択肢や融資プロバイダの数を増やし、ノンバンク融資の認知度を高める
- マイクロ・小規模企業の輸出可能性を高める
- 「Contracts Finder」の機能を拡大し、小規模企業の受注機会を増やす

2.15 国と地域間の中小企業施策立案および中小企業支援に関する連携

中央政府の政策に加え、地域や地方自治体は中小企業を支援する独自の政策とスキームを有し、一部の地域はより独立性が高い。以下、独立性の異なる2つの例を紹介する。

地域の例：スコットランド

スコットランドは、2001年スコットランド法（Scotland Act 2001）により、一部の事項に関する権限が自らの議会に移譲された。スコットランドは、以下のような企業の成長を支援する独自のプログラムやメカニズムをいくつか導入している。

¹⁵⁷ <https://www.gov.uk/government/collections/insolvency-service-guidance-publications>

¹⁵⁸ <http://thegedi.org/>

¹⁵⁹

https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/402897/Lord_Young_s_enterprise_report-web_version_final.pdf

- イギリスの「Contract Finder」に相当する公共調達専用ウェブサイト「Public Contracts Scotland」¹⁶⁰（ウェールズと北アイルランドも独自のサイトを持つ）
- 統一事業税は、イギリスの他の地域より高くないように設定されている。
- スコットランド自治政府の経済地域開発機関の1つである スコットランド開発公社（既に廃止されたイングランドの地域開発公社に相当）の金融部門スコットランド投資銀行（Scottish Investment Bank）¹⁶¹は、スコットランド企業に助成や融資を提供している。その1つがスコットランド融資ファンド（Scottish Loan Fund）¹⁶²で、事業拡大に向け資本調達が必要なスコットランドの中小企業に25万ポンド～500万ポンドの融資を行っている。
- スコットランド国際開発庁（Scottish Development International : SDI）はスコットランド企業の輸出活動を支援する機関で、2012/13年度はワークショップや貿易使節団の手配、市場内支援を通じて2,000社余りを手助けした。
- 4つのエンタープライズ・エリア（Enterprise Area）¹⁶³が設立された（スコットランド独自の企業誘致地域で、イギリス政府によるエンタープライズ・ゾーンに類似する）。
- スコットランド自治政府が資金を提供するビジネスポータルサイトのビジネス・ゲートウェイ（Business Gateway）¹⁶⁴
- スコットランドには地域企業パートナーシップ（LEP）が存在しない点に注意する。

地域の例：イングランドの地域（LEPを持つ例）¹⁶⁵

- 自治体は、地元のLEP向けに連絡窓口を提供する現地のBISのチームと密に連携する。地域戦略と成長への行動計画の策定には、全パートナーが関与する。
- 自治体は独自の中小企業支援スキームを有する。例えば、バーミンガム市は「ファイナンス・バーミンガム」¹⁶⁶を通じ、リセッション時に苦戦している企業に追加的な資金源を提供している。コーンウォール州は現在、中小企業への支払方針の改善に向け、調達政策の見直しに取り組んでいる。

¹⁶⁰ http://www.publiccontractsscotland.gov.uk/search/search_mainpage.aspx

¹⁶¹ <http://www.scottish-enterprise.com/about-us/what-we-do/investment/sib>

¹⁶² <http://www.mavencp.com/finance-for-smes/scottish-loan-fund>

¹⁶³ <http://www.gov.scot/Topics/Economy/EconomicStrategy/Enterprise-Areas>

¹⁶⁴ <http://www.bgateway.com/>

¹⁶⁵

<https://ec.europa.eu/growth/tools-databases/regional-innovation-monitor/organisation/uk-department-business-innovation-and-skills-regional-office-west-midlands> and

<http://www.local.gov.uk/documents/10180/11527/Supporting+small+and+medium+enterprises+The+role+of+councils/0b037256-a768-4ed3-a929-4f2b1446def5>

¹⁶⁶ <https://www.financebirmingham.com/about/>

2.16 国の政策情報の提供・手続きの簡素化

中小企業にとって主な情報源であったビジネス・リンクは 2012 年に閉鎖され、全省庁の情報を網羅したポータルサイトの Gov.UK に置き換えられた。これは、中小企業が政府の政策に関する情報を含むビジネス関連情報を得やすくするのが目的である。

3. 重点的に調査した事業

3.1 Transformational ICT

3.1.1 背景

3.1.1.1 The Digital Britain report

Transformational ICT Pilot プログラムは 2009 年にイギリス政府のビジネス・イノベーション・職業技能省 (Department for Business Innovation and Skills : BIS) が出版した Digital Britain report に発表された¹⁶⁷。

報告書は、国の経済の 90% を支持する中小企業に対する政府のサポートの必要性を強調しており、今後 ICT をビジネスプロセスに取り入れていくことが記載してある。その他にも、ICT 導入により将来的な経済成長や仕事の効率化、競争率の向上等についても言及している。

3.1.1.2 Transformation ICT プログラム

2009 年に、Transformational ICT プログラムは BIS より 2,300 万ユーロの資金補助を可能とした。また、2009 年から 2012 年の 3 年間にわたり地域開発公社 (Regional Development Agency: RDA) からの援助をもらい、中小企業のためのビジネスサポートや ICT の導入等に力を入れてきた。当プログラムは欧州地域開発基金 (European Regional Development Fund: ERDF) の EU 資金により共同で融資を受けていた。

当プログラムのフォーカスは、中小企業に高速回線や ICT 等の利点について学ばせることである。Transformational ICT プログラムは下記の方針を中心に活動している。

- ICT を有効利用するビジネスオーナーのためのセミナー
- セミナーに参加した各企業に対して ICT における課題の分析
- 従業員に対する ICT 関係のスキル向上を目的とした教育のアシスタント (例えば、“Train to Gain” プログラム)
- 専門的なサポートの資金調達と ICT 関係の需要
- ビジネスサービスと機材調達者における賢明な機材の購入判断のガイダンス
- 金融機関等の第 3 パーティとのコラボレーション¹⁶⁸

¹⁶⁷ Digital Britain report 2009

<http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/+http://www.culture.gov.uk/images/publications/digitalbritain-finalreport-jun09.pdf>

¹⁶⁸

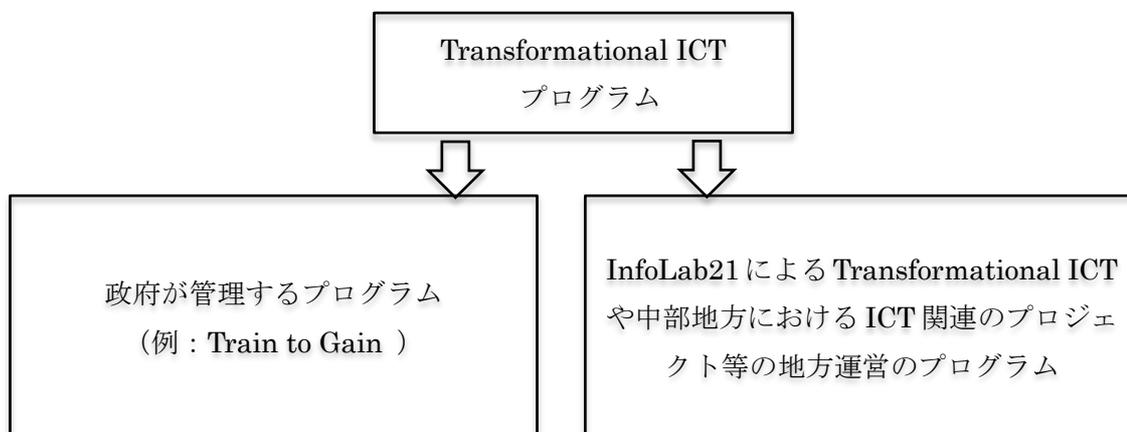
<http://download.broadband.gov/plan/national-broadband-plan-chapter-13-economic-opportunity.pdf>

3.1.1.3 現状

Transformational ICT プログラムはビジネスにおける政策的解決のポートフォリオ (Governmental Solutions for Business portfolio) ¹⁶⁹に含まれており、その内容やスキーム等は2009年から Business Link のウェブサイトより参照可能となった。Business Link は廃止になり、2012年からは Gov.UK¹⁷⁰のウェブサイトおよび新しい中小企業をサポートするポートフォリオが作成された。

Transformational ICT 内の一部のプログラム (例: Train to Go) は一時期停止している。InfoLab21 へのインタビューによると、残った現在稼働中のプログラムの大半は欧州地域開発基金による地方プログラムにおけるそれぞれの資金提供があった¹⁷¹。引き続き2016年も ERDF から資金の援助が受けられる見込みである¹⁷²。

図表 8 Transformation ICT



出所: InfoLab21とのインタビューより

3.1.2 Transformational ICT プログラムの概要

ビジネスのターゲットや可能なサポートの種類は Transformational ICT プログラム下における個々のプログラムによって大きく違う。個々のプログラムは政府が管理する機関によって運営管理されている。そのような政府管理機関の中には、Skills Funding Agency の行政機関 (Train to Gain プログラムの責任者) や商工会議所、地方公共団体、その他の団体 (地方プログラムに携わる大学等) が含まれている。

¹⁶⁹

<http://www.articles.scopus.co.uk/Single%20Government%20solution%20for%20business%20to%20help%20companies%20succeed.htm>

¹⁷⁰ <https://www.gov.uk>

¹⁷¹ Transformational ITC のスキームを運営するとある組織。 <http://www.infolab21.lancs.ac.uk/>

¹⁷² プログラムの責任者である InfoLab21 の代表者への電話インタビューより。

個々のプログラムの例を以下に示す。

3.1.2.1 InfoLab21 による Transformational ICT

InfoLab21¹⁷³により管理されており、ランスター大学との共同で情報コミュニケーション技術の研究やネットワーキングのイベントによる地方ビジネスのサポート、ワークショップ、ICT プログラムの融資等が行われた。

InfoLab21 は National Government pilot の一部として提供されている。その内容は、

- ICT を導入したビジネスにおける失敗や課題を克服するため様々な方面から実験すること
- ユーザーに ICT 技術のリスクと費用に関する理解を深めること
- ユーザーに Transformational ICT に関する相談相手を見極める洞察力をつけさせること
- ユーザーに ICT に関するコンサルサービスを供給すること

その他にも、下記のようなことも実験する。

- 生産性と競争率の増加
- 新しいビジネスモデルの創出と適応のサポート
- ビジネス内での資材の効率や自立性の向上
- ビジネスにおける新しいマーケットの開発や開拓の推進¹⁷⁴

このスキームはカンブリア、ランカシャー、チェシャー、ウォリントン、グレート・マンチェスター、マージーサイド等北西地域を中心とする企業により作られた。ターゲットとなる中小企業は 5 人～250 人の従業員を雇っている企業である。小売業以外の大半の業界セクターはサポートを受けることが可能であったが、今後成長が見込まれるバイオケミカル、食品と飲料、エネルギーとエネルギー技術、先進工学、金融とプロフェッショナルサービス、デジタルとクリエイティブ企業等が重要視されている。このスキームは ERDF プログラムから補助金による援助を 3 年間分（2010～2012 年）および 18 か月の延長期間を確保されている。

InfoLab21 の役割は ICT の専門家による客観的なアドバイスと解決策を提供することである。興味を示した企業が申し込むと、InfoLab21 の技術職員とのミーティングが実施され、ICT の課題と企業成長における必要条件、各企業の ICT の需要にあったアクションプランを組み立てることになる。プランを遂行していくう

¹⁷³ <http://www.infolab21.lancs.ac.uk/>

¹⁷⁴ http://www.infolab21.lancs.ac.uk/business/isis/transformational_ict.php

えでは各企業にマネージャーがつけられ、プロジェクト終盤では最終手当として企業側の満足度のチェックや ICT に対する今後のガイダンスを行う。

InfoLab21 により企業側に提供された ICT のアドバイスは以下のカテゴリーに属する。

- プロトタイプの開発
- モバイルとワイアレス技術
- ソフトウェアの開発
- IT 戦略、音声やインフラの開発
- 新しい技術に関する研究
- 電子商取引
- ウェブアプリケーション

3.1.2.2 中部地域の商工会議所による Transformational ICT

中部地方における Transformational ICT プロジェクトは中部地域の商工会議所とリンカンシャーの商工会議所と共同で運営管理されている。現在までは、2010年～2012年と2013年～2015年の2回にわたりプロジェクトが行われてきた。

当プログラムは ICT を戦略的に利用すると期待されている中小企業に重点を置き、ICT の導入により他のビジネスプロセスの効率化を体験できることを趣旨としている。

個人企業者、パートナーシップ、株式会社等、様々な企業が適応されるが、応募するには従業員数が 250 人未満の企業であるという条件がある。また、各企業は応募段階で最低で 1 年以上は運営されていなければならない。下記のビジネスセクターはプログラムにおいて対象外である。

- 銀行と保険会社
- 小売業
- 私立教育機関
- 漁業と農業
- 鉱業
- 造船業¹⁷⁵

以下の中部地域（別名、PA2 Local Authority）に位置している企業はプログラム対象内である。

- ダービーシャー州

¹⁷⁵ <http://www.ebusinessclub.biz/Funding-Grants>

- ダービーシャー市、ボルズオーバー、チェスターフィールド
- ノッティンガムシュア
- ノッティンガム市、アッシュフィールド、バゼットロー、マンズフィールド
- レスターシャー州
- レスターシャー市、オードバイ&ウィグズトン
- リンカンシャー
- リンカン市、ボストン、東リンドシー
- ノーサンプトンシャー州
- コービー¹⁷⁶

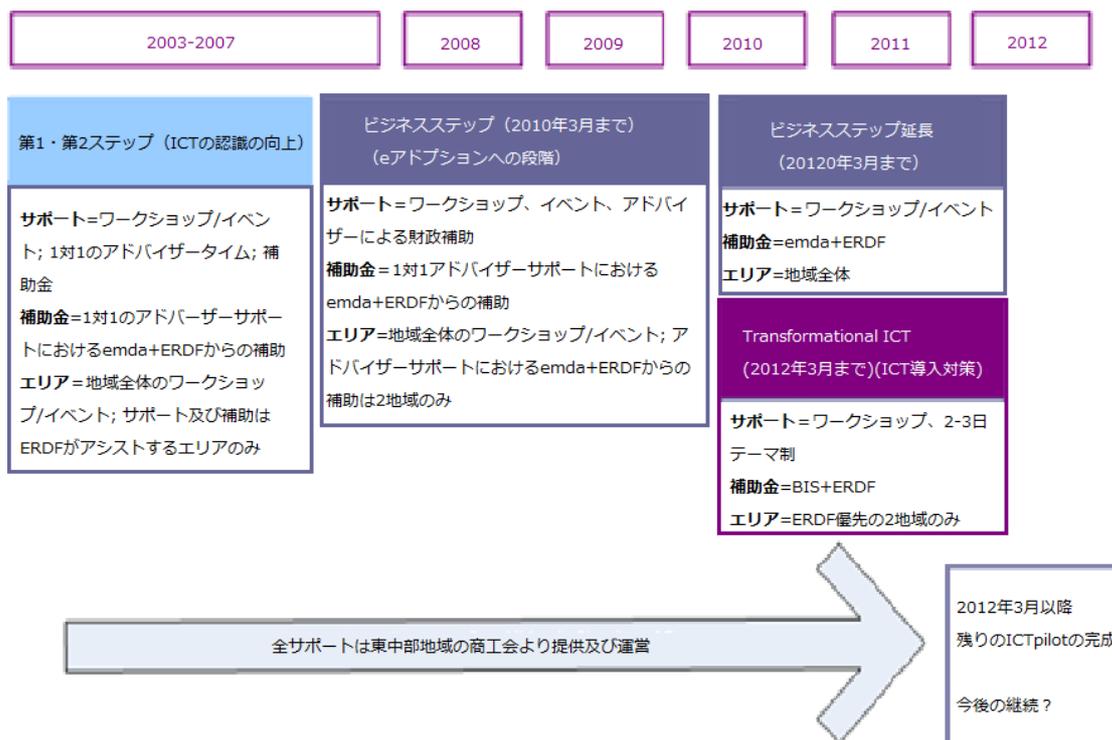
他の Transformational ICT プログラムのように、当プログラムも徹底的に中小企業がそれぞれのビジネスにおいて先端技術を取り込めるようアシストすることを目的としている。例えば、ICT 関連のアドバイスの提供、パフォーマンス向上のための旧 ICT インフラ取り換え作業を行っている¹⁷⁷。

第1回と第2回の Transformational ICT は中部地域の e-ビジネスにおける中小企業の新たな一歩になった。

¹⁷⁶ <http://www.ebusinessclub.biz/Transformational-ICT-Phase-2>

¹⁷⁷ <http://www.air-it.co.uk/2014/03/new-ict-funding-available-east-midlands-businesses/>

図表 9 2003年-2012年 中部地域における e-ビジネスサポートの概要



出所: <http://www.emc-dnl.co.uk/news/7064/invitation-to-tender-transformational-ict-phase-2-evaluation>

当プログラムは知識および財政支援を目的としたサポート体制を整えている。

- イベント：ウェブ開発、オンラインマーケティング、仕事効率化を支援する先端技術の認識を上げるための2時間イベント
- 戦略的アクションプランニングのワークショップ：従来のビジネス方法にe-ビジネスの戦略を導入する中小企業のための1日ワークショップ
- e-ビジネスの会議およびエキスポ：年間の会議とICTについてのエキスポ
- 補助金：ビジネスにおけるICT導入費用を50%負担する（補助金は2,000ユーロから10,000ユーロ）¹⁷⁸

3.1.3 統計データ

Transformational ICTプログラム全体に関する統計データはなかったが、個人のスキームにおける関連した統計データは下記のとおりである。

¹⁷⁸ <http://www.emc-dnl.co.uk/news/7064/invitation-to-tender-transformational-ict-phase-2-evaluation> and <http://www.ebusinessclub.biz/Funding-Grants>

図表 10 第2回 中部地域 Transformational ICT の統計

雇用創出数	150 +
経済的利点	5,400万ユーロ (2014年から2015年の2年間のみ)
経済的な価値	プログラムに投資された1ユーロに対して、追加で19ユーロ分が創出された。
便益を享受した個人や企業	✓ 1,337の企業を代表する1,660の個人企業者は最低でも6時間分のサポートを受けた。 ✓ 722,918ユーロは106のビジネスに投資された。
ワークショップおよびイベント数	467

出所: <http://eastmidlandsbusinessnews.co.uk/ebusiness-club-delivers-54m-economic-boost-to-east-midlands/>

3.2 小売付加価値税スキーム (VAT Retail Scheme)

3.2.1 背景

小売付加価値税スキーム (VAT Retail Scheme) は、Finance Act 1972¹⁷⁹による VAT (付加価値税) 導入に伴い、1973 年に導入された。

3.2.1.1 VAT (付加価値税)

VAT (付加価値税) は、VAT 登録事業者を通し、歳入税関庁 (HMRC) によって徴収される税のことである。82,000 ポンド以上の取引高の事業者は、歳入税関庁に登録しなければならない。

VAT は、課税対象となる供給品とみなされた商品やサービスに課税される。以下に課税対象となる供給品の例を示す。

- 商取引による販売 (販売された商品やサービス)
- 商品の賃貸借
- 企業資産の売却
- 手数料
- 従業員への物品の販売 (例: 従業員用の食堂の食事)
- 個人利用を目的とした会社の商品
- 販売に含まれない物々交換、下取り、贈答品¹⁸⁰

輸入・輸出、慈善事業については別途規定されている。

VAT 登録事業者は、商品やサービスに課した VAT と、事業者が事業に関わる商品やサービスに対して支払った VAT を申告しなければならない。事業者を支払われた VAT および事業者が支払った VAT の額は、3 か月ごとに付加価値税申告書に

¹⁷⁹ <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1972/41/introduction/enacted>

¹⁸⁰ <https://www.gov.uk/vat-businesses>

よって報告される。事業者が、支払った額よりも支払われた額のほうが大きい場合は、その差額を HMRC に支払わなければならない。事業者が支払われるよりも支払った額の方が大きい場合には、その差額を HMRC に還付請求することができる。VAT には、標準税率の 20%、軽減税率の 5%、0 税率の 0% と 3 つの比率が設定されている。個々の商品やサービスの税率はウェブサイト¹⁸¹に掲載されている。

図表 11 VAT 税率

標準 VAT 税率
20%

商品・サービスの VAT 税率

名称	VAT (%)	対象となるもの
標準税率	20%	一般的な商品やサービス
軽減税率	5%	一部の商品やサービス（例：チャイルドシート、住宅で使用されるエネルギー）
0 税率	0%	0 税率と指定された商品やサービス（例：食料品、子供服）

出所：<https://www.gov.uk/vat-rates>

3.2.1.2 小売付加価値税スキームの導入の理由と法的根拠

小売付加価値税スキーム (VAT Retail Scheme) は、一般市民と直接やりとりをし、VAT 税率の異なる商品を提供する小売業者の帳簿付けを簡易化するために開発された。こういった業者にとっては、全販売を記録し、VAT を通常のやり方で計算するのは、常に可能とは限らない¹⁸²。この Retail Scheme では、小売業者が各々の販売に対してではなく、一括で申告額を計算することができる。

このスキームの主要な法的根拠は、Finance Acts 1972 とその後の補正を一元化した Value Added Tax Act 1994 (Schedule 11, 2(6))¹⁸³である。この法律により、HMRC は法的拘束力のある通知を発行し、詳細をこのスキームに規定することができる。

EU レベルでは、Retail Scheme は、Council Directive 2006/112 (the Principal VAT Directive)¹⁸⁴の Article 395 で認められており、EU のメンバー国においては、

¹⁸¹ <https://www.gov.uk/guidance/rates-of-vat-on-different-goods-and-services>

¹⁸² <https://www.thecaterer.com/articles/37526/the-abc-of-vat>

¹⁸³ <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1994/23/schedule/11>

¹⁸⁴ <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=celex%3A32006L0112>

VAT を課す際、僅かな範囲である場合を除き、最終消費段階における消費税額に影響を与えないという条件で、手順を簡素化するための特別措置を導入することを認めている。

3.2.2 小売付加価値税スキームの概要

Retail Schemes は、イギリスの徴税を担う HMRC が責任主体である。

標準の Retail Schemes は、VAT を除く取引高が 1 億 3,000 万ポンド以下の小売事業者を対象としており、さらに規模の大きい企業には、別のスキームが用意されている。VAT の仕組みを説明した政府のウェブサイト GOV.UK には、小売付加価値税スキームが特に中小企業を対象にしているとは記載されていない。しかし、中小企業も政府の対象に含まれている。Companies Act 2006 は、小企業を 650 万ポンド以下の取引高の企業¹⁸⁵、中企業を 2,590 万ポンド以下の取引高の企業¹⁸⁶と定義している。したがって、中小の小売業者は、小売付加価値税スキームに含まれている。中には、中小企業のみを対象にしたものもある (Apportionment Scheme 1 および Direct Calculation Scheme 1 の下部を参照)。

小売付加価値税スキームの恩恵を受ける事業者は、小売業に携わっていることが必須である (仕出し業者、薬局、花卉販売については別規定あり)。

すべてのスキームは、申告時に VAT の計算を一括で行うことを可能にするもので、事業者の経理を簡素化するように設計されている。通常の方法での VAT を計算することが難しいという小売業者がこのスキームを利用することができる (通常の方法とは、販売毎に tax exclusive value と VAT を特定し、これらの額を元に一定期間の合計額を計算する方法である¹⁸⁷)。

標準の小売付加価値税スキームには次の 3 種がある。

- POS Scheme – VAT を販売時に記録
- Apportionment Scheme – 再販売のために購入された商品のためのもの (Apportionment Scheme には、Apportionment Scheme 1、2 と呼ばれる 2 つのサブタイプがある)
- Direct Calculation Scheme – 1 つの VAT 税率の販売が少額であり、もう 1 つの税率が課される商品が多くを占める場合を指す。 (Direct Calculation Scheme には、Direct Calculation Scheme 1、2 と呼ばれる 2 つのサブタイプがある)

¹⁸⁵ <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2006/46/section/382>

¹⁸⁶ <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2006/46/section/465>

¹⁸⁷

<https://www.gov.uk/government/publications/vat-notice-7274-retail-schemes-how-to-work-the-apportionment-scheme/vat-notice-7274-retail-schemes-how-to-work-the-apportionment-scheme#general-rules>

3.2.2.1 POS scheme と VAT 計算方法

このタイプのスキームは、POS を使用した時点で VAT 税率を特定することが可能な小売業者によって使われている。(例：レジを使用する事業者)

VAT 額を計算する際、VAT 申告に必要な一定期間のすべての販売を、VAT 税率に従って合計する。20%の税率の商品の合計額は 6 で除算し、5%の税率の商品は 21 で除算する。

例えば、ある事業者が税率 20%の商品を 24,000 ポンド売上げ、税率 5%の商品を 105 ポンド売り上げた場合は、VAT 額は 4,005 ポンドである。

$$£24,000 / 6 = £4,000 + £105 / 21 = £5 = £4,005^{188}$$

3.2.2.2 Apportionment Scheme 1 および VAT 計算方法

このスキームは、再販売のために商品を購入する小売事業者で、VAT を除く年間取引高が 100 万ポンドを超えない事業者のためのものである。事業者の多くがこのスキームの対象外である。

- サービスを提供する事業者
- 事業者によって生産され、育成された商品
- ケータリングサービス

税率の計算は、まず一定の課税期間に再販売のために購入された商品の合計額を計算する。VAT 税率ごとの購入額を、全ての VAT が課される商品の合計購入額で除算する。計算した値を全ての商品の販売額で乗算し、20%の税率の商品は 6 で除算、5%の税率の商品は 21 で除算する。

一定の課税期間に事業者が下記の VAT 税率の商品 27,000 ポンド相当を購入した場合を例示する。

- 20%の税率の商品を 16,000 ポンド
- 5%の税率の商品を 1,000 ポンド
- 0%の税率の商品を 10,000 ポンド

事業者の販売額合計は 34,000 ポンドであった。VAT は下記のように計算される。

$$(£16,000 / £27,000) \times £34,000 / 6 + (£1,000 / £27,000) \times £34,000 / 21 =$$

$$£3,417.98^{189}$$

¹⁸⁸ ウェブサイトより例を導入: <https://www.gov.uk/vat-retail-schemes/point-of-sale-scheme>

¹⁸⁹ <https://www.gov.uk/vat-retail-schemes/apportionment-scheme>

3.2.2.3 Apportionment Scheme 2 および VAT 計算方法

Apportionment Scheme 2 は、VAT を除く小売の取引高が 100 万ポンドから 1 億 3,000 万ポンドの事業者が使用可能である。

HMRC は、参考として実際の数値を元にした具体的な計算例を提供していない。VAT 額を計算する際、小売事業者は、標準税率と軽減税率の在庫商品について予想販売価格 (ESPs) を計算する。その後、小売販売のために受領した全ての商品の ESP に対するそれらの割合を計算し、取引高に対する割合を適用する¹⁹⁰。

3.2.2.4 Direct Calculation Scheme 1 および VAT 計算方法

このスキームは、1つの VAT 税率での販売が小額で、もう 1つの VAT 税率の販売が多額を占める小売業者で、VAT を除く取引高が 100 万ポンドを超えない事業者のためのものである。

VAT 計算の際、事業者は、少数の商品、又は多数を占める商品のいずれか簡単な方で予想販売価格(ESP) を計算し、対象期間の合計額を出す。

商品が標準税率の 20%である場合、ESP の合計額を 6 で除算する。0 税率の商品の場合は、ESP の合計額が販売額合計から減算し、6 で除算する。

軽減税率 (5%) の商品の場合、ESP は 20%の VAT を計算する前に、販売額から 5%の商品を除く。軽減税率の商品の VAT 額は、これらの ESP を 21 で除算して計算する。VAT の合計額を出すため、この数値に、20%の VAT を加算する。

合計販売額 25,000 ポンド

0 税率の商品の ESP を減算 = 2,500 ポンド

軽減税率 (5%の商品) の ESP を減算 = 105 ポンド

VAT 税率が 20%の商品の販売 = 22,395 ポンド

20%の商品の VAT 額 (6 で除算) = 3,732.50 ポンド

5%の商品の VAT 額 (21 で除算) = 5 ポンド

VAT 合計 3,732.50 ポンド + 5 ポンド = 3,737.50 ポンド¹⁹¹

3.2.2.5 Direct Calculation Scheme 2 および VAT 計算方法

Scheme 2 は、Scheme 1 と同じ方法で運用されるが、VAT を除く小売の取引高が 100 万ポンドから 1 億 3,000 万ポンドの事業者に適している。また、このスキ

190

<https://www.gov.uk/government/publications/vat-notice-7274-retail-schemes-how-to-work-the-apportionment-scheme/vat-notice-7274-retail-schemes-how-to-work-the-apportionment-scheme#basic-principles-of-apportionment-schemes-1-and-2> and

<https://www.gov.uk/vat-retail-schemes/apportionment-scheme>

¹⁹¹ <https://www.gov.uk/vat-retail-schemes/direct-calculation-scheme>

ームは、その年の VAT の支払不足や超過支払を調整するため、ストック調整を必要とする¹⁹²。

3.2.3 統計データ

VAT 登録に関連した統計データは、以下の歳入税関庁 (HMRC) から特定した。小売付加価値税スキームに関するデータは存在しない¹⁹³。

¹⁹²

<https://www.gov.uk/government/publications/vat-notice-7275-retail-schemes-how-to-work-the-direct-calculations-schemes/vat-notice-7275-retail-schemes-how-to-work-the-direct-calculations-schemes#mechanics-of-the-direct-calculation-schemes-1-and-2>

¹⁹³ VAT の責任者である HRMC チームへの電話インタビュー (2016 年 1 月 14 日実施)

図表 12 VAT 登録の上限 (登録および登録抹消)

VAT登録の上限 (登録及び登録抹消)			
登録		登録抹消	
導入日	年間課税対象売上高 (ポンド)	導入日	年間課税対象売上高 (ポンド)
01.04.1973	5,000		4,000
27.07.1974	5,000		4,000
18.11.1974	5,000		4,000
12.04.1976	5,000		4,000
01.10.1977	7,500		6,000
12.04.1978	10,000	01.07.1978	8,500
27.03.1980	13,500 ¹	01.06.1980	12,500 ²
11.03.1981	15,000	01.06.1981	14,000
10.03.1982	17,000	01.06.1982	16,000
16.03.1983	18,000	01.06.1983	17,000
14.03.1984	18,700	01.06.1984	17,700
20.03.1985	19,500	01.06.1985	18,500
19.03.1986	20,500	01.06.1986	19,500
18.03.1987	21,300	01.06.1987	20,300
16.03.1988	22,100	01.06.1988	21,100
15.03.1989	23,600	01.06.1989	22,600
21.03.1990	25,400 ³	01.06.1990	24,400
20.03.1991	35,000	01.05.1991	33,600
11.03.1992	36,600	01.05.1992	35,100
17.03.1993	37,600	01.05.1993	36,000
01.12.1993	45,000	01.12.1993	43,000
30.11.1994	46,000	30.11.1994	44,000
29.11.1995	47,000	29.11.1995	45,000
27.11.1996	48,000	27.11.1996	46,000
01.12.1997	49,000	01.12.1997	47,000
01.04.1998	50,000	01.04.1998	48,000
01.04.1999	51,000	01.04.1999	49,000
01.04.2000	52,000	01.04.2000	50,000
01.04.2001	54,000	01.04.2001	52,000
25.04.2002	55,000	25.04.2002	53,000
10.04.2003	56,000	10.04.2003	54,000
01.04.2004	58,000	01.04.2004	56,000
01.04.2005	60,000	01.04.2005	58,000
01.04.2006	61,000	01.04.2006	59,000
01.04.2007	64,000	01.04.2007	62,000
01.04.2008	67,000	01.04.2008	65,000
01.05.2009	68,000	01.05.2009	66,000
01.04.2010	70,000	01.04.2010	68,000
01.04.2011	73,000	01.04.2011	71,000
01.04.2012	77,000	01.04.2012	75,000
01.04.2013	79,000	01.04.2013	77,000
01.04.2014	81,000	01.04.2014	79,000
01.04.2015	82,000	01.04.2015	80,000

出所 : HMRC Vat Bulletin November 2015¹⁹⁴¹⁹⁴ <https://www.uktradeinfo.com/Statistics/Pages/TaxAndDutyBulletins.aspx>

図表 13 歳入税関庁 付加価値税 (VAT) 公報 (2015 年 11 月)

5 過去の受領額と登録事業者数 季節調整せず

Financial Year	領収				100万ユーロ	登録業者		
	Home VAT				VAT合計	新規登録	登録抹消	登録数
	支払	再支払	純益	輸入VAT				
1972/73	-	-	-	-	-	-	-	981,200
1973/74	-	-	-	-	1,470	-	-	1,196,700
1974/75	-	-	-	-	2,509	-	-	1,223,800
1975/76	-	-	-	-	3,457	163,100	136,100	1,250,800
1976/77	-	-	-	-	3,771	157,600	137,100	1,271,300
1977/78	-	-	-	-	4,272	160,000	157,100	1,274,200
1978/79	-	-	-	-	4,903	223,100	211,000	1,292,300
1979/80	-	-	-	-	7,979	100,300	66,000	1,327,200
1980/81	-	-	-	-	11,102	150,300	140,100	1,338,000
1981/82	-	-	-	-	11,882	160,600	119,100	1,379,500
1982/83	-	-	-	-	13,776	163,100	150,300	1,398,300
1983/84	-	-	-	-	15,283	184,200	149,400	1,433,100
1984/85	-	-	-	-	18,558	184,200	158,400	1,458,900
1985/86	-	-	-	-	19,363	183,800	165,300	1,477,400
1986/87	-	-	-	-	21,332	197,500	169,400	1,505,500
1987/88	-	-	-	-	24,238	216,500	168,000	1,554,000
1988/89	-	-	-	-	27,217	243,666	173,800	1,623,866
1989/90	-	-	13,440	16,098	29,538	266,094	173,854	1,710,106
1990/91	-	-	14,441	16,481	30,922	217,862	162,891	1,745,097
1991/92	-	-	16,511	18,725	35,236	194,070	261,338	1,677,829
1992/93	31,264	-17,065	18,854	18,335	37,189	187,384	233,200	1,632,013
1993/94	53,077	-25,011	28,066	11,146	39,212	186,333	225,176	1,593,770
1994/95	56,311	-26,336	29,975	11,747	41,722	176,361	190,262	1,573,869
1995/96	60,245	-29,324	30,921	12,133	43,054	171,175	177,424	1,573,620
1996/97	65,375	-31,513	33,862	12,782	46,644	179,632	157,981	1,595,271
1997/98	70,764	-33,444	37,320	13,265	50,585	199,415	161,777	1,632,909
1998/99	74,573	-35,656	38,917	13,387	52,304	198,590	165,659	1,665,840
1999/00	79,343	-37,688	41,655	14,740	56,395	191,370	172,371	1,684,611
2000/01	83,984	-42,482	41,502	17,001	58,503	201,015	186,230	1,698,293
2001/02	88,600	-43,768	44,832	16,194	61,026	181,632	161,822	1,718,103
2002/03	93,030	-45,102	47,928	15,523	63,451	194,357	182,859	1,729,601
2003/04	98,815	-45,648	53,167	15,908	69,075	228,959	183,324	1,775,236
2004/05	103,903	-47,578	56,325	16,696	73,021	217,682	166,710	1,826,208
2005/06	108,768	-53,883	54,885	17,970	72,855	213,555	171,391	1,868,372
2006/07	113,893	-55,579	58,314	19,046	77,360	227,617	166,842	1,929,147
2007/08	120,329	-59,042	61,287	19,311	80,598	263,936	180,234	2,012,849
2008/09	119,347	-61,062	58,285	20,154	78,439	193,454	245,736	1,960,567
2009/10	102,140	-48,575	53,565	16,596	70,161	181,039	199,257	1,942,349
2010/11	120,763	-60,169	60,594	22,908	83,502	208,275	236,985	1,913,639
2011/12	142,416	-70,153	72,263	26,029	98,292	218,663	224,030	1,908,272
2012/13	147,913	-72,772	75,140	25,432	100,572	216,207	206,962	1,917,517
2013/14	152,827	-73,303	79,524	25,194	104,718	245,418	188,693	1,974,242
2014/15	161,768	-75,797	85,971	25,392	111,363	255,603	186,413	2,043,432

出所: HMRC Vat Bulletin November 2015¹⁹⁵

3.2.4 評価

歳入税関庁 (HMRC) へのインタビューも行ったが、小売付加価値税スキームの評価データは存在しないとのことである¹⁹⁶。

¹⁹⁵ <https://www.uktradeinfo.com/Statistics/Pages/TaxAndDutyBulletins.aspx>

¹⁹⁶ HMRC へのインタビュー (2016 年 1 月 14 日実施)

フランス共和国

目 次

【フランス】

1. 制度の概要とその根拠法令等	175
1.1 中小企業の定義の有無とその根拠	175
1.2 中小企業をとりまく環境と中小企業の実態	176
1.3 中小企業関連法（代表的なものとその特徴）	177
1.4 中小企業政策の立案と実施	181
1.5 中小企業政策における財政支出状況（予算規模等）	183
1.6 中央政府と地方政府の役割分担	184
1.7 各国における中小企業政策の方向性	185
1.8 政策評価	186
2. 個別の中小企業施策	188
2.1 金融（融資、投資・出資、信用保証、その他）	188
2.2 税制（設備投資、事業承継、技術開発、その他）	190
2.3 支援体制（情報提供、経営相談・アドバイス、その他）	191
2.4 既存の中小企業に対する経営資源の確保の支援（研究開発技術、IT 対応、販路開拓、 新分野進出、その他）	194
2.5 創業支援（創業支援、VC、税制、教育、KPI、その他）	196
2.6 中小企業に関わる公正な取引の推進、市場の整備（下請代金支払遅延等防止法、官 公需、その他）	200
2.7 地域中小企業政策（伝統・地場産業に対する振興、産業集積、街づくり、商店街振 興、地域興し、NPO 支援、事業承継・廃業、その他）	201
2.8 中小企業の国際化支援（海外投資支援、貿易の振興、情報提供、その他）	203
2.9 中小企業に関する雇用・労働対策（雇用上の特例、その他）	207
2.10 中小企業の組織化およびネットワーク化への支援（商工会議所、協同組合、ネット ワーク支援、その他）	208
2.11 小規模事業者対策	211
2.12 マイノリティ・女性に関する支援	212
2.13 セーフティネット	213
2.14 中小企業の特徴と課題（資金調達、人材育成、その他）	216
2.15 国と地域間の中小企業施策立案および中小企業支援に関する連携	218
2.16 国の政策情報の提供・手続きの簡素化	219
3. 重点的に調査した事業	222

3.1 新たな個人事業主制度 (Auto-Entrepreneur Regime)	222
3.2 社会保険料の減額	230

III フランス共和国

1. 制度の概要とその根拠法令等

1.1 中小企業の定義の有無とその根拠

フランスにおける中小企業（Petites et Moyennes Entreprises : PME）の定義は、2008年8月4日法第2008-776号第51条、および当該法律を受けた、2008年12月18日付デクレ（政令）第2008-1354号第3条により定められている。これは、EUによる2003年5月6日付「零細企業および中小企業の定義に関する欧州委員会勧告」に定める定義との統一化を図るものである。具体的には、次のとおり、①零細企業、②中小企業、③中規模企業の3種類に分類される¹。

- ①零細企業：従業員数が10人未満、かつ年間売上高または貸借対照表の総額が2百万ユーロを超えない企業
- ②中小企業：従業員数が250人未満、かつ年間売上高が50百万ユーロ、または貸借対照表の総額が43百万ユーロを超えない企業
- ③中規模企業：中小企業の定義に該当せず、従業員数が5,000人未満、かつ、年間売上高が1,500百万ユーロ以下、または貸借対照表の総額が2,000百万ユーロを超えない企業。

加えて、上述の2008年法の下、フランスは「個人事業主制度（auto-entrepreneur）」と呼ばれるカテゴリーを導入した。これは手工業と商業、自由業の分野で働く個人事業主に適用され、年間収入の上限が商業は8万2,000ユーロ、サービス業の場合は3万2,900ユーロに設定されている。個人事業主制度は、2016年以降は「小規模事業主制度（micro-entrepreneur）」に改称される予定である²。

個人事業主制度は、2008年の経済現代化法（1.3.2.10 参照）において、会社運営手続の簡素化、手工業、自由業を開始する自然人の負担する費用軽減を目的として創設され、2009年1月1日から施行された。対象は18歳以上で、2009年12月からは、公務員も対象となった。税金および費用の支払が簡素化され、自由度が増した。簡単な申請のみで設立でき、登記は不要である。毎月、または四半期ごとに、収入分に対してのみ、社会保障費および税金を支払う。付加価値税（TVA）非徴収業者である（す

¹ 中小企業の定義は下記リンクの Article 51 参照。

http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexteArticle.do?jsessionid=BC9FA1087D7389EF6DC19B5DD8558F7A.tpdila08v_2?idArticle=LEGIARTI000019285059&cidTexte=LEGITEXT000019284897

<http://www.economie.gouv.fr/cedef/definition-petites-et-moyennes-entreprises>

²<https://www.legalstart.fr/fiches-pratiques/autoentrepreneur/statut-auto-entrepreneur-quelles-conditions/>

なわち、auto-entrepreneur は TVA を徴収せず、したがって、TVA の還付を受けることもない)。さらに、設立後 3 年間は職業税が免税となる。

個人で事業を行う場合の法人形態 (travailleur indépendant) が既にあるにもかかわらず、新たな個人事業主制度を創設し、法人格と納税形態の選択肢を増やすことで、自分の業種や収入に適した制度を選択できる点がユニークで特徴的であると考えられる。

1.2 中小企業をとりまく環境と中小企業の実態

1.2.1 中小企業白書

中小企業白書に相当する、フランス政府が発表する文書はない。

Bpifrance が発行する報告書には以下の種類がある³。

- **PME2014- 中小企業の発展に関する報告書 (Rapport sur l'Evolution des PME)**
中小企業の発展に関するこの報告書は、10 年前から毎年公表されているもので、フランスの中小企業の現状がある程度詳しくまとめられている。2014 年版によれば、セクター内の業績はまだら模様である。零細・中小企業の中には各数値が下向き、先行きに慎重になっているものもあれば、R&D やイノベーション活動を活発に行い、輸出を増やし、公共調達における地位を高めているものもある⁴。
- **BpiFrance 紹介パンフレット (Plaquette Institutionnelle)**
Bpifrance がどのように起業家を支援しているかに触れている。
- **2014 年活動バランスシート (Bilan d'Activités 2014)**
中小企業支援を含む、BpiFrance の財務活動に関する徹底的な議論がなされている。
- **戦略的野望 (Ambitions Stratégiques)**
BpiFrance は企業によるフランス経済の開発をどのように支援する方針であるのか (イノベーションや将来のセクターなどに関する項目を含む) を述べている。
- **2014-2017 年戦略計画 (Strategie Plan 2014-2017)**
- **2013 年年次報告書-各地域圏の BpiFrance (Annual Report 2013-Bpifrance Regions)**

1996 年財政法の第 106 項に基づき、フランス政府は国家が中小企業のために講じ

³ <http://www.bpifrance.fr/Bpifrance/Notre-mission>

⁴

<http://www.bpifrance-lelab.fr/Ressources/Ressources-Bpifrance-Le-Lab/Annual-Report-on-SME-Trends-2014>

たすべての財政措置に関する年次報告書を公表する義務を負う。最新報告書の「Effort Financier de l'Etat en Faveur des Petites et Moyennes Entreprises 2015」には、中小企業に関する一般的なデータや政府による中小企業向けの経済政策のほか、2013年と2014年に合意され、また2015年に予定される様々な種類の財政援助の詳細が記されている⁵。

1.2.2 中小企業に関する統計データ

経済・財政・産業省、国立統計経済研究所（INSEE）などのウェブサイトから、中小企業に関する統計データを取得することができる。

- ・規模を含む企業の特徴に関する最新の数値（Caractéristiques des établissements au 31 décembre 2013）⁶
- ・中小企業の数に関する最新文書(2011年)（Les catégories d'entreprise en France: de la microentreprise à la grande entreprise）⁷
- ・手工業事業体の数（Caractéristiques des entreprises artisanales en 2013）⁸
- ・社会保険料徴収機関の Urssaf（社会保障・家族手当負担金徴収組合）⁹
個人事業主制度の数と売り上げ、その他関連データを公表している。

1.3 中小企業関連法（代表的なものとその特徴）

1.3.1 中小企業基本法

中小企業に関する施策について、その基本理念、基本方針その他の基本となる事項を定める基本法はないが、以下に列挙する、個別の法律および政令によって、定められている。

1.3.2 その他関連法

1.3.2.1 手工業会議所に関する法(1925年7月26日付法律)

(Loi du 26 juillet 1925)

手工業会議所の設立および組織・権限などが定められている。2004年11月2日付デクレ第2004-1164号により、工業会議所（chambres de métiers）から手工業会議所（chambres de métiers et de l'artisanat）に改称された。

⁵

http://www.performance-publique.budget.gouv.fr/sites/performance_publique/files/farandole/ressources/2015/pap/pdf/jaunes/jaune2015_PME.pdf

⁶ http://www.insee.fr/fr/themes/detail.asp?reg_id=99&ref_id=base-cc-entr-etab

⁷ http://www.insee.fr/fr/themes/document.asp?ref_id=if4

⁸ http://www.insee.fr/fr/themes/tableau.asp?reg_id=0&ref_id=NATTEF09401

⁹ <https://www.urssaf.fr/portail/home.html>

1.3.2.2 商工会議所に関する法(1898年4月9日付法律)

(Loi du 9 avril 1898 relative aux chambres de commerce et d'industrie)

各地域の商工会議所への企業の加盟義務、商工会議所の組織・権限などが定められている。

1.3.2.3 商業・手工業基本法(ロワイエ法)

(1973年12月27日付法律第73-1193号)

(Loi n° 73-1193 du 27 décembre 1973 d'orientation du commerce et de l'artisanat)

ロワイエ商業・手工業省大臣(当時)が提案し、1973年12月27日に成立した通称ロワイエ法は、サービスおよび商品の質・価格の面で、消費者の需要を満たし、都市と地方の生活の質を向上させ、国内経済の競争を促進することを目的として制定された。

主に小規模小売店と大規模小売店の調整について規定する。具体的には、大規模小売店出店規制のための、県商業・都市化委員会(CDUC)の審査制度、地方の商工会議所・手工業会議所による都市計画マスタープランへの参画が規定されている(法第25条)。大規模小売店の出店規制を行い、小規模小売店を保護することで、消費者にとっての小売店の選択の幅を確保し、小売店相互間での競争を促進している。後に、ラファラン法により規制が強化される。

1.3.2.4 人材養成開発契約に関する法律(1984年2月24日付法律第84-130号)

(Loi n° 84-130 du 24 février 1984 DITE RIGOUT PORTANT REFORME DE LA FORMATION PROFESSIONNELLE CONTINUE ET MODIFICATION CORRELATIVE DU CODE DU TRAVAIL)

特に中小企業の研修・職業訓練を目的として、有給職業訓練休暇(CIF)制度の変更、職業訓練振興支援制度の設立を規定する。

1.3.2.5 商人間の誠実性および均衡に関する法律(ガラン法)

(1996年7月1日付法律第96-588号)

(Loi n° 96-588 du 1 juillet 1996 sur la loyauté et l'équilibre des relations commerciales)

流通業者による、製造業者に対する値下げ圧力から中小製造業者を保護することを目的として制定された。仕入原価を下回る値段での販売を禁止する。

1.3.2.6 商店と手工業の発展と促進のための法律（ラファラン法）

(1996年7月5日付法律第96-603号)

(Loi n° 96-603 du 5 juillet 1996 relative au développement et à la promotion du commerce et de l'artisanat)

ロワイエ法に上乗せして、大規模小売店の新・増設を規制することを目的として制定された。売場面積 300 平米以上の新・増設、ホテル・映画館の新・増設について、許可を申請しなければならない規定、および売場面積 6,000 平米以上の商店の出店については、公聴会 (enquête publique) を開催しなければならない規定が新たに定められた。

1.3.2.7 新経済調整法(2001年5月15日付法律第2001-420号)

(Loi n° 2001-420 du 15 mai 2001 relative aux nouvelles régulations économiques)

製造業・生産者と販売業者の競争について規定し、商行為審査委員会の設立、流通業者の優越的地位の濫用となる取引を明確化させた。

1.3.2.8 起業促進法(2003年8月1日付法律第2003-721号)

(Loi pour l'initiative économique)

2003年8月にデュトレイユ中小企業担当大臣(当時)が提案し、2003年8月1日に成立した起業促進法は、起業、企業の譲渡および取得の支援を目的とする。

起業時の行政手続の簡素化、被用者から経営者への地位変更の容易化、企業の国際化支援などを規定する。具体的には、オンライン手続により、1日で起業できるようにする規定、失業者による起業に対して、社会保障費を免除する規定などがある。

1.3.2.9 中小企業振興法(2005年8月2日付法律第2005-882号)

(Loi en faveur des PME)

2003年8月にデュトレイユ中小企業担当大臣(当時)が提案し、2005年8月2日に成立した中小企業振興法は、中小企業の発展、雇用の維持および強化、1996年に成立したガラン法の改正を目的としている。起業支援、企業の発展、協働配偶者制度、企業の譲渡および取得の促進、運営方法の簡素化等について定める。

具体的には、起業または企業買収のための家族間融資に対する贈与税の免税制度がある。また、ガラン法施行後、製造業者が流通業者に支払うバックマージンを、小売価格に転嫁する傾向により、小売価格が上昇するという弊害があったため、この問題を解消するため、製造業者が流通業者に支払うバックマージンを仕入原価の20%に制限する規定を設けた。

1.3.2.10 経済現代化法(Loi de modernization d' economie)

(2008年8月4日付法律第2008-776号)

フィヨン首相(当時)により、2008年5月に提案され、2008年8月4日に成立した経済現代化法は、フランス国民のために、発展、雇用創出、および価格引下げのための障害を取り除くことを目的とし、会社法、税法、労働法等の改正が行われた。

4つの柱として、①事業の活性化、②経済成長のための競争促進、③成長分野の優遇、④経済成長に向けた金融を掲げている。特に、中小企業および零細企業に対しては、成長を促進すること、資金調達の融資を受ける機会を増やし、支払遅延を防ぐこと、企業の譲渡を容易化すること、経営を失敗した場合でも、再起の機会を与えることが目的とされている。

具体的には、個人の起業促進のための、新たな個人事業主制度が創設された(2.5.1.1 参照)。

フランスでは、債務の弁済期が他の欧州諸国より長いことにより、中小企業の競争力を圧迫している。これを解消するため、一定の場合に適用される商法典第443-1条4項に定める債務弁済期を、従来の「引渡日から65日後」から、「請求書発行日が属する月の末日から45日以内、または請求書発行日から60日以内」に短縮した。さらに、簡易株式会社(SAS)の最低資本金制度を廃止することにより、簡素株式会社の設立が容易になった。

1.3.2.11 手工業・商業・零細企業法 (2014年6月18日)

(Loi du 18 juin 2014 relative à L' Artisanat, au Commerce et aux Très Petites Entreprises : loi ACTPE)

この法律は具体的な措置を伴う以下の4つの主要な目的を持つ¹⁰。

- 商業リースに関連する法律を見直し、地元の小売店の商売を活性化する
- 公共団体の管理強化や都市部の企業の近代化を通じ、とりわけ脆弱な地域で事業の多様化を促進する
- 手工業者や個人事業主の地位を明確にすることで、彼らの質と知識を向上させる
- マイクロ企業向けに単一の法的枠組みを創設し、「有限責任個人企業(entreprise individuelle à responsabilité limitée : EIRL)」の設置を容易にすることで、個人企業に関わる法律を簡素化・統一する。これにより、

10

<http://www.economie.gouv.fr/chronique-projet-de-loi-artisanat-au-commerce-et-tres-petites-entreprises>
Loi no 2014-626 June 18 2014

<http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000029101502&categorieLien=id>

自営業者は本格的な企業を設立しなくても責任が制限される。

1.4 中小企業政策の立案と実施

1.4.1 政策立案機関

中小企業関連の政策はフランス経済・財務省¹¹の管轄下にあり、2014年に DGCIS（競争・産業・サービス局）を引き継いだ企業総局（Direction Générale des Entreprises : DGE）¹²が取り仕切っている。

1.4.2 政策実施機関

中小企業政策は、以下の公的機関および民間企業によって行われている。

1.4.2.1 Bpifrance

Bpifrance はフランス政府と預金供託公庫 (Caisse des Dépôts et Consignations) の折半出資による公的投資銀行で、国と地域圏 (レジオン) が立案する公共政策を支援する。イノベーション助成や保証、融資、輸出支援・輸出金融、グロースエクイティ、資本移転を通じて中小企業を支援する。その目的は、マイクロ企業や中小企業、中型株企業に対し、発展の全段階において非常に優れた専門分野の資本家や投資家へのアクセスを提供することにある。Bpifrance は自己資本やパートナー基金、第三者口座を通じて関与し、国または他の公共の予算 (フランスと国外 (特に欧州) の両方) のほか、民間企業の予算を管理する場合もある¹³。

1.4.2.2 NATIXIS

NATIXIS は、すべての企業、機関投資家、公的機関を対象として融資を行う民間銀行である。2006年、Caisse d'Epargne のグループ会社および Natexis Banques Populaires が合併し、NATIXIS となった。フランス 2 位の金融機関であるグループ BPCE の支援を受けている。

<NATIXIS のウェブサイト>

http://www.natixis.com/jcms/ala_5361/en/profile (英語)

http://www.natixis.com/jcms/ala_5361/fr/profile (フランス語)

¹¹ <http://www.economie.gouv.fr/>

¹² <http://www.economie.gouv.fr/dge-rapport-dactivite-2014>

¹³ <http://www.bpifrance.fr/Bpifrance/Notre-mission>

1.4.2.3 COFACE

貿易保険会社 COFACE（コファス）は、企業の規模、設立された国を問わず、顧客管理のための総合的サポートとして、信用保証、ファクタリングおよびサービス（債権管理、レーティング等）を提供することを目的に、1946年に設立された民間企業であり、NATIXISの完全子会社である。2011年に活動を見直し、中小企業向けを含む信用保険に専念している。

67か国・224都市に事業所を有し、顧客数は世界で135,000社に及ぶ。従業員数は4,406人である。2014年現在2014年度の売上高は1,441百万ユーロ、2013年と同水準であった。

<COFACEのウェブサイト>

<http://www.coface.com/>

<COFACE日本事務所のウェブサイト>

<http://www.coface.jp/>

1.4.2.4 ビジネスフランス（Business France）

2015年1月1日、対仏投資庁（l'Agence française pour les investissements internationaux : AFII）とフランス企業振興機構（Ubifrance）が統合してビジネスフランスが発足した¹⁴。

フランス企業振興機構は、フランスおよび世界の専門家のネットワークを通じて、フランス企業、特に輸出の潜在力を有する中小企業の輸出、海外市場へのアクセスをサポートすることを目的に、2003年8月1日付（法律第2003-721号）で設立された、経済・財政・産業省直属の公的機関である。

2008年には28か国に拠点を有し、2009年の海外市場における企業サポート案件数は、19,500件に達した。新規企業（輸出の潜在力を有する企業および輸出力の弱い企業）のサポートは、2,920件であった。2015年にはビジネスフランスとして70か国に開設予定である。従業員数は、約1,500人である。

<ビジネスフランスのウェブサイト>

<http://export.businessfrance.fr/default.html>

<ビジネスフランスの日本語ウェブサイト>

<http://www.youbuyfrance.com/jp/>

¹⁴ <http://export.businessfrance.fr/default.html>

1.4.2.5 信用金庫 (Crédit Coopératif)

Crédit Coopératif は、民間信用金庫である。Crédit Coopératif のパートナーである民間金融機関 SOCOREC (商工業者に対して、中長期融資を行う金融機関) からの保証を得て、中期融資を行うなど、Bpifrance と協調して中小企業を支援する¹⁵。

1.4.3 政策の受け皿

政策の受け皿として、以下の団体がある。

- ・ 商工会議所 (Chambres de Commerce et d'Industrie)¹⁶
- ・ 手工業会議所 (Chambres de Métiers et de l'Artisanat)¹⁷
- ・ 中小企業総連合 (CGPME:Confédération Générale des Petites et Moyennes Entreprises)¹⁸
- ・ 手工業自営業連盟 (UPA)¹⁹

1.5 中小企業政策における財政支出状況 (予算規模等)

1.5.1 中央政府

中央政府は、100%出資する Bpifrance に対して資金を提供するとともに、予算法により定められた各種政策に対して、財政支出を行っている。

1.5.1.1 Bpifrance に対する出資

国は、起業支援・イノベーション振興機構 (OSEO) に対して出資を行っており、2009年12月14日には、景気対策として、2,500百万ユーロの追加融資を行った。追加融資を受けて、OSEO は、次の施策を優先的に行うこととされた。

- ・ 中小企業および中規模企業の自己資本強化を目的とする、革新および企業の成長施策のために、1,000百万ユーロ
- ・ 持続的発展に関する環境保護投資の融資に、500百万ユーロ
- ・ 中規模企業のリスク共有化を目的とする OSEO 関与の強化のために、500百万ユーロ
- ・ 競争力拠点施策のために、300百万ユーロ
- ・ 企業の再工業化支援のために、200百万ユーロ

OSEO を引き継いだ Bpifrance は 2014年、中小企業向けファンドで総額 20億 3,000万ユーロの資金を管理し、2013年の 18億 9,000万ユーロを上回った。2014

¹⁵ <http://www.credit-cooperatif.coop/> , <http://www.socorec.fr>

¹⁶ <http://www.cci.fr>

¹⁷ <http://www.artisanat.fr/>

¹⁸ <http://www.cgpme.fr/>

¹⁹ <http://www.upa.fr/>

年の中小企業への直接投資は 2 億 4,230 万ユーロであった。うち 5,280 万ユーロは成長プロジェクトに振り向けられ、1 億 6,340 万ユーロは地方の事務所を通じて 91 社の援助に用いられ、残りの 2,620 万ユーロはセクター支援向けであった。さらに、デジタル技術の分野で革新的な事業を行っている中小企業向けに 2 億ユーロの資金が用意された²⁰。

1.5.1.2 2011 年予算法 (2010 年 12 月 29 日付法律第 2010-1657 号)

政府は 2014 年、各省庁を通じて総額 5 億 1,319 万ユーロの資金を中小企業に提供し、2013 年の 5 億 328 万ユーロを上回った。2015 年は 4 億 6,789 万ユーロが見込まれている。政府は加えて、中小企業を含むあらゆる種類の企業の援助費用として 2014 年に 31 億ユーロを見積もった。中小企業向けの政府支出のうち 93% は経済・財務省絡みで、支援は「サービス業、手工業、商業のための介入基金 (Le fonds d'intervention pour les services, l'artisanat et le commerce : FISAC)」をはじめとする様々なプログラムを通じて行われる²¹。

1.5.2 地方政府

地方政府の財政支出は、地方への権限委譲を定めた地域の自由と責任に関する法律 (2004 年 8 月 13 日付法律第 2004-809 号) に基づく、国・地域間計画契約 (Les contrats de projets Etat-région) によって行われる。

フランス政府は 2015 年、2015~2020 年の期間を対象とする新世代の「国・地域圏計画契約 (Contrat de plan Etat-Région : CPER)」を立ち上げた。構造を簡素化し、地域圏により多くの権限を委譲するもので、向こう 6 年にわたり総額 125 億ユーロを拠出する²²。

Bpifrance は中小企業を援助するため多くの地域圏と契約を結んでいる。例えば、地場銀行に保証を提供してその地域圏内の中小企業を支援する手助けをしたり、様々な種類のファンドに直接アクセスできるようにするといった具合である²³。

1.6 中央政府と地方政府の役割分担

中央政府と地方政府の役割分担は、国土整備・地域振興省間委員会 (DATAR) で決められる。同委員会は、2009 年 12 月、農村地域・国土整備省大臣の指示により、従来の国土整備・競争力省間委員会 (DIACT) を改組したものである。

²⁰ Bpifrance の 2014 年年次報告書 (Rapport Annuel 2014) を参照

<http://www.bpifrance.fr/Bpifrance/Notre-mission>

²¹

http://www.performance-publique.budget.gouv.fr/sites/performance_publique/files/farandole/ressources/2015/pap/pdf/jaunes/jaune2015_PME.pdf

²² <http://www.cget.gouv.fr/actualites/contrats-plan-etat-region>

²³ <http://www.bpifrance.fr/Bpifrance/En-region/>

2009年12月14日付デクレ（第2009-1549号）に定められた役割は、次の2点である。

- ① 首相管下の組織として、地域の整備および発展についての国策を指示し、実行すること
- ② 経済競争力の強化、持続的発展についての国家的戦略の策定に参画すること

2009年のデクレは2014年に改正され（第2014-394号）、これに伴い新たな組織「国土平等委員会事務局（Commissariat Général à l'Égalité des Territoires : CGET）」が創設された。その目的は、本土および海外領土の都市開発に関わる政策を一本化し、都市開発計画に市民を関与させることにある²⁴。

1.7 各国における中小企業政策の方向性

フランス政府は雇用の面での中小企業の重要性を認識しており（零細企業と中小企業は合わせて労働人口の半分近くを占める）、最近の措置や向こう数年間に見込まれる措置の大半は、より多くの人々を雇用できるよう中小企業を活性化させることに重点が置かれている。例えば以下のような措置がある。

- 公的助成へのアクセス：株式貯蓄プラン（Plan d'Épargne en Actions : PEA）を導入する。このスキームに基づき、中小企業は初めて証券を発行し、新規ファンドにアクセスできるようになった（スキーム立ち上げ時の2014年当初は熱狂的に迎えられたが、2015年現在その有用性が議論され、今後見直される可能性が高い）²⁵。
- 2015年責任・連帯協定（Pacte de Responsabilité et de Solidarité）を通じた中小企業の税額控除：この協定により、雇用主は従業員を採用する際の負担を軽減するための様々な方策が導入された。また「競争力・雇用目的税額控除（CICE）」に基づき、中小企業による融資へのアクセスを容易かつ手頃にする措置が強化された²⁶。
- 最新かつ最も包括的な措置が、政府が2015年6月9日に公表した「零細・中小企業の雇用支援（Tout Pour l'Emploi dans les TPE et les PME）」である。この文書には、向こう1年余りで導入を計画している18件の具体的な措置をまとめたものである。これらは以下の4つのグループに分かれる。

²⁴

<http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000021480709&dateTexte=20140402>

²⁵ http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexteArticle.do?jsessionid=2746F360BEEB9D9034FE14CBD850BA7A.tpdjo09v_2?idArticle=LEGIARTI000028402623&cidTexte=LEGITEXT000028402464&dateTexte=20140129

²⁶ <http://www.gouvernement.fr/pacte-responsabilite-solidarite>

- 中小企業が積極的に雇用できるようにするための措置（適切に訓練された人材の採用を容易にする、従業員を新規採用する中小企業に報奨金を支払う、従業員と見習いの関係を雇用の最初の段階から強固にする、など）
- 中小企業の活動を開発するための措置（人事支援、財務状況の改善など）
- 中小企業の設立を容易にするための措置（破綻企業のオーナーにもう一度チャンスを与える、事業譲渡の簡素化など）²⁷

この案は 2.13.2 で取り扱う更生手続（redressement judiciaire）とは別の措置である。現在は、破綻企業の取締役は過失の大小に関わりなく厳しい制裁を科される可能性があるが、新たな規則では、単純な経営上の怠慢は「経営ミス」の定義から除外され、単純な経営上の怠慢を問われた取締役は事業を容易に再開できるようになる。この措置に伴い、商法第 L 652-1 条を改正する必要がある。

- 中小企業向けに官僚的手続きを改善するための措置（公的支援へのアクセスの簡素化など）（2.16 参照）

1.8 政策評価

1.8.1 機関

政策評価は、会計検査院（Cours des Comptes）によって行われている。会計検査院は、憲法第 47 条 2 項に基づき、独立して、国会のために、予算法、社会保障政策、公共政策等に関する政府の行為を監督する機関である。民間の機関に与えられた公的資金の使途についても、監査を行う。

監査は、行政行為等の質、効率性、有効性について行われる。また、単に行政行為等を批判するだけでなく、首相による大臣に対する特別報告書（référé）の作成などの形式で、提案も行う²⁸。

1.8.2 制度

政策評価制度として、評価国民評議会（Conseil National de l'Evaluation）による評価制度がある。評価国民評議会は、1999 年に開始した公的評価制度である。評議員は、デクレにより 3 年の任期で任命され、大学の研究者、その他各社会階層、地域を代表する者ら、計 14 名からなる。

首相が指示する評価プログラムの実行と、評価答申の役割を担う。評価プログラムの 1 つとして、過去に、小規模企業に対する政策評価が行われ、社会保障費の軽

²⁷http://www.gouvernement.fr/sites/default/files/document/document/2015/06/dossier_de_presse_tout_pour_emploi.pdf

English version

<http://www.gouvernement.fr/en/measures-to-stimulate-business-and-employment-in-vs-es-and-smes>

²⁸ <https://www.ccomptes.fr/Nos-activites/Cour-des-comptes>

減や銀行市場へのアクセス改善により、設立間もない小規模企業への支援に集中させるべきとの提案が行われた²⁹。

²⁹ <http://www.evaluation.gouv.fr/cgp/default.jsp>

2. 個別の中小企業施策

2.1 金融（融資、投資・出資、信用保証、その他）

2.1.1 融資

中小企業向け公的金融機関 **Bpifrance** を中心に、融資、信用保証などの政策が実施されている。**Bpifrance** は主に以下の金融サービスを提供している。

- マイクロ企業向け：シードファンディング、イノベーション助成、保証、融資
- 中小企業向け：イノベーション助成、保証、融資、輸出支援・輸出金融、グロースエクイティ、資本移転

2.1.1.1 開発契約（Contrat de Développement）

保証を必要としない低金利ローンで、金額は企業の規模によって 4 万～60 万ユーロと幅がある。融資期間は 6 年で、初年度以降は実費精算の形を取る。融資は少なくとも開発契約（Contrat de Développement）と同額の銀行ローンと結び付いていなければならない。この銀行融資は全額または一部が **Bpifrance** によって提供される³⁰。

2.1.1.2 ホスピタリティー業への融資（Bpifrance Prêt Hôtellerie）

Bpifrance によって中小企業セクターのホテルやホテル兼レストランに提供される融資で、対象となるには売り上げが伸びており、新たな分類基準に準拠するための改装プログラムを実施していなければならない。3 万～60 万ユーロの 7 年ローンに固定金利が適用される³¹。

2.1.1.3 Bpifrance キャピタル・イノベーション

Bpifrance は保健、IT、環境の分野で力強い成長の可能性を秘め、資本増強を望んでいる中小企業および ETI（Entreprises de Taille Intermédiaire、大企業と中小企業の間当たる従業員数 350～4,999 人で年商 15 億ユーロ未満の中堅企業）に対し、資本を提供している。投資可能な資本は 100 万～5,000 万ユーロで、平均期間は 7 年。投資は少数株式の形を取る。

バイオ技術、IT、エコ技術など特定のセクターについては、やや仕様が異なるファンドが利用できる³²。

2.1.1.4 譲渡発展契約（Contrat de Développement Transmission）

譲渡発展契約は、事業取得後 2 年以内の債務支払の負担を軽減し、事業承継の

³⁰ <http://www.bpifrance.fr/Toutes-nos-solutions/Contrat-de-developpement>

³¹ <http://www.bpifrance.fr/Toutes-nos-solutions/Pret-Hotellerie>

³² <http://www.bpifrance.fr/Toutes-nos-solutions/Fonds-d-investissement-Bpif-Capital-Innovation>

促進することを目的として、**Bpifrance** が行う融資である。対象は、持株会社による事業譲受、または事業譲渡を受けて事業拡大を行う企業である。

事業譲受、または事業拡大を行う企業は、事業譲渡企業の株式の購入、営業の譲受のための費用などについて、人的・物的保証なく、**Bpifrance** から、最大7年間40,000～400,000ユーロの融資を受けることができる³³。

2.1.1.5 ベンチャー発展支援補助金 (Aide pour le Développement de l' Innovation)

ベンチャー発展支援補助金は、**Bpifrance** が中小企業および従業員数2,000人以下の企業に提供する、300万ユーロを上限とする貸付金である。事業化される前の革新的な技術への資金として、企業が返済不要の助成金を獲得する前に利用することができる。対象となるのは製品やプロセス、サービスを開発し、事業化やマーケティングの具体的な将来性を持ち技術的に革新的なプロジェクトである。この資金はまた、国内または欧州レベルの革新的な技術提携に参加する場合にも利用できる³⁴。

2.1.2 投資・出資

中小企業に対する投資・出資として、以下の制度がある。

2.1.2.1 不動産ファイナンス・リース (Crédit-Bail Immobilier)

不動産ファイナンス・リースは、企業の不動産に対する支出を長期的にサポートすることを目的に、**Bpifrance** が行うファイナンス・リース制度である。対象は、法人税が課税されるすべての企業である。不動産投資を100%カバーし、各地方の支援策と組み合わせて使うことができる。8年から15年間、200,000ユーロ以上の金額で行われる。**Bpifrance** はまた、最善の資金調達方法について個々の企業に助言を提供している³⁵。

2.1.3 信用保証

中小企業に対する信用保証として、以下の制度がある。

2.1.3.1 事業譲渡保証 (Garantie Transmission)

銀行からの融資を容易にし、新たな起業家による中小企業の取得を支援すること、および既存企業の成長を支援することを目的に、**Bpifrance** による信用保証が行われている。

対象は、中小企業（譲渡対象会社および譲受人ともに）で、銀行からの融資に

³³ <http://www.bpifrance.fr/Toutes-nos-solutions/Contrat-de-developpement-transmission>

³⁴ <http://www.bpifrance.fr/Toutes-nos-solutions/Aide-pour-le-developpement-de-l-innovation>

³⁵ <http://www.bpifrance.fr/Toutes-nos-solutions/Credit-Bail-immobilier>

対して 50%の保証をしており、地方との共同介入の場合は 70%まで保証される³⁶。

2.1.3.2 革新的プロジェクトへの融資保証 (Garantie de Caution sur Produits Innovants)

革新的プロジェクトへの融資保証は、初めての契約、あるいは市場規模や業種の点で以前の活動とは著しく異なるスタートとなる契約を獲得する上で必要な銀行保証を必要とする中小企業に Bpifrance が行う保証である。この保証は中小企業への銀行融資に対して与えられ、30 万ユーロを上限に全体の 80%に適用される³⁷。

2.1.3.3 自己資本保証 (Garantie des Fonds Propres)

自己資本保証は、ベンチャー中小企業（中小企業の定義は、EU の定義による）が投資資本および基金を獲得しやすくすることを目的に、Bpifrance が行う保証である。

対象は、ベンチャーキャピタル、ビジネスエンジェル、または FCPI・FCPR などのベンチャー基金（2.5.3 参照）の出資を受けるベンチャー中小企業である。

Bpifrance は、ベンチャー中小企業の自己資本または準自己資本に対して、50%を保証する（設立後 5 年以内の企業の場合、70%）。保証期間は 10 年となっている³⁸。

2.1.3.4 バイオ技術保証 (BioTech Garantie)

Bpifrance は、バイオ技術セクターを対象に起業から 5 年未満の中小企業に銀行保証を提供している。事業設立や製品化・商業化に必要な資金を得られるよう、最大 70%を保証する³⁹。

2.2 税制（設備投資、事業承継、技術開発、その他）

2.2.1 設備投資

特定の分野で活動している中小企業に対し、様々な減税措置が適用されている。（2.7 参照）

2.2.2 事業承継

企業の事業承継について、以下の制度がある。

³⁶ <http://www.bpifrance.fr/Toutes-nos-solutions/Garantie-Transmission>

³⁷ <http://www.bpifrance.fr/Toutes-nos-solutions/Garantie-de-caution-sur-projets-innovants>

³⁸ <http://www.bpifrance.fr/Toutes-nos-solutions/Garantie-des-fonds-propres>

³⁹ <http://www.bpifrance.fr/Toutes-nos-solutions/Biotech-garantie>

2.2.2.1 従業員の配偶者または譲渡人への会社譲渡にかかる譲渡税の免除

事業保証を引き継ぐ個人を対象に、譲渡日から 5 年間にわたり事業を効果的に運営できるよう最大 30 万ユーロを譲渡税から控除する制度である⁴⁰。

2.2.3 技術開発

技術開発に対しては、研究税額控除（Le crédit d'impôt recherche : CIR）制度がある。研究税額控除は、2008 年 1 月 1 日より、強化され、簡素化された。本制度は企業の研究開発を支援することを目的としており、対象は、すべての工業、商業、農業を営む企業（事業規模または活動分野を問わない）で、中小企業に限らない。

1 億ユーロを上限に研究開発費の 30%、これを超過する分に対しては 5%の税額控除が適用される。中小企業の場合は年間 40 万ユーロを上限に 20%が税額控除される⁴¹。

さらに、研究税額控除の前払い（Préfinancement du Crédit d'impôt recherché）がある。これは既に CIR が適用され起業から 3 年以内の中小企業に対する追加的な支援制度である。当該企業はこれにより、翌年も CIR を受けられることを見越して研究を続けることができる。その間、見込まれる控除の 80%が前払いされる⁴²。

2.2.4 その他

地域振興支援地域で新規設立される企業を対象とする税制優遇がある。（2.5.4 参照）

2.3 支援体制（情報提供、経営相談・アドバイス、その他）

2.3.1 情報提供

中小企業を対象とする支援策についての情報提供は、以下のウェブサイトで行われている。

「Service-Public-Pro.fr」はフランス政府の公式なビジネス向けウェブサイトで、起業や雇用、税金、倒産などに関する情報を提供している⁴³。概要は以下のとおりである。

- 企業支援観測サービス（L'Observatoire des Aides aux Entreprises）⁴⁴
フランス企業に適用されるあらゆる種類の資金援助（約 3,000 種類のローン、補助金など）に関する詳しい情報を提供するサービスである。

⁴⁰ <http://www.aides-entreprises.fr/aides/show/-1/-1/1/4309>

⁴¹ <http://www.bpifrance.fr/Toutes-nos-solutions/Rescrit-direct-du-Credit-d-impot-recherche>
<https://www.service-public.fr/professionnels-entreprises/vosdroits/F23533>

⁴² <http://www.bpifrance.fr/Toutes-nos-solutions/Pre-financement-du-Credit-d-impot-recherche>

⁴³ <https://www.service-public.fr/professionnels-entreprises>

⁴⁴ <http://www.aides-entreprises.fr/>

- 起業支援機構（Agence Pour la Création d'Entreprises : APCE）⁴⁵
政府と預金供託公庫（Caisse des Dépôts et Consignations）、手工業・工芸会議所（l'Assemblée permanente des chambres de métiers et de l'artisanat : APCMA）、専門会計士協会高等評議会（CSOEC）が共同で設立した公的機関で、フランスにおける起業家精神の推進や、起業家のビジネス開発支援を目的とする。オンラインまたは面談での助言や支援（どこで援助を受けられるか、ツールボックスなど）を提供している。
- Portail des PME（SME Portal）⁴⁶
中小企業向けのポータルサイトで、会員に中小企業に関するあらゆる側面のニュースや見解、情報を提供している。財界人や弁護士、会計士などが共同で運営している。
- Bpifrance Université⁴⁷
Bpifrance によるオンラインリソースで、起業家に対しビジネスに関わる幅広いテーマについてオンライン課程を提供している。

2.3.2 人材育成・研修

企業による人材育成・研修への支援策として、以下の補助金がある。

2.3.2.1 管理職雇用支援（Aide au Recrutement de Cadres（ARC））

管理職雇用支援は、3年間で30,000ユーロ、管理職の給与および社会保障費の50%を上限として、管理職を雇用する企業に交付される補助金である。対象は、従業員数250人以下で、かつ年間売上が40百万ユーロ以下または貸借対照表の総額が27百万ユーロ以下の企業である。ある特定の地域圏にのみ適用される補助金である。

2.3.2.2 従業員の職業訓練振興・能力開発支援契約（EDEC）

従業員の職業訓練および能力開発を行うこと、雇用と経済情勢のミスマッチを防ぐため、経済情勢の変化に対する雇用情勢の変化を予測することを目的として、国との契約にもとづき、職能団体または業界団体に補助金が支給される。

当該契約の1つとして、予測研究契約（Contrat d'Etudes Prospectives : CEP）がある。予測研究契約は、雇用政策の策定を目的として、労働・雇用・厚生省、研究機関、および特定の業種または地域の代表が合同で行う研究に対して、国が、原則として研究費の50%、例外的に研究費の80%または60,000ユーロを上限とし

⁴⁵ <http://www.apce.com/pid186/espace-createur.html?espace=1>
<https://www.apce.com/>

⁴⁶ <http://portail-des-pme.fr/>

⁴⁷ <http://www.bpifrance-universite.fr/#university>

て、補助金を支給する制度である⁴⁸。

2.3.2.3 フランス商工会議所 (CCI de France)

このポータルサイトはマイクロ起業家、起業の仕方、ビジネスを育てる方法、教育・訓練に関する大量の情報を提供している。フランス商工会議所は、フランス国内では 163 か所に事務所を構える⁴⁹。様々な収入源を持っており、2012 年の実績は以下のとおりである。

- 41%は港湾・空港の所有権から
- 35%は企業への課税から（必ず会員になる必要があり、年商が 50 万ユーロを超えるすべての企業は商工会議所税 (Taxe pour Frais de Chambres : TFC) を支払う義務を負う)
- 13%は助成金から
- 11%は他の収入源（金融収益など）から⁵⁰

2.3.2.4 在外フランス商工会議所

CCI の海外部門で、112 か所に事務所を構える。各事務所とポータルサイトを通じ、海外市場に関する情報を提供している。いくつかの事務所は雇用関連サービスを提供し、紹介サービスはすべての事務所が行っている⁵¹。

2.3.3 環境対策

環境対策を行う企業に対して、環境改善融資 (Prêt Vert) 制度がある。環境改善融資は、環境保護への投資の援助、環境保護に関する商品市場への投資およびエネルギー消費の削減の支援を目的として、Bpifrance が行う融資である。

対象は、以下の条件をすべて満たす企業である。

- 中小企業 (EU の定義による) および／または従業員 5,000 人以下の中規模企業
- 設立後 3 年以上
- 財務が健全であること

7 年間、会社株式または経営者の財産に対する担保設定なしで、10 万ユーロから 3 百万ユーロを上限とする融資が行われる。5%の保証金は、融資返済時に返還される⁵²。

⁴⁸ <http://www.emploi.gouv.fr/dispositif/contrats-etudes-prospectives-cep>

⁴⁹ <http://www.cci.fr/>

⁵⁰ <http://en.calameo.com/read/0004751608d0640d3c50d>

⁵¹ <http://www.cci-france-international.org/services-a-l'export/service-emploi/service-emploi-des-ccife/>

⁵² <http://www.bpifrance.fr/Toutes-nos-solutions/Pret-Vert>

2.4 既存の中小企業に対する経営資源の確保の支援（研究開発技術、IT 対応、販路開拓、新分野進出、その他）

2.4.1 研究開発技術支援

既存の中小企業に対する研究開発技術支援策として、以下の補助金制度がある。

2.4.1.1 Bpifrance によるフィージビリティ・スタディ補助金 (PRI Faisabilité)

フィージビリティ・スタディ補助金は、Bpifrance による、研究開発の支援および企業のイノベーションの促進を目的とする補助金制度である。対象は、中小企業（EU の定義による）および従業員 2,000 人以下の企業である。

この補助金はプロジェクト当たり 10 万～20 万ユーロで、2 回に分けて支払われる。最初は全体の 70%で、成功と判断されれば残りの 30%が支払われる。プロジェクトは 12 か月以内に完了しなければならない⁵³。

2.4.2 IT 対応への支援

IT 化支援として、競争力・産業・サービス総局（DGCIS）が開設した、「インターネット経済のためのパスポート」のウェブサイト上で、IT 化に対するアドバイス、情報提供（パソコン、その他必要な周辺機器の説明）が行われている。

2.4.3 産学官連携支援

産学官連携支援策として、以下の制度がある。

2.4.3.1 大学企業（JEU）に対する研究費補助制度

2004 年 1 月 1 日から 2013 年 12 月 31 日までの期間、中小企業（EU の定義による）で、かつ、2004 年 1 月 1 日現在、設立後 8 年未満、かつ、経費の 15%以上を研究開発にあてる企業（JEI）については、富裕税、地方税、社会保障費が免除される。

2008 年予算法により、JEI 企業のうち、その持分の 10%を 1 人または複数の学生、修士号または博士号所持者等で、研究の実現を目的とする場合には、JEU 企業として認定される。JEU 企業に認定されると、富裕税の全額免除、研究開発担当者の社会保障費の免除、初年度の所得税の全額免除、2 年目は所得税の 50%免除などの優遇措置を受けることができる⁵⁴。

⁵³ <http://www.bpifrance.fr/Toutes-nos-solutions/PRI-Faisabilite>

⁵⁴

<http://www.bpifrance.fr/Vivez-Bpifrance/Actualites/Statut-de-jeune-entreprise-innovante-les-nouveautes-2014>

2.4.3.2 研究開発のための産業協定 (CIFRE)

(Conventions Industrielles de Formation par la Recherche)

研究開発のための産業協定は、博士課程在籍者と企業による共同研究開発の促進を目的として、国立技術研究協会 (ANRT)、企業、研究室との間で締結される協定である。対象となる企業の規模は問わない。

同協定にもとづき、企業は博士課程在籍者を雇用し、研究開発を委託する。過去 30 年間で、企業 6,000 社、研究所 4,000 所、博士課程在籍者 1 万 3,000 名を繋げてきた実績がある⁵⁵。

2.4.4 販路開拓支援

販路開拓支援策として、フランス経済・産業・雇用省の企業総局 (Direction Générale des Entreprises : DGE) による、「中小企業のためのマーケティング (Marketing pour PME)」のウェブサイトでの情報提供が行われている⁵⁶。

同ウェブサイトでは、①分析、②行動、③手段に分けて、マーケティングの必要性・方法、価格決定の方法、顧客へのアピール方法などについての解説が、掲載されている。

<DGE による Marketing pour PME (マーケティングの必要性・方法等についての情報提供を行う) ウェブサイト>

<http://marketingpourpme.org/xwiki2/bin/view/NBAccueil/>

2.4.5 新分野進出支援

中小企業による新分野進出支援策として、以下の助成金や補助金制度がある。

2.4.5.1 国土整備助成金 (Prime à l' Aménagement du Territoire (PAT))

経済的に脆弱な地域における投資に対する支援を目的として、起業、事業発展、買収に対する、国土整備助成金が支給されている⁵⁷。(支給の条件は、2.5.1.4 参照)

⁵⁵ http://www.anrt.asso.fr/fr/espace_cifre/accueil.jsp#.ViT9CX6rSM8

⁵⁶ <http://marketingpourpme.org/xwiki2/bin/view/NBAccueil/>

⁵⁷ <http://www.cget.gouv.fr/actualites/prime-damenagement-du-territoire-pat-comment-ca-marche>

2.5 創業支援（創業支援、VC、税制、教育、KPI、その他）

2.5.1 創業支援

創業支援策として、以下の制度がある。

2.5.1.1 新たな個人事業主制度（auto-entrepreneur, now micro-entrepreneur）

2008年の経済現代化法（1.3.2.10 参照）において、会社運営手続の簡素化、手工業、自由業を開始する人の負担する費用軽減を目的として創設され、2009年1月1日から施行された。対象は、18歳以上で、2009年12月からは、公務員も対象となった。

税金および費用の支払が簡素化され、自由度が増した。簡単な申請のみで設立でき、登記は不要である。毎月、または四半期ごとに、収入分に対してのみ、社会保障費および税金を支払う。TVA（付加価値税）非徴収業者である（すなわち、個人事業主制度はTVAを徴収せず、したがって、TVAの還付を受けることもない）。さらに、設立後3年間は、職業税が免税となる。

新たな制度の詳細については2.11を参照のこと。

2.5.1.2 2015年創造開発（I-LAB 2015 Création Développement）

フランスで働き、起業しようとしているイノベーターを対象とした全国規模のコンペティションである。参加者は短期的にビジネスとなり得る創造的なアイデアを提出し、勝者は45万ユーロか、必要な投資額の最大60%を獲得する⁵⁸。

2.5.1.3 Bpifranceによる起業保証（Garantie Création）

Bpifranceによる起業保証は、起業時の保証の容易化を目的とし、設立から3年以内の中小企業、または中小企業の自己資本出資者を対象とする保証制度である。

有形・無形資産の購入、営業財産の購入に対する銀行融資あるいは輸出または国内事業への保証発行に対して、Bpifranceはその事業が新規であるか、もしくは地方自治体がBpifranceと共同で支援する場合は60%を、そうでない場合は50%を保証する⁵⁹。

2.5.1.4 国土整備・地域振興省間委員会（DATAR）による国土整備助成金（PAT）

国土整備助成金は、雇用創出する起業支援を目的として、DATARが支給する助成金である。

対象は、中小企業および大企業（法人の種類や税制を問わない）で、以下の事業を営む者である。

⁵⁸ <http://www.bpifrance.fr/Toutes-nos-solutions/I-LAB-2015-creation-developpement>

⁵⁹ <http://www.bpifrance.fr/Toutes-nos-solutions/Garantie-creation>

- ・ 製造業
- ・ 水の製造および販売業（浄化、廃水処理等）
- ・ 自動車、バイクの販売および修理業
- ・ その他 5 業種

新規事業を設立する場合、少なくとも 20 人の正社員を雇用し、300 万ユーロ以上を投資すれば支援を得られる。地域内の事業を拡大する場合も類似の規定が適用され、従業員 1 人当たり 1 万 5,000 ユーロの助成を受けられる⁶⁰。

2.5.1.5 企業買収および起業に対する新支援策（NACRE）

2009 年 1 月 1 日から始まった支援策で、従来の ACRE（ACRE の前は、ACCRE という名称であった）制度に代わる制度である。従来の ACRE 制度では、対象者は、雇用復帰支援手当（ARE）受給者で、解雇予告期間または失業中等に、起業または事業を買収した者とし、起業後 1 年間社会保障費の免除を行ってきた。

2009 年に ACRE より柔軟な NACRE 制度が設けられ、対象は、雇用復帰手当受給者、18 歳から 25 歳の青少年等で、企業買収および企業運営に対する支援（アドバイス）、財政的支援（無利息・無担保の融資。最大 5 年間、1,000～8,000 ユーロ）が受けられるようになった⁶¹。

2.5.2 ベンチャー育成

ベンチャー育成策として、以下の融資および補助金制度がある。

2.5.2.1 Bpifrance による参加型融資（Prêt d' Amorçage）

企業が投資家の参加などを通じて資金を調達する前にキャッシュフローを改善し、革新的なプロジェクトを完了できるようにすることを目的とする融資である。対象となるのは従業員数 50 人未満、年商 1,000 万ユーロ未満のシードファンドを探している小規模企業で、既にイノベーション向けの公的助成を受けていなければならない。参加型融資は 5 万～10 万ユーロで、Bpifrance によってのみ提供されるが、地域圏が融資を保証する場合は上限が 30 万ユーロに引き上げられる。期間は 8 年⁶²。

2.5.2.2 イノベーションへの融資（Prêt Innovation）

Bpifrance を通じ、革新的とみなされる新たな製品またはサービスの開発や商業化に取り組んでいる中小企業および中堅企業（ETI）に提供される。対象となるのは製造工程の確立や国際知的財産権の保護、マーケティングなどに必要な費用で

⁶⁰ <http://www.apce.com/pid6140/pat.html>

⁶¹ <http://vosdroits.service-public.fr/F20016.xhtml>

⁶² <http://www.bpifrance.fr/Toutes-nos-solutions/Pret-d-amorçage>

ある。融資額は5万～500万ユーロで、期間は7年。固定または変動金利の選択ができる⁶³。

2.5.3 ベンチャーキャピタル育成

経済現代化法に基づき、ベンチャーキャピタル育成策としては、投資ファンドに対する投資義務付けが行われている。中小企業への資金提供を目的に設立されたベンチャー投資ファンド（FCPI）は、その資金の70%をベンチャー企業の基準を満たす中小企業に投資しなければならない。

「ベンチャー企業」は、Bpifranceのベンチャー企業認定制度により認定された企業を指す。当該ベンチャー企業は、従業員数2,000人以下で、EU域内に所在し、法人により資本金の過半数を保有されていない企業でなければならない。

FCPIからは、1997年～2009年までの間に、1,000社を超えるベンチャー企業に投資された。出資を受けたベンチャー企業のうち、9割にあたる916社は、2009年末時点で、なお事業を継続している。これらのベンチャー企業の従業員は、54,000人を超え、売上高は10,000百万ユーロに迫る。また、半数は輸出企業である。

企業は申請する際、Bpifranceによる初期調査費用として3,000ユーロを支払う。

他方、2003年に創設された地域投資ファンド（FIP）は、上記のFCPIと同じく中小企業への投資を目的とするが、ベンチャー企業に投資しなければならないという規制はない。ただし、資金の60%を中小企業に投資しなければならない。FIPについては、投資額の50%、上限10,000ユーロについて、富裕税（ISF）が免除される⁶⁴。

2.5.4 税制

地域振興支援（Aide à Finalité Régionale : AFR）地域で2020年12月31日までに新規設立される企業は収益税減税（Exonération d'impôt sur les bénéfices）の対象となる。これは中小企業、手工業企業、自由業の企業を含むほぼすべての企業に適用される⁶⁵。

- ・ 起業した日から24か月間、100%免税
- ・ 3年目から12か月間、75%控除
- ・ 4年目から12か月間、50%控除
- ・ 5年目から12か月間、25%控除

同様に、優先雇用区域（Bassin d'Emploi à Redynamiser : BER）で2017年12月31日までに設立される企業は、設立から60か月まで減税の対象となる⁶⁶。

⁶³ <http://www.bpifrance.fr/Toutes-nos-solutions/Pret-Innovation>

⁶⁴ <http://www.bpifrance.fr/Toutes-nos-solutions/Qualification-entreprise-innovante>

⁶⁵ <http://www.apce.com/pid575/exoneration-impot.html>

⁶⁶ <http://www.apce.com/pid10257/exonerations-d-impots-ber.html?espace=1&tp=1>

農村活性化地域（Zone de Revitalisation Rurale : ZRR）で 2015 年 12 月 31 日までに設立される企業は、以下の減税措置が適用される⁶⁷。

- ・ 起業した日から 24 か月間、100%免税
- ・ 3 年目から 12 か月間、75%控除
- ・ 4 年目から 12 か月間、50%控除
- ・ 5 年目から 12 か月間、25%控除

2015 年 1 月 1 日付で、都市開発区域は、都市政策優先区域（Quartiers Prioritaires de la Politique de la Ville : QPPV）に置き換えられた。これら 1,300 区域の企業は、従業員数が 10 人未満で年商が 200 万ユーロに満たなければ、企業不動産税（CFE）と既建築不動産税（TFPB）が免除される。減免期間は以下のように 8 年間である。

- ・ 起業した日から 60 か月間、100%免税
- ・ 6 年目から 12 か月間、60%控除
- ・ 7 年目から 12 か月間、40%控除
- ・ 8 年目から 12 か月間、20%控除

2.5.5 仏独インターネット・プラットフォーム「EuroQuity」

ドイツ復興金融公庫（KfW）はフランスの公的金融機関である起業支援・イノベーション振興機構（OSEO）と共同で、仏独インターネット・プラットフォーム「EuroQuity」を開発した。フランスでは現在、Bpifrance が運営している。その目的は、資本や投資家を探している中小企業を民間のベンチャーキャピタルとマッチングさせ、これにより資本へのアクセスを容易にすることにある。EuroQuity は全産業の企業に門戸を開いており、スタートアップ企業（特に技術系の分野）の創業者も利用できる。投資家が www.euroquity.com にプロフィールを掲載し、企業が連絡を取る仕組みである⁶⁸。

2.5.6 エンジェル投資家「FranceAngels.org」

フランスのエンジェル投資家の団体である。各地域や高等教育機関に計 80 か所のネットワークを持ち、革新的なアイデアや事業に資金を提供している。2014 年 12 月までの 5 年間で、1,500 件近い投資（総額 2 億ユーロ）が実現した⁶⁹。

2.5.7 クラウドファンディング

起業家や小規模企業の間でますます人気が高まっている資金調達方法だが、投資総額に零細・中小企業が占める割合はまだ極めて小さい。ここ数年で関連ウェブサ

⁶⁷ <http://www.apce.com/pid11690/exonerations-d-impots-zrr.html?espace=1&tp=1>

⁶⁸ <http://www.bpifrance.fr/Toutes-nos-solutions/EuroQuity>

⁶⁹ <http://www.franceangels.org/>

イトの数が急増している⁷⁰。

2.6 中小企業に関わる公正な取引の推進、市場の整備（下請代金支払遅延等防止法、官公需、その他）

2.6.1 下請代金支払遅延等防止法

下請業者の保護を目的として、下請に関する法律（1975年12月31日付法律第75-1334号）が定められた。同法では、私的市場および公的市場（国からの請負）における下請について、それぞれ規定されている⁷¹。

具体的には、以下の規定がある。

- ①元請業者は発注者に対して下請業者について、承認を求めること
- ②元請業者は下請業者の代金債権のために銀行保証を得る義務があること
- ③発注者に承認された下請業者は発注者が元請に対して負っている債務の限度内で、発注者に下請代金を支払わせる権利を持つこと

2011年1月16日にフランス労働法典の条項 L8271-1-1 が改定され、不払いや支払い遅延に対する罰則が強化された。義務を怠るといかなる場合でも最大 7,500ユーロの罰金が科される⁷²。

2.6.2 小売商調整対策

2.6.2.1 新経済調整法（2001年5月15日付法律第2001-420号）

本法は製造業・生産者と販売業者の競争について規定し、商行為審査委員会の設立、流通業者の優越的地位の濫用となる取引を明確化させている⁷³。

2.6.2.2 中小企業振興法（2005年8月2日付法律第2005-882号）

本法は製造業者が流通業者に支払うバックマーゲンを、仕入原価の20%に制限する規定を設けることで、バックマーゲンを支払わざるをえない、弱い立場にある中小規模の製造業者の負担を軽減させている⁷⁴。

2.6.3 官公需

政府は2015年10月、イノベーションを促し革新的な企業を支援する目的で、2020

⁷⁰ <https://www.wiseed.com/fr>

<http://financeparticipative.org/>

⁷¹ Loi no 75-1334 du 31 decembre 1975

<http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexteArticle.do?idArticle=LEGIARTI000006467140&cidTexte=JORFTEXT000000889241>

⁷² Code du travail Article L8271-1

<http://www.legifrance.gouv.fr/affichCodeArticle.do?cidTexte=LEGITEXT000006072050&idArticle=LEGIARTI000006904880&dateTexte=&categorieLien=cid>

⁷³ <http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000223114&categorieLien=id>

⁷⁴ <http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000452052&categorieLien=id>

年までに公共調達に「革新的な購買」が占める割合を 2%に引き上げる目標を定めた。経済・財務省の企業総局（Direction Générale des Entreprises : DGE）は、公共事業契約を得るための助言を革新的な企業に提供する国内各地域のコンサルタントのリストを公表している⁷⁵。

2.6.4 裁判外紛争処理

パリ調停仲裁センター（Centre de Médiation et d'Arbitrage de Paris）等による裁判外紛争処理手続はあるが、手続の利用者は、中小企業に限定されない。

2.7 地域中小企業政策（伝統・地場産業に対する振興、産業集積、街づくり、商店街振興、地域興し、NPO 支援、事業承継・廃業、その他）

2.7.1 伝統・地場産業に対する振興

2006 年 5 月 24 日に、中小企業・商業・手工業・自由業省担当大臣により、フランスの伝統・地場産業を国内のみならず海外市場にもアピールすることを目的として、伝統振興企業認定制度（Entreprises du Patrimoine Vivant : EPV）が新設された。

EPV と認定された企業は、2 種類の税額控除を申請できる。すなわち、企業が負担する雇用コストから見習 1 人当たり最大 2,200 ユーロが控除される「見習税金クレジット（crédit d'impôt apprentissage）」⁷⁶ と新製品の開発費用に対し 15%の「クリエイティブ税金クレジット（crédit d'impôt création）」である⁷⁷。

2.7.2 産業集積・クラスターに関する形成と基盤強化に対する支援

産業集積・クラスターに関する形成と基盤強化に対する支援策として、競争力拠点（pôles de compétitivité）制度がある。同制度は、2004 年 9 月 14 日に、国土整備・競争力省間委員会（CIADT）により、地域の競争力の強化を目的として導入された。

2005 年 7 月 12 日の国土整備・競争力省間委員会により、まず 66 か所が選定され、2007 年 7 月 5 日の同委員会において、71 拠点となった。

産業集積地の R&D 向け「省別特別基金（Fonds Unique Interministériel : FUI）」は対象が中小企業に限らないものの、2013 年にはこのファンドを通じた助成金のうち 67%を中小企業が受け取った。2005～2013 年には 1,313 件の共同 R&D プロジェクトが総額 23 億 7,000 万ユーロの公的資金を得たが、うち 14 億 5,000 万ユーロ超

⁷⁵

http://competitivite.gouv.fr/documents/commun/Ecosysteme_des_poles/accompagnement-PME/achats-publics-innovants/Commande%20Publique%20Achats%20Innovants%20Septembre%202015.pdf

⁷⁶ 見習自身ではなく企業向けの措置である。税額控除は毎年行われ、企業が通常負担する雇用コストからその金額が差し引かれる。

⁷⁷ <http://www.patrimoine-vivant.com/en>

はフランス政府が FUI を通じて拠出したものである。これらプロジェクトの R&D 費は総額 60 億ユーロ弱に上り、1 万 5,000 人近い研究者が関与した⁷⁸。

2.7.3 街づくり・地域おこしに対する支援

ウェブサイト等の公開情報を調査した限り、中小企業を対象とする街づくり支援策に関する情報は得られなかった。

地域おこしに対する支援としては、2.5.4 参照。

2.7.4 NPO 支援

NPO の所管省庁は、NPO の活性化と発展を支援することを目的に、2005 年 12 月 30 日付法律第 2005-1795 号により設立された、国民教育・青少年・アソシアシオン活動省の青少年・国民教育・アソシアシオン活動局 (DJEPVA) である⁷⁹。

国民教育・青少年・アソシアシオン活動省は、NPO に関する法令・NPO の横断的組織等について、ウェブサイト进行、NPO に対して情報提供を行っている⁸⁰。

また、NPO による雇用およびボランティアの職業訓練のため、以下の政策がある。

- ・ FONJEP (青少年および民衆教育基金)

青少年および民衆教育基金に基づき、国が、3 年間 NPO 正社員の給与相当額の補助金を交付する⁸¹。

- ・ アソシアシオン活動発展基金 (Fonds pour le développement de la vie associative : FDVA)

FDVA はアソシアシオンの発展を全国・地域圏レベルで支援する財政メカニズムで、都市・青少年・スポーツ省の管轄下で運営されている⁸²。

- ・ CRIB (ボランティア資料情報センター)

国民教育・青少年・アソシアシオン活動省大臣が、既存の NPO を「ボランティア資料情報センター」に認定する。「ボランティア資料情報センター」に認定された NPO は、他の NPO に対して、NPO の運営について、アドバイスを提供する役割を担う⁸³。

- ・ DDVA (アソシアシオン活動代表)

アソシアシオン活動代表は、1999 年 12 月 22 日に設立された組織で、ボラン

⁷⁸ <http://competitivite.gouv.fr/>
<http://competitivite.gouv.fr/les-brochures-de-presentation-des-poles/french-poles-de-competitivite-clusters-serving-business-and-job-growth-787.html>

⁷⁹ <http://www.associations.gouv.fr/>

⁸⁰ <http://www.associations.gouv.fr/>

⁸¹ <http://www.fonjep.org/Accueil/Accueil.aspx>

⁸² <http://www.associations.gouv.fr/10748-fdva-le-lancement-de-la-campagne.html>

⁸³ <http://www.associations.gouv.fr/229-crib-centre-de-ressources-et-d.html?Valider=OK>

ティアおよびNPOのリーダーを育成する役割を担う⁸⁴。

- ・ MAIA (アソシアシオン受付情報ミッション)

アソシアシオン受付情報ミッションは、県知事の下に組織される機関で、地方のNPOを支援する役割を担っている。

- ・ 補助金の交付

国および地方政府は、NPOの申請を審査した上で、使途を限定することを条件に、NPOに対する補助金を交付する場合がある。

- ・ 青少年・民衆教育基金 (Le fonds de coopération de la jeunesse et de l'éducation populaire : FONJEP)

アソシアシオンが雇用する正社員への給与支払いを円滑にするため、同基金を通じてアソシアシオンに補助金を交付している⁸⁵。

<国民教育・青少年・アソシアシオン活動省による、NPOに対する情報提供のウェブサイト (CDVA, CRIB, DDVA, MAIA, FONJEPに関する説明部分) >

<http://www.associations.gouv.fr/367-le-soutien-a-l-emploi-associatif.html#ancree3>

<首相直属の法律行政情報局 (DILA) が提供するウェブサイト (NPOに対する補助金に関する説明部分) >

<http://vosdroits.service-public.fr/associations/F3180.xhtml>

2.8 中小企業の国際化支援 (海外投資支援、貿易の振興、情報提供、その他)

2.8.1 海外投資支援

これまでは貿易保険会社のCOFACE (コファス、かつての国有企業で現在は民営化されている) が政府の代わりに公的な輸出信用保証を提供してきたが、COFACEは2015年7月末、この業務をBpifrance エクスポート (Export) に移管することで政府と合意した。移管は2016年前半に行われる予定。以下は2015年10月時点での状況についての情報である。

COFACEは1946年の設立以来、フランス政府に代わって輸出信用保険を提供してきた。prospecting insurance や保証の保護なども行っている。現在は政府保証付き保険の顧客のうち9割強は中小企業で、中小企業専門のチームを抱える。COFACEはあらゆる規模の企業に保証を提供するだけでなく、零細・中小企業向けに、政府が保証する数々の製品を用意している。

⁸⁴ <http://www.associations.gouv.fr/112-ddva-delegue-departemental-a-la.html>

⁸⁵ <http://www.associations.gouv.fr/367-le-soutien-a-l-emploi-associatif.html#ancree5>

2.8.1.1 輸出信用保険

- ファースト・ステップ・マーケット・サーベイ保険
 零細・中小企業向けの具体的で簡素化された固定金利の製品である。零細・中小企業の年商が 5,000 万ユーロに満たず、輸出売上高（税金除く）が 20 万ユーロ未満か全売り上げに占める割合が 10%未満であることを条件に、あらゆるセクターの企業が保証を受けられる。企業は会計年度 3 年目の終了時点で、契約期間中における 3 年間の輸出売上高の 1 割分を上限に返済する。支払い不足分は損金処理される⁸⁶。
- 為替リスク契約保険
 これは競争の欠如により為替リスク交渉を伴う契約の恩恵を受けられないか、あるいは交渉の結果、ユーロ以外の外貨で取引を行わなければならない中小企業向けの製品である。保証されるのは、米ドルまたは英ポンドで 1,500 万ユーロ相当までの取引である⁸⁷。
- 「イージーライナー (EasyLiner)」
 国内または海外における企業間取引の売上が 750 万ユーロ未満の中小企業向け保険スキームで、無担保債権の 90%保証を含む信用保険を提供している⁸⁸。
- 「トレードライナー (TradeLiner)」
 イージーライナーに似た保険スキームで、比較的規模が大きく企業間取引の売上が少なくとも 700 万ユーロの中小企業向けである⁸⁹。

イージーライナーとトレードライナーは共に、政府の代わりに公的な輸出信用保証を提供する COFACE が運営している。なお COFACE は 1994 年に民営化されており、輸出信用保証業務についても 2016 年前半に Bpifrance エクスポート (Export) に移管されることになっている (2.8.1 参照)。

2.8.1.2 市場開拓融資 (l'Avance Prospection)

COFACE による市場開拓融資は、企業の支払不能に備えることで、市場開拓の失敗をカバーすることを目的とする融資制度である。対象は、売上が

⁸⁶

<http://www.coface.fr/Actualites-Publications/Actualites/Rapport-d-activite-garanties-publiques-2014>

⁸⁷<http://www.coface.fr/Actualites-Publications/Actualites/Rapport-d-activite-garanties-publiques-2014>

⁸⁸<http://www.coface.fr/L-offre-Assurance-credit-entreprise/Assurer-mes-ventes-grace-a-l-assurance-credit/Easyliner-Assurance-credit-dediee-aux-PME>

⁸⁹

<http://www.coface.fr/L-offre-Assurance-credit-entreprise/Assurer-mes-ventes-grace-a-l-assurance-credit/Assurance-credit-pour-les-PME-et-ETI-TradeLiner>

1.5 百万～500 百万ユーロの企業である。対象となる企業は、市場開拓保証の保証対象金額の範囲内で、銀行から借入れをすることができる⁹⁰。

<COFACE のウェブサイト（市場開拓保証に関する説明部分）>

http://www.coface.fr/CofacePortal/FR_fr_FR/pages/home/pp/assurprospection

2.8.1.3 投資保証 (l' Assurance Investissement)

COFACE による投資保証制度は、海外投資を行う企業が負う海外の政治的リスク（権利行使ができない、資産の全部または一部の毀損、企業の完全な機能停止、司法機関の機能停止等）を軽減することを目的とする保証制度である。COFACE は、通常、投資額の 95%を保証する。海外投資を行う企業が COFACE へ支払う保険料は、国、投資の特徴、保険対象となる危険によって異なる。また、企業は、支払条件、保険期間（3～20 年）等を選択できる。

<COFACE のウェブサイト（投資保証に関する説明部分）>

<http://www.coface.fr/Garanties-publiques/Reussir-un-investissement-a-l-etranger>

2.8.1.4 輸出への融資 (Bpifrance Prêt Export)

Bpifrance が中小企業および中堅企業 (ETI) に向けて提供する融資で、従業員数 5,000 人以下で設立 3 年以上、海外事業の開発に投資していることが条件である。非物質的コスト（デザイン、見本市への参加、製品適合など）や少額投資（原材料など）にも適用可能である。融資額は 3 万～500 万ユーロで返済期間は 2 年間⁹¹。

2.8.1.5 ラベリザシオン (Labellisation)

ビジネスフランスによる「ラベリザシオン (Labellisation)」は、企業が「フランス」ブランドの下で少なくとも 5 社向けのイベントおよび渡航を手配できるイニシアティブである。中小企業を中心にどの企業にも適用され、海外や国内で自社製品をアピールできる機会となる。プロジェクトがビジネスフランスに許可されると、同機関はフランスブランドの影響力を最大化するため、当該プロジェクトおよび関連企業の広報活動を手助けする⁹²。

ビジネスフランスは海外で開催される見本市への企業の参加・渡航を手配する。一部は中小企業のみが対象である⁹³。

⁹⁰ http://www.coface.fr/CofacePortal/FR_fr_FR/pages/home/pp/assurprospection

⁹¹ <http://pde.bpifrance.fr/>

⁹² <http://export.businessfrance.fr/prestations/offres-partenaires/labellisation.html>

⁹³

<http://export.businessfrance.fr/prestations/contact/salons-et-rencontres-BtoB/rencontres-d-affaires-sectorielles.html>

2.8.2 情報提供

中小企業の国際化支援のための情報提供は、ビジネスフランスによって行われている。

ビジネスフランスは世界 70 か国に在外事務所を構え、フランス国内ではパリのほか各地域圏に拠点を置く。中小企業に対し、助言や海外での紹介サービス、橋渡し支援（プレス窓口や産業界のリーダーなど）を提供している⁹⁴。

ビジネスフランスのデータベース「PROAO」は 200 万件以上のプロジェクトを網羅し、世界中の入札参加者募集を確認できる。このデータベースは情報を集めるため、毎日 1 万 5,000 件のウェブサイトをチェックしている⁹⁵。

他のサービスとしては、中小企業向けに限らず、輸出や海外に関する助言を得られる 24 時間の規制ホットラインなどがある⁹⁶。

2.8.3 その他

2.8.3.1 企業向け国際ボランティア制度（VIE）

ビジネスフランス（Business France）が行う企業向け国際ボランティア制度は、2000 年 3 月 14 日付法律に基づき、中小企業の海外進出にともなう人材採用・派遣コスト軽減を目的として、発足した。

企業向け国際ボランティアに登録している、社外の 18 歳から 28 歳の若者が 6 か月～24 か月（条件により、さらに 1 回更新可）、海外にある中小企業（EU の定義による）、その他自由職業で輸入を行う特定の組織に派遣される。

企業向け国際ボランティア制度は、ボランティアとビジネスフランスとの間の契約に基づくため、労務事務管理、法的管理は、派遣先企業ではなく、ビジネスフランスに一任される。また、ボランティアに対する報酬（輸出税に含まれると解釈される）は、派遣先企業に課される税額控除の対象となる。

また、地方レベルでは、派遣の交通費、ビザ取得費用その他の費用について、地方ごとに支援策がある。例えばイル・ド・フランス地方では、費用の 40%が補助される⁹⁷。

⁹⁴

<http://www.bpifrance.fr/Bpifrance/Nos-partenaires/A-l-international/Label-Bpifrance-Export/Business-France>

⁹⁵<http://export.businessfrance.fr/prestations/conseil/projets-appels-d-offre/projets-et-appels-d-offre.html>

⁹⁶<http://export.businessfrance.fr/prestations/conseil/droit-reglementation/hotline-reglementaire-et%20juridique.html>

⁹⁷ <http://export.businessfrance.fr/formule-vie/solutions-pme-pmi.html>

2.9 中小企業に関する雇用・労働対策（雇用上の特例、その他）

2.9.1 雇用上の特例

中小企業に適用される雇用上の特例として、以下の制度がある。

2.9.1.1 社会保険料の減額

政府は 2012 年、全企業を対象に 2007 年に導入された超過勤務手当に対する所得税免税および社会保険料の軽減制度を廃止した。これに伴い、すべての超過勤務手当が所得税・社会保険料の対象となったが、従業員数が 20 名以下の雇用主に限り、超過勤務手当から 1 時間当たり一律 1.5 ユーロの控除を受けることができる⁹⁸。

個人事業者も家族手当の保険料減免を享受できる⁹⁹。

2.9.1.2 配置転換契約（GRP）

雇用保障：「2013 年 6 月 14 日雇用安定化法（LOI n° 2013-504 du 14 juin 2013 relative à la sécurisation de l'emploi）」は従業員数 50 人以上のすべての企業に適用され、経済的理由から 10 人以上の従業員の雇用を打ち切ることを決めた場合は「雇用保護計画（Plan de Sauvegarde de l'Emploi : PSE、従来の「社会計画」）」を策定しなければならない。現在は政府が整理解雇手続きと PSE の内容の管理を担っており、雇用主が従業員を解雇する前にこれを検証・承認しなければならない¹⁰⁰。

2.9.2 その他

2.9.2.1 企業における労働時間の改正に関する法律

中小企業に対しても、週 35 時間労働が適用される。給与、労働時間および雇用促進に関する法律（2003 年 1 月 17 日付法律第 2003-47 号）（通称「フィヨン法」）に基づき、週 35 時間労働、最長労働時間、残業時間枠、時間外労働に対する割増賃金、法定代休制度が定められている。

ただしその後、企業における労働時間の改正に関する法律（2005 年 3 月 31 日付法律第 2005-296 号、いまだ有効）により、フィヨン法の一部が緩和されている。具体的には、労働時間貯金制度（Compte Epargne Temps）により、代休や時間外労働の労働時間を貯蓄し、休暇または現金を与えることが可能になった。

⁹⁸

<https://www.urssaf.fr/portail/home/employeur/beneficiaire-dune-exoneration/exonerations-generales/la-d-education-forfaitaire-patrona/limites-et-conditions-dapplicati.html>

⁹⁹

<https://www.urssaf.fr/portail/home/independant/je-beneficie-dexonerations/modulation-de-la-cotisation-dall.html>

¹⁰⁰ Loi no 2013-504 du 14 Juin

2013 <http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000027546648>

また、労使協定の定めにより、法定残業時間の 220 時間を超えた残業を行うことが可能になった¹⁰¹。

<フランス法令情報 (legifrance) のウェブサイト (企業における労働時間の改正に関する法律) >

<http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000810155&fastPos=1&fastReqId=1207435449&categorieLien=cid&oldAction=rechTexte>

2.9.2.2 零細・中小企業の雇用を優先課題とするイニシアティブ

バルス首相は 2015 年 6 月、政府による 2015 年の新たな措置として零細・中小企業の雇用を優先課題とするイニシアティブを発表した。この計画では以下を含む 18 の措置が挙げられ、いずれも早急に導入される予定である¹⁰²。

- -零細企業が最初の従業員を採用する際に 2 年間で 4,000 ユーロを助成
- -労働審判所に提訴された雇用主に科せられる罰金に上限を設定 (差別など重大なケースを除く)
- -課税分岐点の緩和: 従業員数が課税分岐点 の 11 人、20 人、50 人を上回った企業は通常、直ちに上の課税帯が適用されるが、これに 3 年間の猶予

2.10 中小企業の組織化およびネットワーク化への支援 (商工会議所、協同組合、ネットワーク支援、その他)

Bpifrance は「Aide aux Projets Collaboratifs (共同プロジェクト支援)」を通じて、研究機関と共同 R&D を実施したい企業に資金援助を提供している。対象は中小企業に限らず、あらゆる規模の企業に適用される¹⁰³。

2.10.1.1 カルノー研究所群 (Association des Instituts Carnot : AIC)

総勢 1 万 9,000 人の研究員を抱える 34 の研究機関のグループで、中小企業を含む様々な規模の企業と、公的なラボや研究センターによる研究の連携を促進するのが目的である。AIC の一部であるフランスの主な研究機関 (CEA、CNRS、ONERA など) は、中小企業および中堅企業 (ETI) 向けのプログラムを開発して

¹⁰¹ Loi no 2005-296 du 31 mars

2005 <http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000810155&fastPos=1&fastReqId=1207435449&categorieLien=cid&oldAction=rechTexte>

¹⁰²

<http://www.gouvernement.fr/l-emploi-dans-les-tpe-et-les-pme-c-est-la-priorite-du-moment-c-est-l-essentiel-2345>

¹⁰³ <http://www.bpifrance.fr/Toutes-nos-solutions/Aide-aux-projets-collaboratifs>

いる¹⁰⁴。

2.10.1.2 技術移転促進機構 (Les Sociétés d' Accélération du Transfert des Technologies : SATT)

公的研究機関の研究成果を産業界が利用できるよう移転手続きの迅速化を目指す新たなグループである。大学や研究機関と連携しながら、実際の産業利用を促すためにプロジェクトが成熟段階に入った時点で投資する財政手段を備える。SATTはBpifranceと協力し、全国規模または特定の地域圏で中小企業・中堅企業(ETI)間のパートナーシップ構築を促すとともに、新技術を開発する企業が資金を得られるようにする¹⁰⁵。

2.10.1.3 契約研究会社 (Les Sociétés de Recherche sous Contrat : SRC)

SRCおよびその団体ASRCは、カルノー研究所群やSATTとは異なり民間機関である。その目的は、メンバー(科学・技術系の大企業)のR&D技術を中小企業や中堅企業(ETI)、大企業に提供することにある。ニーズに応じて専門知識と技術のどちらも提供することが可能¹⁰⁶。

2.10.1.4 フランス商工会議所 (CCI de France)

フランス商工会議所(CCI de France)とCCIの海外部門である在外フランス商工会議所(CCIFE)は、ネットワークの機会を国内外で積極的に提供している。第2.3項を参照のこと¹⁰⁷。

2.10.1.5 手工業・工芸会議所 (l'Assemblée permanente des chambres de métiers et de l'artisanat : APCMA)

手工業者の利益を代表・促進する業界団体の全国連合会で、地域圏の関連団体と連携しながら、この分野の小規模企業を束ねその重要性を高める様々な活動に取り組んでいる¹⁰⁸。

2.10.1.6 中小企業協定 (Pacte PME)

国有・民間の大企業54社、40の職能団体、競争力拠点(pôles de compétitivité)から成る協会で、中小企業が中堅企業(ETI)に成長できるよう促すのが目的であ

¹⁰⁴ <http://www.instituts-carnot.eu/en>

<http://www.inria.fr/actualite/actualites-inria/e-commerce-vers-des-paiements-encore-plus-securises>

¹⁰⁵ <http://www.satt.fr/>

<http://www.bpifrance.fr/Bpifrance/Nos-partenaires/Reseaux-d-accompagnement-a-l-innovation/Reseaux-d-accompagnement-a-l-innovation/Les-societes-d-acceleration-du-transfert-de-technologie>

¹⁰⁶ <http://www.satt.fr/>

¹⁰⁷ <http://www.cci.fr/%20><http://www.ccifrance-international.org/>

¹⁰⁸ <http://www.artisanat.fr/tabid/158/default.aspx>

る。現在、以下の2種類のプログラムが進行している。

- イノベーションのポータルサイトを通じ、大企業が適切なイノベーションを有する中小企業にアプローチできるようにする。
- 中小企業の事業を国内外で強化するための積極的な取り組み。大企業のメンバーと中小企業の間で行われたビジネスの量と、メンバーではない大企業と中小企業の間で行われたビジネスの量を比較した報告書が毎年公表される

109。

図表 1 2012年度の全国協同組合団体(GNC) (当時)の構成員

組織分類	組合員数	組合数	従業員数	経済指標 (売上) 単位: 別途単位がない限り、 億ユーロ
農業協同組合 手工業協同組合	農業従事者の3/4 58,000	3,000 支部: 1,500 農機具の使用の協 同組合 (CUMA): 12,500	150,000 (連結) 4,700	80 (連結) 1.2
商業協同組合 消費者協同組合	29,748 332,600	75 34	452,762 11,741	売上: 118.53 店舗数: 38,145 ブランド: 143 2.6
教育 (学校組合) 住宅 (HLM)	4,560,000 54,000	50,000 地域のアソシエシ オン数: 101	119 934	— 0.162
共有協同組合 漁業協同組合	1,650 16,800	1,600 140	7,000 1,800	0.13 1.2
SCOP	22,016	1,925	40,424	3.9
社会的共通益協同組合 (SCIC) 運輸	団体の40% 846	158 47	10 1,738	10,800ユーロから 1,500,000ユーロ 0.147
協同組合金融 BPCEグループ	7,700,000	バンク・ポピュ レール: 20 ケース・デパー ニュ: 17 フェデラシオン・ ナショナル: 2 支店: 8,200	127,000	貸借対照表: 1.029 顧客数: 37百万
Credit Cooperatifグループ	48,000	関連銀行: 14 支店: 72	1,968	貸借対照表: 11.58 顧客数: 323,700
Credit Agricole	6,500,000	地方銀行: 2,540 地域銀行: 39 支店: 11,500	160,000	貸借対照表: 1,694 顧客数: 59百万
Credit Mutuel	7,400,000	窓口: 5,831	72,465	貸借対照表: 579,038 顧客数: 23.3百万

出所: Coop France のウェブサイト

<http://www.entreprises.coop/images/documents/outilscom/panorama2014-web.pdf> See page 34

¹⁰⁹ <https://www.pactepme.org/association>

2.11 小規模事業者対策

現在、零細企業は個人事業主やフリーランサーの「個人事業主制度 (auto-entrepreneur)」と「零細企業 (Très Petites Entreprise : TPE)」の2種類に分かれている。ただオートアントルプルヌールは2016年以降、「小規模事業者制度 (micro-entrepreneur)」に改称される予定となっており、同時にすべての個人起業家にマイクロ企業向けの法律が適用される見込みである。これは「2014年6月18日手工業・商業・零細企業法 (ACTPE)」が施行されるため、税金その他の法改正についてはCCIの小規模事業者制度向けガイドで詳細を確認できる。ACTPEのウェブサイトでも、最新の変更点がすべて詳しく説明されている¹¹⁰。

個人事業主制度：政府は個人事業主制度の専用ポータルサイトを設立した。どうすれば個人事業主制度になれるかという情報を提供しているだけでなく、個人事業主制度としての登録や収入の申告、手数料の支払いといった正式な手続きの多くもオンラインで済ませられる¹¹¹。

2.11.1 フィヨン社会保障費減額制度の強化

企業の社会保障費負担を定めた社会保障法第241-13条は、2003年1月17日に改正され、失業者対策を行う企業の社会保障費負担は、最大でSMIC（法定最低賃金）の26%減額がされることを定めた。（当該減額措置を、通称「フィヨン社会保障費減額」という。）

その後、2007年予算法において、小規模企業の社会保障費の経営者負担を軽減することを目的として、従業員数が19人以下の小規模企業の社会保障減額率は、フィヨン社会保障費減額措置に上乗せされ、最大28.1%になった。当該上乗せ減額措置は、2007年7月1日から適用されている。減額率は2015年1月1日付で27.95%になった¹¹²。

<経済・財政・産業省の商業・手工業・サービス業・自由業局が提供するウェブサイト（フィヨン減税に関する説明部分）>

<https://www.urssaf.fr/portail/home/employeur/beneficier-dune-exoneration/exonerations-generales/la-reduction-generale.html>

¹¹⁰ <http://www.economie.gouv.fr/cedef/auto-entrepreneur>
<http://www.cci.fr/web/auto-entrepreneur/guide-micro-entrepreneur>
<https://www.apce.com/pid186/espace-createur.html?espace=1>

¹¹¹ <http://www.lautoentrepreneur.fr/>
¹¹²

<https://www.urssaf.fr/portail/home/employeur/beneficier-dune-exoneration/exonerations-generales/la-reduction-generale.html>

2.11.2 零細企業協定 (convention TPE)

Bpifrance は 2015 年初め、TPE および中小企業と新たな協定を結んだ。これにより、バンク・ポピュレールの国内支店網を通じて Bpifrance の保証を受けられるようになり、TPE は借入れが容易になった。融資の上限は 10 万ユーロから 20 万ユーロに引き上げられ、事業の設立から開発、キャッシュフローの強化まで様々な段階で利用できる¹¹³。

2.11.3 ADIE (Association pour le Droit à l'Initiative Economique、経済的なイニシアティブへの権利のためのアソシアシオン)

小規模企業を振興するアソシアシオンで、全国に支部を構えるほかホットラインを通じて助言や融資を提供している。融資は最大 1 万ユーロのマイクロクレジットか、3,000 ユーロの無担保ローンの形を取る。また保険大手のアクサや Macif と提携し、マイクロ起業家の保険を支援している¹¹⁴。

2.11.4 起業支援機構 (Agence Pour la Création d'Entreprises : APCE)

2.3.1 参照¹¹⁵。

2.12 マイノリティ・女性に関する支援

ウェブサイト等の公開情報を調査した限り、中小企業を対象とするマイノリティ支援策に関する情報は得られなかった。

2.12.1 女性に関する支援策

女性経営者向け融資に対する債務保証制度 (Fonds de Garantie à l'Initiative des Femmes, FGIF) がある¹¹⁶。同制度の目的は、女性による起業、企業買収および発展を支援することにある。融資の期間は 2~7 年で、最低金額は 5,000 ユーロ。7 月 1 日以降は、上限が 1 社当たり 4 万 5,000 ユーロに設定された。5 年以上にわたり事業を行っていることが条件で、通常は融資の最大 70% が保証される。

<FGIF に関するウェブサイト>

<http://www.apce.com/pid2742/fgif.html>

<フランスアクティブ保証のウェブサイト>

<http://www.franceactive.org/default.asp?id=7>

¹¹³

<http://www.bpifrance.fr/Vivez-Bpifrance/Actualites/Financement-des-TPE-et-PME-BPCE-et-Bpifrance-renforcent-leur-partenariat-9584>

¹¹⁴ <http://www.adieconnect.fr/>

¹¹⁵ <http://www.apce.com/pid186/espace-createur.html?espace=1>

¹¹⁶ <http://www.apce.com/pid2742/fgif.html>

2.12.2 若者に対する支援策

2.12.2.1 Cap' Jeunes

起業したい 26 歳未満の若者を対象とするイニシアティブである。フランス国鉄 (SNCF) やカルフル (Carrefour)、EDF をはじめとする大企業が資金を提供している。最大 2,000 ユーロの資金のほか、フランス・アクティブ (France Active) の専門家を通じて助言を提供している¹¹⁷。

2.12.2.2 「Agir pour la jeunesse」計画

政府の「Agir pour la jeunesse」計画および有限責任個人企業 (EIRL) 法により、若者は 16 歳から起業できるようになった¹¹⁸。

2.13 セーフティネット

2.13.1 倒産防止

倒産防止策として、以下の制度がある。

2.13.1.1 企業信用の仲裁制度 (Médiation du Crédit aux Entreprises)

信用仲裁制度は、2008 年 10 月 27 日に、経済・産業・雇用省大臣によって設立された、公的仲裁制度である。融資の弁済に困難を抱える企業を支援することを目的とする。仲裁廷長は、デクレにより任命される。対象者は、すべての手工業者、商人、企業経営者である。非公開手続きで企業の資金問題解決と、銀行との関係構築を図ることができる。年次報告書によると、2008 年から 2014 年末までにかけて 4 万 5,396 件の案件が付託され、うち 61%が和解に至った。また 36 万 1,202 人の雇用が守られた¹¹⁹。

2.13.1.2 商法上の倒産予防手続

商法第 6 編に定められた倒産予防手続きとして、以下の 3 つがある。これらの手続きは、いずれも中小企業に限らず適用される。

- ①事業救済手続き (sauvegarde des entreprises) (2005 年 7 月 26 日付法律第 2005-845 号に基づく)
- ②特別管理人 (mandat ad'hoc) による手続き
- ③調停人 (conciliateur) による調停手続き (倒産予防と和解的整理に関する 1984

¹¹⁷ <http://www.franceactive.org/default.asp?id=3130>

¹¹⁸ <http://www.jeunes.gouv.fr/interministeriel/emploi-1004/entrepreneuriat/article/statut-d-auto-entrepreneur>

¹¹⁹ <http://www.economie.gouv.fr/mediateurcredit/accueil>

http://www.economie.gouv.fr/files/files/directions_services/mediateurcredit/pdf/RapportAnnuel_MDC_2014.pdf

年法に基づく)

上記の①事業救済手続きは、企業による申立により開始する裁判上の再生手続きである。当該手続きは、経営の困難に直面している企業の事業継続を目的とする。

対象は、商業、手工業、農業、自由業（自然人または法人）等で、支払停止に至らない、支払困難な状態にある企業である。原則として、6か月間の観察期間を設け、再建計画を策定する。観察期間中は、締結済み契約の履行、一部債務の弁済禁止などの措置が取られる。2008年8月4日付経済現代化法により、事業譲渡を容易にするため、一部改正された。

上記の②特別管理人、③調停人による倒産予防手続きは、いずれも、企業の任意的申立にもとづき開始される。申立後、②特別管理人、③調停人が、商事裁判所長により指名される。②特別管理人、③調停人による倒産予防手続きの目的は、いずれも、支払困難な状態にある会社の債務の弁済について、会社および会社債権者との間で合意を形成することにある。

②特別管理人は、アドバイザー的な役割に過ぎず、会社および会社債権者の行為に対する法的拘束力はない。他方、③調停人による手続き中は、破産申立が禁止される。また、調停人が作成した、会社および会社債権者間の債務弁済合意は、裁判所長によって承認（合意内容が公開されないの場合）または認可（合意内容が公開される場合）されれば、合意した当事者に対する法的拘束力が付与される。

活動期間は、②特別管理人については、法定活動期間の定めはなく、裁判長が決定する。更新回数の限定はない。他方、③調停人は、4か月間の法定活動期間が定められており、1回、1か月間に限り、更新することができる。

<パリ市商事裁判所書記局のウェブサイト（特別管理人、調停人の説明）>

http://www.greffe-tc-paris.fr/prevention/mandat_conciliation.htm

企業保護に関する 2005 年 7 月 26 日法第 2005-845 号¹²⁰

2.13.1.3 有限責任個人企業 (entreprise individuelle à responsabilité limitée : EIRL)

2011年1月から、自営業者や手工業者、自由業に従事する者は売り上げ規模に関係なく EIRL を設立できるようになった。これは個人起業家に対し有限責任の地位を保障するのが目的である。EIRL でない起業家は債務不履行に陥った場合に全責任を負うリスクにさらされるが、EIRL の形式を取れば自身の不動産の一定割

¹²⁰ Loi no 2005-845 du 26 juillet 2005

<http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000632645&categorieLien=id>

合を職業的活動に移すことができ、金銭的問題が発生した場合でも債権者は職業的活動用の不動産にしかアクセスできない¹²¹。

2.13.2 更生手続き

企業の更生手続きとして、以下の更生手続きおよび保護制度がある。

2.13.2.1 商法の裁判上の更生手続き (redressement judiciaire)

商法で規定される裁判上の手続きは、事業活動の継続および雇用の維持を目的として、債務弁済計画を策定する手続きである。対象は、支払停止に至った企業である。観察期間経過後、会社の売却、事業の継続、または清算のいずれかの措置がとられる。

<フランス法令情報 (legifrance) のウェブサイト (商法第 6 編第 3 章 (裁判上の更生手続き) 該当部分) >

<http://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?idArticle=LEGIARTI000019984167&idSectionTA=LEGISCTA000006146111&cidTexte=LEGITEXT000005634379&dateTexte=20110205>

2.13.2.2 第 2 のチャンス

2013 年 9 月から、過去 3 年で初めて破産した起業家は新たな会社を興す際に一定の条件下で融資にアクセスできるようになった。それまでは、すべての破産者は個人の銀行記録に「040」のコードが与えられ、中銀のフランス銀行により再度の起業に対する融資が認められていなかった¹²²。

政府は法律面および「零細・中小企業の雇用支援 (Tout Pour l'Emploi dans les TPE et les PME)」の一環として、何を失敗と定義し、またどのような場合に第 2 のチャンスを与えるべきかについて、現在も検討を進めている¹²³。

2.13.2.3 個人経営者保護

商法第 526-1 条～3 条において、個人経営者およびその配偶者の保護制度が規定されている。個人経営者が、居住用不動産を差押の責任財産から除外する旨を登記した場合、事業に対する債権者に対抗できる。この場合、居住用不動産を売却

¹²¹ <http://www.eirl.fr/>

¹²²

<http://www.lefigaro.fr/societes/2013/09/07/20005-20130907ARTFIG00296--partir-de-lundi-les-patrons-qui-ont-echoue-ne-seront-plus-fiches.php>

¹²³

http://www.gouvernement.fr/sites/default/files/document/document/2015/06/dossier_de_presse_tout_pour_lemploi.pdf

した対価についても、一定の条件の下、差押の責任財産から除外することができる。

＜フランス法令情報 (legifrance) のウェブサイト (商法第 526-1 条～526-5 条 (個人経営者保護該当部分)) ＞

<http://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?idArticle=LEGIARTI000019287872&idSectionTA=LEGISCTA000022356927&cidTexte=LEGITEXT000005634379&dateTexte=20110205>

2.13.3 災害対策

災害対策として、自然災害 (CatNat) 保険がある。同保険は、1981 年のサオーヌ川およびローヌ川洪水を受けて制定された、1982 年 7 月 13 日付自然災害被害者補償に関する法律に基づく制度である。従来保険対象外だった自然災害を、保険対象に含めることを目的とする。

対象者は、損害保険または事業損害保険に加入する自然人および法人で、民間保険会社の物的保険に加入すると、自然災害 (暴風、サイクロン、洪水、雪崩等) に対する保険が自動的に付帯される。自然災害 (CatNat) 保険には、政府の再保険機構の再保険が付されている。

＜自然災害 (CatNat) 保険のウェブサイト＞

<http://www.catnat.net/index.php>

＜フランス法令情報 (legifrance) のウェブサイト (保険法の自然災害の再保険に関する部分) ＞

http://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do;jsessionid=A76BAA28D49CA446FD4AA371705CED11.tpdjo11v_1?idSectionTA=LEGISCTA000006188356&cidTexte=LEGITEXT000006073984&dateTexte=20080505

2.14 中小企業の特徴と課題 (資金調達、人材育成、その他)

2.14.1 特徴

フランスにおける特徴的な中小企業施策として 2 点挙げる。

- ・個人事業主制度 (auto-entrepreneur) (2.5.1.1 参照)

当該制度は会社運営手続きの簡素化、手工業、自由業を開始する自然人の負担する費用軽減を目的として創設され、2009 年 1 月 1 日から施行されたものである。対象は、18 歳以上で、2009 年 12 月からは、公務員も対象となった。税金および費用の支払が簡素化され、自由度が増した。簡単な申請のみで設立でき、登記は不要と

されている。

個人で事業を行う場合の法人形態 (*travailleur indépendant*) が既にあるにもかかわらず、新たな個人事業主制度を創設し、法人格と納税形態の選択肢を増やすことで、自分の業種や収入に適した制度を選択できる点がユニークで特徴的であると考えられる。

- ・国際中小企業協定 (*Pacte PME International*) (2.8.2 参照)

当該制度は、2009年3月4日に、中小企業と大企業の相互補完、成長の促進、海外進出の強化を目的として創設されたものである。大企業および政府機関ならびに中小企業のマッチングを行うことで、大企業および政府機関が海外進出をする際、中小企業を巻き込み、商機を与えることを可能にしている。

この施策については、大企業と過去に取引がなく、これから海外進出を目論む中小企業に対して、大企業との取引および海外進出という2つの機会を与える点が特徴的である。また、協定のメンバーに、大企業のみならず、公的機関が加わっていることにより、単なる商談と異なるサポート体制があることが、特徴的である。

2.14.2 課題

OSEOの年間報告書 *Rapport Annuel 2009* 「2010年の展望」によれば以下の課題が指摘されている。

イノベーション支援については、健康・環境・デジタル経済等の分野での産学連携の強化が課題である。国際化支援については、EUが共同で行う融資を受けるフランス企業数を倍増させることが課題である。保証について、2009年～2010年にかけては、経済危機に対応することが最優先課題であったが、2010年以降は、投資・イノベーション・国際的発展に対する保証を行うことが課題である。

中小企業の現状に関する *Bpifrance* の年次報告書 (2014年版) によると、セクター内の業績はまだら模様である。零細・中小企業の中には各数値が下向き、先行きに慎重になっているものもあれば、R&Dやイノベーション活動を活発に行い、輸出を増やし、公共調達における地位を高めているものもある。ただセクター全体としては、雇用 (優秀な人材の確保)、官僚的手続き (政府が求める要件や資金へのアクセスの問題)、R&D投資 (欧州の競合に比べ低調)、フランス経済全般の脆弱さ (投資を阻害している) といった試練になお直面している¹²⁴。

124

<http://www.bpifrance-lelab.fr/Ressources/Ressources-Bpifrance-Le-Lab/Annual-Report-on-SME-Trends-2014>

2.15 国と地域間の中小企業施策立案および中小企業支援に関する連携

2.15.1 地域圏

各地域圏は過去 10 年余りの間に、フランスでの役割を強めてきた。「2002 年 2 月 27 日法」および「2004 年 8 月 13 日法」の施行を受け、経済開発や地域計画の分野で果たす責任は大きくなっている。地域圏は現在、以下について責任を有する¹²⁵。

- -起業に地域圏内への移転を促すための資金援助（直接か間接かは問わない）の管理
- -地域交通の管理とインフラ助成への参加
- - インフラ開発と地域圏の将来的な発展計画である「国・地域圏計画契約（Contrat de plan Etat-Région : CPER）」における権限の拡大
- -専門能力の継続的開発と見習制度の系統化

地域圏政府は「2014 年 1 月 27 日法」により、圏内のデジタル化プログラム、欧州プログラムの管理、「地域圏の持続的な開発」計画に基づく広範囲の政策についても責任を与えられた。

身近な民主主義に関する 2002 年 2 月 27 日法第 2002-276 号 (Loi n° 2002-276 du 27 février 2002 relative à la démocratie de proximité:)¹²⁶

地方の自由と責任に関する 2004 年 8 月 13 日法第 2004-809 号 (LOI n° 2004-809 du 13 août 2004 relative aux libertés et responsabilités locales)¹²⁷

地方公共活動の刷新およびメトロポールの確立に関する 2014 年 1 月 27 日法第 2014-58 号 (LOI n° 2014-58 du 27 janvier 2014 de modernisation de l'action publique territoriale et d'affirmation des métropoles)¹²⁸

2.15.2 地域イノベーション・ネットワーク

フランスの地域圏は今では自前の開発局を有し、中小企業が地域特有のセクターや機会、問題に取り組めるよう独自の支援計画を策定している。全部で 22 の地域イノベーション・ネットワークが設立され、それぞれ独自の戦略を持っている。地域イノベーション・ネットワークは通常、中小企業やスタートアップ企業を含む企業へのサービスを調整する専門チームから成る。このチームには地域圏戦略・技術情報機構 (Arist)、商工会議所 (CCI)、産業技術センター、地域圏自治体、主要企業

¹²⁵

<http://www.vie-publique.fr/decouverte-institutions/institutions/collectivites-territoriales/competences-collectivites-territoriales/quelles-sont-competences-exercees-par-regions.html>

¹²⁶ <http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000593100>

¹²⁷

<http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000804607&dateTexte=20040817>

¹²⁸ <http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT0000028526298&categorieLien=id>

の支社、消費者、労働者代表、研究機関、大学、SATT などの支援機関が名を連ねる。Bpifrance もチームに密接に関わっている。

結果的に、地域圏は独自の支援を提供するが、一般的には国家機関と足並みを揃えるか連携する形を取る¹²⁹。地域圏当局は中小企業向けに、他にも多くの金融ツール（保証、融資、地域投資ファンドなど）を提供している。

2.15.3 Bpifrance 地域事務所

Bpifrance は全国的にビジネス開発を支援する主な存在だが、実際は地域事務所を通じて業務を行っている。42 か所に地域事務所を構え、2014 年は意思決定の 90% が地域レベルで下されたとしている。同行の目的は自身の財源を地域と共同拠出し、全般的な地域開発や雇用促進に向けた協調行動の効率性を高めることにある。

2.15.4 Techneo

地域イノベーション・ネットワークを支援するため、例えば Bpifrance は Techneo を設立した。これは零細・中小企業がイノベーションのプロセスや、地域内で得られる様々な種類の資金その他の援助について情報を得られるように開発されたデータベースである¹³⁰。

2.16 国の政策情報の提供・手続きの簡素化

2.16.1 Tout Pour l'Emploi

税制を含むフランスの規制は複雑なことで悪名が高いが、現在は特に零細・中小企業を手助けする目的でこれを簡素化する取り組みが進められている。政府は 2014 年に財界人をパネリストに迎え、新たな官僚的手続きが 1 つ導入されるたびに古い手続きを 1 つ取り除くようにした。最新プログラムの「Tout Pour l'Emploi」でも、手続き簡素化の重要性が強調されている¹³¹。

この取り組みには 2 つの背景がある。1 つ目は、フランスの雇用見通しの改善に向けた 3 年にわたる政府のキャンペーン活動である。2 つ目は、2013 年に始動したもう 1 つの主要な取り組み「le choc de simplification（簡素化ショック）」で、今回の簡素化措置はこれに沿ったものである。後者はフランス人の生活のあらゆる側面について、個人や企業と政府の関わりを見直すものである。オランダ大統領によると、小規模企業は 2013 年時点で年間 3,000 種類もの情報を政府に提出する義務があり、

¹²⁹ <http://www.region.alsace/aide/aide-la-creation-dentreprises-pour-les-micro-projets>

¹³⁰

<http://www.bpifrance.fr/Bpifrance/Nos-partenaires/Reseaux-d-accompagnement-a-l-innovation/Reseau-x-d-accompagnement-a-l-innovation/La-Mission-d-accompagnement-a-l-innovation-Techneo-Techneo>

<http://techneo.bpifrance.fr/>

¹³¹

http://www.gouvernement.fr/sites/default/files/document/document/2015/06/dossier_de_presse_tout_pour_lemploi.pdf

単に時間がかかるだけでなく、全企業合わせて年間 600 億ユーロ（OECD 推計）のコスト負担を強いられている。

こうしたことから、産業界の全セクターから時間とコストを減らす措置を導入するよう求める声が高まり、オランダ大統領は提出情報を少なくとも半減させることを決定した¹³²。中小企業総連合（CGPME）をはじめとする中小企業団体は政府に対し、中小企業の事業環境の改善に向け定期的にロビー活動を行っている。CGPMEによると、「Tout pour l'Emploi」には彼らの提言が一部盛り込まれたものの、例えば年金などに関する方策については採用されなかったという¹³³。

最近の具体的な措置は以下のとおりである。

2. 16. 1. 1 中小企業による公共契約へのアクセスを簡素化

経済省は 2015 年 7 月、中小企業の支援に向けた一連の措置を発表した。例えば複数のロットに分けて発注する、支払い回数を減らすなどである。さらに 2015 年 10 月 1 日からは、手続き免除の最低限度額が 2 万ユーロから 2 万 5,000 ユーロに引き上げられた¹³⁴。

2. 16. 1. 2 中小企業向け税関手続きの簡素化

財務省は 2015 年 3 月、2016 年に「Guichet Unique National」（全国単一の処理窓口）を設置すると発表した¹³⁵。

2. 16. 1. 3 零細・中小企業向け行政事務の簡素化

2015 年から 2016 年にかけて、中小企業に影響を及ぼす数多くの措置が導入される。例えば賃金データの簡素化、雇用文書の簡素化などである¹³⁶。

2. 16. 1. 4 活動していないマイクロ企業の会計報告義務の軽減

起業家は従来、事業を一時的に停止した場合でも会計報告義務を負っていた。だが 2015 年初めに導入された新たな規制の下では、給与を得ていない者は、申請

¹³² <http://www.gouvernement.fr/action/le-choc-de-simplification>

¹³³

<http://www.challenges.fr/economie/20150609.REU7428/france-medef-et-cgpme-positifs-sur-les-mesures-pme.html>

¹³⁴ <http://www.economie.gouv.fr/cedef>

<http://www.net-iris.fr/veille-juridique/actualite/34948/le-seuil-de-formalites-pour-les-marches-publics-passe-a-25000-euros.php>

¹³⁵

http://www.economie.gouv.fr/files/files/directions_services/daj/publications/lettre-daj/2015/lettre189/Partie06.html

¹³⁶

<http://www.chefdentreprise.com/Thematique/gestion-fiscalite-1025/Breves/Choc-de-simplification-les-7-mesures-phare-pour-les-TPE-et-les-PME-247012.htm#.Vjp9mVIw11>

<http://www.gouvernement.fr/bulletin-de-paie/>

により、活動していない間の損益計算書を作成する必要がなくなった¹³⁷。

2.16.1.5 公共支援へのアクセス簡素化

より明瞭な申込方法や、企業が 2 つ以上の団体に支援を求める場合の公共団体間での情報供給など、公共支援へのアクセス簡素化に向けた措置である。

2.16.1.6 譲渡手続きの簡素化

中小企業が新たな所有者に譲渡される際の官僚的手続きを簡素化する。

2.16.1.7 オンライン給与支払いサービス

オンライン給与支払いサービスを従業員数 10～20 人の企業に拡大する。(従来は従業員数 1～9 人の企業のみ)

2.16.1.8 社会保障サービス

独立労働者や自由業者のための、より効率的で、官僚的な手続きの少ない社会保障サービスを提供する。

¹³⁷

<http://www.economie.gouv.fr/simplification-des-obligations-fiscales-pour-les-entreprises-octobre-2014>

3. 重点的に調査した事業

3.1 新たな個人事業主制度 (Auto-Entrepreneur Regime)

3.1.1 背景

「経済を現代化する法律」(Loi de Modernisation de l'Economie : LME¹³⁸)は2008年8月4日に制定され、4つの目的を掲げている。ビジネスを突き進める企業家を支援すること、競争率を上げること、ビジネスにおいてフランスとしての国の注目度を高めること、そして国の経済を向上させることである。法律によって紹介された新対策の1つとして「個人事業主制度 (régime de l'auto-entrepreneur)」が挙げられ、運営や財政プロセスの簡略化により新しい雇用の形を創出した。新しい体制は自営業を求めている人だけではなく、企業の従業員でかつ勤務外で独自で活動したい人を受け入れている。

この法律の目標は現在における雇用手続きの構造や官僚的プロセスによる妨害を取り除くことで雇用創出の向上を図ることである。一部の内容はサルコジ大統領によって設立された委任 (Attali Commission) を土台としている¹³⁹。

2015年1月から翌年の2016年1月の間、数々の改善点が発表もしくは予定されている。自営企業家による体制とマイクロフィジカル体制 (職人に適応される別の税金体制) は新しい体制へと統合され、それをマイクロエンタープライズ体制 (自営企業家ではなく、零細企業が運営する) と呼ぶ。改善の概要は1.2を参照。LMEの新しいバージョンは2017年1月1日に発行される¹⁴⁰。

3.1.2 個人事業主制度の概要

LME第1条は個人による経済活動を誘発する体制を創出することを目標としている。例えば、零細企業を設立および運営していくことや、個人で運営可能な規模で働くこと等も含まれる。この法律下での活動は以下のものが挙げられる。

- 個人のみでの活動 (例: 無職業者が自分のために仕事を開始する)
- 通常の勤務と平行に行われる追加の活動 (例: 公私企業の従業員もしくは定年者で新しいプロジェクトに参加したい人、又は勉学と平行に起業したい学生)

下記の条件も適応される (2015年)。零細企業で年間の8.2万ユーロの売上高を超

¹³⁸

<http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do;jsessionid=?cidTexte=JORFTEXT000019283050&dateTexte=&oldAction=rechJO>

¹³⁹ <http://www.ladocumentationfrancaise.fr/rapports-publics/084000041/>

¹⁴⁰

http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do;jsessionid=57FFF8A4A3F52C3785C13DE133564BDA.tpila23v_2?cidTexte=LEGITEXT000019284897&dateTexte=20170101

えている企業、かつ商品の売買、飲食・宿泊（3.29 万ユーロ以上における家具の貸し借りは除く）を提供している企業は認められない。

- 零細企業で年間 32,900 ユーロの売上高を超えている企業、かつ営利・非営利団体にサービスを提供している企業は認められない。
- 個人事業主は税金を理由に経費を控除することはできない。（例：電話料金、引っ越し代金等）
- 零細企業は VAT（付加価値税）を免除する必要がある。

下記の活動も法律により適応されない。

- 不動産管理人、商品取引業者、ディベロッパー、営利目的のためにアパートを賃貸している人、その他の営利・非営利活動（材料の貸し出し）
- 一人の雇い主と契約を結んで働いている人

もしこの体制を選択する場合、下記の条件を満たさなければならない。

- 専門的な資格を獲得、もしくは建設、乗用車のメンテナンス、食品、美容等の分野で経験を持つ。
- 取引業であれば *Répertoire des Métiers* (RM, Directory of Trades) に、営利活動であれば *Registre du Commerce* (RCS, Business Register) に登録する。
- 専門によって必要な保険費（建設業等）を支払う。
- ビジネス活動のための銀行口座を開く。

3.1.2.1 個人事業主のメリット

個人事業主はこの簡略化された制度により下記の利点がある。

- 自身で投資金額や保険料（病気/出産保険、日々の給料額（フリーランサーは除く）、家族手当、基本年金、定年期、障害/死亡手当）を計算および決定することが可能である。
- 支払は売上高や総収入から計算される（通常のレートとは異なる）。
- 収入が 26,631 ユーロ（1 人の場合）、53,262 ユーロ（他人と同棲している場合）、79,893 ユーロ（2 人の子供持ちの家庭の場合）を超えない場合、調整手当を支払う必要がないケースもある。調整手当は特別なレート（販売業だと 1%、営利企業だと 1.7%、非営利業だと 2.2%）によって計算されている。
- 自身でその他必要な支払額（2015 年からは商工または貿易商工会議所への費用も）を設定することが可能である。

図表 2 簡略化された個人事業主制度による支払レート (2015 年)

活動	活動例	簡略化された体制	簡略化された体制 (調整手当の選択肢付き)
商品の販売	眼鏡屋、洋服屋、飲食店	13.3%	14.3%
サービス産業 もしくは取引業	美容師、配管業	22.9%	24.6%
サービス一、非取引業	自動車学校の教官、代理商	22.9%	25.1%
自由業	建築家、心理学者、コンサルタント	22.9%	25.1%

出所: <http://www.lautoentrepreneur.fr/images/2894-PointSur-AE.pdf>

3.1.2.2 実用性

個人事業主による制度の元で働きたい人は、まず地域の商工会議所もしくはオンラインでフォームを記入しなければならない。収入や支払の報告はネット上で定期的 (月別もしくは期末別) に行わなければならない。政府はウェブサイト¹⁴¹を設立し、アドバイスや情報提供を行っている。

3.1.2.3 2015 年/2016 年における改善点

登録商人、特に建築業から圧力があり、いくつかの変更点が提示された。これらの人々は、マイクロフィスカル制度下、個人事業主による制度では支払う必要のない追加コストを支払わなければならなかった。変更点は以下を含む。

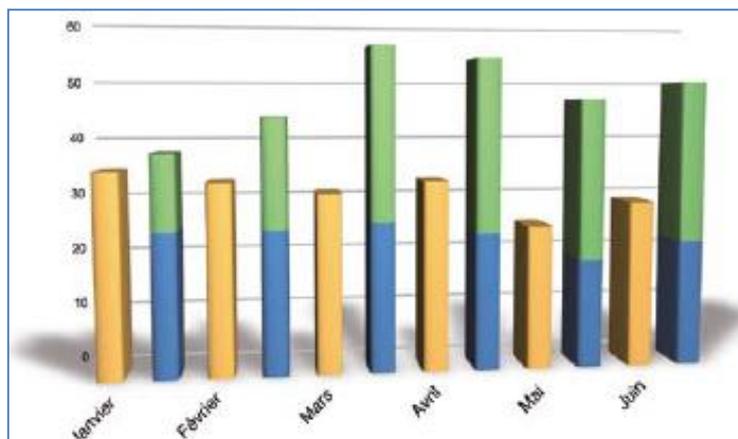
- すべての零細企業は、地域の商工会議所に資金を支払わなければならない。これはサービスの総売上高の 0.044%、モノの再販売の総売上高の 0.015%、RM に登録されている職人の総売上高の 0.007% に相当する。
- すべての零細企業は、法人財産税 (CFE, Corporate Property Tax) を支払わなければならない。従来の法律では、3 年の猶予が適用可能であった。
- 職人は、すべての見積書・請求書上で、自らの職業資格および 10 年間の強制保険の詳細に言及しなければならない。

3.1.3 統計

2009 年 1 月 1 日から 2009 年 7 月 15 日の間、182,000 人が個人事業主制度に登録した。それに追加で、17,000 の零細企業および 165,000 の新企業を合わせ、2009 年の上半期で合計 271,896 企業が設立され、60% は不調な経済背景であったにもかかわらず 2008 年の同じ時期に続出している。

¹⁴¹ www.lautoentrepreneur.fr

図表 3 月別で設立された企業数（2009 年 1 月から 6 月まで）



出所: INSEE、下記のサイトより出所

<http://www.economie.gouv.fr/files/finances/lois/pdf/lme/090729premier-bilan-lme.pdf>

注: 黄色のバーは 2008 年のもの、青/緑のバーは 2009 年のものである。緑は個人事業主、青はその他の設立された企業を表す。

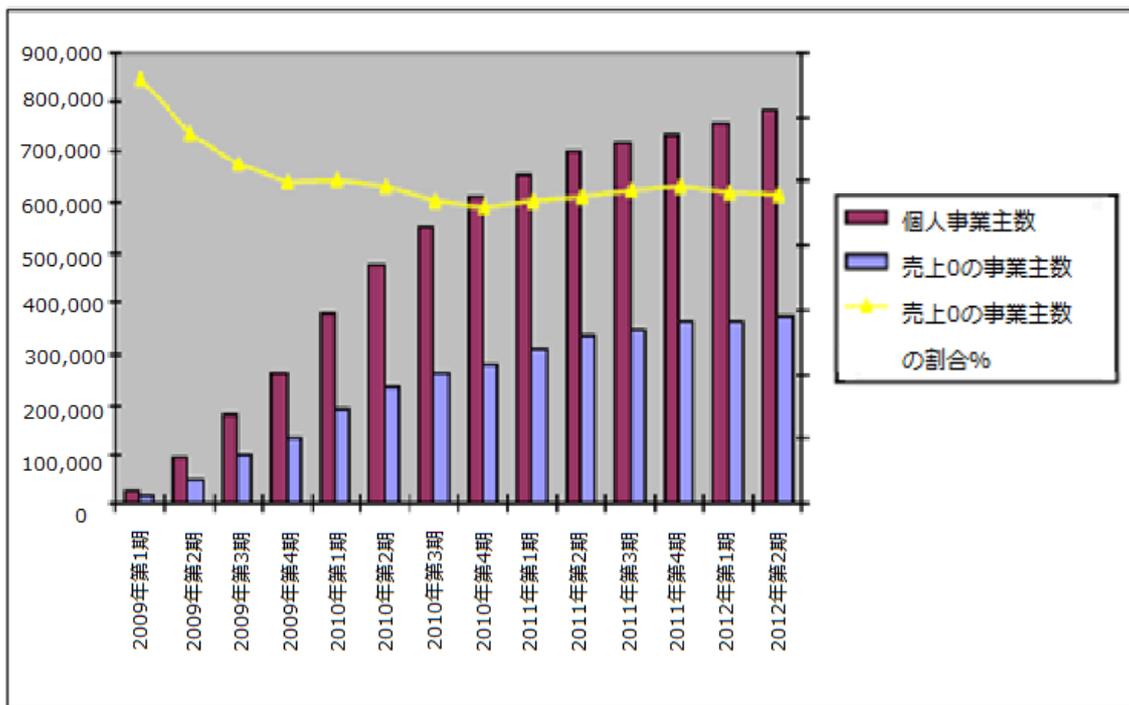
2009 年の上半期では、66%の個人事業主が男、34%は女であった。平均年齢は 40 歳である。2011 年では、平均年齢が 39 歳へと下がり、2014 年では半分以上の個人事業主は 40 歳以下であった¹⁴²。

新規個人事業主の地域的な分布は不均等で、その大半が Ile-de-France 地域（パリとその周辺）において活動している。当地域は、2012 年には新規個人事業主の 23.3% を、2014 年には 26.2% を占めている。他に個人事業主を多く抱える地域は、Rhône-Alpes (2014 年に 9.3%) と Provence-Alpes-Côte d'Azur (7.6%) である。

2011 年までに個人事業主の数は著しく増加したが、その後は減速している。個人事業主の大部分は活動実態を伴わないペーパーカンパニーであるため、売上が全くない。

¹⁴² <http://www.acoss.fr/home/observatoire-economique/publications/acoss-stat/acoss-stat-n214.html>

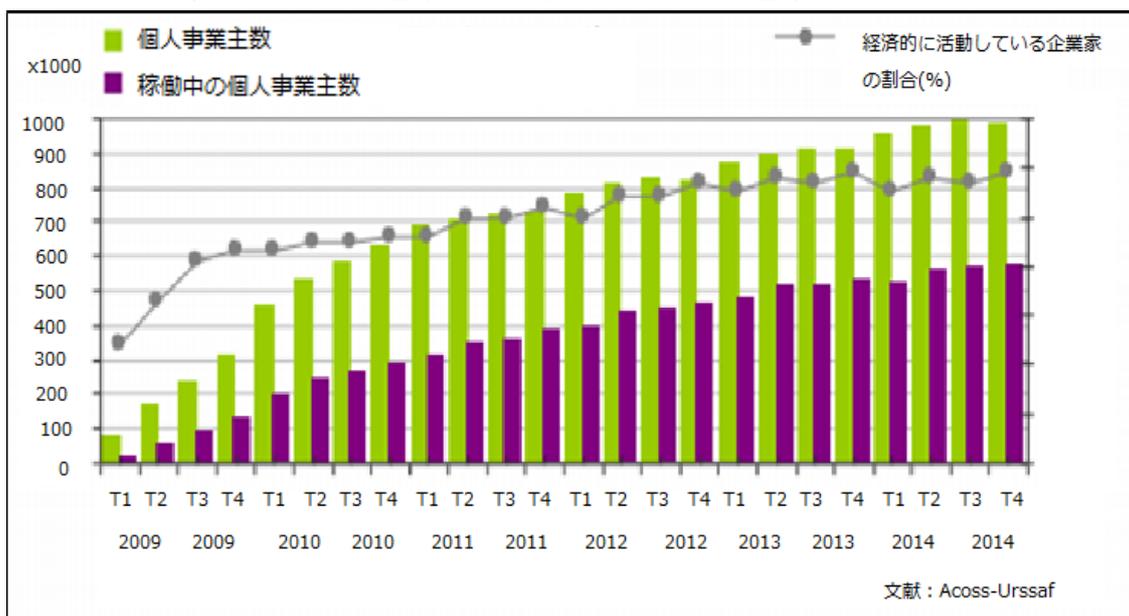
図表 4 個人事業主数および活動中の個人事業主数（2009年から2012年半ば）



出所:

http://www.entreprises.gouv.fr/files/files/directions_services/politique-et-enjeux/entrepreneuriat/auto-entrepreneur/evaluation-auto-entrepreneur-rapport.pdf

図表 5 個人事業主数および活動中の個人事業主数（2009-2014）



出所: http://www.acoss.fr/files/Publications/Acoss_Stat/Acoss_Stat_214.pdf

注: 緑のバーは個人事業主数、紫のバーは活動中の個人事業主を表す。グレーの線は経済的に活動している事業主の割合を示している。

図表 6 個人事業主による傾向 (2009年-2014年)

	新個人事業 設立数	離脱する企業	合計売上高 (100万ユーロ)
2009年	320,019	22,503	1.0
2010年	358,588	91,430	3.1
2011年	291,849	177,465	4.4
2012年	307,478	229,880	5.9
2013年	319,000	227,000	6.5
2014年	330,000	252,000	7.1

出所: <http://www.acoss.fr/home/observatoire-economique/publications/acoss-stat/acoss-stat-n214.html>

図表 7 セクター別の個人事業主 (2014年最終期)

	売上高	新個人事業主数	合計個人事業主数	経済的に実行中の個人事業主
セクター	(100万ユーロ)	(数)	(数)	(千)
Agriculture 農業	4.0	135	2,067	1.4
Industry 産業	105.0	4,285	58,400	37.4
Food 飲食業	32.4	1,454	17,439	9.6
Building - completion work 建設業	160.5	4,184	68,330	37.1
Building - other 建設業 (その他)	183.7	4,928	74,186	39.7
Car repair 乗用車修理業	44.1	2,549	24,204	11.4
Wholesale 卸業	48.2	2,278	23,237	10.7
Retail - food 小売業 (食品)	6.8	284	2,747	1.5
Retail - non-food 小売業 (非食品)	78.5	3,103	40,544	22.5
Other retail - specialist その他の小売業	62.2	2,687	49,611	28.5
Other retail - non-specialist その他の小売業	63.6	2,821	33,163	18.3
Transport 交通機関	12.5	2,776	11,755	4.0
Hotels & restaurants 宿泊とレストラン	63.2	2,284	28,497	15.7
Information 情報	64.9	3,234	38,168	19.5
Finance & insurance 保険	10.1	556	4,853	2.5
Real estate 不動産業	24.5	1,175	11,175	5.1

	売上高	新個人事業主数	合計個人事業主数	経済的に実行中の個人事業主
セクター	(100万ユーロ)	(数)	(数)	(千)
Law 法律	6.2	102	1,231	0.9
Accountancy 会計	76.4	2,974	33,009	18.3
Management consultancy 経営相談	105.5	4,011	42,845	23.5
Design デザイン業	35.9	1,203	19,595	10.9
Scientific & technical 化学技術	81.5	3,652	45,189	24.9
Cleaning 清掃	37.1	1,919	23,075	13.3
Other support services その他のサポートサービス	71.9	2,873	37,953	22.4
Teaching 教育	95.3	3,191	42,583	28.1
Health 健康	78.1	2,734	37,861	31.1
Arts 芸術	87.7	4,889	64,276	37.4
Sport スポーツ	46.5	1,932	27,016	17.9
Repairs, excluding cars 修理業（車除く）	41.7	1,462	23,451	15.4
Hair & beauty 美容	91.5	3,020	50,007	37.9
Other personal services その他の人材サービス	55.2	2,548	35,886	22.8
Other その他	14.7	958	9,075	4.7
Unknown 不明	0.3	20	221	0.1
合計	1,889.7	76,221	981,649	574.3

出所: <http://www.acoss.fr/home/observatoire-economique/publications/acoss-stat/acoss-stat-n214.html>

3.1.4 評価

- 2009年、フランス政府によって、LMEの簡潔な数値評価結果の第1版が実施され、同年の7月29日に公表された。1年後の2010年5月に第2版が発表された。2009年版報告書は、個人事業主制度の利用者による評価も掲載している。「4か月前に参加した個人事業主制度のおかげで、私は情報処理助手として働くことができている。手続きは子供でさえ出来るほど簡単であり、請求額に比例する分だけ支払うので、事業管理が容易になった。毎月社会保障の支払額がわかっているので、不意打ちを食らうことがなく、所得税をいくらか支払わなければいけないかも把握できる。他の選択肢に比べて、個人事業主制度は、起業という点では非常に画期的である。」

- しかし、個人事業主制度の導入以来、批判もあがっている。
- 一部の使用者が、従業員を通常の従業員名簿ではなく、個人事業主として雇用し、システムを悪用した。(雇用およびその他の納税・支払において節約できる。)
- 個人事業主制度の利用者が不当に有利であると訴えた。
- 個人事業主制度を選択した人にとって、事業が計画通り進まないと問題が起こりうる。利用者はすべての社会手当を受給する資格はなく、たとえば失業手当は与えられない。また、所得税は売上額を基準に計算されるので、費用が高く利益が少ない場合でも社会的費用を払わなければいけない。年間売上高の上限は厳しく、第1四半期に非常に大きい売上高で申請すると、この額をベースに年間売上高が計算されるので、たとえ実際の年間売上高が上限に達しなくても、高額の税金を請求されてしまう。
- 2013年4月、政府は個人事業主制度の評価結果を公表した。この報告書では以下が述べられている。当体制は新規事業のスタートアップを促進するために設立され、統計的な側面(当体制の利用者数)からは成功しているが、真の成長の可能性を持つ事業を創出するよりかは、価値の低い補足的な活動を促進した。2012年6月時点で当体制の利用者のほぼ半数近くがペーパーカンパニーであり、売上高がないと申請している。(当報告書以降、経済的に活動している自営企業家の比率は60%に上昇している。2012年8月末時点の、個人事業主制度下の事業の総売上高は約50億ユーロであった。当体制を通じて雇用された人々の数は大きかったが、この売上高はフランスの国民総生産(GNP)の0.23%にしか相当しない。
- 本物の起業家と呼べる人々で、個人事業主制度の金融上限を超えて成長する可能性がある事業を設立しようとしている。これらは、当体制を去る(つまり、より上の所得階層に移る)人々の2.9%のみを占める。
- 失業中あるいは一時雇用中であり、自営業として働いてみたいと考えている人々。
- 本俸に加え、さらなる収入を得たい人々。
- 単独で働き、比較的低い収入を得ることに満足しており、事業を拡大する意思がない人々。

1つ目のカテゴリーのみを、事業創出を目的とする起業家と呼ぶことができる。

当体制にはいくつかのリスクが内在している。

- 個人事業主との間における、社会保障負担額や税負担額の差に起因する不公平感

- 不安定な雇用を助長する傾向（使用者は従業者に対し、正規雇用を離脱するよう促し、従業者の能力を利用したまま、コストを抑えようとする。）
- 不正の危険：この体制において、数値（売上高等）を偽造することがより簡単であり、結果的に政府にとっての（税金と社会保障支払における）歳入の喪失に繋がらう。

評価報告では、社会的費用の宣言と支払に関する体制の根本的なパラメータを保つことが推奨されているだけでなく、体制に対する変化に関する多くの提案もなされており、以下を含んでいる。

- 法人財産税（Corporate Property Tax : CFE）を支払うための3年間の猶予期間を破棄するが、（毎年7,500ユーロ以下の）非常に低い売上高のビジネスのためのCFE支払を廃止すること
- すべての文書において、work invoiced 請求書の送られた仕事がその人の主たる活動か、補足的な活動かどうかに関及することを義務にすること
- RMにおける無料登録を提供することにより、規制された取引ならびに専門的な資格に対する配慮を保証すること
- より多くの情報と専門的なバックアップ支援を提供することにより、個人事業主制度の知識を改善すること
- 事業家ネットワークの相乗作用を開発すること

3.2 社会保険料の減額

3.2.1 背景

フランスの社会保障の法と政策の制度は、悪名高いほどに複雑で、頻繁に変更される。それはほぼすべての被雇用者および学生といった特定のカテゴリーに適用され、失業・傷病・父母出産手当、医療・家族管理給付、そして基本年金を提供する一般義務スキームを含む多くの法定上のスキームに基づいている。これらの一般計画は、所得から差し引かれる税と負担金で主に賄われている。負担金は、国家レベルで決定された手数料率に基づいて計算され、雇用者と被雇用者により部分的に負担される¹⁴³。

労働時間は厳しく規定されている。2000年に、社会主義政府は週労働時間を最大35時間とした（Loi Aubry, Aubry法として知られる）。2007年には、労働時間の増加によって生産力向上を進めるために、右翼のサルコジ政権により、残業時間に対する税と社会保障負担金を取り除かれ—Loi TEPA（TEPA法）ならびに「France that gets up early」スローガン¹⁴⁴のもとに促進された措置—、週労働時間を最大35

¹⁴³ http://www.cleiss.fr/docs/regimes/regime_france/an_0.html

¹⁴⁴ <http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000000278649>

時間とする法律を弱めようとした。2012年に社会主義政党が再度政権に就いた際、週労働時間最大35時間を強め、同時に国庫のための必要資金を調達する目的で、フランソワ・オランド大統領は残業税と負担金の施策を再導入し、サルコジによる賛否両論だった残業に関する法律を廃止するという選挙キャンペーンでの公約に固執した。しかしながら、残業税の再導入は、政府が促進することを熱望していたセクターであるSMEにとっては逆の効果を持つように見られた。20名以下の被雇用者を抱えるSMEは、残業税という新たな法律からの免除になるというこの背景事情に反対だった。

3.2.2 税と社会保障負担金における変更の内容

2012年8月16日の法律¹⁴⁵(LOI n° 2012-958 de finances rectificative pour 2012, Law 2012-958: Supplementary Budget for 2012)により、(2012年8月1日より)残業に対する所得税の免除、ならびに(2012年9月1日より)社会保障負担の免除が中止された。しかしながら、この法律の下では、20名の被雇用者を抱えるすべての雇用者は、“*deduction forfaitaire patronale pour heures supplémentaires*”(残業に対する一時的な雇用者差し引き)から利益を得ることが実質的に可能である。これは、雇用者が通常の所得税と社会保障支払(被雇用者たちが働いた残業時間の割合として計算する)を負担する代わりに、各被雇用者の残業時間の1時間ごとに1.5ユーロだけの一時金を払うということを意味する。この法律に適用されていない雇用者は、国家、商工会議所やそれに似た産業体と自営のみである。

残業は、以下のように定義づけられる。

- 法的な35時間という週ごとの制限の超過時間
- 年ごとの合意により適用された労働者のための年ごとの1,607時間の超過時間

道路輸送のための例外もある。この場合、残業とは以下のように定義づけられる。

- 長距離運転手は週ごと43時間
- 短距離運転手は週ごと39時間

de minimis規則が適用される。これは非合法的で不当な国家補助に対するEUの規則で、3年間の会計年度期間における国家援助の中で、200,000ユーロ以上(道路輸送産業の場合は100,000ユーロ以上)受領しない企業を特定する¹⁴⁶。

¹⁴⁵ <http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000026288927&categorieLien=id>

¹⁴⁶ <https://www.urssaf.fr/portail/home/employeur/beneficiaire-dune-exoneration/exonerations-generales/la-deduction-forfaitaire-patronale/limites-et-conditions-dapplicati.html>

規則は Code de la Sécurité Sociale (社会保障コード)、条文 L241-18¹⁴⁷ および D241-26¹⁴⁸で説明されている。この計画は、社会保障・家族手当保険料徴収機構 (Unions de Recouvrement des Cotisations de Sécurité Sociale et d'Allocations Familiales: URSSAF)、つまり任意組織のネットワークにより管理されており、1960年に設立され、フランスの社会保障システムへのすべての支払いを収集する¹⁴⁹。

3.2.3 統計

残業の平均時間数は、税の撤廃が行われた翌年の 2008 年に著しく高まり、2009 年から 2011 年の間に高いレベルで安定していたが、税が再導入された 2012 年に明らかに落ち込んだ。

図表 8 残業の平均時間数、2007 年-2012 年

	すべての被雇用者	残業している被雇用者
2007 年	40	91
2008 年	47	94
2009 年	42	92
2010 年	43	94
2011 年	46	99
2012 年	41	89

出所:

<http://dares.travail-emploi.gouv.fr/dares-etudes-et-statistiques/statistiques-de-a-a-z/article/les-heures-supplementaires-remunerees-les-series-annuelles>

統計によれば、小企業（10-19 人の被雇用者）での被雇用者の残業は、すべての被雇用者の平均よりもかなり高く、それゆえ、もしそれら企業が一時金の差し引きから利益を得ていなかったならば、2012 年に導入された変更はこの規模の会社に対して著しい影響を及ぼした。

¹⁴⁷

<http://legifrance.gouv.fr/affichCodeArticle.do?cidTexte=LEGITEXT000006073189&idArticle=LEGIARTI000006742379>

¹⁴⁸

<http://www.legifrance.gouv.fr/affichCodeArticle.do?idArticle=LEGIARTI000030067280&cidTexte=LEGITEXT000006073189>

¹⁴⁹

<https://www.urssaf.fr/portail/home/employeur/beneficiaire-dune-exoneration/exonerations-generales/la-education-forfaitaire-patrona.html>

図表 9 企業の規模による常勤の被雇用者の残業の平均時間数

	すべての企業	10-19人の被雇用者を抱える企業
2007年	46	55
2008年	53	65
2009年	49	66
2010年	49	65
2011年	50	65
2012年	49	63

出所:

<http://dares.travail-emploi.gouv.fr/dares-etudes-et-statistiques/statistiques-de-a-a-z/article/les-heures-supplementaires-remunerees-les-series-annuelles>

残業に対する税の撤廃の財政的効果に関するこの報告において、フランスの上院により、2010年にはフランスへ31億ユーロ前後が損失し、もしシステムが続けば、この数値は2012年までに35億ユーロに高まるだろうと見積もられた。

図表 10 残業に対する税の免除の全体コスト

	Billion Euros		
	2010年	2011年	2012年
国家への全体コスト	3.1	3.0	3.5

出所: <http://www.senat.fr/rap/l11-689-1/l11-689-123.html>

3.2.4 評価

3.2.4.1 2007年の法律の評価

週最大35時間労働や残業に関する法律は、この20年間フランスにおける議論の大きな位置を占めてきた。2000年に施行された最大35時間労働を含む改正前の法律について、一般的には超過した残業代は歓迎されたが、多くの雇用者と右翼政党は、それが労働量を減じ、生産高を下げ、全体として経済が落ち込むと反対した。2007年に税と負担金の廃止が導入されるという判断にも、様々な反応を生んだが、全体として、以下のような理由のために、それほど評価されなかった。

- 評論家は、それによって企業がより多くのスタッフを雇う代わりに残業を増やすという動機づけになり、結果として失業者を増やすことにつながると主張した¹⁵⁰。

150

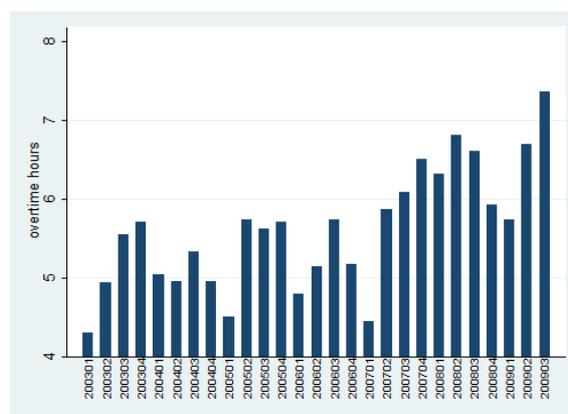
<http://www.ericpichet.fr/en/news/france-repeal-of-income-and-payroll-tax-exemptions-on-overtime.html>

- 他の者は、企業も労働者も税と社会保障負担金を避けるために時折通常の労働時間を残業としてしまうのではないかと懐疑的だった。ある経済学者は、2010年には45億ユーロの損害（払われるはずだった税と負担金、上院は31億ユーロの損害と見積もった）がフランス政府に生じると見積もった¹⁵¹。
- 議会レポートによれば、税の廃止は低所得家庭にとって特に利益ではなく、賃金の増加が見られた高所得者層にとって大きな利益を生じることがわかった。影響を受けた900万人程度のうち、上位10%の高所得者層の被雇用者は平均して毎月60ユーロの利益を得たが、下位10%の低所得者層は平均してたった毎月30ユーロしか利益を得なかった¹⁵²。

2010年、フランスの税評議会（Conseil des Prélèvements Obligatoires）はこの状況に鑑み、税の廃止により生じたGDP増加が、税の廃止分を埋め合わせるコストよりも低いため、税の廃止を止めるべきだと提案した。

2011年にPierre CahucとStéphane Carcillo¹⁵³によって発行された研究によれば、2007年以降に被雇用者の残業時間数は増えたにも関わらず、その増加は、「税の最適化を達成するために、意思通りに残業時間を操作する多くの方法を知る」という条件に適格である被雇用者のみに適用された。

図表 11 四半期ごと損失した平均残業時間数（常勤被雇用者）



出所: <http://www.voxeu.org/article/de-taxation-overtime-hours-lessons-french-experiment>

彼らの結論は「残業時間税の廃止はその目的を十分に満たしているようには見えない。関係する賃金労働者は、税の廃止による報酬の急上昇から実際に利益を得たが、それは平均して、より多く働くことでもたらされたものではなかった。税の廃止は、労働時間への影響を確かめなければ、人々にとっては損失を与える

¹⁵¹ <http://www.theguardian.com/world/2012/jul/17/french-government-reinstate-overtime-tax-hollande>

¹⁵² <http://www.cgpmefr/upload/docs/troiscas.pdf>

¹⁵³ <http://www.voxeu.org/article/de-taxation-overtime-hours-lessons-french-experiment>

ものである。」

3.2.4.2 2012年の法律の評価

導入の際、小企業を除くすべての企業に対して残業税を再導入することで、失業率が下がるか否かに関して意見が分かれた。前政府は労働市場における流動性の低下につながるとして、その措置を非難した。「それはすでに最も硬直したヨーロッパ経済をさらに硬直させる、これは危機において我々がすべきであることの反対のことだ」と、前首相のフランソワ・フィロンは述べた。CGT 連合もまた、雇用の創出を促進するか否かに疑問を呈した¹⁵⁴。統計によれば、残業に対する措置の役割は不鮮明だが、2011年に8.8%だった失業率が、2012年には0.4%、2013年には9.9%、そして2014年には9.8%になった。

国家の財政に関する、影響はポジティブである。報道によると40億ユーロに近い額が積立てられたが、政府によれば、50億ユーロ前後が2012年の法律の導入に伴い、積立てられた¹⁵⁵。

しかしながら、政治的支持に関する、ほとんどの被雇用者に適用した税免除の廃止は十分に受け入れられず、2012年終わり以降、政府の支持率の低下につながったとされる¹⁵⁶。

SMEにおける2012年の法の影響を示すために利用できる特定の詳細はない。しかしながら、SMEの2016年の予算計画において、政府はSMEのための減税計画をわずかに延長することを決定した。2016年、2017年または2018年に20名という被雇用者の数を超える企業は、被雇用者に関して、そのビジネスをかうじて育てるSMEを不利な立場に置かないように、続く3年間、残業に関する一時金の差し引き計画から利益を得続けるだろう¹⁵⁷。

¹⁵⁴ <http://www.theguardian.com/world/2012/jul/17/french-government-reinstate-overtime-tax-hollande>
155

<http://www.ericpichet.fr/en/news/france-repeal-of-income-and-payroll-tax-exemptions-on-overtime.html>

156

<http://www.ericpichet.fr/en/news/france-repeal-of-income-and-payroll-tax-exemptions-on-overtime.html>
1

157

<http://www.evous.fr/Plan-TPE-PME-des-cotisations-en-moins-pour-entreprises-de-moins-de-11-salaries,1190354.html>

ドイツ連邦共和国

目 次

【ドイツ】

1. 制度の概要	241
1.1 中小企業の定義とその根拠法令等.....	241
1.2 中小企業をとりまく環境と中小企業の実態.....	243
1.3 中小企業関連法（代表的なものとその特徴）.....	245
1.4 中小企業政策の立案と実施.....	245
1.5 中小企業政策における財政支出状況（予算規模等）.....	247
1.6 中央政府と地方政府の役割分担.....	251
1.7 各国における中小企業政策の方向性.....	251
1.8 政策評価	251
2. 個別の中小企業施策.....	253
2.1 金融（融資、投資・出資、信用保証、その他）.....	253
2.2 税制（設備投資、事業承継、技術開発、その他）.....	256
2.3 支援体制（情報提供、経営相談・アドバイス、その他）.....	257
2.4 既存の中小企業に対する経営資源の確保の支援（研究開発技術、IT 対応、販路開拓、 新分野進出、その他）.....	259
2.5 創業支援（創業支援、VC、税制、教育、KPI、その他）.....	263
2.6 中小企業に関わる公正な取引の推進、市場の整備（下請代金支払遅延等防止法、官 公需、その他）.....	267
2.7 地域中小企業政策（伝統・地場産業に対する振興、産業集積、街づくり、商店街振 興、地域興し、NPO 支援、事業承継・廃業、その他）.....	269
2.8 中小企業の国際化支援（海外投資支援、貿易の振興、情報提供、その他）.....	273
2.9 中小企業に関する雇用・労働対策（雇用上の特例、その他）.....	277
2.10 中小企業の組織化およびネットワーク化への支援（商工会議所、協同組合、ネット ワーク支援、その他）.....	278
2.11 小規模事業者対策.....	279
2.12 マイノリティ・女性に関する支援.....	280
2.13 セーフティネット.....	282
2.14 中小企業の特徴と課題（資金調達、人材育成、その他）.....	283
2.15 国と地域間の中小企業施策立案および中小企業支援に関する連携.....	287
2.16 国の政策情報の提供・手続きの簡素化.....	288
3. 重点的に調査した事業.....	290

3.1 官僚的手続き緩和法.....	290
3.2 中小企業基幹イノベーション・プログラム (ZIM)	294

IV ドイツ連邦共和国

1. 制度の概要

1.1 中小企業の定義とその根拠法令等

1.1.1 ミッテルシュタント (Mittelstand)

「ミッテルシュタント (Mittelstand)」は本来、中間的な規模の企業ではなく、中間的な社会階層を示している言葉である。歴史的に見ると、これは資本家と労働者の中間的な位置を占める階層で、事業中間階層（旧中間階層：手工業者・商人・自由業者・農業者等）と業務中間階層（新中間階層：官吏・職員等）から成り立っている。経済分野では、中間階層という言葉は、事業中間階層に属する「企業者（または企業）」を総称するものとして使用される。当概念は歴史的なもので、これを定義する連邦法は存在しない。ただし、この言葉は行政的にも社会的にも広く受け入れられている。

連邦経済技術省（以下、BMW_i）の外郭団体、ボン中小企業研究所（以下、IfM）は、「中間階層」の企業を質的に「同族企業（または家族企業）」、量的に「中小企業」と定義している。したがって、「中間階層」企業は「同族企業」または「中小企業」、あるいはその双方を意味する場合がある。そのため、「中小同族企業」と呼ぶ方が実態に近い。また、時によって「中間階層（中小同族企業）」という表現が、欧州連合（以下、EU）の定義に基づいた中小企業概念に使用される場合もあるので、注意が必要である。

「ミッテルシュタント」という広義語には、以下に定義されるように中小企業とフリーランサー（Freie Mitarbeiter）が含まれる。

質的定義：同族企業（Familienunternehmen）¹

- ・家族構成員による自己資本占有率 50%以上
 - ・家族構成員による業務執行組織への参与
- （業種別の定義はない。企業の規模は無関係である。歴史的な意味に近い。）

量的定義：中小企業（kleine und mittlere Unternehmen：KMU）²

小規模企業は次のように定義される。

- ・従業者数が 9 人以下
- ・年間売上高が 100 万ユーロ未満

¹ <http://www.ifm-bonn.org/mittelstandsdefinition/definition-familienunternehmen/>

² <http://www.ifm-bonn.org/mittelstandsdefinition/definition-kmu-des-ifm-bonn/>

中規模企業は以下のように定義される。

- ・従業員数 10～499 人
- ・年間売上高 100～5,000 万ユーロ

これら二つのグループを合わせて中小企業と呼ぶ。

(業種別の定義はない。BMWの政策や IfM の統計に使用される。)

1.1.2 中小企業 (kleine und mittlere Unternehmen : KMU)

「中小企業」の定義は欧州委員会勧告 2003/361/EG に基づいている。これによると、中小企業は被雇用者 250 人未満かつ年間売上高 5,000 万ユーロ以下 (または貸借対照表合計 4,300 万ユーロ以下) の企業と定義される。通常、単に「中小企業」と言った場合は、IfM の定義ではなく、EU の定義が適用されている (業種別の定義はない。連邦統計局 (以下、Destatis) の統計、EU の提供する助成金の条件に使用される。) ³。

1.1.3 自由業 (Freie Berufe)

このカテゴリには明確な法的定義が存在しない。伝統的には、主に医療専門家 (医師、歯医者など)、法律専門家 (弁護士、公証人など)、技術/科学専門家 (建築家、コンピュータの専門家など)、文化的職業 (作家、プロデューサーなど) の 4 グループが属し、いずれも専門的訓練を必要とする。最近では「新自由業」と呼ばれるカテゴリが登場し、通常はアドバイザーや芸術的・クリエイティブな分野で働く人々を指すが、例えば独立した医療従事者のグループなども当てはまる。これらの職業グループは通常、規模的に小さく、1 人の場合もあり、法的、財務・税務的な面では小規模企業とは別に扱われる⁴。

1.1.4 フリーランサー (Freie Mitarbeiter)

フリーランサーという言葉は、フルタイムまたはパートタイムの従業員や専門職ではなく、契約ベースで働く単独労働者を指す⁵。

³ <http://www.ifm-bonn.org/mittelstandsdefinition/definition-kmu-der-eu-kommission/>
<https://www.destatis.de/DE/ZahlenFakten/GesamtwirtschaftUmwelt/UnternehmenHandwerk/KleineMittlereUnternehmenMittelstand/KleineMittlereUnternehmenMittelstand.html>

⁴ <http://www.freie-berufe.de/ueber-die-freien-berufe/freie-berufe.html>

⁵ <http://www.bmwi.de/BMWi/Redaktion/PDF/B/bericht-der-bundesregierung-freie-berufe-2013,property=pdf,bereich=bmwi2012,sprache=de,rwb=true.pdf>

⁵ <http://www.freie-berufe.de/gruendung/informationen-fuer-gruender/abgrenzung-freier-beruf-und-freie-mitarbeit-freelancer.html>

1.2 中小企業をとりまく環境と中小企業の実態

1.2.1 中小企業白書

BMWi は中小企業に関する一般情報を作成し、その政策を支えている。ドイツでは登録されている企業の 99%以上がミッテルシュタントのカテゴリーに属する。中小企業に関する統計データは大半が IfM によるものである（AktionsprogrammZukunft Mittelstand「将来のミッテルシュタント行動プログラム」を参照のこと）⁶。政府が保有する開発銀行の復興金融金庫（KfW）は、ドイツの中小企業の現状に関する年次報告書「Mittelstandspanel」を作成している⁷。最新報告書によれば、中小企業の売上は 2012 年に 2.4%伸びていたが、2013 年には 1.9%にとどまった。これはおおむね、欧州経済全体の減速によるものである。また、IfM によると、フリーランサーの新規登録件数は 8 万 1,100 件であった。2013 年はスタートアップ企業のうち 4 分の 3 近くをサービス業が占めたが、1998 年に比べると少ない。これは主として、建設業のスタートアップ企業が増えたためである。ただ依然として、スタートアップ企業の大半は卸売・小売、自動車・二輪車修理、ホテル・外食、支援サービスの分野で見られる⁸。

1.2.2 中小企業に関する統計データ

主な情報源は KfW と IfM であるが、ドイツ連邦統計局（destatis）とドイツ連邦銀行も情報や統計を公表することがある。

1.2.2.1 KfW

KfW は、ドイツの中小企業の現状に関する年次報告書「Mittelstandspanel」の一部として、中小企業による投資に関する大量の統計を毎年作成している⁹。また、中小企業の景況感や姿勢をあらわす指標を定期的に作成しているほか、中小企業に関する特定のテーマの定期的な分析を行っている¹⁰。

1.2.2.2 IfM

IfM は政府の政策の主な情報源である。以下の分野について定期的にデータを公

⁶

<http://www.bmwi.de/BMWi/Redaktion/PDF/A/aktionsprogramm-zukunft-mittelstand,property=pdf,ber-eich=bmwi2012,sprache=de,rwb=true.pdf>

⁷

<https://www.kfw.de/PDF/Download-Center/Konzernthemen/Research/PDF-Dokumente-KfW-Mittelstandspanel/KfW-Mittelstandspanel-2014.pdf>

⁸ http://www.ifm-bonn.org/uploads/tx_ifmstudies/Daten-und-Fakten-13_2014.pdf

⁹

https://www.kfw.de/PDF/Download-Center/Konzernthemen/Research/PDF-Dokumente-KfW-Mittelstandspanel/2014-Mittelstandspanel-Tabellenband_final.pdf

¹⁰ <https://www.kfw.de/KfW-Konzern/KfW-Research/Publikationen-thematisch/Mittelstand/>
https://www.kfw.de/PDF/Download-Center/Konzernthemen/Research/PDF-Dokumente-KfW-ifo-Mittelstandsbarometer/2015/KfW-ifo-Mittelstandsbarometer_2015-08.pdf

表している¹¹ ¹²。

<定期的に更新される統計データ>

- ① 中小企業主要数値
- ② 開業・清算・倒産
- ③ 企業規模別企業構成

<定期的には更新されない統計データ>

- ① 企業承継
- ② 企業の国外活動
- ③ 事業所数・社会保険加入義務従業者数・職業訓練生
- ④ 自己資本調達
- ⑤ 就業者数・自営業者数
- ⑥ 自由業者数
- ⑦ 研究開発およびイノベーション
- ⑧ 手工業
- ⑨ IfM 起業者パネル調査

1.2.2.3 連邦統計局

中小企業に関する情報は以下の統計局の報告書より入手できる¹³。

「ドイツにおける中小企業の経済的重要性に関する報告書 (Die wirtschaftliche Bedeutung kleiner und mittlerer Unternehmen in Deutschland)」(2014年)¹⁴

1.2.2.4 ドイツ連邦銀行

ドイツ連邦銀行は、中小企業に関するデータや分析を公表することがあり、2015年6月の月報「Monatsbericht Juni 2015」など、より一般的な報告書で中小企業に言及する場合もある¹⁵。

1.2.2.5 ドイツ手工業者中央連盟 (Zentralverband des Deutschen Handwerks : ZDH)

手工業／商業セクターに関する定期的な最新統計は、ZDH のウェブサイトで確認できる¹⁶。

¹¹ <http://www.ifm-bonn.org/>

¹² <http://www.ifm-bonn.org/index.php?id=56>

¹³ <https://www.destatis.de/DE/ZahlenFakten/GesamtwirtschaftUmwelt/UnternehmenHandwerk/KleineMittlereUnternehmenMittelstand/KleineMittlereUnternehmenMittelstand.html#Tabellen>

¹⁴ https://www.destatis.de/DE/Publikationen/WirtschaftStatistik/UnternehmenGewerbeanzeigen/BedeutungKleinerMittlererUnternehmen_12014.pdf?__blob=publicationFile

¹⁵ https://www.bundesbank.de/Redaktion/DE/Downloads/Veroeffentlichungen/Monatsberichte/2015/2015_06_monatsbericht.pdf?__blob=publicationFile

¹⁶ <http://www.zdh-statistik.de/application/index.php?mID=3&cID=47>

1.3 中小企業関連法（代表的なものとその特徴）

1.3.1 基本法

ドイツは、2008年欧州小企業議定書（Small Business Act）を完全には国内法化していない。BMW_iは、同議定書の多くの規定が既存の政策と一致しているとしている¹⁷。連邦では「中小企業」に関する基本法が定められていないため、各連邦州で「中小企業振興法」等の定められている場合が多い。

1.3.2 その他関連法

「中小企業」の事務的負担を撤廃するために、ここ数年で三つの関連法が連続的に導入された。

- ・ 中小企業負担軽減法¹⁸（MEG I, II, III）2006年、2007年、2009年
- ・ その他関連法

ドイツ連邦議会（Bundestag）は、2015年5月、既存のMEGの改正版である「官僚手続きを中小企業向けに緩和するための法案」（Entwurf eines Gesetzes zur Entlastung insbesondere der mittelständischen Wirtschaft von Bürokratie（Bürokratieentlastungsgesetz）（官僚手続き緩和法案）を公開した¹⁹。

1.4 中小企業政策の立案と実施

1.4.1 政策立案機関

中小企業を管轄する連邦政府の省は連邦経済技術省（Bundesministerium für Wirtschaft und Energie：BMW_i、以下、BMW_i）で、省内には新連邦州と中小企業、観光を担当する政務次官がいる。同省の現行政策は、「Aktionsprogramm Zukunft Mittelstand（未来のミッテルシュタントのための行動計画）」²⁰に盛り込まれており、2015年向けとして以下の10項目の目標が掲げられている²¹。

- ・ 起業家精神の育成
- ・ 中小企業の設立・成長を促す資金援助の強化
- ・ 将来に向け訓練された人材の安定確保支援
- ・ 官僚的手続きの少ない政策の追求
- ・ デジタル技術の有効活用・利用拡大

¹⁷

<http://www.bmwi.de/DE/Themen/Mittelstand/Mittelstandspolitik/europaeische-mittelstandspolitik.html>

¹⁸ Mittelstandentlastungsgesetz, (Mittelstand Relief Law)

http://www.bgbl.de/xaver/bgbl/start.xav?startbk=Bundesanzeiger_BGBI&start=//%255B@attr_id=%27bgb1109s0550.pdf%27%255D%20-%20__bgbl__%2F%2F*%5B%40attr_id%3D%27bgb1109s0550.pdf%27%5D__1444201606651#_bgbl__1446953110577

¹⁹ <http://dipbt.bundestag.de/doc/btd/18/049/1804948.pdf>

²⁰ <http://www.bmwi.de/DE/Mediathek/publikationen,did=721796.html>

²¹ <http://www.bmwi.de/DE/Themen/Mittelstand/Mittelstandspolitik/politik-fuer-den-mittelstand.html>

- イノベーションの強化
- 中小企業の事業グローバル化支援
- 中小企業に関する欧州レベルの政策への積極的関与
- インフラが貧弱な地方における中小企業の強化
- エネルギー転換（Energiewende）が進む中での新規ビジネス分野の開発支援

1.4.2 政策実施機関／プログラムの実施

中小企業に投資や指針を提供する上で、KfW は主な媒介として機能している。同行は中小企業に資金援助する独自のプログラム（旧東ドイツ地域への巨額投資を含む）を開発するだけでなく、BMWが着手したプログラムも運営している²²。また、ドイツ貿易・投資振興機関（GTAI）はドイツの経済振興機関で、ビジネスおよび技術拠点としてのドイツを売り込むとともに、在ドイツ企業による輸出を容易にすべく海外市場情報を提供している。GTAI は中小企業の重要性を強く認識し、ヘルスケアなど様々なセクターを強力に後押ししている²³。

1.4.3 他の支援機関

ドイツ商工会議所（DIHK）とドイツ手工業者中央連盟（ZDH）は公法上の団体で、会員企業は法律によって加盟を義務付けられている。そのため、両者は加盟企業の公式的な利益代表者として機能する。

- ドイツ商工会議所連合会（DIHK） <http://www.dihk.de/>
- ドイツ商工会議所（IHK） <http://www.ihk.de/>
- 国外ドイツ商工会議所（AHK） <http://www.ahk.de>
- ドイツ手工業者中央連盟（ZDH） <http://www.zdh.de/>

1.4.4 人員（2015年10月末現在）

連邦経済技術大臣はシグマール・ガブリエル（Sigmar Gabriel）である。中小企業政策担当局（SME policy VII）はヘッペル（Dr. Hepperle）局長以下 22 名である²⁴。

連邦経済技術省の組織図は以下のとおりである。

²²<https://www.kfw.de/KfW-Group/About-KfW/Identit%C3%A4t/Geschichte-der-KfW/Themenfelder/Mittelstandsfoerderung/>

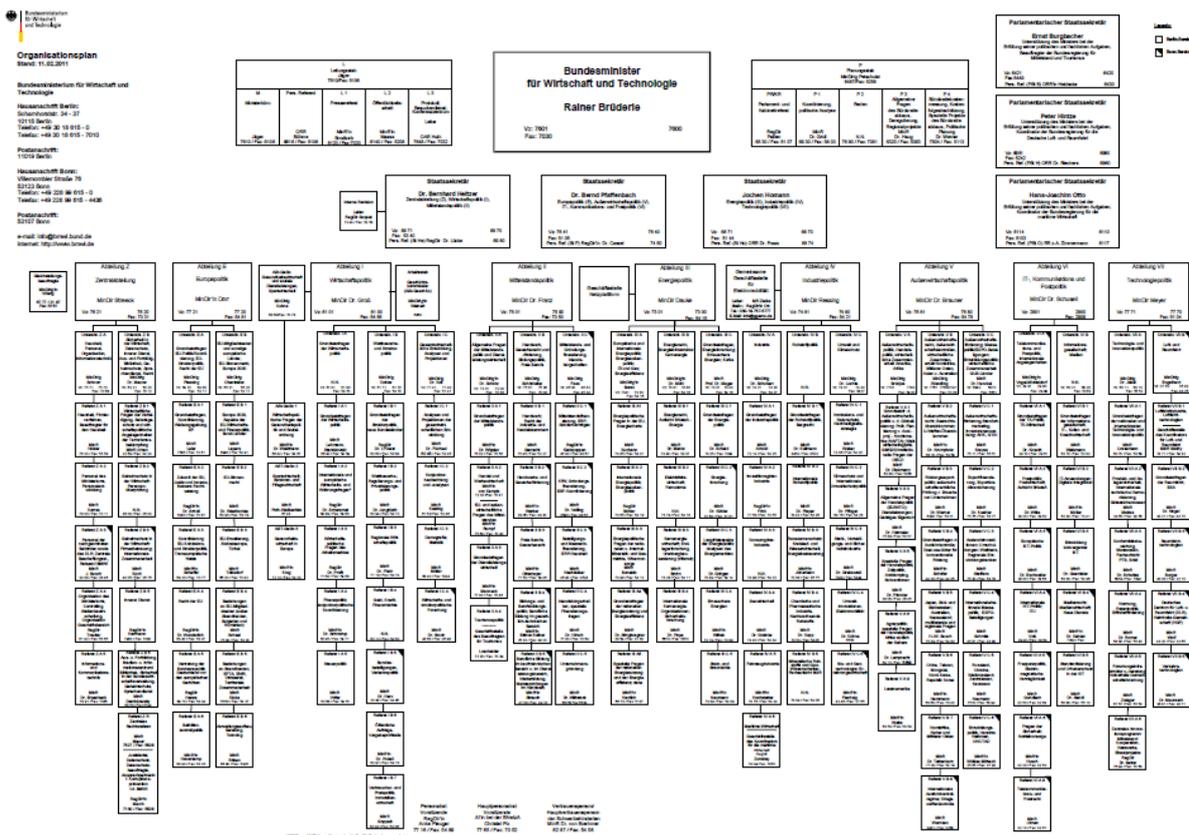
²³

<http://www.gtai.de/GTAI/Navigation/EN/Meta/Press/Markets/Markets-germany/Issues-2014/markets-germany-2014-02,t=meet-the-mittelstand,did=990440.html>

²⁴

<http://www.bmwi.de/BMWi/Redaktion/PDF/M-O/organisationsplan-bmwi,property=pdf,bereich=bmwi,sprache=de,rwb=true.pdf>

図表 1 ドイツ連邦経済技術省組織図



出所：BMW i ウェブサイト
<http://www.bmwi.de/BMWi/Redaktion/PDF/M-O/organisationsplan-bmwi,property=pdf,bereich=bmwi,sprache=de,rwb=true.pdf>

1.5 中小企業政策における財政支出状況（予算規模等）

1.5.1 中央政府

「中小企業の研究開発・技術革新」に関する 2011 年度の支出は前年の 618 百万ユーロから 699 百万ユーロまで増額された。その最重点振興項目となるのは「中小企業基幹イノベーション・プログラム（以下、ZIM）」で、支出予定は 389 百万ユーロであった。当プログラムは 2011 年度まで「包括的景気対策 II」の資金で補完されたため、その予算は 500 百万ユーロを大幅に超えることになった。

「中小企業の振興」も、能力と競争力の強化を重点に 179 百万ユーロから 189 百万ユーロに拡大された。その内訳のうち主要項目は欧州復興計画（以下、ERP）助成振興プログラム（2.1.1 で説明）に対する支援が 56 百万ユーロ、手工業の企業外職業教育に対する支援が 45 百万ユーロ、起業カウンセリングに対する助成が 36 百万ユーロとなっている。新たに加わった重点支援項目である中小企業の専門的人材確保は、9 百万ユーロであった。

また、今回の予算では、「中小企業に対する対外取引振興の措置」という項目が、「対外取引」振興予算に付け加えられた。その予算は80百万ユーロと見積っていた。将来的には、これまで個別に計上されてきた国外見本市に対する支援、再生可能エネルギー・省エネ・健康ビジネスに関する輸出イニシアティブ、国際的コンサルティング（経営者教育・国際見本市参加支援）等の予算が当項目に含まれることになる。

- 中小企業 研究開発・技術革新 €617,910,000 (2010) / €699,260,000 (2011)
- 中小企業 振興 €178,865,000 (2010) / €188,595,000 (2011)
- 中小企業 対外取引振興措置 €0 (2010) / €80,000,000 (2011)

BMWは毎年、中小企業への投資予定額を公表する。2014年は8億5,800万ユーロ、2015年は8億7,300万ユーロの投資を約束しており、2016年は8億9,300万ユーロを投じる計画である。この支出の大半（2014年は69%）は国と州の共同支援プログラム「地域経済構造改革（Gemeinschaftsaufgabe “Verbesserung der regionalen Wirtschaftsstruktur” : GRW）」の一環として、各州によって行われる。また8%は革新的な起業家の支援、5%は見習いの訓練に費やされる。同省は目標達成に向け、他の国家・地域機関とも連携している²⁵。

KfW 中小企業銀行（KfW Mittelstandsbank）は2014年、新規承認額として199億ユーロの資金を供給した（2013年は226億ユーロ）。その用途は、起業と事業拡大への助成（52%）、環境問題への支出（41%）、イノベーション支援（7%）となっている。2015年は上期時点で37件のプロジェクトに総額110億ユーロが費やされた²⁶。

²⁵

<http://www.bmwi.de/BMWi/Redaktion/PDF/H/haushalt-2015-tableau,property=pdf,bereich=bmwi2012,sprache=de,rwb=true.pdf>

<http://www.bmwi.de/BMWi/Redaktion/PDF/P-R/regierungsentwurf-2016-bundeshaushalt,property=pdf,bereich=bmwi2012,sprache=de,rwb=true.pdf>

²⁶

https://www.kfw.de/PDF/Unternehmen/Zahlen-und-Fakten/KfW-auf-einen-Blick/F%C3%B6rderreport/KfW-F%C3%B6rderreport_03_2015.pdf

<https://www.kfw.de/KfW-Group/About-KfW/Identit%C3%A4t/Geschichte-der-KfW/Themenfelder/Mittelstandsf%C3%B6rderung/>

図表 2 連邦経済技術省 2011 年度予算 I (単位: 1,000 ユーロ)

Bundesministerium für Wirtschaft und Technologie
Haushalt 2011
 - in T € -

	Zweckbestimmung	Soll 2010	Soll 2011
1	2	3	6
Tgr. 01	Steinkohlenbergbau	1.468.685	1.472.500
683 14	Absatz- / Anpassungsbeihilfen	1.350.500	1.350.000
698 12	Anpassungsgeld für Arbeitnehmer	118.185	122.500
Tgr. 02	Energieforschung	185.134	183.574
683 21	FuE: Energie Einzelförderung	78.572	119.294
686 22	Sicherheitsforschung Kerntechnik	32.980	33.280
687 21	Internat. Atomenergie-Organisation (IAEO)	29.500	31.000
892 21	FuE: Energie Investitionen	44.082	0
Tgr. 03	Rationelle Energieverwendung	47.940	31.440
541 31	Erstellung Energiebilanzen / Emissionsberichte	940	940
686 31	Energieeinsparberatung	30.000	30.500
886 35	Exportinitiative / Energieeffizienz	17.000	0
Tgr. 04	Ressortforschung und Mitgliedseinrichtungen der Leibniz Gemeinschaft (WGL)	43.875	43.640
544 41	Forschung, Untersuchungen	8.050	7.940
632 41	Forschungseinrichtungen (Betrieb)	33.498	33.803
882 41	Forschungseinrichtungen (Invest.)	2.327	1.897
Tgr. 05	FuE und Innovation im Mittelstand	617.910	699.260
683 52	Technologieförderung Mittelstand	313.400	389.274
683 59	Innovationsberatung Mittelstand	15.050	16.950
685 55	Technologietransfer Mittelstand	26.560	25.536
685 56	Nationale Akkreditierungsstelle	0	2.500
686 50	Innovative Unternehmensgründungen	70.100	71.000
686 52	Forschungsinfrastruktur für den Mittelstand	192.800	194.000
Tgr. 06	Förderung des Mittelstands	178.865	188.595
662 66	Zinszuschüsse ERP	55.920	56.300
686 60	Allg. Beratung KMU / Schulung	36.000	36.000
686 61	Förderung der Leistungssteigerung von KMU	4.000	3.350
686 62	Lehrlingsunterweisung Handwerk	45.000	45.000
686 63	Institution Kreditmediator	5.000	3.500
686 65	Mittelstandsinstitute	6.975	6.975
686 67 [neu]	Fachkräftesicherung für KMU	0	10.470
686 68	Passgenaue Vermittlung Auszubildender	1.470	0
893 61	Fortbildungseinrichtungen	24.500	27.000
Tgr. 07	Informations- und Kommunikationstechnik	123.780	154.020
683 73	Entwicklung konvergenter IKT	43.400	44.000
686 70	Umsetzung kreativwirtschaftlicher Konzepte	4.180	3.500
686 75	Neue Technologien für das Internet der Dienste (THESEUS)	33.000	16.000
686 76	IT-Anwendungen in der Wirtschaft	21.200	18.520
894 73	Förderung und Entwicklung von IKT-Infrastrukturen	18.000	2.000
894 74	Zuschüsse zu den Umstellungskosten aus der Freigabe von Frequenzen	4.000	70.000
Tgr. 08	Außenwirtschaft	252.448	220.081
532 81	Beteiligung Auslands-Messen	40.000	0
532 82	Weltausstellungen im Ausland	28.500	8.500
683 80	Messeteilnahme junger innovativer Unternehmen	3.000	0
683 83	Vorbereitende Maßn. für Auslandsprojekte	1.000	0
687 04	Twining-Projekte	1.200	1.200
687 80	Wirtschaftsbeziehungen mit dem Ausland	57.975	54.960
687 81	Beiträge an intern. Organisationen	23.134	27.421
687 84	Gemeinsamer Fonds für Rohstoffe	1.000	1.000
687 85	Internationale wirtschaftspolitische Beratung	10.500	0
687 86	Maßnahmen der Außenwirtschaftsförderung für den Mittelstand		80.000
687 87	Unterstützung Abrüstungsprojekte (G8)	65.000	40.000
687 88	Beitrag OECD Part-II	4.139	0
896 80	Zuschuss zur Errichtung einer Stadtbahn in HCMC	17.000	7.000

2010 年
歳出予定

2011 年
歳出予定

中小同族企業
研究開発・技術革新

中小同族企業
振興

対外取引

中小同族企業
対外取引振興措置

出所: BMWi ウェブサイト

図表 3 連邦経済技術省 2011 年度予算 II (単位 : 1,000 ユーロ)

Bundesministerium für Wirtschaft und Technologie			
Haushalt 2011			
- in T € -			
	Zweckbestimmung	Soll 2010	Soll 2011
Tgr. 09	Luftfahrtförderung	178.900	161.094
526 94	Gerichts- und ähnliche Kosten	400	400
662 91	Finanzierungshilfen Absatz ziviler Flugzeuge	41.000	8.500
662 92	Ausgaben zur Absicherung von Ausfallrisiken	7.500	6.500
683 94	FuE: Luftfahrt Einzelförderung	76.800	145.694
683 95	Leistungen für den Betrieb ETW (ab 2011 bei 685 33 in Tgr. 30 veranschlagt)	2.000	0
892 94	FuE: Luftfahrt Investitionen	51.200	0
Tgr. 10	Maritime Wirtschaft, Verkehrstechnologien und Elektromobilität	101.375	114.000
546 14 [neu]	Gemeinsame Geschäftsstelle Elektromobilität	0	500
662 74	Zinszuschüsse an Schiffswerften	934	684
662 75	Zinsausgleichssystem auf CIRP-Basis	1.820	2.295
683 11	Mobilität und Verkehrstechnologien	58.000	59.000
683 12	Schifffahrt und Meerestechnik	27.871	28.271
683 13	Steigerung der Wettbewerbsfähigkeit	1.750	1.750
686 17 [neu]	FuE Elektromobilität	0	10.000
892 10	Innovationsbeihilfen Werften	11.000	11.500
Tgr. 12	Regionalförderung	664.076	650.794
882 81	Zuweisungen für Investitionen - GRW	624.076	610.794
882 82	Sonderprogramm GRW	40.000	40.000
Tgr. 14	Wismut GmbH	146.400	140.350
526 92	Sachverständige Wismut	400	350
682 92	Zuwendung an Wismut - Betrieb	138.000	131.000
891 92	Zuwendung a.d. Wismut - Invest.	8.000	9.000
Tgr. 16	Tourismusförderung	30.071	28.833
686 12	Leistungssteigerung Tourismus	1.620	1.620
686 13	Zuwendung an die DZT	28.451	27.213
Tgr. 17	Maßnahmen Bürokratieabbau	12.134	12.134
686 74	AWV	1.134	1.134
861 71	Anschubfinanzierung ELENA	11.000	11.000
Tgr. 30	DLR und Raumfahrt	1.115.201	1.151.789
683 35	Nation. Weltraumprogramm - Forschung	144.000	242.000
685 33	DLR - Betrieb	226.788	241.752
892 35	Nation. Weltraumprogramm - Investitionen	96.000	0
894 33	DLR Investitionen	30.095	31.600
894 34	DLR Investitionen über 2.5 Mio	24.068	25.271
896 31	ESA	594.250	611.166
	Einzeltitel	152.788	91.896
526 01 [neu]	Gerichts- und ähnliche Kosten	0	800
531 02	Kosten der Internationalen Zusammenarbeit	900	800
541 01	Komm. Begleitung u. Evaluation	4.000	3.500
662 01	Abwicklung von Altprogrammen	146.388	84.696
683 03	Förderung der Herstellung von klimaschonenden Nichteisenmetallen	0	0
686 01	Förderung der Leistungssteigerung in der Gesundheitswirtschaft	1.500	2.000
686 03 [neu]	Unternehmensentschädigungen nach dem PTSG	0	100
Kap. 09 02 (Gesamtsumme der Fördermittel)		5.319.582	5.344.000
nachrichtlich: Kap. 09 02 (Abschluss lt. HPL - inkl. GMA)		5.319.582	5.294.000
Kap. 09 01	Bundesministerium für Wirtschaft und Technologie	118.118	123.221
Kap. 09 03	Physikalisch-Techn. Bundesanst. - PTB	145.267	144.384
Kap. 09 04	Bundesamt f. Wirtschaft u. Ausfuhrkontrolle	49.132	50.713
Kap. 09 07	Bundesanst. für Materialforsch. u. -prüfung - BAM	127.512	129.243
Kap. 09 08	Bundeskartellamt	24.427	23.944
Kap. 09 09	Bundesanst. f. Geowissenschaften u. Rohstoffe - BGR	61.467	65.004
Kap. 09 10	Bundesnetzagentur	157.707	159.856
Kap. 09 67	Versorgung der Beamtinnen und Beamten	120.605	126.500
	abzüglich Globale Minderausgabe	0	-50.000
Epl. 09		6.123.817	6.116.865

連邦経済技術省
個別予算

出所 : BMWi ウェブサイト

<http://www.bmwi.de/BMWi/Redaktion/PDF/H/haushalt-2011-tabellarische-uebersicht,property=pdf,be reich=bmwi,sprache=de,rwb=true.pdf>

1.5.2 地方政府

各連邦州によって財政支出は異なる。

1.6 中央政府と地方政府の役割分担

1.6.1 中央政府の事業

連邦政府は、中小企業向けの全体的な政策を策定し、KfW や地方政府、その他の機関を通じてその実施を調整する責任を負う。これまでに、ベンチャーキャピタル助成の INVEST、イノベーションやエネルギー、環境への資金援助、中小企業向け基幹イノベーションの ZIM (Zentrale Innovationsprogramm Mittelstand) といった数々の国家プログラムを立ち上げてきた²⁷。

1.6.2 地方政府の事業

連邦国家として、ドイツの各州は地域開発などの分野で独自の政策を実施する大きな権限を有する。各州は通常、連邦レベルの政策を実施する義務を負うだけでなく、自らの政策にも取り組む。

1.7 各国における中小企業政策の方向性

行動プログラム 2015 年 (「未来のミッテルシュタントのための行動計画」(Aktionsprogramm Zukunft Mittelstand)、詳細は 1.4.1 参照のこと) で説明されているように、政府の中小企業政策の主な方向性は、国際競争力を持ち、デジタル経済を活用し、規模と利益の面で成長するセクターを創出するための資金や助言を提供することにある。政府は長期にわたるコミットメントとして、中小企業の独特の強みを維持する考えで、後継者の育成や適切な労働力の確保という困難な問題について手助けすることを目指している。加えて、官僚的手続きを減らすことに今後も力を入れていく予定である²⁸。

1.8 政策評価

1.8.1 機関

連邦会計検査院 (Bundesrechnungshof) は連邦政府の監査当局で、合わせて 5,400 億ユーロを超える歳入と歳出を監査する²⁹。EU による監査も行われており、例えば 2012 年の EU 報告書によると、ザクセン・アンハルト州は欧州地域開発基金 (ERDF) からの助成金を中小企業向けに誤って使っていた³⁰。

より具体的には、BMW が中小企業の現状や問題に関する調査と情報公開を担う IfM と密に連携しているということである。IfM はこれらの調査結果を踏まえ、最も効果的と思われる政策について政府に助言するほか、失敗した政府の政策を評価す

²⁷ <http://www.bmwi.de/DE/Themen/Mittelstand/mittelstandspolitik.html>

²⁸ <http://www.bmwi.de/DE/Themen/Mittelstand/Mittelstandspolitik/politik-fuer-den-mittelstand.html>

²⁹ <https://www.bundesrechnungshof.de/en/bundesrechnungshof/aufgaben>

³⁰

<https://www.bundesrechnungshof.de/en/veroeffentlichungen/sonderberichte/dateien/eu-report-of-german-audit-intitutions-2012/view>

る³¹。

1.8.2 制度

旧連邦財政法 (**Bundeshaushaltsordnung**) はプログラム評価で費用便益分析を求めているが、同法の改定以降は「事前・中間・事後」段階の経済性調査が要請されていた。また、シュレーダー政権によって、費用・業績計算と進行管理に基づいた業績達成度評価も導入された（「連邦財政法第7条『経済性と節約性 - 費用・業績計算 (KLR)』」）。

上で説明したように、IfM は定期的に調査を行っているほか、BMW_i と密に連携している³²。

³¹ <http://www.bmwi.de/DE/Themen/Mittelstand/Mittelstandspolitik/politik-fuer-den-mittelstand.html>

³² <http://www.bmwi.de/DE/Themen/Mittelstand/Mittelstandspolitik/politik-fuer-den-mittelstand.html>

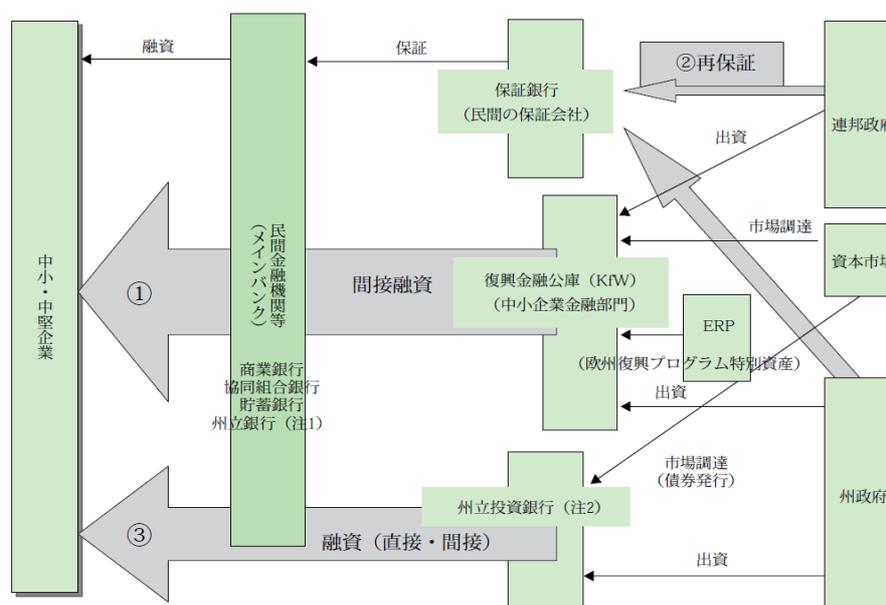
2. 個別の中小企業施策

2.1 金融（融資、投資・出資、信用保証、その他）

中小企業金融公庫総合研究所の調査によると、戦後復興期以来、ドイツの中小企業政策金融で中心となっているのは、復興金融公庫（KfW）による間接金融である。KfWは戦後復興のために欧州復興計画特別資産（ERP）を原資として設立されたが、政策金融機関としてERPの資産は安全に運用しなければならないため、リスクを冒して中小企業に直接融資を行うことは回避された。また、戦前より充実していたドイツの公営・民間金融機関網を利用して、効率的に資金を供給する方が得策とも考えられた。

現在、KfWは連邦政府・州政府の出資で間接融資を、各州振興金融機関（投資銀行等）が州政府の出資で直接融資を含む金融支援を実施している。さらに、連邦政府および州政府は民間信用保証会社による中小企業向け融資の保証に対して再保証を供与することでも、中小企業金融の振興を図っている。

図表 4 ドイツにおける中小企業向け政策金融の全体像



(注1) 州立銀行は各州の（公営）貯蓄銀行の中央金融機関であり、各州のメインバンクとして主に地域の財政業務を担当する。また貯蓄銀行や州立銀行は国内、国際市場において民間銀行と変わらぬ業務・サービスを提供していることから、ここでは政策金融に含めない。
 (注2) 州立投資銀行には、上記州立銀行の子会社的なものも存在する。
 (出所) 各種資料により作成

出所：中小企業金融公庫総合研究所

中小企業動向トピックス No. 28 欧米主要国の中小企業向け政策金融（仏・独編）：
http://www.c.jfc.go.jp/jpn/result/report/c3_0528.pdf

2.1.1 融資

中小企業に対する融資施策のうち、連邦による施策の代表例として「ERP 助成振興プログラム」、経済危機への対応措置として「KfW 中小企業特別プログラム」、連邦州による施策の代表例として「連邦州振興金融機関」を挙げることができる。

2.1.1.1 ERP 助成振興プログラム

欧州復興計画（European Recovery Programme : ERP）はもともと、マーシャル・プランの一環として 1948 年に始動したもので、ドイツの経済的自立を目指したものである。1960 年代に入るとその性格を変え、ミッテルシュタント（Mittelstand）の支援に注力していった。現在はとりわけ起業やイノベーションの分野での低金利融資や投資に力を入れている。2013 年末までに、様々な ERP 関連基金を通じてドイツ企業に総額 1,500 億ユーロの資金がもたらされた。2013 年だけで、約 15,000 件のプロジェクトに計 45 億ユーロが与えられている。支援は主にドイツ復興金融公庫（KfW）を通じて実施され、以下のようなプログラムがある³³。

<ERP 助成振興プログラムの一覧>

- (1) ERP 出資プログラム(ERP-Beteiligungsprogramm) (2.1.2 参照)
- (2) ERP/EIF 投資ファンド (ERP/EIF-Dachfonds) 主に技術開発向けのベンチャーキャピタルや資金提供に力を入れている数々のファンドが含まれる (2.5.2 参照)
- (3) ERP 輸出融資プログラム (ERP-Exportfinanzierungsprogramm) (2.8 項参照)
- (4) イノベーション・プログラム (ERP-Innovationsprogramm) (2.4.1 参照)
- (5) ERP 地域振興プログラム (ERP-Regionalförderprogramm) (2.4.4 参照)

2.1.1.2 KfW 融資プログラム

KfW は以下のような数々のローンを提供している。

・KfW 起業家ローン (KfW Unternehmerkredit)

KfW は、BMW の委託でドイツ国内外のプロジェクトに中長期の資金援助を行っている。この支援プログラムは、少なくとも 5 年にわたり市場で活動している

³³

<http://www.bmwi.de/DE/Themen/Mittelstand/Mittelstandsfinanzierung/innovationsfinanzierung,did=312588.html>

既存の中小営利企業やフリーランサーを対象とする。ローンは土地や建物、機械の購入のほか、他社からの資産獲得（買収など）に適用され、融資額は最大 2,500 万ユーロ、返済期間は最長 20 年となっている³⁴。

- ・ KfW 起業家ローン・プラス

既存の革新的な中小企業やフリーランサーによる投資や運転資本に対し、低金利のローンを提供している³⁵。

- ・ KfW 省エネルギー・プログラム

省エネルギー・プログラムは、BMW の委託により運営されている。建物の新規建築や修繕、生産プロセスなど幅広い目的に低金利でローンを提供しているほか、「Energieeffizienz im Mittelstand（ミッテルシュタントにおけるエネルギー効率）」をはじめとする具体的なイニシアティブを含む。対象となるのは年商 20 億ユーロ（特殊なケースは 30 億ユーロ）以下の企業で、プロジェクト当たり 2,500 万ユーロを上限に、投資費用の最大 100%をローンで賄える。融資期間は 5 年間で、状況によっては 10 年または 20 年が認められる場合もある³⁶。

2.1.1.3 連邦州振興金融機関

連邦州振興金融機関（Landesförderinstitute）は、連邦州によって中小企業政策等のために設立されている政策金融機関で、その代表例は投資銀行である。連邦各州はこの振興金融機関を通じて、連邦州内の企業（主として中小企業）に対して、直接融資を含む各種金融を独自の方法で実施する。（州レベルの中小企業向け政策については 2.15 参照）³⁷

2.1.2 出資・投資

連邦は中小企業に対して直接出資・直接投資を実施してはいない。しかし、「ERP 助成振興プログラム」の個別プログラムは、ベンチャーキャピタルファンド、投資会社、信用保証銀行等を支援することによって、中小企業への出資・投資を促進している。ここでは、ベンチャーキャピタルファンドへの出資、投資会社へのリファイナンス、中小信用保証銀行への融資などによる投資・出資促進プログラムが用意

³⁴

<https://www.kfw.de/inlandsfoerderung/Unternehmen/Unternehmen-erweitern-festigen/Finanzierungsangebote/KfW-Unternehmerkredit-Fremdkapital-%28037-047%29/#1>

³⁵

<http://www.bmwi.de/DE/Themen/Mittelstand/Mittelstandsfinanzierung/unternehmensfinanzierung.html>

³⁶

<http://www.bmwi.de/DE/Themen/Mittelstand/Mittelstandsfinanzierung/finanzierung-von-energie-und-umweltinvestitionen.html>

³⁷

<https://www.l-bank.de/lbank/inhalt/nav/foerderungen-und-finanzierungen/existenzgruendungs-und-wirtschaftsfoerderung/wirtschaftsfoerderung.xml?ceid=125063&uebersicht2=true>

されている。そのうち、「ERP 出資プログラム (ERP Beteiligungsprogramm)」は以下のように要約できる。ERP Beteiligungs (参加) プログラムは KfW が ERP 特別基金の委託で運営しているもので、年商 5,000 万ユーロ以下の鉱工業者に最大 125 万ユーロ (特殊なケースは 250 万ユーロ) の新たな資本を提供している。資本は例えば、新製品の開発や市場投入、事業拡大、企業再編、起業などに用いることができるが、あらかじめ銀行の保証を得る必要がある。支援期間は最長 10 年 (旧東独地域の場合は 13 年) ³⁸。

2.1.3 信用保証銀行

中小企業は銀行から融資を得るのに十分な担保がない場合が多いため、連邦・州政府は信用保証銀行 (Bürgschaftsbanken) を通じて成功の見込みのあるプロジェクトを支援している。通常は当該州の信用保証銀行が 125 万ユーロ (資本の場合は 250 万ユーロ) を上限に、貸出銀行がリスクとみなす金額の 80% まで保証する ³⁹。

また、中小企業資本参加会社 (Mittelständische Beteiligungsgesellschaft: MBGen) はドイツの中小企業の資本基盤を強化するプログラムで、連邦・州政府が再保証を通じて支援している。通常は資本参加の形を取り、企業の成長や合理化、起業、イノベーションなどを促す。投資額は個々のケースによって異なるが、5 万~250 万ユーロの範囲と定められている ⁴⁰。

2.2 税制 (設備投資、事業承継、技術開発、その他)

2.2.1 法人税

ドイツのいわゆる「社会的市場経済」では、企業はかつて高水準の税負担で社会保障の一翼を担っていた。そのような枠組みにあって、中小企業は大企業より税制的に優遇されてきた。しかしながら、近年の財政難から、企業の成長・競争力を強化することで歳入を拡大し、社会保障の財源を確保する必要が生じたため、過去数回にわたって税制改革が断行された。ドイツ政府は 2008 年、法人税改革法 (Unternehmenssteuerreformgesetz) を導入し、法人税率を 15% 引き上げた。法人税には 5.5% の連帯付加税 (引き続き旧東独地域の振興に振り向けられる) が課されるため、実質的な税率は 15.8% となる。他にも地方税として営業税が存在し、税率は自治体によって 7~17% と開きがある (平均は 14%)。従って、企業の税負担は

³⁸

<http://www.bmwi.de/DE/Themen/Mittelstand/Mittelstandsfinanzierung/unternehmensfinanzierung,did=647450.html>

³⁹

<http://www.bmwi.de/DE/Themen/Mittelstand/Mittelstandsfinanzierung/unternehmensfinanzierung,did=508072.html>

⁴⁰

<http://www.bmwi.de/DE/Themen/Mittelstand/Mittelstandsfinanzierung/unternehmensfinanzierung,did=508068.html>

合わせて 30%前後に達する。

また、的確に投資を促進するため、これまで中小企業に認められていた積立償却金（積立準備金）を投資控除金（投資準備金）に再編する（この措置が適用される企業の規模は別途定められている）。Unternehmenssteuerreform の第 11:7 項を参照のこと⁴¹。

2.2.2 事業承継

事業承継に対する連邦の税制施策では、代表例として「経済成長を促進するための法律／経済成長促進法(Gesetz zur Beschleunigung des Wirtschaftswachstums) 2010 年」を挙げることができる。同法の目的は、2009 年の段階で安定を取り戻しているドイツ経済に、まだ自律な景気上昇が認められないため、税負担の緩和によって、消費を活性化し、経済成長の障壁を速やかで、効果的に除去することにある。そのうち、企業の買収や承継については、以下のような措置が設けられている⁴²。

- ・資本会社（Kapitalgesellschaft）の買収について、損失控除の制限を緩和する
- ・企業承継の税制優遇について、その必要条件を緩和する（相続税法の改正）

2.2.3 技術開発

技術開発に対する連邦の税制施策では、現在導入が保留されているものの、「税制による研究・開発促進(Steuerliche Förderung von Forschung und Entwicklung)」を挙げることができる。ドイツ連邦政府は、欧州諸国で既に研究開発税制優遇措置が導入されているため、経済競争力に不可欠な研究・開発に対する税負担軽減措置の導入に最優先順位を与えていた。これはなおも政治的アジェンダに上っているが、R&D に対する税制上の優遇措置はまだ導入されていない。2.4.1 で挙げているように、R&D インセンティブは主に返済不要の現金かローンの形で支給される。

2.3 支援体制（情報提供、経営相談・アドバイス、その他）

2.3.1 情報提供

情報提供については、以下のような連邦の施策を挙げることができる。

- ・「BMWi ウェブサイト情報提供ページ『中小同族企業』」⁴³

このポータルサイトは、中小企業を対象とするあらゆる種類の主要な資金援助やその他の支援について説明しているほか、非政府機関が提供するスキームへのリンク先を紹介している。

⁴¹ <http://www.buzer.de/gesetz/7859/index.htm>

⁴²

http://www.bgbl.de/xaver/bgbl/start.xav?start=%2F%2F%5B%40attr_id%3D%27bgbl109s3950.pdf%27%5D%20-%20__bgbl_%2F%2F%5B%40attr_id%3D%27bgbl109s3950.pdf%27%5D__1444989591070#_bgbl__1446966638211

⁴³ <http://www.bmwi.de/DE/Themen/mittelstand.html>

- ・「BMW_i ポータルサイト Förderdatenbank (助成データベース)」⁴⁴

BMW_i が設立したオンライン・データベースで、企業その他の関係者はどのような種類の助成を申請できるか検索できる。ドイツのほか欧州レベルのファンドに関する情報を含んでいる。

2.3.2 人材育成・研修

人材育成・研修については、以下のような連邦の施策をウェブサイトから見ることができる。

- ・「BMW_i ポータルサイト『カウンセリング&トレーニングポータル』」⁴⁵
- ・「RKW 競争力研究センター (RKW Kompetenzzentrum) ・ウェブサイト『専門家獲得ツールボックス』 (BMW_i による助成)」⁴⁶
- ・「KfW ウェブサイト『コンサルタント・マーケット』」⁴⁷

KfW が BMW_i の協力を得て運営するウェブサイトで、適切なコンサルタントの探し方を企業に伝授している。

- ・「連邦労働社会省 (BMAS)」⁴⁸

BMAS はウェブサイト上で数多くの中小企業向け刊行物を公開している。例えば、現代的な人事実務の導入方法に関する「Gut Beraten in die Zukunft (将来への助言)」などである。

2.3.3 環境対策

環境対策については、以下のような連邦の施策を挙げることができる。

- ・「BMW_i ポータルサイト『企業ポータル』内『省資源』(外局 demea の支援プログラムあり)」⁴⁹

ポータルサイトには助言のほか、様々な環境・エネルギー問題に関するリンク先が掲載されている。その大半は起業家向けである。

- ・BMW_i による中小企業向けプログラムで、より効率的な省エネ方法を学べるように、エネルギーに関するアドバイザーの派遣を支援する。支援はアドバイザーに支払うための助成金の形を取り、その金額は企業のエネルギー費用によるが、最大 800～8,000 ユーロとなっている⁵⁰。

⁴⁴ <http://www.foerderdatenbank.de/>

⁴⁵ <http://www.beratungsfoerderung.info/>

⁴⁶ <http://www.fachkraefte-toolbox.de/>

⁴⁷ <https://beraterboerse.kfw.de/>

⁴⁸ <http://www.bmas.de/DE/Service/Medien/Publikationen/a413-unternehmenswert-mensch.html>

⁴⁹ <http://www.bmwi-unternehmensportal.de/unternehmensfuehrung/umwelt/material/index.php>

⁵⁰

<http://www.foerderdatenbank.de/Foerder-DB/Navigation/Foerderrecherche/inhaltsverzeichnis.html?get=66999e7115d82cc1edd38bc46fd12fd5;views=document&doc=9873&typ=KU>

2.3.4 その他

その他の施策については、以下のような連邦の施策を挙げることができる。

- ・「コンサルティングに対する助成」
- ・「情報提供・講習研修に対する助成」
- ・「女性起業家ポータルサイト」(2.12 参照)⁵¹

2.4 既存の中小企業に対する経営資源の確保の支援（研究開発技術、IT 対応、販路開拓、新分野進出、その他）

既存中小企業の経営資源確保について、ドイツ連邦政府は全般的に施策を講じていると言える。そのうち、連邦政府が特に重点項目として取り組んでいるのは研究開発技術支援で、連邦政府による長期的な成長戦略の 1 つである。当戦略の目的は、大企業と比較して、高い創造性や市場との密着度などで優位にあるにもかかわらず、開発研究資金の不足している中小企業を支援することに置かれる。BMW_i はその中核的施策として「中小企業基幹イノベーション・プログラム (ZIM)」を運営している。

また、同省は連邦教育研究省と共同で産学連携のために「大学における企業との研究 (FHprofUnt)」のプログラムも用意している。産学官連携については、ドイツ独特のプロセスも発達してきた。学術的な研究と企業の商品化を媒介するために大きな役割を果たしているのが、フラウンホーファー協会やマックス・プランク協会等の公益研究機関である。例えば、フラウンホーファー協会は試作センターを設置し、大学で開発されたシーズを実用的な技術にまで育てる試みを行っている⁵²。

2.4.1 研究開発技術支援

研究開発技術支援については、以下のような連邦の施策を挙げることができる。

- ・「BMW_i 中小企業基幹イノベーション・プログラム
『Zentrales Innovationsprogramm Mittelstand, ZIM』」⁵³
- ・「ERP イノベーション・プログラム 第 I 部 研究・開発段階への融資支援」
特に中小企業の特許登録を支援する⁵⁴。

2.4.1.1 ZIM

中小企業基幹イノベーションプログラム (ZIM) は、現在 BMW_i が最も注力しているプログラムで、あらゆる技術分野で、または複数の技術分野間で中小企業

⁵¹ http://www.existenzgruenderinnen.de/DE/Home/home_node.html

⁵² <https://www.bmbf.de/de/fhprofunt-forschung-an-fachhochschulen-mit-unternehmen-551.html>

⁵³

<http://www.bmwi.de/DE/Themen/Technologie/Innovationsfoerderung-Mittelstand/technologieoffene-projektfoerderung.did=502116.html>

⁵⁴ <http://www.bmwi.de/DE/Themen/Technologie/Rahmenbedingungen/patente.html>

の研究開発と技術協力を市場に即して支援するものである。ここには従来の協力・ネットワーク支援プログラム「PRO INNO II」、「NEMO」、「InnoNet」、「INNO-WATT」などが統合されている。当プログラムの目標は、中小企業のイノベーション活動を強化することによって、成長と競争力に貢献することにある。ZIM は3つのモジュールから構成されている。

・ZIM 単一プロジェクト：

これは中小企業向けの新技术を対象とする返済不要の R&D 助成で、総額で最大 3 億 8,000 万ユーロが提供される。企業の規模や立地により、必要額の 25～45% 相当の援助が受けられる⁵⁵。また、従業員数 250 人未満の中小企業はプロジェクトを成功させるため、導入時に資金援助その他の支援を求めることができる。これにはイノベーション助言サービス（知識転移の訓練、試験・認証手続きなど）、イノベーション支援サービス（オフィス空間やラボの提供など）、助成金（最大 5 万ユーロで、必要額の 50%を超えてはならない）が含まれ、省外の第三者によって提供される⁵⁶。

・ZIM- Kooperationsprojekte（共同プロジェクト）：

2 社以上の企業による共同研究開発プロジェクト、または研究機関との共同研究開発プロジェクトを支援する人材やその他の費用向けに最大 38 万ユーロに上る多額の資金援助を受けられる⁵⁷。さらに、プロジェクトを成功させるために、導入時に第三者から他の支援を受けられる可能性もある。ZIM Kooperationsprojekte（共同プロジェクト）の資金は、ドイツ国外の企業・機関と協力する場合にも用いられる。特にベルギーやフランス、オーストリア、ロシアのネットワークでの活用が奨励されている⁵⁸。

・ZIM Kooperationsnetzwerke（共同ネットワーク）：

最低 6 社の中小企業がネットワーク管理システムを設立しプロジェクトを開発する際に助成を得られる。調査機関、高等教育機関、団体、大企業など他の機関も参加できる⁵⁹。

2.4.1.2 ERP

「EFP イノベーション・プログラム」は 2 部から成る。第 I 部は市場導入前調査や、ドイツ向けの新たな製品、プロセス、サービスの開発に資金を提供する。

⁵⁵ <http://www.zim-bmwi.de/einzelprojekte/einzelprojekte>

⁵⁶ <http://www.zim-bmwi.de/markteinfuehrung/dm-leistungen-zur-markteinfuehrung-1>

⁵⁷ <http://www.zim-bmwi.de/kooperationsprojekte/faqs-zim-kooperationsprojekte-ab-2015.pdf>

⁵⁸ <http://www.zim-bmwi.de/internationale-fue-kooperationen/transnationale-fue-projekte>

⁵⁹ <http://www.zim-bmwi.de/kooperationsnetzwerke/kooperationsnetzwerke>

第 II 部はドイツ向けの新たな製品、プロセス、サービスの導入を支援する。企業や個人事業主は両方に申し込める。プログラムは KfW が運営している⁶⁰。

図表 5 ERP での支援概要

対象者	民間営利企業および自由業者（起業 2 年目以降）
目的	革新的な製品・生産方法・サービス
金利	1%～
融資額	プロジェクト当たり最大 500 万ユーロ（国のエネルギー改革に関わるプロジェクトの場合は最大 2,500 万ユーロ）
融資期間	最長 10 年
返還猶予期間	2 年～7 年

・特許（SINGO）：

中小企業は「SIGNO 中小企業特許行動」プログラムを通じ、特別な支援を受けられる。これには、特許保護に関する助言を提供する「SIGNO パートナー」と呼ばれる有資格アドバイザーの全国ネットワークが含まれる⁶¹。

2.4.2 産学官連携支援

2.4.2.1 公共研究機関

産学官連携支援については、以下のような連邦機関を挙げることができる。

・「フラウンホーファー協会」

この研究機関は民間資金と公的資金の両方によって賄われている。革新的な製品やプロセスの導入を通じてドイツの中小企業を支援し、その売り上げを増やす目的で、中小企業向けの研究プログラムを展開している。年間予算は 1,000 万ユーロで、40～50 件前後のプロジェクトに振り向けられる。プロジェクト 1 件当たりの費用は平均 15 万～25 万ユーロで、2～3 年ほど続く⁶²。

・「マックス・プランク協会」

マックス・プランク協会はドイツ各地の様々な研究所から成り、予算の半分が政府、残りの半分が各州の公的資金で賄われている。研究・応用分野の多くが中小企業に役立つもので、特に傘下のマックス・プランク・イノベーション GmbH は個人や中小企業の科学的知見をビジネスに応用できるよう支援している⁶³。

⁶⁰

[https://www.kfw.de/Download-Center/F%C3%B6rderprogramme-\(Inlandsf%C3%B6rderung\)/PDF-Dokumente/6000001631-M-Innovationsprogramm-180-185-und-190-195.pdf](https://www.kfw.de/Download-Center/F%C3%B6rderprogramme-(Inlandsf%C3%B6rderung)/PDF-Dokumente/6000001631-M-Innovationsprogramm-180-185-und-190-195.pdf)

⁶¹ <http://www.bmwi.de/DE/Mediathek/publikationen,did=485454.html>

⁶² http://www.signo-deutschland.de/unternehmen/foerdermassnahme/kmu_patentaktion/index_ger.html

⁶³

http://www.earto.eu/fileadmin/content/05_Working_Groups/07_Working_with_SMEs/1_Fraunhofer_SME_Program_Official.pdf

⁶³ .mpg.de/de

2.4.2.2 「BMW 支援プログラム『EXIST（学術からの起業）』」

BMW 支援プログラムは、BMW が運営するプログラムである。より多くの技術・知識ベースのスタートアップ企業が世に出て成功を収められるように、大学や研究機関の環境を改善することを目的とする。以下の 3 つのプログラムを有する。

- ・EXIST-Gründungskultur（起業家文化）：

起業家精神とその実践に向けた包括的な全校レベルの戦略策定について大学を支援する。

- ・EXIST Gründerstipendium（起業奨学金）：

学生や卒業生、科学者による革新的な技術・知識ベースの起業プロジェクトの第 1 段階を支援する。奨学金は学生 1 人につき 1 か月当たり 1,000～3,000 ユーロで、BMW と欧州社会基金（European Social Fund：ESF）が共同で負担する。

- ・EXIST -Forschungstransfer（研究転移）：

研究ベースの事業アイデアの技術的実現性を実証するための開発作業と起業準備を後押しする。初期費用は通常、プロジェクト当たり 25 万ユーロまでとなっている。

2.4.3 販路開拓支援

2.4.1 の「ERP イノベーション・プログラム」を参照。

2.4.4 新分野進出支援

新分野進出支援については、以下のような連邦の施策を挙げることができる。

- ・「ERP 地域振興プログラム」
- ・「ERP イノベーション・プログラム 第 I 部 研究・開発段階への融資支援」

「ERP 地域振興プログラム」は以下のように要約できる⁶⁴。

図表 6 ERP 地域振興プログラム概要

対象者	中小企業および自由業者（旧連邦州の場合、連邦・諸州「共課題」地域内）
目的	事業所の設立・獲得・拡張・合理化
金利	有利な利率
融資額	最高 300 万ユーロ
融資期間	20 年
返還猶予期間	3 年

64

[https://www.kfw.de/inlandsfoerderung/Unternehmen/Unternehmen-erweitern-festigen/Finanzierungsangebote/ERP-Regionalf%C3%B6rderprogramm-\(062-072\)/Investment](https://www.kfw.de/inlandsfoerderung/Unternehmen/Unternehmen-erweitern-festigen/Finanzierungsangebote/ERP-Regionalf%C3%B6rderprogramm-(062-072)/Investment)

「ERP イノベーション・プログラム 第 I 部 研究・開発段階への融資支援」は
2.4.1 参照。

2.4.5 下請企業振興政策

下請企業振興政策については、以下のような連邦の施策を挙げることができる。

- ・「作業請負企業主の要求を保証し、債権の行使を円滑化するための法律（債権保証法／FoSiG）」⁶⁵

2.5 創業支援（創業支援、VC、税制、教育、KPI、その他）

ドイツ政府（特に BMWi）は現在、「eine neue Gründerzeit（起業家新時代）」⁶⁶の必要性を論じており、あらゆる地域とセクターにおける新規事業の支援に向け多大な努力を注いでいる。ただ、以下の分野については、スタートアップ企業の潜在力がフルに発揮できていないことが分かった⁶⁷。

- ・女性によるスタートアップ企業（2.12 参照）
- ・移民出身者によるスタートアップ企業（2.12 参照）
- ・高齢の起業家によるスタートアップ企業
- ・ハイテク分野のスタートアップ企業
- ・文化的・クリエイティブ産業のスタートアップ企業（2.11 参照）

2.5.1 創業支援

新規事業を立ち上げる際は、準備段階と設立段階の両方において、以下のような幅広い資金援助や助言を受けられる。

- ・「ERP スタートファンド（ERP Start-fonds）」

これは KfW が運営するプログラムで、創業 10 年に満たないドイツの小規模な技術系企業（EU の中小企業の定義に基づく）を対象とする。資金は資本の形で 1 社当たり最大 500 万ユーロが提供される⁶⁸。

- ・「ERP 起業家資本（Unternehmerkapital für Gründung）」

⁶⁵ <http://www.buzer.de/gesetz/8414/index.htm>

⁶⁶ グリュンダーツァイト（創設時代）は、19 世紀半ばの急速な経済成長期を指す。

⁶⁷

<http://www.bmwi.de/DE/Themen/Mittelstand/Gruendungen-und-Unternehmensnachfolge/staerkung-des-unternehmergeistes,did=508848.html>

⁶⁸

<http://www.bmwi.de/DE/Themen/Mittelstand/Mittelstandsfinanzierung/innovationsfinanzierung,did=508116.html>

図表 7 ERP 起業家資本の概要

対象者	商工業の起業者、自由業者、起業後 3 年以内の新設企業
目的	事業所の設立・獲得・強化、能動的投資による買収、初回在庫調達・在庫補充、市場開拓費用
金利	0.6%
融資額	最高 50 万ユーロ
融資期間	15 年
返還猶予期間	7 年

BMW i 関連のイニシアティブには以下がある。

- ・Mikromezzaninfonds (マイクロメザニン基金、メザニン=自己資本と他人資本の中間的性格をもつ資本)

これは新規企業や起業家に最大 5 万ユーロの資本金を提供するものである⁶⁹。

- ・「Börse nexxt-change」

このオンライン取引市場は、BMW i が在ドイツ商工会議所 (DIHK)、ドイツ手工業者中央連盟 (ZDH)、フォルクスバンケン (Volksbanken)、ライフアイゼン銀行 (Raiffeisenbanken)、その他の銀行、地域団体と共同で設立した。後継者を探している企業オーナーと若い起業家を引き合わせるのが目的で、関心のある人はサイト上で検索したり、自らのプロフィールを掲載したりできる⁷⁰。

- ・「ドイツ起業家週間」

BMW i は毎年、全国レベルの起業家週間を開催している。ワークショップやセミナー、シミュレーションゲーム、その他のイベントを通じて若者の起業家精神を鼓舞するのが目的で、特に女性が個人事業主になることを支援し、成功しているイニシアティブも公表している⁷¹。

- ・「起業のノウハウ拡大」

BMW i は経済や技術、財務、経営に関する一般討論のほか、例えば貿易や会社の所有権など、より専門的な情報に関する相談会に助成金を提供している。自分の会社を所有する女性や移民による相談会も開催できる。このプログラムの資金はドイツ政府と欧州社会基金 (European Social Fund : ESF) が共同で負担する。講座や討論会、相談会の有無や予定については、連邦経済・輸出管理局 (Bundesamt für Wirtschaft und Ausfuhrkontrolle : BAFA) のポータルサイトの協議・訓練のコーナーで確認できる⁷²。

- ・「学校での起業家精神の強化」

これは BMW i の支援を受け、主に民間のイニシアティブによって運営されるプログラムで、若者が将来的に自分の会社を立ち上げることに関心を持つよう促すのが

⁶⁹ <http://www.bmwi.de/DE/Themen/mittelstand,did=728072.html>

⁷⁰ <http://www.nexxt-change.org/>

⁷¹ <http://www.gruenderwoche.de/>

⁷² <http://www.beratungsfoerderung.info/beratungsfoerderung/index.html>

目的である⁷³。

・「情報通信技術イノベーションの起業コンペティション (Gründerwettbewerb IKT Innovativ)」

これは、BMWが情報通信技術 (ICT) の分野で事業を興したい起業家の卵に授与する賞である。コンペは年に 1 回行われ、書面による応募で判断される。賞金 3 万ユーロの賞が最大 6 つ贈られる⁷⁴。

スタートアップ企業を支援する施策等をウェブサイト等から見るができる。

- ・「BMWポータルサイト『起業ポータル』」⁷⁵
- ・「BMWポータルサイト『企業譲渡・承継希望者登録・検索ツール NEXXT』」⁷⁶
- ・「仏独インターネット・プラットフォーム『EuroQuity』」

ドイツ復興金融公庫 (KfW) はフランスの公的金融機関である起業支援・イノベーション振興機構 (OSEO) と共同で、仏独インターネット・プラットフォーム「EuroQuity」を開発した。その目的は、資本や投資家を探している中小企業を民間のベンチャーキャピタルとマッチングさせ、これにより資本へのアクセスを容易にすることにある。EuroQuity は全産業の企業に門戸を開いており、スタートアップ企業 (特に技術系の分野) の創業者も利用できる。投資家が EuroQuity のウェブサイトプロフィールを掲載し、企業が連絡を取る仕組みである⁷⁷。

- ・BMWが運営するウェブサイト⁷⁸

起業の意思決定から準備、資金調達までの全プロセスに関する情報やリンク先・出所元を提供している⁷⁹。

- ・「KfW カウンセリング補助金プログラム『ドイツ起業家コーチング』」
- ・「起業メッセ」 Start-Messe

この起業見本市はバイエルン州で毎年開催されている。元々は BMW が後援していたが、現在は完全な営利事業である⁸⁰。

- ・「BMW支援プログラム『EXIST (学術からの起業)』」(2.4.2.2 を参照のこと)

⁷³

<http://www.bmwi.de/DE/Themen/Mittelstand/Gruendungen-und-Unternehmensnachfolge/staerkung-des-unternehmergeistes,did=508842.html>

⁷⁴ <http://www.gruenderwettbewerb.de/>

⁷⁵ <http://www.existenzgruender.de/>

⁷⁶ <http://www.nexxt.org/>

⁷⁷ <https://www.euroquity.com/de>

<http://www.bmwi.de/DE/Themen/Mittelstand/Mittelstandsfinanzierung/unternehmensfinanzierung,did=547120.html>

⁷⁸ www.existenzgruender.de

⁷⁹ <http://www.existenzgruender.de/DE/Home/inhalt.html>

⁸⁰ <http://www.start-messe.de/>

2.5.2 ベンチャーキャピタル支援

ベンチャーキャピタル支援に関する代表的な施策としては、「ERP 振興助成プログラム」と「エンジェル投資家の誘導」を挙げることができる。

・「INVEST」

INVEST はベンチャーキャピタル助成で、2013 年に BMW が設立した。小規模企業（EU の定義に基づく）への投資家を対象とし、投資額の 20%を補助金として非課税で給付する。若く革新的な企業への投資を促すのが目的で、2016 年には総額 1 億 5,000 万の予算が用意される。

投資家は BMWi が支援する団体「Business Angels Netzwerk Deutschland（ドイツ・エンジェル投資家ネットワーク）」を通じて投資先を見つけることができる⁸¹。

・「ERP 振興助成プログラム」 EIF/ERP Dachfonds（EIF/ERP 投資ファンド）

ERP 振興助成プログラムでは、ベンチャーキャピタル向け個別プログラムとして「ERP/EIF 最上位ファンド」が用意されている。これは ERP と欧州投資基金(EIF)が共同運営するプログラムであり、ベンチャーキャピタル・マーケットで、特に技術移転の早期段階、技術企業の早期・成長段階に重点を置いたファンドに資金を拠出する。「ERP/EIF 最上位ファンド」は以下のように要約できる。

図表 8 ERP/EIF 最上位ファンドの概要

対象者	投資運用会社（ベンチャーキャピタル・ファンド）
目的	① ベンチャー企業への投資を促進する ② ベンチャーキャピタルの流動性を向上する
出資の条件	① 技術移転の早期段階、技術企業の早期・成長段階に重点を置いていること ② ドイツを重点投資地域としていること ③ 中小企業の定義に該当すること
融資額	最高 100,000 万ユーロ

ERP/EIF 投資ファンド（1 億 3,000 万ユーロ）の一部資金は、2012 年に設立された欧州エンジェル基金（European Angels Fund）に用いられる。これは、エンジェル投資家やその他の非機関投資家による革新的な企業への資本参加を支援するのが目的である

・「ERP 振興助成プログラム」 EIF/ERP-Mezzanin-Dachfonds für Deutschland（MDD、ドイツのための EIF/ERP メザニン投資ファンド）

ドイツのメザニン資本市場を強化するため、欧州投資基金（European Investment Fund : EIF）、BMW i / ERP、LfA バイエルン支援銀行（LfA Förderbank Bayern）、ノルトライン・ウェストファーレン州立銀行（NRW.Bank）が ERP/EIF 投資ファンドに追加する形で 2012 年に立ち上げた。MDD には ERP、EIF、LfA、NRW.Bank

⁸¹ <http://www.bmwi.de/DE/Themen/Mittelstand/Mittelstandsfinanzierung/invest.html>
<http://www.business-angels.de/>

が総額 2 億ユーロを供出⁸²し、ドイツの中小企業に投資したい民間のメザニンファン
ドに資金を提供する。

2.5.3 エンジェル投資家の誘導

BMWⁱ 調査の結果、起業の早期段階を支援する企業投資家、エンジェル投資家は
若い企業に資金のみならず、経験や人脈によって付加価値をもたらすことが判明し
た。そこで、連邦政府は、エンジェル投資家のコンセプトを普及させるため、ドイ
ツ・エンジェル投資家・ネットワーク Business Angels Netzwerk Deutschland e.V
のイニシアティブを支援する。その目的は起業家に対する資金・ノウハウ、人脈提
供へエンジェル投資家を誘導することにある⁸³。

また、電子商取引連邦協会 (Bundesverband der e-commerce) はオンラインビジ
ネスの業界団体で、独自の起業プログラムを有しており、この分野で新規事業を立
ち上げたい起業家に対し、主にカンファレンスやワークショップを通じて情報や助
言を提供している⁸⁴。

2.5.4 税制

創業やベンチャーに関する税制では、現在検討中の施策として、「エンジェル投資
家に対する税制枠組条件の改善」を挙げることができる。エンジェル投資家は若い
企業に資金のみならず、経験や人脈によって付加価値をもたらしている。にもかか
わらず、企業投資の税制枠組条件を定めた法律では、起業早期段階におけるエンジ
ェル投資家の出資は無視されたままである。したがって、連邦政府は、企業への出
資や企業の譲渡に関する税制枠組条件の改善を検討している。

2.6 中小企業に関わる公正な取引の推進、市場の整備 (下請代金支払遅延等防止法、 官公需、その他)

公正な取引の推進や市場の整備に関して、連邦の基本法となっているのは 1909 年に
制定された「不正競争防止法 (UWG)」で、直近改定は 2008 年に実施されている。当
法律は特に中小企業のために定められたものではないが、これに基づいて請求権の主
張される民事紛争を調停する目的で、州政府は商工会議所内に調停所を設けることにな
っているため、中小企業にも利用可能な調停手段が提供されていると言える。また、
各分野の調整は、主として地域や自治体レベルの問題、特にその開発に関わる問題と
捉えられているため、基本的には連邦州の所管に帰属する。例えば、連邦のレベルで
は、中小小売商の競争条件を保護するために、個別的な法律が定められているのでは

⁸²

<http://www.bmwi.de/DE/Themen/Mittelstand/Mittelstandsfinanzierung/innovationsfinanzierung.html>

⁸³ <http://www.business-angels.de/>

⁸⁴ <https://www.bevh.org/>

なく、「建設法典」や「建築利用令」等の都市開発に関する法律によって、大規模小売店の出店が規制されているに過ぎない。ただし、工業分野については、中小企業と大企業による研究開発の資金的格差を埋めるため、両者の間で研究成果を共有することができる連邦の共同研究補助プログラムでも調整が実施されている。

2.6.1 下請代金支払遅延等防止法

下請代金支払遅延等防止法に相当するものとして、以下の法律が導入されている。

- ・「作業請負企業主の要求を保証し、債権の行使を円滑化するための法律（債権保証法／FoSiG）」⁸⁵

2.6.2 小売商調整対策

小売商調整対策に相当するものとして、以下の法律が導入されている。

- ・「建築法典（BbauG）第1条6項8号a」
- ・「建築利用法（BauNVO）第11条」

大規模小売店の出店に対する規制が定められている⁸⁶。

2.6.3 分野調整

分野調整に相当するものとして、以下の法律と施策が導入されている。

- ・「建築法典（BbauG）第1条6項8号a」
開発計画策定に際して、中小企業が配慮されるべきことが定められている。
- ・手工業保護法（HWO）91条
手工業中央連盟について、調整の役割が規定されている。
- ・「工業研究団体共同事業体（AiF）プログラム『共同工業研究（IGF）』」：
連邦経済技術省の補助金プログラム。研究開発における大企業と中小企業の資金格差を調整するため、研究成果は両者の間で共同利用できる⁸⁷。

2.6.4 官公需

官公需については、以下の施策が実施されている。

- ・「www.bund.de 連邦政府入札情報」

中小企業は理論的に、大企業と同じ方法で公共調達に参加できるが、実際には条件として社史の長さが問われるなど困難なため、不満の声が多い。競争入札にはオンラインで応札できる。

⁸⁵ <http://www.buzer.de/s1.htm?g=FoSiG&f=1>

⁸⁶ <http://www.gesetze-im-internet.de/bundesrecht/bbaug/gesamt.pdf>
<http://www.bauordnungen.de/BaunutzungsVO.pdf>

⁸⁷ <http://www.gesetze-im-internet.de/bundesrecht/bbaug/gesamt.pdf>
<http://www.gesetze-im-internet.de/bundesrecht/hwo/gesamt.pdf>
<http://www.aif.de/home.html>

- ・「www.evergabe-online.de 委託契約情報」⁸⁸ ⁸⁹

2.6.5 裁判外紛争処理

裁判外紛争処理については、以下の施策が実施されている。

- ・「ドイツ商工会議所連合会（DIHK）による仲裁サービス」⁹⁰

2.6.6 他のイニシアティブ

地域イニシアティブ（Gemeinschaftsinitiative Buy Local）は地域取引の活性化に向けたミッテルシュタント連合（Mittelstandsverbund）のイニシアティブである⁹¹。

2.7 地域中小企業政策（伝統・地場産業に対する振興、産業集積、街づくり、商店街振興、地域興し、NPO支援、事業承継・廃業、その他）

ドイツは歴史的に大小独立国や自治都市から成立した連邦であって、首都等の大都市に対する各生活圏の依存や格差は小さかった。現在でも地域の自立性や多様性を尊重する風潮はきわめて強い。しかしながら、地域の経済格差は確実に広がっているため、中小企業対策を包括した各種の地域開発プロジェクトが構想されるようになっている。地域開発は基本的に州政府の専権事項であるため、連邦政府は振興イニシアティブ、助成プログラムあるいは共同プロジェクトなどで間接的に関与することが多い。連邦政府の農村振興プログラムは、住民・経済・学術の各セクターの連携に基づいたNPO等の広域的な整備運営機関に運営が委ねられることが特徴である。また、本格的な中小企業対策を含む大規模な地域開発は州政府と連邦政府（連邦経済技術省）の共同プロジェクトであるが、ここでもまた地域の自助努力に対する支援という基本方針が貫かれている。

2.7.1 伝統・地場産業に対する振興

地元または地域の手工業に従事している中小企業は、中小企業および自由業に就いている人々向けの資金援助を受けられる。さらに、連邦政府はこの分野で以下のような具体的な措置を講じている。

Internationale Handwerksmesse（国際手工業専門見本市）2015：世界最大級の手工業見本市で、BMWは情報やサービスを提供し、「Innovation Wins!」などのテ

⁸⁸ http://www.mittelstandswiki.de/wissen/Gastbeitrag:%C3%96ffentliche_Ausschreibungen_f%C3%BCr_den_Mittelstand

⁸⁹ <http://www.evergabe-online.de/>

⁹⁰ <http://www.dihk.de/themenfelder/recht-steuern/eu-internationales-recht/aussergerichtliche-streitbeilegung/arbitration/alternatives>

⁹¹

<http://www.mittelstandsverbund.de/Projekte/BUY-LOCAL/Kauf-wo-du-lebst-Neuer-BUY-LOCAL-Infolyer-E8922.htm>

ーマに沿ったプレゼンテーションを制作した。

連邦賞（Bundespreis）は手工業の分野で優れた革新的サービスに授与されるもので、見本市で5,000ユーロの賞金が贈られる。

イニシアティブ「手工業と観光業（Handwerk und Tourismus）」が実施されている。ドイツでは、既に数十年前から芸術と生活工芸の分野では協力が確立している。手工業と観光業はそれぞれ工業と商業の分野に属す一方で、両者ともに地方・地域と結びついている。したがって、芸術と生活工芸の協力と同様に、手工業と観光業の連携が求められるようになった。このイニシアティブでは、手工業と観光業をネットワーク化することによって、両者の相乗効果を喚起し、地方経済の振興につなげることが目的とされる。BMWは手工業中央連盟（Zentralverbandes des Deutschen Handwerks : ZDH）の協力で、各連邦州に窓口を設け、プロジェクト開始の際にカウンセリング・振興プログラムを提供する。個々のプロジェクトのアプローチはテーマ街道、地域ブランド、既存業者ブランドなど多岐にわたる⁹²。

BMWは手工業界の中央研究情報機関であるドイツ手工業研究所（Deutsche Handwerksinstitut : DHI）に対し、年間およそ100万ユーロを提供している⁹³。

2.7.2 産業集積・クラスターに関する形成と基盤強化に対する支援

産業集積・クラスターに関する形成と基盤強化については、連邦政府と連邦州の共同課題「地域経済構造の改善（Gemeinschaftsaufgabe "Verbesserung der regionalen Wirtschaftsstruktur : GRW）」が導入されている。2005年に始まった振興プログラム「協力ネットワークとクラスター運営」は、既存の可能性をネットワーク化し、地域の競争力を高めるため、学術・企業・経済・行政の地域的および超地域的協力を支援するものであった。今回の新たなアプローチは、経済構造の脆弱な地域を意識的に選択し、当地域に助成を集中することで、「下からの」地域発展を強化することに重点を置いている。その目標は、自助努力への支援という意味で、地域的な投資活動の強化を通じて、競争力のある職場の継続的な創出に結びつけることにある。助成対象は、商工業の投資、インフラへの投資、地域計画、クラスター運営計画で、専門家のコンサルティングや従業員の訓練など、中小企業に対する施策も支援される⁹⁴。

2.7.3 街づくり・地域おこしに対する支援

街づくり・地域おこしに対する支援の代表例としては、「統合的農村開発構想（Integrierte ländliche Entwicklungskonzepte : ILEK）」を挙げることができる。

ドイツの地域は、経済格差が大きいものの、景観、自然、文化、伝統などの点で多

⁹² <http://www.bmwi.de/DE/Themen/Mittelstand/Mittelstandspolitik/handwerk,did=278038.html>

⁹³ <http://www.bmwi.de/DE/Themen/Mittelstand/Mittelstandspolitik/handwerk,did=210400.html>

⁹⁴ <https://www.bmwi.de/DE/Themen/Wirtschaft/Regionalpolitik/gemeinschaftsaufgabe.html>

様性に富んでいる。この現状を背景として、将来への展望を開くためには、地域の長所と短所、その双方に取り組むべきであるとの認識が生じた。そのため、市民主導型の統合的な地域開発が構想されるに至った。その目的は、地域の独自性に配慮しながら、さまざまな分野を統合し、地域の潜在的な能力や地域に育まれたネットワークを活かして、農村を生活空間、就業空間、保養空間、自然空間へと発展させることにある。個々のプロジェクトを運営するのは地域整備運営機関で、そのためにしばしば各分野の参加者からなる地域整備 NPO (Verein) が採用または設立される。これら運営機関に対して、連邦政府はプロジェクト運営資金とノウハウを提供する。また、個々のプロジェクトは次のような方針に基づいて市民主導で策定される⁹⁵。

- ・地域住民の間に存在している可能性やノウハウを活用する
- ・政治、行政、市民、経済、学術の連携を中心に据える
- ・社会的、文化的、経済的要求と自然生態的要求を調和させる
- ・セクター間横断的アプローチ、自治体越境的アプローチを採用する
- ・プロジェクトのプロセスを参加者のネットワークで評価する
- ・長期的な視点に立つ

2.7.4 NPO 支援

NPO 支援の代表例としては、「支援者への支援 (Hilfen für Helfer)」と「統合的農村開発構想 (Integrierte ländliche Entwicklungskonzepte : I LEK)」を挙げることができる⁹⁶。

2.7.4.1 支援者への支援

ドイツは公益法人の登記が容易で、大小、政府系・非政府系を合わせて、55 万以上もの公益法人が市民活動を支えている。これは広義の NPO である。また、市民イニシアティブは、任意団体・非登記社団 (民法組合) に始まり、登記社団法人・財団などの公益法人にまで組織されることがある。このような公益法人が狭義の NPO に相当する。公益法人には従来も税制優遇措置が取られていたが、今回の施策「支援者への支援」では、市民参加をこれまで以上に促進する措置が導入された。それは寄付者や会員を税金や手続で優遇するもので、引いては公益法人の時間的・金銭的な負担軽減 (管理費用の削減等) にもつなげようという意図もある。具体的な措置は以下のように要約できる。

- ・これまで、簡略手続は 100 ユーロまでの金額について認められていたが、これを 200 ユーロまで引き上げる

⁹⁵ <https://www.landentwicklung.de/ziele-und-strategien/integrierte-laendliche-entwicklungskonzepte-il-ek/>

⁹⁶ <http://www.hilfen-fuer-helfer.de/>

- ・寄付控除は収入の5～10%まで認められていたが、これを20%まで引き上げる
- ・寄付の当年に控除対象とならなかった金額は、翌年以降、無期限に繰り越すことができる

2.7.4.2 統合的農村開発構想

NPO 支援の例としては、2.7.3 の「統合的農村開発構想 (Integrierte ländliche Entwicklungskonzepte : ILEK)」も挙げることができる。このプロジェクトは市民主導型の統合的な地域開発で、個々のプロジェクトを運営する地域整備運営機関として、しばしば各分野の参加者から成る地域整備 NPO (Verein) が採用、または設立される。これらの運営機関を、連邦政府はプロジェクト運営資金とノウハウの提供で支援する。個々のプロジェクトは次のような方針に基づいて市民主導で策定される。

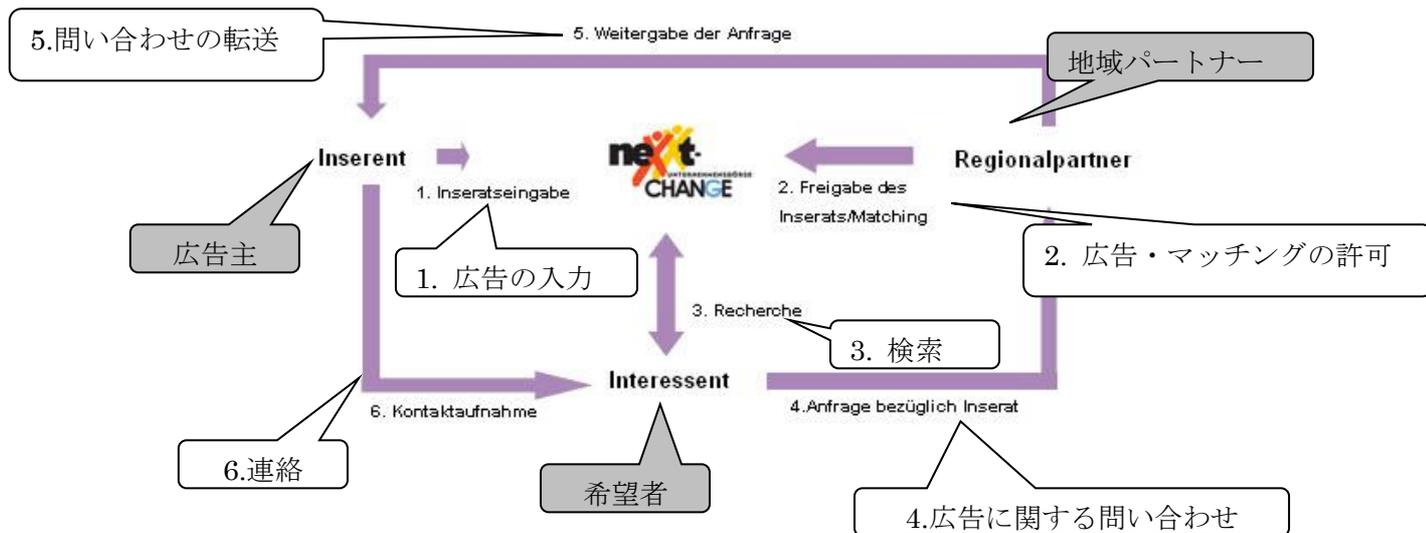
- ・政治、行政、市民、経済、学術の連携を中心に据える
- ・社会的、文化的、経済的要求と自然生態的要求を調和させる
- ・セクター間横断的アプローチ、自治体越境的アプローチを採用する
- ・プロジェクトのプロセスを参加者のネットワークで評価する
- ・長期的な視点に立つ

2.7.5 事業承継

事業承継の代表的な施策として、「ERP 振興助成プログラム」の個別プログラムを挙げることができる。これは「中小企業向け融資プログラム」で、起業および基盤強化計画を促進するため、劣後融資を実施するものである。

BMWi の企業承継イニシアティブ「nexxt」は、KfW および、経済界・金融業界・自由業界諸団体の代表者と共同で実施するもので、企業家の世代交代に適した風土を生み出すことを目的としている。そのポータルサイトでは、企業譲渡希望者および企業承継希望者に、譲渡・承継の概要、法律、税制、資金、企業評価、カウンセリング等、包括的で豊富な情報と機会を提供している。また、併設されている「企業市場 “nexxt-change”」は譲渡・承継活動サイトで、企業譲渡希望者と企業継承希望者のために登録・掲示・検索・連絡機能が用意されている。ここで審査や仲介の機能を果しているのは地域パートナー（金融機関・コンサルタント・専門家等）である。さらに、企業譲渡や承継に関するコンサルタントの検索機能も付加されている。

図表 9 企業市場（譲渡・承継活動サイト）



出所 : <http://www.nexxt.org/index.php>
<http://www.nexxt-change.org/Startseite/>

2.7.6 他のイニシアティブ

地域イニシアティブ：バイローカル（Gemeinschaftsinitiative Buy Local）は、地域取引の活性化に向けたミッテルシュタント連合（Mittelstandsverbund）のイニシアティブである⁹⁷。

2.8 中小企業の国際化支援（海外投資支援、貿易の振興、情報提供、その他）

輸出や国外労働への支援は原則的に、連邦政府機関のドイツ貿易・投資振興機関（GTAI）と、在外ドイツ商工会議所（AHK）を中心とする官民出資機関の提携を通じて提供される。これらの機関はドイツのすべての州のほか、最も重要な輸出先市場にオフィスを構える。

BMW は 2012 年、「製造業またはサービス業で活動する中小企業のための海外市場開発に向けた措置（Maßnahmen zur Erschließung von Auslandsmärkten für kleine und mittlere Unternehmen des produzierenden Gewerbes und für Dienstleister）」と呼ばれる新たなプログラムを立ち上げた。中小企業は市場情報（Marktinformation）、市場偵察（Markterkundung）、市場での始動（Geschäftsanhaltung）、海外政財界人による視察旅行（Einkäufer- und Informationsreisen）、マネージャー訓練プログラム（Managerfortbildung）、見本市への参加（Messebeteiligungen）の 6 つのモジュールに参加できる。資金の一部は同省が拠出するが、参加企業も一部負担を求められる

97

<http://www.mittelstandsverbund.de/Projekte/BUY-LOCAL/Kauf-wo-du-lebst-Neuer-BUY-LOCAL-Infolyer-E8922.htm>

(金額は会社の規模による)。このプログラムでは、再生可能エネルギー、エネルギー効率、保健、セキュリティ技術の各セクターで活動する企業には、特典が用意される⁹⁸。

2.8.1 海外投資支援

海外投資支援の代表例としては、「政治的側面支援の窓口 (Anlaufstelle zur politischen Flankierung)」と「ドイツ連邦共和国の投資保証 (Investitionsgarantien der Bundesrepublik Deutschland)」を挙げることができる。

2.8.1.1 政治的側面支援の窓口

国外市場、特に新興諸国や発展途上国では、政治的な支援が企業の成功を左右する。そこで、BMWは政治支援専門の窓口を省内に設置した。(国外プロジェクト政治支援局 V A 1/Politische Flankierung Auslandsprojekte Referat V A 1)。対象となるのは、国際的競争で国外プロジェクトに対する政治的な側面支援が必要となる中小企業である⁹⁹。

2.8.1.2 ドイツ連邦共和国投資保証

近年は、危機管理は企業経営でも重要なテーマとなっている。しかし、発展途上国や新興諸国への投資には常に危険が付きまとっている。政治的リスクは一企業にとって予測の域を超え、対処も不可能である。したがって、対外投資の分野では、連邦政府がこのような政治的リスクへの対策として、ドイツ企業のために「ドイツ連邦共和国投資保証 (Investitionsgarantien der Bundesrepublik Deutschland)」を供与している。政治的リスクとは、国有化・非私有化、国家機関の公約違反、戦争・紛争、支払禁止・モラトリアム、通貨交換・送金の停止などである。上記の事件で、出資社員の権利、債権者の権利、資産価値が損失を被った場合、その損失は補填される。政府の意図は、政治的リスクを引き受けることで、発展途上国および新興国に対するドイツ企業 (中小企業) の直接投資を支援し、国際競争の困難な市場で生き残る可能性を提供することにある。投資保証の運営は、監査法人プライスウォーターハウス・コーパーズ株式会社 (PricewaterhouseCoopers Aktiengesellschaft Wirtschaftsprüfungsgesellschaft AG : PwC) とオイラー・ヘルメス信用保険株式会社 (Euler Hermes Kreditversicherungs-AG) に委任されている (主宰は PwC)¹⁰⁰。

⁹⁸<http://www.bmwi.de/DE/Themen/Aussenwirtschaft/Aussenwirtschaftsfoerderung/auslandsmarkterschliessung.html>

⁹⁹<http://www.bmwi.de/Dateien/BMWi/PDF/foerderdatenbank/aussenwirtschaftsfoerderung,property=pdf,bereich=bmwi2012,sprache=de,rwb=true.pdf>

¹⁰⁰ <http://www.agaportal.de/pages/dia/>

2.8.2 ドイツ連邦共和国輸出信用保証 (Exportkreditgarantien der Bundesrepublik Deutschland)

ドイツ邦共和国輸出信用保証は、60年に及ぶ歴史を有するドイツ対外取引政策の支柱で、輸出に伴う企業のリスクを除去することで、輸出の振興につなげようというものである。ドイツ連邦政府は、延払信用供与を行うドイツ輸出企業に対して、輸入者が支払を履行しなかった場合に、その損失を補償する。輸出信用保証の運営は、オイラー・ヘルメス信用保険株式会社と監査法人プライスウォーターハウス・クーパーズ株式会社に委任されている（主権はヘルメス。そのため当制度に「ヘルメス補償 (Hermesdeckungen)」の名称も用いられる）¹⁰¹。

2.8.2.1 ERP 振興助成プログラム

ERP 振興助成プログラムでは、個別プログラムとして「ERP 輸出融資プログラム」が用意されている。当プログラムは決済期間が一定年限を超える輸出案件について、ドイツの輸出業者および国外の輸入業者に融資を実施する。その目的は発展途上国へ投資財およびサービスを供給しているドイツ輸出企業に資金を供給することにある¹⁰²。「ERP 輸出融資プログラム」は以下のように要約できる。

図表 10 ERP 輸出融資プログラムの概要

対象者	ドイツ輸出業者および国外輸入業者
目的	輸出業務への資金提供
金利	個別に設定
融資額	最高 8,500 万ユーロ
融資期間	ヘルメス（輸出保証）の対象となる支払条件に一致
返還猶予期間	ヘルメス（輸出保証）の対象となる支払条件に一致

2.8.2.2 iXPOS - 対外取引ポータルサイト

iXPOS はドイツからの輸出を望む企業向けに、ドイツ貿易・投資振興機関 (GTAI、下記参照) が運営している。適切なパートナー探しや新規市場への参入、資金調達に関する情報や助言を提供している¹⁰³。

2.8.2.3 国外市場情報

ジャーマニー・トレード・アンド・インヴェスト対外取引・市場調査有限会社 (Germany Trade & Invest-Gesellschaft für Außenwirtschaft und Standortmarketing mbH: GTAI) が AHK の世界的なネットワークとリンクして、

¹⁰¹ <http://www.agaportal.de/pages/aga/>

¹⁰² https://www.kfw-ipex-bank.de/PDF/%C3%9Cber-die-KfW-IPEX-Bank/Unsere-Rolle-in-der-Au%C3%9Fenwirtschafts%C3%B6rderung/ERP-Exportfinanzierungsprogramm/ERP_Export_Fund_informati on_sheet_engl.pdf

¹⁰³ <http://www.ixpos.de/IXPOS/Navigation/EN/your-business-in-germany.html>

中小企業向けに国外市場情報や投資先国情報を提供する。GTAI は連邦出資会社で、「経済立地ドイツ」の市場調査や投資家の募集と並んで、対外取引情報の提供も行っている。その一環として、ポータルサイトもコンセプトを改め、利用目的別に再編している¹⁰⁴。

2.8.3 その他

国際化については、『経済界との開発パートナーシップ・利益を生む開発政策』が提唱されている。これは連邦開発協力省（BMZ）のイニシアティブで、「利益を生む開発政策」によって民間企業を開発援助に呼び込もうというものである。当パートナーシップでは、大企業のみならず、特に中小企業の参加が期待されている¹⁰⁵。また海外市場開発の分野では、政府関連の原材料政策推進団体「Portal Globale entwicklungspolitische Rohstoffinitiative : GERI」が、ドイツおよび開発途上国の中小企業間の協力を後押ししている¹⁰⁶。

1999年に経済界との開発パートナーシップ（Public Private Partnership : PPP）が始まって以来、80か国以上で既に3,000件以上のパートナーシップが成立した。大半の投資はKfWグループ傘下のドイツ投資開発公社（Deutsche Investitions- und Entwicklungsgesellschaft mbH : DEG）の資金提供を受けている。また、開発協力分野も、技術・環境・社会等のあらゆる領域に及んでいる。

プロジェクトのうち、約70%は中小企業によって実施されたものである。ドイツの中小企業は新たな市場を開拓するため、国際取引や国外投資を活発化させている。また、発展途上諸国や新興諸国もドイツの中小企業にますます関心を抱き始めている。このような中小企業をめぐる動向を開発援助に結び付けようというのがBMZの意図である。

同省は戦略的な連携を主として大企業と、競争契約を主として中小企業と締結する。したがって、パートナーシップから生じるチャンスと可能性はどの企業にとっても魅力あるものとなっている。中小企業にとっては、政府の資金援助、実施機関の協力、商品の国際化、市場の開拓、市場地位の確保等の利益が見込まれる。

中小企業を開発パートナーシップに呼び込むために、同省は省内に経済担当窓口を設けた。ここでは、開発政策と経済界のパートナーシップに関するあらゆる問題について助言を得ることができるようになっている。さらには、以下の開発援助関連機関が、中小企業の参加に支援を実施している¹⁰⁷。

¹⁰⁴ <http://www.gtai.de/GTAI/Navigation/EN/trade.html>

¹⁰⁵ http://www.bmz.de/de/was_wir_machen/themen/wirtschaft/Unternehmerische_Verantwortung/oeko_standards/deutsche_politik/zusammenarbeit/index.html

¹⁰⁶ http://www.bmz.de/de/was_wir_machen/themen/geri/konzepte_themen/zusammenarbeit_mit_der_wirtschaft/b2b/index.html

¹⁰⁷ <https://www.deginvest.de/International-financing/DEG/Unser-Angebot/F%C3%B6rderprogramme/developPPP.de/>

- ・「連邦開発協力省（BMZ）『develoPPP.de』」：
発展途上国協力に参加するドイツ企業への支援機関¹⁰⁸
- ・「連邦開発協力省（BMZ）『ゼクヴァ有限公社（sequa gGmbH）』」：
発展途上国協力に参加するドイツ企業の人材育成支援機関。DIHK や ZDH と協力関係にある。中小企業に対する助成プログラムも用意されている¹⁰⁹。
- ・「ドイツ・グローバル・コンパクト・ネットワーク（DGCN）」¹¹⁰：
大企業・中小企業等のネットワーク。対話フォーラムを形成し、開発協力プロジェクトに参加する。
- ・ドイツ国際協力公社（GIZ）
国際開発援助の実施機関および対象国の人材育成機関。

2.9 中小企業に関する雇用・労働対策（雇用上の特例、その他）

ドイツの労働者は法律によって手厚い保護を受けている。その結果、ドイツは、国内の労働市場が硬直化し、企業立地としての魅力を喪失する一方、企業の国外移転、外国人労働者の流入、失業者の増大といった事態に陥っている。現況下で、連邦労働社会大臣は雇用を確保するため、中小企業に対する検討中の政策を発表した。これによると、年配者の雇用について、補助金が導入されるとともに、年限規制が緩和される予定である。また、「包括的景気対策Ⅱ」では、経済危機に伴って、短縮労働に対する規制が緩和されると同時に、労働短縮手当が支給されることになった。当施策によって、企業は従業員を解雇せずに、労働時間を生産状況に適合させることが可能になった。

2.9.1 後継者計画

後継者計画は中小企業にとって大きなテーマである。BMW i ミッテルシュタントのウェブサイトは関連する情報源を提供し、企業を Nexxt イニシアティブや、様々な種類の助成制度に誘導している¹¹¹。

2.9.2 企業価値：人材（UnternehmensWert:Mensch）

これは連邦労働社会省（BMAS）と欧州社会基金（ESF）が支援するプログラムである。零細・中小企業を対象とし、従業員が将来のビジネスに対応できる体制を整えるための戦略開発を手助けすることが目的である。平等・多様性、健康、自己開発、知識・能力の4分野に特化している¹¹²。

¹⁰⁸ <http://www.developpp.de/en/content/public-partner-deg>

¹⁰⁹ <http://www.sequa.de/index.php?lang=en>

¹¹⁰ <http://www.globalcompact.de/>

¹¹¹ <http://www.bmw.de/DE/Themen/mittelstand,did=508838.html>

¹¹² <http://www.bmas.de/DE/Presse/Meldungen/2015/bundesweite-neuaufgabe-uwm.html>

2.10 中小企業の組織化およびネットワーク化への支援（商工会議所、協同組合、ネットワーク支援、その他）

ドイツには市民階級から引き継いだ手工業者組合や商人組合の伝統が根付いている。現在、中小企業の利益団体はかつてのように強固な同業者意識が薄らいでいるものの、その組織力は依然として健在であると言える。そのうち、ドイツ商工会議所とドイツ手工業中央連盟は公法上の団体で、その加入は法律で企業に義務付けられているため、中小企業の公式的な利益代表者として政治的な意見を表明している。協同組合は私法上の団体であることから、伝統的な同業者意識が強固で、相互扶助的な制度や大企業への組織的対抗で、会員全体の利益を図っている。このような既存の利益団体による組織化と一線を画するのは、連邦経済技術省の企画したネットワーク化への支援である。同省の試みは、1つまたは複数の技術分野に属し、技術開発を相互に補完する企業の協力ネットワークを構築しようとするものである。

2.10.1 商工会議所

ドイツ商工会議所とドイツ手工業中央連盟は公法上の団体で、中小企業によって自主的に組織化された団体ではない。しかし、両機関は公法に基づいて、中小企業の公式的な利益代表者でもあるため、それ自身が中小企業ネットワークの機能を有している。あるいはネットワークを内部に、または相互に構築している。

- ・「ドイツ商工会議所（IHK）『中小企業ネットワーク』」¹¹³
- ・「ドイツ商工会議所連合会（DIHK）『企業ネットワーク“成功の指標 - 家族”』」¹¹⁴
- ・「ドイツ手工業中央連盟（ZDH）」¹¹⁵

2.10.2 協同組合

協同組合については、以下の施策が導入されている。

- ・「協同組合法の改正」

2006年に実施されたもので、協同組合の設立を容易にすることを目的にしている。例えば、これまで最低組合員数は7人であったが、3人に改正されたため、従来よりも小規模な協同組合の成立が可能になった。

2.10.3 ネットワーク支援

ネットワーク支援については、以下の施策が実施されている。

¹¹³ <http://www.dihk.de/themenfelder/wirtschaftspolitik/ihk-netzwerk-mittelstand>

¹¹⁴ <http://www.erfolgsfaktor-familie.de/default.asp?id=106>

¹¹⁵ <http://www.zdh.de/handwerksorganisationen.html>

Bundesverband der Freien Berufe (Federal Association of the Liberal Professions)

<http://www.freie-berufe.de/>

- ・「BMW i ネットワークプロジェクト『ZIM-NEMO』」（2.4 参照）
中小企業基幹イノベーション・プログラム『ZIM』の個別プロジェクト。その目的は研究開発の分野で相互を補完できる企業の協力ネットワークを構築することにある。

2.10.4 その他

中小企業の組織化およびネットワーク化への支援としては、その他に以下の施策が実施されている。

- ・「BMW i 『企業間協力の奨励』」
大企業と中小企業による地域での連携を奨励する¹¹⁶。

2.11 小規模事業者対策

1.1 で説明したように、IfM は従業員数の面で小規模企業を 9 人以下の企業と定義している。これは EU の定義では「最小」の企業に該当する。EU の小規模企業の定義はより広く、従業員数が 49 人までの場合を指している。ドイツの政策は通常、どちらの定義においても小規模企業のみを取り上げて中小企業全体と異なる扱いをすることはなく、中規模企業と同様の支援を受けられる。ただし、いくつかのカテゴリーは「小規模」に該当するケースが多い。例えば、自由業（Freie Berufe）の一部セクターや、定義上フリーランサー（Mitarbeiter）として働く個人である。大半のスタートアップ企業も「小規模」のカテゴリーからスタートする（2.5 参照）。通常は規模が小さいセクターに関連するプログラムとしては、以下が挙げられる。

- ・文化・クリエイティブ産業イニシアティブ（Initiative Kultur- und Kreativwirtschaft）
これは音楽、演劇、建築などのセクターに適用されるプログラムで、BMW i と連邦文化・メディア庁が運営している。
- ・私のマイクロクレジット（Mein Mikrokredit）
助成措置の 1 つとしてのプログラムで、BMAS、BMW i、ニーダーザクセン投資・助成銀行（NBank）が共同で設立した「Mikrokreditfonds Deutschland（ドイツ・マイクロクレジット基金）」が提供している¹¹⁷。
- ・ドイツ・マイクロクレジット基金（Mikrokreditfonds Deutschland）
2006 年に設立され、州立銀行を通じて零細のスタートアップ企業を支援している。総額 1 億ユーロの資金が用意され、通常は非常に少額（1 万ユーロ）のローンを提供

¹¹⁶

<http://www.bmw-i-unternehmensportal.de/DE/Unternehmensfuehrung/Weiterentwicklung-Erfolg/Kooperationen-pflegen/inhalt.html>

¹¹⁷ <https://www.kultur-kreativ-wirtschaft.de/>

<http://www.kuk-initiative.de/KuK/Navigation/Finanzierung-Foerderung/mikrokredite.html>

している。2015年までに1万5,000件を超えるマイクロクレジットを提供した実績を持つ¹¹⁸。

- ・小売対話プラットフォーム (Dialogplattform Einzelhandel)
小売業界を取り巻く事業環境が大きく変化し、特に大規模店舗に集中する傾向が強まる中、BMWⁱ は中小規模の小売業者向けにワークショップに参加したり助言を得られる機会を設けている¹¹⁹。
- ・手工業法の改正
手工業者に対する報告義務の免除および不要規則・法律の撤廃¹²⁰

2.12 マイノリティ・女性に関する支援

マイノリティ・女性に関する支援としては、以下の施策が実施されている。

- ・「BMWⁱ『家庭を抱えた女性の起業希望者と将来の小企業経営に対する助言』」¹²¹
- ・「連邦労働社会省 (BMAS)『障害者に対する連邦政策』」¹²²
- ・「連邦教育研究省 (BMBF) イニシアティブ『KAUSA』」:¹²³

2.12.1 女性

ドイツでは中小企業を含め、女性労働者の活躍の度合いが高まっている。ただBMWⁱによると、女性は全労働力の46%を占めるものの、スタートアップ企業においてフルタイムで働いている人は33%にすぎない。政府は女性起業家が増える可能性は高いとみて、数々のプログラムを支援している (以下参照)。すべての活動の詳細はBMWⁱの女性起業家向けポータルサイト「Gründerinnen Portal」で確認できる。このサイトはホットラインや様々なテーマに関する情報のほか、女性が中小企業を立ち上げたり、中小企業で働くことを後押しする具体的なプログラムの詳しい情報を提供したりしている¹²⁴。

- ・女性起業家・実業家センター (Gründerinnen- und Unternehmerinnenzentren)
過去20年間にわたり、数多く設立されてきた。大半は政府 (通常は州政府) から

¹¹⁸ <https://www.kfw.de/Download-Center/Konzernthemen/Research/PDF-Dokumente-Schwerpunkt-So-nderthemen/Microfinance-in-Germany-and-Europe.pdf>

¹¹⁹

<http://www.bmwi.de/DE/Themen/Mittelstand/Mittelstandspolitik/Dialogplattform-Einzelhandel/arbeitsweise.html>

¹²⁰ <http://www.bmwi.de/DE/Themen/Mittelstand/Mittelstandspolitik/handwerk,did=259114.html>

¹²¹

<http://www.bmwi.de/Dateien/BMWi/PDF/foerderdatenbank/br-e-training-gruenderinnen.property=pdf,bereich=bmwi,sprache=de,rwb=true.pdf>

¹²² <https://www.integrationsaemter.de/Fachlexikon/77c3924i1p/index.html>

¹²³

http://www.jobstarter.de/_dpsearch/highlight/searchresult.php?URL=http%3A%2F%2Fwww.jobstarter.de%2Fde%2Fkausa-servicestellen-100.php&QUERY=KAUSA

¹²⁴ http://www.existenzgruenderinnen.de/DE/Home/home_node.html

資金援助を得ており、女性自らの手によって立ち上げられたものもある。さまざまな活動が行われ、「Good-Practice-Beispiele von Gründerinnen-/ Unternehmerinnenzentren in Deutschland (女性起業家・実業家センターの良い慣行の例)」などの刊行物も公開されている¹²⁵。

- 企業の女性 (Frauen unternehmen)

2014年秋、BMWによって立ち上げられたイニシアティブ。成功した180人の女性起業家が選ばれ、他の女性にも自分の会社を興すよう促すほか、起業に対する女学生の関心を喚起する役割を与えられる¹²⁶。

- 他のプログラム

他のプログラムとしては、「女性アンバサダー (起業の奨励)」、「メンタリング」、「ノウハウの転移 (ProWomEnplus)」のほか、教育研究省が支援する「女性起業家に力を (Power für Gründerinnen)」と「トップの女性 (Frauen an der Spitze)」の2つのプログラムが挙げられる¹²⁷。

2.12.2 マイノリティ

ドイツ・マイクロメザニン基金 (Micromezzaninfonds Deutschland) は零細企業を対象とする。支援はあらゆる起業家に適用されるが、特に移民出身者や女性が率いる企業の援助を重視している¹²⁸。

マイクロメザニン基金は ERP 特別基金および欧州社会基金 (ESF) の支援の下、2013年9月に3,500万ユーロの資金でスタートした。設置から2014年7月末までの間に、700件超の投資案件に総額3,000万ユーロが割り当てられた。連邦経済エネルギー省はその後、若い起業家に支援資金を確実に提供し続けられるよう、金額を7,000万ユーロに倍増させた。同基金の目的は、小規模なメザニン資金への企業のアクセスを改善し、零細・小規模企業の資本ベースを拡大することであり、融資金額は1社当たり5万ユーロを上限とする。融資期間は10年間で、最初の返済は7年後となっている。この制度はニーダーザクセン州の投資開発銀行・NBank¹²⁹ が運営し、

¹²⁵ http://www.existenzgruenderinnen.de/SharedDocs/Downloads/DE/Publikationen/18-Good-practice-2007.pdf?__blob=publicationFile

http://www.existenzgruenderinnen.de/DE/Vernetzung/Gruenderinnen-Zentren/gruenderinnen-zentren_node.html

¹²⁶

http://www.existenzgruenderinnen.de/DE/Vernetzung/Frauen-unternehmen/frauen-unternehmen_node.html

¹²⁷

http://www.existenzgruenderinnen.de/DE/Vernetzung/FrauenandieSpitze/frauenandiespitze_node.html

¹²⁸

<http://www.foerderdatenbank.de/Foerder-DB/Navigation/Foerderrecherche/suche.html?get=views;document&doc=12046>

¹²⁹ <http://www.nbank.de/>

申請は地方の投資銀行が受け付けている¹³⁰。

2.13 セーフティネット

ドイツ連邦政府は中小企業のために、倒産防止や会社更生等のセーフティネットを用意している。これらは主として BMWi、KfW およびその関連機関が提供するカウンセリング支援プログラムである。また、注目すべきは、最近制定された法律で、消費者と小規模事業経営者について破産時の負債が免除されることになった点である。その結果、「二度目の起業」へのハードルは大きく引き下げられた。

2.13.1 倒産防止

倒産防止については、以下の施策が実施されている。

- ・「経営再建アドバイス (KfW Turn Around Beratung)」

これは困難に陥っている自由業の企業や個人を対象とするプログラムで、財務、経済、組織の観点から再建方法に関する詳細な助言を得られる。費用の 65%が補助金で賄われる。ただし、このプログラムは 2015 年末で閉鎖される予定である¹³¹。

2.13.2 会社更生

会社更生については、以下の施策が実施されている。

- ・「企業再建促進法 (Gesetzes zur weiteren Erleichterung der Sanierung von Unternehmen : ESUG)」

2012 年に破産に関する新たな法律「企業再建促進法」が導入された。これはいくつかの面で米国法に追随するもので、破綻した企業が一定の条件下で再建し、再び会社を興すことを容易にするのが目的である¹³²。

- ・2014 年 7 月の改革

2014 年 7 月に更なる改革が導入された。これにより、破産者は債権者からの請求額の 35%を返済すれば、3 年後に破産から脱却できる¹³³。

¹³⁰

<http://www.foerderdatenbank.de/Foerder-DB/Navigation/Foerderrecherche/suche.html?get=views;document&doc=12046>

¹³¹ [https://www.kfw.de/inlandsfoerderung/Unternehmen/Unternehmen-erweitern-festigen/Finanzierungsangebote/Turnaround-\(TAB\)/](https://www.kfw.de/inlandsfoerderung/Unternehmen/Unternehmen-erweitern-festigen/Finanzierungsangebote/Turnaround-(TAB)/)

¹³² http://www.bmjv.de/SharedDocs/Downloads/DE/pdfs/Gesetze/Gesetz_zur_weiteren_Erleichterung_der_Sanierung_von_Unternehmen.pdf?__blob=publicationFile

¹³³

<http://www.bmwi.de/DE/Themen/Mittelstand/Gruendungen-und-Unternehmensnachfolge/existenzgruendung.did=508818.html>

http://www.bmjv.de/SharedDocs/Downloads/DE/pdfs/Gesetze/Verkuendung_BGBI_Gesetz_zur_Verkue rzung_des_Restschuldbefreiungsverfahrens_und_zur_Staerkung_der_Glaebigerrechte.pdf?__blob=publicationFile

2.14 中小企業の特徴と課題（資金調達、人材育成、その他）

2.14.1 特徴

ドイツの中小企業者は、自営業者を含めると、現在は500万社近くに上る。BMWは中小企業を「ドイツ経済の心臓部で、成長と雇用の原動力」と見なしている。ミッテルシュタントはドイツ企業の99%を占め、雇用の60%、経済産出量の56%を支えている。政府はその重要性を繰り返し論じており、スタートアップ企業は前述のようにドイツ経済の将来に必要な不可欠と見なされている¹³⁴。

2.14.2 資金調達

これまで説明してきたように、各銀行は様々な形の資金提供を行っているが、最近の報道によると、中小企業の間ではクラウドファンディングなど、別の資金調達方法を模索する傾向が強まっている。「ジャーマン・クラウドファンディング・ネットワーク（German Crowdfunding Network）」をはじめとするいくつかのクラウドファンディング・ネットワークは、中小企業を対象としている¹³⁵。

2.14.2.1 人材育成

人材育成でもまた技術分野が大きな比重を占めている。近年は、職業教育でマイスター号を取得した若者が開業せずに、企業の工場で就業する場合も多い。企業内育成も活発で、これに対する支援も用意されている。他方、専門単科大学が一種の職業訓練機関として機能していることも見逃せない。ただし、職場の異動は比較的多いため、中小企業にとっては、人材の定着が困難である¹³⁶。

2.14.2.2 手工業

ドイツの中小同族企業を特徴付けるものが手工業である。手工業の開業にはマイスター（工匠）号が必要であったため、それが技術・技能の向上や職人気質の家族経営に貢献してきた。しかし、ドイツの創業率や自営業率が低かった理由の1つはマイスター号の取得義務で、これはまたドイツ市場参入の障壁とも欧州諸国から言われてきた。そのため、2004年の法改正では、手工業開業資格や一部業務資格からマイスター号が除外された。

¹³⁴

<http://www.bmwi.de/DE/Themen/Mittelstand/Mittelstandspolitik/politik-fuer-den-mittelstand.html>

¹³⁵ <https://www.zencap.de/blog/mittelstandsfinanzierung-im-umbruch-50.html>

<http://www.germancrowdfunding.net/tag/mittelstand/>

<https://www.crowddialog.de>

¹³⁶ <http://www.fachkraefte-offensive.de/DE/Die-Offensive/informieren-sensibilisieren-aktivieren-info.html>

2.14.2.3 産学官連携

大学と企業が直接的に連携する例もあるとはいえ、学術的な研究と企業の商品化を媒介するために、公益研究機関が大きな役割を果たしている。例えば、フラウンホーファー協会の顧客は 2/3 が中小企業で、従業員数 100 人以下の企業は、施設不足のため、同協会に研究開発を委託している。また、試作センターを設置し、大学で開発されたシーズを実用的な技術にまで育てる試みを行っている。

2.14.2.4 国際化

ドイツは輸出依存度が高いため、中小同族企業の国際化は非常に進んでいる。連邦政府は輸出保証や投資保証を提供するのみならず、中小同族企業の国内外見本市への参加も積極的に支援する。見本市はドイツ企業にとって広告や宣伝の場ではなく、直接的な交渉と取引の場であって、中小同族企業の国際化支援にも欠かせない要因だからである。国際開発援助への参加も活発で、プロジェクトの約 70%を中小企業が占めている。

2.14.2.5 大企業に対する中小同族企業の独立性

ドイツには、いわゆるコンツェルン形態（契約に基づいて、子会社の損益が親会社に移転される）も存在しているが、多くの中小同族企業は大企業の非系列会社である。したがって、これらの企業は大企業と対等な取引関係にあるのみならず、複数の企業を顧客として抱える。このような状況は、技術開発に対する中小同族企業の意欲と能力に大きな影響を及ぼしている。

2.14.3 課題

BMWの「Aktionsprogramm Zukunft Mittelstand（未来のミッテルシュタントのための行動計画）」によると、ドイツの中小企業が直面している主な課題としては、以下が挙げられる¹³⁷。

- 直面している課題は大企業と同様に、グローバル化、エネルギー事情の変化、高技能人材の不足、コンピュータ化などだが、中小企業はその規模の小ささ故に問題が増幅される。
- 起業家が不足しており、若者の間で起業家精神を醸成する必要性が高まっている。特に女性は潜在能力が十分に活用されていない。
- 後継者問題について、2013～2017年には計 400 万人を雇用する約 58 万社の中小企業でオーナーが交代する時期となるが、適切な後継者探しは困難である。これを容易にし、同時に雇用も守られるような新たな規制が求められて

137

<http://www.bmwi.de/BMWi/Redaktion/PDF/A/aktionsprogramm-zukunft-mittelstand,property=pdf,bereich=bmwi2012,sprache=de,rwb=true.pdf>

いる。

- 中小企業は国際競争力の高い資金調達制度を必要としている。ドイツはこの分野で、アングロサクソン系の国やイスラエルの後塵を拝している。これは主に、リスク資本が不十分であるためである。
- より有能な従業員を増やす必要がある。ただし、これはドイツ国内でより適切な訓練を提供し、かつ国外から有能なスタッフを受け入れることで確保できる。
- 中小企業は依然として、大企業よりも官僚的手続きに悩まされている。
- 中小企業は輸出を増やす余地がまだ多く残されている。
- 中小企業がデジタル技術およびエネルギー転換（Energiewende）の機会の恩恵を受けられるようになるには、さらなる支援が必要である。

現在、ドイツ経済はまだ脆弱な局面にあつて、BMW は経済を安定化し、持続的な景気上昇へ導くために、基盤を整備する施策を迫られている。そのような状況下で、中小同族企業は「経済政策の中核」と位置付けられる。2010年、BMW は「中小同族企業に関する9つの重点項目」を発表し、重点項目として以下の分野を挙げた。そのうち、同省が2010年度の最重点項目に指定したのは「資金提供と起業」である。

2.14.3.1 資金調達可能性の拡大

中小同族企業が経済の成長と雇用の原動力であるにせよ、その使命を自覚するには資金調達が確保されている必要がある。金融危機では、資金需要は投資資金よりも、経営一般に関わる十分な流動性の確保に向けられている。そこで、「ドイツ経済基金」をこのような需要に適用させることを重要項目としている。

2.14.3.2 金融仲介者の導入

連邦政府は中小企業の金融仲介者としてハンス・ヨアヒム・メッターニッヒを指名した。今後、企業は資金調達問題について金融仲介者に相談することが可能になる。金融仲介者は金融業界と協力して、中小企業のために建設的な解決策を見出すことに努めなければならない。

2.14.3.3 ベンチャーキャピタルへのアクセス

英国、スウェーデン、米国と比較すると、ドイツでは、イノベーションへの資金を供給するためのベンチャーキャピタルが充分育っていない。しかし、まさにイノベーションに溢れた起業家や若いテクノロジー企業はベンチャーキャピタルを必要としている。BMW は既設のハイテク起業家基金や ERP プログラムの運用

等を通じて資金を提供している。今後は、ベンチャーキャピタル市場を整備し、ビジネス・エンジェルズ等の民間資金を誘導する施策が必要とされる。

2.14.3.4 起業文化の強化

ある調査によると、将来的な起業のチャンスについて、ドイツ人は他国の人々よりも悲観的な見解を示している。しかも、失敗への不安が彼らを起業から遠ざけている。BMW は起業家的自立のチャンスと可能性を示し、セーフティネットを整備することで、起業文化を強化しなければならない。イニシアティブ「起業国ドイツ」では、大学発の起業、早期起業家教育、再起業、世代交代、相続税改革、情報提供等に関する施策が予定されている。

2.14.3.5 開発研究への支援

経済成長の刺激として、イノベーションと技術の進歩は不可欠である。しかし、中小同族企業は資金的に研究開発やイノベーションで大企業に遅れを取らざるをえない。連邦政府には、まだ汲み尽くされていない中小同族企業のイノベーション力を実現する施策が求められている。導入が予定される施策は、中小企業基幹イノベーション・プログラム ZIM の予算拡大、技術コンサルティング・プログラムでコンサルティングの支払に使用できる「イノベーション手形」の導入である。

2.14.3.6 人材の確保

大学卒業生数は 2013 年から減少に転じ、2020 年に現在の水準から 14% 落ち込むと予想されている。その結果、技術・イノベーション分野で深刻な人材難が発生するため、連邦政府は職業教育および大学教育相互の制度的な柔軟性と継続性を高めて対応しようとしている。しかし、中小企業の人材確保には、年配者や移民の動員等、さまざまな手段を尽くすことが求められている。

2.14.3.7 国際取引と国際投資の支援

国際取引と国際投資の分野はドイツの雇用の 4 分の 1 を担っている。売上高 100 万ユーロ超の中小企業については、4 分の 1 以上がこの分野に従事し、この傾向は拡大する一方である。しかしながら、2009 年は、経済危機のため輸出が約 15% 落ち込んだ。これは 15 年間以上なかったことである。そこで、連邦政府は中小同族企業に対する輸出保証を強化する必要がでてきた。他の施策としては、輸出保証手続の加速化、中小同族企業の国外視察同行なども計画されている。

2.14.3.8 インセンティブとしての税制

景気上昇まで一時期をしのぎ、成長を促進するため、税制措置をインセンティブ

に導入する必要がある。そこで、所得税の機械的な累進課税を廃止し、営業税に含まれる実体税を撤廃することが検討されている。

2.14.3.9 中小同族企業の対話

BMWi は、懸案事項のさまざまなテーマについて、中小同族企業、自営業者、自由業者と話し合う機会を望んでいる。これらの対象者と話し合うべき重要テーマと BMWi が見なしているのは資金調達と企業承継である。

2.14.3.10 その他

・ 商業・サービス業対策

ドイツの中小企業は、商業分野やサービス分野の独自性はあまり判然としない。最近では、サービス業向けの施策として輸出保証プログラムが設けられた。今後は国内についても同等の措置が必要になると考えられる。

・ 事務負担の軽減

中小企業には過度に煩雑な事務手続きが法的に義務づけられていることもある。連邦政府は EU による事務負担撤廃政策と連動して、このような義務から中小企業を解放しようとしている途上にあり、今後もその方向を踏襲し続けなければならない。

・ 労働市場の柔軟化

ドイツでは労働者が強力に法律で保護されているため、中小企業にとっては雇用を確保することが困難である。そのため、雇用上の特例、税制上の優遇措置、雇用促進助成金等によって、労働市場の柔軟化を図る必要がある。

2.15 国と地域間の中小企業施策立案および中小企業支援に関する連携

各州は中小企業向けにそれぞれ独自の政策や資金援助その他の支援措置を有するが、割り当てられる予算や活動は州ごとに異なる。各州はさらに連邦レベルのプログラムを実施する義務を負い、銀行の地元子会社を通じてこれを果たしている。例えばバーデン・ビュルテンベルグ州では、州政府の財務・経済省が中小企業の支援に向け様々な資金援助その他の活動を調整しているほか、地元の商工会議所、連邦州振興金融機関（地方銀行、投資銀行等）、メガバンクの支店と協力している（輸出の場合は自らの海外事務所と協力）。

バーデン・ビュルテンベルグ州の中小企業は、当報告書で既に説明した連邦レベルの補助金や融資に加え、州が考案し拠出する数々の助成制度に応募できる。例えばイノベーション・バウチャー（Innovationsgutscheine）は、ハイテクや文化的・クリエイティブな事業を含むいくつかのカテゴリーを対象に、創業 5 年以下で開発の初期段階の資金が必要な中小規模のスタートアップ企業に最大 2 万ユーロを助成する制度で

ある¹³⁸。

2.16 国の政策情報の提供・手続きの簡素化

ドイツ政府にとって、官僚的手続きに伴う不要なコストの削減は大きな課題だが、最近の措置により年間およそ 120 億ユーロを節減できたという。2006 年にはこの改革アジェンダを進めるために国立研究所が設立され、2012 年にはコストの増減を測定する「官僚コスト指数 (Bürokratiekostenindex : BKI)」が導入された。

- ・「官僚的手続き緩和法案 (Bürokratieentlastungsgesetz)」

2015 年 7 月に議会を通過し、2016 年に発効する運びである。

- ・「ワンイン、ワンアウトルール (One In, One out Rule)」の導入

2.16.1 官僚的手続き緩和法

官僚的手続き緩和法が導入されれば、商法や税法で定められた会計上および記録保管の義務を免除される中小企業が増える。会社の様々な統計報告義務が発生する年商の下限は、従来の 50 万ユーロから 80 万ユーロに引き上げられる。同法の下では、中小企業向けの税制も簡素化される。特に、教会税減税の届出要件が緩和されるほか、短期労働者の一括税の非課税限度額が 68 ユーロに引き上げられ、配偶者またはパートナーの所得税の減税方式も簡素化される¹³⁹。

2.16.2 「One In, One Out ルール」

「One In One Out ルール」は、中小企業に影響を及ぼす政府の官僚的手続きを緩和するのが目的で、2015 年 7 月 1 日に発効した。平たく言えば、政府が新たなコンプライアンスを企業に課すごとに、1 年以内に同じ量の手続等の負担を取り除くルールである¹⁴⁰。

2.16.3 将来の方向性

政府はまた、簡素化に向けた他の方法を将来的に導入する方向で検討している。例えばエネルギーセクターでは、ガス・電力の中央登録センターを設置し、集めたデータを中小企業の報告義務緩和に用いる計画である。

中小企業は統計報告義務の軽減措置を通じ、過去 5 年で総額 2,000 万ユーロ余りのコストを節減できたと政府は主張している。政府は中小企業への負担を減らす他の方策として、引き続き電子データの利用を増やしていく方針である。中小企業は、

¹³⁸ <https://mfw.baden-wuerttemberg.de/de/mensch-wirtschaft/mittelstand-und-handwerk/innovationsgutscheine/innovationsgutschein-b-hightech/>

¹³⁹ <http://www.bmwi.de/DE/Themen/Mittelstand/buerokratieabbau.html>

¹⁴⁰

<http://www.bmwi.de/BMWi/Redaktion/PDF/B/buerokratieabbau-one-in-one-out,property=pdf,bereich=bmwi2012,sprache=de,rwb=true.pdf>

例えば「ドイツ電子請求書フォーラム（Forum elektronische Rechnung Deutschland : FeRD）」など、時間と手間を省ける共通会計プログラムをますます活用できるようになる¹⁴¹。

2.16.4 EU

ドイツ政府は「EUプロジェクトの中小企業モニター（Mittelstandsmonitor for EU Projects）」¹⁴²を設置し、EUレベルの政策に対する中小企業の参加機会を強化している。これは、EUの導入する措置が往々にして大企業を対象に想定しており、結果的に中小企業に追加的な官僚的手続きを強いることになる傾向が強いためである。

BMWiは、欧州委員会のプログラム下にある2015年のEUプロジェクトで、中小企業に関わると考えられるすべてのプロジェクトを「モニター・リスト（Monitor List）」¹⁴³にリストアップした。これらのプロジェクトはそれぞれ、中小企業への関連性（悪影響）の度合いによって赤黄緑に色付けされ（赤は「非常に関連する」、黄は「関連する可能性がある」、緑は「関連しない」）、中小企業に注意を促している。

政府は、教育・雇用・社会問題・インクルージョン、銀行・金融、デジタル単一市場、エネルギー・気候変動、司法・消費者、租税・関税同盟、環境の各分野で、SMEに関連のあるコンサルテーション中のEUプロジェクトを紹介し、中小企業がコンサルテーションに参加したり、コンサルテーション・プロセスを監視し易くなるシステムを提供したりして、中小企業を支援している¹⁴⁴。

¹⁴¹ http://www.ferd-net.de/upload/Praxisleitfaden_elektronische_Rechnung.pdf

<http://www.bmwi.de/DE/Themen/Mittelstand/buerokratieabbau.html>

¹⁴²

<http://www.bmwi.de/DE/Themen/Europa/Ihr-EU-Service-Ministerium/eu-mittelstandsmonitor.html>

¹⁴³

<http://www.bmwi.de/BMWi/Redaktion/PDF/E/eu-mittelstandsmonitor-sortiert,property=pdf,bereich=bmwi2012,sprache=de,rwb=true.pdf>

¹⁴⁴

<http://www.bmwi.de/DE/Themen/Europa/Ihr-EU-Service-Ministerium/eu-mittelstandsmonitor.html>

3. 重点的に調査した事業

3.1 官僚的手続き緩和法

3.1.1 背景

SME が不必要な官僚的手続きに費やす時間や努力量の削減は、少なくともここ 10 年の間、ドイツ政府の目指すところであった。2006 年 4 月に、この改革アジェンダを進めるための国家機関が設立された。Nationale Normenkontrollrate (NKR、National Regulatory Body) として知られるこの組織は、官僚的手続きを削減し、より優れた規制のために Bundeskanzleramt (Federal Chancellery) 内で雇われた長官と協働して、政府に官僚的手続きの削減と、より優れた規制に関連しているすべての疑問に関する助言・監視をする¹⁴⁵。

不要な官僚的手続きは、政府からすると、特に若い起業家が彼らのビジネス、イノベーション、そして雇用創出に集中することを妨げるとみなされる。これまで、3 つの Mittelstandsentslastungsgesetze (MEG, SME Relief Laws) が通過した。2006 年の MEG I、2007 年の MEG II、そして 2008 年の MEG III である。各法律により、報告の義務と他の官僚的手続きからの一定の解放が導入された。

しかし、現在の経済・エネルギー大臣であるジグマール・ガブリエルは、この点に関して政府はさらなる対処を行うことが可能であると信じており、2014 年 12 月に、彼はドイツビジネスにとって重大な削減とすぐになるだろうと主張して、官僚的手続き削減のための 21 のさらなる措置を含む文書、“Eckpunkte zur weiteren Entlastung der mittelständischen Wirtschaft von Bürokratie” (SME のための官僚制の縮小におけるキーポイント) を発行した。諮問と議論に続いて、これら措置のいくつかは、2015 年 7 月に the Bürokratieentlastungsgesetzes (Bureaucracy Relief Act: BRA)¹⁴⁶のもとで通過した。それらは、2015 年 7 月 1 日に発効した¹⁴⁷「One In, One Out」ルール、ビジネスのためのオンラインサービスのさらなる発展、そして新たなビジネスの設立をより簡易にする変更を含む官僚的手続きを削減させるための他の措置と並行して効力を持った。

3.1.2 官僚的手続き削減の内容

BRA の主要な焦点は、以前より多くの小さなビジネスから、商法と税法により課された記録保持と説明の義務を免除することであり、またより多くの企業から、特

¹⁴⁵ http://www.normenkontrollrat.bund.de/Webs/NKR/DE/Ueber_uns/_node.html

¹⁴⁶

<http://www.bmwi.de/BMWi/Redaktion/PDF/J-L/kabinettsvorlage-buerokratieabbau,property=pdf,bereich=bmwi2012,sprache=de,rwb=true.pdf>

¹⁴⁷

<http://www.bmwi.de/BMWi/Redaktion/PDF/B/buerokratieabbau-one-in-one-out,property=pdf,bereich=bmwi2012,sprache=de,rwb=true.pdf>

定の環境測量も含む幅広い情報記録活動を免除することでもあった。これは、様々な経済的統計規制の下、報告義務の基準を高めることにより実現される。

商法において要求されているように、以下統計の報告から年間 800,000 ユーロ以下（以前の年間 500,000 ユーロから引き上げ）の売上高の BRA 適用外の企業において、記されている。

- Article 6: Environmental statistics（環境統計）
- Article 7: Cost structure statistics（消費構造統計）
- Article 8: Service provision statistics（サービス提供統計）
- Article 9: Production statistics（生産統計）
- Article 10: Trade statistics（貿易統計）
- Article 11: Accommodation statistics（宿泊設備統計）
- Article 12: Price statistics（価格統計）
- Article 13: Profit statistics（利益統計）
- Article 14: Intra-community trade statistics（“Intrastat”, ie trade with other EU member countries). コミュニティ貿易引統計（“Intrastat”、他の EU メンバーとの貿易など）

BRA の第 1 条から 4 条における措置は、基本的に自営業の人々と小企業に適用され、もしそれらの年間売上高が 600,000 ユーロ以下（以前の 500,000 ユーロから引き上げ）であり、利益が 60,000 ユーロ以下（以前は 50,000 ユーロ）であるならば、細かい説明や記録を整理する義務から免除される。前回の基準は 2007 年に設定され、現在の増加はインフレーションによる。

BRA において導入されたさらなる措置は以下を含む。

- 生物ガスの報告義務の簡略化とその軽減
- 教会税に関する報告義務の軽減
- 配偶者やパートナーに関する所得税規則の簡略化
- 一時的な仕事のために課された所得税の比率の日給 62 ユーロから 68 ユーロへの増加（これは、2015 年 1 月の 8.5 ユーロの最低賃金導入の結果である： $8 \text{ 時間} \times 8.5 \text{ ユーロ} = 68 \text{ ユーロ}$ ）¹⁴⁸

BRA に含まれる最も重大な措置は、2016 年のうちに施行される見通しである。

148

<http://www.bmwi.de/BMWi/Redaktion/PDF/J-L/kabinettsvorlage-buerokratieabbau,property=pdf,bereich=bmwi2012,sprache=de,rwb=true.pdf>

3.1.3 統計

BRA の 4 条 1 項によれば、この法律のすべての措置は、ドイツビジネスへの年間約 7 億 4,400 万ユーロの節減へとつながる。

さらに明確には、BRA により以下の結果も予想される。

- 第 6 条から第 13 条（上述）に即した、800,000 ユーロへの報告基準の引き上げにより、これらの義務から 1,000 程度の SME が免除されるはずである。これは、毎年 187 ユーロを平均とする節減を意味する。これは、時間給 47.30 ユーロ、3.95 時間の平均労働時間を基に計算された。
- 第 14 条（Instrastat、上述）に即した報告基準の 800,000 ユーロへの増加は、11,000 程度の企業ならびに従業員 20 名以下の 7,900 の企業に影響を及ぼしうる。これら 7,900 の企業の報告義務は、以前は 2.7 時間を平均として用いていた。平均コストは、1 時間 32.16 ユーロに設定され、（月ごとの報告が求められたが）年間コストは企業ごと 1,042 ユーロとされた。それゆえ、7,900 の企業全体の節減は年間 8,230,000 ユーロとなる。
- 双方向の貿易の流れを報告する必要があるより大きな 3,100 の企業は、平均して 4 時間労働が必要とされた。後者の企業は、1.3 時間、つまり会社ごとには年間 505.6 ユーロ相当の節減、またはこの企業のカテゴリに対しては全体で年間 1,560,000 ユーロの節減による利益を得るだろう¹⁴⁹。
- 生物ガス監視義務の簡略化と縮小は、Federal Network agency にとって年間ちょうど 164,000 ユーロの削減となると見積もられる。
- 一時的な労働者のための所得税基準の変更は、10,000 人の従業員に対して約 323,000 ユーロを節減することが予想されている¹⁵⁰。

3.1.4 評価

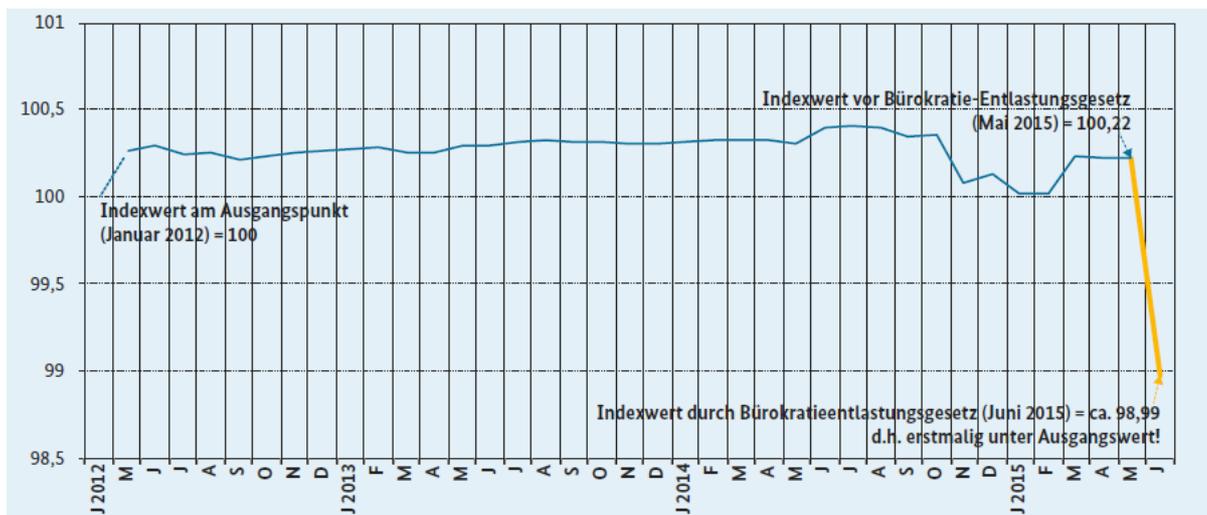
官僚的手続きを縮小するために、政府により導入されてきた最近の様々な措置を通じて、政府によれば年間 120 億ユーロの節減が達成された。それにより、2012 年から Costs of Bureaucracy Index が制作された。これによれば、2015 年 7 月に当初の水準の 98.9 パーセントまで低下することが示唆されている¹⁵¹。

150

<http://www.bmwi.de/BMWi/Redaktion/PDF/J-L/kabinettsvorlage-buerokratieabbau.property=pdf,bereich=bmwi2012,sprache=de,rwb=true.pdf>

¹⁵¹ <http://www.bmwi.de/DE/Themen/Mittelstand/buerokratieabbau.html>

図表 11 Development of the Costs of Bureaucracy Index, 2012 to 2015



出所 : <http://www.bmwi.de/Dateien/BMWi/PDF/Monatsbericht/Auszuege/09-2015-buerokratieabbau,property=pdf,bereich=bmwi2012,sprache=de,rwb=true.pdf>

SME のための節減に関してだけ見てみると、管轄省によれば、最近 5 年の間、統計上の報告義務において、2 千万ユーロ以上の負担が軽減した¹⁵²。

BRA および BMWi-Eckpunkte zur Bürokratieentlastung における他の措置の成功を評価するには早計だが、主に肯定的な反応を得ており、多くの組織は政府にさらなる進展を希望している。例えば、Deutscher Steuerberaterverband (German Association of Tax Advisers) は大いにそれらの措置を歓迎している¹⁵³。Institut für Mittelstandsforschung (IfM) や the German Craft Association を含む他の組織は、より簡略かつ縮小した官僚的手続きを要求し続けている¹⁵⁴。IfM のために 2014 年 3 月・4 月に Sage により行われた研究¹⁵⁵において、SME は官僚的手続きの多さに不満を示し、官僚的手続きの負担が軽減しうる領域を指し示している。税、社会保障、そして医療と安全の場合、官僚的手続きは特に厄介と考えられていた。

¹⁵² <http://www.bmwi.de/DE/Themen/Mittelstand/buerokratieabbau.html>

¹⁵³

<http://www.dstv.de/interessenvertretung/steuern/steuern-aktuell/tb-033-15-vj-zu-s-04-15-buerokratieabbagesetz>

¹⁵⁴

<http://www.deutsche-handwerks-zeitung.de/handwerk-fordert-weiteren-buerokratieabbau/150/3091/315241>

¹⁵⁵ http://landing.sage.de/buerokratiemonster/download/Sage_Studienband_Buerokratie.pdf

図表 12 官僚的手続きによる負担はどれだけ高いと考えられるか？

	回答者の割合 (%)		
	High or Very High 高いまたはとても高い	Low or very Low 低いまたはとても低い	Other/No reply その他、無回答
Total bureaucratic burden 官僚的手続きの負担	92	7	1
- Taxes 税	88	10	2
- Social Security 社会保障	80	18	2
- Health & Safety 医療と安全	78	17	5
- Statistical/information obligations 統計・情報義務	73	20	7
- Employment law 雇用に関する法	70	23	7

出所: http://landing.sage.de/buerokratiemonster/download/Sage_Studienband_Buerokratie.pdf

SMEとして分類される全規模の企業は、官僚的手続きの負担を過大と見なしているが、50名から249名の従業員を抱える企業は、小企業または大企業よりも官僚的手続きによる負担が大きいと考える傾向にあった。

同調査によれば、官僚的手続きの将来的な軽減のために企業間で最も共通した希望は次のようであることも判明した。

- 税と情報のより迅速な方向転換
- 法制度の全体的な簡略化
- 当局と企業間のより親密な協力
- 報告と情報の義務の軽減
- 報告義務と異なる機関により現在実施されている官僚的手続きの一本化

特に、2015年の法律において詳細には、これらの要求のうち1つ（報告と情報の義務の軽減）が対処されている。

3.2 中小企業基幹イノベーション・プログラム (ZIM)

3.2.1 背景

ZIM (Zentrales Innovationsprogramm Mittelstand、Central Innovation Programme Mittelstand)はドイツにおけるSMEsのようなR&Dを通じた技術開発やサービス向上に励む小中企業のための資金プログラムである。

もともとはBundesministerium für Wirtschaft und Energie (BMWi, 経済・エネルギー連邦省)より設立および投資され、2015年4月15日よりRichtlinie (訳: 法的な規定) “Zentrales Innovationsprogramm Mittelstand (ZIM)”のもとで運営されている。

ZIMは2008年に設立され、企業やネットワーク (PRO INNO II, NEMO, InnoNet, INNO-WATT) 間の共同事業を推進するため数々の政府のプログラムを集結した。前プログラムと比較してもZIMプログラムの内容はよりわかりやすく、平等な資金

提供の条件のもとでの適格なサポートが特徴的である。

当初から ZIM は他企業と共同での研究や開発プロジェクトに励む SMEs を援助していた。2009 年からは、当プログラムの期限は延長され、個人のプロジェクト (ZIM-SOLO、あとで ZIM Einzelprojekte に改名 – 訳：個人プロジェクト) への資金提供も行うことになった。すべては「新しい」連邦国家 (旧東ドイツ) のためである。2010 年からは、全 ZIM プログラムはドイツにおけるすべての SMEs にかかれるようになった。

新しい ZIM のガイドラインは 2015 年 4 月 15 日に発行され¹⁵⁶、2019 年 12 月 31 日まではそのガイドラインに沿った内容の応募書類を提出できるようになった。新しいガイドラインの延長と共に、ZIM は従業員数 500 人に満たない企業 (例えば、中堅企業の代表格であるドイツ Mittelstand 等) にも適応されるようになった。その他にも、補助金として提供できる金額の増加や、国外の企業との共同事業における資金援助の倍増等の改善もある。

ZIM はすべての企業分野および技術セクターに開かれている。公的および私的かつ非営利的な研究団体、SME と共同パートナーシップを結んでいる技術組織も同様 ZIM の融資を受けることが可能である。

ZIM の目的は、クラフトビジネス (手工業) や個人の専門研究等 SME の技術能力および同業者の競争率を上げるためである。当プログラムは国の経済成長および雇用創出にも役立っている¹⁵⁷。

3.2.2 ZIM プログラムの概要

3.2.2.1 プログラムの種類

ZIM プログラムは、3 つのプログラムによって運営されており、全プログラムは R&D プロジェクトのサポートに徹底している。

3.2.2.1.1 ZIM Einzelprojekte (ZIM の個人プロジェクト)

2 種類のプロジェクトが実行中である。

- (1) R&D、SME における新技術開発における返金不可の補助金は合計で 3.8 億ユーロ。企業規模の大きさや場所によって補助金は必要とされる全額の 25% から 45% をカバーすることが可能である。

¹⁵⁶ <http://www.zim-bmwi.de/download/infomaterial/zim-richtlinie-2015.pdf>

¹⁵⁷ <http://www.zim-bmwi.de/zim-ueberblick>

図表 13 ZIM 個人プロジェクト：提供可能な補助金の割合

企業規模の大きさ	必要とされる全額の中の割合(%)	
	旧東ドイツと ベルリン	旧西ドイツ
小企業 (50 人以下の従業員数および、資金 の回転率が最高で千億ユーロ)	45 %	40 %
中企業 (250 人以下の従業員数および、資金 の回転率が最高で 5 千億ユーロ)	35 %	35 %
Mittelstand 定義の元その他企業 (500 人以下の従業員数および、資金 の回転率が最高で 5 千億ユーロ)	25 %	25 %

出所：<http://www.zim-bmwi.de/einzelprojekte/einzelprojekte>

当プログラムは現在 Mittelstand の定義のもとのすべての SME（500 人以下の従業員数および資金の回転率が 5 千億ユーロの条件を満たす企業）に適応される。

- (2) R&D のプロジェクトのもとで開発された新しいサービスやプロダクトにおける財的および人的補助を行っている。これらは内閣以外の第三者より提供され、開発におけるアドバイザーサービス（知識転換、実験および認定手続きに関するトレーニング）、開発におけるサポートサービス（オフィススペース、研究室等の支給）と資金提供（最高額 5 万ユーロで必要とされる金額の 50%を上回らないことを前提）の 3 つのサービスを提供する。これらのマーケティングにおける補助は EU の定義のもとの SMEs（250 人以下の従業員数および資金の回転率が 5 千億ユーロの企業）に適応される¹⁵⁸。

3.2.2.1.2 ZIM Kooperationsprojekte (ZIM 共同プロジェクト)

個人プロジェクトに関しては、2 種類のサポートを受けることが可能となる。

- (1) R&D や新技術のためのサポート、もしくは(2) 他のプロジェクトの補助やサービスのためのサポート。

共同事業の条件は以下である：

- ・最低でも 2 企業同士、又は
- ・最低でも 1 企業と 1 研究施設

また、国内外の共同プロジェクトも可能である。

企業は従業員、仕事の契約およびその他の必要なコストをカバーする。必要

¹⁵⁸ <http://www.zim-bmwi.de/einzelprojekte/einzelprojekte>

とする全金額の 25%から 55%までを基本として計算されており、最高額は合計 380,000 ユーロ（補助金は 95,000 ユーロから 209,000 ユーロまで）である。研究施設のサポートは 100%の研究費をカバーする場合もあるが、最高で 190,000 ユーロ¹⁵⁹を超えてはならない。資金は人材のため、第三者との仕事契約のため、R&D プロジェクト関連のコストのために使用することができる。

図表 14 ZIM 共同プロジェクト：提供可能な補助金の割合

企業規模の大きさ	必要とされる全額の中の割合(%)	
	国内企業との共同プロジェクト	国外企業との共同プロジェクト
小企業 –旧西ドイツ (50 人以下の従業員数および資金回転率が 1 千万ユーロ)	45 %	55%
小企業 –旧東ドイツ (50 人以下の従業員数および資金回転率が 1 千万ユーロ)	50 %	55%
中企業 (250 人以下の従業員数および資金回転率が 5 千万ユーロ)	40 %	50 %
Mittelstand 定義の元他企業 (500 人以下の従業員数および、資金の回転率が最高で 5 千億ユーロ)	30 %	40 %

出所: <http://www.zim-bmwi.de/download/infomaterial/zim-richtlinie-2015.pdf>

注: 場合によっては、国外パートナーシップによる共同プロジェクトの資金割合は 25%まで下がることあり得る(EU 定義のもと、SME がプロジェクトに加わっていない場合、共同開発しているパートナーが EU/EFTA に所属していない場合、共同パートナーの 1 つが研究成果を公表する権利を維持している場合等を含む)。

3.2.2.1.3 ZIM Kooperationsnetzwerke (ZIM 共同ネットワーク)

SMEs ではネットワークマネジメントシステムのため、R&D プロジェクトに投資するための補助金を受けることが可能である。その他の機関（例：研究組織、高度教育機関、法人、大企業等）も参加可能である。

サポートは基本的に 3 年間、例外がある場合は 4 年間受けることが許される。

以下のレベルのサポートも受けられる。

- 第 1 年目：90%
- 第 2 年目：70%
- 第 3 年目：50%
- 第 4 年目：30%

¹⁵⁹ <http://www.zim-bmwi.de/kooperationsprojekte/faqs-zim-kooperationsprojekte-ab-2015.pdf>

共同ネットワークに資金提供される最高額は 380,000 ユーロである¹⁶⁰。資金は人材のため、第三者との仕事契約のため、R&D プロジェクト関連のコストのために使用することができる。

その上、プロジェクトを遂行していく上でのアドバイスやその他のサポートを第三者より受け取ることができるが、ネットワークにかかわっている（EU 定義のもの）SMEs だけに適応される¹⁶¹。

ZIM Kooperationsprojekte (ZIM 共同プロジェクト) の資金はドイツ外の企業や研究機関のために使用することが可能である。適応されるプログラムは以下のとおりである。

<IraSME ネットワークに参加している国々>

- ・ベルギー（フランダースとワロン）
- ・フランス（ノール＝パ・ド・カレー地域）
- ・オーストリア
- ・チェコ共和国
- ・ロシア

IraSME は国内外のプロジェクトを支援する財務省および貿易促進省のネットワークである。

<共同研究入札>

- ・ドイツ- ブラジル
- ・ドイツ- フランス
- ・ドイツ- アルベルタ(カナダ)
- ・ドイツ- CQDM (カナダ)
- ・ドイツ- ERA Net LAC

共同研究入札は今後増やす予定である。

EUREKA (ヨーロッパ全体の研究イニシアティブ):

- ・ドイツ- オランダ、韓国、トルコ
- こちらも今後増やす予定である。

3.2.2.2 ZIM の組織

当初は BMWi の保護下で設立および投資されてきた ZIM プログラムだが、それを支える 3 つの各プログラムは個人会社によって運営されている。

- ・ZIM 個人プロジェクト: EuroNorm GmbH, Tel. 030 97003-043

¹⁶⁰

http://www.zim-bmwi.de/kooperationsnetzwerke/Download/Kooperationsnetzwerke/HGF_ZIM-Netzwerke_August%202015.pdf

¹⁶¹ <http://www.zim-bmwi.de/kooperationsnetzwerke/kooperationsnetzwerke>

- ・ ZIM 共同プロジェクト: AiF Projekt GmbH, Tel. 030 48163-451
- ・ ZIM 共同ネットワーク: VDI/VDE Innovation und Technik GmbH, Tel. 030 310078-380.

応募を検討中の企業は上記の企業のいずれかに連絡を取らなければならない¹⁶²。

3.2.2.3 予算

2014年4月までは、BMW iによって合計3.3億ユーロがZIMプロジェクトに投資された。また、追加で各企業がそれぞれ携わるプロジェクトに合計5億ユーロ投資された。つまり、2008年から2014年の4月の間で、個々の企業と政府により合計8.3億ユーロがZIMプログラムに投資されたことになる¹⁶³。

さらに、2015年の11月にはBMW iによって4.4億ユーロが投資されたことがHPの統計より明らかになった¹⁶⁴。

2015年の新しいガイドラインの下で、BMW iは2015年から2019年の間で年間予算の5.43億ユーロをZIMプログラムに投資する見通しである¹⁶⁵。

3.2.3 統計

図表 15 現在までのプロジェクト応募数および承諾数

	個人 プロジェクト	共同 プロジェクト	共同 ネットワーク	全ZIM プロジェクト
却下	3,447	11,032	200	14,679
承認中	296	737	11	1,044
承諾	8,058	23,487	434	31,979
合計	11,801	35,256	645	47,702

出所: <http://www.zim-bmwi.de/statistik>

¹⁶² <http://www.zim-bmwi.de/einzelprojekte/kontakt>

<http://www.zim-bmwi.de/kooperationsprojekte/kontakt-zim-koop>

<http://www.zim-bmwi.de/kooperationsnetzwerke/zim-team>

¹⁶³ <http://www.zim-bmwi.de/download/studien-berichte-expertisen/rkw-studie-09-2014>

¹⁶⁴ <http://www.zim-bmwi.de/statistik>

¹⁶⁵ <http://www.zim-bmwi.de/download/infomaterial/zim-richtlinie-2015.pdf>

図表 16 現在までの各セクターにおける ZIM 投資

	(千ユーロ)	割合 (%)
Production technology 開発技術	1,002,331	22.8
Material technology 材料技術	492,480	11.2
Electronic/measuring technology & sensors 電子/ 測定技術&センサー	506,746	11.5
Information & communication technology 情報&コ ミュニケーション技術	463,932	10.6
Medical research/technology 医療研究/技術	317,197	7.2
Energy technology エネルギー技術	234,485	5.3
Biotechnology バイオ技術	232,153	5.3
Building technology 建設技術	219,821	5.0
Environmental technology 環境技術	202,625	4.6
Vehicle & traffic technology 乗用車&交通技術	152,678	3.5
Optical technology 光学技術	126,281	2.9
Textile research 織物技術	125,878	2.9
Micro-systems technology マイクロシステム技術	65,938	1.5
Security technology セキュリティ技術	46,456	1.1
Nano technology ナノ技術	32,297	0.7
Other その他	169,665	3.9
合計	4,390,963	100.0

出所: <http://www.zim-bmwi.de/statistik>

3.2.4 評価

BMWに よると、ZIM プログラムに関する評価や分析は当プログラムの効果を定期的に確認する。ZIM は資金の回転率を創出させ経済成長を促している。R&D に対しても追加投資も行われ、雇用創出およびその安定性にも役立っている。また、BMWに よると Mittelstand は ZIM を歓迎している。プログラムの始まりである 2008 年から様々な技術分野、各地域より数千、数万もの開発プランが申し込まれ、40 億ユーロが資金として提供された¹⁶⁶。

Deutsche Industrie- und Handelskammertag (DIHK, ドイツ産業と商工会議所) は議所内の 1,000 人にアンケート調査を 2012 年に行った。Mittelstand の企業のうち 36%は、財政プロジェクトサポートは重要であり、ZIM は「良い見本」であると回答されており、ZIM は認知度を高めることに成功した。Mittelstand の企業に注目された ZIM プログラムの要素として、すべての技術分野に対して開いていること、そして非官制的な選考プロセスであったことが挙げられた。特に歓迎されたこととしては、企画書の応募期限が設けられていなかったことであった¹⁶⁷。

Innovationsmanager 雑誌 (2015 年 6 月 11 日発行) における記事で BMWの 国務長官である Iris Gleicke 氏は、ZIM は非官制的でかつ簡略化されたプログラムであるため Mittelstand の企業にとって良い評判であったことを重点的に述べている

¹⁶⁶ <http://www.zim-bmwi.de/presse/zim-presse-info.pdf>

¹⁶⁷ <http://www.dihk.de/presse/meldungen/2012-12-21-innovationsreport>

168。

ZIM に関しての具体的な評価分析は完了されている。プログラムの第一評価は開始後の 18 ヶ月後に行われ、フラウンホーファー研究機構と GIB (Gesellschaft für Innovationsforschung und Beratung mbH)により 2010 年の 6 月に報告書として提出されている。これにより、2009 年の延長（旧西ドイツより企業を含むことになった）が成功していたことが判明し、資金不足を大幅に改善している。また、ZIM 共同プログラムは SMEs による R&D 活動に対して貢献していることが結論付けられた。

近年、RKW（ドイツ経済の合理化とイノベーションセンター）が BMWi の代わりに 2014 年に研究を行っている¹⁶⁹。報告書によると、2008 年に ZIM が開始されてから数々のプラス効果が創出されてきたことが判明された。

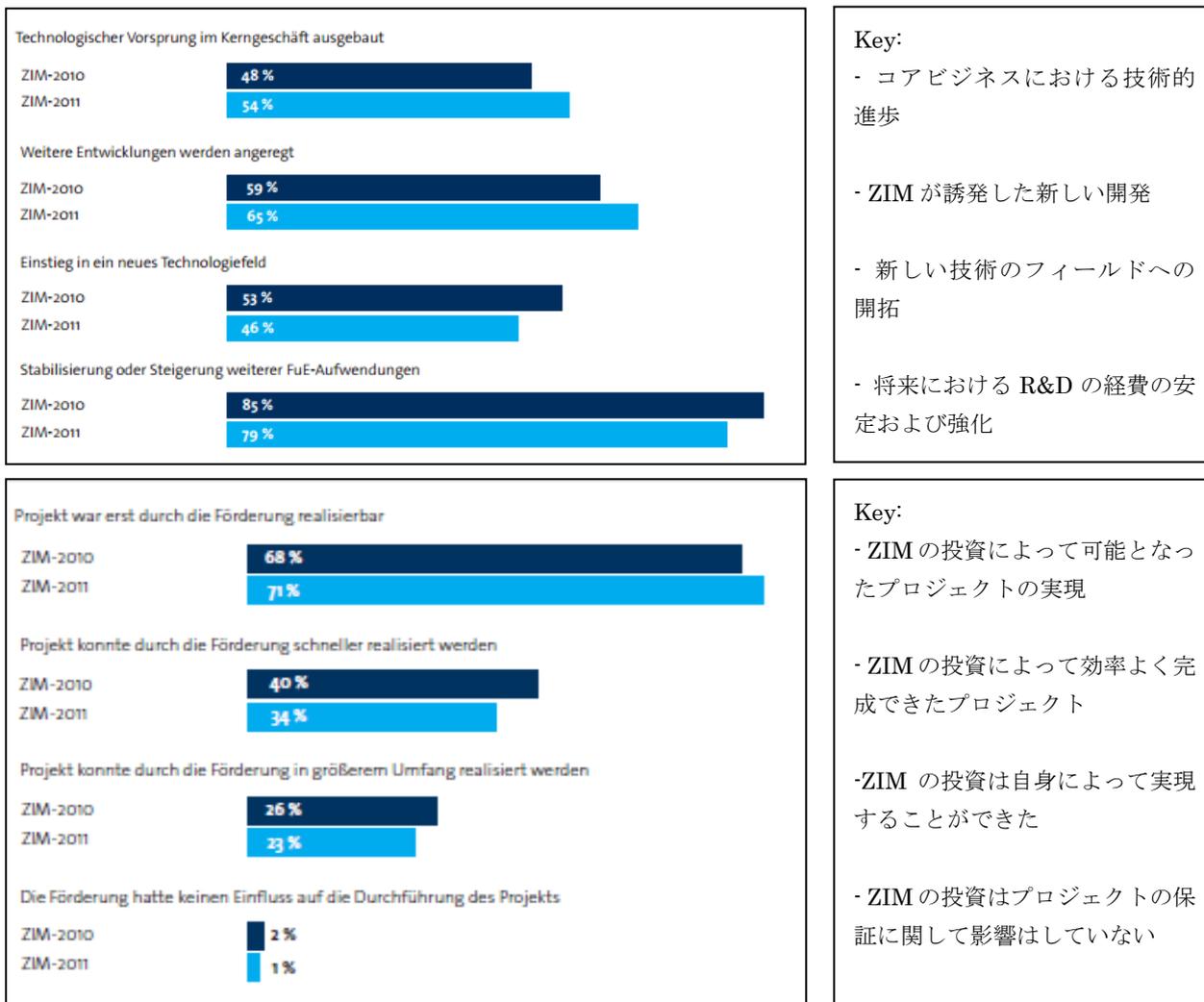
- 5 つ中の 4 つのプロジェクトは SMEs による R&D 活動の促進に貢献してきた。
- 約 60%の企業は従業員数を増やし、約 65%はプロジェクトの影響により資金回転率の増加がみられた。
- R&D プロジェクトによる基本的な目標は 97%のケースにおいて達成できた。
- 70%以上のプロジェクトは 4 年間の間で新しいサービスや商品を市場に出すことに成功した。

168

<http://www.zim-bmwi.de/download/publikationen/innovationsmanager-spezial-zum-zentralen-innovationsprogramm-mittelstand-zim>

¹⁶⁹ <http://www.zim-bmwi.de/download/studien-berichte-expertisen/rkw-studie-09-2014>

図表 17 ZIMの結果 (2010 & 2011)



出所: <http://www.zim-bmwi.de/download/studien-berichte-expertisen/rkw-studie-09-2014>

その上、ZIM による数々の間接的影響も観測された。例えば、SMEs と働いている契約者に関してもよい効果が出ている。2009 年から 2011 年の間、ZIM プロジェクトの大規模化により 70,000 人の雇用創出に成功した。

RKW による研究では ZIM の投資によって効果が得られた企業の評価も記述している。R&D プロジェクトの自由な開始時期、各企業に合った投資の選択肢、時間による資金の支払いを特に重要視している。全技術分野が融資を受けられることは大きな特徴としてみられ、これにより各企業は 1 つの分野に絞らずに事業を実行することができた。また、SMEs は自身でプロジェクトの具体的な内容や共同で事業を進めるドイツ国内外のパートナー等を決定することができた。応募プロセス、非官僚的な手続きと資産、およびプロジェクトマネージャーも注目されている。

報告書には、公共の場面でも良い結果をもたらしたことも述べている。ZIM は SMEs 内での開発のプロモーションの良いモデルとして、また BMWi の開発と技術

向上に対する最大のアプローチとして EU レベルのモデルとして評価および推薦されている。

3.2.4.1 提言

RKW の研究の一環として、企業は ZIM プログラムに関して改善点や提言を聞かれた。下記のようなコメントが挙げられた。

プロジェクトのフェーズ	提言
初期段階	- SMEs同士で連絡し合えるプラットフォームを提供する - 初段階（本格的にプロジェクトが開始される前）から参加している企業に関してはより多く融資を受けられるようにする
プロジェクト実行段階	- 材料費に関してはより資金の提供が必要になる - 人事計画や人材の配置に関してはよりフレキシブルな選択肢を設ける
最終段階	- 新しく市場に出されるサービスやプロダクトを援助するプログラムに関しては応募するための期間を延長する

出所: <http://www.zim-bmwi.de/download/studien-berichte-expertisen/rkw-studie-09-2014>

スウェーデン王国

目 次

【スウェーデン】

1. 制度の概要	309
1.1 中小企業の定義とその根拠法令等.....	309
1.2 中小企業をとりまく環境と中小企業の実態.....	310
1.3 中小企業関連法（代表的なものとその特徴）	311
1.4 中小企業政策の立案と実施	312
1.5 中小企業政策における財政支出状況（予算規模等）	313
1.6 中央政府と地方政府の役割分担.....	313
1.7 各国における中小企業政策の方向性.....	314
1.8 政策評価	315
2. 個別の中小企業施策.....	319
2.1 金融（融資、投資・出資、信用保証、その他）	319
2.2 税制（設備投資、事業承継、技術開発、その他）	321
2.3 支援体制（情報提供、経営相談・アドバイス、その他）	322
2.4 既存の中小企業に対する経営資源の確保の支援（研究開発技術、IT 対応、販路開拓、 新分野進出、その他）	323
2.5 創業支援（創業支援、VC、税制、教育、KPI、その他）	327
2.6 中小企業に関わる公正な取引の推進、市場の整備（下請代金支払遅延等防止法、官 公需、その他）	331
2.7 地域中小企業政策（伝統・地場産業に対する振興、産業集積、街づくり、商店街振 興、地域興し、NPO 支援、事業承継・廃業、その他）	332
2.8 中小企業の国際化支援（海外投資支援、貿易の振興、情報提供、その他）	334
2.9 中小企業に関する雇用・労働対策（雇用上の特例、その他）	335
2.10 中小企業の組織化およびネットワーク化への支援（商工会議所、協同組合、ネット ワーク支援、その他）	335
2.11 小規模事業者対策.....	336
2.12 マイノリティ・女性に関する支援.....	337
2.13 セーフティネット.....	338
2.14 中小企業の特徴と課題（資金調達、人材育成、その他）	339
2.15 国と地域間の中小企業施策立案および中小企業支援に関する連携.....	339
2.16 国の政策情報の提供・手続きの簡素化.....	340
3. 重点的に調査した事業.....	342

3.1 生産性向上プロジェクト.....	342
----------------------	-----

V スウェーデン

1. 制度の概要

1.1 中小企業の定義とその根拠法令等

中小企業の法的根拠は EU の 2003 年 5 月 6 日の指令書 2003/12/EC に規定されており¹、スウェーデンでは例外的に、IT 企業に関しては 50 名までを小企業としている。

1.1.1 スウェーデンでの法的根拠

EU の指令書 2003/12/EC を根拠にして、スウェーデン法令集 2008:1272 号により規定されている。中小企業とは、企業またはコンツェルンのうち、以下の要件を満たしているものとする。

1. スウェーデンで企業活動を行っている
2. 250 名以下の従業員を持つ
3. 年間売上最高 5,000 万ユーロであり、かつ貸借表の合計が最高 4,300 万ユーロに匹敵する企業、あるいはコンツェルン

1.1.2 ミクロ企業について

EU の定義をスウェーデンは採用している。

- 従業員が 10 人未満
- 年間売上あるいは資産表合計が 200 万ユーロ以下の企業

1.1.3 単独企業（ソロ企業と呼ばれる）について

一人で活動する自営業者のことであるが、組織を定めた法的根拠はなく、日常の言葉で使用されている用語である。（スウェーデン統計局の説明による）

図表 1 EU の中小企業の定義

カテゴリー	従業員数	年間売上高 (A)	年次総資産 (B)	資本関係
中企業	250 人未満	5,000 万ユーロ以下	4,300 万ユーロ以下	大企業の出資 比率が 25%以 下
小企業	50 人未満	1,000 万ユーロ以下	1,000 万ユーロ以下	
零細企業	10 人未満	200 万ユーロ以下	200 万ユーロ以下	

注) (A) ないしは (B) のいずれかでよい。

出所：EU “User Guide to the SME Definition”

¹ Se http://ec.europa.eu/enterprise/policies/sme/facts-figures-analysis/smedefinition/index_en.htm
samt

<http://sv.wikipedia.org/wiki/Sm%C3%A5f%C3%B6retag>.

1.2 中小企業をとりまく環境と中小企業の実態

1.2.1 中小企業

中小企業を取り巻く環境は年々厳しくなっている。ビジネスのグローバル化、難民の企業化の支援、女性の企業家育成と問題は山積している。中小企業政策を展開する官庁が成長庁である。中小企業の実態調査は2002年に開始され、3年ごとに調査レポートが出版されている。

1.2.1.1 中小企業の担い手

スウェーデンで実施した調査²によると18～70歳の世代で企業家になりたい比率は2004年には27%、2012年には32%に増加していた。実際に企業家になるかもしれないと答えた比率は同時期に57%から49%に減少していた。

1.2.1.2 中小企業の主な業界

中小企業は14業種の中で特に3業種に活動が集中している。会社の数では法律、科学、技術関係の企業が18.5%。その次に商業が18.3%、そして建設業の17.4%と続く³。

1.2.1.3 中小企業の成長への障害

企業調査⁴によると小企業の28%は激しい競争が成長の障害になっていると答えた。また、労働力不足、法律と規則が障害になっていると感じている小企業は22%だった。特筆されるのは資金調達、インフレ環境は成長への大きな障害になっていなかった点である。同時に外国生まれの企業家の21%が、資金調達の困難性が成長の障害になっていると答えていた。

- 革新能力では、中小企業の間で新製品、あるいは新サービスを開発している企業の業界における比率は50.9%に達している。
- 国際化問題では、小企業の7社に1社が輸出を行っていた。輸出が主であると答えた企業は10社に1社であった。輸出していた個人企業家の比率は12%であった。
- 一般人の企業活動に対する知識、例えば企業設立の知識は28%に増えていた(2012年)。年齢別では56～70歳の世代の32%が企業活動を知っていると答えたが、31～55歳では30%と多少低かった。また、23%の外国人が企業に関

² 企業家精神に対するバロメーター、2012年。Entreprenörskapsbarometern 2012 成長庁発行。

³ 成長庁の“企業の条件と現実”2014年から引用。

⁴ 企業の条件と現実、2014年。

<http://www.tillvaxtverket.se/huvudmeny/faktaochstatistik/foretagande/hinderfortillvaxt.4.2fb8c83014597db7ce977ea6.html>

する知識を持っていたのに対し、スウェーデン生まれの市民では28%が知っていた。性別では男性の35%、女性の21%が企業に関する知識を持っていた。

- 法、規則問題では特に雇用に関する法、規則、雇用、解雇、休暇規則が成長の障害になっていると答えた企業家が多かった。2008年には37%、2014年には30%の企業家が障害と答えていたので徐々に改善されている。
- 成長を希望する小企業は2005年には全体の77%だったが、2014年には68%に下がった。規模別では個人企業家では59%、小企業では68%（2014年）が成長を希望し、業界別では製造業では69%、小企業全体では68%が成長を希望していた。製造業とサービス業との比較では、製造業では60%、サービス業では70%が成長を希望していた。また、若い層（18~30歳）の企業家の53%が成長を希望し、30歳以上の企業家は37%が自社企業の成長を希望していた。

1.3 中小企業関連法（代表的なものとその特徴）

1.3.1 スウェーデン法令集（2009:145）、成長庁に対する指令の法令

成長庁の業務を決めた法令であり、中小の企業活動支援、持続成長の強化、企業環境の改善、企業のネットワーク作り、EUの構造基金を成長庁が担当することを決めた中小企業関連法で最も重要な法律である。

1.3.2 成長と雇用に対する投資目標内での地域構造プログラムの支援と国家的構造プログラムの支援に関する成長庁の法令（TVFS 2015:1）

EUからの地域構造プログラム支援（EU,nr966/201）と国家的構造プログラムの支援（EU,nr1605/2002）に対する成長庁の支援を取り決めたものであり、成長庁が支援申請の窓口になっていることを定めた法律である。

1.3.3 協同組合の発展に対する政府補助金に関する成長庁の法令（TVFS2014:1）

法令2001:1194の協同組合の関する政府支援の4, 7, 9, 14条に基づき、成長庁が設けた法令であり、目的は全国で企業活動とその発展の前提条件を設けることを通じて持続可能な成長を図るために政府補助を定めたものである。補助金申請の窓口は成長庁である。

1.3.4 欧州社会基金（ESF）からの支援国家的構造プログラム（スウェーデンの2007~2013年での地域競争力と雇用内に関するスウェーデンのESF会議の法令と一般的指導書（TVFS 2010:1）

EUからの地域競争力強化、雇用のための構造プログラム内での国家支援に関するスウェーデンのESF会議の補助金申請での法律と案内書である。

1.3.5 成長庁の地域輸送補助金に関する法令と案内書 (TVFS2009:2)

地方の輸送費負担増加を軽減するために出す政府補助金を定めた法令と案内書である。申請窓口は成長庁である。

1.3.6 ヨーロッパ社会基金の支援に関する支援の法令 (NUTFS2007:3)

社会基金に関してスウェーデンの ESF 評議会が欧州社会基金 (ESF) の支援の決定をすることを規定した法令である。

1.4 中小企業政策の立案と実施

1.4.1 中小企業政策の変遷 (概要)

以前は、国家工業庁・技術発展庁・国家エネルギー庁が、其々独自に中小企業の発展とその環境を整備することを行っていたが、環境問題の出現に伴い持続可能な成長を実現するために産業技術発展庁 (NUTEK) が 1991 年に設立された。NUTEK の任務は、新規企業のための環境改善、既存企業の持続・成長、支援対象地域での産業振興、支援対象外地域での地元と地域の発展力の強化であった。NUTEK は、2001 年に産業発展庁に改名された。

2009 年には過疎地域庁と NUTEK、発展政策研究所 (ITPS) が、成長庁と成長分析庁の 2 つに再編され、現在に至っている。成長庁になって、中小企業の政策がきめ細かく展開されるようになってきている。

1.4.2 成長庁

成長庁の任務は、成長庁への指令に関する法令 (SFS2009:145) の 1 条により、持続的に可能な産業界の発展、および持続可能な地域発展と構造基金プログラムの振興を目的とする。成長庁は以下の使命を負っている。

- 起業精神、持続可能な成長、企業の発展、競争力の強化、企業の簡略化を推進
 - さまざまなレベルで活動する組織との対話、提携、学習の前提条件を開発
 - ヨーロッパの枠組みにおける、スウェーデンでの地域基金実施のための調整
- また、SFS2009:145 の 2 条によると成長庁は、これらに寄与することとする。
- スウェーデン国内の成長過程の企業発展
 - さまざまな地域の発展力、潜在力を活用した持続的発展
 - 環境・気候の観における持続的解決策の推進
 - 条件不利地域における商業、公共サービスの利便性向上
 - 大学・高等教育における起業精神に関する学科科目の統合
 - 既存業界への新規参入企業の支援

1.4.2.1 成長庁の主な3つの政策道具

成長庁は産業発展と持続的発展を実現させるために、以下の3つの政策道具を使用している。

- (1) 地域と企業に関する知識の蓄積
- (2) 効果的なネットワーク提携
- (3) 産業界強化のための財政調達

1.4.2.2 分析庁⁵

主としてオステルスンド地域の成長政策の分析を行っていたITPS（成長政策研究所が前身だが、2009年4月に分析庁となり、スウェーデンの成長政策の分析を行うとともに、特定の外国との成長政策、意見交換の窓口になっている。

1.5 中小企業政策における財政支出状況（予算規模等）

成長庁の中小企業政策の財政支出状況は以下のとおりである。

図表 2 2014 年度財政支出

(単位: 1,000kr)

歳入		歳出	
予算、その他	373,002	人件費	240,834
料金徴収、その他補償金	12,500	家賃	26,262
補助金	30,750	その他運営費	143,746
財政収入	117	財政費用	153
		償却費	5,374
合計	416,369	合計	416,369

(参考指標) 2014 年度の国家予算は 8,660 億 kr。⁶

1.6 中央政府と地方政府の役割分担

スウェーデンの県数は 20、コミューンと呼ばれる地方自治体の数は、全国で 290 存在している。

1.6.1 スウェーデン中央政府の中小企業政策の役割

スウェーデン政府が政策方針を決定し、法により枠組みを設定し、具体的法令を省庁が作成し、その政策実施は傘下の庁、あるいは地方自治体が実施する仕組みで

⁵ <http://www.tillvaxtanalys.se/om-tillvaxtanalys/verksamheten.html>

⁶ 「政府文書 Skr:2014/15:01」 8 ページより引用

ある。政府は中小企業の環境は良好との認識だが、さらに制度の枠組みの改善を進めている。

1.6.2 スウェーデンの県と地方自治体の中小企業政策の役割

県と地方自治体が合同して県・地方自治体連盟（SKL）を結成し、各県、各地方自治体はスウェーデン政府の設定した企業環境の実務的なレベルでの改善に努め、投資先として魅力的にしようと努力している。数県が集まりレジョン（地域）という組織を構築し、企業の環境改善のためのプロジェクトに補助金を支給している。企業にとって避けることができない事務手続きや許可申請を官庁で行わねばならず、そのために SKL は全国的に企業の官庁から受けるサービスに対して“満足度指標”の調査を 2011 年、2013 年、2015 年に実施している。比較対象とされている地方自治体の責任分野の中に含まれる、火災防止活動、建設許可、土地の買収、環境・健康管理、サービス許可の 5 項目について企業側の満足度が評価される。この調査の目的は、スウェーデン全体の公務の効率化、企業環境を改善することにある。企業関係の法律策定には、企業のアンケート結果が基礎となる。これらの 5 項目に対する具体的な評価ポイントを以下に示す。

- 情報伝達の手段（口頭伝達、文書情報、ウェブでの情報提供等）
- 利便性（連絡のやり易さ、対面対応、メール対応等）
- 対応の仕方（窓口の態度、熱意、傾聴姿勢、意志疎通等）
- 知識（問題への理解度、法律・規則の理解度、企業環境・企業の課題の理解度、アドバイス能力等）
- 法的実効性の保証（法律・規則の明快さ、立場・決定の動機づけ、苦情申し立てができる可能性、効率等）

満足度指標は 100 点満点であり、80 点以上は最優秀、70～80 点は優秀、62～69 点は合格、50～61 点は不満、50 点以下は不合格となる。50 点以下の評価を受けた県、地方自治体は自らの組織・サービスの再検討を余儀なくされる。小さい地方自治体が高い満足度の評価を受けている。また、各地方自治体には企業課が設けられており、企業誘致を行うとともに融資活動も行っている。

1.7 各国における中小企業政策の方向性

政府は 2015 年の産業政策として、中小企業政策の指針を公表した。中小企業政策の目標は、スウェーデンの競争力を高め、企業の発展を促すことであり、雇用促進が産業政策の出発点になっている。また、2020 年までに EU 内で最低の失業率を実現する公約を掲げた。スウェーデンの企業が能力・生産性・革新能力を高めることが重要である。政府は、特に中小企業の環境を改善させる方針である。また、産業界の環境改善をもとめ、既存の企業を成長させるとともに、新規企業を増やし、輸出を増やし、

雇用が増えることを目指している。雇用面で大企業は重要だが、新規雇用は主として中小企業、特にハイテク企業で発生していることから中小企業の育成、発展が重要となる。

スウェーデンの企業は EU 内でも歴史がある上に、若い世代が企業を継続させ、より革新的に進化させる潜在力を有している。政府は、世代交代での資金調達負担を軽減させ、スタートアップをスムーズにしようとしている。

競争力ある革新的な企業を育成させるためには、あえて中小企業が国際市場に進出する気概を持たなければならない。また、情報・知識へ取得が企業の設立、発展に重要になる。政府は、verksam.se、Almi の活動を通じて、これらの企業に対して支援を行っている。現政府（2014 年～）の方針は、起業精神の高揚を図ることである。具体的には以下の領域を優先するとしている。

- 若い企業家へ育成強化
- 中小企業の国際化
- 観光業の継続的な振興
- 環境に優しい経済と環境・気候対応技術の発展

1.8 政策評価

1.8.1 成長庁の政策評価

中小企業を所管する成長庁は、中小企業の発展、起業活動支援、ネットワーク作り、企業環境改善を行っており、実施する各プログラムの事前・事後評価を行っている。活動開始に際し、具体的目標を設定し、事後評価ができるようにしている。その後、プロジェクトの進捗確認のため随時調査（企業訪問、連絡会議、状況レポート、最終レポート提出）が実施される。2年以上にわたるプロジェクトでは、中間評価が実施される。進行中に途中随時評価が実施されるものもある。プロジェクトが終了すると、第三者の評価が実施されるのが一般的である。成長庁の財政支援は 2 種類あり、1つは独自のプロジェクト支援、もう 1つは EU プロジェクト支援である。

1.8.1.1 独自プロジェクト支援

企業とその他の経済活動団体は、成長庁の実施するプログラムを用いて財政支援を申請できる。普通は複数回にわたり、制限された期限内に支払われる。プロジェクト支援の一般的条件として、以下の項目を記載しなければならない。

- 使途
- 各補助金の必要書類
- 前払いが許可される場合、その時期
- プロジェクト決算報告、レポート計画、提出時期
- 成長庁のプロジェクトの監査権を成長庁が所有していること

- プロジェクトの返済要求が発生する条件
- 経済的に危機的状況でないこと

個別のケースで、さらに条件を設けることができる。

支払い手続きは、一般的には事後に検査（後払い）が行われる。支払申請責任者は、毎回同一でなければならない。支払申請には、常に以下の資料が添付されなければならない。

- 申請した時期のプロジェクト報告に関する簿記の抜粋（いわゆる元帳）
- 申請した期間のプロジェクトの決算報告書
- 状況レポート（最終レポート）

プロジェクトの検査は、抜き打ちで実施される。成長庁が決める活動のプロジェクト化は、毎年リスク分析に基礎を置き、検査されなければならない。リスク分析では成長庁は金額の規模、プロジェクト継続期間、最近実施した調査、プロジェクトの固有の複雑性を考慮しなければならない。

1.8.1.2 EU プロジェクト支援

企業、その他の経済活動をつかさどる組織は成長庁で、8つの地域、国家的インフラストラクチャー基金、EU 域外提携のプログラム（すべてヨーロッパ地域開発基金から拠出されている）に補助金申請することができる。成長庁はこれらの支援プログラムの管轄庁であり、案件の審査・決定権を有する。支援は限定された期間に複数の申請も可能である。支援を受けるためには、スウェーデン側からの支援（50%）が条件になっている。

EU プロジェクト支援を受けられる条件は、成長庁の庁令に規定されている。成長庁の庁令と一般案内書は、スウェーデンの法令と EU の欧州地域開発基金を扱った規則に準じている。また、支払時の検査手続きは、独自プロジェクト支援と同様に、既に費用が発生していなければならない後払いである。申請者が常に同一であることや、必要な添付書類も同様である。場合によって、以下の項目が要求されることもある。

- 書類選考時の資料の写し
- 共同出資者の証明書
- 作業従事者の労働時間レポート
- 支払われたことを証明する領収書等のコピー

プロジェクトの検査は、成長庁が実施する。調査は提出支払いが決定された後

に実施する。合わせて、支援受給者の現場訪問による検査も行われることもある。プロジェクトの金額の規模、複雑性、以前に発生した問題等を配慮して訪問現場を決定する。

成長庁の検査、調査の手続きが、経済制御庁と EU 委員会により検査される。経済統御庁は成長庁の管理、検査システムを調査する。EU 委員会は、国家会計監査局としての経済統御庁を検査し、成長庁に対しては監督官庁としてどのように業務を処理するのか検査する。

1.8.2 成長庁のプロジェクト評価の一例「6か所の会合の場を設けるプロジェクト」

成長庁と VINNOVA の主催で行った、若者の会う機会の場を設けるプロジェクトが独自に展開するプロジェクトの好例に挙げられる。

1つはルレオ地方自治体の「若者のための若者のポップアッププロジェクト」であり、ルレオとボーデンの地方自治体が実施した。若者が自らの環境の中で自己のアイデアを発展させるための集まる場を、プロジェクトに雇われた若者が企画した。すべての活動が、いわゆる共同創造の出発点になっている。プロジェクトには若者、産業界、市民、公共機関、市民社会が参加し、誰が自営業者に適しているかといった固定観念を打破するために活動した。

2つ目は、ヨーテボリのルンドビュー都市管理部が行ったデジタル製作所であり、地域で IT 化、ビジュアル化、そしてゲーム関係の領域で若者の集まる場となった。会場はルンドビューの都市部リンドホルムで実施され、その活動の結果、幅広い層に届くために、モバイルに創作空間の場を作ることに繋がった。

3つ目はストックホルム郊外にあるポートシルカ地方自治体が立ち上げたポートシルカの突破口と呼ばれるプロジェクトであり、若者のアイデアを発展させるために、他の若者の参加を働きかけた。参加者はコーチの指導を受け、成功した事例、公共機関が提供する援助内容の説明を受け、地元の成功した先輩と会う機会を得た。

その他に3つのプロジェクトが実施され、その中で得られた観察した事象が検討、評価され「6か所の会合の場を設けるプロジェクト」と名付けられている。

1.8.2.1 “若者の革新力の強化プロジェクト”の評価

成長庁と VINNOVA は共同のプロジェクトとして 2010~2015 年まで「若者の革新力」を実施した。目的は若者（18~30 歳）がスウェーデンでの革新力を強化することを目的として、自らのアイデアを発展させ、商業化することを支援した。

18~30 歳までの若者は、企業家を志望する最大の世代である。それでも企業家となっているのは、わずか 4%にすぎない。若い世代がアイデアを実現化させることを支援するために、若者が必要としているのは何か、彼らの企業がどのような形で展開しているのかをもっと知る必要があり、そのために若者の起業に対す

る態度を知る必要があることが成長庁の調査「企業の条件と現実」レポートで判明した⁷。なかでも話し合いの場所が必要であることが明らかとなった。

⁷

http://www.tillvaxtverket.se/download/18.727874b114bb71d3df17ac64/1443039761922/ungas_faktablad1.pdf

2. 個別の中小企業施策

2.1 金融（融資、投資・出資、信用保証、その他）

金融支援は企業活動で重要な役目を果たしている。中小企業（SME）にとっては、企業の拡張、発展に欠くことができない施策である。企業の資金調達としてのローンは普通、民間金融機関が供給するが、中小企業にとって資金調達は大きな障害になっている。革新力のある中小企業には EU の欧州構造基金（European Structure Fond）から 2014 年～2020 年にローンが提供されている。しかし申請額の半分は政府が負担しなければならない。EU の基金からは更に出資や信用保証、例えば輸出信用が出されているがスウェーデンでは融資政策を採用し、企業を支援している。融資の申請は企業が所属する 8 地域（上部ノルランド、中部ノルランド、北中央スウェーデン、東中央スウェーデン、ストックホルム、西スウェーデン、スモーランドと群島、スコーネとブレーキング）の事務所で申請する（ただしストックホルムと北中部スウェーデンの受付事務所は 2015 年後半から開始される）。地理的事情を考慮してスウェーデンは 8 地域に分割された。

2007～2014 年の期間中にはアルミ・インベスト（Almi Invest）が融資活動を管理し、2014～2020 年は成長庁が管理することになる。

欧州構造投資基金（European Structure Investment Fund : ESI）には 4 つの Fund があり、欧州リジョナル発展基金（EUUF）、欧州社会基金（ESF）、欧州農業発展のための農業基金（EJFLU）、欧州海洋漁業基金（EHFF）が存在する。

実際の企業向けローンは Almi Invest が取り仕切り、輸出ローン、企業ローン、革新ローン、マイクロローン、成長ローンという形で提供されている場合に、ローンが補助金（返済義務がない）扱いになることがある。

2.1.1 地域構造基金～ストックホルムの例

地域構造基金（ERUF）はスウェーデン全国で利用される地域発展のための基金である。EU の“ホリゾン 2020”の方針は革新力のある中小企業を援助することであり、3 つの領域を優先的に投資するように勧告している。

1 つは研究技術開発、革新力のある研究のインフラ投資、2 つ目には中小企業の競争力を高めること、3 つ目は全業界において二酸化炭素節減型経済への移行を支援することである。

ストックホルム市では特に融資領域を 3 つの領域に限定して企業に融資している。1 つ目の領域が研究開発、革新力強化であり、ストックホルム市では地域構造基金の 45% が使用されている。理由はストックホルムには多くの IT 企業が密集しており、スウェーデンのシリコンバレーと呼ばれるクラスターの“シスタ”があり、融資の効用が高いと考えられることが挙げられる。2 つ目には全セクターでの二酸化炭素節

約型経済に向けた投資に融資され、予算の 15%が使用されている。ストックホルムでは、グリーン経済への二次的経済効果が期待されている。3つ目が中小企業の競争力強化に使用され、基金の 40%が利用されている。ストックホルムには中小企業が密集し、雇用効果が特に高い中小企業への期待が集まっている。

2.1.2 出資するベンチャーキャピタル (VC) の存在

ベンチャーキャピタルという用語は資本金出資を意味し、上場企業、非上場企業に出資する投資会社であり、公的投資会社の代表例に Almi Invest⁸ (斬新なアイデアを持つ企業に投資)、Fouriertransform (製造業で革新的で商業化ができそうな会社に積極的に資本参加)、Industrifonden (企業家と一緒に会社を成長発展させるために資本参加)、Swedfund (アジア、アフリカ、中南米、東ヨーロッパの新成長市場で資本と有能人材資源を提供) が存在し、企業に資本参加している。

2.1.3 ビジネスエンジェル

ビジネスエンジェルはベンチャーキャピタルを補完するものであり、新分野、革新的な新ビジネスの支援を初期に行う投資家である。しかしビジネスエンジェルの活動は金融支援者にとって判断がつけにくい場合が多い。この線引きの問題は最近 EU やスウェーデンでも喚起されている。というのもビジネスエンジェルは均質のグループではなく、投資理由は様々だからだ。ビジネスエンジェルは個人であり、企業家との家族的つながりがなく、短期的視野で行動し、投資先のビジネスコンセプトよりも投資する相手の個人に目をつける傾向がある。スウェーデンにはビジネスエンジェルの統計は無く、全体像の把握は困難だが少なくとも毎年 30 億 kr の規模で出資されていると考えられている。早い段階での投資であり、企業の商業化の段階ではベンチャーキャピタルの 4~6 倍あるとされる。ビジネスエンジェルのネットワークを通じてビジネスエンジェルになるための情報、教育が実施されている。ビジネスエンジェルのネットワークにはスウェーデンインキュベーターアンドサイエンスパーク (SISP) (財団)、スウェーデンベンチャーキャピタル協会 (SVCA) (財団) が存在している。ビジネスネットワークが投資先の企業とベンチャーキャピタル、ビジネスエンジェルのマッチングの経路になっている。大部分のビジネスエンジェルは大都市に散見され、大学や高等教育機関と近い関係がある。EU との比較ではスウェーデンのビジネスエンジェルが比較的多く存在している。

2.1.4 EU の様々な基金の調整役としての成長庁

EU には様々な構造基金や投資基金が存在し、プロジェクトにローン、投資(融資)、や信用給与活動を行い、スウェーデンは投資(融資)を採用している。EU の基金は

⁸ Almi Invest 本部は地方の Almi の下部組織が 51%、49%は県、地方自治体が出資している。

スウェーデン側が残り 50%を拠出することが条件になっている。共通の目標はスウェーデンがパートナー条約を EU 委員会と結んだ“ホリゾン 2020”を実現させることである。“ホリゾン 2020”は革新力のある中小企業のスタートから研究活動、そして最終的には商業化を支援することである。EU との窓口として成長庁が機能している。

その中で主な政策の道具として欧州構造投資基金 (European Structure Investment Fund : ESI) がある。

スウェーデンには 4 つの ESI ファンドがあり、それは

- 欧州リジョナル発展基金 (ERUF)
- 欧州社会基金 (ESF)
- 欧州農業発展のための農業基金 (EJFLU)
- 欧州海洋漁業基金 (EHFF)

がある。

2.1.5 信用保証を企業に与える公的機関

○NEFCO⁹：環境に優しい投資とそれに関連した材、サービスの輸出の際に輸出クレジットを与えている。最低 500 万ユーロ以下の輸出信用を与えている機関である。

○輸出クレジット庁：輸出の際の未払いの危険に対して信用を与える政府機関であり、これらは輸出に限定されたものである。業務として以下の業務を行っている。

- 契約不履行、違反によりバイヤー、あるいは契約保証を与えた契約人が責任を負うが、バイヤーがその契約保証を利用する時に発生する費用に保証を与える。
- 銀行が小切手、手形割引をする際に銀行と保証を分け合い銀行の負担を軽減する。
- 小中企業が輸出する際に銀行がローンを提供する際のリスク、銀行の出すクレジット超過のリスクを銀行と共同してリスクを負う制度、がスウェーデンには存在する。

2.2 税制（設備投資、事業承継、技術開発、その他）

税法上、企業の大小による課税の区別はない。会社形態で税率が変わってはならないことが原則となっている。技術開発問題でも産業政策上、大企業と中小企業を区別することは出来ない。ただし、国家的利益の見地から特例法が考えられる。

同族会社の世代交代は遺産相続税がゼロなので事業継承問題は発生していない。廃

⁹ Nefco とは “Nordic Environment Finance Corporation” の訳であり北欧 5 国により設立され、主として環境技術/製品の輸出へクレジットを与える信用機関である。www.nefco.org

業統計はあるが、公開ではなく、何故廃業したかの分析は散見されない。廃業支援政策はなく、企業登録庁で簡単に企業解散の規則が書かれているだけである。事業困難、資金調達困難に陥った企業に対しては成長庁がアドバイスを行っている。

経営者年齢データは公表されておらず、企業から出された決算報告、事業整理、倒産申請から集めたデータベースから得ることができる。データ処理は企業庁が有料で実施している。

2.3 支援体制（情報提供、経営相談・アドバイス、その他）

2.3.1 企業相談、アドバイス活動

成長庁は資金難、経営難に陥った会社に対するアドバイスを実施している地方の団体に対して資金援助を行っている。もともとは西ヨータランドでビジネス・リジョン・ヨーテボリが行った“企業の緊急駆け込み病院”が始まりであった。その後成長庁が引き継いだ。企業相談の目的は企業に財政困難に陥った企業が支払い停止、倒産に陥ることを防止するように企業にアドバイスすることであった。だが資金援助は一切していない。

その他に成長庁が企業にアドバイスをする機関に対して提供するサービスがあり次のような支援を行っている。

- コミュニケーション支援
- 年に2回の経験談、対話の機会を設定
- プロジェクトに対する解決手段の提示
- サイト verksamt.se の紹介
- 企業に必要な共通の知識の提供、事後調査、企業評価、経験談の交換の場の提供

成長庁の補助金制度に申請資格のある団体は少なくとも年間50件のアドバイスを行っていることが条件となっているので、申請団体は取扱件数の実績を高めるために活動範囲が県を超えてリジョンに及ぶことが考えられる。現在成長庁が認定し、活動補助金を受け取っている機関は以下のとおり、全国を網羅しアドバイスを行っている。

- 西ボッテンの中小企業連盟（北スウェーデン）
- アルミ・メーラレダーレン（中央スウェーデン）
- リジョン・東ヨータランド（スウェーデン南東部）
- リジョン・ヨンショーピング（南スウェーデン）
- パートナーインベスト社（中部スウェーデン）

2.4 既存の中小企業に対する経営資源の確保の支援（研究開発技術、IT 対応、販路開拓、新分野進出、その他）

2.4.1 研究開発

企業支援の一環として“研究開発への支援の枠組み”が EU から出されている。“ホリゾン 2020”（Horizon2020）と呼ばれるプロジェクトであり、VINNOVA がスウェーデンの EU の受け口となりプロジェクトを実施し、成長庁は専門家を提供し、かつベンチャーキャピタルも参加している。プロジェクトは 2014~2020 年までであり、支援領域が次の 3 分野に絞られ実施されている。

- (1) 先端技術のサイエンス研究：研究開発での EU のグローバルでの立場を強化する目的があり、この中には欧州研究評議会 ERC、携帯電話のプログラム、マリア・キューリープロジェクト¹⁰、そして新しい将来を約束する領域を扱った“Future and Emerging Technologies (FET)”のプログラムが含まれる。
- (2) 企業の指導力の開発：企業の経営指導力を強化させて、研究開発への戦略的投資を図ることが目的であり、具体的には小企業に対するベンチャーキャピタル支援、技術革新への支援、そしていわゆる“Key Enabling Technologies”つまりマイクロ・ナノ電子、ナノテクノロジー、先端材質技術、バイオテクノロジー、ハイテク製造技術、加工技術の分野での支援を実施している。
- (3) 社会問題の解決：EU と世界が直面する社会的な課題に注目し、解決を図るため学際的な協力体制を構築するプロジェクトを支援した。特に専門の学术界と社会学の連携が含まれる。支援されている 7 つの分野は以下のとおりである。
 - 保健分野、動的な変化への対応、快適さの改善を図るプロジェクト支援。
 - 食料品の安全性の確保、持続可能な農業、森林業、海洋・湖沼の研究とバイオ研究への支援。安全でクリーンな効果的エネルギー利用の研究への支援。
 - スマートで、環境に優しい輸送手段の研究への支援
 - 気候対策、有効な資源利用の技術、原材料の有効利用の研究支援
 - 革新的で思考しつつ前進する社会づくり研究への支援
 - 安全な社会の建設：ヨーロッパ、そしてヨーロッパ市民の自由と安全を確実にすること、例えば保健制度の体制作り、エネルギーシステムの建設の研究への支援である。

2.4.1.1 生産性向上のプロジェクト、“生産向上”サイト

“生産性向上プロジェクト”¹¹は幅広い業種を網羅する国家的プロジェクトであり、

¹⁰ EU の“Horizon 2020”の中の先端技術開発の中のモバイル技術開発プログラムのこと。放射線学者マダム・キューリー（ノーベル賞受賞者）の名がつけられた。

¹¹ www.productionslyft.se

具体的には会社の改革、革新のカギになる有能な社員を 18 か月間教育するプログラムであり、製造業界と IM メタル（金属労連）により 2006 年に開始された。生産性向上に対する資源投入が短期的に効果的であることが経験的に理解されていたのでリーン生産の原理¹²に立脚して、企業の生産工程、事務管理の変革の教育を実施している。その財政支援機関は VINNOVA、成長庁、そして KK 財団（2013 年まで）である。大学¹³の 7.5 ポイントにあたる密度の高い教育内容であり、企業側は参加者の費用（参加者は最高二人まで）年間 3 万 5,000kr を負担し、更に企業は参加料として毎月 3 万 kr を負担する。参加資格者は会社の変革ができる立場にいる人物でなければならない。参加者には真摯な姿勢が求められ、企業は労組との中央団体雇用契約を結んでいることが要求される。なお、スウェーデン全国の 7 つの工業大学とタイアップして授業を行なっている。スウェーデンの 1 学期で 20 ポイントが取得できる。

2.4.2 IT 対応

2.4.2.1 ブロードバンドの整備

IT の環境を強化するために不可欠なのがブロードバンドである。スウェーデンは東西 1,500km 以上ある細長い地理的条件を持ち、人口は南部に集中し、北部は過疎地であるが同時に鉱山資源、森林資源があり、それに関連した中小企業が多く存在している。民間オペレーターのブロードバンドが十分普及してない地域はしばしば民間投資で不採算となり、公的支援が必要になる。

そこで成長庁は支援対象地域を選定し、そのマップを作成、公表し、投資に興味を持つオペレーターのブロードバンドの建設、修理、維持、発展に補助金を与えている。支援対象となる投資は、地域の地区と地区を結びつけるものでなければならない。以前にブロードバンドが存在せず、これからも 3 年以内に民間オペレーターが参入しない地域でなければならない。EU 支援は過疎地の企業に最良の利益をもたらす、戦略的に重要な地域に出されなければならない。対象となる地域は過疎地の上部ノルランド、中部北ノルランド、北中部スウェーデンの 3 か所に絞られ、総額 6 億 kr の予算が計上されている。補助金の半分は EU の欧州地域開発基金から、残りはスウェーデン政府から出す。

補助金の最高支給額は 1,000 万ユーロとなっている。

¹² Lean production のことであり、どのように資源を有効活用するかを研究する生産・技術哲学であり、1980 年代に日本の企業が始めた運動。

¹³ 提携している大学は王立工科大学、ルレオ工科大学、リーンショーピング工科大学、メーラレン大学（エスキルシチューナ、ヴェステロース）、中部大学、ギェヴレ大学、シャルマル工科大学。

2.4.2.2 中小企業のデジタル化への援助

「デジタルアカデミー」¹⁴が Almi とグーグルにより設立されている。「デジタルアカデミー」の目標はスウェーデンの企業がデジタル化の可能性を引き出し、よりネットワークで活動をしやすくすることであり、4回の教育の機会を得て、ウェブを活用しより多くの客を誘致することである。教育はオンライン環境の中でグーグルが認定したパートナーが実施する。教育は無料で、専門家や他の企業家と会う機会があり、キックオフとなる。2015年秋にはデジタルアカデミーはフェールン、マルメ、ヘルシングボリ、ヨーンショーピングで講座を開き、2016年にはオレブロー、ウメオ、リンショーピング、ヨーテボリでも講座を計画している。

2.4.2.3 海外進出への成長庁の支援

中小企業向けに新市場進出の支援プログラムを成長庁が実施している。目的はサービス購入の支援を通じて新市場への進出を容易にすることであり、2015年10月から補助金申請は地域の国家地方事務局、または地域連盟が受け付けている。補助金の対象となる中小企業の条件は以下のとおり。

- 2～49名の従業員を雇用していること
- 年間売り上げが少なくとも300万kr以上あること
- 経営状態が良好であること

補助金の対象となる支出項目は以下のとおり。

- サービスの購入費用
- 出張旅費（最高旅費の20%まで）
- プロジェクトの人件費負担（企業に対して有能な人材でなければならず、プロジェクトの最初から終了までかかる人件費）

申請額は5万～25万krであり、外部のコンサルタントを採用する際には費用の半額を成長庁が負担し、残り半分は会社が負担する。

2.4.2.4 海外進出へのVINNOVA¹⁵の支援

VINNOVAはスウェーデンにおけるEUの“ホリゾン2020”の総責任者である。成長庁はVINNOVAを援助し、中小企業からの相談、そしてベンチャーキャピタルへの機会も提供している。補助金申請はEUのParticipant Portaを通じて行い、スウェーデンの連絡機関は成長庁である。

段階1. コンセプトのフィージビリティスタディ費用への補助金

小企業は自らの持つビジネスコンセプトが科学的、かつ技術的に実施可能であるかを検討しなければならない。この段階で最高5万ユーロの補助金が支給され

¹⁴ www.digitalakademi.se

¹⁵ スウェーデン革新庁（Verket för innovationssystem）

る。

段階 2. 研究開発とその市場価値の評価、市場導入費用への補助金

この段階では研究開発の評価（試作品、プロトタイプ、継続研究の成果、価値創造の実際のデモンストレーション、研究の評価、完成商品の実験結果の審査、等）を含み、最終消費者を対象にしたマーケティング活動、潜在客の招待も含まれる。補助金は最高 50 万ユーロまで支給される。

段階 3. 商業化の段階での支援

この最終段階では補助金は支給されないが民間資本へのアプローチをするように勧められる。第 1 段階、第 2 段階を経過する中でネットワークの形成、教育、コーチング、ガイダンスが実施されている。そして第 3 段階では革新的な解決策に対する競技大会の公募にも参加することが可能となる。

2.4.3 新分野進出での成長庁の援助

新しい分野に進出することは企業にとっても未知の世界への冒険であり、成長庁は企業家の持つアイデアを発展させる際の費用に補助金を与えている。特に社会が抱えている課題に対する解決策を持っている企業家や創造的市民に対して賞金を与える競技大会が成長庁により開催されている。競技の参加者はユーチューブに口座を作り、フォルマート TED 技術を利用し、最高 3 分の動画でアイデアを作成する必要がある。映画内容は以下のとおりである。

- 新しい、今まで聞いたことのない新商品、アイデアの紹介
- グローバルな課題を解決できるもの
- 自分の今までの個人的なかかわりの経緯を説明したもの
- 一般人にも理解しやすく、自分でもやりたいと感じさせるようなもの
- しかし自社製品の宣伝の機会として利用してはならず、宗教、政治問題に触れてはならない。
- 締切りは 2014 年 9 月 10 日、勝者決定は 10 月 8 日にされた。

1、2 等賞にはそれぞれ 5 万 kr の賞金が渡され、1 等賞の映画は EU のルクセンブルグ大会に参加する。2 等賞を受けた映画は補欠となる。参加映画の長さは 7 分に延長される。

ルクセンブルグ大会では 2015 年 11 月 18 日に EU 中から作品が集められ、上位 10 位が更に最終ハーグ大会への参加権を取得し、決戦大会が 2016 年 3 月 31 日に開催される。そこでの勝者は次のような特典を受けることができる。

- メディアの注目を受け、民間、公的機関の関係者の注目を浴びる
- スウェーデンを代表して国際大会に出席する榮譽を担う。
- 国際的投資家、顧客、潜在的パートナーを見つけられる機会が得られる。

2.4.4 企業の理事会強化の支援

企業にとって有能な理事会、経営陣が戦略的に重要である。成長庁は2013年から企業の理事会の発展に向けた支援を行ってきており、目的は理事会の能力を高めることにある。第2回目として2014年の秋に成長庁は組織改善に取り組む企業や組織を支援する団体に対して補助金を出す公募を行い、その結果6団体が選出された。6団体は成長期に入っていて、市場を拡大し、国際進出を計画し、あるいは新しい財政調達を企画している企業の理事の強化を援助する団体であり、団体が実施する企業への支援プログラムは教育、コーチ、新理事のリクルートとその選出の手法が含まれている。2015年に8つのプロジェクトが始まる。今回指定された団体は以下のとおりである。

- Almi 企業パートナー・ノルド
- Almi 企業パートナー、オステルヨータランド
- GU ホールディング
- インキュベータ
- サイエンスパークハルムスタッド
- シニアアドバイザー
- KI サイエンスパーク
- コンパニオン・ロースラーゲンと北部地区

2.5 創業支援（創業支援、VC、税制、教育、KPI、その他）

成長庁、地方自治体、県、リジョナル（地域の県の連合体）が創業支援として情報サービスの提供、起業教育を実施している。サイトは情報伝達に有効なツールであり、スウェーデンでのインターネット普及率が高いので最も活用されている。

2.5.1 3つの公的機関が作った創業支援の情報サービスサイト

創業の際に必要な情報サービス、電子サービスが提供している媒体が www.verksamst.se であり、企業登録庁、税金庁、成長庁が共同して作ったサイトである。具体的には

- 企業、企業経営の形態を起業の際に考えさせ➡スタート➡運営➡発展➡閉鎖という流れ説明する、
- 成長庁の電子サービスで起業立案計画を作成する
- 企業登録庁で企業、生産者協同組合の名前を登録、保護する
- 国税庁での企業納税番号の登録をサポートする
- 従業員がいれば税金庁に雇用者登録することをサポートする
- 税金庁に付加価値税納税者申請をサポートする。
- 現在進行中の成長庁、税金庁、企業登録庁の起業に関するプログラムを紹介

介する

- 税金庁と企業登録庁で既に登録されているあなたの企業、協同組合の内容を見ることができる。

更に www.verksamt.se では様々な業界の状況をウェブ上のフィルムで見ることができ、起業希望者は瞬時に相互通信を通じて企業手続きのチェックリストを作成できる。現在スウェーデンで将来性のあると考えられる業界の案内動画が掲載され、若者、起業希望者にインスピレーションを与えている。

- コンピュータゲーム
- 映画作成
- モードとデザイン
- 音楽
- 劇とドラマ形式のシーン芸術
- テキスト文学
- 電子販売
- 食物、飲み物、宿泊サービス
- 介護、看護サービス
- タクシー業

更に成長庁は簡単な起業案内パンフレットを作成し、希望者に無料で提供している。パンフレットはPDFの形でウェブサイトから入手することも可能である。

2.5.2 その他の創業支援を行う電話サービスとサイト

2.5.2.1 成長庁の企業スタート情報

起業を希望する市民に電話サービスを行っている。無料電話番号 020-351010

2.5.2.2 共同組合活動のスタート支援

共同組合活動のスタート支援組織が全国各県に設けられ、活動開始させたい希望者に必要なアドバイスやパートナー探しを行っている。

2.5.2.3 ヨーロッパ企業ネットワーク

ヨーロッパ企業ネットワークはEUとヨーロッパ市場の情報を提供している。セミナーが企画され、ネットワーク作りができる。

ヨーロッパ50か国には600余りのネットワーク組織があり、200万の中小企業を組織化することが考えられ、スウェーデンでは15余りの国家的、そして地域的な組織が存在し、その中にALMI企業センターが参加している。

エンタープライズ・ヨーロッパ・ネットワークは無料で提供され、EUの規則、

EUの支援プログラム、CEマーキング等の情報を提供し、マッチング（企業のお見合い）、メッセ（展示会）活動を通じて国際的パートナーを見つけることを援助し、技術開発、研究活動の情報サービスを提供している。

2.5.2.4 ALMI 企業センターの創業支援活動

Almi 企業センター¹⁶は株の51%を政府（産業省）が所有し、49%が地方の県と地域連盟が所有している株式会社であり、起業計画作成での援助、ファイナンス援助を行っている。スウェーデン全国に100か所の事務所があり、無料でビジネスアイデアのアドバイスを受けることができる。

2.5.2.5 IFS アドバイスセンター¹⁷

IFS アドバイスセンター（2007年にAlmiの下部組織となった）は、移民に対して無料で助言サービスを行い、情報セミナーも開催している。外国生まれで起業をしたがっている市民に様々な言語で情報を伝達し、ビジネスプランを作成できる。

2.5.3 地方自治体の起業支援

各地方自治体も既存の企業への支援と起業支援を行っている。普通は“新企業センター”（各地方自治体では必ずしも名称は同じではない）が地方自治体に設けられ、起業アドバイスを実施している。例えばストックホルム郊外のヤルフェラ地方自治体では

- 介護、看護サービス業の設立スタート（自治体での職員数が不足気味）
- 衛生医療サービスの施設の案内（施設が不足している）
- 環境に危険な活動の案内（労災予防）
- レストラン、小売店経営の案内（中国人レストランの設立が盛ん）
- 保育園経営の案内（最近の人口流入で保育園が不足している）

等を提供している。

2.5.4 企業家育成のための教育支援

成長庁は政府の依頼で高等教育の中に企業家科目を入れて、企業活動を活発化させることを計画した。目的は長期に教育の中に企業活動を融合させることにあり、産学の情報交換を行い、関係強化をすることであり、地域の発展にも寄与すると考えられている。就職よりも自営業を将来選択する学生を増やすことが課題になっている。成長庁は高等教育機関に“介護と看護教育での企業家プログラム”を提供し

¹⁶ www.almi.se

¹⁷ www.ifs.se

ている。2014 年も支援を続け、プログラムを他の高等教育機関に拡散し、同じモデルを導入している。その結果、21 の補助金申請が高等学校から寄せられ、成長庁はそのうち 6 件を選び、2015 年に開始する 2 年講座のプロジェクトの事前調査を開始している。成長庁は VINNOVA と学校庁とも連絡を密にし、企業家文化の教育状況について監視している。2014 年には更に実業を盛んにすることを目的にする Drivhus (ドライブハウス)、Venture Cup (ベンチャーカップ) に財政支援を行う。王立工科大学 KTH の女子学生のネットワークを支援し、企業フォーラムと提携し、“その年の学生企業家” 賞を出している。高等教育機関への資金援助は 2014 年には活動費用として 96 万 7,000kr、補助金として 131 万 5,000kr が支出された。

2.5.5 “企業家学校” (Företagarskolan)

“企業家学校” はウェブ上で、ビジネスプランを作成し、机上で実業家プランを試すことができるツールである。企業家としてどのような障害があり、どのように事業を展開するか知識を事前に得ることができる。Almi が無料で提供している。

2.5.6 創業開始前の支援

“種まき資本ファンド” と呼ばれるこれから起業しようとする市民への支援がある。企業設立する前に成長の潜在性の高い研究やアイデアに積極的に参加するファンドである。インキュベーター活動をする SISP (Sweden Incubator and Science Park) が主催し、その組織には 8 個の種まき資本ファンドが加わっている。

- ・ヴェステルマンランド基金 (www.vestermanlanda.com)
- ・シャルマーイノベーション・シード・ファンド
(www.charmerinnovation.com/partners/natverk-vi-driver-sjalva/cisf)
- ・ヨーンショーピングビジネス開発 (www.development.nu)
- ・イデオンファンド、テクノシード II (www.ideonfonden.se)
- ・カポンヤーレン (GU Holding AB)
- ・ソードグループ・中部スウェーデン (オークローケンサイセンスパーク)
(www.akroken.se/aakroken-business-incubator/project-seed-capital-preparation)
- ・ウミノヴァ・インベスト (www.uninovainvest.se)
- ・ソルムランドファンド (ムンクテルセイセンスパーク) (www.sormlandsfonden.se)

2.5.7 企業家への税制優遇としての“投資控除制度”

企業家が企業を設立した時に資本金の半分の額が金利費用としてみなされ、その部分の資本課税 (30%) は控除できる制度である。例えば 10 万 kr を資本金として企業設立すると、半分の 5 万 kr は利子収入とみなされる。利子収入には 30% が課税されると考えるから (実際には課税されない)、5 万 kr の 30% にあたる 15,000kr を

勤労所得から控除できる。投資控除制度には制限があり、資本金は最高 130 万 kr までとなっている。

2.6 中小企業に関わる公正な取引の推進、市場の整備（下請代金支払遅延等防止法、官公需、その他）

2.6.1 公正な取引の推進

下請け企業に対する発注会社の支払い遅延はスウェーデンで問題になっている。EU では指令 2011/11/EU に基づき、商業取引では支払い遅延禁止法が 2011 年 2 月 16 日 EU 議会で採択され、EU 各国は 2013 年 3 月 16 日までに法律施行しなければならないとなった。スウェーデンでは 2012/12:CU6 で採択された。その骨子は、負債者は最長 30 日以内に支払う義務があるとする内容だ。だが債権者は業界の事情を考慮し、特別表明すれば 30 日以上支払い期限を認めることができる。官公庁は発注契約で 30 日以上支払い条件を取り決めてはならず、納品業者は支払い遅延を受けた時には遅延補償金として一時金 450kr を要求することができる。納品業者の遅延利子請求権は契約で無効にできない。官公庁は常に法的遅延利子を支払わなければならない。契約規約を設けて免責事項にすることはできない。

下請代金の受け取り遅延問題はスウェーデンでも問題になっていて、市場の整備問題では今まで支払い慣行は 30 日払いが一般的だったが、最近、大企業は意識的に支払いを 60 日、90 日まで伸ばす事件が発生して社会問題になっているが、まだ具体的な行動は見られない。

2.6.2 公官需の整備

公官需に関する案内が verksam.se¹⁸で公開されている。政府部室庁（チェンバー庁）が作成した動画で“公募とは何か”（2分59秒）がウェブで配信されている。スウェーデン政府、県、地方自治体は毎年最高 8,000 億 kr 相当の財とサービスを民間から購入しており、その公募には過去の取引の実績有無と関係なく差別されることなく応募できる。その基礎になっている法律が EU 指令に基づいた「公募に関する法 (LOU)」である。その具体的説明は公募取扱い庁のウェブサイト¹⁹で確認できる。スウェーデンでは官公庁による公募に応じる企業の約 80%が従業員 50 名以下の小企業であるとの調査結果が競争庁と公募取扱い庁のレポートから出されている²⁰。

¹⁸ www.verksam.se

¹⁹ www.upphandlingsmyndigheten.se

²⁰ Siffror och fakta om offentlig upphandling, Rapport 2015:9, 61 ページ。「公募に関する数字と事実」レポート 2015 年 9 号

2.7 地域中小企業政策（伝統・地場産業に対する振興、産業集積、街づくり、商店街振興、地域興し、NPO 支援、事業承継・廃業、その他）

2.7.1 過疎地域での商業、公共サービスに対する支援

過疎地でのサービスを維持し、住民の福祉を維持し、地方の観光業にも貢献させることを目的として、成長庁は企業、組合、官庁、地方自治体、県に補助金を出している。日常必需品販売、食料品販売、サービスセンター、物流センターが対象だが、他の公的性格の強い事業やサービスを行う事業体、例えば図書館、市民会館、支払いセンター、現金取扱い所等では兼業しても構わない。支出の 50%、最高 5 万 kr まで申請できる。補助金が認められるには

- 利便性を高める投資
- 閉店した小売店の再開
- 地域活性化の優先順序を与えられた小売店、食料品店
- 環境、気候の改善に役立つ投資（冷凍庫、冷蔵庫といった小規模な施設ではなく、大規模な施設でなければならない）

また、環境、気候改善への投資では最高投資の 90%まで認められるが、投資、支出額が最低 3 万 kr 以上でなければならない。

過疎地は支援領域カテゴリーA と B であり、北ボッテン県、西ボッテン県、西ノルランド県、ヤェムランド県、ダーラナ県（ただし都市部のウメオ、ルレオ、スンズヴァール、ファールン、ポーレンゲは除外される）等が含まれる。

2.7.2 産業集積、クラスター形成への支援

成長庁は成長促進とクラスター作りを支援してきた。2014 年以降の新規の補助金申請は受け付けていないが、既に許可されているプロジェクトはそのまま継続されている。地域の革新強化振興策とクラスター形成支援は 2012 年冬に開始され、地域の指導力と地域の革新開発に関する戦略的対話が始められた。目標はスウェーデン産業界の革新力と地域の革新力を強化させ、企業によるクラスター形成を支援する為に金融支援を実施している。

国家地域基金からの財政援助：

2015 年からクラスター形成の財政支援の補助金を欧州地域発展基金のプログラム (ERUF) に申請することができる²¹。

ERUF のプログラムの目的はスウェーデン産業の革新開発の能力を高めることであり、そのためのスウェーデン産業の改革では戦略的指導、具体的な革新開発プロセスへの支援が必要となる。成長庁の役割は地域の発展責任者と企業主導のクラスター形成のイニシアティブを支援することである。

²¹ www.eu.tillvaxtverket.se

2.7.3 地域おこし

スウェーデンでは地方自治の自治権が強く、各県、各地方自治体、各市が独自の地域おこしを行っている。ストックホルムは最初に“北欧の主都”と宣言し、観光業を盛んにしようとしている。この命名にはオスロ市、コペンハーゲン市が反発しているが最初に宣言したのがストックホルム市であり、早い者勝ちになった。ストックホルム市は年間を通じて様々なイベントを企画して集客を行っている。例えば“桜祭り”を毎年春先に王立庭園公園で実施し（2015年は4月25日）、その際のストックホルム日本人会に5万krの費用ですべて一任させて、成功を収めている（NPO支援の例）。1日で約5,000名（2014年実績）の観客を集め、協賛団体には在スウェーデン日本大使館、日本ビジネスマンクラブが加わっている。更に“国際レストランの日”を夏の週に開催し、国際色豊かな世界からレストランの出店が集まり、人気が出ている。更に8月の週には“水の祭典”を開催している。スポーツ大会も盛んに企画し、ストックホルムマラソン等も企画している。更にノーベル医学生理学賞の選考委員会のあるカロリンスカ病院は脳外科、その他の医学界セミナーを毎年、秋先に企画して、数千名の参加者を集めている。ホテル等への経済的二次効果も大きい。更にスウェーデンでの結婚式は教会の他に市庁舎で行う市民婚があり、ストックホルムではストックホルム市民以外にも手数料500kr（ストックホルム市民は無料）で結婚式のサービスを提供している。また女性マラソン（10km）、同性愛者のデモ行進（ストックホルム・プライド）を7月開催し、8月にはトライアスロン大会を実施した。多くの行事の特徴は毎年開催できるものであることである。これは町おこしの一例にすぎず、各都市はその特性を生かしてイベントを実施している。しかし3大都市（ストックホルム、ヨーテボリ、マルメ市）以外の都市ではまだ地方の特性を十分生かして観光客を集めることができないのが実情である。

2.7.4 地方の輸送費負担を軽減する“輸送補助金”

スウェーデンの最北端の4県、北ボッテン、西ボッテン、イエムトランド、西ノルランドの過疎地では輸送距離が長い地方の製造業の企業が輸送補助金を受けることができる制度である。1月1日～6月30日までの輸送への補助金申請は同年の9月30日までに成長庁に申請されなければならない。申請は半年ごとであり、7月1日～12月31日の期間までは翌年の3月30日までに申請されなければならない。

また、輸送距離が最低401km以上でなければならない。貨物輸送は可能ならば鉄道が最初に利用され、道路、海、湖での輸送は専門輸送会社により輸送されなければならない。

補助金受給の資格者はスウェーデンで企業活動する個人、そして法人でなければならない。専門輸送業者に支払った輸送賃が申請の対象になる。倒産企業、再建中企

業、資本金の半分以上を消費した企業には申請資格がない。

250名以上の規模の大企業は更に高い要求が出される。毎年約600社が補助を受けて、地域発展に貢献している。

2.8 中小企業の国際化支援（海外投資支援、貿易の振興、情報提供、その他）

2.8.1 海外投資支援

海外投資支援は次の公的機関が行っている。

- (1) Almi は企業家に対して地方事務所を通じて支援を行う
- (2) ビジネススウェーデンは販売から市場支援まで現場で支援を行う
- (3) コネクトスウェーデンは企業家にビジネス戦略、投資家の紹介を行う

2.8.2 貿易の振興

政府は“環境技術戦略”を採用し、成長庁に対して3つの環境対応の製品輸出支援策の提出を要請した。その1つが特に環境部門の国際市場でのスウェーデン企業の競争力を強化させることであり、予算2,400万krで2012~2014年まで実施された。目的は既に国内市場で活動するスウェーデン中小企業が国際市場に進出することであり、2013年には環境技術の輸出で2件への支援が実施された。その一例がドイツに進出しようとしたEcofective社²²である。Ecofective社は従業員14名の小企業であり、売上1,500万krの企業だがIT技術を駆使することにより不動産でのエネルギー使用量を削減させることをビジネスコンセプトにしている。その他多数のプロジェクトを現在も進行させている。

2.8.3 国際化する中小企業への情報提供サービス

スウェーデンでは中小企業に対して次のような情報サービスを提供している。

EU/EECはスウェーデンにとって最大貿易相手国であり、そのためのネットワークとしてEnterprize Europe Network²³が設けられている。各国での法人形態、登録手続きと費用、保険制度、その他、海外市場進出に必要な情報を提供している。

輸出に関する全般的情報はウェブサイト²⁴で輸出・輸入事業を学ぶことができ、各輸出関連官庁職員による講義が“ウェブセミナー”の形で提供されその後に講義担当者から直接、チャットで質疑応答ができる。予定されたウェブセミナーに参加できなくても、その後に関覧できる。現在の時点ではセミナーの領域が5分野に限定され、実施されている。

²²

<http://www.tillvaxtverket.se/huvudmeny/insatserfortillvaxt/foretagsutveckling/miljodriventillvaxt/godaxempel/ecofectiveettlitetforetagsometableratsigityskland.4.f249ff31436005d87d13be.html>

²³ www.entprizeeuropa.se

²⁴ www.verksamt.se

- EU以外の外国市場での取引、2015年11月10日10時実施
- 輸出業の課税と申告、2015年11月9日10時実施
- 他国での商標保護、2015年11月11日10時実施
- 他国でのデザイン保護、2015年11月11日14時実施
- 他国での特許保護、2015年11月12日10時実施

2.9 中小企業に関する雇用・労働対策（雇用上の特例、その他）

新卒の若者が最初の労働市場への参入が困難であることから16～25歳の若者の雇用を行う企業の雇用者税率を引き下げている。本来の雇用者税は31.42%であるが、それを25.46%（2015年8月から）に下げ若者の雇用を促進させようとしている。労働市場で一度も労働経験のない若年層がなかなか就職できない状態にあるので比較的雇用が容易なレストランでの雇用は人気があり、その後に職場経験を経歴に生かして転職を容易させている。同時に中小企業にとっても人件費削減の効果があり、一石二鳥の効果がある。

2.10 中小企業の組織化およびネットワーク化への支援（商工会議所、協同組合、ネットワーク支援、その他）

2.10.1 中小企業の業界の組織化

スウェーデンには企業連盟（日本の経団連に相当）と中小企業連盟が存在している。どちらも目的は企業の利益を守り、法案に対する答申することである。企業連盟²⁵はどちらかと言えば大企業向け組織だが、中小企業連盟（Foretagarna）²⁶は純粋な中小企業中心の組織であり、業界ごとに組織されている。

2.10.2 商業部（Handelskammaren）²⁷

南スウェーデン地域スコーネ、ブレーキング、カルマール、クロネベリ、南ハーランド県にまたがる企業を組織した利益団体であり、企業とその従業員に加盟資格がある。商業部は2,800社が加盟し、雑誌「南スウェーデン産業」を年に4回発行しており、産業界の情報を提供している。隣接するデンマークも関係を深め、企業に優しい産業政策を展開するように政府、県、地方自治体にも働きかけている。毎年150回以上の朝食会、昼食会、セミナー、イベントを提供している。更にテーマを主としたネットワーク作りを行っている。企業の現地訪問、アフターワーク、インスピレーション会合も開催する。

²⁵ http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2005_7/sweden_02.html

²⁶ <http://www.foretagarna.se/>

²⁷ www.handelskammaren.com

2.10.3 協同組合作り

協同組合企業（正確には企業ではないが“共同組合企業”という言葉をここでは使用する）はスウェーデンで急成長中の企業形態であり、毎年 600 余りの協同組合企業が新たに設立されている。若い層で協同組合形式の創業が盛んであり、10 年間で売上総額が倍増し、雇用数も増えている。従来の典型的な組合は消費者が組織するコープ（生協）、生産活動では農民が組織する農協が考えられるが、協同組合は全業種に見られ、最近では特に文化活動、経験産業（観光業が含まれる）IT 分野、介護分野での開業が盛んである。協同組合の設立を考えている者に対して共同組合は www.companions.se を設けて無料、有料で情報サービス、アドバイス活動を実施している。

2.11 小規模事業者対策

小規模事業者には大工、鉛管工、家庭の掃除、子守等、家庭サービスに密着したサービスがあるが、人件費が高いことから、屋根の修理、建物の改築、増築を思いとどまる一般家庭が多い。政府は小規模の家庭サービスを提供する業者に対する需要を喚起するためにかかった人件費の半分以上を政府が負担することにし、内需の刺激を図っている。スウェーデンでは ROT 控除、RUT 控除制度があり、国内での修理、その他の家庭サービスへの需要創出効果が見られ、同時に脱税防止にも役立っている。

ROT 控除とは“修理、改修、増築”を意味し、既存の住宅（建設中ではない）に適用され、補助金を申請する住宅所有者に所得（年金でも構わない）があることが条件になっている。例えば 5 万 kr で大工に工事を依頼すると、その人件費が 3 万 kr であったとすれば 50%の 1 万 5,000kr を政府が支払うことになる。その時市民は 5 万 kr から 1 万 5,000kr を差し引いた 3 万 5,000kr を支払い、大工は請求書を元に 1 万 5,000kr を政府に請求する。だが 2015 年から政府の負担が 50%から 30%に減額される。利用できる控除の最大額は一人年間 5 万 kr までである。

RUT 控除とは“掃除、整頓、洗濯”を意味し、家庭に密着したサービス費用に対して人件費の一部を政府が負担する制度であり、ルールは ROT 控除と同じだ。この結果、雇用が小企業で発生している。だが 2014 年に政権復帰を果たした社民党政権は 2015 年からイデオロギー的理由により家庭サービスのうち家庭教師を対象から外された。ROT と RUT は同時に利用できるが、合わせて最高 5 万 kr までであり、RUT は最高 2 万 5,000kr とされている。雇用創出効果は図表 3 のとおりである。

図表 3 雇用創出効果 (2014 年度)

雇用創出件	ROT	RUT
スウェーデン全国	21, 896 人	10, 225 人
ストックホルム県	5, 792 人	3, 996 人
ソレンチューナ (郊外都市)	236 人	177 人

出所：税金庁の統計をもとに中小企業連盟が作成したものを引用 (2014 年度)

2.12 マイノリティ・女性に関する支援

政府はマイノリティ支援として外国生まれの企業家、そして女性企業家に対する支援を行っている。

2.12.1 外国生まれの企業家への支援

外国生まれの企業家による小企業はスウェーデンの経済、雇用に大きな役割を果たすようになっている。小企業の 8 社に 1 社が外国生まれの企業家により運営され、30 歳以下の若い企業家の 5 分の 1 が外国生まれだ。外国生まれの企業家は企業活動に対する姿勢も前向きであり、政府は以下の支援活動を行っている。

2.12.1.1 外国生まれで起業したい移民市民への起業情報の提供

その中に情報サービス、電子サービスが提供されている。企業登録庁、税金庁、成長庁が共同して作ったサイト²⁸であり、企業設立プラン、納税申告、企業登録の情報が提供されている。

2.12.1.2 企業スタート情報

起業を希望する外国生まれの市民に電話サービスを行っている。成長庁が監督している。

2.12.1.3 外国人企業家のためのスウェーデン語研修

“企業家のためのスウェーデン語研修”が Almi Orebro の移民出身者により実施されてきた。企業活動科目の授業を実施し、ネットワーク作りを行い、個人的なコーチの指導、融資のやり方等の説明を学習した後にコースの参加者は履修証書をもらえるほかに完成した自分のビジネスプランや将来への明るい見通しを持って帰宅できる。現在はまだオレブロ地域だけで実施されているが、他の地方自治体で同じような活動を計画している場合にオレブロ地方自治体は援助する体制をとっている。

²⁸ www.verksamst.se

2.12.2 女性企業家に対するサポート²⁹

企業のスタート、企業の経営、発展の条件は男女ともに平等でなければならない。成長庁は政府から依頼を受けて女性の企業活動振興のプログラムを2007~2014年に実施した。プログラムの内容は以下のとおりである。

- 起業、企業発展、あるいはアイデアを実現化させようとする女性に役立つこと
- 現在そして将来、女性の企業活動、あるいは指導性を改善するために大学、高等教育で企業科目を設定し、指導の黄金律を広げることを実施した。
- 女性の企業活動と女性の重要性を産業界でより知らせるために“女性企業活動の大使”制度を設けて大使を各地方に派遣し、企業への理解、女性企業活動の理解を変えるために貢献させ、女性企業活動の統計、実態調査を行った。その最終レポートが2015年4月15日に政府に提出されている。

成長庁はプログラムの成果を次のように要約している。

“成長庁は女性企業家振興のためにこの種のプログラムとしては最大のプログラム（予算6,500万kr）を2011~2014年に実施した。目的はスウェーデンにおける競争力のある、再生力のある産業を育てるのにどのようにして女性を活用して、そして企業振興の活動組織、関係官庁の協力を得て、どのようにしたら男女間の企業努力を同一の条件で引き出すことができるかどうかの国家的戦略を作成することだった。1万3,000人の女性経営者が約470のプログラムに参加したが、参加者の選択は地域の責任者が決定した。グリーン産業で従事している420名以上の女性が具体的成果を得た。更に18のプロジェクトを通じて大学高等教育機関で約5,000名の女性が履修中に能力を発展させた。講座を履修し、事務経験を持つ“女性大使”は2008年以来17万人近くの起業を考えている若い女性と会い、自分の経験を分かち合い、“大使”の経験と知識は広まった。”

2.13 セーフティネット

会社が倒産した際に自営業者が受けられる失業会計「自営業者失業会計（SHA）」が設けられている。勤労者の失業会計（労組が組織上管理している）に相当する自営業者の失業会計であり、自営業者は業界を問わず、入会することができる。

今年初めから自営業者は失業会計への加盟料金が毎月129krに下げられた。2013年12月までは毎月269krだった。料金が高すぎた2007年の最高時以来、失業会計から脱退が見られてきたが、最近には入会員数が再び増加している。SHAのチーフ、ラー

²⁹ http://www.tillvaxtverket.se/download/18.253f854414cf0eef05ffd12/1443039801361/Slutrapport_FK_F2011-2014_150415_final.pdf

シュ・サールステンは「自営業者、従業員かどうかは関係なく、経済的安全が重要だ」と語る。SHAの主体機関の1つはスウェーデン企業連盟であり、加盟している自営業者に入会しやすいように勧誘している。

2.14 中小企業の特徴と課題（資金調達、人材育成、その他）

スウェーデンでの中小企業の特徴は0～49人までの小企業が民間部門での雇用の99.2%を創出しているが50人以上の中大企業は僅か0.8%を採用しているに過ぎない。しかし労働法規は大企業に即してできている。スウェーデン中小企業連盟は3つの問題を指摘する。1つは労賃の高さ、もう1つは資金調達問題、そしてもう1つは規則の煩雑さである。賃金の高さでは雇用者税があり、雇用者税は現在賃金の31.42%を負担しなければならない。資金調達問題では銀行は小企業への融資にあまり興味を持っていないのが問題であり、伝統的に大企業への多額の貸し付けに慣れているので、小口融資、特にマイクロローンの必要性が理解されておらず、起業活動に障害をきたしている。規則の煩雑さ、特に環境規制の法律に小企業はついていくだけの管理体制が無く、負担になっている。

2.15 国と地域間の中小企業施策立案および中小企業支援に関する連携

2.15.1 国と地域間の中小企業施策立案

国、国会が政策を立案し、県、県連盟（SKL）地方自治体、企業連盟、中小企業連盟、その他の関係機関が答申を行い、最終案がまとめられて国会で議決される。省は政策の方針の決定、法案作成をするが、政策を実施するのは該当の庁であり、省ではない。各庁も必要に応じて法律、庁令を立案することができ、国会が立法している。

2.15.2 国と地域間の中小企業支援に関する連携

スウェーデンは細長く北部と南部の間は1,500kmの距離があり、地域の違いが大きく、南部のブレーキング県の中小企業の成長を支援することと北部の鉱山地帯の支援は同じ手段は使用できない。それぞれの県、地域のユニークな必要性を探るために成長庁は各地域との間で、戦略的対話を行い、金融支援の検討、知識の提供を行っている。

2.15.2.1 戦略的対話の意義

地域の必要性と国家支援のすり合わせをするために対話が必要であり、対話では何が地域に必要なかの正確な像を得ることである。例えばある地域では革新的環境を必要としているとか、企業と大学の提携が必要であるといったことが討議される。

成長庁が実施する対話の相手は3つのカテゴリ、つまりリジョン（地域）、国家地方事務局、そして県/地方自治体に分類される。リジョン（地域）は8区（上部ノルランド、中部ノルランド、東中央スウェーデン、北中央スウェーデン、ストックホルム、西スウェーデン、スモーランドと群島、スコーネ&ブレーキング）から成り立ち、成長庁の3人の地域チーフが各地域の担当責任者に対応している。

2.15.2.2 フォールムの設置

政府は地域の持続可能な成長と地方の魅力を強化させるためにフォーラム（共通の場）を設けた。フォーラムは成長庁が取り仕切り、フォーラムの開催、そして会議の議事録作成を担当し、参加者の負担を軽減している。参加資格者は政治レベルの地方政治家、県知事と、事務レベルの地方官僚である地域発展部長、県諮問委員の二種類のフォーラムがある。持続可能な成長と地方の魅力を高めることを中心議題にし、政府は2015～2020年まで討議する優先項目として以下の領域を設定している。

- 革新と企業活動
- 魅力的な環境と利便性
- 有能な人的資源の供給
- 国際化

フォーラムは年に4回開催され、2回は政治のレベル、2回は事務レベルで実施される。

2.16 国の政策情報の提供・手続きの簡素化

2.16.1 国の政策情報の提供の政策³⁰

スウェーデン政府は政策情報の指針を2015年秋予算案で示し、情報、知識の取得は企業をスタートさせ、発展させるために不可欠である。政府が提供する情報・アドバイスは企業の必要性から出発しなければならない、市場の情報を補てんし、費用効果的で、地元の特性を留意したものでなければならないと宣言していた³¹。具体的活動例として情報活動³²、Almiの手ほどき教師の活動が挙げられる。

現政権（緑赤政権2014年～）は以前（前政権）の実施から得られた政策の経験を利用し、企業精神の高揚への全般的努力を継続させる考えだ。今後、政府が情報伝達とアドバイス活動を優先させる項目として以下の領域を設定している。

- 若い企業家への働きかけ
- 国際化の促進
- 観光業の発展努力の継続

³⁰ <http://www.regeringen.se/regeringens-politik/naringspolitik/mal-for-naringspolitik/>

³¹ www.regeringen.se

³² www.verksamst.se

- グリーン経済と環境・気候技術の発展

2.16.2 手続きの簡素化

企業の規則の整備は政府の重要事項である。競争力の強化と雇用を実現させるための要因として、企業の世界に対応する競争力が不可欠の条件となる。その一環として企業を対象とした法律と規則が重要であり、法、規則を守る企業の負担を最小にしなければならない。

成長庁は省庁、官庁、地方の政府事務局、地方自治体、県での企業の手続き簡略化をするための話し合いを行い、その作業部会では企業の必要性、知識、ネットワークの強化、教育強化、政策手法を理解することが作業部会で検討され、手続き簡略化の一般的指針として以下の点が指摘された。

- 企業に対する親切な対応、サービスを心がける
- 手続内容を少なくし、かつ簡単にする
- 規則の変更、手続きの簡略化による企業の費用の増加、その影響を考慮する
- 企業訪問をする際には各機関が合同して一度に訪問し、複数訪問を避ける
- 審査時間の短縮をめざす
- 電子サービスを導入する

となっている。

規則の簡略を目的にして成長庁の中に規則評議会があり、新しい法律が作成される際には該当官庁は必ず企業の負担の分析結果を示さなければならない。その分析結果の評価を行うために規則評議会³³が設けられている。

申請手続きでは“**One in one-out**”（一度申請すれば二度と他の官公庁に申請する必要がない）³⁴を原則にして事務の簡略化を図っている。例えば従業員の雇用状態の質問が労働市場庁から企業に寄せられた後に統計庁から同様な質問を出すことは、企業負担につながるので避けなければならない。

³³ www.enklareregeler.se

³⁴ <http://www.regelradet.se/>

3. 重点的に調査した事業

3.1 生産性向上プロジェクト

3.1.1 概要

生産性向上プロジェクト（Produktionslyftet）は、企業に対して 18 か月の変革・発展プログラムを提供し、企業が競争力を改善させる能力を高めることを支援するプロジェクトである。生産性向上プロジェクトは、リーン生産原理を採用しているが、企業の自らの力、評価が活動の出発点になっている。現在まで（2015 年 12 月の時点）に 200 社以上が参加し、明確な結果を出している。

大部分の企業は益々要求を高める顧客の存在と業者からの激しい競争にさらされている。素早い納品、小口発注が要求されている。問題を解決するために生産性向上プロジェクトでは、「斜めの秤」という概念を採用している。具体的には以下の 7 つの原則から成り立っている。

- 自助努力への支援：会社の能力と動機を発展させるように促し、一緒に建設する機運を社内に作る。
- 長期的展望の確立：恒常的に変革する能力と改善能力を習得させる。
- 多様な社員の能力活用：社員全員への尊重、合意、参画しているとの自覚を持たせる。
- 意志疎通の開放的な環境を作り、経験の交換、学んだ知識を分け合う姿勢を作る。
- 共通の作業方法の採用：生産性向上プロジェクトが独自に開発した作業モデルに従い、常に改善を試みれば良い結果が出ることを経験させながら理解させる。
- 理論、実践、実験を通じて学習する。
- ありのままに行動する－自習原理を適用する。

3.1.1.1 生産性向上プロジェクト

生産性向上プロジェクトから派遣されるコーチは、参加する企業で主任コーチと助手コーチを指名する。コーチはそれぞれの専門分野で長い改革作業と幅広い経験を持っており、教育学的に良く考えられた教材を持ち、各企業の抱える様々な懸案（課題）に対応できる能力を持っている。問題解決の過程では決まったスピードを維持することが肝心であり、コーチは初年度には毎週企業訪問を実施するが、プログラムが終了する 18 か月に近づくにつれて訪問数は減少していく。

しかし企業の参加者の活動がしり上がりに活発になっていき、終了後には恒常的に改革努力がされる状態になる。

初期段階では企業が立ち上げた指導チームとコーチは共同で作業を行う。初期

段階では指導グループ会社経営陣、労組代表、改革作業でのカギになる人物、その他の企業活動に携わっている社員が加わる。この指導グループの間で教育学的な教習の訓練、研修訪問、問題の明確化がされる。目的は、始まる改革に対して同じ見方、原動力、動機を作り上げることである。

活動開始の最初の数か月に具体的な変革が始められる。進め方は、改革がまず小規模で開始され、実験的な活動を開始する。根本には自らが作成した作業手段を理解しなければならないという考えがある。自分の目を通じて効果を理解することである。実験、反省、学習、調整、理解する過程を知ることである。生産性向上プロジェクトのコーチは新手法の導入を手伝う。まず指導グループは次の段階でできる実験（試作）グループに具体的に提案し、新手法の導入の手助けを行い、問題解決を促し、その結果出てきた効果を評価する。

3.1.2 リーン生産の基礎教育とは

生産性向上プロジェクトを進めるには、企業内の経営陣の理解と理論的な知識が前提条件になる。それゆえに生産性向上プロジェクトには大学の 7.5 ポイント（注：スウェーデンは 2 学期制で 1 学期には普通は 20 ポイントを取得する）に相当するリーン生産理論の教育が含まれる。参加者は変革を実施することが可能な、役職、権限、能力を持つ者で、経営陣に含まれるか、あるいは上記の指導グループの中に加わっているか、または別の手段で改革作業を行う、強い権限を持った者でなければならない。

3.1.2.1 企業の負担費用

生産性向上プロジェクトは製造産業の必要性、そして可能性から発生した。参加する企業の料金は月に 3 万 kr であり、18 か月継続する。教育の費用は二人で最高 35,000kr である。申請は所定の申請書類で行う。小企業には簡素化されたプロジェクトへの参加も考えられる。しかし、企業にとっての最大の費用は参加者の労働時間である。いい加減な改革作業への参加は成功につながらない。真摯な学習姿勢、努力が大きな実益をもたらすことになる。企業は中央労使の団体契約に加盟しているか、それとも参加しようとしている企業でなければならない。なお、企業は 2 か月の予告期間でいつでもプロジェクトを中止することができる。

3.1.3 ある参加企業の経験談：アンデション製作所のケース

シーリングにあるアンデション製作所は、最近生産性向上プロジェクトのプログラムを終了したばかりである。全プログラムを終えた数少ない小企業であり、プログラムをどのようにみているか、どのような挑戦課題を抱えていたのか、そしてこれから参加しようとする企業へのアドバイスを聞いてみた。

(以下 2015-12-17 報道³⁵から要約。)

社長ヨーラン・クロンホルムと技術責任者エミール・クロンホルムと記者が会ったのは、生産性向上プロジェクトを履修し終えたばかりの 11 月だった。会社はヨーランの父、レイフ・アンデションにより 1960 年代末に設立され、現在も同じ場所で活動している。会社は今とは違う顧客を持ち、近年には製造業、病院関係、内装部門の客が増えている。

2 千年紀の際に一部が外国企業に奪われ、競争が厳しくなり、何をすべきかの決定を余儀なくされた。彼らは新設備に投資し、素早い、かつ柔軟性のある短期の生産時間を目標にした。“リーン生産”は既に一部は実施していた。だが会社内に徹底させることが困難であったために十分な効果を得ていなかった。

「業績をプラスにするだけでも大変だった。そのうえ新しく生産性向上プロジェクトに参加することはタフだったが我々には運命的決定のように感じられた」とヨーラン社長は当時を語る。

生産性向上プロジェクトは地域の Almi 企業グループの企画であり、ヨーラン社長は生産性向上プロジェクトのコーチ、ラーシュ・グスタフ・グスタフソンに会った。グスタフソンは生産性向上プロジェクトの内容とその背景を説明した。ヨーランとエミールはリーン生産を会社の状況と結び付け考えた結果、生産性向上プロジェクトに参加することを決定した。この決定はプログラムに参加中のゴヨー板金会社からの生産性向上プロジェクトへの評価が特に良かったことが大きく寄与している。彼らのデータから具体的に何を意味しているのか理解することができた。

リーン生産は既に一部知っていたが、それでも現場の研修訪問は有益だった。前もって教材を読み、実践で利用できたならばよい結果を生み出すだろうと生産性向上プロジェクトのコーチは指摘した。

エミールは 5S と他の工具をうまく組み合わせなければならないことを理解した。以前に 5S を利用したことがあったが失敗したのは全体像を理解していなかったからだ。5S とは生産現場で整理整頓を行う日本のモデルであり、もともとトヨタが開発した改善モデルである。スウェーデンでは以下の 5 段階に分けて説明している。

- 分類（日本語では“整理”）：職場で使用する工具、材料を整理する。そのまま置かれている財、工具を整理することから始める。

³⁵ <http://www.produktionslyftet.se/news/vi-var-optimister-hur-svart-kan-det-vara.html> 2015-12-17 を要約した。タイトル：“我々は楽観的だった”

- 組織化（日本語では“整頓”）：空間を十分利用することであり、適切な場所を作ったり、不必要な置き場所は除去する。
- 掃除（日本語では“清掃”）：毎日少しで良いから、定期的に掃除を必ず行う。大がかりな清掃は毎週実施する。
- 標準化（日本語では“清潔”）：日常活動をルーティン化する。機械、作業場の日常の自主作業のリストを利用する。
- すべてに目を配る（日本語では“躰”）：自主作業リストを一步一步作り上げる。

「今はリーン生産技術を利用する前の準備の必要性を十分理解できるようになっている」とヨーラン社長は語る。成功するには生産性向上プロジェクトのコーチが隔週ごとに来て尻をひっぱたいて改善作業が途中で膠着しないようにしているからだと言いはれる。

「18 か月の研修が現実の改善作業ではないことを理解することが大切だ。研修は自動車教習所の運転の授業のようなもので、運転免許を得てから自ら決めた道を運転するようなもの」とヨーラン社長は述べている。

後になり、会議室での議論を優先したことが正しかったと理解したが、当初は生産現場で“大騒ぎ”だったことを考えると実施は容易ではなかった。だが全員が同じ見方、判断をすることに時間をかけなければ前進できなかつたろう。企業が一步踏み出すための哲学と原則を確立することが重要である。同時にプロジェクトは企業の規模から大きな犠牲をも意味していた。「確かに生産性向上プロジェクトのやり易い軽いビジョンを採用する話もあった。だが我々は楽観者であり、どうして困難なはずがあるだろうかと思った」とヨーラン社長は語る。

だがヨーラン社長とエミールにとって活動はタフで、30 名余りの会社にとって生産性向上プロジェクトの手法を全面的に採用することは大きすぎるのではなかつたろうかとの疑問がヨーラン社長の頭によぎった。2015 年の夏休暇が終わった時点で、活動が再開された時に、何が良く、何か悪かったか、そしてどのように作業をこれから進めるべきかを議論することに十分な時間をかけた。

ヨーラン社長とエミールは会社を代表して教育講座に参加し、より教育の意義を得ることができ、講座に向かう途中でも二人は車中で議論した。リーン生産の哲学をよく理解するようになり、使用する工具、生産の流れや品質の重要性を理解した。教育が総合的な生産システムに関する新しいアイデアを生み出すきっかけになった。現在は全体像の意義をよく理解し、同じ見方をすることからの利益を得ている。

「今振り返ってみると、同じことをしたかどうかと考えることがある。違った方法を採用したかもしれない。勿論、全く同じことをしたかどうかは間違いない。会社はじきに設立 50 周年を迎えるが、あと 50 年会社が生き残るならばかっこいい」

とヨーラン社長は語る。

時間がかかったが現在は新しい生産システムが導入され、生産システムの文書が社内用に作成されているが、社内で何が起きているのか興味を持つ客がいる。

「勿論、改善を意味する我々の努力を説明している。客が理解することは十分な褒美だ。これからもより良い製品を提供しようとする姿勢は彼らが気に入っている」とエミールは語る

エミールによるとリーン生産は非常に簡単だが、上手に運ぶ鍵は理解が困難な全体像の把握すること、社員が一体となり活動することである。リーン生産では5Sは簡単に触れられているだけだったが、別方面からは5Sの導入に3か月かけて費用10万kr以上で手伝うとのコンサルタントの提案を受けた。断ったが今ではヨーラン社長は良い決定だったと思っている。

「可能性があると展望が得られるだけでも素晴らしい気持ちだ。今は将来を心配しなくなっている。我々はどのような挑戦を抱えているかを知っているし、解決できることも知っているからだ。ヨーランには違った考えがあり、僕には別の考えがある。他の社員にも別の考えがあるかもしれない。だがどの道を進むべきかを全員が知っている」とエミールは語る。

「リーン生産を知っていなかったならば多分、ソフトウェアではなく、ハードウェアに投資していただろう。ソフトウェアに投資したのは技術志向の分析結果であり、状態の分析ではなかったはずだ。確かに以前にはハードウェア重視は機能したが今は機能しない」とヨーラン社長は語る。

「リフト機はいつでも購入できるが、十分ではない。社員に作業の重要さへの洞察、そして同じ見方をする必要性が高まっている」と社長は語る。

たとえ改善努力で仕事がきつくなることを意味していても、2人は今では作り上げた組織が機能していると理解している。売り上げ増加は投資と納品時間短縮といった質の改善努力の組み合わせされた結果である。「生産性向上プロジェクトは結果を出してくれた。だが時間がかかることを理解すること、常に努力し、拙速に事を運ばないことが重要だ。すべてが並列的に同時進行されるので全員が参画しなければならない」とヨーラン社長は語る。

3.1.4 生産性向上プロジェクトの理事会構成

理事は以下のとおり（2015年12月）。

ヨーラン・ヨハンソン：議長

アンデシュ・リュエダール：副議長、以前エレクトロロックス議長

マッツ・ビョークマン：リンショーピング大学

マーリン・ラーション：ヴァッテファール（政府系電力会社）

レーナ・オーヴェソン：スプリング・システム

トミー・チューンベリ：IF メタル [金属労連]

オッタール・ヘンリクソン：リーンフォーラム・ノルウェー

3.1.5 生産性向上プロジェクトの協力機関としての IF メタル労組と技術企業協会

生産性向上プロジェクトは技術企業協会と IF メタル労組のイニシアティブで開始され、それぞれの地方組織、組合支部が支援している。IF メタル労組は組合員 34 万人を組織し、組合員の 26 万 5,000 名が活動中であり、22%が女性組合員である。IF メタル労組は LO (全国労働者連盟) の中で 3 番目に女性が多い組合組織であり、15%が 30 歳以下である。スウェーデンの製造業を組織し、その業界にはプラスチック、製薬業、建築資材、鉄、化学、製造業が含まれる。会員の多くは大企業のボルボ、エリクソン、ABB などに勤務し、更に鉱山業、ガラス産業、自動車産業も含まれる。職場は 11,700 か所あり、93%の組合員が中央団体モデルで組織化されている。

IF メタル労組は組合員の利益を守り、民主主義、平等な社会建設をめざし、市民全員が快適に安心な職場を得ることに努力している。労働内容を改善させ、職場組織を改善することを通じて企業の競争力を高めることにも努力している。IF メタル労組の目標は産業内で職場を発展させ、教育、職能開発を行い、職場での影響力を高めることである。

技術企業協会には 3,600 社が加盟し、数社は数千人を雇用する大企業であり、グローバル企業である。中小企業が数では多く、一部の企業はハイテク企業である。高品質の部品、製品を製造している企業がある。スウェーデン経済、そして福祉に決定的役割を持っている。

雇用者側を代表する技術企業協会の目的はスウェーデンの競争力の条件を整備し、会員企業に自らのアイデアを発展させる機会を提供し、持続可能な経済成長を実現することである。組合との賃金、雇用条件の交渉の際に支援を行い、セミナーを実施している。

更に労働法、生産の要求、教育、研究に関する決定に影響力を行使し、会員企業の競争力を強化させ、若い世代に技師、技術者の道を選択するように広報努力を行っている。また効果的な商談、契約を実現させるために雇用の標準契約書の作成、商業契約書の作成も行っている。

3.1.6 生産性向上プロジェクトの出資機関

財政出資組織は、VINNOVA、成長庁、そして KK 財団である。

VONNOVA :

2007 年から出資者になり、2013 年から主な出資者になっている。2007～2010 年までに 2,500 万 kr、2010～2012 年 (2013 年に終了する) は 2,500 万 kr、2013～2014 年には 2,500 万 kr、2015～2016 年には 1,400 万 kr を出資する。

成長庁：

(前身は NUTEK) 2007 年～2010 年まで出資機関となり、2010～2014 年まで追加出資者になり、2014 年からは少数派の出資者となる。2007～2010 年まで 1,500 万 kr、2010～2013 年には 250 万 kr (主として自動車産業)、2012～2014 年には 700 万 kr、2014～2015 年に (2016 年半期で終了) 500 万 kr を出資する。

KK 財団：

2007 年～2013 年まで部分的出資者だった。スウェーデンの競争力を強化するために活動している。創造的な会場場所を提供し、新しい提携形態を探し、各機関、企業の提携、能力開発のための手段を文書化し、共通目標に向かう大学と産業界の能力を高めようとしている。イニシアティブを取り、財政支援者になり、知識資源として機能し、大学、産業界、そして公的部門の間のネットワーク作りを行っている。

3.1.7 IF メタル労組の生産性向上プロジェクトの事後評価³⁶

IF メタル労組は生産の流れと無駄な流れ、改善、生産性、システムの内容、組織、労働環境、発展の可能性に注目した全体像を把握する観点から 生産性向上プロジェクトを積極的に支援してきた。IF メタル労組は事後評価を生産性向上プロジェクトに参加した企業の職場組合にインタビューして、次のような結果が得られた。どのように関係者の間の提携がされ、どのような変革が実施され、変革がどのように労働組織に影響を与えたかが労組の問題の出発点だった。発展の可能性に関する質問、労働内容、そして生産性、品質、所要時間の問題意識もあった。事後調査は 2012 年の 1 月に実施された。

要約すると大部分の企業での関係者の共同作業はうまくいったとの報告が出されていた。確かに改善、問題解決の余地があるケースがあるが、全体としてリーン生産導入の作業は順調だった。生産性向上プロジェクトのコーチは方法、実施の仕方企業をコーチし、その結果、生産性と社員の持続的発展を可能にするためには全体像の理解が不可欠であるとの視野を得ることにつながった。

以下はインタビューで得られた結果の一部である。

◆生産性と幅広い職場のローテーションが実施された。

電子機器部門でのある中企業の一社の IF メタルの支部から生産性向上プロジェクトに参加してはどうかとの打診があり、会社は生産性向上プロジェクトに参加した。インタビューした結果、関係者からなる指導グループが良く機能し、実験グループは価値の流れの分析を実施し、その後に生産ラインのレイアウトを変えたことがよ

³⁶ http://www.produktionslyftet.se/filer/docs/ifmetall_2012.pdf ”生産性向上企業に対する IF メタルの事後評価“を要約した。

り安定した生産の流れにつながったことが判明した。彼らは日常の機械操作を担当し、毎日の生産計画を計画した。すべての社員が全体像を把握するために教育を受け、全生産現場で作業のローテーションが実施され、全体の視野、多様性、そして生産面の柔軟性が高まった。

別のケースでは、北スウェーデンのある金属産業の会社からは指導グループは良く機能していることが報告されている。社員はリーン生産の教育を受け、その中にはリーン作業のやり取り、5S 作業も含まれていたが、事務系のレベルでも導入された。改善グループで生産過程での価値の流れの分析が実施され、その結果新しい生産方式の導入につながった。作業は組織化され、生産計画、支援機能が強化され、職の内容が多様化された。全体像を見る能力の教育と職場でのローテーションが実施されるようになった。毎週を 1 単位にして生産が組織化され、労災、組合問題に関する情報とその取り扱いも討議されるようになった。

◆稼働の障害と紛争の解決できなかったケース

南スウェーデンのある板金企業は 3 名をリーン生産の教育に参加させた。IF 職場労組の議長がリーン教育のコーディネーターとなった。3 人は指導グループと提携し、実験グループが立ち上げられてから、社員の機械操作時間の 25% が削減されたために労働争議が発生し、リーン作業が中断する事態となった。だが労働争議後に会社は生産価値の流れの分析、5S そして改善作業を続け、生産にかかる所要時間が短縮され、中間在庫が無くなった。しかし、残念ながら会社はアコード賃金を採用しており、リーン生産と支援を行う労組の利益の組み合わせが困難であり、経営陣と十分話し合いをすることができなかった。引き続きリーン生産の改革を続けるためには労使双方の同じ目的が最初に明確にされなければならないことが明らかだった。

◆改善グループと能力マトリックス

南スウェーデンの建設業界のある企業は指導グループを立ち上げ、良く機能している。リーン作業での指針となる原則を作成し、共同して建築作業を行っている。早速、作業での見直しが行われ、外注の部品が作業場の隘路になっていたことが判明した。建築に使用される既成部品の価値創出の流れの分析が事務職員により行われた。実験グループが日常のレベルでの実験をし、隘路の問題の解決にすぐに役立った。指導グループのお蔭で、僅かだが作業での改革が実施され、大きな改善につながった。

◆参加意識と労働内容の改善との関係

西スウェーデンのある VVS 企業（上下水道設置会社）で指導グループが立ち上げられ、よく機能している。指導グループは参加意識がある実験グループと深く関与

し、日常の活動を指導するプラスグループを立ち上げるようになった。

南の中部スウェーデンの空調設置会社は、地元の環境に順応した装置を設置している。社内の指導グループが良く機能し、作業の流れの中で全体像を把握している。その結果、作業内容が発展し、作業でのローテーション、多様性を加えたために、生産の柔軟性、作業の質向上につながった。リーン作業が開始される前には、多様性、柔軟性が欠けていたが、今では高い生産性にリーン作業が貢献している。

◆競争力の条件の整備

生産性向上プロジェクトに参加していない企業はリーン生産のコンサルトを活用しているが、社員の能力、労働内容を活用せず、発展させていないとの声を職場のIFメタル労組から良く聞く。そのような労働作業はしばしば流れ作業になり、一工程の作業ペースを60～120秒とすることが個人目標になっていたりする。ローテーション、労働の多様性が制限される結果である。会社はリーン生産原理により社員が作業を行っているとは指摘するが、創造性欠如という無駄を生みだしていた。

ある企業では、生産の流れを変え、無駄を制限し、作業にかかる所要時間を削減させ、生産性を高めることにつながったのは素晴らしいことである。同時に労働を組織化させて、社員の能力、労働内容を改善させた。結果は益々社員の改善への動機を強め、熱中するようになり、労災の危険は減少した。これが長期的な競争力強化の条件を作り出す例である。

(IFメタル、オンブズマン、トミー・ツーンベリ・ベルトネ作成)

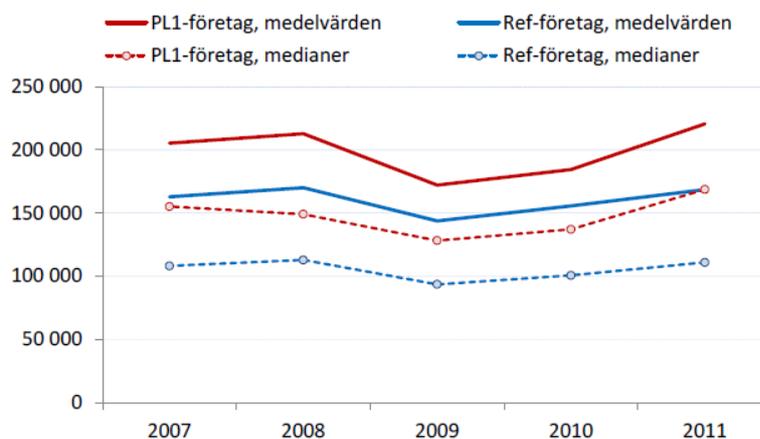
3.1.8 VONNOVAの生産性向上プロジェクトの事後評価³⁷

VONNOVAは2007～2010年に実施した生産性向上プロジェクトの事後評価を行った。生産性向上プロジェクトに参加した企業48社と参加していない同質の企業と比較してプロジェクトの評価を行った。参加した企業グループをProdukt ionlyftetの第1弾として以後に“PL1”とすると表記する。

比較する指標として9の指標が選ばれた。売り上げ、売り上げ/従業員、在庫の回転速度、年度利益、利益/従業員、粗利、付加価値/従業員、資金潤沢性、そして従業員である。

売り上げの比較が以下のように示されている。

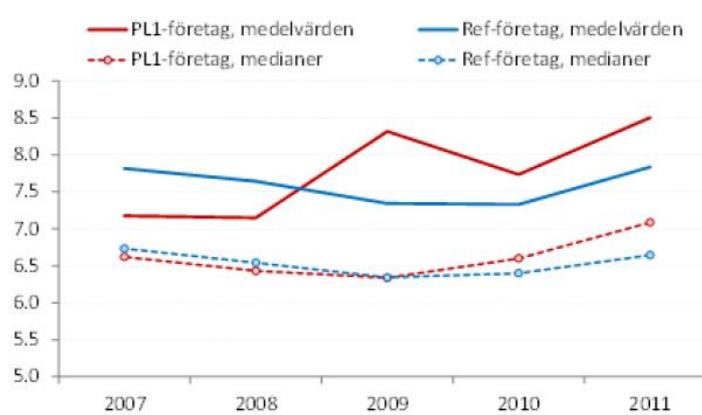
³⁷ Effektutvärdering av produktionslyftet, VINNOVA Rapport VR 2012:13



出所 : Effektutvärdering av produktionslyftet, VINNOVA Rapport VR 2012:13

縦軸が年間売上、横軸が決算年度を示している。赤線が PL1 のグループの平均値、赤破線が標準偏差を示し、青線はレフェレンスグループの平均値、青破線は表運偏差である。

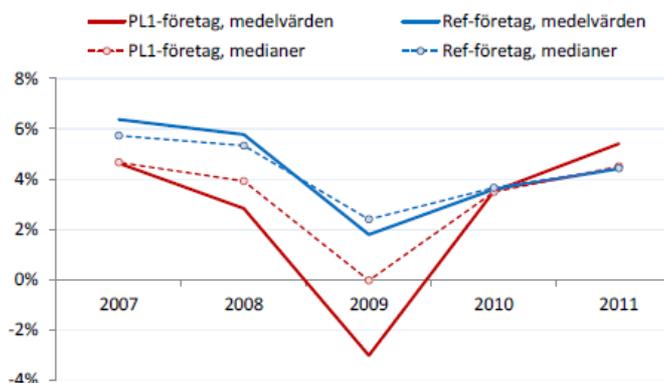
PL1 グループが既にレフェレンスグループよりも売り上げが高い。だが 2009 年は金融危機の発生した年であり、PL1、レフェレンスグループは下がっているが、2010 年は反転上昇している。2007 年には PL1 の売り上げ約 2,000 万 kr、レフェレンスグループは 1,600 万 kr であった。生産性向上プロジェクトの効果が見える。また下の図は在庫の速度を示したものであり、縦軸が入れ替えの速さを示している。横軸は年度である。



出所 : Effektutvärdering av produktionslyftet, VINNOVA Rapport VR 2012:13

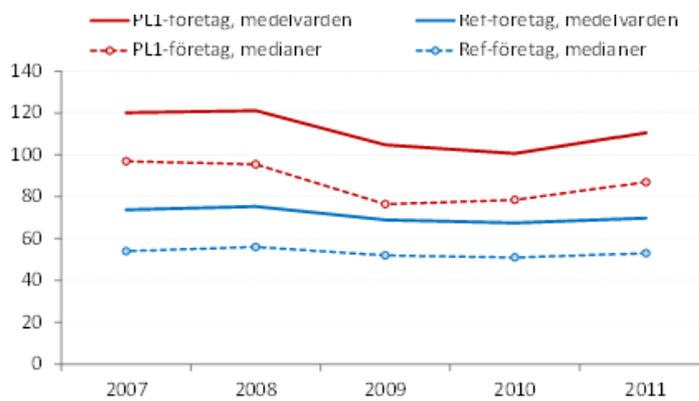
2007 年には PL1 グループの在庫の入れ替え速度は少なかったが、2009 年以降、急速に早くなり、在庫の管理が効率的になっていることを示している。在庫管理の改善以外にも売り上げが増加していることも関係がある。

更に下の図が粗利である。縦軸は粗利を示し、PL1 グループは 2007 年にレフェレンスグループより低かったが金融危機のあった 2009 年には更に悪化し、赤字となっていた。レフェレンスグループは粗利 0%を示していた。しかしその後反転し、2011 年には PL1 グループはレフェレンスグループよりも粗利が高くなっていた。



出所：Effektutvärdering av produktionslyftet, VINNOVA Rapport VR 2012:13

下の図は従業員数である。



出所：Effektutvärdering av produktionslyftet, VINNOVA Rapport VR 2012:13

縦軸が従業員数を示し、PL1 グループが比較されている 2007～11 年を通じてレフェレンスグループよりも多く雇用していることが示されている。

要約すると以下ようになる。

売り上げ、売り上げ／従業員、在庫の回転速度、年度利益、利益／従業員、粗利、付加価値／従業員、資金潤沢性、そして従業員数の指標を比較検討した結果、次のことが指摘されるだろう。2007～2011 年には最初の年は PL1 グループにとって否定的だったのが 2011 年以降は逆転して、PL1 は有利になっていた。ただし最後の従業員数の指標は比較することは困難である。何故ならば企業が効率的になる時、雇用を削減することもあれば、高めることも考えられるからだ。

結論としては PL1 グループはより競争力が高まっていたと考えられる。しかし比較を不確かにする要因は 2009 年の金融危機であろう。企業によって受ける影響が違い、PL1 グループの指標により大きな影響を与えていることが示唆されるからだ。同時に比較される年数が少ないという点も指摘される。

アメリカ合衆国

目 次

【アメリカ】

1. 制度の概要	359
1.1 中小企業の定義とその根拠法令等.....	359
1.2 中小企業をとりまく環境と中小企業の実態.....	366
1.3 中小企業関連法（代表的なものとその特徴）	367
1.4 中小企業政策の立案と実施	369
1.5 中小企業政策における財政支出状況（予算規模等）	371
1.6 中央政府と地方政府の役割分担.....	371
1.7 アメリカにおける中小企業政策の方向性.....	372
1.8 政策評価	373
2. 個別の中小企業施策.....	375
2.1 金融（融資、投資・出資、信用保証、その他）	375
2.2 税制（設備投資、事業承継、技術開発、その他）	378
2.3 支援体制（情報提供、経営相談・アドバイス、その他）	380
2.4 既存の中小企業に対する経営資源の確保の支援（研究開発技術、IT 対応、販路開拓、 新分野進出、その他）	382
2.5 創業支援（創業支援、VC、税制、教育、KPI、その他）	386
2.6 中小企業に関わる公正な取引の推進、市場の整備（下請代金支払防止法、官公需、 その他）	390
2.7 地域中小企業政策（伝統・地場産業に対する振興、産業集積、街づくり、商店街振 興、地域興し、NPO 支援、事業承継・廃業、その他）	393
2.8 中小企業の国際化支援（海外投資支援、貿易の振興、情報提供、その他）	395
2.9 中小企業に関する雇用・労働対策（雇用上の特例、その他）	397
2.10 中小企業の組織化およびネットワーク化への支援（商工会議所、協同組合、ネット ワーク支援、その他）	398
2.11 小規模事業者対策.....	399
2.12 マイノリティ・女性に関する支援.....	400
2.13 セーフティネット.....	400
2.14 中小企業の特徴と課題（資金調達、人材育成、その他）	402
2.15 国と地域間の中小企業施策立案および中小企業支援に関する連携.....	409
2.16 国の政策情報の提供・手続きの簡素化.....	410
3. 重点的に調査した事業.....	411

3.1 国家輸出促進イニシアティブ (National Export Initiative : NEI/NEXT) ...	411
3.2 ScaleUp America Initiative.....	419

VI アメリカ合衆国

1. 制度の概要

1.1 中小企業の定義とその根拠法令等

1.1.1 中小企業全体

アメリカの中小企業をまず概念的に定義するのは「中小企業法（Small Business Act）」である。「...中小企業（中小規模事業組織体／small-business concern）は、食物・繊維生産、牧畜飼育、水産養殖、その他あらゆる関連農園・農事産業の事業に従事する企業を含み、他企業から独立して所有・運営されるのみならず、同時に当該事業分野で支配的な地位を占有しない事業組織体と見なさなければならない...。（中小企業法より）」

通常、アメリカでは、企業規模に大規模事業者と中小規模事業者という二大区分が適用される。そのため、「中小企業」に相当するのは「中小規模事業者（small business）」という概念である。上記では、組織的な統一を強調するために、「中小規模事業組織体（small-business concern）」という言葉が使用されていると考えられる。

中小企業か否かの判断に当たって、アメリカ中小企業庁（Small Business Administration：SBA）では、製造業および鉱業では「過去12か月間に在籍した従業員数が500人」、非製造業では「年間平均収入額が750万ドル」という基準を採用しており、その他、以下のような条件を満たす必要がある。

- 営利事業である
- アメリカ国内に事業所を有する
- 主にアメリカ国内において事業を行うか、あるいは、アメリカ国内の製品や材料、人材を活用するか、または納税を介してアメリカ経済に多大な貢献をする
- 独立所有・独立運営である
- 全米規模で市場を独占していない

しかし、前述した「従業員数500人」「年間平均収入額750万ドル」の規定が利用されない例外産業は多く、その場合、北米産業分類システム（North American Industry Classification System：NAICS）コードごとに数値的基準が設けられている。SBAが下記1.1.2から1.1.17までの要約をウェブサイトに掲載しているが、これらの数値は毎年改正される可能性があるため、継続的に留意する必要がある。

なお、個人事業者（sole proprietorship：自ら事業を所有および運営する個人を指

し、事業で生じたすべての利益のすべてが個人所得となると同時に、事業の負債、損失、責務のすべてを負う責任を持つもの)も、事業規模定義に準じていれば中小企業として分類されるが、さらに SBA ではあまり利用されないものの、「小規模事業者 (micro-enterprise)」という専門用語も存在する。小規模事業者とは、「13 CFR 119.3」によると、①経営者を含め従業員数は5人以下、②一般的なローン、エクイティ、その他金融サービスへのアクセスを持たない、個人事業者 (sole proprietorship)、パートナーシップ (partnership) または企業 (corporation) と定義されている。このため、個人事業主は中小企業および小規模事業者として分類されることになり、小規模事業者はいわゆる小規模企業と捉えることができる。前述したように、小規模事業者という言葉が SBA が利用するのは非常に稀であり、同庁が実施するプログラムの多くは中小企業全般を対象とするものとなっているが、小規模事業者支援を目的としたプログラムとして「マイクロ起業家への投資プログラム (Program for Investment in Micro-entrepreneurs : PRIME)」を挙げることができる。これは、小規模事業者に対して技術支援等を行う団体や地方政府に対して、SBA が助成を行い、小規模事業者向けのサービスの拡充を図ってもらうというもので、SBA から小規模事業者に対して直接的な支援は行われない。

中小企業法(SBA ウェブサイト):

<https://www.sba.gov/sites/default/files/files/Small%20Business%20Act.pdf>

アメリカ合衆国法典第 15 編「商業および取引」第 14 章 A「中小企業への支援」第 632 項「小規模事業組織体」(連邦政府印刷局ウェブサイト):

<http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/USCODE-2011-title15/pdf/USCODE-2011-title15-chap14A-sec632.pdf>

連邦行政規則集第 13 編「事業金融および支援」第 121 部「中小企業規模規則」第 201 項(連邦政府印刷局ウェブサイト):

<http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/CFR-2015-title13-vol1/pdf/CFR-2015-title13-vol1-sec121-201.pdf>

業種別企業規模基準の要約(SBA ウェブサイト):

<https://www.sba.gov/content/summary-size-standards-industry-sector>

統計上の規模基準(SBA ウェブサイト):

<https://www.sba.gov/advocacy/firm-size-data>

中小企業の定義(SBA ウェブサイト):

<https://www.sba.gov/content/am-i-small-business-concern>

個人事業者の定義(SBA ウェブサイト):

<https://www.sba.gov/content/sole-proprietorship-0>

小規模事業者の定義(コーネル大学ウェブサイト):

<https://www.law.cornell.edu/cfr/text/13/119.2#l>

PRIME(SBA ウェブサイト):

<https://www.sba.gov/content/steps-becoming-prime>

1.1.2 建設業

SBA は建設業の下位業種について中小企業の基準を以下のように規定している。

- 一般的ビル建設および重量構造物建設請負業者: 年平均収入 3 万 6,500 万ドル以下
- 職別工事: 年平均収入 1,500 万ドル以下
- 土地分譲: 年平均収入 2,750 万ドル以下
- 浚渫: 年平均収入 2,750 万ドル以下

業種別企業規模基準の要約(SBA ウェブサイト):

<https://www.sba.gov/content/summary-size-standards-industry-sector>

1.1.3 製造業

SBA は製造業の下位業種について中小企業の基準を以下のように規定している。

- 製造業種の約 75%: 従業員 500 人以下
- 少数の製造業種: 従業員 1,500 人以下
- 残りの業種: 従業員 750 人または 1,000 人以下

業種別企業規模基準の要約(SBA ウェブサイト):

<https://www.sba.gov/content/summary-size-standards-industry-sector>

1.1.4 鉱業

SBA は鉱業の下位業種について中小企業の基準を以下のように規定している。

- すべての鉱業種 (鉱業関連サービス業除く): 従業員 500 人以下
- 鉱業関連サービス業: 年平均収入 750~3,850 万ドル以下

業種別企業規模基準の要約(SBA ウェブサイト):

<https://www.sba.gov/content/summary-size-standards-industry-sector>

1.1.5 小売業

SBA は小売業の下位業種について中小企業の基準を以下のように規定している。

- 約 2/3 の小売業種: 年平均収入 750 万ドル以下
- 少数の小売業種 (スーパー、百貨店、車両販売 (新車販売を除く)、家電販

売など)：年平均収入 1,100～3,850 万ドル以下

- 新車販売：従業員 200 人以下
- 燃料販売：従業員 50 人以下
- 中小企業向けの優遇枠による連邦政府との契約者の業者：従業員 500 人以下

業種別企業規模基準の要約(SBA ウェブサイト)：

<https://www.sba.gov/content/summary-size-standards-industry-sector>

1.1.6 農業

SBA は農業の下位業種について中小企業の基準を以下のように規定している。

- 大部分の農業：年平均収入 75 万ドル (中小企業法に規定) 以下
- 残りの農業：年平均収入 550～2,700 万ドル以下、従業員 500 人以下

業種別企業規模基準の要約(SBA ウェブサイト)：

<https://www.sba.gov/content/summary-size-standards-industry-sector>

中小企業法(SBA ウェブサイト)：

<https://www.sba.gov/sites/default/files/files/Small%20Business%20Act.pdf>

1.1.7 公益事業体

SBA は公益事業体の下位業種について中小企業の基準を以下のように要約している。

- 化石燃料および原子力発電：従業員 750 人以下
- 水力発電：従業員 500 人以下
- 再生可能発電：従業員 250 人以下
- 配電：従業員 1,000 人以下
- 天然ガス配給：従業員 500 人以下
- 他の事業体：年平均年収 1,500～2,750 万ドル以下

業種別企業規模基準の要約(SBA ウェブサイト)：

<https://www.sba.gov/content/summary-size-standards-industry-sector>

1.1.8 運輸および倉庫業

SBA は運輸および倉庫業の下位業種について中小企業の基準を以下のように規定している。

- 航空運輸：従業員 1,500 人以下
- 水上運輸：従業員 500 人以下

- トラック運輸：年平均収入 2,750 万ドル以下
- トランジットおよび陸上旅客運輸：年平均収入 1,500 万ドル以下
- 原油および精油パイプライン輸送：従業員 1,500 人以下
- 航空運輸サポート：年平均収入 3,250 万ドル以下
- 水上運輸サポート：年平均収入 3,850 万ドル以下
- 倉庫および保管：年平均収入 2,750 万ドル以下

業種別企業規模基準の要約(SBA ウェブサイト)：

<https://www.sba.gov/content/summary-size-standards-industry-sector>

1.1.9 情報

SBA は情報の下位業種について中小企業の基準を以下のように規定している。

- インターネット出版を含む出版業：従業員 500 人以下（ソフトウェア出版は年平均収入 3,850 万ドル）
- 放送：年間収入 3,850 万ドル以下
- 通信（衛星通信以外）：従業員 1,500 人以下
- 衛星および他の通信サービス：年間収入 3,250 万ドル以下

業種別企業規模基準の要約(SBA ウェブサイト)：

<https://www.sba.gov/content/summary-size-standards-industry-sector>

1.1.10 金融・保険業

SBA は金融・保険業の下位業種について中小企業の基準を以下のように規定している。

- 預金機関およびクレジットカード発行機関：平均資産 5 億 5,000 万ドル以下
- ほとんどの非預金機関：年平均収入 3,850 万ドル以下
- 財産および損害ダイレクト保険キャリア：従業員 1,500 人以下
- その他のダイレクト保険キャリア：年平均収入 3,800 万ドル以下
- 基金、信託などその他の金融商品取扱い業者：年平均収入 3,250 万ドル以下

業種別企業規模基準の要約(SBA ウェブサイト)：

<https://www.sba.gov/content/summary-size-standards-industry-sector>

1.1.11 不動産、賃貸・リース

SBA は不動産、賃貸・リースの下位業種について中小企業の基準を以下のように規定している。

- 不動産賃貸人：年平均収入 2,750 万ドル以下
- 所有者による連邦政府への建築用敷地のリース：年平均収入 3,850 万ドル以下
- 不動産代理および仲介人オフィス：年平均収入 750 万ドル以下
- 不動産関連事業活動：年平均収入 750 万ドル以下
- 自動車用品レンタルおよびリース：年平均収入 3,850 万ドル以下
- 商業および工業向け機械・機器レンタルおよびリース：年平均収入 3,250 万ドル以下

業種別企業規模基準の要約(SBA ウェブサイト)：

<https://www.sba.gov/content/summary-size-standards-industry-sector>

1.1.12 専門、科学、技術サービス

SBA は専門、科学、技術サービスの下位業種について中小企業の基準を以下のように規定している。

- 法務サービス：年平均収入 1,100 万ドル以下
- 会計関連サービス：年平均収入 2,050 万ドル以下
- 建築サービス：年平均収入 750 万ドル以下
- エンジニアリング、調査、マッピングサービス：年平均収入 1,500 万ドル
- 専門的デザインサービス：年平均収入 750 万ドル以下
- コンピュータシステムデザインおよび関連サービス：年平均収入 2,750 万ドル以下
- 管理、科学・技術コンサルティングサービス：年平均収入 1,500 万ドル以下
- 広告、広報、関連サービス：年平均収入 1,500 万ドル以下
- バイオ技術研究開発：従業員 500 人以下
- 物理・エンジニアリング・ライフサイエンス（バイオ技術を除く）：従業員 500~1,500 人以下
- 社会・人文科学研究開発：年平均収入 2,050 万ドル以下

業種別企業規模基準の要約(SBA ウェブサイト)：

<https://www.sba.gov/content/summary-size-standards-industry-sector>

1.1.13 企業経営管理¹

SBA は企業経営管理の中小企業の基準を以下のように規定している。当該業種は、企業の支配権や経営決定権の保有を目的として株を保有する事業で、企業の管理、監督および経営を行い、戦略的、組織的計画や意思決定の役割を果たす。管理、監督および経営を行う企業の子会社や地域経営オフィス、持株会社などが該当する。

- 年平均収入 2,050 万ドル以下

業種別企業規模基準の要約(SBA ウェブサイト):

<https://www.sba.gov/content/summary-size-standards-industry-sector>

1.1.14 業務補助、廃棄物処理、改善サービス

SBA は業務補助、廃棄物処理、改善サービスの下位業種について中小企業の基準を以下のように規定している。

- 就労サービス：年平均収入 2,750 万ドル以下
- ビジネスサポートサービス：年平均収入 1,500 万ドル以下
- 旅行代理店：年平均収入 2,050 万ドル以下
- 調査・セキュリティサービス：年平均収入 2,050 万ドル以下
- その他の支援サービス：年平均収入 2,050 万ドル以下
- 廃棄物回収・処理：年平均収入 3,850 万ドル以下
- 修復サービス：年平均収入 2,050 万ドル以下
- 環境修復サービス：従業員 500 人以下

業種別企業規模基準の要約(SBA ウェブサイト):

<https://www.sba.gov/content/summary-size-standards-industry-sector>

1.1.15 ヘルスケア、社会支援

SBA はヘルスケア、社会支援の下位業種について中小企業の基準を以下のように規定している。

- 医師事務所：年平均収入 1,100 万ドル以下
- 歯科医師事務所：年平均収入 7,500 万ドル以下
- 他の医療専門家事務所：年平均収入 7,500 万ドル以下
- 病院：年平均収入 3,850 万ドル以下

¹ 企業経営マネジメント (Management of Companies and Enterprises) セクターは、持ち株会社や企業の設立や意思決定などを主業務とする企業からなる。以下ウェブサイト参照：
<http://www.bls.gov/iag/tgs/iag55.htm>

業種別企業規模基準の要約(SBA ウェブサイト):

<https://www.sba.gov/content/summary-size-standards-industry-sector>

1.1.16 卸売業

SBA は卸売業の下位業種について中小企業の基準を以下のように規定している。

- 連邦調達プログラム以外の連邦プログラム利用企業(融資含む): 従業員 100 人以下
- 中小企業向けの優遇枠による連邦政府との契約者: 従業員 500 人以下

業種別企業規模基準の要約(SBA ウェブサイト):

<https://www.sba.gov/content/summary-size-standards-industry-sector>

1.1.17 他の業種

SBA は他の業種の下位業種について中小企業の基準を以下のように規定している。

- 教育、芸術、娯楽およびレクリエーション、宿泊および食品サービス、その他のサービスを含む
- 「その他」に該当する業種の半数以上において、年平均収入 2,750 万ドル以下が中小企業の基準となっている
- その他の基準として、年平均年収 1,100 万ドル、2,750 万ドル、1,500 万ドル、3,850 万ドル以下が利用されている

業種別企業規模基準の要約(SBA ウェブサイト):

<https://www.sba.gov/content/summary-size-standards-industry-sector>

1.2 中小企業をとりまく環境と中小企業の実態

1.2.1 中小企業白書

SBA が「中小企業白書 (The Small Business Economy)」を取りまとめており、ウェブサイトでは 1996～2012 年までのレポートがオンラインで提供されている他、各種統計データも掲載されている。ただし、2013 年以降については、同様の総合的な情報を年次にまとめた刊行物は公開されていない。

SBA「アメリカ中小企業白書」:

<https://www.sba.gov/advocacy/small-business-economy>

<掲載データ例>

- 従業員規模別統計
- 他の規模別統計
- 動態データ（起業、廃業、成長、衰退）
- 州および大都市エリアデータ

1.3 中小企業関連法（代表的なものとその特徴）

1.3.1 中小企業に関する基本法

1953年に制定されたアメリカ公法（Public Law）85-536は「中小企業法（Small Business Act）」と呼ばれるもので、中小企業の概念的な定義を定めている。同法に基づいて、中小企業に支援・助言・保護を提供する目的で、SBAが設立された。

中小企業法(SBAウェブサイト):

<https://www.sba.gov/sites/default/files/files/Small%20Business%20Act.pdf>

アメリカ合衆国法典第15編「商業および取引」第14章A「中小企業への支援」 中小企業法相当部分
(連邦政府印刷局ウェブサイト):

<http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/USCODE-2011-title15/pdf/USCODE-2011-title15-chap14A-sec632.pdf>

1.3.2 その他関連法

連邦規則集（Code of Federal Regulations）は、連邦政府の省庁によって連邦広報で発表された一般的・恒久的規則を法典化したものである。その内容は毎年1回改正される。第13編「事業金融および支援」はSBAの規則を含み、同編第121部201項「中小企業規模規則」で中小企業の数値的な規模基準が定められている。

連邦行政規則集第13編「事業金融および支援」(連邦政府印刷局ウェブサイト):

<http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/CFR-2015-title13-vol1/pdf/CFR-2015-title13-vol1-sec121-201.pdf>

また、中小企業雇用法（Small Business Job Act）は、過去十年間で最も重要な中小企業関連法で、2010年にオバマ大統領によって署名された。中小企業による経済回復推進と雇用創出を支援するため、SBAの融資を拡大し、起業者・企業主に貸付支援、減税、その他の機会を提供することを目的としている。

＜中小企業雇用法のポイント＞

- 起業者や中小企業の資本強化に対する支援
 - SBA による融資の強化（120 億ドル以上）
 - ローン上限の拡大
 - 規模基準の改定（SBA の融資にアクセスできる企業を増やすため）
 - 商業不動産リファイナンスの一時的容認
 - 「ディーラーフロアプラン（Dealer Floor Plan : DFP）」パイロットプログラム
 - 中小企業仲介融資パイロットプログラム
- 中小企業による業務獲得の増加
 - 連邦契約プログラムにおける公平な取り扱い
 - 中小企業に対する獲得機会の創出
 - 詐欺、無駄、職権乱用の撲滅
- 輸出の促進
 - 融資上限の拡大
 - 「エクスポート・エクスプレス（Export Express）」パイロットプログラムの永続化
 - 州輸出促進補助金パイロットプログラム
- 訓練および相談機会の拡大
 - 相談および訓練への資金提供
- 120 億ドルの税控除
 - 税金減免措置の拡大（中小企業に対する 8 つの措置）
- 財務省による支援
 - 中小企業向け融資ファンド（300 億ドル）
 - 州による支援体制の確立

中小企業雇用法(SBA ウェブサイト) :

<http://www.sba.gov/content/small-business-jobs-act-2010>

その他の関連する法律を以下に示す。

公法 104-121 : 中小企業規制実施公平法

(Small Business Regulatory Enforcement Fairness Act of 1996)

公法 104-135 : HUB ゾーン強化契約プログラム

(HUB Zone Empowerment Contracting Program)

公法 106-50 : 退役軍人企業活動・中小企業開発法

(Veterans Entrepreneurship and Small Business Development)

Act of 1999)

公法 110-246 (85-699) : 中小企業投資法

(Small Business Investment Act of 1958)

1.4 中小企業政策の立案と実施

1.4.1 政策立案機関

SBA が該当する。SBA は中小企業法に基づいて設立された連邦の独立機関である。中小企業のために救援・助言・支援・保護等の措置を講じ、自由な、競争力のある企業活動を保護し、国家全体の経済を維持・強化するため、各種施策の立案・実施を担っている。

SBA の職務(SBA ウェブサイト) :

<https://www.sba.gov/about-sba/what-we-do/mission>

1.4.2 政策実施機関

SBA が政策立案と共に実施も担っているが、各地域に SBA 地域事務所 (SBA District Offices) が設置されている他、また SBA の関連機関として、中小企業開発センター (Small Business Development Centers : SBDCs) も存在する。

SBA 地域事務所: (SBA ウェブサイト) :

<https://www.sba.gov/content/find-local-sba-office>

中小企業開発センター(SBA ウェブサイト) :

<https://www.sba.gov/offices/headquarters/osbdc/resources/11409>

1.4.3 政策の受け皿

SBA の協力機関として以下の組織が挙げられる。

- SCORE 協会 (アメリカ中小企業カウンセラー協会 / SCORE)
- 女性ビジネスセンター (Women's Business Centers)
- 退役軍人ビジネス復帰センター (Veterans Business Outreach Centers)
- アメリカ輸出支援センター (U.S. Export Assistance Centers)
- 調達技術支援センター (Procurement Technical Assistance Centers : PTACs)

SCORE 協会(SBA ウェブサイト) :

<https://www.sba.gov/offices/headquarters/oed/resources/148091>

女性ビジネスセンター(SBA ウェブサイト) :

<https://www.sba.gov/tools/local-assistance/wbc>

退役軍人ビジネス復帰センター (SBA ウェブサイト) :

<https://www.sba.gov/offices/headquarters/ovbd/resources/362341>

アメリカ輸出支援センター (SBA ウェブサイト) :

<https://www.sba.gov/content/us-exports-assistance-centers>

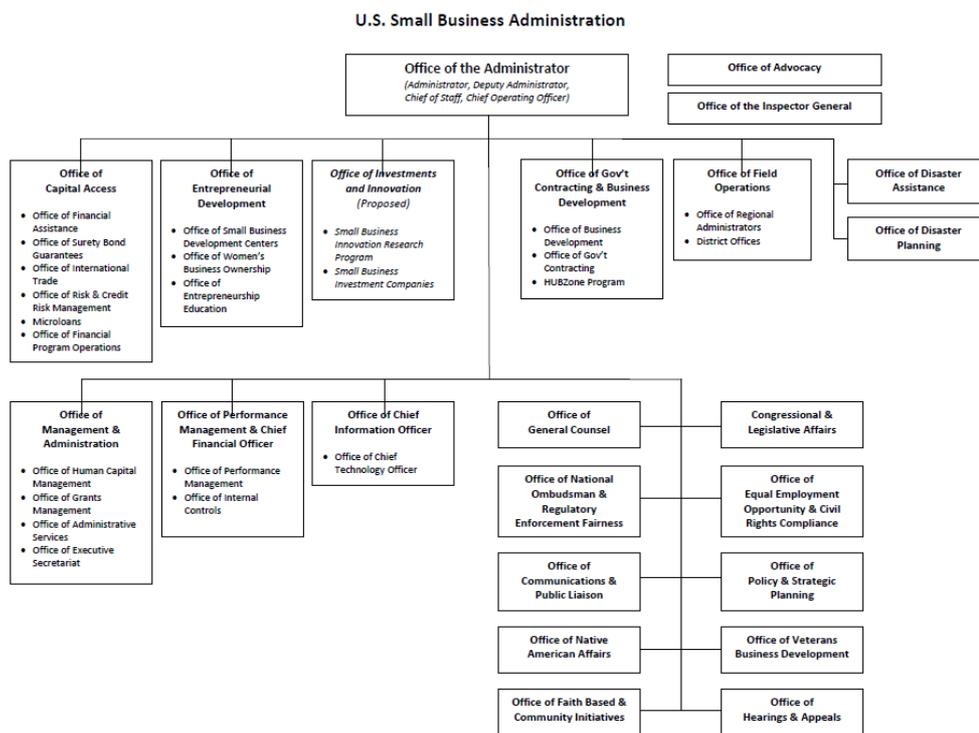
調達技術支援センター (SBA ウェブサイト) :

<https://www.sba.gov/offices/headquarters/ogc/resources/362381>

1.4.4 組織体制

2015年10月現在、SBAの長官(任期:2014年4月~2017年1月)はマリア・コントララス・スウィート (Maria Contreras-Sweet) である。組織体制は以下のとおり。

図表 1 SBAの組織図



出典: SBA 組織の概要 (SBA ウェブサイト) : <https://www.sba.gov/about-sba/sba-team>

SBA 組織図 (SBA ウェブサイト) : https://www.sba.gov/sites/default/files/sba_org_chart.pdf

1.5 中小企業政策における財政支出状況（予算規模等）

1.5.1 中央政府

SBAによる2016年度予算要求は7億130万ドルであった。そのうち330万ドルが事業融資助成、2億630万ドルが起業家育成プログラムに充てられている。また、要求予算以外にロバート・スタフォード災害救助・緊急事態支援法（Robert T. Stafford Disaster Relief and Emergency Assistance Act）において追加予算1億5,880万ドルが要求されている。

SBAでは、2016年度予算要求内容により以下が達成可能としている。

- 360億ドル以上の中小企業への融資を支援
- 約40億ドルの長期投資資本の配備
- 災害被害者への10億ドル以上の融資
- 800億ドル以上の連邦政府調達促進
- 協力機関のネットワークを利用した100万社以上の中小企業への支援
- 輸出業者、ベンチャー企業、退役軍人、サプライチェーンの活動の支援
- 革新的な製造業企業への投資などのインパクト投資の取組
- 5年間で100億ドルの先進的製造技術の拡大を目的とした官民連携投資活動の創出

SBA「連邦議会への2016年度予算要求および2014年度実績報告」:

https://www.sba.gov/sites/default/files/files/1-FY_2016_CBJ_FY_2014_APR_508.pdf

1.5.2 地方政府

州政府は地域の経済状況に応じて中小企業政策の予算を計上している。

1.6 中央政府と地方政府の役割分担

1.6.1 中央政府の事業

SBAは、「事業への資金提供」「起業家の育成」「連邦調達」「中小企業の権利擁護」を4つの事業の柱としており、2014年度から2018年度までの戦略目標として次の3項目を挙げている。

- 企業の成長と雇用の創出
- 中小企業の代弁者として貢献
- 現在あるいは将来における中小企業のニーズを満たすことのできるSBAの確立

SBAによる事業の柱(SBAウェブサイト):

<https://www.sba.gov/about-sba/what-we-do>

SBA「2011-2016 年度戦略計画」:

https://www.sba.gov/sites/default/files/aboutsbaarticle/SBA_FY_2014_-2018_Strategic_Plan-1.pdf

1.6.2 地方政府の事業

SBA 等の連邦機関は、連邦全体に関わる枠組み的プログラムを、中小企業・支援機関・NPO・金融機関・州政府（または地方行政機関）等に提供する。各州政府は地域の経済状況に応じた支援を中小企業に提供する。

1.7 アメリカにおける中小企業政策の方向性

SBA は 4 年毎に戦略計画を提出しており、2015 年現在は「SBA の戦略計画 2014～2018 年度 (Small Business Administration Strategic Plan Fiscal Years 2014~2018)」に基づいて、SBA プログラムを設計・運営している。また、2015 年度大統領予算案では以下のアジェンダを掲げており 7 億ドルの予算が付けられた。

- SBA からの貸付を展開し中小企業の資本調達を拡大
- メンターシップの強化
- 中小企業による輸出機会の増加
- 高成長事業への投資
- 災害支援ローンへ提供の強化
- 十分な支援が行われていないマイノリティグループに対して新たな支援の機会を提供

SBA「2014-2018 年度戦略計画」:

<https://www.sba.gov/about-sba/sba-performance/strategic-planning/sba-strategic-plan-fiscal-years-2014-2018>

2015 年度予算案 (SBA ウェブサイト):

<https://www.sba.gov/sites/default/files/files/FINAL%20-%20SBA%20Fact%20Sheet%20OMB%20Edits%20v2%201%2030.pdf>

最近の施策として以下に示すようなものがある。

<p>スタートアップ・インアデイ (Startup in a Day) (2015年)</p>	<p>起業家が、州・市・自治体で適所を見つけて 24 時間以内にも事業を開始することができるように、SBA が各都市と連携するイニシアティブ。2 種類の補助金があり、1 つ目は、24 時間以内に事業を開始することが可能なソリューションを開発する 25 都市、およびネイティブアメリカンコミュニティ 2 か所に対して各 5 万ドル、総額 150 万ドルを提供。もう 1 種類は、オープンソースを開発し起業家に対してライセンスや事業許可書を取得するための方法やツールを開発するモデル都市に対して 25 万ドルを助成するもの。</p>
<p>サプライヤペイ・イニシアティブ (Supplier Pay Initiative) (2014年)</p>	<p>中小規模のサプライヤに対する支払手続を早める、あるいは、彼らが低コストで資金調達を可能にするためのプログラム。2011 年に開始した「クイックペイ・イニシアティブ (Quick Pay Initiative)」の後続プログラムで、中小企業に対する円滑な資金供給を確保することで経営推進や新規研究開発を推進する。現在、コカ・コーラ社 (Coca Cola)、IBM、アップル社 (Apple Inc.) などの大手企業が 26 社参加しており、最終的にサプライヤに対して 15 日以内での支払いを目標とする。同イニシアティブを受けて、請求書管理システム「タウリア (Taulia)」が早期支払に対応したサービスを開始しており、複数の大企業が当該プロバイダを利用している。</p>

SBA「スタートアップ・インアデイ」:

<https://www.sba.gov/about-sba/sba-initiatives/startup-day>

サプライヤペイ・イニシアティブ:

<http://supplierpay.org/>

1.8 政策評価

1.8.1 機関

行政管理予算局 (Office of Management and Budget : OMB) が政策評価を担当している。当該部署はアメリカ合衆国内閣 (大統領府) に属する機関で、政府業績成果法に基づいて政策実施機関の業績に関する年次報告を作成する。各政策機関のプログラム、政策、処置の効果を評価し、各機関による競合的な資金需要を査定し、優先順位を決定する。またアメリカ合衆国議会の監査・評価・調査機関としては政府会計検査院 (Government Accountability Office: GAO) がある。

行政管理予算局(ホワイトハウスウェブサイト):

<https://www.whitehouse.gov/omb/>

政府会計検査院(GAO):

<http://gao.gov/>

1.8.2 制度

政策評価に関する制度としては 2011 年 1 月に成立した政府業績成果現代化法 (GPRA Modernization Act of 2010 : GPRAMA) がある。同法は 1993 年に制定された政府業績評価法 (Government Performance and Results Act : GPRA) の改正法である。GPRAMA に基づいて、各機関は目標設定、成果査定、進捗状況報告等のプロジェクト運営実務を実施しなければならない。

政府業績評価法(ホワイトハウスウェブサイト):

<https://www.whitehouse.gov/omb/mgmt-gpra/gplaw2m>

政府業績成果現代化法(ホワイトハウスウェブサイト):

<https://www.whitehouse.gov/omb/performance/gprm-act>

2. 個別の中小企業施策

2.1 金融（融資、投資・出資、信用保証、その他）

2.1.1 融資

アメリカ中小企業庁（Small Business Administration：SBA）は融資施策として次のような「融資プログラム（Loan Programs）」を用意している。

- 「中小企業総合ローン 7(a)²」：特殊な諸目的のために中小企業やスタートアップ企業を対象として提供される融資
- 「マイクロローン・プログラム」：5 万ドルまでの中小企業、非営利保育施設の開設および拡張向けのローン
- 「不動産・設備ローン CDC/504」：事業拡大や設備刷新で高額な固定資産を取得するために提供される固定金利の長期融資
- 「災害ローン」：すべての事業者、民間非営利団体、住宅所有者・賃借人を対象とした災害時の低金利ローン

大部分の中小企業は事業に必要とされる資金の調達を金融機関に依存しているため、目的に応じて各種融資プログラムが用意されている。SBA は中小企業に対して直接融資は実施せず、返済の保証を行うことで、金融業者、地域開発組織、マイクロ金融機関などの提携機関を経由した間接融資を実施する。

SBA 融資プログラム(SBA ウェブサイト)：

<https://www.sba.gov/category/navigation-structure/loans-grants/small-business-loans/sba-loan-programs>

融資プログラム(SBA ウェブサイト)：

<https://www.sba.gov/loan-programs>

2.1.2 出資・投資

通常、SBA が中小企業に対して直接的に投資や出資を実施する、あるいは企業の設立や事業の拡大に対して助成金を提供することはないが、資本が必要な企業に情報提供を行う。

- 「中小企業投資会社プログラム（Small Business Investment Companies

² 中小企業法第 7 節(a)に定められた融資プログラムであり、7(a)ローンと呼ばれる。中小企業やスタートアップ企業を対象としたプログラムで、SBA 自体が企業に対して融資を提供するのではなく、金融機関が中小企業やスタートアップ企業に提供する融資を SBA が保証する。

<https://www.sba.gov/category/lender-navigation/steps-sba-lending/7a-loans>

「(SBIC) Program)」

中小企業投資会社 (SBIC) とは、民間から資本を集め、SBA が保証するローンを使用して、中小企業に長期ローンと株式投資を行う民間事業者で、SBIC の投資判断に SBA は介入しない。資金提供の対象となるのは、自己資本が 1,800 万ドル以下であること、税引き後利益の過去 2 年間の平均が 600 万ドル以下であること、また、法律に定められた中小企業の定義に当てはまること、という条件に該当する場合のみである。SBIC は次に挙げる組織等に対して資金提供ができない。

- 外国の企業活動（アメリカ外の従業員または有形資産が 49%を超える）
 - 投資またはローン会社
 - 活動していない会社
 - 大半の不動産会社
 - 農地
 - プロジェクト融資
 - 公共の利益に反する事業
- 「新市場ベンチャーキャピタル・プログラム (New Markets Venture Capital (NMVC) Program)」

低所得地域およびその地域における住民のために経済開発および富と雇用の機会を創出することを目指したプログラムである。SBA および新設の NMVC 会社、特別中小企業投資会社 (Specialized Small Business Investment Companies) との官民パートナーシップを通じて、本プログラムは低所得地域の投資ニーズを満たし、経営支援を行い、雇用と富の形成を目指している。SBA は 2003 年までに NMVC との協定を 6 つ取り交わしている。なお、NMVC プログラムは現在、新規受付を行っていない。

SBIC プログラム (SBA ウェブサイト):

<https://www.sba.gov/category/lender-navigation/sba-loan-programs/sbic-program-0>

NMVC プログラム (SBA ウェブサイト):

<https://www.sba.gov/category/lender-navigation/sba-loan-programs/new-markets-venture-capital-program>

NMVC 参加企業 (SBA ウェブサイト):

<https://www.sba.gov/content/nmvc-companies-0>

2.1.3 信用保証

SBA は信用保証施策として以下のプログラムを用意している。

- 「非課税債 (Tax-Exempt Bonds)」：
州政府または地方自治体が発行する地方債で、申請者は明確な事業戦略やプロジェクト計画、信用力 (creditworthiness)、健全な財務諸表を提示する必要がある。
- 「保証証券再保証プログラム (Surety Bond Guarantee program : SBG)」：
事前承認プログラムと保証優遇プログラムから構成される。事前承認プログラムでは、以下の条件を満たす事業者に対し、事前承認により 10 万ドルまでの保証契約を対象として 90% までの損失を保証する。
 - 社会的、経済的に不利な中小企業
 - HUB ゾーン (歴史的に十分に活用されていない業務地域) プログラムの中小企業
 - 8(a)企業開発プログラムの中小企業³
 - 退役軍人または傷痍退役軍人の中小企業

また、その他の契約について、6,500 万ドルまでの契約、または、連邦契約事務官が必要であると認めた 1,000 万ドルまでの契約の 80% の証券保証を提供する。保証優遇プログラムは、事前承認なしに保証証券の発行、監視、サービスを可能にする。保証割合は 70% である。

事前承認と保証優遇関する SBA の保証 (SBA ウェブサイト)：

<https://www.sba.gov/content/prior-approval-preferred-programs>

非課税債 (SBA ウェブサイト)：

<https://www.sba.gov/offices/headquarters//resources/1595>

保証証券について (SBA ウェブサイト)：

<https://www.sba.gov/surety-bonds>

³ 中小企業法の第 8 節(a)で定義されており、社会的および経済的不利な立場にある中小企業に対して、連邦政府省庁の調達に入札できるようなアドバイスを支援する。ここでいう社会的および経済的不利な立場にある中小企業とは、経営者がアフリカ系アメリカ人やヒスパニック系アメリカ人など、アメリカにおいて一般的にマイノリティに属している企業のことである。

2.2 税制（設備投資、事業承継、技術開発、その他）

2.2.1 設備投資

連邦政府は設備投資に関する税制施策として以下の措置を導入している。

- 「有形固定資産の償却」：

投資の早期回収を可能にするため、生産用機械・設備等の事業資産・投資資産に対して、改定加速償却法（Modified Accelerated Cost Recovery System : MACRS）を導入する措置。

- 「キャピタルゲイン税の免除」：

中小企業の主要投資分野でキャピタルゲイン税を免除する。

経済分析局（Bureau of Economic Analysis）によるとアメリカ（全産業）の平均設備年齢は 2014 年で 22.3 年であった。これは、同局のウェブサイトに掲載されているデータで遡れる 2007 年と比較して 2 年程増えている。なお、内閣府の「平成 25 年度 年次経済財政報告書」では、日本とアメリカの製造業における設備投資の老朽化を比較しており、日本の設備がアメリカと比較して老朽化が加速していると結論付けている。

アメリカ経済分析局「Current-Cost Average Age at Yearend of Private Fixed Assets by Industry」:

<http://www.bea.gov/iTable/iTable.cfm?ReqID=10&step=1#reqid=10&step=1&isuri=1&1003=142>

内閣府「平成 25 年度 年次経済財政報告書」:

<http://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je13/13.html>

有形固定資産の償却（IRS ウェブサイト）:

<http://www.irs.gov/pub/irs-pdf/p946.pdf>

キャピタルゲインとキャピタルロスについて（IRS ウェブサイト）:

<http://www.irs.gov/uac/Ten-Important-Facts-About-Capital-Gains-and-Losses>

2.2.2 事業承継

連邦政府は事業承継に関する税制施策として、内国歳入庁（Internal Revenue Service : IRS）経由で隔世譲渡税（generation-skipping transfer (GST) tax）を導入している。当該制度は世代ごとに贈与税や相続税が課せられることを避け、被相続人の子ではなく、その孫に資産を譲渡すること、あるいは遺産を相続させることを許容し、孫に譲渡税を賦課する措置である。

アメリカおよび世界の経済動向分析や予測などを行う全米産業審議会（The Conference Board）によると、2012 年の S&P500 の経営者平均年齢は 58.5 歳であ

り、2000年と比較すると2歳若返っていた⁴。スタートアップ企業の場合になると、経営者平均年齢が更に若年化する傾向にあり、起業家支援・育成で世界最大のカウフマン財団（Kauffman Foundation）が2008年に発表した「教育および技術エントプレナーシップ（Education and Tech Entrepreneurship）」によると、テクノロジー関連産業の設立者の平均年齢は40歳であるという⁵。

隔世譲渡税（IRS ウェブサイト）:

<http://www.irs.gov/instructions/i706/ch01.html>

S&P500の経営者の平均年齢（全米産業審議会）:

<https://www.conference-board.org/retrievefile.cfm?filename=TCB-CW-019.pdf&type=subsite>

テクノロジー産業の設立者の平均年齢（カウフマン財団）:

<http://www.kauffman.org/what-we-do/research/2009/04/education-and-tech-entrepreneurship>

2.2.3 技術開発

連邦政府は技術開発に関する税制施策として以下の措置を導入している。

- 「無形固定資産の償却」:

新たな投機事業の開拓へ納税者を誘導するため、研究・実験（research and experimentation）、あるいは特許（patents）などの無形固定資産に対して減価償却を許容する措置。無形固定資産の償却は内国歳入法（Internal Revenue Code : IRC）の第197条（section 197）を根拠法としており、多くの無形固定資産は、その実際の使用可能期間に係らず、その取得時から15年の期間で償却される。1993年に本条項がIRCに追記されるまで、IRC第168・169条（section 167 and 168）の枠組みで規定されていたが、有形資産と同じく摩損（wear and tear）する資産でなければ償却が認められないという要件が適用され、無形固定資産の償却が認められないケースが多数存在した。第197条の成立によって、単一の償却方法・期間を特定し、無形資産を償却可能にすることで、無形資産をめぐる税務上の問題をなくすことが可能となった。

無形固定資産の償却（IRS ウェブサイト）:

<https://www.irs.gov/pub/irs-drop/rr-04-49.pdf>

無形固定資産の償却に関する情報（マイアミ大学法学部）

<http://repository.law.miami.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=1802&context=umlr>

⁴ S&Pのデータベース「Execucomp」からデータを抽出。

⁵ カウフマン財団が1995～2005年の間に設立したエンジニアリング&テクノロジーアメリカ企業の502社を対象に652名の管理職に調査を実施した。

2.2.4 その他

連邦政府は中小企業に関する税制施策として以下の措置を導入している。

- 個人向け最低代替税支援 (Alternative Minimum Tax (AMT) Assistant for Individuals)
- 中小企業のヘルスケアに関する税控除 (Small Business Health Care Tax Credit)
- 失業者雇用に関する税控除 (A New Tax Credit for Hiring Unemployed Workers)

個人向け最低代替税支援 (IRS ウェブサイト) :

[http://www.irs.gov/Businesses/Small-Businesses-&Self-Employed/Alternative-Minimum-Tax-\(AMT\)-Assistant-for-Individuals](http://www.irs.gov/Businesses/Small-Businesses-&Self-Employed/Alternative-Minimum-Tax-(AMT)-Assistant-for-Individuals)

中小企業のヘルスケアに関する税控除 (IRS ウェブサイト) :

<http://www.irs.gov/Affordable-Care-Act/Employers/Small-Business-Health-Care-Tax-Credit-and-the-SHOP-Marketplace>

失業者雇用に関する税控除 (IRS ウェブサイト) :

<http://www.irs.gov/uac/Two-New-Tax-Benefits-Aid-Employers-Who-Hire-and-Retain-Unemployed-Workers>

2.3 支援体制 (情報提供、経営相談・アドバイス、その他)

2.3.1 情報提供

SBA は一般的な情報提供の施策として以下のサービスを実施している。

- 「SBA ウェブサイト情報提供ページ」 :
「事業の開始と経営」、「融資と助成金」、「政府との契約」、「ラーニングセンター」等、創業希望者や既存企業主に必要な情報を提供する。

SBA ウェブサイト情報提供 (SBA ウェブサイト) :

<https://www.sba.gov/>

2.3.2 人材育成・研修

SBA は人材育成・研修に関する情報提供の施策として以下のサービスを実施している。

- 「SBA ラーニングセンター」 :
SBA ウェブサイトで成功者の談話やコンサルタントの助言などをオンラインで聴取できるサービスである。

- 「中小企業開発センター」:
各州に設置された中小企業開発センター (Small Business Development Center) では、無料カウンセリングや各種訓練プログラムが用意されている。これら各州センターを統括するのは SBA 内に設置された中小企業開発センター本部 (Office of Small Business Development Centers) で、センター間相互のネットワークとして、アメリカ中小企業開発センター・ネットワーク (America's Small Business Development Center Network) が存在する。

SBA ラーニングセンター (SBA ウェブサイト):

<https://www.sba.gov/tools/sba-learning-center/search/training>

中小企業開発センター (SBA ウェブサイト):

<https://www.sba.gov/tools/local-assistance/sbdc>

アメリカ中小企業開発センター・ネットワーク:

<http://americassbdc.org/about-us/>

2.3.3 環境対策

SBA およびアメリカ環境保護庁 (Environmental Protection Agency : EPA) は中小企業が環境対策を実施し、必要な環境関連許可の取得や環境関連規制のコンプライアンスを促進することができるように、以下の情報や機会を提供している。

- 環境に関する情報ポータルサイト「スモールbiz・エンバイロウェブ (Smallbiz Enviroweb)」(中小企業環境支援プログラム)
- 環境保護庁中小企業プログラム室 (Office of Small Business Programs : OSBP) : EPA の調達プロセス全体において、社会的および経済的に不利な中小企業や女性企業などの関与を促進する支援プログラムを開発する他、当該支援プログラムの利用を促す支援を行う⁶。

環境法および規則 (SBA ウェブサイト):

<https://www.sba.gov/content/environmental-regulations>

中小企業プログラム室 (OSBP) について (EPA ウェブサイト):

<http://www2.epa.gov/aboutepa/about-office-small-business-programs-osbp>

中小企業プログラム (EPA ウェブサイト):

<http://www.epa.gov/osbp/index.htm>

⁶ EPA のウェブサイトでは「社会的および経済的に不利な企業」の定義の説明はないが、SBA においては、経営者がアフリカ系アメリカ人やヒスパニック系アメリカ人など、アメリカにおいて一般的にマイノリティに属している企業のことである。

2.4 既存の中小企業に対する経営資源の確保の支援（研究開発技術、IT 対応、販路開拓、新分野進出、その他）

2.4.1 研究開発技術支援

連邦政府およびアメリカ標準技術局（National Institute of Standards and Technology : NIST）は研究開発技術支援のために以下の施策を実施している。

- 「中小企業イノベーション・リサーチ・プログラム（Small Business Innovation Research Program : SBIR）」および「中小企業技術移転プログラム（Small Business Technology Transfer Program : STTR）」：連邦政府の R&D ファンドの目的を満たし、かつ商業化の可能性が高い研究開発を実践する中小企業に対して助成金を与える。
- 「製造業拡大パートナーシップ（Manufacturing Extension Partnership : MEP）」：中小の製造業のために設置された全国的なネットワークで、すべての州に技術専門家を配置し、イノベーション戦略策定からプロセス改善等に向けたサービスを提供する。

中小企業イノベーション・リサーチ・プログラム(SBIR・STTR ウェブサイト)：

<https://www.sbir.gov/about/about-sbir>

中小企業技術移転プログラム(SBIR・STTR ウェブサイト)：

<https://www.sbir.gov/about/about-sttr>

製造業拡大パートナーシップ(NIST ウェブサイト)：

<http://www.nist.gov/mep/>

中小企業の研究開発に関する政府系助成金(SBA ウェブサイト)：

<http://www.sba.gov/content/research-grants-small-businesses>

2.4.2 IT 対応への支援

SBA では IT 対応支援に関する情報を提供している。

- 「SBA ウェブサイト情報提供ページ『E コマース情報源（eCommerce Resources）』および『オンライン広告(Online Advertising)』」

Eコマース情報源(SBA ウェブサイト)：

<http://www.sba.gov/content/ecommerce-resources>

オンライン広告(SBA ウェブサイト)：

<http://www.sba.gov/content/online-advertising>

2.4.3 産学官連携支援

SBA は産学官連携支援のために以下の施策を実施している。

- 「中小企業技術移転プログラム (STTR)」:
STTR プログラムは、非営利研究機関 (大学等) と連携して技術移転を進める中小企業に対して支援を実施する。連邦政府が一部資金を提供する。

中小企業技術移転プログラム(SBIR・STTR ウェブサイト):

<https://www.sbir.gov/about/about-sttr>

GOALI(NSF ウェブサイト):

http://www.nsf.gov/funding/pgm_summ.jsp?pims_id=504699

2.4.4 販路開拓支援

連邦政府は研究開発技術支援の一環として販路開拓支援も実施している。

- 「中小企業イノベーション・リサーチ・プログラム、フェーズⅢ (SBIR, Phase III)」および「中小企業技術移転プログラム・フェーズⅢ (STTR, Phase III)」:
SBIR と STTR の最終フェーズ (Phase III) で、市場化が支援される。このフェーズでは資金は提供されないが、フェーズ終了後に各省庁が商品・サービスの購入契約を取り付けることもある。

中小企業イノベーション・リサーチ・プログラム(SBIR・STTR ウェブサイト):

<https://www.sbir.gov/about/about-sbir>

中小企業技術移転プログラム(SBIR・STTR ウェブサイト):

<https://www.sbir.gov/about/about-sttr>

2.4.5 新分野進出支援

SCORE 協会は中小企業の立ち上げ、事業拡大、目標の達成を支援することを目的として、50 年以上に亘って様々な教育やメンターシップを提供している。具体的には以下のようなサービスを実施している。

- 62 の業界で中小企業のメンターとなる経験者 (ボランティア) による助言
- 対面あるいは電子メールによる無料の事業カウンセリング。このカウンセリングでの相談内容は秘密厳守される。
- 事業を支援する各種のオンライン・ツール/テンプレート/ヒント
- 無料あるいは低費用のワークショップあるいはウェブセミナー

SCORE 協会ウェブサイト:

<https://www.score.org/about-score>

SBA は、新分野進出支援ツールとして以下のサービスを実施している。

- 「SBA ラーニングセンター 事業買収 (Buying a Business)」
- 「SBA ラーニングセンター 事業のグローバル化－輸出入門 (Take Your Business Global - An Introduction to Exporting)」

事業買収(SBA ウェブサイト):

<https://www.sba.gov/tools/sba-learning-center/training/buying-business>

事業のグローバル化－輸出入門(SBA ウェブサイト):

<https://www.sba.gov/tools/sba-learning-center/training/take-your-business-global-introduction-exporting>

2.4.6 認定取得支援

SBA では、環境マネジメントにまつわる認証やエコラベリングにまつわる情報を提供している他、エネルギー省 (Department of Energy) においても、EPA と協力して省エネを推進する取組を実施している。

- SBA では、農務省 (United States Department of Agriculture) の有機認証プログラムや、エネルギー省および EPA が共同で運営する「エネルギースタープログラム (Energy Star Program)」や「電子製品環境評価ツール (Electronic Product Environmental Assessment Tool: EPEAT)」など様々な環境認証およびエコラベリングのプログラムの概要を簡潔に紹介し、各省庁へのリンクを掲載したウェブサイトを運営している。
- エネルギー省および EPA は、「エネルギースタープログラム」において、省エネルギー型電気製品の普及に向けて、中小企業支援ネットワーク「エネルギースター中小企業ネットワーク (ENERGY STAR Small Business Network)」を構築し、情報収集・意見交換ができる環境を提供している。

中小企業支援ネットワーク(エネルギースターウェブサイト):

<http://www.energystar.gov/buildings/facility-owners-and-managers/small-biz>

環境認証およびエコラベリングのプログラムの情報(SBA ウェブサイト):

<https://www.sba.gov/content/green-certification-and-ecolabeling>

2.4.7 中小商業振興政策

SBA は中小商業振興政策として以下のプログラムを実施している。

- 「7(a)特別ローン・プログラム、CAP 部門融資 (Special Types of 7(a) Loans, CAPLines)」:

季節的な売掛金や、特定の建設工事に関わる様々な業務の運転資金、返済に必

要となる資金などを提供する。

7(a)特別ローンプログラム、CAP 部門融資(SBA ウェブサイト) :

<http://www.sba.gov/content/caplines>

2.4.8 下請企業振興政策

SBA は下請企業振興政策として以下のサービスを実施している。

- 「SBA ウェブサイト情報提供ページ『下請契約 (Sub-Contracting)』」
- 「下請ネット (SUB-Net)」
- 「師弟プログラム (Mentor-Protégé Program)」 :

政府からの契約を獲得するに至る第一歩として、SBA は元請納入業者と下請契約を締結することを中小企業に奨励している。「師弟プログラム」は中小企業間の教育・支援プログラムで、教師役の企業が生徒役の企業を指導するとともに、両者はジョイント・ベンチャーを形成し、政府契約獲得競争に参加する。また、SBA は元請業者との契約に関する基礎情報を提供する一方で、下請募集情報データベース「下請ネット」を用意している。

情報提供ページ「下請契約」(SBA ウェブサイト) :

<http://www.sba.gov/category/navigation-structure/contracting/contracting-opportunities/sub-contracting>

下請ネット(SBA ウェブサイト データベース) :

<http://web.sba.gov/subnet/search/index.cfm>

師弟プログラム(SBA ウェブサイト) :

<http://www.sba.gov/content/mentor-prot%C3%A9g%C3%A9-program>

2.5 創業支援（創業支援、VC、税制、教育、KPI、その他）

2.5.1 創業支援

創業支援として、地方での営業登録やライセンス取得にかかる時間を短縮し、ビジネスの立ち上げを容易にすることを目的とした「スタートアップ・インアデイ（Startup in a Day）」というイニシアティブが立ち上げられている。同イニシアティブの一環として、SBA は 2015 年に地方都市とネイティブアメリカンコミュニティに向けて「スタートスモールモデル（Start Small Model）」と「ドリームビッグモデル（Dream Big Model）」の 2 つのコンペを実施した（1.7 にて前述）。

スタートアップ・インアデイ(SBA ウェブサイト) :

<https://www.sba.gov/about-sba/sba-initiatives/startup-day>

その他の創業支援情報(SBA ウェブサイト) :

<http://www.sba.gov/category/navigation-structure/starting-managing-business/starting-business/thinking-about-starting>

2.5.2 ベンチャーキャピタル支援

SBA のベンチャーキャピタル支援施策の最終的な目標は、ベンチャー企業等の中小企業に対する持分投資（equity investment）を促進することにあるが、そのためにまずベンチャーキャピタルに公的支援を提供するという形を取っている。具体的に SBA では以下のプログラムを用意している。

- 「中小企業投資会社プログラム（SBIC Program）」：
資格を満たした SBIC にライセンスを付与し、資金調達では SBA の保証を供与する。
- 「新市場ベンチャーキャピタル・プログラム（NMVC Program）」：
NMVC に投資活動の資金や、中小企業育成のため OA（経営支援）助成金を提供する。

SBIC プログラム(SBA ウェブサイト) :

<https://www.sba.gov/category/lender-navigation/sba-loan-programs/sbic-program-0>

NMVC プログラム(SBA ウェブサイト) :

<https://www.sba.gov/category/lender-navigation/sba-loan-programs/new-markets-venture-capital-program>

2.5.3 税制

連邦政府は創業・ベンチャー振興施策として以下のような税制上の措置を導入している。

- 起業者の会社設立費用に対する控除額倍増：

起業者が要求できる設立費用控除額を 5,000 ドルから 1 万ドルに倍増。

- 無形固定資産の償却：

新たな投機事業の開拓を支援するため、ビジネス・アイデア（特許やデザインなど）や営業権の取得を含む会社設立費用に対して減価償却を許容する。IRS が発表する事業経費に関する報告書（2014 年度）のセクション 197 に無形固定資産の定義が詳細に説明されている。

- エネルギー効率措置に関する税額控除：

エネルギー効率の向上に取り組む企業に提供される税額控除。具体的には、① エネルギー高効率の新規住宅を建設する建設業者、② エネルギー高効率の家電製品（一部の食洗器、衣類洗濯機、冷蔵庫）の製造業者、③ 商業ビルの内装や冷暖房、換気、給湯システム、建物外壁にエネルギー効率措置を導入した商業ビルの所有者または賃貸者などに、税額控除が付与される。

- 中小企業向けの医療保険税額控除：

従業員に医療保険を提供している中小企業が連邦税控除の対象となる。医療保険制度改革法（Affordable Care Act）により、税額控除の内容が多少変わっている。

- 中小企業向けの減税措置：

2003 年雇用・成長減税調整法（Jobs & Growth Tax Relief Reconciliation Act of 2003）により、中小企業への減税措置が実施された。その中には、中小企業経営者を対象とした個人所得税の引き下げ、減価償却枠の拡大、配当およびキャピタルゲイン税の減税が含まれる。

Simplify and Cut Taxes for America's Small Businesses (財務省 THE PRESIDENT'S FRAMEWORK FOR BUSINESS TAX REFORM) :

<http://www.treasury.gov/resource-center/tax-policy/Documents/The-Presidents-Framework-for-Business-Tax-Reform-02-22-2012.pdf>

無形固定資産への減価償却について(IRS ウェブサイト) :

<https://www.irs.gov/pub/irs-pdf/p535.pdf>

エネルギー効率措置への税額控除(SBA ウェブサイト) :

<https://www.sba.gov/content/federal-tax-credits-energy-efficiency>

中小企業向けの医療保険税額控除(SBA ウェブサイト) :

<https://www.sba.gov/blogs/changes-small-business-health-care-tax-credit>

中小企業向けの減税措置(SBA ウェブサイト) :

<https://www.sba.gov/offices/district/md/baltimore/resources/tax-relief-small-businesses>

アメリカの各州は、州法によって、企業または創業に関する州税上の優遇措置を設けている。その代表例はデラウェア州である。同州は企業を多数州内に誘致するため、州内に本拠を定める企業については、事業免許税を徴収する代わりに、州外での収入に対する法人所得税を免除している（タックス・ヘイブンの一種として批判されることもある）。その税制は以下のように要約される。

- デラウェア州の事業免許税は、発行株式数が 3,000 株未満の場合、年間 35 ドルと低水準にある。
- デラウェア州登記企業が州外で得た収入（物品販売やサービス提供から生じた売上）、利子、その他の投資収入には、州法人所得税が課されない。
- 州民以外の所有者が州外で営業するデラウェア州登記企業の株式には、州の相続税が課されない。

州税および地方税(SBA ウェブサイト):

<http://www.sba.gov/content/learn-about-your-state-and-local-tax-obligations>

デラウェア州法典第 8 編第 6 章「事業免許税」(デラウェア州政府ウェブサイト):

<http://delcode.delaware.gov/title8/c005/index.shtml#TopOfPage>

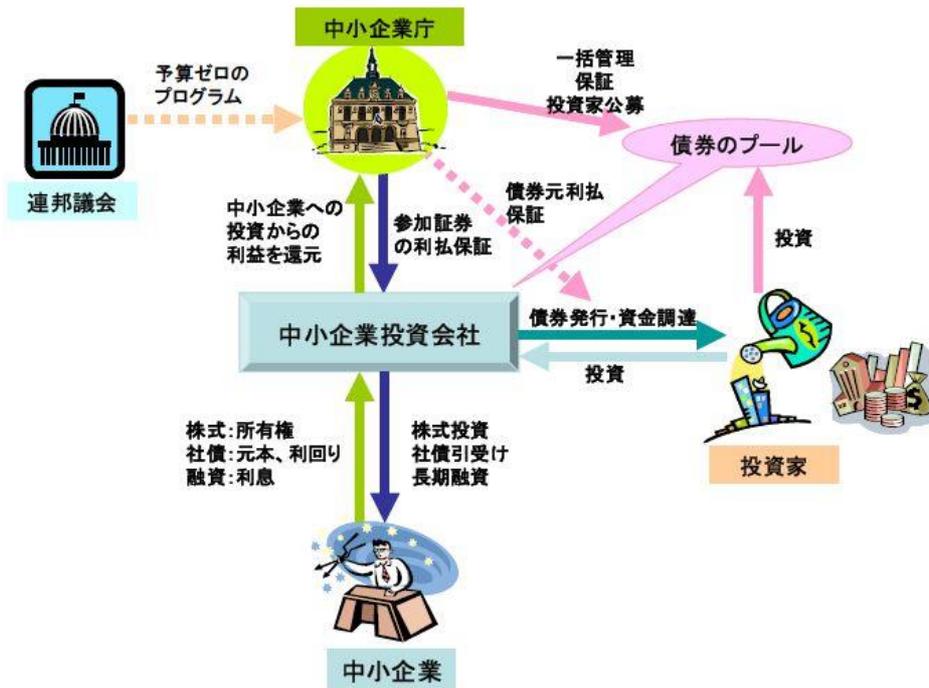
海外ビジネス情報 アメリカ 外国企業の会社設立手続き(日本貿易振興機構ウェブサイト):

http://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/invest_09/

2.5.4 ベンチャー向け証券市場の整備

SBA のベンチャー向け証券市場整備施策としては 2.5.2 と同一プログラムを挙げることができる。そのうち、「新市場ベンチャーキャピタル (NMVC) プログラム (NMVC)」が低所得地域のため実施される施策であるのに対して、「中小企業投資会社 (SBIC) プログラム」は、成長産業全般のため本格的な証券市場を整備する目的で、1958 年に導入された施策である。SBA は中小企業投資会社 (SBIC) に資金を提供し、中小ベンチャー企業への投資を促進する一方、SBIC に対する債権に SBA の保証を付与したうえで、これら債権を証券化して一般投資家に販売する。その結果、一般投資家からベンチャーキャピタルを経由してベンチャー企業へ至る資金の流入と、逆にベンチャー企業からベンチャーキャピタルを経由してまた一般投資家へ至る利益の還流が成立することになる。

図表 2 中小企業投資会社プログラム



出所: 中小企業基盤整備機構「2004 年度 アメリカ中小企業の実態と中小企業政策」2005 年 3 月

中小企業投資会社 (SBIC) プログラムは、SBA が運営管理するプログラムで、資本を必要とする起業家のニーズと従来型の資金源の間をつなぐことを目的として 1958 年に発足した。本プログラムは、優れた投資ファンド・マネジャーが有望な中小企業を見つけ出し、これに資金提供を行うというものである。SBIC プログラムによる厳格な審査プロセスを経て適格と認定された投資ファンド・マネジャーに、SBIC として自身のファンドを運営するライセンスが供与される。その後 SBIC は民間投資機関 (銀行や年金基金など) から調達した資金を基に連邦政府が保証する借入 (debt) を獲得する。民間資金 1 ドルにつき、SBA は最高 2 ドルの借入を保証し (保証額は最高 1 億 5,000 万ドル)、SBIC ファンド・マネジャーはこれらの資金を基に中小企業への投資を実施することになる。投資実施後、SBA のレバレッジ (借入) の返済が行われ、ファンドを支援した民間投資家との間で投資利益の分配が行われた後、SBIC のライセンスが SBA に返却される。



2015年1月にSBAが発行した報告書によれば、2014年12月31日現在SBICの資産管理規模は合計238億ドル（民間資金が116億ドル、SBAレバレッジが122億ドル）で、299件のファンドが存在している。また、2014年度には、30件の新規SBICライセンスが供与され、25億ドルのコミットメントが新たに発表された。中小企業1,085社に対して55億ドルの投資が行われたが、そのうち21%の企業が設立から2年未満の新興企業で、26%が低・中所得地域、あるいは少数派／女性／退役軍人が所有する企業となっている。

なお、初期段階においてSBICを利用して成功した大手企業には、インテル社（Intel：コンピュータCPU製造）、アップル・コンピュータ社（Apple Computer：コンピュータ製造）、フェデラル・エクスプレス社（Federal Express：運輸・宅配）、ステイプルス社（Staples：オフィス用品）、アウトバック・ステーキハウス（Outback Steakhouse：レストラン）などがある。

SBICプログラム(SBAウェブサイト)：

https://www.sba.gov/sites/default/files/files/OII_Slide_Deck_-_SBIC_Program_Detail.pdf

https://www.sba.gov/sites/default/files/articles/SBIC_Program_-_Standard_One-Pager.pdf

中小企業基盤整備機構「2004年度 アメリカ中小企業の実態と中小企業政策」(2005年3月)

http://www.smrj.go.jp/keiei/dbps_data/_material/_b_0_keiei/kokusai/pdf/h16_USA.pdf

2.6 中小企業に関わる公正な取引の推進、市場の整備（下請代金支払防止法、官公需、その他）

2.6.1 下請代金支払遅延等防止法

連邦政府は下請代金支払遅延等防止法に相当するものとして以下の法的保護がある。

- 「統一商法典（Uniform Commercial Code：UCC）第9条」：

掛売で商品を納入する業者に対して、支払を確保する方策を設けている。アメリカ全50州でUCC第9条について財に関する担保権（security interest）を設定することを定めている。UCC第9条に基づく担保権を明確にするためには、信用取引を拡大すること、債務者或いは財の購入者による担保権設定に関する契約へのサインを得ること、債権者・債務者双方のサインが記入された金銭的供述書（financing statement）を記すことが重要である。

- 「建設・建造業者抵当（Construction Liens）」：

建設・建造プロジェクトの請負業者、下請業者、納入業者、労働者、設計者や技術者等の専門家に対して、未払勘定の支払を確保する方策を設けている。抵

当権の設定は工事完了後 90 日以内に行う必要がある。

抵当権の設定と統一商法典(UCC) (SBA ウェブサイト) :

<https://www.sba.gov/content/regulation-financial-contracts>

UCC 第 9 条(Cornell University Law School ウェブサイト) :

<https://www.law.cornell.edu/ucc/9>

建設・建造業者抵当 (USLEGAL ウェブサイト) :

<http://constructionliens.uslegal.com/>

2.6.2 小売商調整対策

連邦政府は小売商調整対策に相当するものとして以下の法的規定を定めている。

- 「連邦規則集第 11 章『商慣行』、『比例的対等条件』(Code of Federal Regulations, Title 16: Commercial Practices, Proportionally equal terms)」

連邦規則集第 11 章『商慣行』、『比例的対等条件』(アメリカ政府印刷局ウェブサイト) :

<http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/CFR-2014-title16-vol1/pdf/CFR-2014-title16-vol1-sec240-9.pdf>

2.6.3 分野調整

連邦政府は分野調整施策として以下のプログラムを実施している。

- 「地域調整・投資プログラム (Community Adjustment and Investment Program : CAIP)」: 北アメリカ自由貿易協定 (The North American Free Trade Agreement : NAFTA) の悪影響を受けた地域で事業を営むアメリカ企業を支援する SBA のプログラム。
- その他の調整: 「企業貿易調整支援 (Trade Adjustment Assistance for Firms : TAAF)」 経済開発庁 (Economic Development Administration : EDA) による NAFTA 調整プログラム。

地域調整・投資プログラム(SBA ウェブサイト) :

<https://www.sba.gov/offices/headquarters/oca/resources/5987>

貿易調整企業支援(EDA ウェブサイト) :

<http://www.eda.gov/pdf/about/TAAF-Program-1-Page1.pdf>

2.6.4 官公需

SBA は官公需に関する施策としてウェブサイト以下のような情報やリンクを用意している。

- 「SBA ウェブサイト情報提供ページ『契約 (Contracting)』」
- 「連邦調達データベースシステム - ネクスト・ジェネレーション (Federal

Procurement Database Systems-Next Generation)」

- 2万5,000ドルを超える連邦政府省庁の調達案件を提示するオンラインポータルサイト「連邦政府調達案件(FedBizOpps)」による連邦事業機会(Federal Business Opportunities)

連邦調達施策はSBAの4大柱のひとつであり、中小企業法15項(a)の指示に従って、元請契約額の23%を中小企業に提供するという目標を定めている。そのため、情報提供ページ「政府との契約」において、中小企業が政府との契約を獲得できるように、各種の情報や助言を提供している。また、SBAウェブサイトは「連邦調達データベースシステム」やFedBizOppsの情報支援ツールといった連邦の情報サイトにリンクしており、連邦調達データベースシステムでは連邦調達の既存案件に関するデータ、FedBizOppsでは現在募集中の入札案件を検索することが可能である。

情報提供ページ「政府との契約(Contracting)」(SBAウェブサイト) :

<http://www.sba.gov/category/navigation-structure/contracting>

連邦調達データベースシステム-ネクスト・ジェネレーション(連邦政府データベース) :

https://www.fpds.gov/fpdsng_cms/

連邦事業機会ウェブサイト FedBizOpps(連邦政府データベース) :

<https://www.fbo.gov/>

2.6.5 裁判外紛争処理

SBAは裁判外紛争処理に関する施策として以下の情報を提供している。

- SBAウェブサイト情報提供ページ「法的な懸案事項への対処 (Handling Legal Concerns)」 :

紛争処理に関するSBAの助言および情報提供。

- 「アメリカ仲裁協会 (American Arbitration Association : AAA)」 :

SBAが裁判外紛争処理で推薦する仲裁機関。

情報提供ページ「法的な懸案事項への対処」(SBAウェブサイト) :

<http://www.sba.gov/content/handling-legal-concerns>

アメリカ仲裁協会(AAAウェブサイト) :

<http://www.adr.org/home>

2.7 地域中小企業政策（伝統・地場産業に対する振興、産業集積、街づくり、商店街振興、地域興し、NPO 支援、事業承継・廃業、その他）

2.7.1 伝統・地場産業に対する振興

アメリカには、独自の長所と地域の資源から利益を生み出してきた地域が多く、ウィスコンシン州のチーズ、カリフォルニア州ナパ・バレーのワイン、同州シリコン・バレーのコンピュータ企業などがその例である。これら各地域が教訓として引き出したのは、協働と立案が多くの人々に利益をもたらすということであった。このような専門的協働の類型が「地域クラスター」と呼ばれるもので、地域ネットワークの中で、その長所と連携が効率性とイノベーションに相乗効果を及ぼすことによって、高成長・高影響力の中小企業を生み出すと期待されている。地場産業と地域クラスターは密接な関係があると考えられる。

地域クラスター・イニシアティブ (SBA ウェブサイト) :

<https://www.sba.gov/about-sba/sba-initiatives/clusters-initiative>

2.7.2 産業集積・クラスターに関する形成と基盤強化に対する支援

「地域クラスター・イニシアティブ (Regional Cluster Initiative)」は既存地域クラスターにおける中小企業の機会を拡大することに焦点を当てるものである。この中では、SBA が、経営支援、事業訓練、相談、メンタリング、その他雇用の成長および企業の競争力につながるサービスを提供している。具体的には、以下の 7 種類の個別プログラムが用意されており、それぞれ異なる重点技術分野が設定されている。

- 先端電力クラスター (Advanced Power Cluster) :
エネルギーの生成、貯蔵、流通、保全などに関する技術
- 地理空間クラスター (Geospatial Cluster) :
地理・空間把握技術
- フレックスマター (Flex Matter) :
フレキシブル・エレクトロニクス
- テクリッチ (TechRich、前 Huntsville Defense Cluster) :
小型宇宙船、環境モニタリング、ロボット工学、サイバーセキュリティ
- スマートグリッド (Smart Grid) :
スマートグリッド設備・技術
- エネルギー貯蔵クラスター (Energy Storage Cluster) :
水素・燃料電池産業の開発、強化、およびそのサプライチェーン
- サンディエゴ防衛クラスター (San Diego Defense Cluster) :

自律システム、サイバーセキュリティ、C4ISR (Command, Control, Communications, Computers, Intelligence, Surveillance and Reconnaissance)

地域クラスター・イニシアティブ (SBA ウェブサイト) :

<https://www.sba.gov/about-sba/sba-initiatives/clusters-initiative>

地域クラスター・イニシアティブ 2014 年度報告書 (SBA ウェブサイト) :

https://www.sba.gov/sites/default/files/files/SBA_Year_3_Report_FINAL_PUBLIC_revised_11-2014.pdf

2.7.3 街づくり・地域おこしに対する支援

農務省地域経済開発局 (Office of Community and Economic Development : CED) は街づくり・地域おこし支援に相当する施策として、農村地域・地域経済開発 (Rural and Community Development) に関するプログラムを複数実施している。プログラムは主に以下の 3 部門に分類される。

- 住宅・地域施設 (Affordable and Safe Housing) :
住宅購入のための融資、家族や高齢者向けの低家賃賃貸の建設、必要な住宅修理の提供、また地域の公共施設の建設のための融資など。
- 経済発展・ビジネスサポート (Economic Development and Business Support) :
農村部の中小企業の開発援助、融資。リソースの提供や連邦・州・民間機関の協力促進などを含む。
- インフラ投資 (Infrastructure Investment) :
水道水や排水、通信接続、電化設備など、農村社会の長期的な成長のための基盤を構築。

農村地域開発施策 (USDA ウェブサイト) :

<http://www.usda.gov/wps/portal/usda/usdahome?navid=rural-development>

農村開発実施プログラム一覧 (USDA ウェブサイト) :

<http://www.rd.usda.gov/programs-services/all-programs>

農務省農村開発プログラム進捗報告 (2014 年) :

<http://www.rd.usda.gov/files/RD2014ProgressReport.pdf>

2.7.4 NPO 支援

SBA は NPO 支援施策として以下のプログラムを実施している。

- 小規模事業者への投資プログラム (PRIME)
SBA による小規模事業者援助機関・NPO への助成金である。2015 年には、20

州に属する 39 団体が当プログラムから助成金を受けている。これらの小規模事業者開発機関または NPO は、助成金を運用して、小規模事業者に対して技術援助・能力訓練・開発研究援助サービスなどを実施する。助成金の受給資格は以下のとおり。

- 不利な状況の小規模事業者を援助してきた実績のある小規模事業者開発機関およびプログラム
- 小規模事業者開発機関のために活動する NPO などの仲介機関
- 行政機関やインディアン部族と協力し、説明責任を負う小規模事業者開発機関およびプログラム
- 民間援助機関やプログラムのない地域に居住し、独力で活動するインディアン部族

小規模事業者への投資に関するプログラム(SBA ウェブサイト) :

<https://www.sba.gov/offices/headquarters/oca/resources/11416>

2.8 中小企業の国際化支援（海外投資支援、貿易の振興、情報提供、その他）

2.8.1 海外投資支援

連邦政府は中小企業の海外輸出ビジネスを資金面から支援するため、ローン、保険、助成金などの各種プログラムを実施している。

- 「OPIC - 中小企業援助 (OPIC - Small Business Assistance)」

政府系立機関の海外民間投資公社 (Overseas Private Investment Corporation : OPIC) は、発展途上諸国のためにアメリカの民間資本や技能を導入・支援し、当該諸国の非市場経済を市場経済に転換する目的で設立された。その業務範囲は資金供与、政治リスク保険、投資基金にまでおよび、民間部門をサポートすると同時に、アメリカ外交を支援する役割を担っている。アメリカ中小企業の海外進出は、資力の不足、政治的なリスク、民間支援獲得の困難さなどが壁になっているため、OPIC では、合理化された承認プロセスを通じて、強力で柔軟な融資・保険提供を実施している。

- 輸出即時融資プログラム (Export Express Program) :

SBA の提供する最も簡易な輸出ローンであり、50 万ドルまで資金を提供。適格性が認められると、36 時間以内に融資が承認される。

- 国際取引ローンプログラム (International Trade Loan Program) :

SBA による中小企業の輸出取引に特化したローン提供。中小企業の国際市場展開支援のための取組。

海外民間投資公社(OPIC ウェブサイト) :

<http://www.opic.gov/financing/small-business-center>

中小企業の輸出のための資金支援プログラム(SBA ウェブサイト) :

<https://www.sba.gov/content/financing-your-small-business-exports>

- 国家輸出促進イニシアティブ (National Export Initiative : NEI/NEXT) : オバマ政権は、2010年1月27日の一般教書演説で、2010年から5年間に亘って、輸出量を倍増させ、200万人の雇用を創出する「国家輸出促進イニシアティブ (National Export Initiative : NEI)」を打ち出した。2014年5月には、NEIの過去4年間の進捗状況と関係者からのフィードバックを踏まえ、NEIをNEI/NEXTとして模様替えし、新しく革新的な取組を導入している。具体的に、NEI/NEXTでは、①アメリカ企業への海外市場に関する適格な情報・支援の提供、②輸出入の手続きの簡素化・一元化による国際輸送の環境整備、③輸出企業に対する金融支援の拡大、④州・地方都市の輸出促進と輸出を啓発するための投資促進、⑤自由貿易協定や貿易円滑協定の推進等による輸出機会の提供の5つの戦略に基づいて海外市場とのビジネス機会を拡大していく。基本的には、NEIの延長線上の政策である。

NEI/NEXTについては開始して間もないため政策評価に関する情報はないものの、以下の4つの指標を評価基準として紹介しており、これはアメリカ全体のみならず、大都市圏と地方都市での数値も追跡し、取組結果を今後評価するとしている。

- アメリカ企業の輸出額 (ドルベース)
- 中小企業、マイノリティや女性が経営する企業を含む輸出企業数や、新規輸出参入企業数
- 複数市場に輸出するアメリカ企業数
- 新興国および貿易合意市場への輸出額 (ドルベースおよび企業数)

国家輸出促進イニシアティブ(商務省国際貿易局ウェブサイト) :

<http://www.trade.gov/neinext/>

NEI/NEXT 概要(商務省国際貿易局ウェブサイト) :

<http://www.trade.gov/neinext/factsheet.asp>

国際輸出促進イニシアティブ戦略概要(2014年) :

<http://trade.gov/neinext/neinext-strategic-framework.pdf>

2.8.2 貿易の振興

SBAは貿易振興施策として以下のプログラムを実施している。

- 「輸出融資プログラム (Export Loan Programs)」:

中小企業による輸出活動の発展・拡大を促進するため、目的に応じた各種の融資を提供する。現在、売上増・利益増を目指す中小企業はその事業をグローバルに捉えており、顧客の約 96%、世界総購買力の 3 分の 2 は国外に存在する。しかし、アメリカ輸出企業の約 70%は従業員 20 人以下の企業であることから、SBA はこれらの企業を支援することを最優先事項としている。当プログラムは以下の 4 つの個別プログラムから構成される。

- 輸出即時融資 (Export Express Loan) プログラム
- 輸出運転資金プログラム (Export Working Capital Program : EWCP)
- 対外取引融資プログラム
- SBA・輸出入銀行共同保証プログラム

輸出融資プログラム(SBA ウェブサイト):

<https://www.sba.gov/category/navigation-structure/loans-grants/small-business-loans/sba-loan-programs/7a-loan-program/sb>

中小企業輸出・投資を対象にした資金プログラム一覧(2010 年):

https://www.sba.gov/sites/default/files/articles/oit_finance_sba_exports.pdf

2.8.3 情報提供

SBA は情報提供施策としてウェブサイトに以下のページを設けている。

- 「SBA ウェブサイト情報提供ページ『輸出業務 (Exporting)』」:

輸出開始に関する基本事項、輸出業務に関する注意事項、SBA および政府機関によるコンサルティング・研修・金融等の各種支援について、総合的な情報を提供する。SBA は、「国内市場依存からの脱却、収入源の多様化、既存製品売上見込の拡大と市場寿命の延長、季節変動や売上変動による不安定な経営の安定化」などの理由から中小企業の輸出を重視している。

情報提供ページ「輸出業務および輸入業務」(SBA ウェブサイト):

<http://www.sba.gov/content/explore-exporting>

2.9 中小企業に関する雇用・労働対策 (雇用上の特例、その他)

2.9.1 雇用上の特例

連邦政府は雇用上の特例として以下の措置を設けている。

- 「中小企業の税額控除、内国歳入法第 44 項『身障者対応控除』(SMALL BUSINESS TAX CREDIT: IRS CODE SECTION 44, DISABLED

ACCESS CREDIT)」：

中小企業の身障者雇用に対する税額控除措置。身障者のためにバリアフリー化対策を導入した以下の中小企業について、250 ドル超、1 万 250 ドル以下の支出に控除を認める。

- 前年度の総収入が 100 万ドル以下
- 前年度一年を通じて正規社員が 30 人以下

人的資源一般についての取組 (SBA ウェブサイト)：

<http://www.sba.gov/category/navigation-structure/starting-managing-business/managing-business/running-business/human-resources>

身障者雇用控除：

<http://www.eeoc.gov/facts/fs-disab.html>

2.10 中小企業の組織化およびネットワーク化への支援（商工会議所、協同組合、ネットワーク支援、その他）

2.10.1 商工会議所

商工会議所は中小企業の組織化やネットワーク化について以下のような支援を実施している。

- 「アメリカ商工会議所提供ページ『中小企業国（U.S. Chamber of Commerce Small Business Nation）』」

中小企業主のネットワーク化・フォーラム等を支援する。

- 「アメリカ中小企業サミット（America's Small Business Summit）」

商工会議所が主催する中小企業サミット。

情報提供ページ「中小企業国」(アメリカ商工会議所)：

<http://www.uschambersmallbusinessnation.com/>

アメリカ中小企業サミット(アメリカ商工会議所)：

<http://www.uschambersummit.com/>

2.10.2 協同組合

以下の協同組合は中小企業の組織化やネットワーク化の支援を実施している。

- 「アメリカ協同組合事業連合会（National Cooperative Business Association : NCBA）」
- 「アメリカ手工業者協同組合連盟（United Sates Federation of Worker Cooperatives : USFWC）」

アメリカ協同組合事業連合会 (NCBA ウェブサイト):

<https://www.ncba.coop/>

アメリカ手工業者協同組合連盟 (USFWC ウェブサイト):

<http://www.usworker.coop/front>

2.10.3 ネットワーク支援

SCORE 協会はアメリカンエクスプレス社 (American Express) とともに以下のようなネットワーク支援を実施している。

- 「中小企業高度成長ツアー」
- 「政府契約取り付け・ネットワーキング・イベント」

上記のほか、SCORE 協会とアメリカンエクスプレスオープン (American Express OPEN) によって中小企業事業者向けの合同イベントが定期的に行われている。

中小企業高度成長ツアー (SCORE 協会ウェブサイト):

<https://www.score.org/news/american-express-open-customer-advocacy-director-praises-scores-small-business-high-speed-growth>

政府契約取り付け・ネットワーキング・イベント (SCORE 協会ウェブサイト):

<https://www.score.org/blog/2010/score-association/event-government-contracting-networking>

2.10.4 小規模事業者対策

SBA は小規模事業者 (micro enterprise) 対策として以下のプログラムや機会を提供している。

- マイクロローン・プログラム (Microloan Program):

中小企業の事業に提供される小口の短期融資である。

- 「小規模事業者への投資プログラム (PRIME)」:

2.7.4 と同一プログラム。小規模事業者開発機関・NPO への助成金。これらの小規模事業者開発機関・NPO は、助成金を運用して、小規模事業者に対して技術援助・能力訓練・開発研究援助サービスなどを実施する。

マイクロローン・プログラム (SBA ウェブサイト):

<http://www.sba.gov/content/microloan-program>

小規模事業者への投資プログラム (SBA ウェブサイト):

<https://www.sba.gov/offices/headquarters/oca/resources/11416>

2.11 小規模事業者対策

小規模事業者対策に関する施策は、存在しない。

2.12 マイノリティ・女性に関する支援

2.12.1 マイノリティ・女性に関する支援

SBA はマイノリティ・女性支援としてウェブサイトでは以下の情報を提供している。

- 「身障者(People with Disabilities)」
- 「女性・オーナー企業 (Women Owned Businesses)」
- 「マイノリティ・オーナー企業 (Minority Owned Businesses)」
- 「退役・傷痍軍人・オーナー企業 (Veteran & Service-Disabled Veteran Owned)」

身障者(SBA ウェブサイト):

<http://www.sba.gov/content/people-with-disabilities>

マイノリティ・オーナー企業(SBA ウェブサイト):

<http://www.sba.gov/content/minority-owned-businesses>

女性・オーナー企業(SBA ウェブサイト):

<http://www.sba.gov/content/women-owned-businesses>

退役・傷痍軍人・オーナー企業(SBA ウェブサイト):

<http://www.sba.gov/content/veteran-service-disabled-veteran-owned>

2.13 セーフティネット

2.13.1 倒産防止・会社更生

コーポレート・ターンアラウンド (Corporate Turnaround) は、SCORE 協会と連携して、様々な経営上の問題点を抱える中小企業に対して経営相談や再生支援を行っている。これらの支援には、経営改善計画案の作成支援や債務整理が含まれており、以下のようなサービスも提供する。

- 経営債務整理 (Business Debt Restructuring) :
借入金返済に苦しむ中小企業の経営者のために、返済計画を作成し、それをもとに銀行等の金融機関と交渉する。
- 資金調達法についてのアドバイス (Financing Help) :
財務・資金調達の専門家と連携して、在庫担保や債権担保ローンなど多様な資金調達手法から、それぞれの中小企業に適切な資金調達方法を検討する。
- 税金に関するアドバイス (Tax Help) :
税金滞納による資金繰りの悪化や倒産を回避するために、税金支払いに関する情報提供や財務分析、支払計画の提案などを行う。
- 未回収の債務管理・回収 (Collection Help) :
未回収債権・未回収売掛金によって中小企業の資金繰りが悪化することを防ぐ

ために、未回収債務の管理・回収計画を策定し、債権回収会社に業務を委託する。

コーポレート・ターンアラウンド(Corporate Turnaround ウェブサイト):

<http://www.corporateturnaround.com/>

SCORE 協会(SCORE 協会ウェブサイト):

<http://www.score.org/index.html>

2.13.2 災害対策

SBA および内国歳入庁は災害対策として以下のような情報と支援を提供している。

- 「SBA ウェブサイト情報提供ページ『緊急事態への準備 (Emergency Preparedness)』」:

自然災害や人的災害によって発生する損失に対処するための情報を提供する。例えば、補修・復旧費用や伝染病予防費用などによる直接損失に対する支援・補償プログラムや免税措置に関する情報や、工場やオフィスの操業停止によって発生する売上や利益の逸失などの間接損失を回避するための緊急時対応計画の策定方法に関する情報などを提供している。

- 「SBA 『災害融資 (Disaster Loans)』」:

SBA が、災害で損傷または破損した不動産や個人財産、機械設備、在庫商品、その他の企業資産を修復・復旧するためのローンプログラムを提供する。

- 「IRS ウェブサイト情報提供ページ『個人および企業に対する災害時支援措置および緊急時救済措置 (Disaster Assistance and Emergency Relief for Individuals and Businesses)』」:

IRS は、被害状況に応じて、企業および個人に納税猶予を与えており、税金の還付についても早めに処理することがある。IRS ウェブサイトにおいて、このような特別措置を受けるためのガイダンスなどを提供している。

情報提供ページ「緊急事態への準備および災害に対する支援」(SBA ウェブサイト):

<https://www.sba.gov/category/navigation-structure/starting-managing-business/managing-business/running-business/emergency-preparedness-and-disaster>

災害融資(SBA ウェブサイト):

<http://www.sba.gov/category/navigation-structure/loans-grants/small-business-loans/disaster-loans>

情報提供ページ「個人および企業に対する災害時支援措置および緊急時救済措置」(IRS ウェブサイト):

<http://www.irs.gov/Businesses/Small-Businesses-&Self-Employed/Disaster-Assistance-and->

Emergency-Relief-for-Individuals-and-Businesses-1

2.14 中小企業の特徴と課題（資金調達、人材育成、その他）**2.14.1 特徴**

SBA が 2015 年に発表した「州と準州のための中小企業プロフィール（Small Business Profiles for the States and Territories）」によると、アメリカにおける中小企業数は 2,844 万社で、日本の 385 万社（2015 年）と比較して 7 倍以上となっている。この 2,844 万社のうち、雇用主企業（employed firm）は 570 万社で、非雇用主企業（nonemployed firm）は 2,274 万社で、両方のタイプを合わせて、2012 年に民間セクター雇用者の約半数に相当する 5,610 万人の雇用効果を創出した。また、雇用主企業のうち中小企業の占める比率は 99.7%（2011 年）⁷である。

SBA「州と準州のための中小企業プロフィール」（2015 年）：

https://www.sba.gov/sites/default/files/advocacy/SB%20Profiles%202014-15_0.pdf

日本貿易振興会「アメリカの中小企業のための各種プログラム」（2015 年）：

http://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/report/07001973/07001973.pdf

2.14.1.1 起業家を支える政策とベンチャー投資

中小企業の根本にあるのはアメリカ人の起業志向であり、活力のある中小企業を重視し育成する企業政策が充実していることがこれを更に後押ししている。このような例として、SBA による中小企業に対する融資や、起業家・企業主のための貸付支援・減税措置などが挙げられる。また、国立衛生研究所（National Institutes of Health : NIH）を始めとした各省庁の中小企業技術革新研究プログラム（SBIR）制度による研究技術開発と創業支援なども存在しており、ベンチャー向け資金提供が活発に行われている。また、民間のベンチャーキャピタルやエンジェル投資家などの数も多く、資金的インセンティブもアメリカの起業志向を後押しするものとなっている。

2.14.1.2 起業家・経営者としての女性・移民・マイノリティ

アメリカは移民の国であるため、移民やマイノリティが起業や経営を支える大きな勢力となっている。アメリカ国勢調査局の 2007 年度調査では、企業主に占め

⁷ アメリカ国勢調査局の 2011 年度調査で、568 万社の雇用主企業（employed firms : 雇用者がいる）のうち、500 名以下の従業員を雇用する中小企業の割合が 99.7%と概算された。尚、非雇用主企業（nonemployer firms : 雇用者がいない）については、2012 年度調査で 2,270 万社のうち、500 名以下の従業員を雇用する中小企業の割合が 99.9%と概算された。

る女性の比率は約 28.7%⁸で、これが、アメリカでは「女性・移民・マイノリティ」が中小企業を担っていると言われる理由であり、そのため、これらの人々に対する政府支援も充実している。また、大学生などの若年層や退職の近い 50 代以降の起業支援も行っている。さらに、退役・傷痍軍人に対する支援が用意されていることもアメリカ政府による中小企業支援政策の大きな特徴である。また、SBA は LEBT アウトリーチ (LGBT Outreach) と称したイニシアティブを実施中で、同性愛者、両性愛者、性転換者の事業者コミュニティを対象に各種プログラム・サービス等へのアクセス促進において、連邦政府の中心的役割を果たしている。

SBA「州と準州のための中小企業プロフィール」(2015 年):

https://www.sba.gov/sites/default/files/advocacy/SB%20Profiles%202014-15_0.pdf

女性支援 (SBA ウェブサイト):

<https://www.sba.gov/content/women-owned-small-business-program>

マイノリティ支援 (SBA ウェブサイト):

<https://www.sba.gov/content/minority-owned-businesses>

退役・傷痍軍人支援 (SBA ウェブサイト):

<https://www.sba.gov/sdvosb>

LGBT アウトリーチ (SBA ウェブサイト):

<https://www.sba.gov/about-sba-navigation-structure/lgbt-outreach>

2.14.1.3 更正・再起業の可能性

リスクを恐れない開拓精神が伝統となっているため、アメリカは失敗に対する許容度が高い。さらに、連邦倒産法第 11 章 (1978 年) によって、破産時も自己再建に向けて債務が免責されることになったため、倒産に対する抵抗も薄れている。また、SCORE 協会の協力によるコーポレート・ターンアラウンドの融資や事業者向けに用意された各種保険などセーフティネットも充実している。

コーポレート・ターンアラウンド (SBA ウェブサイト):

<http://www.corporateturnaround.com/whatwedo/score.html>

SBA が提供する各種保険タイプ (SBA ウェブサイト):

<https://www.sba.gov/category/navigation-structure/starting-managing-business/managing-business/running-business/insurance>

⁸ アメリカ国勢調査局の 2007 年度調査で、2,818 万社の中小企業のうち女性が経営者である割合は 28.7% としている (実数は公開されていない)。そのほか、男性が経営者で割合は 51.3% で、その他 (男性と女性が共同で経営を行っているなど) が 17% である

<https://www.sba.gov/advocacy/additional-data-state-profiles>

2.14.1.4 資金へのアクセス・税制優遇措置

多様な資金調達の手段を利用できることは、アメリカ中小企業の大きな特徴である。例えば、ベンチャーキャピタルが充実していることから、ベンチャー企業はその投資で自己資本を拡充することが可能となっており、融資で負債を抱えなくとも、イノベーション等に大規模な資金を投入することができる。また、事業所得を株主の個人所得として申告できる S 法人制度等、税制でも中小企業に有利な措置が取られている。また、間接的な政府支援ではあるが、大統領府が大企業の協力を仰いで以下のプログラムを実施している。

- 「サプライペイ・イニシアティブ (Supplier Pay Initiative)」:

1.7 と同一プログラム。2014年7月に大統領府が発表したプログラムで、2011年に開始したクイックペイ・イニシアティブ (Quick Pay Initiative) の後続プログラムである。

サプライペイ・イニシアティブ (ホワイトハウス):

<https://www.sba.gov/about-sba/sba-initiatives/supplierpay-initiative>

2.14.1.5 サービス業の高比率

SBAによると、アメリカでは中小企業全体に占めるサービス業の比率が42% (2012年)⁹と日本のおよそ1.3倍¹⁰であり、また、医療・福祉分野の比率も9%、日本の2倍超となっているが、一方で、製造業の比率は2.1%、日本の5分の1以下である。サービス業がこれほどまでに拡大したのは、1980年代後半から1990年代にかけて、大企業を中心としたアウトソーシングの普及が、人材派遣業や個人コンサルタントの発展を促したためである。

中小企業庁(日本)「中小企業白書2014」:

http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/H26/h26/html/b3_1_1_1.html

2.14.1.6 下請企業

連邦調達元請契約に占める中小企業の比率を23%まで高めることがSBAの目標である。中小企業が元請契約の獲得に至る第一歩として、SBAは元請企業と下請契約を締結することを奨励している。SBAは、「事業開発プログラム (Business

⁹ SBAの業種訳で「サービス業」と記載している業種を合計した数。

¹⁰ 中小企業庁(日本)の「中小企業白書2014」の「サービス業」と記載している業種を合計した数(2012年データ)

http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/H26/h26/html/b3_1_1_1.html

Development Program)」を介して中小企業と政府との単独調達契約を促進する他、経験の乏しい中小企業は「師弟プログラム」等の下請企業振興政策で支援を受けることが可能である。

事業開発プログラム(SBA ウェブサイト) :

<https://www.sba.gov/content/about-8a-business-development-program>

師弟プログラム(SBA ウェブサイト) :

<https://www.sba.gov/content/mentor-protege-program>

2.14.1.7 軍需・エネルギー関係の官公需・産学官連携

軍需・エネルギー産業はアメリカ経済を特徴づけるもので、国防総省 (Department of Defense) やエネルギー省を中心に多数の連邦調達を実施されている。2014年度のSBA調査によると、調達契約額が多い順に、国防総省 (2,399億ドル)、エネルギー省 (165億ドル)、NASA (114億ドル) と続いている。また、地域開発では、当分野に特化した地域クラスターを助成するために、個別プログラムが用意されている。産学官連携やイノベーション振興でも、当分野に関連する中小企業のために特別な枠組みが設定されている。例えば、地域クラスターの形成促進のための「クラスター・イニシアティブ (Cluster Initiative)」や、産学官が連携して起業を促進し、雇用拡大やイノベーション振興をめざす「スタートアップ・アメリカ (Startup America)」のようなイニシアティブが存在する。

中小企業との調達契約額・省庁別(SBA ウェブサイト) :

[https://www.sba.gov/sites/default/files/files/rs423\(1\).pdf](https://www.sba.gov/sites/default/files/files/rs423(1).pdf)

クラスター・イニシアティブ(SBA ウェブサイト) :

<https://www.sba.gov/about-sba/sba-initiatives/startup-america/about-startup-america>

スタートアップ・アメリカ(SBA ウェブサイト) :

<https://www.sba.gov/about-sba/sba-initiatives/startup-america/about-startup-america>

2.14.1.8 ベンチャー企業とイノベーション

SBAでは、イノベーション分野において中小企業が大きな役割を果たしている。例えば、2013年において、一定期間(4年)で特許を取得している企業の中でも、中小企業における従業員1人当たりの特許取得数は大企業の16倍であり、中小企業がアメリカのイノベーションを支える原動力となっている。

中小企業に関する基本的な情報(SBA ウェブサイト) :

https://www.sba.gov/sites/default/files/FAQ_March_2014_0.pdf

2.14.2 課題

「アメリカ中小企業白書 2009 年」には、「進行中の中小企業問題と課題」と題された一節が設けられている。当節は毎年度白書に挿入されるわけではないが、ここから、2008 年時点のアメリカ中小企業について、その問題と課題を読み取ることができる。なお、情報技術サービス会社のワズプ・バーコード・テクノロジーズ社 (Wasp Barcode Technologies) が 2015 年に発表した「2015 年中小企業の現状報告 (2015 State of Small Business Report)」においても、以下の課題のうち、優秀な労働力確保、従業員の健康保険、資金調達が、中小企業の重要な課題として挙げられていた。

ワズプ・バーコード・テクノロジーズ社「2015 年中小企業の現状報告」:

<https://www.waspbarcode.com/static/waspbarcode/images/pdf/small-biz-report-0115-web.pdf>

2.14.2.1 景気後退による資金調達への影響

2008 年、金融市場の問題で中小企業の資金調達も影響を受けた。中小企業向け商工融資の貸付基準が引き締められる一方、融資需要も落ち込んだ。さらに、過去の景気停滞局面で景気対策的な効果を発揮してきた SBA の保証付き融資も急激に落ち込んだ。「2015 年中小企業の現状報告」においても、インタビュー調査を実施した 1,000 社以上を超えるアメリカ中小企業の懸念事項の 1 位となっており、依然として景気後退による影響が存在することが読み取れる。また、50 名以下の中小企業ではキャッシュフローの確保も主要懸念事項となっている。

日本貿易振興会「アメリカでの中小企業の事業環境について」(2014 年):

<http://www.jetro.go.jp/world/reports/2014/07001647.html>

2.14.2.2 健康保険と退職年金の提供

中小企業の従業員は健康保険などの手当を受ける可能性が低い。特に、従業員保険を義務付けられている従業員 51 名以上規模の中小企業にとって、健康保険を従業員に提供し、健康保険加入者を増やすにあたってのコスト削減手段をみつけることは最大の懸念事項となっている。また、ジェトロ「アメリカでの中小企業の事業環境について」によると、大企業の 95% が従業員拠出型の年金プランを提供しているのに対し、中小企業の場合はこの比率が 72% であり、中小企業の間で退職年金積立制度の浸透が十分でないとしている。この比率の低さの原因には、退職年金積立制度を提供するために義務付けられている最低拠出額の費用負担 (記録管理費や投資管理専門家の費用など) が大きいことにあり、連邦政府は、退職年金積立制度を導入する中小企業には税額控除を拡大すること、また義務付けられている積立制度への拠出額を引き下げることが検討されている。

ジェトロ「アメリカでの中小企業の事業環境について」(2014年):

http://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/report/07001647/07001647.pdf

2.14.2.3 優秀な労働力の確保

中小企業は、大企業と比較して、報酬格差が高いことから人材の離職が問題化している。特に今後10年でベビーブーム世代が退職し、人材不足・労働力不足が深刻化する恐れがある。その際、中小企業は大企業に対して不利を強いられると予想される。ワプス・バーコード・テクノロジーズ社の調査では、従業員が100名以下の中小企業は少数精鋭主義であるため、大人数雇用に対するニーズが少ないものの、従業員が101～409人規模の中小企業の場合、56%が労働力の確保を重視しており深刻な課題であることが判明した。このため、アメリカでは外国人労働者の合法的移住を奨励する方法を見出す必要があるといわれており、SBAが2014年に提出した「立法方針 (Advocacy 2014 Legislative Principles)」においても、国内の労働者不足に対応して、中小企業における外国人高度技能労働者や季節労働者の雇用の拡大の必要性が訴えられている。

立法方針(SBAウェブサイト):

<https://www.sba.gov/advocacy/advocacy-2014-legislative-principles>

2.14.2.4 国際競争力と新市場

ここ数年、アメリカの輸出は堅調に伸びているが、起業家は輸出分野の可能性を十分に活かしているとは言えない。また、中小企業はその規模力から国外市場に進出する余裕がなかった、あるいは、大企業の下請で輸出に従事することが多かった。さらに、他の貿易大国に比較して、アメリカは非生産コスト(法規制遵守、訴訟経費等)が高いという問題がある。そこで、連邦政府では、これまで実施してきた貿易障壁軽減施策を続行する一方で、非生産コストの削減を目指す必要が生まれている。SBAも中小企業の輸出振興のために、相談や研修、ローンなどのサービスを提供している。具体的に、アメリカの主要都市に設置されている輸出支援センター(Export Assistance Center)には、SBAを始め、商務省などの関係機関の担当者が配置され、輸出を試みる事業者に必要な支援を提供する体制が整えられている。

輸出振興(SBAウェブサイト):

<https://www.sba.gov/category/navigation-structure/exporting-importing>

2.14.2.5 税制

中小企業は、従業員一人について、大企業よりも割高な連邦規制遵守コストを負担しているため、連邦政府は規制弾力化による中小企業保護を推進している。特に、「代替最低課税制度 (AMT)」は、中小企業への影響が増大しており、改革が望まれている。2015年に発表された日本貿易振興機構「アメリカの中小企業のための各種プログラム」によると、中小企業は平均年間総売上が500万ドル以下である場合、AMT免除を受けることができる。尚、3年間の年間総売上の移動平均値が750万ドルの上限を超えると、免除の資格を失う可能性があり、一度その資格を失うと、総売上が再び基準を下回っても、免除を受けることはできない。

また、日本貿易振興機構の「アメリカでの中小企業の事業環境について」によると、税制については中小企業のオンライン販売における売上税の徴収や法人所得税の徴収に関する課題が存在しており、2015年以降にこれらの課題に関する政府措置が取られる可能性があるという。

日本貿易振興会「アメリカの中小企業のための各種プログラム」(2015年):

http://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/report/07001973/07001973.pdf

日本貿易振興会「アメリカでの中小企業の事業環境について」(2014年):

http://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/report/07001647/07001647.pdf

2.14.2.6 連邦調達目標 23%の達成

SBAは中小企業による連邦調達の目標を契約総額の23%に設定しているが、2012年度の実績では、建設業を除いて23%の目標は達成できておらず、契約受注額の拡大が課題となっている。さらに、連邦政府調達額の80%以上は、建設、科学技術専門サービス、事務支援サービス、廃棄物管理・浄化サービスの4分野が占めており、これらの分野の中小企業受注額を上げることが重要としている。

連邦調達目標の達成評価(SBAウェブサイト):

<https://www.sba.gov/content/evaluation-small-business-procurement-goals-established-section-15g-small-business-act>

2.14.2.7 その他

アメリカは国土が広大であるため、経済的に取り残された地域も多く、その支援は現在も実施されているが、今後もその必要性は変わらないと考えられる。

2.15 国と地域間の中小企業施策立案および中小企業支援に関する連携

連邦政府は以下のようなイニシアティブを実施している。

- スタートアップ・インアデイ (Startup in a Day) :

1.7 と同一プログラム。2015 年、オバマ大統領が発表したイニシアティブで、起業家が事業開始にかかる負担軽減を目的とし、地方自治体による、1 日で登記や許認可申請にかかる手続き方法をオンラインで確認できる仕組みの開発、実行、改善に向けた取組を支援するものである。従来、アメリカの起業手続きが非常に煩雑で、起業登録にかかる日数が 6 日で世界最下位 (46 位) として問題になっていた。そこで、これらの手続きを 24 時間以内で完了するようにプロセスを円滑化・迅速化し、アメリカビジネスの拡大を遅らせる要因を排除するために本イニシアティブが設立された。

地方自治体およびネイティブアメリカンコミュニティが対象で、SBA が選考し助成する。2 種類の補助金があり、1 つ目は「スタートスモールモデル (Start Small Model)」と称し、25 地方自治体、および、ネイティブアメリカンコミュニティのみを対象とした追加 2 か所に対して、起業に纏わる諸々の手続き (ライセンスや認可など) を合理化するために各 5 万ドル、総額 150 万ドルの助成が与えられる。もう 1 種類は「ドリームビッグモデル (Dream Big Model)」と称し、他の地方自治体でも利用・応用できるオープンソースソリューションを開発する地方自治体に対して 25 万ドルを助成するものである。なお、後者はロサンゼルスが選出された。

報道発表(SBA ウェブサイト):

<https://www.sba.gov/content/sba-announces-winners-first-ever-startup-day-competition>

Startup in a Day(SBA ウェブサイト):

<https://www.sba.gov/about-sba/sba-initiatives/startup-day>

- スケールアップアメリカイニシアティブ (ScaleUp America Initiative) :

将来的に大きく成長し、雇用創出や経済効果が期待される中小企業の支援を目的とし、地域の起業エコシステムを活用する SBA のイニシアティブである。1 つの地域内での起業ネットワークの構築・強化を重視し、企業が地元にある既存資源や専門性を活用しながら成長することに重点を置く。こうした活動に取り組む地域団体に対して、次の 4 つの活動を対象として助成を行う。

- 成長志向の起業家や中小企業への研修カリキュラムの実施や個別支援
- メンタリングや技術支援

- 成長資金への橋渡し
- 地域内でのネットワーク構築・強化の機会の発掘

2014年9月に、支援地域第1号として、60件の申請に対して、アリゾナ州ツーソンのスタートアップ・ツーソン (StartUp Tucson) やミズーリ州カンザスシティのミズーリ大学カンザスシティ校 (University of Missouri - Kansas City) など8件が選出された。

ScaleUp America Initiative (SBA ウェブサイト) :

<https://www.sba.gov/about-sba/sba-initiatives/ScaleUp-america-initiative>

2.16 国の政策情報の提供・手続きの簡素化

連邦政府はウェブサイトにおいて、国の政策情報を提供している。

- ビジネス USA (Business USA) :

2011年10月の大統領令「アメリカの中小企業と輸出事業者に対する政府公共サービスへの利用簡素化による事業活性化および雇用創出 (Making it Easier for America's Small Businesses and America's Exporters to Access Government Services to Help Them Grow and Hire)」に基づき開設されたウェブサイトで、省庁機関を問わず事業者にとって必要なサービスや情報を一元提供するウェブサイトである。今後も各省庁・機関が情報を追加し、またビジネス界からの利便性に関するフィードバックを受けながら、検証、修正等を繰り返し充実させていくことが予定されている。

Business USA:

<http://business.usa.gov/about-us>

3. 重点的に調査した事業

3.1 国家輸出促進イニシアティブ (National Export Initiative : NEI/NEXT)

3.1.1 国家輸出イニシアティブ (NEI から NEI/NEXT までの流れ)

オバマ政権は、2010年1月27日の一般教書演説で、2010年から5年間に亘って、輸出量を倍増させ、200万人の雇用を創出する「国家輸出促進イニシアティブ (National Export Initiative : NEI)」を打ち出した。本イニシアティブは、国際貿易が経済成長に影響を与えるという理念のもと、アメリカ企業の海外市場参入や国際競争力の育成に政府が総力を挙げて取組、中小企業を含むアメリカ企業の雇用・賃金を拡大するとともに、アメリカの独創的な考え方や価値観、イノベーションを世界中に広めることを目的とするものである¹¹。

NEI は中小企業の輸出促進、連邦政府による輸出拡大支援、通商使節の派遣、連邦政府による商業機会の追求、輸出信用の拡大、マクロ経済の均衡の追求、海外の貿易障壁の削減、サービス貿易の促進といった重要項目を掲げ、商務省をはじめとした20の関係省庁が加わり、アメリカ企業がより海外市場にアクセスできるように取組を行った。その結果、アメリカの輸出はNEIが発足した2009年以降、4年続けて成長し、2013年には過去最高の2.3兆ドル(09年比で44%増)に達した。商務省が2014年に発表した報告書によると、2013年に輸出関連の雇用者数は1,130万人に上り、2009年と比較して160万人増加した¹²。

NEI が一定の成果を上げたことで、ビジネス機会を拡大するために継続的な輸出促進イニシアティブが必要であるとして、2014年5月13日、オバマ大統領はNEIが新たな段階に入ることを発表した。同日、この声明を受けてペニー・プリッカー商務長官(Penny Pritzker)が輸出促進の新政策プログラム「NEI/NEXT」を打ち出した。プリッカー商務長官は、上述したような経済効果を強調しながらも、アメリカ企業のうち輸出を手掛ける企業は全体の5%以下に留まっている現状を打破するために、更に輸出機会を支援する必要性があることから、NEIをNEI/NEXTとして再生することが必要であったとしている¹³。オバマ政権は、NEIの過去4年間の進捗状況や関係省庁・産業界などからのフィードバックを踏まえ、新しく革新的な取組をNEI/NEXTに導入していく方針である。

¹¹ NEI. "National Export Initiative" <http://trade.gov/nei/>

¹² U.S. Department of Commerce. "The Role of Exports in the United States Economy" May 13, 2014. <http://www.trade.gov/neinext/role-of-exports-in-us-economy.pdf>

¹³ U.S. Department of Commerce. "U.S. Secretary of Commerce Penny Pritzker Announces Next Phase of the National Export Initiative -- NEI/NEXT" May 13, 2014. <https://www.commerce.gov/news/press-releases/2014/05/us-secretary-commerce-penny-pritzker-announces-next-phase-national>

3.1.2 NEI の輸出促進に関する取組内容

以下では、NEI における輸出促進のための取組についてその内容を取りまとめた。

3.1.2.1 貿易支援と輸出促進への参画¹⁴

- 輸出カウンセリング：
商務省国際貿易局（International Trade Administration、Department of Commerce：DOC）のアメリカ・海外商業サービス部（U.S. and Foreign Commercial Service）が、海外 70 か国以上で展開する企業の現地サポートや情報提供を実施。NEI が開始した 2010 年以降、アメリカ企業 1 万 6,000 社に対して総額 1,640 億ドルに相当する輸出量について支援を行ない¹⁵、2010 年には 21 万 7,800 人、2011 年には 42 万 9,260 人の新規雇用につながったと試算されている。支援企業の大半を中小企業が占めており、2012 年に支援された 2,718 社の企業のうち 85%（2,300 社）以上が中小企業であった。
- 支援センター（Advocacy Center）：
DOC 主管の支援センターは、海外政府機関等が発注する案件の受注を目指すアメリカ企業に現地の経済状況に関する情報を提供したり、彼らが公正かつ適正に入札手続きを行ったりできるように、貿易視察団の派遣等を介して海外政府機関に直接的に働きかけて問題を解決する。2014 年 2 月時点で 28 名の地域担当スタッフ（regional manager）と海外スタッフを擁しており、世界 127 か国でおよそ 800 件の発注案件を取り扱っている。同センターの支援により、2010 年 3 月以降、228 件（2,216 億ドル相当）の受注獲得に繋がり、そのうちの 21.4%を零細企業および中小企業が受注した。
- 貿易使節団の派遣：
DOC は、2010 年 3 月以降、55 か国への 135 回に及ぶ貿易視察団の派遣を行った他、3 万 8,000 人以上の海外バイヤーをアメリカ国内の展示会に招致して貿易機会の拡大に大きく寄与している。DOC 以外の省庁も類似の取組を実施しており、例えば、貿易開発庁（Trade and Development Agency）は、アメリカ国内の設計・製造現場を公開する逆貿易使節団（reverse trade mission）を積極的に実施しており、2012 年には 79 回のイベントを開催し、アメリカ企業 3,400 社に 450 人以上の海外バイヤーと商談する機会を提供した。

¹⁴ NEI. "National Export Initiative" <http://trade.gov/nei/>

¹⁵ ITA の米国・海外商業サービス部が 1 万 6,000 社に対して総額 1,640 億ドルを支援したという情報は、（商務省が 2013 年に発表した最新データから来ているため）2012 年までの情報だと思われる。
<http://www.kentucky.com/opinion/op-ed/article44410905.html>

NEI では上記の他にも、政府横断型輸出支援活動の実施や輸出企業に対するノウハウの提供などが行われていた。約 20 の省庁機関が直接的・間接的に貿易支援に携わっており、そのなかでも、国務省（Department of State）、農務省（Department of Agriculture : USDA）、商務省（DOC）、財務省（Department of the Treasury）、輸出入銀行（Export-Import Bank）、海外民間投資公社（Overseas Private Investment Corporation : OPIC）、SBA、通称代表部（Office of the U.S. Trade Representative : USTR）の 9 組織が直接的な支援に関与している¹⁶。

また、NEI を地域レベルで実行し大都市圏の輸出成長の原動力とするために、DOC 主管でロサンゼルス（カリフォルニア州）、ポートランド（オレゴン州）、ミネアポリス（ミネソタ州）、シラキュース（ニューヨーク州）の 4 地域でパイロットプロジェクト「大都市圏輸出イニシアティブ（Metropolitan Export Initiative）」が実施された。これは、地域特産の物品・サービスの輸出促進計画の策定および実施を行わせるというもので、同パイロットプロジェクトが終了した現在（2015 年）、これらの地域においては、輸出促進計画を本格的に実施するための人員・リソースを確保する動きがみられている¹⁷。

3.1.2.2 輸出企業に対する金融支援

中小企業への海外投資支援に関わる公的金融機関として、USDA や SBA、輸出入銀行、OPIC などが金融支援を担当。農業品目を輸出する事業者への金融支援については、USDA が独自に貿易保険・信用保証などの金融支援を提供しており、2012 年には 60 億ドル（そのうち 55 億ドルは信用保証）を金融支援プログラムに拠出した¹⁸。非農業品目への金融支援を担当する輸出入銀行では、NEI が打ち出された 2010 年以降、中小企業への投資支援が増加し、2012 年には 3,300 社の中小企業に対して、総額 61 億ドルの輸出向け貿易保険・信用保証を提供し、2010 年比で 2 倍程の増加となっている。この 3,300 社のうち 650 社以上が輸出入銀行と初めて取引を行っている。また、OPIC は、2011 年に 28 億ドルに相当する海外投資支援を行い、そのうち 10 億ドルを中小企業への支援に割り当てた他、SBA では、金融支援プログラムを介して、2010 年から 2012 年にわたって 3,500 社の中小企業に 2,400 件以上の金融支援（保証）を行い、この支援によって 34 億ドルの販売

¹⁶ Congressional Research Service. "U.S. Government Agencies Involved in Export Promotion: Overview and Issues for Congress" January 31, 2013. <https://www.fas.org/sgp/crs/misc/R41495.pdf> p.2

¹⁷ The Brookings Institution. "Building the Next Economy From the Bottom-Up: The Metropolitan Export Initiative" Date Unknown <http://www.brookings.edu/about/projects/state-metro-innovation/mei>

¹⁸ 2009 年は 58 億ドル、2010 年は 35 億ドル、2011 年は 45 億ドルと変動があるが、2006 年からの拠出額を包括してみると金融支援プログラムへの拠出金額は増加している。

効果に繋がったと報告している¹⁹。

直接融資や貿易保険・信用保証の他にも海外投資のスペシャリストを育成するプログラムも実施されている。例えば SBA では、2010 年 3 月以降、全米各地の中小企業開発センター（Small Business Development Center : SBDC）に在籍する 273 名のカウンセラーを対象に、初めて海外市場に参入しようと試みる中小企業からの相談への対応スキルを習得するための研修を行った他、136 名のカウンセラーに上級認定国際ビジネス専門家（advanced Certified Global Business Professional）の資格を取得させることで、海外投資支援サービスの強化を狙っている。

3.1.2.3 自由で公正な市場アクセスの確保

アメリカ大統領直轄機関のアメリカ通商代表部（Office of the U.S. Trade Representative）が中心的な役割を担い、貿易協定の実施状況、市場アクセス状況、知的財産権保護に関する監視を積極的に行い、貿易障壁の解消または撤廃のための外交交渉に取り組んでいる。NEI 始動後、以下の重要な通商協定に関する動向が見られた。

- 2012 年 8 月に、世界貿易機構（World Trade Organization）加盟国と協力してロシアの WTO 加盟入りを実現し、対ロシア貿易の正常化を図り、アメリカ企業のロシア市場へのアクセスを向上させた。
- 2012 年 9 月の APEC 首脳会議において、2015 年末までに環境物品 54 品目の実行関税率を 5%以下に引き下げることに合意した。この合意によって、10 億ドル以上に相当するアメリカの輸出品目が関税撤廃による恩恵を受けるとされており、2014 年度末の輸出倍増目標達成に寄与したとされる。
- 環太平洋パートナーシップ（Trans-Pacific Partnership）協定に向けて、アジア太平洋諸国との交渉に取り組んだ。カナダとメキシコも同協定の交渉に参加しており、アメリカ企業にとってさらに輸出を拡大する機会になると予測されている。

その他、2012 年 2 月には、大統領令によって政府横断型組織である省庁間貿易執行センター（Interagency Trade Enforcement Center）が立ち上げられ、各省庁から専門知識や外国語スキルに富んだ専門家集団が集結し、WTO 紛争解決手続による二国間協議要請（WTO 提訴）の支援を行うなどアメリカの貿易権利を確保する基盤構築・強化を行った。また、DOC では貿易協定順守プログラム（Trade

¹⁹ Congressional Research Service. "U.S. Government Agencies Involved in Export Promotion: Overview and Issues for Congress" January 31, 2013. <https://www.fas.org/sgp/crs/misc/R41495.pdf> p.10

Agreements Compliance Program) が立ち上がり、外国政府に対して協定順守と市場アクセスに関して 980 件の申し立てを行い、400 以上の品目について非関税障壁の撤廃・削減を実現した。このうち 37%以上の件数については、中小企業を支援する目的で申し立てが行われている。

3.1.3 NEI/NEXT の輸出促進に関する取組内容

NEI を引き継いだ NEI/NEXT では、海外市場における商機拡大に向けて以下の 5 つの戦略をとっている。

- アメリカ企業への海外市場に関する適切な情報・支援の提供
- 輸出入の手続きの簡素化・一元化による国際輸送の環境整備
- 輸出企業に対する金融支援の拡大
- 州・地方都市の輸出促進と輸出を啓蒙するための投資促進
- 自由貿易協定や貿易円滑協定の推進等による輸出機会の提供

具体的な施策としては、アフリカ諸国とのビジネスを促進する「アフリカとのビジネス促進キャンペーン (The Doing Business in Africa Campaign)」を始めとした貿易イニシアティブを活用して、新興国など特定市場の拡大を促進すること、輸出入の手続きを簡素化・統一化して国際物流を簡易にかつ低コスト化すること、海外投資支援に関して金融機関や企業を教育し公的金融支援へのアクセスを拡大すること、海外からのアメリカへの直接投資を促進するためプログラム「セレクト USA (Select US)」を活用すること、諸外国に関税等での手続きを迅速に進める「貿易円滑化協定 (Trade Facilitation Agreement)」や新たな自由貿易協定の締結を提案することなどが挙げられている。なお NEI/NEXT の立ち上げ発表から日が浅いこともあり、各省庁の詳細なプログラムに関する情報は 2015 年 12 月現在、限定的となっている²⁰。

3.1.4 NEI および NEI/NEXT の政策評価および統計データ

NEI による経済的効果については、DOC が 2014 年に発表した「アメリカ経済における輸出産業の役割 (The Role of Exports in the United States Economy)」が詳細を記載しており、政策前後の輸出額や雇用創出の変化について定量的データをもとに総体的にまとめている²¹。以下に紹介する項目はその一部である。但し、これらの情報では企業規模別に評価をしていないため、中小企業に限定した影響を測るこ

²⁰ U.S. Trade Promotion Coordinating Committee & Export Promotion Cabinet. "National Export Initiative, NEXT, Strategic Framework" May 13, 2014.
<http://www.trade.gov/neinext/neinext-strategic-framework.pdf>, p.3

²¹ U.S. Department of Commerce. "The Role of Exports in the United States Economy" May 13, 2014.
<http://www.trade.gov/neinext/role-of-exports-in-us-economy.pdf>

とは困難となっている。なお、本レポートでは、NEI が近年の輸出額や新規雇用者数の増加に大きく寄与しており、今後も、各省庁機関に対して輸出産業を経済成長戦略の要にするというインセンティブをもたらすと分析している。

また、NEI/NEXT については開始して間もないため政策評価に関する情報は無いものの、①アメリカの輸出額、②中小企業、マイノリティや女性の経営する企業を含んだアメリカの輸出企業数や、新規輸出参入企業数、③一国以上に輸出しているアメリカ企業数、④新興国および貿易合意市場への輸出額の 4 つの指標が評価基準となると発表している²²。

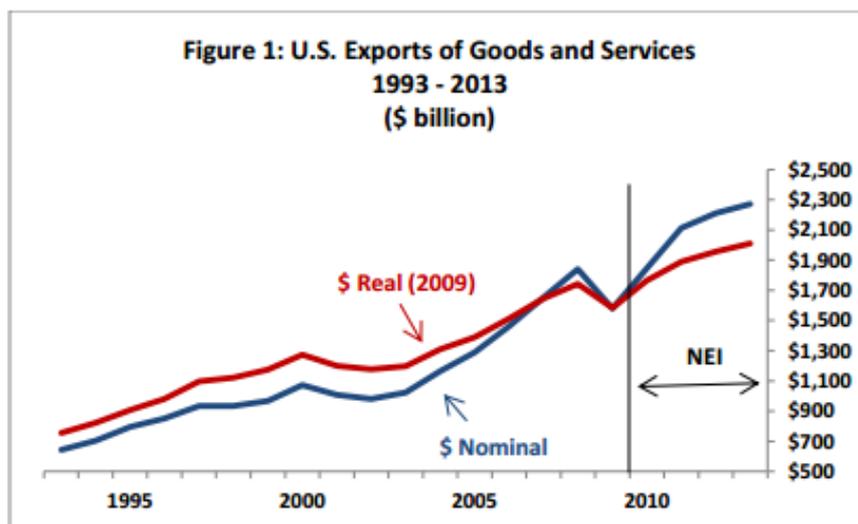
3.1.5 輸出額の増加

アメリカの輸出額は 2013 年に 2.3 兆ドルを超えて過去最高額となり、NEI 開始前の 2009 年と比較すると 44%増加した（物価変動の影響を除いた増加率は 27%）。企業規模別にみると、輸出事業者の大半を中小企業（従業員 500 人未満）が占めており、2012 年の統計データでは、輸出事業を行う企業の 98%（29 万 8,000 社）が中小企業で、2002 年比で 27%増加した。但し、輸出額（Value of Exports）で見ると、3 分の 2 を大企業が占めている。タイプ別で見ると製造業者が事業者数の 60%を占めているが、輸出額に占める割合は 25%に留まっている。また輸出事業者の 58.6%が一国としか取引しておらず、企業規模が小さいほど取引国数は少なくなっている。

2013 年時点で、物品（Goods）に関する輸出国は 230 か国におよび、そのうち第 1 位のカナダ（3,000 億ドル）と第 2 位のメキシコ（2,260 億ドル）が 3 分の 1 以上を占めている。中国への輸出額は第 3 位（1,220 億ドル）であるが、増加率だけで見ると諸外国から突出している。物品別にみると、2013 年には主に自動車・トラックとその部品、航空機とそのエンジンや部品を含む輸送関連機器について著しい輸出額増加がみられ、2009 年と比較して 986 億ドル（輸出増加総額の 18.9%）となった。また石油・石炭製品の輸出も大きく伸び、777 億ドル（増加額全体の 14.9%）となっている。さらに、化学製品、コンピュータ・電子機器、機械（電気機械除く）も、それぞれ 400 億ドルから 500 億ドルの増加がみられ、輸出増加総額の 8%~9%を占める結果となっている。

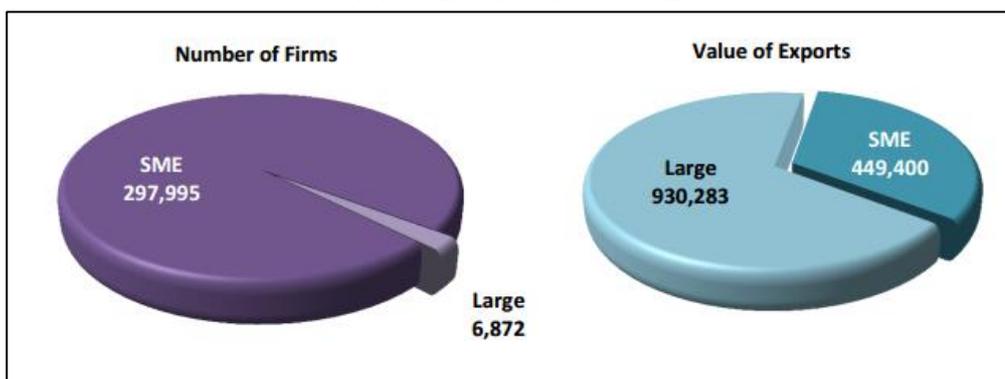
²² U.S. Trade Promotion Coordinating Committee & Export Promotion Cabinet. "National Export Initiative, NEXT, Strategic Framework" May 13, 2014.
http://www.trade.gov/neinext/neinext-strategic-framework.pdf_p.18

図表 3 アメリカの財とサービスの輸出額（1993年～2013年）（単位：10億ドル）



出所：DOC

図表 4 企業規模別輸出事業者の数と輸出額（2012年）



出所：DOC

3.1.6 雇用創出への寄与

輸出関連雇用は2013年に1,130万人に上り、2009年と比較して160万人増加した。この数値は、データが収集され始めた1993年から2013年の間において最大の増加数となっている。2013年の雇用者数の内訳をみると、物品（Goods）の輸出関連雇用が710万人（2009年比110万人増）で、サービス関連の輸出関連雇用が420万人（雇用増加数は過去最大）であった。なお、物品の輸出関連雇用は、2009年から増加した雇用者数160万人のうち3分の2程度を占めている。

図表 5 2009～2013 年の輸出関連の雇用数推移（合計、物品、サービス別）（単位：百万人）

	Total	Goods	Services
2009(R)	9.7	6.0	3.6
2010(R)	10.2	6.5	3.7
2011(R)	10.9	6.9	4.0
2012(R)	11.1	7.0	4.0
2013(P)	11.3	7.1	4.2

出所：アメリカ国際貿易局（International Trade Administration）が労働統計局（Bureau of Labor Statistics）や経済分析局（Bureau of Economic Analysis）、国勢調査局（Bureau of the Census）の 2013 年度データを引用して作成

注：(R) とは 2009 から 2012 年のデータが修正（Revise）された数値である。
(P) 2013 年のデータは予備的（Preliminary）の数値である。

3.1.7 NEI への批判的な意見

NEI の成果を批判的に見る向きもあり、今後の政策について大幅な見直しを求める声もある。例えば、2013 年 5 月に全米中小企業協会（National Small Business Association : NSBA）と中小輸出業者協会（Small Business Exporters Association : SBEA）が、アメリカの中小企業 500 社を対象に行った調査では、NEI を含むオバマ政権の輸出支援政策の中で、輸出事業の展開に役立ったものはないと回答する中小企業が 35%に及んだ。また、政府行政監査院（Government Accountability Office）は、各省庁の輸出支援政策に関する知識が十分に中小企業に行き届いていないことで資金的・技術的・人的なリソース不足に悩む企業が存在することを指摘し、関係省庁間で連携・協力した貿易施策を推進するべきであるとの見解を示している²³。

²³ Wall Street Journal. "GAO Study Finds Fault With Export Program" August 14, 2013. <http://online.wsj.com/article/SB10001424127887323446404579011211897029196.html>

3.2 ScaleUp America Initiative

3.2.1 イニシアティブの概要

スケールアップアメリカイニシアティブ（ScaleUp America Initiative）は、中小企業庁（Small Business Administration : SBA）長官のマリア・コントレラス・スウィート（Maria Contreras-Sweet）氏が就任後の2014年6月に発表したSBAイニシアティブである²⁴。本イニシアティブが打ち出された背景には、近年の人口動態の変化に伴い、女性やラテン系、アフリカ系、アジア系、先住民、退役軍人、高齢者、社会的または経済的に不利な立場にある経営者などが起業家の多数を占めるようになったことにある。中小企業がアメリカの成長基盤を形成するなかで、彼らが経済成長と雇用創出に果たす役割は重要であるとの認識のもと、これらのグループが事業拡大に必要な資本にアクセスできない状況を解決し、性別、人種、年齢、出身地などではなく、会社の信用力（実績や売上など）を審査して支援を提供する枠組みを構築することを目的とする。本イニシアティブは、SBAが選出した15の地域パートナー（2015年時点）と連携し、年間売上高15～70万ドルの潜在的成長力のある中小企業を選定し、事業拡大のために様々な事業支援を提供するという内容である²⁵。

スケールアップアメリカイニシアティブで提供される事業支援は以下のとおり。

- 起業家研修カリキュラム

スタートアップ企業や中小企業が事業拡大をする際に直面する様々な課題に対応するための研修プログラムを提供するほか、事業プロセス、戦略、資金調達、マーケティング、人材、指導力、契約、市場・製品開発計画などに関する成長戦略を策定する支援を行う。

- マネジメント支援

個別サポートやメンタリング、テクニカルサポートを通じて、情報に基づいた市場調査分析や事業戦略開発の支援、売上向上や戦略パートナーを見つけるための支援などを行う。

- 資本アクセス支援

融資パッケージ（loan package）の草案作成支援、地域の金融機関とのマッチングイベント開催、エンジェル投資家やベンチャーファンド向けのピッチイベントに向けた支援を行う。

- コネクション構築・強化支援

経営者を集めた円卓会議の開催、諮問機関（advisory boards）の設置、ジョイン

²⁴ SBA. "Entrepreneurial Equality: New Tools for a More Inclusive SBA" June 10, 2014. <https://www.sba.gov/content/entrepreneurial-equality-new-tools-more-inclusive-sba>

²⁵ SBA. "ScaleUp America Initiative" Date Unknown. <https://www.sba.gov/about-sba/sba-initiatives/ScaleUp-america-initiative>

トベンチャーの候補企業や地域の製造業者・サプライヤー、地域の連邦資金リソースパートナー等とのコネクション構築および強化を行う。

3.2.2 地域パートナー

2014年9月には、60以上のコミュニティが本イニシアティブに申請し、そのうち8機関（コミュニティ）が地域パートナーとして選出された。さらに2015年9月には追加の7機関が選出された。以下にその概要を表に示す。

3.2.2.1 2014年選出地域パートナー²⁶

組織名	助成金額
組織情報および支援内容	
1	<p>スタートアップ・タクソン (Startup Tucson) ²⁷ 対象地域：アリゾナ州ツーソン</p> <p>144万ドル（5年間）</p> <p>2011年に創業した非営利組織（Non-Profit Organization：NPO）である。スタートアップを脱し次の成長ステージへと向かう際に、起業直後とは異なる課題に直面する民間NPOやITベンチャーを支援する。具体的には、ハッカソンイベントの開催、投資家とのマッチングなどの活動を行い、地域の起業家エコシステムづくりに貢献する。本イニシアティブを介して、14週にわたる「スライブ・ネクスト・アクセリレータープログラム（Thrive Next accelerator program）」を開催し、第1回目には10名の起業家にトレーニングおよびメンターシップを提供した²⁸。</p>
2	<p>ノースフロリダ大学 (University of North Florida) ²⁹ 対象地域：フロリダ州ジャクソンビル大都市圏</p> <p>160万ドル（5年間）³⁰</p> <p>1965年に創立した州立大学である。本イニシアティブでは、個人事業主やベンチャー企業を対象に、研修プログラムやマネジメント支援、ニーズに応じた支援を提供し、研修修了後には、必要に応じて資金調達やネットワーク強化といった支援も行う。2015年に37名が参加した。参加者の業種は飲食、コンサルタント、IT、ヘルスケア、教育・サービスなど幅広い³¹。</p>

²⁶ SBA. "SBA Announces Support for Eight ScaleUp Communities, Spurring Job Creation for Growth-Oriented Small Businesses" September 30, 2014.
<https://www.sba.gov/content/sba-announces-support-eight-scaleup-communities-spurring-job-creation-growth-oriented-small>

²⁷ <http://startuptucson.org>

²⁸ Arizona SCHITECH. "Startup Tucson awarded \$1.44 Million, Five-Year ScaleUp America Contract Launches Thrive Next Growth Accelerator For Program" Date Unknown.
<http://azscitech.com/startup-tucson-awarded-1-44-million-five-year-scaleup-america-contract-launches-thrive-next-growth-accelerator-program/>

²⁹ <http://www.ScaleUpnorthflorida.com>

³⁰ UNF. "UNF Awarded \$1.6M to Support ScaleUp America Business Development Program" October 8, 2014.

[https://www.unf.edu/publicrelations/media_relations/press/2014/UNF_Awarded_\\$1_6M_to_Support_ScaleUp_America_Business_Development_Program.aspx](https://www.unf.edu/publicrelations/media_relations/press/2014/UNF_Awarded_$1_6M_to_Support_ScaleUp_America_Business_Development_Program.aspx)

³¹ <http://www.ScaleUpnorthflorida.com>

	組織名	助成金額
	組織情報および支援内容	
	ミズーリ大学カンザスシティ校 (University of Missouri, Kansas City) ³² 対象地域：ミズーリ州カンザスシティ	30 万ドル (1 年間) (5 年間の可能性有)
3	同大学のイノベーションセンターは、大学・一般企業を対象に起業家をサポートする様々な地域密着型のプログラム、ネットワークを提供している ³³ 。本イニシアティブでは、カウフマン基金 (Kauffman Foundation) のファストトラックシリーズ (「FastTrac Listening to Your Business」や「FastTrac Growth Venture」) と呼ばれる研修プログラムを提供しており、参加企業は個別指導やメンタリング、エネルギー・環境保護・政府調達・国際貿易に関するワークショップを通して事業計画を立案し、資金調達のための財務評価を受ける。2015 年 1 月には第 1 グループとして 15 社 ³⁴ 、同年 6 月には第 2 グループとして 17 社が ³⁵ 選出された。	
	女性事業開発センター (Women's Business Development Center) ³⁶ 対象地域：イリノイ州オーロラ	不明
4	1986 年創立の NPO で、27 名の専門スタッフが在籍する。政府系 NPO や女性が率いる中小企業を対象に事業成長の促進支援や融資へのアクセスを提供し、これまでにシカゴ地域で 6 万 6,000 人以上の女性をサポートした実績がある他、6 州に 14 か所の助成事業支援センターを立ち上げるなど影響力が高い。本イニシアティブでは、「利益への計画 (Plan for Profit)」という 12 週間のプログラムを提供しており、参加者は個別のコンサルティングやメンタリングを受けたり、ネットワークイベントに参加したりできる。2015 年 6 月に 11 名の起業家が第 2 回目のプログラムを修了した ³⁷ 。	

³² UMKC. "You already know success. Get visible and get ready to scale" Date Unknown.
<http://info.umkc.edu/sbtdc/ScaleUp-kansas-city/>

³³ U.S.SourceLink. "UMKC Innovation Center Selected by SBA for ScaleUp America Program" October 2, 2014.

<http://www.ussourcelink.com/media-center/newsroom/2014/10/02/umkc-innovation-center-selected-by-sba-for-ScaleUp-america-program>

³⁴ KCSourcelink. "Meet the First Class of ScaleUp! Kansas City" January 27, 2015.

<http://www.kcsourcelink.com/blog/blog/2015/01/27/meet-the-first-class-of-ScaleUp!-kansas-city>

³⁵ KCSourcelink. "ScaleUp! Kansas City Reveals Second Cohort" July 30, 2015.

<http://www.kcsourcelink.com/blog/blog/2015/07/30/ScaleUp!-kansas-city-reveals-second-cohort>

³⁶ <https://www.wbdc.org>

³⁷ Women's Business Development Center."WBDC-Aurora" Date Unknown.

<http://www.wbdc.org/MediaCenter/PressReleases/SecondScaleUpGraduation.aspx>

	組織名	助成金額
	組織情報および支援内容	
5	ユア・マネージメント・チーム社 (Your Management Team, Inc.) ³⁸ 対象地域：オハイオ州中心部	140 万ドル (5 年間)
	2008 年に、NPO の「女性の中小事業アクセリレーター (Women's Small Business Accelerator)」設立にもかかわったマリー・マッカーシー氏 (Mary McCarthy) が設立した企業で、女性の中小企業者を支援している ³⁹ 。本イニシアティブでは、「起業家エクステンジ (Entrepreneur Exchange)」と呼ばれる 9 か月のトレーニングプログラムを実施し、リーダーシップおよびマネジメントワークショップ、マーケティングおよび販売ワークショップ、公認会計士による四半期ごとの経理調査を行う。1 年間で 30 企業を受け入れている。	
6	サプライチェーン・ビジョン社 (Supply Chain Visions LLC) ⁴⁰ 対象地域：バージニア州ロアノーク	不明
	2003 年に創業した企業支援専門コンサルティング会社である。本イニシアティブでは、16 モジュール講座のトレーニングカリキュラムを提供する他、集中プログラム、ピアツーピア (peer-to-peer) ラーニング、資金調達のためのワークショップ、ネットワーキング機会を提供する。2015 年 1 月に第 1 グループとして 12 企業を選出した ⁴¹ 。	
7	サプライチェーン・ビジョン社 (Supply Chain Visions LLC) ⁴² 対象地域：メイン州ポートランド	不明
	2003 年に創業した企業支援専門コンサルティング会社である。本イニシアティブでは、南メイン大学 (University of Southern Maine) やゴーハム・セービング銀行 (Gorham Savings Bank)、起業開発のためのメイン州センター (Maine Center for Entrepreneurial Development)、ブラックストーン・アクセレレーツ・グロース (Blackstone Accelerates Growth) と連携して、起業後期にある新興成長企業を対象に支援を行う。これまでに 14 企業を選出し、2015 年 1 月から支援プログラムを開始している。同年春に 2 回目の募集を行った ⁴³ 。	

³⁸ <http://www.yourmanagementteam.com>

³⁹ Columbus Business First.” Up Next: Mary McCarthy | President, Your Management Team Inc.” November 30, 2012.

<http://www.bizjournals.com/columbus/print-edition/2012/10/12/up-next-mary-mccarthy-president.html>

⁴⁰ <http://www.supplychainvisions.com>; 同社は 2 地域について契約している。2015 年の新たな組織は 1 組織につき 1 地域の契約とされた。

⁴¹ PR Newswire” Supply Chain Visions kicks off SBA ScaleUp Roanoke Valley” August 3, 2015.

<http://www.prnewswire.com/news-releases/supply-chain-visions-kicks-off-sba-scaleup-roanoke-valley-300017715.html>

⁴² <http://www.supplychainvisions.com>; 同社は 2 地域について契約している。2015 年の新たな組織は 1 組織につき 1 地域の契約とされた。

⁴³ PR Newswire” Supply Chain Visions kicks off SBA ScaleUp Greater Portland” August 3, 2015.

<http://www.prnewswire.com/news-releases/supply-chain-visions-kicks-off-sba-scaleup-greater-portland-300017935.html>

	組織名	助成金額
	組織情報および支援内容	
8	アドバンテージ・ウェスト・エコノミック・ディベロップメントグループ (Advantage West Economic Development Group) ⁴⁴ 対象地域：ノースカロライナ州西部	120 万ドル (5 年間)
	ノースカロライナ州西部の経済開発機構で、1990 年代から 21 年間にわたり活動し続けていたが、2015 年にノースカロライナ州からの助成廃止により閉鎖した。そのため、同州に本拠地を置く NPO のマウンテン・ビズワーク (Mountain BizWorks ⁴⁵) が本イニシアティブを引き継いで実施している。マウンテン・ビズワークは地域の中小企業の支援を専門に行い、本イニシアティブでは、農村地域や支援に恵まれない中小企業を対象に短期集中プログラムやリーダーシップ開発プログラムを提供する。	

3.2.2.2 2015 年選出地域パートナー⁴⁶

	組織名	助成金額
	組織情報および支援内容	
1	エンタープライズセンター (The Enterprise Center) ⁴⁷ 対象地域：ペンシルベニア州グレートフィラデルフィア地域	119.7 万ドル (5 年間)
	1989 年に創業した NPO で中小企業への教育・支援プログラムやオフィスレンタルなどを行う。本イニシアティブでは、中小企業者を対象に 12 週間の総合的なカリキュラムを提供し、その後 6 か月にわたって、個別メンタリングやテクニカル支援、各種イベントへの参加機会を提供する。25 名の中小企業経営者を選出し、2016 年 1 月からプログラムを開始する予定である ⁴⁸ 。	
2	グレート・ダラス・ヒスパニック商工会議所 (Greater Dallas Hispanic Chamber of Commerce) ⁴⁹ 対象地域：テキサス州ダラス・フォートワース	120 万ドル (5 年間)
	1939 年にメキシコ人商工会議所として設立され、地域のマイノリティ経営者会員向けに支援を行っている。本イニシアティブでは、4 時間にわたる交流ワークショップ、SWOT 分析および予備審査 (readiness assessment) を経て、10 の集中ワークショップや市場調査研究、CEO との意見交換、メンタリング、ビジネスマッチング、個別のテクニカル支援を提供する。2015 年 12 月現在、参加者を受け付けている。	

⁴⁴ <http://www.advantagewest.com>; ウェブサイト (現在は閉鎖中されたがレガシーとして公開中)

⁴⁵ <http://www.mountainbizworks.org>

⁴⁶ SBA. "SBA Scales Up Growth-Oriented Entrepreneurs to Maximize Job Creation" September 10, 2015.

https://www.sba.gov/content/sba-scales-growth-oriented-entrepreneurs-maximize-job-creation_

⁴⁷ <http://theenterprisecenter.com>

⁴⁸ The Philadelphia Tribune "Enterprise Center lines up businesses for ScaleUp push" December 15, 2015.

http://www.phillytrib.com/news/enterprise-center-lines-up-businesses-for-ScaleUp-push/article_cd2be9c2-89f4-5a6b-8e7c-b0574249a4e2.html

⁴⁹ <http://www.gdhcc.com>

	組織名	助成金額
	組織情報および支援内容	
	ナッシュビルエリア商工会議所 (Nashville Area Chamber of Commerce) ⁵⁰ 対象地域：テネシー州中部	103.6 万ドル (5 年間)
3	1847 年に創設されたナッシュビル地域の商工会議所で、本イニシアティブでは、データに基づいた市場調査手法やメンタリングなど 12 週間にわたるカリキュラムを提供する他、参加事業者に対して、資本およびファンディングの最適化のための財務分析を行う。年間に 2 グループへのプログラムを実施する予定で、2015 年 12 月現在、第 1 回目の参加者を選出している ⁵¹ 。	
	スタートアップ・ジャンキー・コンサルティング社 (Startup Junkie Consulting) ⁵² 対象地域：オザーク山地地域 (アーカンソー州北西部、オクラホマ州北東部、ミズーリ州南西部)	
4	中小企業支援専門の会社で、創設者であるジェフ・アメリン氏 (Jeff Amerine) は、アーカンソー州における起業家エコシステム形成に関わる重要人物とされている。本イニシアティブでは、潜在的成長性の高い中小企業、特に、スタートアップや初期段階から次の成長ステージに進もうとする女性やマイノリティ、退役軍人が経営する事業に対して、官民パートナーシップの強化をテーマとして、アーカンソー大学 (University of Arkansas) ビジネスカレッジの 45 時間にわたる起業プログラム・カリキュラムを提供する他、メンタリング・カウンセリングやその他支援の提供、資本へのアクセス、融資申請支援、エンジェルやベンチャーキャピタルとのイベント企画、その他ネットワーク構築を支援する。2015 年に約 40 の応募企業から 14 企業を選出し、同年 11 月に開講イベントを行った。選ばれた企業経営者の 79% が女性、マイノリティあるいは退役軍人である。今後は 1 年間で 2 グループに対してプログラムを実施する ⁵³ 。	
	サプライチェーン・ビスタス社 (Supply Chain Vistas) ⁵⁴ 対象地域：ペンシルベニア州中部北部	115.6 万ドル (5 年間)
5	前述したサプライチェーン・ビジョン社 (Supply Chain Visions LLC) のファミリー企業で、企業支援専門コンサルティング会社である。本イニシアティブでは、中小企業を対象に、起業家カリキュラム、成長戦略立案、市場調査、資本へのアクセス機会などを提供する。スケールアップアメリカ・イニシアティブに参画後、「ScaleUp North Central Pennsylvania」と銘打ち、参加企業を募集中である (2015 年 12 月現在)。	

⁵⁰ <http://www.ScaleUpnashville.com>; <http://www.nashvillechamber.com>

⁵¹ Nashville Chamber Blog "New Program Expands Services For Middle TN Small Businesses" October 29, 2015.

<http://www.nashvillechamber.com/Homepage/NewsEvents/Blog/lindsay-cs-chamber-blog/2015/10/29/new-program-expands-services-for-middle-tn-small-businesses>

⁵² <http://www.startupjunkieconsulting.com>

⁵³ Ampob "Startup Junkie Chooses 14 for ScaleUp Ozarks" October 31, 2015

<http://ampob.com/startup-junkie-chooses-14-for-scaleup-ozarks/>

⁵⁴ <http://www.ScaleUp-ncpa.com>; <http://www.vistashubzone.com>

	組織名	助成金額
	組織情報および支援内容	
6	サーストン郡経済開発機構ビジネスリソースセンター (Thurston Economic Development Council Business Resource Center) ⁵⁵ 対象地域：ワシントン州サーストン郡	98.2 万ドル (5 年間)
	1982年に設立された経済開発機関である。本イニシアティブでは、中小企業、特に従来から不利な立場にある退役軍人や女性、先住民を対象に10数週間にわたる授業カリキュラムを提供する他、テクニカルサポートやコーチング、メンタリング、民間投資家とのマッチングや地域でのネットワーク機会の提供などを行う。2015年12月時点で参加者を20名募集している。	
7	テキサス大学パンアメリカ校 (The University of Texas-Pan America) ⁵⁶ 対象地域：マッカレン・エディンバーグ・ミッション大都市圏	120 万ドル (5 年間)
	1927年に創立した大規模州立大学で、中小企業開発センター (Small Business Development Center)、調達テクニカルアシスタンスセンター (Procurement Technical Assistance Center)、退役軍人ビジネスアウトリーチセンター (Veterans Business Outreach) などを有して中小企業家を長年にわたって支援してきた。2015年にテキサス大学リオグランデバレー校 (University of Texas Rio Grande Valley) に統合・改称した。本イニシアティブを介して、中小企業経営者を対象に、3か月間の起業家研修 (週1回)、個別の助言、事業計画と融資申請の準備支援、地元の資金提供者の紹介を提供する他、ネットワーキングやビジネスマッチングのイベントを開催する。2016年2月から第1回目のプログラムを開講予定で、参加企業を募集している ⁵⁷ 。	

3.2.3 政策評価

SBAの「2016年度予算概要および2014年度実績報告書 (FY 2016 Congressional Budget Justification and FY2014 Annual Performance Report)」によると、SBAは、2015年度に本イニシアティブ成果を評価する予定とのことである⁵⁸。

なお、地域パートナーのノースフロリダ大学は、本イニシアティブの評価指標として、参加企業の満足度や地域の雇用創造、売上高増加、新しい市場の発見、資本投資、参加企業の健全な利益などが用いられると予測している⁵⁹。同大学は定量的な

⁵⁵ <http://www.thurstonedc.com/about/>; <http://ScaleUpthurston.org>

⁵⁶ http://www.utrgv.edu/en-us/research/services/economic-development/ScaleUp_

⁵⁷ Facebook <https://www.facebook.com/UTRGV-ScaleUp-Hidalgo-County-TX-159084971109314/>

⁵⁸ SBA “FY 2016 Congressional Budget Justification And FY2014 Annual Performance Report” Date Unknown

https://www.sba.gov/sites/default/files/files/1-FY_2016_CBJ_FY_2014_APR_508.pdf p.31

⁵⁹ UNF “UNF Awarded \$1.6M to Support ScaleUp America Business Development Program” October 8, 2014.

[https://www.unf.edu/publicrelations/media_relations/press/2014/UNF_Awarded_\\$1_6M_to_Support_ScaleUp_America_Business_Development_Program.aspx](https://www.unf.edu/publicrelations/media_relations/press/2014/UNF_Awarded_$1_6M_to_Support_ScaleUp_America_Business_Development_Program.aspx)

成果データを公開していないものの、2015年のプログラムに参加した37名について、事業目標の実現に向けて着々と歩みを進めており、支援効果が出ていると発表している⁶⁰。

⁶⁰ <http://www.sjcfll.us/EconomicDevelopment/media/2015/ScaleUpProgram.pdf>

中華人民共和國

目 次

【中 国】

1. 制度の概要	431
1.1 中小企業の定義とその根拠法令等.....	431
1.2 中小企業をとりまく環境と中小企業の実態.....	432
1.3 中小企業関連法（代表的なものとその特徴）	433
1.4 中小企業政策の立案と実施	435
1.5 中小企業政策における財政支出状況（予算規模等）	442
1.6 中央政府と地方政府の役割分担.....	442
1.7 各国における中小企業政策の方向性.....	442
1.8 政策評価	442
2. 個別の中小企業施策.....	443
2.1 金融（融資、投資・出資、信用保証、その他）	443
2.2 税制（設備投資、事業承継、技術開発、その他）	450
2.3 支援体制（情報提供、相談・アドバイス、その他）	451
2.4 既存の中小企業に対する経営資源の確保の支援（研究開発技術、IT 対応、販路開拓、 新分野進出、その他）	453
2.5 創業支援（創業支援、VC、税制、教育、KPI、その他）	457
2.6 中小企業に関わる公正な取引の推進、市場の整備（下請代金支払遅延等防止法、官 公需）	458
2.7 地域中小企業政策（産業集積、NPO 支援、事業承継・廃業、その他）	458
2.8 国際化支援（海外投資支援、貿易の振興、情報提供、その他）	461
2.9 中小企業に関する雇用・労働対策（雇用上の特例、その他）	463
2.10 中小企業の組織化およびネットワーク化への支援（商工会議所、協同組合、ネット ワーク支援、その他）	463
2.11 小規模事業者対策.....	465
2.12 マイノリティ・女性に関する支援.....	465
2.13 セーフティネット.....	466
2.14 中小企業の特徴と課題（資金調達、人材育成、その他）	466
2.15 国と地域間の中小企業施策立案および中小企業支援に関する連携.....	467
2.16 国の政策情報の提供・手続きの簡素化.....	467

VII 中華人民共和国

1. 制度の概要

1.1 中小企業の定義とその根拠法令等

中国における中小企業の定義は、工業と情報化部国家経済貿易委員会、国家統計局、国家発展改革委員会、財務部が2011年6月18日に交付した「中小企業分割型標準規定」(中小企業划型标准规定)に準拠しており、そこでは中小企業に中型、小型および微型3種類の型が定められている。その規定は公布の日から施行され、同時に2003年2月19日に交付された「中小企業標準暫定施行規定」を廃止した。

図表 1 「中小企業分割型標準規定」における中国中小企業の定義

業種	分類指標	単位	中型	小型	微型
農、林、畜産、漁業	売上高(Y)	万元	$500 \leq Y < 20000$	$50 \leq Y < 500$	$Y < 50$
工業*	従業員数(X)	人	$300 \leq X < 1000$	$20 \leq X < 300$	$X < 20$
	売上高(Y)	万元	$2000 \leq Y < 40000$	$300 \leq Y < 2000$	$Y < 300$
建設業	売上高(Y)	万元	$6000 \leq Y < 80000$	$300 \leq Y < 6000$	$Y < 300$
	総資産(Z)	万元	$5000 \leq Z < 80000$	$300 \leq Z < 5000$	$Z < 300$
卸売業	従業員数(X)	人	$20 \leq X < 200$	$5 \leq X < 20$	$X < 5$
	売上高(Y)	万元	$5000 \leq Y < 40000$	$1000 \leq Y < 5000$	$Y < 1000$
小売業	従業員数(X)	人	$50 \leq X < 300$	$10 \leq X < 50$	$X < 10$
	売上高(Y)	万元	$500 \leq Y < 20000$	$100 \leq Y < 500$	$Y < 100$
交通運輸業*	従業員数(X)	人	$300 \leq X < 1000$	$20 \leq X < 300$	$X < 20$
	売上高(Y)	万元	$3000 \leq Y < 30000$	$200 \leq Y < 3000$	$Y < 200$
倉庫業	従業員数(X)	人	$100 \leq X < 200$	$20 \leq X < 100$	$X < 20$
	売上高(Y)	万元	$1000 \leq Y < 30000$	$100 \leq Y < 1000$	$Y < 100$
郵政業	従業員数(X)	人	$300 \leq X < 1000$	$20 \leq X < 300$	$X < 20$
	売上高(Y)	万元	$2000 \leq Y < 30000$	$100 \leq Y < 2000$	$Y < 100$
宿泊業	従業員数(X)	人	$100 \leq X < 300$	$10 \leq X < 100$	$X < 10$
	売上高(Y)	万元	$2000 \leq Y < 10000$	$100 \leq Y < 2000$	$Y < 100$
飲食業	従業員数(X)	人	$100 \leq X < 300$	$10 \leq X < 100$	$X < 10$
	売上高(Y)	万元	$2000 \leq Y < 10000$	$100 \leq Y < 2000$	$Y < 100$
情報通信業*	従業員数(X)	人	$100 \leq X < 2000$	$10 \leq X < 100$	$X < 10$
	売上高(Y)	万元	$1000 \leq Y < 100000$	$100 \leq Y < 1000$	$Y < 100$
ソフトウェアと情報技術サービス業	従業員数(X)	人	$100 \leq X < 300$	$10 \leq X < 100$	$X < 10$
	売上高(Y)	万元	$1000 \leq Y < 10000$	$50 \leq Y < 1000$	$Y < 50$
不動産開発経営	売上高(Y)	万元	$1000 \leq Y < 200000$	$100 \leq Y < 1000$	$Y < 100$
	総資産(Z)	万元	$5000 \leq Z < 10000$	$2000 \leq Z < 5000$	$Z < 2000$
不動産管理	従業員数(X)	人	$300 \leq X < 1000$	$100 \leq X < 300$	$X < 100$
	売上高(Y)	万元	$1000 \leq Y < 5000$	$500 \leq Y < 1000$	$Y < 500$
リースやビジネスサービス業	従業員数(X)	人	$100 \leq X < 300$	$10 \leq X < 100$	$X < 10$
	総資産(Z)	万元	$8000 \leq Z < 120000$	$100 \leq Z < 8000$	$Z < 100$
その他産業の記載なし*	従業員数(X)	人	$100 \leq X < 300$	$10 \leq X < 100$	$X < 10$

* 該当業種の分類は中国標準産業分類である。

※各業種の「中、小型企業」は列挙した指標の下限を同時に満たす必要があり、そうでなければ次のファイル分類に。「微型企業」はそのうち1つの条件を満たせばよい。

出所：中央政府のポータルサイト「中小企業分割型標準規定についてお知らせ（关于印发中小企业划型标准规定的通知）」より作成 http://www.gov.cn/zwgk/2011-07/04/content_1898747.htm
国家統計局ウェブサイト「統計上大中小微型企業划分办法（国家统计局关于印发统计上大中小微型企业划分办法的通知）」より作成
http://www.stats.gov.cn/tjsj/tjbz/201109/t20110909_8669.html

1.2 中小企業をとりまく環境と中小企業の実態

1.2.1 中小企業に関する報告書および統計データ

中国では、いわゆる中小企業白書は存在しないが、中国経済に占める中小企業の重要性から、様々な機関より関連報告書や年鑑が発行されている。主な資料は以下のとおりである。

1.2.1.1 中国統計年鑑（中国統計年鑑¹）

中華人民共和国国家統計局（中华人民共和国国家统计局）では、中国における様々な統計データを公開している。2015年10月現在、1997年から2014年までの「中国統計年鑑」をインターネットで閲覧できる。業種別の幅広いデータを取り揃えており、工業分野に限っては大型・中型・小型および微型企業の4分類に分けたデータを入手できる。

1.2.1.2 全国経済センサス年鑑（全国經濟普查年鑑）

中華人民共和国国家統計局（中华人民共和国国家统计局）は、全国經濟センサスを、2004年、2008年、2013年に実施しており、それぞれの結果は、「中国經濟センサス年鑑 2004」「中国經濟センサス年鑑 2008」として出版されている。「中国經濟センサス年鑑 2013」は、編纂中である。年鑑は、紙媒体およびCD-ROMで作成され、一次集計結果が掲載されている。工業分野に限っては大型・中型・小型および微型企業の4分類別のデータが入手可能である。

1.2.1.3 中国中小企業年鑑（中国中小企業年鑑）

中小企業司による編集のもと、1997年より毎年「中国中小企業年鑑」が出版されている。2008年より、中国中小企業發展年鑑（中国中小企業发展年鑑）から中国中小企業年鑑（中国中小企业年鑑）へと名称変更した。

本年鑑は、中小企業に焦点を当てた唯一の年鑑であり、重要人物による中小企業に関する発言主旨、重要文献、全国中小企業の発展の概要、国による支援、中小企業の政策と措置、各地による中小企業についての改革と発展の概況、中小企業の統計資料、政策法規、調査研究と実践、中小企業の管理部門やサービス機関

¹ <http://www.stats.gov.cn/tjsj/ndsjs/>

の紹介、年度中小企業仕事年表とフォトニュース等について、とりまとめられている。

1.2.1.4 中国中小企業発展報告（中国中小企业发展报告）

中小企業司による編集のもと、2000年より毎年出版されている報告書である。中国中小企業協会、中小企業司、中国社会科学院中小企業研究センター、江南大学中小企業発展・管理研院、安徽省淮南师范学院中小企業研究センターの共同研究で作成されている。中小企業の発展をテーマに、環境分析、発展方策等について検討を行っている。

1.3 中小企業関連法（代表的なものとその特徴）

1.3.1 基本法

1.3.1.1 中小企業促進法（中小企业促进法²）

中国における中小企業に関する最初の法律として「中華人民共和国中小企業促進法（中华人民共和国中小企业促进法）」（以下「促進法」）が2002年6月に公布され、2003年1月1日より施行されている。この「促進法」では第1条にて、「中小企業の経営環境を改善し、中小企業の健全な発展を促進し、都市および農村の就業を拡大し、国民経済および社会の発展における中小企業の重要な役割を発揮させる」ことを規定している。

この「促進法」においては、社会的ニーズを満たし、雇用を増やし、国の産業政策に適合する中小企業であれば、法的に平等に扱われ、国は平等に奨励・支援・保護することがうたわれている。

また、中小企業に対する以下5分野に対する支援を奨励している。

- ① 運営資金獲得
- ② 創業
- ③ 技術力向上
- ④ 市場開拓
- ⑤ 中小企業運営に対する各種サービス提供

上述の「促進法」の制定により、中小企業に対して包括的な優遇措置が取られているわけではないものの、この「促進法」による奨励ないし支援の資金的裏付けとして、第10条において「中小企業発展基金（中小企业发展基金）」設立を規定している。これにより、実質的に中小企業の運営資金獲得を支援することとなる。

この発展基金は「中小企業発展専項基金（中小企业发展专项资金）」、基金収益、

² http://www.gov.cn/banshi/2005-08/31/content_68738.htm

寄付等で構成され、寄付については税制優遇によって促進される。

上述の「促進法」第13条によると、中小企業発展基金による支援内容は以下8項目である。

- ① ビジネスコンサルティングサービス
- ② 中小企業信用保証制度のサポート設立
- ③ 技術革新サポート
- ④ 専門知識の高度化、大企業との連携奨励
- ⑤ 中小企業の人材育成、情報コンサルティング、その他の作業サポート
- ⑥ 国際市場開拓支援
- ⑦ クリーナプロダクションの実現
- ⑧ その他の事項

第14条、15条においては、中国人民銀行、各種金融機関、各商業銀行および信用組合に対して、中小企業に対する金融サービスの改善を行うことを定めている。

2002年に公布された促進法は、徐々に経済情勢に適合できなくなったため、新たに「中小企業分割型標準規定」が施行された。企業を大、中、小、微型のグループに分類して、特に微型企業の発展によい環境の内容となっている。2014年2月、全国人民代表大会の財政経済委員会がリードして「中小企業促進法」の改定業務に着手しており、現在、全国人民代表大会関係者が全国各地に修正過程の状況調査を開始している。改正法は、中小企業の資金調達問題および合理的な権利を保護する内容となる見込みである。

1.3.2 その他関連法

1.3.2.1 郷鎮企業法（乡镇企业法³）

1996年10月、「郷鎮企業法」が採択・公布され、1997年1月1日から施行された。郷鎮企業の定義は第2条で制定されており、「農村集団経済組織又は農民の投資を主とし、郷鎮で設立する農業支援義務を負う各種企業」であるとしている。

「郷鎮企業法」では、中小型の郷鎮企業に対する優遇措置が定められており、その対象となるのは、中小型の郷鎮企業のうち、「集団所有制郷鎮企業で設立初期に明らかに経営が困難であるもの」、「少数民族地区・辺境地区・貧困地区に設立したもの」、「穀・飼料および肉類の加工・保管および他の地域での販売を行うもの」、「国の産業政策から特別な支援が必要なもの」である。これらの企業に対しては、一定期間の減税措置のほか、国家の関連金融機関からの優先的融資や、見込みがあるが資金調達が難しい企業に対して優遇貸付が規定されている（同法第19条および第20条）。

³ http://www.gov.cn/banshi/2005-06/01/content_3432.htm

1.3.2.2 個人・私営など非公有制経済発展の奨励支援と指導に関する若干の意見(国务院关于鼓励支持和引导个体私营等非公有制经济发展的若干意见⁴⁾(2005年)

2005年2月19日、国务院によって「個人・私営など非公有制経済発展の奨励支援と指導に関する若干の意見」が公布され、本意見において中小企業促進法で制定された内容の推進が行われた。国有企業以外の企業（民営、外資系など）も経済の発展と税収の増加に多く貢献するようになったため、当時の中央政府は民営、外資系をも発展させようと計画したものである。

「国家中小企業発展資金」の設立、創業間もない企業のためのサービス支援、さらに、非公有制中小企業が有する特徴に即した情報提供・技術サービス提供のためのプラットフォーム構築などが挙げられる。

1.3.2.3 中小企業の発展促進に関する若干の意見(国务院关于进一步促进中小企业发展的若干意见⁵⁾)

国务院常務会議における発表を受け、国务院は2009年9月19日に「中小企業の発展促進に関する若干の意見」を公布した。その背景として、中小企業における国全体の就業状況に対する貢献が大型企業より高くなったことに注目し、当時の中央政府は中小企業をさらに育成し発展させようと計画したものである。ここでは、以下の7項目について定められている。

- ① 中小企業の発展に有利な良好な環境をさらに作り出す
- ② 中小企業の資金調達難を切実に緩和する
- ③ 中小企業に対する財政サポートを強化する
- ④ 中小企業の技術進歩と構造調整を加速する
- ⑤ 中小企業の市場開拓を支持する
- ⑥ 中小企業に対するサービスの改善に努める
- ⑦ 中小企業の経営管理水準を高める

1.4 中小企業政策の立案と実施

1.4.1 政策立案機関

1.4.1.1 工業和信息化部中小企業司(工业和信息化部中小企業司⁶⁾)

中小企業に関する政策立案機関は「中小企業司」である。中小企業司は、中華人民共和国史上初めて中小企業の改革および発展に取り組む政府機関であり、日本の「中小企業庁」に相当する。全国各地域、あらゆる所有制様式の中小企業を管理する総合機能部門であり、1998年7月、日本の経済産業省に相当する「国家

⁴ http://www.gov.cn/zwgk/2005-08/12/content_21691.htm

⁵ http://www.gov.cn/zwgk/2009-09/22/content_1423510.htm

⁶ <http://qys.miit.gov.cn/>

経済貿易委員会（国家经济贸易委員会）」が設立され、その傘下に設置された。

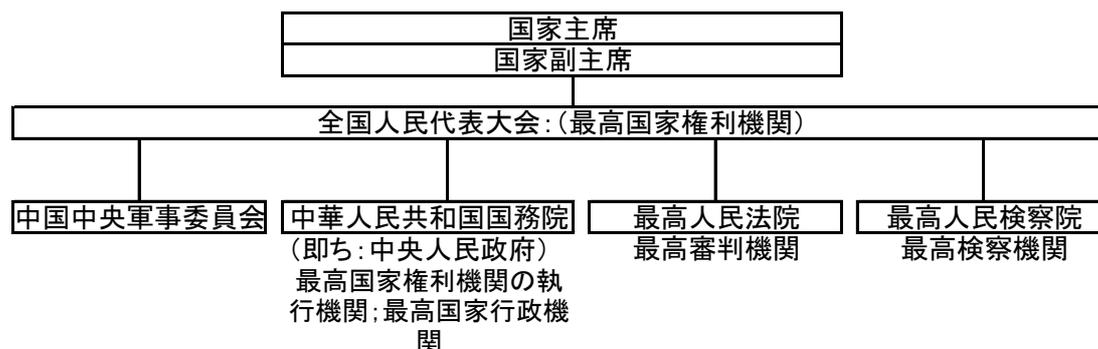
2003年の行政改革により、「国家経済貿易委員会」が「商務部（商務部）」と「国家發展改革委員会（国家发展和改革委员会）」に分かれ、「国家發展改革委員会」の傘下に入った。その後、2008年にさらに構造改革があり、現在は「工業情報化部（工業信息化部）」の傘下にある。

中小企業司の職責⁷は、以下の4点である。

- ① 非国有經濟發展と関連のある問題を検討し、所有制企業の公平な競争、共同の發展を促すこと
- ② 中小企業の發展を支援する政策と具体的措置を検討・提出し、中小企業の發展に向けてマクロの面からの指導と支援に注力すること
- ③ 中小企業の国際協力を指導・促進し、中小企業のサービスシステムを健全化・充実させること
- ④ 中小企業および非国有經濟の發展における問題解決に取り組むこと

現在、中小企業司では、主に中小企業の関係機関との連携促進、国際交流・協力推進のほか、前述の「中小企業年鑑」「中小企業發展報告」等の各種年鑑・報告書の編集・研究・監修などを行っている。

図表 2 中国国家機関 組織図



出所：中華人民共和国人民政府ウェブサイトより三菱総合研究所作成
http://www.gov.cn/gjjg/2005-08/28/content_27083.htm

⁷ 情報収集元：中小企業司ウェブサイト：<http://zxqys.ndrc.gov.cn/jgsz/default.html>

図表 3 中国政府機関 組織図



出所：中華人民共和國人民政府ウェブサイト、中華人民共和國工業信息化部ウェブサイトより三菱総合研究所作成

中華人民共和國人民政府ウェブサイト (http://www.gov.cn/gjjg/2005-08/01/content_18608.htm)

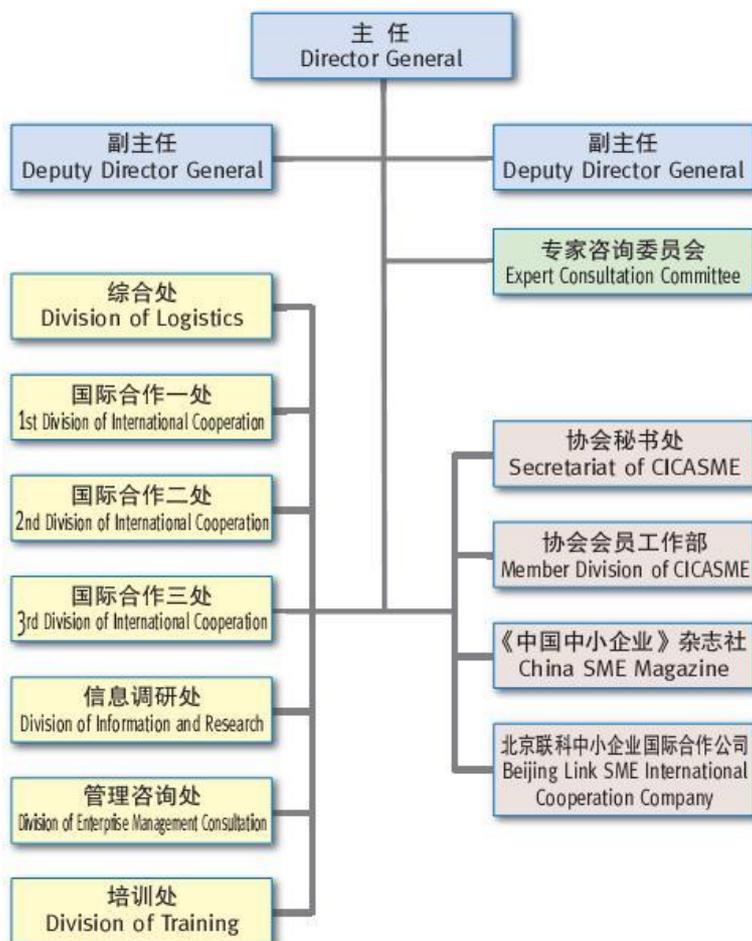
中華人民共和國工業信息化部ウェブサイト (<http://www.miit.gov.cn/>)

1.4.2 政策実施機関

1.4.2.1 中国中小企業発展促進センター（中国中小企业发展促进中心⁸）

中小企業発展促進センターは、1986年に設立された工業信息化部直属の政策実施機関である。中小企業経営者を対象としたフェアやフォーラムの開催、人材育成研修、「中小企業年鑑」の編集、業種別マニュアルの作成等、実務者に向けた情報・サービス提供を行っており、日本における「中小企業基盤整備機構」に類似した組織である。

図表 4 中国中小企業発展促進センター 組織図



出所：中国中小企業発展促進センターウェブサイト
http://www.chinasmc.org.cn/aboutus.asp?column_cat_id=44
<http://www.sme.gov.cn/web/assembly/action/browsePage.do?channelID=1303020965652&contentID=1303698645541>
 中華人民共和国工業信息化部ウェブサイト (<http://www.miit.gov.cn/>)

8

<http://www.sme.gov.cn/web/assembly/action/browsePage.do?channelID=1303020965652&contentID=1303698645506>

1.4.2.2 中国中小企業国際合作協会（中国中小企业国际合作协会⁹）

中国中小企業国際協力協会は、工業信息化部直属の政策実施機関であり、1990年に設立された。協会会員に対して、中小企業の海外展開を促進する役割を担っており、また、「中国中小企業」「中小企業年鑑」「中国業種別企業百選」等の編集・発行を行っている。日本における「中小企業基盤整備機構」に類似した組織であるとともに、「日本貿易振興機構（JETRO）」の性格も有している。

1.4.2.2.1 提供サービス内容

協会では、会員に対して以下のようなサービスを提供している。

- 調査研究、政策交流、政策提言
 - ・中小企業の海外展開に関する調査研究レポートの提供
 - ・政策情報の提供
- 対外ビジネスの交流促進
 - ・外国政府や関連機関、協会等との優先的なサービス享受
 - ・視察等の案内
 - ・対外投資に関するアドバイス
- 企業付加価値サービス
 - ・各種展覧会や、コンサルティングサービスの無償提供
- 人材開発と情報提供
 - ・各種研修および講演会への招聘
 - ・年会等を通じた会員間ネットワークの構築
- 宣伝支援サービス
 - ・協会発行雑誌「中国中小企業」への自社宣伝無料掲載
 - ・雑誌「中国中小企業」の配布

1.4.2.2.2 会費

会費は以下のとおりである。

- ・企業会員年会費：800 元
- ・団体会員年会費：500 元
- ・企業理事会年会費：1500 元
- ・常務理事会年会費：2000 元

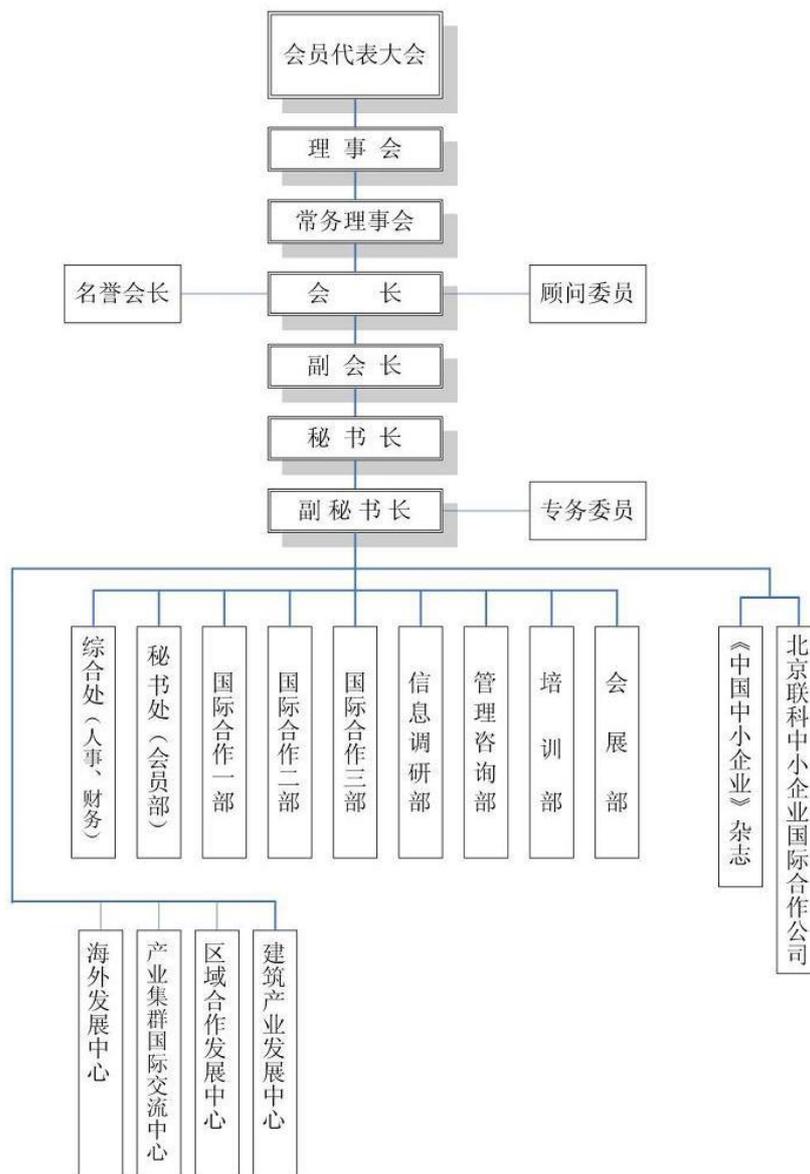
年会費の納付は、年払いでも5年一括でもよい。

⁹ <http://www.chinasme.org.cn/>

图表 5 中国中小企业国际合作协会 组织图

中国中小企业国际合作协会

2009-5-12



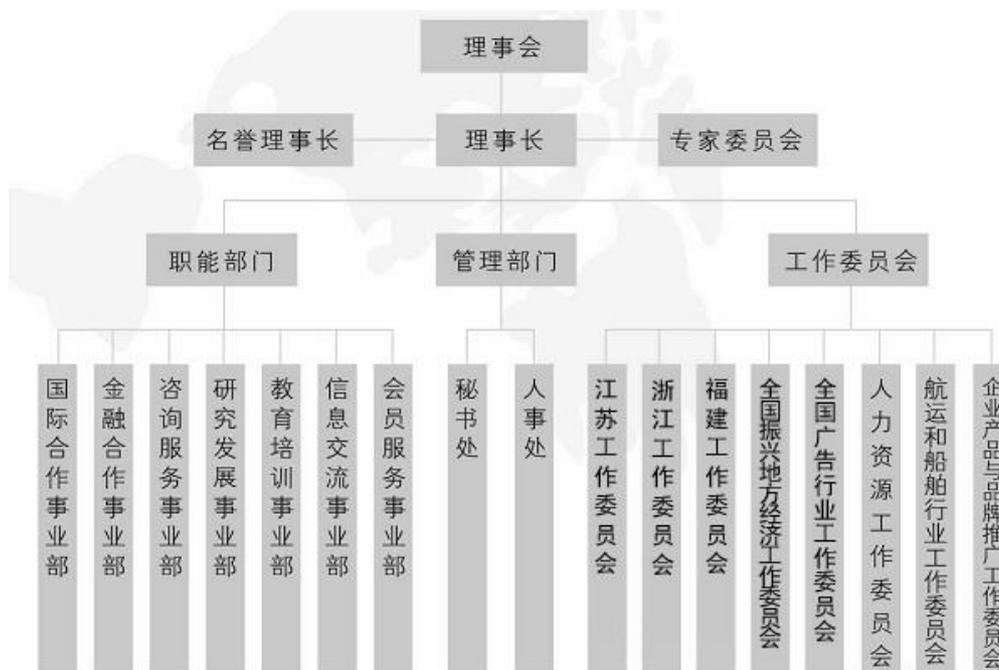
出所：中国中小企业国际合作协会ウェブサイト

http://www.chinasme.org.cn/org/aboutus.asp?column_cat_id=98

1.4.2.3 中小企業協力発展促進センター（中小企业合作发展促进中心¹⁰）

中小企業協力発展促進センターは、全国中小企業理事会の傘下にある政策実施機関である。全国中小企業理事会は、中国国内の中小企業で構成され、同センターは、中小企業のための市場情報提供、投資・融資、人材紹介および人材育成、国際取引連携、法的・財務的アドバイス、権利保護サービスの提供を行っており、日本における「全国中小企業団体中央会」に類似した組織である。

図表 6 中小企業協力発展促進センター 組織図



出所：中国中小企業国際合作協会ウェブサイト <http://www.smec.org.cn/about.asp?typeId=207>

¹⁰ <http://www.smec.org.cn/>

1.5 中小企業政策における財政支出状況（予算規模等¹¹）

2014年5月27日、国務院新聞発表会における、工業和信息化部の中小企業司副司長である許科敏の発表では、2014年に国の中小企業の発展専項資金総規模は115億元であり、強化する具体的な支援領域はサービス体系支援、融資環境プロジェクト、科学技術の革新、国際協力であった。

1.6 中央政府と地方政府の役割分担

中小企業促進法に基づき、中小企業司では地域横断的な支援を実施している。また中央政府による政策実施機関として、中小企業発展促進センターおよび中国中小企業国際合作協会が存在するが、企業の国際展開促進や広域的なネットワークづくりや人材育成など、地域を越えた活動に対する支援策が主である。

また、この中小企業促進法では地方政府に対する中小企業支援のサービス改善を求めているものの、全国画一的な支援が行われてはおらず、各省政府がそれぞれの経済環境や地域の中小企業の状況に応じた各種支援を行っている。

1.7 各国における中小企業政策の方向性

各国における中小企業施策の方向性に関する内容は、存在しない。

1.8 政策評価

政策評価に関する施策は、存在しない。

¹¹ http://finance.ifeng.com/a/20140527/12419120_0.shtml

2. 個別の中小企業施策

2.1 金融（融資、投資・出資、信用保証、その他）

2.1.1 融資

2.1.1.1 中国民生銀行（中国民生银行¹²）

中華全国工商業企業連合会は、非国有企業への融資を目的として「中国民生銀行」を1996年に開設した。中国民生銀行では、国有商業銀行のシステム内部に、主として中小企業を対象とする金融機関である中小企業信用貸し部を設立している。

2.1.1.2 国務院による発表

当時の中国国務院総理である温家宝氏は2009年8月19日、国務院常務会議において、国際金融危機の影響を受け、2008年下半年以降、中小企業の生産・経営が困難な状況に陥っていることを受け、中小企業の発展促進について6つの措置を講じることを発表した¹³。そのうちのひとつとして、融資に関する発言があり、ここでは「中小企業の融資難緩和（切实缓解中小企业融资难）」が挙げられている。その中で融資に関わる内容は、以下の5点である。

- ① 各地域が中小企業に対する貸付リスク補償基金を設置し、金融機関の中小企業向け貸付の増分に応じて一定の補助を行うことを奨励する。
- ② 商業銀行による中小企業貸付業務に対して差別化監督・管理政策を実施する。
- ③ 「創業板市場（新興企業向け株式市場）」の創設を加速させ、中小企業の直接融資の規模を拡大する。
- ④ 中小企業に対する短期融資とグループ起債の発行規模を拡大させる。
- ⑤ 中央、地方財政が出資し、企業と共同で多層的な中小企業貸付担保基金や担保機関を設立する。

さらに、2015年7月31日に開催された国務院常務委員会において、李克強総理は、金融業界の改革発展速度を加速させ、公共資源を統合した取引のためのプラットフォームを構築し、効率的で透明性のある資源配分を促進させるとした¹⁴。また、小・微型企業や三農問題の解決に取り組むとした。

その中で融資に関わる内容は、以下の5点である。

- ① 政府、銀行および貸付担保機関が合同で、リスクを分担するメカニズムと持続可能な協力モデルを確立する。政府系担保基金を設立し、必要に応じて銀行等金融機関の融資リスクに合理的な補償を与える。

¹² <http://www.cmbc.com.cn/>

¹³ http://www.gov.cn/lhdh/2009-08/19/content_1396544.htm

¹⁴ http://www.gov.cn/guowuyuan/2015-07/31/content_2906892.htm

- ② 国の貸付担保基金を創設する。3年以内に政府主導による省クラス機構の基本的な実現を目指す。貸付担保機関と共同して、幾重にもリスク分散のシステムを構築する。
- ③ 省、地方都市級に重点を置き、政府出資を中心とした貸付担保機構を創設し、微型企業と「三農」問題解決に当たる。貸付担保機関の合併再編による経営力の強化を奨励する。
- ④ 財政支援を強化し、貸付担保機関に対する営業税の免除や引当金の税引き前控除政策を実行する。法律面では、低質権登録と質権保護と損失回復における合法的な保護を提供する。
- ⑤ 政府系貸付担保と再保証機構に対する収益性の要求を弱める。小・微型企業と「三農」に対する貸付担保のリスク許容を拡大し、保証業務料金基準の引き下げを推進する。融資保証機関のイノベーションを推進し、金融リスクを抑制するために、長期的資金調達標準的なメカニズムを確立する。

2.1.1.3 中小企業の発展促進に関する若干の意見（国务院关于进一步促进中小企业发展的若干意见¹⁵⁾

国务院常务会议における発表を受け、国院は2009年9月19日に「中小企業の発展促進に関する若干の意見（国务院关于进一步促进中小企业发展的若干意见）」を公布した。そのうち、融資に関する内容として「中小企業の融資難緩和（切实缓解中小企业融资难）」が挙げられている。

- ① 小企業の発展を支持する金融政策の全面的具現化
小企業の信用貸付審査体系を完備し、中小企業に対する貸付リスク補償基金を設置し、金融機関が小企業向け貸付の増分に応じて一定の補助を行う。
- ② 中小企業に対する金融業務の強化と改善
国有商業銀行や合資銀行は中小企業向けの金融サービスを行うフランチャイズ機関を設置し、信用業務システム改善・長期融資の比重を徐々に高める。中小企業に融資を行う商業銀行に対して差別化規制措置を実行する。
- ③ 中小企業の資金調達ルートさらなる拡大
中小企業の資金調達チャンネルを広げるべく、「創業板市場（新興企業向け株式市場）」の創設を加速させ、中小企業の直接融資の規模を拡大する。また、関係省庁や地方自治体に対してベンチャーキャピタルの設立を支援する。

¹⁵⁾ http://www.gov.cn/zwggk/2009-09/22/content_1423510.htm

2.1.1.4 小型および微型企業の健全な発展を支援するための意見（国务院关于进一步支持小型および微型企业健康发展的意见¹⁶）

2010年から、中央政府は、企業の創新・イノベーションにとって、小企業ないし微型企業の役割が最重要であると認識し始めた。これにより国务院は、2012年4月19日に「小型および微型企業の健全な発展を支援するための意見（国务院关于进一步支持小型および微型企业健康发展的意见）」を公布した。この中で、小型および微型企業における経営圧力、コスト上昇、融資の難しさおよび税の偏重などに関する内容として「小微企业の資金調達問題の緩和（切实缓解中小企业融资难）」が挙げられた。

- ① 小型および微型企業の発展を支える各金融政策の実行
- ② 小金融機関の発展速度増強
- ③ 融資ルートの拡大
- ④ 小型および微型企業の信用保証サービスの強化
- ⑤ 小型および微型企業の融資サービス内容の規範化

2.1.1.5 工業信息化部部長による記者発表¹⁷

工業信息化部当時の李毅中部長（任期：2008年3月～2012年12月）は、「中小企業の発展促進に関する若干の意見」の実施や中小企業の発展促進などについて記者の取材に答えており、そのうち中小企業の融資チャネルを拡大する方策として、以下のように答えている。

- ① 中小企業の上場や資金調達を積極的に援助するため、中小企業板市場や創業板市場を拡大する。
- ② 中小企業の直接融資のチャネルを拡大すべく、中小企業に融資する金融機関を支援する。
- ③ 中小企業の株式市場を活発化させるべく、北京、上海、広州を中小企業の所有権、財産権、株式、債券等の取引サービスを行うパイロットプロジェクト地域とする。
- ④ 中小企業がプロジェクトファイナンスとして、グループで起債することを奨励する。実際、北京・深セン・大連の省市では、中小企業のグループ起債に成功しており、発行総額は18.2億元になる。

¹⁶ http://www.gov.cn/zwgc/2012-04/26/content_2123937.htm

¹⁷ <http://www.miit.gov.cn/n11293472/n11293832/n12768560/12859349.html>

2.1.1.6 労働集約型中小企業の健全な発展を促進するための指導意見（关于促进劳动密集型中小企业健康发展的指导意见¹⁸）

「中小企業の発展促進に関する若干の意見」を徹底させるため、2013年12月31日に公布された。そのうち、労働集約型の中小企業が直面している問題の緩和に向けて以下の措置を取るとしている。

- ① 融資難を緩和する。
- ② 銀行業金融機関から労働集約型中小企業に対する融資規模を拡大し、労働集約型中小企業の経営を適正化する。
- ③ 金融機関と小型および微型企業間で締結する契約書の印紙税を免除する。
- ④ 融資コンサルティング業務を拡大し、銀行と企業の結びつきの多様性を拡大する。
- ⑤ 信用保証機関、保険機関の労働集約型中小企業に対するサービス力向上を奨励し、条件を満足した中小企業信用担保機構には優遇税制を適用する。

2.1.2 投資、出資

2.1.2.1 中小企業発展専門資金管理暫定弁法に関する通知（关于印发《中小企业发展专项资金管理暂行办法》的通知）財建〔2015〕458号¹⁹

中小企業発展専門資金の管理と、資金の使用効率向上のため、2015年7月17日に交付された。これによると「中小企業発展専門資金」（以下、専門資金）は、中央財政予算から拠出され、中小企業の発展環境の整備、地方においては少数民族間の取引の促進と産業育成のために創設された資金である。主な拠出領域は下記のとおりである。

- ① 小型と微型企業の創業と育成を目的とした地域作り。
- ② 中小企業の革新的な経営活動の支援、融資保証および国内取引信用保険、展示会参加支援など。
- ③ 民族間の取引と少数民族ごとの重点産業育成。
- ④ 重点地域として、下記の地域を指定。
- ⑤ 内モンゴル、広西、チベット、寧夏、新疆の5つの民族自治区、貴州省、雲南省、青海省の3つの多民族省、吉林省、湖北省、湖南省、四川省、甘肅省の5つの民族自治州。

¹⁸ <http://www.miit.gov.cn/n11293472/n11293832/n12843926/n13917012/15845134.html>

¹⁹ http://www.gov.cn/xinwen/2015-07/28/content_2904166.htm

2.1.2.2 工業信息化部部長による記者発表²⁰

「中小企業の発展促進に関する若干の意見」を受け、工業信息化部の李毅中部長は、「中小企業の発展促進に関する若干の意見」の実施や中小企業の発展促進などについて記者の取材に答えており、そのうち中小企業に対する投資を促す方策として、インセンティブ税制、財政支援、ベンチャーキャピタル引導基金を設立するなどし、ベンチャーキャピタルによる中小企業投資を支援することに言及している。

2.1.3 信用保証

2.1.3.1 中小企業の発展促進に関する若干の意見（国务院关于进一步促进中小企业发展的若干意见²¹）

国務院は2009年9月19日に「中小企業の発展促進に関する若干の意見（国务院关于进一步促进中小企业发展的若干意见）」を公布した。そのうち、信用保証に関する内容として「中小企業の融資難緩和（切实缓解中小企业融资难）」が挙げられている。

① 中小企業信用保証体系の完全化

中央政府、地方政府、および民間企業が出資し中小企業融資保証基金と保証機関を設立する。また、各政府機関は中小企業の担保能力を保証する担保機関に対してリスク補償およびインセンティブ助成金等の資本注入や免税等の措置を講じる。

② 信用情報サービスが中小企業の資金調達において役割を果たすこと

政府による中小企業の信用情報評価サービスを充実させる。具体的には、中小企業信用情報収集基幹および評価体系を構築する。

現在、中国における信用保証機関の構成は以下の3種類である。

① 地方政府の行政機関によって設立された政府系信用保証機関

- ・ 独立した経営権利と民事権を持ち、営利を目的としない事業法人の性格を有する
- ・ 地方政府の出資によって設立されており、業務、人事のすべてにわたって地方政府の監督を受けているため、実体は政府機関である。

② 企業間相互扶助による会員組織の企業互助系保証機関

③ 商業系信用保証機関

信用保証機関は、中小企業が銀行から融資を受ける際に保証人となり、中小企業からは一定の保証料を受領する仕組みとなっている。

²⁰ <http://www.miit.gov.cn/n11293472/n11293832/n12768560/12859349.html>

²¹ http://www.gov.cn/zwggk/2009-09/22/content_1423510.htm

2.1.3.2 小型および微型企業の健全な発展の支援に関する意見（国务院关于进一步支持小型および微型企业健康发展的意见²²）

国务院常务会议における発表を受け、国务院は2012年4月19日に「小型および微型企業の健全な発展の支援に関する意見（国务院关于进一步支持小型および微型企业健康发展的意见）」を公布した。そのうち、小型および微型企業の経営圧力、コスト上昇、融資問題、税の偏重などについて、小微企業の資金調達問題の緩和（切实缓解中小企业融资难）するよう言及している。

小型および微型企業の信用保証サービス強化のための意見は以下のとおりである。

- ① 条件を満たす信用保証機関に営業税を免除し、中央財政資金を活用し小および微型企業の保証割合を高め、小型および微型企業の保証費用を低減させる。
- ② 外国資本を導入し、小型および微型企業向けの保証会社設立を志向する。
- ③ 積極的に再保証機関を育成させ、リスク分散を強化し、小型および微型企業の要求に適うカスタマイズされた保険商品を開発する。
- ④ 保証機関と銀行業金融機関のリスク分担メカニズムの確立を推進する。
- ⑤ 企業信用情報収集、信用格付け評価システムを向上させる。

2.1.4 その他（上場）

2.1.4.1 中小企業ボード（中小企業板²³）

資金調達市場を完結的な投融資市場に育成するため、先進国のように、中小企業の株式公開のための取引市場は不可欠との認識に至る。中小企業ボード（中小企業板）は、2004年6月に深セン証券取引所に併設された、中小企業向けの市場である。深セン証券取引所は、外国人投資家も売買できるが、中小企業ボードにおいては売買できない。

深センは、IT産業やサービス業が急速に増加する地区であるが、IT産業等を中心とする中小企業の資金調達難を受け、それを解決するため中小新興企業に対する資本市場として設立された。わが国における東証マザーズ、大証ヘラクレス、JASDAQに相当する。

中小企業ボードは、新市場としてではなく、深セン証券取引所の1つのセグメントとして位置づけられており、上場基準はメインボードのそれに準ずる。

²² http://www.gov.cn/zwggk/2012-04/26/content_2123937.htm

²³ <http://www.szse.cn/main/sme/>

「深圳证券交易所股票上市规则（2014年修订）」深证上〔2014〕378号
<http://www.szse.cn/main/files/2014/11/28/>

なお、深セン証券取引所のメインボードおよび中小企業ボードの上場基準は以下のとおりである。

- ① 証券監督管理委員会による承認
- ② 5,000 万株以上の株式数
- ③ 25%以上の流通株比率。(ただし、株式総額が 4 億元を超える場合、流通株式比率は 10%以上でよい。)
- ④ 直近 3 年間の良好な信用歴

2.1.4.2 中小企業技術革新の支持に関する若干の政策的通知（关于印发关于支持中小企业技术创新的若干政策的通知²⁴）

2007 年 10 月 23 日、中小企業における技術革新を促進するため、国家発展および改革委員会、教育部、科学技術部、財政部、人事部、中国人民銀行、税関総署、国家税務総局、中国銀行業監督管理委員会、統計局、国家知的財産権局および中国科学院等の 12 の部門が共同で「中小企業技術革新の支持に関する若干の政策的通知」を公布した。1999 年の中国株式市場設立以来、多くの国有企業と大型企業は、多額の資金調達をすることができたが、中小企業（特にその中の R&D 志向のもの）は上場基準を満たすことは困難であった。しかし、資金市場を完結的な投融资市場に育成するために、中小企業（特にその中の R&D 志向のもの）の株式の取引市場は不可欠であると、政府管理層に認識され始めている。特に、科学技術型・知財保有型中小企業の上場を促進するものとして、以下 2 点が挙げられている。

- ① 中小企業ボード制度の革新を推進し、科学技術型中小企業、知財保有型中小企業の上場を加速させ、条件が整い次第創業ボードを開設する。
- ② 条件を満たした中小企業が中小企業ボードに上場するための支援をする。中小企業ボード制度の革新を推進し、科学技術型企業、知財保有型中小企業の上場を加速させる。条件が整った後、創業ボードを開設する。

この通達には具体性がなく、実行の効果がみられなかったため、2012 年において、国務院は各中央部署を招集し、この通達の実施を徹底するように指導するとともに、各部署にそれぞれの担当部分を明確に配分した。しかし、通達が公布されてから現在まですでに 8 年経過したが、依然として効果は上がっていない。中小企業の株式公開の面においては、上場審査が厳しく、毎年の上場件数も少ない状態が続いている。

²⁴ http://www.gov.cn/zwggk/2007-12/06/content_827045.htm

2.2 税制（設備投資、事業承継、技術開発、その他）

2.2.1 小型および微型企業の健全発展の支援に関する意見（国务院关于进一步支持小型および微型企业健康发展的意见²⁵）

2012年4月19日に、国務院が公布した「小型および微型企業の健全発展の支援に関する意見」では、増値税と向上営業税徴税基準が以下のように改定された。

- ① 小型および微型企業の企業所得税半減の減税政策は、2015年末まで延長して範囲を拡大する。
- ② 条件にあう国の中小企業の公共サービスプラットフォームモデルについて、科学技術開発用品輸入税収特惠政策を適用する。
- ③ 2011年11月1日から2014年10月31日まで、金融機関と微型企業との間の借款契約に印紙税を免除する。
- ④ 農業関連融資と中小企業への融資損失引当金の税引き前控除政策を2013年末まで延長させる。

条件にあう農村金融機関の金融保険料収入に対する3%の減税措置を2015年末まで延長させる。

2.2.2 小型薄利企業の所得税優遇政策の通知（关于小型微利企业所得税优惠政策的通知²⁶）

中小企業・小微企業に対する税負担の重さによって、成長とイノベーションにマイナス効果を与えるため、財政部、国家税務総局は、微型・小型企業について所得税優遇政策の通知を行った。

2014年4月8日交付の財政部、国家税務総局より「小型薄利企業の所得税優遇政策に関する通知（財政部 国家税务总局关于小型微利企业所得税优惠政策有关问题的通知）」では、2014年1月1日から2016年12月31日の年間課税所得が10万元（10万元含む）以下の小型および微型企業に対しては課税所得額を50%控除して計算して、20%の企業所得税率を適用することとした。

また、2015年3月13日に交付した通知に従い、2015年10月1日から2017年12月31日の年間課税所得が20万元以下の小型および微型企業に対して、課税所得額を50%で計算し、企業所得税を20%とすることとなった。

さらに、2015年9月2日公布の「小規模薄利企業の企業所得税政策優遇の範囲の拡大に関する通知（关于进一步扩大小型微利企业所得税优惠政策范围的通知）」では、2015年10月1日から2017年12月31日の年間課税所得が20万元から30万元の小型および微型企業に対して、課税所得額を50%で計算し、企業所得税率を20%と

²⁵ http://www.gov.cn/zwggk/2012-04/26/content_2123937.htm

²⁶ http://ha.mof.gov.cn/lanmudaohang/zhengcefagui/201502/t20150225_1194792.html
<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c1517141/content.html>
http://www.czj.sh.gov.cn/zcfg/gfxwj/szl/qysds/201510/t20151015_170659.html

することとした。

2.2.3 小微型企業の像値税と営業税政策を推進する通知、財政〔2014〕71号（关于进一步支持小微企业増値税和营业税政策的通知²⁷⁾

財政部、国家税務総局が2014年9月25日に交付した通知に従い、2014年10月1日から2015年12月31日の月間売上高が2万元（2万元含む）から3万元（3万元含む）の企業に対して増値税を免除する。月間売上高が2万元（2万元含む）から3万元（3万元含む）の企業に対して営業税を免除する。

なお、財政部、国家税務総局が2015年8月27日に交付した「小微型企業の増値税と営業税政策に続行する通知、（关于继续执行小微企业増値税和营业税的通知）」によって、『小型および微型企業の増値税と営業税施策を推進する通知』財政〔2014〕71号は、2017年12月31日以降も継続することとなった。

2.3 支援体制（情報提供、相談・アドバイス、その他）

2.3.1 中国中小企業情報網²⁸⁾

中国中小企業情報網は、中小企業に向けた政府からのサービスとして2001年8月に開設された、中小企業司が運営する政府系サイトである。中小企業のためのサービスプラットフォームとなっており、本サイトを介してオンライン取引やビジネス情報の公開、ビジネス開発が行われることを目的としている。これまでに、300万社以上が会員企業となり、国の法令や政策、企業間の情報交換、ビジネスサポートのプラットフォームとして、また、政府支援、公的融資を受けるための案内窓口として機能している。

2.3.2 中国中小企業発展促進センター・中国中小企業国際合作協会²⁹⁾

情報提供・人材育成・環境・相談・アドバイス・その他に関する政策については、中国中小企業発展促進センターおよび中国中小企業国際合作協会が担当しており、中小企業経営者を対象とした展覧会や研修を行っている。また、「中小企業年鑑」の編集、業種別マニュアルの作成等、実務者に向けた情報・サービス提供を行っている。2015年の主な活動について、図表7に示す。

²⁷⁾ http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201409/t20140929_1146036.html
http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201508/t20150826_1434830.html

²⁸⁾ <http://www.sme.gov.cn/>

²⁹⁾ <http://www.chinasme.org.cn/>

図表 7 中国中小企業発展促進センター・中国中小企業国際協力協会の
2015年の主な活動

	プロジェクト名	メインコンテンツ	共催
1月	中国の成長企業 5020 プロジェクト年度大会および投融资マッチ・メイキング	「5020 プロジェクト」(50社の中小産業、50社の革新的な工業団地、20社の潜在力を秘めた優位性の高い小企業を掲載)重点企業名簿の発表。2014年の業務内容、成果の総括。2015年の業務計画。	国連資源網、融投網、国連商学院
1月	第3回中国中小企業サービス・イノベーション大会および優先サービス・プロバイダ発表会	2014年における中小企業向けに優先したサービスプロバイダ	—
1月	プログラム化購入—伝統的な企業のデジタル化マーケティングツール・フォーラム	インターネット・マーケティング、ビッグ・データ	—
1月	クラウド・データ中小企業創業興業フォーラムに力添え	クラウド・コンピューティング・データ、モバイル・インターネット・アプリケーション	—
1月	経済新常态下の金融サービス・イノベーション・フォーラム	小型および微型企業の金融改革の発展。	—
2月	指導グループの民主生活会	将来事業内容に係る意見と要望	—
3月	2015年中小企業の全国大講堂巡講—Eコマース	Eコマースにおける中小微型企業のレベルアップのための教育	安徽省中小企業サービス中心
4月	中国中小企業国際協力協会大講堂—創業革新テーマ巡講および優先サービス・プロバイダ全国へ	2015年中小微型企業スペシャル・イベントに対する支持を実行する	中関村科創ハイテク移転推進会
5月	2015年中小企業大講堂—Eコマース天津巡講の講座	Eコマースの理解と活用用法。	—
5月	「中国の緊急製品実用ガイド」入選企業代表座談会	非常用製品領域の発展と支援方法の研究會	—
6月	企業へ料金管理を強めて、企業の負担を軽減するように仕事の実行状況評価報告書會議	國務院弁公庁発「2014」30号を公布後一年後のフィードバック	—

出所：中国中小企業発展促進センターウェブサイト「作業計画」

(<http://www.sme.gov.cn/web/assembly/action/browsePage.do?channelID=1303020965656>)

図表 8 中国中小企業発展促進センター・中国中小企業国際協力協会の
2015年の主な活動
研修

	プロジェクト名	メインコンテンツ	共催
3月	2015年春季トレーニング・クラス	第一段階リーダークラス向けの党風や政治についての教育。第二段階は従業員を含めた業務研修	—
3月	中独政府協力MPプロジェクト第16期英語班予備訓練	中国とドイツの中小企業連携と発展育成に向けた研修	—
6月	2014-2015年度中小企業経営管理リーダー人材高級研修班	中小企業経営管理	—

出所：中国中小企業発展促進センターウェブサイト「作業計画」

(<http://www.sme.gov.cn/web/assembly/action/browsePage.do?channelID=1303020965656>)

2.4 既存の中小企業に対する経営資源の確保の支援（研究開発技術、IT対応、販路開拓、新分野進出、その他）

2.4.1 研究開発技術支援

2.4.1.1 中小企業技術革新の支持に関する若干の政策的通知（关于印发关于支持中小企业技术创新的若干政策的通知³⁰）

2007年10月23日、中小企業における技術革新を促進するため、国家発展および改革委員会、教育部、科学技術部、財政部、人事部、中国人民銀行、税関総署、国家税務総局、中国銀行業監督管理委員会、統計局、国家知的財産権局および中国科学院等の12の部門が共同で「中小企業技術革新の支持に関する若干の政策的通知」を公布した。

本通知は、「国家中長期科学技術発展計画綱要（2006～2020年）」に付随して公布された政策に基づき、企業の自主的イノベーションの激励、技術革新に対する投融資による支持の強化、技術革新サービス体系の確立、金融機関等による保障措置の健全化等、4つの面で中小企業の技術革新を支援するものである。具体的には、以下4点について支援を行うこととしている。

- ① 中小企業の研究開発投資を奨励するため、中小企業の技術開発費の税引き前控除を実施する。
- ② 条件を満たした中小企業による技術開発センター設立を支援する。
- ③ 特許技術を保有する中小企業が業界標準の策定に参加することを奨励する。
- ④ 中小企業が業界技術標準の策定に参加する際に発生する費用の一部を支給する。

また、政府による購買行動において自主創新を支援し、中小企業の科学技術製

³⁰ http://www.gov.cn/zwggk/2007-12/06/content_827045.htm

品を優先的に購入することとしている。具体的には、国家機関、事業機関、社会团体は、政府購買活動において、同等の条件の場合は「政府購買自主创新製品目録」の中小企業製品を優先的に購入するということである。

2.4.1.2 小型および微型企業の健全発展の支援に関する意見（国务院关于进一步支持小型および微型企业健康发展的意见³¹⁾

国务院常務会における発表を受け、国务院は2012年4月19日に「小型および微型企業の健全な発展の支援に関する意見（国务院关于进一步支持小型および微型企业健康发展的意见）」を公布した。

本通知は、小型および微型企業の革新発展と構造改革の推進を示した。具体的な内容は以下のとおりである。

- ① 中小および微型企業の技術革新と発展のため、政府資金を投入して、小型企業の応用新技術、新技術、新材料、新装備領域を重点支援する。
- ② 小型および微型企業の産業におけるカギとなる技術の研究開発を奨励する。国と地方の科学技術プロジェクトおよび標準策定に参加する。
- ③ 産業技術革新戦略連盟に加入する小型および微型企業に技術革新の成果を提供する。
- ④ 小型および微型企業に大学、科学研究機関および大企業の研究開発実験施設の活用を奨励する。
- ⑤ 情報技術関連企業や通信キャリアが小型および微型企業に対し情報化応用プラットフォームを提供することを奨励する。
- ⑥ 各類型技術サービス部門や研究院が小型および微型企業に対して技術やノウハウを提供することを奨励する。
- ⑦ 国の科学技術資源を小型および微型企業へ供与し、科学技術の向上を促す。

2.4.1.3 国务院による固定資産加速減価償却政策実行を加速させ中小企業の創業と革新を支援（国务院完善固定资产加速折旧政策支持中小企业创业创新³²⁾

中国国务院の李克強総理は2014年9月24日、国务院常務会議において、固定資産加速減価償却政策の実施を加速させ、企業の技術改造の促進、中小企業の創業と革新を支持するとした。

国务院常務会は以下を取り決めた。

- ① 全企業を対象として、2014年1月1日以降に購入した研究開発のための新たな設備に対して、100万元を上限として、当期の費用に計上することを許可している。100万元を超えた設備に対しては、購入価格の60%に相

³¹ http://www.gov.cn/zwjk/2012-04/26/content_2123937.htm

³² http://www.gov.cn/xinwen/2014-09/25/content_2756024.htm

当する金額の減価償却期間の短縮を認め、あるいは二倍定率法（双倍余额递减）により減価償却期間を短縮できるとしている。

- ② 1 件単価 5,000 元価値を超えない固定資産に対しては、当期のコストに計上を許可する。
- ③ 生物薬品製造業、専用設備製造業、鉄道、船舶、航空宇宙と他の輸送設備製造業、コンピュータ、通信・電子設備製造業、計器器具の製造業、情報伝送、ソフトウェアと情報技術サービス業等業界の企業に対して、2014 年 1 月 1 日以降に取得した新たな固定資産に対しては、取得価格の 60% に当たる金額の減価償却期間短縮を認め、あるいは二倍定率法（双倍余额递减）により減価償却期間を短縮できるとした。それにより、ハイテク製品の輸入拡大を促進するとしている。状況を見ながら、適用する業界範囲を適時に拡大する。

2.4.2 IT 対応への支援

2.4.2.1 中小企業技術革新の支持に関する若干の政策的通知（关于印发关于支持中小企业技术创新的若干政策的通知³³）

2007 年 10 月 23 日、中小企業における技術革新を促進するため、国家発展および改革委員会をはじめとする 12 の部門によって共同で公布された「中小企業技術革新の支持に関する若干の政策的通知」において、中小企業による情報化の構築を加速化するよう強調した。IT ベンダーや、サービスプロバイダ、サービス代理店を対象に、中小企業に対する IT 情報、関連サービスの技術支援を奨励している。また、中小企業における情報技術の応用を促進するための公共サービス情報プラットフォームの設立も奨励している。

中国国務院の李克強首相は 2015 年 6 月 24 日、国務院常務会議において、「インターネット・プラス」（互联网+）活動の推進について述べた。共有プラットフォームを設立し、公共データの解放を促進させ、特に中小企業のオンライン化を奨励するとした。

2.4.3 産学官連携支援

2.4.3.1 中小企業技術革新の支持に関する若干の政策的通知（关于印发关于支持中小企业技术创新的若干政策的通知³⁴）

2007 年 10 月 23 日、中小企業における技術革新を促進するため、国家発展および改革委員会をはじめとする 12 の部門によって共同で公布された「中小企業技術

³³ http://www.gov.cn/zwgk/2007-12/06/content_827045.htm
http://www.gov.cn/guowuyuan/2015-06/24/content_2883516.htm

³⁴ http://www.gov.cn/zwgk/2007-12/06/content_827045.htm
http://www.gov.cn/zwgk/2012-04/26/content_2123937.htm

革新の支持に関する若干の政策的通知」において、大学と連携した研究所の設立支援が奨励されている。

また、小型および微型企業における技術革新を更に奨励するため、国務院は 2012 年 4 月 19 日に「小型と微型企業の健全発展の支援に関する意見（国务院关于进一步支持小型微型企业健康发展的意见）」を公布した。本意見は、小型および微型企業の経営革新能力を向上させるため、大学や科学研究機関および大企業が行う研究施設の開放、情報技術、通信キャリアのプラットフォームの提供を奨励している。また、研究院や技術開発機関に対して、技術の開放を奨励するとしている。

2.4.4 販路開拓支援

2.4.4.1 小型および微型企業の健全発展の支援に関する意見（国务院关于进一步支持小型および微型企业健康发展的意见³⁵）

国務院は 2012 年 4 月 19 日に「小型および微型企業の健全な発展の支援に関する意見（国务院关于进一步支持小型および微型企业健康发展的意见）」を公布した。小型および微型企業に対する市場開拓能力向上へ支援を拡大するものである。マーケティングとビジネス・モデルの革新、通関サービスの改善、加工貿易国内販売手続きの簡略化などの内容である。具体的には、以下のような支援を行うこととしている。

- ① 小型および微型企業に対する E コマース、信用取引、信用保険の領域拡大を奨励する。
- ② 国際中小企業博覧会メカニズムをとおして、国際化、市場性・専門性を育成する。
- ③ 国内外の展示即売会などの活動への参加を呼びかけ、製造販売、農産品取引、内外貿易を強化する。
- ④ 集中購買プラットフォームを創設し、共同調達をとおして、配送の集約、調達コストの低減を推進する。
- ⑤ 小型と微型企業が集積した商業貿易団地を育成し、チェーン・マネジメントとフランチャイズ、ロジスティックス配送など近代物流を育成する。
- ⑥ 小型と微型企業の輸出製品品質標準に係るトレーニングを強化する。
- ⑦ 通関改革を推進し、小型と微型企業に担保通関、集中申告、24 時間予約通関等通関業務に係る利便性を高める研究を推進する。
- ⑧ 通関時間と費用を削減するため、「属地申告」（属地申报）、「港湾通関」（口岸验放）に利便性を拡大する。
- ⑨ 複数の取引を纏めて申告できる制度など、国内販売の利便性向上のための施策を実施する。

³⁵ http://www.gov.cn/zwggk/2012-04/26/content_2123937.htm

- ⑩ 集積回路設計企業に対して、加工貿易の業務を許可する。集積回路の産業チェーン中の設計、チップ製造、実装テスト等の業務を保税監督範囲に包含する。

2.5 創業支援（創業支援、VC、税制、教育、KPI、その他）

2.5.1 創業支援

2.5.1.1 中小企業発展専門資金（中小企业发展专项资金³⁶）

「中小企業発展専門資金」（以下、専門資金）は、中央財政予算から拠出され、中小企業の発展環境の整備や、地方においては少数民族間の取引の促進と産業育成のために創設された資金であり、中小企業・小微企业の創業およびその成長を支援するものである。

2.5.2 ベンチャーキャピタル支援

2.5.2.1 工業信息化部部长による記者発表³⁷

工業信息化部の李毅中部長は、「中小企業の発展促進に関する若干の意見」の実施や中小企業の発展促進などについて、記者の取材に対し、ベンチャーキャピタルを支援する方策として、インセンティブ税制、財政支援、ベンチャーキャピタル引導基金の設立等により、ベンチャーキャピタルによる中小企業投資を支援すると回答した。

2.5.3 ベンチャー向け証券市場の整備

2.5.3.1 創業ボード（创业板³⁸）

創業ボードは、2009年10月に深セン証券取引所に併設された。「自主创新（革新・イノベーション）企業とその他の成長型創業企業の発展を促進する」ことを目的として創設された。中小企業の中でも、企業発展段階の初期・成長・成熟段階のうち初期段階にあり、かつ、革新的な技術を持つハイテク企業が対象となる。なお、2015年11月19日に開かれた国務院常務会議において、IPO登録制改革法案を急ぎ、小型および微型企業の上場条件を緩和し、上場がしやすい環境を作るとした。

³⁶ http://www.gov.cn/xinwen/2015-07/28/content_2904166.htm

³⁷ <http://www.miit.gov.cn/n11293472/n11293832/n12768560/12859349.html>

³⁸ <http://www.szse.cn/main/chinext/>

http://www.gov.cn/zhengce/2014-11/20/content_2781456.htm

2.6 中小企業に関わる公正な取引の推進、市場の整備（下請代金支払遅延等防止法、官公需）

2.6.1 下請代金支払遅延等防止法

大手企業や国営企業は中小企業との取引において、支払遅延の問題が多く発生しているが、これを防ぐ法律などはまだ作られていない。

2.6.2 官公需

政府調達で小型および微型企業の発展を促進する視点から、政府調達額の18%以上を小型および微型企業から調達しなければならないものとする。また小型および微型企業の製品に対して、その入札価格を6%～10%控除して、ほかの企業の入札価格と比較する。また、大・中型企業と小・微型企業が共同で開発したプロジェクトにおいて小・微型企業の構成比が30%を占めた場合、その共同プロジェクトに対して、その入札価格を2%～3%控除して、ほかの企業の入札価格と比較する。

2.7 地域中小企業政策（産業集積、NPO支援、事業承継・廃業、その他）

2.7.1 産業集積・クラスターに関する形成と基盤強化に対する支援

2.7.1.1 クラスター産業の発展を促進する若干の意見（促进产业集群发展的若干意见的通知³⁹）

国家发展改革委員会が2007年11月13日に公布した。

本意見の第2条において、産業クラスターの開発促進について記載されている。地方における科学技術計画や地域と産業分布の最適化、土地およびその他のリソースの効率向上、土地集約・生態環境保護の原則に基づいた交通・電力・排水・汚染防止などのインフラの改善、既存のリソースを活用した産業クラスターの構築について言及されている。具体的には、

- ① リーディングカンパニーを成長させ、専門家の協力レベルを向上させる。
- ② 業界のレベルを高めるため、独自の技術革新の向上を図る。
- ③ 強力なブランド戦略を実施し、積極的に地域ブランドを育む。
- ④ 生産サービスを開発し、会社サービスシステムを改善する。

を目標としている。こうした目標に対して、第3条においては、クラスター産業について巨視的な指導の強化、財政支援、モデル構築の推進等の支援を行うことが記載されている。

³⁹ <http://www.cssme.gov.cn/PoliciesRegulatshow.asp?ID=361>

2.7.1.2 工業情報部「産業集積・クラスターの発展を促進する意見」（工业和信息化部关于进一步促进产业集群发展的指导意见⁴⁰）

本内容は2015年7月10日公布された。中小企業の発展や「中国製造2025」の推進のため、産業クラスターのアップ・グレードを図り、産業クラスターの発展を促進するための具体的な措置である。2015年5月19日国務院が公布した「中国製造2025」にはハイレベル中小企業クラスターの推進が明示され、工業情報部の成立以来、産業集積・クラスターの発展に向けた意見が初めて公布された。内容は以下のとおりである。

一、産業クラスターの科学的な発展を促進させる。

- ① 産業クラスターは産業協同、資源節約、生態系保全などの課題を、企業の合理的な配置によって創造する。
- ② クラスターにおいては、中小企業産業（工業）園区、小型微型企業創業革新基地、小型微型企業創業革新集約区の建設を奨励し、多層階建築による効率的な土地活用を奨励する。
- ③ 産業クラスター地区は、基礎インフラを充実させ、生態系・環境保全を重視したものとする。

共同エネルギー管理によるエネルギーの効率化、給排水・ごみ処理等システム構築を推奨する。

二、リーダー企業の指導力により、専門性の協業、マッチングを強化する。

- ① 各産業クラスターは2～3社のリーダーとなる企業を決め、またその企業に重点的な支援を提供する。リーダー企業が先頭に立って、中小企業産業サプライチェーンをマネジメントし、品質管理、標準管理、協力研究開発管理等が発展することを推奨する。これらにより研究開発プラットフォームを創設して、中小企業向けに開放することを奨励する。
- ② 中小企業とリーダー企業同士の経済技術協力の推進を奨励する。

三、地域ブランドの構築を進め、価値の向上を推進する。

- ① リーダー企業や中小企業による協会や技術機関を作り、地域ブランドの共同体を構築する。
- ② 産業クラスターの展示プラットフォームを構築し、オンライン電子商取引やオフライン取引市場を発展させる。

四、産業クラスターの情報化レベルを向上させ、高度情報化クラスターを建設する。

- ① 光ファイバーブロードバンドネットワークや移動通信ネットワークを構築し、リスク管理を強化する。情報化技術を進化させ、従来型産業の改革を進める。
- ② 「インターネット+産業クラスター」により、高度に情報化されたクラスター

⁴⁰ <http://www.miit.gov.cn/n11293472/n11293832/n12843926/n13917012/16753724.html>

一を構築する。

五、革新能力を向上させ、クラスターの競争優位性を確立させる。

- ① 科学研究機関とともに産学研究ネットワーク構築を奨励し、産業クラスター研究開発センター、設計センターや工事技術開発センター等の設立および、企業の間には産業連盟、研究開発連盟など新しい協力モデルの構築を推奨する。
- ② 国内外の先進技術基準を導入し、クラスターのハード面や環境衛生等に係る水準を向上させ、企業に対しては国際標準の獲得を推奨する。
- ③ 知的財産権保護サービス機構を設立させ、技術革新成果および知的財産権の保護、管理体制を構築する。

六、公共サービスの能力を向上させ、産業クラスターのアップ・グレードを支える。

- ① 公共サービスプラットフォームの構築を進め、政府調達、無償援助等の政府の提供する情報の提供、各種手続き業務の代行などのサービスを提供する。
- ② 多方面の能力開発、人材育成に係る高度なサービスを提供する。
- ③ 協会や連盟などの共同体組織作りを推進し、協業を通して、共同体として利益のある組織体制と運用を推進する。

七、指導と政策支援を強化し、産業クラスターの発展環境を向上させる。

- ① 産業クラスター開発計画への指導を強化し、立地する中小企業の発展が促進されるためのサービスを提供する。
- ② 産業クラスターの評価制度を構築し、早期の警告や指導ができる体制を取る。産業クラスター指数の策定と公表を奨励する。
- ③ 特別資金を創設して、立地する中小企業の発展を支援する。
- ④ 中小企業を支援するための金融サービスを強化する。また信用情報共有のためのシステムを構築し、金融機関、投資機関との融合性を高める。
- ⑤ 多方面からの産業クラスター間の交流を促進させる。また海外進出を支援するために国際合作交流機構の設立を目指す。

2.7.2 NPO 支援⁴¹

財政部および国家税務総局は、2014年1月29日に「非営利組織についての免税資格認定管理に関する通知」財政・租税〔2014〕13号（財政部国家税务总局关于非营利组织免税资格认定管理有关问题的通知）を公布し、非営利組織についての免税資格認定管理についての規定を明示した。この通知は、中小企業に限定したものであるが、中小企業全般に当てはまる内容である。

認定条件は以下のとおりであり、同時に満たさなければならない。

⁴¹

<http://www.dcetax.com/ntax/apps/laws/index.php/LawsText/lawsContent?LawSerialNo=9fb25f7754e90928942fa1fa52a7641f&term=>

- ① 国家関連法律法規によると登録された事業単位は、社会团体、基金会、民营非企業単位、宗教組織および財政部と国家稅務總局に認定された他の組織である
- ② 公益性或いは非營利性活動に従事する
- ③ 取得した収入は当該組織に関連する支出であること。また、公益性の高いまたは非營利事業に使用しなければならない。
- ④ 余分収益は分配に用いないが、合理的な給料として支出できる。
- ⑤ 組織の余剰財産は公益性或いは非營利性活動に用いる。
- ⑥ 当組織の人員はいかなる財産権利も保有しない。
- ⑦ 従業員の賃金福祉支出は規定に従い、当組織の財産を分配しない。その中、従業員平均給与水準は昨年度平均給与の2倍を超えてはならず、従業員への福祉は国の関連規定に従う。
- ⑧ 当年設立された組織以外、すべての組織は昨年度の審査に合格していなければならない。
- ⑨ 所得と免税対象収入はそれぞれ別途計算する。

2.8 国際化支援（海外投資支援、貿易の振興、情報提供、その他）

2.8.1 対外貿易促進弁法（対外貿易促進办法⁴²）

2007年12月に商務部により「対外貿易促進弁法」が発表された。これは、国家の外資貿易発展戦略に基づき、対外貿易促進体系を確立させるためのものである。「中華人民共和国対外貿易法」に基づいて作成され、大型企業を含むすべての企業を対象とするものである。その主要目的は、これまでに打ち出された中小企業を対象とした国際貿易支援の措置を1つにまとめ、体系的な法規を作成することにある。さらに中小企業の外国貿易に対する支援目的もあるが、関連法規はこの「弁法」の第6章で取り決めている。その内容は下記のとおりである。

- ① 商務部が中小企業対外貿易促進の職責を主管部門として履行する。
- ② 商務部が主管となって、中小企業国際市場開拓基金を設立する。
- ③ 対外貿易促進執行機関が対外貿易促進活動をするときは、中小企業がこの中小企業国際市場開拓基金を申請することを奨励する。
- ④ 商務部および関連部門において、中小企業税制上の優遇措置、中小企業に対する輸出税の払い戻しや免税政策を行う。
- ⑤ 国家信用保険期間が中小企業の実情に応じて、「中小企業総合保険商品」を提供し、優先順位の高い企業において、柔軟な比率設定、迅速な賠償補償、前払い等の優遇措置をとる。
- ⑥ 商務部が中小企業外貿易促進センターを設立する。同センターでは、人材育

⁴² http://www.gov.cn/zwhd/2007-12/04/content_824766.htm

成、展覧会、情報提供、資金等サービス等、中小企業に対する全方位的なコンサルティングを行う。

2.8.2 「国務院弁公庁による海外貿易の着実な成長に係る意見」《国务院办公厅关于支持外贸稳定增长的若干意见》国办发〔2014〕19号⁴³

2014年05月15日に商務部、工業情報部、發展改革委員会、財務部、税関総局、検査検閲局、外為局が共同で公布した「国務院弁公庁による海外貿易の着実な成長に係る意見」では、海外貿易競争力強化に言及している。具体的には、海外での生産基地建設を加速させ、海外貿易発展方式の転換を推進する。また、小型および微型企業へ輸出促進のためのサービス提供を奨励する。中小貿易会社の再編、M&Aを促進し、競争力に富んだ他国性企業グループ形成を促進するとしている。

2.8.3 中国企業海外ビジネスサービスセンター（中国企业境外商务投诉服务中心⁴⁴）

中国企業海外ビジネスサービスセンターは、中国企業が海外商取引において正当な権利が侵害されたり、不正等の被害を受ける国内企業や個人を減らしたりするため、情報提供を行っている。また、一般市民と商業紛争のアドバイザーサービスも提供している。さらに、外国政府による不当な政策や措置、または二国間交渉・相談・紛争解決等に対して問題解決を促進する関係省庁にチャンネルを有する市場障壁のための組織である。

2.8.4 「中小企業国際市場開拓資金管理弁法」《中小企业国际市场开拓资金管理弁法》财企〔2010〕87号⁴⁵

中小企業では、海外ビジネスの経験を持つ人材は少なく、海外市場を研究し、調査にかける資金力もないため、中小企業の国際化は進展が遅い。こうした状況を改善するため、中央政府は2010年に「中小企業国際市場開拓資金管理弁法」を策定した。中小企業が独自に国際市場を開拓するためのプロジェクトを支援するが、支援条件は以下のとおりである。

申請者の条件

- ① 国内で登記され、貿易権を有し、昨年の輸出実績が USD4500 万以下の企業
- ② 直近3年間において経済貿易業務管理、財務管理、税務管理、為替管理、税関管理での法令違反がないこと
- ③ 海外市場開拓要因と開拓計画を有すること
- ④ 延滞金がないこと

⁴³ http://www.gov.cn/zhengce/content/2014-05/15/content_8812.htm

⁴⁴ <http://shangwutousu.mofcom.gov.cn/index.shtml>

⁴⁵ <http://www.smeimdf.org/news/view.jsp?id=256190>

組織の条件

- ① 国内外の経済貿易博覧会への参加資格を有すること
- ② 社内に中小企業研修資格を有すること
- ③ 中小企業の国際競争力を向上させる目的であること

2.9 中小企業に関する雇用・労働対策（雇用上の特例、その他）

2.9.1 中華人民共和国就業促進法（中華人民共和国就業促進法⁴⁶）

2007年8月30日に人力資源⁴⁷・社会保障部が公布した「中華人民共和国就業促進法」の第2章第12項目において、金融機構に対して金融サービスの充実、中小企業への信用供与の拡大を奨励し、中小企業の雇用吸収力の維持・向上に努めることが規定されている。

現在、中国の中小企業は労働市場の約75%～80%の雇用を担っているとされ、中小企業の雇用を促進するため、中央政府が中小企業に対して免税を行うなどの優遇策を与えている。具体的内容は以下のとおりである。

- ・ 経営状況が厳しい企業の場合、一定期間内で社会保障費の支払い延長が可能。
- ・ 社会保険制度の安定、従業員の社会保険待遇が変わらない前提で、従業員の基本医療保険、失業保険、労災保険、出産保険の費用率を下げる事が可能。

2.9.2 国務院小型および微型企業の健全な発展に向けた意見《国务院关于进一步支持小型微型企业健康发展的意见》国发〔2012〕14号⁴⁸

2012年に公布され、小型および微型企業の経営管理水準向上のための支援として、高学歴学生の就職を奨励するとしている。また、高学歴人材採用時のトレーニング費用は、地方政府と人材資源社会保障部が決定する補助金が支給され、入社後一年間の社会保険費用が補助金として支給されることとしている。

2.10 中小企業の組織化およびネットワーク化への支援（商工会議所、協同組合、ネットワーク支援、その他）

2.10.1 商工会議所

2.10.1.1 中華全国工商業企業連合会（中華全国工商業聯合會⁴⁹）

中華全国工商業企業連合会は、中国共産党の指導の元、1953年設立された民間の経済団体である。民営企業を中心に中国の実業家やビジネスマンで構成される

⁴⁶ http://www.gov.cn/flfg/2007-08/31/content_732597.htm

⁴⁷ 中国語での「人力資源」とは、日本語では「人的資源」に相当する。

⁴⁸ http://www.gov.cn/zwgk/2012-04/26/content_2123937.htm

⁴⁹ <http://www.acfic.org.cn/publicfiles/business/htmlfiles/qggsj/index.html>

中国最大の商業会議所である。また、中国人民政治協商会議全国委員会（中国人民政治協商會議全国委員会）に属する組織でもある。

2.10.1.2 中国商工企業連合会（中国工商企業联合会⁵⁰）

中国商工企業連合会は生産業、流通業、飲食業、サービス業などの業界団体や個人、さらに政府の支持を得た上で、成立した団体であり、以下の機能を有する。

- ① 業界内ネットワーク強化
- ② 正当な権利や会員の利益保護
- ③ 市場秩序の維持
- ④ 国際市場開発する企業支援
- ⑤ 国際展示会や博覧会などのイベント開催
- ⑥ 技術管理や専門の技術を向上させるための、人材育成・研修の実施

2.10.2 協同組合

2.10.2.1 中国中小企業協会（中国中小企業協会⁵¹）

中国中小企業協会は、全国の中小企業やその経営者が自発的に組成した、全国規模の総合的な非営利の団体であり、2006年に設立された。それまでは、中小企業協会は省レベルで18、市レベルが60以上あったが、全国統一の組織はなく、本協会が初の全国規模の組織である。

2.10.3 ネットワーク支援

2.10.3.1 国務院による発表⁵²

中国国務院の温家宝総理は2009年8月19日、国務院常務会議において、国際金融危機の影響を受け、2008年下半年以降、中小企業の生産・経営が困難な状況に陥っていることを受け、中小企業の発展促進について6つの措置を講じることを発表した。そのうち、ネットワーク支援に係る内容として、各種の中小企業向けサービス機関を積極的に育成し、中小企業の公共サービスプラットフォーム、小企業の企業基地および中小企業の情報サービスネットワークの構築を加速させること、行政審査項を全面的に調整し、減らすことで中小企業により便利なサービスを提供するとした。

また、2015年6月24日、李克強首相は新たな経済発展を促進させるため、「インターネット+行動」の推進を語った。プラットフォームを開放し、公共サービスを強化し、政府機関の有するデータベースを開放することにより、中小企業に向

⁵⁰ <http://www.chinaaic.org/>

⁵¹ <http://www.ca-sme.org/>

⁵² http://www.gov.cn/ldhd/2009-08/19/content_1396544.htm
http://www.gov.cn/guowuyuan/2015-06/24/content_2883516.htm

けた国家としてのプラットフォーム創設を目指すとした。

2.10.3.2 中小企業フォーラム⁵³

2007年から中国中小企業協会では、毎年中小企業フォーラムを主催している。2010年10月31日、第四回が大連にて行われた。テーマは“創新・転型・低炭素・成長—金融危機後中小企業発展の道”であった。2015年9月24日、25日の両日、第九回中国中小企業フェスティバルが長春開催された。中小企業のイノベーションの推進、社会的地位の向上、中小企業育成のための社会環境の整備等の問題が話し合われた。

2.11 小規模事業者対策⁵⁴

小規模企業が中国の国民経済と社会の発展において重要な役割を担っており、多くの労働力を雇用できることから、中央政府では小企業の労働契約制度を重視している。法制度や定常的な仕組みではないが、小規模薄利企業の企業所得税政策に関する通知（关于小型微利企业有关企业所得税政策的通知）や小規模企業労働契約制度実施計画に関する通知（关于印发全面推进小企业劳动合同制度实施专项行动计划的通知）を通じて、減税政策や小規模企業における労働条件の整備等を進めている。

2.12 マイノリティ・女性に関する支援

2.12.1 少額担保貸付財政補給政策—女性創業従業促進通知（关于完善小额担保贷款财政贴息政策—推动妇女创业就业工作的通知⁵⁵）

2009年7月27日、女性の就職の権利を守り、女性創業従業を促進するため、国務院が「少額担保貸付財政補給政策—女性創業従業促進通知」を公布した。本通知は、担保貸付に関して条件を満たす少額担保貸付を申請する女性に最高8万元を提供し、女性共同で経営する場合は、最高10万元を提供することなどを定めている。なお、本支援策は、あくまで企業全般を対象としている。

さらに、2013年10月28日、全国婦人連合会書記宋秀岩（任期2010年3月～今日）氏は、中国第十一次全女性全国代表大会開幕式において、今後5年間は女性の経営する小型および微型企業への支援策として、小口の融資担保減額政策を継続すると発表した。また、その5年間には、女性連名のサービス向上に努めるとし、女子大生、無職の女性、農村女性たちの起業や社会進出を支援するための職業訓練、

⁵³ <http://www.ca-sme.org/>

<http://www.smefestival.com/>

⁵⁴ http://www.chinasme.org.cn/org/law_news.asp?column_id=431&column_cat_id=77

http://www.mohrss.gov.cn/Desktop.aspx?path=mohrss/mohrss/InfoView&gid=c1f3b771-4a1b-474c-a8ae-ce2195a2bbae&tid=Cms_Info

⁵⁵ http://www.gov.cn/zwgk/2009-08/17/content_1393927.htm

<http://acwf.people.com.cn/n/2013/1028/c99013-23349074.html>

少額融資金利削減などの政策を継続し、女性が経営する小規模企業も広く支援すると語った。

2.12.2 倒産防止

2.12.2.1 中華人民共和国企業倒産法（中華人民共和国企業破産法⁵⁶）

2006年8月28日、中華人民共和国企業倒産法が公布された。なお、本法は企業全体を対象とした法律であるが、中小企業もその対象となる。

2.13 セーフティネット

セーフティネットに関する施策は、存在しない。

2.14 中小企業の特徴と課題（資金調達、人材育成、その他）

2.14.1 特徴

2.14.1.1 中央政府および地方政府の役割分担

既に述べられたように、中国では2008年の行政改革によって、日本の中小企業庁にあたる中小企業司が工業信息化部に所属するようになった。現政府における中小企業政策方針についても中小企業司によって発表されてはならず、国務院や管轄する工業信息化部によって方針が示されている。また、中国の中小企業政策の政策実施機関として、地方政府がそれぞれの経済環境や地域の中小企業の状況に応じた各種支援を行っている。

2.14.1.2 人口増加・経済成長期の社会経済背景

中国は人口増加かつ経済成長期の状態であることから、中小企業は雇用の場としての存在であり、また一層の経済発展を担う一翼として中小企業が捉えられている。そのため、近年ではハイテク中小企業支援等、付加価値向上に向け、質的向上を狙った措置も講じられているが、依然として施策内容は企業数、規模の両面において拡大する色合いが強い。

2.14.1.3 中小企業の資金調達難を解消するための施策

中小企業は国有企業や非国有の大企業に比べて、国有銀行からの借入れが困難で、株式・債券といった資本市場からの調達が難しい。また、中国の銀行では、融資を行う際の判断基準を大企業審査と同じ手法で行っており、中小企業にとっては厳しい条件を課されている。さらに、生産規模が小さく人員も限られることから、財務データと経営実態が乖離しており、銀行の判断材料が不足している。そのため、中小企業は資金調達難に陥っており、成長発展の妨げとなっている。

⁵⁶ http://www.gov.cn/flfg/2006-08/28/content_371296.htm

中央政府では中小企業の資金調達難に対する強い危機意識を持っており、中小企業発展促進特別基金の設置をはじめ、金融機関の中小企業向け融資を促進するための様々な措置や、通知を公布しており、さらに関連機関でも人材研修等の人材育成支援も行っているが、今後もさらなる改善が望まれる。

2.14.2 課題

2.14.2.1 非公有制中小企業の資金調達難

中央政府および地方政府、その他関連機関によって、中小企業の資金調達難を解消すべく、ベンチャーキャピタルの設立や信用保証制度の整備が行われてきているが、依然として利用率は低く、多くの非公有制中小企業は、金融機関を介さない自己資金によって資金調達を行っている現状である。大部分の中小企業は、預金を使った投資という、銀行の融資とは違うところでお金が循環している。

2.14.2.2 街づくり・地域おこしの観点での中小企業施策の不足

街づくり・地域おこし等の観点で、中小企業の施策が行われているわけではない。「地方特色産業中小企業発展基金」を設置するなど、地域における伝統産業の保持に取り組んでいるが、その目的は地方産業の技術開発や市場競争力の向上などに対して創設されたものであり、あくまでも規模拡大を念頭に講じられた施策である。

2.15 国と地域間の中小企業施策立案および中小企業支援に関する連携

国は施策を公布し、地方政府は施策を実行する中で、国家中小企業発展基金は地方中小企業基金と連携している。

2015年9月1日、李克強首相は国務院常務会議において国家中小企業発展基金の成立を決めた。2015年9月11日の国務院政策説明会で、財政部部長の補佐役許宏才は以下の内容を通知した。国家中小企業発展基金は、科学的管理や運用において、地方基金の模範的役割を果たし、地方基金との連携により、地方基金の発展を促進させる。

2.16 国の政策情報の提供・手続きの簡素化

「簡政放権」政策が2014年国務院第1回常務会議に提出された。「簡政放権」とは政府機関の業務を簡素化して、企業に委譲することである。李克強首相は2015年7月15日の国務院常務会議で、多くの職業資格許可や認定業務の取消しを決めた。「簡政放権」は企業の工商登記等の制度改革を進め、中小微型企業へのサービスを向上させることにより、企業経営環境を整備し、雇用機会の増大にも繋げるのが狙いである。2015年11月1日の新興経済フォーラムで、中国行政体制改革研究会会長魏礼群氏は、「簡政放権」改革は企業設立の向上に貢献し、過去2年間に2,000万以上の企業が登記さ

れ、その 90%は小型および微型企業であったと語った。

大韓民国

目 次

【韓 国】

1. 制度の概要	473
1.1 中小企業の定義とその根拠法令等.....	473
1.2 中小企業をとりまく環境と中小企業の実態.....	475
1.3 中小企業関連法（代表的なものとその特徴）.....	476
1.4 中小企業政策の立案と実施.....	479
1.5 中小企業政策における財政状況（予算規模等）.....	482
1.6 中央政府と地方政府の役割分担.....	482
1.7 各国における中小企業政策の方向性.....	483
1.8 政策評価	483
2. 個別の中小企業施策.....	485
2.1 金融（施設・運転資金の融資、信用保証）.....	485
2.2 税制（税制支援、税額減免、税額控除、事業承継）.....	495
2.3 支援体制（その他）.....	497
2.4 既存の中小企業に対する経営資源の確保の支援（技術開発支援、事業転換・再スタート支援、マーケティング・広報支援）.....	500
2.5 創業支援（若者技術創業支援、創業ベース拡大、知識サービス創業活性化）...	511
2.6 中小企業に関わる公正な取引の推進、市場の整備（公共機関納品制度、中小企業技術開発製品優先購買）.....	520
2.7 地域中小企業政策（伝統市場の活性化）.....	523
2.8 中小企業の国際化支援（輸出支援）.....	525
2.9 中小企業に関する雇用・労働対策（人材育成、その他）.....	532
2.10 中小企業の組織化およびネットワーク化への支援.....	534
2.11 小規模事業者対策.....	534
2.12 マイノリティ・女性に関する支援.....	543
2.13 セーフティネット（マーズ被害の中小企業の特別支援）.....	547
2.14 中小企業の特徴と課題.....	549
2.15 国と地域間の中小企業施策立案および中小企業支援に関する連携.....	549
2.16 国の政策情報の提供・手続きの簡素化.....	549

VIII 大韓民国

1. 制度の概要

中小企業の育成および創業を活性化するため、体系的で効率的な中小企業支援体系を構築するとともに、中小企業の競争力を高めるための支援策や成長支援を行うことを目的としている。1966年に制定された「中小企業基本法」を柱に、時代の変化とともに同法律の改正、新たな法律（中小企業技術革新促進法、ベンチャー企業育成に関する特別措置法等）を制定することで、中小企業の育成を支援している。

1.1 中小企業の定義とその根拠法令等¹

「中小企業基本法」第2条1項では中小企業の基準を、「中小企業基本法施行令」第3条では、業種別の中小企業の定義を定めている。

1.1.1 中小企業の基準

1.1.1.1 中小企業基本法による中小企業の基準

- ①業種別に定める規模基準未満であること（図表 1 参照）
- ②業種別の3年平均売上額の基準未満であること
- ③以下に示す他企業との独立性基準を満たすこと
 - ・ 相互出資制限企業集団に属しないこと
 - ・ 資産 5,000 億ウォン以上の法人が 30%以上の株を所有しながら、最大株主ではないこと
 - ・ 関係会社²制度に属する場合、出資比率に該当する平均売上額を合算して業種別の規模基準未満であること³

※2015年から業種別の規模基準を常駐従業員数あるいは資本金／売上額から「3年平均売上額」の基準に統一し、製造業を細分化

¹ 情報収集元：中小企業庁ウェブサイト http://www.smba.go.kr/kr/public/own_law.do?mc=usr0001055

² 関係会社とは企業間の株などの出資により支配・従属関係にある企業集団

³ 非営利社会的企業および協同組合は関係企業制度が適用されない

1.1.1.2 「中小企業基本法施行令」による業種別の中小企業の定義

図表 1 業種別の規模基準

該当業種		規模基準(3年平均売上額)
製造業(6業種)	衣服、衣服アクセサリ	1,500億ウォン以下
	皮革、かばん、靴	
	パルプ、紙、紙製品	
	1次金属製品	
	電気装備	
	家具	
鉱業		
農業、林業および漁業		
製造業(12業種)	食料品	1,000億ウォン以下
	タバコ	
	繊維製品	
	木材および木材製品	
	コクス、練炭、石油精製品	
	化学物質、化学製品	
	ゴム製品、プラスチック製品	
	金属加工製品	
	電子製品、パソコン、映像、音響、通信装備	
	その他の機械および装備	
	自動車およびトレーラー	
	その他運送装備	
電気、ガス、蒸気および水道事業		
建設業		
卸売および小売業		
製造業(6業種)	飲料製造	800億ウォン以下
	印刷および記録媒体製造	
	医療用物質および医薬品	
	非金属鉱物製品	
	医療、精密、光学機器、時計	
	その他の製品	
下水処理、廃棄物処理および環境復元法		

該当業種	規模基準(3年平均売上額)
運輸業	800億ウォン以下
出版、映像、放送通信および情報サービス業	
専門、科学および技術サービス業	600億ウォン以下
事業施設管理および事業支援サービス業	
保健および社会福祉事業	
芸術、スポーツおよび余暇関連産業	
修理およびその他サービス業	
宿泊および飲食店業	400億ウォン以下
金融および保険業	
不動産業および賃貸業	
教育サービス業	

※該当業種の分類は韓国標準産業分類である。

出所：2015年中小企業支援施策

1.1.2 製造業

製造業においては、常駐勤労者数 300 名未満、あるいは資本金が 80 億ウォン以下の企業が中小企業である。

1.1.3 卸売業、小売業

卸売業および小売業においては、常駐勤労者数 200 名未満、あるいは売上額が 200 億ウォン以下の企業が中小企業である。

1.1.4 サービス業

出版・映像・放送通信・情報サービス業および事業施設管理・事業支援サービス業においては、常駐勤労者数 300 名未満あるいは売上額 300 億ウォン以下の企業が中小企業である。

また、専門・科学・技術サービス業は、常駐勤労者数 200 名未満あるいは売上額 200 億ウォン以下の企業が中小企業である。

一方、教育サービス業、修理・その他サービス業では、常駐勤労者数 100 名未満あるいは売上額 100 億ウォン以下であれば中小企業である。

1.2 中小企業をとりまく環境と中小企業の実態

1.2.1 中小企業白書

中小企業庁では、毎年「中小企業に関する年次報告書」を発行しており、報告書は中小企業庁のウェブサイトですべて入手可能である。2014年版まで公開されている。

1.2.2 中小企業に関する統計データ

中小企業庁では、中小企業庁のウェブサイトと別途に、「中小企業調査統計システム (<http://stat2.smba.go.kr/index.jsp>)」を設けており、中小企業に関する統計データベースを公開している。中小企業庁の調査だけではなく、他機関の調査データも掲載している。

1.3 中小企業関連法⁴（代表的なものとその特徴）

1.3.1 中小企業基本法

基本法は、1966年に制定された「中小企業基本法」である。中小企業の方向性と中小企業を育成するための施策の基本的な事項を規定し、創造的で自習的な中小企業の成長を支援し、産業構造を高度化して国民経済を均衡に発展させることを目的とする。

当法律では、中小企業の定義を法律で定めるとともに、創業促進、経営合理化と技術向上、販路確保等に関する支援政策、金融および税制措置の基本方向を提示している。また、中小企業間の協力、組織化（中小企業協同組合）、国際化、地方中小企業の育成に関する施策の実施も法律として定めている。

さらに、中小企業施策の推進実績と動向に関する報告書の提出、中小企業実態調査の実施、中小企業オンブズマン制度の運営を法律で定めている。

1.3.2 その他関連法

1.3.2.1 中小企業振興に関する法律

中小企業の構造高度化の支援（異業種間の交流、事業転換等）、中小企業経営基盤の拡充（協働化事業、立地支援、環境汚染低減支援事業、指導および研修事業、国際化支援事業、経営安定支援）、中小企業創業および振興基金（基金の設置・運営など）、中小企業振興公団の設立・運営・資金調達・支援事業等について法律で定めている。

1.3.2.2 中小企業協同組合法

中小企業協同組合に関する事項（組合員の資格、加入、創立総会、業務範囲など）を法律として定めたものである。

1.3.2.3 伝統市場および商店街育成のための特別法

市場活性化に関する支援（総合計画の策定、市場実態調査、施設現代化事業の支援、賃借商人の保護、商取引の現代化の促進、共同事業の活性化、経営教育および専門家育成、大規模店舗との協力など）、市場整備事業の促進（施行区域の選

⁴ 情報収集元：中小企業庁ウェブサイト http://www.smba.go.kr/kr/public/own_law.do?mc=usr0001055

定、入居商人に対する対策、容積率・建ぺい率・地区単位計画に対する特例、国税・地方税の減免に関する特例等)、紛争の調整、市場商人会・市場経営支援センターに関する事項を法律で定めている。

1.3.2.4 ベンチャー企業育成に関する特別措置法

ベンチャー企業の定義・要件、ベンチャー投資資本供給の円滑化、企業活動および人材供給の円滑化、立地供給の円滑化に対する支援とともに、ベンチャー企業活性化委員会の設置等に関する内容を法律として定めている。

1.3.2.5 中小企業創業支援法

創業支援計画の策定とともに、基金の優先支援、中小企業総合投資会社、中小企業創業投資組合、中小企業相談会社の登録、創業手続きに関する内容を法律で定めている。

1.3.2.6 小企業⁵および小商工人⁶支援のための特別措置法

支援計画の策定とともに、工場設立に関する特例、貸金債権優先弁済に関する特例、信用保証支援施策の策定、創業支援に関する特例、中小企業売上債権保険勘定の設置、小商工人の育成・支援センターの設置・税金に関する特例などを法律で定めている。

1.3.2.7 女性企業支援に関する法律

差別的な慣行の是正、基本計画の策定、女性企業活動促進委員会の設置、実態調査の実施、公共機関の優先購買、資金支援の特例、経営能力の向上支援、デザイン開発の支援、韓国女性経済人協会の設置、女性企業総合支援センターの設置等を定めている。

1.3.2.8 中小企業人材支援特別法

中小企業人材支援計画の策定、人材実態調査⁷の実施、産学協力を通じた必要人材の養成、共同トレーニング施設の設置、遠隔トレーニングの支援、中小企業体験事業、外国専門人材の活用支援、企業付設研究所設立に関する特例、雇用創出

⁵ 小企業とは、鉱業・製造業・建設業・運輸業の場合は、常駐従業者数が50名未満の企業であり、それ以外の業種は常駐従業者数が10名未満の企業が該当する（「中小企業基本法施行令」の第8条による）。

⁶ 小商工人とは、小企業の中で、鉱業・製造業・建設業・運輸業の場合は常駐従業者が10人未満、それ以外の業種では常駐従業者が5人未満の事業者が該当する（「小企業および小商工人支援のための特別措置法」の第2条による）。

⁷ 中小企業庁では「中小企業人材実態調査」を毎年実施している。中小製造業および知識基盤サービス業を対象として、人員現況、人員不足現況、新規人員採用および教育訓練の現況、外国人従業者の現況等を調査する。

事業の支援、技術人材の国際交流等を定めている。

1.3.2.9 中小企業技術革新促進法

技術革新促進計画の策定、技術革新促進委員会の設置、中小企業技術振興専門機関の指定、中小企業技術統計の作成を定めている。また、技術革新促進支援事業、技術革新型中小企業の発掘・育成、経営・技術指導、海外規格獲得・品質向上の支援、中小企業情報化支援事業等の内容も含まれている。

1.3.2.10 障害者企業活動促進法

障害者企業の活動促進のための基本目標および推進方向、障害者の創業支援のための事項、障害者創業に対する支援・促進活動、障害者企業の海外市場開拓および外国人投資誘致の支援、海外障害経済人団体との協力等の内容が含まれている。

1.3.2.11 中小企業事業転換促進に関する特別法

事業転換の定義および適用範囲を定めるとともに、事業転換促進計画、支援センターの設置、事業転換実態調査等の支援体系を構築する。また、コンサルティング支援、資金・税制支援、情報提供等の事業転換促進のための支援施策も含まれている。

1.3.2.12 中小企業輸出支援センターの設置および運営に関する規定

輸出信用保証、輸出保険および輸出入金融に対する支援、技術・デザイン・品質の向上のための支援、中小企業輸出に関する情報提供・相談・アドバイス・教育、資金・人材等の連携による支援、企業間の輸出情報の共有等の内容が含まれている。

1.3.2.13 中小企業製品購買促進および販路支援に関する法律

中小企業製品の購買促進および販路拡大のための内容（公共機関の中小企業製品購買の改善、下請中小企業の保護、中小企業製品の品質および性能認証、技術開発製品等に対する優先購買等）が含まれている。

1.3.2.14 都市型商工人⁸に関する特別法（2015年5月29日に施行）

都市型商工人の支援のための総合契約および施行計画作り、都市型商工人の育成、熟練技術の高度化、技術教育訓練機関の指定、都市型商工人の集積地区の指定、支援センターの設置などが含まれている。

⁸ 労働集約度が高く、熟練技術を基盤にして特定地域に集積する特性がある製造業

1.3.2.15 中堅企業成長の促進および競争力の強化に関する特別法

中堅企業成長の促進のための基本計画づくり、業種別・地域別の中堅企業施策など中堅企業として成長促進制度づくり、中堅危険の革新能力強化のための中堅企業の技術革新支援、人材支援、経営革新支援、中堅企業総合情報システムの構築・運営などの内容が含まれている。

1.3.2.16 1人創造企業育成に関する法律

1人創造企業の定義・要件、1人創造企業支援センターの指定および知識サービス取引の支援、教育・アイデアの事業化・海外進出支援、技術開発・金融支援などの内容が含まれている。

1.4 中小企業政策の立案と実施⁹

1.4.1 政策立案機関および政策実施機関

中小企業に関する政策の立案および実施機関は、中小企業庁である。中小企業庁は、体系的で効率的な中小企業支援体系を構築し、中小企業の競争力を高めるために、工業振興庁を廃止し、旧通商産業部の中小企業局を拡大し、1996年2月12日に開庁した。

1.4.1.1 中小企業庁の設立目的

- ・ 中小企業の支援体系の構築
- ・ 中小企業政策の企画・総合
- ・ 中小企業の育成および創業活性化
- ・ 資金、人材、輸出、販路拡大等中小企業の成長支援
- ・ 中小企業の技術革新
- ・ 伝統市場等小商工人の支援

1.4.1.2 中小企業庁の主要業務

- ・ 中小企業育成施策の策定
- ・ 中小企業の構造改善事業
- ・ ベンチャー企業育成
- ・ 中小企業の動向調査・分析
- ・ 大企業・中小企業間の協力増進
- ・ 中小企業への資金、人材の支援

⁹ 情報収集元：中小企業庁ウェブサイト
<http://www.smba.go.kr/kr/introduce/purpose.do?mc=usr0001095>

- ・ 中小企業の需要基盤の拡充
- ・ 経営情報化の支援
- ・ 伝統市場の活性化
- ・ 中小企業の技術支援
- ・ 中小企業災害管理

1.4.1.3 中小企業庁のビジョン

「小さいが強い革新型中小企業の育成」が中小企業庁のビジョンであり、これを実現させるために設定した政策目標および課題は下記のとおりである。

図表 2 中小企業庁のビジョン

政策目標	課題
創業とベンチャー成長促進を通じて雇用を創出する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 簡単で便利な創業環境の造成 ・ ベンチャー企業の持続成長および再創業 ・ ベンチャー投資財源の拡充および創業初期企業への投資を拡大 ・ 中小知識サービス企業の創業と成長を促進
中小企業の技術競争力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有望技術の発掘および専門中小企業の育成 ・ 官民・産学協力の強化で新技術の事業化を促進 ・ 中小企業の技術保護の対応力の向上
資金・人材・販路など中小企業の経営支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政策金融支援を通じて企業成長と経営安定促進 ・ 中小企業のニーズに合わせた人材供給 ・ 中小企業の輸出拡大およびグローバル進出促進 ・ 中小企業の販路開拓を支援
中小企業のための政策環境の造成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業政策ポータル利用の活性化 ・ ニーズに合わせた政策で中小企業を支援 ・ 実効性のある中小企業統計の提供
成長を通じた両極化の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大企業・中小企業の実質的な協力強化 ・ 伝統市場および商店街の活性化を支援 ・ 小商工人の競争力の確保 ・ 中小小売業の流通体系の改善を支援

出所：中小企業庁ウェブサイト

<http://www.smba.go.kr/kr/introduce/vision.do?mc=usr0001761>

1.4.2 政策の受け皿

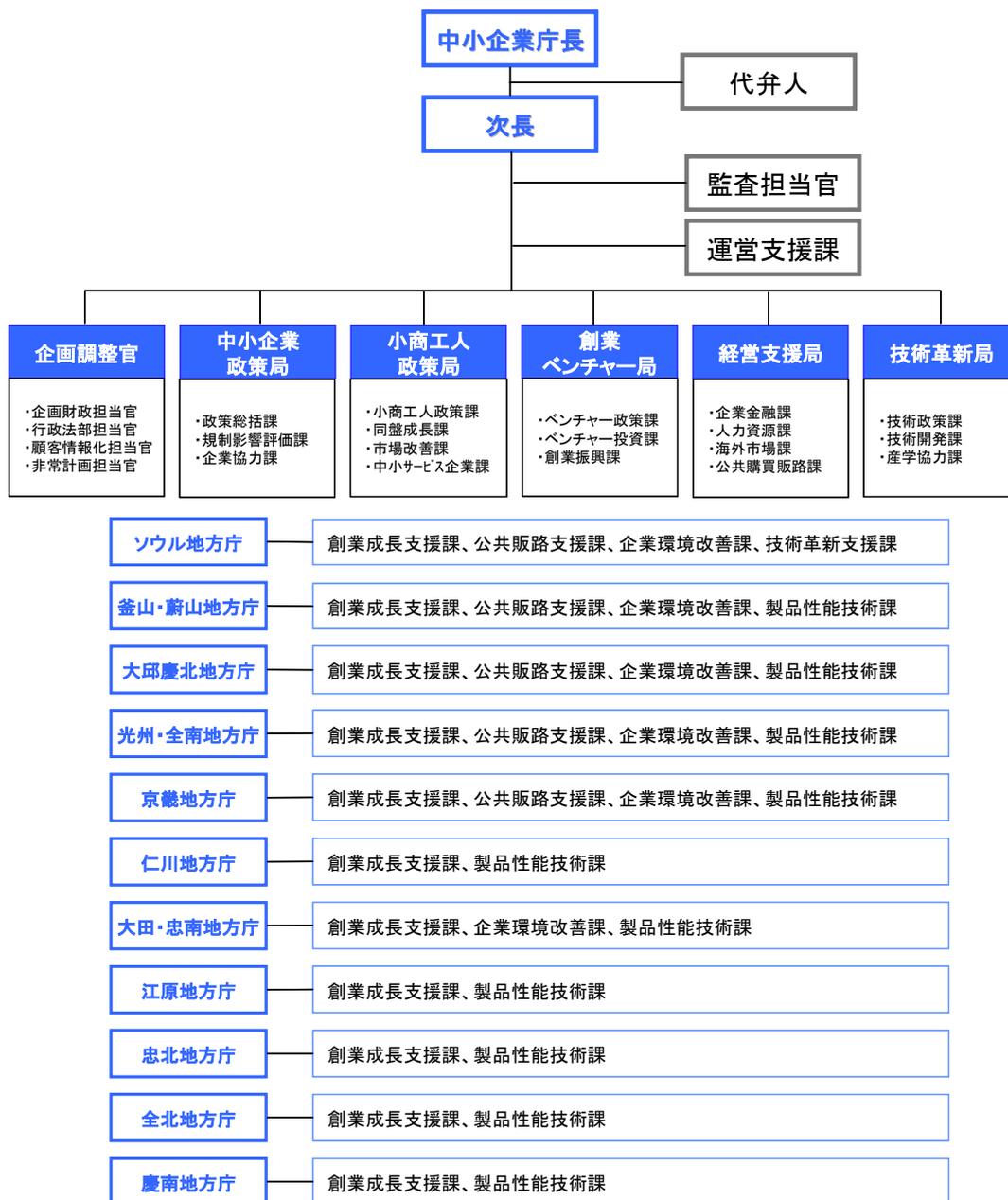
中小企業の政策の受け皿は、「中小企業基本法」で定めている、中小企業の条件を満たしているすべての中小企業である。中小企業の定義については、1.1 に記載し

ている。

1.4.3 人員

中小企業庁は、2015年現在、本庁が6局で336名、地方庁が11地方庁410名で構成されている。

図表 3 中小企業庁の組織図



出所：中小企業庁ウェブサイト

1.5 中小企業政策における財政状況（予算規模等）

1.5.1 支援分野別の現況

2015年の中小企業に対する総支援規模（租税支出＋基金支援）は、2014年予算に比べて12.4%増加の7兆6,672億ウォンである。

2015年度の予算はベンチャー・創業の基盤強化、中小・中堅企業の成長段階別のニーズに合わせた支援、小商工人市場振興基金の新設を通じた小商工人の競争力の向上をポイントに編成された。

図表4 中小企業支援予算の類型別の規模

（単位：億ウォン）

区分		2014年		2015年	
		予算	比率	予算	比率
合計		70,166	100%	78,860	100%
予算	合計	19,644	28%	18,872	24%
	産業金融	3,416	5%	1,824	2%
	産業技術	8,537	12%	9,084	12%
	貿易および投資誘致	1,154	2%	1,566	2%
	産業振興・高度化	5,527	8%	5,342	7%
	産業・中小企業一般	1,010	1%	1,056	1%
基金	中小企業創業および振興基金	37,583	54%	39,949	51%
	小商工人市場振興基金 ¹⁰	12,939	18%	20,039	25%

出所：「2015年度歳入・歳出予算および基金運用計画」、中小企業庁、2015.1

1.5.2 支援予算の推移

2008年後半以降の金融危機で2009年度に大幅に増加¹¹した中小企業支援規模は、2010年以降金融市場の安定を反映して減少傾向である。しかし、現政権の小商工人に対する支援制度の強化傾向を反映され、小商工人の競争力の強化のために「小商工人市場振興基金」が新設された。基金の規模は2014年度より14%増加している。

1.6 中央政府と地方政府の役割分担¹²

中央政府である中小企業庁の本庁が、中小企業施策の策定や基本計画、中小企業動向調査分析、中小企業資金・人材支援など、中小企業に関する大きな施策や基本計画および支援策の策定、実態調査を担っている。

¹⁰ 2014年度の予算額は既存制度を通じて小商工人に支援されていた予算規模額の合計である。

¹¹ 2009年予算は16兆9,486億ウォンで、2008年10兆2,100億ウォンから66%増えた。

¹² 情報収集元：中小企業庁ウェブサイト

<http://www.smba.go.kr/kr/introduce/purpose.do?mc=usr0001095>

一方、中小企業庁の地方庁（11 庁）は、管轄地域における中小企業に対して、自治体と共同で支援するとともに、政策資金、融資、投資への申請・受付、相談の窓口の役割も果たしている。

1.7 各国における中小企業政策の方向性¹³

2013 年の政権交代で産業通商部の中堅企業政策および地域特化発展特区企画の業務が中小企業庁に編入された。そこで、現在の中小企業政策は中小・中堅企業の育成・支援にフォーカスを当てて進められている。

2015 年の中小企業庁の業務計画をみると、ベンチャー・創業の基盤の安定、中小企業から中堅企業への成長支援、小商工人・伝統市場への支援強化、中小企業に対する規制緩和という 4 大推進戦略が示されている。

図表 5 2015 年 中小企業庁の業務計画

政策目標	課題
創業とベンチャー成長促進を通じて雇用を創出する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 簡単で便利な創業環境の造成 ・ ベンチャー企業の持続成長および再創業 ・ ベンチャー投資財源の拡充および創業初期企業への投資を拡大 ・ 中小知識サービス企業の創業と成長を促進
中小企業から中堅企業への成長支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小・ベンチャー企業製品の新需要の創出 ・ 中小企業の海外進出の拡大 ・ 中小企業の成長潜在力の拡充 ・ 中堅企業の成長促進およびグローバル進出促進 ・ 大・中小企業ともに成長できる基盤強化
中小企業のための政策環境の造成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政策効率性および顧客近接性の向上 ・ ニーズに合わせた政策で中小企業を支援
小商工人・伝統市場への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 創業準備の支援 ・ 経営能力の向上および安定的な成長基盤づくり ・ 特性のある伝統市場の育成

出所：中小企業庁「2015 年業務計画」

1.8 政策評価

1.8.1 政府業務評価委員会による評価

政府業務評価の実施と評価基盤の構築を体系的・効率的に推進するために、国務

¹³ 中小企業庁の 2015 年度業務計画を参考にしている。

総理所属下に政府業務評価委員会を設置している (<http://www.psec.go.kr/>)。

国政運営の能率性と効果性、責任制を確保するために、中央行政機関等が行う政策等を評価する。評価対象機関は中央行政機関、地方自治体などであり、評価結果を総合し、翌年度初に政府業務評価報告会を開催、国務会議に報告する。

- 1) 自己評価：中央行政機関あるいは地方自治体が、所管政策を自ら評価する。具体的には、成果管理施行計画¹⁴上の管理課題を対象に、電子統合評価システムを活用して自ら評価を実施する。政府業務評価委員会は自己評価結果に対する根拠資料などを確認・点検し、評価の客観性、信頼性に問題がある場合は再評価を実施する。
- 2) 特定評価：国務総理が中央行政機関を対象に、国政の統合的な管理のために、期間別に重点課題の推進成果と、総合的な政策管理能力を評価する。国務総理は、重点課題、雇用創出課題、国民生活安定課題、グリーン成長、政策管理能力、政策広報、規制改革、政策および国民満足度等について評価を実施する。

1.8.2 中小企業庁内部の評価

中小企業庁では、政府業務評価委員会の評価を受けるために、毎年の成果管理施行計画および自己評価結果、自己評価委員会の結果、自己評価委員会の小委員会の結果等をウェブサイトで公開している。中小企業庁のウェブサイトから行政情報→政策実績評価で各年度の結果や計画の閲覧が可能である。

¹⁴ 中央行政機関の長が毎年策定する業務計画書であり、当該年度の所管機関の主要政策・事業の目標と推進日程、目標の達成度を測定できる成果指標を含めている。

2. 個別の中小企業施策

2.1 金融（施設・運転資金の融資、信用保証）

2.1.1 施設・運転資金の融資

2.1.1.1 政策資金支援時に共通的に適用される内容

- 1) 融資対象：「中小企業基本法」による中小企業。ただし、融資除外対象業種に該当する企業は除外する。また、戦略産業¹⁵の企業は優先的に支援する。
- 2) 個別企業当たりの融資限度：45億ウォン（首都圏を除外した地方所在企業は50億ウォン）までであり、売上額の150%以内で支援する。また、下記の残額基準限度の除外適用の場合にも、最大70億ウォン以内で支援する。

<残高基準および売上額限度の除外適用>

- ・新生町基盤資金中革新型企業に対する施設資金
- ・協同化・協業事業の承認企業に対する施設資金
- ・緊急経営安定資金における、災害による被害復旧費用

<売上額限度の除外適用>

- ・新成長基盤資金における施設資金
- ・開発技術事業化資金
- ・創業企業支援資金における施設資金
- ・事業転換資金における施設資金
- ・業歴5年未満の企業
- ・創業準備中の個人

- 3) 貸出金利¹⁶：中小企業振興債権の調達金結いによる政策金利の基準金利に四半期別に連動する変動金利を適用する。四半期別の貸出金利は中小企業振興公団（www.sbc.or.kr）のウェブサイトに公示。

- 4) 融資方式：中小企業振興公団で融資申請・受付対象を決定した後、中小企業振興公団あるいは金融会社で信用・担保付で貸出を行う。

- 5) 融資手続き

①融資申請・受付：中小企業振興公団の地域本部を通じた事前相談あるいは、中小企業振興公団ウェブサイトでの自己診断の後、融資申請書および関連書類を中小企業振興公団の地域本部に申請・受付する。

②企業評価：技術性・事業性・成長性・経営能力・事業計画の妥当性などを総合評価し、企業評価等級（Rating）を算定。技術事業性の評価等級を基本等

¹⁵ 部品・素材産業、知識サービス産業、文化コンテンツ産業、バイオ産業、融複合産業、フランチャイズ産業、物流産業

¹⁶ 信用リスクグレードおよび担保種類などによって金利が異なる。政策資金の貸出事業体のなかで3ヶ月以内に1人以上追加雇用計画がある企業は、追加雇用人数当たり0.1%から最大2%の金利優待が適用される（1年間のみ適用されることで最大5千万ウォン以内）。

級とし、信用リスク等級は等級調整に活用することで財務などの信用リスク反映比率を最小化する。創業 3 年未満の企業は技術事業性の評価等級のみで算定する。

- ③融資対象の決定：評価した結果、一定以上の企業評価レーティング企業を対象として融資可否を決定
- ④資金貸出：融資対象に決定された企業と融資契約を締結した後、貸出を行う。
- ⑤事後管理：貸出後、当初決めた用途に適合する資金使いを行っているかの点検のために、貸出企業に対する実態調査を実施し、貸出資金の用途以外の使用の場合は、資金早期回収などの制裁措置を行う。

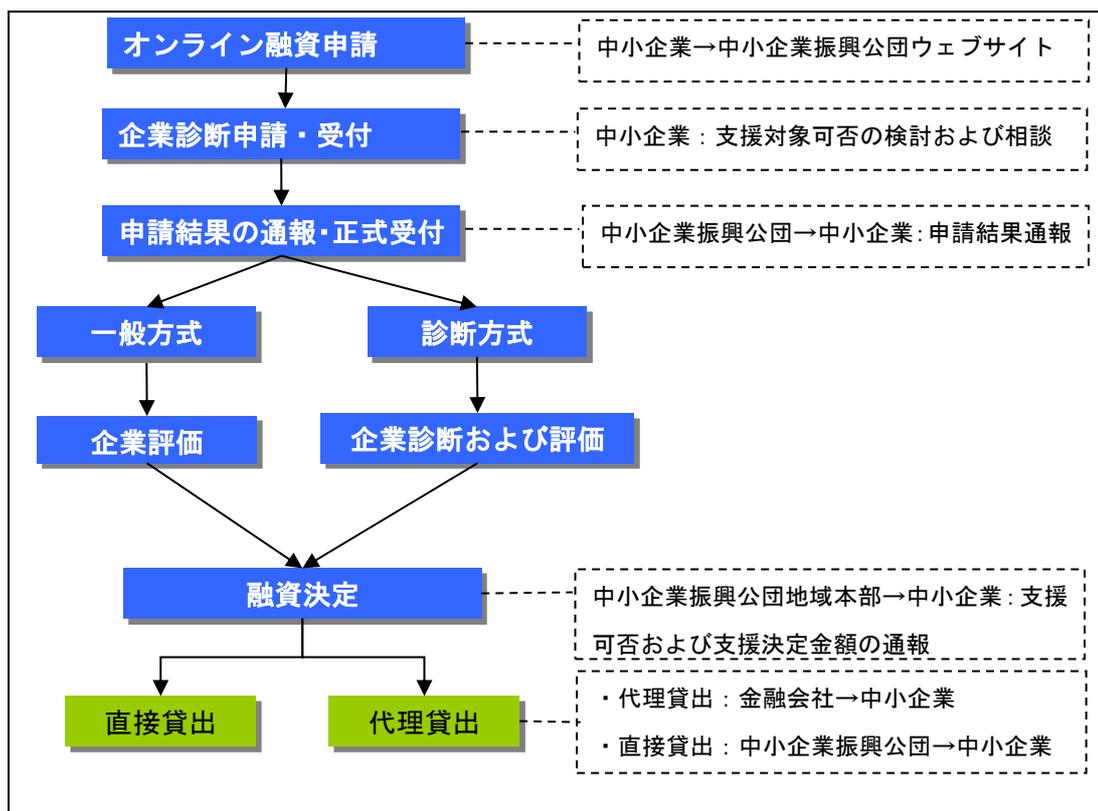
6) 融資制限企業

- ①滞納企業。ただし、税金分割払計画により着実に税金を納付する企業は融資対象に該当する。
- ②全国銀行連合会の「信用情報管理規約」により、延滞・倒産・金融秩序紊乱・法的管理・清算手続き中などの情報が登録されている企業。
- ③その他、偽・不正な方法で融資を申請、あるいは、貸出資金を融資目的ではない用途で使用した企業。
- ④従業員の資金横領など社会的に問題が発生した企業。
- ⑤休業・廃業中の企業。ただし、災害が直接原因で休業中の企業は稼働中の企業とみて融資対象に含める。
- ⑥下記に該当する優良企業
 - ・ 中小企業振興公団の信用リスク等級が最上位（CR1）である企業
 - ・ 有価証券市場・KOSDAQ 上場企業あるいは最近 2 年以内に自己信用で社債を発行した企業
 - ・ 最近 3 年間の平均売上額が 500 億ウォン以上の企業
 - ・ 最近決算年度の資産総計が 1000 億ウォン以上の企業
- ⑦業種別に融資制限負債比率を超える企業¹⁷
- ⑧融資申請日を基準にして創業から 5 年が越える企業のなかで、下記に該当する企業および中小企業振興公団指定の不実徴候企業
 - ・ 2 年連続で売上額が 50%以上減少した企業
 - ・ 2 年連続赤字で自己資本全額がなくなった企業
 - ・ 最近 3 か月以内に連体日数が 45 日以上あるいは 10 日以上が 4 回以上の企業
 - ・ 3 年連続で利子補償倍率が 1.0 未満で、営業現金流れがマイナスの企業
- ⑨融資審査に落ちてから 6 か月が経っていない企業

¹⁷ 最近決算年度の有形資産の増加率が同業種の平均の 2 倍を超える中小企業の施設投資額と、売上額対比 R&D 投資比率が 1.5%以上の企業の R&D 金額は融資制限負債比率の算定時に除外する。

- ⑩融資申請日を基準にして創業から 5 年以上の企業のなかで、政府および広域地方自治体などを通じて政策資金支援実績が下記に該当する企業（政策資金統合管理システムを通じて支援実績確認）
- ・施設資金：施設資金の貸出残額が 45 億ウォン以上(首都圏以外の地域は 50 億ウォン以上)
 - ・運転資金：最近 1 年以内に 2 回以上支援を受けた企業。ただし、災害中小企業、一時的な経営悪化企業、輸出金融支援資金、事業転換資金、投融資複合金融資金は支援実績対象から除外
- 7) 受付時期：2011 年 1 月 3 日から資金消耗まで、隔月（1、3、5、7、9）に受付
- ・財政早期執行および施設資金貸出所要期間などを勘案して 9 月まで受付
 - ・融資償還金調整型の再創業資金は 2、4、6、8、10 月に受付
- 8) 申請・受付：中小企業振興公団のウェブサイトを通じたオンライン申請
- 9) 提出書類：企業診断申請書、中小企業政策資金融資の活用計画書の作成およびオンライン申請(資金によって申請書が異なる)
- 10) 融資プロセス

図表 6 融資フロー



出所：2015 年度中小企業支援施策

2.1.1.2 創業企業支援資金（創業7年未満の中小企業の施設投資の促進）

優秀な技術力および事業性はあるが、資金力が足りない中小・ベンチャー企業の創業を活性化して雇用創出を図る。

- 1) 融資規模：1兆3,000億ウォン
- 2) 支援対象：創業企業支援資金、青年専用創業資金に分けて支援
 - ①創業企業支援：創業7年未満の中小企業あるいは創業を準備する者
 - ②青年専用創業：代表者が39歳以下で、融資除外対象業種に該当しない業種かつ創業から3年未満の中小企業および創業を準備する者
- 3) 融資範囲：施設資金および運転資金
- 4) 融資条件
 - ①貸出金利：政策資金基準金利から0.08%差し引き
 - ・技術事業性評価の結果、一定等級以上の場合は連帯保証人の省略可能
 - ・ただし、青年専用創業資金は年2.7%以内の固定金利
 - ②貸出期間
 - ・施設資金：8年以内
 - ・運転資金：5年以内
 - ・青年専用創業資金：施設・運転資金問わず5年以内
 - ③貸出限度：個別企業当たり45億ウォン（運転資金は5億ウォン）、売上額150%以内
- 5) 融資方式
 - ①創業企業支援：中小企業振興公団が資金申請・受付とともに企業評価を通じて融資対象を決定し、直接貸出或いは代理貸出を実施
 - ②青年専用貸出：中小企業振興公団が資金の申請・受付とともに教育・コンサルティングの実施および事業計画書などに対する評価を通じて融資対象を決定して直接貸出を実施

図表 7 創業企業支援資金の執行実績

	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
執行実績(億ウォン)	11,500	11,800	14,000	13,900	15,300

出所：2014年中小企業庁年次報告書

2.1.1.3 新成長基盤資金（創業7年以上の中小企業の施設投資の促進）

事業性と技術性が優秀な成長有望企業の生産性の向上、高付加価値化など競争力の強化に必要な資金を支援して成長エンジンを創出する。

- 1) 融資規模：1兆2,700億ウォン

- 2) 支援対象¹⁸
 - ①新成長基盤：創業 7 年以上の中小企業
 - ②技術事業性優秀企業専用：創業 7 年以上で企業評価等級が優秀な企業
 - ③協同化・協業事業承認企業支援：3 個以上の中小企業が共同化実現
 - ④Gazelles Company¹⁹専用資金：創業 4 年以上の中小企業
 - ⑤基礎製造企業の成長資金：創業 3 年以上、売上額が 10 億ウォン未満の基礎素材型および基礎組立型の中小企業
- 3) 融資範囲：施設資金および運転資金
- 4) 融資条件
 - ①貸出金利：政策資金基準金利から 0.5%加算
 - ・技術事業性評価の結果、一定等級以上の場合は連帯保証人の省略可能
 - ・ただし、青年専用創業資金は年 2.7%以内の固定金利
 - ②貸出期間
 - ・施設資金：8 年以内
 - ・技術事業性優秀企業専用資金：15 年以内
 - ・協同化および協業事業承認企業：10 年以内
 - ・運転資金：5 年以内
 - ③貸出限度：個別企業当たり 45 億ウォン（地方所在企業は 50 億ウォン、運転資金は 5 億ウォン）、売上額 150%以内
 - ・ただし、10 億ウォン以上の施設投資企業の運転資金は 10 億ウォン
 - ・基礎製造企業の成長資金は年間 10 億ウォン以内
 - ・Gazelles Company 専用資金は個別企業当たり 70 億ウォン以内
- 5) 融資方式：中小企業振興公団が資金申請・受付とともに企業評価を通じて融資対象を決定し、直接貸出或いは代理貸出を実施

2.1.1.4 緊急経営安定資金

経営問題の解消、輸出品の生産費用など緊急な資金を支援し、中小企業の安定的な経営基盤を支援する。

- 1) 融資規模：1,000 億ウォン
- 2) 支援対象
 - ①緊急経営安定事業：災害被害や一時的に経営が難しい状態の中小企業
 - ②輸出金融支援事業：融資除外対象業種に該当しない中小企業の生産品を輸出しようとする中小企業
- 3) 融資条件

¹⁸ 最近 3 年以内に新星町基盤資金の支援を 2 回以上受けた企業は支援対象から除外する

¹⁹ 常駐従業員が 10 人以上で売上あるいは純雇用が 3 年連続で平均 20%以上成長する企業

①緊急経営安定事業

- ・貸出金利：政策資金基準金利から 1.05%加算
- ・貸出期間：5 年以内
- ・貸出限度：個別企業当たり年間 10 億ウォン以内

②輸出金融支援事業

- ・貸出金利：政策資金基準金利から 1.05%加算
- ・貸出期間：180 日以内（輸出契約が 180 日を越える場合あるいは輸出実績を考慮し最大 1 年以内）
- ・貸出限度：個別企業当たり年間 10 億ウォン以内

- 5) 融資方式：中小企業振興公団が資金申請・受付とともに企業評価を通じて融資対象を決定し、直接貸出を実施

2.1.1.5 投資・融資の複合金融資金

技術性と未来成長価値がある企業に融資に投資を複合した方式で資金を支援し、創業活性化および成長段階への参入を促進する。

- 1) 融資規模：1,000 億ウォン

- 2) 支援対象利益共有型貸出、成長共有型貸出、プロジェクト型貸出がある

- 3) 支援対象

- ①利益共有型貸出：技術開発、市場参入などの段階で未来成長性のある企業で一定水準の営業利益の達成が予想される企業
- ②成長共有型貸出：技術性と成長価値がある企業で、企業公開の可能性があり、民間創業投資会社が投資していない企業
- ③プロジェクト金融型貸出：成功可能性が高い文化コンテンツプロジェクトの推進のために設立された文化産業専門会社であり、民間創業投資会社から投資されていない企業

- 4) 支援内容

①貸出金利

- ・利益共有型貸出：固定利子と利益連動利子で構成。固定金利で貸出した後支援企業の営業利益によって追加で利益連動利子(営業利益の 3%)を設定
- ・成長共有型貸出：表金利 1%、満期保障金利 4%で中小企業が発行した CB を中小企業振興公団が引受
- ・プロジェクト金融型貸出：満期保障金利 4%で、文化産業専門会社が発行した PB を中小企業振興公団が引受

②貸出期間

- ・利益共有型貸出：5 年以内
- ・成長共有型貸出：7 年以内（創業 7 年以上の企業は 5 年以内）
- ・プロジェクト金融型貸出：7 年以内

③貸出限度

- ・利益共有型貸出：1 企業当たり年間 20 億ウォン
- ・成長共有型貸出：1 企業当たり 45 億ウォン
- ・プロジェクト金融型貸出：プロジェクト当たり 10 億ウォン

5) 融資方式：中小企業振興公団が資金申請・受付とともに企業評価を通じて融資対象を決定し、直接貸出を実施

2.1.1.6 開発技術事業化資金

中小企業が保有している優秀技術の死蔵を防止し、開発技術の製品化・事業化を促進し、技術基盤の中小企業を育成する。

- 1) 融資規模：3,000 億ウォン
- 2) 支援対象²⁰：自社技術²¹を事業化しようとする企業・Inno-Biz、知識財産経営認定企業（特許庁で認証）
- 3) 支援内容
 - ①貸出金利：政策資金基準金利から 0.08%差引き
 - ②貸出期間
 - ・施設資金：8 年以内
 - ・運転資金：5 年以内
 - ③貸出限度：1 企業当たり年間 20 億ウォン（運転資金は 5 億ウォン）
- 4) 融資方式：中小企業振興公団が資金申請・受付とともに企業評価を通じて融資対象を決定し、直接貸出を実施

2.1.1.7 経営正常化支援資金

事業転換、再創業支援などを通じて経営正常化を図る中小企業に対して、資金融資を行う。

- 1) 融資規模：1,990 億ウォン
- 2) 支援対象
 - ①事業転換資金：申請日基準 3 年以上営業を継続し従業員が 5 人以上であり、事業転換計画の承認を受けた企業
 - ②再創業資金：信用等級が低い者で、再創業準備中あるいは再創業から 7 年以下の者
 - ③構造改善専用資金：中小企業経営管理システムを通じて企業構造改善の推進企業、一時的な経営問題のある中小企業のなかで経営改善を診断された企業、金融機関 Work-out を通じて構造改善を推薦している企業

²⁰ 直近 3 年以内に開発技術事業化資金の支援を 2 回以上受けた企業は支援対象から除外

²¹ 政府関連研究開発事業に参加して技術開発事業に成功した技術、特許・著作権技術、政府が認定した技術、国内外大学・研究機関・企業などから移転された技術、企業研究所がある企業が開発した技術

- 3) 融資範囲：施設資金および運転資金
- 4) 融資条件
 - ①貸出金利：政策資金基準金利から 0.08%差引き
 - ②貸出期間
 - ・施設資金：8 年以内
 - ・運転資金：5 年以内
 - ③貸出限度：企業当たり 45 億ウォン（地方企業は 50 億ウォン、運転資金は 5 億ウォン）、売上額の 150%以内
- 5) 融資方式：中小企業振興公団が資金申請・受付とともに企業評価を通じて融資対象を決定し、直接貸出と代理貸出が選択可能

2.1.2 信用保証

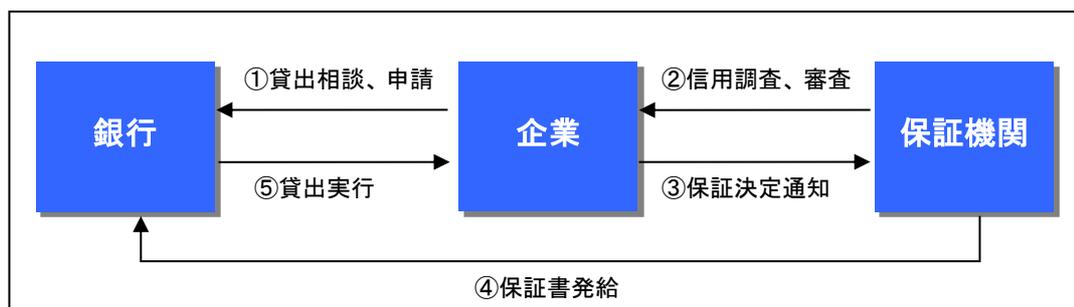
2.1.2.1 信用保証基金

企業の未来成長性と企業価値を評価し、企業経営に必要な各種債務に対して信用保証を支援することで、中小企業が金融機関から円滑に資金貸出を受けられるようにする制度である。

- 1) 支援規模：保証残額 40 兆ウォンで運用
- 2) 支援対象除外企業
 - ①保証機関が保証債務を履行した後、債権を回収できなかった企業
 - ②信用状態が悪化し、企業維持が難しいと判断される企業(休業中の企業)
- 3) 支援内容
 - ①企業が金融機関等について負担する各種債務に対する保証
 - ②企業あたりの保証限度
 - ・一般保証：30 億ウォン
 - ・金融委員会が国民経済上に必要であると認める資金あるいは企業の場合 70～100 億ウォンまで最高保証限度まで保証支援が可能
 - ・最高保証限度対象の保証
 - －施設資金保証：100 億ウォン
 - －購買資金貸出保証、貿易金融保証、電子商取引保証、履行保証等：70 億ウォン²²
 - ・運転資金の保証限度：売上額減と自己資本限度のうち、低い方の金額
 - ③信用保証利用手続き：信用保証申請・相談 →資料収集・信用調査→保証審査・承認→保証書発給の手順で行われる（図表 8 参照）。

²² 保証審査等級によって 30～70 億ウォンで差別化

図表 8 信用保証利用手続き



出所：2015 年中小企業支援策

2.1.2.2 地域信用保証財団

地域信用保証財団を通じて、信用状態が良好であるが、担保力が弱い地域内の企業・小商工人に対する信用保証を支援することで、操業および経営安定を支援する。地域信用保証財団は 16 か所がある。

- 1) 支援規模：16.9 兆ウォン
- 2) 優先支援対象：小規模事業者（小商工人）、災害復旧資金の推薦を受けた企業、地域特化産業の育成のために必要であると認められた資金からの推薦を受けた企業
- 3) 支援内容：小規模事業者などが金融機関等に対して負担する各種債務についての保証（貸出保証、支給保証の保証、手形保証、施設借入の保証など）
- 4) 保証限度：1 企業当たり最大 8 億ウォン
 - ① 運転資金：売上額限度を適用
 - ② 施設資金：当該施設の所要資金の範囲内
- 5) 申請、受付：全国各地域信用保証財団

2.1.2.3 技術保証基金

担保力が低い技術力を持っている中小企業の技術性・事業性等の未来価値を評価して保証書を発給することで、金融機関から円滑な貸出が可能にする制度である。

- 1) 支援規模：保証残額 19.5 兆ウォン
- 2) 対象企業：新技術を保有している中小企業
- 3) 支援内容：貸出保証、手形保証、履行保証、貿易金融保証、電子商取引保証、購買者金融保証
- 4) 保証料：企業の技術事業評価等級によって 0.5～3% に差別化
- 5) 技術保証利用手続き：保証申請→相談→技術事業計画書の提出→技術評価→審査・承認の後保証書の発給

図表 9 技術評価項目

大項目	中項目	小項目
経営者の能力	技術経営能力	技術水準
		管理能力
		経営群の人的構成およびチームワーク
技術性	研究開発能力	技術開発推進能力
		技術開発現況
	技術の優秀性	技術革新性
		技術完成度および拡張性
市場性	技術の市場性	市場現況
		競争要因
		競争力
事業性	技術の生産性	製品化の可能性
	収益性	収益展望

出所：技術保証基金ウェブサイト (<http://www.kibo.or.kr/src/guarantee/kba210.asp>)

2.1.2.4 売上債権保険

中小企業が、信用で製品を売った後で代金を受け取れない場合に備えるための保険である。中小企業は景気展望があまりよくない場合、売上債権が回収できない可能性が高くなるが、売上債権保険に加入するとこのような不確実性を減らすことができる。

- 1) 支援規模：保険人数 15.5 兆ウォン
- 2) 加入企業：製造業、製造関連卸売業、製造関連サービス業、知識基盤サービス業、建設業の中小企業
- 3) 支援内容
 - ①保険加入後購買者の廃業、履行延滞などの理由で売上債権あるいは手形代金が回収できない場合、保険加入金額の範囲で保険金支給する。
 - ②実際商取引がない売上債権に対しては保険金を支給しない。
- 4) 保険限度
 - ①売上債権保険：企業当たり最大 30 億ウォン
 - ②手形保険：企業当たり最大 10 億ウォン
- 5) 売上債権の利用手続き：保険相談→誓約受付→信用調査→保険審査→保険料納付→保険証券の発給

2.2 税制（税制支援、税額減免、税額控除、事業承継）

2.2.1 税制支援

2.2.1.1 創業中小企業に対する税制支援

1) 支援対象

- ①首都圏過密抑制圏域以外の地域で創業した企業
- ②創業後3年以内にベンチャー企業に確認を受けた企業
- ③インキュベーションセンター事業者として指定された者
- ④創業4年以内のエネルギー新技術企業に該当する中小企業

2) 支援内容

- ①法人税・所得税：最初所得発生年度を含めて5年間50%支援²³
- ②創業中小企業・創業ベンチャー企業に対する地方税の減免
 - ・取得税：創業日から4年間75%減免
 - ・財産税：創業日から5年間50%減免
 - ・登録免許税：創業中小企業の法人設立の登記、創業中にベンチャー企業に確認を受けた中小企業の法人設立の登記

2.2.1.2 創業・ベンチャー企業税制支援

- 1) エンゼル投資税制支援：居住者がベンチャー企業などに投資した金額のなかで、1,500万ウォン以下の金額は100%、1,500～5,000万ウォンの金額は50%、5,000万ウォンを超える企業は30%を所得控除
- 2) 創業投資会社などの株譲渡差益等に対する非課税：中小企業創業投資会社等が創業者・ベンチャー企業・Konex 上場企業などに出資した株の譲渡差益および配当所得に対しては非課税

2.2.2 税額減免

2.2.2.1 中小企業特別税額減免

地域、業種、企業規模によって法人税・所得税の5～30%を減免

区分	首都圏内の事業所	首都圏外の事業所
小企業	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売・小売業、医療業：10% ・その他の業種：20% 	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売・小売業、医療業：10% ・その他の業種：30%
中企業	<ul style="list-style-type: none"> ・知識基盤産業：10% 	<ul style="list-style-type: none"> ・卸売・小売業、医療業：5% ・その他の業種：15%

²³ 創業日から5年間所得が発生しない場合は、5年になる日が含まれる課税年度を含めて5年間50%減免

2.2.3 税額控除

2.2.3.1 投資促進のための税額控除

- 1) 中小企業投資税額控除²⁴
 - ①中小企業が事業用資産等に投資する場合は投資金額の3%を税額控除
 - ②新規上場中小・中堅企業が上場日から4年以内に事業資産に投資する場合は4%の税額控除
- 2) 雇用創出投資税額控除：事業用資産等の投資金額に対して、基本控除率3%に追加控除率4～6%を適用して税額控除
- 3) 生産性向上施設の投資等に対する税額控除：工程改善および自動化施設などに投資金額の7%を税額控除
- 4) その他投資税額控除
 - ①R&D設備投資に対する税額控除：10%
 - ②安全設備投資などに対する税額控除：7%（技術流出防止設備10%）
 - ③エネルギー節約施設に対する投資税額控除：10%
 - ④環境保全設備に対する税額控除：10%

2.2.3.2 R&D費用に対する税額控除

- 1) 新成長動力・源泉技術研究開発費：R&D費用の30%を税額控除
- 2) 一般研究人材開発費：直近課税年度のR&D費用を越える金額の50%あるいは当該年度のR&D費用の25%のなかで選択した金額を法人税・所得税から控除

2.2.3.3 雇用創出のための税額控除

- 1) 中小企業の雇用増加人数に対する社会保険料の税額控除：前年対比雇用人数が増えた場合、雇用された者が青年の場合は100%、それ以外は50%の税額控除が受けられる。
- 2) 中小企業の従業員に対する所得税の減免：中小企業の従業員のなかで、青年・60歳以上者の勤労所得税に対して50%税額控除が受けられる。
- 3) 中小企業の契約職の正社員転換時に税額控除：正社員に転換した従業員数に比例して200万ウォン／人が控除される。

2.2.3.4 勤労者福祉増進施設投資に対する税額控除

「租税特例制限法」の第94条により、従業員の住居安定等福祉増進のための施設を取得した場合、取得金額の7%を法人税から控除する。対象取得施設は、無住宅従業員に賃貸するための住宅、従業員用の寮、職場保育施設、従業員用の休憩

²⁴ 創業5年以内の投資分に対する中小企業投資税額控除の繰越控除を7年間は許容される。

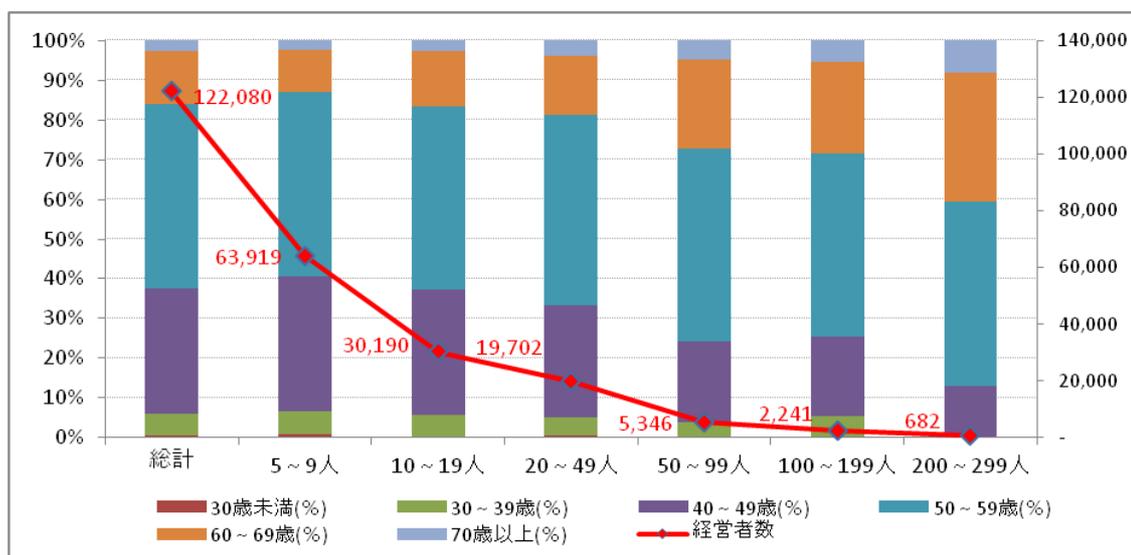
室・スポーツ施設、障害者・高齢者・妊婦などの便宜増進のための施設等がある。

2.2.4 事業承継

2.2.4.1 家業相続控除

10年以上事業を継続した事業者が、跡継者に家業を相続する場合、非相続人の家業運営期間によって家業相続財産の100%（500億ウォンが限度）を課税価額から控除する。

図表 10 中小企業経営者の年齢（製造業、2013年）



出所：中小企業調査統計システム (<http://stat2.smba.go.kr/index.jsp>)

2.2.4.2 家業承継に対する課税特例

10年以上事業を継続した60歳以上の経営者が18歳以上の子供に株などを贈与（100億ウォン）する場合、贈与税課税価額から5億ウォンを控除した後10%（30億ウォンを超える場合は20%）の低率で課税する。

2.3 支援体制（その他）

2.3.1 中小企業経営管理システム

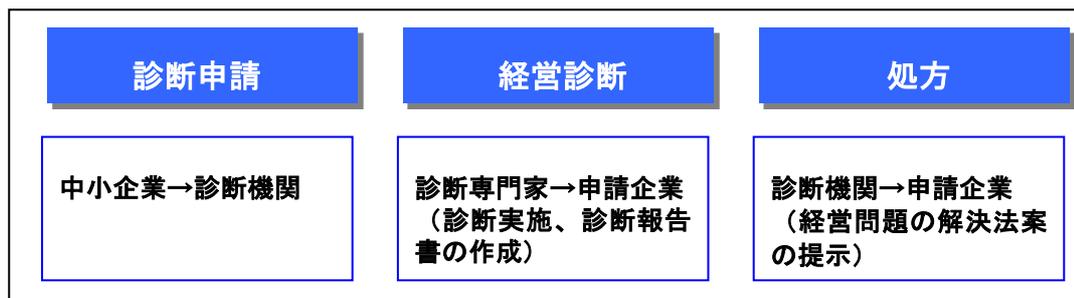
診断専門家が中小企業の経営問題および成長停滞の原因を分析し、経営改善戦略と問題解決を支援する制度である。

- 1) 支援規模：5,600社
- 2) 対象企業：経営管理対象業種の企業
- 3) 支援内容

①診断内容：企業経営全般に関する現在状況・競争力・リスク管理能力を総合的に分析・診断

②診断費用（30万ウォン／1MD基準）の支援

図表 11 経営管理システムの支援体系



出所：2015年中小企業支援施策

2.3.2 診断連携型のコンサルティング支援事業²⁵

中小企業経営管理システムと連携し、診断結果「コンサルティング推薦」を受けた企業に対して民間専門家の経営・技術指導を支援する制度で、コンサルティングの規模によって費用の30～50%を支援する。

- 1) 支援規模：400社
- 2) 対象企業：中小企業経営管理システムでの診断結果「コンサルティング推薦」を受けた企業
- 3) 支援内容：コンサルティング費用の30～65%を企業当たり3,000万ウォン限度で支援

2.3.3 需要者選択型のコンサルティング支援事業²⁶

外部専門家の診断・指導を通じて、中小企業の急変する国内外の経営・技術環境の変化に迅速に対応できるように支援する制度で、コンサルティング規模によって費用の30～65%を支援する。

- 1) 支援規模：400社

²⁵ コンサルティングは、中小企業振興公団の創業技術チーム、中小企業振興公団の各地域本部、韓国コンサルティングサービス協会(社団法人)のコンサルタントが担当する。

²⁶ 中小企業振興公団の創業技術チーム、韓国経営技術指導士会、韓国創業経営コンサルティング協会が担当する。

2) 支援内容

分野	支援内容	支援条件
持続成長 コンサルティング	<ul style="list-style-type: none"> ・経営・技術全分野に対するコンサルティング ・生産性向上、品質改善、工程改善、原価削減、人事、マーケティング 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業年数、業種制限無し ・総事業費 30～50%限度 ・事業期間：最大 6 か月 ・政府支援金：最大 3 千万ウォン
創業企業 コンサルティング	同様	<ul style="list-style-type: none"> ・事業年数 7 年未満 ・総事業費の 65%限度 ・事業期間：最大 6 か月 ・政府支援金：最大 2 千万ウォン
ワンストップ コンサルティング	<ul style="list-style-type: none"> ・事業妥当性の検討 ・法人設立、工場設立の続きの代行 ・法人転換代行、経営教育 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業年数、業種制限無し ・総事業費 30～50%限度 ・事業期間：最大 6 か月 ・政府支援金：最大 8 百万ウォン

2.3.4 専門家相談・現場クリニック支援

中小企業関連の各分野の専門家グループが中小企業の経営問題の相談に常時応じる制度で、金融・法律・技術など中小企業の問題を迅速に解決し、相談で解決が難しい場合は現場に行き直接問題を解決する。

1) 支援規模：37 億ウォン

2) 対象企業

①専門家相談：制限なし

②現場クリニック支援：常住従業員 50 人未満の中小企業

3) 支援内容

①専門家相談：ビジネス支援団²⁷が企業の経営問題を無料で相談に応じる。

②現場クリニック：ビジネス支援団の総合相談で解決が難しい課題について、該当分野の専門家が直接に中小企業の現場に行き短期間(3日)で解決する。

4)利用手続き：相談受付→現場クリニックの推薦、諮問委員の選定→適正性の検討および承認→実施計画書の提出および企業負担金の入金→現場クリニックの実施→終了報告書の提出→満足度調査

²⁷ 中小企業の経営問題を解決するために地方中小企業庁にいる弁護士・税理士・会計士・関税士・経営指導士などの 10 分野の専門家 (1,600 人が登録)

2.4 既存の中小企業に対する経営資源の確保の支援（技術開発支援、事業転換・再スタート支援、マーケティング・広報支援）

2.4.1 技術開発資金支援

2.4.1.1 中小企業技術革新開発事業

グローバル戦略品目および将来成長有望分野に対する中小企業の事業化技術開発を支援し、中小企業の成長動力の創出および事業化の促進を支援する。

1) 支援規模：2,620 億ウォン

2) 支援内容

①グローバル戦略技術開発

- ・グローバル有望課題（414 億ウォン）：開発期間 2 年以内、総事業費の 60% 以内で最大 10 億ウォンまで支援する。輸出競争力を持つ「グローバル強小企業²⁸育成プログラム」選定企業を対象に R&D を支援し、優秀中小企業に対する成長有望品目の技術開発課題を支援する「自由応募型」である。
- ・グローバル競争課題（208 億ウォン）：開発期間 2 年以内、総事業費の 60% 以内で最大 10 億ウォンまで支援する。輸出中小企業が FTA を活用できる輸出品目を発掘し、グローバル強小企業への成長を支援（指定応募型）する。

②革新企業技術開発

- ・革新型企業課題（1,506 億ウォン）：開発期間 2 年以内、総事業費の 75% 以内で最大 5 億ウォンまで支援する。ビックデータ・パソコンの S/W・IoT など創造産業分野および先端融合・製造基盤分野などの中小企業型未来有望分野へ支援する。
- ・投資連携課題（100 億ウォン）：開発期間 2 年以内、総事業費の 60% 以内で最大 8 億ウォンまで支援する。未来有望および投資誘致戦略品目を発掘し、民間投資連携方式で支援する。
- ・Gazelles 企業課題（200 億ウォン）：開発期間 2 年以内、総事業費の 75% 以内で最大 5 億ウォンまで支援する。高成長性の Gazelles 企業の R&D 支援を通じて新規雇用の創出およびグローバル進出基盤をつくる。

③企業サービス研究課題（192 億ウォン）

- ・知識サービス分野：開発期間 1 年以内、総事業費の 75% 以内で最大 1.5 億ウォンまで支援する。輸出型ビジネスモデル開発への支援を通じてサービス競争力の強化および海外市場への進出拡大を図る。
- ・製品サービス分野：開発期間 1 年以内、総事業費の 75% 以内で最大 2 億ウォンまで支援する。有望サービス分野を中心に、世界的に急速に成長しているモバイル技術との融合を通じて高付加価値製品開発課題に支援する。

²⁸ 直近 3 年間の 輸出実績が 500 万ドル以上の企業のなかで輸出潜在力の優秀な企業

- 3) 昨年と異なる点：「グローバル戦略技術開発」で、「グローバル強小企業育成課題」から「グローバル有望課題」と「グローバル競争課題」に分け、グローバル競争課題は輸出 100 万ドル以上が支援条件である。

2.4.1.2 World Class 300 プロジェクト支援事業

グローバル企業として成長意思と潜在力を持っている中小・中堅企業を World Class 企業として育成し、成長動力を持続的に確保するとともに、よりよい質の雇用を創出する。

- 1) 支援規模：2017 年まで 300 社を選定する。
- 2) 支援対象：中小・中堅企業として前年度売上額対比直接輸出の比率が 10%以上の企業の中で、直近 3 年間の売上額対比 R&D 投資比率が平均 1%以上の企業
- 3) 支援内容
 - ①技術確保：開発期間 3～5 年以内、総事業費の 50%以内で年間 15 億ウォンまで支援する。世界的な水準に発展するための重要応用技術開発を支援する。
 - ②市場拡大：開発期間 5 年以内、総事業費の 50%以内で年間 1.4 億ウォンまで支援する。グローバル化のために企業が必要とする施策を KOTRA が中長期的に支援とともに企業のグローバル能力強化と海外市場拡大のためのコンサルティングも支援する。
 - ③人材確保：企業当たり 2 名、最大 6 年間研究人材を派遣。企業当たり 4 名、最大 2 年間技術・マーケティング分野の海外専門人材の採用を支援する。政府海外インターンシップとの連携を支援する。オンライン上の常時採用システムを構築して人材確保を支援する。
 - ④資金支援：金融機関別の優秀中小・中堅企業の育成施策対象に自動的に含まれる。
 - ⑤コンサルティング：企業の多様なニーズに合わせたコンサルティング支援をする。

2.4.1.3 創業成長技術開発

成長潜在力はあるが技術開発資金の不足で経営が難しい小規模創業企業および 1 人創造企業に技術開発資金を支援する。

- 1) 支援規模：1,128 社、1,624 億ウォン
- 2) 支援対象
 - ①創業課題 (1,468 億ウォン)：創業 7 年以内で、売上額が 50 億ウォン以下あるいは常駐従業員数が 50 人以下の小規模創業企業
 - ②1 人創造企業課題 (156 億ウォン)：1 人創造企業および理系大学・大学院生

3) 支援内容

①創業課題

- ・創業：開発期間1年以内、2億ウォンまで支援する。成長潜在力はあるが事業化能力および経験が足りない創業企業のR&D支援をする。
- ・投資連携メンタリング：開発期間1年以内、2億ウォンまで支援する。エンゼル投資およびベンチャーキャピタルの投資参加とともに、1対1のメンタリングを条件でR&D支援をする。
- ・機会追求型女性：開発期間1年以内、0.5億ウォンまで支援する。経済活動が難しい女性の問題解決とともに、ニッチマーケットの開拓などのためのR&D支援をする。

②1人創造企業課題

- ・1人創造企業：開発期間1年以内、1億ウォンまで支援する。1人創造企業のR&D支援をする。
- ・理系創業支援：開発期間10か月以内、0.5億ウォンまで支援する。理系の大学生・大学院生のR&D支援をする。

2.4.1.4 購買条件付新製品開発事業

需要機関（政府、公共機関、大企業）が購買意思を明らかにし、技術開発を提案した課題について、中小企業が開発を行う事業である。開発段階から販路確保を通じて、技術開発の意欲を引き上げるとともに、経営安定を支援し、国産化・新製品開発を促進することが目的である。

1) 支援規模：約230個の課題で、全体予算は679億ウォン

2) 支援内容

①需要調査課題（需要機関から開発を提案した課題）：大企業・公共機関課題などで開発を提案した課題

- ・一般課題：国内需要先で購買意思を明らかにして開発を提案した課題、あるいは一つの課題について多数の需要先が参加した共同購買課題
- ・戦略課題：国防・気象・消防などの公共分野の装備・部品の国産化計画による戦略課題、あるいは一つの完成品の生産のために多数の部品開発が必要な課題
- ・需要調査課題の事業者は、中小企業庁の「中小企業技術開発総合課題システム (www.smttech.go.kr)」に受付された課題について、中小企業が該当課題に対する事業計画書を作成して提出し、それに基づいて中小企業庁が事業者を選定する。

②中小企業提案課題：中小企業のアイデアを需要機関に提案し、自発的に購買協約同意書をうけて提案した課題

2.4.1.5 海外需要連携技術開発事業

海外需要先から新製品の開発要請を受けた中小企業が、グローバル競争力を持つ高付加価値製品を開発できるように支援する事業である。

1) 支援規模：約 120 個の課題で、全体予算は 200 億ウォン

2) 支援内容

①グローバル協力課題²⁹：グローバル企業、海外国家機関が必要とする新技術・新製品の開発需要を発掘して支援する課題

②企業提案課題：海外需要先から新製品開発の要請を受けた中小企業の試作開発を支援する課題

2.4.1.6 官民共同投資技術開発事業

政府と投資企業が共同で中小企業の技術開発に投資支援資金（協力ファンド）をつくり、投資企業が課題を発掘・提案し、政府は開発に適切な中小企業を選定して開発費を支援する制度である。

1) 支援規模：約 160 社で、全体予算は 450 億ウォン

2) 支援対象：投資企業が中小企業の技術とともに新製品開発・輸入代替・工程改善などのために支援課題の類型別に選定された課題

3) 支援条件

①需要調査課題、未来戦略課題、企業提案課題：開発期間 3 年以内、総事業費の 75%以内で 10 億ウォンまで支援する。

②直接事業化課題：開発期間 2 年以内、10 億ウォンまで総事業費の 100%を支援する。

4) 支援内容

①需要調査課題：投資企業で開発を提案した課題あるいは投資企業の未来戦略課題のなかで中小企業がコンソーシアムを作って提案する課題

②未来戦略課題：投資企業が選定した未来戦略課題

③企業提案課題：中小企業がアイデアを投資企業に提案し、購買協約同意書および投資企業意見書を提出した課題

④直接事業化課題：大学・研究機関と投資企業が共同投資で設立された新規創業法人の課題

²⁹ KOTRA の海外ネットワークを活用して支援課題を発掘し、指定公募を通じて開発中小企業を選定する。

2.4.1.7 市場創出型創造技術開発事業

世界最高水準の技術あるいは世界最初技術で、技術革新を通じて新市場を創出し、世界市場をリードできる技術・製品開発を支援する制度である。

1) 支援規模：20社で、全体予算は60億ウォン

2) 支援内容

- ①政府投資金：開発期間3年以内、総開発費の60%以内で10億ウォンまで支援する
 - ・1段階（技術開発）：開発期間2年以内、総開発費の60%以内で8億ウォンまで支援する。
 - ・2段階（事業化）：開発期間1年以内、総開発費の60%以内で2億ウォンまで支援する。
- ②自由企画課題：開発期間3年以内、10億ウォンまで支援する。
- ③戦略企画課題：開発期間3年以内、10億ウォンまで支援する。中小企業技術ロードマップを基盤にして革新的な有望技術を支援する。

2.4.1.8 開発技術事業化資金

中小企業が持つ優秀な技術の死蔵を防止するために、開発技術の製品化・事業化の推進を支援する制度である。

1) 支援規模：3,000億ウォン

2) 支援内容：開発技術の事業化に必要な施設・運転資金

- ①貸出金利：政策資金基準金利で0.15%差し引き
- ②貸出期間：施設資金8年、運転資金5年
- ③貸出限度：企業当たり20億ウォン以内(運転資金は5億ウォン以内)
- ④融資方式：中小企業振興公団が直接貸出

2.4.1.9 中小企業融・複合技術開発事業

中小企業と研究機関あるいは中小企業間の共同技術開発を支援することで、融合・複合型の新製品開発を促進し、中小企業の開放型R&Dの活性化および融合・複合技術開発能力を強化することが目的である。

1) 支援規模：664億ウォン（新規142課題、継続108課題）

2) 支援対象：主管機関は公共研究機関で、共同研究機関はINNO-BIZ企業、企業附属研究所保有企業である。

3) 支援内容

- ①融複合技術課題：開発期間2年以内、総開発費の60%以内で6億ウォンまで支援する。
- ②センター連携型課題：開発期間2年以内、総開発費の60%以内で6億ウ

オンまで支援する。

2.4.1.10 産学連協力技術開発事業

技術基盤が弱い中小企業の技術革新能力を引き上げるために、大学・研究機関との共同技術開発を支援する制度である。

1) 支援規模：約 2,300 社（全体予算 1,520 億ウォン）

2) 支援内容

- ①初期 R&D：政府 R&D に初めて参加する中小企業を対象に、技術開発資金を 1 億ウォン以内で支援。また企業付設研究所を初めて設置する中小企業に対して 2 億ウォン以内で支援。
- ②跳躍 R&D：重要能力の不足、成長停滞の中小企業を対象に、大学・研究機関との協力 R&D を 1 億ウォン以内で支援。
- ③グローバル市場型創業事業化 R&D：民間エンゼル投資会社を通じて有望技術創業チームを先発し、密着保育・エンゼル投資・R&D を一発して支援（5 億ウォン以内）。
- ④理系専門家 R&D サポーター：中小・中堅企業が研究開発過程あるいは生産現場で直面する技術的な問題について、理系専門家を活用して解決できるように支援（0.2 億ウォン）。

2.4.1.11 生産プロセス改善のための技術開発

R&D 能力が弱い中小企業の製品工程改善の技術開発を通じて製品の品質向上および生産性を向上し、国内外市場で技術的・経済的な価値の高い基幹技術を持つ専門企業の技術競争力を引き上げるために事業費を支援する制度である。

1) 支援規模：約 574 社（全体予算 312 億ウォン）

2) 支援内容

- ①製品工程改善の技術開発：R&D 能力が弱い中小企業の製品工程改善の技術開発課題に支援（524 課題以内、9 か月以内で 5 千万ウォンまで）
 - ・製品改善：既存製品の品質を向上させる技術開発を推進
 - ・工程改善：製造現場で生産性を向上させる製品生産期間・費用を削減できる工程改善技術開発を支援
- ②基幹企業の工程技術開発：基幹技術の適用範囲の拡大のための製品適用技術および基幹技術の高度化のための工程技術開発を支援（50 課題以内、1 年以内で 1 億ウォンまで）
 - ・製品適用技術：特定基幹産業に適用される重要技術を他産業に適用し、製品の性能・生産性・付加価値を向上させる技術
 - ・工程技術高度化：製品の競争力確保のための環境対応技術・生産性向上技

術などの基幹技術高度化の技術

2.4.1.12 地域強小企業の競争力強化事業

成長性・革新性を持つ非首都圏地域の中小・中堅企業を発掘し、グローバル市場での成長戦略・海外マーケティング・R&D を支援する。

- 1) 支援規模：非首都圏地域の中小・中堅企業 80 社内外（R&D 支援予算 100 億ウォン）
- 2) 支援内容
 - ①コンサルティング：グローバル市場進出の戦略づくりおよび中長期 R&D 課題の企画を支援
 - ②海外マーケティング：海外ブランドの開発および広報など開発進出のための輸出マーケティングを支援
 - ③R&D 支援：中長期 R&D 課題企画について企業の革新能力の強化のための技術開発を支援
 - ④地域自律設計プログラム：地域自律的に地域固有事業の発掘および地域産業と連携して地域与件に合わせたパッケージプログラムを支援

2.4.1.13 中小-中堅企業の技術競争力強化パートナーシップ

中小-中堅企業の協力社間の多角的なネットワークの構築および技術能力を強化して、中小-中堅企業の相生・協力モデル拡散を支援する。

- 1) 支援規模：16 個コンソーシアム（全体予算 27.3 億ウォン）
- 2) 支援対象：中堅企業および協力企業（2 社以上）
 - ①中堅企業は直近年度売上額 400 億ウォン以上
 - ②協力企業は申請した中堅企業と協力関係のある中小企業
- 3) 支援内容
 - ①1 段階：支援期間 7 か月以内、総開発費の 75%以内で 6.5 千万ウォンまで支援する。中小-中堅企業の協力コンソーシアム運用を通じて新星町アイテムの発掘、市場進出および事業化戦略構築を支援。
 - ②2 段階：支援期間 2 年以内、総開発費の 75%以内で 6 億ウォンまで支援する。中小-中堅企業の協力モデル拡散のための供給網、研究機関を通じた中小-中堅企業の融合型 R&D および事業化を支援。

2.4.1.14 貿易技術障壁の克服のための技術開発支援

国内中小・中堅企業の海外市場の開拓および海外市場の多角化に必要な貿易技術障壁を解決するために追加技術開発を支援する制度である。

- 1) 支援規模：14 社（全体予算 16.8 億ウォン）

2) 支援対象：直近年度売上額が 400～3,000 億ウォンの中小・中堅企業

3) 支援内容

- ①国別の貿易技術障壁の克服のために適切な追加技術開発の支援。海外進出の対象国の規格認証・環境規制・現地需要などを技術的に克服するための追加技術開発を支援
- ②海外進出コンサルティング：海外進出対象国に対する技術規制・認証手続き・消費トレンドなどのコンサルティングが必要な場合、予算範囲内でコンサルティング費用の一部を支援する

2.4.2 事業転換・再スタート支援

2.4.2.1 再スタート支援資金

事業転換、構造改善、再創業の支援を通じて、企業の経営正常化と再スタートに必要な資金を支援する制度である。

1) 支援規模：1,990 億ウォン

2) 支援内容

- ①事業転換（990 億ウォン）
 - ・貸出限度：企業当たり 45 億ウォン
 - ・貸出金利：製作資金基準金利から 0.08% 差し引き
 - ・貸出期間：施設資金 8 年、運転資金 5 年
- ②構造改善（300 億ウォン）
 - ・貸出限度：企業当たり 10 億ウォン
 - ・貸出金利：製作資金基準金利から 1.05% 加算
 - ・貸出期間：施設資金無し、運転資金 5 年
- ③再創業（700 億ウォン）
 - ・貸出限度：企業当たり 45 億ウォン
 - ・貸出金利：製作資金基準金利から 0.08% 差し引き
 - ・貸出期間：施設資金 9 年、運転資金 6 年

2.4.2.2 中小企業の事業方向コンサルティング

経営危機の企業に対して専門家が企業を訪問・診断し、清算・破産・企業再生に対する情報を提供する事業である。

1) 支援規模：204 社（全体予算 6 億ウォン）

2) 支援対象³⁰

- ①企業経営管理システムを通じて「再生あるいは再起」と診断された企業
- ②3 年連続で赤字・売上急減などで経営危機に陥っている中小企業

³⁰すでに法的回生申請をした企業に対しては事業方向コンサルティングの支援が不可能である。

- 3) 支援内容：専門家³¹が企業を訪問・診断し、事業整理（清算・破産）あるいは再生可能可否について政策情報を提供

2.4.2.3 中小企業再生コンサルティング

再生可能性が高い企業に対して「債務者再生および破産に関する法律」による再生手続きの申請から解析計画の認可まで専門家相談と手続きの代行などを支援する事業である。

- 1) 支援規模：50社（全体予算15億ウォン）
- 2) 支援対象：事業方向コンサルティングの結果、「再生コンサルティング支援可能」と判断された中小企業
- 3) 支援内容：再生申請から再生認可まで全プロセスに対する相談・諮問などを支援し、支援期間は協約日から9か月

2.4.2.4 再スタート企業専用の技術開発資金

再スタート中小企業のアイデアが優れた試作品開発を支援する制度である。

- 1) 支援規模：30課題（全体予算30億ウォン）
- 2) 支援対象
 - ① 主管機関：事業失敗後新技術・製品開発を準備する再創業中小企業
 - ② 共同開発機関：再創業企業の優れたアイデア・技術の共同研究を通じて試作品開発の支援が可能な中小企業
- 3) 支援内容：開発期間は1年以内で、総開発費用の90%以内で最大1.5億ウォンまで支援

2.4.2.5 中小・ベンチャー企業の資産取引仲介マーケット

遊休資産が迅速に処分できるように中小・ベンチャー企業の資産取引仲介マーケットを構築し、機械設備・工場・資材・無形資産の取引を支援する。

- 1) 支援対象：事業転換企業、再生企業、再創業企業など遊休資産の取引を希望する中小・ベンチャー企業
- 2) 支援内容：機械設備・工場・資材・無形資産の売買情報の提供、入札情報の提供、遊休資産の売買の時に必要な鑑定専門家の情報の提供

2.4.3 マーケティング・広報支援

2.4.3.1 中小企業マーケティングイノベーション支援

市場で売れる技術開発・製品を発掘し、消費者調査、マーケティング戦略作り、製品改善のマーケティング能力の向上を通じて中小企業製品の市場参入の促進お

³¹ 登録された調査委員の経歴を持つ再生業務専門の会計士(経歴3年以上)

よび製品競争力を支援する。

- 1) 支援規模：500 個の製品(全体予算 29.6 億ウォン)
- 2) 支援対象：創業、R&D など政府支援の消費財、技術開発製品優先購買制度の適用商品など消費者への販売が可能な中小企業の完成品
- 3) 支援内容
 - ①市場性調査 (500 個の製品)：事前調査を通じて選別した予備製品について消費者調査を実施する。市場性調査が終わった企業は中小企業製品専用販売場への入店機会を与える。
 - ②マーケティング戦略づくり：市場性調査結果、優秀製品と判断された製品についてはマーケティング専門機関および商品企画者などによるマーケティング戦略づくり支援が受けられる。400 万ウォン以内で政府が 80%を支援する。
 - ③製品改善：マーケティング戦略づくりの結果、製品改善が必要な製品を支援する。1.4 千万ウォン以内で政府が 70%を支援する。

2.4.3.2 中小企業製品広報支援

品質・性能が優秀な中小企業製品を発掘し、オン・オフライン媒体を活用した広報を通じて中小企業の優秀な製品の認知度向上と販路開拓を支援する制度である。

- 1) 支援規模：2,310 個の製品 (全体予算 31.5 億ウォン)
- 2) 支援対象：国内中小企業の製品、情報通信企業はサービスソフトウェア製品
- 3) 支援内容
 - ①媒体広報：主要媒体 (TV、新聞、雑誌など) に中小企業の製品を紹介し、認知度向上と購買を促進
 - ②販売広報：広報と同時に販売と連携できるオンライン販売チャンネルの広報規格

2.4.3.3 中小企業ブランド支援

5 個以上の中小企業が共同マーケティングのために共同ブランド開発および広報を推進する場合、ブランド開発および広報費用を支援する制度である。

- 1) 支援規模：16 個のブランド (全体予算 9.6 億ウォン)
- 2) 支援対象：共同ブランドを開発・活用しようとする 5 社以上の中小企業
- 3) 支援内容：共同ブランド開発 (ネーミング、デザイン) あるいは共同ブランド広報を支援。4 千万ウォン以内で中小企業庁が 70%を支援

2.4.3.4 中小企業購買相談会・販売展の支援

中小企業関連組合・団体が国内で購買相談会を開催する場合、その費用の一部を支援する。また購買相談会も自体的に企画し、中小企業と専門バイヤーとの相談の場を提供し、販売展を通じて大型流通事業者との販売イベントも支援する。

1) 支援規模：30回（全体予算 11.4 億ウォン）

2) 支援内容

- ①中小企業関連団体が主管する購買相談会の開催（10回）。1回当たり 2 千万ウォン以内で費用の 70%を支援
- ②大型流通企業のバイヤーを招待する購買相談会を 2 回開催
- ③特別販売展を 18 回開催

2.4.3.5 中小企業製品専用売り場の設置・運営

民間・公共商業施設内に中小企業製品の専用売り場の開設・運営を通じて創業および中小のアイデア製品の販路開拓を支援する制度である。

1) 支援規模：1800 企業が販売場に入店（全体予算 11.4 億ウォン）

2) 支援内容

- ①売り場の設置・運営：自社売り場の開設が難しい場合あるいは新製品の流通チャンネルの参入が必要なアイデア製品を対象に販売空間を提供。
- ②流動人口が多い地域を対象に独立売り場あるいはショップインショップ方式を運営し、中小企業製品の消費者認知度の向上と広報機会の提供

2.4.3.6 オンライン販路支援

中小企業製品のオンライン市場の入店・販売が可能になるよう、製品詳細ページおよび広報映像の政策を支援する制度である。

1) 支援規模：3,100 製品（全体予算 23 億ウォン）

2) 支援内容

- ①製品詳細ページの政策：オープンマーケットなどオンラインショッピングモールの入店に必要な製品の詳細ページ 3,000 個を無料製作
- ②広報映像の政策：中小企業製品のオンライン広報のための映像政策を 100 個支援

2.4.3.7 中小企業共同 A/S 支援

自社で A/S システムを備えるのが難しい中小企業に全国的な中小企業 A/S システムを支援し、中小企業製品の競争力強化と顧客信頼度の向上を通じて販路拡大を支援する制度である。

1) 支援規模：720 企業（全体予算 90 億ウォン）

2) 支援対象：国内工場で一般消費財製品を生産する中小企業で自社 A/S システムを持ってない企業

3) 支援内容

- ①コールセンターおよび専門相談員を通じて顧客問い合わせを処理・管理
- ②A/S 代行社を通じて製品修理・交換・返品の支援
- ③各種 A/S に対する認識改善および実務能力強化教育の提供
- ④コールセンターに蓄積された情報を DB 化して提供

2.4.3.8 消耗性資材納品の中小企業支援

消耗性資材納品業支援センターが実態調査、マーケティング支援、共同 MRO モールシステムを通じた購買代行業など総合サービスを提供することで、中小消耗性資材納品企業の競争力の強化を支援する制度である。

1) 支援規模：350 企業（全体予算 6.4 億ウォン）

2) 支援対象：国内中小消耗性資材納品企業、中小規模の購買代行企業

3) 支援内容

- ①実態調査：消耗性資材納品業の市場環境・現況調査、MRO モールシステムの運営現況調査、中小消耗性資材納品企業の体系的な育成方案づくり
- ②広報支援：総合支援センターおよび優秀中小納品企業の広報を通じて中小企業の販路拡大の機会を提供
- ③情報支援：購買機関の消耗性資材入札情報および中小納品企業の現況、取扱製品の納品、購買に関する総合的な情報を提供
- ④専門教育：MRO 関連教育（入札参加方法、購買代行の効率化、MRO 関連法律、販路開拓戦略）を通じて中小納品企業の業務能力を向上
- ⑤相談およびその他の支援：オン・オフラインを通じた中小納品企業の問題相談、法律諮問および新規支援事業の開発
- ⑥共同 MRO モール：共同 MRO モールシステム内に中小納品企業プール登録を通じて新規中小納品企業の発掘と多数の中小納品企業に公平な販路機会を提供

2.5 創業支援（若者技術創業支援、創業ベース拡大、知識サービス創業活性化）

2.5.1 若者技術創業支援

2.5.1.1 若者創業学校

若者創業者を先発して創業計画から事業化まで創業の全過程を一括して支援し、若くて革新的な若者創業 CEO を育成するプログラムである。

- 1) 支援規模：200 億ウォン、1 年間総事業費の 70%以内で最大 1 億ウォン支援
- 2) 支援対象

①Aトラック（創業支援）：39歳以下の者で創業を準備している潜在創業者あるいは3年以内の企業の代表

②Bトラック（継続支援）：中小企業庁の創業事業化事業に参加して創業および課題履行を完了した企業で、グローバル進出が可能な企業

3) 支援内容

①創業空間：地域別の創業学校内に創業準備空間を提供

②創業コーチ：専門家を専属コーチに1対1に配置して創業の全プロセスを集中的にコーチングする

③創業教育：経営能力と創業分野の専門知識など体系的な技術創業に対するトレーニングを実施

④技術支援：製品設計、試作品の製作など製品開発過程での技術・装備を支援

⑤事業費支援：創業活動費、技術開発費、試作品制作費などの事業費を支援

4) 選定プロセス：書類審査→面接審査→詳細審査

2.5.1.2 創業支援機関の創業プログラム

大学、公共機関、投資機関など創業支援機関の「創業インフラおよび総合プログラム」を活用して創業者の円滑な創業活動を支援するプログラムである。

1) 支援規模：860人内外（全体予算423億ウォン）

2) 支援対象：中小企業創業支援法律上に創業が可能な予備創業者あるいは創業1年以内の創業企業の代表者

3) 支援条件：総事業費の70%以内で最大5千万ウォンまで支援（一部のプログラムは最大1億ウォンまで支援）

4) 支援内容

①大学、公共機関などの創業支援インフラを活用し、創業アイテム事業化支援

②試作品制作費、マーケティング費、創業準備活動費などの事業費の支援

③創業者が希望する試作品の製作支援特化プログラムおよび専門家メンタリングなどを支援

④技術保証基金と連携して予備創業者の事前保証を支援

2.5.1.3 リードベンチャー企業との連携を通じた創業支援事業

創業者の成功的な創業のためにリードベンチャー企業のインフラの活用、ノウハウの伝授、相互協力ビジネスを支援する制度である。

1) 支援規模：80の創業チーム（全体予算75億ウォン）

2) 支援対象：2人以上の創業者および創業初期企業(3年未満)

3) 支援内容

- ①リードベンチャー企業への入居³²、試作品の製作、技術・経営メンタリングなどのインキュベーションを支援
- ②リードベンチャー企業の直接支援および購買・アウトソーシング、VC 誘致、海外マーケティングなど協力ビジネスの連携支援

2.5.1.4 グローバル若者創業活性化事業

国内創業企業の海外創業・進出のための研修および保育プログラムの提供と外国人の国内創業を支援するプログラムである。

- 1) 支援規模：海外現地創業支援 33 億ウォン（60 チーム）、外国人の国内創業支援 20 億ウォン（30 チーム）
- 2) 支援対象
 - ①海外現地創業：予備創業者あるいは創業 3 年以内の企業
 - ②外国人国内創業：外国人予備創業者あるいは創業 3 年以内の企業
- 3) 支援内容
 - ①海外現地創業：事業アイテムの現地化のためのプログラムおよび本格的な現地進出・創業のための保育プログラムの提供
 - ②外国人国内創業：外国人専用技術創業プログラムおよび外国人の国内創業費用支援（5 千万ウォン以内）

2.5.1.5 創業リード大学の育成

優秀な創業支援インフラを持つ大学を「創業リード大学」に指定し、創業教育から創業アイテムの発掘および事業化、継続的な支援までパッケージ方式に支援する制度である。

- 1) 支援規模：800 課題（全体予算 652 億ウォン）
- 2) 支援対象：製造業および知識サービス分野予備創業者および創業 1 年未満の企業
- 3) 支援内容
 - ①創業アイテムの事業化：試作品の開発、知的財産権の登録、マーケティング活動など創業事業化に必要な資金を支援（7 千万ウォンまで）
 - ②実践創業教育および特化プログラム：大学生および一般人の実践創業教育、創業祭り、地域創業大会、投資誘致連携など大学別の特化プログラムの運営

2.5.1.6 大韓民国創業リーグの運営

有望な CEO を発掘するために創業リーグを開催、優勝者には賞金と投資誘致などの機会を提供する制度である。

³² リードベンチャー企業オフィスあるいは工場に入居(1~2年)

- 1) 支援規模：90 チーム（全体予算 15 億ウォン）
- 2) 支援対象：運営機関の推薦の予備創業者および創業 3 年未満の企業
- 3) 支援内容：賞金（最大 1 億ウォン）、ニーズに合わせたメンタリング支援、投資誘致および海外研修など

2.5.1.7 官民共同創業者の育成

専門創業企画社が優秀創業チームを発掘・投資する場合、投資金額の最大 9 倍の政府支援をマッチングし、初期インキュベーションから海外進出まで総合的に支援する制度である。

- 1) 支援規模：年 50 チーム（全体予算 50 億ウォン）
- 2) 支援対象：創業 3 年未満の企業
- 3) 支援内容：創業企画社から選ばれた創業チームは創業企画社から最大 1 億ウォンの投資を受けるとともに政府は連携支援手続き³³を実施

2.5.1.8 南北協力支援

北朝鮮に進出した中小企業の経営安定を支援するために、現地企業のコンサルティング、駐在員の教育などを体系的に支援する制度である。

- 1) 支援規模
 - ①コンサルティング：10 社、5 千万ウォン
 - ②教育・ワークショップ：20 名、3 千万ウォン
 - ③歓談会および広報物の製作：各 1 回、2 千万ウォン
- 2) 支援対象：ゲソン公団入居している企業
- 3) 支援内容
 - ①ゲソン工場に専門コンサルタントを派遣し、生産性向上のコンサルティングを実施（期間は企業当たり 10 日、450 万ウォン以内でコンサルティング費用の 90% 支援）
 - ②経営管理分野の専門講師を現地に派遣し、駐在員教育を実施
 - ③ゲソン公団の現況の共有、発展などについて議論するワークショップ開催
 - ④ゲソン入居企業の歓談会の開催、広報物の製作・配布

2.5.2 創業ベースの拡大

2.5.2.1 創業インターン制度

若手の創業予備軍にベンチャー・創業企業内で創業インターンシップの経験を通じて、実務知識の習得と創業事業化資金の支援を図る制度である。

³³ 事業化資金（1 億ウォン）→R&D（3 年以内で 5 億ウォン）→エンゼルマッチングファンド（最大 2 億ウォン）→海外マーケティング支援（最大 1 億ウォン）

- 1) 支援規模：総 50 億ウォン、インターン 70 名以内
- 2) 支援内容：インターン過程での人件費（最大 80 万ウォン）を支援し、実際創業に繋がる場合は評価を通じて創業資金（8 千万ウォン）を支援

2.5.2.2 青少年 BIZ スクール

小・中・高校生を対象に起業家精神と創業教育を支援する制度である。

- 1) 支援規模：総 60 億ウォン、全国小・中・高校 300 学校に支援
- 2) 支援内容
 - ① 起業家精神および創業教育、創業クラブ活動、専門家講義の支援などのために Biz スクールの指定・運営
 - ② 体験のための Biz スクールキャンプの運営
 - ③ Biz スクールフェスティバル、教材・コンテンツの開発、担当教師の研修

図表 12 BIZ スクール運営実績

	‘02～ ‘10	2011 年	2012 年	2013 年	2014 年
支援予算(億ウォン)	122.3	43.8	50	45	50
BIZ スクール数(校)	803	100	124	135	200
参加学生数(千名)	408	72	100	116	133

出所：2014 年中小企業庁年次報告書

2.5.2.3 創業アカデミー

大学生および予備創業者に実践創業教育、成功 CEO メンタリング、ネットワーキングなどを提供し、創業のための基礎能力を持つように支援する制度である。

- 1) 支援規模：総 20 億ウォン、15 の教育機関で大学生・予備創業者 1,000 名を教育
- 2) 支援内容：実践創業教育、成功 CEO とのメンタリング機会の提供、教育期間中の創業専門家、先進中小企業、受講生間のネットワーキングを支援

2.5.2.4 創業大学院

創業大学院の支援を通じて創業に必要な専門性と実務能力を持つ創業専門家を育成する制度である。

- 1) 支援規模：総 9 億ウォン
- 2) 支援対象：5 つの大学院（大学院別の 60 人）
- 3) 支援内容：各大学院運営に必要な講師費、教育開発費、奨学金など

2.5.2.5 大学院企業家センター支援事業

大学内に運営している多様な創業事業と創業支援組織の統合を主導し、創業専攻教育から事業化連携まで体系的な創業支援システムを大学に構築できるように支援する制度である。

1) 支援規模：2つのセンター、総43億ウォン

2) 支援内容

- ①創業教育支援：融合専攻・副専攻・複数専攻など体系化された総合専攻カリキュラムづくり・運営、国内外の創業インターンシップ、創業キャンプ、セミナーなど多様な創業プログラムを支援
- ②研究開発支援：大学特性を活かした創業関連コンテンツ・教育モジュール開発および博士論文研究の支援
- ③ネットワーキング：ベンチャー企業家・VC・創業専門家など大学内外のネットワーキングを通じたメンタリング運営
- ④コンサルティング：創業・ベンチャー企業に対する経営診断などのコンサルティングの提供
- ⑤再スタート支援：再創業特化センターを選定して心理治療、再スタート支援制度などを含めた関連教育を実施

2.5.2.6 シニア創業支援

高齢化時代に合わせて40歳以上のシニアの経歴・ネットワーク・専門性を活用して成功的な創業ができるように支援する制度である。

1) 支援規模：シニア創業スクール15、シニア創業センター18か所（総44.9億ウォン）

2) 支援内容

- ①創業スクール：シニア潜在創業者のための実践創業教育の運営（80時間以内）
- ②創業センター：シニア創業準備のための空間の提供、相談・諮問。教育・セミナーなどを実施（全国18か所）

2.5.2.7 インキュベーションセンター支援事業

優秀なインキュベーションセンターを対象に創業初期企業の入居およびインキュベーション支援のためのリノベーションおよび運営費などを支援する制度である。

1) 支援規模：227億ウォン

2) 支援内容

- ①リノベーション：老朽施設の改善、一般建物のインキュベーションセンターの転換などインキュベーションセンターのリノベーションを支援。総事業費

の70%以内で最大3億ウォンまで支援。

- ②運営費：専門マネジャーの person 費、入居企業の事業化支援などインキュベーションセンター運営費用の一部を支援。運営実績によって差別的に支援（6千万～1.3億ウォン）
- ③保育能力の強化：入居企業に対するメンタリング、マーケティング・金融投資などの保育プログラム運営およびインフラ構築を支援（75億ウォン）

図表 13 インキュベーションセンター運営実績

	2010年	2011年	2012年	2013年
支援企業	4,818	4,764	5,123	5,511
売上額(億ウォン)	24,807	20,055	16,592	16,393
従業員数(名)	21,113	18,078	17,276	16,665

出所：2014年中小企業庁年次報告書

2.5.2.8 在宅創業システム運営

会社設立に関連して政府機関を訪問しなくても家庭やオフィスで会社設立ができるように関連機関のネットワークを統合・連携した法人設立オンライン処理システムを運営する。

- 1) 支援対象：株式・有限会社の設立の希望者
- 2) 支援内容
 - ①企業名検索から4大社会保険の加入までワンストップに処理、登記申請書および添付書類などの一括作成を支援
 - ②基本事項の入力で段階的な申請書などが自動づくり
 - ③振興段階別の進捗状況のお知らせページ、SMSで直ちに通知

2.5.2.9 中小企業母体組合出資

中小企業母体組合（Fund of funds）は、民間資金の投資を誘導するために政府財源で結成されたファンドで創業投資組合、私募ファンドなどに出資する。

- 1) 出資規模：3,500億ウォン
- 2) 支援対象：中小企業創業投資組合、韓国ベンチャー投資組合、新技術事業投資組合などを設立するベンチャーキャピタル
- 3) 支援内容：民間ベンチャーキャピタルが造成・運営する中小・ベンチャー企業投資ファンドにシードマネーを出資
 - ①企業名検索から4大社会保険の加入までワンストップに処理、登記申請書および添付書類などの一括作成を支援
 - ②基本事項の入力で段階的な申請書などが自動づくり

③振興段階別の進捗状況のお知らせページ、SMS で直ちに通知

2.5.3 知識サービス創業の活性化および成長基盤の構築

2.5.3.1 ICT 基盤地域サービス開発および創業支援

アプリ、コンテンツ、ソフトウェアなど ICT 基盤の有望知識サービス分野の創業活性化のために全国 30 か所のスマート創作所で開発教育および創業を支援する制度である。

- 1) 支援規模：全国スマート創作書 30 か所運営（102 億ウォン）
- 2) 支援対象：アプリ、コンテンツ、ソフトウェアなど ICT 基盤の有望知識サービス分野の創業希望者および創業 1 年未満の企業
- 3) 支援内容：事業アイテムに対する無償開発教育および専門家メンタリング、開発、マーケティングなど創業活動にかかる費用の支援（最大 5 千万ウォン）
- 4) 申請・受付：創業ネット（www.startup.go.kr）でオンライン申請・受付

2.5.3.2 アプリ／コンテンツ／ソフトウェア融合創業支援

アプリ、コンテンツ、ソフトウェア融合など知識サービス分野の専門企業育成のために、全国 4 か所のスマートベンチャー創業学校で事業計画から開発、事業化まで実践創業を集中的に支援する制度である。

- 1) 支援規模：全国スマートベンチャー創業学校 4 か所運営（131.5 億ウォン）
- 2) 支援対象：アプリ、コンテンツ、ソフトウェア融合など知識サービス分野の創業および事業化を希望する 40 歳未満の予備創業者および創業 3 年未満の企業
- 3) 支援内容：創業アイテムに対する事業計画作り、創業教育、メンタリング、マーケティングなど創業および事業化費用を支援。政府支援金は総事業費の 70%以内で最大 1 億ウォンまで支援
- 4) 申請・受付：希望地域のスマートベンチャー創業学校を通じて申請・受付

2.5.3.3 スマートスタートアップグローバル化支援

アプリ、コンテンツ、ソフトウェア融合など知識サービス分野の海外進出有望企業を発掘・選定し、グローバル市場進出に必要な専門家メンタリング・海外市場調査マーケティング・海外派遣活動などを支援する制度である。

- 1) 支援規模：約 200 社（20 億ウォン）
- 2) 支援対象：海外進出を希望する知識サービス分野の予備創業者あるいは創業 5 年未満の企業
- 3) 支援内容：海外支出に必要な翻訳、広報物の製作、マーケティング費用および海外市場開拓団の派遣などを支援

2.5.3.4 チャムサリサービス企業支援

チャムサリ実習所³⁴の運営を通じて文化・趣味・健康など Well-being 分野に対する実務教育および創業・就職を支援する制度である。

- 1) 支援規模：12 か所のチャムサリ実習所の運営（18 億ウォン）
- 2) 支援対象：大学専攻者、初級技術者（関連資格保有者）、経歴断絶技術者として創業と就職のために実務教育を希望する者
- 3) 支援内容：チャムサリ実習所の業種について、理論・専門実習教育および現場実習を支援

2.5.3.5 1人創造企業ビジネスセンター

アイデアはあるがどのように創業するのかわからない人に対して、1人創造企業ビジネスセンターで創業と経営に必要な専門家の相談および専門教育などを通じて創業および事業化を支援する制度である。

- 1) 支援規模：60 か所の1人創造企業ビジネスセンターの運営（80 億ウォン）
- 2) 支援対象：1人創造企業および1人創造企業の創業予定者
- 3) 支援内容
 - ①事務空間、会議室、相談室、創造カフェなどのビジネス空間の支援
 - ②税務・会計・法律・創業・マーケティングなど専門家相談、教育、情報提供など経営を支援
 - ③1人創造企業と外部企業間のプロジェクト連携および遂行機会の盛況など事業化を支援

2.5.3.6 1人創造企業マーケティング支援

良いアイテムを持つ1人創造企業にデザインおよびブランド開発、オンライン・オフラインマーケティングを支援して事業化能力を強化する。

- 1) 支援規模：450 社（80 億ウォン）
- 2) 支援対象：1人創造企業および1人創造企業の創業予定者
- 3) 支援内容
 - ①支援課題：1人創造企業が保有した事業化アイテムのマーケティング課題
 - ②支援条件：1人創造企業に必要な支援内容を選択するが、総費用の80%以内で1,000～2,000 万ウォンを支援
 - ③詳細支援内容：ウェブサイト／アプリの製作、広報映像の製作、カタログの製作、包装デザイン、製品デザイン、ブランド開発、広告、市場調査、展示

³⁴ 大学および地方自治体を実習所に指定し、ネイルアート、コーヒーバリスターなど12分野について、大学専攻者、初級技術者、経歴断絶技術者に多様な実習機会を提供するとともに、一般市民には無料体験機会を提供している。

会の参加、知識財産権の登録など

2.6 中小企業に関わる公正な取引の推進、市場の整備³⁵（公共機関納品制度、中小企業技術開発製品優先購買）

2.6.1 中小企業製品の公共購買制度

2.6.1.1 直接生産確認制度

中小企業間の競争製品の場合、公共機関の発注に対して中小企業間の競争入札に参加し、1,000万ウォン以上の小額随意契約を結ぶケースについては、直接清算確認の証明が必要である。

- 1) 支援規模：2012年 796件、2013年 19,888件、2014年 21,367件
- 2) 支援対象：中小企業間の競争製品の入札および小額随意契約（5千万ウォン以下）に参加しようとする中小企業
- 3) 支援内容：中小企業間の競争製品品目に限って、直接生産確認の後、証明書を発給
- 4) 申請・受付：公共購買総合情報網（www.smpp.go.kr）でオンライン申請

2.6.1.2 契約移行能力の審査

中小企業間の競争入札が過熱してダンピング競争になるのを防止するために、一定水準の落札率（予定価格の88%水準）を保障し、小規模事業者（小商工人も含む）、創業初期企業など競争力が弱い企業にも公平な入札参加機会を付与する。

- 1) 審査内容
 - ①最低価格に応札した順に審査して総合得点が88点以上のものを落札者に決定。審査基準は納品履行能力、入札価格などに構成される。
 - ②小規模事業者(小商工人も含む)が公示金額未満の中小企業間の競争入札に参加する場合、信用評価等級を満点に評価
- 2) 処理手続き：入札公告→応札→改札および1位の審査対象者の選定→契約履行能力審査→落札者の決定→契約

2.6.1.3 適格組合確認制度

中小企業間の競争入札に単独で参加が難しい小規模中小企業の共同受注活動を支援するための制度である。

- 1) 支援規模：適格組合確認 132件(2014年)
- 2) 確認要件
 - ①該当組合の組合員の半分以上が製品を直接生産する中小企業であること
 - ②競争製品の品質管理および事後管理の基準があり、運営していること

³⁵ 情報収集元：国家法令情報センター <http://www.law.go.kr/main.html>

- ③組合が中小企業間の競争入札に参加できると定款に明示されていること
 - ④中小企業庁が認める公共購買業務関連教育を、年間 10 時間以上受けた常駐従業員が 2 人以上いること
 - ⑤該当組合に含まれている企業の中小企業間の競争入札での市場占有率が 50% 以下であること
- 2) 注意事項：適格組合を通じて入札に参加した組合加入企業は、別途同様な競争入札に参加できない

2.6.1.4 組合推薦小額随意契約

小規模事業者（小商工人も含む）の公共市場での受注機会を拡大するために、公共機関の推定価格が 5 千万ウォン未満の製品を購入するときには組合が推薦した者と随意契約ができるようにする制度。

- 1) 適用品目：推定価格 5 千万ウォン未満の中小企業間の競争製品の品目
- 2) 申請・受付：公共購買総合情報網（www.smpp.go.kr）の「小額随意契約システム」で申請

2.6.1.5 中小企業間競争製品、公共使用資材の直接購買

公共機関は特別な理由がない限り、「中小企業間の競争製品」および「公共使用資材の直接購買対象」に指定された品目は、中小企業間の制限競争あるいは指名競争で調達している。

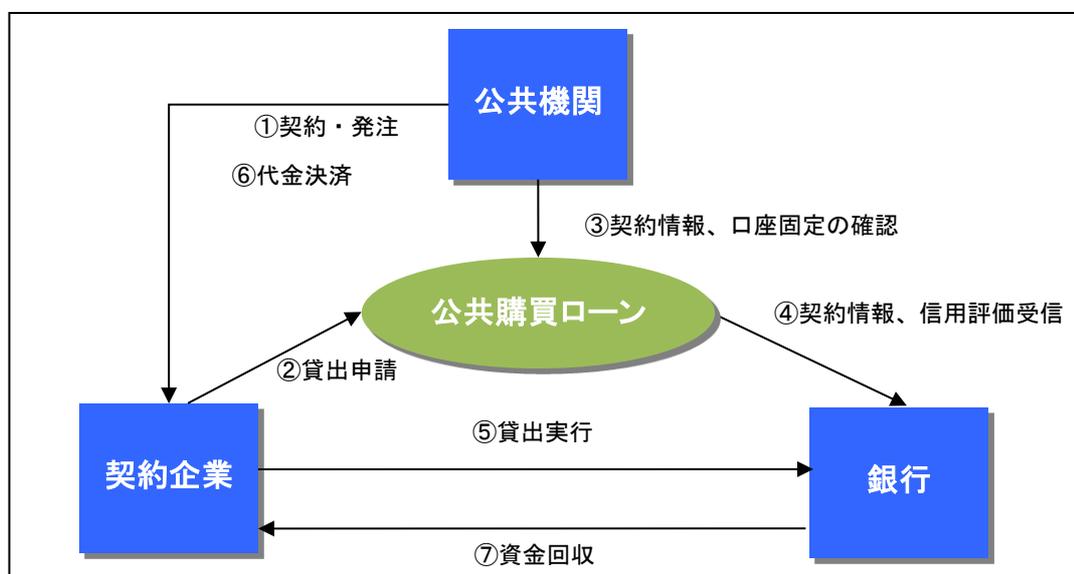
- 1) 支援対象：公共機関の購買額が 10 億ウォン以上の品目および直接購買(分離発注)対象の工事
- 2) 支援内容
 - ①公共機関入札時に、中小企業間の競争製品の対象品目は、直接生産確認を受けた中小企業間で制限競争あるいは指名競争し、入札方式は「契約履行能力審査」を通じて落札価格を保障
 - ②公共使用資材のなかで、直接購買対象の品目は公共機関が中小企業から分離発注して直接購買する。
- 3) 処理手続き：品目申請→申請・受付(中小企業中央会)→公聴会、推薦検討、理解当事者間の意見調整(中小企業中央会)→品目推薦(中小企業中央会)→関連部庁間の協議および指定検討、中小企業間の競争制度運営委員会の開催(中小企業庁)→指定公告(中小企業庁)

2.6.1.6 公共購買ローン

公共機関と納品契約を締結した中小企業に、契約を根拠に納品履行に必要な生産資金を金融機関から信用貸出できるように支援する金融商品である。

- 1) 支援規模：2013年 1,060 億ウォン、2014年 1,331 億ウォン
- 2) 支援対象：中小企業と納品契約を締結した中小企業
- 3) 支援内容
 - ①公共機関と納品契約を締結した契約を根拠に信用貸出
 - ②先取金を除外した契約金額をベースに企業の信用等級によって最大 80%まで貸出

図表 14 公共購買ローンの手続き



出所：2015年中小企業支援施策

2.6.2 中小企業技術開発製品優先購買

2.6.2.1 技術開発製品の優先購買

公共機関の物品購買額の10%以上を、EPC、NEP、NET、GS 優秀調達製品のなかで一つから認証を受けた中小企業の技術開発製品で優先購買するように支援する。

- 1) 支援規模：2012年 2.11 兆ウォン、2013年 2.54 兆ウォン
- 2) 支援内容
 - ①公共機関は中小企業技術開発製品を購入する場合、随意契約が可能
 - ②技術開発製品を生産する中小企業が地方中小企業庁に優先購買を要請する場合、地方中小企業庁は該当製品の需要がある公共機関に購買を要請する。

2.6.2.2 性能認証制度

中小企業の技術開発製品に対して、政府が性能検査後、性能が確認された製品を「技術開発製品優先購買制度」の対象となるよう、性能認証を付与する。

1) 支援規模：性能認証発給の累積件数 2013 年 1,127 件、2014 年 994 件

2) 支援内容

①新技術認証製品、特許製品、技術革新開発製品、ベンチャー企業・技術革新型企業の製品など 17 種類の事業者を登録証明する。

②対象品目の詳細内容は「中小企業技術開発製品の優先購買制度の運営に関する試行規則」を参照する。

2.7 地域中小企業政策³⁶（伝統市場の活性化）

2.7.1 伝統市場および商店街の施設現代化事業

地域経済の活性化のために、伝統市場および商店街の老朽施設と顧客施設などの改善を支援する制度である。

1) 支援規模：303 か所の市場（1,388 億ウォン）

2) 支援対象：伝統市場および商店街の育成のための特別法の第 2 条による伝統市場・商店街・商圈活性化区域のなかで事業推進の主体があるところ

3) 優先支援対象：災害を受けた市場の前年度被害復旧費の補填、自治体の計画により指定された商圈活性化区域、電気・ガス・消防施設など火災予防施設の設置・改良・補修を行おうとする市場

4) 支援内容：入り口道路など顧客接近・便利施設の設置、施設物の改補修など老朽施設の改善、テーマ通りの造成および広報施設の設置、配達センター・顧客休憩室・自転車保管所などの文化・顧客利用施設の設置

2.7.2 伝統市場特性化事業

伝統市場の活性化のために、主な顧客や市場規模などを考慮して「住民のための地域密着型市場」、「国内観光客のための文化観光型市場」、「外国人が行きたくなるグローバル市場」に市場を類型別に特性化できるように支援する制度である。

1) 支援規模：162 か所の市場（508.5 億ウォン）

2) 支援対象：伝統市場および商店街の育成のための特別法の第 2 条による伝統市場・商店街・商圈活性化区域のなかで事業推進の主体があるところで、市場の特徴を発掘して特性化市場に発展可能な市場

3) 支援内容

①地域密着型市場：1 市場に 1 特長を発掘して住民参加型プログラムを運営、新

³⁶ 情報収集元：中小企業庁ウェブサイト

<http://www.smba.go.kr/user.tdf?a=user.index.IndexApp&c=1001&MC=SMBA&open=y>

- メニュー開発およびレシピ開発、代表ブランドの育成、商品並びの改善等
- ②文化観光型市場：文化資源と観光資源を連携して観光とショッピングが可能になる市場に育成するために文化公演・伝統体験・イベントなどを開催
- ③グローバル市場：外国人が行きたくなる伝統市場の育成に必要なグローバル商品・マーケティング、韓流公演、外国人向けの多様なサービス提供など

2.7.3 商圈活性化事業

各市場あるいは商店街のみ支援する方式を拡大し、市場と周辺商圈を連携して商圈全般の活性化を支援する制度である。

- 1) 支援規模：6 か所の商圈活性化区域（年間 6 億ウォン以内で、区域当たり 3 年間総 18 億ウォン支援）
- 2) 支援対象：商圈活性化区域
- 3) 支援内容
 - ①商人教育、ICT 融合など商人競争力の強化事業
 - ②強化マーケティング、共同商品・デザイン開発
 - ③空店舗を活用した掃除・店舗管理などの商圈管理事業
 - ④顧客および地域住民対象の文化プログラムの運営など
 - ⑤観光通りの造成、祭り・広報イベントの開催など商圈広報事業
 - ⑥商圈管理機構の自律のためのビジネスモデル発掘事業など

2.7.4 市場経営革新支援

伝統市場および商店街の営業方式を現代化するとともに経営を改善するために、伝統市場および商店街のマーケティング、商人教育、火災安全点検などを支援する制度である。

- 1) 支援規模：全体予算 1,126 億ウォン
- 2) 支援内容：マーケティング、商人教育、流通専門人材の支援など詳細事業の参加のために必要な事業費の 30~100%を支援

2.7.5 伝統市場専用商品券

大型マートおよび企業型スーパーマーケットなどで経営が難しくなった伝統市場の売上促進のために発行する商品券で、全国加盟伝統市場どこでも使用可能である。韓国造幣公社の印刷で保安性と安全性が確保されており、金融機関で購買と両替が可能である。

- 1) 商品券種類
 - ①紙伝統市場専用商品券：5 千ウォン、1 万ウォン
 - ②電子紙伝統市場専用商品券：5 千ウォン、10 万ウォン、チャージ式

2) 購買および使用

①購買先：郵便局および銀行

②使用先：全国伝統市場（商店街）の加盟店舗で現金と同様に使用可能

3) 商品券の特徴：商品券の販売・改修手数料の全額を国費が支援、韓国造幣公社で製作するので保安性・安全性が高い

2.7.6 伝統市場 ICT 育成事業

スマートフォン、タブレット PC の普及拡大など ICT の発達で消費者のニーズが多様化されることにより、伝統市場のコンテンツと ICT の融合を通じて消費者の利便性を向上させることで伝統市場の競争力を強化するための事業である。

1) 支援規模：130 か所の市場、30 億ウォン

2) 支援内容

①ICT カフェの造成：PC・プリンター、テーブルなど標準ガイドラインを適用した ICT 体験空間造成に必要な物とインテリアの支援

②モバイル POS 普及：顧客・売上管理、カード決済、現金領収証の発給、スマートチラシ・クーポン発送などが可能なモバイル POS を普及

③スマートチラシおよびクーポンシステムの普及：商人が自らスマートチラシおよびクーポンを製作・発送が可能なプログラムの普及

④ICT 推進団の運営：IT 専門家が直接市場を訪問し、モバイル POS、スマートチラシおよびクーポンシステムの活用と ICT カフェの運営を支援

2.8 中小企業の国際化支援（輸出支援）

2.8.1 多様な輸出支援

2.8.1.1 中小企業輸出能力強化事業

中小企業のグローバル化能力によって、輸出初期、輸出有望、グローバル強小など 3 段階に区分し、ニーズに合わせて輸出準備活動を支援する制度である。

1) 支援規模：1,400 社（全体予算 390 億ウォン）

2) 支援対象³⁷：製造業、知識基盤サービス業の中小企業

3) 支援内容：輸出教育、デザイン、海外市場の情報提供など 4 分野の 20 個の事業のなかで企業が選択して参加、費用の 50%～90%（2,000 万ウォン～5,000 万ウォン以内）まで支援

³⁷ 中小企業庁から「輸出有望中小企業」あるいは「グローバル強小企業」に指定された企業、前年度の輸出能力強化事業に参加した結果「優秀企業」に評価された企業は優先選定される。

区分	支援内容	支援限度
輸出初期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貿易執務基礎、オンライン貿易実務の基礎、戦略市場進出、為替リスク管理、国際貿易専門家、ビジネス英語 ・ 多言語電子カタログ、映像、包装デザイン ・ 海外市場調査、オンライン輸出支援、電子貿易サービス提供、海外広告、為替変動保険 ・ 国内・海外展示会の参加、検索エンジンマーケティング、海外展示会のマーケティングの代行 ・ グローバルブランド開発 	2,000 万ウォン
輸出有望 ・ 先導		3,000 万ウォン
グローバル強小	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製品デザイン開発、包装デザイン開発 ・ 海外進出戦略コンサルティング、グローバル経営コンサルティング、自由マーケティングプロジェクト ・ 海外展示会の参加、グローバルブランド開発、TV ショッピングの映像製作 	5,000 万ウォン

2.8.1.2 グローバル強小企業の育成事業

輸出 500 万ドル以上の企業の中で、輸出潜在力が高い中小企業を選定し、グローバル能力診断から R&D、海外マーケティング、輸出金融を支援し、輸出 5 千万ドル以上のグローバル強小企業に育成するプログラムである。

- 1) 支援規模：年間 100 社
- 2) 支援対象：直近 3 年以内に輸出実績が 500 万ドル以上の経験のある企業
- 3) 支援内容

① グローバル強小企業専用プログラム

- ・ グローバル能力診断：マーケティング・品目別の民間専門家と企業担当者が共同で、財務現状およびマーケティング準備度合い、製品競争力の評価などを通じて海外進出ロードマップおよび連携事業参加計画を作成
- ・ 専用海外マーケティング：中小企業輸出能力強化事業を活用し、年間 5 千万ウォン以内で、3 年間総 1 億ウォン規模の専用海外マーケティングを支援（グローバルブランド開発、プロジェクト型自由マーケティング、海外進出戦略コンサルティング、製品および包装デザイン、海外展示会の参加から自由に選択）

② グローバル強小企業連携支援プログラム

- ・ 輸出 R&D 連携支援：総事業費の 50% 以内で 2 年間 10 億ウォンまで支援

- ・ 中小企業庁海外マーケティング連携支援：総 1 億ウォン規模のバウチャーを提供。以下の事業の中で、3 年間の回数の制限なく 1 億ウォン以内で自由に選択可能

事業名	支援限度
海外民間ネットワークの活用	2 千万ウォン
海外規格認証の獲得支援	認証費用の 60% 支援
グローバル検索エンジンのマーケティング	600 万ウォン
輸出インキュベーターの入居支援	賃貸料支援(1 年目は 80%)
貿易促進団の派遣支援	1 千万ウォン

- ・ 政策金融および民間金融の優待支援：中小企業振興公団の「輸出金融」の貸出限度を 10 億から 30 億ウォンに引き上げ、民間銀行の貸出限度の引き上げおよび金利優待

2.8.1.3 FTA 対応能力強化事業

中小企業の FTA 活用支援のために国・専門分野・品目別専門家のプールを構築し、FTA・輸出コンサルティングを実施するとともに、CEO と中小企業従業員に教育を実施して FTA 締結地域での現地マーケティングを支援する事業である。

- 1) 背景： FTA 締結により中小企業製品の価格競争力が確保できるなかで、FTA の経済的な効果を最大化するために、FTA 発効後の短期間内に FTA 活用意思の高い中小・中堅企業 に集中的な FTA 活用支援を行う事業。

2) FTA・輸出コンサルティング

① 支援規模：800 社（2012 年 448 社→2013 年 700 社→2014 年 800 社）

② 支援対象

- ・ FTA コンサルティング：FTA 締結国で輸出（予定）する中小・中堅企業
- ・ 輸出コンサルティング：輸出（予定）中小企業

③ 支援内容³⁸

- ・ FTA コンサルティング：原産地確認および証明、認証輸出者の申請、原産地事後検証、原産地管理システム、湯集資材分野コンサルティング、FTA 対応戦略および FTA 有望市場進出戦略など
- ・ 輸出コンサルティング：中小企業が輸出時に必要な契約書の作成および検討、関税の還付、国際入札、為替リスク管理、貿易金融、輸出通関、バイヤーの発掘、輸出戦略づくりなど

3) FTA 教育

① 支援規模：6,000 人(2012 年 7,300 人→2013 年 8,000 人→2014 年 6,000 人)

³⁸ かかる費用の中で企業負担金は、売上額によって異なり、10 億ウォン以下の場合には無料、10～50 億ウォン以下の場合には 10%、50～500 億ウォン以下は 20%、500 億ウォン以上は 30%である。

②支援内容

- ・ CEO 教育：朝・週末を活用した FTA 活用戦略づくりプログラム運営
- ・ 地域別・業種別の特化教育：各地域の凝集特性を反映して FTA 原産地実務、FTA 情報提供
- ・ 輸出親企業・協力企業の合同教育：FTA 関連原産地確認書の作成などに関する合同教育の実施

4) FTA 活用のグローバルマーケティング³⁹

①支援規模：20 社、企業当たり 2.5 千万ウォン以内に支援する

②支援内容

- ・ グローバル共同ブランド (Co-branding) 事業：優秀な商品を製造する中小企業が FTA 締結国と共同ブランドを使用しながら包装・ウェブサイト・名刺などに提携型ブランドを併記する戦略的なマーケティングを通じてグローバル市場に進出
- ・ グローバル技術事業化事業：優秀な技術力を持つ中小企業が FTA 締結国と技術情報の交流、合作・投資・製造での協力を通じてグローバル市場進出

2.8.1.4 輸出有望中小企業の選定

成長可能性の高い中小企業を輸出有望中小企業に指定し、資金・保証、海外マーケティングを支援する事業。輸出実績が 500 万ドル以下の企業が参加可能であり、中小企業庁・KOTRA・貿易保険公社など 22 か所の輸出支援機関から支援サービスを提供する。

1) 支援規模：2,000 社

2) 支援対象：製造業あるいはサービス業の中小企業で前年度あるいは申請年度の輸出実績が 500 万ドル未満の企業

3) 支援内容

- ①海外マーケティング支援が参加する場合優待：輸出能力強化事業、海外展示会・博覧会参加、輸出インキュベーター事業の参加の場合は優待
- ②金融および保証支援：貿易金融支援、信用・技術保証、輸出信用保証など
- ③サービス業の支援：知識文化相生成長プログラムの保証料の減免、サービス総合保険の保険料の割引など

2.8.1.5 貿易促進団の派遣事業

中小企業のグローバル化および輸出促進を図るために専門業種中心の団体展示会、輸出コンソーシアムの派遣などを支援する制度である。

³⁹ 企業負担金は前年度売上額を基準にするが、500 億未満の企業は政府支援金の 10%、500 億以上は 20% を負担する。

- 1) 支援規模：3,200 社
- 2) 支援対象：業種別の中小企業団体・協会・組合など
- 3) 支援内容
 - ①海外展示会：団体当たり 1 千万ウォン以内で共通経費の 50%を支援
 - ②輸出コンソーシアム：コンソーシアム当たり 2 億ウォン以内で共通経費の 70～100%を支援

2.8.1.6 大・中小企業の同伴進出支援

大企業の海外ネットワークおよびインフラを活用して中小企業の海外販路の拡大を支援する事業である。大企業・公共企業の業種別・地域別特性に合わせて団体展示会の参加、輸出相談会の開催、大企業の海外流通網への入店などを支援する。

- 1) 背景：大・中小企業の海外同伴進出は行っているが、業界一部に限られており、業界全般的な共感が不足している。そこで、大・中小企業の相互協力的な構造に転換し、貿易の高度化および中小企業が持続的な成長潜在力を持つために行う事業である。また、一つの企業ではなく韓国企業群として海外市場で競争力を高めるために、大企業と中小企業がともに成長させるのが必要であり、大企業を通じた中小企業のグローバル企業への成長を促進するための支援制度でもある。
- 2) 大企業ネットワークの活用
 - ①支援規模：200 社、団体当たり 1,000 万ウォン以内
 - ②支援対象：中小企業として 1 回派遣当たり中小企業 5 社以上のコンソーシアム形態に構成
 - ③支援内容
 - ・団体展示会：賃借料、装置費、運送料などの 50%を支援
 - ・輸出相談会：場所・車両レント、通訳、海外マーケティング活動の 80%
- 3) 大企業インフラ活用
 - ①支援規模：530 社、団体当たり 2,000 万ウォン以内
 - ②支援対象：大企業海外流通網への入店支援は国内で生産された中小企業の製品に限る
 - ③支援内容
 - ・拠点活用支援：大企業・公共企業の現地拠点に中小企業のための現地事務・展示・物流・広告空間などを支援
 - ・海外流通網への入店支援：TV ショッピング、デパート、オンラインなど大企業が持分を保有し、協力関係にある海外流通網への中小企業製品の参入を支援

④申請・受付：大・中小企業協力財団に申請⁴⁰

2.8.1.7 海外流通網の進出支援

海外での展示販売場の設置・運営、グローバルオンラインショッピングモールの活用を通じて商品性の高い中小企業の製品（B2C）の海外消費市場の進出を支援する制度である。

1) 支援規模：2,000社（全体予算 102 億ウォン）

①海外展示・販売場：5カ国 8か所 400社、57 億ウォン

②オンラインショッピングモールの活用の輸出支援：1,500社、45 億ウォン

2) 支援内容

①展示・販売場：海外主要拠点でのアンテナショップを設置し、中小企業製品の展示・販売を行うとともに、中小企業製品のテストマーケティング支援

②オンライン輸出支援：グローバルショッピングモール⁴¹を活用した中小企業製品の販売支援（1企業当たり 300 万ウォン以内）。

2.8.1.8 海外規格認証取得支援事業

海外での中小企業製品の信頼度を高めて輸出が円滑にできるように、輸出対象国で求められる海外規格認証マークの獲得にかかる費用の一部を支援する事業である。

1) 支援規模：1,500社（全体予算 132.6 億ウォン）

①海外展示・販売場：5カ国 8か所 400社、57 億ウォン

②オンラインショッピングモールの活用の輸出支援：1,500社、45 億ウォン

2) 支援内容：企業規模別、支援規格別、製品分野別に市場価格を反映して政府支援を差別化

①予備輸出企業（前年度輸出実績が 10 万ドル未満）：70%

②輸出有望企業（前年度輸出実績が 10 万～500 万ドル）：60%

③グローバル強小企業（前年度輸出実績が 500 万～5,000 ドル）：40%

④企業当たり 1 回に 2 個の認証まで申請可能

⑤CE（ヨーロッパ）、NRTL（米国）など 220 個の製品認証の獲得費用の 40～70%支援

2.8.1.9 海外民間ネットワークの活用支援

単独で海外マーケティング活動が難しい中小企業に民間の専門サービスを提供する事業である。海外現地コンサルティングにかかる費用の 50～70%を支援。

⁴⁰ 審査・評価の主要内容：大企業あるいは公企業の同伴進出計画の妥当性、効率性・履行可能性、波及効果などを評価する。(www.win-win.or.kr)

⁴¹ アマゾン、楽天、e-bay などのグローバルオンラインショッピングモール

- 1) 支援規模：300 社（全体予算 56 億ウォン）
- 2) 支援内容：海外現地の民間コンサルティング、マーケティング会社などを海外民間ネットワークに指定し、支援対象企業とマッチングするとともに、コンサルティング費用の 50～70%を支援

①支援限度

- ・北米、ヨーロッパ、ロシア、CIS、日本、シンガポール、中南米（ブラジル、アルゼンチン）：企業当たり月 200 万ウォン
- ・中国、東南アジア、中南米(その他)：企業当たり月 170 万ウォン

②支援比率⁴²

- ・直近年度の輸出額が 500 万ドル以上：50%
- ・直近年度の輸出額が 500 万ドル未満：70%
- ・予備輸出企業（前年度輸出実績が 10 万ドル未満）：70%
- ・輸出有望企業（前年度輸出実績が 10 万～500 万ドル）：60%
- ・グローバル強小企業(前年度輸出実績が 500 万～5,000 ドル)：40%
- ・企業当たり 1 回に 2 個の認証まで申請可能
- ・CE（ヨーロッパ）、NRTL（米国）等 220 個の製品認証獲得費用の 40～70% 支援

2.8.1.10 輸出インキュベーターの運営

世界主要拠点に設置された輸出インキュベーターに低費用で事務空間を提供し、現地進出を希望する中小企業の早期定着および輸出競争力の向上を支援する事業である。

- 1) 支援規模：276 個の企業入居室（12 か国 20 か所）
- 2) 支援内容
 - ①賃借料の 80%（2 年目は 50%）を支援
 - ②事務空間、共同会議室、事務機器・電話・インターネットを提供
 - ③マーケティング専門家、法律・会計コンサルタントの諮問・コンサルティング
 - ④現地市場情報の提供、マーケティングネットワークの構築支援
 - ⑤現地派遣職員の現地生活のためのサービス・行政支援
 - ⑥中小企業の短期出張支援

2.8.1.11 Gazelles 企業（高成長企業）の輸出能力強化事業

高成長企業が自由に輸出マーケティングプログラムを構成・運営して海外市場の開拓が可能になるように支援する制度である。

⁴² 既存企業当たり事業参加年数は最大 5 年であり、同じ国に対しては最大 2 年間参加可能

- 1) 支援規模：Gazelles 企業 500 社（予算 250 億ウォン）
- 2) 支援対象：直近 3 年間常駐従業員あるいは売上額の成長率が年平均 20%以上の中小企業（地方中小企業は 15%以上）
- 3) 支援内容
 - ①輸出教育、デザイン開発、海外市場情報の提供、マーケティングの支援など 4 分野の 20 事業の中で企業が自由に構成した輸出マーケティングプログラムの実施に必要な財源を支援
 - ②高成長企業の輸出マーケティング活動費用の 50~90%を最大 1 億ウォン以内で支援。売上額が 100 億ウォン未満の企業は 90%、100 億~300 億ウォンの企業は 70%、300 億ウォン以上の企業は 50%を支援する。

2.8.1.12 輸出金融融資

輸出品の生産に必要な資金を支援し、中小企業の安定的な経営基盤の造成を図る制度である。

- 1) 融資規模：1,000 億ウォン
- 2) 支援対象：輸出契約あるいは輸出実績に基づいた輸出品の生産費用などの輸出資金
- 3) 融資条件
 - ①貸出金利：政策資金基準金利から 1.05%加算
 - ②貸出期間：180 日以内
 - ③貸出限度：企業当たり 10 億ウォン以内
- 4) 融資方式：中小企業振興公団で資金申請・受付とともに企業評価を通じて融資対象企業を決定した後、直接貸出

2.9 中小企業に関する雇用・労働対策（人材育成、その他）

2.9.1 人材育成

2.9.1.1 特性化高校と連携した人材育成事業

中小企業が特性化高校と連携して企業需要に適合する人材を養成して採用できるように支援する制度である。

- 1) 支援規模：特性化高校生 133,000 名（全体予算 286 億ウォン）
- 2) 支援内容
 - ①特性化高校：教科課程の開発費、実習機材購入費、教育プログラム運営費、教師技術研修費などを支援
 - ②学生：教育訓練費および訓練手当、中小企業就業期間中（24 歳まで）に軍の入隊延期、産業機能要員への編入優待など

2.9.1.2 特性化高校・専門大学の統合技術人材育成事業

特性化高校－専門大学を連携、4～5年教育課程を運営し、中小企業が必要とする人材を体系的に養成して中小企業への就職まで連携させる事業である。

1) 支援規模：20個の事業（全体予算72億ウォン）

2) 支援内容

- ①学校：教育研修費、教育課程開発費、講師費、実習機材購入費、運営費などを支援
- ②学生：職業教育、連携大学への進学、卒業後に協約企業への就職などを支援
- ③企業：優秀技術人材の確保、兵役指定企業に優先選定など

2.9.1.3 産学連携技術人材育成事業

中小企業と大学を連携し、企業が求める専門技術を持つ人材を養成し、中小企業への採用を連携する事業である。

1) 支援規模：15校の大学（全体予算30億ウォン）

2) 支援内容

- ①産学連携教育：企業現場で求められる実務中心の教育で専攻授業と重複されない範囲内で100時間内外に実施
- ②1チーム－1プロジェクト：教授－学生－企業がチームとなり、企業が求める工程改善、製品デザイン、新規アイテムの開発などのプロジェクトを実施
- ③現場実習：中小企業の理解研修の実施後、就職企業者を対象に実施中小企業現場での技術研修を実施（4週間以上）
- ④その他：就職マッチング、中小企業の理解研修など

2.9.2 中小企業従業員のトレーニング

2.9.2.1 中小企業の契約学科の運営

中小企業従業員および就職予定者の職務能力の向上を通じた長期在職の誘導および就職後に改めて進学する人の支援のために学位過程を解説・運営する事業である。

1) 支援規模：中小企業従業員および就職予定者1,800人支援（全体予算91.8億ウォン）

2) 支援対象：常駐従業員5人以上の中小企業で6か月以上在職中の従業員あるいは中小・中堅企業への就職予定者

3) 支援内容

①学生

- ・在職従業員：登録金の70%を政府が支援し、30%は従業員と所属企業が負担するが、所属企業が必ず15%以上を負担する。

- ・採用予定者：登録金全額を政府が支援する。
- ②大学：講義料、担当者の人件費、実習材料費、運営費など学科運営に必要とする経費支援

2.9.2.2 中小企業長期勤務従業員の住宅優先供給

中小企業に5年以上勤務している従業員のなかで、住宅がない世帯主に対して国民賃貸住宅などを優先的に供給することで、住居生活の安定化と中小企業への人材流入を促進するための制度である。

- 1) 支援規模：800戸内外
- 2) 支援対象：中小企業で5年以上勤務している住宅のない世帯主である従業員
- 3) 支援内容：住居専用面積85㎡以下の国民・民営・公共住宅および国民賃貸住宅などの分譲あるいは賃貸に優先権を付与

2.10 中小企業の組織化およびネットワーク化への支援

中小企業の組織化およびネットワーク化への支援に関する施策は、存在しない。

2.11 小規模事業者対策

2.11.1 教育・コンサルティングおよび情報提供

2.11.1.1 小規模事業者学校

成長可能性の高い新事業アイデアを中心に潜在創業者を選抜し、実習店舗体験、創業メンタリング、創業試験などをパッケージに支援する制度である。

- 1) 支援規模：300人
- 2) 支援対象：創造型新事業分野の潜在創業者
- 3) 支援内容
 - ①教育プログラム：基礎および専門教育を履修した受講生のなかで下位20%を除外した者に店舗で体験過程を提供（3か月）
 - ②創業メンタリング：店舗体験から創業まで個人別・水準別にメンタリングを支援

2.11.1.2 小規模事業者の創業教育

技術・知識が追加された特化型あるいは非生計型の業種分野の予備創業者を先発して創業教育を支援する制度である。

- 1) 支援規模：4,000人
- 2) 支援対象：予備創業者
- 3) 支援内容：教育課程（60～80時間）
 - ①創業準備に必要な理論と現場実務を総合的に教育

- ②共通理論教育→機能学習および実習→創業インターン制度⁴³→資金支援→事後管理
- ③創業メンタリング：店舗体験から創業まで個人別・水準別にメンタリングを支援

2.11.1.3 小規模資本の海外創業支援

小資本で途上国での海外創業を希望する予備創業者を対象に創業情報、専門教育、コンサルティングを支援する制度である。

- 1) 支援規模：240人（予算16億ウォン）
- 2) 支援内容
 - ①海外創業の情報提供：対象国の現地創業関連法、主要商圏、消費トレンドなどの創業関連情報を提供
 - ②海外創業教育（200人）：対象国別に経済動向、商圏分析、創業法律、税務・会計、現地言語教育などを実施
 - ③海外創業コンサルティング（40人）：現地に滞留（1か月）して専門コンサルティング会社を通じて実際創業に必要な市場調査、立地分析、法律・会計の諮問、マーケティング・広報の代行など支援

2.11.1.4 商圏情報放送の運営

小規模事業者（小商工人を含む）・伝統市場の専門チャンネルを運営し、ケーブルTVとIPTVを通じていつでも放送が見られる。

- 1) 放送内容
 - ①小規模事業者・伝統市場を体験できるドキュメンタリープログラム
 - ②国内最高水準の創業・経営、商圏分析の専門家による講義プログラム
 - ③伝統市場の問題、最近の消費動向、新事業アイテムなどの最新情報プログラム
- 2) 視聴方法：ケーブルTVあるいはIPTVを通じて視聴、モバイルウェブサイトでもリアルタイム視聴も可能

2.11.1.5 商圏情報システム

店舗現状、人口構成、住居形態、流動人口、賃貸レート、売上情報など商圏分析に必要な資料を34機関から提供を受けて49種類の商圏分析の情報を提供する。

- 1) 支援内容
 - ①地域別・業種別の商圏分析情報の提供：人口構成、競争店舗の現状、流動人口、賃貸レート、売上情報など商圏分析情報を報告書として提供

⁴³ 創業インターン時間は別途編成し、受講生が5万ウォンを負担する

- ②市・区の行政区域別の商圈情報の提供
- ③店舗評価サービス：成長性・安定性・活性度などの商圈・業種の評価、接近性などの立地特性を分析した情報を提供
- ④創業適合性検査：地図を中心にスカイビュー、ロードビュー、人口・オフィスの密集度、主要施設の位置などを確認できるサービス
- ⑤商圈統計情報の提供：小規模事業者の主要業種の売上統計、行政区画および主要商圈の平均賃貸レート、使用者の商圈分析使用統計などの情報を提供

2.11.2 経営改善および協業化支援

2.11.2.1 小規模事業者の経営教育

小商工人が急激な経営環境の変化に対応し、経営能力をもつように地域および業種別に特性化された教育を提供して小商工人の競争力を向上させる。

- 1) 支援規模：16,300 人
- 2) 支援対象：小商工人
- 3) 支援内容：小商工人の業種および地域別に特性化された教育を支援
 - ①業種専門課程：業種別の技術実習、専門経営知識の伝授などの小規模専門教育
 - ②地域特化過程：地域別の商圈分析、マーケティング関連セミナー、議論などの参加型の教育
 - ③地域商圈・商店街教育：商店街管理組織の構成、共同マーケティング教育など商圈活性化のための教育

2.11.2.2 小規模事業者のコンサルティング支援

小商工人の経営問題の解消および競争力の強化のための民間専門家を活用したコンサルティングを支援する制度である。

- 1) 支援規模：3,500 件（予算 49 億ウォン）
- 2) 支援対象：小商工人および予備創業者
- 3) 支援内容：コンサルティング費用の 90%を支援するが、売上 4.8 千万ウォン以下の小商工人は自己負担なし
 - ①経営コンサルティング（5 日以内）：経営問題を持つ小商工人および予備創業者にマーケティング、ブランド強化、顧客管理、売上引き上げなど経営問題のためのコンサルティング支援
 - ②ノウハウ伝授コンサルティング（5 日以内）：技術ノウハウが不足して苦勞している小商工人に業種別の専門家を派遣して技術を伝授

2.11.2.3 小規模事業者への無料法律救助支援事業

小商工人の経営安定のための法律相談・訴訟費用を支援する制度。

- 1) 支援規模：500 件（予算 1 億ウォン）
- 2) 支援対象：月所得 260 万ウォン以下の小商工人
- 3) 支援内容：小商工人の営業関連の民事事件に対する弁護士費用、印紙代、送達料など訴訟関連費用

2.11.2.4 小規模事業者組合の活性化

国内外の大規模事業者に対応できる競争力を持つために、小商工人間の共同利益創出のための協業事業を推進する場合、その費用を支援する制度である。

- 1) 支援規模：500 件（予算 325 億ウォン）
- 2) 支援対象：5 人以上の小商工人が参加している協同組合
- 3) 支援内容：協業事業⁴⁴（1 億ウォン以内⁴⁵）、協業専門教育・コンサルティングの支援。関連費用の 70～80%を政府が負担し、自己負担は 20～30%
 - ①経営コンサルティング（5 日以内）：経営問題を持つ小商工人および予備創業者にマーケティング、ブランド強化、顧客管理、売上引き上げなど経営問題のためのコンサルティング支援
 - ②ノウハウ伝授コンサルティング（5 日以内）：技術ノウハウが不足して苦勞している小商工人に業種別の専門家を派遣して技術を伝授

2.11.2.5 地域密着スーパーの経営管理支援事業

地域密着型のスーパー自らが変化・革新を通じて競争力を持つように店舗管理者の教育および事後管理サービス、商品購買の保証、付加サービスなどを支援する。

- 1) 支援規模：3,000 か所の地域密着型のスーパー（予算 69 億ウォン）
- 2) 支援対象：地域密着型のスーパーを開店して正常的に運営されている店舗
- 3) 支援内容：店舗管理者の選択型の事後管理。地域密着型のスーパー管理者の経営管理能力強化教育を受けた店舗を対象に、衛生指導・在庫調査・POS 教育・経営コンサルティングなどから店舗管理者が選択したものに対して事後管理の実施（店舗あたり 100 万ウォン以内で）

2.11.2.6 フランチャイズの水準評価

フランチャイズ加盟本部を対象に自由申請で加盟本部の能力を評価する制度。

⁴⁴ 共同ブランドの開発、共同マーケティング、共同場所賃借、共同設備、共同 R&D、共同ネットワーク（ウェブサイトなど）

⁴⁵ 協同組合の規模、推進事業内容などを考慮し、共同装備購買のみの申請の場合は最大 2 億ウォン以内に支援が拡大

フランチャイズシステムの構成要素間の関係などに基づいて 6 分野の 1,500 個の評価項目で評価し、水準別の連携支援を実施する。

- 1) 評価対象：直営店 1 か所以上を 1 年以上運営している加盟本部あるいは加盟店舗を 50 か所以上運営している加盟本部
- 2) 評価内容：フランチャイズ特性を反映した 6 分野(加盟本部・加盟店事業者・契約・システム・ネットワーク・成果)を 100 点満点で評価し、評価点数によって 4 段階で評価
- 3) 評価結果：評価結果に合わせた水準別の連携支援を実施

2.11.2.7 有望小規模事業者のフランチャイズ化の支援

有名小商工人がフランチャイズ加盟本部に成長できるように支援する事業。加盟本部マニュアル開発など本社システムの構築に必要なコンサルティング費用の一部を支援し、加盟本部に発展して加盟店舗の開設ができるように事後管理まで支援する。

- 1) 支援規模：30 か所以内
- 2) 支援内容：フランチャイズ加盟本部の運営マニュアルの開発など本社システム構築のためのコンサルティング費用を 2 千万ウォン以内で 80%まで支援。加盟店舗募集のための博覧会への参加など広報支援および事後管理

2.11.2.8 小規模事業者特化支援事業

小規模事業者の成長・発展のための小規模事業者の集積地域の特化支援事業、共同インフラの構築など小規模事業者のニーズに合わせた支援と専用技術開発を支援する制度である。

- 1) 支援規模：355 個（全体予算 347.5 億ウォン）
- 2) 支援対象：常駐従業員 10 人未満の小規模事業者で、都市型小規模事業者の支援に関する特別法で決める業種の製造業
- 3) 支援内容
 - ①小規模事業者の集積地域に小規模事業者特化支援センターの設置・運営のために必要なセンター人材の人件費、センター事業費・運営費を支援
 - ②共同倉庫、展示・売り場など共同インフラの構築にかかる費用を支援
 - ③優秀な製品を持つ小規模事業者の事業戦略作り・マーケティング事業化などを成長段階別に支援
 - ④小規模事業者の保有技術・製品の付加価値の向上および共通技術開発に必要な費用を支援

2.11.3 小規模事業者の再スタート支援

2.11.3.1 希望リターンパッケージ

再就職を希望する廃業予定の小規模事業者に事業整理コンサルティングおよび転職手当、再スタート教育、就職相談・紹介などを支援する制度である。

- 1) 支援規模：10,000 人
- 2) 支援対象：就職意思のある年売上額 1.5 億ウォン未満の廃業予定の小規模事業者
- 3) 支援内容
 - ①事業整理コンサルティングおよび転職手当支援：廃業時の節税方法および各種申告事項、資産・施設の処分方法などに対するコンサルティングの提供
 - ②再スタート教育：就職情報、成功事例などに対する教育を提供
 - ③転換貸出への連携支援：事業参加の後に就職に成功した場合、第 2 金融圏で受けた高金利の貸出を低金利の貸出に転換する転換貸出を支援。

2.11.3.2 再創業パッケージ

競争が激しい業種から有望業種に業種を転換しようとする小規模事業者に専門教育およびメンタリングを支援する制度である。

- 1) 支援規模：1,000 人
- 2) 支援対象：業種転換の小規模事業者
- 3) 支援内容
 - ①再創業教育：業種転換教育、メンタリングなどを実施
 - ②再創業メンタリング：教育受講の後、再創業まで専属メンタリングと連携して安定的な再創業をアドバイス

2.11.3.3 小規模事業者控除制度

小規模事業者（小商工人も含む）が廃業などのときに控除金の支給を受け、生活に安定を図るとともに再起できるように支援する制度である。

- 1) 加入対象
 - ①小企業：鉱業・製造業・建設業・運輸業などの業種で常駐従業員 50 人未満
 - ②小商工人： 鉱業・製造業・建設業・運輸業などの業種で常駐従業員 10 人未満
- 2) 加入方法：中小企業中央会あるいは銀行で加入可能であり、加入金額は月最低 5 万ウォンから最高 100 万ウォンまで
- 3) 控除金の支給
 - ①支給対象：廃業、法人代表者の疾病などによる退任、加入者の死亡、加入期間が 10 年以上で加入者の年齢が 60 歳以上
 - ②支給金額：積み立てた金額に年基準利子率を適用した金額

2.11.4 小商工人対象政策資金

2.11.4.1 小商工人創業資金

成長有望型の創業初期の小商工人に対する資金支援を通じて資金問題の解消など有望業種の創業誘導および創業生存率を向上させる制度である。

- 1) 支援規模：2,270 億ウォン（間接貸出 2,000 億ウォン、直接貸出 270 億ウォン⁴⁶⁾
- 2) 支援対象：操業してから 12 か月以内小商工人あるいは小規模事業者学校の卒業生
- 3) 支援範囲：小規模事業者の創業後、経営改善に必要な資金
- 4) 支援条件
 - ①貸出金利：公共資金管理基金の預託金利+0.6%（基準金利）
 - ②貸出限度：事業者当たり 7 千万ウォン（小規模事業者学校の卒業生は 1 億ウォン）
 - ③貸出期間：5 年以内
 - ④償還方式：3 年目から貸出金額の 70%は 3 か月ごとに均等分割償還し、30%は期間満了時に償還する
- 5) 支援手続き：申請・受付（小商工人支援センター）→信用評価（地域信用保証機関）→貸出実行（銀行）→貸出完了および報告

2.11.4.2 一般経営安定資金

小商工人の経営問題を解消し、営業持続率を高めるために店舗運営資金を支援する制度である。

- 1) 支援規模：3,500 億ウォン
- 2) 支援対象：小商工人
- 3) 支援範囲：小商工人の経営改善に必要な資金
- 4) 支援条件
 - ①貸出金利：公共資金管理基金の預託金利+0.6%（基準金利）
 - ②貸出限度：事業者当たり 7 千万ウォン
 - ③貸出期間：5 年以内
 - ④償還方式：3 年目から貸出金額の 70%は 3 か月ごとに均等分割償還し、30%は期間満了時に償還する
- 5) 支援手続き：申請・受付（小商工人支援センター）→信用評価（地域信用保証機関）→貸出実行（銀行）→貸出完了および報告

⁴⁶⁾ 小規模事業者学校の卒業生に貸出するもので、小商工人市場振興公団が評価を通じて直接貸出する。

2.11.4.3 小規模事業者特化資金

小工人⁴⁷の施設および装備の導入、経営安定に必要な資金を支援する制度である。

- 1) 支援規模：3,500 億ウォン
- 2) 支援対象：小工人
- 3) 支援範囲
 - ①施設資金：生産設備およびテスト検査装備などの導入に必要な資金、事業所の建築資金および確保資金、賃借保証金など
 - ②運転資金：資材購入費用など企業経営に必要な資金
- 4) 支援条件
 - ①貸出金利：公共資金管理基金の預託金利+0.6%（基準金利）
 - ②貸出限度：事業者当たり 5 億ウォン（運転資金は 1 億ウォン）
 - ③貸出期間：施設資金 8 年以内、運転資金 5 年以内
 - ④償還方式：3 年目から貸出金額の 70%は 3 か月ごとに均等分割償還し、30%は期間満了時に償還する
 - ⑤貸出機関：中小企業振興公団

2.11.4.4 緊急経営安定資金

災害、短期経済沈滞、危機克服など緊急に資金が必要なときに支援する制度である。

- 1) 支援規模：300 億ウォン
- 2) 支援対象：自治体から災害確認証の発給を受けた小商工人
- 3) 支援条件
 - ①貸出金利：2.5%（固定金利）
 - ②貸出限度：事業者当たり 7 千万ウォン
 - ③貸出期間：5 年以内
 - ④償還方式：3 年目から貸出金額の 70%は 3 か月ごとに均等分割償還し、30%は期間満了時に償還する

2.11.4.5 転換貸出資金

信用等級 4～5 等級の小商工人の第 2 金融圏の高金利貸出を低金利政策資金への転換を支援する制度である。

- 1) 支援規模：5,000 億ウォン
- 2) 支援対象：第 2 金融圏から融資を受けた後 6 か月以上償還中の信用評価 4～5 等級の小商工人、希望リターンパッケージの卒業後に就職に成功した者

⁴⁷ 熟練技術を基盤にしている製造業の常駐従業員が 10 人未満のもので、主要業種は靴、衣類・繊維、かばん、機械・金属加工、印刷などがある。

3) 支援条件

- ①貸出金利：7%（固定金利）
- ②貸出限度：事業者当たり 1～7 千万ウォン
- ③貸出期間：5 年以内
- ④償還方式：3 年目から貸出金額の 70%は 3 か月ごとに均等分割償還し、30%は期間満了時に償還する

2.11.4.6 事業転換資金

競争が激しい業種から有望業種に再創業しようとする小商工人の再挑戦を支援する制度である。

- 1) 支援規模：200 億ウォン
- 2) 支援対象：小商工人の中から「小商工人再創業パッケージ事業」を履修した有望・特化業種分野の潜在創業者
- 3) 支援条件
 - ①貸出金利：公共資金管理基金の預託金利+0.6%（基準金利）
 - ②貸出限度：事業者当たり 1 億ウォン
 - ③貸出期間：5 年以内
 - ④償還方式：3 年目から貸出金額の 70%は 3 か月ごとに均等分割償還し、30%は期間満了時に償還する

2.11.4.7 賃借保証金の安心金融

賃借契約の満了前に業種転換・廃業を決定したが、賃借保証金の返還ができない小商工人の迅速な事業再会を支援する制度である。

- 1) 支援規模：200 億ウォン
- 2) 支援対象：小商工人で、業種転換あるいは廃業予定者で、賃借契約の残りの期間が 1 年未満で、商建物賃借保護法上で圏域別の換算保証金（賃借保証金 +（月賃借料×100））保護以内の賃借人
- 3) 支援条件
 - ①貸出金利：公共資金管理基金の預託金利+0.3%（基準金利）
 - ②貸出限度：賃借保証金の 80%（最大 1 億ウォン）
 - ③貸出期間：賃借契約満了日まで
 - ④償還方式：賃借契約満了時に償還
 - ⑤貸出機関：小商工人市場振興公団

2.12 マイノリティ・女性に関する支援

2.12.1 女性企業の支援

2.12.1.1 女性専門分野の創業教育

女性の経済活動参加の拡大のために、女性能力が発揮できる知識・基盤サービス、有望分野に創業教育・実習教育などを通じて女性創業の促進および1人創造企業の育成を支援する制度である。

- 1) 支援規模：15回の教育開催、375人を教育
- 2) 支援対象：女性潜在創業者（過程あたり25人以内）
- 3) 支援内容
 - ①創業教育費用の80%を支援、実習費は受講生が負担
 - ②実習中心の創業教育および修了後分野別の無料コンサルティングを支援
 - ③女性企業統合情報網（ポータルサイト）を通じてニーズに合わせたサービス提供および修了生と創業者間のコミュニティー連携支援

2.12.1.2 女性CEOのMBA教育

女性経営者として能力向上のために専門的な経営教育を支援することで、企業競争力を向上させて人的ネットワークを構築できるように支援する制度である。

- 1) 支援規模：14か所の地域、女性CEO420人
- 2) 支援対象：女性CEOであればだれでも参加可能
- 3) 支援内容：企業運営時に女性CEOに必要な経営教育を総36時間、3か月以内で支援し、教育修了後にワークショップの開催および成功企業の訪問などを通じてネットワークを形成

2.12.1.3 全国女性CEOの経営研修

全国女性CEOが集まって経験および情報を共有する場をつくり、業種および地域間のネットワークを強化できるように支援する制度である。

- 1) 支援規模：全国女性CEO500人
- 2) 支援対象：全国女性CEOだれでも参加可能

2.12.1.4 女性インキュベーションセンター

女性創業初期企業および潜在創業者の創業のためにインキュベーション空間と経営活動を支援する制度である。

- 1) 支援規模：16か所の地域センターで205個のインキュベーション室を運営
- 2) 支援対象：創業2年以内の女性企業および女性潜在創業者
- 3) 支援内容
 - ①インキュベーション施設(入居空間)の提供：1年間(2年延長可能)、33.1㎡の

- 面積が使用可能で、事務機器・インターネット・セキュリティー装備を提供
- ②女性企業の経営支援を提供：経営・会計・法務・マーケティングなど専門家によるコンサルティング、産業デザインの開発・産業知的財産権の獲得の支援、国内外の販路支援
- ③女性企業の企業環境の造成を支援：中小企業支援施策・女性企業支援事業などの情報提供、女性企業・地域団体とのネットワークづくり支援
- 4) 申請・受付：各地域の女性企業総合支援センターで申請・受付

2.12.1.5 女性創業大会

女性潜在創業者の優秀な創業アイテムを早期発掘・育成し、女性の創業雰囲気造成する制度である。

- 1) 支援規模：10 個のチーム
- 2) 支援対象：事業アイデア、創業アイテムなど優秀ビジネスモデルを持つ潜在創業者および創業 2 年以内の女性企業
- 3) 支援内容
 - ①受賞および褒章（賞金最大 1,000 万ウォン）、受賞者の女性インキュベーション施設の入居優待
 - ②成功した女性 CEO のメンタリングを通じてノウハウを伝授
 - ③事業戦略、財務計画に対する専門教育およびアイテムに対するコンサルティング実施
 - ④試作品の製作支援、製品デザイン・知的財産権の獲得、広報物の製作、マーケティングなど多様な分野で支援

2.12.1.6 女性企業確認書の発給

女性企業製品に対する公共機関の優先購買の拡大のために、女性企業確認書を発給している。

- 1) 支援規模：女性企業確認基準の要件に合う女性企業（年間 7,500 件）
- 2) 支援内容：女性企業を確認した後オンラインで女性企業確認書を発給

2.12.1.7 女性企業製品の公共購買支援

女性企業製品の公共購買の義務化による制度が安定的に定着するように女性企業製品の広報サイトの運営と案内広報物を製作・配布することで、公共機関の女性企業製品の購買を高めるための事業である。

- 1) 支援規模：女性企業確認書を発給された事業者
- 2) 支援内容：女性企業製品の公共購買広報サイトの運営を通じて公共機関の購買の活性化、広報物の配布を通じて制度の認識度の引き上げ

2.12.1.8 女性企業海外進出の支援

女性企業の海外市場への進出拡大のために海外有望市場調査、バイヤー発掘、海外マーケティング活動の支援、事後管理などを通じて輸出女性企業を支援する。

- 1) 支援規模：女性企業 115 社
- 2) 支援対象：輸出初期段階および有望女性企業
- 3) 支援内容：貿易実務教育、輸出能力診断、広報物の製作支援、バイヤーマッチング、海外博覧会の派遣などを支援する。

2.12.1.9 女性世帯主の創業資金支援

低所得の女性世帯主の創業支援を通じて、家計安定をはかるとともに女性の創業活動を促進できるように賃貸保証金を低利で支援する制度である。

- 1) 支援規模：30 人程度
- 2) 支援対象：低所得の女性世帯主で生計型の創業を希望する者であり、事実上家族を扶養する女性
- 3) 支援内容：賃貸保証金を最大 5 千万ウォンまで 2 年間年 3%の固定金利で貸出

2.12.1.10 女性企業製品の専用館支援

市場進出を準備している優秀な女性新人デザイナーを発掘し、実用的なデザイン、商品テスト空間、実践マーケティング体験機会を提供し、デザイナーとして能力を強化し国内・海外ファッション市場に進出できる基盤を提供する制度である。

- 1) 支援規模：年間 80 個のブランド、90 人
- 2) 支援対象：優秀な実力を持ち、創業あるいは就職を準備しているファッション関連女性新人デザイナー（創業 5 年未満の女性ファッションデザイナーも含む）
- 3) 支援内容：女性企業製品専用館⁴⁸への入店支援
 - ①参加デザイナーの商品展示・販売の空間提供
 - ②売り場の販売職員の支援および参加デザイナーを対象に創業教育を支援
 - ③事業活性化および参加デザイナーの認知度の引き上げのための広報マーケティング支援
 - ④売り場インテリアおよびディスプレイ物品支援

⁴⁸ 創業あるいはファッションデザイン専攻で就職しようとする女性新人デザイナーに商品展示・販売が可能な空間を提供する場所であり、予算は 5 億ウォンである。

2.12.2 障害者企業の創業支援および競争力強化

2.12.2.1 障害者に合わせた創業教育

障害者潜在創業者および他業種への転換を準備している障害者企業を対象に経営コンサルティングおよびニーズに合わせた教育を提供し、創業リスクの低減と安定的な企業経営が可能になるように支援する事業である。

- 1) 支援規模：57回の教育、教育受講生は870人
- 2) 支援対象：障害者潜在創業者および業種転換障害者企業
 - ①潜在創業者および業種転換希望者：創業基礎教育、業種特化教育
 - ②既存創業者：創業者能力強化教育
- 3) 支援内容
 - ①ニーズに合わせた教育支援：創業能力支援団のための相談および個別コンサルティング無料支援、創業基礎教育、特化業種に対する教育および創業インターンシップ過程を支援、創業者の経営能力を引き上げるために創業者能力強化教育を実施
 - ②教育修了者の優待事項：センター創業支援事業を申請するときに優待、教育終了の後に障害者企業の活動資金の申請資格付与

2.12.2.2 障害者への特化インキュベーション施設の運営

技術とアイデアはあるが、弱い創業基盤で事業化に苦労している創業初期の障害者企業に対して、特化インキュベーション施設に入居して企業運営に必要な創業的な支援が受けられるように支援する制度である。

- 1) 支援規模：全国14か所の障害者特化インキュベーション施設の運営
- 2) 支援対象：アイデアと専門分野の技術を持つ障害者予備創業者および創業3年未満の障害者企業
- 3) 支援内容：障害者特化インキュベーション施設の提供および入居企業を対象に創業教育、販路支援、経営問題の相談など分野別の専門家を活用して統合支援

2.12.2.3 障害者企業支援事業

障害者企業の競争力強化のために商品化、販路、広報などニーズに合わせて支援する制度である。

- 1) 支援対象：障害者企業確認書の発給を受けた障害者企業
- 2) 支援内容：商品化、PR／広報、販路／入札、競争力強化などを企業当たり1千万ウォン以内で支援

2.12.2.4 障害者創業店舗の支援

創業能力を持つ障害者潜在創業者に障害者企業としての成長と経営安定のために貸借事業場と創業実務の経験を提供する制度である。

- 1) 支援規模：35人（店舗支援20年、創業インターンシップ15人）
- 2) 支援対象：障害者創業教育を履修した予備創業者
- 3) 支援内容
 - ①店舗賃借保証金（企業当たり9千万ウォン以内）および施設費（300万ウォン以内）を支援
 - ②障害者創業インターンシップの運営（実務中心のプログラムで6か月間実施）

2.13 セーフティネット（マーズ被害の中小企業の特別支援）

2.13.1 融資

2.13.1.1 緊急経営安定資金融資

マーズにより一時的に売上が減少した観光・旅行・公演業種の中小企業を対象に運転資金融資および元金償還を延期する制度である

- 1) 申請対象
 - ①マーズ被害業種⁴⁹の中小企業のなかで、売上額が前年同月対比10%以上減少した企業
 - ②輸出比率が20%以上の企業の中で、マーズによって国内外取引の取り消しにより、売上額が前年同月対比10%以上減少した企業
- 2) 融資範囲
 - ①貸出限度：企業当たり10億ウォン以内
 - ②貸出期間：5年以内
 - ③貸出金利：2.6%
 - ④償還猶予：元金に対して最大1.5年まで償還猶予
- 3) 融資規模：250億ウォン

2.13.1.2 銀行の融資満期延長および追加融資

マーズにより一時的に売上が減少した観光・運送・宿泊・公演業種の中小企業に対して、満期延長・元金の償還猶予・低利資金の貸出を支援する。

- 1) 支援内容
 - ①既存貸出：満期延長および元金の償還猶予（最大1年）
 - ②新規貸出：最大3億ウォン以内で最大1%の金利減免、貸出期間は最大3年
- 2) 申請方法：取引金融機関へ直接申請

⁴⁹ 公演場運営業、観光写真業、旅客自動車ターミナル施設業、一般旅行業、旅行予約サービス業、公演業

2.13.1.3 緊急経営安定資金融資

生産および販売活動に所要される資金を支援し、中小企業の安定的な経営基盤の造成が目的である。

2.13.1.4 観光事業者対象特別融資

観光事業者⁵⁰に対して運転資金を融資する制度である。

1) 支援内容

- ①貸出限度：事業者当たり 10 億ウォン以内
- ②貸出期間：4 年以内
- ③貸出金利：1.5%

2) 支援規模：400 億ウォン

3) 支援プロセス：申請→融資選定委員会による選定→融資対象の確定→貸出

2.13.1.5 小規模事業者対象融資

直・間接被害を受けた小規模事業者に対して低利で政策資金を融資する制度である。

1) 支援内容

- ①貸出限度：事業者当たり 7 千万ウォン以内
- ②貸出期間：5 年以内
- ③貸出金利：2.64%

2) 支援プロセス：申請→地域信用保証組合による融資審査→貸出

2.13.1.6 病院・医院対象緊急経営安定資金融資

被害地域の病院・医院に対して運転資金の融資を支援する。

1) 支援内容

- ①貸出限度：病院・医院当たり 10 億ウォン以内
- ②貸出期間：5 年以内
- ③貸出金利：2.6%

2) 支援規模：200 億ウォン

2.13.2 信用保証

2.13.2.1 信用組合の満期延長および特例保証

観光・運送・宿泊・公演業種の中小企業に対して信用保証組合を通じた保証および満期延長を支援する制度である。

1) 支援内容

⁵⁰ 観光振興法による観光事業者であり、大企業を除外する

- ①保証限度：事業者当たり 3 億ウォン以内
 - ②保証比率：95%部分保証
 - ③保証料率：1%以下
 - ④満期延長：既存保証に対して原則的に 1 年間全額を満期延長
- 2) 支援規模：1,000 億ウォン

2.13.2.2 地域使用組合の特例保証

マーズの影響で経営が難しくなった小規模事業者に対して業種・信用グレードとは関係なく保証を支援する制度である。

- 1) 支援内容
- ①支援限度：事業者当たり 5 千万ウォン以内
 - ②保証期間：5 年以内
 - ③保証料率：0.8%
 - ④満期延長：既存保証に対して原則的に 1 年間全額満期延長
- 2) 支援規模：1 兆ウォン

2.13.3 税制支援

2.13.3.1 納税期限の延長および徴収猶予

マーズ被害を受けた中小企業・小規模事業者に対して納税期限の延長、徴収猶予を支援する制度である。

- 1) 支援内容
- ①期限延長：国税は最大 9 か月まで延長申請が可能
 - ②徴収猶予：すでに告知された国税は最大 9 か月まで猶予申請が可能
 - ③税務調査の猶予：すべての病院・医院およびマーズ患者が発生した地域の中小企業・小規模事業者に対して税務調査を猶予

2.14 中小企業の特徴と課題

中小企業の特徴と課題に関する内容は、存在しない。

2.15 国と地域間の中小企業施策立案および中小企業支援に関する連携

国と地域間の中小企業施策立案および中小企業支援に関する連携に関する施策は、存在しない。

2.16 国の政策情報の提供・手続きの簡素化

国の政策情報の提供・手続きの簡素化に関する施策は、存在しない。

シンガポール共和国

目 次

【シンガポール】

1. 制度の概要	555
1.1 中小企業の定義とその根拠法令等.....	555
1.2 中小企業をとりまく環境と中小企業の実態.....	555
1.3 中小企業関連法（代表的なものとその特徴）	562
1.4 中小企業政策の立案と実施	563
1.5 中小企業政策における財政支出状況（予算規模等）	567
1.6 中央政府と地方政府の役割分担.....	568
1.7 各国における中小企業政策の方向性.....	568
1.8 政策評価	569
2. 個別の中小企業施策.....	570
2.1 金融（融資、投資・出資、信用保証、その他）	570
2.2 税制（設備投資、事業承継、技術開発、その他）	582
2.3 支援体制（情報提供、人材育成・環境・経営相談・アドバイス、その他）	586
2.4 既存の中小企業に対する経営資源の確保の支援（研究開発技術、IT 対応、販路開拓、 新分野進出、その他）	588
2.5 創業支援（創業支援、VC、税制、教育、KPI、その他）	592
2.6 中小企業に関わる公正な取引の推進、市場の整備（下請代金支払遅延等防止法、官 公需、その他）	594
2.7 地域中小企業政策（伝統・地場産業に対する振興、産業集積、街づくり、商店街振 興、地域興し、NPO 支援、事業承継・廃業、その他）	596
2.8 中小企業の国際化支援（海外投資支援、貿易の振興、情報提供、その他）	598
2.9 中小企業に関する雇用・労働対策（雇用上の特例、その他）	603
2.10 中小企業の組織化およびネットワーク化への支援（商工会議所、協同組合、ネット ワーク支援、その他）	604
2.11 小規模事業者対策.....	606
2.12 マイノリティ・女性に関する支援.....	606
2.13 セーフティネット.....	606
2.14 中小企業の特徴と課題（資金調達、人材育成、その他）	608
2.15 国と地域間の中小企業施策立案および中小企業支援に関する連携.....	608
2.16 国の政策情報の提供・手続きの簡素化.....	609
3. 重点的に調査した事業.....	611

3.1 中小企業の国際化支援 ～グローバル・カンパニー・パートナーシップ（GCP）&マーケット対応支援（MRA）	611
3.2 賃金クレジットスキーム（Wage Credit Scheme : WCS）	632

VIII シンガポール

1. 制度の概要

1.1 中小企業の定義とその根拠法令等

シンガポールには日本の中小企業基本法に相当する法令はないが、シンガポール中小企業(SME)に対して種々の中小企業施策を立案、実施している貿易産業省(Ministry of Trade Industry : MTI) 管轄下の規格生産性革新庁(The Standards, Productivity and Innovation Board : SPRING Singapore、以下 SPRING) は、政府助成適用などの尺度となる中小企業の定義を 2011 年 4 月 1 日に以下のように変更した¹。

図表 1 中小企業の新しい定義

	2011 年 4 月 1 日以前	2011 年 4 月 1 日以降
条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造業では純固定資産投資 (FAI) が 1,500 万 S ドル以上 ・ 非製造業では従業員が 200 名以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年間売上が 1 億 S ドル以下 または ・ 従業員が 200 名以下
製造・非製造の組成	製造業・非製造業者はいずれかのパラメーター ² により拘束されていた。	製造業・非製造業のいずれに属するかに拘わらず、2 つのパラメーターのうち 1 つを満たせば中小企業としての資格を有する。
資本比率	シンガポール資本が 30% 以上であること	シンガポール資本が 30% 以上であること

注) 中小企業が政府の補助金や融資など助成適用を受ける場合、その資格要件として、当該中小企業の株式を 50% 以上保有する親会社、ならびに当該中小企業が 50% 以上保有する子会社も含むグループ企業全体の年間売上高または従業員数を考慮することがある。日系企業がシンガポールで設立した会社が株主となっている場合には、最終親会社が日本資本であることにより、シンガポール資本とはみなされない。

1.2 中小企業をとりまく環境と中小企業の実態

シンガポール政府は以下のような定期的な実施される調査を参考にしつつ、中小企業の支援を策定、実行している。

1.2.1 SME 開発調査 (SME Development Survey)

シンガポールには、日本の中小企業白書に相当するものはないが、それに代わる資料として、SME 開発調査 (SME Development Survey) が挙げられる。この SME 開発調査は、中小企業界のトレンドの変化や関心事を把握するために、企業信用調査会社である DP インフォメーション・グループ (DP Information Group) 社によって実施され、国際企業庁 (IE Singapore)、規格生産性革新庁 (SPRING)、情報

¹ http://www.spring.gov.sg/NewsEvents/PR/Documents/Fact_Sheet_on_New_SME_Definition.pdf

² 条件欄に記載されている 2 つの条件を指す。

通信開発庁（Infocomm Development Authority : IDA）、労働力開発庁（Workforce Development Authority : WDA）、シンガポール・ビジネス連盟（Singapore Business Federation : SBF）の支援を受けている。DP インフォメーション・グループ社は信用情報やビジネス情報の分野の企業で、約 30 年の経験を有しビジネス情報、特に中小企業の分野を得意としている。

シンガポールの中小企業の実態に関して、2014 年版の報告書「SME Development Survey 2014」では、2,836 社からの回答を反映して以下のように分析している³。

1.2.1.1 中小企業が直面する主な経営課題

外国人労働者の流入規制による人材不足の問題は、依然として中小企業の経営者の中で主要な課題となっている。回答者の半数近くがスタッフ雇用の困難さ（49%）（回答企業 2,836 社に占める割合、以下同じ）と高騰する人件費（48%）を最大の課題として挙げている。次いで高まる競争（45%）、高い家賃（31%）が続いた。大きな問題はないと回答した中小企業は 2%だった。

図表 2 中小企業が直面する経営課題

ビジネス上の課題	
スタッフ雇用が困難	49%
高騰する人件費	48%
高まる競争	45%
高い家賃	31%
グローバル経済の先行き不透明	23%
高い原材料費	19%
社員の定着困難	17%
ビジネスチャンスへのアクセスが欠如	8%
市場シェアの低下	8%
キャッシュフロー	3%
銀行融資の確保が困難	2%
大きな問題はない	2%

出所 : DP Information Press Release⁴

1.2.1.2 主要な事業戦略

ビジネスモデルの再考が、2014 年の最も一般的な事業戦略である一方、生産拡大を事業戦略として挙げた回答企業もほぼ同率の 50%（回答企業 2,836 社に占める割合、以下同じ）であった。既存の製品・サービスの拡充を計画する中小企業

³

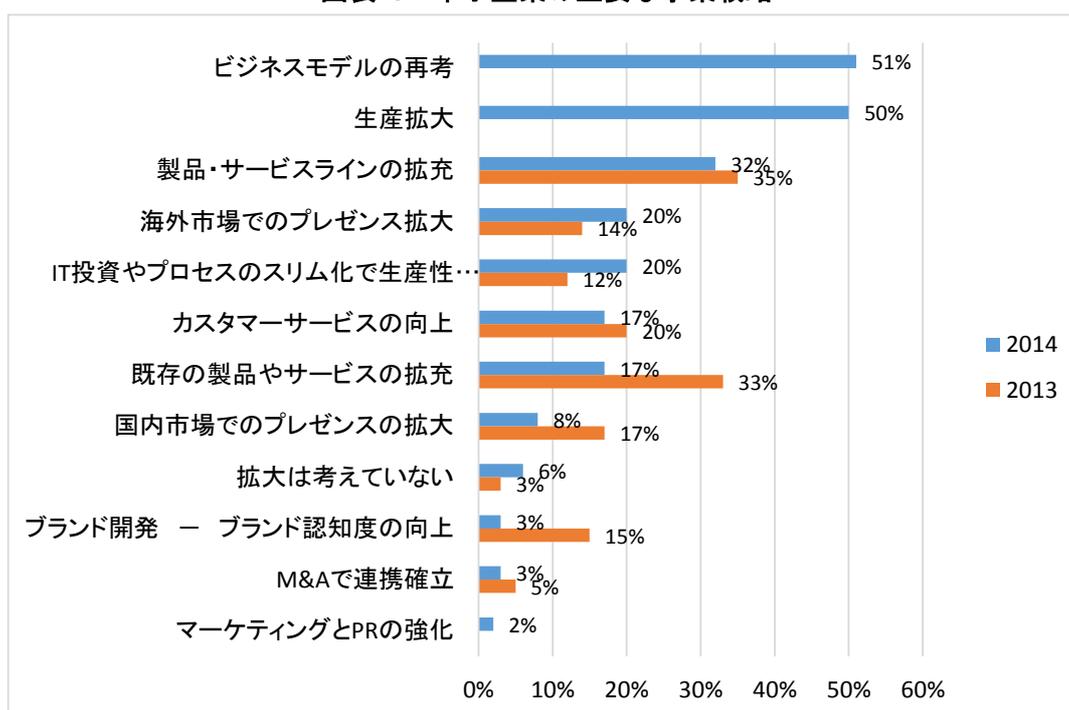
http://www.dpgroup.com.sg/Attachments/143_SMEDS%202014%20Media%20Release%20FNL%20FNL%202.pdf

⁴

http://www.dpgroup.com.sg/Attachments/143_SMEDS%202014%20Media%20Release%20FNL%20FNL%202.pdf

の比率は、2013年の33%から2014年は17%に低下した。今後12か月間に海外市場でのプレゼンスの拡大を計画している中小企業の割合は2013年の14%から2014年の20%に上昇し、国内市場とブランド認知度の拡大を追求する企業の顕著な減少が見られた。

図表 3 中小企業の主要な事業戦略



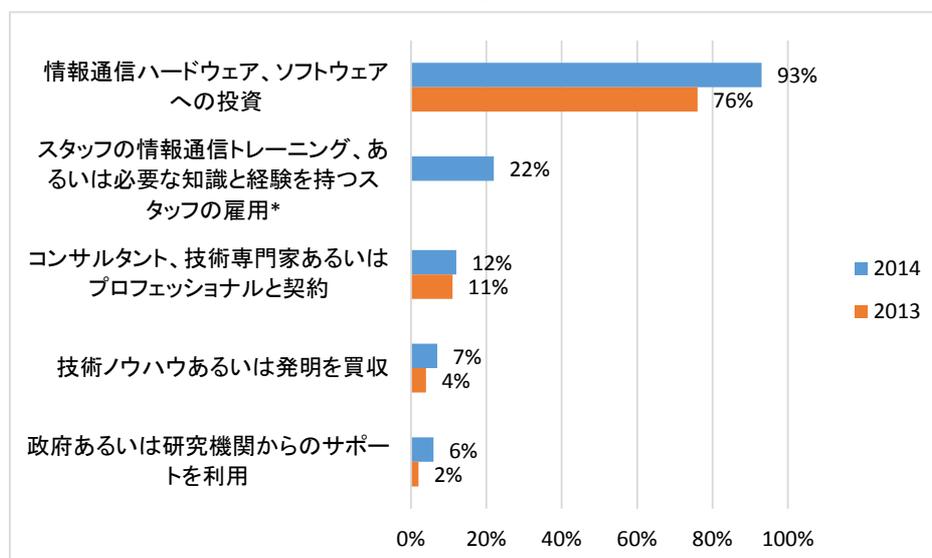
出所：DP Information Press Release

1.2.1.3 技術導入を受け入れる中小企業

2014年の調査によると、調査に回答した中小企業の64%が自社技術の強化に投資を行うと回答しており、2013年の58%から増加した。技術への投資から得られた最も顕著な利点は、操業コスト削減(67%)とより少ない人員で操業できる能力向上(57%)であった。

技術へ投資した中小企業のうち93%がハードウェアおよびソフトウェアのアップグレード、22%がスタッフトレーニングまたは知識と経験を持つ人材の雇用を選択した。ハードウェアおよびソフトウェア投資の増加は、強化された生産性革新クレジット(PIC)のスキームや政府が拠出する他の助成金による支援を受けていた。

図表 4 社内の技術革新能力を強化するために採用された措置



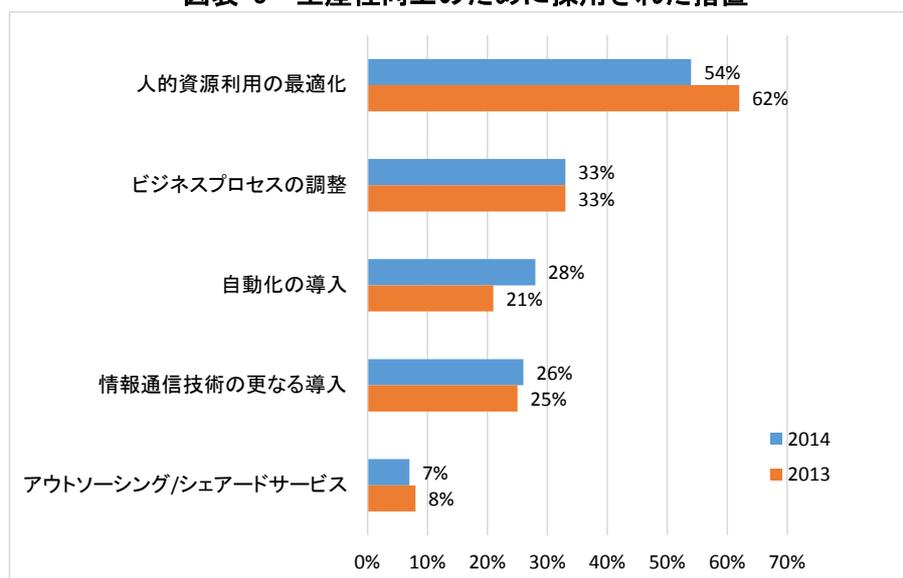
*2013年調査では設問に含まれていなかった

出所：DP Information Press Release

1.2.1.4 生産性とイノベーション

回答した中小企業の大多数（87%）は、2014年に生産性の向上を模索し、その割合は2013年の58%から大幅に増加した。過半数の中小企業の経営者（54%）は、人的資源の最適化利用を模索している。自動化の導入も、2013年の21%から2014年に28%に上昇した。

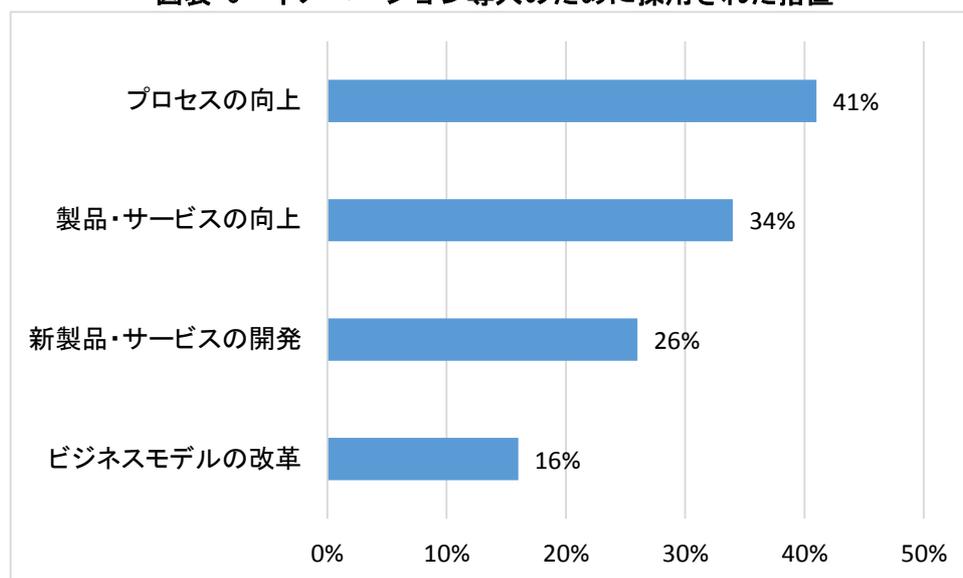
図表 5 生産性向上のために採用された措置



出所：DP Information Press Release

中小企業の75%は何らかの手段での技術革新を追求している。このうち41%はプロセス改善の分野で、34%は製品・サービスの改善で技術革新を実現しようとしている。

図表 6 イノベーション導入のために採用された措置



出所：DP Information Press Release

1.2.1.5 海外への事業拡張

企業の50%は海外からの収入を得ており、2013年の46%から上昇した。海外収入のない中小企業50%のうち、大多数(85%)は、海外で事業展開する計画を持っていなかった。

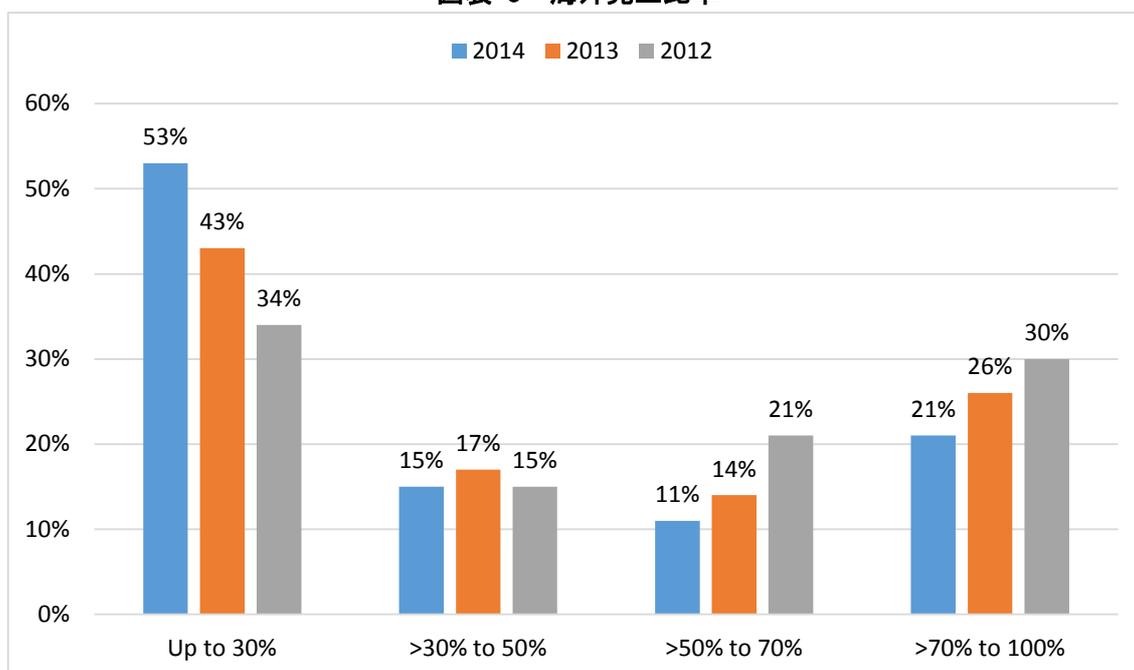
図表 7 海外収入の有無

海外収入の有無	2014	2013	2012	2011	2010
有り	50%	46%	54%	44%	66%
無し	50%	54%	46%	56%	34%
合計	100%	100%	100%	100%	100%

出所：DP Information Press Release

より多くの中小企業が海外事業を展開している反面、海外売上比率は低下している。海外売上比率が30%を下回る中小企業の割合は53%に上昇したが、海外売上比率が70%を上回る中小企業の割合は21%に減少した。

図表 8 海外売上比率



出所：DP Information Press Release

1.2.1.6 中小企業にとって一般的となっている政府施策

政府の制度や補助金は、中小企業の間で認知されている。調査によると、81%の中小企業が少なくとも政府の補助金制度のいずれかの適用を受けることに成功している。助成金を申請した中小企業のうち、96%が生産性革新クレジット(PIC)制度の適用を受けている。

人材関連の制度にアクセスした中小企業も大幅に増加し、ワークフェア研修制度(Workfare Training Scheme⁵)の利用率は17%の増加、ワークフェア所得補助制度(Workfare Income Supplement Scheme⁶)の利用率も12%の増加となった。

1.2.2 中小企業景況感指数(SBF - DP SME Index)

シンガポール最大の経営者団体であるシンガポール・ビジネス連盟(SBF)と企業信用調査会社のDPインフォメーション・グループは、2009年以来、四半期ごとに中小企業景況感指数⁷を発表している。ウェブサイト上には分野別に全般、売上高、収益性、事業拡張、資本投資、人材雇用、稼働率、資金調達などの四半期ごとの先行指数が公開されている。

⁵

http://www.wda.gov.sg/content/wdawebiste/programmes_and_initiatives/WTS_TrainingGrant_Individual.html

⁶ <http://www.mom.gov.sg/employment-practices/schemes-for-employers-and-employees/workfare>

⁷ <http://www.dpgroup.com.sg/Aboutdp/SBFDPSMEIndex.aspx>

図表 9 2015年第3四半期における中小企業景況感指数
Outlook for 4Q15 – 1Q16F (October 2015 to March 2016)

Overall Index (out of 100)	2Q10 – 3Q10F	3Q10 – 4Q10F	4Q10 – 1Q11F	1Q11 – 2Q11F	2Q11 – 3Q11F	3Q11 – 4Q11F	4Q11 – 1Q12F	1Q12 – 2Q12F	2Q12 – 3Q12F	3Q12 – 4Q12F	4Q12 – 1Q13F	1Q13 – 2Q13F	2Q13 – 3Q13F	3Q13 – 4Q13F	4Q13 – 1Q14F	1Q14 – 2Q14F	2Q14 – 3Q14F	3Q14 – 4Q14F	4Q14 – 1Q15F	1Q15 – 2Q15F	2Q15 – 3Q15F	3Q15 – 4Q15F	4Q15 – 1Q16F	QoQ Change (%) by Sector
Commerce / Trading	53.7	60.8	57.4	55.7	57.5	53.5	51.4	52.0	55.1	58.2	54.4	53.9	54.6	53.7	55.1	56.1	55.2	54.8	55.0	54.0	53.9	53.0	51.6	▼ 2.6
Construction / Engineering	-	-	-	-	-	-	-	51.1	48.1	52.1	54.0	54.5	55.4	56.1	57.4	55.3	54.4	54.9	56.0	54.2	53.6	54.0	51.7	▼ 4.3
Manufacturing	54.6	51.2	56.9	57.3	54.7	56.4	48.2	47.9	54.1	54.9	54.0	50.8	54.1	54.0	54.6	54.8	54.9	55.1	55.4	54.3	53.9	53.4	51.4	▼ 3.7
Retail / F&B	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	54.7	51.5	51.0	51.2	▲ 0.4
Business Services	49.5	56.5	62.6	60.2	59.4	59.5	51.3	50.9	54.5	56.6	52.0	51.1	55.3	54.6	55.1	55.3	54.9	54.8	56.5	54.9	54.4	54.4	54.8	▲ 0.7
Transport / Storage	50.0	68.3	55.3	56.9	57.1	54.2	50.5	47.0	48.1	51.8	54.0	51.3	54.7	54.0	53.3	54.2	54.3	56.6	55.0	54.2	54.1	53.3	53.5	▲ 0.4
Overall	51.3	56.2	59.8	57.8	58.9	56.7	51.0	50.8	52.4	54.4	53.0	51.6	54.8	54.1	54.7	55.0	54.4	54.9	55.5	54.4	54.0	53.5	51.9	▼ 3.0
Percentage change q-o-q (%)	-	▲ 9.5	▲ 6.4	▼ 3.4	▲ 1.9	▼ 3.8	▼ 10.1	▼ 0.4	▲ 3.2	▲ 3.8	▼ 2.6	▼ 2.6	▲ 6.2	▼ 1.4	▲ 1.1	▲ 0.5	▼ 1.1	▲ 0.8	▲ 1.1	▼ 2.0	▼ 0.7	▼ 0.9	▼ 3.0	

出所： DP インフォメーション・グループのホームページ

例えば、2015年9月9日に発表した調査によると、今後6か月の景況感は51.9で、前期から1.6ポイント低下した。4四半期連続の悪化で、ユーロ圏債務危機があった2013年第1四半期以来の低水準となった。シンガポールの中小企業約3,600社がこれに回答しており、分野別では、商業・貿易が前期比1.4ポイント、建設・エンジニアリングが2.3ポイント、製造が2.0ポイントと、それぞれ低下した。一方、小売・飲食が0.2ポイント、ビジネスサービスが0.4ポイント、運輸・倉庫が0.2ポイントと、それぞれ上昇した。

1.2.3 DP・SME コマーシャル・クレジット・ビューロー (DP SME Commercial Credit Bureau)

DP インフォメーション・グループが四半期毎に中小企業の代金支払いに関する調査⁸を公表している。

例えば、2014年通年の中小企業の代金支払いに関する調査によると、小売業の支払期間が42日と、前年の63日から大きく改善した。DP インフォメーション・グループは小売業の支払期間が改善した理由について、債権者やサプライヤーが支払い条件を厳しくしているためと説明した。

小売業は13年に施行された外国人雇用規制により、安い労働力に頼ることができなくなり、生産性改善を余儀なくされている。また、小売店舗賃料の高騰で事業環境が厳しくなっている。債権者はこうした状況を踏まえ、小売業への支払期間の短縮など条件を厳しくしているという。また、小売業のキャッシュフローが改善したことも支払期間短縮の理由と付け加えた。

⁸ <http://www.dpgroup.com.sg/Aboutdp/CommercialSMECredit.aspx>

一方で、建設業の支払期間は前年の 32 日から 45 日に悪化し、全業種の中で最大の増加幅となった。

1.2.4 中小企業 1,000 社番付 (SME1000)

DP インフォメーション・グループは毎年、主要中小企業の売上高のもとに中小企業 1,000 社番付⁹ (SME1000) を発表している。

例えば、2015 年 1 月に発表した 2014 年版の SME1000 では、2013 年 6 月～14 年 5 月までの 1 年間の売上高は総額 283 億 S ドルと、前年同期比 8.71%減少した。DP インフォによると、労働市場の逼迫が主な要因であった。中小企業 1,000 社の純利益は 0.8%減の 33 億 8,000 万 S ドルと、小幅に減少した。DP インフォが中小企業を対象に実施した意識調査では、主な懸念事項として、49%が人材獲得の難しさを挙げたほか、48%が人材コストの増加と答えた¹⁰。

1.3 中小企業関連法 (代表的なものとその特徴)

シンガポールには日本の中小企業基本法に相当する法律はないが、中小企業に関連する法令として、会社法 (Company Act) がある。会社法は公開会社 (Public Company) から小規模な私的有限会社 (Private Limited Company、株主数が 50 人以下で株式の譲渡を自由に行うことができない会社)、外国会社のシンガポール支店までに適用され、中小企業の大半が会社法により規定されている。会社法以外には、個人事業主 (sole proprietor) や合資会社 (Partnership) を規定する事業登録法 (Business Registration Act)、有限責任パートナーシップ (Limited Liability Partnership : LLP) を規定する有限責任パートナーシップ法 (Limited Liability Partnership Act)、リミテッド・パートナーシップ (LP : Limited Partnership) を規定するリミテッド・パートナーシップ法 (Limited Partnership Act)、投資信託などビジネストラスト (Business Trust) を規定するビジネストラスト法 (Business Trust Act)、社会団体を規定する社会団体法 (Societies Act)、慈善団体を規定する慈善団体法 (Charities Act) がある。

会社法の改正について、2007 年 10 月助言委員会が設立され、会社法の抜本的な改正案を検討、2014 年 10 月に国会で改正案が可決された。改正会社法の施行日は一部が 2015 年 7 月 1 日からであるが、多くの改正事項は 2016 年第 1 四半期の施行が見込まれている。

改正会社法の主要な改正点の一つに、小規模会社 (Small Company) という新たな概念が導入され、その法規制負担削減のため、会社が (1) ある事業年度を通じて非公開会社であること、(2) ある事業年度の直前 2 事業年度において、a) 当該事業年度の売上合計が 1,000 万 S ドル以下、b) 当該事業年度末における総資産価値が 1,000 万 S

⁹ <http://www.dpgroup.com.sg/s1000/>

¹⁰ 時事通信 2015/02/01 主要中小企業の売上高、前年比 8.71%減＝人材コスト増で

ドル以下、c) 当該事業年度末における従業員数が 50 人以下、の 3 項目のうち 2 項目以上を満たす「小規模会社」であれば、会社法上の監査義務を免除することができるとし、従来、エグゼンプト・プライベート・カンパニー (Exempt Private Company、株主が 20 名以下で法人株主がおらず、かつ年間売上が 500 万 S ドル未満の会社) に付与されていた法定監査の免除対象を拡大している (2015 年 7 月 1 日より施行)。ただし、当該会社を含むグループにおいて連結会計を行っている場合、連結ベースで上記 3 項目のうち 2 項目以上を満たす「小規模グループ」でなければ、法定監査を免除することはできない。

日本とは異なり、シンガポールでは、株式会社は原則的に外部会計監査人の監査を受け、それを公開しなければならない。この点が、シンガポールの会社の透明性や適正な運用に資するものであることは言うまでもないが、コスト負担や、公開を望まない企業にとっての負担であることも確かであった。従来、エグゼンプト・プライベート・カンパニーについては、監査を受けないことが許容されていたが、財務省 (Ministry of Finance) は旧来のエグゼンプト・プライベート・カンパニーと小規模会社が並存する形で、会計監査を不要にする方針を採用している。

今回の会社法改正は、主に中小企業の事業コストを下げ、非効率的な作業を減らし、同国を魅力ある事業環境にすることが狙いだという。財務省は、小規模企業は公益に限定的な影響しかもたらさないため、監査を義務付ける必要性はないと述べた¹¹。

1.4 中小企業政策の立案と実施

通商産業省 (Ministry of Trade and Industry : MTI) の管下には、以下の 10 法定機関 (Statutory Boards) が設置され、役割を分担している。

- ① 経済開発庁 (Economic Development Board : EDB)
- ② 規格生産性革新庁 (Standards, Productivity And Innovation Board : SPRING)
- ③ 国際企業庁 (International Enterprise Singapore : IE Singapore)
- ④ 科学技術研究庁 (Agency for Science, Technology and Research : A*Star)
- ⑤ シンガポール観光局 (Singapore Tourism Board : STB)
- ⑥ ホテル認可庁 (Hotels Licensing Board : HLB)
- ⑦ ジュロンタウン公社 (Jurong Town Corporation : JTC)
- ⑧ セントサ開発公社 (Sentosa Development Corporation : SDC)
- ⑨ エネルギー市場庁 (Energy Market Authority : EMA)
- ⑩ シンガポール競争委員会 (Competition Commission of Singapore : CCS)

法定機関は、個別の法律に基づき設立された法人で、機動的に国の政策を実施する。中小企業施策に関しては、1990 年頃に EDB の中に設置された Enterprise

¹¹ 時事通信 2013/01/24 【法務カフェ】(第 82 回) 会社法改正 (2)、時事通信 2012/10/05 会社法改正、中小企業の事業コスト減少へ

Development Division が担っていたが、その後、SPRING の前身のシンガポール生産性規格庁 (PSB) に 1996 年頃に移管され、現在は、SPRING が中心的な役割を担っている。

貿易産業省の役割は主に政策の立案・調整であり具体的なプログラムの策定や実施は各法定機関が担当する。

1.4.1 規格生産性革新庁 (Standards, Productivity And Innovation Board : SPRING)

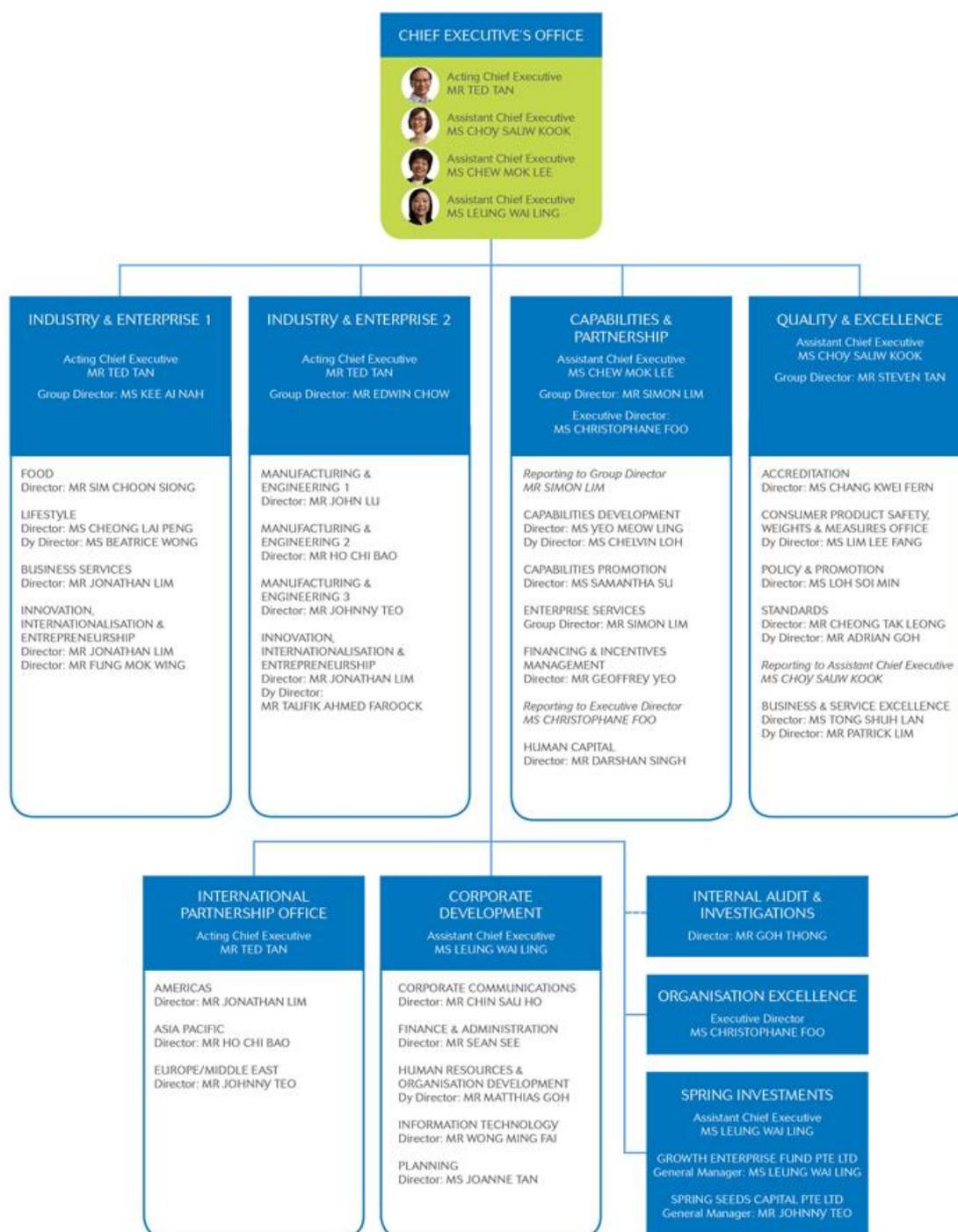
規格生産性革新庁 (SPRING) の前身は、国家生産性局 (National Productivity Board : NPB) とシンガポール規格工業研究所 (Singapore Institute of Standards and Industrial Research : SISIR) が合併して 1996 年に設立された、シンガポール生産性規格庁 (PSB) である。その後、一部の部署の公社化などを経て、2002 年に SPRING に名称が変更となった。

SPRING の役割は、生産性を高め、競争力と経済成長力を向上させ、国民生活の質的向上を目指すことである。そのため、企業の生産性および革新性の向上を目的とした支援プログラムの提供、商品の標準および品質の測定ならびに証明、国内産業各部門の変革および中小企業の地位向上を目的とした投融資ならびに技術支援を実施する。

2007 年 4 月 1 日付で SPRING 長官に就任したフィリップ・ヨー氏は、1986 年から 1990 年代に EDB の長官を務め、大手外資系企業による数々の大型投資誘致を成功させ、また、ジュロン島の化学産業ハブや半導体産業などを育てた功績で知られる。2000 年に科学技術研究庁 (A*STAR) の長官に就任し、シンガポールのバイオメディカル産業の育成でも中心的な役割を果たした。同氏の SPRING 議長就任は政府が中小企業を重視し始めた現われとも受け止められた。

(参考) <http://www.spring.gov.sg/>

図表 10 規格生産性革新庁の組織図



出所：SPRING ホームページ¹²

¹² <http://www.spring.gov.sg/About-Us/Pages/organisation-chart.aspx>

1.4.2 国際企業庁 (International Enterprise Singapore : IE Singapore)

国際企業庁は 2002 年に創設された。シンガポールに立地する内外の企業の海外展開を支援するため、市場情報の提供や実務能力向上の支援、海外における共同事業者の紹介などを行っている。また、外国企業が海外進出するにあたってシンガポール国内企業と連携することを推進している。これらの業務を遂行するために、海外 36 か所に事務所が置かれている。国際企業庁の支援は、中小企業に限定されていないものもあるが、中小企業も海外展開の際には国際企業庁の支援プログラム (2.2.2.1 の国際化に対する二重税額控除、2.8.1 のグローバル・カンパニー・パートナーシップ、2.8.2 のマーケット対応支援等) を利用することができる。なお、国際企業庁の前身は 1983 年に設立された貿易開発庁 (Trade Development Board) である。

1.4.3 経済開発庁 (Economic Development Board : EDB) ¹³

経済開発庁は 1961 年に創設された。具体的な政策を企画・立案する経済開発分野の中核的法定機関であり、独立後の経済発展に最も大きな役割を果たしてきた。外資系企業の投資の誘致および促進、投資奨励分野の開発および促進、各政府機関との相互調整を基本的な業務としている。

海外中堅企業の誘致と、アジア中小企業のシンガポールを橋頭保とした海外展開の支援は、政府の経済戦略委員会 (ESC) がまとめた 2011 年の新成長戦略の報告書で打ち出された。EDB は、外資系企業のシンガポールへの進出・投資および民間セクターによる研究開発の支援など担当しており、ESC 報告の施策推進に向けて、SBF や商工会議所の国際的なネットワークを海外展開支援策に活用する。

1.4.4 科学技術研究庁 (Agency for Science, Technology and Research : A*STAR) ¹⁴

科学技術研究庁は 1991 年に設立された国家科学技術庁 (National Science and Technology Board : NSTB) を前身とし、2002 年に改組された。活力ある知識ベース社会を創造するために、世界に通用する科学研究体制を構築することを目的とする。知的財産および科学水準を向上させることが、シンガポールの経済競争力を高めるとの展望の下、科学技術政策の立案、産業科学技術分野の研究機関への支援、研究開発人材の育成などを担う。

また、上記の法定機関に加えて、人材省 (Ministry of Manpower : MOM) 管下の法定機関、労働力開発庁 (Workforce Development Agency : WDA) も人材育成に政策実施の一翼を担っている。

¹³ <https://www.edb.gov.sg>

¹⁴ <http://www.a-star.edu.sg/>

1.5 中小企業政策における財政支出状況（予算規模等）

1.5.1 シンガポールの財政支出状況¹⁵

シンガポールの中小企業政策の中心を担う SPRING の財政支出額は、2014 年度の実績で 2 億 1,303 万 S ドル、2015 年予算で 2 億 1,380 万 S ドルとなっている。このうち、政策実施支出は、Development Expenditure の 1 億 3,655 万 S ドルとなる。ただし、SPRING は、規格認証の機能も持つので、この金額すべてが中小企業向けではない。中小企業向けとそれ以外の内訳は発表されていない。

図表 11 SPRING の財政支出額等

費目	実質額	推定額	改訂額	推定額	FY2014 改訂額比	
支出総額	\$163,037,766	\$165,178,700	\$213,030,200	\$213,380,700	\$350,500	0.2%
運営経費	\$70,594,360	\$66,875,400	\$76,481,000	\$72,805,200	-\$3,675,800	-4.8%
開発経費	\$92,443,407	\$98,393,399	\$136,549,200	\$140,575,500	\$4,026,300	2.9%
融資	\$47,161,038	\$115,000,000	\$137,000,000	\$120,000,000	-\$17,000,000	-12.4%

出所：Singapore Budget 2015

1.5.2 基金

シンガポール政府は政策の実行にあたり、単年度予算ではなく、目的別に基金を設立して、5 年分の予算を配分して政策の実行にあたることが多い。その予算がなくなったら、その事業は終了、あるいは新たな予算を措置することになる。そうした基金のうち、中小企業政策に関連するものとしては、以下の基金がある。

1.5.2.1 国家生産性基金（National Productivity Fund：NPF）¹⁶

国家生産性基金法（National Productivity Fund Act）に基づいて、「生産性・革新クレジット（PIC）」など生産性向上の支援策の財源として 2010 年度予算で設置された。基金の用途は中小企業に限定されないが、基金を財源としたスキームで、中小企業が対象となっているものには次の 3 つがある。

- Innovation & Capability Voucher (ICV)
- PIC+
- Capability Development Grant

（詳細は個別施策を参照）

1.5.2.2 企業開発基金（Enterprise Development Fund：EDF）¹⁷

企業開発基金（EDF）は、中小企業による事業の近代化、改善、拡張や海外展

¹⁵

http://www.singaporebudget.gov.sg/data/budget_2015/download/FY2015_Analysis_of_Revenue_and_Expenditure.pdf

¹⁶ http://www.singaporebudget.gov.sg/budget_2014/budgetinbrieftransformingoureconomy.aspx

¹⁷ http://www.singaporebudget.gov.sg/budget_2011/key_initiatives/business.html

開を支援する基金。運営は SPRING と IE Singapore が担当。

1.5.2.3 経済開発支援制度 (Economic Development Assistance Scheme : EDAS) ¹⁸

EDB による外国企業誘致や人材育成強化の財源となる。

1.6 中央政府と地方政府の役割分担

シンガポールは 2015 年時点時点で人口が 554 万人の都市国家であり、地方自治体は存在しない。

1.7 各国における中小企業政策の方向性

シンガポールの中小企業は、企業数では全体の 99%、雇員数ではおよそ 65% を占めるが、付加価値額では 48% と、半分を下回る。統計局による生産性のデータを見ても、2011 年以降、生産性の伸びが振るわず、2012、2014 年には前年度比マイナスとなっている。

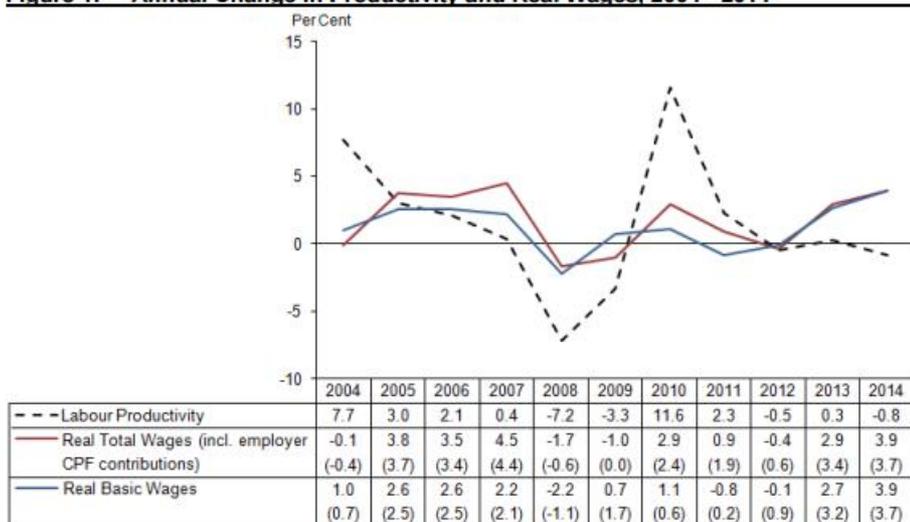
シンガポールでは少子化や高学歴化に伴う労働力不足を、外国人の受け入れで補ってきたが、それがシンガポール人の雇用を圧迫しているという国民の不満もあり、2011 年の選挙で野党の躍進を招いた。それ以来、外国人労働者雇用税の引き上げ、就労許可書（ホワイトカラー対象）の発給基準強化、ホワイトカラー外国人を雇用する前に政府が運営する雇用サイトへの募集掲載の義務付けなど、外国人労働者の雇用規制が強化され、外国人の雇用が難しくなっている。さらに、近隣諸国に比べて通貨高の基調が続き、ビジネスコストが上昇する中、中小企業のみならず、生産性向上が競争力の維持のために必須となっている。

シンガポールでは、毎年、政労使三者の代表で構成されている全国賃金審議会 (NWC) が賃上げに関する勧告を行っている。この勧告は強制力を持つものではないが、毎年行われるシンガポールの賃金決定に大きな影響を与えている。基本的なスタンスは、企業や従業員の業績に応じた賃金体系の導入であり、公共、民間部門を問わず社会経済状況を考慮した秩序ある賃上げを毎年奨励している。2015 年 5 月に公表された 2015～16 年の賃金ガイドラインでは、労働力不足の状況の下、雇用の拡大よりも生産性向上を目指すことに焦点を置くことを推奨している。シンガポール経済の安定と競争力維持のため、賃金上昇は長期的な生産性の向上とともにあるべきだと指摘し、すべての業界で生産性向上を第一に掲げることが求めた。2014 年の生産性は前年比マイナス 0.8% (2013 年はプラス 0.3%) だった。NWC は労働市場の需要逼迫は、さらなる賃金上昇につながると強調し、労働の質の向上を呼びかけた。こうした状況の中、中小企業施策でも、生産性向上を目的としたスキームに重点が置かれていく見込みである。

¹⁸ http://www.singaporebudget.gov.sg/data/budget_2014/download/49_MTI%202014.pdf

図表 12 シンガポールの生産性の経年変化 (2004~2014 年)

Figure 1: Annual Change in Productivity and Real Wages, 2004 - 2014



Sources : Survey on Annual Wage Changes, Manpower Research & Statistics Department, MOM, and data from Department of Statistics (DOS)

出所 : Singapore Yearbook of Manpower Statistics 2014 (Department of Statistics)

1.8 政策評価

SPRING の年次報告書によると、2014 年度に SPRING が生産性向上などを目的に支援した中小企業が 1 万 1,391 社と前年の 3,444 社から大きく増加した¹⁹。支援したプロジェクト数も前年の 3,270 件から 1 万 1,308 件に大きく伸長した。

これらの支援策を通じて 2 万 2,280 人（前年は 2 万 1,262 人）の雇用と 81 億 8,000 万 S ドル（前年は 61 億 6,000 万 S ドル）の付加価値が創出された。

一方、中小企業向け政府支援融資の実施状況については、好調な景気を反映して 14 年は融資実施額が 13 億 1,000 万 S ドル（実施件数 5,576 件）と前年の 12 億 5,000 万 S ドル（実施件数 4,312 件）から微増に留まった。

¹⁹ <http://www.spring.gov.sg/About-Us/Pages/annual-reports.aspx>

2. 個別の中小企業施策

2.1 金融（融資、投資・出資、信用保証、その他）

2.1.1 融資・信用保証制度

2.1.1.1 地元企業融資制度（Local Enterprise Finance Scheme : LEFS）²⁰

地元企業融資制度（LEFS）は、地元中小企業による業務の向上、強化、拡張を奨励、支援するために開発された固定金利の融資プログラムである。このスキームは、参加する金融機関 16 社を通して提供され、1,500 万 S ドルを上限に、工場、機械、運営資本、ファクタリング貸付設備に対して適用される。金利は最低 4.25%（4 年以下）または 4.75%（4 年超）固定（金融機関のリスク評価による）で、月々の残高によって計算される。規格生産性革新庁（SPRING）が所管する。

2.1.1.2 国際化融資制度（Internationalization Finance Scheme : IFS）²¹

海外への事業展開を図る中小企業を支援する融資保証制度で、国際企業庁（IE Singapore）が所管する。海外での事業展開のための事業資産購入、海外プロジェクト入札への差し入れ銀行保証、海外への事業拡大のための M&A 資金等を対象に申請することができ、融資上限額を 3,000 万 S ドルとする。同制度は海外進出目的で既に借り入れた資金の借り換えにも利用できる。このスキームを利用できるのは、貿易会社ではグループ売上が 5 億 S ドル以下、非貿易会社ではグループ売上が 3 億 S ドル以下で、資本構成に関する条件はなく、SPRING の中小企業の定義とは異なる。

2.1.1.3 融資保証制度（Loan Insurance Scheme : LIS）²²

SPRING、IESingapore が所管する融資保証スキームとして、LIS スキームと LIS プラススキームの 2 つのスキームが設けられている。LIS スキームは、民間の融資保証会社によるローン保証について、その保証料の一部を政府（SPRING または IE Singapore）が助成する制度で、LIS プラススキームは、民間の融資保証会社による保証を超えたローンについて政府が直接保証する制度となっている。これらのスキームは、SPRING と IE Singapore が連携して運用している。

²⁰ <http://www.spring.gov.sg/Growing-Business/Loan/Pages/local-enterprise-finance-scheme.aspx>

²¹

<http://www.iesingapore.gov.sg/Assistance/Global-Company-Partnership/Access-to-Financing/Internationalisation-Finance-Scheme>

²² <http://www.spring.gov.sg/Growing-Business/Loan/Pages/loan-insurance-scheme.aspx>

<http://www.iesingapore.gov.sg/Assistance/Global-Company-Partnership/Access-to-Financing/Loan-Insurance-Scheme>

<https://www.dbs.com.sg/sme/trade/related-services/loan-insurance-scheme>

図表 13 LIS と LIS プラス

	LIS スキーム	LIS プラス スキーム
ローン上限	制限なし	500 万 S ドル
リスクシェア	保険会社：75% 金融機関：25%	政府：75% 金融機関：25%
保険料	リスクに応じて決定 政府が 50%の助成	1.5%
要件	<国際取引融資> ・シンガポール企業であること ・シンガポール国内に最低 3 つの戦略的ビジネス機能を有する ・当該企業の収益および企業が主要出資する子会社の売上が、貿易関連会社の場合は 5 億 S ドル、非貿易関連会社の場合は 3 億 S ドル以下 <内国取引融資> ・国内企業が最低 30%の株式を保有 ・申請企業のグループ全体の年間売上が 1 億 S ドル以下または申請企業のグループ全体の雇用者数が 200 名以下	
申請方式	金融機関へ申請	

(注 1) 売上のうち 50%以上が貿易関連による企業を貿易関連会社とする。それ以外を非貿易関連会社とする。

(注 2) グループは、申請企業の株式を 50%以上保有する株主、申請企業が株式を 50%以上保有する子会社を含む。

(注 3) 戦略的ビジネス機能とは、1)財務機能、2)マーケティング・事業開発、3)調達・物流、4)研修・人事管理、5)投資計画・調整、6)R&D・設計、7)技術支援、8)製造、9)その他付加価値活動などの機能のことをいう。

2.1.1.4 小口融資制度 (Micro-loan Programme : MLP) ²³

SPRING が所管する中小企業に対する財務支援のための小口融資制度である。政府が金融機関に対してデフォルトリスクの 50%を負担している。利子は 4 年以下の融資で最低 5.5%²⁴である。

対象企業の条件は以下のとおりである。

- シンガポールで登記
- 従業員 10 人以下、あるいは年間売り上げ 100 万 S ドル以下
- 地場資本比率 30%
- グループ全体の年間売り上げが 1 億 S ドル 以下あるいはグループ全体の従業員数が 200 人以下

2014 年度改正で、設立 3 年以内の新しい会社については、政府が負担するデフォルトリスクが 2016 年度までの 2 年間、50%から 70%に引き上げられた。

²³ <http://www.spring.gov.sg/Growing-Business/Loan/Pages/micro-loan-programme.aspx>

²⁴ 参加金融機関によるリスク審査による。

2.1.1.5 貿易信用保険制度 (Trade Credit Insurance Scheme : TCIS) ²⁵

貿易信用保険制度は、2005年にスタートし、10万Sドルを上限に、貿易信用保険を付保する際の保険料の50%を政府が補助するもの。対象企業の条件は以下のとおりである。IE Singaporeが所管する。

- シンガポールで登記された企業で最低3つの戦略的機能をシンガポールにおいている
- 申請企業と子会社の売上が併せて年間1億Sドル以下である
- シンガポールにおける年間ビジネス支出が過去3年間、継続して25万Sドル以上である
- 国際化への意欲がある
- 国際化のビジネスプランを持っている
- 競争力のある製品あるいはサービスを持っている
- 潜在的にシンガポールの経済に波及効果がある

2.1.1.6 政治リスク保険制度 (Political Risk Insurance Scheme : PRIS) ²⁶

政治リスクによる海外プロジェクトや海外での投資を保護するための保険をシンガポール企業がかかる場合、IE Singaporeが、保険の最初の3年間に渡り保険掛け金の50%を補助する制度である。補助額は1社当たり最大50万Sドルまで、対象企業の条件は以下のとおりである。IE Singaporeが所管する。

- シンガポールで登記された企業で最低3つの戦略的機能をシンガポールにおいている
- グローバル本部をシンガポールにおいている
- 年間売上が5億Sドル以下である
- シンガポールにおける年間ビジネス支出が過去3年間、継続して25万Sドル以上である
- 資本金が5万Sドル以上である
- 国際化への意欲がある
- 国際化のビジネスプランを持っている
- 競争力のある製品あるいはサービスを持っている
- 潜在的にシンガポールの経済に波及効果がある

²⁵

<http://www.iesingapore.gov.sg/Assistance/Global-Company-Partnership/Access-to-Financing/Trade-Credit-Insurance-Scheme>

²⁶

<http://www.iesingapore.gov.sg/Assistance/Global-Company-Partnership/Access-to-Financing/Political-Risk-Insurance-Scheme>

2.1.2 投資・出資制度

2.1.2.1 共同投資プログラム (Co-Investment Programme : CIP) ²⁷

シンガポール政府は、2010年2月に2020年までの新たな経済成長戦略を、経済戦略委員会（委員長：ターマン・シャンムガラトナム財務相）報告書として公表している。地元企業の強化に関して、2020年までに年間売上高1億Sドルの企業を1,000社に倍増させる目標を掲げ、その具体化策の一環として、10年間で総額15億Sドルの地元企業への資本供給を官民合同で行う方針を打ち出した。

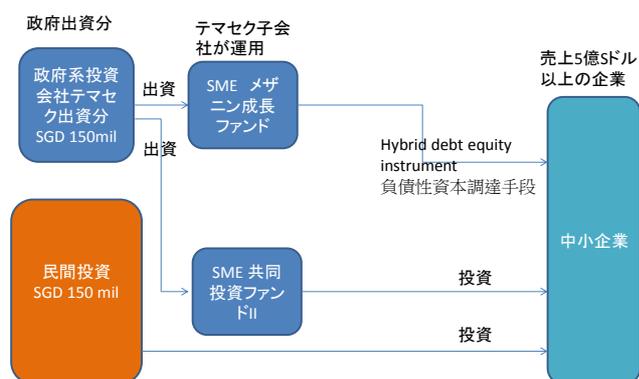
官民連携の地元企業向け資本供給策の第1期分として、政府が最大2億5,000万Sドルを拠出するとともに、同額を民間投資家・企業などから募集し、合計で5億Sドルの投資資金を確保する。この資金を使った実際の企業投資は、民間の未公開企業投資ファンドの運用担当者に委ね、民間のノウハウとネットワークを活用する。また、第1期分の制度運営は政府系投資会社テマセク・ホールディングスに委託し、テマセク自体も共同出資者として資金拠出する。

この新制度で出資を受ける企業については、シンガポール拠点の年間売上高1億Sドル以上5億Sドル以下の企業を主な対象とし、第1期分の投資資金の40%に当たる2億Sドルは売上高1億Sドル以下の企業に重点配分する。

続いて2014年度予算案では、当該制度の第2期の立ち上げが公表され、主要な事業運営機能および本社業務をシンガポールに置く法人で、売上高5億Sドル以下の企業が対象となる。

図表 14 共同投資プログラム

共同投資プログラム 第2期



出所：CIP のホームページ

²⁷ http://www.singaporebudget.gov.sg/data/budget_2014/download/annexa3.pdf
<http://www.temasek.com.sg/Documents/userfiles/files/Temasek%20media%20statement%20on%20CIP%20and%20CIP%20Details.pdf>

2.1.2.2 初期段階ベンチャーファンド (Early Stage Venture Fund : ESVF) ²⁸

「初期段階ベンチャーファンド (ESVF)」はシンガポール国家研究基金 (NRF) による、ハイテク新興企業を育成する基金で先端的な製造業や電子製品など、革新的な企業の支援が目的である。新興企業に対し、大手企業が投じた資金と同額を基金から投資する。2008年にESVFの第1弾として、5,000万Sドルを拠出し、ベンチャーキャピタル5社を支援。第2弾では、ベンチャーキャピタル6社にそれぞれ1,000万ドルを投じた。ESVF第3弾では2016年3月までに支援対象の新興企業を選定する。出資期間は10年である。ベンチャーファンドの投資先の企業は以下のとおりである。地場企業でなくてもよいことがわかる。

- 初期段階企業とは、事業開始、あるいは内国歳入庁(IRAS)が定める開始時期、あるいはシンガポールにおける主要事業の開始時期から5年未満の企業で、かつ、年間売り上げ500万Sドル未満であること。
- シンガポールに立地していること。シンガポール立地の定義は、シンガポールで登記されていること、あるいは、シンガポールに拠点を置くシンガポール企業との合弁会社をもつこと。いずれの場合も、R&D、商品開発、技術開発、カスタマイゼーション、マネージメントなどの中核活動拠点をシンガポールにおいていること。

2.1.2.3 SPRING 起業開発スキーム (SPRING Startup Enterprise Development Scheme : SPRING SEEDS) ²⁹

新興企業を対象とした支援基金制度「起業開発スキーム (SEEDS)」は、2001年に創設され、当初の投資資金1億1,000万Sドルは主に経済開発庁 (EDB) に内外の企業に対する投資・運営が任されていたが、地元中小企業に対する支援基金運営が2011年にSPRINGに移管して以来、SPRING SEEDSとして助成資金総額4,000万Sドルが拠出された。基金の運営はSPRING傘下の投資ファンド部門スプリング・シーズ・キャピタル (SPRING Seeds Capital : SSC) 社が行っている。SSCはベンチャーキャピタルなど共同出資者を募り、有望な新興企業に関する情報を得た上で共同出資を行う。投資比率は1対1、民間投資家は最低7万5,000Sドル出資することが必要である。これまで環境、医療技術、クリーン技術、先端製造業、エンジニアリング業などの分野で、将来的な成長や技術の商業化が見込めるもので支援を必要とする企業を資金面で支援している。

²⁸

<http://www.nrf.gov.sg/innovation-enterprise/national-framework-for-research-innovation-and-enterprise/early-stage-venture-fund>
<http://www.nrf.gov.sg/docs/default-source/default-document-library/annex-ad2264968efe3678baf95ff000030609.pdf?sfvrsn=0>

²⁹

<http://www.spring.gov.sg/Nurturing-Startups/SEEDS/Pages/spring-start-up-enterprise-development-scheme.aspx>

投資対象企業の条件は以下のとおり、地場資本 30%が含まれていないため、外資系企業あるいは外国人が起業した会社でも対象になる。

- 株式会社の形態で、設立から 5 年以内であること
- 資本金は 5 万 S ドル以上 100 万 S ドル以下であること
- 中核事業をシンガポールで行っていること

2.1.2.4 業種限定育成プログラム (Sector Specific Accelerator Programme) ³⁰

SPRING 起業開発スキームの一部である。医療やクリーンテクノロジーなどの新しい産業を育成するために、民間のアクセレーター（投資家兼コンサルタント）を指定し、対象業種への投資と育成を行うものである。インキュベーターは対象業種で有望な企業を見出し、出資するだけでなく、マネージメント、ライセンスの取得などの各種規則への対応、潜在顧客の発掘などを支援する。SSC が、アクセレーターの出資額と同額を出資する。予算限度額は総額 7,000 万 S ドル。次の 4 社がアクセレーターに指定されている。

図表 15 業種限定育成プログラムで採用されたインキュベーターと分野

インキュベーター名	分野
Clear bridge BSA	診断システム、診断機器、ゲノム分析、個人向け医薬品、ヘルスケア IT、介護
Singapore Medtech Accelerator (SMA)	医療機器
Zicom MedTacc	医療機器、体外診断薬、ヘルスケア IT
Medtech Alliance	医療機器、医療技術

2.1.2.5 インキュベーター開発プログラム (Incubator Development Programme : IDP) ³¹

SPRING が所管するベンチャー企業の育成を支援する民間のインキュベーターを育成するためのプログラムであり、インキュベーターのインキュベーター運営費の 70%までを補助する。補助の対象となるのは、ベンチャー企業をアドバイスするコンサルタントの雇用費用、インキュベーションチームの人件費、マーケティング費用、イベント費用、ベンチャー企業を支援するサービスなどの開発費用、ファイナンスコスト、マーケットアクセスコストなどであり、ベンチャーキャピタルとコンサルティング会社は支援の対象にならない。2015 年 11 月現在、IDP プログラムの対象となっているインキュベーターは以下のとおりである。ポリテクニク（国立高等専門学校）が 4 つ含まれている。

- 3M Innovation Incubator

³⁰ <http://www.spring.gov.sg/Nurturing-Startups/Pages/sector-specific-accelerator.aspx>

³¹ <http://www.spring.gov.sg/Nurturing-Startups/Pages/incubator-development-programme.aspx>

- Apple Seed Venture Accelerator
- Clean Technology Venture Holdings (Moby Consulting Services)
- MediaCorp Mediapreneur Programme
- Microsoft Innovation Centre
- Nanyang Polytechnic
- Republic Polytechnic Centre for Enterprise and Communication
- Singapore Founder Institute
- Singapore Institute of Technology and Design Enterprise & Innovation Hub
- Singapore Polytechnic Enterprise Centre
- Temasek Polytechnic Entrepreneurship Centre
- The Co-Foundry

2.1.2.6 ビジネスエンジェル制度 (Business Angel Scheme : BAS) ³²

起業時にエンジェル投資家からの投資を呼び込むことができた場合、エンジェル投資家の投資金額と同等の金額を SSC が投資する制度である。上限は 200 万 S ドル、対象企業の条件は以下のとおりである。

- シンガポールで中核事業を行っていること
- 株式会社として登記され、5 年以下であること
- 資本金は最低 5 万 S ドル
- 革新的で知的所有権が関わるような製品、サービス、アプリケーションを開発していること
- 世界市場向けへの展開が可能で、高い成長が見込まれること

エンジェル投資家として、SPRING のウェブサイトには次の 7 社がリストアップされている。これらのすべてが投資先や投資金額を公表しているわけではない。

³² <http://www.spring.gov.sg/Nurturing-Startups/Pages/business-angel-scheme.aspx>

図表 16 ビジネスエンジェル制度の投資家・投資金額・投資先企業数

エンジェル投資家	投資金額	投資先企業数
Accel-X https://www.incuvestasia.com/accel-x	非公開	同社ウェブサイトには 12 社掲載されているがすべてが SPRING のビジネスエンジェル制度対象かどうかは明記されていない。
August Capital Partners http://www.acpven.com/	非公開	同社ウェブサイトには 6 社掲載されているがすべてが SPRING のビジネスエンジェル制度対象かどうかは明記されていない。
BAF Spectrum http://www.bafspectrum.com/	800 万 S ドル	7 社
Individual Angels	非公開	非公開
Jungle Ventures http://www.jungle-ventures.com/	非公開	30 社以上に投資をしているが、投資先は 9 か国にわたり、すべてが SPRING のビジネスエンジェル制度対象ではないと考えられる。
Majuven http://www.majuven.com/	非公開	11 社に投資、そのうち 3 社がシンガポールだが、3 社すべてが SPRING のビジネスエンジェル制度対象かどうかは明記されていない。
Small World Group Angels http://www.smallworldgroup.com/	非公開	11 社に投資。すべてが SPRING のビジネスエンジェル制度対象かどうかは明記されていない。

2.1.3 補助金

2.1.3.1 産業連携プロジェクト (Collaborative Industry Projects : CIP)³³

SPRING が所管する業界別の生産性向上プロジェクトに対する助成金である。最低 3 社の中小企業（地場出資比率 30%以上、グループ年間売り上げ 1 億 S ドル以下あるいはグループ雇用人数 200 人以下）が共同で、生産性向上のソリューション導入を実施する際に、費用の 70%を助成する。優先順位の高い業種は次の 6 つである。

- 食品製造
- 食品サービス
- 家具
- 印刷・パッケージング
- 小売
- テキスタイル・ファッション

³³

https://www.enterpriseone.gov.sg/Government%20Assistance/Grants/Industry%20Development/gp_spring_cip.aspx

2.1.3.2 能力変革パートナーシップ (Partnership for Capability Transformation : PACT) ³⁴

SPRING が所管する中小企業と大企業の戦略的連携を促進するプログラムである。大企業が持つノウハウを最低 1 社の中小企業に伝授するプロジェクト、大企業の下請け企業の能力向上に資するプロジェクト、大企業と最低 1 社の中小企業が革新的なソリューションの実証実験プロジェクトなどが対象である。大企業と中小企業が共同で実施するプロジェクトの費用 70%が補助される。対象となる費用は以下のとおりである。

- 機械、材料、消耗品、ソフトウェアコスト
- 知的財産権コスト
- 人件費
- プロフェッショナルサービス
- 試作品関連コスト

また、対象となる大企業、中小企業の条件は以下のとおりである。

図表 17 能力変革パートナーシップの対象となる条件

大企業	年間売り上げ 1 億 S ドル以上
中小企業	シンガポールで登記 地場資本 30%以上 グループ年間売り上げが 1 億 S ドル以下あるいはグループ従業員数が 200 人まで

2.1.3.3 能力開発助成金 (Capability Development Grant : CDG) ³⁵

中小企業が次の 10 の分野のプロジェクトを実施する際、それに必要なコンサルタント雇用費、トレーニング、認証取得、機器購入などの 70%を補助する制度である。SPRING が所管する。

- ① ブランド&マーケティング
- ② ビジネスエクセレンス
- ③ ビジネス戦略革新
- ④ 品質標準の拡張
- ⑤ 財務管理
- ⑥ 人材育成
- ⑦ 知的所有権とフランチャイズ
- ⑧ 生産性向上

³⁴

https://www.enterpriseone.gov.sg/en/Government%20Assistance/Grants/Industry%20Development/gp_spring_pact.aspx

³⁵ <http://www.spring.gov.sg/Growing-Business/Grant/Pages/capability-development-grant.aspx>

⑨ サービス向上

⑩ 技術革新

この制度を申請できる中小企業の条件は以下のとおりである。申請にあたっては、プロジェクト提案書を作成して提出しなければならない。

- シンガポールで登記している企業
- 地場資本 30%以上
- グループ総売り上げが1億Sドル以下、あるいはグループ総従業員数が200人以下

2.1.3.4 事業革新バウチャー制度 (Innovation & Capability Voucher : ICV) ³⁶

事業革新に向けた技術支援・助言などのサービスを利用する場合の費用を政府が補助する制度であり、SPRING が所管する。1 バウチャー5,000 ドルで、8 バウチャーまで申請できるので、4 万ドルまで使える。1 案件について 2 バウチャーまで使うことができる。この制度を申請できる中小企業の条件は以下のとおりである。

- シンガポールで登記している企業
- 地場資本 30%以上
- グループ総売り上げが1億Sドル以下、あるいはグループ総従業員数が200人以下

2.1.3.5 ヘルシー・チョイス・シンボル新製品開発補助金 (Healthier Choice Symbol (HCS) New Product Development Grant) ³⁷

既存の地場中小の食品メーカーに対して、Healthier Choice Symbol 認証を取得する食品の開発を支援するための補助金であり、健康促進庁 (HPB) が所管する。補助金額は 5,000S ドル。既存の食品を Healthier Choice Symbol (HCS) が取得できるように改良する、あるいは食品サンプルを(HCS)が取得できるようにするためのコストへの支援で、補助金を申請する企業は、次の 3 つの国立高等専門学校に協力することが求められる。

- シンガポールポリテクニク、食品革新リソースセンター
- テマセク・ポリテクニク
- リパブリック・ポリテクニク

プロジェクト当たり 5,000S ドルが、HCS 商品の開発あるいは開発につながる糸口が見つかった場合に支払われる。

³⁶ <http://www.spring.gov.sg/Growing-Business/Voucher/Pages/innovation-capability-voucher.aspx>

³⁷

https://www.enterpriseone.gov.sg/Government%20Assistance/Grants/Product%20Development%20and%20Innovation/gp_hpb_hcs.aspx

2.1.3.6 情報通信技術支援制度（ICT for Productivity and Growth : IPG）および iSPRINT 基金³⁸

IPG は、2014 年の予算に盛り込まれた 3 年間のプログラムで、情報通信開発庁（IDA）が所管し、予算規模は 5 億 S ドルである。中小企業での情報通信技術の利用を促進し、中小企業の生産性を向上させることが目的である。IPG プログラムは、2010 年度開始の IT 導入支援プログラム「iSPRINT」を拡充したもので、現在は次の 3 つの柱がある。

- ① 生産性を高めるための情報通信ソリューションの導入に対する 70%の補助（IT を導入する中小企業向けの補助）
- ② 新規の情報通信ソリューションの実証実験に対する 80%の補助（中小企業が導入できる IT ソリューションを開発する IT 企業向けの補助）
- ③ 100 Mbps 以上の光ファイバー通信の加入利用料の 50%の補助（月々 120S ドルを上限）およびワイヤレス@SG サービス利用のための機器購入費用の 50%補助（上限 2,400S ドル）

なお、iSPRINT が導入された 2010 年度には基本的なパッケージソフトウェアも iSPRINT の補助対象となっていたが、現在は iSPRINT では中級レベルのソリューション、業界特化型ソリューションおよびカスタマイズソリューションのみへの補助となっている。基本的なパッケージソフトウェアの導入の際は、PIC の補助金が利用できる。

2.1.3.7 ACE スタートアップ助成（ACE Startups Grant）³⁹

シンガポール人起業家が差別化要素のあるビジネスを立ち上げる際に利用できる補助金制度であり、SPRING が所管する。4 つの要素（差別化、ビジネスモデルの実行可能性、潜在市場、マネージメントチームの人材）に基づいて競争審査される。審査に合格した企業に対して、起業家が調達した資金 3 ドルについて 7 ドル（調達資金のおよぼ 2.3 倍）を供与する。例えば 5 万 S ドルの補助金を得るためには自身で 21,429 S ドルを調達する必要がある。補助金は、2～3 回に分けて、事前に定めたステップごとの目標に達したときに供与される。さらに SPRING は、立ち上げから 1 年間に支援するメンターを紹介する。

³⁸ <https://www.ida.gov.sg/programmes-partnership/sectors/ICT-for-Productivity-and-Growth-IPG>

³⁹ <http://www.spring.gov.sg/Nurturing-Startups/Pages/ACE-startups-grant.aspx>

2.1.3.8 技術企業商業化支援制度 (Technology Enterprise Commercialization Scheme : TECS) ⁴⁰

技術企業商業化支援制度 (TECS) は、米国の中小企業技術革新制度 (SBIR) にならい、2008年4月、革新的なアイデアを支援し、商業化に結び付けることを支援するため設けられた制度であり、SPRING が所管する。対象分野を情報通信技術 (ICT)、バイオメディカル科学、電子機器、光通信・部品技術、化学、材料化学、ナノ技術分野などとし、未完成のビジネスの構想を対象に25万Sドルを上限として経費の最大100%を支援する「概念の証明 (POC)」分野と、既存の研究をさらに深める企業を対象に50万Sドルを上限として経費の最大85%を助成する「価値の証明 (POV)」分野から成る。

両部門に共通した応募資格として以下が求められる。また、提案書の審査からアイデアのプレゼンテーションまで、3段階の審査を経なければならない。

- ① 資者の少なくとも30%がシンガポールを拠点とする
- ② 資産1,500万Sドル以下
- ③ 従業員数200人未満
- ④ シンガポールを拠点とする研究
- ⑤ 会社設立後5年以内
- ⑥ 最低1人の技術者・科学者がいること

2.1.3.9 学校向け若年起業家支援制度 (YES! Schools : Young Entrepreneurs Scheme for Schools) ⁴¹

若年起業家の輩出を目指し起業家意識を醸成することを目的に、ジュニアカレッジ、高等専門学校 (ポリテクニク)、小・中学校など学校を支援する基金であり SPRING が所管する。提案書を提出し、競争審査で対象プロジェクトを決める。対象となったプロジェクトには1万Sドルの補助金が供与される。

2.1.4 その他

2.1.4.1 中小企業向けクラウドファンディングの資金調達プラットフォーム「Cap Bridge (キャップブリッジ)」⁴²

シンガポール取引所 (SGX) は、設立から間もない新興企業・中小企業向けに、インターネットを通じて不特定多数から少額資金を集める「クラウドファンディング」の資金調達プラットフォーム「Cap Bridge (キャップブリッジ)」の構築で、

⁴⁰

<http://www.spring.gov.sg/Nurturing-Startups/Pages/technology-enterprise-commercialisation-scheme.aspx>

⁴¹ <http://www.spring.gov.sg/Nurturing-Startups/Pages/young-entrepreneurs-scheme-schools.aspx>

⁴² <http://www.capbridge.sg/s/press>

ハイテク系ベンチャーキャピタル、クリアブリッジ・アクセラレーター（CBA）と2015年1月に提携した。SGXは、開発に伴い150万Sドルを出資する。SGXによると、キャップブリッジは2015年下半期に稼働する見通し。SGXとCBAはまた、企業や投資家などからの需要開拓に向け、複数の金融機関と協議を進めている。

証券取引所とベンチャーキャピタルが提携しクラウドファンディング・プラットフォームを構築するのは世界初めてとなる。クラウドファンディング・プラットフォームは、新興企業と中小企業の資金調達を容易にするだけでなく、投資家の選択肢を多様化する手段として期待されている。

2.2 税制（設備投資、事業承継、技術開発、その他）

2.2.1 投資控除（Investment Allowance：IA）および総合投資控除（Integrated Investment Allowance：IIA）

投資控除および総合投資控除については、以下の条件が設定されている。

図表 18 投資控除、総合投資控除の条件

条件項目	内容
対象企業	シンガポールで登記した会社で、製造業者、航空機のMRO（メンテナンス、リペア、オーバーホール）を請け負う事業者、認定建設事業を実施する企業、研究開発プロジェクトを行う企業
優遇措置の内容	Investment Allowance：合意した期間内（5年未満）における土地を除く工場建物、認定プロジェクト用の新規生産設備、ノウハウや特許権の取得に関する認定資本支出について、通常の資本控除100%に加え、適格設備投資の30%もしくは50%が追加で課税対象所得より控除される。 Integrated Investment Allowance：シンガポールの国際拠点化を加速するため、2012年2月17日以降、海外に設置する生産設備のために発生した適格資本支出に対し、投資控除が適用できるようになった。個別のインセンティブパッケージについてEDBと協議を行う。
時期	Investment Incentive：この税控除優遇はEconomic Expansion Incentives (Relief from Income Tax) Actに規定されており、同法律は1967年に施行した。同法はその後何度も修正されている。Investment Incentiveが1967年からあったのか、いつの時点で追加されたかはデスクリサーチでは不明。1980年代には既にあった。 Integrated Investment Incentive：2012年度予算案で発表され、適用期間は、2013賦課年度から2017賦課年度
申請方法	経済開発庁（EDB）に申請する

2.2.2 合併・買収スキーム（M&A Scheme）⁴³

経済開発庁（EDB）および内国歳入庁（IRAS）が所管しており、中小企業限定のスキームではないが、中小企業も利用できる。M&Aスキームは、企業の成長およ

⁴³ <http://www.edb.gov.sg/content/edb/en/why-singapore/ready-to-invest/incentives-for-businesses.html>
<https://www.iras.gov.sg/irashome/Businesses/Companies/Working-out-Corporate-Income-Taxes/Claiming-Allowances/Mergers-and-Acquisitions-Allowance/>

び国際化戦略としての M&A を奨励するために 2010 年度に導入された。一定の要件を満たす会社を買収したシンガポール法人は、買収金額の一部が損金として認められる他、一定の上限まで印紙税免除、取得関連費用についても 200%控除（上限 10 万 S ドル）などのインセンティブが与えられる。2015 年の税制改正で、損金参入金額や印紙税免除枠に変更が加えられた。

図表 19 M&A スキームのインセンティブ

	2010 年 4 月 1 日から 2015 年 3 月 31 日	2015 年 4 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日
損金参入可能な買収金額の割合	5%	25%
対象買収金額限度額	1 億 S ドル	2,000 万 S ドル
損金参入可能額上限	500 万 S ドル	500 万 S ドル
印紙税免除額上限	20 万 S ドル	4 万 S ドル

出所：内国歳入庁 (IRAS)

2015 年税制改正により、大規模な買収を行う企業にとってその恩典は少なくなったが、税務上損金算入される金額が適格買収金額の 25%に増加されること、および、買収後 50%超保有することという最低株式持分要件が 20%に緩和されたことにより、大規模な買収を意図しない中小企業においては、当該スキームの恩典が大きくなった。当該スキームの適用は、原則最終親会社がシンガポール資本である法人が対象となる。

2.2.2.1 国際化に対する二重税額控除 (Double Tax Deduction for Internationalization : DTD) ⁴⁴

国際企業庁 (IE Singapore) が所管する中小企業限定ではないが中小企業にとって利用価値の高い制度である。シンガポールで登記された会社で海外でのプロジェクトや市場開拓、事業・投資機会を模索するための現地法人を新規に設立しようとする会社は、フィージビリティ・スタディや現地視察にかかる外部コンサルタント費用、海外における新規市場や顧客を開拓するための支出などを課税所得から 200%所得控除することができる。また、海外にプロジェクト開発のための現地法人を設立する場合には、オフィス・レンタル費用、渡航費、派遣社員の報酬など最初の 6 か月間にわたって同様に 200%所得控除することができる。本制度はさらに拡充され、2012 年 4 月 1 日から 2016 年 3 月 31 日までの間、海外での事業開発、海外での投資機会の調査、海外での展示会出展、国内での認定された展示会出展にかかる適格費用が年間 10 万 S ドルを下回る場合に、自動的に 200%所

44

<http://www.iesingapore.gov.sg/Assistance/Global-Company-Partnership/Market-Access/Double-Tax-Deduction>

得控除できるようになった。費用が年間 10 万 S ドルを超える場合は、所管の IE Singapore に事前承認を受けなければならない。

2015 年度予算案において、この 200%所得控除の対象となる適格支出の範囲が、新設国外会社に異動するシンガポール人の人件費まで拡大された。これにより、海外展開を進める企業を支援すると共に、シンガポール人に対し海外で就業するためのより専門的な仕事や機会を創出する。当該スキームで 200%所得控除が認められる適格人件費は、認定一企業あたり年間 100 万 S ドルが上限とされている。

2.2.3 認定国際展示会に対する二重税額控除 (Double Tax Deduction for Approved International Fair : DTD) ⁴⁵

シンガポール観光局 (STB) が所管する制度であり、中小企業限定ではないが、中小企業にとって利用価値の高い。シンガポール国内で開催される認定された国際展示会に出展するシンガポールの居住企業は、出展費、広告費、展示品の保険、招待する海外のバイヤー 2 名までの渡航費・宿泊費など適格費用を、課税所得から 200% 所得控除できる。本制度はさらに拡充され、2012 年 4 月 1 日から 2016 年 3 月 31 日までの間、国内での認定された展示会出展にかかる適格費用が年間 10 万 S ドルを下回る場合に、自動的に 200%所得控除できるようになった。費用が年間 10 万 S ドルを超える場合は、所管の STB に事前承認を受けなければならない。

国際化を意図する企業がシンガポール国内で認定された展示会に出展する際には、上記「2.2.2.1 国際化に対する二重税額控除」を主管する国際企業庁が窓口となるが、国際化を特に意図しない企業には STB が窓口となる。

2.2.4 生産性・革新クレジット (Productivity Innovation Credit : PIC) ⁴⁶

中小企業限定ではないが中小企業にとって利用価値の高い制度であり、内国歳入庁 (IRAS) が所管する。PIC 制度は、シンガポールの生産性向上、技術革新を促進することを目的として 2010 年度予算で導入された。導入当初は 2015 賦課年度までの時限措置だったが、2014 年度改正により 2018 賦課年度まで延長されることになった。企業は、下記の 6 つの活動に対する投資 (適格支出) について、以下のいずれかの優遇措置の適用を受けることができる。

- ① 400%の所得控除 (損金参入) もしくは税務上の割増減価償却
- ② 支出の 60%の助成金 (2013~2015 賦課年度に限定)

また、PIC 対象となる活動は以下のとおりである。

- PIC 制度下での一定の自動設備の取得またはリース

⁴⁵

<https://www.stb.gov.sg/assistance-and-licensing/tax-incentives/pages/double-tax-deduction-for-approved-international-fair.aspx>

⁴⁶ <https://www.iras.gov.sg/irasHome/PIcredit.aspx>

- 従業員の教育訓練
- 知的財産権の取得
- 知的財産権の登録
- 研究開発
- 一定のデザインプロジェクト

PIC スキームで認められる 400%経費控除もしくは減価償却の対象となる適格支出の上限は、賦課年度により次のとおり定められている。

- ① 2011 賦課年度および 2012 賦課年度：合計 80 万 S ドルまで（1 年平均 40 万 S ドル）
- ② 2013 賦課年度から 2015 賦課年度：合計 120 万 S ドルまで（1 年平均 40 万 S ドル）
- ③ 2016 賦課年度から 2018 賦課年度：合計 120 万 S ドルまで（1 年平均 40 万 S ドル）⁴⁷

60%の現金助成金のオプションを選択する場合は、対象となる適格支出の上限は1年当たり10万Sドルとなる。また、2014年度改正において、中小企業に対しては、従来のPIC制度に加えて、中小企業のための「PIC+」制度が新設された。この制度では、適格中小企業(企業グループ全体の年間の売上げが1億Sドル以下の法人か、従業員が200人を超えない法人のいずれか)は、2015 賦課年度から 2018 賦課年度の間、PIC 制度上のカテゴリ毎の支出上限が各年度 60 万 S ドル（3 年で合計 180 万 S ドル）に増額される。

2.2.5 法人所得税減免

シンガポールで新規に設立した企業に対して、設立後 3 年間に限り、通常課税対象所得の最初の 10 万 S ドルに対する所得税が完全に免除されることになっている。

2.2.6 エンジェル投資家税額控除制度 (Angel Investors Tax Deduction : AITD)⁴⁸

エンジェル投資家が最低 10 万 S ドルをスタートアップ企業に投資する際、投資 2 年後に、課税対象所得から、投資額の 50%を控除できる仕組みである。SPRING が所管する。例として、エンジェル投資家の課税対象所得が 60 万 S ドルだった場合、以下のとおりとなる。

⁴⁷ 2014 年度予算で延長が発表された。

⁴⁸ <http://www.spring.gov.sg/Nurturing-Startups/Pages/angel-investors-tax-deduction-scheme.aspx>

図表 20 AITD を用いた場合のエンジェル投資家課税対象額の例 (60 万 S ドル)

投資額	10 万 S ドル
税控除額	50% x 10 万 S ドル = 5 万 S ドル
エンジェル投資家の課税対象所得 (例)	60 万 S ドル
AITD 考慮後の課税対象所得	55 万 S ドル

2.3 支援体制 (情報提供、人材育成・環境・経営相談・アドバイス、その他)

SPRING は、国内部門の変革と SME の地位向上を促進する主導的機関である。SPRING は、地位向上のための情報と支援を必要とする SME にとっての最初の連絡先である。

2.3.1 SME センター⁴⁹

SME センター⁵⁰(旧名称は事業開発センター: Enterprise Development Centers) は、産業協会、地域開発評議会や商工会議所によって運営され、シンガポール全土 12 か所に設置されている。目的は、地元の小規模事業者への情報やアドバイスの提供である。SME センターは、SPRING によって支援される。各 SME センターはワンストップ・センターであり、法律、金融、管理、ビジネスサービス分野の専門家がチームになっている。コンビニエンスストア、美容室、ホーカー (屋台) の店主といった小規模事業主にもアドバイスを提供する。

2.3.2 エンタープライズ・ワン⁵¹

2006 年 2 月に SPRING によって創設されたウェブサイトで、各種事業ライセンス申請や政府の支援策が一覧できる。

2.3.3 インキュベーター開発プログラム (Incubator Development Program)

2.1.2 投資・出資制度で既出。民間のインキュベーターを支援することで、インキュベーターによるスタートアップ企業への支援を強化している。

2.3.4 ビジネスコンサルタント費用の補助 (Business Advisors Programme : BAP)⁵²

中小企業によるビジネスコンサルタントの雇用費用を補助するスキーム。コンサルタントは担当する中小企業 1 社あたり月 5,000 ドルの報酬を受け取るが、その 70%

⁴⁹ <http://www.smecentre-smf.sg/>

⁵⁰

<https://www.enterpriseone.gov.sg/http://www.spring.gov.sg/NewsEvents/PR/Pages/SME-Centres-to-Off er-Businesses-One-Stop-Access-to-Government-Assistance-20130325.aspx>

⁵¹ <https://www.enterpriseone.gov.sg/>

⁵²

<http://www.spring.gov.sg/Growing-Business/Grant/development-areas/Pages/HCD-Business-Advisors-Programme.aspx>

<http://bap1.sim.edu.sg/SitePages/SME.aspx>

を補助する仕組み。コンサルタント 1 人当たり、2 件のプロジェクトまで掛け持ちが認められている。シンガポールマネジメント大学（Singapore Institute of Management : SIM）が SPRING シンガポールから運営委託を受け、案件とコンサルタントの審査を行っている。BAP スキームを利用する場合の中小企業側の条件は以下のとおりである。

中小企業の条件

- 地場資本 30%以上
- グループ売上が 1 億 S ドル以下、あるいはグループ総雇用人数が 200 人以下
- ビジネスアドバイザーによるプロジェクトを実施したことで、既存の従業員を解雇しないこと、また従業員を増やすことを志向していること
- ビジネスアドバイザーとして家族親類縁者を雇用しないこと
- SIM が決定する意味のあるプロフェッショナルな仕事をビジネスアドバイザーに委託すること
- プロジェクトの結果や実施についてビジネスアドバイザーとフォローアップできること
- プロジェクトコストの 30%の支払い能力があり、SIM に対して手続き費用 3%をプロジェクト開始前に支払うことができること

またビジネスアドバイザーの要件は以下のとおりである。

- 携わるプロジェクトに関連するマネジメントポストで 5 年以上働いた経験があること
- 引退者、半引退者、求職中のもの、あるいは個人コンサルタントであること。コンサルティング会社のオーナーあるいはパートナーは、ビジネスアドバイザープログラムの BA となることはできない。

2.3.5 ツールキットの提供⁵³

カスタマーサービス、ファイナンシャルマネジメント、人材育成、マーケティング、生産性の 5 つの分野で、独学するためのツールや、業務に使えるテンプレート、マニュアルなどを提供している。

2.3.6 シンガポール生産性センター（SPC）⁵⁴

1973 年に当時の国家生産性庁（NPB、現在の SPRING）の関連団体として設立さ

⁵³ <http://www.spring.gov.sg/Growing-Business/Toolkit/Pages/toolkit-overview.aspx>

⁵⁴ <http://www.sgpc.sg/spc-astar-tech-adoption-programmes/>

れたシンガポール生産性組合 (Singapore Productivity Association) の一部門だった。現在は、国家生産性委員会 (National Productivity Council) のワンストップ・コンピテンシーセンターとして、企業の生産性向上のためのコンサルティング、セミナー、ワークショップの開催、ソフトウェア開発などを行う。中小フードサービス業界向けにパッケージソリューションを開発も行っている。2015年4月には、科学技術研究庁 (A*STAR) の Ready to Go Technology スキームで、中小小売、フードサービス、ホテル業界向けソリューションの開発で協力することで合意した。

2.4 既存の中小企業に対する経営資源の確保の支援 (研究開発技術、IT 対応、販路開拓、新分野進出、その他)

2.4.1 中小企業の成長支援

SPRING による能力開発助成金や、科学技術研究庁 (A*STAR) の科学技術向上支援策「Get-Up プログラム」など、さまざまな政策によって中小企業を支援している。労働者の多くを雇用している中小企業は、労働者の職能スキル向上支援策「スキルズフューチャー」において重要な役割を果たしている (2.1.3 参照)。

- ・ 能力開発助成金 (Capability Development Grant : CDG)
- ・ 事業革新バウチャー制度 (Innovation & Capability Voucher : ICV)
- ・ 産業連携プロジェクト (Collaborative Industry Projects : CIP)
- ・ 能力変革パートナーシップ (Partnership for Capability Transformation : PACT)

2.4.2 研究開発技術

2.4.2.1 科学技術向上支援 GET-Up プログラム (GET-Up: Growing Enterprises through Technology Upgrade) ⁵⁵

中小企業などの研究開発 (R&D) 活性化を目的に 2003 年に導入された施策で、次の 3 つの支援策から成る。A*STAR、SPRING、EDB が所管する。

① Technology for Enterprise Capability Upgrading : T-UP

新製品・新行程の開発、新たな技術部門、海外から技術の導入などを支援するため、A*STAR の研究所から研究者やエンジニアを派遣する制度。派遣期間は最長 2 年で、中小企業に対しては、派遣研究者の給与の 7 割を SPRING が補助する。

② Operation and Technology Road mapping : OTR

企業の競争力維持・向上のための技術革新導入の計画 (ロードマップ) を作成する。そのためのノウハウとスキルを企業が身につけるため、ケンブリッジ大学が考案した T-Plan というロードマップ作成のためのワークショップを 5 回開催する。

③ Technical Advisor Scheme : TA

⁵⁵ <http://www.a-star.edu.sg/sme/OUR-PROGRAMMES/GET-Up.aspx>
https://www.enterpriseone.gov.sg/en/Government%20Assistance/Grants/Technology/gp_astar_tup.aspx

一か月に半日、技術アドバイザーを無料で派遣する。半日以上のアドバイスが必要な場合、企業はA*STARの研究所にアドバイザーコストを支払う。

2.4.2.2 技術採用プログラム (TAP : Technology Adoption Programme) ⁵⁶

地元中小企業の生産性向上を支援するプログラムで、2013年に開始した。A*STARの研究所などが開発した技術を中小企業による導入を促進することが目的である。研究所と企業の間を取り持つ仲介役も支援に入り、スムーズなコミュニケーションを図る。2013～2015年度までの3年間で、1,150件の中小企業での技術導入を行い、生産性を20%高めることを目指している。対象となる業種は次のとおりである。

- 航空
- 建設
- 食品製造
- 海洋産業
- 精密エンジニアリング
- 小売
- 食品サービス
- ヘルスケア
- 情報通信メディア
- 物流

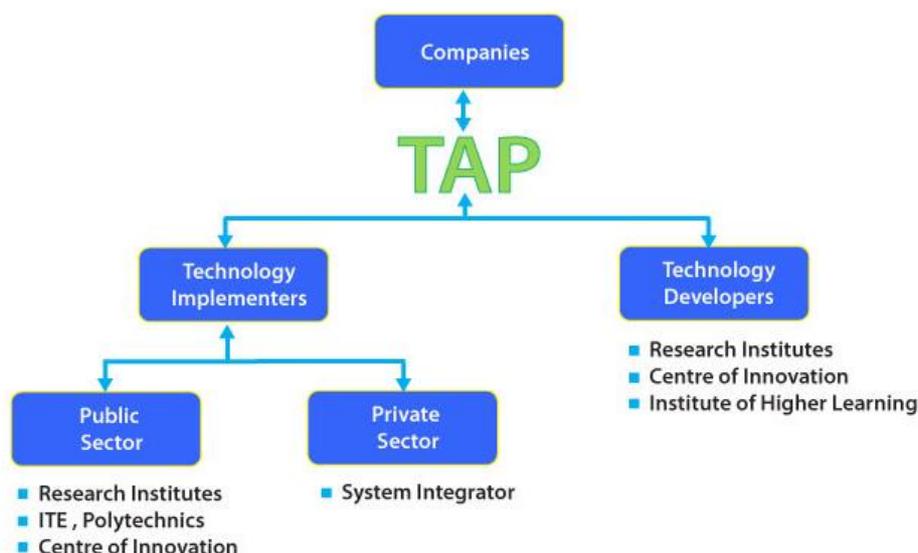
この制度を利用する中小企業にとってのメリットは、次のとおりである。

- 生産性の向上につながる技術について中立的なアドバイスを受けることができる
- 当該企業の状況にあった適切なソリューションやプロバイダーを紹介してもらえる
- 試験期間中、技術導入についてのガイダンスを受けることができる
- 技術の導入で生産性を高めることができる

例として、A*STAR傘下の情報通信研究所が、パラゴン・リテールモールと小売業の生産性向上のための研究開発で覚書に調印するなど、研究所と企業の連携を促進している。

⁵⁶ <http://www.a-star.edu.sg/sme/OUR-PROGRAMMES/TAP.aspx>
https://www.enterpriseone.gov.sg/en/Government%20Assistance/Non-Financial%20Assistance/Operations/gp_astar_TAP.aspx

図表 21 TAP のフレームワーク



出所：A*STAR のホームページ

2.4.2.3 技術開発基金（Technology Developer (TD) Fund) ⁵⁷

研究機関や大学、国立高等専門学校による、企業がすぐに導入できるソリューション（deployment ready business solutions）の開発を支援する基金であり、A*STAR が所管する。ソリューションの導入で、企業の生産性が少なくとも 20% 以上向上すると思われる技術で、地場企業数社（そのうち半分以上は中小企業）が導入する技術の開発が基金の補助対象である。

2.4.2.4 イノベーション・センター（COI）⁵⁸

SPRING と A*STAR 傘下の研究所による中小企業支援策である。中小企業は、A*STAR の研究所の先端材料技術を自社の製品や製造プロセスに組み込み付加価値を高めることができる。

COI はそれぞれの領域に特化した技術イノベーション支援を行っている。参加している研究所は、データ・ストレージ・インスティテュート（DSI）、インフォコム・リサーチ研究所、化学・理工学研究所（ICES）、高性能コンピューティング研究所（IHPC）、材料研究エンジニアリング研究所（IMRE）、マイクロエレクトロニクス研究所（IME）、シンガポール製造技術研究所、マテリアルズ・センター・オブ・イノベーション（MCOI）の A*STAR 傘下施設 7 か所である。

⁵⁷ <https://www.ida.gov.sg/Tech-Scene-News/Tech-News/Tech-Adoption/2015/4/Of-Sushi-and-Shampoos>
<http://www.slideshare.net/joserojasnus/8-astar-technology-adoption-programme>

⁵⁸ <http://www.a-star.edu.sg/imre/Partnerships/Working-With-Industry/MCOI.aspx>

各施設の利用は有料だが、SPRING の技術革新プログラムから助成金が出る。

2.4.2.5 機能性食品の商品開発への補助金(The FINEST (Functional, Innovative, Nutritious, Effective, Science-Based and Tasty food) Food Programme)⁵⁹

シンガポールの中小企業による機能性食品開発を支援する仕組みであり、健康促進庁 (HPB)、SPRING が所管する。高齢化、肥満、生活習慣病などの社会問題への対策にも役立てるため、既存の食品メーカーによる機能性食品の商品開発を支援し、新製品のコンセプトづくりや開発に補助金も拠出する。コンセプトづくり、試作品の開発 (6~9 か月) には、シンガポールの 3 つの国立高等専門学校から専門家を派遣する。なお、補助金は、FINEST プログラム独自の補助金予算があるのではなく、既存の補助金スキーム (ICV, Technology Innovation Programme Healthier Choice Symbol New Product Development Grant) を利用する。

2.4.2.6 ヘルシー・チョイス・シンボル新製品開発補助金 (Healthier Choice Symbol : HCS)

2.1.3.5 参照。

2.4.3 IT 対応

2.4.3.1 情報通信技術支援制度 (ICT for Productivity and Growth : IPG) および iSPRINT 基金

2.1.3.6 参照。

2.4.3.2 マネジメント・システム即時導入プログラム (Ready-to-go Technology Packages : RTG)⁶⁰

中小企業で導入することができる決算報告書自動作成システム、在庫管理システム、給与管理システムなどパッケージシステムを A*STAR 傘下の研究機関が開発し、ライセンス契約を簡素化することで、導入しようとする中小企業の業務効率の改善、生産性向上を目指す。導入する中小企業は政府の補助を申請することができる。

⁵⁹

https://www.enterprisecare.gov.sg/en/Government%20Assistance/Grants/Product%20Development%20and%20Innovation/gp_hpb_fineast.aspx

⁶⁰ <http://www.a-star.edu.sg/sme/OUR-PROGRAMMES/READY-TO-GO-PACKAGES.aspx>

2.4.3.3 中小企業向けの IT 支援施設「テックブリッジ・ベンチャーズ (TechBridge Ventures)」⁶¹

SPRING、南洋工科大学 (NTU)、投資会社「360ip」は共同で 560 万 S ドルを投資して、中小企業向けの IT 支援施設「テックブリッジ・ベンチャーズ」を 2013 年 9 月に開設した。同施設は知的財産権取得、資金調達、インフラ技術、新商品・サービスの商用化などの分野で中小企業を支援する。

2.4.3.4 労働者の職能スキル向上支援策「スキルズフューチャー」⁶²

シンガポール人のスキル向上を目的とした政策であり、労働力開発庁 (WDA) が所管する。学生から若手、中堅社員まで幅広く、キャリア形成やキャリアアップのためのコンサルティングの提供、トレーニング費用の補助などを提供する。

2.4.3.5 HEADSTART⁶³

中小企業が A*STAR と連携して、ライセンス料無料で排他的技術ライセンスを 18 か月利用できる制度。18 か月以降は、利用しやすい方法で、A*STAR の子会社で技術の商用化を担う Exploit Technologies 社と契約することが可能である。

2.4.3.6 自宅オフィススキーム (Home office scheme)⁶⁴

従来、シンガポールでは住宅でのビジネスは認められていなかったが、起業を後押しするため、自宅をビジネスの場として登録することを許可したものであり、住宅開発庁 (HDB) が所管する。公団住宅でのビジネスが認められる対象業種は、会計、設計、コンサルティング、広告、不動産、技術開発、保険などとなっている。

2.5 創業支援 (創業支援、VC、税制、教育、KPI、その他)

2.5.1 SPRING 起業開発スキーム (SPRING Startup Enterprise Development Scheme : SPRING SEEDS)

2.1.2.3 を参照。

2.5.2 ACE スタートアップ助成 (ACE Startups Grant)

2.1.3.7 を参照。

⁶¹ <http://techbridgeventures.com/>

⁶² <http://www.skillsfuture.sg/>

⁶³ <http://www.a-star.edu.sg/sme/OUR-PROGRAMMES/HEADSTART.aspx>

⁶⁴ <http://www.hdb.gov.sg/cs/infoweb/residential/living-in-an-hdb-flat/home-business/guidelines>

2.5.3 エンジェル投資家税額控除制度 (Angel Investors Tax Deduction : AITD)

2.2.6 参照。

2.5.4 ビジネスエンジェル制度 (Business Angel Scheme : BAS)

2.1.2.6 参照。

2.5.5 インキュベーター開発プログラム (Incubator Development Programme : IDP)

2.1.2.5 参照。

2.5.6 業種限定育成プログラム (Sector Specific Accelerator Programme)

2.1.2.4 参照。

2.5.7 技術企業商業化支援制度 (Technology Enterprise Commercialization Scheme : TECS)

2.1.3.8 参照。

2.5.8 学校向け若年起業家支援制度 (YES! Schools : Young Entrepreneurs Scheme for Schools)

2.1.3.9 参照。

2.5.9 官民連携によるハイテク系 IT 新興企業の支援プログラム (インフォコム・インベストメンツ社による支援)⁶⁵

シンガポール情報通信開発庁 (IDA) の投資子会社「インフォコム・インベストメンツ」は、IT に特化したスタートアップ企業に出資している他、起業を支援する民間インキュベーターとタイアップしたアクセレータープログラムも実施している。出資や支援の条件は公開されておらず、インフォコム・インベストメンツ社に問い合わせることになっている。同社のスキームでスタートアップ企業を支援している民間インキュベーターは、次の3社である。

- JFDI - The Joyful Frog Digital Incubator
- Startupbootcamp FinTech Singapore
- SPH Plug and Play

インフォコム・インベストメンツ社が最近発表したスキームは、英拠点の起業支援団体「アントレプレナー・ファースト (Entrepreneur First)」と共同で実施する、エンジニアやソフトウェア開発者ら技術者の起業支援プログラム。アントレプレナ

⁶⁵ <http://www.infocomminvestments.com/>
<https://www.techinasia.com/entrepreneurship-program-technology-experts-announced-singapore/>

ー・ファーストは、これまで欧州を拠点に起業家支援を実施している。参加者は 6 か月の講義終了後、開発技術などの実用化に向け、投資家から資金調達を行う。

2.5.10 官民連携によるメディア関連ベンチャー企業の育成支援プログラム「ブロック 71 (Blk71)」⁶⁶

メディア開発局 (MDA) は、2011 年 4 月、西部ブオナビスタ地区に整備する映画・メディア産業拠点「メディアポリス」で、地元通信最大手シンガポール・テレコム (シングテル)、シンガポール国立大学などと組んで双方向メディアなど関連分野のベンチャー企業の育成支援事業を、開始した。

MDA は、メディア産業の育成向けの補助金制度、人材育成制度なども運営しているが、対象は中小企業に限定されない。

2.6 中小企業に関わる公正な取引の推進、市場の整備 (下請代金支払遅延等防止法、官公需、その他)

2.6.1 シンガポール調停センター (Singapore Mediation Centre : SMC)⁶⁷

中小企業へのサービスに限定されたものではないが、中小企業も利用可能。1997 年 8 月、シンガポール調停センター (The Singapore Mediation Center : SMC) が設立された。SMC は調停を専門とする独立した ADR 機関であり、裁判外の調停を促進する中心的役割を担う。SMC はシンガポールにおける調停に対する期待の高まりに先頭に立って応えた。紛争の平和的、効果的な解決に貢献している。

2.6.2 シンガポール国際仲裁センター (Singapore International Arbitration Centre : SIAC)⁶⁸

SMC よりも古く 1991 年に設立された国際的な仲裁センターとして、シンガポール国際仲裁センター (SIAC) がある。設立当初はシンガポール政府から資金提供を受けたが、現在は独立系非営利団体として機能する。SIAC は、シンガポール・ビジネス連盟 (SBF) と協力関係にあり、仲裁人の任命、仲裁の実務的管理、仲裁のスムーズな進行を手助けする。

2.6.3 シンガポール競争委員会 (Competition Commission Singapore : CCS)⁶⁹

CCS (日本の公正取引委員会に相当) は、2005 年 1 月 1 日に新たに制定された競争法 (Competition Act) に基づき、同年 8 月に設立された法定機関である。その使

⁶⁶ <http://www2.blk71.com/>

<http://www.mda.gov.sg/IndustryDevelopment/GrantAndSchemes/Pages/overview.aspx>

⁶⁷ <http://www.mediation.com.sg/>

⁶⁸ <http://www.siac.org.sg/>

⁶⁹ <http://www.ccs.gov.sg/>

命は経済原理に基づいたシンガポール経済を利する健全な競争市場を促すことである。同委員会は貿易産業省管轄の政府機関で、競争法に基づくガイドラインなどを策定している。

2.6.4 政府機関の調達情報サイト「GeBIZ」⁷⁰

財務省（MOF）は、あらゆる政府機関の調達入札情報を公開しているポータルサイト「GeBIZ（政府電子ビジネス）」を2011年より運営している。

2.6.5 下請代金支払遅延等防止法⁷¹

シンガポール建築・建設庁（BCA）は、建設下請け業者の保護を目的に、建設業界における不公正な行為を防止し、下請け業者が抱える資金問題を改善するために「建物・建設業界支払保証法（Building and Construction Industry Security of Payment Act）」を制定、2005年4月1日から施行された。

2.6.6 労働災害補償法の改正⁷²

シンガポール人材省（MOM）は、労働災害補償法（WICA：Work Injury Compensation Act）の制度拡充に関する改正案をまとめ、2012年6月1日に改正法を施行した。

労災補償法改正は、対象となる労災の範囲を明確化するとともに、労災補償の迅速な支払いを確保する。補償対象の明確化では、防衛目的以外のものを除いて、職場での喧嘩による負傷を労災補償の対象にしないことを明記する一方、職場での生物・化学薬品の継続的接触による疾病（職業病＝OD）も同補償の対象にすることを規定した。

補償の迅速な実施では、ある労働者の労災補償に複数の保険が適用される可能性がある場合に、直接の雇用者が加入している保険を最初に適用することを規定した。例えば、建設工事で元請け事業者の下に入った下請け事業者の従業員が労災補償を受ける場合、元請け事業者の保険ではなく、直接の雇用者である下請け事業者の保険を適用する。

また、雇用者が加入する労災補償保険に関して、同省指定内容を除いて、保険会社が補償対象を制限する規定を設けることを禁止する。一方、保険会社には柔軟な規定の設定で、支払い保険金を保険加入雇用者から回収するよう促している。

2.6.7 独占禁止法の制定

日本の独占禁止法に相当し、カルテルなど市場の競争を阻害する行為の規制を目

⁷⁰ <https://www.gebiz.gov.sg/>

⁷¹ https://www.bca.gov.sg/Publications/SecurityofPayment/sop_act.html

⁷² <http://www.mom.gov.sg/workplace-safety-and-health/work-injury-compensation>

的とするシンガポール競争法（Competition Act）が法制化されたのは2004年11月で、比較的新しい法律といえる（過去にも判例法により一定の規制はあった）。

競争法の規制の対象は、事業者間の合意についての規制、支配的地位を有すること、業者に対する規制、合併等についての規制の3種類に分かれている。その中でも特に基本的な競争法違反類型といえるのは、事業者間の合意についての規制（同法第34条）である。第34条は、競争に対して悪影響のある事業者間の合意、協定を禁じた条項である。いわゆるカルテルを含むものであり、独占禁止、競争法規制の中心である。

競争法の実施は段階的に行い、2006年1月1日から競争を阻害する契約や決定、独占的な地位を悪用する行為の取り締まりを開始。残りの競争を阻害する合併・買収などは07年から施行された。また、政府や政府機関、通信、メディア、外航海運分野などは適用対象外となっている。

2.7 地域中小企業政策（伝統・地場産業に対する振興、産業集積、街づくり、商店街振興、地域興し、NPO支援、事業承継・廃業、その他）

建国50周年を迎えたばかりのシンガポールには、伝統産業というものがないが、建国後、外資誘致による工業化が政策的に進められてきた背景により、エレクトロニクス、化学・石油精製、バイオメディカルなどの分野での産業集積が進んでいる。その中心的な役割を担っている政府機関が、ジュロントウン公社（JTC）である。

2.7.1 ジュロントウン公社（JTC : Jurong Town Corporation）⁷³

ジュロントウン公社（JTC Corporation : JTC）は、高品質の産業施設、ビジネスパークの開発、計画、管理における主導的機関である。1968年以来、JTCは、シンガポールの工場群の景観形成および産業、製造業の成長に対する支援における主要な建築業者である。

JTCでは、工業用地約7,000ヘクタール、分譲地4,500万平方メートルの開発を行ってきた。また、38の工業用、専門化された団地を管理し、そのなかには、ウエハー製造パーク3つ、ジュロン島の化学製品ハブ、テュアスのバイオメディカルハブが含まれる。また、研究施設、オフィス、住宅、公園、また起業家、科学者、研究者向け教育機関を有する200ヘクタールの新しい経済ハブであるブオナビスタのワン・ノース（One-North）の主導的開発業者でもある。

生命科学や情報通信技術の研究施設をはじめ、オフィスビル、住宅、ショッピングやアミューズメント施設を一体的に整備し、2001年から3期20年をかけて事業を行っている。周辺には、サイエンスパーク（Singapore Science Park）やシンガポール国立大学など多くの教育・研究機関があり、新たな産業創出にふさわしい環境

⁷³ <http://www.jtc.gov.sg/>

である。One-North という名は、シンガポールが北緯 1 度に位置することを表している。

JTC は、産業に特化した工業団地やビジネスパークを複数保有している。その代表的なものは、石油化学コンビナートの集積地「ジュロン島 (Jurong Island)」、バイオメディカル製造事業者向け「Tuas Biomedical Park」、航空機 MRO 事業者向け「Seletar Aerospace Park」、航空物流事業者向け「Airport Logistics Park of Singapore」、医療機器製造事業者向け「MedTech Park」、オフショアマリン事業者向け「Offshore Marine Centre」、5 か所にある半導体・先端ディスプレイ製造事業者向け「Wafer Fab & Advanced Display Park」である。これらの工業団地の利用は中小企業に限定されているわけではないが、フェイズ ゼロ(後述)は、起業家支援のインキュベーション施設である。

2.7.2 フェイズ ゼロ (Phase Z.Ro)

オレンジ色の斬新なデザインのインキュベーション (起業支援) 施設である。27 平方メートル・54 平方メートル・108 平方メートルの 3 タイプの部屋が 60 室あり、ブロードバンド環境やワイヤレスネットワークといった設備に加え、必要な機器の調達も JTC が行うため、入居企業はビジネスに集中することができる。入居申込の要件には、設立後 3 年以内、年間売上が 100 万 S ドル以下といったものがあり、情報技術やソフト開発などの企業が主に入居している。

図表 22 フェイズ ゼロ



出所 : <http://www.mda.gov.sg/IndustryDevelopment/Mediapolis/Pages/Overview.aspx>

2.7.1 新興企業集積地「JTC ローンチパッド@ワンノース」

図表 23 JTC ローンチパッド@ワンノース



出所 : <http://www.jtc.gov.sg/industrial-land-and-space/pages/jtc-launchpad-one-north.aspx>

2.7.2 NPO 支援

経済開発局 (EDB) は、2008 年に EDB 法の一部改正することで、非営利団体 (NPO) のシンガポールへの誘致活動などにも従事できるようになり、NPO が経済に 80 億スイスフランを貢献し、2 万人もの雇用をもたらしているスイスの事例を参考にしながら、国際的 NPO のアジア・ハブとすることを目指し、NPO の誘致を積極的に開始している。

NPO に対する政府の支援には各種あるが、例えば、保育施設を運営する NPO で社会家庭発展省 (MSF) により認定されると、授業料を月 720S ドル以下に設定することを条件に、政府の補助金を受けることができるようになる。

また、商店街振興 (Revitalization of Shops Scheme)⁷⁴は、住宅開発庁 (HDB) が所管する公団住宅に立地する商店街組合に対する支援である。プロモーションイベントの共同開催や商店街の共通エリアの修復工事への補助金がある。

2.8 中小企業の国際化支援 (海外投資支援、貿易の振興、情報提供、その他)

シンガポール国際企業庁 (IE Singapore) を中心に、シンガポール企業の国際化やシンガポールがグローバルなビジネス拠点になるための各種施策が打ち出されている。IE シンガポールの国際化支援は、目的別に大きく分けて①グローバル・カンパニー・パートナーシップ (GCP)、②マーケット対応支援 (Market Readiness Assistance : MRA) の 2 つの枠組みがあるが、支援の手法としてはいずれも、情報提供、アドバイザリーサービス、ビジネス支援、セミナー開催などの非資金援助と、補助金の供与、税控除、信用供与などの金融面での支援がある。中小企業に限定されているものでは

⁷⁴ https://www.enterpriseone.gov.sg/en/Government%20Assistance/Grants/Others/gp_hdb_ros.aspx

ないが、補助金の供与では、中小企業にはコストの70%補助、それ以外は50%というように、中小企業への支援が手厚くなっている。GCPとMRAでは対象となる企業の条件（売上基準）に違いがある。GCPによる補助金の対象となる企業は売上50万Sドル以上と、売上の下限は定まっているが、売上の上限が定まっておらず、大企業でも利用が可能である。MRAは補助金の対象が売上1億Sドル以下と上限が定まっており、中小企業を念頭においたスキームである。

2.8.1 グローバル・カンパニー・パートナーシップ (GCP) ⁷⁵

海外ビジネスの拡大を目指す企業向けの支援で、グローバル化を目指し、明確な国際ビジネス戦略、競争力のある製品やサービスを持ち、シンガポール経済に将来的な資すると考えられる企業が対象。中小企業に限定されたプログラムではない。支援の方法としては、アドバイス、情報の提供、ビジネス支援、セミナー開催などの非資金援助と、補助金の供与や税控除などの金融面で支援がある。GCPの補助金を申請するためには、次の条件に合致していなければならない。

- グローバル本部がシンガポールにあること
- 直近の年間売り上げが50万Sドル以上であること
- 資本金が5万Sドル以上であること

また、GCPで支援の対象となる分野は以下のとおりである。

75

<http://www.iesingapore.gov.sg/Assistance/Global-Company-Partnership/Access-to-Financing/Trade-Facilitation-Scheme>

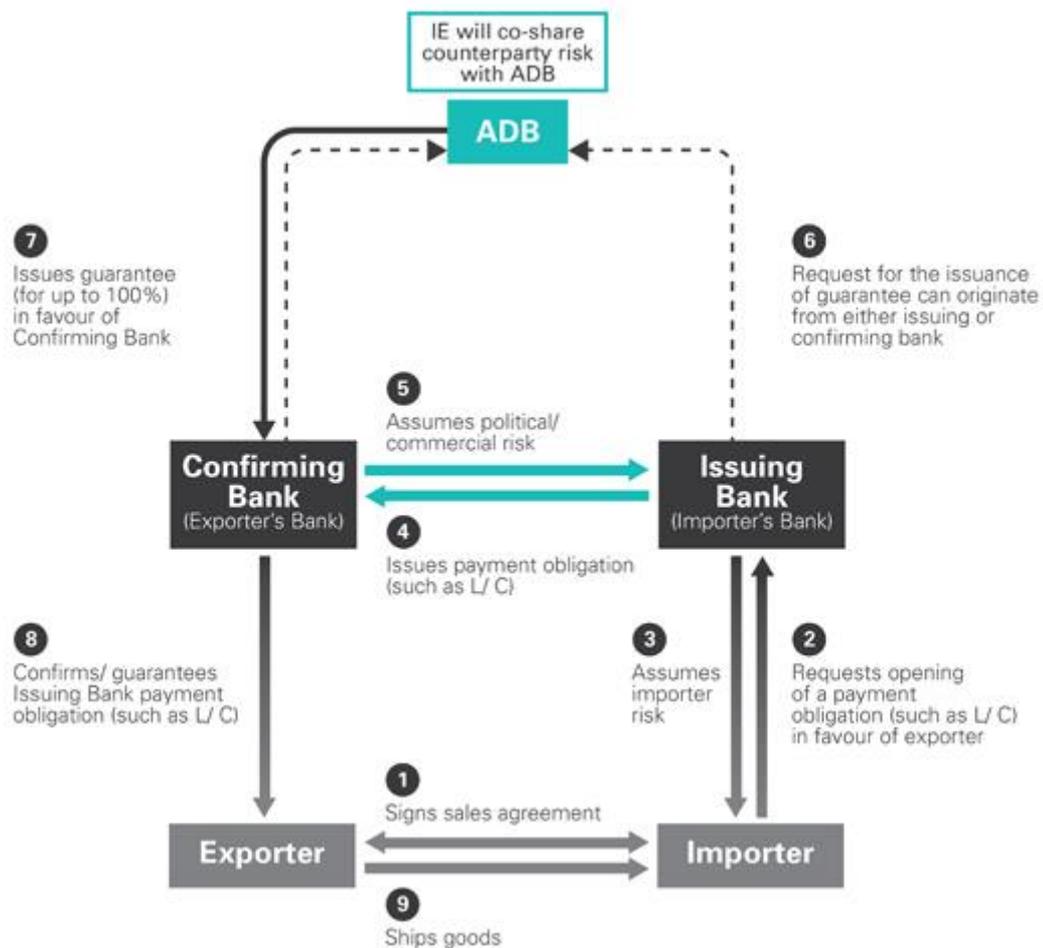
<http://www.adb.org/site/private-sector-financing/trade-finance-program-products>

図表 24 GCP 支援対象分野と支援内容

分野		支援内容
能力構築 Capability Building	ブランド力向上 (Branding) 国際化戦略 (Internationalization Strategy) デザイン (Design) 知財管理 (Intellectual Property Management)	第三者プロフェッショナル・コンサルタ ントの雇用費用の補助。中小企業に対しては コストの 70%、中小企業以外は 50%を補 助する。
市場アクセス Market Access	市場プレゼンスの拡大 Enhance market presence in All Markets 新規市場参入 Gain entry into New Market	ビジネスネットワーク構築のためのフォー ラム、IE シンガポールによる情報提供 など補助金以外の支援の他、市場調査など を実施する際のコストの補助(中小企業の 場合はコストの 70%まで、非中小企業は 50%まで)、国際化のための各種活動コス トの二重税額控除などがある。
人材開発 Manpower Development	人材誘致 Talent Attraction 人材開発 Talent Development 国際人材戦略 International Manpower Strategy	第三者の人材紹介会社に支払うコンサル ティングフィー、シンガポール人の駐在員 海外派遣費用、中堅スタッフの海外市場へ の理解を深めるためのトレーニング、海外 拠点における人材マネージメントのコン サルティングなどに対する補助金(中小企 業 70%、非中小企業 50%)、シンガポー ルの学生を海外支店にインターンとして 派遣する費用の負担 (Young Talent Programme (YTP) Market Immersion) などがある。
資金調達 Access to Financing		<ul style="list-style-type: none"> ・貿易信用保険制度 ・政治リスク保険制度 ・融資保証制度 ・国際化融資制度 (いずれも 2.1.1.の融資・信用保証制度参 照) <ul style="list-style-type: none"> ・貿易支援スキーム* (新興国再保険) 新興国への輸出に際し、輸入国の LC 開 設銀行が代金を支払わなかった場合のリス クを、IE Singapore とアジア開発や Swiss Re Corporate Solutions (再保険会 社) と共同で担う仕組み。例えば、アジア 開発銀行がバングラデシュ、パキスタン、 ベトナムなどのアジア新興国との取引に 際して必要な信用保証を発効する。これに より、シンガポールの企業は、より容易に 新興国ビジネスに対する貿易金融を銀行 から得ることができる。申請するのは、輸 入国側の銀行あるいは輸出国側の銀行の いずれか。

出所：IE Singapore ウェブサイト

図表 25 貿易支援スキーム（新興国再保険）（TFS）のフロー



出所：IE Singapore ウェブサイト

2.8.2 マーケット対応支援（Market Readiness Assistance：MRA）⁷⁶

初めて海外市場参入を試みる企業、ビジネス拡大のための新規市場の可能性を探りたい企業、新規輸出先を探している企業などが対象。情報提供、補助金がある。補助金を対象となるのは以下の企業である。

- グローバル本部がシンガポールにあること
- 直近の年間売り上げが1億Sドル以下

情報提供の分野では、IE Singapore スタッフや IE Singapore ライブラリーでの情報提供、各種オンライン情報、リサーチデータベース、統計などの利用がある。また、海外進出を目指す企業のために、各国の投資環境、税制、法制度などに関する定期的なセミナーを開催して、国際的なアドバイザーからの直接的な情報をセミナ

⁷⁶ <http://www.iesingapore.gov.sg/Assistance/Market-Readiness-Assistance>

一参加者に提供する iAdvisory セミナーの実施、海外市場開拓のために展示会の利用を学ぶためのワークショップ、FTA を学ぶワークショップなどを開催している。すべて IE Singapore の所管である。補助金制度では次のスキームがある。

2.8.2.1 国際化マーケティング活動プログラム (International Marketing Activities Programme : iMAP)

シンガポールの業界団体や商工会議所が主催するビジネスミッションへの参加、国際的な展示会におけるシンガポール・パビリオンへの出展に際して、費用の 50%～70%を補助する制度である。

2.8.2.2 市場アクセスインキュベータープログラム (Market Access Incubation Programme : MAIP)

スタートアップ企業と、スタートアップ企業を支援するインキュベーター向けのプログラム。政府が承認するインキュベーターが主催するビジネスマッチング、海外ミッション、展示会への参加に対して、費用の 70%を補助する。スタートアップ企業 1 社に対して、1 案件 1 万 S ドルが上限である。インキュベーターが主催するイベントは、次のいずれかの政府機関が承認したものでなければならない。

- SPRING Singapore
- メディア開発庁
- 国家研究基金 (National Research Foundation)
- 情報通信開発庁

また、参加するスタートアップ企業の条件は以下のとおりである。

- 設立 5 年以内
- グローバル本部がシンガポールにあること
- イベントに参加するスタートアップ企業の 50%以上が、政府承認のインキュベーターによる支援を受けていること

2.8.2.3 地元企業・業界団体開発プログラム (Local Enterprise and Association Development : LEAD)

業界全体の発展を導くため効果的かつ自発的な業界団体との連携を強化することを目的に、シンガポールの産業と企業の競争力を向上するために 2005 年に始まったプログラムである。

主に次の分野のプログラムについてコストの最大 70%を補助する。

- 技術とインフラ
- マネージメント能力の拡充
- ビジネスコラボレーション

- ビジネスインテリジェンス・調査
- アドバイザリー&コンサルティング

また、業界団体事務局の人材トレーニングには、コストの 90%を補助する。

2.8.2.4 市場参入準備支援補助 (Market Readiness Assistance (MRA) Grant)

海外市場調査費用、海外ビジネスのための法律、税務相談コンサルティング費用、外部コンサルタントによる海外パートナーマッチングサービス費用、外部エージェントによる PR・マーケティング活動費用、オンラインマーケティング費用、iMAP の対象となっていない海外展示会への参加費用に対する 70%補助する。ただし 1 社あたり年間 2 万 S ドルを上限とする。

2.8.3 国際成長スキーム (International Growth Scheme (IGS))⁷⁷

IE Singapore が所管する 2015 年予算案で新たに発表されたスキームである。認定を受けた活動の収益に対する所得税を、認可後 5 年間 10%に減免するものである。

2.9 中小企業に関する雇用・労働対策 (雇用上の特例、その他)

2.9.1 技能開発税制度 (Skills Development Levy : SDL)⁷⁸

労働力開発庁 (WDA) が所管し、中小企業に限定された制度ではない。雇用主が全従業員を対象に月給の 0.25%を中央準備基金に毎月納付・積立する。最低納付額 (月給 800S ドル以下) が 2S ドル、最高納付額 (月給 4,500S ドル以上) が 11.25S ドル。シンガポール人材省 (MOM) 管下の労働力開発庁 (Workforce Development Agency : WDA) がその資金を用いて従業員の研修プログラムなどを支援する体制を提供する。

2.9.2 賃金クレジットスキーム (Wage Credit Scheme : WCS)⁷⁹

内国歳入庁 (IRAS) が所管し、中小企業に限定されたスキームではない。企業の生産性向上策として従業員の昇給分を助成する賃金補助制度「賃金クレジットスキーム (WCS)」が 2013 年に開始された。WCS は月給 4,000 ドル以下の従業員に対し、シンガポール政府が昇給分の 40%を助成。15 年に助成金を受けった従業員は 8 万 5,000 人と前年の 7 万 4,000 人から増加した。

⁷⁷

<http://www.iesingapore.gov.sg/Assistance/Global-Company-Partnership/Market-Access/International-Growth-Scheme>

http://www.iesingapore.gov.sg/~media/IE%20Singapore/Files/Assistance%20for%20Local%20Companies/Global%20Company%20Partnership/IGS_Circular.pdf

⁷⁸ <https://sdl.wda.gov.sg/>

⁷⁹ <https://www.iras.gov.sg/irasHome/WCS.aspx>

2.9.3 SME 人材プログラム (SME Talent Program) ⁸⁰

以下のような場合、中小企業にインターン期間中／入社後 1 年間の給与の 70%を補助する制度である。

- シンガポールの専門学校生、大学生をインターンとして雇用する場合
- シンガポールの専門学校生、大学生を卒業後入社することを条件に奨学金を学生に提供する場合
- シンガポールの専門学校生、大学生を新卒で採用した場合

ただし、雇用する企業は体系だったインターンシッププログラムの提供/入社後のトレーニングプログラムおよび適切なキャリアパスを提供することが求められる。

2.9.4 職場の安全と健康の企業文化促進 (WSH Culture Fund) ⁸¹

WHH 委員会が所管する小企業向け補助金制度である。安全と健康を促進する企業文化を促進するために、中小企業が外部コンサルタントを雇用してプロジェクトを実施する際のコストを最大 90%補助するもの。プロジェクトは、現状診断 (ステップ 1) から行動計画作成 (ステップ 3) をレビュー・審査 (ステップ 5) まであり、ステップ 1, 2 は補助金の上限が 5,000S ドル、ステップ 3~5 は上限 2 万 5,000S ドル。目的は、体重管理、禁煙促進、生活習慣病管理を通じて、持続可能な健康管理を実現すること。補助金の対象となる活動は以下のとおりである。

- 健康リスク審査 (健康診断、ライフスタイル・健康活動アンケート調査)
- 健康啓蒙活動
- 運動
- トレーニング
- 健康フィットネス機器の購入

2.10 中小企業の組織化およびネットワーク化への支援 (商工会議所、協同組合、ネットワーク支援、その他)

中小企業が加盟する団体には、シンガポール中小企業協会 (ASME) やシンガポール中華総商会 (SCCCI) などがある。ASME や SCCCI は、会員企業に対する調査を毎年実施し、政府予算案策定の資料となる中小企業政策に関する提言をまとめ、中小企業政策に提言が反映されるよう働きかけを行っている。

⁸⁰

https://www.enterprisene.gov.sg/Government%20Assistance/Grants/Training/gp_spring_SMETalent.aspx

⁸¹

https://www.enterprisene.gov.sg/en/Government%20Assistance/Grants/Others/gp_wshc_culture.aspx

2.10.1 シンガポール中小企業協会（The Association of Small & Medium Enterprises : ASME）⁸²

1986年設立のNPO法人であり、ASMEはビジネス中心の活動やサービス、中小企業の成長と発展を促進するプログラムを幅広く取り揃えている。非上場企業で、ローカル資本が30%以上、年間売上高が1億Sドル以下または従業員が200名以下のシンガポールで設立された会社であれば、会員となることができる。SPRINGと連携して中小企業に必要な人材確保をSME Talent Programme (STP)などのプログラムを通して運営している。

2.10.2 中小企業委員会 (SMEC) ⁸³

シンガポール・ビジネス連盟 (SBF) が中心となって組織する中小企業委員会 (SMEC) は、中小企業の事業環境を改善するためのプラットフォームとして2011年12月に設立された。SMECに組織された賃貸交渉作業部会は、中小企業の公平な賃貸契約交渉を支援するガイドラインを発表した。ガイドラインには、すべての地区における商業不動産の賃貸データの透明化を推進するほか、契約条項の定型書式を提供するなどして公平な契約を促進することが記載されている。地元不動産開発最大手キャピタランド傘下のキャピタモール・トラスト (CMT) や政府系不動産開発会社アセンダスが支持を表明している。

2.10.3 シンガポール中華総商会 (SCCCI) ⁸⁴

シンガポールで最大規模を誇る華人系企業の商工会議所として、1906年に設立された。現在、約4,000社の会員企業と4万社を代表する150の業界団体がメンバーとして加盟している。

SCCCIは、定期的にメンバー企業に対する調査も実施している。2014年9月に地元企業645社を対象に実施した調査で、事業コストが上昇したと回答した企業は83%と前年の調査から9ポイント上昇した。また、利益率が低下したとの回答は46%と、前年から7ポイント上昇した。従業員の給与が事業コスト増の最大の要因になっているとの回答は前年から9.4ポイント増え80.3%となった。一方、生産性を高める取り組みを実施しているとの回答は6.4ポイント上昇の90%となった。主な取り組みは、従業員のスキル開発、自動化、ハイテク技術導入など。また、政府の中小企業支援プログラムを申請した企業は前年から18ポイント増加し、73%となった。

SCCCIは2014年11月、マレーシア・ジョホール州南部の経済開発計画「イスカンダル・マレーシア」に進出する企業向けに、シンガポールを拠点に現地で事業を行う企業と情報共有できるポータルサイト「イスカンダルネットワーク@SCCCI」

⁸² <http://www.asme.org.sg/>

⁸³ <http://www.sbf.org.sg/business-advocacy/sme-committee>

⁸⁴ <http://english.sccci.org.sg/>

を開設した。企業が事業経験を共有することで、新たな事業機会を模索する。現地での労働力事情や国境連絡道路の通行料などを念頭に、シンガポール政府へのフィードバック機能を果たす場にもなる。

2.10.4 シンガポール国際商工会議所 (Singapore International Chamber Of Commerce : SICC) ⁸⁵

1837年設立のSICCは、同会議所はシンガポールへの外国からの投資促進を目的とした「The Investor's Guide to Singapore 2002 Edition」(英文)を出版している。日本アセアンセンターおよびシンガポール経済開発庁が日本語版を作成している。

2.10.5 地元企業・業界団体開発プログラム (Local Enterprise and Association Development : LEAD)

2.8.2 参照。

2.11 小規模事業者対策

SPRINGの中小企業支援プログラムやスキームは、一般的に小規模企業にも中規模企業にも適用できる。小規模事業者に限った施策は限定的であるが、代表的なものに金融面での融資分野でマイクロ融資プログラム (Micro-Loan Programme : MLP) がある。これは従業員10人未満のシンガポール中小企業に、10万Sドルまで貸し付ける制度である。借りた企業は、運転資金および工場や設備の自動化や改良に使うことができる。コンビニエンスストアや美容室、ホーカー(屋台)の店主といった小規模事業主にアドバイスを提供するのは、主に12か所の地域に設置されたSMEセンターの役割である。

2.12 マイノリティ・女性に関する支援

女性の権利や女性の就労、出産を支援する制度はあるが、女性が経営する中小企業に焦点を当てた施策はない。

2.13 セーフティネット

2.13.1 国家事業継続管理 (Business Continuity Management : BCM) プログラム⁸⁶

規格生産性革新庁 (SPRING) は、2008年末に3,000万Sドルの国家事業継続管

⁸⁵ <http://www.sicc.com.sg/>

⁸⁶ <http://www.bcm.org.sg/>

<http://www.bcm.org.sg/Portals/2/Good%20Practices%20for%20Businesses%20in%20Managing%20Haze.pdf>

<http://www.spring.gov.sg/NewsEvents/PR/Pages/Singapore-Business-Federation-launches-BCM-Ambassadors-Programme-and-promotes-new-Singapore-Standard-ISO-22301-20130124.aspx>

理 (Business Continuity Management : BCM) プログラムを創設した。これはリスクマネジメントの一種であり、企業がリスク発生時にいかに事業の継続を図り、取引先に対するサービスの提供の欠落を最小限にするかを目的とする経営手段である。SPRING は、まず事業継続管理の国家規格 SS 540:2008 の策定に取り組んだ。2012 年に事業継続マネジメントシステム (BCMS) の国際規格 ISO 22301 が発行されたことに伴い、SS 540:2008 は国家規格 (SS ISO 22301:2012) へと移管された。

これら国家規格は、シンガポール最大の経営者団体であるシンガポール・ビジネス連盟 (SBF : Singapore Business Federation) が SPRING から委託を受けて、経済開発庁 (EDB)、貿易産業省 (MTI)、内務省 (MHA) の支援の下、策定作業が進められた。また SPRING は、シンガポール保健省 (MOH) などとともに流行性インフルエンザに対するビジネス継続指針 (Flu Pandemic Business Continuity Programme) を構築した。これら国家規格の認証を受けようとする中小企業は、SPRING が所管する能力開発助成制度 (Capability Development Grant Scheme : CDG) による補助金を受けることができる。

国内のみならず、ベトナムで発生した反中暴動や中東の新型ウイルス「中東呼吸器症候群 (MERS) コロナウイルス」など海外で危機的状況が発生した場合の対応策の導入を進める企業も増えている。タイに工場を設置する企業は、洪水の対応策として代替工場を設立、MERS が発生した中東地域での工場の運転時間をシフト制にして、MERS に感染した従業員を隔離できる状態にする等の例がある。

2.13.2 国家 BCM 資源図書館 (BCM Online Resource Library) ⁸⁷

シンガポール・ビジネス連盟 (SBF) は、2010 年 10 月、中小企業の事業継続管理 (BCM) の取り組みを支援する「国家 BCM 資源図書館」をインターネット上に開設した。オンラインで BCM の成功事例や BCM 準備状況の点検テストなどを提供している。

BCM 成功事例として、流行性インフルエンザに対するビジネス継続指針を導入した養鶏事業者「Chew's Farm」のケースが挙げられる。シンガポール鶏卵品質認定制度 (Singapore Quality Eggs Scheme) のメンバーで、消費者から高い評価と信頼を受けている同社は、2009 年 12 月に流行性インフルエンザに対するビジネス継続指針の下、同規格の認証に向けて BCM 導入に取り組んだ。流行性インフルエンザがシンガポールで発生した時点で、直ちに全従業員の体温チェックなど予防措置を開始し、養鶏場には外部訪問者の立ち入りが禁止される。その間、ビジネスは電話または電子的手段を通して行われるような事業フローを構築した。Chew's Farm のマネージング・ディレクター、Chew Eng Hoe 氏は、「このプログラムを導入すること

⁸⁷ <http://www.bcm.org.sg/>
<http://www.bcm.org.sg/Portals/2/FPBCP%20-%20Advertorial%20%20100113.pdf>

で、流行性インフルエンザが発生した場合においても、継続して養鶏場を運営し、消費者に商品を供給し続けることができるようになり、私たちは自信を与えられた。従業員は複数のグループに分けられ、一つのグループに感染者が出た場合でも、他のグループにより事業が継続されるようなシステムを構築した。感染の疑いのある者は、自宅または養鶏場内に設置された特別室で隔離されるようになる。」と述べた。

2.14 中小企業の特徴と課題（資金調達、人材育成、その他）

2.14.1 課題：外国人労働者の流入制限

シンガポール政府が外国人労働者の流入制限を厳しくした影響で、中小企業の人材不足の問題が深刻化している。

2.14.2 資金調達の新たな手段

「時事通信 2015/08/31 クラウドファンディング業界、当局に規則の明確化を要望」では、以下のような課題を指摘している。

インターネットを介して不特定多数の人が一定のリターンを得ることを条件に事業資金を必要としている中小企業やベンチャー企業に融資するクラウドファンディング（クラウドレンディング）業界が、シンガポール通貨庁（MAS、中央銀行）など当局に対して、同業界の成長にはより明確な規制が必要だと訴えている。

シンガポールでは、クラウドファンディングに規制の枠組みがない。また、MASが、資金調達方法によっては国内のクラウドファンディングのプラットフォームに適用できるかもしれないとしている証券・先物法（SFA）の条項をめぐることは、さまざまな解釈が出され混乱を生んでいる。

2015年8月に立ち上げられたシンガポールのクラウドファンディングのプラットフォーム、ファンディング・ソサエティーの共同創設者ケルビン・テオ氏は「明確な規制とコンプライアンス（法令順守）が極めて重要だ。それらが、投資家の信頼を高めるとともに、まだ非常に若いこの産業の評価と信頼性を脅かしかねないプラットフォームの不適切な運営を回避する上で役立つ。MASはこの業界が持続的に成長できるよう規制すべきだ」と指摘した。

MASによると、SFAには、クラウドファンディングの活動に関連した適用可能な2つの要件として、資本市場サービス（CMS）免許と目論見書届け出がある。ただし、各要件は「セキュリティーズ」という用語について独自の定義を有しており、これが同法のさまざまな解釈を生んだり、一部で他とは異なる資金調達方法を招いたり、両要件について混乱を招いている。

2.15 国と地域間の中小企業施策立案および中小企業支援に関する連携

シンガポールは地方政府がないので該当しない。

2.16 国の政策情報の提供・手続きの簡素化

2.16.1 エンタープライズ・ワン

エラー! 参照元が見つかりません。参照。

2.16.2 中小企業向け簡素化会計基準の導入⁸⁸

中小企業向けに簡素化した新たな会計基準（SFRS）が、2011年1月1日から導入された。簡素会計基準を選択できる中小企業の要件については、非上場企業で、かつ以下の3点のうち2点以上を満たすこととしている。

- ① 年間売上が1,000万Sドル以下
- ② 総資産が1,000万Sドル以下
- ③ 従業員数50人未満

2.16.3 SME ガイド（SME Guides）⁸⁹

SPRING のウェブサイトには、「SME Guides」として以下のガイドブックがPDF形式で提供されている。

- A Guide to Productivity Gainsharing
- A Guide to Productivity Measurement
- A Guide to Integrated Management of Productivity Activities (IMPACT)
- Best Practices of Infocomm Technology Implementation Guide for SMEs
- Business Continuity Guide : Contingency Planning for Infectious Disease Pandemics
- Capability Development Grant (CDG) Brochure (English)
- Capability Development Grant (CDG) Brochure (Mandarin)
- Collaborative Industry Projects (CIP) Brochure
- Free Trade Agreement (Services) - Guide for SMEs
- Free Trade Agreements (Trade in Goods) - Guide for SMEs
- Government Procurement Guidebook for SMEs
- Growing our SMEs and Micro-Enterprises: Key Assistance Schemes for Businesses
- Growing our SMEs and Micro-Enterprises: Key Assistance Schemes for Businesses (Mandarin)
- Innovation & Capability Voucher (ICV) Brochure
- Innovation & Capability Voucher (ICV) Brochure (Mandarin)

⁸⁸ <http://www.asc.gov.sg/SFRS-for-Small-Entities>

⁸⁹ <http://www.spring.gov.sg/Resources/Pages/SME-Guides.aspx>

- Make Standards Work For You
- Operational Excellence Diagnostic Guide
- Singapore Budget 2015: Measures for Businesses (English)
- Singapore Budget 2015: Measures for Businesses (Mandarin)
- SPRING Corporate Marketing Brochure (English)
- SPRING Corporate Marketing Brochure (Mandarin)
- Starting Your Brand Journey
- The Essential Capabilities of Dynamic Businesses
- Working Through An Intermediary To Raise Funds

3. 重点的に調査した事業

3.1 中小企業の国際化支援

～グローバル・カンパニー・パートナーシップ(GCP)&マーケット対応支援(MRA)

3.1.1 背景

シンガポールは国内市場が小さいため、国も企業も持続的な成長を維持するためには国際展開が必須となる。特にシンガポールの人件費上昇が顕著となった1990年初頭から、労働集約的な業種については、海外移転を進める政策をシンガポール政府は取り始めた。対象は、シンガポールに立地している外資系企業を主とした製造業が主だった。2000年以降、近隣諸国の中間層が成長し、「市場」としての魅力が増すと、生産拠点を求めての海外進出ではなく、現地市場を取り込むための海外進出が増えるようになった。外食のフランチャイズ、リテールなどのサービス産業も含め、海外市場開拓のための現地進出も増えるようになった。こうした動きを支援するため、IE シンガポールの海外支援策も徐々に拡充されていった。

国際化支援を担うIEシンガポールの支援プログラムは目的別に大きく分けて①グローバル・カンパニー・パートナーシップ(GCP)、②マーケット対応支援(Market Readiness Assistance : MRA)の2つの枠組みがあるが、それぞれ、複数のスキームから成る。

GCPのスキームが現在の形になったのは2012年のことである。既存のスキームや新たに導入したスキームをまとめて、GCPというパッケージの中を含めた。GCPの中に含まれているスキームの中には2000年頃からその原型があったものもあり、すべてのスキームについてその背景を調べることは困難である。GCPとしてパッケージ化した背景は、ばらばらに存在していたスキームを、明確な目標のもとに集めることで、使いやすくわかりやすくすることがある。

MRAも、既存のスキームやサービスを、パッケージ化したものである。MRAの名称でパッケージ化されたのは2013年のことである。大きく分けて情報、学習、金融支援の3つから成るが、2013年に新たに導入されたのは、MRA補助金スキームである。補助金のスキームの導入年は判明したが、情報提供活動についてはデスクリサーチからは不明である。MRAのパフレットで、情報提供や学習の項に掲載されているのは、貿易統計のほか、外部のデータベースの利用など中小企業の国際化以外の項目も含まれる。

コストの上昇、2011年の総選挙以降、外国人への就労ビザ発給数の減少による人材不足など、中小企業を取り巻く環境が厳しくなっている中、2013年の予算案では、政府は中小企業が経済再編の鍵だとして様々な支援策を講じているが、MRA補助金はその1つである。

GCP と MRA では対象や目的が異なる。GCP の目的は、ある程度の規模があり、国際取引が初めてではない企業が「さらに成長する」ことを後押しして、グローバル舞台で競争力のある企業（Globally Competitive Companies : GCC）を育てることが目的で、MRA は、国際取引に不慣れな中小企業に、まずは国際取引に参入することを後押ししている。

図表 26 GCP と MRA の金融支援策の違い

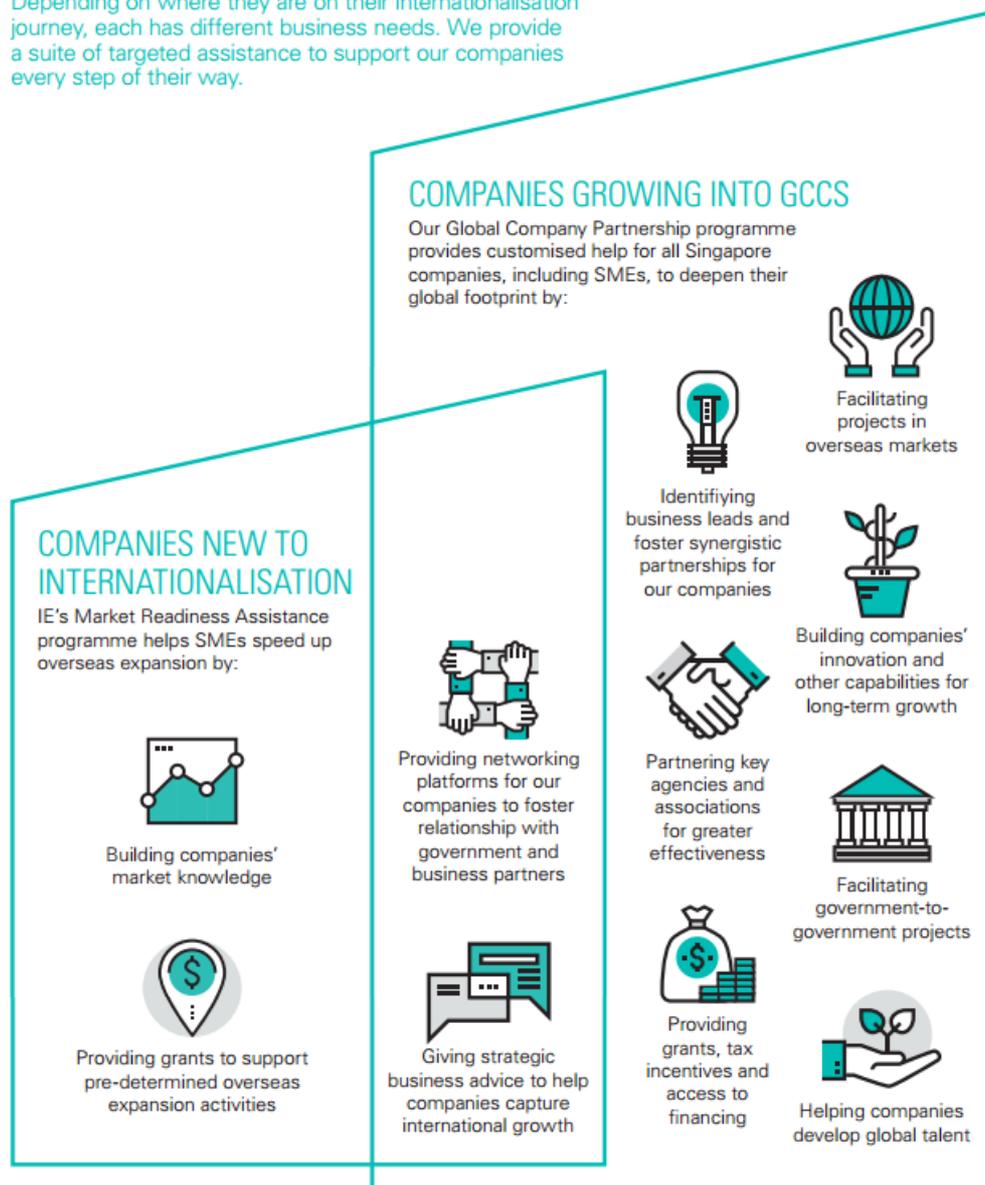
	GCP	MRA
目的	Globally Competitive Companies : GCC(*)を育成する	国際ビジネスの経験が少ない、あるいは全くない中小企業が国際ビジネスをスタートすることを後押しする
支援対象企業	グローバルビジネスを拡大する意志があること 明確な国際化プランを持っていること 競争力のある商品やサービスがあること シンガポールに経済波及効果があること	海外市場への参入に関心がある企業
金融支援の支援対象企業条件	グローバル本部がシンガポールにあること 直近の年間売り上げが 50 万 S ドル以上であること 資本金が 5 万 S ドル以上であること	グローバル本部がシンガポールにあること 直近の年間売り上げが 1 億 S ドル以下であること
中小企業向け金融支援の支援対象企業条件	グローバル本部がシンガポールにあること 直近の年間売り上げが 50 万 S ドル以上、 <u>1 億 S ドル以下</u> であること 資本金が 5 万 S ドル以上であること	

(*) GCC の定義 : 年間売り上げ 5 億ドル以上で、収益の 50%以上を海外で得ている。

図表 27 GCP, MRA のカバー範囲

PARTNERING SINGAPORE COMPANIES ON THEIR JOURNEY OVERSEAS

We know that no two companies are the same. Depending on where they are on their internationalisation journey, each has different business needs. We provide a suite of targeted assistance to support our companies every step of their way.



出所 : IE Singapore ウェブサイト

デスクリサーチでわかる範囲で、GCP、MRA に含まれるスキームの導入時期を以下のとおりまとめた。

図表 28 GCP のカテゴリー、スキーム

GCP カテゴリー	具体的なスキーム	スキームの種類	導入年
Capability Building 能力構築	ブランド力向上、国際戦略、デザイン、知的財産権管理に関する第三者プロフェッショナル・コンサルタントの雇用費用の補助	補助金	2009
Market Access 市場アクセス	市場調査などを実施する際のコストの補助など	補助金	2010
	IE Singapore による情報提供など	情報提供	1990 年代
	ビジネスネットワーク構築のためのフォーラムなど	ビジネスネットワーク拡大支援	1990 年代
	国際化のための各種活動コストの二重税額控除	優遇税制	1994
Manpower Development 人材開発	1) Talent Attraction a) Young Talent Programme (YTP) Market Immersion b) Talent Recruitment Channels	補助金	2013 -
	2) Talent Development a) Overseas Market Attachment b) International Business Fellowship Executive Program	補助金	- 2008
	3) International HR Strategies	補助金	2008
Access to Financing 資金調達	貿易信用保険制度	補助金	2005
	政治リスク保険制度	補助金	2012
	融資保証制度	保証	
	LIS		2001
	LIS Plus		2009
	国際化融資制度	融資	2006
貿易支援スキーム* (新興国再保険)	保証	2007	

図表 29 MRA のカテゴリー、スキーム

MRA カテゴリー	具体的なスキーム	スキームの種類	導入年
情報	IE Insights	情報誌	-
	Research Database	情報データベース	-
	Market Guides	資料提供	-
学習	iAdvisory Events	セミナーなど	-
	Export Readiness Assessment	オンラインツール	-
金融支援	MRA Grant	補助金	2013
	Local Enterprise and Association Development	補助金	2005
	International Marketing Activities Programme	補助金	2002
	Market Access Incubation Programme (MAIP)	補助金	2014

出所：IAdvisory Events

3.1.2 詳細な内容

3.1.2.1 グローバルカンパニーパートナーシップ (GCP)

3.1.2.1.1 支援の対象

中小企業、大企業に関わらず、GCP の金融支援を受けるためには次の条件を満たす必要がある。

- グローバル本部がシンガポールにあること
- 直近の年間売り上げが 50 万 S ドル以上であること
- 資本金が 5 万 S ドル以上であること

また、GCP の中の一部のスキームについては、中小企業に対してより手厚い支援がある場合がある。その場合の条件は、上記の 3 つに併せて次の条件を満たす必要がある。

- 直近の年間売り上げが 1 億ドル以下であること

なお、GCP の中でも資金調達 (Access to Financing) に含まれる 4 つのスキームについては、支援対象企業の売上上限が別途定められている。詳細は 3.1.2.2 参照。

3.1.2.1.2 支援の内容：

GCP には複数のスキームがあり、それぞれ支援内容が異なる。

図表 30 GCP 能力向上スキーム

支援対象となる活動	補助金
海外ビジネス拡大の能力を向上するための戦略づくりで、次の項目を含むもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現状分析 ・ 戦略策定 ・ 提案 	中小企業： <ul style="list-style-type: none"> ・ 外部プロフェッショナルへの委託費用の70% ・ 対象期間は2015年4月1日から2018年3月31日
支援対象となる活動の例 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際化戦略 ・ ブランディング ・ フランチャイズライセンス ・ 知的所有権マネージメント ・ E-Commerce ・ 財務マネージメント ・ サプライチェーンマネージメント 	中小企業以外： <ul style="list-style-type: none"> ・ 外部のプロフェッショナルへの委託費用の50%

図表 31 GCP マーケットアクセススキーム

支援対象となる活動	補助金
1)すべての海外市場で市場プレゼンスを拡大するための活動。	中小企業： <ul style="list-style-type: none"> ・ 外部プロフェッショナルへの委託費用の70% ・ 対象期間は2015年4月1日から2018年3月31日
支援対象となる費用の例 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市場調査 ・ フィージビリティ・スタディ ・ M&Aのデューディリジェンス ・ 入札 ・ 実証実験 ・ 海外ディストリビューター/エージェント探し 	中小企業以外： <ul style="list-style-type: none"> ・ 外部プロフェッショナルへの委託費用の50% ・ 実証実験については、中小企業以外でも、70%を補助。対象期間は2016年3月31日まで
2)新マーケット*への参入 <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外市場プレゼンス ・ ビジネス開発 ・ 市場開拓 	中小企業： <ul style="list-style-type: none"> ・ 外部プロフェッショナルへの委託費用の70%。ただし年間10万Sドルを限度とする。 ・ 対象期間は2015年4月1日から2018年3月31日
支援対象となる費用の例 <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外市場プレゼンス 海外のマーケティング活動のためのスペースの賃貸コスト、最大12か月（物理的に賃貸スペースがあることが必要） <ul style="list-style-type: none"> ・ ビジネス開発 新マーケットに在住するビジネス開発担当スタッフの基本給12か月分まで。最大2名を限度とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市場開拓 ・ 第三者に対する以下の支払い <ul style="list-style-type: none"> － 海外ディストリビューター/エージェントの任命 － 商品陳列費用(Product listing fee) － 新会社や知的財産権の登録費用 － 市場での基準承認を取得するための検査費用および承認手続き費用 － 新マーケットに合わせるための改造費用 	中小企業以外： <ul style="list-style-type: none"> ・ 外部プロフェッショナルへの委託費用の50%。ただし年間10万Sドルを限度とする。 ・ 実証実験については、中小企業以外でも、70%を補助。対象期間は2016年3月31日まで

図表 32 GCP 人材開発スキーム

対象	支援対象となる活動	補助金
Talent Attraction (社員候補)	<p>1) Young Talent Programme (YTP) Market Immersion (若手人材プログラム(YTP) 市場訓練)</p> <ul style="list-style-type: none"> 公立高等教育機関の学生の海外インターンシップ派遣。将来の若手人材の発掘と企業の学生に対するブランド向上が目的。 利用希望企業は、公立の高等教育機関に連絡をとり、学生を紹介してもらう。 <p>学生の条件： シンガポール人あるいはシンガポール永住権保持者</p>	<ul style="list-style-type: none"> このスキームで海外にインターンシップに行く学生は、IE Singapore と学校から手当てが支給される。支給額など詳細は公表されていない。
	<p>2) Talent Recruitment Channels (人材リクルートチャネル)</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外市場担当者となる中堅社員をシンガポールあるいは海外で雇用 	<p>中小企業：</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部の人材リクルート会社に、トップ経営人材や重要なポストの人材雇用のために支払う費用の70% 対象期間は2015年4月1日から2018年3月31日 <p>中小企業以外：</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部の人材リクルート会社に、トップ経営人材や重要なポストの人材雇用のために支払う費用の50%
人材育成 (既存スタッフ) Talent Development (Existing Staff)	<p>1) 海外トレーニング</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存の従業員の下記のトレーニング <ul style="list-style-type: none"> 従業員を海外担当にするためのトレーニング 新たなビジネス能力・技術を身に付けるためのトレーニング トレーナーは申請企業が直接雇用しているスタッフでも、対象市場のパートナー企業でもよい。 <p>補助金の対象となるコストの例</p> <ul style="list-style-type: none"> トレーナー1人につき1回のエコノミークラス往復旅費 6か月を上限とするトレーニング期間中のトレーナーの給与 第3者が実施する出発前の派遣先国の語学研修やマナー研修 	<p>中小企業：</p> <ul style="list-style-type: none"> シンガポール人あるいはシンガポール永住権保持者を海外に派遣するためのコストの70% 対象期間は2015年4月1日から2018年3月31日 <p>中小企業以外：</p> <ul style="list-style-type: none"> シンガポール人あるいはシンガポール永住権保持者を海外に派遣するためのコストの50%

対象	支援対象となる活動	補助金
人材育成 (既存スタッフ) Talent Development (Existing Staff)	2) International Business Fellowship (iBF) Executive Programme 国際ビジネスフェローシップ・エグゼクティブプログラム ・ターゲットとする海外市場を理解するための、中間～シニアマネジメント向けの短期トレーニングプログラム。 ・IE Singapore が主催、または海外の著名な人材教育機関が実施するものが対象。	中小企業、非中小企業共に： ・シンガポール人あるいはシンガポール永住権保持の従業員によるトレーニング参加費用の 70%
	3) Customized Training for Overseas Expansion 海外ビジネス拡大のための研修 ・第 3 者研修機関が当該企業向けに組んだ研修プログラム。企業の海外ビジネス拡大のために必要なスキルを従業員が身につけるための研修。 *下記の場合は補助の対象とならない。 ー日々のオペレーションの一部となる場合 ー政府の規制により必要とされている研修 ーISO 研修	中小企業： ・シンガポール人あるいはシンガポール永住権保持者が参加する研修プログラムの実施を第 3 者研修機関に委託して実施するための費用の 70% ・対象期間は 2015 年 4 月 1 日から 2018 年 3 月 31 日 非中小企業 ・シンガポール人あるいはシンガポール永住権保持者が参加する研修プログラムの実施を第 3 者研修機関に委託して実施するための費用の 50%
国際人材戦略 (International Manpower Strategy)	1) International Human Resource (HR) Strategy (国際人材戦略) 国際ビジネスを拡大するための人材戦略に係る活動 補助金の対象となるコストの例 ・人材リサーチ、人事コンプライアンス ー対象国の労働法 ー市場参入に必要なスキル ー対象国で雇用パッケージ (給与、ボーナス、休暇、福利厚生、研修、持ち株制度、などを含む従業員にオファーするもの全体を指す) ・クロスボーダー人材マネジメント ーグローバル人材マネジメント戦略の策定 ー従業員の海外派遣と帰任の管理 ー成長とパフォーマンスを向上するためのグローバルな報酬システムの構築	中小企業： ・第 3 者人材コンサルティング会社への委託費用の 70% ・対象期間は 2015 年 4 月 1 日から 2018 年 3 月 31 日 非中小企業： ・第 3 者人材コンサルティング会社への委託費用の 50%

図表 33 GCP 保険制度

	貿易信用保険制度	政治リスク保険制度
用途	バイヤーの支払い不履行リスクに対する保険	海外投資の政治リスクに対する保険
支援内容	シンガポールで登記している信用保険会社に支払う保険料について、最低保険料の 50%を補助する。補助額の上限は年間 10 万 S ドル。	シンガポールで登記している信用保険会社に支払う保険料について、保険料の 50%を補助する。補助額の上限は年間 50 万 S ドル。
支援条件	<ul style="list-style-type: none"> ・シンガポールに登記している会社で、最低 3 つの戦略的事業の機能(*1)をシンガポールにおいていること ・申請企業と子会社の売上が併せて年間 1 億 S ドル以下⁹⁰ ・シンガポールにおける年間ビジネス支出が過去 3 年、継続して 25 万 S ドル以上であること。 ・3 つ以上のマネージャー以上のポストにシンガポール人かシンガポール永住権保持者が就いていること ・資本金が 5 万 S ドル以上であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・シンガポールに登記している会社で、最低 3 つの戦略的事業の機能(*1)がシンガポールにあること ・申請企業と子会社の売上が併せて年間 5 億 S ドル以下⁹¹ ・シンガポールにおける年間ビジネス支出が過去 3 年、継続して 25 万 S ドル以上であること。 ・3 つ以上のマネージャー以上のポストにシンガポール人かシンガポール永住権保持者が就いていること ・資本金が 5 万 S ドル以上であること ・グローバル本部をシンガポールにおいていること
申請方法	スキームに参加している保険会社あるいは保険ブローカーを通じて申請する。	
*1	戦略的ビジネス機能とは次を指す ①銀行・財務関連、②マーケティング・ビジネス開発、③調達・物流、④人材育成・人事、⑤投資計画・コーディネーション、⑥R&D、⑦テクニカルサポート、⑧製造、⑨その他の付加価値を生む活動	

図表 34 GCP 融資制度

	国際化融資制度
用途	支払い不能リスクに対する保険を付与することで、スキームに参加している金融機関からの融資を受けやすくする。保証の対象となる融資の上限は 3,000 万 S ドル。 保証の対象となる融資の用途は <ul style="list-style-type: none"> ・収益につながる、海外で利用する資産の購入 ・国際化のための企業買収。買収対象企業は申請企業と相乗効果がなければならない。 ・受注が確定した海外プロジェクトのための運転資金と銀行保証
支援内容	IE Singapore が金融機関に対して融資額の 70%を保証する
支援条件	<ul style="list-style-type: none"> ・シンガポールに登記している会社で、最低 3 つの戦略的事業の機能(*1)をシンガポールにおいていること ・非貿易会社の場合、年間売上が 3 億 S ドル以下。貿易会社の場合、年間売上が 5 億 S ドル以下⁹² ・海外でのビジネスは申請企業のシンガポールにおける中核ビジネスを補完するもので、シンガポールに相乗効果をもたらすものであること
申請方法	スキームに参加している金融機関を通じて申請する

⁹⁰ 売上が最低 50 万 S ドル必要かどうかは IE Singapore の資料には明記されていない。

⁹¹ 売上が最低 50 万 S ドル必要かどうかは IE Singapore の資料には明記されていない。

⁹² 売上が最低 50 万 S ドル必要かどうかは IE Singapore の資料には明記されていない。このスキームについては、最低資本金条件についても明記がない。

図表 35 GCP 保証制度

	融資保証制度 (Loan Insurance Scheme)	
	LIS	LIS プラス
用途	バイヤーの不払いリスクに対する保証を付与することで、スキームに参加している金融機関からの融資を受けやすくする。 保証の対象となる融資の用途は ・インベントリー・在庫 ・確定受注を履行するための、納期前の運転資金 ・請求書、売掛金などのファクタリング ・契約を履行するための銀行保証	
支援内容	民間の融資保証会社によるローン保証について、保証料の 50% を政府 (IE Singapore あるいは SPRING) が補助	民間の融資保証会社がリスクを負いきれない保証について、政府が直接保証する
保証となる融資の上限額	上限なし	500 万 S ドル
リスクシェア	保証会社 75% 金融機関 25%	政府 75% 金融機関 25%
保証料	リスクに応じて決定	1.5%
支援条件	<国際取引融資> ・シンガポール企業であること ・シンガポール国内に最低 3 つの戦略的ビジネス機能を有する ・当該企業の収益および企業が主要出資する子会社の売上が、貿易関連会社の場合は 5 億 S ドル、非貿易関連会社の場合は 3 億 S ドル以下 ⁹³ <内国取引融資> ・国内企業が最低 30% の株式を保有 ・申請企業のグループ全体の年間売上が 1 億 S ドル以下または申請企業のグループ全体の雇用者数が 200 名以下	
申請方法	スキームに参加している金融機関を通じて申請する	

上記の金融的な支援以外には、情報提供、ビジネスネットワーク拡大を目的としたプログラムとして、以下がある。

- ビジネスフォーラム
 - 各国・地域の政府、業界、ビジネスリーダーとのネットワーキングの場を提供するもの。IE Singapore では、以下の国・地域とビジネスフォーラムを定期的に開催している。
 - ・ Africa-Singapore Business Forum
 - ・ Latin-Asia Business Forum
 - ・ Russia-Singapore Business Forum
 - ・ Abu Dhabi-Singapore Joint Forum
 - ・ Asia-Singapore Infrastructure Roundtables
- Global Trader Summit
 - 2年に1回開催される世界の貿易企業のトップが集まり、グローバル貿易のト

⁹³ 売上が最低 50 万ドル必要かどうかは IE Singapore の資料には明記されていない。

レンドと将来について話し合う国際会議。最新のものは2015年5月12日に開催。

- **IE Global Conversations**
各国の著名リーダーによるセミナー。
- **iAdvisory Seminars**
海外進出を目指す企業のために、各国の投資環境、税制、法制度などに関するセミナーを開催。
- **IE Insights**
海外市場に関する情報提供誌の発行。

3.1.2.2 マーケット対応支援(MRA)

3.1.2.2.1 金融支援

図表 36 MRA 補助金

支援対象企業	グローバル本部がシンガポールにあること 直近の年間売り上げが1億Sドル以下
支援内容	支援対象活動のコストの70%をIE Singaporeが負担、ただし年間2万Sドルを上限 1年間(4月1日から翌年3月31日まで)で2回申請できる 1回の申請では、1つの活動のみを対象とする
申請プロセス	Step 1: 申請書をダウンロードして記入する。 Step 2: 第3者プロフェッショナルから補助金を申請したい活動の見積を取り寄せる。 Step 3: 申請書と見積書をIE Singaporeにメールで送付あるいは郵送する。 Step 4: IE Singaporeから認可されるとLetter of Offer届く。Letter of Offerを受領したらプロジェクトを開始する。 Step 5: 補助金申請書を関連書類と共にプロジェクト支援期間後3か月以内にIE Singaporeにメールあるいは郵送する。 Step 6: 認可された補助金は申請企業の銀行口座に直接振り込まれる。
支援対象活動	以下のとおり

図表 37 MRA 補助金支援対象活動 海外拠点設立

	支援対象	条件・要件など
市場ア セスメ ント	<p>第3者に委託する下記の活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場調査、市場フィージビリティ・スタディ ・法務、税務、労務、輸出入規制、市場参入方法に関するアドバイザリーサービス 	<p>第3者から提出される報告書には以下のような内容が盛り込まれていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス利用企業の事業、製品あるいはサービスの価値命題 ・当該企業の市場参入準備度 ・当該企業の市場参入可能性 ・最良の市場参入方法提案 ・税制度の難しさと課題 ・労働法とコンプライアンス ・クロスボーダー課税 ・フランチャイズ/ライセンス供与/代理店/ディストリビューター指名の法的見地
市場参 入	<p>以下に関するアドバイス、法律、書類作成コスト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社名検索 ・知的財産所有権検索と申請 ・販売オフィス、駐在員事務所あるいは株式会社設立の書類と申請 ・税ストラクチャーの提案 ・輸出入許可 ・フランチャイズ/ライセンス供与/代理店/ディストリビューター指名の契約書ドラフト作成 	<p>業務が完了したことを示す書類 例えば</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当局に提出した申請書類 ・取得した許可書、ライセンスなど

図表 38 MRA 補助金支援対象活動 海外ビジネスパートナー

	支援対象	条件・要件など
ビジネスマッチング	第3者に支払う下記のようなビジネスパートナーや顧客候補の発掘 <ul style="list-style-type: none"> ・ライセンス提供者/フランチャイジー ・エージェント/ディストリビューター ・合弁パートナー 	発掘した顧客候補・パートナーの詳細なプロフィールとビジネスマッチングの結果
海外市場でのプロモーション活動	第3者に支払う以下のコスト <ul style="list-style-type: none"> ・マーケティング、PR活動。例えば指名したマーケティング/PR会社が実施する店舗内プロモーション、販売説明会、ポップアップストア（空き店舗などを利用して短期間だけ営業する販売店） ・海外のビジネス会議などで、商品、サービス、技術のプレゼンテーションを実施 	業務が完了したことを示す書類 例えば <ul style="list-style-type: none"> ・イベント概要説明書、写真、パブリシティー ・第3者への支払いを示す請求書/領収書/銀行送金書類
オンラインマーケティング活動	第3者に支払う以下のコスト <ul style="list-style-type: none"> ・サーチエンジンマーケティングと最適化・ソーシャルメディアマーケティングキャンペーン・オンライン広告キャンペーン・グローバルオンラインリテール/Eコマースプラットフォームへの掲載契約(ただしオンラインで注文が完了し、支払い機能と物流サービスもついたプラットフォームに限る) 	業務が完了したことを示す書類 例えば <ul style="list-style-type: none"> ・ウェブサイトのURL、アップロードされたことを証明するもの ・第3者への支払いを示す請求書/領収書/銀行送金書類
iMAPで支援を受けていない海外展示会への参加	第3者に対する以下の支払い <ul style="list-style-type: none"> ・スペース賃貸料（最大 36 平米） ・デザインと施工費用（最大 36 平米） 	業務が完了したことを示す書類 例えば <ul style="list-style-type: none"> ・イベントの紹介資料、出展者リスト、写真、パブリシティー資料 ・第3者への支払いを示す請求書/領収書/銀行送金書類

図表 39 国際化マーケティング活動プログラム (iMap)

支援対象企業	<p>シンガポールで登記した企業で、以下の要件のうち最低 3 つのビジネス機能／活動をシンガポールで行っていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場開拓とプランニング ・物流と出荷マネージメント ・研究開発とデザイン ・製造およびその他の付加価値活動 ・ビジネスおよび投資のプランニング ・銀行、金融、財務機能
支援内容	<p>シンガポールの業界団体や商工会議所が主催するビジネスミッションへの参加、国際的な展示会におけるシンガポール・パビリオンが、iMAP の認可を受けている場合、それらへの参加や出展の費用を補助するもの。</p> <p>参加企業は費用の 50～70% の補助を受けることができる。補助率は、ミッションの派遣先国／展示会の開催国によって決まる。補助の対象となるコストは展示会スペース費用、ブースの設営費用、展示会やミッションのコンサルタント費用など。</p>
iMAP 認可対象となるための条件	<p>iMAP の認可対象となるビジネスミッションや展示会でのシンガポール・パビリオンを運営するためには、業界団体や商工会議所は以下の要件を満たさなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> a. 本部がシンガポールで登記され、シンガポールで活動していること b. シンガポールの団体登記局 (registry of societies) あるいは会計企業規制庁 (Accounting and Corporate Regulatory Authority) に登記していること c. 非営利団体であること d. 活動とミッションが IE Singapore のミッションに沿っていること e. 国際化を目指していること f. iMAP の認可事業を実施するために十分なスタッフ、財源、経験を事務局が有していること
申請プロセス	<p>業界団体や商工会議所 業界団体や商工会議所は年に 1 度、まとめて翌年のビジネスミッションや展示会参加のプロジェクトの認可申請を IE Singapore に提出する。通常、11 月末から 12 月にかけて、翌年の認可案件の申請を行う。</p> <p>企業 企業は IE Singapore のイベントカレンダーから、iMAP 認可プロジェクトを参照することができる。参加をする場合は、主催する業界団体／商工会議所を通じて補助金の申請をする。</p>

図表 40 市場アクセスインキュベータープログラム
(Market Access Incubation Programme (MAIP))

支援対象企業	<ul style="list-style-type: none"> ・設立 5 年以内 ・グローバル本部がシンガポールにあること
支援内容	<p>スタートアップ企業を支援するインキュベーターが主催するイベントに参加する場合、参加費用の 70% (航空券と宿泊代は 50%) を補助する。</p> <p>補助の対象となる費用は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・展示スペースのレンタル料 ・展示スペースの設営費用 ・宣伝費用 ・コンサルタント料 ・ピッチング費用 ・物流コスト ・ネットワーキング費用 ・航空券および宿泊代 <p>制限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金の拠出は 1 社あたり 1 年間で 1 万 S ドルを上限とする ・補助金の拠出は 1 社あたり 1 年間で 2 つのイベントまで ・1 つのイベントについて 1 社あたり派遣人数は 2 人まで
認可対象となるための条件	<p>イベントを主催するインキュベーターの条件</p> <p>次のいずれかの政府機関から認可を受けた非営利団体であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SPRING Singapore ・メディア開発庁 ・国家研究基金(National Research Foundation) ・情報通信開発庁 <p>イベントの活動内容は以下のうちのすべてあるいは一部を含まなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資家、パートナー、あるいは顧客候補とのビジネスマッチング ・投資家、パートナー、あるいは顧客候補に対する商品あるいは試作品の紹介。 <p>イベントへの参加企業のうち 50%以上が、そのイベントを主催するインキュベーターでなければならない。</p> <p>インキュベーターはイベント開催の 2 か月前までの認可を受けようとする政府機関に申請を行わなければならない。</p>
申請プロセス	参加企業は主催したインキュベーターを通じて補助金を受け取る

図表 41 地元企業・業界団体開発プログラム
(LEAD : Local Enterprise and Association Development)

支援対象	シンガポールの業界団体、ビジネス協会、商工会議所
支援内容	<p>以下の経費について 70%を補助する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費 ・機材材料費 ・プロフェッショナルサービス ・ビジネス開発コスト ・知的財産権コスト <p>業界団体事務局の人材トレーニングに対しては、コストの 90%を補助することができる。</p> <p>支援の対象となる分野の例としては以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術とインフラ ・マネージメント能力の拡充 ・ビジネスコラボレーション ・ビジネスインテリジェンス・調査 ・アドバイザー&コンサルティング
認可対象となるための条件	<p>シンガポールの業界団体、ビジネス協会、商工会議所で次の条件を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要な業界を代表していること（主要な業界とはシンガポール経済への貢献度が高く、輸出潜在性があり、雇員人数が多い業界） ・業界企業の多くが会員になっている ・中小企業への支援に定評がある ・補助の対象となるプロジェクトは申請時に開始していない。
申請プロセス	デスクリサーチでは公開されていない。

3.1.2.2.2 金融支援以外のサポート

金融支援以外の支援の対象は特に定められていない。

図表 42 金融支援以外のサポート

情報支援	IE INSIGHT	海外市場に関する情報提供誌の発行
	マーケットガイド	各国のビジネス環境、ビジネス慣習、規制などの情報冊子提供
	リサーチデータベース	IE Singapore のライブラリー (iAdvisory Centre と呼んでいる) にはマーケット、業界トレンド、経済指標、貿易規則、関税率などに関するオンラインデータベースを備えている。
ラーニング	IAdvisory Events	海外市場参入戦略、FTA、ブランディング、税務、法務、人事などに関するセミナー、ワークショップ、ネットワークセッションの開催
	Export Readiness Assessment	企業の輸出可能性を査定するオンラインツール。輸出経験、財務、生産能力などの質問に回答してオンライン上で提出すると、IE Singapore から、当該企業に適したサポートプログラムの紹介を含む報告書を email で送付する。

3.1.3 統計データ

GCP や MRA に特化したデータは発表されていない。IE Singapore の年次報告書で、IE Singapore が支援した企業の数やプロジェクトの数を発表している。年次報告書では、海外売上額、海外投資額も記載されているが、その数字の根拠は明記されていない。また年次報告書で発表しているデータの種類の種類が、年によって異なるため、時系列の表にすることができない。年次報告書や報道から抽出した数字を参考までに以下に示す。

図表 43 GCP、MRA 関連の数値

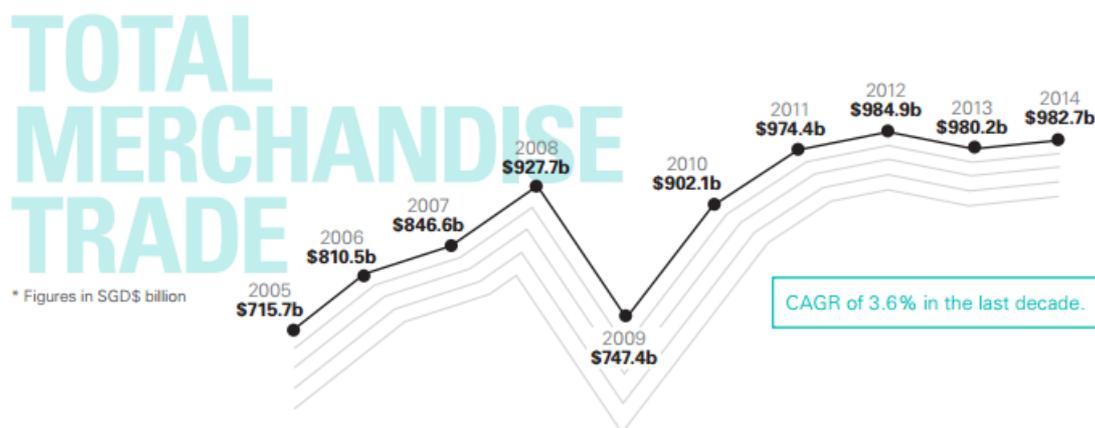
2013 年	<ul style="list-style-type: none"> • 26,639 社を支援、275 件の海外プロジェクトを支援 • 海外売上 86 億 S ドル • 海外投資額 32 億 S ドル • 1,092 社に対して、総額 7 億 7,500 万 S ドルの融資と 28 億 S ドルの保証を支援 • MRA では 3,574 社に対して 1,570 万 S ドルの補助金を拠出 • Capability Development, Market Access, Manpower Development では 348 社に対して総額 2,480 万 S ドルを補助金を拠出
2012 年	<ul style="list-style-type: none"> • 貿易総額 9,840 億 S ドル。過去 10 年で最高額 • 貿易額は GDP の 3 倍。オフショア貿易は 4 兆 1000 億米ドル • GCP では、19 社に対して掘り下げた支援を実施、3,314 社に対して金融支援 (financial support) を実施 (金額未公表)

出所：IE Singapore

註：2013 年に 348 社に補助金、2012 年に 3,314 社に補助金と、対象企業が減っているが、IESingapore の年次報告書に説明がないため、数字のベースが異なるのかどうか、不明。

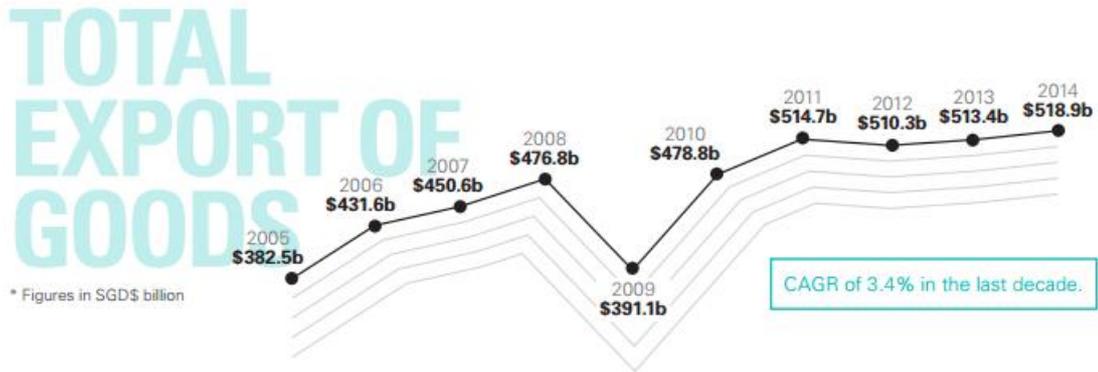
GCP のスキームだけが背景ではないが、貿易額や投資額は伸びている。

図表 44 貿易総額の推移



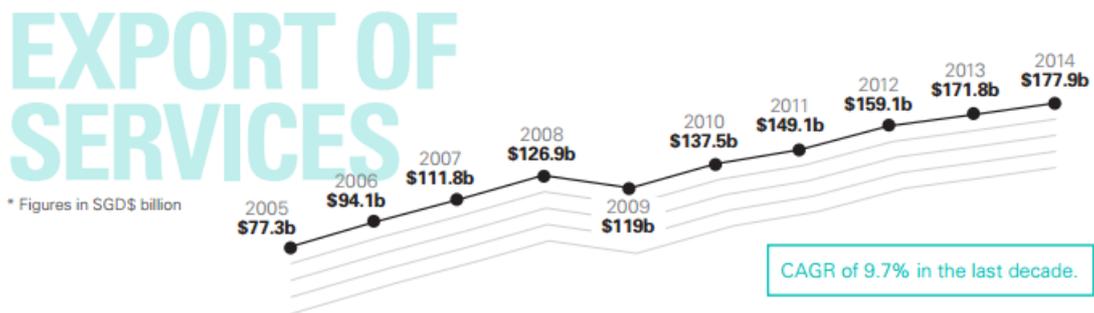
出所：IE Singapore Annual Report 2014

図表 45 輸出額の推移



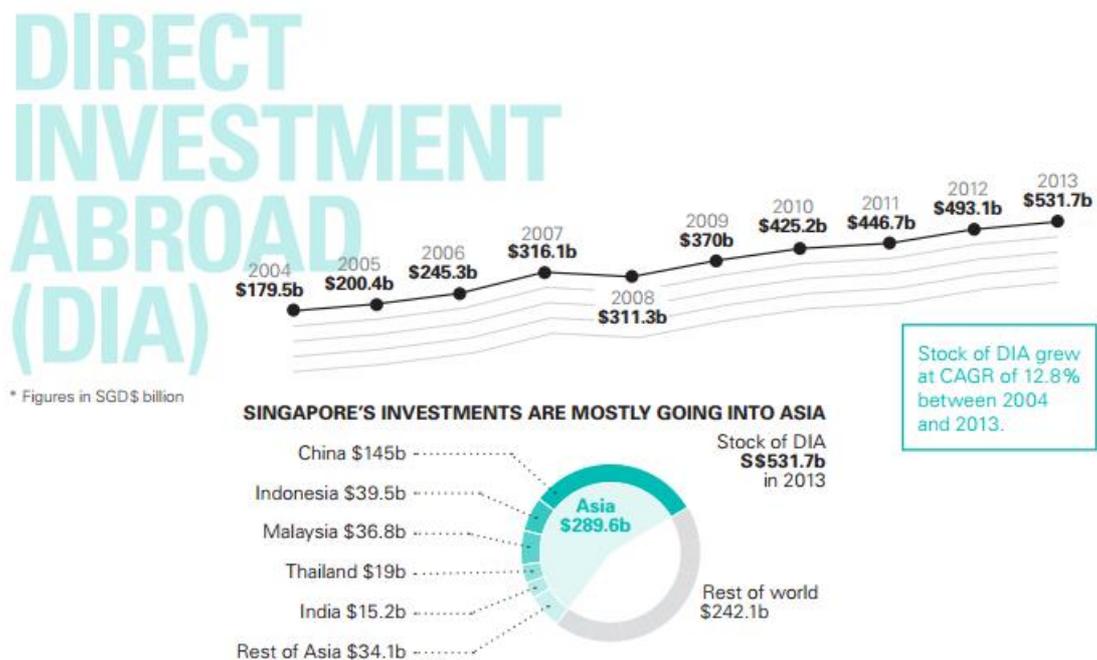
出所 : IE Singapore Annual Report 2014

図表 46 サービス輸出



出所 : IE Singapore Annual Report 2014

図表 47 海外直接投資



出所 : IE Singapore Annual Report 2014

3.1.4 評価

貿易額の伸び、投資額の伸びは IE Singapore のスキームだけによるものではないため、数字からスキームの評価は難しい。IE Singapore の年次報告書には、スキームを利用した企業のケーススタディーが掲載されているが、いずれも IE Singapore のスキームなしには、海外展開が難しかったと評価している。以下に IE Singapore が支援した企業の例を紹介する。なお、これらの企業は IE Singapore の補助金も使っているが、年次報告書にはどの補助金を使ったかは公開されていない。これらの例からわかるように、IE Singapore のアプローチは、補助金を渡して終わり、ではなく、IE Singapore の人脈ネットワーク、その他の資源を駆使して、企業 1 社 1 社のニーズに把握し、それに合わせた支援を行っていることがわかる。むしろ、これはすべての会社に対して行っているわけではなく、国際化のポテンシャルの高いところに絞り込んでの支援であり、年次報告書に掲載されるのはそうしたモデルケースである。このように、モデルケースを選んで、綿密な支援を行うのは、シンガポールの企業支援に対する一貫した姿勢で、外資系企業の誘致を行っている経済開発庁でも同様の支援で、これまで誘致に成功してきた。

図表 48 IE Singapore が支援した企業例 1

会社名	Love, Bonito
事業内容	オンラインファッションリテール
海外展開内容	マレーシア進出を探るためにポップアップストアでの試験販売を実施。マレーシアではオンラインで購入する前に店舗で商品を見る傾向があることがわかり、ミッドバレーメガモールに出店。有名デザイナー Tex Saverio とのタイアップを仲介し、Tex Saverio for Love, Bonito コレクションはシンガポールファッションウィークとインドネシアのファッションショーで紹介された。
IE Singapore 担当者のコメント	Love, Bonito に対してはパートナーなどの紹介、人通りの多いショッピングプロケーションの紹介、規制規則に関するアドバイスなどを行った
企業のコメント	海外進出は自然な流れだったが IE Singapore は現地でのコネクションの紹介で大きな助けになった。(Viola Tan, Co-Founder of Love, Bonito)
備考	補助金なども使っていると思われるが（例えばポップアップストアでは海外市場でのプロモーション活動向けの MRA 補助金など）年次報告書には明記されていない。

図表 49 IE Singapore が支援した企業例 2

会社名	Mandai Link Logistics
事業内容	物流（コールドチェーン）
海外進出内容	シンガポール国内で親会社 Pin Corporation（冷凍肉サプライヤー）の物流を扱っているだけだったが、アセアン展開を支援。シンガポールの倉庫をアセアン地域ディストリビューションセンターに拡張した。現在ではマレーシア、インドネシア、タイで事業展開。自前の設備ではなく、各国の提携先の設備を使って、顧客にサービスを提供している。
IE Singapore 担当者のコメント	2013年、最初に Mandai Link Logistics に国際化を持ちかけたときは、同社は躊躇していた。IE のサポートで最初の一步を踏み出すことができた。IE は今後も、同社の海外ビジネスが加速するよう支援していく。
企業のコメント	IE の支援がなければインドネシア展開は時間がかかっただろう。Liew Yew Fah, Vice President, Mandai Link Logistics

図表 50 IE Singapore が支援した企業例 3

会社名	One Animation
事業内容	アニメ制作
海外展開内容	アニメの業界では全く名前が通っていない「シンガポール制作アニメ」。良質なコンテンツはあるのに、ライセンスとマーチャンダイジングが弱かったため、海外進出が困難だった。IE Singapore は同社の L&M オペレーションを GCP 補助金で支援。これにより同社は国際的な L&M コンサルタントを雇い、世界有数の玩具メーカーとマーチャンダイズ契約の締結に至った。IE Singapore は現在、同社のデジタルメディア戦略を開発中で、YouTube に掲載した動画は月 300 万回の視聴と短期間で 15 倍に伸びた。同社のアニメは Disney Channel, Cartoon Network などを通じて 60 ヶ国で放映されている。
IE Singapore 担当者のコメント	IE では常に海外からの収益拡大ができそうな会社を探している。One Animation の場合、ライセンスとマーチャンダイジングが弱点だった。素晴らしいアニメがあるのに、それを十分な収益につなげることができていなかった。そこに IE Singapore が、必要な支援を提供した。
企業のコメント	IEのおかげで収益目標の達成とビジネスの目標の達成が加速した。Sashim Parmanand, CEO, One Animation

図表 51 IE Singapore が支援した企業例 4

会社名	Asiatic Agriculture Industries
事業内容	農業ケミカル
海外展開内容	同社は 20 年以上前から 30 か国以上に農業ケミカルを販売しており、海外ビジネスの経験は豊富。アフリカでも英語圏アフリカ諸国とは 1990 年代からビジネスをしている。しかし、フランス語圏アフリカ諸国については、文化、言葉、制度などの壁があると感じ、手を伸ばしていなかった。しかしアフリカ諸国の半分はフランス語圏。IE Singapore のガーナ事務所が同社を説得し、同社は Global Company Partnership の支援を使って、アイボリーコーストに事務所を構えた。アイボリーコーストは世界最大のカカオ生産国。フランス語圏アフリカ諸国を視野に入れたことで、同社の潜在市場規模は 2 倍になる。IE は同社のアイボリーコーストでのビジネス拡大を、アフリカ全土でのビジネスを今後も支援する。
IE Singapore 担当者のコメント	同社の Lawrence とカジュアルな話の中で、アイボリーコーストへの進出を奨めた。アイボリーコーストは世界最大のカカオ生産国で同社のビジネスチャンスがある。同社とのフランス語圏アフリカ進出はそこから始まった。もちろん、これからももっとできることはある。
企業のコメント	シンガポールは工業化して農業はプライオリティーにはない。我々は海外に活路を見出すしかない。Mr Lawrence Chan, Managing Director, Asiatic Agricultural Industries

図表 52 IE Singapore が支援した企業例 5

会社名	Ednovation
事業内容	幼稚園、保育園
海外展開内容	Ednovation の ChildFirst プレスクール (保育園+幼稚園) の特徴は、すべての子供がバイリンガルであるべき、という哲学で、同社は技術を駆使した二ヶ国語環境で子供たちを育てることに努力を惜しまない。それが支持を受けて、同社の中国、アセアン諸国、シンガポールのプレスクールには 5,000 人以上の子供が通っている。中国の重慶ではプレミアム・プレスクール市場のシェア 40% を占める。しかし同社そこに安住せず、2017 年までに 100 校を目指している。2013 年、同社の中国市場で提供するプログラムを拡大するために、IE Singapore は Ednovation とシンガポールの 2 つの子供向け教育プロバイダー、Kindergolf 社と WOW Arts 社のパートナーシップ提携を持ちかけた。この提携により Ednovation は勉強以外のプログラムを提供できるようになり、中国企業が初めてだった 2 社は、Ednovation のネットワークでスムーズに中国市場に参入することができた。
IE Singapore 担当者のコメント	既存のネットワークを利用すれば、中小企業も最小の投資で海外市場展開ができる。比較的規模の大きい企業も製品/サービスを拡充できる。補完関係にある製品やサービスを持つ企業にとっては、お互いの価値を高めることができる戦略だ。
企業のコメント	Ednovation は中国の重慶ではプレミアム・プレスクール市場のシェア 40% を占める。Dr Richard Yen, Ednovation's Founder and Managing Director

図表 53 IE Singapore が支援した企業例 6

会社名	CrescentRating
事業内容	イスラム教徒向け海外旅行コンサルティング
海外展開内容	イスラム教徒の海外旅行市場規模は2020年に2億米ドルに達すると見込まれている。多民族国家でイスラム教徒の国民もいるシンガポール企業にとってはこのトレンドはビジネスチャンスになる。イスラム教徒の訪日旅行に取り組んでいた日本に、CrescentRating が参入。各地の観光アトラクションで、イスラム教徒向けのサービスをどのように取り入れたらいいのかコンサルティングサービスの提供を始めた。また Warees Halal ハラル認証サービスを、SATS 社はハラル食の提供を始めた。CrescentRating は日本に参入してから収益は200%増。2013年から日本市場の参入を試みていたが成功しなかった。2014年、IE シンガポールは福岡市と良好な関係があり、福岡市のイスラム教徒が来やすい街づくり計画で、コンサルティングプロジェクトの受注にこぎつけた。このモデルを、オーストラリア、中国、韓国などのイスラム教徒人口の少ない国にも持ち込んでいく計画。
IE Singapore 担当者のコメント	私たちは何もないところから何かを作っているに等しい。当時、イスラム教徒向け旅行というコンセプトは日本では聞いたことがなく、企業はイスラム教徒向けにカスタマイズすることは面倒だと考えていた。しかし私たちは成し遂げることができた。シンガポールの中小企業でも日本のような先進国で成功できるという良い例だ。
企業のコメント	我々は単なるスタートアップ企業ではない。全く新たな市場を創造している。そのため、思ったより長い時間がかかった。Mr Fazal Bahardeen, Founder of CrescentRating

3.2 賃金クレジットスキーム (Wage Credit Scheme : WCS)

3.2.1 背景

シンガポールでは、少子化や高学歴化に伴う労働力不足を、外国人の受け入れで補ってきたが、それがシンガポール人の雇用を圧迫しているという国民の不満もあり、2011年の選挙で野党の躍進を招いた。それ以来、外国人労働者雇用税の引き上げ、就労許可書（ホワイトカラー対象）の発給基準強化、さらにはホワイトカラー外国人を雇用する前に政府が運営する雇用サイトへの募集掲載の義務付けなど、外国人労働者雇用規制が強化され、外国人の雇用が難しくなり、人材不足が深刻化した。労働市場の需要ひっ迫によりシンガポール人および永住権所持者の給与は上昇している。賃金クレジットスキームは人件費の上昇に瀕している企業を支援するために、2013年の予算案で発表された制度である。

3.2.2 スキームの詳細

時期:2013年に導入された。当初は2015年までだったが、2015年の予算案で2017年までの延期が発表された。

対象:シンガポール国籍保持者で月給が総額（Gross Monthly Wage）4,000 Sドル以下の被雇用者を雇用している企業。月給総額に、基本給、ボーナス、その他手当を合算した額を働いた月数で割った値。

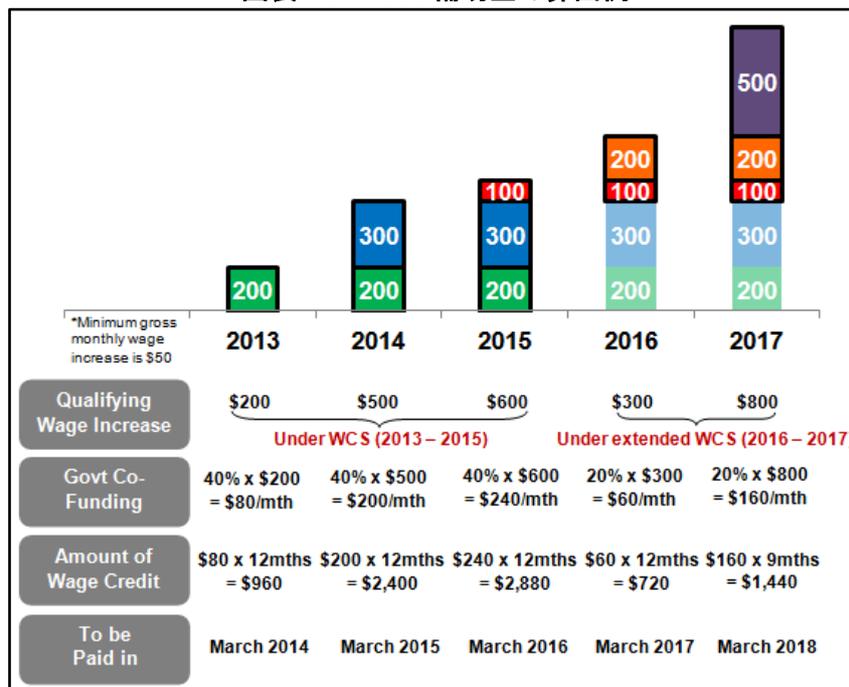
図表 54 月給総額の算出方法



出所：IRAS のホームページ

2013年～2015年	2016年～2017年
対象となる被雇用者の賃上げ分のうち、40%を政府が負担する。	対象となる被雇用者の賃上げ分のうち、20%を政府が負担する。
賃上げ幅は 50S ドル以上のみが対象。	賃上げ幅は 50S ドル以上のみが対象。
補助金対象年の翌年に、当該被雇用者が同じ雇用主に雇われていることが必要。	補助金対象年の翌年に、当該被雇用者が同じ雇用主に雇われていることが必要。
補助金対象年に同じ雇用主から 3 か月以上給与を得ていて、その雇用主が当該被雇用者の中央積み立て基金を 3 か月以上支払っている。	補助金対象年に同じ雇用主から 3 か月以上給与を得ていて、その雇用主が当該被雇用者の中央積み立て基金を 3 か月以上支払っている。
補助金の対象者は当該企業の株主や事業主であってはならない	補助金の対象者は当該企業の株主や事業主であってはならない

図表 55 WCS 補助金の算出例



出所：内国歳入庁

3.2.3 補助金を受け取るプロセス

シンガポールでは、シンガポール国籍保持者、シンガポール永住権保持者の従業員については、中央積み立て基金（CPF）を毎月雇用主が被雇用者の CPF 口座に払い込むことが義務付けられている。政府は、CPF 口座に払い込まれた額から、各企業が、どの被雇用者に毎月いくら給与を支払っているか把握することができる。そのため、昇給分についても、企業からの申告なしで政府は把握できる。WCS の補助金の受け取りは、企業側で行う手続きはなく、翌年の 3 月末に自動的に政府から企業の銀行口座に振り込まれる、あるいは、小切手が企業宛に送付される。

3.2.3.1 統計

2013 年の導入時は、3 年間で 36 億 S ドルが見込まれていた。2015 年の予算案で発表された 2 年間の延長により、18 億 S ドルがさらに費やされる見込み。

<http://www.straitstimes.com/singapore/singapore-budget-2015-wage-credit-scheme-extended-to-2017-but-subsidy-halved>

これまでの Wage Credit Scheme に対する政府支出額は以下のとおりである。

単位：SGD billion

	2013	2014*	2015**
wage credit scheme に対する支出額	0.77	1.46	2.31

*暫定額

**見込み額

出所：シンガポール予算案 2015

このうち、報道によると 2013 年の支出額のうち 4 分の 3 は中小企業が受け取った⁹⁴。

対象となる雇用主

2015 年 85,000 社

2014 年 74,000 社⁹⁵

対象被雇用者 およそ 65 万人（2013 年、2014 年いずれも⁹⁶）

⁹⁴ The New Paper 19 March 2014

⁹⁵

<http://www.straitstimes.com/singapore/manpower/wage-credit-22b-paid-out-but-53-employers-abused-scheme>

⁹⁶ The New Paper 20 March 2015

3.2.3.2 評価

Wage Credit Scheme の有効性についての公式な評価は発表されていないが、下記のような報道がある。

人材コンサルティング会社の Hays によると、シンガポール国籍者の 94%は 2015 年に昇給があると見込んでいる⁹⁷。ここ数年、この傾向が続いている。(2014 年の調査では 93%、2013 年のレポートは Hays 社のウェブに公開されていない)

To help companies compensate rising wage costs the Singapore government introduced the Wage Credit Scheme (WCS) in 2013, co-funding 40 per cent of wage increases. Originally set to expire in 2015, the government announced in its recent 2015 Budget that the measure would be prolonged until the 2017 year of assessment (YA), although at half the rate of the current subsidy.

In this second tranche, for any hike in salary granted in YA 2015 and sustained throughout 2016 and 2017, employers will still be provided a 20 per cent support for the two additional years.

So far this measure has been fruitful: According to the 2015 Salary Guide by British human resources and recruiting firm Hays, employees in Singapore can expect a higher salary in 2015.

The study predicts that about 94 per cent of all employees in Singapore will receive increased wages this year, a general trend in the last few years.

WCS 終了後は、企業は自力で、昇給分を負担しなければならない。WCS の目的は、労働生産性を高める時間を与えることだが、労働生産性の向上だけが、昇給を決める要素ではない。景気の変動、需要の動きで、どれくらいの給与を払えるかは異なる。そのため、中小企業は WCS が終了した後のコスト負担を考えると、昇給には慎重にならざるを得ない⁹⁸。

シンガポール・ビジネス連盟が 2013 年末に 216 社に実施したアンケートによると、WCS が昇給に与える影響は小さい⁹⁹。アンケートに回答した企業のうち、賃上げすると応えた企業は 37%で、残りは賃上げしないと回答した。シンガポール・ビジネス連盟の分析によると、大企業のほうが、スタッフを辞めさせないために賃上げをする余力があり、WCS の恩恵を受けやすいという。

⁹⁷ <http://www.establishmentpost.com/wage-credit-scheme-to-spur-higher-singapore-salaries/>

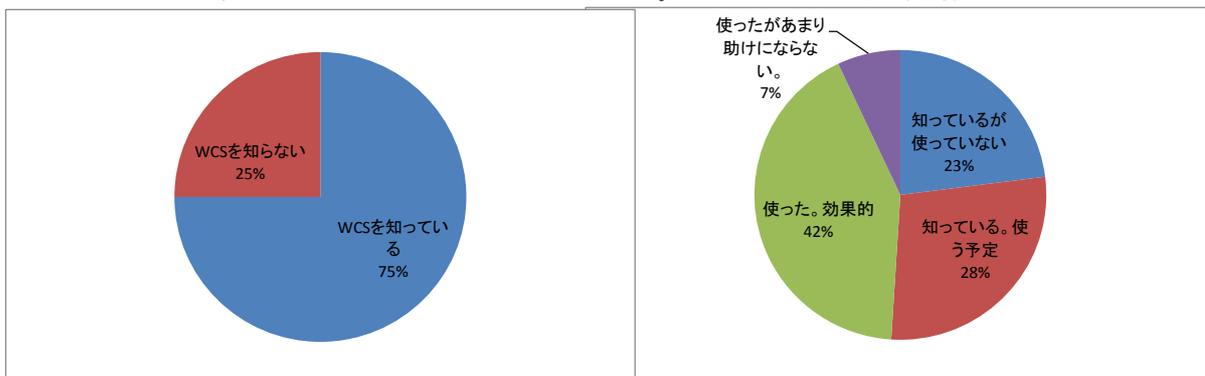
なお、このリンク記事には、94%のシンガポール国籍者の昇給が、WCS の Fruits であるというような書き方をしているが、昇給と WCS の因果関係についての記述はなく、因果関係は不明。個人的には、WCS があってもなくても、労働力不足の中、企業は昇給をせざるを得ない、というのが実情ではないかと考える。

⁹⁸ The Business Times, Faizal Yahya | 28 Oct 2014 <http://www.stjobs.sg/career-resources/hr-updates/shrinking-the-talent-gap-in-smes/a/186183>

⁹⁹ Straits Times 19 February 2014

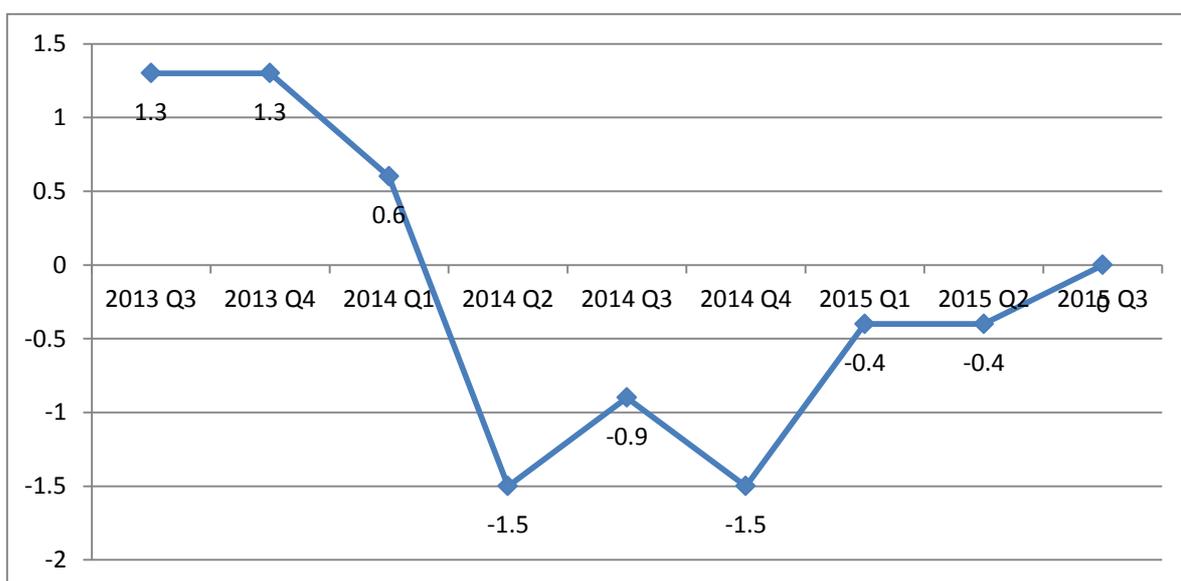
シンガポール・ビジネス連盟が毎年実施している National Business Survey の 2013-2014 年（2013 年第 3 四半期に実施、1,014 社が回答）によると、回答企業のうち 75%が WCS の存在を知っており、WCS を知っている企業のうち 42%が WCS を利用した経験があり、効果的であると回答した。

図表 56 National Business Survey : WCS についての見解



出所：シンガポール・ビジネス連盟

また、WCS の目的は人件費上昇分のコストを部分的に政府が負担することで、生産性向上を促すことが目的だが、統計局のデータによると、労働者 1 人当たりの付加価値はそれほど向上していない。2010 年を基準とした 1 人当たり付加価値額は 2013 年第 3 四半期には 1.3 と 2010 年を上回ったが、2014 年第 2 四半期から同年第 4 四半期は 2010 年を下回った。



出所：シンガポール統計局

平成27年度
海外の中小企業・小規模事業者に関する制度及び統計調査に係る委託事業報告書

- (発行) 中小企業庁事業環境部企画課調査室
〒100-8141 東京都千代田区霞が関1-3-1
電話 03-3501-1511 (代表)
担当 住田、大室
- (受託) 株式会社三菱総合研究所 社会公共マネジメント研究本部
〒100-8141 東京都千代田区永田町2-10-3
電話 03-5157-2111 (代表)
担当 山田、酒井、古市、富田
-

平成 27 年度

海外の中小企業・小規模事業者に関する制度及び統計調査

【概要版】

目次

1	各国の概要	2
1.1	EU	2
1.2	イギリス	4
1.3	フランス	6
1.4	ドイツ	8
1.5	スウェーデン	10
1.6	アメリカ	12
1.7	中国	14
1.8	韓国	16
1.9	シンガポール	18
2	施策編の各国比較	20
2.1	中小企業の定義	20
2.2	個別施策	22
2.2.1	創業促進支援	22
2.2.2	生産性向上	27
2.2.3	海外展開支援施策	28
2.2.4	設備投資促進施策	32
3	統計編	33
3.1	全企業数に占める中小企業の割合	33
3.2	全従業者数に占める中小企業の従業者数の割合	34
3.3	開業率・廃業率	36
3.4	付加価値額合計に占める中小企業付加価値額の割合	38
3.5	中小企業の従業員 1 人当たりの付加価値額	39
3.6	中小企業の従業員 1 人当たりの売上金額	40
3.7	中小企業の売上高営業利益率（収益性）	41

海外の中小企業の実態および中小企業政策に関する現状や先進的取組の調査を行った。調査対象は、EU、イギリス、フランス、ドイツ、スウェーデン、アメリカ、中国、韓国、シンガポールである。各国・地域で、中小企業に関する制度、とりまく環境、財政支出状況等はさまざまである。ここでは、各国の概要を整理するとともに、生産性向上施策、創業促進施策、主要な統計値等について横並びに比較できるように再構成した。

なお、詳細は「平成 27 年度海外の中小企業・小規模事業者に関する制度および統計調査に係る委託事業報告書」の施策編・統計編に記載している。

1 各国の概要

1.1 EU

1.1.1 基礎情報

中小企業の定義 ¹	分類	従業員数	年間売上高 (A)	年次総資産 (B)	その他
	中企業	250 人未 満	5,000 万 ユーロ以下	4,300 万 ユーロ以下	・大企業の出資比率が 25%以下 ・(A) (B) のいずれかで良い。
	小企業	50 人未 満	1,000 万 ユーロ以下	1,000 万 ユーロ以下	
	小規模 事業者	10 人未 満	200 万 ユーロ以下	200 万 ユーロ以下	
基本データ ※1	1.	中小企業の企業数 その全企業数に占める割合		約 1,639 万社 99.8%	2015 年
	2.	中小企業の従業者数 その全企業に占める割合		約 7,308 万人 71.1%	2015 年
	3.	中小企業の生産額 その全企業に占める割合		-	-
	4.	中小企業の出荷額 その全企業に占める割合		-	-
	5.	中小企業の付加価値額 その全企業に占める割合		約 31 兆ユーロ 56.0%	2015 年
	6.	中小企業の販売額 その全企業に占める割合		-	-
	7.	開廃業率		-	-
	8.1	売上高営業利益率		-	-
	8.2	売上高税引き前利益率		-	-
	9.	自己資本比率		-	-
	10.1	従業者 1 人当たり付加価値額		-	-
	10.2	従業者 1 人当たり売上		-	-
	10.3	従業者 1 人当たり純利益		-	-
	11.	前年比増収率		-	-
	12.	中小企業の融資額 その全企業に占める割合		-	-
	13.	中小企業の社債発行額 その全企業に占める割合		-	-
	14.	有効求人倍率		-	-
15.	失業率		-	-	
16.	倒産件数		-	-	
17.	生存率		-	-	

出所：中小企業パフォーマンスレビュー（欧州委員会 域内市場・産業・起業・中小企業総局）

※1 表中の中小企業の定義に基づく中企業・小企業・小規模事業者の合計値である。

¹ 2005年に、公共支援を必要とする中小企業が定義されることを目的として新定義を導入。新定義では、中小企業を自立型企業、パートナー型企業、連結型企業の3種類に分類。分類方法により年間売上高、年次総資産、資本関係の計算方法が異なる。欧州領域で増えつつある小規模事業者の発展も目的とする。これにはフリーランス・自営業ベースで働く個人も含まれる。

1.1.2 特徴²

(1) 中小企業の支援方針～小企業議定書 (Small Business Act)

現在、EU で実施されている施策の多くは、2008 年に発表された「小企業議定書 (Small Business Act、以下、SBA)」に示された方針にしたがって策定されている。EU における中小企業支援の指針は、2000 年に決議された「欧州中小企業憲章 (European Charter for Small Enterprise)」以降、「成長と雇用のためのリスボン戦略 (Lisbon Strategy for Growth and Jobs)」、「現代中小企業成長雇用政策 (Modern SME policy for Growth and Employment)」など、環境変化に合わせて改定されてきた。SBA は、これらを引き継ぐ形で策定されたものである。

また、2010 年に決議された「欧州 2020 戦略 (Europe 2020 Strategy)」では、従業者数の増加、研究開発およびイノベーションへの投資促進、気候変動およびエネルギー問題の解決、教育制度の普及、社会的排除および貧困層の減少を目標としており、中小企業政策もこれらの目標を達成するためのツールとして示されている。SBA は、これについても融合させながら進める方針であり、しばらくは SBA に沿った施策が継続される見込みである。

SBA に示されている方針には、起業家・個人事業主のための環境整備、再生支援、「まず中小企業のことを考えよう (Think Small First)」の方針に従った規制の策定、中小企業のニーズにあった行政管理の実施・公共政策ツールの適用、中小企業のためのビジネス環境の規制整備、市場参入支援、スキル向上・技術革新の促進、環境問題をビジネスチャンスとできるような支援、中小企業が市場成長の恩恵を受けられるような支援等が挙げられている。

(2) 国庫補助に関する緩和策

加盟国政府が産業に国庫補助を交付するためには、欧州委員会法により、欧州委員会より事前に許可を得なければならない。しかし、国庫補助一括適用免除規制 (GBER) を利用することにより、加盟国は欧州委員会の許可がなくても中小企業に国庫補助を提供することができる。GBER のガイドライン (2014 年改定) は、以下のとおりである。

図表 1 GBER を用いて中小企業への国庫補助が許可される条件

上限	500 万ユーロ
対象	創業期、拡張期の中小企業
国庫補助の性質	国庫補助の 70% はエクイティー投資であること
資金調達ルート	資金の 50% が民間部門より調達されるものとする (特例は 30%)
その他	政府に投資利益があること

(3) 販路開拓支援

欧州における中小企業のうち輸出企業は 8% である。また、EU 圏域の拡大に伴い、加盟国間でのビジネスの機会が増えており、新販路開拓に注目が集まっている。EU では、中小企業のために、主な輸出市場に市場参入チーム (Market Access Teams) を設置し、EU 内外での貿易に関する情報共有を図っている。

EU ゲートウェイ・プログラム (EU Gateway Programme) は、これまで中国、韓国、日本において欧州の中小企業を支援していたが、新たに、中国では EU 中小企業センター (EU SME Centre)、東南アジアでは EU ビジネス・アベニュー (EU Business Avenues) が設置された。また、中小企業国際化ポータル (SME Internationalization Portal) は、欧州連合と国際市場における公的・半公的支援提供者に関する情報提供を行っている。

² 参考文献：欧州委員会のウェブサイト、EU の法律に関するポータルサイト、EU State Aid Policy ; General Block Exemption Regulation、EU ゲートウェイ・プログラム、EU 中小企業センター、EU ビジネス・アベニュー、中小企業国際化ポータルのウェブサイト

1.2 イギリス

1.2.1 基礎情報

中小企業の定義 ³	分類	従業員数	年間売上高 (A)	年次総資産 (B)	その他
	中規模企業	250 人以下	2,590 万ポンド以下	1,290 万ポンド以下	場合により EU 定義と併用
	小企業	50 人以下	650 万ポンド以下	326 万ポンド以下	
基本データ ※1	1.	中小企業の企業数 その全企業数に占める割合		524 万社 99.9%	2014 年
	2.	中小企業の従業者数 その全企業に占める割合		1,500 万人 60.1%	2014 年
	3.	中小企業の生産額 その全企業に占める割合		8,280 億ユーロ 43.4%	2012 年
	4.	中小企業の出荷額 その全企業に占める割合		— —	
	5.	中小企業の付加価値額 その全企業に占める割合		4,170 億ユーロ 48.1%	2015 年
	6.	中小企業の販売額 その全企業に占める割合		16,470 億ポンド 46.8%	2014 年
	7.	開廃業率※2		全企業の廃業率：9.7% 全企業の開業率：14.1%	2013 年
	8.1	売上高営業利益率		付加価値額営業利益率：52.8%	2012 年
	8.2	売上高税引き前利益率		—	—
	9.	自己資本比率		—	—
	10.1	従業者 1 人当たり付加価値額		1 人当たりの生産高：6 万ユーロ	2015 年
	10.2	従業者 1 人当たり売上		—	—
	10.3	従業者 1 人当たり純利益		—	—
	11.	前年比増収率		—	—
	12.	中小企業の融資額 その全企業に占める割合		小企業：5 億ポンド 中企業：16 億ポンド —	2014 年
	13.	中小企業の社債発行額 その全企業に占める割合		— —	—
	14.	有効求人倍率※2		2.2	2015 年第 4 四半期
15.	失業率※2		5.1%	2015 年第 4 四半期	
16.	倒産件数※2		14,000 件	2014 年	
17.	生存率※2		1 年生存率：93.5%	2013 年	

出所：イギリスと地方のビジネス人口推計：統計リリース（ビジネス・イノベーション・職業技能省）、中小企業パフォーマンスレビュー（欧州委員会 域内市場・産業・起業・中小企業総局）、企業統計データ（国家統計局）、中小企業統計データ（イギリス銀行家協会）、イギリス労働市場（国家統計局）、破産統計（破産申請機関）

※1 1,2,6,は、従業員規模 250 人未満の企業の統計値、3,5,8,10 は、表中の中小企業の定義に基づく中規模企業・小企業の合計値である。12 は、イギリス銀行家協会のデータにおける中小企業の定義を⁴用いた月間平均新規融資額の値である。

※2 全企業を対象とした値。中小企業の値ではない。

³ 根拠法令：1985 年会社法、2006 年会社法

⁴ イギリス銀行家協会のデータにおける中小企業の定義：

民間セクターの事業（自営、パートナーシップ、有限責任会社、株式会社）を対象とし、以下は含まない。
 ・クラブやチャリティ（NGO/NPO）、学協会等（銀行と取引があってもその事業は商業と見なされないため）
 ・金融セクターの事業

小企業と中企業の違いは、基本的には事業売上（小企業：100万～200万ポンド、中企業：2,500万ポンドまで）で分類しているが、他の様々な事業特性を考慮して定義している。

1.2.2 特徴⁵

(1) 中小企業の支援方針

～小企業の成長、繁栄、創業支援（Bigger, Better Business: helping small firms start, grow and prosper）

イギリス政府は、2011年、中小企業支援を近代化し、その方法や内容を大きく変更することを「Bigger, Better Business: helping small firms start, grow and prosper（小企業の成長、繁栄、創業支援）」という報告書で発表した。これに基づき、2011年度から、法人税率引き下げ、創業1年以内に雇用した従業員の国民保険支払の一部軽減、資本利得税の優遇制度を拡大、雇用主が国民保険の支払を開始する基準金額の引き上げを実施している。なお、2016年度以降も、イギリス政府は中小企業の支援を引き続き実施することとしている。具体的には、雇用手当の引き上げ、税申告手続きの簡素化、ブリティッシュ・ビジネス・バンクが主導する各種プログラム、次世代デジタル経済センターへの投資、クリエイティブ業界等の振興、金融機関間の中小企業に関する信用情報の共有等について、予算案に盛り込まれた。

(2) 各種支援体制 ～アドバイス、国際取引支援～

イギリスでは、中小企業向けに各種のアドバイス・情報提供を行うサービスが整備されている。一例として、「企業財務の理解促進（Understanding Finance for Business）」がある。これは専門家による財務関連のアドバイスを提供するサービスであり、事業の創業・成長に必要な資金調達方法、投資家への働きかけの支援を目的としており、企業の財務状況分析や、資金調達方法を紹介している。

また、「イギリス成長サービス」は、2014年に始動したビジネス・イノベーション・職業技能省によるビジネス支援サービスであり、企業経営者が助言や支援を容易に得るためのメニューを準備している。高成長企業を対象とするステップアップのためのアドバイスの提供、製造業を対象とする事業費用削減・効率向上のための無料アドバイス提供などがある。

特に、国際取引支援については、海外市場への参入、製品の輸出を考えている事業者を対象に、アドバイスや事業融資を提供する等、貿易投資庁の取り組みが豊富である。各種ニーズに応じた研修機会やワークショップ、国際的な貿易事業を準備するための人脈作りなどのサービスも提供している。

図表 2 国際取引可能性の発展として提供されているサービス事例

サービス名	概要
パスポート・ツー・エクスポート	企業の国際化に対する即応力を無償審査し、国際貿易に必要な能力育成を支援
輸出コミュニケーションレビュー	海外市場、輸出業企業のコミュニケーション能力や社会観を評価し、アドバイスを提供
輸出マーケティング調査	輸出市場に関する調査の実施を支援
海外市場紹介サービス	世界各国に常駐する貿易チームを介して、企業が地域情報のサポートを得るサービス
商用見本市アクセスプログラム	海外進出・輸出業への参入を希望する中小企業に、海外展示会参加の資金を援助
事業機会	毎月400以上のビジネスチャンス、100を超える市場のあらゆる職種において提供
政治経済アップデート	発展国市場について政治経済を評価し、外務・英連邦省海外ネットワークが審査
海外ビジネスリスク	海外事業を行う企業に対して政治、経済、ビジネスのリスク情報を提供
援助支援事業	援助団体から事業資金の援助を受けて、企業は発展途上国で事業を獲得。発展途上国は長期的な資産を獲得できるという、相互利益が目的のサービス。
財政的刺激に関するイニシアティブ	駐在するビジネス専門家が各国の財政政策を紹介するサービス

この他、イギリスでは、各種の包括的なビジネス情報提供サイトが整備されている。イギリス政府のポータルサイトに加え、ハイランド開発公社、ビジネス・ウェールズ（ウェールズ）、ビジネス・ゲートウェイ（スコットランド）、インベスト北アイルランド（北アイルランド）など地域ウェブサイトも存在する。

⁵ 参考文献：イギリス政府のウェブサイト、「海外における中小企業政策に関する調査研究」中小企業総合研究機構（平成18年度）

1.3 フランス

1.3.1 基礎情報

中小企業の定義 ⁶	分類	従業員数	年間売上高 (A)	年次総資産 (B)	その他
	中規模企業	5000人未満	15億ユーロ以下	20億ユーロ以下	・(A) (B) のいずれかで良い。 ・中小零細はEU定義準拠
	中小企業	250人未満	5,000万ユーロ以下	4,300万ユーロ以下	
	小規模事業者	10人未満	200万ユーロ以下	200万ユーロ以下	
基本データ ※1	1.	中小企業の企業数 その全企業数に占める割合		14万社 96.6%	2013年
	2.	中小企業の従業者数 その全企業に占める割合		340万人 33.7%	2013年
	3.	中小企業の生産額 その全企業に占める割合		9,060億ユーロ 49.0%	2012年
	4.	中小企業の出荷額 その全企業に占める割合		- -	-
	5.	中小企業の付加価値額 その全企業に占める割合		2,300億ユーロ 28.9%	2013年
	6.	中小企業の販売額 その全企業に占める割合		7,800億ユーロ 26.1%	2013年
	7.	開廃業率 ⁷		-	-
	8.1	売上高営業利益率		付加価値粗利益率：19%	2011年
	8.2	売上高税引き前利益率		経営資本粗収益率：3.5%	2014年
	9.	自己資本比率		67.6%	2012年
	10.1	従業者1人当たり付加価値額		6万ユーロ/人	2012年
	10.2	従業者1人当たり売上		21万ユーロ/人	2012年
	10.3	従業者1人当たり純利益		-	-
	11.	前年比増収率		-5.7%	2013～2014年
	12.	中小企業の融資額 その全企業に占める割合		2,440億ユーロ 53.1%	2015年6月
	13.	中小企業の社債発行額 その全企業に占める割合		39億ユーロ 対前年度比増減率：9.1%	2013年 2012～2013年
	14.	有効求人倍率※2		3.9%	2015年
15.	失業率※2		10.3%	2015年	
16.	倒産件数※3		4,000件	2015年	
17.	生存率※2		96.6%	2013年	

出所：中小企業2014（BPIフランス）、企業や事業所の特徴（INSEE）、中小企業パフォーマンスレビュー（欧州委員会）、2014年のフランスにおける企業の開業（フランス企業庁）、2013年・2014年フランスの中小企業の状況（フランス銀行）、ウェブ統計データベース（フランス銀行）、2013年中小企業の発展に関する報告書（フランス銀行）、中小企業報告書2014（フランス銀行）、月間雇用統計（フランス労働・雇用・職業教育・労使対話省）、失業者数（INSEE）、2006年に設立された企業（INSEE）

※1 1,2,3,5,6,8,9,10,11,12,13は、表中の中小企業の定義に基づく中規模企業・小企業・小規模事業者の合計値。

※2 全企業を対象とした値。中小企業の値ではない。

※3 小規模事業者を除く中小企業の倒産件数

⁶ 根拠法令：法第2008-776号第51条、政令第2008-1354号第3条

⁷ 中小企業の定義による値である。

企業規模について、有給従業者(emplois salariés)数に基づいて、次のように規定している。

有給従業者数0人以上9人以下：マイクロ企業、0以上19人以下：小規模事業者、0以上249人以下：中小企業、250人以上：大企業。

なお、下記条件(a.～d.)に当てはまる場合は、中小企業の区分から除外される。

a. 国内または海外のグループ企業の親会社ではない。

b. 国内または海外のグループ企業による株式取得が50%を超えるようなグループの子会社ではない。

c. ミクログループ企業（有給従業者数250人未満）である場合、その親会社や子会社。

d. 共同企業体、経済利益団体または主な活動のために法的支援を受けている建設の請負企業。

1.3.2 特徴⁸

(1) 中小企業の支援方針

フランスでは中小企業施策についての基本理念等をまとめた基本法はないが、商工会議所に関する法律（1898年）以来、様々な個別の法律・デクレ（政令）によって定められてきた。

商業・手工業基本法（ロワイエ法、1973年）では、大規模小売店出店規制のため、県商業・都市化委員会の審査制度、地方の商工会議所・手工業会議所による都市計画マスタープランへの参画が義務付けられた。人材養成開発契約に関する法律（1984年）では、中小企業の研修・職業訓練を目的として、有給職業訓練休暇制度の変更、職業訓練振興支援制度の設立が規定された。商人間の誠実性および均衡に関する法律（ガラン法、1996年）は、流通業者から製造業者への値下げ圧力から中小製造業者を保護することを目的として制定された。仕入原価を下回る値段での販売を禁止した、商店と手工業の発展と促進のための法律（ラファラン法、1996年）では、ロワイエ法の規制をさらに強化し、一定売場面積以上の小売店の新・増設については許可申請を、ホテル・映画館の新・増設については公聴会開催を義務付けた。

2000年以降も、起業促進法（2003年）では、起業時の行政手続きの簡素化、被用者から経営者への地位変更の容易化、企業の国際化支援などを規定し、オンライン申請を用いて1日で起業が可能なシステムを構築した。中小企業振興法（2005年）では、ガラン法（1996年）を改正し、起業または企業買収のための家族間融資に対する贈与税の免税制度を整備し、製造業者が流通業者に支払うバックマージンを仕入原価の20%に制限する規定を新設し、起業支援、企業の発展、協働配偶者制度、企業の譲渡および取得の促進、運営方法の簡素化などに貢献している。

さらに、経済現代化法（2008年）以降は、小企業・小規模事業者については、成長促進、資金調達・融資の機会支援、支払遅延防止、企業譲渡の容易化、再起機会の創出等を柱とした施策が実施されている。新たに個人事業主制度（auto-entrepreneur）というカテゴリーが創設され、税金や費用の支払が簡素化され、自由度が増した。個人事業主は、簡単な申請のみで設立できて登記も不要である。付加価値税の徴収業者の対象外となり、設立後3年間は職業税の対象外となる等、税制の優遇措置もある。2016年以降は「小規模事業主制度（micro-entrepreneur）」に改称される予定である。

(2) 国際化支援 ～輸出信用保険～

これまでは貿易保険会社のコファス（COFACE）が、政府の代わりに公的な輸出信用保証を提供してきたが、COFACEは2015年7月末、この業務をBpifrance エクスポート（Export）に移管することで政府と合意した。移管は2016年前半に行われる予定である⁹。COFACEは1946年の設立以来、フランス政府に代わって輸出信用保険を提供してきた。政府保証付き保険の顧客のうち、9割強は中小企業で、中小企業専門のチームを抱えている。COFACEはあらゆる規模の企業に保証を提供するだけでなく、以下のように、中小企業向け保険を用意している。

- ・ ファースト・ステップ・マーケット・サーベイ保険
中小企業向けの簡素化された固定金利の商品である。対象は、年商5,000万ユーロ未満、輸出売上高が20万ユーロ未満または全売上に占める割合が10%未満の中小企業である。
- ・ 為替リスク契約保険
競争力の欠如により為替リスク交渉を伴う契約の恩恵を受けられない、ユーロ以外の外貨で取引を行わなければならない中小企業向けの商品である。保証されるのは、米ドルまたは英ポンドで1,500万ユーロ相当までの取引である。
- ・ イージーライナー、トレードライナー
無担保債権の90%保証を含む信用保険を提供する中小企業向け保険である。

⁸ 参考文献：フランス経済金融省のウェブサイト、COFACEのウェブサイト

⁹ 2015年10月時点での情報

1.4 ドイツ

1.4.1 基礎情報

中小企業の定義 ¹⁰	分類	従業員数	年間売上高 (A)	年次総資産 (B)	その他
	中規模企業	10～499人	100万以上 5,000万 ユーロ以下	—	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業の定義は、ボン中小企業研究所(IfM)の定義とEU定義を併用 ・統計・EU提供の助成金条件等ではEU定義 ・左表の基準はIfMの定義 ・同族企業：家族構成員による自己資本占有率50%以上、かつ家族構成員が業務執行組織に参加している。
	小規模企業	10人未満	100万 ユーロ未満	—	
	同族企業	—	—	—	
基本データ ※1	1.	中小企業の企業数 その全企業数に占める割合	365万社 99.5%	2012年	
	2.	中小企業の従業者数 その全企業に占める割合	1,600万人 59.4%	2012年	
	3.	中小企業の生産額 その全企業に占める割合	13,050億ユーロ 32.4%	2012年	
	4.	中小企業の出荷額 その全企業に占める割合	— —		
	5.	中小企業の付加価値額 その全企業に占める割合	— 56.5%	2012年	
	6.	中小企業の販売額 その全企業に占める割合	21,490億ユーロ 35.3%	2012年	
	7.	開廃業率	—	—	
	8.1	売上高営業利益率	—	—	
	8.2	売上高税引き前利益率	中小企業：5.5%	2012年	
	9.	自己資本比率	中小企業：24.0%	2012年	
	10.1	従業者1人当たり付加価値額	小規模事業者：34,000ユーロ 小企業：41,000ユーロ 中企業：51,000ユーロ	2013年	
	10.2	従業者1人当たり売上	小規模事業者：74,000ユーロ 小企業：108,000ユーロ 中企業：162,000ユーロ	2013年	
	10.3	従業者1人当たり純利益	—	—	
	11.	前年比増収率	1.0	2011～2012年	
	12.	中小企業の融資額 その全企業に占める割合	— —		
	13.	中小企業の社債発行額 その全企業に占める割合	76億ユーロ 11.2%	2012年	
	14.	有効求人倍率※2	23.1%	2015年	
15.	失業率※2	4.3%	2015年		
16.	倒産件数※2	24,000件	2014年		
17.	生存率	—	—		

出所：ビジネスレジスターによる産業の構造（ボン中小企業研究所）、中小企業パフォーマンスレビュー（欧州委員会）、ドイツにおける中小企業の主要な数値（ボン中小企業研究所）、GENESIS オンラインデータバンク（ドイツ連邦統計局）、DeStasis（ドイツ連邦統計局）、1997年～2013年のドイツ企業の財務諸表からの推定結果（ドイツ連邦銀行）、破産統計（ドイツ連邦統計局）

※1 1,2,3,6,7,10,11は、表中の中小企業の定義に基づく中規模企業・小規模企業の合計値、5,8,9,13,16は、売上高5,000万ユーロ未満の企業の値である。

※2 全企業を対象とした値。中小企業の値ではない。

¹⁰ ドイツ連邦として定める「中小企業」に関する基本法はなく、各連邦州で「中小企業振興法」等の定められている場合が多い。

1.4.2 特徴¹¹

(1) 中小企業の支援方針

中小企業を管轄する連邦経済技術省（Bundesministerium für Wirtschaft und Energie、以下、BMWい）では、行動プログラム 2015 年「Aktionsprogramm Zukunft Mittelstand（未来のミッテルシュタント¹²のための行動計画）」に中小企業の支援方針を示している。ドイツ連邦政府は、中小企業独特の強みを維持しつつ、後継者育成や労働力の確保等の課題について支援することを目指している。また、国際競争力を持って、デジタル経済を活用しながら成長する分野を創出するため、資金やアドバイスを提供する。同時に、手続きの簡便化については、今後も力を入れていく予定である。

(2) 中小企業基幹イノベーション・プログラム（ZIM）

中小企業基幹イノベーションプログラム（ZIM）は、BMWい が最も注力しているプログラムで、各分野、または分野間における中小企業の研究開発と技術協力を市場に即して支援する。ここでは、従来の協力・ネットワーク支援プログラム「PRO INNO II」、「NEMO」、「InnoNet」、「INNO-WATT」などが統合されている。本プログラムの目標は、中小企業のイノベーション活動を強化することによって、成長と競争力に貢献することにある。

・ ZIM 単一プロジェクト

中小企業向けの新技术を対象とする返済不要の R&D 助成で、最高 3 億 8,000 万ユーロが提供される。また、ノウハウ転移訓練、認証手続きのアドバイス、場所の提供支援などが、省外の第三者によって提供される。

・ ZIM- Kooperationsprojekte（共同プロジェクト）

2 社以上の企業による共同研究開発プロジェクト、研究機関との共同研究開発プロジェクトの支援として、最高 38 万ユーロの資金が提供される。資金は、国外の企業・機関と協力する場合にも用いられる。

・ ZIM Kooperationsnetzwerke（共同ネットワーク）

最低 6 社の中小企業がネットワーク管理システムを設立しプロジェクトを開発する際に助成を得られる。調査機関、高等教育機関、団体、大企業など他の機関も参加できる。

(3) ERP 振興助成プログラム

欧州復興計画（European Recovery Programme : ERP）はもともと、マーシャル・プランの一環として 1948 年に始動し、ドイツの経済的自立を目指したものである。1960 年代に入るとその性格を変え、ミッテルシュタントの支援に注力していった。現在は、起業・イノベーションの分野での低金利融資や投資に力を入れている。2013 年末までに、ERP 関連基金を通じてドイツ企業に総額 1,500 億ユーロの資金が投資された。

図表 3 ERP 振興助成プログラムの一覧

プログラム名	概要
ERP 出資プログラム	中小の鋳工業者の新製品開発・市場投入・事業拡大・企業再編・起業などについて、最大 125 万ユーロの資金を提供。
ERP/EIF 投資ファンド	ベンチャーキャピタルに最高 100,000 万ユーロを融資。
ERP 輸出融資プログラム	輸出業者・国外輸入業者に、輸出業務について最高 8,500 万ユーロの資金を提供。
イノベーション・プログラム	市場導入前調査、国内向け新製品・プロセス・サービスの開発・導入支援の資金を提供。
ERP 地域振興プログラム	中小企業・自営業者に、事業所設立・獲得・拡張等の目的で最高 300 万ユーロを融資。

¹¹ 参考文献：ドイツ連邦経済技術省のウェブサイト

¹² ドイツでは、歴史的に中小企業と少し意味合いが異なる「ミッテルシュタント」という言葉があり、経済分野では事業中間階層に属する「企業者（または企業）」を総称するものとして使用されている。

1.5 スウェーデン

1.5.1 基礎情報

中小企業の定義 ¹³	分類	従業員数	年間売上高 (A)	年次総資産 (B)	その他
	中企業	250 人未満	5,000 万ユーロ以下	4,300 万ユーロ以下	<ul style="list-style-type: none"> ・大企業の出資比率が 25%以下 ・(A) (B) のいずれかで良い。 ・基本的に EU 定義準拠。ただし、IT 企業に関しては、小企業は従業員 50 名までとする。
	小企業	50 人未満	1,000 万ユーロ以下	1,000 万ユーロ以下	
	小規模事業者	10 人未満	200 万ユーロ以下	200 万ユーロ以下	
基本データ ※1	1.	中小企業の企業数 その全企業数に占める割合		115 万社 99.8%	2014 年
	2.	中小企業の従業者数 その全企業に占める割合		185 万人 43.5%	2013 年
	3.	中小企業の生産額 その全企業に占める割合		31,050 億クローネ 58.0%	2013 年
	4.	中小企業の出荷額 その全企業に占める割合		- -	-
	5.	中小企業の付加価値額 その全企業に占める割合		12,470 億クローネ 61.0%	2013 年
	6.	中小企業の販売額 その全企業に占める割合		13,750 億クローネ 60.0%	2013 年
	7.	開廃業率		開業率：7% 廃業率：-	2013 年
	8.1	売上高営業利益率		6.6%	2013 年
	8.2	売上高税引き前利益率		9.5%	2013 年
	9.	自己資本比率		-	-
	10.1	従業者 1 人当たり付加価値額		735,000 クローネ	2013 年
	10.2	従業者 1 人当たり売上		25,000 クローネ	2013 年
	10.3	従業者 1 人当たり純利益		2,405,000 クローネ	2013 年
	11.	前年比増収率		-0.18%	2013 年
	12.	中小企業の融資額 その全企業に占める割合		- -	-
	13.	中小企業の社債発行額 その全企業に占める割合		- -	-
	14.	有効求人倍率※2		1.5	2014年第4四半期
15.	失業率※2		7.3%	2014年第4四半期	
16.	倒産件数		大企業 0 件 中小企業 3,400 件	2014 年	
17.	生存率※2		3 年後の生存率 68%	2005 年	

出所：統計データベース（スウェーデン中央統計局）、業界別・組織形態別の 2009～2013 年での新規企業数（成長庁）、企業別倒産件数（成長分析庁）、2005 年度新規企業の事後調査－3 年後（成長分析庁）

※1 1,2,3,5,6,8,10,11,16 は、表中の中小企業の定義に基づく中規模企業・小規模企業の合計値、7 は、従業員 250 人以下の企業における値である。

※2 全企業を対象とした値。中小企業の値ではない。

¹³ 根拠法令：スウェーデン法令集2008:1272号

1.5.2 特徴¹⁴

(1) 中小企業の支援方針

現政府（2014年～）の中小企業支援方針は、起業精神の高揚を図ることである。2015年の産業政策として公表した中小企業政策の指針では、競争力を高め、企業の発展と雇用を促進するとしている。また、2020年までに、EU内で最低の失業率を実現することを公約として掲げた。雇用面では大企業が重要視されがちだが、新規雇用は主として中小企業、特にハイテク企業で発生していることから、中小企業の育成・発展に重点を置く方針である。また、企業の世代交代に伴う資金調達負担を軽減させ、スタートアップの円滑化を図っている。その他、中小企業の国際化、観光業の継続的な振興、環境にやさしい経済と環境・気候対応技術の発展に資するビジネスに重点を置くことも発表している。

(2) 企業家育成

スウェーデンでは企業家育成の制度整備が進んでいる。特に、起業精神の醸成を支援する仕組みが整備されつつある。例として教育機関における企業家育成制度、企業家学校、種まき資本ファンド、投資控除制度を以下にまとめる。

・ 教育機関における企業家育成制度

成長庁は高等教育の中に企業家に関する科目を入れて、企業活動を活発化させることを計画している。産学の情報交換、関係強化、地域の発展にも寄与することを期待している。また、成長庁は高等教育機関に「介護と看護教育での企業家プログラム」を提供している。2014年も支援を続け、プログラムを高等教育機関に拡散させている。今後の企業家文化の醸成が注目されている。さらに、王立工科大学の女子学生のネットワークを支援し、学生企業家アワードを選出している。

・ 企業家学校

自分のアイデアをもとにビジネスプランを作成してウェブから登録し、机上で実業家プランを無料で試することができる制度であり、幅広く企業家を育成することを目的とする。企業家としてどのような障害があり、どのように事業を展開するかの知識を事前に得ることができる。

・ 種まき資本ファンド

創業開始前の支援として「種まき資本ファンド」がある。企業を設立する前に潜在性の高い研究やアイデアを積極的に支援する。インキュベーター活動を行うSISP（Sweden Incubator and Science Park）が主催し、8つの種まき資本ファンド（ヴェステルマンランド基金、シャルマルイノヴェーション・シード・ファンド、ヨーンショーピングビジネス開発、イデオンファンド、テクノシード II、カボンヤレン、ソードグループ・中部スウェーデン、ウミノーヴァ・インベス、ソルムランドファンド）が加わっている。

・ 企業家への税制優遇としての投資控除制度

企業設立時に資本金の半額が金利費用としてみなされ、その部分の資本課税（30%）が控除される制度である。すなわち、設立時の資本金の半額が利子収入とみなされ、その30%を勤労所得から控除できる。資本金上限は、130万クローネである。

¹⁴ 参考文献：スウェーデン政府のウェブサイト、ALMI企業センターのウェブサイト

1.6 アメリカ

1.6.1 基礎情報

中小企業の定義 ¹⁵	分類	従業員数	年間売上高 (A)	年次総資産 (B)	その他
	中小規模事業者 (製造業・鉱業)	過去12か月間 500人以下	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・営利事業であること。 ・国内に事業所があること。 ・主に国内で事業を行うか、国内の製品・材料・人材を活用するか、納税額でアメリカ経済に貢献していること。 ・独立所有・運営であること。 ・国内市場を独占していないこと。 ・「製造業および鉱業」「非製造業」の規定外の産業も多く、個別に数値的基準の設定がある。
	中小規模事業者 (非製造業)	—	平均750万ドル以下	—	
基本データ ※1	1.	中小企業の企業数 その全企業数に占める割合		従業者所有企業：571万社 99.7%	2012年
	2.	中小企業の従業者数 その全企業に占める割合		5,606万人 48.4%	2012年
	3.	中小企業の生産額 その全企業に占める割合		52,100億ドル 44.6%	2010年
	4.	中小企業の出荷額 その全企業に占める割合		4,710億ドル 33.6%	2013年
	5.	中小企業の付加価値額 その全企業に占める割合		52,100億ドル 4.6%	2010年
	6.	中小企業の販売額 その全企業に占める割合		— 36.2%	2012年
	7.	開廃業率		開業率：9.4% 廃業率：10.1%	2011年
	8.1	売上高営業利益率		8.9%	2015年第2四半期
	8.2	売上高税引き前利益率		8.3%	2015年第2四半期
	9.	自己資本比率		51.1%	2015年第2四半期
	10.1	従業者1人当たり付加価値額		95,000ドル	2010年
	10.2	従業者1人当たり売上		120,000ドル	2012年
	10.3	従業者1人当たり純利益		6,800ドル	2012年
	11.	前年比増収率		2.4%	2014年
	12.	中小企業の融資額 その全企業に占める割合		— 22.1%	2013年
	13.	中小企業の社債発行額 その全企業に占める割合※2		14,780億ドル —	2014年
	14.	有効求人倍率※2		56.0%	2014年12月
15.	失業率※2		5.0%	2015年10月	
16.	倒産件数※2		47,800件	2011年	
17.	生存率※2		1年間生存率：76.3%	2009年	

出所：中小企業経済活動2012（中小企業庁）、中小企業のGDP付録：NAICS産業分類による産業別・企業規模別の国内総生産（中小企業庁）、合衆国輸出企業の統計データ（国勢調査局外国貿易課）、開廃業による企業規模別・主要業種別企業数および雇用数の変化（中小企業庁）、規模別の民間企業・事業所・雇用・年間賃金および収入（中小企業庁）、四半期財務報告（商務省）、アメリカにおける中小企業融資2013年（中小企業庁）、アメリカ資本統計（アメリカ証券業金融市場協会）、月次労働力レビュー（労働省労働統計局）、人口動態調査（労働省労働統計局）、企業雇用動態（労働省労働統計局）

※1 1,2,3,4,5,6,7,10.1 は、従業者500人未満の事業体の統計値である。8,9,10.2,10.3,11 は、製造業における総資産2500万ドル未満を中小企業とした値である。12 は、融資規模100万ドル未満の企業融資を中小企業融資として定義した値である。

※2 全企業を対象とした値。中小企業の値ではない。

¹⁵ 根拠法令：中小企業法

1.6.2 特徴¹⁶

(1) 中小企業の支援方針

アメリカ中小企業庁（Small Business Administration : SBA）は、「事業への資金提供」「起業家の育成」「連邦調達」「中小企業の権利擁護」の4つを事業の柱としている。また、2014年度から2018年度までの戦略目標として、企業の成長と雇用の創出、中小企業の代弁者としての貢献、現在および将来における中小企業のニーズを満たすことのできるSBAの確立を目標としている。

SBAは2015年現在、「SBAの戦略計画2014～2018年度」に基づいて、SBAプログラムを設計・運営している。また、2015年度予算案では7億ドルの予算が付けられ、これにより、SBAからの貸付展開による中小企業の資本調達の拡大、メンターシップの強化、中小企業による輸出機会の増加、高成長事業への投資、災害支援ローン提供の強化、十分な支援が行われていないマイノリティグループに対する新たな支援機会の提供等に関連する施策が実施される予定である。なお、2016年度予算要求は7億130万ドル、うち330万ドルが事業融資助成、2億630万ドルが起業家育成プログラムにあてられる。また、要求予算以外にロバート・スタフォード災害救助・緊急事態支援法において追加予算1億5,880万ドルが要求されている。なお、国と地方行政機関の分担に関しては、SBA等の連邦機関が、連邦全体に関わる枠組み的プログラムを、中小企業・支援機関・NPO・金融機関・州政府（または地方行政機関）等に提供し、各州政府は地域の経済状況に応じた支援を中小企業に提供する仕組みとなっている。最近の施策として、以下に示すようなものがある。

- ・ スタートアップ・インアデイ（2015年）
起業家が、州・市・自治体で24時間以内にも事業を開始することができるように、SBAが各都市と連携するイニシアティブである。24時間以内に事業を開始することが可能なソリューションを開発する25都市、およびネイティブアメリカンコミュニティ2か所に対して各5万ドル、総額150万ドルを提供する。また、「起業家がライセンスや事業許可書を取得できるようにする方法やツール」を開発するモデル都市に対して25万ドルを助成する。
- ・ サプライヤペイ・イニシアティブ（2014年）
中小規模のサプライヤに対する支払手続きを早めたり、低コストで資金調達を可能にしたりするためのプログラムである。2011年に開始した「クイックペイ・イニシアティブ」の後続プログラムで、中小企業に対する円滑な資金供給を確保し、経営推進や新規研究開発を推進する。現在、コカ・コーラ社、IBM、アップル社などの大手企業が26社参加しており、最終的にサプライヤに対して15日以内での支払を目標とする。同イニシアティブを受けて、請求書管理システムが早期支払対応のサービスも開始しており、複数の大企業が当該サービスを利用している。

(2) 創業支援（ベンチャーキャピタル支援、税制）

SBAのベンチャーキャピタル支援施策の最終的な目標は、ベンチャー企業等の中小企業に対する持分投資を促進することにあるが、まずベンチャーキャピタルに公的支援を提供するという形で、中小企業投資会社プログラム、新市場ベンチャーキャピタル・プログラム等を実施している。また、連邦政府は、創業・ベンチャー振興として、起業者の会社設立費用に対する控除額倍増、無形固定資産の償却、エネルギー効率措置に関する税額控除、中小企業向けの医療保険税額控除、中小企業向けの減税措置等の施策を実施している。

アメリカの各州は、州法により、起業または創業に関する州税上の優遇措置を設けている。たとえば、デラウェア州では、多くの企業を州内に誘致するため、州内に本拠を定める企業については、事業免許税を徴収する代わりに、州外での収入に対する法人所得税を免除している。

¹⁶ 参考文献：SBAのウェブサイト、サプライヤペイ・イニシアティブのウェブサイト、内国歳入庁（IRS）ウェブサイト

1.7 中国

1.7.1 基礎情報

中小企業 の定義 ¹⁷	分類	従業員数	年間売上高 (A)	年次総資産 (B)	その他
	中型	農、林、畜 産、漁業を除 く全業種で設 定	全業種で設 定	不動産関連 業のみ設定	業種別に中小企業の定義が定められている。
	小型				
	微型				
基本データ ※1	1.	中小企業の企業数 その全企業数に占める割合	34万社 97.3%	2013年	
2.	中小企業の従業者数 その全企業に占める割合	5,936万人 64.8%	2011年		
3.	中小企業の生産額 その全企業に占める割合	443,000億元 52.0%	2013年		
4.	中小企業の出荷額 その全企業に占める割合	442,000億元 41.5%	2012年		
5.	中小企業の付加価値額 その全企業に占める割合	— —	—		
6.	中小企業の販売額 その全企業に占める割合	542,000億元 59.6%	2012年		
7.	開廃業率	—	—		
8.1	売上高営業利益率	6.8%	2012年		
8.2	売上高税引き前利益率	6.2%	2013年		
9.	自己資本比率	43.2%	2012年		
10.1	従業者1人当たり付加価値額	—	—		
10.2	従業者1人当たり売上	91(億元/人)	2011年		
10.3	従業者1人当たり純利益	5(億元/人)	2011年		
11.	前年比増収率	1.14	2013年		
12.	中小企業の融資額 その全企業に占める割合	— —	—		
13.	中小企業の社債発行額 その全企業に占める割合	— —	—		
14.	有効求人倍率	—	—		
15.	失業率※2	4.1%	2014年		
16.	倒産件数	—	—		
17.	生存率	—	—		

出所：中国経済センサス年鑑 2013（国務院全国経済センサスグループ事務局）、中国工業統計（中華人民共和国国家統計局）

※1 基本データは、中小企業規定に定める業種別中小企業の定義に基づいた工業・規模以上企業¹⁸の統計値である。

※2 全企業を対象とした値。中小企業の値ではない。

¹⁷ 根拠法令：中小企業分割型標準規定

¹⁸ 工業・規模以上企業とは、2007年～2010年までは年間売上高500万元以上の工業企業である。2011年以降は年間売上高2,000万元以上の工業企業である。

1.7.2 特徴¹⁹

(1) 中小企業の支援方針

中国における中小企業に関する最初の法律は「中華人民共和国中小企業促進法」で 2002 年に公布された。この法律では、社会貢献、雇用創出を行い、国の産業政策に適合する中小企業であれば、法的に平等に扱われ、国は平等に奨励・支援・保護するとされている。また、支援方針として、運営資金獲得、創業、技術力向上、市場開拓、中小企業運営に対する各種サービスを挙げている。運営資金は中小企業発展基金から供給される。中小企業発展基金は、資金援助以外に、カウンセリング・中小企業信用保証制度の設立支援・技術革新支援・専門知識取得と大企業との連携奨励・人材育成や情報コンサルティング・国際市場開拓支援等も行っている。

中国では経済成長を背景に、中小企業をとりまく環境も急速に変化しており、上記の促進法公布以降も、制度の拡充を継続している。2009 年には「中小企業の発展促進に関する若干の意見」が公布された。中小企業の就業状況に対する貢献が、大型企業より大きくなり、中小企業をさらに育成・発展させようと計画されたものである。ここでは、中小企業をとりまく環境改善、資金調達難の緩和、財政サポート強化、技術革新、市場開拓支援、行政サービスの改善、経営管理水準の向上支援が挙げられている。「若干の意見」という名の通知文ではあるものの、中小企業施策の様々な分野に影響を与えている。

2011 年には、新たに「中小企業分割型標準規定」が施行された。特に微型企業が優遇された内容となっている。さらに、2014 年 2 月には、全国人民代表大会の財政経済委員会が主導して「中小企業促進法」の改定業務に着手しており、現在、全国人民代表大会関係者が全国各地に修正過程の状況調査を開始している。改正法は、中小企業の資金調達問題および合理的な権利を保護する内容となる見込みである。なお、中小企業支援のために、中小企業促進法の修正の必要性について、国務院発展研究センター研究員の記事では、次のように記されている。「今後の政策の焦点は、中小企業のための合法的な投資リターンを保護に重点を置くことであり、公正な競争取引の市場環境を育成する必要がある。また、中小企業促進法に記載の財政支援、業務支援、技術革新、市場開拓、社会サービスなどは、分かりにくい面も多く、違反した場合の罰則規定も明確ではない。小型および微型企業が、公正な競争環境において、市場原理に基づいた合法的な投資収益を得るための支援をすべきである。」

(2) 国際化支援

2007 年に商務部により「対外貿易促進弁法」が発表された。国家の外資貿易発展戦略に基づき、対外貿易促進体系を確立させるためのものである。「中華人民共和国対外貿易法」に基づいて作成され、大型企業を含むすべての企業を対象とする。これまでに打ち出された中小企業を対象とした国際貿易支援の措置を 1 つにまとめ、体系化した。商務部が主幹となり、中小企業国際市場開拓基金を設立、税制上の優遇措置（輸出税の払戻・免税等）の実施、中小企業総合保険商品の提供、中小企業対外貿易促進センター（人材育成、展覧会、情報提供、資金サービス等のコンサルティングの実施）の設立などが、この弁法に基づき実施されている。

2014 年には商務部、工業情報部、発展改革委員会、財務部、税関総局、検査検閲局、外為局が共同で「国務院弁公庁による海外貿易の着実な成長に係る意見」を公布した。海外貿易競争力強化に言及し、海外での生産基地建設を加速させ、海外貿易発展方式の転換を発表した。また、小型および微型企業へ輸出を促進するためのサービス提供を行い、中小貿易会社の再編・M&A を促進、競争力に富んだ企業グループ形成を促進するとしている。この他、「中小企業国際市場開拓資金管理弁法（2010 年）」に基づき、中小企業が独自に国際市場を開拓する際の支援も行っている。

¹⁹ 参考文献：中華人民共和国政府のウェブサイト、国務院発展研究センターのウェブサイト、中国企業海外ビジネスサービスセンターのウェブサイト

1.8 韓国

1.8.1 基礎情報

中小企業 の定義 ²⁰	分類	従業員数	年間売上高 (A)	年次総資産 (B)	その他
	中小企業	製造業、卸売・ 小売業、サービ ス業で設定	業種別で3年 平均売上額 の基準を設定	—	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業・中堅企業ともに、独立性基準を満たし、相互出資制限企業集団等に属せず、総資産が一定（中小企業：5,000億ウォン・中堅企業：5兆ウォン）以上の法人が30%以上の株を所有しながら、最大株主ではない。 ・中小企業は、関係会社制度に属する場合、平均売上額を合算して業種別の規模基準未滿であり、業種別に中小企業の定義が定められている。 ・中堅企業は、金融・保険業(含・関連業)、非営利法人でない。
	中堅企業	—	—	—	
基本データ ※1	1.	中小企業の企業数 その全企業数に占める割合		342 万社 99.9%	2013 年
	2.	中小企業の従業者数 その全企業に占める割合		1,342 万人 87.5%	2013 年
	3.	中小企業の生産額 その全企業に占める割合		7,399,000 億ウォン 47.6%	2013 年
	4.	中小企業の出荷額 その全企業に占める割合		7,373,000 億ウォン 47.6%	2013 年
	5.	中小企業の付加価値額 その全企業に占める割合		2,482,000 億ウォン 49.5%	2013 年 2014 年
	6.	中小企業の販売額 その全企業に占める割合		5,799,000 億ウォン —	2012 年
	7.	開廃業率※2		開業率：19.0% 廃業率：16.0%	2011 年
	8.1	売上高営業利益率		小企業：5.8% 中企業：4.4%	2013 年
	8.2	売上高税引き前利益率		小企業：4.9% 中企業：3.9%	2013 年
	9.	自己資本比率		税引き前利益率 小企業：40.0% 中企業：43.6%	2013 年
	10.1	従業者 1 人当たり付加価値額		小企業：6,327 万ウォン 中企業：6,625 万ウォン	2013 年
	10.2	従業者 1 人当たり売上		小企業：25,092 万ウォン 中企業：29,817 万ウォン	2013 年
	10.3	従業者 1 人当たり純利益		小企業：1,111 万ウォン 中企業：918 万ウォン	2013 年
	11.	前年比増収率		売上額増加率：4.4% 税引き前純利益増加率：27.7%	2014 年 2009 年
	12.	中小企業の融資額 その全企業に占める割合		576 兆ウォン 76.3%	2015 年 10 月
	13.	中小企業の社債発行額 その全企業に占める割合		180 億ウォン 0.04%	2014 年
	14.	有効求人倍率※2		0.63	2015 年 10 月
15.	失業率※2		3.5%	2014 年	
16.	倒産件数		不渡り法人数：700 件	2013 年	
17.	生存率※2		1 年生存率：60.1%	2013 年基準	

出所：全国事業体調査（統計庁）、鉱業・製造業調査（統計庁）、従業者規模別の付加価値（韓国中小企業庁）、中小企業実態調査（韓国中小企業庁）、新設法人動向（韓国中小企業庁）、国税統計年報（国税庁）、預金銀行の貸出金（韓国銀行）、企業の直接金融の調達実績（金融監督院）、雇用行政統計（韓国雇用情報院）、経済活動人口調査（統計庁）、2014 年中小企業に関する年次報告書（韓国中小企業庁）、企業生滅行政統計（統計庁）

※1 1,2,11,12,13,16 は、中小企業法で定めた業種別の中小企業の統計値である。3,4,5,6,10 は、製造業の従業者規模 299 人未滿を中小企業とした統計値である。8,9 は、従業者規模 299 人未滿を中小企業とした統計値である。

※2 全企業を対象とした値。中小企業の値ではない。

²⁰ 根拠法令：中小企業基本法、中小企業基本法施行令

1.8.2 特徴²¹

(1) 中小企業の支援方針

韓国では、1966年に制定された「中小企業基本法」が中小企業の方向性と中小企業を育成するための施策の基本的な事項を規定しており、関連する法律も多い。同法律に従い、創業促進、経営合理化と技術向上、販路確保等に関する支援政策、金融および税制措置の基本方針が示されている。中小企業間の協力、組織化、国際化、地方中小企業の育成施策の実施、中小企業施策の推進実績と動向に関する報告書の提出、中小企業実態調査の実施、中小企業オンブズマン制度の運営が定められている。

その他、中小企業振興に関する法律、中小企業協同組合法、伝統市場および商店街育成のための特別法、中小企業創業支援法、中小企業人力支援特別法、中小企業技術革新促進法、中小企業事業転換促進に関する特別法、中小企業製品購買促進および販路支援に関する法律、中堅企業成長の促進および競争力の強化に関する特別法、1人創造企業育成に関する法律、各種特別措置法など関連法は多岐に及ぶ。

2015年の中小企業庁の業務計画では、ベンチャー・創業時における経営基盤の安定、中小企業から中堅企業への成長支援、小商工人・伝統市場への支援強化、中小企業に対する規制緩和が4大推進戦略として示されている。これを実現させるために設定された政策目標と課題は、以下のとおりである。

図表 4 2015年 中小企業庁の業務計画

政策目標	課題
創業・ベンチャー成長促進を雇用創出	<ul style="list-style-type: none">・簡単で便利な創業環境の造成・ベンチャー企業の持続成長および再創業・ベンチャー投資財源の拡充および創業初期企業への投資を拡大・中小情報産業企業の創業と成長を促進
中小企業から中堅企業への成長支援	<ul style="list-style-type: none">・中小・ベンチャー企業製品の新需要の創出・中小企業の海外進出の拡大・中小企業の成長潜在力の拡充・中堅企業の成長促進およびグローバル進出促進・大・中小企業ともに成長できる基盤強化
中小企業のための政策環境の造成	<ul style="list-style-type: none">・政策効率性および顧客近接性の向上・ニーズに合わせた政策で中小企業を支援
小商工人・伝統市場への支援	<ul style="list-style-type: none">・創業準備の支援・経営能力の向上および安定的な成長基盤づくり・特性のある伝統市場の育成

(2) World Class 300 プロジェクト支援事業

韓国では、中小企業と大企業の間には「中堅企業²²」という定義があり、中小企業が中堅企業に成長することを支援している。この事業は、グローバル企業としての成長意思と潜在力を持っている中小・中堅企業を World Class 企業として育成し、成長力を持続的に確保するとともに、よりよい質の雇用を創出することを目指している。2017年までに300社（中小・中堅企業として前年度売上額対比直接輸出が10%以上で、直近3年間の売上額対比 R&D 投資が平均1%以上の企業）に対して、技術開発支援・市場拡大・人材確保・資金支援・コンサルティング等を実施する。

²¹ 参考文献：韓国中小企業庁のウェブサイト

²² 中堅企業は、「中堅企業の成長促進および競争力強化に関する特別法」において次のように定義されている。

1. 所有と経営の実質的な独立性が次の項目のいずれにも該当しない企業。「独占規制および公正取引に関する法律」による相互出資制限企業集団あるいは債務保証制限企業集団。資産総額が5兆ウォン以上の企業あるいは法人が該当企業の株あるいは出資持分の100分の30以上を直接的あるいは間接的に所有しながら最大出資企業。
2. 韓国標準産業分類によって金融業、保険および年金業、金融および保険関連サービス業に該当する業種を営む企業でない。
3. 非営利法人でない。

1.9 シンガポール

1.9.1 基礎情報

中小企業の定義 ²³	分類	従業員数	年間売上高 (A)	年次総資産 (B)	その他
	中小企業	200名以下	1億Sドル以下	—	・従業員数と(A)のいずれかで良い。 ・シンガポール資本が30%以上であること。
基本データ ※1	1.	中小企業の企業数 その全企業数に占める割合		19万社 99.3%	2014年
	2.	中小企業の従業者数 その全企業に占める割合		220万人 64.7%	2014年
	3.	中小企業の生産額 その全企業に占める割合		— —	
	4.	中小企業の出荷額 その全企業に占める割合		— —	
	5.	中小企業の付加価値額 その全企業に占める割合		16,900万Sドル 48.0%	2014年
	6.	中小企業の販売額 その全企業に占める割合		— —	
	7.	開廃業率		—	—
	8.1	売上高営業利益率		—	—
	8.2	売上高税引き前利益率		—	—
	9.	自己資本比率		—	—
	10.1	従業者1人当たり付加価値額		—	—
	10.2	従業者1人当たり売上		—	—
	10.3	従業者1人当たり純利益		—	—
	11.	前年比増収率		—	—
	12.	中小企業の融資額 その全企業に占める割合		— —	
	13.	中小企業の社債発行額 その全企業に占める割合		— —	
	14.	有効求人倍率		—	—
15.	失業率※2		全人口 ²⁴ の失業率 1.6% 居住者の失業率 2.4%	2015年第4四半期	
16.	倒産件数※2		4,000件	2015年9月	
17.	生存率		—	—	

出所：オンラインデータベース（シンガポール統計局）

※1 基本データは、表中の中小企業の定義に基づく統計値である。

※2 全企業を対象とした値。中小企業の値ではない。

²³ 根拠法令：会社法

²⁴ 居住者：シンガポール国籍者とシンガポール永住権保持者、全人口：居住者および外国籍でシンガポールに在住する人

1.9.2 特徴²⁵

(1) 中小企業の支援方針

シンガポールの中小企業の大半は、会社法に規定される。会社法は公開会社から小規模な私的有限会社、外国会社のシンガポール支店にまで適用される。会社法は、2007年抜本的な改正が検討され、2014年10月に国会で改正案が可決された。多くの改正事項は2016年第1四半期の施行が見込まれている。

改正会社法の主要な改正点の1つは、小規模会社という新たな概念が導入され、その法規制による負担を削減するため、一定条件²⁶を満たす場合には会社法上の監査義務を免除し、従来、エグゼンプト・プライベート・カンパニー²⁷に付与されていた法定監査の免除対象を拡大した点である。シンガポールでは、株式会社は原則的に外部会計監査人の監査を受け、その結果を公開しなければならない。この点は、シンガポールの企業の透明性や適正な運用に資する一方で、コスト負担や、公開を望まない企業にとっての負担であった。財務省は、エグゼンプト・プライベート・カンパニーと小規模会社が並存する形で、会計監査を不要にする方針を採用した。

シンガポールの中小企業は、企業数では全体の99%、雇用人数では65%を占めるが、付加価値額では48%と、全体の半分を下回る。2011年以降、生産性の伸びも振るわず、2012、2014年には前年度比マイナスとなっている。シンガポールでは、少子化や高学歴化に伴う労働力不足を、外国人の受け入れで補ってきたが、それがシンガポール人の雇用を圧迫しているという国民の不満もあり、2011年以降は外国人労働者の雇用規制が強化されている。さらに、近隣諸国に対する通貨高基調が続きビジネスコストが上昇する中、中小企業のみならず、生産性向上が競争力維持のために必須となっている。

シンガポールでは、毎年、政労使三者の代表で構成されている全国賃金審議会（NWC）が賃上げに関する勧告を行っている。2015～16年の賃金ガイドラインでは、労働力不足の状況の下、雇用の拡大よりも生産性向上を目指すことに焦点を置くことを推奨している。中小企業施策でも、生産性向上を目的としたスキームに重点が置かれていくと見られる。

(2) 各種金融施策

シンガポールでは、中小企業向けに融資・信用保証、ビジネスエンジェル、補助金など様々なメニューがある。

図表 5 2015年 シンガポールの金融施策の例

制度	概要
地元企業融資制度	地元中小企業による業務の向上、拡張支援のための固定金利の融資プログラム
国際化融資制度	海外への事業展開を図る中小企業を支援する融資保証制度
融資保証制度 (LIS・LIS プラス)	LIS：民間の融資保証会社によるローン保証について、保証料の一部を政府が助成 LIS プラス：民間の融資保証会社による保証を超えたローンについて政府が直接保証
小口融資制度	中小企業に対する財務支援のための小口融資制度
貿易信用保険制度	貿易信用保険をかける際の保険料の50%を政府が補助
政治リスク保険制度	政治リスクに対する保険をかける際、当初3年間の掛け金の50%を補助
共同投資プログラム	2010年からの10年間で、総額15億Sドルの地元企業へ資本供給を官民合同で実施
初期段階ベンチャーファンド	新興企業に対し、大手企業が投じた資金と同額を基金から投資
SPRING 起業開発スキーム	助成資金をSSC ²⁸ が運営、共同出資者を募り、有望な新興企業に共同で出資
インキュベーター開発プログラム	ベンチャー企業の育成を支援する民間のインキュベーターを育成するためのプログラム
ビジネスエンジェル制度	エンジェル投資家の投資金額と同等の金額をSSCが投資する制度

²⁵ 参考文献：規格生産性革新庁（SPRING）のウェブサイト、シンガポールの予算のウェブサイト、IEシンガポールのウェブサイト、シンガポール国家研究基金（NRF）のウェブサイト

²⁶ (1) ある事業年度を通じて非公開会社であること、(2) ある事業年度の直前2事業年度において、a) 当該事業年度の売上合計が1,000万ドル以下、b) 当該事業年度末における総資産価値が1,000万ドル以下、c) 当該事業年度末における従業員数が50人以下、の3項目のうち2項目以上を満たす「小規模会社」

²⁷ 株主が20名以下で法人株主がおらず、かつ年間売上が500万ドル未満の会社

²⁸ SPRING傘下の投資ファンド部門スプリング・シーズ・キャピタル社

2 施策編の各国比較

2.1 中小企業の定義

ユ-ロ圏では、2003年5月6日付「小規模事業者および中小企業の定義に関する欧州委員会勧告」に定める定義との統一のため、国内で2つの定義を併用する国、EU定義を自国の定義と融合する国がある。アメリカ、中国、韓国は、業種により細かく定義を設定している。

国	根拠法令	定義	
		分類	従業員数
EU	・新中小企業定義	中企業	250人未満
		小企業	50人未満
		小規模事業者	10人未満
イギリス (併用)	・1985年会社法 ・2006年会社法	中規模企業	250人以下
		小企業	50人以下
フランス (融合)	・法第2008-776号第51条 ・政令第2008-1354号第3条	中規模企業	5000人未満
		中小企業	250人未満
		小規模事業者	10人未満
ドイツ (併用)	・連邦では「中小企業」に関する基本法が定められていない。 ・各連邦州で「中小企業振興法」等の定められている場合が多い。	中規模企業	10~499人
		小規模企業	10人未満
		同族企業	—
スウェーデン (融合)	・スウェーデン法令集2008:1272号	中企業	250人未満
		小企業	50人未満
		小規模事業者	10人未満
アメリカ	・中小企業法	中小規模事業者 (製造業および鉱業)	過去12か月間 500人以下
		中小規模事業者 (非製造業)	—
中国	・中小企業分割型標準規定	中型	農、林、畜産、漁業を除く全業種で設定
		小型	
		微型	
韓国	・中小企業基本法第2条1項 ・中小企業基本法施行令第3条	中小企業	製造業、卸売・小売業、サービス業で設定
シンガポール	・会社法	中小企業	200名以下

定義（続き）			国
年間 売上高（A）	年次 総資産（B）	その他	
5,000 万ユーロ以下	4,300 万ユーロ以下	<ul style="list-style-type: none"> ・大企業の出資比率が 25%以下 ・（A）（B）のいずれかで良い。 	EU
1,000 万ユーロ以下	1,000 万ユーロ以下		
200 万ユーロ以下	200 万ユーロ以下		
2,590 万ポンド以下	1,290 万ポンド以下	場合により EU 定義併用	イギリス
650 万ポンド以下	326 万ポンド以下		
15 億ユーロ以下	20 億ユーロ以下	<ul style="list-style-type: none"> ・（A）（B）のいずれかで良い。 ・中小零細は EU 定義準拠 	フランス
5,000 万ユーロ以下	4,300 万ユーロ以下		
200 万ユーロ以下	200 万ユーロ以下		
100 万以上	－	<ul style="list-style-type: none"> ・ボン中小企業研究所(IfM)の定義と EU 定義を併用統計・EU 提供の助成金条件等では EU 定義 ・左記は IfM の定義。 	ドイツ
5,000 万ユーロ以下	－		
100 万ユーロ未満	－		
－	－	<ul style="list-style-type: none"> ・家族構成員による自己資本占有率 50%以上、かつ家族構成員が業務執行組織への参与している。 	
5,000 万ユーロ以下	4,300 万ユーロ以下	<ul style="list-style-type: none"> ・大企業の出資比率が 25%以下 ・（A）（B）のいずれかで良い。 ・基本的に EU 定義準拠。IT 企業に関しては従業員数 50 名までを小企業とする。 	スウェーデン
1,000 万ユーロ以下	1,000 万ユーロ以下		
200 万ユーロ以下	200 万ユーロ以下		
－	－	<ul style="list-style-type: none"> ・営利事業である。 ・国内に事業所がある。 ・主に国内で事業を行うか、国内の製品・材料・人材を活用するか、納税額でアメリカ経済に貢献している。 ・独立所有・運営している。 ・国内市場を独占していない。 ・「製造業および鉱業」「非製造業」の規定外の産業も多く、個別に数値的基準が設定されている。 	アメリカ
年間平均収入額 750 万ドル以下	－		
全業種で設定	不動産関連業のみ設定	<ul style="list-style-type: none"> ・業種別に中小企業の定義が定められている。 	中国
全業種別で 3 年平均売上額の基準を設定	－	<ul style="list-style-type: none"> ・独立性基準を満たす。 ・相互出資制限企業集団に属しない。 ・資産 5,000 億ウォン以上の法人が 30%以上の株を所有しながら、最大株主ではない。 ・関係会社制度に属する場合、平均売上額を合算して業種別の規模基準未満である。 ・業種別に中小企業の定義が定められている。 	韓国
1 億 S ドル以下	－	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員数と（A）のいずれかで良い。 ・シンガポール資本が 30%以上である。 	シンガポール

出所：各国政府のウェブサイト

2.2 個別施策

2.2.1 創業促進支援

創業支援施策は、資金調達支援、ベンチャーキャピタル支援、情報提供、税制等、各国ともに施策が充実している。

国・地域名	観点	施策概要
EU ²⁹	資金調達支援	EU 加盟国が国庫補助一括適用免除規制（GBER）を利用することにより、中小企業に設定された制限枠内の国庫補助を、欧州委員会の許可無しに提供できる制度。
	ベンチャーキャピタル支援	「InnovFin（イノベーターに対する EU ファイナンス）」の一部。ホライズン 2020 ³⁰ の枠内で欧州委員会と欧州投資銀行グループが始めたイニシアティブ。
イギリス ³¹	創業支援(ポータルサイト)	創業を考える個人、グループを対象に、政府が GOV.UK ウェブサイトを通じて無料のアドバイスを提供。
	資金調達支援	<ul style="list-style-type: none"> ・創業のための集中的な支援 <ul style="list-style-type: none"> - 創業フェーズに特化した無料支援制度。女性、障害者、マイノリティコミュニティを想定。 ・高成長事業の創業 <ul style="list-style-type: none"> - 高成長事業と認定されると、無料支援が受けられる。 ・北アイルランドスピンアウトイニシアティブ <ul style="list-style-type: none"> - 新設企業成長基金、投資成長ファンド、コンセプトの証明による投資成長ファンド、知的財産開発部、ベルファスト大学革新ファンド、アルスター革新ファンドで構成。 ・新設企業成長基金 <ul style="list-style-type: none"> - イーストミッドランドにおける創業フェーズ企業に対するベンチャーキャピタル。
	ベンチャー育成	<ul style="list-style-type: none"> ・企業による起業スキーム <ul style="list-style-type: none"> - 複数企業連携で投資、株を取得するシステム。 ・企業管理インセンティブ <ul style="list-style-type: none"> - 適切な人材雇用を推進するための税優遇。
	税制	<p>以下のような分野で、税制優遇措置が受けられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資本控除 ・事業継承 ・技術開発など
フランス ³²	資金調達支援	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな個人事業主制度 <ul style="list-style-type: none"> - 対象者登録することで、付加価値税免除、職業税も一定期間免除。 ・2015年創造開発 <ul style="list-style-type: none"> - 起業しようとしているイノベーターを対象とした全国規模のコンペティション。 ・Bpifrance による起業保証 <ul style="list-style-type: none"> - 設立間もない中小企業、自己資本出資者を対象とする保証制度。 ・国土整備・地域振興省間委員会による国土整備助成金 <ul style="list-style-type: none"> - 特定の業種における新規事業設立の際に得られる助成金。 ・企業買収および起業に対する新支援策 <ul style="list-style-type: none"> - 若い雇用復帰手当受給者を対象とした企業買収・企業運営へのアドバイスと財政的支援。

²⁹ EUの参考文献：欧州委員会のウェブサイト、欧州標準化機構（CEN）のウェブサイト、欧州投資基金のウェブサイト

³⁰ ホライズン2020の中小企業に関連する主要プログラムは、有望なイノベーションに資金を提供する中小企業施策である。約30億ユーロの予算、世界市場の競争に直面する製品・サービス・プロセスにおける画期的で革新的なアイデアの開発を支援する。

³¹ イギリスの参考文献：イギリス政府のウェブサイト、ウェールズ地方政府のウェブサイト、スコットランド地方政府のウェブサイト、NISPOファンドのウェブサイト（北アイルランド）、「海外における中小企業政策に関する調査研究」中小企業総合研究機構（平成18年度）、Gov.UK、新設企業成長基金のウェブサイト

³² フランスの参考文献：Bpifranceのウェブサイト、起業支援機構のウェブサイト、首相直属の法律行政情報局（DILA）が提供するウェブサイト、エンジェル投資家（FranceAngels）のウェブサイト、WiSEEDのウェブサイト

国・地域名	観点	施策概要
フランス (続き)	ベンチャー育成	以下のような制度がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・Bpifrance による参加型融資制度 <ul style="list-style-type: none"> - 企業が投資家の参加などを通じて資金を調達する前にキャッシュフローを改善し、革新的なプロジェクトが完了することを支援。 ・イノベーションへの融資制度 <ul style="list-style-type: none"> - 革新的な製品・サービスの開発・商業化に取り組む中小企業への融資。
	ベンチャーキャピタル育成	経済現代化法に基づき、中小企業への資金提供を目的に設立されたベンチャー投資ファンドは、資金の70%を中小企業ベンチャーに投資しなければならない。
	税制	以下の企業は、減税・税制優遇措置対象となる。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域振興支援地域 2020年までに新規設立される企業 ・優先雇用区域で 2017年までに設立される企業 ・農村活性化地域で 2015年までに設立される企業
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・EuroQuity <ul style="list-style-type: none"> - ドイツ復興金融公庫とフランス起業支援・イノベーション振興機構が共同で開発したインターネット・プラットフォーム。 ・FranceAngels.org <ul style="list-style-type: none"> - フランスのエンジェル投資家の団体。80か所のネットワークを持ち、革新的なアイデアや事業に資金を提供。
ドイツ ³³	資金調達支援	新規事業の準備段階と設立段階の両方で、以下の支援が受けられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ERP スタートファンド <ul style="list-style-type: none"> - 創業10年に満たないドイツの小規模な技術系企業への資金提供。 ・ERP 起業家資本 <ul style="list-style-type: none"> - 商工業の起業家、自由業者、起業後3年以内の新設企業への融資。 ・マイクロメザニン基金 <ul style="list-style-type: none"> - 新規企業や起業家に資本金を提供。 ・ドイツ起業家週間 <ul style="list-style-type: none"> - 毎年開催。イベントを通じ若者の起業家精神醸成を図る。 ・起業のノウハウ拡大 <ul style="list-style-type: none"> - 起業ノウハウに関する一般討論・相談会に助成金を提供。 ・学校での起業家精神の強化 <ul style="list-style-type: none"> - 主に民間のイニシアティブによって運営されるプログラム。若者が将来的に自分の会社を立ち上げることに関心を持つよう促す。 ・情報通信技術イノベーションの起業コンペティション <ul style="list-style-type: none"> - ICT分野で事業を興したい起業家の卵に授与する賞。
	ベンチャーキャピタル支援	ベンチャーキャピタルの支援では、主に以下の3つがある。 <ul style="list-style-type: none"> ・INVEST <ul style="list-style-type: none"> - ベンチャーキャピタルに対する助成金。 ・ERP 振興助成プログラム <ul style="list-style-type: none"> - EIF/ERP 投資ファンドは、特に技術移転の早期段階、技術企業の早期・成長段階に重点を置いたファンドに資金を拠出。 - EIF/ERP メザニン投資ファンドは、ドイツの中小企業に投資したい民間のメザニンファンドへ資金を提供。 ・エンジェル投資家の誘導 <ul style="list-style-type: none"> - ドイツ政府はドイツ・エンジェル投資家・ネットワークのイニシアティブを支援。 - 電子商取引連邦協会は、オンラインビジネスで新規事業を立ち上げたい起業家に対し、カンファレンス・ワークショップを提供。
	税制（検討中）	エンジェル投資家に対する税制枠組み条件の改善、具体的には、企業への出資や企業の譲渡に関する税制枠組み条件の改善を検討している。

³³ ドイツの参考文献：BMWのウェブサイト、ドイツ起業家週間のウェブサイト、連邦経済・輸出管理局のウェブサイト、起業ポータルウェブサイト、企業譲渡・承継希望者登録・検索ツールNEXXTのウェブサイト、ドイツ・エンジェル投資家ネットワークのウェブサイト

国・地域名	観点	施策概要
スウェーデン ³⁴	情報提供、アドバイス	以下の枠組みがある。 <ul style="list-style-type: none"> ・政府の創業時情報提供サービス（www.verksamt.se） <ul style="list-style-type: none"> - 企業登録庁・税金庁・成長庁が共同で作成した情報提供サイト。 ・成長庁の企業スタート支援 <ul style="list-style-type: none"> - 起業を希望する市民に電話サービス。 ・共同組合活動のスタート支援 <ul style="list-style-type: none"> - 全国各県に設置された組織が、希望者へのアドバイス提供、パートナー探しを実施。 ・ヨーロッパ企業ネットワーク <ul style="list-style-type: none"> - EUとヨーロッパ市場の情報を提供。 ・ALMI 企業センターの創業支援活動 <ul style="list-style-type: none"> - 起業計画作成、ファイナンスの援助を実施。 ・IFS アドバイスセンター <ul style="list-style-type: none"> - 移民に対する無料のアドバイスサービスを提供。情報セミナーも開催。
	人材育成	起業家精神を醸成するプログラムとして、以下の制度がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・企業家育成のための教育支援 <ul style="list-style-type: none"> - 成長庁が、介護と看護教育での企業家プログラムの提供を始め、ベンチャーカップ等の起業家育成プログラムへの支援を実施。 ・企業家学校 <ul style="list-style-type: none"> - ウェブ上、ビジネスプランを作成し、机上で実業家プランを試せるツール。 ・種まき資本ファンド <ul style="list-style-type: none"> - 企業設立する前から成長の潜在性の高い研究やアイデアに積極的に参加し、起業しようとする市民を支援するファンド。
	税制	企業家が設立時に資本金の半分の額が金利費用としてみなされ、その部分の資本課税（30%）は控除できる制度。
アメリカ ³⁵	創業時手続きの簡素化	・スタートアップ・インアデイ。 <ul style="list-style-type: none"> - 起業家が、州・市・自治体で適所を見つけて 24 時間以内にも事業を開始することができるようにするイニシアティブ。
	ベンチャーキャピタル支援	中小企業に対する持分投資を促進するために、ベンチャーキャピタルに公的支援を提供するプログラムを実施。
	税制	創業・ベンチャー振興施策として、以下の税制措置を導入している。 <ul style="list-style-type: none"> ・起業者の会社設立費用に対する控除額倍増 ・無形固定資産の償却 ・エネルギー効率措置に関する税控除 ・中小企業向けの医療保険税控除 ・中小企業向けの減税措置
その他	・ベンチャー向け証券市場の整備 <ul style="list-style-type: none"> - SBA は中小企業投資会社（SBIC）に資金を提供する一方、SBIC の債権に SBA の保証を付与し、債権を証券化して一般投資家に販売。 	
中国 ³⁶	資金調達支援	・中小企業発展専門資金 <ul style="list-style-type: none"> - 中小企業の発展環境の整備や、少数民族間の交易の促進と産業育成のために創設された資金。中小企業・小微企業の創業・成長を支援。
	ベンチャーキャピタル支援	インセンティブ税制、財政支援、ベンチャーキャピタル引導基金の設立等により、ベンチャーキャピタルによる中小企業投資を支援。
	ベンチャー向け証券市場の整備	・創業ボード <ul style="list-style-type: none"> - 革新・イノベーション企業とその他の成長型創業企業を支援。

³⁴ スウェーデンの参考文献：情報提供サービス（www.verksamt.se）のウェブサイト、ALMI企業センターのウェブサイト、IFSアドバイセンターのウェブサイト

³⁵ アメリカの参考文献：SBAのウェブサイト、内国歳入庁（IRS）のウェブサイト、2004年度アメリカ中小企業の実態と中小企業政策（中小企業基盤整備機構）、財務省THE PRESIDENT'S FRAMEWORK FOR BUSINESS TAX REFORM

³⁶ 中国の参考文献：中国政府のウェブサイト、創業ボードのウェブサイト

国・地域名	観点	施策概要
韓国 ³⁷	若者技術創業支援	<p>以下の制度が整備されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者創業学校 <ul style="list-style-type: none"> - 若者創業者を先発して創業計画から事業化まで創業の全過程を一括して支援し、若くて革新的な若者創業 CEO を育成する制度。 ・創業支援機関の創業プログラム <ul style="list-style-type: none"> - 大学、公共機関、投資機関など創業支援機関のプログラムを活用して、創業者の円滑な創業活動を支援する制度。 ・リードベンチャー企業との連携を通じた創業支援事業 <ul style="list-style-type: none"> - 創業者の成功的な創業のためにリードベンチャー企業のインフラの活用、ノウハウの伝授、相互協力ビジネスを支援する制度。 ・グローバル若者創業活性化事業 <ul style="list-style-type: none"> - 国内創業企業の海外創業・進出のための研修・保育プログラムの提供と、外国人の国内創業を支援する制度。 ・創業リード大学の育成 <ul style="list-style-type: none"> - 優秀な創業支援インフラを持つ大学を指定し、創業教育から創業アイテムの発掘、事業化、継続的な支援までパッケージ方式に支援する制度。 ・大韓民国創業リーグの運営 <ul style="list-style-type: none"> - 有望な CEO を発掘するために創業リーグを開催、優勝者には賞金と投資誘致などの機会を提供する制度。 ・官民共同創業者の育成 <ul style="list-style-type: none"> - 専門創業企画社が優秀創業チームを選出・投資する。投資金額の最大 9 倍の政府支援を取り付け、初期インキュベーションから海外進出まで総合的に支援する制度。
	創業ベースの拡大	<p>起業家のすそ野を広げる取り組みとして、以下の制度がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創業インターン制度 <ul style="list-style-type: none"> - 若手の創業予備軍にベンチャー・創業企業内で創業インターンシップの経験を通じて、実務知識の習得と創業事業化資金の支援を図る制度。 ・青少年 BIZ スクール <ul style="list-style-type: none"> - 小・中・高校生を対象に起業家精神と創業教育を支援する制度。 ・創業アカデミー <ul style="list-style-type: none"> - 大学生・予備創業者に実践創業教育、CEO メンタリング、ネットワーキングなどを提供し、創業のための基礎能力獲得を支援する制度。 ・創業大学院 <ul style="list-style-type: none"> - 創業大学院の支援を通じて、創業に必要な専門性と実務能力を持つ創業専門家を育成する制度。 ・大学院企業家センター支援事業 <ul style="list-style-type: none"> - 大学内の多様な創業事業と創業支援組織の統合し、体系的な創業支援システムを大学に構築できるように支援する制度。 ・シニア創業支援 <ul style="list-style-type: none"> - 高齢化時代に合わせて 40 歳以上のシニアの経歴・ネットワーク・専門性を活用して成功的な創業ができるように支援する制度。 ・インキュベーションセンター支援事業 <ul style="list-style-type: none"> - 優秀なインキュベーションセンターを対象に、創業初期企業の入居・インキュベーション支援のためのリノベーション・運営費などを支援する制度。 ・在宅創業システム運営 <ul style="list-style-type: none"> - ネットワーク上で会社設立ができるようにした制度。 ・中小企業母体組合出資 <ul style="list-style-type: none"> - 民間資金の投資を誘導するために、政府財源で結成されたファンドで創業投資組合、私募ファンドなどに出資。

³⁷ 韓国の参考文献：韓国中小企業庁のウェブサイト

国・地域名	観点	施策概要
韓国 (続き)	知識サービス 創業の活性化 および成長基 盤の構築	以下の、ICT 関連支援、1 人創業支援制度がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・ICT 基盤地域サービス開発および創業支援 <ul style="list-style-type: none"> - 全国 30 か所のスマート創作所で開発教育・創業を支援する制度。 ・アプリ/コンテンツ/ソフトウェア融合創業支援 <ul style="list-style-type: none"> - 全国 4 か所のスマートベンチャー創業学校で事業計画から開発、事業化まで実践創業を集中的に支援する制度。 ・スマートスタートアップグローバル化支援 <ul style="list-style-type: none"> - 知識サービス分野の海外進出有望企業を発掘し、グローバル市場進出を支援する制度。 ・チャムサリサービス企業支援 <ul style="list-style-type: none"> - チャムサリ実習所の運営を通じて、文化・趣味・健康など Well-being 分野に対する実務教育および創業・就職を支援する制度。 ・1 人創造企業ビジネスセンター <ul style="list-style-type: none"> - 創業と経営に必要な専門家の相談、専門教育などを通じて、創業・事業化を支援する制度。 ・1 人創造企業マーケティング支援 <ul style="list-style-type: none"> - デザイン・ブランド開発、オンライン・オフラインマーケティングを支援する制度。
シンガポール ³⁸	資金調達支援	以下の資金調達支援制度がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・SPRING 起業開発スキーム <ul style="list-style-type: none"> - スプリング・シーズ・キャピタル (SPRING Seeds Capital : SSC) 社が共同出資者を募り、有望な新興企業に共同出資する制度。 ・ACE スタートアップ助成 <ul style="list-style-type: none"> - 審査に合格した企業に対して、起業家が調達した資金 3 ドルにつき 7 ドル (調達資金のおよそ 2.3 倍) を供与する制度。 ・エンジェル投資家税額控除制度 <ul style="list-style-type: none"> - エンジェル投資家がスタートアップ企業に投資する際、課税対象所得から投資額の控除が受けられる制度。 ・ビジネスエンジェル制度 <ul style="list-style-type: none"> - 起業時にエンジェル投資家からの投資を呼び込むことができた場合、エンジェル投資家の投資金額と同等の金額を SSC が投資する制度。
	人財育成	以下の人材育成制度がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・業種限定育成プログラム <ul style="list-style-type: none"> - 医療・クリーンテクノロジーなどの新産業について、民間のアクセレレーターを指定し、対象業種への投資と育成を行う。 ・学校向け若年起業家支援制度 <ul style="list-style-type: none"> - 若年起業家の輩出を目指し、ジュニアカレッジ、高等専門学校、小・中学校など学校を支援する基金。
	ハイテク IT 新興企業の支援	IT に特化したスタートアップ企業に出資している他、起業を支援する民間インキュベーターとタイアップしたアクセレレータープログラムを実施。
	官民連携メディアベンチャー育成支援	メディアポリスにおいて、双方向メディアなど関連分野のベンチャー企業の育成支援事業を実施。

³⁸ シンガポールの参考文献：SPRINGのウェブサイト、インフォコム・インベストメンツ社のウェブサイト

2.2.2 生産性向上

生産性向上に関しては、各国ともに課題として認識しているものの具体的な施策は少ない。また、各国で実施されているものとして、創業支援で整理した公的手続きの簡素化は、生産性向上にも寄与すると考えられる。

国・地域名	施策名	概要
EU ³⁹	—	2014年から2020年の期間では、欧州委員会は欧州における成長と生産性向上の支援手段として、主に「起業家精神」に重点を置いて実施。起業家精神 2020 行動計画の実施の多くは、COSME プログラムが支援。
イギリス	—	—
フランス	—	—
ドイツ	—	—
スウェーデン ⁴⁰	生産性向上プロジェクト	生産の原理に立脚し、生産工程、事務管理の変革の教育を実施。
アメリカ	—	—
中国	—	—
韓国 ⁴¹	新成長基盤資金	事業性と技術性が優秀な成長有望企業の生産性の向上、高付加価値化など競争力の強化に必要な資金を支援。
	税控除	工程改善および自動化施設などに対して投資金額の7%を税控除。
	需要者選択型のコンサルティング支援事業	外部専門家の診断・指導を通じて、中小企業の急変する国内外の経営・技術環境の変化に迅速に対応できるように支援する制度。コンサルティング規模によって費用の30~65%を支援。生産性向上を支援内容に含む。
	生産プロセス改善のための技術開発	中小企業の製品工程改善の技術開発を通じて、製品の品質向上および生産性を向上し、国内外市場で技術的・経済的な価値の高い基幹技術を持つ専門企業の技術競争力を引き上げるために事業費を支援する制度。
シンガポール ⁴²	賃金クレジットスキーム	従業員の昇給分を助成する賃金補助制度。月給4,000ドル以下の従業員に対し、シンガポール政府が昇給分の40%を助成。
	産業連携プロジェクト	業界別の生産性向上プロジェクトに対する助成金。最低3社の中小企業が共同で、生産性向上のソリューション導入を実施する際に、費用の70%を助成。
	生産性・革新クレジット	シンガポールの生産性向上、技術革新を促進することを目的として導入された。導入当初は2015賦課年度までの時限措置だったが、2018賦課年度まで延長。中小企業限定ではない。
	技術採用プログラム	地元中小企業の実産性向上支援プログラム。研究所と企業の間を取り持つ仲介役も支援に入り、スムーズなコミュニケーションを図る。

³⁹ EUの参考文献：COSMEのウェブサイト

⁴⁰ スウェーデンの参考文献：2015-12-17報道

(<http://www.produktionslyftet.se/news/vi-var-optimister-hur-svart-kan-det-vara.html>)

⁴¹ 韓国の参考文献：韓国中小企業庁のウェブサイト

⁴² シンガポールの参考文献：内国歳入庁のウェブサイト、シンガポール予算のウェブサイト、A*STARのウェブサイト

2.2.3 海外展開支援施策

海外展開支援についても、創業支援と同様に施策が充実している国が多い。投資支援、情報提供、貿易の振興等の観点が多いが、人財育成等を実施している国もある。

国・地域名	観点	施策概要
EU ⁴³	貿易の振興	以下の貿易振興のスキームがある。 <ul style="list-style-type: none"> ・市場参入チーム <ul style="list-style-type: none"> - 30か国の輸出市場に、市場参入チームを設置。 ・市場進出データベース <ul style="list-style-type: none"> - 貿易に関する統計・貿易障害情報・問合せ先等、中小企業を対象とした便利なリンクを掲載。 ・欧州ゲートウェイ・プログラム <ul style="list-style-type: none"> - 日本、韓国、中国などへの進出を図る中小企業に対し、情報提供・アドバイス・トレーニング・マッチングを実施。 ・EU ビジネス・アベニュー <ul style="list-style-type: none"> - 欧州の中小企業に対する東南アジアでの支援を提供。 ・EU 中小企業センター <ul style="list-style-type: none"> - 北京に拠点を置き、中国市場への進出を支援。
	情報提供	・主要各国（特に中国およびインド）に中小企業ヘルプデスクを設置する予定。 ・知的財産権ヘルプデスクは、無料アドバイス・研修会を提供。
イギリス ⁴⁴	海外投資支援	新たな海外市場をターゲットにした輸出企業へのサポート。企業市場訪問支援。
	貿易の振興	以下のスキームがある。 <ul style="list-style-type: none"> ・国際取引可能性の発展 <ul style="list-style-type: none"> - 海外展開を考えている事業者に事業融資を提供。 ・パスポート・ツアー・エクスポート <ul style="list-style-type: none"> - 企業の国際化即応力を無償で審査、国際貿易スキルの育成支援。 ・国際トレードアドバイザー <ul style="list-style-type: none"> - 国内 40か所に国際貿易分野のエキスパートチームを設置、各地域のビジネスのニーズにあったサポートを実施。 ・輸出コミュニケーションレビュー <ul style="list-style-type: none"> - 企業のコミュニケーション能力や社会観を評価、アドバイスを提供。 ・輸出に係るマーケティング調査スキーム <ul style="list-style-type: none"> - 輸出市場の調査を支援。 ・海外市場紹介サービス <ul style="list-style-type: none"> - 世界各国の大使館、高等弁務団、領事館に常駐する貿易チームを介して企業を支援。 ・商用見本市アクセスプログラム <ul style="list-style-type: none"> - 海外展開を考えている事業者に、海外での展示会参加資金を援助。 ・国別最新状況 <ul style="list-style-type: none"> - 主要な発展国市場のビジネスに関連する政治経済の評価を、外務・英連邦省海外ネットワークが審査。 ・ビジネス向け海外安全情報 <ul style="list-style-type: none"> - 海外事業を行う企業に対して、政治・経済・ビジネスリスク情報を提供し、リスクの最小化を支援。

⁴³ EUの参考文献：欧州委員会のウェブサイト、EUの法律に関するポータルサイト、Global Europe – A Stronger Partnership to Deliver Market Access For European Exporter（欧州委員会の報告書）、EUゲートウェイ・プログラム、EU中小企業センター、EUビジネス・アベニュー、中小企業国際化ポータルウェブサイト

⁴⁴ イギリスの参考文献：海外における中小企業政策に関する調査研究（中小企業総合研究機構、平成18年度）、イギリス政府の各プログラムの関連ウェブサイト、UK Export Finance is the operating name of the Export Credits Guarantee Department (ECGD)

国・地域名	観点	施策概要
イギリス (続き)	貿易の振興 (続き)	<ul style="list-style-type: none"> ・援助支援事業 <ul style="list-style-type: none"> - 企業の発展途上国における環境構築を支援。 ・財政的刺激に関するイニシアティブ <ul style="list-style-type: none"> - 各国駐在のビジネス専門家が、各国の財政政策を紹介。 ・輸出信用保証 <ul style="list-style-type: none"> - イギリス内で事業活動を行い、資本財・サービスを輸出し、海外投資を実施する企業を対象とした保証。
	情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出コミュニケーションレビュー <ul style="list-style-type: none"> - 海外ビジネスにおける文化・言語の壁をなくすための対策案を提供。
フランス ⁴⁵	海外投資支援	<ul style="list-style-type: none"> 以下の支援策がある。 ・輸出信用保険 <ul style="list-style-type: none"> - ファースト・ステップ・マーケット・サーバイ保険 - 為替リスク契約保険 - イージーライナー、トレードライナー ・市場開拓融資 <ul style="list-style-type: none"> - 市場開拓保証の補償対象金額の範囲内で、銀行からの融資が可能。 ・投資保証 <ul style="list-style-type: none"> - 海外投資を行う企業が負う海外の政治的リスクの一部を補償。 ・輸出への融資 <ul style="list-style-type: none"> - 海外事業の開発に投資している中小企業への融資。
	情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ビジネスフランス <ul style="list-style-type: none"> - 世界 70 か国の在外事務所、国内各地域圏に拠点を配備。中小企業へのアドバイス、橋渡しを実施。24 時間のホットラインもある。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・企業向け国際ボランティア制度 <ul style="list-style-type: none"> - 社外の若者（登録制）を 6 か月～24 か月、海外で輸入を行う中小企業等に派遣。
ドイツ ⁴⁶	海外投資支援	<ul style="list-style-type: none"> 以下の支援策がある。 ・政治的側面支援の窓口 <ul style="list-style-type: none"> - 特に新興諸国や発展途上国における政治的な支援を実施。 ・ドイツ連邦共和国投資保証 <ul style="list-style-type: none"> - 政治的な事件で、出資社員の権利・債権者の権利・資産価値が損失を被った場合、損失を補填。
	ドイツ連邦共和国輸出信用保証	<ul style="list-style-type: none"> ・ドイツ連邦共和国輸出信用保証 <ul style="list-style-type: none"> - 輸入者が支払を履行しなかった場合、延払信用供与を行うドイツ輸出企業の損失を補償。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ERP 振興助成プログラム <ul style="list-style-type: none"> - ドイツの輸出業者および国外輸入業者の輸出業務に関する資金を提供。 ・iXPOS - 対外取引ポータルサイト <ul style="list-style-type: none"> - ドイツからの輸出を望む企業向けのポータルサイト。 ・国外市場情報 <ul style="list-style-type: none"> - ジャーマニー・トレード・アンド・インヴェスト対外取引・市場調査有限会社がドイツ国外商工会議所の世界的なネットワークとリンクして、中小企業向けに国外市場情報や投資先国情報を提供。

⁴⁵ フランスの参考文献：COFACEのウェブサイト、Bpifranceのウェブサイト、EXPORTビジネスフランスのウェブサイト

⁴⁶ ドイツの参考文献：BMWのウェブサイト、AGAポータルサイト、ドイツ連邦銀行のウェブサイト、iXPOSポータルサイト、ドイツ対外取引・市場調査有限会社のウェブサイト、ドイツ連邦開発協力省のウェブサイト、ドイツ・グローバル・コンパクト・ネットワーク（DGCCN）のウェブサイト

国・地域名	観点	施策概要
スウェーデン ⁴⁷	海外投資支援	以下の支援策がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・ALMI <ul style="list-style-type: none"> - 企業家に対して地方事務所を通じて支援。 ・ビジネススウェーデン <ul style="list-style-type: none"> - 販売から市場支援まで現場で支援。 ・コネクトスウェーデン <ul style="list-style-type: none"> - 企業家にビジネス戦略、投資家を紹介。
	情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・Enterprize Europe Network <ul style="list-style-type: none"> - 各国での法人形態、登録手続きと費用、保険制度、海外市場進出に必要な情報を提供。 ・各輸出関連官庁職員によるウェブセミナー <ul style="list-style-type: none"> - EU 以外の外国市場での取引、輸出業の課税・申告等のウェブセミナーを実施。
アメリカ ⁴⁸	海外投資支援	以下の支援策がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・OPIC-中小企業援助 <ul style="list-style-type: none"> - 発展途上諸国へ進出する中小企業への資金供与・政治リスク保険・投資基金を実施、民間部門をサポートしつつ、アメリカ外交を支援。 ・輸出即時融資プログラム <ul style="list-style-type: none"> - 最も簡易な輸出ローンで、36 時間以内に融資が承認される。 ・国際取引ローンプログラム <ul style="list-style-type: none"> - 中小企業の輸出取引に特化したローン。 ・国家輸出促進イニシアティブ (NEI/NEXT) <ul style="list-style-type: none"> - 2010 年からの 5 年間で行った「国家輸出促進イニシアティブ (NEI)」を継承し、改良して 2014 年からは NEI/NEXT として実施。 - 海外市場に関する情報提供・支援提供、輸出入手続きの簡素化・一元化、輸出企業への金融支援拡大、州・地方都市の輸出促進・輸出啓発のための投資促進、自由貿易協定や貿易円滑協定の推進。
	貿易の振興	以下の融資プログラムがある。 <ul style="list-style-type: none"> ・輸出即時融資プログラム ・輸出運転資金プログラム ・対外取引融資プログラム ・SBA・輸出入銀行共同保証プログラム
	情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出業務 (Exporting) <ul style="list-style-type: none"> - SBA ウェブサイト情報提供ページ。輸出開始時の基本事項、輸出業務の注意事項、SBA・政府機関によるカウンセリング・研修・金融等の各種支援について、総合的に情報を提供。
中国 ⁴⁹	法整備	<ul style="list-style-type: none"> ・対外貿易促進弁法 <ul style="list-style-type: none"> - 既存の中小企業関連国際貿易支援措置を体系的に整理。 ・中小企業国際市場開拓資金管理弁法 <ul style="list-style-type: none"> - 国際市場開拓を支援する法規として整備。
	情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・中国企業海外ビジネスサービスセンター <ul style="list-style-type: none"> - 海外商取引における権利侵害、不正被害を受ける国内企業や個人を減らすための情報提供を実施。

⁴⁷ スウェーデンの参考文献：ALMIのウェブサイト、Enterprize Europe Networkのウェブサイト、www.verksamt.se（輸出入事業に関する情報提供ポータルサイト）

⁴⁸ アメリカの参考文献：海外民間投資公社（OPICウェブサイト）、SBAウェブサイト、商務省国際貿易局ウェブサイト、2014年国際輸出促進イニシアティブ戦略概要（商務省国際貿易局）、2010年中小企業輸出・投資を対象にした資金プログラム一覧（SBA）

⁴⁹ 中国の参考文献：中国政府のウェブサイト、中国企業海外ビジネスセンターのウェブサイト、創業ボードのウェブサイト

国・地域名	観点	施策概要
韓国 ⁵⁰	人材育成	<p>以下の人材育成事業を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業輸出能力強化事業 <ul style="list-style-type: none"> - グローバル能力によって、輸出初期、輸出有望、グローバル強小など 3 段階に区分し、ニーズに合わせて輸出準備活動を支援する事業。 ・グローバル強小企業の育成事業 <ul style="list-style-type: none"> - R&D、海外マーケティング、輸出金融を支援する事業。 ・FTA 対応能力強化事業 <ul style="list-style-type: none"> - 国・専門分野・品目別専門家陣を構築、FTA・輸出コンサルティングを実施。企業研修を通じて FTA 締結地域における現地マーケティングを支援する事業。 ・大・中小企業の同伴進出支援 <ul style="list-style-type: none"> - 大企業の海外ネットワーク・インフラを活用して中小企業の海外販路の拡大を支援する事業。 ・海外民間ネットワークの活用支援 <ul style="list-style-type: none"> - 単独での海外マーケティング活動が難しい中小企業に、民間の専門サービスを提供する事業。
	融資	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出金融融資 <ul style="list-style-type: none"> - 輸出品の生産に必要な資金を支援。
	有望企業の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出有望中小企業の選定 <ul style="list-style-type: none"> - 資金・保証、海外マーケティングを支援。 ・Gazelles 企業（高成長企業）の輸出能力強化事業 <ul style="list-style-type: none"> - 海外市場の開拓が可能になるように支援する制度。
	情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・貿易促進団の派遣事業 <ul style="list-style-type: none"> - 専門業種中心の団体展示会、輸出コンソーシアム派遣などを支援。 ・輸出インキュベーターの運営 <ul style="list-style-type: none"> - 輸出インキュベーターに低費用で事務空間を提供。
シンガポール ⁵¹	総合支援	<p>グローバル・カンパニー・パートナーシップ（中小企業限定ではない）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非資金援助：アドバイス、情報の提供、ビジネス支援、セミナー開催など ・金融面支援：補助金の供与、税控除
	情報提供・補助金	<p>以下の支援を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際化マーケティング活動プログラム <ul style="list-style-type: none"> - シンガポールの業界団体・商工会議所主催のビジネスミッションへの参加、国際的な展示会におけるシンガポール・パビリオンへの出展費用を補助。 ・市場アクセスインキュベータープログラム <ul style="list-style-type: none"> - スタートアップ企業と支援するインキュベーター向けのプログラム。ビジネスマッチング、海外ミッション、展示会への参加費用を補助。 ・地元企業・業界団体開発プログラム <ul style="list-style-type: none"> - 企業と業界団体との効果的かつ自発的な連携強化を支援。 ・市場参入準備支援補助 <ul style="list-style-type: none"> - 海外市場調査、海外ビジネスのための法律、税務相談、海外パートナーマッチング等、各種費用を補助。
	税制	<ul style="list-style-type: none"> ・国際成長スキーム <ul style="list-style-type: none"> - 認定を受けた活動の収益に対する所得税を一定期間減免。

⁵⁰ 韓国の参考文献：韓国中小企業庁のウェブサイト

⁵¹ シンガポールの参考文献：IEシンガポールのウェブサイト、SPRINGのウェブサイト、労働力開発庁・技能開発税制度のウェブサイト、内国歳入庁のウェブサイト

2.2.4 設備投資促進施策

設備投資促進施策を実施している国は多くなく、促進施策としても税控除が設定されている程度である。

国・地域名	施策名	概要
EU	—	—
イギリス ⁵²	税制	機器・機械・車両等の資産について、年次投資控除・減価償却控除の形態で税控除申請が可能。地域や業種により異なる。
フランス	—	—
ドイツ	—	—
スウェーデン	—	—
アメリカ ⁵³	税制	連邦政府は設備投資に関する税制施策として以下の措置を導入している。 ・有形固定資産の償却 ・キャピタルゲイン税の免除
中国	—	—
韓国 ⁵⁴	税制	以下の設備投資に対して税控除が申請できる。 ・R&D 設備投資 ・安全設備投資・技術流出防止設備 ・エネルギー節約施設 ・環境保全設備
シンガポール ⁵⁵	税制	合意した期間内における土地を除く工場建物、認定プロジェクト用の新規生産設備、ノウハウや特許権の取得に関する認定資本支出について、通常の資本控除、適格設備投資が課税対象所得から控除される。

⁵² イギリスの参考文献：「海外における中小企業政策に関する調査研究」（中小企業総合研究機構 平成18年度）

⁵³ アメリカの参考文献：Current-Cost Average Age at Yearend of Private Fixed Assets by Industry（アメリカ経済分析局）、平成25年度 年次経済財政報告書（内閣府、<http://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je13/13.html>）、IRSウェブサイト

⁵⁴ 韓国の参考文献：韓国中小企業庁のウェブサイト

⁵⁵ シンガポールの参考文献：経済開発庁（EDB）のウェブサイト

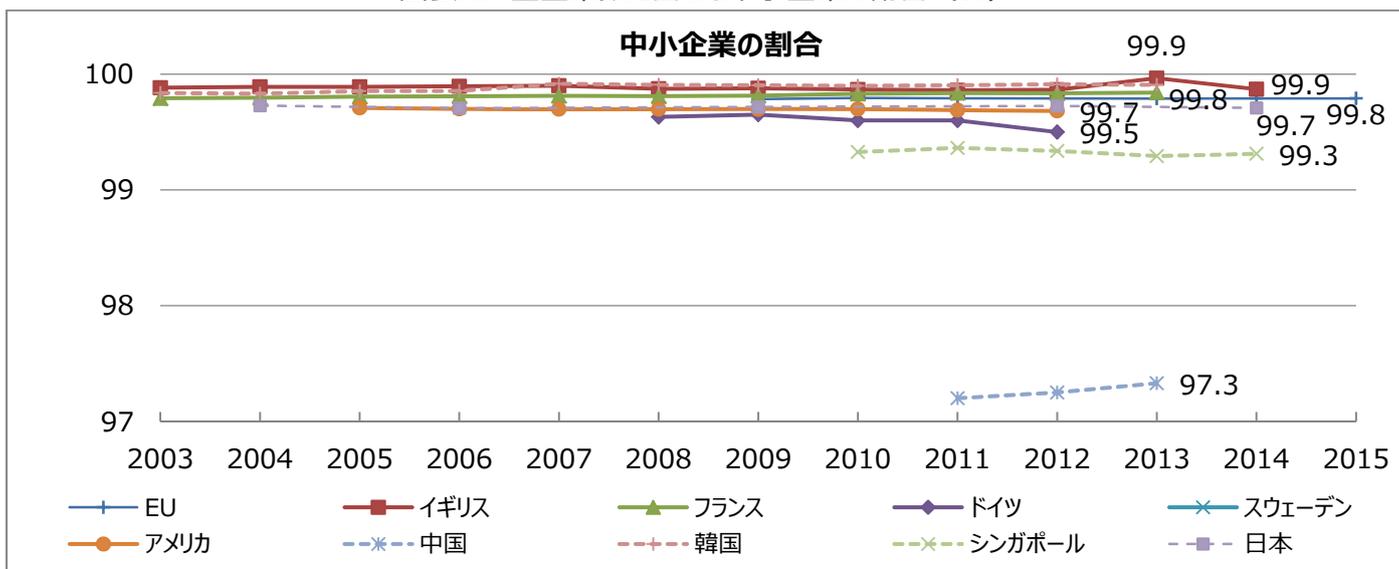
3 統計編

ここでは各国の統計値を1つのグラフで表している。国によって「中小企業の定義（20 ページ参照）」を始めとする各種言葉の定義が異なるため、見た目の数値の大小を単純に比較できない点に留意する必要がある。

3.1 全企業数に占める中小企業の割合

ほとんどの国で中小企業が99%以上を占めている。中小企業施策の対象となる企業の割合という意味では、ほとんどすべての企業が対象となる。

図表 6 全企業数に占める中小企業の割合 (%)



※フランスの値は、小規模事業者（自営の個人事業者）を除いた割合である。

※中国の値は、2011年のみ微型の値が含まれている。

※日本の値は、企業数 = 会社数 + 個人事業者数である。また、中小企業は、常用雇用者 300 人以下（ゴム製品製造業は 900 人以下、旅館、ホテルは 200 人以下、卸売業、サービス業（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、旅館、ホテルを除く）は 100 人以下、小売業、飲食店は 50 人以下）、または、資本金 3 億円以下（卸売業は 1 億円以下、小売業、飲食店、サービス業（ソフトウェア業および情報処理・提供サービス業を除く）は 5,000 万円以下）の企業を中小企業とする。

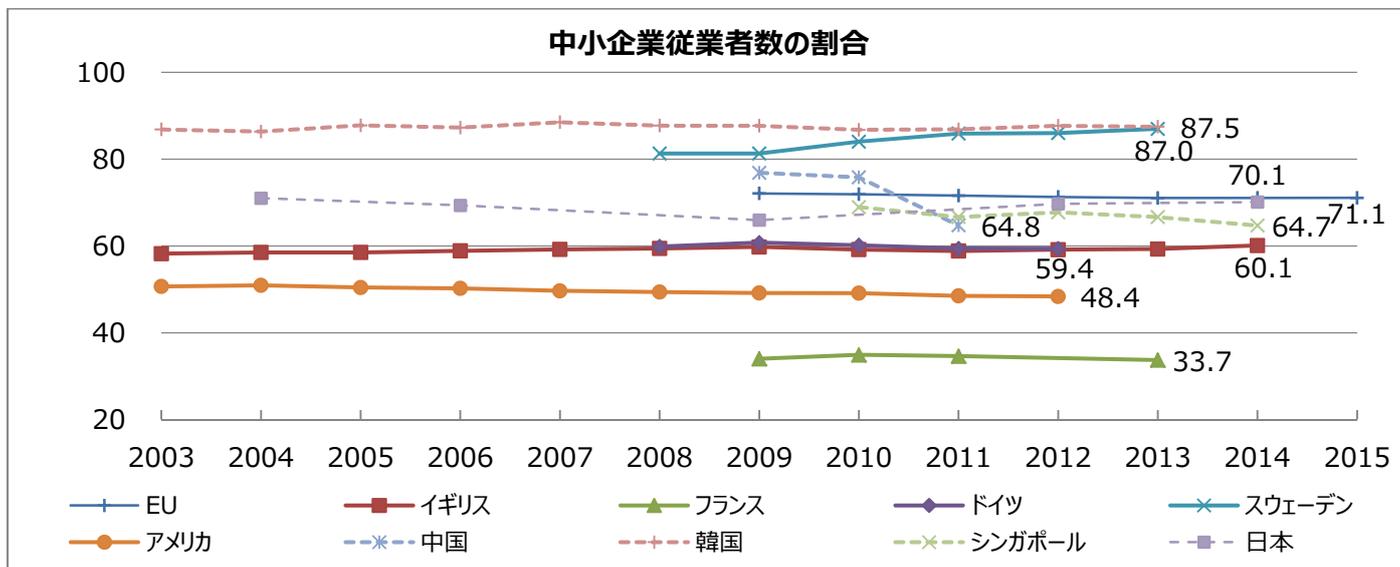
データの出所	
EU	中小企業 パフォーマンス レビュー（欧州委員会 域内市場・産業・起業・中小企業総局）
イギリス	イギリスと地方のビジネス人口推計：統計リリース（ビジネス・イノベーション・職業技能省）
フランス	中小企業 2014 - 中小企業の発展に関する報告書（BPI フランス、中小企業観測チーム）
ドイツ	ビジネスレジスターによる産業の構造（ボン中小企業研究所）
スウェーデン	（全産業合計のデータ無し）
アメリカ	中小企業経済活動 2012（中小企業庁助成政策審議局）
中国	中国経済センサス年鑑 2013（国務院全国経済センサスグループ事務室）
韓国	企業規模別・地域別・産業中分類別事業体数（中小企業庁）
シンガポール	統計システムより抽出（シンガポール統計局）
日本	事業所・企業統計調査、経済センサス（総務省・経済産業省）

※調査年：2004、2006、2009、2012、2014 年

3.2 全従業者数に占める中小企業の従業者数の割合

従業者数の割合には、国によって差が見られる。アメリカ、イギリスは 50～60%であり、韓国、スウェーデンでは 80%以上が中小企業における従業者である。韓国・スウェーデンでは、少しずつ増加の傾向も見られる。

図表 7 全従業者数に占める中小企業従業者数の割合 (%)



※フランスの値は、小規模事業者（自営の個人事業者）を除いた割合である。

※アメリカの値は、被用者数である。

※中国の値は、2011 年のみ微型の値が含まれている。

※日本の値は、中小企業は、常用雇用者 300 人以下（ゴム製品製造業は 900 人以下、旅館、ホテルは 200 人以下、卸売業、サービス業（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、旅館、ホテルを除く）は 100 人以下、小売業、飲食店は 50 人以下）、または、資本金 3 億円以下（卸売業は 1 億円以下、小売業、飲食店、サービス業（ソフトウェア業および情報処理・提供サービス業を除く）は 5,000 万円以下）の企業を中小企業とする。

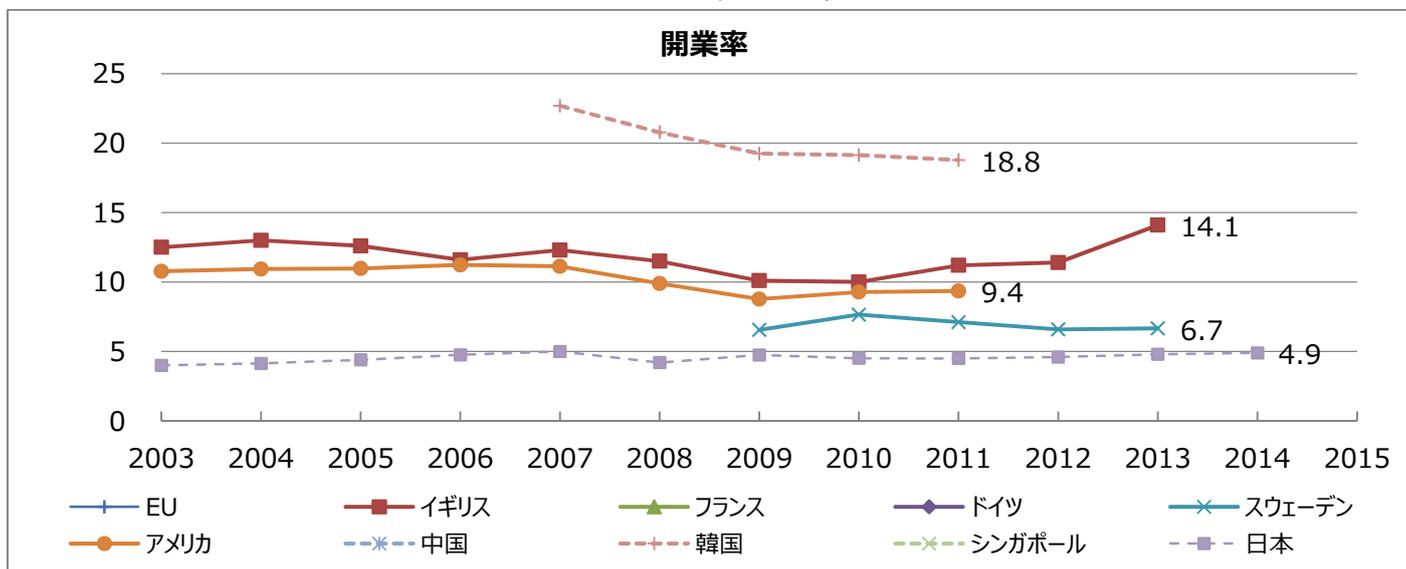
雇用者数（従業員数）の定義	
EU	従業員：その企業に従事しており、国内法において従業員とみなされる人々。研修生や職業訓練中の学生、育児休暇中の雇用者は含まれない。
イギリス	従業員数：企業と雇用契約を結んでおり、賃金もしくは給料を貰い受けているその企業で勤務する人々の数。事業が経営者で実施されている場合、従業員数は0となる。すなわち、経営者は従業員ではない。
フランス	明記されていない
ドイツ	従業員：社会保険の加入義務を負っている被雇用者。疾病保険・年金保険・介護保険の加入義務者および労働促進法に基づいて支払わなければならない分担金の義務者、または同法に基づいて雇用主が支払わなければならない分担金の対象者となるすべての被雇用者（職業訓練生を含む）が含まれる。
スウェーデン	明記されていない
アメリカ	被用者数：直近12か月の各給与支払期間に雇用された者の平均人数。給与支払台帳に記載のある者は、すべて被用者である。ただし、事業が12か月未満企業の被用者数は、事業を行った期間の平均とする。
中国	明記されていない
韓国	従業員：常勤勤労者、臨時勤労者、日雇勤労者のことである。 <常勤勤労者> 雇用契約期間が1年以上の賃金労働者。雇用契約は明示的（explicit）、および暗黙的（implicit）契約を含む。すなわち、以下の者を含む。1年以上勤務することを暗黙的雇用契約とし1年以上長期勤務した者。雇用契約期間の定めがなく正規職員として採用され、人事管理規定を適用され、賞与金・退職金等各種手当を支給される者。事業体の有給役員（社長、代表取締役、専務、常務、常勤監査等）。 <臨時勤労者> 雇用契約期間が1か月以上1年未満の賃金労働者。すなわち、以下の者を含む。雇用契約は明示的、暗黙的契約を含む。同じ事業体に1年以上勤務したが、契約期間が1か月以上1年未満、または最初から臨時職として雇用契約を結んだ者。 <日雇勤労者> 雇用契約期間が1か月未満の賃金労働者。すなわち、以下の者を含む。雇用契約は明示的、暗黙的契約を含む。毎日雇用され勤労の対価として日当制の給料を貰って働く者。
シンガポール	明記されていない
日本	従業員：調査日現在、当該事業所に所属して働いているすべての人。他の会社や下請先などの別経営の事業所へ派遣している人も含まれる。当該事業所で働いている人であっても、他の会社や下請先などの別経営の事業所から派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与を支給されていない人は含めない。

データの出所	
EU	中小企業 パフォーマンス レビュー（欧州委員会 域内市場・産業・起業・中小企業総局）
イギリス	イギリスと地方のビジネス人口推計：統計リリース（ビジネス・イノベーション・職業技能省）
フランス	中小企業 2014－中小企業の発展に関する報告書（BPI フランス、中小企業観測チーム）
ドイツ	ビジネスレジスターによる産業の構造（ボン中小企業研究所）
スウェーデン	産業別 SNI12007 による企業サイズ別による企業と雇用（スウェーデン中央統計局）
アメリカ	中小企業経済活動 2012（中小企業庁助成政策審議局）
中国	中国経済センサス年鑑 2013（国務院全国経済センサスグループ事務局）
韓国	中小企業全産業の現況－従業員数（中小企業庁）
シンガポール	統計システムより抽出（シンガポール統計局）
日本	事業所・企業統計調査、経済センサス（総務省・経済産業省） ※調査年：2004、2006、2009、2012、2014年

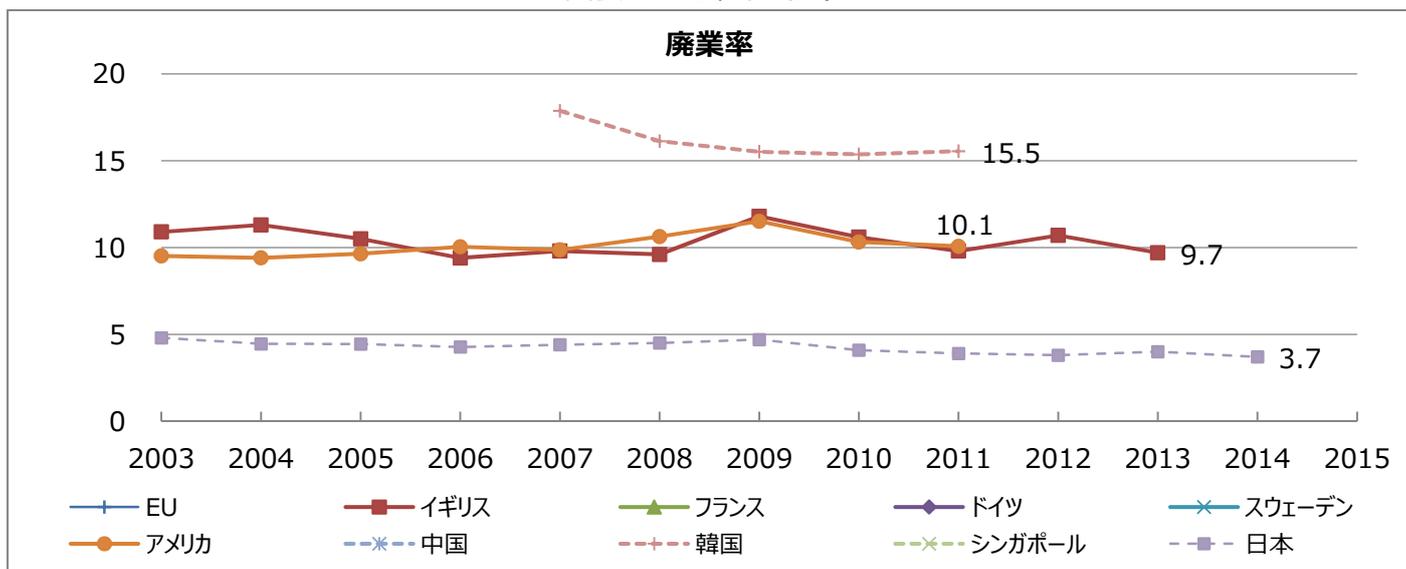
3.3 開業率・廃業率

開業率、廃業率の値を統計値として保有している国は多くないが、開業率は5~15%、廃業率は10%程度の国が多い。韓国では、開業率・廃業率ともに、少し高めに推移している。なお、ここで示す開廃業率は、中小企業に限定した統計値ではないが、各国ともに中小企業の割合が97~99%であるため、中小企業の開廃業率と近い状況として捉えられる。

図表 8 開業率 (%)



図表 9 廃業率 (%)



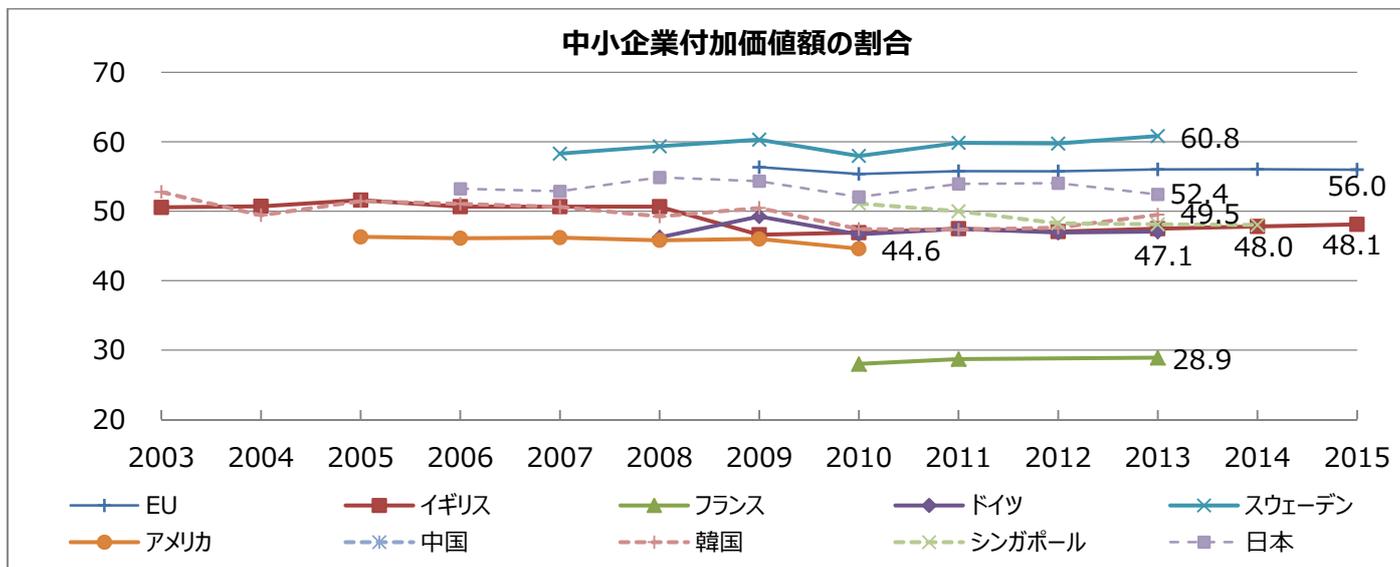
開廃業率の算出方法	
EU	—
イギリス	<p>企業統計データにおける開業および廃業件数の定義は以下のとおりである。</p> <p><開業> t 年には存在した企業で、t - 1 年もしくは t - 2 年には存在しなかった企業を指す。 開業は、企業活動年次報告（Annual active population files）を比較することで特定する。 すなわち、最新の報告に示されている企業で、過去 2 年の報告には示されていない企業のことである。</p> <p><廃業> t 年には活動が報告されていた企業で、t + 1 年、および t + 2 年にはその活動が報告されていない企業とする。 廃業件数の初期測定値を計算するため、2008 年と 2009 年の廃業件数は再活性化が可能なよう、調整されている。これらの値は暫定値であり、改正の対象となる。</p> <p><開廃業率> t 年の開業件数、もしくは廃業件数を、t 年に「活動している企業数」で割ったものである。活動している企業数とは、t 年に生産額もしくは雇用を報告している企業である。</p>
フランス	—
ドイツ	—
スウェーデン	開業率 = 新規事業者数 / 総事業者数
アメリカ	<p><開業・廃業> 開：初年度第 1 四半期には雇用事実がなかったが、次年度の第 1 四半期には雇用事実のあった事業所。 廃：初年度第 1 四半期には雇用事実があったが、次年度の第 1 四半期には雇用事実がなかった事業所。</p> <p><開廃業率> 開廃業率 = 開業・廃業法人 / 前年総事業者数 開業・廃業は、企業設立場所での数値と、他事業所の数値に分けられており、ここでは企業設立場所と他の事業所の数値を合わせて事業所の開業数・廃業数を概算。各年第 1 四半期が対象。</p>
中国	—
韓国	<p><開業> 新設法人。商法上の営利法人（株式会社、有限会社、合資会社、合名会社）で法院（商業登記所）に設立登記を終えた法人。個人企業は除く。</p> <p><廃業> 明記されていない</p> <p><開廃業率> 開廃業率 = 新設法人・廃業法人 / 当年総事業者数</p>
シンガポール	—
日本	<p>開業率 = 当該年度に雇用関係が新規に成立した事業所数 / 前年度末の適用事業所数 × 100 廃業率 = 当該年度に雇用関係が消滅した事業所数 / 前年度末の適用事業所数 × 100 適用事業所：雇用保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業所（雇用保険法第 5 条）</p>

データの出所	
EU	データ無し
イギリス	2013 年企業統計データ（国家統計局）
フランス	データ無し
ドイツ	データ無し
スウェーデン	業界別 SNI2007 組織形態別の 2009～2013 年での新規企業数（成長庁）（廃業率データ無し）
アメリカ	<p>・開廃業数：開廃業による企業規模別・主要業種別企業数および雇用数の変化 （中小企業庁助成政策審議局）</p> <p>・企業数：規模別の民間企業、事業所、雇用、年間賃金および収入 1988 年～2011 年 （中小企業庁助成政策審議局）</p>
中国	データ無し
韓国	付加価値税の地域別・業態別の事業者数 新規および廃業（中小企業庁）
シンガポール	データ無し
日本	雇用保険事業年報（厚生労働省）

3.4 付加価値額合計に占める中小企業付加価値額の割合

付加価値額の総額に占める中小企業の割合は、どの国でも大きな変化が見られない。スウェーデンやEUでは比較的高めではあるものの、ほとんどが40～60%の間に集中している。

図表 10 付加価値額合計に占める中小企業付加価値額の割合 (%)



※フランスの値は、小規模事業者（自営の個人事業者）を除いた割合である。

※韓国の値は、製造業のみの値である。

※シンガポールの値は、名目付加価値額における割合である。

※日本の値は、資本金1億円未満の企業を中小企業とした場合の割合である。

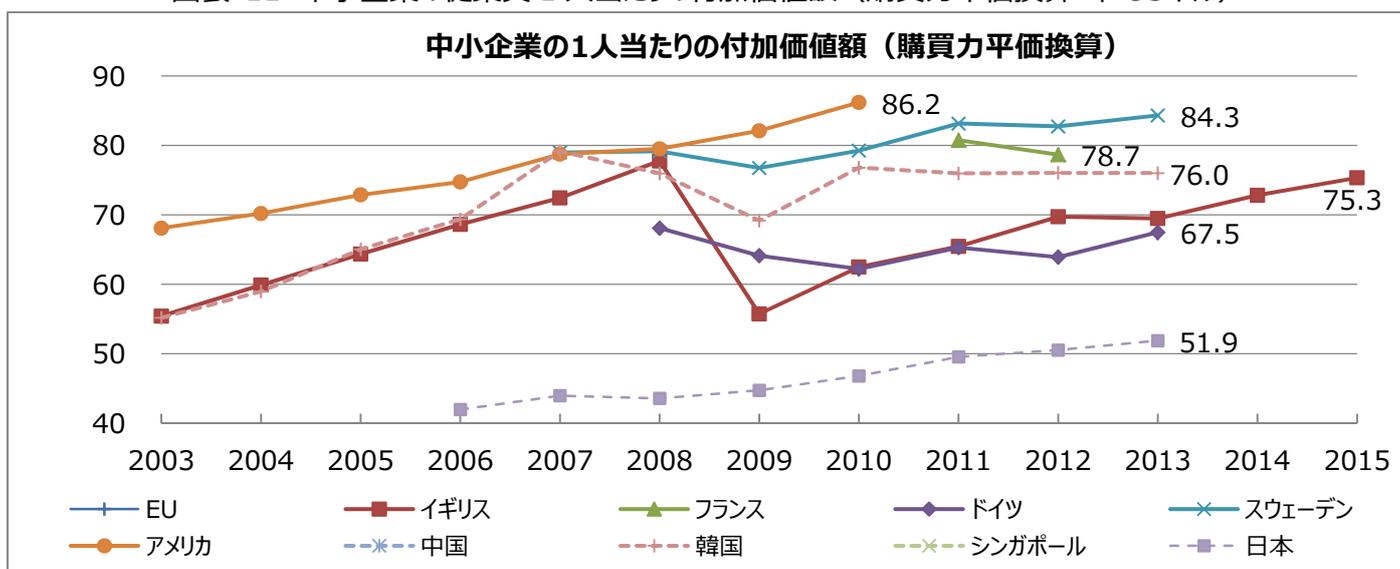
付加価値額の定義	
EU	付加価値額 = 売上高 + 資本化された生産高 + その他の他営業利益 + 株価の増減 - 物品の購入 - 売上高に連結した控除非対象の物品に課税される税金 - 生産高に連結している関税や税金
イギリス	付加価値額 = 生産額 - 原材料使用料
フランス	明記されていない
ドイツ	明記されていない
スウェーデン	明記されていない
アメリカ	付加価値額 = GDP ※GDP = 純利益（売上から支払給与、事業税、輸入関税から補助金額を差し引いた額）
中国	-
韓国	付加価値額 = 出荷額・修理加工料・受託収入額を合算した総出荷額 - 原材料費・燃料費・購入電力費・委託生産費等の直接生産費 ※年始年末の在庫変動が加減されず、減価償却費と国内消費税が含まれたもの。
シンガポール	明記されていない
日本	付加価値 = 人件費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課 + 営業純益

データの出所	
EU	中小企業 パフォーマンス レビュー（欧州委員会 域内市場・産業・起業・中小企業総局）
イギリス	中小企業 パフォーマンス レビュー（欧州委員会 域内市場・産業・起業・中小企業総局）
フランス	中小企業 2014 - 中小企業の発展に関する報告書（BPI フランス、中小企業観測チーム）
ドイツ	ドイツにおける中小企業の主要な数値（ボン中小企業研究所）
スウェーデン	産業分類 SNI2007 および企業規模による基本企業情報 2007～2013年（スウェーデン中央統計局）
アメリカ	中小企業の GDP：更新版 2002年～2010年（中小企業庁助成政策審議局）
中国	データ無し
韓国	従業者規模別の付加価値（中小企業庁）
シンガポール	統計システムより抽出（シンガポール統計局）
日本	法人企業統計調査（財務省）

3.5 中小企業の従業員 1 人当たりの付加価値額

中小企業の従業員 1 人当たりの付加価値額は、どの国も増加傾向ではあるが、横ばいに近い状態である。

図表 11 中小企業の従業員 1 人当たりの付加価値額（購買力平価換算・千 US ドル）



※OECD.stat (<http://stats.oecd.org/>) で公開されている各年の US ドルに対する購買力平価（Purchasing Power Parities for GDP, National currency per US dollar）にも基づき換算した値である。

※イギリスの値は、1 人当たりの生産高である。

※フランスの値は、小規模事業者（自営の個人事業者）を除いた割合である。

※ドイツの値は、中企業の値を採用している。

※日本の値は、資本金 1 億円未満の企業の値である。

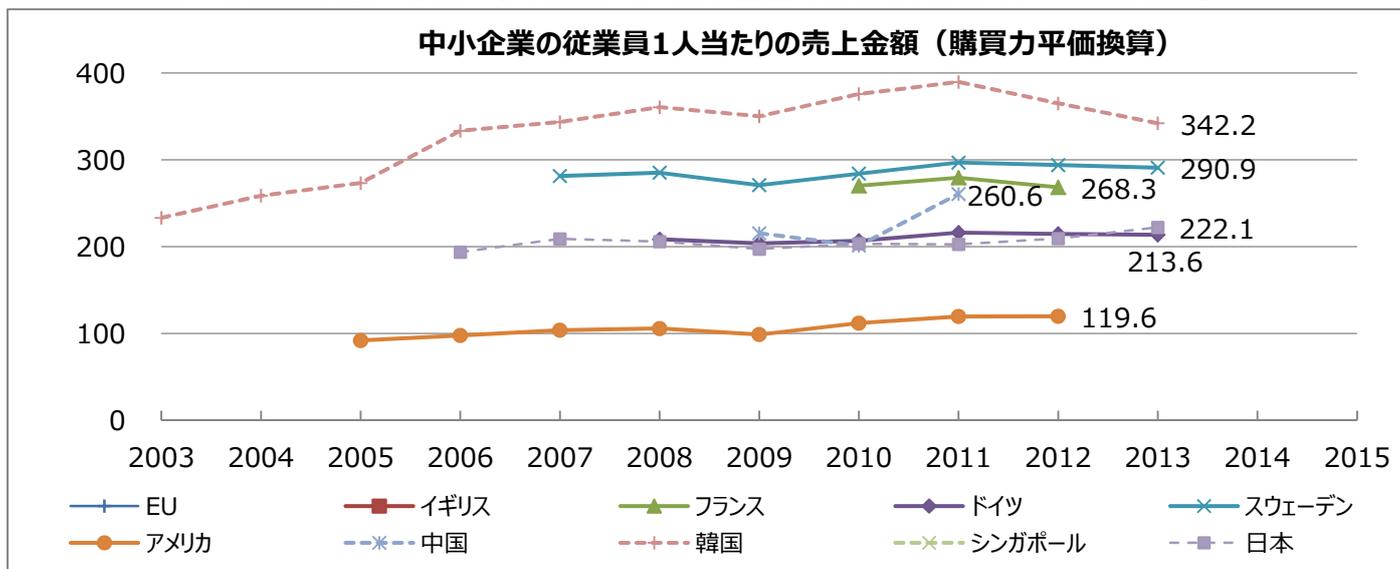
1 人当たりの付加価値額の定義	
EU	—
イギリス	従業員 1 人当たり生産高 = 付加価値額 / 従業者数
フランス	従業員 1 人当たりの付加価値額 = 付加価値 / 平均労働者数
ドイツ	従業員 1 人当たりの付加価値額 = 要素費用の総付加価値 / 従業員数
スウェーデン	従業員 1 人当たりの付加価値額 = 付加価値合計額 / 従業員数
アメリカ	従業員 1 人当たりの付加価値額 = GDP / 被用者数 ※GDP = 純利益（売上から支払給与、事業税、輸入関税から補助金額を差し引いた額）
中国	—
韓国	従業員 1 人当たり付加価値額 = 付加価値額 / 従業者数
シンガポール	—
日本	従業員 1 人当たり付加価値額 = 付加価値額 / 従業者数

データの出所	
EU	データ無し
イギリス	中小企業 パフォーマンス レビュー（欧州委員会 域内市場・産業・起業・中小企業総局）
フランス	2013 年フランス中小企業の状況（フランス銀行）
ドイツ	ドイツの企業、従業員、売上、投資と総付加価値：年次、企業規模別（GENESIS オンラインデータバンク）
スウェーデン	産業別規模別 SNI2007 による企業と企業経済の指標 2007～2013 年（スウェーデン中央統計局）
アメリカ	中小企業の GDP：更新版 2002 年～2010 年 付録：NAICS 産業分類による産業別・企業規模別の国内総生産（名目 100 万ドル・企業規模による構成比率）（中小企業庁助成政策審議局）
中国	データ無し
韓国	中小企業実態調査（中小企業庁）
シンガポール	データ無し
日本	法人企業統計調査（財務省）

3.6 中小企業の従業員 1 人当たりの売上金額

中小企業の従業員 1 人当たりの売上金額は、付加価値額に比べて開きがある。全体的に横ばいに近い状態である。

図表 12 中小企業の従業員 1 人当たりの売上金額（購買力平価換算・千 US ドル）



※OECD.stat (<http://stats.oecd.org/>) で公開されている各年の US ドルに対する購買力平価（Purchasing Power Parities for GDP, National currency per US dollar）に基づき換算した値である。

※フランスの値は、小規模事業者（自営の個人事業者）を除いた割合である。

※スウェーデンの値は、従業員 1 人当たりの販売額である。

※アメリカの値は、製造業のみの値である。

※中国の値は、2007 年から 2010 年までは年間主営売上高 500 万元以上の工業企業主要指標、2011 年以降は年間主営売上高 2000 万元以上の工業企業主要指標である。

※日本の値は、資本金 1 億円未満の企業の値である。

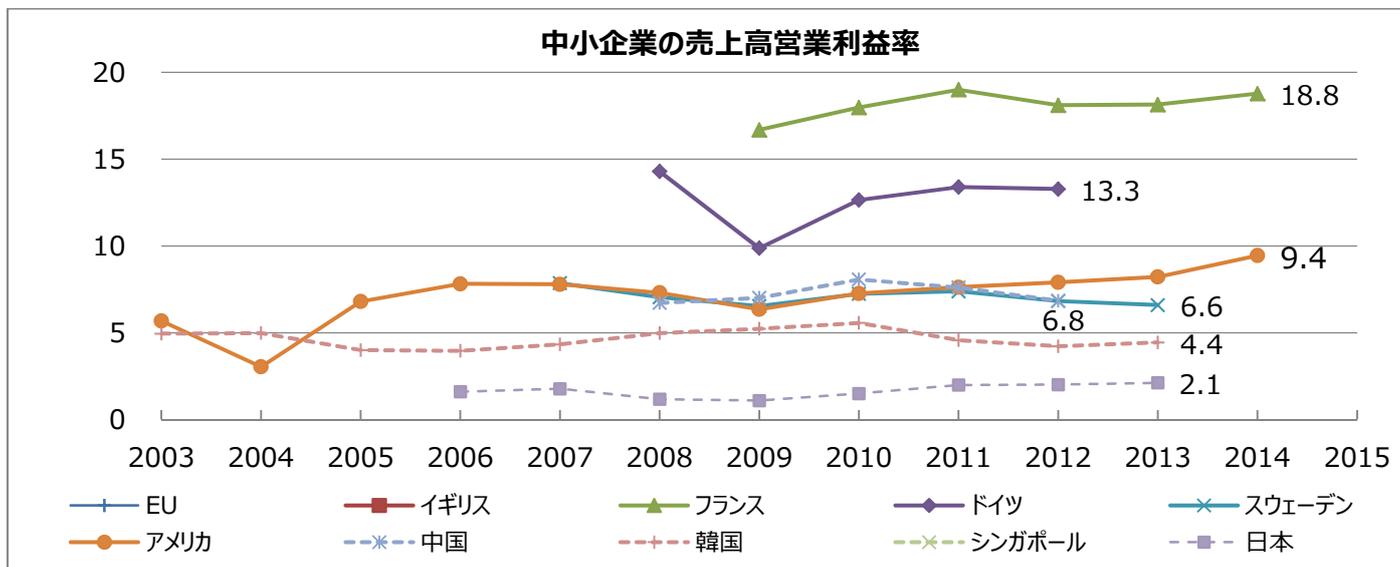
1 人当たりの売上金額の定義	
EU	-
イギリス	-
フランス	従業員 1 人当たりの売上金額 = 総売上高 / 正社員数 売上高 = 企業が本業での取引総額（税抜）
ドイツ	従業員 1 人当たりの売上金額 = 売上 / 従業員数
スウェーデン	従業員 1 人当たりの売上金額 = 販売額 / 従業員数
アメリカ	従業員 1 人当たりの売上金額 = 全製造業の売上高（純利益、収入および営業収益） / 被用者数
中国	明記されていない
韓国	従業員 1 人当たり売上金額 = 売上金額 / 従業者数
シンガポール	-
日本	従業員 1 人当たり売上金額 = 売上金額 / 従業者数

データの出所	
EU	データ無し
イギリス	データ無し
フランス	2013 年中小企業の発展に関する報告書（フランス銀行 企業局）
ドイツ	ドイツの企業、従業員、売上、投資と総付加価値：年次、企業規模別（GENESIS オンラインデータバンク）
スウェーデン	産業別規模別 SNI2007 による企業と企業経済の指標 2007～2013 年（スウェーデン中央統計局）
アメリカ	四半期財務報告（商務省）
中国	中国工業統計（中華人民共和国国家統計局）
韓国	中小企業実態調査（中小企業庁）
シンガポール	データ無し
日本	法人企業統計調査（財務省）

3.7 中小企業の売上高営業利益率（収益性）

中小企業の売上高営業利益率は、4～8%の国が多い。アメリカ、ドイツ、フランスでは、ここ数年間は利益率がやや上昇傾向である。

図表 13 中小企業の売上高利益率（%）



※イギリス・ドイツの値は、付加価値額営業利益率である。

※フランスの値は、小規模事業者（自営の個人事業者）を除いた割合である。また、営業総余剰/税引き後付加価値額である。2011年の利益率19%を基準として、前後の年の増減比を掛けて算出した。

※アメリカの値は、第3四半期の値を用いた。

※韓国の値は、中企業・製造業の値を用いた。

※日本の値は、資本金1億円未満の企業の値である。

売上高営業利益率（収益性）の定義	
EU	-
イギリス	収益性 = 営業利益/付加価値額
フランス	収益率 = 経営粗利益/付加価値
ドイツ	収益性 = 営業利益/付加価値額 ※営業利益 = 売上高 - 営業費用
スウェーデン	売上高営業（経常）利益率 = (販売額 - 付加価値税 - 法人税) / 売上高
アメリカ	売上高営業利益率 = 営業による利益（損失）/ 売上高（純利益、収入および営業収益）
中国	明記されていない
韓国	売上高営業利益率 = 純営業利益（製造・販売活動と直接関係がない営業外損益を除く）/ 売上高
シンガポール	-
日本	売上高営業利益率 = 営業利益/売上高

データの出所	
EU	データ無し
イギリス	中小企業 パフォーマンス レビュー（欧州委員会 域内市場・産業・起業・中小企業総局）
フランス	2014年フランスの中小企業の状況（フランス銀行）
ドイツ	1997年～2013年・ドイツ企業の財務諸表からの推定結果（ドイツ連邦銀行）
スウェーデン	中央統計局データベース（スウェーデン中央統計局）
アメリカ	四半期財務報告（商務省）
中国	中国経済センサス年鑑2013（国务院全国経済センサスグループ事務局）
韓国	中小企業実態調査（中小企業庁）
シンガポール	データ無し
日本	法人企業統計調査（財務省）

平成27年度
海外の中小企業・小規模事業者に関する制度及び統計調査に係る委託事業報告書
【概要版】

(発 行) 中小企業庁事業環境部企画課調査室
〒100-8141 東京都千代田区霞が関1-3-1
電 話 03-3501-1511 (代表)
担 当 住田、大室

(受 託) 株式会社三菱総合研究所 社会公共マネジメント研究本部
〒100-8141 東京都千代田区永田町2-10-3
電 話 03-5157-2111 (代表)
担 当 山田、酒井、古市、富田
